昭和十年七月一日印刷
昭和十年七月五日發行

（普及版古事類苑　全六十册）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川㈹　一〇五四番
　　　　　　　三三六九番

單式印刷株式會社印刷

（白石製本所　製本）

ズ、直行スルコト矢ノ如ク、須臾ニ五十町ノ外ニ至ル、且數船ヲ連進スルノ法有リテ、衆ノ火船自ラ賊船ヲ圍繞シテ燒打シ、其火ヲ發スルニ及テハ、數十ノ火矢ト烽烙ヲ震發シ、紅焰天ヲ焦シテ、黑烟地ヲ覆フ、絶テ人力ヲ勞スルコト無クシテ、意外ナル大功ヲ成ス、此業ヲモ年々一兩度ヅヽ操練シテ置クベシ、防海第一ノ火術ナリ、海國ハ鯨船、地引舟等ノ用ニ任ザル古舟ト雖ドモ、此ヲ乾燥テ貯置ベシ、自走火船ヲ製スルニ必用ノ物タリ、五艘一連、七艘一連ハ費多キヲ以テ、二艘カ三艘ヲ一連トシテ操練スベシ、此物少シモ人力ヲ用ルコト無クシテ勁敵ヲ破ル、信ニ前人未知ラザル所ノ火攻方ナリ、

れり、沒してのち、其術つたはらず、好事家の憾事とす、○中略我藩中に、稲荷屋喜右衛門といふもの、石綿を紡績する事に、千思万慮を費し、竟に自その術を得て、火浣布を織いだせり、又其頃我が近村大澤村の醫師黒田玄鶴も、同じく火浣布を織る術を得たり、各々秘してその術を人に傳へざるに、おなじ時、おなじ村つゞきにて、おなじ火浣布の奇工を得たるも一奇事なり、是文政四五年の間の事なりき、○中略源内死して奇術絶たりしに、件の両人いでゝ、火浣布の機術再世にいでしに、嗚呼可惜、此両人も術をつたへずして沒したれば、火浣布ふたゝび世に絶たり、かの源内は江戸の繁地に火浣布を織しゆゑ、其聞え高く、この両人は越後の辟境に火浣布をおりしゆゑ、其名低し、ゆゑにこゝにしるして、好事家の一話に供す、

〔筆のすさび四〕一機巧　備前岡山の表具師幸吉といふもの、一鳩をとらへて其の身の軽重羽翼の長短を計り、我が身のおもさをかけくらべて、自羽翼を製し、機を設けて、胸前にて操り、搏ちて飛行す、地より直に颺ることあたはず、屋上よりはうちていづ、ある夜郊外をかけり廻りて、一所野宴するを下し視て、もししれる人にやと近よりて見んとするに、地に近づけば風力よわくなりて、思はず落ちたりければ、その男女驚きさけびて、逃れはしりけるあとに、酒肴さはに殘りたるを、幸吉あくまで飲みくひして、また飛びさらんとするに、地よりはたち颺りがたきゆゑ、羽翼をおさめて歩して歸りける、後に此の事あらはれ、市尹の廳によび出だされ、人のせぬ事をするは、なぐさみといへども、一罪なりとて、両翼をとりあげ、その住める巷を追放せられて他の巷にうつしかへられける、一時の笑柄のみなりしかど、珍らしき事なればしるす、寛政の前のことなり、

〔兵法一家言三機變〕予○佐藤信淵が阿州ニテ工夫シタル自走火船ハ、諳厄利亞船ヲ燒打スルニハ、極テ酷烈ナル者ナリ、所謂予ガ自走火船ハ、火藥ヲ以テ船ヲ走ラシムルヲ以テ、風波ノ逆順ニ拘ハラ

ニ天下旱魃シケル年、萬ノ所ノ田皆燒失ヌト嘆シルニ、增テ此ノ田ハ賀茂川ノ水ヲ人レテ作ル田ナレバ、其河ノ水絕ニケレバ、庭ノ樣ニ成テ苗モ皆赤ミヌベシ、而ルニ高陽親王此ヲ構給ケル樣、長ケ四尺許ナル童ノ、左右ノ手ニ器ヲ捧テ立テル形ヲ造テ、此田ノ中ニ立テ、人其童ノ持タル器ニ水ヲ入ルレバ、盛受テハ卽チ顏ニ流懸々々スレバ、此ヲ興ジテ聞繼ツヽ、京中ノ人市ヲ成シテ集テ、水ヲ器ニ入レテ見興ジ、喤ル事无限シ、如此爲ル間ニ、其水自然ラ□干田ニ水多ク滿ヌ、其時ニ童ヲ取隱シツ、亦水乾キヌレバ童ヲ取出シテ、田ノ中ニ立ツ、然レバ亦前ノ如ク人集テ、水ヲ入ルヽ程ニ田ニ水滿ヌ、如此シテ其田露不燒シテナム止ニケル、此極キ構ヘ也、此モ御子ノ極タル物ノ上手、風流ノ至ル所也トゾ、人讃ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔三代實錄 四十九 光孝〕仁和二年七月四日辛巳、僧由蓮卒、○中略 性聰明多涉、內典、兼好老莊、尤有巧思、所作究妙焉、

〔太平記 七〕千劒破城軍事

宗徒ノ大將達評定有テ、御方ノ向ヒ陣ト、敵ノ城○千劒破城トノ際ニ、高ク切立タル堀ニ橋ヲ渡シテ、城ヘ打入ラントゾ巧マレケル、爲之京都ヨリ番匠ヲ五百餘人召下シ、五六八九寸ノ材木ヲ集テ、廣サ一丈五尺、長サ二十丈餘ニ、梯ヲゾ作ラセケル、梯既ニ作リ出シケレバ、大繩ヲ二三千筋付テ、車ヲ以テ卷立テ、城ノ切岸ノ上ヘゾ倒シ懸タリケル、魯般ガ雲梯モ、角ヤト覺テ巧也、

〔續武將感狀記〕大坂ノ多陣ニ、○中略 源君○德川家康 九鬼○守隆 ニ命ジテ、新橋ノ隅矢倉ヨリ所發ノ佛狼機ヲ捍シム、守隆、盲船ヲ造リテ水底ヲ潛行シ、終ニ佛狼機ヲ以テ隅矢倉ヲ打破リ、此ヨリ盲船ノ法世ニ傳ルハ、九鬼家ノ始テ所製也、

〔北越雪譜 二編 四〕火浣布

寶曆年中、平賀鳩溪 源內 火浣布を創製し、火浣布考を著し、和漢の古書を引、本朝未曾有の奇工に誇

堂ヲナム起タル、御シテ見給ヘ、亦壁ニ繪ナド書テ得サセ給ヘトナム思フト、互ニ挑乍ラ、中吉クテナム歳レケレバ、此ク云事也トテ、川成飛驒ノ工ガ家ニ行ヌ、行テ見レバ、實ニ可咲氣ナル小サキ堂有リ、四面ニ戸皆開タリ、飛驒ノ工彼ノ堂ニ入テ、其内見給ヘト云ヘバ、川成延ニ上テ南ノ戸ヨリ入ラムト爲ルニ、其戸ハタト閉ツ、驚テ廻テ西ノ戸ヨリ入ル、亦其ノ戸ハタト閉ヌ、亦南ノ戸ハ開ヌ、然レバ北ノ戸ヨリ入ルニハ、其戸ハ閉テ西ノ戸ハ開ヌ、亦東ノ戸ヨリ入ルニ、其戸ハ閉テ北ノ戸ハ開ヌ、如此廻々ル數度入ラムト爲ルニ閉開ツ入ル事ヲ不得、侘テ延ヨリ下ヌ、其時ニ飛驒ノ工咲フ事无限リ、川成妬ト思テ返ヌ、其後日來ヲ經テ、川成飛驒ノ工ガ許ニ云遣ル樣、我ガ家ニ御坐セ、見セ可奉物ナム有ルト、飛驒ノ工定メテ我ヲ謀ラムズルナメリト思テ、不行カヲ、度々數ニ呼ベバ、工川成ガ家ニ行キ、此來レル由ヲ云入レタルニ、此方ニ入給ヘト令云ム、云ニ隨テ廊ノ有ル遣戸ヲ引開タレバ、内ニ大キナル人ノ黑ミ脹鼻タル臥セリ、臭キ事鼻ニ入樣也、不思懸ニ此ル物ヲ見タレバ、音ヲ放テ愕テ去返ル、川成内ニ居テ、此音ヲ聞テ咲フ事无限リ、飛驒ノ工怖シト思テ土ニ立テルニ、川成其遣戸ヨリ顏ヲ差出テ、耶己レ此ク有ケルハ只來レト云ケレバ、恐々ツ寄テ見レバ、障紙ノ有ルニ、早ウ其死人ノ形ヲ書タル也ケリ、堂ニ被謀タルガ妬キニ依テ、此クシタル也ケリ、二人ノ者ノ態此ナム有ケル、其比ノ物語ニハ、萬ノ所ニ此ヲ語テナム、皆人譽ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔三代實錄五清和〕貞觀三年三月十二日丙戌、授從八位下齋部宿禰文山從五位下、文山修理東大寺大佛、巧思不恒、功夫早成、仍以賞焉、

〔今昔物語二十四〕高陽親王造人形立田中語第二

今昔、高陽親王ト申ス人御ケリ、此ハ□□天皇ノ御子也、極タル物ノ上手ノ細工ニナム有ケル、京極寺ト云フ寺有リ、其寺ハ此親王ノ起給ヘル寺也、其寺ノ前ノ河原ニ有ル田ハ此寺ノ領也、而ル

〔續日本紀 十五 聖武〕天平十六年十月辛卯、律師道慈法師卒、(天平元年爲律師)法師俗姓額田氏、添下郡人也、性聰悟、爲衆所推、○中略 遷造大安寺於平城、勅法師勾當其事、法師尤妙工巧、構作形製皆稟其規模、所在匠手莫不歎服焉、卒時年七十有餘、

〔日本後紀 二十一 嵯峨〕弘仁二年三月廿五日己未、阿牟公人足授外從五位下、人足者大安寺僧秦仙也、以工術聞、令造漏剋、積年乃成、帝嘉其巧思、還俗敍位、雖機巧可奇、而隻辰易差、不爲用、

〔續日本後紀 四 仁明〕承和二年九月乙卯、外從五位下島木史眞機功之思、頗超群匠、欲修邊近兵、自製新弩、縱令四面可射、廻轉易發、是日大臣以下執政、於朱雀門召集諸衞府、以新弩試射之、向南發、聞抗發之聲、不現矢去之影迹、其矢所止不得的知、

〔今昔物語 二十四〕百濟川成飛騨工挑語第五

今昔、百濟ノ川成ト云フ繪師有ケリ、世ニ並无キ者ニテ有ケル、瀧殿ノ石モ此川成ガ立タル也ケリ、同キ御堂ノ壁ノ繪モ、此ノ川成ガ書タル也、而ル間川成從者ノ童ヲ逃シケリ、東西ヲ求ケルニ不求得リケレバ、或高家ノ下部ヲ雇テ語ヒテ云ク、己レガ年來仕ツル從者ノ童既ニ逃ニケリ、此尋テ捕ヘテ得サセヨト、下部ノ云ク、安事ニハ有レドモ、童ノ顏ヲ知タラバコソ搦メヽド、顏ヲ不知シテハ、何デカ搦メムト、川成現ニ然ル事也ト云テ、疊紙ヲ取出テ、童ノ顏ノ限ヲ書テ、下部ニ渡シテ、此ニ似タラム童ヲ可捕キ也、東西ノ市ハ人集ル所也、其邊ニ行テ可伺キ也ト云ヘバ、下部其顏ノ形ヲ取テ、卽チ市ニ行ヌ、人極テ多カリト云ヘドモ、此ニ似タル童无シ、暫ク居テ若ヤト思フ程ニ、此似タル童出來ヌ、其形ヲ取出テ競ブルニ、露違タル所无シ、此也ケリト搦テ、川成ガ許ニ將行ヌ、川成此ヲ得テ見ルニ、其童極ク喜ビケリ、其比此ヲ聞ク人、極キ事ニナム云ケル、而ルニ其比飛騨ノ工ト云フ工有ケリ、都遷ノ時ノ工也、世ニ並無キ者也、武樂院ハ其工ノ起タレバ微妙ナルベシ、而ル間此工、彼ノ川成トナム、各其態ヲ挑ニケル、飛騨ノ工、川成ニ云ク、我ガ家ニ一間四面ノ

ル事ノヤウニ、佐國ホドニヤオハシケントイヒケリ、長方卿ハ、コレヲキ・テナキケリ、國王ノ、サホドノ學生ニテオハシマシケンコトヲ感ジテナリ、

〔古事談〕一 王道后宮 白川院被仰云、吾是文王也、必以稽古大才不謂文王、吾抽賞匡房非尊文道乎、以尊文道則謂文王也云々、

技巧

技巧ハ、技術ニ精巧ナルヲ謂フ、古來巧思ニ富ミ、國家有用ノ事物ヲ發明セシモノ尠カラズ、而シテ技巧ノ事タル、其範圍極メテ廣ク、悉ク載スルニ堪ヘズ、今ハ只其一端ヲ示スノミ、

名稱

〔類聚名義抄〕一 工 音功 タクミ　〔同〕十 雜 巧巧 通、正、タクミニス

〔倭訓栞〕中編十三 たくむ　巧をよめり、手組の義なるべし、靈異記には指撝もよめり、

〔日本靈異記〕上 得雷之喜令生子強力子縁第三 ○中略

指撝 タクミテ

技巧例

〔本朝文粹〕二 意見封事 意見十二箇條　　善相公 清行

一請停以贖勞人補任諸國撿非違使及弩師事 ○中略

臣伏見本朝戎器強弩爲神、其爲用也、短於逐擊、長於守禦、古語相傳云、此器神功皇后奇巧妙思、別所製作也、故大唐雖有弩名、曾不如此器之勁利也、○中略

延喜十四年四月廿八日從四位上行式部大輔臣三善朝臣清行上封事

〔日本書紀〕二十七 天智 十年四月辛卯、置漏剋於新臺、始打候時動鐘鼓、始用漏剋、此漏剋者、天皇爲皇太子時、始親所製造也云云、

休息の御座所、又は御茶屋にめされて、御質問ありしが、いかにも好文の主にてましく〳〵けるとて、ひそかに感嘆し奉りたり、

〔銀臺遺事　下〕若くましく〳〵ける程〇細川重賢より、學文を好ませたまひ、常に書籍を遠ざけ給はず、狩に出給ふにも、かならず持行かしむ、日毎に朝の御膳すみては、必書を御覽あり、また月に六度の會桒ありて、近習の人々を召しつどへて讀給ふ、凡會讀は、あらかじめよみてこそ其甲斐ありとて、下讀といふ事一度も怠り給はず、されば御一代に會讀ありける書籍、經史子集數百卷に及べり、其中論語、詩經、書經、左傳、漢書杯をば、くりかへしあまたよみ給ふ、もし會の日さわる事あれば、かならず日を替て、六度の數をみて給へり、又其書の難儀をみな考へ見て、手づから書き加へ給ふ、今も文庫に手澤の殘りける、數云れずありなん、

〔先哲叢談後編　七〕小川泰山

泰山自執謁於北山、雖烈風大雨、未嘗不詣師家之闕、嘗大雪、戴一巨笠赴之、途未至半、雪積笠重、力不能勝之、顚蹶大傷膝焉、人懇扶之、勸令返家、不肯、遂至師許、忍痛受業若常、比隣傳爲美談矣、

〔百家琦行傳　四〕嵩村竹

東武靑山熊野横町に、嵩の村竹といへる老人在けり、〇中略或商人の傜遜になりて、やう〳〵に成長、つひには俚き野桒商人とはなりにけり、幼年より、書を見る事を好のあまり、一日商ひし、いささかの利德をうるときは、且當日の米を買、殘れる錢は私に貯蓄おき、書を求めて是をよむ、覺に一日淸かなる衣服を著し事なく、家は破れかたぶきたれども厭ず、〇下略

〔菅家文草　二〕近日野州安別駕製一絶、寄諸同志、有頻歷外吏獨後倫輩之歎、予不勝助憂、聊依本韻訓君會獻策立公車、政事當求孔子家、請抱貞心能報國、寒松不道遂無花、

〔續古事談　一王道后宮〕後三條院ハ、イカ程ノ學生ゾト人ノ間ケレバ、江中納言〇大江匡房オモヒマウケタ

余曾慨讀社入場屋之人、例皆其學之不根、故以此書爲業、自學此以來、猶書籤難讀書、實牧中節之恩也、今也季玉與余同其志、而不同其病則可也、嗚呼予學之之日已餘二十年也、髮禿齒缺、无所成者、一箇別道人、不得醫得耶、文明八年丙申中冬冬至之後二日書、

〔先哲叢談 四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、又號古義堂、私謚古學、平安人、○中略

仁齋家故赤貧、歲暮不能買糯餈、亦曠然不以爲意、妻跽進曰、家道育物、妾未嘗爲不堪、而獨其不可忍者稚子原藏、未解貧爲何物、羨人家有餈、逆求不已、妾雖口能叱呵之、腸爲斷絕、言訖泣下、仁齋壓几閱書、一言不答、直卸其所著外套以授妻、

〔先哲叢談 六〕荻生徂徠○中略

徂徠看書向暮、則出就簷際、簷際亦不可辨字、則入對齋中燈火、故自旦及深夜、手無釋卷之時、其平生精分陰者、率此類也、

〔先哲叢談 三〕谷彬、字宜貞、小字三介、號已千、又號一齋、土佐人、○中略

一齋悟性不逮中人、而勤苦求志、以是其學有體用、徂徠蘐園隨筆曰、有谷一齋先生者、嘗上封事而沮格不用焉、予得其藁而讀之、其中有遷都事、故予以此而謂其學不爲無所見也、方今之世、能爲斯業、亦難其人矣哉、夫徂來名擅一世、於詞林鮮許可、而獨稱之如此、則足以定一齋、

〔先哲叢談 七〕宇鼎、字士新、小字三平、號明霞軒、本姓宇野、裁爲宇氏、平安人、○中略

士新刻勵讀書、足不踰戶閾十有餘年、時人爲之語曰、都下不見者有三焉、不見宇野三平至市、不見香川太沖治病、不見谷左中作文、

〔浚明院殿御實紀附錄 一〕無點の唐本、何にてもすら〳〵と御よみあり、○中略家治德川御晚年には、多紀安元元惠奥醫師、法印、永壽院といふ、などをもて、御侍讀となされしとぞ、同人のかたりしは、中々尊貴の御學問にはあらず、眞に博士風の御學問なりと、ひそかに感服し奉りけり、また成島忠八郎和鼎をば、御

易深シト申ケリ、其論事ノ外ニシアガリテ、文ヲ取出、本文ヲヒクニ及ビニケリ、良久ク論ジカタマリテ後、入道遂ニ奉負ヌ、サテ入道申テ云ク、今ハ御才智スデニ朝ニ餘ラセ給ニケリ、御學問イルベカラズ若猶セサセ給ハヾ、一定御身ノタヽリトナルベシト申テ出ニケリ、此事ヲ自モイミジキ事ニオボシテ御日記ニカヽレタリ、其詞ニ云ク、先年院ニシテ學問スベキヨシヲ被誂コトハ、予ガ廿ノ歳ナリ、今病席ノ論廿四歳也、ワヅカニ四年ノ間ニ、才智既ニ彼ガ許可ヲ蒙ル、都テ四年ノ學問ノ間、書卷ヲ開クゴト、彼一説ヲ忘ルヽ事ナシ、今感涙ヲ拭ヒテ、此事ヲ記スト云々、

〔臥雲日件錄〕寶德元年閏十月三日、長照院竺華來過、竺華曰、慈氏祖翁、住常在光寺時、一日心華來扣、祖翁告之曰、若爲文字商量、則頻來也不妨、若爲講讀、則不可也、老僧惜日、不徒對賓客也、心華爲之歛伏、以后來時、凡所疑之事、件々書之掌面、逐一咨問、或有不是則口此事常人所知、何故相問、心華曰、常人縱口棣不知云々、予曰、心華文所以心華、其口今人口不問疑者、沼々皆是矣、凡學口不進、口問與不問乎、竺華曰、吾翁大椿、筑紫人也、少年東遊、就常州師、學四書五經、始聞孟子講時、食不足、就人求豆一斗、掛之座隅、日熬一握、以療飢耳、如此者凡五旬、後將聞易語、而乏資用、爲之西歸紫陽、求財於親族、得錢十五貫、自持又東遊、遂得易學云々、予曰、今時如此困學者、不復多見之、

〔佛祖宗派綱要〕天龍開山夢窻疎石、南禪義堂周信、南禪大椿周亨、

〔史記抄扁鵲倉公四十五〕余嘗就慈氏牧中師學此書、中傳之師叔大椿翁、及其兄江心川首座、聽漢書於妙智、而上自六經諸史、下至子集、無書不學、無學不講、況於經敎語錄哉、可謂博聞强記矣、所恨者、唯著述少、雅名不聞于叢林、惜矣哉、○中略中至此卷辭曰、不嘗習、而可傳之乎、余强而請之、不得已而講而已、太半不可曉、余所聽必抄、獨此卷不抄、以竢師受也、季玉藏主使余讀此史、適至四十五之卷缺焉、卽取一兩部醫書脈訣等、與季玉相議、抄以補其缺、亦不得已之意也、余區々于此、以假名字而書者餘四十紙、宜哉余之著述之不上乎人眼也、

略善縄齡弱冠、入學事師、耽讀群籍、未嘗釋手、博渉多通、妙擬思、凡所閲覽、多誦於口、有兼人之敏、時之好學、无能及者、天長之初、奉試及第、被補俊士、〇中略七年對策、詞義甚高、式部省評處之丙第、是年春、内記闕、帝本自重士、慮缺此職、以俟善縄、至于夏五月、善縄擢第、六月遂補少内記、文路榮之、

〔本朝世紀〕康和元年六月廿八日己亥、關白從一位行内大臣藤原師通公薨、〇中略公受性豁達、好賢愛士、以仁施人、以德加物、多進文學之士、漸退世利之人、嘉保永長間、天下肅然、機務餘暇、好學不倦、就權中納言大江匡房卿、受經史說、以儒宗也、又召大學頭惟宗孝言朝臣、令侍且讀、九厥百家、莫不通覽、又巧篆隷、能長絲竹、就太宰帥經信卿、學琵琶、論其骨法、有藍青、又體貌閑麗、容儀魁悟、匡房卿偸語人云、望公威容、殆不類本朝人、恨不令見殊俗之人、冀時春秋卅八、天與其才、不與壽、嗟呼惜哉、

〔台記〕康治二年九月廿九日癸未、辰始本院還御、余〇藤原賴長退出歸家之後、見御覽卷第一百卅八了、日來以此書入車中見之、將見之間、成佐、答云可、又問友業、答云、御覽者臨時見之可也、雖見首尾難覺也、余從成佐之議見之、一无覺、百卅八卷之中不過十、不慎其前悔其後、此之謂乎、友業之言是也、因今廢御覽學、今日所見及一千三十卷、

〔續古事談〕二臣節入道〇藤原信西出家ノ心付テ後、院ニテ宇治ノ左府〇藤原賴長ノイマダワカクオハシケルニ參會テ申テ云ク、ヲノレハ出家ノ暇申テ、已ニ法師ニナリ侍リナムズ、ソレニイタマシキ事ノ一侍也、才智身ニ餘リヌルモノハ、遂ニ不運ナリト人ノ申テ、學問ヲモノウクセムズル事ノカナシキナリ、君ハ攝籙ノ家ニ生レテ、前途タノミオハシマス、必學問才智ヲ極メテ、シカモ人臣ノ位ヲ極サセ給テ、ヲノレ故人ノオコシタラム邪執ヲヤブリテ給ヘト被申ケレバ、ツラ〳〵トカホヲマモリテ、御目ニ涙ヲ浮ベテ、詞ハナクテウナヅカセ給ケリ、其後出家シテ、兩三年ヲヘテ後ニ、左府風ノ病ヲ煩給ケルニ、入道御訪ニ參シテ、御病オモカラネバ、乍臥文談シ給ケルホドニ、龜ノウラト周易ノウラト、何レ深シト云事ヲ云出シテ、左府ハ龜ノウラ深シト被仰ケリ、入道ハ周

デ御觸アリ、此時鍋島主水ニ學問方頭人被仰付、

〔續日本紀 二十九 稱德〕神護景雲二年八月癸丑、賜大學直講正七位上凡直黒鯛伊豫國稻一千束、並授其母從八位下、賞勤學也、

〔元亨釋書 二 慧解〕釋善珠、姓安部氏、京兆人、或曰、太皇后藤宮子之棄子也、少魯鈍、而以此爲恥、學唯識宗、習因明論、昏窒不通、勵志無撓、時毒暑、頭腫如熟瓜、鬢髮盡落、珠之勤業率類之、以故博該三藏、延曆十六年正月、侍皇太子病、事在資治表、其年四月化、歲七十五、

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、篁參議正四位下岑守長子也、岑守弘仁之初爲陸奧守、篁隨父客遊、便於據鞍、後歸京師、不事學業、嵯峨天皇聞之、歎曰、既爲其人之子、何還爲弓馬之士乎、篁由是慚悔、乃始志學、十三年春、奉文章生試及第、

〔三代實錄 四 淸和〕貞觀二年十月廿九日乙巳、正三位行中納言橘朝臣岑繼薨、岑繼者贈太政大臣正一位淸友朝臣孫、而右大臣贈從一位氏公朝臣之長子也、氏公朝臣、是仁明天皇之外舅、岑繼所生、是仁明天皇之乳母、故天皇龍潛之日、陪於藩邸、稍蒙寵幸、岑繼身長六尺餘、腰圍差大、爲性寬緩、少年愚鈍、不好文書、天皇見其無才、歎曰、岑繼也是大臣之孫、帝之外家、若有才識、公卿之位、庶幾可企、何其不讀書之甚哉、岑繼竊聞、慙恐於心、乃改節勵精、從師受學、皆傳略通意旨、

〔三代實錄 五 淸和〕貞觀三年九月廿四日乙未、正五位上行刑部大輔豐階眞人安人卒、○中略安人少幾悟有局量、以好學早知名、涉讀史傳、最精漢書、○中略卒時、年六十五、

〔元亨釋書 二 慧解〕釋明詮、十許歲、離家入元興寺、學相宗、始不敏、志抱屈、乃欲出他之、適雨降、憩殿陛、見簷溜落階、其石皆窪、忽猛省曰、至柔穿至堅、漸積之爲也、我雖昏愚、豈可息乎、便還房勵所業、晝夜不懈、寢飡齊舍、自此得高譽於南方、貞觀六年任僧都、十年五月十六日卒、年六十、

〔三代實錄 十七 淸和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、善繩字名達、左京人也、○中

難調事ニ付、此節ノ時世ニ付テモ、文學ノ儀ハ、別テ成立候樣ニト被思召候、依之在館ノ諸生ハ申迄モ無之、館外ニテ文學ニ志有之面々、孰モ學業相勵候樣、且又小學生モ、人才ノ幼稚取立、肝要ノ儀ニ付、素讀成立候樣旁申請、氣付ノ筋ハ無遠慮可申出候事、

〔日本教育史資料八舊佐賀藩學制〕學事上ノ諸制度

寶永五年八月、聖堂心遣、人才取立等、實松元林江被仰付、聖堂之事ハ詳ニ于後丹後守吉茂代

正德三年十二月九日　家老鍋島主水江

御先代御建立被成候聖堂の儀、御家中之者共爲學問候處、及近年は、諸人風俗惡敷、利欲之事而已にて、學問の沙汰も無之、聖堂も大形に罷成由被聞召、甚以不可然事候、依之右役、其方江被仰付候儀、御家中之諸士、學問に心を寄、風俗もなをり、於聖堂も、彌物立候樣に、其心遣可被仕候、其方儀、内々學問方にも心掛の由被聞食、旁に付而右役被仰付候間、以吟味了簡可相勤旨被仰出候也、

右大木兵部を以仰渡之、其仕組等之義、石田平左衛門、諸岡彥右衛門、竹内權右衛門抔、内話可有之旨、右三人ハ年寄役ナリ

信濃守宗茂代　享保十七年子六月十一日鬼丸聖堂ノ儀、御國中道藝ノ要場ニテ、諸生日々經義ヲ講明イタシ、上下ヲ敎化シ、風俗ヲ正シ、政道ヲ補ケ、專ラ勸戒ヲ施スベキ旨、御先代御家中ニモ、毎度學問ヲ勵ミ、忠孝ヲ專ニスベキ旨仰出サルトイヘドモ、其志厚カラズ、殊ニ百姓町人ナドハ、出入サヘ用捨イタシ、只今ノ通ニテハ、勸學ノ御賢慮、下ニ相達セズ、此ニ因テ門人ノ内、人才德行ヲ選ミ、日々輪番ニ經書ヲ講釋セシメ、勿論諸組、並ニ百姓町人迄モ聽聞イタシ、學風興起セシメ度由、實松林左衛門ヨリ奏議スルノ旨、諸役所ヨリ上聞ス、公聞召サレ、彌上下ニ限ラズ、學問ヲ勸メ、忠孝ヲ勵ミ、政道ヲ補翼セシムベキノ旨仰出サル、御家中鄉内山内津内町家マ

四書小學ノ內ノ文義ヲモ辨ヘ、人ニ生レテハ、親ヘハ孝ヲ盡シ、御國法ヲ不背、一類和睦シ、上ヲ重ンジ、奉行代官庄屋等ノ申付ヲ用ヒ、家職ノ耕作ニ精ヲ出シ候筈ト、心ヨリ合點仕候者、後々一村ニ一人二人宛モ有之候ハヾ、在々ノ風俗ノ益ニ可成ト被思召テノ事ニ候、上ヨリハ御國主ノ御役ト被思召、被仰付事ニ候得共、末々ノ身ニ仕候テハ、寔猿同然ノ百姓共ノ子供、手習所ノ致ニヨリ、一文字モ引、算盤ヲモ覺、若クハ其身器用ニテ、文字讀ニテモ仕習候ハ、難有事トハ不存候哉、此段ハ不及申、子供ヲ手習所ヘ出シ候親々ノ身ニテバ、台點不參事ニ候、前々ハ、自分ニ造作ヲ仕、手習算用習ハセ候ニ、只今ハ從公儀、夫々ノ師匠ヲ被仰付、何ノ構モナク、心掛次第ニ稽古仕ハ、忝キ事ニ候、末々之百姓ノ子供、物ヲ書習算用仕、文字讀ヲ致シ習候トテ、上ノ利ノ御爲ニ成候事ハ少モ無之候得共、右ニ申通、御國主ノ御役ト被思召、末々ノ事迄ヲ被掛御心、右ノ如ク被仰付事ニ候得バ、末々ノ者モ、此忝キ被仰付ヲ合點仕、何卒上之御趣意相叶候樣ニト存知、農隙ノ時分ハ、相勤可申候、詰ル所ハ、銘々爲ニ成ル事ニ候、

〔日本敎育史資料六藩山口藩學制〕年號欠　寅十月十三日內達按ズルニ安政元年ナラン

平田新右衛門、宍道直記、中村伊助、小倉尙藏、

右文學成立ノ儀ハ、別テ厚キ思召被爲在候處、近來異國船追々渡來候ニ付、海防ノ說盛ニ被相行候故ニ、或ハ在館ノ諸生ヲ始、衆々文學ニ志有之面々ノ內、學行ヲ迂遠ノ事ト心得違、劍槍火術等ニ心ヲ馳セ、讀書ノ功相怠候部モ間々有之、講堂會席モ於平時ハ至テ人數少ク、議論等モ相勵不申哉ニ相成、御主意筋ニ令齟齬候、劍槍其外ノ武術モ、素ヨリ士ノ常業ニ候得共、文學ニ刻苦シ、正心誠意ノ修行ヲ專一トシ、志氣ヲ鍊磨シ、餘力ヲ以武術ヲモ相學候ハヾ、武術モ一段相進可申、且身體健壯ニシテ、文學刻苦ノ一助トモ相成可申、其上一人一己ノ働ハ、武術ニ習熟不致テハ難相叶候得共、海外ノ事情ヲ探索シ、制勝ノ策ヲ樹立シ、海防ノ要務ヲ相辨候儀ハ、文學之力無之テハ

他國之風ヲ學ブナト被仰聞候得者トテ、ヨソ國ノ善事ヲスルナト申事ニハ有之間敷候、餘所ノ風ヲ致シ候テ、御國ノ人情ニアワヌ事ハスルナト申事ニ可有御座候、〇中略

一御學問所ヲ御立テ被遊候本意ハ、米澤ノ人俗、質實ヲ失ヒ不申、浮虛ニナラヌヨウニト申所、肝要ニ御座候、大夫ハ大夫ノ道ヲ守リ、士ハ士ノ職ヲ守リ、上下貴賤一同ニ、米澤ヨリヨキ國ハ無之ト存候樣ニ致度候、他所他國ヘノ吹聽ハ、不埒ノ政務ナク、不埒ノ罪民ナキ樣ニト聞ヘ候ハバ、無上之御義ト奉存候、百石ハ百石之入用、千石ハ千石ノ入用、大キク申セバ、國土ハ十萬石ハ十萬石、十五萬石ハ十五萬石、其上ノ事ハ不致事、拐ナラヌ事ニ御座候、〇中略

四月廿八日　紀德民稽首再拜

餐霞館御近侍下執事

〔日本敎育史資料九編學〕舊岡山藩內學校〇中略

延寶元年癸丑津田重二郎各郡手習所巡視ノ際、郡奉行代官中ヘ申談、所々手習所ニ於テ、十村庄屋手習師匠、又ハ末懸リノ庄屋共、及百姓中ヘ演說書中、手習所ヘ關係ノ件摘錄如左、

在々ニ手習所被仰付御趣意ハ、去々年モ申聞通リ、前々ハ百姓共ノ子供、寺ヘ通ヒ、手習算用等習候由、尤年長ケ候者モ、旦那坊主之敎ヲ受候樣ニ有之候處ニ、近年ハ師匠仕坊主少ク罷成、其上神職請ニ罷成候百姓共ハ、子供ヲ寺ヘ遣シ候事難仕由、年長ケ候者モ、適牢寺ヘ出入仕、敎ヲモ不請候由上ニ被聞召候、然ル時ハ、自今以後、御領分ニテ育チ候民共ハ、無筆無算、又ハ人倫ノ示シヲ可請樣モ無之段、不便ニ被思召、手習所ニテ手習算用仕習、又ハ年長ケ候者モ、間々ニハ心掛次第ニ講釋ノ一句ヲモ承リ、人倫之敎ヲモ請候樣ニト思召テノ事ニ候、縱令百姓共ノ子供、手習算用稽古仕不得、講釋ノ一句ヲモ聞得間敷キハ、下ノ咎、一國ノ上ニ被為立候テハ、其印ニハ御心ナク、右ノ如ク被仰付ハ、御國主ノ御役ト被思召テノ事ニ候、又若百姓共ノ子供ノ內ニ、手習算用致シ習、

專務之武術二三藝、書物傳授不相濟候へば、縱令年頃に相成候共、容易に勤仕被仰付間敷、且病身にて修業出來兼候者は、其趣相屆可申候、右樣之者は、家督之節、無據御預り米可被仰付候間、無油斷一同勉强可致候、尤廿歲以下にて親相果、修行之間合無之、文武精熟に至り兼候者、廿歲迄は御用捨被成候、成立之處御見屆可見之候、但病身にて、兩道修行出來兼候共、文武之內、一藝拔群相勝れ候者は、其節御評議之上、御預り米等之御沙汰は有之間敷候、百石以下之者も、右に準じ、夫々御沙汰可有之候間、無油斷一同可致出精候、

〔日本敎育史資料三舊米澤藩學校〕平洲ノ書〇中略

一御國〇羽前ニテ、學問所ヲ御造立被遊候御本意ハ、御先祖樣ヨリノ風俗ヲ失ヒ不申、萬人安堵仕候樣ニ被遊度ト申處極意ニテ、人ヲ利口發明ニ被遊ト申處ニテハ無御座候、元來米澤之舊風、質實篤行ニテ、諸家ニ勝リ候事多ク御座候、乍併太平二百年之恩化、次第ニ奢靡逸樂ニ移リ候處ヲ御氣之毒ニ被思召候故ニ、學問ト申事ヲ、第一ニ御引立被遊候事ニ御座候、學問ヲ不仕候テハ、人々我見我意ノミニツノリ候テ、上之御仁德ト申所ヲ思ヒメグラシ申事無之故ニ、其オモヒメグラシ候心持ノ、生ジ候樣ニト被思召候故ニ御座候、左候得バ、米澤之學風ハ、先第一、人情ノ質實ニ相成、浮行虛飾ノ無之樣ニ被遊度御儀ト奉存候、但シ學問ヲ致候ト申日ニハ、四書五經ヲヨミ習ヒ、夫ヨリ其義理ヲソロ〱辨ヘ候テ、少シ宛ニテモ、身ニ行ヒ慣ヒ申事ニ御座候、但シ書物ヲヨミ習ヒ候得バ、自然ト昔シ昔シノ事モ相知レ、人ノ知ラヌ道理モソロ〱合點參リ、善惡邪正モ辨別仕候樣ニ相成候得バ、凡人ニハ勝レ、知慮モ開キ、口モキカレ、人ニモ見コナレ不被申樣相成候事、勿論ニ御座候、〇中略

一師長ノ人ヲ敎へ候事ハ、他國ハトモアレカクモアレ、米澤ノ御爲メニナル樣ニト申處、肝要ト奉存候、他家他國ノマチヲスルナト、御定メ被置候事ハ、御先祖ノ深キ思召ト奉存候、但シ他所

踏へ被爲在候節ニハ無之候、然ルニ此度ハ全ク御開業ノ御手始ノ爲故ノ儀ト被存、專文武御奉公ノ心掛可爲肝要候、

二月十四日〇中略

修業奬勵法　藩士ノ內、從來家計困窮ノ爲メ、心志ヲ勞シ、文武ノ本業ヲ專ニシ能ハザルモノ不少ヲ以テ、文政二年己卯ノ年藩學五月一日、如左年賦返納金、或ハ一時下行金等ヲ貸給シ、弘化四年丁未七月三日、再ビ下行金ヲ給與シ、家計ノ困窮ヲ救助シ、文武ノ修業ヲ奬勵ス、

文政二年己卯五月一日救助　知行百石、扶持高二十人扶持、切米百俵、金給三拾三兩ニ付、金拾五兩ノ割ヲ以テ、祿高ニ應ジ、無利息二十ケ年賦貸渡、勝手向差支無之、借用ニ不及者ヘハ、祿高同上、五兩ノ割ヲ以テ、一時下行、右兩條共相斷候者ハ、後日ニ至リ無據入用有之節ハ、借用出願ヲ許ス一代限ノ者ハ祿高同上五兩ノ割ヲ以テ、一時下行、部屋住勤ノ者ヘハ、祿高同上三兩ノ割ヲ以テ一時下行、親知行ノ內ヲ以テ相勤候者ヘハ、貸渡下行トモ無之、

弘化四年丁未七月一日救助一時下行　知行百石ニ付、金三兩ノ割、扶持方二十人扶持、切米取百俵ノ者ハ、知行百石ノ割、金給取拾兩ハ切米三拾俵ノ割、五人扶持取廿五俵取ハ金八兩、右以下金三分、部屋住勤ノ者、一代限ノ者、太夫役者ハ下行無之、知行減少高ニテ相勤候者ハ、本高ヲ給ス、

〔日本教育史資料二舊豐[illegible][illegible]學則〕此度學寮御取立之儀は、〇文化三年[illegible]時習館武士たる者武術相嗜候儀は勿論之事に候、乍去文學出來致し、治亂何樣之御役被仰付候共、自然取計方行屆、當人に於ても、當惑不致候樣にとの儀有御趣意に候間、御家中若年之者共、致入寮出精可致候、文學は固より道理に明らかに、古今に通じ、治亂之勤方、悉く此中に有之候事にて、決して文弱之士風に可被遊との御趣意には無之候間、右之處能々相辨へ、御趣意に不戾樣出精可致候、親に於ても、心得違無之、子供へ篤と敎諭致し、出精可爲致候、依之以來は、百石以上、當年十五歲以下之者、若し學問未熟、當時

候、

右之趣、萬石以下之面々江可被相觸候、

三月

〔日本教育史資料二 舊津藩學制〕文政三年庚辰二月、督學通達、

御學校御取立被仰付候ニ付、御家中諸士、文武修行ノ爲、分米ノ内、乍御些少御容赦被成下候、尤分米御用捨ノ義、從來思召被爲在候得共、量入以爲出ハ、國用ヲ制スルノ本ニ候處、前々ト違ヒ、御收納高許多御減少ト成來候事故、如何體御儉政被行候テモ、此上ノ御容赦ハ難被爲出來、四分掛ヲ以テ定額ト意得可申儀、不得已御時節ニ候、乍去去年來御憤發ノ御旨ヲ以テ、御學校御造營被仰付、一統文武場ヘ罷出候ニ就テハ、諸事是迄ト樣子替リ、小臣ノ面々、家事ノ營等モ存候樣ニハ可難相調ニ付、永久連綿ノ義等、御深慮被爲在、格別ノ御經濟ヲ以テ、今辰年ヨリ三ケ年ノ内分米一分通リ御差免被仰付候事ニ候、但伊賀附幷定府ノ諸士ハ、御學校ノ勤學無之候得共、去夏御自筆ヲ以テ被仰出候御教諭ノ趣ニ付テ、文武藝事相勵可申ハ、御家中一般ノ事故、伊州幷定府ノ面々迄モ、一統ニ一分通リ御用捨被仰出候間、此段敬承可被致候、且又專文武修行ノ爲ニ、御用捨ノ義ニハ候得共、三分掛リト相成候就テハ、諸御用捨筋是迄トハ致相違候儀ドモ可有之候間、猶以熟モ彌儉約相守リ、諸事四分掛ノ處置ヲ以相暮、此度ノ御用捨筋ハ、全ク文武藝事ノ爲メニ用ヒ候樣可被相心得候、御勝手御最通リニ應ジ、本知ニモ被復被下度尊慮ハ申迄モ無之候得共、追々被奉拜承候通ノ御事故、是迄ニ引換リタル儀等無之テハ、以後年々ノ御用捨ハ可難被仰付候、或ハ御領下民戸ヲ增シ、御經濟等相行ハレ、數十年ノ後ニ至候ハヾ、今時ノ鑑識ヲ以テ、不可測ノ御都合モ可有之歟ト被爲思召候御事ニ候、去夏ノ御教筋、幷此度ノ御用捨筋モ、畢竟臨時救急ノ御經濟ニテ、不顧前後被仰出候儀ニ有之候、量入候テ不顧前後被仰出候義ニ有之、量入以爲出等ノ御

彌五右衛門直方がありがたき尊諭なりとて、人にかたりし所なり、又常に年若き小姓御伽の衆などに、御みづから經書の句讀をさづけ玉ふ、水上美濃守興正なども、其頃御敎をうけし人なりき、また諸番士當直の時、おのがつぼね〳〵にて、書籍を見る事、心のまゝなるべしと、みゆるしありしとぞ、

〔浚明院殿御實紀附錄 一〕同じ御物學びの中にも、御讀書は、有德院殿〈○德川吉宗〉わけて沙汰せさせ玉ひける、國家を治め、萬民の父母となり玉ふ御身にしては、聖人經國の要道、和漢治亂の事實にくらくてはなりがたしとて、日々のごとく儒臣をめして、經書はさらなり、和漢の典籍を進講せしめられしが、成島道筑信遍〈同屏稱〉は、はじめより御側をはなれず伺候せしめられ、聖賢の嘉言善行よりして、和漢古今の治亂興廢を、話のごとく申奉り、御伽の樣に侍らせらる、そのうへ、凡幼稚の者を敎育せんには、つねに近侍に候ふものをよくをしへ、自然に薰染せむ樣こそあらまほしけれとて、御伽の稚子等、みな道筑の弟子となされ、いとまの日ごとに、道筑その宅にまはりて、敎育することゝなりぬ、水野出羽守忠友〈後老中〉稻葉越前守正明、橫田筑後守準松〈後御側〉など、みな此ときの御伽衆なり、されば、公〈○德川家治〉にも、有德院殿の御深慮をよくうけ得させ玉ひ、何ごとも御敎導に之たがひたまひ、かりそめのことにも、御詞にたがひ玉はんことを恐れたまひ、わけて學問に御心を用ひさせられ、御年たけさせ玉ひても、前後漢書三國志などのことは、くはしく諳記したまひ、時々近習の人々に御物語ありしといへり、

〔天保集成絲綸錄 八十〕寬政十二申年三月

大目付江

學問之儀ハ、御代々御世話被レ遊、就中元祿享保之間、厚御引立被レ遊候、今度於二學問所一御敎育有レ之儀に候條、人々相勵候樣可レ致候、尤文武之道一致之事に候間、武藝之儀も彌無レ怠可二心掛一儀、勿論之事

雖恨悔、倘無有所益、故讀書勿倦、學文勿怠時、除眠通夜誦、忍飢終日習、雖會師不學、徒如向市人、雖習讀不復、唯如計隣財、君子愛智者、小人愛福人、雖入富貴家、爲無財人者、猶如霜下花、雖出貧賤門、爲有智人者、宛如泥中蓮、

〔鵞峯文集說十八〕勸學說

凡人之於業、欲成其名者、不可不勤也、不勤則不能成之、○中略今人者成之少矣、麟角牛毛之譬、良有以也、其成不成者、在勤不勤而已、不敢係古今之遠近矣、驕奢放逸者、雖貴不能成之、力學篤行者、雖賤必成之、不敢係貧富之不同矣、夫以聖人者、生而知者也、然其勤益甚、所謂鷄鳴而爲善、日中不遑暇食、坐以待旦、不寢終夜思、聖人猶然、況其餘乎、及其後世者、有鑿壁者、有閉戶者、有映雪者、有槧鉛者、有挾冊而牧者、有帶經而鋤者、有中宵爲限者、有圓木爲枕者、加旃董仲舒三年不窺園、孫明允六年究百家、范文正之帳中如墨色、宋公庠之厠上聞誦聲、如韓昌黎尋墜緖之茫々、爲一代之儒宗者、膏油以繼晷之所致也、如朱文公明道學之微妙、爲百世之師法者、由勿謂有來日之譬也、古人之硏覃如此、故能成其業、今人不能如此、故不能成之、縱學之者多、以爲書簏者、其勤之不足也、纔學得之、則以爲自足者、遂不能成之、陶弘景以萬卷之中不知一事爲深恥矣、學者豈不思之乎、誠勤學之、縱雖不至超越卓爾之才、不得極其分耶、苟成其業、則幸者得富貴、不幸者雖貧賤得守其身也、如夏桀商受者、富有四海、貴爲天子、然不得守其身也、豈不思之乎、由是思之、欲富貴者、宜勤學也、欲守其身者、又宜勤學也、故古人愛子、擇師而教之、宜哉、○中略丙子之春

〔有德院殿御實紀附錄十〕ある時、仰に、○德川吉宗凡人としてものまなびせねば、倫理をだに辨ふる事を得ず、あやまてば禽獸にひとしき行ひもいでくるぞかし、まして士たるものは、あげもちひらるゝ時は、朝政にもあづかるものなれば、ことさら文學に志すべきなり、我常に思ふ、今の世學問なきものは、人の前に出るも、おもなき樣におもふ風俗になしたきものなりと、これ小納戶浦上

其門下、若シクハ一般人民ニ勸誘スルコトアリ、就中德川幕府時代ニ在リテハ、幕府及ビ諸藩ノ、其管下ノ士分ノモノニ、勸學セシコト、甚ダ力メタルモノアリキ、而シテ此間自ラ勤苦シテ勉學シタルモノモ亦尠カラズ、

名稱

〔類聚名義抄 七 子〕學 戸角反 マナフ ナシフ 物ナラフ。 マナフ マナフ 和我ク 斈 俗

〔伊呂波字類抄 志 疊字〕修學

〔八雲御抄 三下 人事〕學生 かつらをゝる 雪をあつむ 螢をあつむ そのをみすなどいへり ひろくみる 博覽なり

勸學

〔日本後紀 二十二 嵯峨〕弘仁三年五月戊寅、勅、經國治家、莫善於文、立身揚名、莫尚於學、是以大同之初、令諸王及五位已上子孫十歳已上、皆入大學、分業教習、

〔類聚三代格 十七〕太政官符

一令諸氏子孫咸讀經史事 ○中略

以前、意見奏狀、依今月八日詔書、頒下如件、

天長元年八月廿日

〔九條殿遺誡〕遺誡 并日中行事 遣次可見注 右○中略

又付公事可見文書、必留情可見、○中略 朝讀書傳、次學手跡、其後許諸遊戲、但鷹犬博奕、重所禁遏矣、

〔空華日工集〕康曆三年九月廿二日、余以事謁上府、府君 ○足利義滿 出接、○中略 余因勸以學問、學問則見聞博、博則每臨政事、如指諸掌、凡世間出世間、不學而得道者萬中無一、今時僧俗逍替以不學也、

〔實語教〕山高故不貴、以有樹爲貴、人肥故不貴、以有智爲貴、富是一生財、身滅卽共滅、智是萬代財、命終卽隨行、玉不磨無光、無光爲石瓦、人不學無智、無智爲愚人、倉内財有朽、身内才無朽、雖積千兩金、不如一日學、兄弟常不合、慈悲爲兄弟、財物永不存、才智爲財物、四大日々衰、心神夜々暗、幼時不勤學、老後

詩集一卷、貴紳把卷聽之、不差一詩、

〔先哲叢談後編五〕石瀨濱

瀨濱、記性過人、毎年至臘月、必買曆子一冊、糊塗之廁中壁上、之廁十二次、而暗記來歲十二月自支干運動時令、至晝夜短長節氣旺相之事、而後去其糊、以爲曆子展卷、在之廁間、不別費寸晷、

〔先哲叢談續編九〕滕水晶

水晶自少記性絕人、嘗遊于尾府、聞松平君山、名秀雲、字子龍、尾府圖書府監事、講說老杜飲中八仙歌云、知章乘馬似乘船、眼花落地水底眠、其解水底眠者、辨說多端、而涉疑似、無復明解、水晶擧晉書王祥醉焉肩輿頭不擧歸、其親戚戲之曰、子眼花在井底、身在水中、睡亦不睡耶之語、而質問之、亦諳誦新唐書賀知章傳、以言其沈醉之情狀、君山爲之吐舌、時歲十五、

〔温故堂塙先生傳〕十八と云ふ年寶曆十三年癸未に、一座の衆分となり、名を保木野一といふ、〇註略もとより記憶すぐれしかば、やうやく其名を知る者あるにいたる、はじめ大人雨富が室に入し時、其教に任せ、三弦をならひけるに、今日習ひ得し物は、一夜の程に忘れて、明日は知らずなりけり、すべて三年の間に、一曲も全くは覺へざるのみか、調子さへ合ざりければ、雨富せんすべなくて、針治の術を旨に習はせけるに、醫書よむ方は人にすぐれて、二度よませれば、其次の度には、一文字もたがへずよむ程なりけれど、術にかゝれば、人よりもはるかに劣れり、こは文よむかたにひかるればなるべし、

修學

修學ハ、古來之ヲ必要ノ事ト爲シテ、或ハ政府ヨリ獎勵スルコトアリ、或ハ賢哲ノ士ノ、私ニ

偶有談及聯句百韻者、將請見其詞藻、道作先是、既貸之於他、以今不有於此、道乙乞紙筆、自書其所諳記、使坐客見之、後比對之、百韻不差一字、强識之性、大率若此、

〔耆舊得聞〕日置新六、名ハ新、號花木深處、初僧トナリ、破衲ヲ著シ乞丐ノ者ノ如クニテアリシヲ、義公〇德川光圀如何ニシテ知リタマヒシニヤ、召シテ還俗セシメ仕ヘ奉ル、極メテ强記博識ノ人、春秋左氏傳ヲ諳記セリ、

〔假名世說〕白石先生（名は璵、字は君美、又在中、白石と號し、勘解由と稱す、）七歳の時、芝居見にゆきて、はじめより終まで、一々に記憶して歸られたりとなり、此見あしくなる歟、なみ〳〵ならずと、父のいはれたりとぞ、

〔耆舊得聞〕小池七左衞門友賢、母ハ室鳩巢ノ妹ナリ、四書五經ヲ諳記セシ婦人ナリシトゾ、老牛其家ヲ訪ラハレシニ、老牛サマ博學ノ聞エオハスレド、經學ノ事ハ老婆ニ及ビタマフマジト云ヘバ、老牛中々以テ及ブ事ニアラズトテ、笑ハレシトゾ、（竹書先生話）

〔先哲叢談　六〕物茂卿（〇中略）大岡忠相（越前守）曰、聞徂徠博識洽聞、無所不知、余將試問以顯其答、乃招問曰、世有鼠婚之說、何謂也、徂徠答曰、事出於某年某人所著一小說也、乃其書所載鼠類之眷屬名姓、矢口纏纏如注、忠相始服其强記、

〔甲子夜話　十三〕徂門ニハ放達不羈ノ人多シ、行檢ヲ以テ取ルベカラズトイヘドモ、其氣象快活近世ノ腐儒ニハ優ルベシ、筑波山人（石竹）ハ、家常ニ四壁ノミニテ、儋石ノ貯モナキ時、人ヨリ講經ヲ請テ招ケバ、淨瑠璃本ヲ携行テ、見臺ニ載、サキノ好ミノ經書ナド、諳誦ニテ、講義ノ用ヲ成セシト云、

〔先哲叢談續編　三〕原雲溪
雲溪性尤强記、常諳誦唐詩一千首、嘗在一貴紳坐、話及唐高僧事蹟、背誦明人毛晉所校刻唐三高僧

シゲクナリヌ、目六ヤアリヌベキトテ、御簾ノ内ヨリ硯紙ヲトリ出テ給タリケレバ、紙ヲシヲリテ、スコシモウチアンゼズ、カ、レケルガ、アマリニタヤスカリケルヲ御覽ジテ、召テコレヲミ給ケルニ、カキサマヽコトニメデタカリケレバ、ヾキリニ御感アリテ返シ給ツ、光顯座ヲ立テ後、仰ラレケルハ、アハレ職事ヤ、又ゝニカ、ルモノイデキナムヤ、ユ、シキ君ノ御タカラカナト仰ラレテ、タヾシ一ノ人ナドノ御前ニテ、御硯給テツカウヤウゾ、イマダナラハザリケルト仰ラレケリ、ゾレホドノ□キコト也、

〔羅山林先生行狀〕惺窩○藤原謂人曰、林忠○羅山聰達、稟性最敏、朝不待晝、夕不待夜、夜課不延于明旦、當世豈無捷悟強記之輩乎、然不如彼之黽勉奮進、今之見羣書者、雖辨乎聲、而仄韻不分別、彼能使上去入聲之不混合、實是細事也、然其記識之精、可須推焉、

〔嚴有院殿御實紀附錄上〕明曆二年十二月、御灸をなされし時、老臣等を御前にめし、種々の饗賜はり、いづれもさるべき物語して、御聽に備へよとありしに、たれも頭かたげて有し時に仰らるゝは、神君の御代このかた、諸家に用ひし所の旗馬印さま〳〵なりと聞しめしぬ、其品いかゞなりや、豐後には常に好で舊記をよむよしなれば、定ておぼえつらんわづかなりとも聞え上よとのたまへば、豐後守かしこまりて、多くも心得侍らねども、思ひ出し分を聞え上むとて、つぎ〳〵に誰はかく、某はいかになど聞え上しに、遂に數十家に及びければ、公○徳川家綱をはじめ奉り、近臣等みなその強記に感じける、傅役安藤備後守資俊、硯もちいでゝ、一々に書記しける、物語はつる頃、御灸事も終らせられしと也、

〔先哲叢談續編二〕三宅道乙

一日、仙洞御所有和漢聯句百韻之舉、當時稱鴻宗碩匠者、悉陪其筵、後其詞藻、傳於宸闕、道乙嘗一見之、不復展卷、最後連歌名士、里村道作、會飲時、流於家、道乙固辭不從事其技、與之友善、往在其席、坐客

んにはせさせ給へとなん聞えさせ給ひけると、きこしめしをかせ給ひて、御物いみなりける日、古今をかくしてもてわたらせ給ひて、例ならず御きちやうをひきたてさせたまひければ、女御あやしとおぼしけるに、御さうしをひろげさせたまひて、そのとし其月なにのおり、その人のよみたるうたはいかにととひきこえさせ給ふにかうなりと心得させ給ふもおかしきもの、ひがおぼえもしわすれたるなどもあらば、いみじかるべきこと、わりなくおぼしみだれぬべし、そのかたおぼめがしからぬ、人二三人ばかりめしいでゝ、ごいしして、かずをかせ給はんとて、きこえさせ給ひけんほど、いかにめでたくおかしかりけん、御前にさぶらひけん人さへこそうらやましけれ、せめて申させ給ひければさかしうやがてすゑまでなどはあらねど、すべてつゆたがふ事なかりけりいかでなをすこしおぼめかしくひがこと見付てをやまんと、ねたきまでおぼしける十卷にもなりぬ、さらにふようなりけりとて、御さうしにけうさんして、みとのごもりぬるもいとめでたしかし、いと久しうありて、おきさせ給へるに、なをこのことさうなくてやまんいとわろかるべしとて、下の十卷を、あすにもならば、ことをもぞ見給ひあはするとて、こよひさだめんと、おほとなぶらちかくまいりて、夜ふくるまでなんよませ給ひける、されどつゐにまけきこえさせ給はずなりにけり、うへわたらせ給ふてのち、かかることなんと、人々殿に申たてまつりければ、いみじうおぼしさはぎて、御ずきやうなどあまたせさせ給ふて、そなたにむかひてなんねんじくらさせ給ひけるも、すき〴〵しくあはれなることなりなど、かたり出させたまふ、〇一條居藤原安子うへ〇一帝もきこしめしてめでさせ給ひ、いかでさおほくよませ給ひけん、我は三まき四まきだにも、えよみはてじとおほせらる、〇又見ニ大鏡、榮花物語、

〔續古事談二臣節〕宇治ノ左府〇藤原頼長内覧臣ニテオハシケル時、入道大納言光頼卿、職事ニテ、院ヨリ御使ニ參テモノヲ申サレケルニ、アマリニ題目オホクカサナリケレバ、左府オホセラレケリ、事

〔伊呂波字類抄 安畳字〕暗誦 諳誦（アンシユウ）

〔古事記 序〕臣安万侶言、〇中略於是天皇詔之、朕聞諸家之所賷帝紀及本辭、既違正實、多加虚僞、當今之時不改其失、未經幾年其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、卽勅阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、〇中略以和銅四年九月十八日、詔臣安万侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭、〇中略大抵所記者、自天地開闢之始、以訖于小治田御世、〇中略和銅五年正月二十八日、正五位上勳五等太朝臣安万侶謹上、

〔三代實錄 六 清和〕貞觀四年八月十七日癸丑、是日從五位下守大判事兼行明法博士讃岐朝臣永直卒、永直者右京人也、〇中略性甚聰明、一聽暗誦、

〔續古事談 二 臣節〕在衡、維時、オナジ時ノ藏人ニテ、藤内記、江式部トテゾアリケル、コノ維時ハ聰敏フシギナリケリ、遷都ヨリ後ノ人ノ家、始ヨリ今ニイタルマデ、ソノ主ノ名、ウツリカフ年月、皆コレヲ覺エ、又人ノ忌日ミナシリタリケリ、此藏人ノ時、於御前前栽ノ名ヲ書タリケル、一草ヲヨム人ナカリケリ、

〔九暦〕天暦二年八月十九日、午時隨身高光參內、予〇藤原師輔依例自近衛御門（高光置殿上事、有殿上酒肴、）未小童自上東門令入、先參藤壺、此間天皇御此舍、令伊尹兼通參上殿上、聊調酒食、出殿上、依寢然也、高光依召候御前、隨仰暗誦文選三都賦序、帝〇村上感歎云々、

〔枕草子 二〕村上の御時、せんようでんの女御〇藤原芳子村上女御ときこえけるは、小一條の左大臣殿〇藤原師尹の御むすめにおはしましければ、たれかはしりきこえざらん、まだひめぎみにおはしける時、ちゝおとゞのをしへ聞えさせ給ひけるは、一には御手をならひ給へ、つぎにはきんの御ことを、いかで人にひきまさんとおぼせ、さて古今のうた二十卷をみなうかべさせ給はんを、御がくも

强記

〔先哲叢談 四〕仲部之欽、字敬甫、小字仲二郎、號惕齋、平安人、○中略惕齋凡所學靡不通曉、天文、地理、尺度、量衡類、皆能究極之、而尤邃于禮、其處家行己、吉凶及日用之間、一執於古道、言動不苟、踐履足則、又審音律、其時發明者、雖當世達者欽服之、

〔文會雜記 一上〕一君修○松崎ノ云、春臺ハ、博識ナレドモ、古書ニキハメテ精密ナリ、東涯ハ、古書ニハ精密ナラネドモ、博識ハ大ニ春臺ニコヘタリト覺ユ、徠翁ハ、博識ナレトモ、後世ノ書ハサノミ精シカラズ、ソレユヘ、論語徵ニ古書ヲヒカレタレドモ、後世ノ書ノ說ノ、自分ノ見ト合タルモアマタアレドモヒカレズ、コレ後世ノ書ヲバ、サノミ見ラレヌナリ、只ムツカシクスミニクキ書ヲ、ヨミクダクコトスキニテ、咸南塘ガ書、武備志明律ナド、人ノ中々得ヨマヌモノヲトカレタリ、

〔先哲叢談續編 十〕平賀鳩溪

鳩溪、超倫之才、拔群之識、博綜衆藝、愚弄一世之人、出處不顧、行藏不省、徒取山師之名、○中略其所抱負、不能作世用、託言於小家珍說、諷刺時事、寓意於話本劇曲、譏嘗世態、放誕自恣、不可端倪、然無用中必存有用、頗爲衆技百工之徒所蟻慕、六七十年于今、世未嘗不歎其才識、眞可謂一奇士矣、

〔古今書畫鑑定便覽 四〕小山田與清

江戶ノ人也、初通稱高田正次郎、後小山田將曹ト改ム、字文儒、頻リニ古學ヲ研究シテ、大イニ世ニ鳴ル、家ニ數萬卷ノ書ヲ藏シテ、博覽多通ナリ、著書多シ、號ヲ擁書倉ト云、弘化四年三月廿五日歿ス、年六十五、

◎

〔書言字考節用集 九言辭〕記憶(キオク)　强記(キヤウキ)　記憶(同)

〔伊呂波字類抄 人事所〕諳(ソラ)ムス　諳誦

〔倭訓栞 中編十二〕そらんず　諳をよめり、空にするの義、諳記の意也、

悉讀過焉、老莊之衆家、審其得失、致其異同、以得其要旨、而管、晏、列、文、關尹、鶡冠、鬼谷子、華、楊、墨、荀卿、申商、韓、呂、淮南、揚子等諸子、皆披閲而區別之、盡讀蘇黃集、知其語脉、乃閲李、杜、韓、柳、適讀楚辭、文選、而歷代件件之類集、各家之別集、任所有以該觀之、風雅之正、騷賦之變、古文古詩、樂府四六、散文律體、長短之製、大膽放心之分、五七雜言之品、世風之不一樣、家法之無同途、凡文也詩也之錄、則筌式辨法評品格、眼話談、大搜尋之、而得之心、應之手、高步于文壇、雄揚于詩場、○中略幕下之士、阿部正之、一日邂逅、語杏庵正意曰、聞今時博物者羅山子、而其次之者足下也、吁難得之才也、正意答曰、羅山則誠然矣、以彼文學生于方今之日域、而不得展布也、甚可惜焉、吾儕十餘輩、雖累之、而豈望一羅山乎、匪所以可侔稱之、正之曰、予固不學、無所辨知、今聞所告、彌知羅山之不可跂及也、足下之直說、不夸不嫌、最可感歎也、仄聞元和年中、大明福州人、單鳳翔適來京師、想先生風采、頗稱可之、寬永甲子丙子、朝鮮專使之不能答先生之問條者、有所素聞其治才、而且無遑于當務之多事耶、癸未之聘使、欲修交誼而不遂矣、進士朴安期、一見筆語曰、不佞在海東、聞羅山之名久矣、而後詞札往復、推之爲老先生、且逢此方之畫手、圖其肖影、請先生爲之賛、携歸以爲榮、

〔有德院殿御實紀附錄十〕世家の元老を重んせらるゝみこゝろとり〳〵なりし中にも、信篤とし老て、しば〳〵召を蒙り、時めくありさまをにくめるにや、ある時、近習の人々御前にて物語しける次でに、一人申けるは、このほどある人、信篤に中の字を書て尋ねしに、しらずと申したり、さらばとて細井次郎大夫知愼に問しに、これは衆字の省畫にして、もろこしにて俗用する字なりと答へたり、知愼の博物、信篤が及ぶ所ならずと、世に申しはやすなりといふを聞せ玉ひ、いやとよ、左にあらず、信篤が學は、よき衣服を商ふ人のごとし、常に錦繡のたぐひのみ見なれたれば、木綿紬のごときものには、目もつかざるべし、省文の俗字をしらずとて、笑ふべきにあらずと仰あり、これより近臣等、信篤を誹るものなかりしとなむ、

れしが光武は、高祖より幾代へだゝりけると尊仰ける、各おぼえ申されざりければ、汝は覺えたるかと仰事あり、光武は高祖九世の孫也と、後漢の本紀に見え侍ると申す、又返魂香の事は、何れの書にあるぞと、の給ひければ、昔人覺束なきよし也しに、返魂香の事、史漢の本文には見え候はず、白氏文集李夫人の樂府と、東坡詩注とには、武帝のたきて、夫人の魂を來すとしるし侍と申す、又屈原が蘭は何をか云と仰られしに、朱文公が注には、澤蘭なりと候と申す、太相國、左右をかへりみ給ひて、年わかきもの、よくおぼえたりなど感じ仰られき、慶長乙巳年〇十の年也けり、藤斂夫〇藤原惺窩の和歌浦菅神廟碑を書て見せられしに、宜擯斥拒絶之不暇、却怨遷之と云句あり、却字いかゞ侍らむ、而字はまさるべきにや、古文におほき中に、ことに左傳にあまた所、此字法あるやうに覺ゆと云ければ、げにもさにこそとて、みづから筆をとりて、却の字を、而の字にあらたむ、さて菅相の諱を道眞と云事、別に又見るやと申されければ、近比、近江甲賀金勝寺の官符は、菅相の親筆なるを見侍しに、菅原朝臣道眞と、位署にたゞしくありといへば、斂夫與に入られ侍りき、

〔羅山先生行狀〕先生之博學、不可得言、既通五經四書之舊註、而覃思于程傳朱義也、朱子集傳也、蔡氏傳也、胡氏傳也、陳氏集說也、朱子章句集註也、新加訓點、且讀易而有羅山手記、讀書而有渾天儀考、讀詩而有六義考、讀春秋而有勞頭論、通讀三禮而初點于周儀二經、乃欲特作倭曲禮、而不果也、有論語解、孟子要語解、大學解、中庸解也、精讀左氏、而公穀之點訓始爲之也、玩宋孝經數家、惜孔氏傳之絕失于中華、而作諺解也、熟讀爾雅、而朱點之、乃欲別修倭雅、而不全就也、旁通漢唐諸儒之說、而潛心于濂溪、明道、伊川、横渠、康節、考亭之手澤、且宋元明儒之宗道學、翼聖經者、莫不咨證也、象山姚江等陽儒陰佛之學、亦能觀破之、嘗撰一書、以陽明攢眉名之、先漢之史存于世者、繙之、繹之、串習三史、而陳壽以下之諸史、亦精覽之、潛篤于朱文公之續春秋合部、往々講之、爲之手抄、而續編前編等皆研朱焉、涑水之通鑑、朱批者前後凡兩本、而劉氏之外紀、金氏之前編、薛氏之宋元等、且古今之別乘小史、史論史評、

大將殿冬良（大納言）有御相續、本朝五百年以來、此殿程之才人、不可有御坐之由、有識人々令沙汰、於禁裏江次第御談義不周備、可爲御無念、朝家被失御力者乎、室町殿（准后）御悲歎、世上彌無御執心之由被仰云々、御稱號奉號後成恩寺殿云々、

〔宣胤卿記〕文明十三年四月二日丙午、右衛門督來云、禪閤（○一條兼良）只今御事切云々、（酉刻始也）雖存内驚歎無極、和漢御才學無比類、殊朝廷之儀、向後誰人可指南乎、諸人之所歎也、公家之滅亡、時刻到來也、可悲之、

〔本朝一人一首 七〕避亂出京到江州水口遇雨、　藤原兼良

憶得三生石上緣、一菴風雨夜無眠、今朝更下山前路、老樹雲深哭杜鵑、

林子曰、兼良者、俗所謂一條太閤是也、（○中略）其才兼倭漢、當時無雙、公自謂、吾勝菅丞相者三、彼爲右府、吾爲相國、彼其家門微賤、吾累世攝家也、彼知漢事者、李唐以前而已、知我朝事者、延喜以前而已、吾既知倭漢之古、而加之以李唐以後之事、延喜以後之事、然吾百歲之後、世人尊吾不如彼、非無遺恨焉、故時人招請兼良、則不能掛菅相影像於牀上、若偶見之、則怒曰、彼何在吾頭上哉、其自許如此、漸老遇應仁之亂、藏書焦土、避亂漂泊濃州江州伊州間、紀行詩歌若干、今載其一首、餘可類推焉、其博識則置而不論、至詩文則不能及是綱左良、豈與菅相可倂論哉、公所著有四書童子訓、神代纂疏、源氏花鳥餘情、歌林良材、樵談治要、梁塵抄、公事根源、桃花蘂葉、關藤河紀行、筆口占、文明一統記、伊勢物語愚見抄、職原位階追加、尺素往來等、其餘猶多、固是衰世大才也、唯其文章、有新續古今序、詩者關藤河紀行四五首、及後小松院挽詩、僅傳于世、又有後成像贊、然則博識者、公之所長、而後世依賴之、文筆者其所短也、嗚呼李善註文選、人皆知其博聞、然有書簏之誚、則人各有所長、故余於公博識有取之、

〔野槐 下 六〕させる事なき事ども、自讃するためしに、余（○林道春）が弱冠の比、太相國（○德川家康）まだ内大臣にてまし〳〵けるが、二條の御所にて拜謁し奉りし時、兌長老、信長老、淸原極臈なども祗候せら

へさせ給へりけり、そのふみは、匡房の中納言よりつたはりて、よみつたへたる人、かたく侍なるぞ、この殿ぞつたへさせたまへりける、いまは師のつたへもたえたるにこそ侍なれ、かやうにしてさま〴〵ふみどもよませたまひ、僧のよむふみも、因明などいふならの僧どもに、たづねさせたまふとかやきこえき、

〔續古事談〈二臣節〉〕四條大納言隆季、或人ニ問云、行幸ノ幸ノ字、コレヲモチヒル何ノ故ゾ、其人エ答ヘザリケリ、ソバニテ梅小路中納言長方、ソレハ本文アリ、天子行處必有幸トイヘリ、故ニ幸ノ字ヲ用ル也、御幸ニハ行ノ字ヲ用ル、小野宮水心抄ナムト云、古キ日記ニハ、皆御行トカキタル也、タヾシ世ノ末ザマニハ、上皇ノ御ユキミナ稱賞アリ、サレバ幸ノ字ヲ用ルモ、議タガハザル事也、仙院ノ渡御ヲバ御行ト云、帝王ノ御出ヲバ行幸ト云也、御行モトヨリミユキナリ、行幸モ又ミユキトヨムナリ、

〔續古事談〈一王道后宮〉〕宜秋門院〈○後鳥羽后藤原任子〉ノ御名ノサダメアリケル時、兼光中納言任子ト云御名ヲタテマツラレタリケルヲ、靜賢法印申テ云、白氏ノ遺文ニ、任子行トイフ文アリ、シカモカレハコトアル文也、此御名イカヾアルベカラント申タリケレバ、九條殿〈○藤原兼實〉モチヒサセタマヒテ、アマネク御尋アリケレドモ、サル事アリト申ス人モナカリケルニ、敎綱バカリコンオボエテサル事侍リ、モトモサラルベキコトナリト申シタリケレ、大才ノ人モ、オノヅカラミオヨバヌ事アリ、チカラヲヨバザル事也、

〔玉海〕安元三年五月十二日辛亥、未剋賴業眞人來、余〈○藤原兼實〉召簾前談雜事、吐和漢才、詎敢比肩哉、是國之大器、道之棟梁也、桑徒火災之間事、具以談語、不追記、

〔長興宿禰記〕文明十三年四月二日丙午、今日申剋一條禪閤〈前關白太政大臣准后兼良公、御法名覺惠、〉薨御、〈御年八十歲〉天下才人、近代無雙名譽御事也、世以奉惜、公私悲歎、不可過之、長男前關白、去年冬於土佐國薨給、末子右

なき事にて侍るを、ましてみちの人ならぬ、天文などのおそれある事にや、よろづめでたく侍しに、おしくも侍るかな、

〔平治物語 一〕信頼信西不快事

少納言入道信西ト云者アリ、山井三位永頼卿八代後胤、越後守季綱孫、鳥羽院御宇進士藏人實兼ガ子也、儒胤ヲウケテ儒業雖レ不レ傳、諸道兼學シテ諸事ニクラカラズ、九流百家ニ至ル、當世無雙ノ宏才博覽也、

〔古事談 一王道后宮〕鳥羽法皇登山御幸之時、前唐院寶物御覽之時、諸人不レ知事有二三ヶ事一、古老僧徒猶不分明云々、而少納言入道作二三事一申レ之、一ニハ杖之サキニ圓ナル物ノ綿フク〳〵ト入タルヲ付タル物有、人不レ知云云、通憲申云、是ハ禪法杖ト申也、修二禪定一之時、僧ノ所レ痛アレバ、是ニテ腹胸ナドヲツカヘテ居物也、二ニハ、鞠ノ様ニ圓ナル物ノチヒサキガ、投レバ聲有モノナリ、又人不レ知レ之、通憲申云、是禪毱ト申物也、同修禪之時、眠ナドスルニ、頂ニ置ナネフリ傾ク時ハ落バ鳴也、ソレニオドロカン料ノ物也、今一ハ木ノ十文字ニ差タル物、人不レ知レ之、通憲申云、是ハ助老ト申物也、老僧ナドノヨリカヽル物也、大略脇足體ノ物候云々、諸人莫レ不二感歎一云々、

〔續古事談 二臣節〕故少納言入道〇信西人ニアヒテ、敦親ハユヽシキハカセカナ、物ヲ問ヘバ不知々々ト云ト被レ云ケリ、其問タル人、不レ知ト云ムハ、何ノイミジカランゾト云ケレバ、身ニ才智アルモノハ、不レ知ト云事ヲ不レ耻也、實才ナキモノヽ、ヨロヅノ事ヲシリガホニスル也、都テ學問ヲシテハ、皆ノ事ヲシリアキラムル事ト、人ノシレルハ僻事也、大少事ヲワキマフルマデスルヲ、學問ノキハメトハ云ナリ、ソレヲ知ヌレバ、難義ヲ被レ問テ、不レ知ド云ヲ耻トセヌ也トゾ云レケル、

〔續世繼 五飾大刀〕ふけの入道〇藤原忠實おとゞの御子、〇中略左のおとゞ〇藤原頼長は、御みめもよくおはし、御身のざえもひろき人になんきこえ給し、堀河の大納言〇師頼に、前書とかきこゆるふみうけつた

也ト、齊信本意タガヒテ、カサチテトハル、頼隆ト云物ハイカニ、善澄ケシキカハリテ、ワキヲカキテ申ケル、頼隆ハ非常ノ物ナリ、タヾ明經一道ノミナラズ、百家九流ヲクヾレル者ナリ、コノ時、齊信卿直問シテ云ク、頼隆モシ將來ニ國器ニアラズバ、齊信不實ノ物ヲ吹噓スルセメヲカウブルベシト申ナレケリ、ツキニ宣旨クダリニケリ、ワカクテ明經ヲステヽ、紀傳ニイラムトテ、式部大輔匡衡朝臣ノガリ行タリケレバ、匡衡云ケル、汝ハ一道ノ長者スベキ相アリ、モシ他道ニイラバ、カナラズシモ長者ニイタルベカラズ、タヾ本道ニアルベシトヲシヘケリ、

〔中右記〕承德元年閏正月廿七日、入レ夜近江前司爲家朝臣被レ來、暫言談次被レ申云、去六日、帥大納言於府被レ薨了、年八十二、一日初使上洛云々、正二位行大納言兼太宰權帥源朝臣經信者、故民部卿道方卿男、後一條院御時以後、爲二殿上人一、後冷泉院御時、加二右中辨一、補二藏人頭一、初任二參議大辨一、上皇〇白河御宇、昇二中大納言一、當時寛治八年六月、兼二任太宰權帥一、去々年赴レ任、今年閏正月六日、於二鎭西府一薨、兼二倭漢之學一、長二詩歌之道一、加之管絃之藝、法令之事、能極二源底一、誠是朝家之重臣也、仍浴二不次之恩一、大納言兼二權帥一也、希有之例歟、當時一大納言也、

〔續世繼三内宴〕かつはきみの御すぐせもかしこく、おはしますうへに、少納言通憲といひし人、のちは法師になりたりしが、鳥羽院にも、あさゆふつかふまつり、この御時には、ひとへに世中をとりおこなひて、ふるきあとをもおこし、あたらしきまつりごとをも、すみやかにはからひ、おこなひけるとぞきゝ侍る、〇中略かの少納言からの文をもひろくまなびやまと心も、かしこかりけるにや、天文などいふ事をさへならひて、さえある人になん侍りける、よはひさまでふるき人にても、はべらざりしに、今のよにも、いかにめでたくはべらまし、御めのとは、だい〳〵もなきにはあらぬを、このゑのすけなど、かりそめにもあらで四位の少將中將なるに、さま〳〵のくにのつかさなどかけて、あまりに侍りけるにや、はねあるものはまへのあしなく、つのあるものは、かみのは

〔續古事談二臣節〕村上御時、清涼殿ニテ法華經ノ御續經アリケルニ、法藏覺慶自他宗ノアラソヒアリ、覺慶申テ云、玄弉三藏、柳ノ花蔓ヲツクリテ、チカヒテ云ク、モシ一分不成佛ノモノアラバ、コノ蔓觀音ノ手ニ、カヽルマジトテナゲ給ニ、觀音ノ手ニカヽレリ、サレバ定性無性不成佛ノ義アルベカラズ、コヽニ法相ノ人云事ナシ、御門在衡ヲメシテ、此事ヲ問給ニ、在衡申テ云ク、岐山魯水猶未能、遊心内教事僧侶シラズ、イカデカ是非ヲ申ベキ、タヾシ慈恩傳幷ニ玄弉行狀ヲミルニ、是以自身疑一分不成佛云々願也、時ノ人感ゼズト云フコトナシ、〇下略

〔元亨釋書十感進〕釋淨藏、洛城人、〇中略康保元年十一月二十一日、化雲居寺、壽七十四、藏博物、顯密、悉曇、天文、易筮、醫卜、絃歌、文章、伎藝、莫不貫攝、而皆拔萃、

〔古事談五神社佛寺〕宇治殿〇藤原頼通令建立平等院給之時、地形ナド爲被示合、令相伴土御門右府〇源顯房給、宇治殿被仰云、大門之便宜非北向者、無佗之便宜、北向有大門之寺侍乎云々、右府被申不覺悟之由、但匡房卿イマダ無職ニテ、江冠者トテアリケルヲ、後車ニ乘テ被具タリケルヲ、彼コソ如然事ハウルセク覺テ候ヘトテ、召出被問ノ處、匡房申云、有北向大門之寺ハ、天竺ニハ奈羅陀寺、唐土ニハ西明寺、此朝ニハ六波羅密寺云々、宇治殿大令感給云々、〇又見十訓抄

〔江談抄一雜事〕大外記師遠諸道兼學事

被命云、大外記師遠諸道兼學者歟、今世尤物也、能達者不劣中古之博士歟、

〔續古事談五諸道〕大外記頼隆眞人ハ、近澄ガ子ナリ、廣澄善澄ガヲイ也、諸道ヲ極メタル才人也、明經、紀傳、笇、陰陽、曆道等文マデマナビタリケリ、常ニ云ケル、醫道明法イマダクチイレズトゾ云ケル、一條院御時、齊信民部卿ニツキテ、明經准得業生ヲノゾミ申ケルニ、齊信卿本道ニユルスヤイナヤ知ムタメニ、善澄ヲ召テ、明經道ニ大成ヲアラハスベキ物、タレカアルトトハレケレバ、善澄申ケル、貞淸ト中モノコソ、師說ヲツタヘテ、フカク經典ニ通達セル物ナレ、末代ノヤムゴトナキ物

〔續日本紀 三文武〕大寶三年十月甲戌、僧隆觀還俗、本姓金名財、沙門幸甚子也、頗涉藝術、兼知算曆、

〔扶桑略記 六聖武〕天平七年四月辛亥日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備獻唐禮一百卅卷、大衍曆經一卷、大衍曆立成十二卷、測影鐵尺一枚、樂書要錄十卷、馬上飮水漆角弓一張、并種々書跡要物等、不能具載、留學之間、歷十九年、凡所傳學、三史、五經、名刑、算術、陰陽、曆道、天文、漏刻、漢音、書道、秘術、雜占、一十三道、夫所受業、涉窮衆藝、由是太唐留惜、不許歸朝、

〔續日本紀 三十三光仁〕寶龜六年十月壬戌、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨、〇中略先是大學釋奠、其儀未備、大臣依稽禮典、器物始修、禮容大可觀、〇下略

〔日本後紀 二十四嵯峨〕弘仁六年六月丙寅、播磨守贈正四位下賀陽朝臣豐年卒、右京人也、該精經史、射策甲科、秉操守義、無所屈撓、自非知己、不好造接、大納言石上朝臣宅嗣、禮待周厚、屈芸亭院、數年之間、博究群書、中朝群彥、皆以爲釋道融、御船王之不若也、

〔江談抄 二雜事〕助教廣人象學諸道習諸藝長工巧事

助教廣人者、是能讀左傳、兼學諸道、習諸藝、長工巧、時人無失歟、但一目亡精、一眼誠明、高材ガ文章博士對策判ニ預天、多科病累處落第、而弘仁皇帝〇嵯峨命改置及第之時、高材竊云、一目亡人、何識我策哉、廣人聞之云、以一目見汝書、尙不足可見、何况兩眼共存時乎、以此等例思之、紀傳明經者、共以可廣學也云々、

〔江談抄 五詩事〕廣相七日中見一切經凡書籍皆橫見事

又云、廣相獻策之時、七日之中、見一切經、凡書籍皆橫見之、雖知此拔萃之性、尙有備忘却之事、故何者、先年見唐年號寄稱之書、是廣相之所抄也云々、件書注付年號難等、所謂大象者涉大人象之義、隆紀者似死之體、或人問云、大象者後周年號、隆紀者北齊年號、件年號北齊、被滅周歟、又魏時有正始年號、或人云、正字者一止也、詳不覺所出書、又唐高宗時有乾道年號、反音不吉也、仍改之、此事見唐書、

古事類苑

人部十八

博物　強記　〔附入〕

名稱

博物ハ、博覽強記ニシテ、古今內外ノ事物ニ通曉スルヲ謂フ、我邦古來博識ノ士ニ乏シカラズ、就中人才ノ輩出シタルハ、德川幕府時代ヲ以テ其最トス、

強記トハ、記性絕倫ニシテ、一タビ見聞スレバ、卽チ口ニ誦シ、心ニ勒シテ、永ク忘レザルヲ謂フナリ、今其著名ナルモノ數例ヲ採テ以テ、此ニ收載セリ、

〔伊呂波字類抄 波疊字〕博學　博覽　博物　博識　博聞

〔下學集 態藝下〕博聞（ハクブン）（博廣也）　博學（ハクガク）（同上）　博覽（ハクラン）

〔書言字考節用集 八言辭〕博學（ハクガク）　博識（ハクシキ）　博洽（ハクカツ）　博雅（ハクガ）　博覽（ハクラン）　博聞（ハクブン）

博物例

〔古事記 上〕故大國主神、坐出雲之御大之御前時、自波穗、乘天之羅摩船而、內剝鵝皮剝、爲衣服、有歸來神、爾雖問其名、不答、且雖問所從之諸神、皆白不知、爾多邇且（○且當作具）久白言、（自多下四字以音）此者久延毘古必知之、卽召久延毘古問時、答白、此者神產巢日神之御子、少名毘古那神、（自毘下三字以音○中略）所謂久延毘古者、於今者山田之曾富騰者也、此神者、足雖不行、盡知天下之事神也、（○中略）爾鹽椎神云、我爲汝命、作善議、卽造无間勝間之小船、載其船、以敎曰、我押流其船者、差暫往、將有味御路、乃乘其道往者、如魚鱗所造之宮室、其綿津見神之宮者也、到其神御門者、傍之井上、有湯津香木、故坐其木上者、其海神之女、見相議者也、（訓香木云加都良）故隨敎少行、備如其言、

の城に居れり、浦上の長臣島村豊後守、後入道して貫阿彌といひしは、鷹取山の城に有て、威勢ありて能家を殺害せり、○中略直家物靜なる生得なりしが、十一歲の比より俄に愚昧になりて、誠に菽麥をもわきまへず、天文十五年、直家十五歲に成ぬ、母の方にゆけば母涙を流し、三人中にも兄なれば、せめて人なみにもあれかしと思ひしに、すぐれたるおろかさよ、人なみならば殿に中て、草履をもとらせなん物を、いかなる因果にて、かくうきことを見るやらんと、打しほたれたるを、直家見て御近く居より、實に愚なるには候はずといふ、母聞て汝ほど愚ながらも猶かしこしと思ふやと、いよ〳〵なげく體なり、直家こゝに一の大事あり、誰にもかたらせ給ふな、もし洩し給ふほどならば、其事叶候まじといへば、母それはいかなる事ぞと問、直家よく聞せ給へ、祖父泉州をば島村が殺したりき、父仇を得討給はで、口惜くこそ候へ、いかにもして一度祖父の弔を遂んと存るに、島村を殺すに過たる事や候、われもしかしこきと島村聞なば、其儘にてすて置べきや、只是のみ心を苦め謀をめぐらし、父祖の恥を雪ばやと存るなり、はや十五に成候ぬ、殿○浦上宗景をさすに奉公仕らんやうをはからせ給へ、かりそめにも此一大事口に出させ給ふなといひたりしかば、母驚き且悅て、密に宗景に告て、直家初て仕へけり、

〔明良洪範二〕利常○前田鼻毛ノ延過テ見苦シケレドモ、是ヲ申出ス者ナシ、本多安房守ガ、鏡ヲ土產ニシテ、近習ノ士ニ申付、鼻毛ヲ夜詰メニハ、拔セテ見レドモ、知ラザルヨシニテ居給フ、此節近仕シケル掃除坊主、入湯ノ土產ニ、横山左衛門佐ガ指圖シテ、鼻毛ヌキヲ捧サセケル、利常是ヲ見給ヒテ、老臣以下ヲ招キ申サレケルハ、我鼻毛ノ延タルヲ、何レモ笑止ニ思ヒ、世上ニテ鼻毛ノ延タル虛氣者ナドイフハ、利常モ心得テ居ルゾ、○中略我今大名ノ上座ニシテ、官祿日本ニ知レタル利常、利口ヲ鼻ノ先ニ顯ハス時ハ、人氣ヅカヒシ、大キニ疑ヒ、存ジ寄ザル難ヲ請ル者也、我タハケヲ人ニ知ラセテコソ、心易ク三ケ國ヲバ領シ、何レモ樂シマシムルハト宜ヒシト也、

浮直

いまはみやにすべてまいらじ、たゞころしにころされよとのたまはすれば、いなや、いかにはべりつることぞと、きこえたまへば、御なやみのよしうけたまはりてなんまいりつると申つれば、女房の十廿人といでゐてほゝとわらふぞや、いとこそはらたゝしかりつれ、されぱいそぎ出てきぬとの給へば、とのいとあさましういみじとおぼして、すべて物もの給はず、いなやともかくもの給はぬは、まろがあしういひたる事か、こぞまいりしに、さ申せとのたまひしかば、それをわすれず申たるは、いづくのあしきぞとのたまふを、いみじとおぼしいりためり、

〔拾遺往生傳 中〕藏人所仕人藤井時武者、其居則上東門、其職則下走役、朱愚也、白癡也、其性未知、〇中略但爲人、心无愛憎、食無偏頗、來者往者、隨有與之云々、

〔明良洪範 十八〕會津神公(左中將保科正元)ハ、台德院樣(〇德川秀忠)第九男ニテゾマシ〳〵ケル、殊ノ外豪氣ノ人ニオハシマシ、又御近習ノ儒臣ニ、小櫃與五右衞門ト云者有ケリ、或時中將殿與五右衞門ニ其方ガ身ニ、何ゾ樂ミハ有ヤト尋ラレシニ、與五右衞門承リ、大ヒニ樂ミニ存候事、二ツ御座候、是ヲ冥加ト有難ク存ジ奉リ居候ト、御答申シケレバ、其ハ何事ゾヤ聞度ト申サレケル、私事ハ第一貧シクテ御座候故、奢リト申ス事終ニ存ジ申サズ候、若富家ニ生レ候ハヾ、奢リニヒカレテ、禮義ノ道ヲ存ジ申ス間敷候處、天然ノ貧乏ヲ冥加ト存ジ樂ミ申候由申シケリ、今一ツハト尋子給フニ、タヤスクハ申シ上ガタク候、重子テ申シ上ベシト申ケリ、十日計リアリテ、〇中略再應尋子問ハレシカバ、與五右衞門ツヽシムデ、然ラバ申上ベシ、ソハ大名ニ生レザル、是大ヒナル冥加ト、常々天道ニ對シ、有ガタク存ジ奉ルヨシ申シケレバ、中將殿其子細ハイカナル事ゾト問ヒ玉ヒキ、サレバ其事ニテ候、大名ハアホウニテ、生得カシコキ御方ニテモ、家來ヨリシテ皆アホウニ取ナシ候、〇下略

〔常山紀談 二〕直家(〇浮田)は和泉能家の孫なり、能家はもと浦上掃部助村宗に仕へ、備前邑久郡砥石

きとのたまはすれば、御なやみのよしうけたまはりてなむとこそは申給はめなど、そしへられてまいり給へれば、れいのよびいれたてまつり給に、ありつることをいとよくの給はすれば、みやなやましにおぼせど、うつくしうおぼしめして、さはのどかに又おはせよなどきこえさせたまふ、まかで給て、宰相にありつる事いとよくいひつとの給へば、いであなしれがましや、いと心づきなうおぼして、いかでいひつとは申給ぞ、それはかたじけなき人をときこえ給へば、そいをいさなり〳〵との給ふ程、いたはりところなう、心うくみえさせ給ふを、わびしうおぼす程に、天祿三年になりぬ、ついたちには、かの宮御さうぞくめでたくしたて、みやへま〇ま原脱、據一本補いらせたてまつり給、聞え給へたてまつり給はすなりにけり、宮には八宮參らせたまひて、御まへにてはいしたてまつり給へば、いと〳〵あはれにうつくしとみたてまつらせたまふ、心ことに御しとねなどまいり、さるべき女房たちなど、花やかにさうぞきつゝ、いでゐていらせ給へと申せば、うちふるまひいらせ給ほど、いとうつくしければ、あなうつくしやなど、めできこゆる程に、しとねにいとうるはしくゐさせ給て、〇中略うちこはづくりて、申いで給事ぞかし、いとあやし、御なやみのよしうけ給はりてなん參りつる事と申給ものか、こぞの御なやみのおりにまいりたまへりしに、宰相のをしへきこえ給しことを、正月のついたちのはいらいにまいりて申給なりけり、宮の御前あきれてものもの給はせぬに、女房達なにとなくさもわらふ、よがたりにもしつべきみやの御ことばかなと、さゝめき、しのびもあへずわらひのゝしれば、いとはしたなく、かほあかみてゐ給ひて、いなやおぢの宰相の、こぞの御こゝちのおりまいりしかば、かう申せといひしことをけふはいへば、などこれがおかしからん、物わらひいたうしける女房たちおほかりけるみやかな、やくなしまいらじとうちむつかりてまかで給ふありさま、あさましうおかしうなむ、小一條におはして、あさましき事こそありつれと、かたりたまへば、宰相なに事にかと聞え給へば、

〔奴師勞之〕馬鹿ものゝ事を、十九日とよびしは、牛込赤城の緣日十九日なり、其頃赤城に、山猫といふ娼婦ありしが、此處にていひ出せし隱名といへり、むらと書て、十九日といふ字體に、ちかきゆゑともいへり、

〔一話一言 八〕或書の中に 編者不見

一うつけたるものを　鼻毛　たいけんあやめ　ふんちう　はなだら　あほう　ほれもの　などゝ、かり初にも云べからず、

〔類聚國史 六十六 薨卒〕弘仁十二年九月甲寅、從四位下藤原朝臣綾麻呂卒、贈太政大臣正一位種繼之第二男也、爲性愚鈍、不便書記、以鼎食胤、歷職內外、無所成名、唯好酒色、更無餘慮、時年五十四、

〔三代實錄 三十九 陽成〕元慶五年六月九日乙酉、故左大臣源朝臣信男尋賜姓春朝臣、先是散位從四位下源朝臣平、從四位下行大和守源朝臣泰、散位從五位下源朝臣保等言、尋天資朱愚、世謂見癈、父大臣而不爲子、削除系譜、爲父之道、猶懷不宥、願復之恩、更命召之、尋身在外處、卽時不諧、其後未幾、大臣薨殂、平等孔懷之意、愍尋之無姓氏、望請賜姓春朝臣、編之本坊、詔許之、

〔榮花物語 月宴 一〕かゝるほどにかのむらかみの先帝の御おとこ八宮、○永平親王 宣耀殿の女御の御はらのみこにおはします、いとうつくしくおはせど、あやしう御心ばへぞ心えぬさまに、おひいで給める、御おぢの濟時のきみ、いまは宰相にておはするぞ、よろづにあつかひ聞えたまひて、○中略 この八宮十二ばかりにぞなり給にける、○中略 かゝる程に冷泉院のきさいのみや ○冷泉后昌子内親王 みこもおはしまさず、つれ〴〵なるを、この八宮こにしたてまつりて、かよはし奉らんとなん、のたまはするといふことを、宰相つたへきゝ給て、○中略 よき日してまいりそめさせ給へり、○中略 そののちとき〴〵まいり給ふに、なをもののたまはず、あやしうおぼしめす程に、きさいの宮なやましうせさせ給ければ、宰相宮の御とふらひにいだしたてまつらせ給、まいりてはいかゞいふべ

拾遺鹿をさして馬と云人有ければかもをもおしとおもふ也けり、又あほうは秦阿房宮號に出たる詞也とぞ、又たわけとは田分也といふ、未詳

〔皇都午睡 三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略あほうをべらば、馬鹿者をとんちき、

〔足薪翁記 一〕愚なる者の異名

上二番又二のきれといふ同じ　紀三井寺　南華

是等みな愚なるものゝ事をいへるなり、智ある者を一にたとへ、愚なるものを二番といひ、紀三井寺は順禮の札所の二番なるにより、又其名をおふせしなり、南華の事は、色道大鑑延寶六年箕山著南華、戯れたる者をいふ、むかしは鈍なる者の異名にはいはず、常とかはりたる人をいへり、其意は、南華は莊子が寓言の儒にかはりたるによりて、いひたる名ならんを、今は誤りて鈍なる方にこれをよすとあり、浮世物語萬治年間印本諸國に傾城町をたていん女多くこめおきて、心だての二番なるきみゐ寺のともがら、中頃は南華とやら名づけし、いかなる故ならん、莊子は寓言とて、なき事をあるやうに書きたる道人也けるを、南華の篇といふ、さだめてうそつきといふ心にや、たゞうつけたるを、今は南花と名づくるなり、〇中略朱雀遠目鏡延寶九年印本下の卷上〇中略に、大阪屋太郎兵衛内野瀨といふ格子女郎を評する詞に、面體も姿も大方なり、是も御心二のきれ、廿八匁には高直なり、

下たくらだ　是も愚なるものをいふ、文字も意も未考、醒睡笑、大本二の卷に、少したくらだのありしが云々と記して、愚なる者の話あり、此册子元和九年の作なれば、いと古き流言なり、子孫鑑寛文十二年印本に、一人の文珠より十人のたくらだ、といふ事あり、文珠の如き智をもちたる一人より、愚なるものゝ十人の工風がよきといへるなれば、意はよく聞えたり、〇下略

いひ、摩訶羅飜して无智といふ義也ともいへり、

〔書言字考節用集九言辭〕陋方(アハウ)(俚俗罵二愚鈍者一云ノ詞)　阿房(俗用二此字一)

〔俚言集覽阿〕あほ　痴人を云、又アホウとも云、類無名抄、世話字盡、阿類、藻草、阿房、愚了〇村田阿　按、藻草を阿房の字なれば、安波于の假字なり、アホとのみも云、又アンポンタンなどの語もあれば、房字を充たるは、例の推當なり、大坂にてアホを十〻島と云、平假字のあほの字、十のしまなれば也、交友抄、樂交、金柱友、勿交鵝蓬友、鵝字は鵝字なるべし、斥鷃曲蓬と云事なれども、本俗語のアホウに因て、鷃蓬の音を充しならん、若然らば此俗語古し、交友抄は康應元年の物なり、

〔書言字考節用集四人倫〕倥侗者(ウツケ)(無知也、倥侗、韻曾)　空虚者(後漢第五倫傳、空虚之質云々、)　鞚(和本朝俗字)

〔俗訓字類編四〕うつけ　日本紀に虚字、無實字などをよめり、虚氣の義なるべし、俗に白痴を稱するは、後漢書に空虚之質といへる意也とて、俗に鞚字も造りよめり、

〔醒睡笑二〕鞚(うつけ)

腑のぬけたる仁にゑびをふるまいけるが、赤を見てこれはうまれつきか、又朱にてぬりたる物かと問ふ、生得はいろがあをけれど、かまにていりてあかふなるといふを、合點しゐけり、ある侍の馬にのりたる先へ、二間まなか柄の朱鑓二十本計もちたる中間どものはしるを見、手を打つて、さても世はひろし、きとくなる事やと感ずる、なにをそなたは感ずるやと問ひたれば、其の事よ、いまの鑓の柄の色は、火をたいてむいたものじやが、あれほどながいなべがよふあつた事やと、

〔物類稱呼五言語〕おろかにあさましきを、京大坂にてあんた、又あんだら共云、伊勢にてあんがう、又せいふと云、越中にてだらけと云、因幡にてだらずと云、信濃にてだぼうと云、俗に馬鹿と云は、史記、秦趙高故事にもとづけり、

節行法度、兄固著漢書、其八表及天文志未及竟而卒、和帝詔昭、就東觀藏書閣、踵而成之、(中略)帝數召入宮、令皇后諸貴人師事焉、號曰大家、每有貢獻異物、輒詔大家作賦頌、

〔類聚名義抄 六心〕愚(音虞 和グ)おろかなり 〔同 七疒〕癡(音笞 オロカナリ)

〔伊呂波字類抄 无疊字〕無智 〔同 於人事〕愚(オロカナリ) 惷 癡(已上同、愚癡、白癡、) 戇(オロカ) 騃(同) 〔同 久疊字〕愚昧 愚暗(アン) 愚痴(チ) 愚惷(シユン チロカナリ) 愚蒙

〔書言字考節用集 八言辭〕魯鈍(ロドン 愚鈍義同) 愚(クロカ) 痴(同) 惷(同) 佁(同) 愚人夏蟲(グニンナツノムシ 支離賦、愚人貪財、如蛾赴火、) 愚者一得(グシヤノイツトク) 愚(グ) 鈍(ドン) 愚魯(グロ) 愚癡(グチ) 愚昧(グマイ) 愚蒙(グモウ) 愚暗(グアン) 〔同 九言辭〕暗鈍(アンドン 愚鈍義同) 暗昧(アンマイ)

〔日本靈異記 中〕景戒稟性不聰、談口不利、(中略)情惷戇同於刻船、緝造文亂句、不勝貪善之至、(中略)

惷(音忠反、愚也、) 戇(音下反、癡也、)

〔和字正濫抄 三〕愚 おろか

〔日本釋名 中人事〕愚 おろそか也、そを略せり、道理にうとくして、おろそかなるを云、

〔倭訓栞 前編四十五於〕おろか 愚をよめり、獃も同じ、日本紀に不覺を、おろかと訓じ、失意をおろけと訓ず、義通ふ成べし、一説に、梵語の阿羅伽也といへり、

〔伊呂波字類抄 波疊字〕白癡

〔書言字考節用集 四人倫〕白癡(タハケ 指南、謂人不慧曰白癡、見左傳註、) 白癡(シレモノ 左傳) 愚人(同 毛詩、日本紀、) 白物(同 本朝文粹) 嚊者(同)

〔萬葉集 九雜歌〕詠水江浦島子一首 并短歌 (中略)世間之愚人之、吾妹兒爾、告而語久、(下略)

〔書言字考節用集 八言辭〕馬鹿(バカ 傳云、因秦趙高指鹿爲馬、歎二世皇帝之義、事出史記、)

〔倭訓栞 後編十五波〕ばか 俗語也、呆を譯す、秦趙高が故事より出といへり、後漢文苑傳にも、馬鹿易形と見えたり、されど破家の音なるべし、新序に亡國破家と見えたり、一說に、莫何を翻して癡と

〔都氏文集三〕辨薰蕕論（予時余弱冠入學、人皆矜伐、賢愚不分、故爲著篇、）

人有賢愚、物有美惡、人以賢才爲賢、物以美體爲美、是故人中有人、人之有賢才者名高、物中有物、物之有美體者價貴、庸詎謂無賢愚於人、無美惡於物乎、若然則曲阜尼丘、比培塿而無別、紫蘭紅蕙、渾蕭艾而不分、求之竺論、何其謬乎、觀夫草之有薰蕕、亦猶人之有賢愚、薰也、蕕也生一園之中、共有枝葉、賢也愚也、居二儀之間、共有頭足、人或不辨、謂無異同、彼一賢一愚、而世不以爲異、此或香或臭、人猶以爲同、遂使賢愚一貫、曾無等差、香臭一氣、時有混亂、當此之時、能視者視之、而別人之賢愚、能聞者聞之、而辨草之香臭、（下略）

〔古今和歌集序〕おほきみつのくらゐかきのもとの人丸なん、うたのひじりなりける、

〔續日本後紀四仁明〕承和二年三月丙寅、大僧都傳灯大法師位空海終于紀伊國禪居、庚午、在於書法最得其妙、與張芝齊名、見稱草聖、（下略）

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、夏井（○紀）者左京人、（中略）承和初以善隷書、待詔於授文堂、就參議小野朝臣篁、受用筆之法、篁歎曰、紀二郎可謂眞書之聖也、

〔三代實錄七清和〕貞觀五年正月廿日癸未、從五位上行助教滋善宿禰宗人卒、宗人者左京人、本姓酉漢人、備中國下道郡之所貫也、少遊學館、從大學博士御船宿禰氏主、受三禮、一聞而記於心焉、氏主顧謂同志云、此生後代之禮聖也、（下略）

〔萬葉集三挽歌〕七年（○天平）乙亥大伴坂上郎女悲歎尼理願死去作歌一首（并短歌○歌略）

右新羅國尼曰理願也、遠感王德、歸化聖朝、於時寄住大納言大將軍大伴卿（○旅人）家、既逕數紀焉、惟以天平七年乙亥忽沈運病、既趣泉界、於是大家石川命婦（○旅人父安麻呂妻）依餌藥事、往有馬温泉、而不會此哀、但郎女獨留葬送屍柩、既訖仍作此歌贈入温泉、

〔後漢書七十四曹世叔妻傳〕扶風曹世叔妻者、同郡班彪之女也、名昭、字惠班、一名姬、博學高才、世叔早卒、有

聲コソ聞ユレ、此人ニハ居アハジト思フ物ヲトテ、示退散之由云々、御心地即平愈、

〔十訓抄七〕小野右大臣〇藤原實資とて、世には賢人右府と申、若くより思はれけるは、身に勝たる才能なければ、何事に付ても、其德顯れがたし、試に賢人を立て、名を得る事をこひねがひて、一筋に廉潔の振舞をぞし給ける、かゝれども人更に不許、かへりて嘲る類も有程に、あたらしく家を造て移徙せられける夜、火鉢なる火のみすのへりに走りかゝりけるが、やがても消ざりけるを、しばし見給けるほどに、やうやうとゆづり付て次第にもえあがるを、人あざみてよりけるを制てけさゞりけり、火大になりける時、笛計を取て、車よせよとて出給にけり、聊物をも取ける事なし、是より自賢者の名顯て、帝より始奉りて、事外に感じてもてなされけり、かゝるに付ては、げにも家一やけん事、彼殿の身には、數にもあらざりけんかし、或人、後に其故を尋奉りければ、わづかなる走り火の、おもはざるにもえあがる、たゞごとにあらず、天の授る災也、人力にて是をきほはゞ、是より大なる身の大事出くべし、何によりてか強に家一を惜むにたらんとぞいはれける、其後事にふれて、かやうの振舞絕ざりければ、遂に賢人といはれてやみにけり、のちざまには鬼神の所變なども見顯されけるとかや、好正直與不廻、而精誠通於神明と曹大家が東征賦に書ル、今思合せられていみじ、かゝればとて賤しからんたぐひ、此まねをすべきにあらね共、程に付て賢の道ひとしからん事をおもへと也、此殿若くより賢人の一筋のみならず、思慮のことに深く、情人に勝れておはしけり、

〔古今著聞集四文學〕前途程遠、馳思於鴈山之夕雲、後會期遙、霑纓於鴻臚之曉淚と後江相公〇大江朝綱が書たるを、渤海の人感淚をながしける、のちに本朝人にあひて、江相公三公の位にのぼれりやと問けり、しからざるよし答ければ、日本國は賢才をもちゐる國にはあらざりけるとぞはぢしめける、

子視之與飲食、卽脫衣裳覆飢者而言、安臥也、則歌之曰、○歌略　辛未、皇太子、遣使令視飢者、使者還來之曰、飢者既死、爰皇太子大悲之、則因以葬埋於當處、墓固封也、數日之後、皇太子召近習先者、謂之曰、先日臥于道飢者、其非凡人、爲必眞人也、遣使令視、於是使者還來之曰、到於墓所而視之、封埋勿動、乃開以見、屍骨既空、唯衣服疊置棺上、於是皇太子、復返使者令取其衣、如常且服矣、時人大異之曰、聖之知聖其實哉、逾惶、　二十九年二月癸巳、半夜厩戸豐聰耳皇子命、薨于斑鳩宮、○中略　當是時、高麗僧慧慈聞上宮皇太子薨、以大悲之、爲皇太子、請僧而設齋、仍親說經之日誓願曰、於日本國有聖人、曰上宮豐聰耳皇子、固天攸縱、以玄聖之德、生日本之國、苞貫三統、纂先聖之宏猷、恭敬三寶、救黎元之厄、是實大聖也、今太子既薨之、我雖異國、心在斷金、某獨生之、有何益矣、我以來年二月五日必死、因以遇上宮太子於淨土、以共化衆生、於是慧慈當于期日而死之、是以時人之彼此共言、其獨非上宮太子之聖、慧慈亦聖也、

〔續日本紀　三文武〕大寶三年七月甲午、又詔五位已上、擧賢良方正之士、

〔續日本紀　三十一光仁〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、○中略　石川朝臣豐成宣曰、大命坐、詔久、美麻志大臣乃仕奉來狀波、不今耳、掛母畏、近江大津宮御宇天皇○天智御世爾波大臣之曾祖藤原朝臣內大臣○鎌足明淨心以氐、天皇朝乎助奉岐、藤原宮御宇天皇○文武御世爾波祖父太政大臣○不比等又明淨心以、天皇朝乎助奉仕奉岐、今大臣者、鈍朕乎扶奉仕奉麻部、之賢臣等乃、累世而仕奉麻佐部流事乎奈母加多自氣奈美、伊蘇志美思坐須、○下略

〔神皇正統記　村上〕具平親王、○中略　賢才、文藝のかた、代々に御あとをよくあひつぎ申たまひけり、一條の御代に、よろづむかしをおこし、人をもちひまし〳〵けれぱ、この親王昇殿したまひし日、淸涼殿にて、作文ありしに、○中略　所貴是賢才といふ題をさぐらるゝことあり、○下略

〔古事談　二臣節〕御堂令煩邪氣給之時、小野宮右府○藤原實資爲奉訪令參給、邪氣問前聲託人云、賢人之前

レケリ、去夜マデ所勞アラムモノ、、イカデカ一夜ノ内ニナヲルベキ、イツハレル事也ト被仰ケリ、白河院ハ此ヲ聞食テ、キクトモ、キカジトゾ、オホセラレケル、アマリノコトナリト、思召ケルニヤ、

〔平家物語〕六新院ほうぎよの事

上皇〇高倉は〇中略内には、十かいをたもつて、じひをさきとし、ほかには、五常をみだらせ給はず、れいぎを正しうせさせおはします、まつ代のけんわうにておはしければ、世のおしみ奉る事、月日のひかりをうしなへるがごとし、〇中略

こうえうの事

あんげんの比ほひ、御かたがひの行かうの有しに、さらでだに、けい人あかつきをとなふこゑ、明王のねふりをおどろかす程にも成しかば、いつも御ねざめがちにて、つや〳〵御まどろみもならざりけり、いはんやさゆる霜よの、はげしきには、延喜のせい代、國土の民共が、いかにさむかるらんとて、よるのおとゞにして、御衣をぬがせ給ひける事などまでも、思召出て、我帝德のいたらぬ事をぞ、御なげき有ける、〇下略

〔續日本後紀〕九仁明承和七年五月辛己、於是中納言藤原朝臣吉野奏言、昔宇治稚彥皇子者、我朝之賢明也、此皇子遺敎自使散骨、後世効之、〇下略

〔日本書紀〕二十欽明二十二年七月丁酉朔、詔曰、屬我先考天皇之世、新羅滅内官家之國、天國排開廣庭天皇二十三年、任那爲新羅所滅、故云新羅滅我内官家也、先考天皇、謀復任那、不果而崩、不成其志、是以朕當奉助神謀復興任那、今在百濟、火葦北國造阿利斯登子、達率日羅賢而有勇、故朕欲與其人相計、乃遣紀國造押勝、與吉備海部直羽島、喚於百濟、

〔日本書紀〕二十二推古二十一年十二月庚午朔、皇太子遊行於片岡時、飢者臥道垂、仍問姓名而不言、皇太

枚を給はせけり、一枚は南大門、一枚は西門の料也、眞草兩樣にかきて奉るべき由勅定有ければ、仰にしたがひて、兩樣に書てまいらせたりけるを、眞に書たるは南大門の料なるべきを、草の字の額をはれの門にうたれたりけり、道風是を見て、あはれ賢。王。也とぞ申ける、其故は、草の額殊に書すましておぼえけるが、叡慮にかなひて、かく日比の義あらたまりてうたれける、まことにかしこき御はからひなるべし、それをほめ申なるべし、

〔古事談六亭宅諸道〕村上聖主、明月之夜、於清涼殿晝御座、玄上ヲ水牛角之撥ニテ引澄シテ、只一所御座ケルニ、如影之者自空飛參テ孫庇ニ居ケレバ、彼ハ何物ゾト令問給ノ處、申云、大唐琵琶博士廉承武ニ候、只今此虛ヲ罷通事候ツルガ、御琵琶ノ撥音ノ、イミジサニ所參入也、恐クハ昔貞敏ニ授賜曲之侍ヲ欲奉授云々、聖主有叡感之氣、〇下略

〔十訓抄一〕すべて帝〇一條賢王にておはしけるにや、才臣智備よりはじめて、道々のたぐひにいたるまで、皆其名を得たり、〇中略帝も我人を得たる事、延喜天暦にもと御自讃有けると也、

〔古事談一王道后宮〕宇治殿〇藤原賴通御出家之後、御坐于宇治之間、後三條院崩御之由聞給テ、止食立箸而歎息、是末代之賢主也、依本朝運拙早以崩御也云々、後三條院於宇治殿每事無御許容、然而猶所歎息給也、

〔續古事談一王道后宮〕堀川院ハ末代ノ賢王也、ナカニモ天下ノ雜務ヲ、殊ニ御意ニ入レサセ給タリケリ、職事ノ奏シタル申文ヲ、皆メシトリテ、御夜居ニ、又コマカニ御覽ジテ、所々ニハサミガミヲシテ、コノコトタヅヌベシ、コノコトカサネテ問ベシナド、御手ヅカラカキツケテ、次日職事ノ參リタルニ、タマハセケリ、一返コマカニ、キコシメス事ダニ有ガタキニ、重テ御覽ジテ、サマデノ御沙汰アリケム、イトヤム事ナキ事也、スベテ人ノ公事ヲトムルホドナドヲモ、御意ニ入テ、御覽ジ定メケルニヤ、追儺ノ出仕ニ、故障申タル公卿、元三ノ小朝拜ニ參タルヲバ、コト〳〵ク追イレラ

力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成、故於今稱聖帝也、

〔古事記 下 仁德〕於是天皇登高山、見四方之國詔之、於國中烟不發、國皆貧窮、故自今至三年、悉除人民之課役、是以大殿破壞、悉雖雨漏、都勿修理、以椷受其漏雨、遷避于不漏處、後見國中、於國滿烟、故爲人民富、今科課役、是以百姓之榮、不苦役使、故稱其御世、謂聖帝之世也、

〔古事記傳 三十五〕聖帝二字を比士理と訓べし、日知の意なり、但し此は皇國の元よりの稱には非じ、(上卷に聖神と云へれど、其は借字なり、)聖字に就て設けたる訓なるべし、○中略 其は漢籍に、聖人と云者の德をほめて、日月に譬へたることあるを取て、日の如くして、天下を知しめすと云意なるべし、○中略 されば天皇を贊奉て日知と申すは、此天皇より始まれる事にて、漢國の例に傚へる稱なり、

〔神皇正統記 繼體〕武烈かくれたまふて、皇胤たえにしかば、群臣うれへなげきて國々にめぐりちかき皇胤をもとめたてまつりけるに、この天皇(○繼體)王者の大度まして、潛龍のいきほひ、世にきこえたまひけるにや、群臣相議つて、むかへたてまつる、みたびまで謙讓したまひけれど、つゐに位に卽きたまふ、○中略 まことに賢王にまし〳〵き、

〔日本書紀 十七 繼體〕元年正月甲子、大伴大連、金村大連、更籌議曰、男大迹王、(○繼體)性慈仁孝順、可承天緒、冀慇懃勸進紹隆帝業矣、物部麤鹿火大連、許勢男人大臣等僉曰、妙簡枝孫賢者、唯男大迹王也、

〔神皇正統記 光孝〕今の光孝、また昭宣公(○藤原基經)のえらびにて、立たまふといへども、仁明の太子文德の御ながれなりしかど、陽成惡王にて、しりぞけられたまひしに、仁明第二の御子にて、しかも賢才、諸親王にすぐれまし〳〵ければ、うたがひなき天命とこそ、見えはむべれ、

〔古事談 一 王道后宮〕延喜聖主、臨時奉幣之日、出御南殿、本自有風、把笏著靴、欲拜之間、風彌猛、御屛風殆可顚倒、被仰云、穴見苦ノ風ヤ、奉拜神之時、何有此風哉云々、卽刻風氣俄止云云、

〔古今著聞集 七 能書〕延喜の聖主、醍醐寺を御建立の時、道風朝臣に額書參らすべき由仰られて、額二

〔類聚名義抄 二〕聖〔舒政反 ヒジリ〕

〔伊呂波字類抄 比人倫〕聖〔ヒジリ 生而知也〕

〔萬葉集 三雜歌〕太宰帥大伴卿讚酒歌
酒名乎、聖跡負師、古昔大聖之、言乃宜左、

〔倭訓栞 前編二十比〕ひじり　日本紀に聖字をよめり、万葉集に日知とかけり、日の德を知しめす聖天子の稱也、又大人をもよめり、西土にも天子を聖といへれど、我邦日知の意は、西土と異なり、天つ日嗣しろしめす皇孫の尊を申奉る也、〇中略　万葉集に、酒の名をひじりといひしとよめるは、魏の徐邈が故事に、酔客謂清者爲聖人、濁者爲賢人と見えたり、

〔古事記 序〕神倭天皇〇神武　經歷于秋津島、化熊出爪、天劍獲於高倉、生尾遮徑、大烏導於吉野、列儛攘賊、聞歌伏仇、卽覺夢而敬神祇、所以稱賢后、

〔萬葉集 一雜歌〕過近江荒都時柿本朝臣人麻呂作歌
玉手次、畝火之山乃、橿原乃、日知之御世從、〇下略

〔日本紀竟宴和歌集 下〕得豐玉姫命　備中權守從四位下藤原朝臣俊房
奈美遠和介、倭我比能毛度遠、多都禰古之、晩志利濃美與能、於夜仁佐利蘇留、

〔日本書紀 六垂仁〕二年（中略）一云、御間城天皇之世、額有角人、乘一船、泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐、傳聞日本國有聖皇、以歸化之、
九十九年七月戊午朔、天皇崩於纏向宮、〇中略　田道間守、於是泣悲歎之曰、受命天朝、遠往絕域、萬里蹈浪、遙度弱水、是常世國、則神仙祕區、俗非所臻、是以往來之間、自經十年、豈期獨凌峻瀾、更向本土乎、然賴聖帝之神靈、僅得還來、今天皇既崩、不得復命、臣雖生之亦何益矣、乃向天皇之陵、叫哭而自死之、

〔日本書紀 十一仁德〕十年十月、甫科課役、以構造宮室、於是百姓之不領、而扶老攜幼、運材負簣、不問日夜、竭

バ、始メコレヲ放ツトキハ、圉々焉タリ、シバラク有テ、洋々焉タリ、悠然トシテ去ト、マコトシヤカニ答ヘケレバ、子産ゲニモトテ、手ヲ打喜バレケリ、校人ハ子産ハ欺キ易キ人也トテ笑ヒケレド、孟子ハ孔子ノ君子ハ、欺クニ其方ヲ以テスベシ、クラマスニ其道ニ非ルヲ以テシ難シト、イヘル言ヲ引テ譽ラレタリ、小人ニハ事ヘガタクシテ、悦シメ易シ、之ヲ悦バシムルニ、道ヲ以テセザルハ悦ブ、サレバ不正ノ小人近キ得ズ、欺ルベキコトナシ、仁ヲ離レテ働ラク智慧ハ、害アリトモ益ナシト知ルベシ、

〔本與錄下〕一人君はたとひいかほど才智發明たりとも、其智を藏して、但人をしるを大智とす、人君みづから其智を用るは人君の度にあらず、古人も評せり、夫一人の智限り有り、昔大舜を數聖人の内にて、大智と稱せしも、能人を知りて、人の智を用ひ給ひしこと故也、數千百人の智を用るは、何程才智發明たりとも、數千百人の智におよぶ理なし、是故に人君は能諫を納れ、衆人の言を容れて、其よろしき所を取るを、人君の度とす、しかしながら人の言を偏に信ずるは、姦の生ずる端なり、○中略衆議の上にて、是非得失を論じて、其言を用れば、事に失誤なし、

〔子弟訓〕智

何事も其しな〳〵を知る人をひろくたづねて他をなそしりそ

○

〔類聚名義抄〕三　賢カシコシ　ヒシリ　サカシ

〔伊呂波字類抄〕左人事　賢サカシ　廉　傑　黠已上同、サカシ、

〔萬葉集〕九雜歌　麻呂歌一首

古之、賢人之、遊兼、吉野川原、雖見不飽鴨、（イニシヘノ、カシコキヒトノアソビケム、ヨシノノカハラ、ミレドアカヌカモ）

右柿本朝臣人麻呂之歌集出

雜載

たり、○中略此一刀にて多くの人を助けしとぞ、此事世上にてほめけるが、其名をいふ人なかりしを、今年まで四十年、其人をしらざりしに、今年の晩春、幽篁菴の席上、話此事におよび、おのれが見たる所を語りしに、御主人久松助五十三殿曰、一刀をふりしは、南町奉行組同心渡邊小右衛門と云ひし半老の人なりと聞きて、其時にあひて、四十年しらざりしを發明して、耳を新にせり、此人なくんば、なほいくく人か溺死せん、無量の善根といふべし、

〔明良洪範續篇十五〕毛利元就常ニ申サレシハ、智慮萬人ニ勝レ、天下ノ治亂、世ノ盛衰ヲ心ニ懸ル者ハ、生涯ニ眞ノ朋友ハ一人モ有ベカラズ、千年ノ前後ニ誠ノ朋友ハ有ベシ、是等ノ人一時ニ生レナバ、己ヲ害スルカ、又我ニ害セラルヽカノ二ツ也、若二人志ヲ同シテ、世ヲ治メンニ於テハ、四海太平、萬民安堵ト稱スル世成ベシト、酒宴ナドアリテ、機嫌好キ折柄ハ、柱ニモタレテ空ヲ詠メ作ラ、毎度此事ヲ語ラレケル、鮮ノ様ニ有シト也、

〔常山紀談十八〕或人本多忠勝に、思慮ある大功名をとげ候か、思慮なき人功名をとげ候かと問ふ、思慮なき人も思慮ある人も功名するなり、思慮ある人の功名は、士卒を下知し大きなる功名をとぐる物なり、思慮なき人は鎗一本の功名にて、大なる事はなしと答へられけり、

〔蘐園談餘四〕欺ムカレジ、ヌカレジト、智惠ノ稍ヲハブシテ、人ノ肺臟ヲ窺フ者ハ、人恐レテ親マズ、其害極メテ大也、論語ニ詐ヲ逆ヘズ、信ナラザルヲ臆ラズ、抑又先覺ル者是賢歟トアリ、ヌカレマジト思フ心故、眞實ナル人ヲモ、僞リハセヌカト、無キコトヲ迎ヘテ疑ヒヌ、又人ヲ疑フ心故、我ガ辭ヲモ、人モ信ゼザルカト慮リテ、初ヨリ誓言ダテナドシテ、クリ言ヲ云人アリ、總ジテ人ノ心ヲ云ヌ先キニ覺リテ、合點スル樣ナル、猿智慧ノ人ヲ賢者トスルハ、末世ノ風俗下劣ノ至リ也、君子ノ智ハ、鄭ノ子產ノ樣ニ有タキコト也、子產ニ生ル魚ヲ贈ル者アリ、校人ニ命ジテ池ニ放シムルニ、其人カタマシキ者ニテ、ヤガテ陰カニ煑テ食シヌ、サテ子產カノ魚ヲ放チケルニヤト問ケレ

扨米屋共へ先刻調へたる米を、一升増に拂ひ可申間、取に來るべしと合させければ、我も〳〵と來て、米を取て歸ける、斯く無造作なる足代を以、二時三時の間に本の如くに釣上しとぞ、又或る時同寺本堂の棟瓦破れ落たるを、入札に被仰付る處に、瓦は僅ながら足代人夫等に多く費るに仍、入札直段過分に高直也、瑞軒が札は外ゟ三分一にも不及安札なれば、是へ被仰付、如何成仕形にやと、人々思ひしに、折節春の頃にて、東風の吹を考、大成鳳巾(イカ)を造り、本堂の棟を越る程にのぼせて、能時分狂はせ落しければ、鳳巾は本堂に跨る、其時件の鳳巾を捕まへて是を引く、其糸並たる時に、少し太き糸を繼て繰引にさせ、段々に前よりふとき糸を繼、後には釣瓶縄程にして、夫より大綱を二筋にて是を引せ、此大綱、堂の棟を跨る時、前後四方に碇と杭を打、能程にかうばいを附け、綱を引堅め、是を親階子にして、階子の子を幾つも搆、是に結付、段々に上りながらに、是を搆行、暫時に丈夫成る綱階子出來たり、如此して僅の人夫に瓦を持せ登せて、速に破瓦を取替たると也、其外駿州久能山の鳥居、京師東山八坂塔の事抔、數々人口に在と雖、畢竟其頓意發明において、其理一なるに仍て爰に省く、○下略

〔蜘蛛の糸卷〕

凶荒年表　永代橋崩る

文化四年丁卯八月廿九日、深川八幡祭禮の日、朝四つ時比、貴重の御船、○徳川氏御召艦永代橋の下を通るとて、空船なれども、橋番人縄を橋のきはに引き張りて、人を留めける、○中略半時あまりまちくたびれたる時、それ通れとて、縄を引くを見て、數百人の駈け通る足の力、體の重み、數萬斤の物をまろばすが如くなりし故、細き長橋いかでかたまるべき、橋の眞中より深川の方へ十間計りの所を、三間あまり踏み崩しければ、いかでか落ちざらん、跡の者はかくとはしらず、おしゆくゆゑ、おされて跡へすさる事ならず、横へひらく道なき橋の上なれば、歩のやうに入水したるも多かるべし、此時一人の武士刀を拔きて、高くひらめかしければ、是を見て跡へ逃げ歸りて、道を開き

キケルヲ、其後箱根ノ奥ニ、ケヤ木多ク見ユルニ付テ、此大木共切取良材トナシナバ、守護ノ德有ノミニアラズ、所ノウルホヒ成ベシト申ケル、家士等是ヲ聞テ、アザ笑ヒテ、車力ガ何ヲ申トモ、箱根ハ深山ニシテ出スベキ道ナシ、運送自由ナラズ、是ヲ以テ先代ヨリ捨置モノ也ト申セシ所ニ、川村聞テ、少シモ苦シカラズ、切テ出ス事ハ、某ニマカサレヨ、御損ハナキ事トテ、マヅ運上以下ヲ奉ルベシトテ、其秋ヨリ段々杣ヲ入テ伐セケルニ、皆々不審シ、イカヾシテ山出シスルゾト見ル所ニ、十月半ヨリ又人足ヲ入テ、峯ニ降ツモリヲ雪共ヲ、其邊ノ深キ谷ヘ、毎日カヽセテ落シ入ケル程ニ、谷モ尾モミナ白妙ニ成テ、谷ハ雪水氷ノヒヾキモ果ケル、臘月ニ及ビ、玄冬素雪ノ究年多クノ人夫ヲ出シ、彼切集メタル大木共ヲバ、谷底ヘコロバシ入ルニ、雪氷タルナダレヘオロス故ニ、力ヲモ入ズシテ、悉ク落シ入テ後、深谷ノソコハ氷ル上ニ、大木カサナリ、其上ニ又峯ノ雪ヲ有ダケカキ落シタレバ、谷モ峯モヒトシク成タル時ニ、谷口ニ堤ヲキヅキテ、水ヲモラサズタヽヘタリ、扨來春ニ成、温暖ノ時ニ至リテ、ユキ氷トモニ解流ルヽ最中ニ成、急ニ此堤ヲ切テオトシケル程ニ、瀧ノミナギルヨリ猶劣シク、只一度ニタヽヘ、水巨木ヲ流シ出シケリ、

〔翁草入〕增上寺釣鐘之事

瑞軒が機變の事、十が一を擧げて云はゞ、其頃增上寺の鐘樓出來立て、鐘を掛しに、暫くは掛りてゆれ、搖くに隨ひ、其釣延てたもつ事不克、落けるゆへ、隨分入念元の如く釣上る樣の御下知有しに、大勢人夫掛り、足代等大そうの事故、何れも六か鋪申に仍り、入札被仰付處に、各高札也、瑞軒札は、外々の半分に及ぬ安札故に、則被仰付、斯て瑞軒は僅人夫二三十人計引連レ來り、先近邊の米屋共へ申遣しけるは、米を澤山に調申べし、直段を究めて、增上寺鐘樓の前へ持運ぶべしと觸ける故、我も〳〵と持來るを、鐘のあたりへ並べさせ、其上江鐘を上げ、又其俵の並べ、二俵を並させ、其上江鐘を乘せ、又其上へ其通に俵を並、如此段々俵の上江鐘を乘せ、程よく成りて、龍頭を釣り上、

すべしとて、松野に返されぬ、此謀たゞ嘗一人のみ知たりと云り、

〔先哲叢談　三〕熊澤伯繼字了介、(介或作)小字次郎八、後更助右衛門、號蕃山、嘗至某侯、及入見一士人威儀特秀骨體非常、相與張目注視良久、遂不交一言、見侯曰、余今見一士、不知仕臣乎、將處士邪、侯曰、渠爲吾講兵書處士由井民部助者也、(名正雪)蕃山正色曰、余熟視其貌、以察其意、君勿復近、知彼士、他日正雪亦來見侯曰、前日比退朝、見某衣某形人、未知其爲誰、侯曰、渠說吾以經書岡山臣熊澤次郎八者也、正雪正色曰、余熟視其貌、以察其意、君勿復近、知彼士、

〔近世叢語　四識鑒〕赤穗大石良雄、執贄伊藤仁齋、一日來侍其講書、而時々睡不聽、衆皆匿笑退後詬罵曰、懶惰如彼、不知不學、仁齋曰、小子勿妄誚、以予觀彼非庸器、必能堪大事、

〔藩翰譜　五板倉〕寛文五年正月二日の夜、雷大坂の城に落かゝつて、五重の層樓悉く燒け失せぬ、思ひもよらぬ事なれば、城中城外以の外に周章し、火救はんとて內に入らんとするに、城中の女童は、外に逃げ出んと互ひに門々を爭ひ、出やらざれば入事もえならず、こゝに重矩(板倉)が守る處、京橋の口は、城門の外を去る事數十歩、忽ちに柵を結ぶ、柵の中又門を開けり、兵門々を守りて、甲乙人の亂入を禁ず、かねて又此邊りなる所領の民に下知して、若し城中に火あらん時は、是を持ち來りて、其偶をあはせて、郎從等が妻子を引つれて行けとて、蛤の貝の半は民に與ふ、其貝の內に郎從の名をしるす、半は郎從に與て、彼民の名を貝のうちにしるし配分す、此夜かの民共が馳せ來り馳せ來り、符を合せて、郎從等が妻子を盡くゐて行きし程に、郎從等身のほだしなければ、一筋に城の守りを堅くし、靜まりかへつて音もせず、かゝる備へいくらもありて、世の美談となりぬ、

〔明良洪範　二〕寛文ノ頃、車力重右衛門ト云世ニ聞ヘシ者、先御代ヨリ器量勝レシユヘ、其コロ川村瑞軒ト號シケルガ、(中略)車力ハ少シモ屈セズシテ、見ヨ〳〵稻葉殿ヲ笑ハヤ見スベシト廣言ハ

の世にも有べからず、まして去年の逆徒(由井正雪)等が火を放ちて、兵を起さんと謀りし事もあり、是はいかさま只事にはあらじと、上中下の心も靜かならず、其時信綱の立所に執り行ひし事、殊に皆其所を得て、程なく天下また靜かに治りて、昔にかはらぬ世となるか、ゝる事どもは、みな古の名臣賢佐にも恥ぢぬ善政にてありけり、それも執政の人々の衆議一決してこそかくはありけめども、謗る事譽むる事をも、信綱壹人の計りしやうに、世にいひしことは、是れ併しながら名譽のいたす所なり、

〔智囊〕一家光公(○德川)或時御夜詰の時分、たかのをき緒之樣成、夥敷ながき糸をまきたる物を、此長さいかほど可有哉、急につもりて參れと被仰出、則御小性衆小細工部屋へ被致持參、色々つもり候へども、無際限長き糸を卷たる物なれば、中々即時にはしれがたし、御前よりは御急ぎなり、迷惑したる所へ、伊豆守(○松平信綱)被參、其積にては則時には成がたし、安き事ありとて、其糸を十尋ひろいて切、此糸目をかけ、其重さいかの大卷の目を貫目にかけ、そろばんにてつもり、其ながきを申上ければ、則時に埓明御機嫌殘所無之、是も豆州はやき才なり、則時に御用相足り、皆々かんじ入、後迄も被申けると也、

〔常山紀談十九〕細川家の長臣南條大膳慎をふくむ故有て、細川家を傾ん事を謀りけるに、其比深く密にする事ありて、潛なは細川家の禍なる事を知たりければ、先切支丹の事訴へけり、江戸より南條をめす、細川家驚きたれどもせん方なし、松野(○龜右衞門)我にまかせられよとて、四人なれば厚き板にて詰牢をつくり、醫者一人に密謀を云ふくめ、熊本より出るに、天氣を待とて、處々に舟をとゞめ日を經る內に、人參の入たる藥をあたへ、朝夕の食物まで人參湯にて飮食させけり、南條は氣の鬱したる上、人參數十斤飮たりしかば、心狂亂したりけり、松野江戸に打具し至りて、南條は數年狂氣の者にて候とて出しけり、切支丹訟の事を問るゝに、狂言のみなりとて、熊本に歸

〔松平信綱公言行錄〕大猷院樣〇德川家光御代、御臺所より出火、御城のこらず燒失、其時火急なるに付、奥方女中衆大勢、西丸へ御移しなされ度旨、上意なれども、女中衆の事なれば、御殿の內、西丸への道筋、同道の人少しこまりなさるゝ所に、信綱公御前へ參玉へば、此由如何なされべくやと上意に付、卽時に御請、仰上げらるゝは、畏り奉る、左樣に思召るゝならば、御奥方より西御丸迄、御道筋へ御疊を、一々裏返し敷て參り候樣に仰付られ然るべく存奉り候、左あらば道筋疑敷あるまじと仰上られければ、御機嫌にて、奥方へ仰つかわされける、信綱公は大勢人を召連玉ひ、早速御疊をしきければ、誰案內なしに、女中一人も怪我なく、西丸へ退玉ふ也、上樣殊の外御機嫌なり、聞人扨々文珠とても、此上の智惠は有まじと申ける、

〔藩翰譜二長澤〕此人〇松平信綱の才敏なりし事ども、世に傳ふる事いくらといふ數を知らず、されども其事共天下の大勢に預からぬ事なれば、誠に數ふるにたらず、初め左大臣家〇德川家光かくれさせ玉ひ、將軍家〇德川家綱いまだ御幼稚の時に、故將軍家の御時は、國をも郡をも玉ひ、祿をも俸をも當て行なはれし事、年々月々に絕えず、當代に至て終に其事なし、かくては如何で奉公の勢をもなぐさめ、主に仕ふる忠をも勸めんやと、諫むる人も謗る人もありけり、信綱是を聞て、君いまだ幼なく渡らせ玉ふ、今に當て功勞ある人に恩賞行はるゝ事あらんに、たとへ恩賞を蒙る人悅ぶ事ありとも、又謗る人は、君はいまだ幼稚にてましますに、是皆執政等がひいきに付て、おのれ〳〵がかたざまの人々をのみ執し申すなりなど云はんには、善を勸め德を施すにはあらず、恨を加ふにこそあれとて、將軍家、政をみづからし給はざりし程、信綱が世に在りしうち、終に其事なかりしかども、人ごとに敢へて怠りたゆむ心なく夙夜しけり、是一、天下の大名の、代々たてまつりし人質を、此時に至りて盡くに歸さる、是二、近世の慣はしなりし殉死の事堅く禁せらる、是三、中にも明暦の火災には、城廓盡く灰燼となり、人民悉く焦爛す、かゝる事は古より聞も傳へず、又後

一人被召、急法ニ行レケル、

〔常山紀談十九〕細川忠利の士川北九大夫といふ者あり、川尻の代官を勤めよとありしに、出陣の時供に連られなば、代官の職つとむべしといひければ、尤とて出陣の時供すべしと定めらる、天草はや、もすれば、一揆をなす所と、西國の人のいひける事なれば、心にかけて川尻は海邊船の著く處にて、細川家の米藏あり、天草へ海上七里と聞ゆ、川北兼て地鐵炮の數をえらべ置けり、〈地鐵炮とは農民の事也〉天草の一揆起ると聞て、川尻の海岸に一間に一本づゝ竹を立させ、一本ごとに火繩をゆひ付、五本に一人の地鐵炮を配りけり、後に天草にて生どられし者のいひけるは、其夜川尻の米を取ん爲に、船をおし出して見しに、川尻にいくらともなく鐵炮を備へて見えたる故、さては熊本より軍兵のはや川尻に來れりとて、船をもどしけるとなり、

〔鳩巢小說上〕一大猷院樣〈〇德川家光〉御時、日光御再興仰付ラレ候テ、結構ヲ盡シ、就中御寶塔ノコト御僉議有之候、是ハ御棺ノ上ニ覆ヒ申候塔ニテ候、大事ノモノニ候ユヘ萬代マデモツヾキ候ヤウニ、丈夫ニ仰付ラレ度トノ義ニテ、或ハ黑金ニテ仰付ラルベキヤ、但シ石ニテ仰付ラレタルガ久シクツヾキ申ベキヤト、其時分松平伊豆守信綱殿ヲハジメ、智ノフカキ衆センギニテ候、其時島田幽也ト申テ、島田出雲守隱居ニテ居申サレ候、是モ最前町奉行イタサレ候テ、智惠袋ト人々申候テ、智ノフカキコト隱レナキ人ニテ候、夫ユヘ幽也ヲ呼ビ候テ、分別承リ候ヘトノ上意ニ付、幽也御次マデ出申サレ候、大猷院樣ニハ御障子一重ヲ隔テ、イカヾ申候ト御耳ヲソバダテ、イヅレモ老中御寶塔ノ義如何仰付ラレ候テ、久敷續キ申ベキヤト尋子申候トキ、幽也申サレ候ハ、何ノ義モコレナク候、豐國ノ社頭修理仰付ラレ候ハヾ、當家ノ御寶塔イツマデモ堅固ニツヾキ申ベク候、此外ノ義ハ存ゼズ候由申サレ候テ立申サレ候、夫ヨリ御寶塔御僉議相止ミ申候、流石ノ伊豆守殿モ、我ヲ折リ申サレ候ヨシニ候、

き料の器毎に、おのが名、幷に悉く數いくらの内といふ事を書きて、かしこゝに捨置きけり、其比は世にかく火を救ふべき具など、儲へし人なければ直寄が捨てたりし器取りて、火救ふ人も多し、今日の功、獨直寄に歸して、かねて用意の程も神妙なりと、御感に預りしとなり、

〔明良洪範二十三〕板倉重宗諸司代ノ節、播州明石ノ城主ヘ申サレシハ、貴殿城内ニ、古來ヨリ人丸ノ社コレ有由承リ及ビ候ガ、人丸ハ和歌三人ノ内ニテ候程ニ、歌道ヲ執心致シ候者ハ、僧俗トモ參詣申度ト願フニテ、御城内ノ事故ニ、遠慮有テ空シク打過候事ニテ候、諸人ノ爲ナレバ、御社ヲ御城外ヘ移シ出サレ、海邊ノ高ミニ建ラレ、往來ノ者モ參詣仕候樣ニ成サレ候ラハヾ、我等モ燈籠ヲ寄進申スベクト有シカバ、城主モ重宗ノ申サルヽ事ナレバ、餘儀ナク海邊ノ高キ所ヘ移サレシカバ、約束ノ如ク周防守ヨリ大キナル燈籠ヲ寄附有テ、常燈ヲ建ラレケル、以前播磨灘ヲ乘ケル船、夜中風替リ杯シテ、明石前ハ破船セシ事ナド有シ、向後ハ彼燈籠ヲ目當ニシテ入ケル故、破船ノ愁ヒナシ、周防守ノ心ハ、畢竟此目當ニ至ルベキ爲ナリ、サレドモ城主ヨリ此所ニ移サセ、後ニ燈籠ヲ寄進セラレ、初ヨリ自分ノ功ヲ顯サズ、後ニ人ノ心付樣ニ諸事ヲ致サレケル、誠ニ思慮ノ厚キ人也ケリ、

〔武野燭談十五〕板倉周防守重乘盜賊穿鑿之事酒井讃岐守忠勝金言之事

今ハ昔、豐島郡田畑村ノ與樂寺ヘ強盜多ク押入テ、僧侶餘多切殺シ、靈寶金銀等白浪ノ爲ニ盜レケル、〇中略其比京都ヨリ板倉周防守重乘參向シケレバ、老臣ノ内ヨリ、此惡黨共ヲ可捜出手立、如何アラント問レシニ、以前ヨリ詮議之筋ヲ一々ニ聞テ後、某一手致シ見ントテ、片板一枚ヲ取寄テ、厲託ノ黃金少分ナレバ難申出候、今一倍掛ラレバ、同類共ノ在家ヲ指可申、如何ニモ讀能樣平カナニテ筆太ニ書認テ、彼厲託ノ傍ニ立添置レシヲ、彼盜賊ノ張本人ガ見テ、扨ハ同類之者ノ中ヨリ此札ヲバ立タルラン、然ラバ人ニ先ヲセラレジト、不過其日廳所ニ出テ訴人シケル故、不殘

もしらず、其時百姓の乘來し馬に、いろ〳〵の物取付、百人計打立ちて、紀伊川を渉り、橋本山より木のめ路にかゝり、大坂にぞ行たりける、道々にて、百姓はみな九度山にゆきぬ、殘りし女わらべども、信仍が鎗眉尖刀の鞘をはづし、鐵炮に火なはをはさみ、もし押止る者あらば、忽討殺すべき體を見て、せんかたなし、九度山に酔伏たる者ども、夜明て見れば眞田はなし、いかにと問ば、昨日しか〳〵の有様にて、河內路に赴きたりといふ、欺れしと悔めども力及ばず、

〔藩翰譜 十二下 古田〕織部正〇古田重勝は古き玩器の全きをば餘りに思ふ所なしとて好まず、されば書畫やうの物をも、かしこを切りこゝを斷ち、凡の茶具をも多くは損ひ毀りて、又補ひ綴りてぞ用ゐける、世の人皆興ある事に思ひ學びて、世に全き者のなからんとす、松平伊豆守信綱の實父大河內金兵衞久綱、常にかたへの人に言ひしは、必禍ひに罹りて死すべき者なりといひき、其後此人罪蒙りて誅せられしかば、人々大に驚き、如何で兼てより斯くは相知れるぞと久綱に問ふに、古の寶器と聞えしも、世々の亂に失せて、今ある所の物は、皆神佛の護持してこそかく世には殘らめ、それにおのれ一人の好に隨ひて、損ひ破ること、必鬼神の惛む所にやあるべき、さらば其人も又身を全くして終る事を得べからずと思ひきと言ひしとなり、

〔武野燭談 十七〕松平伊豆守信綱出身來由并松平右衞門大夫正綱事

慶長年中、御城回祿の時、御門燒塞り、御本丸の總女中可立退了簡ナカリシヲ、此右衞門大夫〇正綱下知シテ、御疊共ヲ御堀へ投入サセ、塀ヨリ布ヲ引下テ女中ヲ下シ、又大幕ヲトモニ引ハヘテ救ヒ出シ、急火ノ難ヲ助ケタリ、

〔藩翰譜 七 堀〕此年〇慶長十五年十月九日、駿河の國府の城、故あつて殿舍悉く燒失せぬ、直寄〇堀火救うて功ありしかば、明る十六年地加へ賜つて賞せらる、〇註略

直寄眞先に御寶藏に馳せ來て、火を救ひしに依て、數の御寶多くの金銀も燒けず、又火救ふべ

暫ク城中ニ入リ、休息セン事ヲ乞ハシム、夫人是ヲ怪ミ、使者ニ問ハシムルハ、今内府公ヲ捨テ何故ニ歸陣シ給フヤ、使者ノ云、何ノ故カハ知ラズ、俄ナル事ノ由ニテ歸リ給フ、夫人又問ハシム、豆州君ハ御同伴ナルヤ、使ノ云、左衛門君ノミ從ヒ給フ、夫人此由ヲ聞テ、是定メテ旨趣有ベシ、女ナレドモ此城ヲ預リ、御留守ヲ守ルニ、舅ト雖モ故ナク城ニ入ル丶事有ベカラズ、若强テ城ニ入ラント思召バ、先幼兒ヲ殺シ、我モ自殺シ、放火シテ城ヲ渡シ申スベシ、然ラザレバ城下ノ市中ヲカリ、休息シ給フベシト答フ、使者恐怖シテ返リ、復命セント城門ヲ出ル時ニ、ハヤ櫓門ニハ兵ヲ備ヘ、弓鐵炮ヲ備ヘ、敵ヲ待ノ風情也、夫人ハ薙刀ヲ侍女ニ持セ、其外侍女六七人鉢卷タスキ抔シテ、防守ノ備ヲ指揮シ給フ、使者返リテ其趣ヲ述ブ、昌幸シバシ案ジ、我過テリ、我其事ヲ察セザル事卒爾ナリ、誠ニ本多ガ女ナリト感歎シ、又使ヲ遣ハシテ、我此城ヲ取ントニハ非ズ、孫ニ逢ン爲也、必ズ心ヲ勞スル事勿レ、夫人敢テ聞ズ、則命ジテ城下ノ市中ニ於テ宿舍ヲ設ケ、有司ヲ出シテ諸事ヲ司ラシメ、男子ハ爭闘ノ事有ン、女婢三十人計、鉢卷タスキニテ捧ヲ授ケ、是ヲ警護セシメ、食膳ヲ設ケシム、昌幸ノ士卒ハ、犬伏ヨリ數里ノ間ヲ急ギ、大ニ疲勞シタレバ、沼田ニテ休息セント思フニ、敵中ニ在ル如クナレバ、急ギ食事終ルト速ニ發足ス、昌幸幸村市舍ヘモ入ラズ、野原ニ陣ヲ設ケ、休息シテ上田ニ歸ル、其後夫人ハ思慮シ、父子東西ヘ分レタレバ、家老物頭以下ノ諸臣モ、心ヲ變ズル事モ有ント、一計ヲ設ケ、老女ニ命ジテ、我君ノ留守寂寥ヲ慰メント、諸臣ノ妻妾子ヲ聚メ、遊樂ヲ設ケ、是ヲ饗應セシメ、數日ノ間我宅ヘ歸ル事ヲ許サズ、人質ニナサレ、因テ諸臣一人トシテ、異心ヲ出ス者ナキハ、智略ニ由レバ也、

〔常山紀談十七〕紀州は淺野長晟の領地なれば、橋本山の百姓に、眞田大坂に行事あらん、おしとめよと下知せられしかば、用心きびしうしたりけり、信仍〇眞田橋本山の百姓數百人を九度山にまねき、かり家あまた設けて、酒宴してもてなし、上戸下戸をいはず志ひたりしほどに、醉伏て前後

〔川角太閤記五〕関ヶ原の時、國大名衆、分別を以其家無恙續申候家は、鍋島加賀守〇直茂と申は、只今の鍋島殿親父にて御座候、其頃迄は達者にて被罷居候、御所様〇徳川家康東へ御馬を被出候を被聞、大略御跡にて謀叛企衆可有之候、御所様御馳走とて、國大名衆荒増御供に被参候と相聞え候、我家は東への御供不仕候へども、國離れざる樣成分別有之、銀子五百貫目、東へ爲持可下なり、尾張國より御所樣御分國之義は不及申、景勝との境目迄の國々の町方にて、五貫目程づゝ見合見合兵粮を爲買、其町々の年寄共に可預置なり、上方に事出來たりと云ならば、御所樣へ申上樣には、鍋島事、御馳走に可被出覺悟に候處に、上方蜂起仕候間、最早鍋島可罷出事は、中々罷成間敷候間、此兵粮入不申候とて、町々にて兵粮を可奉指上と申付、奉行三人東へ差下し申候、御所樣はや宇都宮へ御着被成候とひとしく、治部少輔謀叛の樣子相聞申候處に、彼鍋島者ども、右の御理申上、はや宇都宮にて兵粮指上申候、〇中略鍋島奥意は、日よりを伺候と相聞候へ共、親加賀守分別を以國に離れずと、世間に其節專ら申あへると相聞え申候事、

〔明良洪範二十四〕眞田伊豆守信之ノ夫人

會津ノ役ニ、眞田安房守昌幸、其子伊豆守信之ト内府公〇徳川家康ニ從軍セン迚、上田ヲ發足シ、佐野ニ到レリ、時ニ石田三成ヨリ書ヲ贈リ、大坂ニ與力セン事ヲ進ム、父昌幸忽チ志ヲ變ジ、大坂ニ與力セントス、信之頻リニ是ヲ諫ムレドモ承引セズ、依テ父子東西ニ別レ、昌幸ハ兵ヲ收メテ上田ヘ引返ス、信之ハ關東ニ下リヌ、初メ信之ガ夫人ハ、本多忠勝ノ女ニテ、内府公ノ御養女ト成シ給ヒ、信之ニ嫁セシム、夫人性質智勇アリ、信之發陣ノ時ニ及ビテ、夫人ノ謂レシハ、妾ハ女ノ身トシテ申難事ナレドモ、愚意ヲ以テ察スルニ、房州公ノ御心計難ク、今ノ世ニトリテ、父子兄弟迚モ、御心ヲ緩シ給フマジ、只此事所要ナラン、信之默領シテ出陣セラル、其後果シテ中途ヨリ引返シ、沼田ニ到リ、信之ノ妻ノ幼孫ニ對面シテ、上田ヘ歸ラン迚、夜ニ入テ、信之ガ居城沼田ヘ使ヲ遣ハシ、

れて引返したりとおもへるは、其人を知ざる詞なり、德川殿諸將をひきゐ、先上方に攻上り、石田を討れんに、十に八九石田敗北すべし、其時殿一人にて、いかで德川殿に打勝給ふべき、敵國に攻入ずして引返したるは、味方の不幸なりとぞ云ける、

〔藩翰譜八下相馬〕景勝〇上杉が兵起りし時、伊達左京大夫政宗は、急ぎ本國に歸りて、搦手より攻め入るべき由の仰承て、大坂を打立ち夜を日に繼て馳せ下る、白川より白石に至ては、皆敵の中なれば道塞りぬ、常陸國を廻りて、岩城相馬にさし懸て國に歸らんとするに、相馬又累代の敵國なり、遂なく通らんこと叶ふべからず、然るに政宗纔かに五十騎計引具して、常陸の國を經て、岩城、と相馬との境なる處に至て、先づ相馬が許に使者を立て、〇中略願はくは城下に旅館點して給はらんには、馬の足を休めて、明日は國に入らんと存ずと云はせたり、長門守義胤〇相馬是を聞て、〇中略頓て民家をしつらうて迎ひ入れ、家子郎從等召し集めて、夜討のやうをぞ議したりける、爰に水谷三郎兵衞尉某、遙の末座より進み出て、末座の意見恐れ入て候へども、既に僉議の座に列て候ふ上は、心に存ずる所を申さゞらんは其詮なし、抑も窮鳥懷に入る時は、獵者もこれを殺さずとこそ承はれ、政宗ほどの大名が既に年來の恨を棄て、君を賴みて來りしを、たばかつて闇々と討たれんは、勇者の本意とする所にあらず、長き弓矢の瑕瑾なり、又我が城を去て、彼國の境駒が峯に到らんこと、行程僅に三里、けふの日未だ未の時に下らず、政宗おのが境に到らんとだに思はゞ、日ゆふべならざる間に到りぬべし、それに僅の勢を以て此所に止ること、豈深き謀計なからざらん、只同じくは我備を全うして、彼に代つて夜を守り、先づ此度は本國に返し給ひ、重て戰に臨まん時、尋常に軍して、勝負を兩家の天運に任せらるべうもや候はんと申ければ、滿座の輩、皆此議に同じて、彼が旅館の邊に、粮料、魚、鹽秣、樵、藁に至るまで積み置て、夜に入り四面に篝火たかせ、兵共に館をめぐらせ、警衞心を盡してけり、

〔常山紀談十一〕朝鮮の平安川は、〇中略諸家の士、或は七八町、十町、或は十二三町あらんといへども審ならず、黒田長政の士、吉田六郎大夫〇注略又助父子に見積り候へと下知せらる、〇中略翌朝又助組の士を引具し、川岸に出川の向に朝鮮人三人見えたり、又助小柳權七は長高き者なり、あの向の人退かざる内に急ぎ堤の上を行べし、指物をふる時踏とまれと言含め、權七走り行其たけ向の人とひとしく見ゆる時、指物を振たれば立とまりぬ、即其間を打てみれば八町五段なり、長政聞て、又助二十一歲、老功の者にも劣らじと稱美せられけり、

〔東照宮御實紀附錄八〕慶長四年九月九日、重陽の佳儀として、坂城にまうのぼらせ玉ひしが、〇德川家康城中には兼て異圖あるよし群議まち／＼なれば、本多中務少輔忠勝、井伊兵部少輔直政はじめ、宗徒の人々十二人、いづれも用心して供奉せり、〇中略還らせ玉ふ折から、わざと厨所の方へ廻らせ給ひ、一間四方の大行燈のかけたるを見そなはし、是は外になき珍らしき物なり、わが供の田舍者どもにも見せ度と有て、酒井與七郞忠利をもて、御供のもの悉く召よばれて見せしめられ、內玄關よりまづかにまかでさせ給ひしなり、

〔常山紀談十一〕直江兼續、惺窩藤斂夫に對面せんといへども、聞入られず、兼續おして行たれば不在なり、度々招けども行ざるに、今日來りたるにも逢ず、僞て他に出たるとや思はんとて、直江が許に行れしに、直江其日關東に赴きしかば、跡を追て、大津に至て對面あり、直江廢れたる家を糺に取立る時、人臣の心得いかにと問、惺窩事を速にせんとせば、却て敗るゝ基なりとぞ答へける、後に直江、景勝に進めて旗を揚させ、必家を滅すべしと惺窩いはれしが、果して景勝に事を起させたるが、其功ならざりき、

〔常山紀談十六〕上杉家の士大將杉原常陸は、智勇備はりたる人なり、東照宮宇都〇都下野殿ニ宮字の小山より引返させ給ふ時、上杉家の軍兵ども、大にいさみあへりしに、杉原獨眉をひそめて、大敵に恐

ナラントスル時、利勝ノ智謀ニ依テ、秀次罪謀陷ラズ、台德公御同道ニテ、太閤ノ御前ヘ出給ヘバ、太閤殊ノ外悅ビ給ヒ、サスガ新田殿ノ子孫也ト賞美シ給ヘリ、神君モ御上京有テ、利勝ノ智謀ノ計ヒヲ御賞美有リ、其時利勝十七歲也、後年執權タリシ時、密事ヲ評議スル事有リ、然ルニ是迄ハ密事ヲ評議スルニハ、茶室ナドノ樣ナル狹キ所ニテ、其邊ノ障子襖ナド皆立切テ評議セシニ、此度ハ利勝大廣間ノ眞中ニ坐シ、其邊ノ障子襖ヲ殘ラズ取拂ヒテ、評議衆ノミ一座シ、餘ハ人拂ヒニテ評議シケル故、餘人忍ビ聞キスル事ナラザレバ、是迄ノ樣ニ、密談漏ルヽ事少シモナカリシ也、

〔武將感狀記四〕一水野六左衞門勝成、武者修行ヲシタル時、佐々內藏助成政ノ備ヲ借テ居レリ、成政ノ家ニ阿波鳴門之介ト云壯士アリ、度々戰功アル者ナリ、コスニ越レヌト云下心ヲ以テ付タル名也、何ノ處ノ戰ニカ、勝成其名ノ故ヲ聞テ惡之、其陣ニ往テ鳴門之助ニ對面シ、貴殿ハコスニ越レヌト云下心ヲ以テ、名ヲ付レタルト聞及候、明日ノ合戰ニコスヤコサズヤ、我ト貴殿ト先ヲ爭候ン如何ト云バ、鳴門之助是皆申者ノ誤ニ候、祖父ヨリノ名ナル故ニ、我等モ付タルニ候、中々其義ニアラズ、其上貴公ノ武勇比類少ク候ヘバ、我等如キノ者、先ヲ爭ハン事及ベカラズ、只御免候ヘト卑下シタルヲ、勝成再三シキケレドモ、鳴門之介固辭ス、勝成此上ハトテ人ニ語テ、鳴門之介ヲゾ嘲ケル、鳴門之介ハ勝成ガ氣ヲユルメテ、其夜ノ子ノ剋ヨリ出立テ、勝成ガ陣屋ニ潛ニ人ヲ付置テ窺スルニ、油斷シタル體ナリ、鳴門之介悅テ、明旦戰ヒ始ラントスル時、敵陣ニ馬ヲ一文字ニ乘入鎗ヲ合セ、多兵ノ中ニ取マカレ、數ケ所大創ヲ被リ、息キレテ仆タリ、敵首ヲ取ントスル時、成政ノ總軍鬨聲ヲ擧テ、攻近ヅキケレバ、首ヲ取ニ隙ナクシテ引取ケリ、鳴門之介ガ從者肩ニ掛テ歸ケレバ、幸ニ蘇生シヌ、此時勝成ニ使ヲ立テ、今日ノ先登ハ定テ貴公ニテゾ候ラントイヤリケレバ、勝成面目ヲ失ヘリ、是勝成一世ノ不覺ト云リ、

ひ聞せ、廻文を相渡す、○中略殿下御下向の後、速かに馳參る者多かりけるは、皆是孝高の智術より出たる處なり、

〔續武將感狀記〕秀吉公○豐臣九州ヲ平均シ給ヒテ、筑州博多ノ野割ヲ、孝高○黑田ニ命ゼラル、孝高四兵衞○久野ヲシテ、其ノ事ヲ掌ラシム、是ヨリ前、博多ノ町ハ、兵火ニ燒ケテ、其跡草深ク修理モ定難シ、四兵衞思惟シテ、古井アルトコロヲ尋テ、其井ヲ以テ、屋鋪ノアルトコロヲ定メ、經營不日ニシテ成就シテケリ、肥前名古屋ニテ、諸軍勢ノ小屋割ヲ秀吉公近臣ニ命ゼラル、其功速ニ不成ケレバ、孝高ニ仰付ラレ、孝高事ヲ四兵衞ニハカラレケルニ、四兵衞平生鳥目一貫文下人ニ持セケルガ取出シ、太閤ノ御前ニテ、錢ヲ以テ、即時ニ指圖ヲナス、孝高處々ヲ改テ、御目ニ掛ラレケレバ、御心ニ應ジ、早速ニ出來ヌト歎美シ給フ、

〔武將感狀記〕二一相模ノ小田原ノ役ニ、堀左衞門督秀政、先人ヲ遣テ、伊豆、相模、駿河、遠江ニテ、牛數十頭買置タリ、秀吉箱根ノ嶮路ニカヽルトキ、秀政牛ヲ以テ糧ヲ運ブ、他ノ軍ハ是ニ迷惑スレドモ、秀政獨リ豫メ備ヘタルガユヘニ患ナシ、アル夜、風雨ハナハダシク天地晦シ、秀政ノ曰、今夜必ズ盜アラン、我士卒ノ馬鞍兵糧等、盜人ニ取ラレンヨリ、其怠リヲ窺ヒテ、我ミヅカラ取ルベシト、士卒此言ヲ聞テ寢者ナシ、其夜三度陣中ヲ巡還ス、他ノ陣ハ多ク盜ミニアヘドモ、秀政ノ陣ハ盜入コトヲ得ズ、

〔武功雜記〕四小田原陣ノ時、牧野右馬允家來稻垣平右衞門、古船ヲアツメヨセ、釘ヲ拔、カスガイヲ放テ、ソレ〴〵ニ分テ置、一所ニトリテオク人コレヲ見テ、キタナタシワキ事カナト云、笹曲輪ヲノリシ時、右ノ船板ヲ橋ニワタシテ、釘鋏ヲウチツケシユヘ、自由ニワタリ、ノリシ人皆其功者ヲ感ズ、

〔明良洪範〕十三利勝○土井ハ智謀衆ニ勝レシ人也、先年關白秀次、太閤○豐臣秀吉ノ御不審ヲ蒙リ、大變

奉〕討候時、攝津國河内は亂れ、中にも攝津の國、一兩年亡所に罷成候と相聞え申候は、是は偏に佐渡守分別厚き故、今迄も打續き、殊に長岡の家、今程は大名に相成候事、臣下松井、佐渡守故と相聞申候事、

〔常山紀談 五〕信長森○蘭丸が明敏を試らるゝ事多かりけれど、一度もあやまちなく、其才老年の人も及ぶべきに非ず、明智が恨ある事を察し、酒に信長の前に出て、光秀飯をくひながら、深く思慮する體にて箸をとり落し、やゝ有て驚たり、是ほど思ひ入たる事、別の子細はよも候はじ、恨奉る事ぞかし〳〵なれば、大事をたくむならん、刺殺すべしといひけるを、信長いやとよ、佐和山をば終に汝にあたふべしといはれけり、此は森これより先に、父が討死の跡にて候へば、坂本を賜れと申けるを、明智に與へられしかば、讒言すると思ひ信せられず、果して弑せられき、

〔常山紀談 五〕秀吉○羽柴備中に陣して、毛利と和平せん事を計り、密に手だてを運し西國の米を價を貴く買れしかば、城米を出して賣る者多し、小早川隆景一人固く制してうらせず、信長弑せられて、秀吉と毛利家手ぎれなるべかりしに、兵粮のゆたかならざる故、終に和平に及べり、

〔豐薩軍記 六〕黒田勘解由孝高計策之事

黒田勘解由孝高は御目代として、御先に下ると云へども、必ず殿下○豐臣秀吉の御下向までは、戰はずして相待つべしとの仰なりければ、如何にもして敵を味方に引入んずる計略もがな有べきと思惟を凝しける、○中略先一術をなし見んとて、武功の者を兩人撰み、殿下の威勢を云ひ聞せ、○中略殿下御下向を待て、速かに降禮あるべき由を云ひ含め、其趣を廻文にも書せらるゝ、是は若不慮の事ありて、此文落散る事ありとも敵を欺く謀にして、味方の煩ひにあらずとて、使者に是を渡さるゝ、間、使は貝原市兵衛、久野勘助なり、貝原は小倉より海邊を經て、筑前肥前を過ぎ、肥後の國へ趣けば、久野は豐前より筑前に入り、秋月に到り、筑後を經、又豐前の諸所を廻り、右の趣を云

州ノ氏康、關東隨一ノ猛將ニシテ、隙アラバ八州ノ諸大將ヲ關下ニ靡ケシメント、日夜朝暮ニ心ヲ碎カル、ト聞及ヌレ共、未ダ野州表ヘ働ヲ懸ラレザル所爲ハ、古來宇都宮結城小山ナンド、テ、擧レノ歷々有ガ故也、當方件ノ一戰ニ芳賀ヲ討取侍ラバ、宇都宮家ノ威光衰テ、氏康ハ時ヲ得テ、終ニハ那須黨ノ匹敵ト成、後ニハ奧州ノ葦名、前ニハ南方ノ氏康ヲ引受ナバ、勇々敷大事、當家ノ滅亡踵ヲ廻スベカラズ、愛ヲ以勝ヲ殘セルモノ、其天ヲ恐ルト云諺アリト答ケレバ、資胤ヲ始、黨ノ面々迄モ、其心ヲ感ジケルト也、

〔川角太閤記〕五 一長岡兵部大夫殿、〈細川幽齋之事〉此家今迄相續候義は、偏臣下松井佐渡守分別と承候、其子細は信長公の御時、津の國河內の國兩國の內にて、十二萬石可被遣候、但丹後一國は、十二萬石にて、何れにても望の分を可遣と被仰渡候處、同は津の國河內の內を以拜領可仕候、乍去御返事は明日可申上候とて、御前を被罷出候、〇中略 松井佐渡守、有吉四郞右衞門、米田次郞兵衞、右三人に談合被仕候へば、二人の者は、丹後は遠國にて御座候、攝津國河內は、京著能御座候間、二箇國の內を以て御拜領候樣にと申上候處、松井佐渡守申樣には、御分別も申上候通、一つにて御座候と相見申候、遠國の樣にも御座候、京著右之兩國とは違可申候へど、分別仕候に、後天下と西との爭ひ御座候ば、攝津の國河內の國、弓矢のちまたにて可有御座候、天下と東との爭ひ御座候時は、美濃尾張近江、此二三ヶ國の間にて、以來迄も、此所弓矢の岐に可罷成と古き者共申傳候、只今存候、攝津國河內の間にて、十二萬石迄にて天下へ付候共、西へ付候共、中々其日にはだか城に罷成、其上十二萬石の御知行所、二三年の內、亡所に可罷成候間、只遠國の丹後を一國御拜領被成候へば、天下に何事御座候共、五十日百日の間には、世間靜り候事を、丹後國にては、ゆる〳〵と日よりを御覽可被成候、是にては以來御家續可申候間、御分別遂に被成、丹後を御拜領可被成事、私へ御まかせ可被成候と、達て申上候處に、さらば佐渡守に任せしぞ迚丹後拜領なり、其後明智殿信長公を

〔太閤記 一〕秀吉初て普請奉行の事

或時清洲の城郭塀百間計崩れしかば、大名小名等に、急ぎ掛直し可申旨被仰付しかども事行ず、廿日計出來もやらで、御用心も惡ければ、秀吉千悔し、○中略如此延々に掛る事招禍に似たり、危事かなとつぶやきけるを、何とかしたりけん、信長公きこしめし、猿めは何を云ぞ、何事ぞと問給へ共、さすが可申上義にあらざれば、猶豫し給へる處に、是非に申候へとて、かひなを取てねぢかゞめ給ふ、○中略有の儘に不申は惡かりなんと思ひ、御城の塀などを、今世間不穩折節、如此延々に掛申事にては有まじくや、深堀高壘全身、敵國を并せ平呑天下せんと思召大將の、かゝる事や有と、御普請奉行を叱りけると申上ければ、尤能ぞ申たりける、武勇の志有者は、此こそ有度物なれ、汝奉行し急ぎ拵ひ可申と被仰付、○中略さらば割普請に沙汰し申さんとて、下奉行共と相謀り、百間を十組に令割符、面々に充しかば、翌日出來し、腕木ごとに松明をも掛置、掃除以下きらよく見えし折節、信長公御鷹野より歸らせ給ふて、御覽じもあへず御感有て、御褒美不淺、其晩に被召出、御扶持方加增有けるこそ、終を初に立る徵兆也と、後にぞ思ひ知れたる、

〔關八州古戰錄 三〕野州早乙女坂二度目合戰附那須高資横死ノ事

那須衆、機ヲ得テ競ヒ懸ルヲ、大關高增下知ヲナシテ、頻リニ戰ヒヲ側シ引揚タリ、宮方モ是ヲ幸トシテ陣ヲ拂テ退散ス、那須黨ノ壁立腹、○中略後年次郎資胤、此義ヲ大關ニ問レケレバ、高增答ヘテ申ケルハ、

雲ハ皆ハラヒハテタル秋風ヲ松ニ殘シテ月ヲ見ルカナ、ト云ル古歌有、我等ガ軍配是也、子細ハ最初右馬頭尙綱ヲ討取シ事、當家十分ノ譽レナリ、然ルヲ今度弔合戰ノ爲、廣綱ノ代官トシテ寵向ヒタル芳賀十郞ヲ、マタモヤ討取申ニ於テハ、サシモ名高キ宇都宮二代マデ、那須黨ニ亡サレシト、世上ノ人口勿論ノ上、天ノ照覽ナキニアラズ、武運ノ冥加遠慮ヲナスベキ所ナリ、當時相

佐渡判官入道道誉都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テ、サモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタヽメテ、六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷雙ベ、本尊、脇繪、花瓶、香爐、鑵子、盆ニ至マデ、一樣ニ皆置調ヘテ、書院ニハ義之ガ草書ノ偈、韓愈ガ文集、眠藏ニハ沈ノ枕ニ、鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、十二間ノ遠侍ニハ、鳥、兎、雉、白鳥、三竿ニ懸雙ベ、三石入計ナル大筒ニ酒ヲ湛ヘ、遁世者二人留置テ、誰ニテモ此宿所ヘ來ラン人ニ、一獻ヲ進メヨト、巨細ヲ申置ニケリ、楠一番ニ打入タリケルニ、遁世者二人出向テ、定テ此弊屋ヘ御入ゾ候ハンズラン、一獻ヲ進メ申セト、道誉禪門申置レテ候ト色代シテゾ出迎ケル、道誉ハ相模守ノ當敵ナレバ、此宿所ヲバ定テ毀燒ベシト憤ラレケレドモ、楠此情ヲ感ジテ、其儀ヲ止シカバ、泉水ノ木一本ヲモ不損、客殿ノ疊ノ一帖ヲモ不失、剩遠侍ノ酒肴以前ノヨリモ結構シ、眠藏ニハ秘藏ノ鎧ニ白幅輪ノ太刀一振置テ、郎等一人止置テ、道誉ニ挍替シテ、又都ヲゾ落タリケル、道誉ガ今度ノ振舞ナサケ深ク、風情有ト感ゼヌ人モ無リケリ、例ノ古博奕ニ出シヌカレテ、幾程ナクテ楠太刀ト鎧ヲ取ラレタリト、笑フ族モ多カリケリ、

〔常山紀談　一〕持資○太田京に上りしとき、慈照院殿義政饗應せんとなり、慈照院殿に一ツの猿あり、見しらぬ人をば、必かき傷ふといふ事を持資聞て、猿つかひに賂して猿をかり、旅亭の庭につなぎ、出仕の装束して、側を過るに猿飛かゝるを、鞭を以て思ふさまにたゝき伏たれば、後には猿首をたれて恐れ居たり、持資猿つかひの人に禮謝して、猿をかへしたり、かくて饗應の日、かねて慈照院殿かの猿を、通るべき所につなぎおきて、持資が獲狽するを見んと待れたるに、持資をかの猿見るとひとしく、地に平伏す、持資衣紋ひきつくろひ、打過たりければ、唯人に非ずと、大に驚れたるとなり、

〔常山紀談　一〕北條早雲盲人は無用の物とて、小田原領分のめくら法師をからめて、海にふしづけに沈んとせられしかば、盲人皆四方に逃ちりける、其中を潛に間に用ひられしとぞ、

ヒル事ナケレバ、如形人ノ口中ヲ濕サン事、相違アルマジケレドモ、合戰ノ最中ハ、或ハ火矢ヲ消サン爲、又喉ノ乾ク事繁ケレバ、此水計ニテハ不足ナルベシトテ、大ナル木ヲ以テ、水舟ヲ二三百打セテ、水ヲ湛置タリ、又數百箇所作リ雙タル役所ノ軒ニ、継樋ヲ懸テ、雨フレバ霤モ少シモ餘サズ舟ニウケ入レ、舟ノ底ニ赤土ヲ沈メテ、水ノ性ヲ損ゼヌ様ニゾ拵ケル、此水ヲ以テ、縦ヒ五六十日雨不降トモコラヘツベシ、其中ニ又ナドカハ雨降事無ラント了簡シケル、智慮ノ程コソ淺カラネ、○中略

新田義貞賜綸旨事

上野國住人新田小太郎義貞、○中略或時執事船田入道義昌ヲ近ヅケテ宣ヒケルハ、○中略船田入道畏テ、大塔宮ハ此邊○金剛山ノ山中ニ忍テ御座候ナレバ、義昌方便ヲ廻シテ、急デ令旨ヲ申出シ候ベシト、事安ゲニ領掌申テ、己ガ役所ヘゾ歸ケル、其翌日船田己ガ若黨ヲ三十餘人、野伏ノ質(スガタ)ニ出立セテ、夜中ニ葛城峯ヘ上セ、我身ハ落行勢ノ眞似ヲシテ、朝マダキノ霧隱ニ、追ツ返シツ半時計、同士軍ヲゾシタリケル、宇多内郡ノ野伏共是ヲ見テ、御方ノ野伏ゾト心得、力ヲ合セン爲ニ、餘所ノ峯ヨリオリ合テ近付タリケル處ヲ、船田ガ勢ノ中ニ取籠テ、十一人マデ生捕テケリ、船田此生捕ドモヲ解脱シテ酒ニ申ケルハ、今汝等ヲタバカリ搦取タル事、全誅セン爲ニ非ズ、新田殿本國ヘ歸テ、御旗ヲ擧ントシ給フガ、令旨ナクテハ叶マジケレバ、汝等ニ大塔宮ノ御坐所ヲ尋問ン爲ニ召取ツル也、命惜クバ案内者シテ、此方ノ使ヲツレテ、宮ノ御座アンナル所ヘ參レト申ケレバ、野伏共大ニ悦テ、其御意ニテ候ハヾ、最安カルベキ事ニテ候、此中ニ一人暫ノ暇ヲ給候ヘ、令旨ヲ申出テ進セ候ハント申テ、殘リ十人ヲバ留置、一人宮ノ御方ヘトテゾ參ケル、今ヤ〳〵ト相待處ニ、一日有テ令旨ヲ捧テ來レリ、

〔太平記三十七〕新將軍京落事

ヲ思様ニモ不被渡、○中略佐々木四郎高綱、宇治河ノ先陣渡タリヤト名乗モ果ヌニ、梶原源太モ流渡ニ上リニケリ、源太佐々木鎌倉ヘ早馬ヲ立、○中略三日ト申ニ馳付テ、高綱宇治川先陣ト申タリ、同時ニ梶原ガ使又来テ、景季先陣ト申ケリ、右兵衛佐殿ハ、安立新三郎清恒ヲ召テ、佐々木梶原生タリヤト問給ヘバ、共ニ候ト申、其後ハ尋給事ナシ、後日ノ注進ニ、宇治川ノ先陣ハ高綱ト被注タリケルヲ見給テコソ、言バト心ト相違ナシトハ宣ケレ、

〔平家物語十一〕とをやの事

新中納言とももり卿は、かやうにげぢし給ひて後、小舟にのり、大臣殿○平宗盛の御前におはして申されけるは、みかたのつはものども、今日はようみえ候、但しあはの民部しげよしばかりこそ、心がはりしたるとおぼえ候へ、かうべをはね候はゞやと、申されければ、大臣殿、さしも奉公の者であるに、みえたる事もなくして、いかでか頭をばはねらるべき、しげよしめせとてめされけり、○中略新中納言は、たちのつかくだけよと、にぎるまゝに、あつはれしげよしめが、くびうちおとさばやと、大臣殿の御かたを、しきりに見まいらせ給へ共、御ゆるされなければ、ちからおよび給はず、○中略

せんていの御入水の事

あはの民部しげよしは、此三が年が間、平家に付てちうをいたしたりしかども、しそくでん内左衛門のりよしをいけ取にせられて、今はかなはじとや思ひけん、たちまちに心がはりして、源氏と一に成にけり、

〔太平記七〕千劒破城軍事

楠○正成ハ元来勇気智謀相双タル者ナリケレバ、此城○千劒破ヲ拵ヘケル始、用水ノ便ヲミルニ、五所ノ秘水トテ、峯通ル山伏ノ秘シテ汲水此峯ニ有テ、滴ル事一夜ニ五斛計也、此水イカナル旱ニモ

ト申定テ出ニケリ、〇中略源太ハ磨墨ホメ愛シテ居タル處ヲ、舍人共生唼引テゾ通ケル、ユヽシク見エツル磨墨モ、勝ル生唼ニ逢タレバ、無下ニウテヽゾ見エタリケル、〇中略高綱〇中略打通ントスル處ニ、源太打並テ云ケルハ、如何ニ佐々木殿、遙ニ不奉見參、アノ御馬ハ上ヨリ給テカト云懸テ押並ブ、高綱ニコト打咲テ申樣、實ニ久不奉見參、去年十月ノ比ヨリ近江ニ侍リツルガ、近キニ付テ京ヘ打ベカリツレ共、暇申サデハ其恐有リ、又何方ヘ向ヘトノ仰ヲ蒙ラント存テ、三日ニ鎌倉ヘ馳下ラント打程ニ、只一匹持タリツル馬ハ疲損ジヌ、サテハ乘替ナシ、如何スベキト思煩、御厩ノ馬一匹申預ラバヤト存テ、内々伺キケバ、磨墨ハ御邊ノ賜ハラセ給ケリ、生唼ハ御邊モ蒲殿モ再三御所望有ケレ共、御許シナシト承ル、サテ高綱ナドガ給ラン事難叶、中々申サンモ尾籠也ト存テ、心勢セシ程ニ、由井濱ノ勢汰ニモハヅレヌ、サテ又馬ナシトテ留ベキ事ニモ非ズ、如何セント案ズル程ニ、抑是ハ君ノ御大事也、後ノ御勘當ハ左右モアレ、盜テ乘ント思テ、御厩ノ小平ニ心ヲ入、盜出シテ夜ニマギレ、酒勾ノ宿マデ遣シテ此曉引セタリ、只今ニヤ御使走テ、不思議也ト云御氣色ニヤ預ラント關心ナシ、若御勘當モアラン時ハ、可然樣ニ見參ニ入給ヘトゾ陳ジタル、源太誠ト心得テ、ゲニ〳〵佐々木殿、穢モ盜出シ給ヘリ、此定ナラバ景季モ盜ベカリケリ、正直一テハ能馬ハマフクマジカリケリト、狂言シテ打連テコソ上リケレ、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

平等院ノ小島崎ヨリ武者二騎蒐出タリ、梶原源太ト、佐々木四郎ト也、〇中略源太颯ト打入テ、遙ニ先立ケリ、高綱云ケルハ、如何ニ源太殿、御邊ト高綱ト外人ニナケレバ角申、殿ノ馬ノ腹帶ハ、以外ニ寬テ見物哉、此川ハ大事ノ渡也、河中ニテ鞍蹈返シテ、敵ニ笑ハレ給ナト云ケレバ、左モ有ラント思テ、馬ヲ留、鐙蹈張立、弓ノ弦ヲ口ニ啣、腹帶ヲ解テ引詰々々シメケル間ニ、高綱サット打渡シテ、二段計先立タリ、源太タバカラレケリト不安思テ、是モ打浸シテ渡シケルガ、馬ノ足綱ニ懸

御首ヲ法師、獄定セラレタリシ時、世ニ立還ラバ奉ラントテ盗タリキ、赦免ノ後ハ是彼ニ隠シタリシヲ、伊豆國ヘ被流ベキト聞キシカバ、定テ見參シ奉ランズラン、サテハ進セントテ、頸ニ懸テ下タリキ、日比ハ衣デ懸タ侍ツレバ、庵室ニ置奉テ候キ、關コソ多所コソ廣キニ、當國〇伊豆ヘシモ被流ケルハ、然ベキ佐殿ノ父ノ骸ニ見參シ給フベキ事ニヤト、哀ニコソ候ヘ、其進セントテ、ハラハラト泣ケリ、兵衛佐殿是ヲ見給テ、一定トハ不知ドモ、父ノ首ト聞ヨリ、イツシカナツカシク思ヒツヽ、泣々是ヲ請取テ、袋ノ中ヨリ取出シテ見給ヘバ、白曝タル頭也、膝ノ上ニカキ居奉テ、良久ゾ泣給フ、此下野守ニハ子息アマタ御座セシ中ニ、兵衛佐ヲ鬼武者トテ、十バカリマデモ膝ノ上ニ居テ、愛シ給シ志ノ報ニヤ、今ハ其骸ヲ請取テ、ヒザノ上ニ置奉テ悲シク覺エ、其後ゾ深ク合掌シ給ケル、〇中略

義朝首出獄事

抑昔武藏權守平將門已下ノ朝敵ノ頭共ハ、南獄門ニ納ラル、文覺爭デカ義朝ノ首ヲバ可盜取、是ハ兵衛佐ニ謀叛ヲ勸ンガ爲ニ、奈古屋ガ沖ニ曝タル頭ノアリケル、ヲ以テ、假初ニ僞申タリケル也、〇下略

〔源平盛衰記　三十四〕東國兵馬汰并佐々木賜生唼附象王太子事

近江國住人佐々木四郎高綱、佐殿〇源頼朝ノ館ニ早參シテ、所存アル體ト覺ヘタリ、〇中略佐殿宣ケルハ、此馬〇生唼所望ノ人アマタ有ツル中ニ、舍弟蒲冠者モ申キ、殊ニ梶原源太直參シテ、異平ニ申ツレ共、若ノ事アラバ乘テ出ンズレバトテタバザリキ、其旨ヲ被存ヨト仰ケレバ、高綱聊モソヽロカズ、座席ニナヲリテ畏リ、宇治川ノ先陣勿論ニ候、高綱若軍以前ニ死スト聞召ナバ、先陣ハ早人ニ被渡ケリト可被思召、軍場ニテ存命ト聞召バ、宇治河ノ先陣高綱渡ケリト思召レヨ、モシ他人ニ先ヲ蒐ラレテ本意ヲ遂ズバ、敵ハ嫌マジ、河端ニテモ河中ニテモ、引組テ落シ、勝負ヲ決スベシ

略サテモ七日過ヌレバ、都ヘ歸リ上給フ、○中略内侍共一夜ノ泊マデ御伴申テ、其夜ハ殊ニ名殘ヲ惜奉リ、明ヌレバ暇申ケルヲ、實定宜ケルハ、餘波ハ尋常也ト云ナガラ、此ハ理ニモ過タリ、何カハ苦カルベキ、都マデ送付給ヘカシ、又モト思フ見參モイツカハト覺テ、アカヌ思ノ心元ナキゾト仰ラレケレバ、内侍共サラヌダニ難忍ナゴリニ、角コマ〳〵ト宣ケレバ、都マデトテ奉送ケリ、舟ノ泊ヤサシキハ、明石、高砂、須磨浦、雀ノ松原、小屋ノ松、淀ノ泊ノコモ枕、漕コシ船ノ習ニテ、鳥羽ノ湊ニ舟ヲツク、是ヨリ人々上ツヽ、徳大寺ヘ相具シ給テ、兩三日勞リテ樣々祿引出物賜タリケル、サテモ内侍暇給テ下ケルガ、入道ノ見參ニ入ントテ、西八條ヘゾ參タル、入道出會テ、イカニト問給ヘバ、内侍申ケルハ、徳大寺大納言殿、今度大將ニ漏サセ給ヘリトテ、爲御祈誓遙々ト嚴島ヘ御參籠七箇日、尋常ノ人ノ社參ニモ似サセ給ハズ、思食入タル御有樣モ貴ク見サセ給ヘル上、事ニ觸テ御情深、内侍殊ニ不便ニアタリ奉給ツレバ、旁々御遺惜テ、又モノ御參モ難有ケレバ、都マデ送付タレバ、樣々相勞レ奉テ、色々ノ御引出物賜テ下侍ルニ、爭角ト可不申入トテ參テコソト申バ、入道本ヨリイチジルキ人ニテ、涙ヲハラ〳〵ト流給ヘリ、ヤヽ有テ宣ケルハ、近衛大將ハ家ノ前途也、歎給モ理也、夫ニ都ノ内ニ靈佛、靈社、其數多ク御座、此佛神ヲ閣テ、西海ハルカニ漕下、淨海ガ深奉崇憑、嚴島マデ被參詣ケルコソ糸惜ケレ、明神ノ御照覽難測、其上今度ハ理運也シヲ、入道ガ計ニテ、宗盛ヲ擧シ申タルニコソ可計申トテ、ゲシカラズ泣給ヘリ、内侍共祿引出物ナンド給テ被下ケリ、其後ヤガテ重盛ノ左ニ御座ケルヲ、辭申テ右ニウツシ、實定卿ヲ擧申テ奉成、左大將イツシカ同五月八日御悦申アリ、今日佐藤兵衞近宗ヲ、左衞門尉ニ成レケル上、但馬國キノ崎ト云大庄ヲ賜ハル、神明忽ニ御納受貴キニ付テモ、近宗ガ計神妙トゾ思召ケル、

〔源平盛衰記〕十九文覺頼朝對面附白首附曹公尋父骸事

文覺懷ヨリ白キ布袋ノ少シ舊タルニ裹タル物ヲ取出シテ、ヤヽ佐殿○源頼朝是ゾ故下野殿○源義朝ノ

深山木ノ其梢共ミエザリシ櫻ハ花ニアラハレニケリ、ト秀歌仕タリケルヤサ男、ナル情深キ名仁ゾヤ、昔ヲ山王ニ傾テ年久掌ヲ衆徒ニ合テ降ヲ乞、嗷々無情門々端多シ、頼政ガ申狀ニ隨ハルベキ歟哉ト侗ケレバ、大衆尤々ト同ジテ三社ノ神輿ヲ昇返シ、東面ノ北ノ端陽明門ヲゾ破クル

〔源平盛衰記　三〕左右大將事

德大寺ノ實定ハ、大將ヲ宗盛ニ被越テ、大納言ヲ辭申サレテ、山家ノ栖ニ有籠居ケリ、○中略 實定卿ハ御身近召仕給ケル侍ニ、佐藤兵衛尉近宗ト云者アリ、事ニ觸テサカ〱シキ者也ケレバ、何事モ阻ナク打解被仰合ケリ、彼近宗ヲ召テ宣ケルハ、平家ハ桓武帝ノ後胤トハ名乘ドモ、無下ニ振舞クダシテ僅ニ下國受領ヲコソ拜任セシニ、忠盛始テ家ヲ興、昇殿ヲユルサレシ子孫也、當家ハ閑院ノ始祖太政大臣仁義公○藤原公季ヨリ巳來、君ニ奉仕、代々既ニ大臣ノ大將ヲヘタリ、今宗盛ニ被越テ、世ニ諂ン事爲身爲家、人ノ嘲ヲ可招、サレバ出家ヲセバヤト思召、イカヾ有ベキト仰ケルニ、近宗申ケルハ、御出家マデハ有ベカラズ、○中略 就中今度ノ大將、朝家ヲ可奉恨御事ニアラズ、偏ニ太政入道○平清盛ノ猥意ノ所行也、カヽル憂世ニ生レ合セ給ヘル御事口惜ケレ共、實ハ愚ニカヘルト云事モ候ヘバ、今ハイカニモシテ、入道ノ心ヲ取セ給テ、一日也共大將ニ御名ヲ係サセ給ベキ御計ゴトコソ大切ナレ、ソレニ取テ安藝嚴島ヘ御參詣アリテ、穩ニ出テ此事ヲ祈申サセ給ベシ、彼明神ヲバ平家深ク奉崇テ、其社ニ內侍ト云者ヲ居ラレタリ、彼內侍共每年一度ハ上洛シテ、入道ノ見參ニ入ト承ハレバ、懸ル御事コソ有シカナンド語申セバ、明神ノ御計モアリ、又入道モイチジルシキ人ニテ、思直サルヽ事モ有ナント申ケレバ、近宗ガ計可然トテ、ヤガテ有御精進、嚴島ヘゾ參給フ、○中略 四月二日ハ嚴島ニモ著給フ、○中略 御參籠ハ七箇日也、其間內侍共モ常ニ參テ、今樣朗詠シ、琴琵琶彈ナンドシテ、旅ノ御ツレ〲、樣々情アル儀ニ奉慰、實定卿モ御目ヲ驚ラレタリ、○中略

葉ニ、丁七唱ト申者ニテ侍、大衆ノ御中ヘ可申トテ、源兵庫頭殿ノ御使ニ參テ侍、加賀守師高猥藉ノ事ニ依、聖斷遲々之間、山王神輿陣頭ニ入セ給ベキ由其聞有テ、公家殊ニ驚思召、門々ヲ可守護之旨、勅定ヲ蒙テ、源平ノ官兵四方ノ陣ヲ固ル内、達智門ヲ警固仕、昔ハ源平勝劣ナカリキ、今ハ源氏ニオイテハ無力如シ、頼政纔ニ其末ニ殘テ、タマ〳〵綸言ヲ蒙リ勅命背キ難ケレバ、此門ヲ固ムル計也、然共年來醫王山ニ首ヲ傾奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉仰、今更神輿ニ向ヒ奉テ、弓ヲ引可放矢ナラ子バ、門ヲ開テ下馬仕引退テ、神輿ヲ可奉入、其上纔ノ小勢也、衆徒ヲ禦奉ルニ及ズ、此上ハ大衆ノ御計タルベシ、但三千ノ衆徒、神輿ヲ先立奉リ、頼政尫弱ノ勢ニテ固テ候門ヲ、推破奉入テハ、衆徒御高名候マジ、京童部ガ弱目ノ水トカ笑申サン事ヲバ、爭カ可無御憚、東面ノ北脇陽明門ニハ、小松内大臣重盛公、三萬餘騎ニテ固ラル、其ヨリ入セ御座ベクヤ候ラン、サラバ神威ノ程モ顯レ、御訴訟モ成就シ、衆徒後代ノ御高名ニテモ候ハンズレ、角申ヲ押テ入セ給ハヾ、頼政今日ヨリ弓箭ヲ捨テ、命ヲバ君ニ奉、骸ヲ山王ノ御前ニテ曝スベシト申セト候トテ、太刀ノ柄碎ヨト握ラヘテ立タリ、大衆聞之、若衆徒ハ何條是非ニヤ及ベキ、唯押破テ陣頭ヘ奉入ト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、サレバコソ子細有ラント思ツルニトテ、奉抑神輿、暫僉議シケリ、

豪雲僉議事

其中ニ西塔ノ法師ニ攝津竪者豪雲ト云者アリ、惡僧ニシテ學匠也、詩歌ニ達シテ口利也ケルガ、大音擧テ僉議シケルハ、大内ノ四方門々端多シ、強ニ北陣ヨリ非可奉入、就中彼頼政ハ六孫王ヨリ以來、弓箭ノ藝ニ携テ、代々不覺ノ名ヲトラズ、是ハ其家ナレバイカヾセン、和漢ノ才人風月ノ達者、カタ〳〵優ノ仁ニテ有ケル者ヲ

頼政歌事

實ヤ一トセ近衛院御位ノ時、當座ノ御會ニ、深山見花ト云フ題給テ、

或ハ其身腰ノ刀ヲ横タヘ差テ、節會ノ座ニ列ス、希代ノ狼藉也、早御札ヲ削テ可被解官停任由被申タリ、上皇ハ群臣ノ列訴ニ驚思召テ、忠盛ヲ召テ有御尋、陳ジ申ケルハ、郎從小庭ニ伺候ノ事不存知仕、但近日人々子細ヲ被相構、依有其聞、年來ノ家人爲助其難、忠盛ニ知セズシテ推參スル罪科可有聖斷、次ニ刀ノ事、主殿司ニ預置候、被召出依實否、咎ノ御左右アルベキ歟ト奏シケレバ、誠ニ有其謂トテ、件ノ刀ヲ召出シテ及叡覽上ハ、黑漆ノ鞘卷、中ハ木刀ニ銀薄ヲ押タリ、爲遁當座之恥、横タヘ差タレ共、恐後日之訴、木刀ヲ構タリ、用意之體神妙也、郎從小庭ノ推參、武士ノ郎等ノ習歟、無存知之由申上ハ、忠盛ガ咎ニアラズト、還テ預叡感ケリ、

〔古事談〕一王道后宮 京極大相國宗輔○藤原 被飼蜂之事、世以稱無益事、而五月比於鳥羽殿蜂栖俄落テ、御前多飛散ケレバ、人々モサヽレジトテ、ニゲサハギケルニ、相國御前ニ枇杷ノ有ケルヲ一總トリテ、コトヅメニテカハヲムキテ、サシアゲラレタリケレバ、蜂アルカギリツキテ、チラザリケレバ、乍付召共人ヤハラ給ケリ、院モ賢ク宗輔ガ候テト被仰テ、令感御ケリ、

〔源平盛衰記〕四 山門御輿振事

治承元年四月十三日、辰剋ニ、山門大衆日吉七社ノ神輿ヲ奉莊、根本中堂へ振上奉、先八王子、客人權現、十禪師、三社ノ神輿下洛有、○中略 源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス、神輿堀川猪熊ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾフリ寄タテマツル、源兵庫頭賴政ハ、赤地錦直垂ニ品皮威ノ鎧著テ、五枚甲ニ滋籐ノ弓廿四指タル大中黑ノ箭負テ、宿赭白毛馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乘、三十餘騎ニテ固タリ、神輿既ニ門前ニ近入セ給ケレバ、賴政急ギ下馬ス、甲ヲ脫弓ヲ平メ、左右ノ臂ヲ地ニ突、頭ヲ傾ケ事拜、大將軍角シケル上ハ、家子モ郎等モ各下馬シテ拜ケリ、大衆見之子細有ラントテ、暫神輿ヲユラヘタリ、賴政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、子細ヲ含テ大衆ノ中へ使者ニ立、唱ハ小櫻ヲ黃ニ返タル鎧ニ、甲ヲ脇挾ミ、弓ヲ平メ神輿近參寄、敬屈シテ云、是ハ渡邊黨箕田源氏綱ガ末

王ヨリ其跡久ク絶タリシ、忠盛三十六ニシテ被レ免ケリ、院ノ殿上スラ雖レ上、況内ノ昇殿ニ於テヲヤ、當時ノ面目、子孫ノ繁昌ト覺タリ、○中略雲ノ上人嘲憤テ、同年○長承元年十一月ノ五節、二十三日ノ豐明節會ノ夜、闇打ニセントシ支度アリ、忠盛此事風聞テ、我右筆ノ身ニ非、武勇ノ家ニ生テ、今此耻ニアハン事、爲レ身爲レ家心ウカルベシ、又此事ヲ聞ナガラ、出仕ヲ留ンモ云甲斐ナシ、所詮身ヲ全シテ君ニ仕ルハ、忠臣ノ法ト云事アリト云テ、内々有二用意一、○中略縫殿陣黑戸ノ御所ノ邊ニテ、怪人コソ過タリケレ、忠盛見咎テ物ヲバイハズ、一尺三寸ノ鞘卷ヲ拔、手ノ内ニ耀樣ナルヲ、鬢ノ髮ニスハリスハリト掻撫テ、良アリテ哀是ヲ以テ狼藉結構スル惡キ者ニ、一當當バヤト云ケレバ、アヤシミタル人則倒伏ニケリ、勘解由小路中納言經房卿、其時ハ頭辨ニテ折節通合給ヘリ、花ヤカニ裝束シタル者、ウツブシ伏タリケル間、誰人ゾトテ引起給タレバ、ワナナク〱弱々シキ聲ニテ、忠盛ガ刀ヲ拔テ我ヲキランドシツルガ、身ニハ負タル疵ハナケレ共、臆病ノ自火ニ攻ラレテ絶入タリケルニヤト宣ヘバ、經房卿ハアナ物弱ヤ、實ニ闇打ノ張本トモ不レ覺トテ見給タレバ、中宮亮秀成ニテゾ御座ケル、○中略忠盛身ノカタワヲ謂レテ、安カラズ思ヘ共、無二爲方一、著座ノ始ヨリ、殊ニ大ナル黑鞘卷ヲ隱タル氣モナク、指ホコラカシタリケルガ、亂舞ノ時モ猶サシタリケリ、未御遊モ終ラザルニ、退出ノ次ニ、火ノホノ暗キ影ニテオホ刀ヲ拔出シ、鬢ニスハリ〱ト引當ケレバ、火ノ光ニ耀合テキラメキケレバ、殿上ノ人々皆見レ之、忠盛如レ此シテ出樣ニ、紫宸殿ノ後ロニテ、主殿司ヲ招寄、腰刀ヲ鞘ナガラ拔、後ニ必尋アルベシ、慥ニ預ケントテ出ニケリ、家貞主ヲ待受テ、如何ニト申ケレバ、有ノ儘ニ語ラバ、僻事スベキ者ナレバ、別ノ事ナシトゾ答ケル、五節以後公卿殿上人、一同ニ訴申サレケルハ、忠盛サコソ重代ノ弓矢取ナランカラニ、加樣ノ雲上ノ交ニ、殿上人タル者、腰刀ヲ差顯ス條、傍若無人ノ振舞也、雄劍ヲ帶シテ公庭ニ座列シ、兵杖ヲ賜テ宮中ヲ出入スル事ハ、格式ノ禮ヲ定タリ、而ヲ忠盛或相傳ノ郎等ト號シテ、布衣ノ兵ヲ殿上ノ小庭ニ召置、

成テ止畢、然間上東門院立后之後、始入内給之時、此上長押アラバ可レ有二其煩一之處、御輿安ラカニ令二出給一之間、有國砌ニ候ケルガ、頗コハヅクロヒヲ申タリケレバ、殿下被二御覽一タルニ、指ヲサシテ上長押ヲ見セタリケリ、イカニモ可レ有二此義一ト存テ、御輿ノ寸法ヲ計テ不レ打二長押一云々、思慮深者也、

〔江談抄三雜事〕勘解由相公暗打事

勘解由相公〇藤原有國昔有レ可レ被二暗打一之儀、有國聞レ之、偸於二暗處一持二油立一、偸以二其油一欲レ灑二打人之直衣袖一、明旦知二其人一、以レ油爲レ驗云々、〇中略

致忠買二石一事

又被レ命云、〇大江匡房備後守致忠〇元方男買二閑院一爲レ家、欲レ施二泉石之風流一、未レ能レ得二立石一、則以二金一兩一買二石一、件事風二聞洛中一、件事爲レ業之者傳二聞此事一、運二載奇巖恠石一、以至二其家一、欲レ賣、爰致忠答云、今者不レ買云々、賣石之人則抛二門前一云々、然後撰二其有二風流一者一立レ之云々、

〔續古事談五諸道〕御堂〇藤原道長承香殿ノハザマヲスギ給ケルニ、女房氷ニ歌ヲカキテ、御隨身清武ニトラセタリケルヲ、陣ニツカセ給ケルニ、モテマイリタリケレバ、文字ミナキエテミエザリケリ、ナゲキ給ケルニ、フトコロヨリタヽウガミニウツシテトリイデタリケリ、カヤウニ心バセアルモノニゾアリケル、

〔源平盛衰記一〕平家繁昌幷德長壽院導師事

忠盛朝臣備前守タリシ時、鳥羽院御願德長壽院トテ、鳳城ノ左、鴨河ノ東ニ、三十三間ノ御堂ヲ造リ進ジ、一千一體ノ觀音ヲ奉レ居、勸賞ニハ闕國ヲ賜ベキ由被二仰下一、但馬國ヲ賜フ、〇中略

五節夜閒打附五節始幷周成王臣下事

加樣ニ忠盛佛智ニ叶フ程ノ寺ヲ造進シタリケレバ、禪定法皇叡感ニ堪サセ賜ハズ、被レ下二遷任之上一、當座ニ刑部卿ニナサル、內ノ被レ免二昇殿一、昇殿ハ是象外ノ選ナレバ、俗骨望事ナシ、就レ中先祖高見

上東門院爲一條院女御之時、帳中ニ犬子不慮之外ニ入天有見付給、大ニ奇恐被申入道殿、道長入道殿召匡衡テ、密々令語此事給ニ、匡衡申云、極御慶賀也ト申ニ、入道殿何故哉ト被仰ニ、匡衡申云、皇子可令出來給之徵也、犬ノ字ハ是點ヲ大ノ下ニ付バ太ノ字也、上ニ付レバ天ノ字也、以之謂之、皇子可出來給、サテ立太子、次ニ至天子給歟、入道殿大令感悦給之間、有御懷姙、令產後朱雀院天皇也、此事秘事也、退席之後、匡衡私令勘件字、天令傳家云々

〔十訓抄 七〕四條大納言〇藤原公任寛弘二年の比、月ごろうらみのありて、出仕もし給はず、大納言辭退し申さんとせられけるに、匡衡を招て辭表を奉らんと思間、時英、齊名、以言等に誂へしむといへども、猶心に不叶、貴殿ばかりに書ひらかれんと思といはれければ、匡衡なまじゐにうけとりて、家に歸て愁嘆の氣色あり、時に赤染衞門何事ぞとたづぬるに、かゝる事なり、後輩は才學優長也、しかるをそれにまさりて書のべん事、きはめて有がたしと答へければ、赤染打案じて、彼人ゆゝしく矯飾ある人也、わがみの先祖やんごとなきものゝて有ながら、沈淪の旨をかゝざる歟、早く此旨を書べしと云、匡衡かの輩の草を見るに、實に其趣なし、尤しかるべしとて、打立に云、臣は五代の太政大臣の嫡男也、曩祖忠仁公より以來と云より次第にかぞへあげて、我身の沈める由を書て持て行所に、感嘆して悦べる氣色なり、仍是を用ひられけり、

〔枕草子 十一〕雪いとたかく降たるを、れいならず御格子まいらせて、すびつに火おこして、もの語などしてあつまりさふらふに、少納言よ、かうろほうの雪はいかならんと仰られければ、みかうしあげさせて、みす高くまきあげたれば、わらはせ給ふ、人々も皆さる事はしり、歌などにさへうたへど、思ひこそよらざりつれ、猶此宮の人にはさるべきなめりといふ、

〔古事談 六 亭宅諸道〕入道殿〇藤原道長被造東三條之時、有國〇藤原奉行之、西ノ千貫之泉透廊南へ長ク差出タル中程一間不打上長押、殿下御覽之、ナド不打長押哉、下モ土ニテ弱々ト被仰ケレド、無何申

今昔、圓融院ノ天皇ノ御時ニ、內裏燒ニケレバ、□□院ニナム御ケル、而ル間殿上ノ夕サリノ大盤ニ、殿上人、藏人數著テ物食ケル間ニ、式部丞ノ藏人藤原ノ貞高ト云ケル人モ著タリケルニ、其ノ貞高ガ俄ニ低シテ大盤ニ顏ヲ宛テ喉ヲクツメカス樣ニ鳴シテ有ケレバ、極テ見苦カリケルヲ、小野宮ノ實資ノ右ノ大臣、其ノ時ニ頭ノ中將ニテ御ケルガ、其レモ大盤ニ著テ御ケレバ、主殿司ヲ呼デ、其ノ式部ノ丞ガ居樣ヲ極ク不心得テ、其レニ寄テ搜レト宣ケレバ、主殿司寄テ搜テ早ウ死給ヒニタリ、極キ態カナ、此ハ何カ可爲キト云ケルヲ聞テ、大盤ニ著タル有ト有ル殿上人藏人皆立走テ、向タル方ニ走リ散ニケリ、頭ノ中將ハ然リトテ此テ可有キ事ニモ非ズト云テ、此ヲ奏司ノ下部召シテ搔出コト被仰ケレバ、何方ノ陣ヨリカ可將出キト申ケレバ、頭ノ中將東ノ陣ヨリ可出キゾト被仰ケルヲ聞テ、藏人所ノ衆瀧口出納御藏女官主殿司下部共ニ至マデ、東ノ陣ヨリ將出サムヲ見ムトテ、競ヒ集タル程ニ、頭ノ中將違ヘテ俄ニ西ノ陣ヨリ將出ヨト有ケレバ、殿上ノ疊乍ラ西ノ陣ヨリ搔出テ將行ヌレバ、見ムトシツル若干ノ者共ハ否不見ズ成ヌ、陣ノ外ニ搔出ケル程ニ、父ノ□□ノ三位來テ迎ヘ取テ去ニケリ、然バ賢ク此レヲ人ノ不見ズ成ヌルゾト人云ケル、此レハ頭中將ノ哀ビノ心ノ御シテ、前ニハ東ヨリ出セト行ヒテ、俄ニ違ヘテ西ヨリ將出ヨト被仰タリケルハ、此レヲ哀ビテ恥ヲ不見セジトテ構タリケル事也、

〔江談抄一　攝關家事〕大入道殿夢想事

大入道殿兼家爲納言之時、夢過合坂關、雪降關路悉白ト令見給天、大令驚天、雪ハ凶夢也ト思天、召夢解欲令謝テ令語給ニ、夢解申云、此御夢想極吉夢也、僞以不可有恐、其故ハ人必可令進斑牛、卽人令進斑牛、夢解預纏頭也、大江匡衡令參、此由有御物語、匡衡大驚テ、纏頭可召返、合坂關者關白之關字也、雪者白字也、必可令到關白、大令感給、其明年令蒙關白宣旨給也、

〔江談抄二　雜事〕上東門院御帳內犬出來事

かう〳〵の事なんあるといへば、只はやからん川に、たちながらよこさまになげ入見んに、かへりてながれむかたをすゑとしるしてつかはせとをしふ、まいりて我しりがほにして、心み侍らんとて、人々ぐしてなげいれたるに、さきにして行かたにしるしをつけてつかはしたれば、まことにさなりけり、又二尺ばかりなるくちなはのおなじやうなるを、是はいづれか男女とて奉れり、又さらに人えしらず、れいの中將ゆきてとへば、二つをならべて、尾のかたにほそきすはえをさしよせんに、尾はたらかさんをめとしれといひければ、やがてそれを内裏のうちにてさしければ、まことに一つはうごかさず、一つはうごかしけるに、又しるしつけてつかはしけり、程久しうて、七わだにわだかまりたる玉の、中とをりて左右に口あきたるが、ちいさきを奉りて、これにをとをしてたまはらん、此國にみなしり侍る事なりとて奉りたるに、いみじからん物の上手ふようならん、そこらの上達部よりはじめて、ありとある人しらずといふに、又いきてかくなんといへば、おほきなるありを二つとらへて、こしにほそき糸をつけ、又それに今すこしふときをつけて、あなたの口にみつをぬりて見よといひければ、さ申てありをいれたりけるに、みつのかをかぎて、まことにいととうあなのあなたのくちに出にけり、さて其糸のつらぬかれたるをつかはしたりける、後になん猶日本はかしこかりけりとて、のち〳〵はさる事もせざりけり、〇中略其人の神になりたるにやあらん、

〔江談抄五詩事〕丼丼字和名事

被命云、延喜御時、渤海國使二人來朝、其牒狀書此兩字爲使二人姓名、紀家見之、未知文字呼云、丼木ノツフリ丸、丼石ノマフリ丸參レト喚、各應會參云々、異國作字也、以當時會釋讀之可謂神妙者也、異國人聞而感之云々、

〔今昔物語三十一〕藏人式部丞貞高於殿上俄死語第二十九

與使判官佐伯宿禰三野、共捉縛賊使及同惡之徒、尋將軍日下部宿禰子麻呂、佐伯宿禰伊達等、率數百騎而至、燒斷勢多橋、以故賊不得渡江、奔高島郡、以功授正五位上勳三等、

〔榮花物語一月宴〕廣幡のみやすどころ〇村上更衣源計子ぞあやしう、こゝろことにこゝろばせあるさまに、みかどおぼしめいたりける、內よりかくなん、

あふさかもはてはゆきゝのせきもゐずたづねてとひこきなばかへさじ、といふうたを、おなじやうにかゝせ給て、おほんかた〳〵にたてまつらせ給ひける、この御返事をかた〳〵さまざまに申させ給ひけるに、廣幡のみやすどころは、たきものをぞまいらせ給たりける、さればこそなをこゝろことにみゆれとおぼしめしけり、いとさこそなくとも、いづれのおほんかたとかや、いみじく玄たてゝまいり給へりけるはしも、なこそのせきもあらまほしくぞおぼされける、おほんおほえもひごろにおとりにけりとぞきこえはべりし、

〇按ズルニ、此歌ハ、沓冠折句ニテ、アハセタキモノ、スコシノ十字ヲ句ノ上下ニ置ケルナリ、

〔古事談第四〕仁和寺式部卿宮御許ニ、將門參入具郎等五六人云々、出御門之時、貞盛〇平又參入、不相具郎等、則參御前申云、今日郎等不候、尤口惜事也、郎等アリセバ今日殺シテマシ、此將門ハ天下ニ可引出大事者也ト申ケリ、

〔枕草子十〕やしろは

ありどをしの明神、〇中略此ありどをしとつけたる心は誠にやあらん、むかし、〇中略中將わかければどざえあり、いたり賢くして、時の人におぼす成けり、もろこしの帝、この國のみかどをいかではかりて、此國うちとらんとて、常に心みあらがひ事をしてをくり給ひけるに、つや〳〵とまろにうつくしげにけづりたる木の二尺ばかりあるを、これがもと末いつかたぞとひ事たるに、すべて玄るべきやうなければ、帝おぼしめしわづらひたるに、いとおしくておやのもとにゆきて、

紀異利比胡播揶、飫酒餓鳥塢志齊務苫、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望、一云、於朋耆妬庸利、于介伽卑氏、許呂佐務苫、須羅句塢志羅珥、比賣那素寐須望、於是大彥命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰、勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、大彥乃還而具以狀奏、於是天皇姑倭迹々日百襲姬命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、言于天皇、是武埴安彥將謀反之表者也、吾聞武埴安彥之妻吾田媛、密來之取倭香山土、裹領巾頭、祈曰、是倭國之物實、則反之、物實此云望能志呂、是以知有事焉、非早圖必後之、於是更留諸將軍而議之、未幾時武埴安彥與妻吾田媛謀反逆、興師忽至、

〔日本書紀十一仁德〕十一年十月、將防北河之澇、以築茨田堤、是時有兩處之築而乃壞難塞、時天皇夢、有神誨之曰、武藏人強頸、河內人茨田連衫子、衫子此云莒呂母能古、二人以祭於河伯、必獲塞、則覓二人而得之、因以禱于河神、爰強頸泣悲之、沒水而死、乃其堤成焉、唯衫子取全匏兩箇、臨于難塞水、乃取兩箇匏、投於水中、請之曰、河神祟之、以吾爲幣、是以今吾來也、必欲得我者、沈是匏而不令泛、則吾知眞神、親入水中、若不得沈匏者、自知僞神、何徒亡吾身、於是飄風忽起、引匏沒水、匏轉浪上而不沈、則滃々汎以遠流、是以衫子雖不死、而其堤且成也、是因衫子之幹、其身非亡耳、

〔日本書紀二十敏達〕元年五月、高麗上表疏書于烏羽、字隨羽黑、既無識者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、悉寫其字、朝廷悉異之、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年○用明七月、物部守屋大連資人捕鳥部萬萬名將一百人守難波宅、而聞大連滅、騎馬夜逃、○中略萬衣裳弊垢、形色憔悴、持弓帶劍、獨自出來、有司遣數百衛士圍萬、萬卽驚匿篁藂、以繩繫竹引動、令他惑己所入、衛士等被詐、指搖竹馳言、萬在此、萬卽發箭、一無不中、衛士等恐不敢近、萬便弛弓挾腋向山去、

〔續日本紀三十八桓武〕延曆四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人三船卒、○中略八年○天平寶字被充造池使、往近江國、修造陂池、時惠美仲麻呂適自宇治走據近江、先遣使者調發兵馬、三船在勢多、

智例

〔伊勢平藏家訓〕五常の事

一智といふは、道理と無理、善と惡、是と非を分別するをはじめとして、耳にきかず、目に見えぬ事までも考へ知り、わきまふを智といふなり、

○下略

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊之爲行也甚無狀、○中略天照大神○中略發慍、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、故六合之内常闇而不知晝夜之相代、于時八十萬神會合於天安河邊、計其可禱之方、故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴、亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡、(一云眞經津鏡)下枝懸青和幣、(和幣此云尼枳底)白和幣、相與致其祈禱焉、又猨女君遠祖天鈿女命、則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優、亦以天香山之眞坂樹爲鬘、以蘿(蘿此云比舸礙)爲手繦、(手繦此云多須枳)而火處燒、覆槽置、(覆槽此云于該)顯神明之憑談、(顯神明之憑談、此云歌牟鵝可梨)是時天照大神聞之而曰、吾比閉居石窟、謂當豐葦原中國必爲長夜、云何天鈿女命㖸樂如此者乎、乃以御手細開磐戸窺之、時手力雄神則奉承天照大神之手、引而奉出、

〔日本書紀三神武〕戊午年九月、弟猾又奏曰、倭國磯城邑有磯城八十梟帥、又高尾張邑(或本云葛城邑也)有赤銅八十梟帥、此類皆欲與天皇距戰、臣竊爲天皇憂之、宜今當取天香山埴、以造天平瓫、而祭天社國社之神、然後擊虜則易除也、天皇既以夢辭爲吉兆、及聞弟猾之言、益喜於懷、乃使椎根津彥著弊衣服及蓑笠、爲老人貌、又使弟猾被箕爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝二人到天香山、潛取其巓土而可來旋矣、基業成否、當以汝爲占、努力愼焉、是時虜兵滿路、難以往還、時椎根津彥乃祈之曰、我皇當能定此國者、行路自通、如不能者賊必防禦、言訖徑去、時群虜見二人、大咲之曰、大醜乎(大醜此云鞅奈瀰爾勾)老父老嫗、則相與闢道使行、二人得至其山、取土來歸、

〔日本書紀五崇神〕十年九月壬子、大彥命到於和珥坂上、時有少女歌之曰、(一云大彥命到山背平坂、時道側有童女歌之曰、)瀰磨

の字をとく者多しといへども、其の說分明ならず、大學或問曰、知則心之神明、妙衆理而宰萬物者也、心の神明とは、人の心虛靈にして不昧を云ふ、妙衆理とは、もろ〳〵の理を發明してしるを云ふ、宰萬物とは、萬物をつかさどりて、善惡を裁判するを云ふ、是致知の知をときて、四德の智を說き給へるにはあらずといへども、知の體用をよくとけること分明なり、此の外に智の註を求むべからず、愚ひそかに朱子の兩說に本づきて、知を說きて曰、智者、心之明、事之別也、心の明とは、くらからざるを云ふ、燈火明らかにして、物をてらすが如し、是智の體なり、事の別とは、事にのぞみて、是非をわかつを云ふ、是智の用なり、其の事にのぞみて、是非をわかつは何ぞや、內に明あるを以てなり、此の說いまだ當否をしらず、しばらくこゝにしるして識者の是正をまつのみ、

〔辨名上〕智二則

智亦聖人之大德也、聖人之智、不可得而測焉、亦不可得而學焉、故岐而二之、曰聖、曰智是也、故凡經所謂智皆以君子之德言之、如知禮、知言、知道、知命、知人是也、知道者知先王之道也、是統其全言之、無所不包、故難其人焉、孔子曰、爲此詩者、其知道乎、難辭也、知禮者、知先王之禮也、知言者、知先王之法言也、之二者道之分也、分而言之、所以便學者也、先王之敎、詩書禮樂、詩書言也、義之府也、知言則知義、知禮與義、則道庶幾可以盡焉、不言樂者、亦難其人焉、孔子稱臧文仲不智者三、皆謂其不知禮矣、可見古者以不知禮爲不智已、孟子知言、亦謂知先王之法言也、苟能知先王之法言、則規矩在我、足以知人之言焉、故下以詖淫邪遁言之耳、後儒不知道、故直謂孔子知人之言也、聽訟吾猶人也、是雖孔子不敢自道知人之言、況孟子而能之乎、故詖淫邪遁、亦好辯之過也、然又每以規矩爲言、則知其知言亦謂知先王之法言已、知命者知天命也、謂知天之所命何如也、先王之道本於天、奉天命以行之、君子之學道、亦欲以奉天職焉耳、我學道成德而僻不至、是天命我以使傳道於人也、君子敎學以爲事、人不知而不慍、是之謂知命、凡人之力有及焉、有不及焉、強求其力所不及者、不智之大者也、故曰不知命、無以爲君子也、

カリヲ以テ、モノヲテラシテ、當理不擬、遂事無滯ゾ、人欲ノ私ニヒカレテ、一點モ私欲ナクバ智モ明カニナランゾ、智者樂水ト云テ、智者ト云モノハ、智慧ヲメグラシテ、世ヲ治ルコトサツサト、水ノ流テヤマザルガ如シ、故ニ水ヲタノシムゾ、マタ智者動ト云ルハ、智者ト云モノハ明徹ニシテ、萬事ノ理ニヨク達シテ、氣轉ガマハルホドニ、一方ムキニナク、チヤツチヤツト事ノ變ニ應ズルホドニ動ト云ゾ、○下略

〔彝倫抄〕智トハ智之理、心ノ別トテ、是非邪正ヲヨクシルヲ云フナリ、ヨク萬物ノ義理ヲ、シルコト肝要ナリ、是非ヲヨクワキマヘタラバ、ナドカ聖人ノ道ノ、貴キコトヲシラザランヤ、

〔五常訓五〕智

知は增韻心有所知也といへり、知は心の明なり、和訓にはさとるとよむ、是非をてらす心の光なり、心明らかにして、人倫事物の道理に通じ、是非善惡をわきまへしりて、まよはざる德なり、仁義禮も智によりて、其の理明らかにして行はる、智なければ道理くらくして善心あれども、行ふすべをしらず、あやまりてひがことのみ多し、周子は通ずるを知と云ふといへり、萬理に通ずるなり、朱子は智は分別是非の理と云へり、分別とは、わかちわかつなり、心中に善惡をわかちわきまふるを云ふ、是非とは事にのぞみては、是を是とし、非を非とするを云ふ、智は性なれば、あながちに外にむかひて、とくべからずといへども、用につきてとかざれば、智の體も明らかならず、孟子は智之實、知斯二者弗去是也と說き給ふ、智の眞切なる所は、孝弟の道を知りて、すてずしてかたく守るを云ふ、道理をしりて、又よく其の道理を守りて失はざるなり、しりても守らざれば眞にしれるにあらず、智は五行においては水に屬す、水は淸く明らかにして、かゞみとすべし、智のあきらかなるに似たり、又萬物は皆水のうるほひ通じて生ずるごとく、萬事智にあらざれば、道理通せずして行はれず、朱子四書の註の中、仁義禮には明解あり、智の字に註なし、故に朱子の後、智

解說

〔倭訓栞前編十〕さとり　神代紀に智又譏をよめり、去取の義也といへり、荀子に是之非之、謂之智、と見えたり、悟をさとるとよむも同じ、新撰字鏡に悚もよめり、

〔神道玄妙論〕智は佐登理と訓べし、神代紀に玄か訓り、聰を佐杼志と訓むも同言にて、言の本は、利にさの冠りたるより、佐杼志、佐杼伎、佐杼久とも活用き、また諭、誨などの字を、さとしと訓むも同言にて、此はさとし、所悟さとす、将悟さとさむ、将悟さとせ令悟と活用けり、癡愚はこのうら也、

〔千代もと草〕智は智慧なり、人をあはれむは仁なれども、いらぬ所にあはれみをすごすは仁にあらず、禮はたらぬも不禮なり、過るも不禮なり、よきほどの理にかなうやうにするを智慧といふなり、

〔春鑑抄〕智

智トハ增韻ニ心有所知也ト云テ、智者ト云モノハ、心ニヨロヅノコトヲシルゾ、說文ニ智者有言、故於文白知爲智ト云ハ、智者ト云モノハ、ヨロヅノコトヲ知ルホドニ、ヨクモノヲ云テ、辨舌ガキクゾ、故ニ字ニモ知白トカクゾ、白ハマフストヨムゾ、智者ハ聰明睿智ト云テ、目ニミルコトモカシコクテ、チヤツトモノヽヨシアシヲミテトルゾ、耳ニキクコトモカシコクテ、チヤツトモノヽヨシアシヲミテトルゾ、サルホドニアキラカニシリ、洞ニ達シテ理ニクラキコトナキゾ、マヘニイヽタル仁ノ道モ、義ノ道モ、禮ノ道モヨクシリワケテ、ソレ〲ニ行フガ智者ゾ、智ニアラズンバ、イカニトシテ仁義禮ノ道ヲシランヤ、智アルニヨリテ、仁義ノ道ヲシリテ、是非善惡ヲ分明ニ分ツゾ、故ニ孟子是非之心、智之端也ト云ゾ、是トハソノ善ナルコトヲシリテ、コレヲ是トス、是ハヨヒト云心ゾ、非トハワルヒト云心ゾ、サルホドニ是非之心、智之端也ト云ゾ、孔子モ智者不惑ト云レタゾ、物ノ理非ヲ分明ニ分テ、是ハ理也、是ハ非ナリトシルコト、カヾミノ姸醜ヲ辨ズルガゴトクナルホドニ、物ニ迷フ事ガナヒゾ、カヾミガアキラカナレバ、人ノ形ノカホヨキト、智惠ノヒ

人爲主人所逐、無所依賴、來請寓于蓬萊家矣、蓬萊憐之、畜二人於家、遇之若賓客、未嘗媟狎、自謂爾猗在檀爲妓、今則處婦、非卑賤之者、安撫之遑厚、整其資裝嫁之、人皆賢焉、

〔銀臺遺事 貞〕一条にて何事かありけん、いそがはしく立ありき給ける時、そこに候ひける女の膝に、そと御足〇重賢細川のさわりければ、御手を出して、いたゞき給はせられければ、女こは勿體なきとて、畏申ければ、いやよ同じ人なるものをと宣ひしとぞ、

智　賢　愚　附入

智ハ、サトシ、又ハサトリト云ヒ、後ニ智慧トモ云ヘリ、深ク謀リ遠ク慮リ、或ハ機ニ臨ミテ變ニ應ジ、或ハ事ヲ未然ニ防グ等、其事蹟ノ見ルベキモノ枚擧ニ遑アラズ、今ハ只其一二ヲ錄スルノミ、而シテ事ノ軍略ニ關スルモノハ、兵事部ニ載セタリ、

賢ハ、カシコシト云ヒ、サカシト云ヒ、又ヒジリトモ云ヘリ、ヒジリハ又聖ノ字ヲ用キル、智德兼備ノ者ヲ謂フナリ、

愚ハ、オロカト云ヒ、シレモノト云ヒ、後又バカ、アホウ等トモ云ヒテ、其稱呼甚ダ多シ、智力ノ尋常人ニ及カザル者ヲ謂フナリ、而シテ佯リテ愚ヲ裝フモノモ亦此ニ收載セリ、

名稱

〔新撰字鏡 十〕憭力小反、慧也、快也、謀也、佐止留、

〔類聚名義抄 二日〕智サトシ　サトル　サカシ　トシ　和チイ

〔釋名 四釋言語〕智知也、無所不知也、

〔伊呂波字類抄 知疊字〕智惠　智謀　智德　智行　智者　智嚢

〔日本書紀 神代一〕一書曰、〇中略有高皇產靈之息思兼神云者、有思慮之智、(サトリ)〇下略

城下舍、使人召良雄至、謂曰、官使入邑、觀吏治道所過淨淸、入城群下奉禮益恭、且所進圖籍甚詳悉、皆可以爲事上之法、今已遣人具狀以聞、朝廷聞卿等急劝臣順、不須一責、必有恩裁下、亦大學君之編也、衆欲徙他邑者、某等可以書先於其所往、欲留不去、亦聽居、

〔重勝聞書〕堀部彌兵衞被申候は、礒貝十郎左衞門事、其朝立退候節、府監橋を渡り候、近所に母罷在候故、暇乞を仕候へとて、內藏助石〇大始、何れも申候へども、立寄不申候、たしなみ故と存候、十郎左衞門被申候は、先は裝束の目立第一、老母居候御屋敷へ對し、失禮之義、又暫時の間も、如何樣之儀可有之も難計、旁にて立寄不申候、唯今存候得は、後悔に存候、

〔有德院殿御實紀附錄二十〕後閤にある老尼、夏の夕つかた、御前に出しかば、はや湯あみせしと見えたり、さぞ心地よかるべしと、仰ありしに、その尼、もと滑稽者なりしかば、まことに天下をとりし心持になり候と申す、大に笑はせ玉ひ、汝何のざれ言ぞ、天下を有つ身は、何の快き事かあるべき、これを快しとおもひ、心のまゝにふるまはゞ、その身も亡び、天下をも失ふべきなり、されば常に、天下はあづかり物と思ひ、京都を始め、下民の事までも、日夜心に忘れず、天道を尊び、神祇をうやまひ、瑣々たる末事までも、心をめぐらし、しばしの間も、安き心なし、何ぞ湯あみて、暑を忘れしがごとく、快き物ならんやと宣ひしとぞ、

〔孝義錄二十一陸奧〕孝行者太右衞門

太右衞門は若松の城下七日町にすめり、〇中略父の忌日には、墓まうでして家にかへり、人々をいましめて、けふは父の忌日なれば、家の內のものも、いかりはらだつ事なかれとて、己も愼てぞ居ける、

〔先哲叢談後編五〕木蓬萊

蓬萊資性直諒、頗多奇行、雖齋居獨處、皎然不自欺、爲書生時、嘗飲酒樓、知娼妓善壯歌者二人、其後二

しの衆より、久しくおどり上覽無之候間、御覽有之候樣に、御挨拶申上候得ば、其節上意に、只今までにはかやうの儀、上覽遊され候ても、不苦候へども、最早若君樣御誕生遊され候上は、若輩なる儀は、上覽被成まじく由上意なり、當座の御挨拶の樣に、皆々存られ候處、御他界ましまし候迄、終におどり上覽無之候、(于時御年三十八)

〔先哲叢談後編 一〕三宅寄齋

寄齋自少壯性行不苟、遊伏見時、隣有富翁一女、容色甚都、嘗將招寄齋寓宿于家、辭而不行、他日或問之曰、瓜田不把履、

〔桃源遺事 三〕西山公(○德川光圀)若き御時より御老後まで、御精進の節は、御別間に御入、朝夕の御膳、一汁一菜の魚食をめし上られ、役人に命じて、酒局を封緘せしめ、料理鹽梅にも、酒を禁じ給ひ、一切の御遊興、御詩歌さへ不被遊候、その御したしみの近き遠きにより、御年忌、又は每年の御祥忌月には、或は一七日、或は三日、或は宵より、精進潔齋なされ候、其節御つゝしみの堅事、右のごとし、勿論御親類の御中に、御卒去の御方在て、御忌懸り申候節は、日月の光りに、御當り被成間敷ため、御一室の外は、晝夜御庭へも御出不被成候、且御喪中、あるひは御精進の時分は、御近臣三四人、幷儒臣等相詰候、曾て世上の雜談不被成候、

〔神代講述抄 五〕神主(○度會延佳)のいはく、三子の我を見る事、何んぞ其しかるや、もし我に取て身のいましめとすべきならば、我弱冠の比より、女子の交はりたる興宴の席に臨まず、人とともに博奕の具を手にとらずして、今年五十八歲に至る、其はじめは勉めたりといへども、後は自然の如し、この二事のほか、我にとるべきなしといへり、

〔赤穗義人錄 上〕淡路守安照(○脇坂)肥後守利康(○木下)等二道至赤穗、(一道出城東臺播山、一道出城西猪渦山、)先期良雄封府庫、籍田里、令吏循行境上、修橋除道、及閭巷市廛、並禁喧擾、至是迎拜官使於城上、(○中略)是日兩監察、歸

のかしこさに、涙おとして御前をまかでしとぞ、

〔台德院殿御實紀附錄四〕實算五十〔○德川秀忠〕に滿せ玉ひし頃、藤堂佐渡守高虎もの丶序に、御齡巳に知命に及ばせ玉へば、今よりは何事もすこし御ゆるみあつて、御心のま丶に御遊などおはしましなば、いかにと申上しを聞しめし、汝等が如きは年老て後、何事をなすとも妨あるまじけれど、われはかしこくも、郎闕の官に在て、天下の具瞻する所なれば、死ぬまでつ丶しみても尙たらずと仰ければ、高虎かしこみて、御謹愼の老てもおこたらせ玉はぬを、感じ奉りけるとなり、

〔甲子夜話六〕酒井讃岐守忠勝ハ、猷廟〔○德川秀忠〕群臣ヲ捐玉ヒシ後、毎月御忌ニ當ル日、一室ヲ淨掃シ沐浴齋戒シ、麻上下ヲ著シテ自ラ樣々ノ物ヲ備ヘテ、其入口ヲ閉チ、人ノ來ルヲ許サズ、或時誤リテ一人其間ヘ走リ入リシニ、讃州箕供ノ前ニ平伏シテアリシガ、振返リテシイ〳〵ト言テ、手ニテ制シタル形狀、眞ニ御前ニアル樣子ナリシトナリ、家來中密々語リ合テ、皆其至誠ヲ感ジケルトナン、

〔鹽尻九十〕尾敬公〔○德川義直〕御在世の時、可被仰事ありて、目付の者共を、朝より召されしに、日たけて後、猿樂を召して、御噺久しく侍りて、暮に及びて、目付の者に、御前へ出べきよし、仰有りて、其御用被仰付候後、仰に云、汝等今朝より久しく待て、さぞ困み侍らん、今朝召仰すべきを、年老の者共出て、御國政の御沙汰ありしに、事御心に不叶事ありて、さば〳〵御怒氣ありしも、國の律を以て、非を糺し、内外を監察せしむる役人に對し、其御怒氣の儘、仰事あらば、國風俗を粛清するに、過て稽失大過あらんか、然れば下民恨を含んで、政をそこなふに至らん、故に暫く猿樂をめして、御怒氣を休ませまし〳〵ける也、汝等も必々事に當りて、血氣を以て、事を處する事なく、我を愉刑の主となすべしと仰ありしと也、

〔寬永小說〕おどり御すき被遊、毎日上覽〔○德川家光〕有之候處、家綱公御誕生の後は、其事無之候間、御噺

ゝして、動くが故なりと思ひなしぬ、よき人は自ら動かざらんやうにこそあらめど、重宗それまでの事は及び難く、唯心の動と靜なるとを試るには茶を挽てしる、心定りて靜なる時は、手もそれに應じて、磨のめぐる事平かにして、きしられておつる所の茶、いかにも細やかなり、茶のこまやかに落る時にいたりて、我心も動かぬと知り、其後やうやく訴をわかつ、又明障子をへだて、訴を聞事は、凡人の顏かたちに、打見るよりにくさげなると、あはれましきとあり、誠しき有、かだましきあり、其品多くして、いくらと云數をしらず、見る所の誠しきと思ふ人の、いふ事は眞實ときかれ、かだましきと見ゆる人の、なす事は何事もみな僞と見ゆ、あはれましき人の訟は、枉られたる所有かと思はれ、にくさげなる人の爭ひは、ひが事ならんと覺ゆ、是等の類は目に見る所に、心のうつされて、後詞を出さぬうちに、はやわが心の中に、邪ならん、正しからん、よからん、直ならんと、おもひ定むる程に、訴の詞に及びては、我おもう方に聞なす事多し、訴のなるに至ては、あはれましきに憎むべきあり、にくさげなるに愛なるあり、誠しきに詐有、此たぐひ殊に多し、人の心の測りがたき、かたちを以て定ん事叶ふべからず、古の訴訟を聞には、色を以てすといへども、それは重宗が及ぶべきにあらず、又さらぬだに、訴の庭に出んは、おそろしかるべきに、まして生殺を司れる人を見ては、いぶせくて自いふべき事をも得いはで、罪にも科にもあふ人あらんと思へば、所詮互に面を見も見られもせぬに、しかじとおもひて、かくは座をへだつるにてこそあれと、答へられしとぞ、

〔台德院殿御實紀附錄五〕御平素、小鼓うつことを好ませ給ひしが、〇德川秀忠神祖かくれさせ玉ひて後は、絶てうたせ玉ふことなし、土井大炊頭利勝、御咄の折から、徒然におはしますをりは、例の小鼓あそばしなば、少しは御心も慰ませ玉はんかと申せしに、いやとよ、我も打度は思へども、今我天下の主として鼓うたば、下々の者ら、其風をまなび、皆鼓打になるべしと仰ければ、利勝あまり

ハ先輩ノ行爲ヲ學ビシカ、附シテ後考ニ備フ、

〔常山紀談附錄雨夜燈〕權現樣駿府に御隱居遊され、大御所樣と申奉る、台德院樣○德川秀忠江戶より駿府へ御出なされ、二の丸に二ヶ月餘御滯留なされ候節、權現樣、阿茶の局を召て、將軍には年若き人なり、旅住居二ヶ月になりぬ、夜中徒然なるべし、花を使にして菓子をもたせ、裏道より忍びやかにやれ、もし戀にも成ぬべきなり、我云たると聞れなば隔心あるべし、汝が心得に能はからへと仰せられければ、阿茶の局、御心の付たる上意なりと御請して、花其比十八歲、女中第一の美人なりしを、殊に取繕はせ、下女に菓子をもたせ、初夜の比、裏道より密に參らせけり、內々阿茶の局よりかくと申ければ、台德院樣、御上下をめし待せ給ふ處に、花參りて御庭の戶をおとづれければ、台德院樣御自身戶を明られ、花を上座に直し、菓子を御取、是は大御所樣より下されたるなるべしとて、御いたゞきなされ、花早々歸られ候へと仰られ、先に御立なされ、戶口まで御送りなされければ、花氣てたくみしと違ひて、いらへの詞もなく歸りて、かやう〳〵なりと申ければ、權現樣聞し召、將軍は律義第一の人なり、我はしごをかけても及がたしとぞ上意ありける、

〔常山紀談二十〕周防守重宗○板倉京都の職に有こと、凡三十餘年、人敬ふ事神明の如く、愛する事父母に似たり、○中略重宗職に任じて後、每日決斷所に出る時、西面の廊下にして、遙に伏拜む事有て、決斷所に出、此所に茶磨一ッするゑ置、あかり障子引たてゝ、其內に坐し、手づから茶ひきて訟を聞、人皆不審しあへりけるに、遙に年經て後、問人有しに、重宗答へ、先決斷所に出る時、西面の廊下にて、遙に拜する事は、愛宕山の神を拜する也、多くの神の中、殊に愛宕は靈驗新なると聞し程に、所願ありてかくは拜しぬ、其所願は今日重宗が訴をことわらんに、心の及ぶほど、私の事あらじ、若あやまりて私の事あらば、忽ち命をめされ候へ、年頃深く賴み奉るうへは、少も私心有んには、世にながらへさせ給ふなと、每日祈誓するにて候、又訴をわかつ事の明かならぬは、我心の事にふ

なり、殊に其職に堪へ堪へじは、御心にこそあるべけれ、みづから如何で知り候べきといへば、勝重いや〳〵、我この職に堪へ堪へじは、我心一つのみにあらず、御身の心による事にて侍るぞ、先づ心を沈めてよく聞き玉へ、古より今に至り、異國にも本朝にも、奉行頭人などゝ云るゝ者の其身を失ひ、其家を亡さぬは稀なり、或は内縁に就て訴を斷る事おほやけならず、或は賄賂に因て理を判つ事わたくし多し、これらの災は婦人より起る所あり、我れ若し此職奉らん後は親しき人の云ひよらん事なりとも、訴訟の事執り玉ふまじきか、僅の贈ものゝ參らせて候事ありとも、苞苴のもの受たまふまじきか、これらの事を初として、おことは勝重が身の上、如何なる不思議の事ありとも、さし出て、ものみたまふまじきよし、固く誓ひ給はざらんには、勝重此職に任ずる事は、如何にも叶ふべからず、さればこそ、御身と議るべしとは申たれと云ふ、妻つく〴〵とうち聞て、誠にのたまふ所ことわりにこそ侍れ、みづからは如何なる誓ひをもたてなん、とく參りて設まらせ玉へといふ、勝重大に悦びて、神にかけ、佛にかけて、かたき誓ひたてさせて此上は思ひ置く事なし、さらば參らんとて、衣裳ひきつくろうて出づ、袴の後腰をもおりて着たり、妻うしろざまに見て、はかまのうしろあしく候といふて、立寄てなほさんとす、勝重聞きもあへず、さればこそ、我が妻に議らんと申せしは、誤たざりけれ、勝重が身の上の事、如何なる不思議ありとも、さし出て物いはじと誓ひしは、今の程ぞかし、早くも忘れ給へりな、この定ならんには、勝重職うけ給る事叶ふべからずとて、また衣裳ぬぎ捨てんとす、妻大に驚き佗て、さま〴〵の怠狀まゐらす、さらばその言葉いつまでも忘れたまふなといひて、御前に參る、德川殿、如何に汝が妻は、何とか云ひしと仰せければ、妻にて候ものが、愼しみて承れと申侍ると申す、さこそはあらめとて、大に笑はせ玉ひしとなり、

○按ズルニ、此事上文載スル所ノ多賀高忠ノ事ト相似タリ、蓋シ其一或ハ誤傳ニ出ヅルカ、或

腹のつり合是にて能となり、民部驚きて、十里近きに敵もなくて、いかなる事ぞといへば、清正、らのは大事と心得たるぞよき、由斷大敵といふ事有、我物具せず、身を安じたくはおもへども、左あらんには皆懈るべし、夫故に身は苦しけれども、懈なき爲にかくはせし也、萬一の事あらん時、懈て事を仕誤るならば、今までの武功虛名にならむ事を慮ればなり、

〔明良洪範續篇 二〕神君ニモ常ニ淸正ヲ御賞シ有シ也、殊ニ淸正ノ內室ハ、德川家ニ舊緣ノ女ナレバ、一入御念頃ナリシ也、此女ノ腹ニ男女二人出生有リ、然レドモ淸正奧方へ入リテモ刀ヲ放サズ、膝元へ引付ケ置ル、或時五條ノ局ト云老女申ケルハ、表方ニ居ラセヲルヽ時ハサモ有リナン、奧方へ御入リノ節ハ、女子バカリ中ナレバ、サノミ御用心ニハ及ブ間敷キニト云ケル、淸正莞爾トシテ、女子ノ知ル事ニハアラザレド、不審ニ思ハヾ申聞ン、表方ニテハ余ガ一命ニ代ル家士共、晝夜怠リナク詰居レバ、タトへ無刀ニテ居ルトモ氣ツカヒナシ、奧方ニテハ皆女子バカリノ中故、嚴重ニ用心スル也ト云ケル也、

〔藩翰譜 五板倉〕初め勝重〈○板倉〉を召されて、此職〈○駿府町奉行〉の事仰下されし處、其任に堪ざる由を、固く辭し申けれども、更に御許しなし、勝重、さらば宿所に罷り歸り、妻にて候ものと計りてこそ御返事をば申べけれと申す、德川殿笑はせ玉ひて、さもありなん、罷り歸りて相謀れと仰せ下さる、妻は勝重が歸るをむかへて、悅ぶべき事ありと、告知らす人あり、如何なる幸や候と云ひけるに、勝重物をも云はず、ほくそゑみて、衣裳ぬぎすて座になをり、妻に打向ひ、されば今日召されし事、餘の義にあらず、此度御座所を移さるゝに依て、彼の町の奉行たるべきよしを仰せ下さる、いかにも叶ふべからざる旨を辭し申せども、御許なし、さらば我家にかへり、妻に謀り候はんと申して、罷歸りぬ、さて御事は如何にや思ふといふ、妻は大に驚きて、あな淺まし、わたくしごとなどならば、夫婦はかるといふ事もこそあれ、公にてかゝる事やのたまふべき、まして是は仰せ下さるゝ所

には、我今迄の武勇、ことゝくいたずらごとになりぬべし、百會は中風の神灸なれば、當分其病をふせぎて、こゝろよく自害すべきとのため也とて、灸をすまして、腹切りしと也、

〔常山紀談四〕勝頼〇武田長篠敗北の後、蘆田常陸介信蕃、(ノブシゲ)二股の城を守る、三河の軍、五月〇天正三年下旬より此を攻むる、〇中略信蕃固く守りて、十一月に至りて、城をわたし、甲州に引入べしと、勝頼再三下知せらるれども聞入ず、勝頼自筆の書をもて、下知せられしかば、十二月下旬に、人質を出し、廿三日に城を渡さんと約せしが、雨ふりければ、簑笠にて見苦く候とて、翌廿六日、天晴て後、城をわたし、二股〇川の邊にて、人質をとりかへ引とれり、

〔備前老人物語〕一信長公、手の爪を取給ひしを、小姓とりあつめけるが、とかくたづねもとむる體なれば、何をたづぬるぞと問給ひしに、御爪ひとつたらざるよしを申す、御袖をはらはせ給ひければ、爪ひとつ落たり、信長公御感ありて、物毎にかくこそ念を入べき事なれとて、御褒美ありけり、

〔鹽尻四十一〕森蘭丸は、信長の寵童也、或日、との居給ふ處の蔀を卸すべきよしの給ひしに、蘭丸竹の枝を以て、先蔀の上を試るに、茶碗に水を入たるがありしを、物をふまへて、靜にとりて、蔀を卸せし、其心つきなくば、耻がましき目をこそ見るべきに、かく物せし事、神妙也と宣ひしと云々、是は信長、彼が毎に心を鎭めて、思慮あるを愛じ給はんとて、かく兼て水碗を置れしとなり、

〔常山紀談十〕朝鮮にて清正〇加藤全州に在る時、清正を太閤呼れしかば、日本に歸るとて、打立れけり、戸田民部少輔高政、密陽に有て、清正と舊友なれば、もてなすべき用意して待れしが、〇中略程なく清正著陣せられ、屏重門より入、椽にて民部近習の士二人寄て、清正のさゝれし馬藺を取て、旗[illegible]に立る、清正椽に上らるれば、よりて草鞋の紐を解、脚當の緒を解く時、清正腰に付たる緋緞子の袋を、座敷へ投入たるに、どうと落る、米三升計に、味噌銀錢三百文入れられたり、馬印をさすに

〔藩翰譜十二下石川〕三方が原の合戰の時、數正○石川織田殿○信長の加勢として、遠江の國に向ふ、武田入道○信玄遠江の國に向ふと聞て、取て返す、昔美濃の守護土岐が國に在りといふ淺岡の何某は弓矢取てさる古兵と聞えしかば、數正彼が許に行き向て、此度本國に歸り候はゞ、定て討死仕るべし、數正小兵には候へども、弓引矢放さんやうは、かたの如く習て候ひき、然るに田舍に生れ、育ちたる身の悲しさは、軍陣に臨まん時、鏃さし緒むすぶやうは、いまだ學びさむらはず、されば最期に、何某は弓矢の骨法知らざりきと、かたきに笑はれ候はん事、餒の上の耻辱、何事か是に過ぐべき、あはれ御指南を受けばやとて、傳へてけり、夜を日に繼で馳せ下る程に、遂に其日の戰にぞ逢ひたりける、武田大膳大夫入道、この事を傳へ聞て、武士の家に生れて、其道を嗜む事、誰も斯くこそ有べけれ、あつはれ德川が弓矢侮りにくしとて、感じ給ふ事斜ならず、

〔大三川志十四〕天正三年御年三十四

夜竊ニ二俣ヲ襲ント、軍ヲ出シ給フ、其夜風烈ク雨急ナレバ、輕ク兵ヲ引揚ゲ、濱松ニ歸城シ玉フ、是時內藤正成、足ヲ痛ミ、二俣ノ軍ニ從ハズ、城ノ留守タリ、是ヲ聞テ命ヲ下シ、堅ク門ヲ閉テ敢テ開カズ、忠本多忠勝、人ヲ馳セ、濱松ノ城門ニユキ、公○德川家康今歸城ナリ、門ヲ開クベシト告ゲシム、是時內藤勝怒リ、門ヲ叩キ開ケト呼ドモ、曾テ聽ズ、正成櫓ニ登リ、火炮ヲ持シ、夜中何者ニシテ此ノ如キ、退カズンバ殺ント云、忠勝是ヲ神祖ニ告グ、神祖自ラ門ニ至リ、正成ハ居ズヤ、我今歸レリト宣フ正成御聲ヲ聞キ、提燈ヲ揚ゲ見屆奉テ、門ヲ開キ出迎ヘ奉ル、神祖大ニ正成ヲ賞シ、汝ニ城ヲ守ラセバ、敵虛ヲ謀リ攻ルコトアリトモ、侵スコト能ハズト宣フ、

〔備前老人物語〕松永○久秀信長公に戰まけて、自害におよばんとせしに、百會に灸していひしは、これを見る人、いつのための養生ぞやと、さこそおかしくおもふべけれど、我常に中風をうれへぬ死にのぞみ、もし卒爾に中風發して、五體心にまかせずば、臆したりとやわらわれなん、さあらん

天下の人こぞりて、本間〇資氏をたつとび、習つとむるといへども、終に資氏が心に叶はず、如何んとなれば、彼所謂一より五六に飛、其次を除て、十に至らん事をねがふによつてなり、門弟の中なるもの、〇中略いまだ十の内一二もいたらずして、早千萬の奥藏を遂まくおもひて、せひとも〳〵御師傳にあづかり候半、たとへ一朝に命をまいらすといふとも、かならんと、手をあはせて、懇望しける間、本間もせひなくして、さらば師傳申べし、此所にてはつたへがたし、すなはち山谷に行てつたふべし、まいられよと、師弟相ともに誘引して、道のほど三里ばかりも行つれ、或谷川の上に梯あり、本間は先に乘り、弟子は迹につゞきてのりけるが、彼かけはしのもとにて、本間ゆらりと馬より飛おり、此所大事に候、よく〳〵御らんあれと云て、馬の口を引、先づ〳〵とかけはしをわたし、扨又其馬にのりてけり、弟子是を見て、希有のおもひをなし、扨いかなるふるまひにて候ぞやとゝへば、其事なり、おこの高名は、せぬにしかずと云本文有、此かけはしなくとも一鞭あてたらんに、五間三間の谷合は、たやすく飛こえさすべし、いはんやかけはしのうへをのらんをや、若我乘りてみせんに、貴方はやそれに心をかたぶけ、毎々か樣のわざをこのまば、是則あやうきを、おしゆる張本也、道は不得心にして、大事は進て懇望あり、是無用の第一なり、梯に不限、あやうき所の高名はせぬもの也、ひつきやう大事といふは、身をまたうする所をいふ、〇下略

〔寒川入道筆記〕多賀豐後に、所司代仰付られ候時に、女じやものに談合仕り、御返事申上うと云た、尤じや、この女じやものに談合申すといふに、說々おほしといへども、たゞ女公事取次など究めてと思ひ、右のごとく申上た事じや、

〔本朝通鑑六十三〕寛正六年六月高忠(多賀)聞任所司代辭之、義政強命之、高忠曰、臣歸家與妻議之、義政美而許之、高忠歸謂其妻曰、我忝重職、然汝多言、則我不受命、縱何等事不開口、則受命耳、妻曰、良人任職、於妾爲幸、何妄言哉、良人其安心、高忠日暮、明日高忠試倒肩衣而出、妻起引袖曰、肩衣倒也、可改著之、高忠曰、我知汝不能默、故爲諭之、今隔一夜而忘之、況於累日之久哉、婦人多言則妨於聽訟、然汝不可塞也、我唯因辭此職耳、妻恥悔謝曰、他後不可發一言也、高忠乃任所司代、得無內嬖之路也、高忠能斷獄、不妄殺人、皆以爲稱其職、

施其力、是皆杜撰妄說、先王孔子之道所無也、其意蓋以動容周旋中禮者爲聖人、是豈足以爲聖人哉、假使其果爲聖人、然其動容周旋所以中禮者、亦習以成德、則有不期然而然者已、豈容直就心施其工哉、失先王之敎、如化工生物、習慣如天性、豈容力哉、宋儒之敎、如工人作器、夫玉石土木、可攻以爲器、心豈玉石土木之倫哉、故先王之敎、唯有禮以制心耳、外此而妄作、豈不杜撰乎、是其未發已發戒懼愼獨之說、自以爲動靜不遺精密之至、而終莫有遵其敎以造聖人之域者、可以知已、

〔日本書紀五崇神〕御間城入彥五十瓊殖天皇、〇崇神、中略、識性聰敏、幼好雄略、既壯寬博謹愼、崇重神祇、〇下略

〔類聚國史六十六薨卒〕天長七年四月癸酉、春宮亮從四位下藤原朝臣三成卒、〇中略、天資愼密、言語無瑕、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月丙辰、散位從四位上和氣朝臣仲世卒、仲世〇中略、奉公忠謹、每至寢臥、首向宮闕、

〔三代實錄十六淸和〕貞觀十一年八月廿七日壬子、從四位上行越前守源朝臣啓卒、〇中略、爲人謹厚、諸昆弟皆推敬之、

〔大鏡三太政大臣實賴〕そのゝみやの南おもてには、御もとゞりはなちて、いでさせ給事なかりきそのゆゑは、いなりの杉のあらはにみゆれば、明神御らんずらんに、いかでかなめげにてはいでんとの給はせて、いみじくつゝしませ給に、おのづからおぼしわすれぬるをりは、御袖をかづかせ給てぞおどろきさわがせ給へる、

〔平家物語十一〕先帝御入水の事

新中納言知盛卿、小船に乘て、いそぎ御所の御舟へ參らせ給ひて、世の中は、今はかうと覺候、みぐるしき物共をば、みな海へ入て、舟のさうぢめされ候へとて、はいたり、のごうたり、ちりひろひ、ともへにはしり廻て、手づからさうぢし給ひけり、

〔塵塚物語二〕本間孫四郞資氏馬藝事

いふ訓の方に屬き、恭謙讓順などは、韋夜麻比といふ訓の方に屬り、

〔伊勢平藏家訓〕愼獨の事

一愼獨と書てひとりをつゝしむとよむなり、獨をつゝしむといふは、人がみるによりてつゝしむ、人が聞によりて愼といふわけへだてなく、人の見ぬ所にても愼み、人のきかぬ所にてもつゝしむをいふなり、人の見聞にかまはず、我一分のつゝしみなり、あしき事は必ずあらはれやすきものなり、惡事千里をはしるとて、遠方までも忽に知るゝなり、天知る地知るとて、知れずといふ事なし、惡事をかくすとて、色々の僞をかまへて、いひかすめるとすれども、僞りをいへばいふ程つまりつまりのあはぬ事をいひ出すゆゑ、いよ〳〵惡事のあらはるゝ種となり、其身よりも立超てかしこき人は、いくらもありて、かくしおほへども、明きらかに見てとり聞てさとるなり、人はしるまひ、聞まひ、あらはれまひ、あらはれたら、如斯いひぬけをして濟すべしとおもふは、其身の智惠のたらぬゆゑ、人をも我がやうなるものと見くびり、人をたわけにするといふものなりされどもかしこき人は、幾人もあるゆゑ、見咎め聞とがめて、忽あらはるゝなり、去間かりにも人に聞せたゝなき事、見せたくなき事、かくし度事をばすべからず、愼むべし、いましむべし、恐るべし、又獨と云字は、人が惡事をするとも、其まねをせずして、我一人愼といふ心もあり、

〔辨名上〕恭敬莊愼獨 六則

愼獨者、謂務成德於己也、大氐先王之道在外、其禮與義、皆多以施於人者言之、學者視以爲道藝、而不務成德於己者衆矣、故又有愼獨之言、其見於傳者、唯大學中庸禮器有之、獨者對人之名、愼者留心之謂也、言道藝在外、然當留心於在我者、而務成我之德、是愼獨之義也、本非敬之謂矣、又非有未發已發之說矣、宋儒之不知學聖人之道、而直欲學聖人也、見夫至誠無息、而急欲學之、遂立未發已發之目、欲其無間斷、故有戒懼愼獨之說、又其專求諸心也、故以獨爲人不知而我獨知者、而急欲就一念之微以

御拜謁せられし時、公上段より下りかゝらせ給ふを見て、桐條卿（戸○水）はしりより、ゑひてとゞめ進らせられけれど、今日ばかりはと仰ありて、下段にて御對面あり、其後は上段にて、謁をうけ玉ひしとなり、

名稱

謹愼

謹愼、ハツ、シムト云フ、常ニ性行ヲ愼ミ、人ニ對シテ粗野ノ行爲ヲ爲サズ、又事ニ臨ミテ持重シ、過失無キヲ期スル等是ナリ、

〔類聚名義抄 五 言〕謹（居隱反 ツヽシム イマシム）〔同 六 心〕愼（ツヽシム 和シン）

〔伊呂波字類抄 疊字〕謹厚 謹愼

〔續日本紀 三十 稱德〕神護景雲三年十月乙未朔、詔曰、（中略）諸東國乃人等謹。之。（利○ 末○）奉侍禮（下略）

〔歷朝詔詞解 五〕謹（末利 中略）○恐み（カシコ）をかしこまりともいふごとく、これも麻利ともいひしなるべし、

〔源氏物語 五十三 手習〕さやうのこともつゝ。み。なきこゝちして、むら雨のふり出るにとゞめられて、

〔倭訓栞 前編 都部 十六〕つゝしむ 謹、愼等をよめり、包縮の義也、童蒙頌韵に襲を訓ず、朝野僉載に、禍不入愼之門と見えたり、愼むをつゝむといへる事、ふるくより見えたり、されば令包の義にや、

〔神道玄妙論〕敬は都々斯美と訓べし、舊く謹、愼、祗、欽、肅などの字を訓來れり、言の本は、万葉集に恙字を、多く都々美と訓み、都々美那久といひ、都々麻波受など、活用けるを思ふに、都々斯美てふ言は、都々美なくと大切にするより出たる言と通ゆ、（都々斯美、都々しむ、都々しまむと活く、）また此字を、韋夜麻比とも訓來れり韋夜は禮にて麻比は辭なり、さて敬字の下に屬べき名どもを、多く列たる中に、欽、祗、肅、愼、謹は、共に都々斯美と訓て、字義いさゝか異なり、忌（イミ）戒（イマシメ）畏（オソレ）齋（イツキ）勤（ツトメ）儉（ツヽシメ）などは、都々志美と

〔先哲叢談後編　一〕三宅寄齋

寄齋資性謙虚、退讓自牧、不敢欲名高、雖然聞其操行、事附者衆矣、特與藤惺窩交情最密、惺窩長于寄齋十九歲、而能愛敬之、稱以爲謙厚君子、

〔近世畸人傳　一〕貝原益軒

益軒貝原氏、諱篤信、〇中略その學博く和漢に亘れること、等輩務しといへども、性甚謙にして、只身の及ざることを恐れ、名に近づくことを喜ばず、常に言、吾人に長たることなし、但恭默道を思ふのみと、

〔閑散餘錄　附錄〕或人ノ話ニイフ、先生〇貝原益軒諸國ヲ遊リ歸國ノ海路ニテ、同船數輩、各姓名ヲトヒキタニモ及バズ、何トナキ物語ドモヲシテ、日ヲ重ネシニ、其中一人ノ若キ男、人々ニ對シテ、經書ヲ講ズ、先生例ノ恭々シク默シテコレヲ聽テ、一言是非ヲ論ゼズ、著岸シテ、各ハジメテ其鄉里ヲ明シ、再會ヲ契テ別ルヽニ臨ミ、先生モ吾ハ貝原久兵衞ト申者也ト、名ノラルヽヲ聞テ、彼ノ若キ男、大キニ恥オソレテ、遂ニニゲサリシトナン、傳ニハ見エザレ共、其爲人ノ一端ヲミルベシ、

〔桃源遺事　五〕越後の光長朝臣の、御家中騷動につき、家臣荻田主馬、小栗美作を江戶の御城へめし、御前において、對決仰付られ候節、綱豐卿、〇甲府御三家の御方も、其席に御詰被遊候處に、此席の御座配は、御三家の下へ、綱豐卿御着座の答の處に、西山公〇徳川光圀達て仰られ、御座を綱豐卿へ御ゆづり、西山公は次の座に御着被成候、此時綱豐卿は正三位、西山公は從三位にて御座被成によつて也、

〔有德院殿御實紀附錄　二〕二丸におはしけるほどは、〇徳川吉宗いかにも御爽中の御つゝしみうるはしく、少しも御遊樂のけしきなく、常に好せ玉ひし鷹のたぐひ、近づけ玉はざりしが、譜代の人々をばめして、まみへさせ給ふ、これ舊臣を待遇し給ふ盛慮なるべし、またこのほど尾張水戶の兩

〔備前老人物語〕一ある時、古田大膳、青木民部少輔に向ひ、貴殿は越前の眞柄をうち給ひしとや、其時の樣子かたり給へかし、承たくぞんじ候といはれしに、眞柄といひしものは、大剛大力のものにて、我等などにうたるべきものにあらず、折ふしの仕合よくて、眞柄手負ひ、くたびれし所へ、ゆきかゝりてうちし故、なにの樣子もなく候ひしとこたへられけり、かたるにかざりなくの給ふやうかなと、大膳ことの外、聞人みな感じける也、

〔常山紀談二十一〕東照宮、後稻田に御感狀を賜ふ、太平の後、御旗本の人々、稻田に逢て、大坂夜討の時の事語られよといひしに、九郎兵衞聞て、十五の年の事、隔りてみな忘れたりとて、強て問ども一言もいはず、公方より賜りたる感狀の詞をとへども、存寄ざる賞を得て、深くをさめ置、再び見たる事なければ、これも忘れたりとて語らざりしとなり、

〔藩翰譜八上毛利〕輝元、餘多の國々沒收せられ、周防、長門兩國を給はり、長門國をば、秀元にゆづりあたふべしと仰せ下さる、秀元此由を承り、輝元が嫡子のはべれば、兩國の事をば、彼にこそ給ふべけれと申して、我身は僅に豐東豐西豐田三郡を領し、長門の長府に住して、長門守秀就が成人の程、彼家の事を執り行ひ、常に關東に伺候す、

〔近代正說碎玉話六〕一本多中務少輔忠勝病デ卒スル時、○中略我黃金一萬五千兩ヲ儲ヘオキヌ、次子出雲守忠朝ハ小身ナレバ、此黃金ヲ與ベシトノ遺言ナリ、○中略忠政○中略黃金ヲ封ジテ、忠朝ニ與ズ、○中略忠朝○中略黃金ヲ取ル心ナシ、○中略忠政之ヲ耻ヂテ、皆忠朝ニ與タレ共、忠朝固辭ス、忠政ハ父ノ書置不可違ト云、忠朝ハ次子、其家ノ財ヲ專ニスベカラズト云テ、兄弟互ニ相讓ラル、一門ノ人々感之、黃金ヲ二ツニ分テ、半ヲ忠政、半ヲ忠朝ニト定ラレケレバ、忠朝マヅ其裁判ニ任セナガラ、急用アラバ、時ニ當リテ申請クベシトテ、封ヲ解カズ、忠政ノ倉ニ置テ、身ヲ終ルマデ、一金ヲモ不取、

ナク、弟忠平必此宮ニイタルベシ、一門ニ二人キルベカラズトテ、勅命ヲウケズトイヒキ、〇下略

〔宇治拾遺物語十四〕これもいまはむかし、月の大將星を犯といふ勘文をたてまつれり、よりて近衛大將をもくつゝしみ給べしとて、小野宮右大將はさま〳〵の御いのりどもありて、春日社、山階寺などにて、御祈あまたせらる、そのときの左大將は、枇杷左大將仲平と申人にてぞおはしける、東大寺の法藏僧都は、此左大將の御祈の師なり、さだめて御祈のことありなんと待に、をともし給はねば、覺束なきに、京に上りて、枇杷殿にまいりぬ、殿あひ給ひて、何事にてのぼられたるぞとの給へば、僧都申けるやう、奈良にてうけ給れば、左右大將つゝしみ給べしと、天文博士勘申たりとて、右大將殿は、春日社、山階寺などに御いのりさま〳〵に候へば、殿よりもさだめて候なんと思給て、案内つかうまつるに、さることもうけ給はらずと、みな人はおぼつかなく思給て、まいり候つるなり、なを御祈候はんこそ、よく候はめと申ければ、左大將の給やう、尤しかるべきことなり、されどをのがおもふやうは、大將のつゝしむべしと申なるに、おのれもつゝしまば、右大將のためにあしうもこそあれ、かの大將は、才もかしこくいますかり、年もわかし、ながく大やけにつかうまつるべき人なり、をのれにおきては、させることもなし、年も老たり、いかにもなれ、何條ことかあらんとおもへば、いのらぬなりとの給ければ、僧都いろ〳〵と打なきて、百千の御祈にまさるらん、この御心の定にては、事のをそれ更に候はじといひてまかでぬ、されば實にことなくて、大臣になりて、七十餘までなんおはしける、

〔古今著聞集十一畫圖〕東大寺供養の時、鎌倉右大將〇源頼朝上洛有けるに、法皇〇後白河より寶藏の御繪共を取出されて、關東にはありがたくこそ侍らめ、見らるべきよし仰つかはされたりけるを、幕下申されけるは、君の御秘藏候御物に、いかでか頼朝が眼をあて候べきとて、恐をなして、一見もせで、返上せられにければ、法皇は定て興に入らんと思召たりけるに、存外にぞ思食されける、

辭叫哭不知所如、乃解髮跨屍以三呼曰、我弟皇子、乃應時而活、自起以居、爰大鷦鷯尊語太子曰、悲兮惜兮、何所以歟、自逝之、若死者有知、先帝何謂我乎、乃太子啓兄王曰、天命也、誰能留焉、若有向天皇之御所、具奏兄王聖之且有讓矣、然聖王聞我死、以急馳遠路、豈得無勞乎、乃進同母妹八田皇女曰、雖不足納採、僅充掖庭之數、乃且伏棺而薨、於是大鷦鷯尊素服爲之發哀、哭之甚慟、仍葬於菟道山上、

〔日本後紀 五桓武〕延暦十五年七月乙巳、右大臣正二位兼行皇太子傅中衛大將藤原繼縄薨、○中略 繼縄歷文武之任、居端右之重、時在曹司、時就朝位、謙恭自守、政跡不聞、雖無才識、得免世譏也、

〔續日本後紀 十二仁明〕承和九年十月壬午、彈正尹三品阿保親王薨、○中略 親王素性謙退、才兼文武、○下略

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正二位兼行民部卿陸奥出羽按察使安倍朝臣安仁薨、○中略 安仁志尙謙虛、爰公如家、顧謂子弟云、諸國調貢、多入封家、納官者少、所食邑於身有餘、乃上表曰、帶職兩三官、周旋於具瞻之地、食邑八百戸、盈溢於尸素之身、伏望減大納言之所食、給中納言之所封、帝感安仁之有讓、特許其所請、

〔神皇正統記 醍醐〕兩大臣○左大臣藤原時平、右大臣菅原道眞、天の下の政をせられしかば、右相は年もたけ才もかしこくて、天下の望むところなり、左相は譜代の器なりければすてられがたし、あるとき上皇○宇多の御在所朱雀院に行幸、猶右相にまかせらるべしと、いひさだめありて、すでにめしおほせ給ひけるを、右相かたくのがれ申されてやみぬ、

〔九暦〕天暦三年正月廿一日、頭有相參來、仰○藤原師輔云、御病重由助要不少、爲息災給度者五十人者、復命云、依臣下病息給之例雖有一兩、是爲有功勳公之輩也、今臣年來纏病痾、無由出仕、而蒙不淺之恩、不知所奏者、此仰具承、中納言傳之、被物白大褂一重、

〔續古事談 二臣節〕貞信公○藤原忠平 太政大臣ニ成給テノ給ヒケル、我カタジケナク、人臣ノ位ヲキハム、コノカミ時平大臣ヲ、太政大臣ニナサルベキヨシ、前皇オホセラレケルニ、カノオトヾ奏シテ申

禮儀

ニ學問ノ德ニ推サレタルナリト云ヘリ、

〔子弟訓〕禮

君をあふぎ臣をおもひてかりそめもたかきいやしき禮儀みだすな

○

謙讓

〔類聚名義抄　五僧〕謙（去、嫌反、ヘル、ユヅル、ウヤマフ、和ケム）

〔伊呂波字類抄　計疊字〕謙讓　謙下　謙恭

〔書言字考節用集　八言辭〕謙（ヘリクダル）遜（日本書紀、毛詩、）〔同　九言辭〕謙退　謙讓　謙下　謙辭

〔日本書紀　十三允恭〕雄朝津間稚子宿禰天皇、（○允恭、中略）天皇自岐嶷至於總角、仁惠儉下、

〔日本書紀　十三允〕六年（○反正）正月、瑞齒別天皇（○反正）崩、爰群卿議之、（○中略）選吉日、跪上天皇之璽、雄朝津間稚子宿禰皇子、（○允恭）謝曰、（○中略）更還貲王宜立矣、寡人弗敢當、群臣再拜言、夫帝位不可以久曠、天命不可以謙距、（○下略）

〔日本釋名　中人事〕謙　へりは減也、身のたうときとかしこきとを、へらして人にくだる也、へりくだるは、萬の善の本なり、萬善これよりおこる也、わが身をあしきと思へば、ひたもの善にす、むゆへなり、

〔日本書紀　十一仁德〕四十一年（○應神）二月、譽田天皇（○應神）崩、時太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊、（○仁德）未即帝位、（○中略）既而興宮室於菟道而居之、猶由讓位於大鷦鷯尊、以久不即皇位、爰皇位空之既經三載、時有海人、齎鮮魚之苞苴、獻于菟道宮也、太子令海人曰、我非天皇、乃返之、令進難波、大鷦鷯尊亦返以令獻菟道、於是海人之苞苴鯘於往還、更返之取他鮮魚而獻焉、讓如前日、鮮魚亦鯘、海人苦於屢還、乃棄鮮魚而哭、故諺曰、有海人耶、因己物以泣、其是之緣也、太子曰、我知不可奪兄王之志、豈久生之煩天下乎、乃自死焉、時大鷦鷯尊聞太子薨、以驚之、從難波馳之到菟道宮、爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊摽

給フ、今ノ小畠儀左衛門ガ門前ヨリ、北ヘ過サセタマフコトナシ、

〔有德院殿御實紀附錄三〕歷世の靈廟、公〇德川吉宗の御時にいたり、東叡三緣の兩山にて、既に七廟に及べり、これ古禮、天子七廟の制に嫌ひなしとせず、末の世のならはしにて、かくはなり來りし事ながら、歷世建置れし諸廟を、我世にあたり減ずべきにあらず、わが百歲の後は、新に廟を建べからず、常憲院殿〇德川綱吉の廟中に配祀すべしと仰出されけり、その後、大猷院殿〇德川家光の靈廟火災にかゝりければ、これをも嚴有院殿〇德川家綱の廟に配祀させ玉ひ、遂に當家の定制となされたりこれも費用をおしませ玉ふにあらず、禮數を定め玉へるみこゝろざしとぞ聞えし、

〔兼山麗澤秘策知〕一當上樣〇德川吉宗御盛德の事、狩野探幽、堯舜より以來、代々の聖人を畫たる極彩色の六枚屛風有、舜などには鳳凰の成儀を書ならべ、其形見事成物なるを、先年御物にも成らんかと上覽に入けり、久敷其儘御差置被成、十七日御忌日、麻上下召候御時に、始て上覽ありて、上意に尤見事成繪なれ共、聖人の像を懸物抔にして、床に掛などするは不苦、屛風と云物は、筵席の上に置て、平生對坐しても見るもの也、屛風抔に聖賢の像を書て、見る事勿體なき事に思召候間、御返し被成候由上意なり、常々聖像には、假初にも上下召ずしては、御對し不被成候、

〔肥後物語〕熊本侯學者ヲ優待シ玉フ事

附錄　伊形正助ト申スハ、木葉村ノ百姓ナリシガ、詩上手ナリトテ撰擧セラレ、俸祿ヲ給ハリタリ、其比堀平太左衛門公所ニテ、始テ出合ヒ、正助ニ向ヒ、此以後ハ懇意致シタシ、〇中略其後平太左衛門、外ノ儒者ニ對談ノ節、物語リシケルハ、サテモ學德ト申スモノハ、不思議ナルモノナリ、先日用事ニツキ、伊形正助ニ、返書ヲ認メタルニ、已ニ書調ヘシ上ニテ見レバ、何トカ無禮ナル辭アルヤウニテ落付ズ、又書直シ見テモ、兎角宜シカラズ、凡三度調直シテ、漸ク成就シタリ、日用ノ書狀ヲ調直シタルコトハ、多クハ無リシニ、不思議ナルモノナリ、正助ハ輕キ新參ノ扶持人ナレド、偏

略掃部〇中略某一生の内に、武者振の見事なる士を一人見申て候、その事をはなし申べし、江州志津嶽の戰に、敵方に某一騎余吾の湖のわたりを引候ひしに、阿閉掃部が父は阿閉淡路守とて、明智にくみしけるとなん、然れば志津嶽合戰の時、掃部は柴田方にてあるべし、敵とおぼしくてうしろより詞をかけし故、馬を引返し候へば、其人申候は、今朝よりかせぎ候へども、よき敵にあひ申さず候、御人體を見うけ參とこそ存候へ、御不祥ながら御相手になり申べきとて、すゝみより候故、それこそなたも望む所にて候へとて、たがひに馬をのりはなし、すでに鎗をあはせんとしけるに、其人しばし御待候へ、今朝より雜兵をおほく突崩し候故、鎗よごれて候まゝ、鎗をあらひ候て御相手になり候はんとて、余吾の湖に鎗を打ひたし、二三遍あらひつゝ、さらばとて突あひしが、久しく勝負なかりし程に、日も暮はてゝものゝあやめも見へずなりぬ、其時あなたより又詞をかけ、もはや鎗先も見へず候、御殘多くは候へども、是までにて候、御いとま申候べし、御名こそ承たく候、某は青木新兵衞と申者にて候とて、某が名をも承り候て、此後又陣頭にて出合候はゞ、たがひに人手にはかゝり申まじく候、もし又味方にて候はゞ、わりなく入魂いたし候べし、さらばとて立わかれしが、是程見事なる武士はつゐに見侍らず、いかゞなりはて候にやと語りける、〇下略

〔大猷院殿御實紀附錄〕四正月の拜賀に、無官の輩謁見終りて後、けふの賀班に、織田右近が居しとみえたり、かれは正しく右府〇織田信長の後にて名家なれば、總禮をうくべきにあらず、しばし退散をとゞめ候へと仰て、ことさら出御ありて、右近一人が賀をうけさせられしとぞ、

〔常憲院殿御實紀附錄〕中經典を講き玉ふにも、〇德川綱吉收めらるゝにも、必らず拜戴したまひ、御講義をし玉ふには、御刀御指添共に、はるか御座をはなされて置れしなり、こは經籍に臨みたまへば、先聖に對し玉ふ御思召にて、かく御崇敬ありしなり、

〔吉備烈公遺事〕公〇池田光政神宮ニ至ラセ給フ時ハ、必禮服ヲ召給ヒ、必ズ遠ク乘輿ヲ止テ、オリサセ

〔碧山日錄〕長祿四年○寬正元年七月六日庚辰、春公之父常久字昌運○中略、細川、爲人純實而果勸事、父霄岸有孝行、出入則必告之、自其少時、未嘗不著衣冠不見霄岸、霄岸又過之太恭謹、其禮若接嚴賓也、

〔常山紀談十八〕東照宮○德川家康大度勇略におはしませし事は、誠に申も愚なり、中にも禮儀を正させ給ひしかば今川義元討死の桶挾間を御鷹狩にて、過させ給ふ時、必御馬より下させ給ふ、これは御幼時、義元のよしみを思召出されての事なりけり、上杉景勝に途中にて行逢せ給ふ時、輿より下りさせ給ふ、是も父謙信のよしみを思召ての御事なり、

〔常山紀談五〕勝賴○武田亡て後、信長、信玄の館を見んとて、馬を乘入んとせられしに、馬進まざりしかば、引返されけり、東照宮は、程經て甲州を治めさせ給ふ時、信玄の館の跡、御覽の時、館の門外にて、御馬より下させたまひしとぞ、

〔老人雜話乾〕蒲生○氏鄉は江州の士なり、佐々木承禎の臣なりし、後信長に事へ、又太閤に仕ふ、氏鄉は勝れたる人也、始は勢州松坂にて、十二萬石を所領す、夫より直に會津百二十萬石を領す、太閤の時也、此時四十歲許也、承禎は江州一ヶ國を領して大名也、信長に滅されて江州を取らる、承禎の子は四郎殿とて、太閤の時は咄の者に成て、知行二百石也、蒲生は其臣たりしが、百萬石餘を領す、伏見などにて、太閤の御前に侍て、退參の時、氏鄉昔を思て、刀を持て從はれし事ありしとぞ、

〔備前老人物語〕一細川三齋の兒小姓に、當座指料の刀を給はる事ありしに、謹て頂戴して腰にさし、頭を座につけ色代し、其後彼刀を三齋の左りの脇になをしをき、たちさりて指かへの刀をもち來り、拜領せし刀に取かへて退けり、若輩の身として、奇特なる心ばへ也、上下かんじあへりしと也、

〔駿臺雜話三〕阿閉播部

秀康卿、越前に封せられ給ひし後、阿閉播部とて、武功の譽ありし者を、厚祿にて召抱られけり、○中

給ひけり、をのづから此大路をすぎさせ給とては、東洞院にしの四足をばすぎて、その棟門のまへにては、御車のすだれをおろされ、前驅以下を馬よりおろされけり、人あやしみて其子細を尋申ければ、ときの攝政、三位の中將をうやまふにあらず、亭に貞信公のまさしく手づからうへ給へる名木あり、かれに禮を致也、此事京極大殿〇師實つぶさにときめし給旨、分明也とぞ仰られける、

〔吾妻鏡九〕文治五年九月七日甲子、宇佐美平次實政、生虜泰衡郎從由利八郎、相具參上陣岡、而天野右馬允則景、生虜之由相論之、二品〇源賴朝仰行政、先被注置兩人馬幷甲毛等之後、可尋問實否於四人之旨被仰景時、〇中略景時顏面、參御前申云、此男惡口之外無別言語之間、無所欲糺明者、仰云、依現無禮、囚人咎之歟、尤道理也、早重忠〇畠山可召問之者、仍重忠手自取敷皮、持來于由利之前、令坐之、正禮而誘云、携弓馬者、爲怨敵被囚者、漢家本朝通規也、不可必稱恥辱之、就中故左典厩〇源義朝永曆有横死、二品又爲囚人、令向六波羅給、結句配流豆州、然而佳運遂不空、拉天下給、貴客雖令蒙生虜之號、始終不可貽沈淪之恨歟、奧六郡內、貴客備武將軍之由、兼以留其名之間、勇士等爲立勳功、擒獲客之旨、互及相論歟、仍云甲云馬毛付畢、彼等浮沈可究于此事者也、爲著何色之甲者被生虜給哉、分明可被申之者、由利云、客者畠山殿歟、殊存禮法、不似前男奇恠、尤可申之、著黑糸威甲、駕鹿毛馬者、先取予引落、其後追來者、嗷々而不分其色目云云、重忠令歸參、具披露此趣、件甲馬者實政之也、已開御不審訖、

〔吾妻鏡二十八〕寬喜四年〇貞永元年十一月廿八日、武州〇北條泰時爲御當番、今夜宿侍于御所給、而御共侍持參御筵、不可布御疊之上、旣近于人之者、爭不辨此程之禮哉、尤恥傍輩推察之由被仰、出羽前司民部大夫入道、以下宿老兩三輩、候其所承之、周防前司親實、此事可爲末代美談之由、潛感申之云云、

〔吾妻鏡二十九〕貞永二年〇天福元年正月十三日、武州〇北條泰時參右大將家〇源賴朝法華堂給、今日依爲御忌日也、到彼砌、布御敷皮於堂下坐給、御念誦移剋、此間別當尊範令參會、可有御堂上之由、頻雖申之、御在世之時、無左右不參堂上、薨御之今何忘禮哉之由被仰、遂自庭上令歸給云云、

〔續日本紀三文武〕慶雲元年七月甲申朔、正四位下粟田朝臣眞人自唐國至、初至唐時、○中略唐人謂我使曰、亟聞、海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容大淨、豈不信乎、語畢而去、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年三月乙巳、天皇御紫宸殿、皇太子○恒貞始朝覲、拜舞昇殿、東宮釆女奉饌、未及下箸、勅賜御衣、受之拜舞、早退、以當日須拜謁兩太上天皇也、于時皇太子春秋九齡矣、而其容儀禮數、如老成人、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年七月庚辰、右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守薨、○中略立性溫恭、兼明決斷、招引詩人、接杯促席、參朝之次、有一兩學徒過諸塗、必下馬而過之、以此當時著稱、

〔文德實錄八〕齊衡三年七月癸卯、權中納言兼左衞門督從二位藤原朝臣長良薨、長良贈太政大臣正一位冬嗣之長子也、志行高潔、寛仁有度、弘仁十三年爲內舍人、仁明天皇在儲宮時、晨昏侍坐、花時月夜戲席射場、天皇每許以交歡之恩、長良遙修冠冕、不敢和狎、

〔大鏡三太政大臣實賴〕このおとゞ○藤原實賴はたゞひらのおとゞの一男におはします、○中略おのゝみやの南おもてには、御もとゞりはなちていでさせ給事なかりき、そのゆへは、いなりのすぎのあらはにみゆれば、明神御らんずらんに、いかでかなめげにてはいでんとの給はせて、いみじくつつしませ給に、をのづからおぼしわすれぬるおりは、御袖をかづかせ給てぞ、おどろきさはがせ給へる、

〔古今著聞集十九草木〕貞信公○藤原忠平なつめをあひしてまいりけり、式部卿親王の家によきなつめの木ありけり、其木をおろし枝にせられて、手づから身づから、花山院の北對のにしの妻戸の庭前にうへ給ひけり、是によりて其木左右なき名木にていまだ有、花山院太政大臣○藤原師實曾孫忠雅の三位の中將の時、法性寺殿○師實曾孫忠通攝政にて、六條坊門烏丸の御亭より、土御門內裏へまいらせ給ふには、近衞東洞院は便路なれば、もつとも此大路をこそとをらせ給べきに、いかにもよけさせ

禮例

樂乃藝之大者、君子所務也、而樂掌於伶官、君子以養德耳、至於禮則君子以此爲顓業、是以孔子少以知禮見稱、之周問禮於老聃、之郯、之杞、之宋、唯禮之求、子夏所記、曾子所問、七十子皆斷斷於禮、見檀弓諸篇、三代君子之務禮、可以見已、蓋先王知言語之不足以敎人也、故作禮樂以敎之、知政刑之不足以安民也、故作禮樂以化之、禮之爲體也、蟠於天地、極乎細微、物爲之則、曲爲之制、而道莫不在焉、君子學之、小人由之、學之方習以熟之、默而識之、至於默而識之、則莫有所不知焉、豈言語所能及哉、由之則化、至於化、則不識不知順帝之則、豈有不善哉、是豈政刑所能及哉、夫人言則喩、不言則不喩、禮樂不言、何以勝於言語之敎之也、化故也、習以熟之、雖未喩乎、其心志身體、既潛與之化、終不喩乎、且言而喩、人以爲其義止是矣、不復思其餘也、是其害在使人不思已、禮樂不言、不思不喩、其或雖思不喩也、亦未如之何矣、則旁學他禮、學之博、使是之所切劘、自然有以喩焉、學之既博、故其所喩、莫有所遺已、且言之所喩、雖詳說之、亦唯一端耳、○下略

〔伊勢平藏家訓〕五常の事

一禮といふは、我より目上なる人をば、あがめゐやまひ、目下なる人をもいやしめず、あなどらず、我をへりくだりて、人にはほこらず、おごる事なきを禮といふなり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略有豐玉姬侍者、○中略見天孫、○火折尊卽入告其王曰、吾謂我王獨能絕麗、今有一客、彌復遠勝、海神聞之曰、試以察之、乃設三床請入、於是天孫於邊床則拭其兩足、於中床則據其兩手、於內床則寬坐於眞床覆衾之上、海神見之、乃知是天神之孫、益加崇敬云云、

〔日本書紀皇極二十四〕三年、中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚闠社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、○天智疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶、而候皮鞋隨毱脫落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自茲相善、俱述所懷、既無所匿、

禮は心につゝしみありて、人をうやまふを本とし、萬事を行ふに則にしたがひて、正しく理あるを文とす、則とは作法なり、孝經に禮敬而已矣、言ふ意は禮は敬を專とす、而已とは此の外にはなしと云ふ詞なり、朱子曰、禮の本は在于敬人、人をうやまふは心のつゝしみよりおこる、人をうやまふも、其の人をあはれむ心より出づる故、朱子も禮は仁のあらはれたるなりといへり、禮記曰、禮は理也、周子曰、理曰禮、理はすぢめなり、すぢめとは、萬事を行ふに、各正しき則ありて、其の則にちがはざるは卽理なり、禮にしたがへば、萬事正しくしてをさまる、理にしたがはざれば、萬事邪にしてみだれて行はれず、朱子曰、禮は天理の節文、人事の儀則なり、天理は自然に定まりてかくのごとくなるべき道理なり、節文は過不及なき、よきほどなるを云ふ、節は過ぎざるなり、文は不及なきなり、うやまひ過すは節にあらず、うやまひたらざるは文にあらず、かざり過るは節にあらず、いやしくしてふつゝかなるは文にあらず、是皆理にしたがひて禮にあらず、萬事の節文皆かくのごとし、人事の儀則とは人の行ふわざの、行儀にあらはれたる作法なり、視聽言動の四の身のわざも、萬事の制行も、よきほどなる自然の法あり、是人事の儀則なり、中庸には親親之殺、尊賢之等、禮所生也といへり、言ふ意は、親類をしたしむは仁なり、其の内に父子兄弟諸父從兄弟などの品あり、其の親疎尊卑の次第同じからざる、是親之之殺也、賢を尊ぶは義なり、人に大賢あり、小賢あり、才能ある人あり、舊識恩德ある人あり、其の內に大小高下の品あり、是尊賢之等也、親類の品に應じてしたしみ、大賢小賢の品によりてうやまふは、是卽禮の生ずる所なり、玄かれば禮は仁義を行ふに、各其の品に玄たがひて、程よきをいへり、

〔辨名上〕禮三則

禮者道之名也、先王所制作四敎六藝、是居其一、所謂經禮三百、威儀三千、是其物也、六藝、書數爲庶人在官者、府史胥徒專務、御亦士所職、射雖通乎諸侯、其所謂射、以禮樂行之、非若民射主皮者比焉、唯禮

解說

〔神道玄妙論〕敬は都々斯美と訓べし、○中略また此字を韋夜麻比とも訓來れり、韋夜は禮にて麻比は辭なり、

〔千代もと草〕禮は上の人をうやまひ、下となる人をも、それ〴〵にあひ志らひをするなり、

〔春鑑抄〕禮

孔子曰、禮先王所以承天之道、以治人之情トテ、禮ト云モノハ、先代ノ帝王ノサダメヲカレタ事也、承天之道トハ、天ハ尊、地ハ卑シ、天ハタカク、地ハヒクシ、上下差別アルゴトク、人ニモ又君ハタツトク、臣ハイヤシキゾ、ソノ上下ノ次第ヲ分テ、禮義法度ト云フコトハ、定メテ人ノコヽロヲサメラレタゾ、程子曰、禮ハ只是一箇序ト云タゾ、禮ハ序ノ一字ゾト云コヽロゾ、序ト云ハ次第ト云フコヽロゾ、禮ト云モノハ、尊卑有序、長幼有序ゾ、○中略禮ハ敬フユヘデアルゾト云コヽロゾ、禮ハ敬ナリト云テ、禮ト云字ハ敬ト云字ノ心ゾ、故ニ曲禮毋不敬ト云ゾ、朱文公ハ禮之本在于敬ト云タホドニ、敬ヲ禮ト云ゾ、ゲニモ君ヲ君トシ、父ヲ父トスルハ敬デアルゾ、○下略

〔彝倫抄〕禮トハ、天理之節文、人事之儀則トテ、天道ニアリテハ、日月星辰、春夏秋冬ノタガイニカハリ、タガイニアキラカナルゴトク、人ノ道ニトリテ、衣冠裝束ニイタリテ、手ヲカヽメ、足ヲヒザマヅキ、物ヲイヒ、腰ヲカヾムル次第アルヲサスナリ、心ニハ上ヲカロシメズ、下ヲアナドラズ、萬事ヲ人ニユヅリテ、ツヽシミヲゴル心ナキヲ申スナリ、ヨク禮ヲ行ナハヾ、邪淫戒イカヾアランヤ、

〔聖教要錄中〕禮

禮者民之所由生也、所以制中也、卽事之治也、知禮行禮者聖人也、無禮則手足無所措、耳目無所加、進退揖讓無所制、居處閨門、朝廷、文事、武備、宮室、器用、以禮則安也、禮非矯情飾外、有自然之節、不得已之道也、聖人之敎、唯在禮樂、

〔五常訓四〕禮

古事類苑

人部十七

禮 謙讓 附入

名稱

禮ハ、ヰヤト云ヒ又ウヤマフトモ云フ、卽チ恭敬ノ義ナリ、此篇ニハ其行迹ニ顯ハレタル最モ著キモノ、ミヲ收載ス、而シテ起居動作ヨリ、冠、婚、葬、祭等ニ至ル、謂ユル禮式ニ關スル事ハ、別ニ其部アレバ、多ク省略ニ從ヘリ、

謙讓ハ、ユヅルト云ヒ、又ヘリクダルト云フ、卽チ人ヲ推敬シテ、自ラ退讓スルヲ謂フナリ、

〔伊呂波字類抄 禮 人事〕礼レイ 亦作禮

〔干祿字書 上聲〕礼禮、並正、多行上字、

〔段注說文解字 一上 示〕禮履也、見禮記祭義、周易序卦傳、履足所依也、引伸之、凡所依皆曰履、此假借之法、屨履也、禮履也、履同而義不同、所以事神致福也、从示从豊、禮有五經、莫重於祭、故禮字从示、豊者行禮之器、豊亦聲、靈啓切、十五部、

〔釋名 四 釋言語〕禮體也、得事體也、

〔日本書紀 二十 敏達〕元年六月、有司以禮收葬、

〔日本書紀 十九 欽明〕四年○宣化十月山田皇后怖謝曰、○中略今皇子○欽明者敬老慈少、禮下賢者、

〔日本書紀 七 景行〕五十一年八月、初日本武尊○中略所獻神宮蝦夷等晝夜喧譁、出入無禮、

〔倭訓栞 前編 四 宇〕うや 日本紀に禮をよめり、ゐやの轉せるなり、無禮をうやなしとよめり、

〔伊呂波字類抄 幾 辭字〕恭キヤウ〳〵シ 敬キヤウヤマフ ウヤマフ

雜載

たあれば、先腹の子の碍にならんことをおそれて、男子は七八歳におよべば、父を勸めて出家せしむ、女子はこと〴〵く京へのぼせ、人の婢女となす、かゝれば先腹の子ども、其悲愛にひかれて至孝なり、兄は家を嗣、妹は彼實子の京に出し義理をおもひ、吾も京へ出んといふを免さず、しひて隣村へ嫁せしむ、さればふかく其恩を感じ、繼母の生涯起居をとふこと怠る時なし、長女後髮をおろしけるが、彼出家の子ども、某々の寺の住職となりしもの、折々に呼迎ふれども、實子の愛にひかれて、先腹の子のかたに居らずといはれんはうるさしとて、あへて省みず、其賢なる名遠近に聞えて、人たとみけるが、安永六戌のとし、老せまりて身まかりぬとぞ、

〔近世畸人傳　一〕甲斐栗子

栗子は甲斐の國山梨郡の農夫某が妻なり、○中略山拔といふことにあひ、○註略水に溺れ死す、その時屍を堀出してみれば、十二なる養子を背に負、八ッになりける實の子の手を引て有けり、幼きかたをこそ背には負べきに、長じたるを負るは、此時に臨て、遁んとかまふるにも、養子をおもくするの義を、おもふなるべし、女といひ邊鄙の產なり、何のまなぶ所もあるまじきに、天性の美かくのごときは、世に有がたきためしなるべし、

〔子弟訓〕義

へつらはずおごることなくあらそはず欲をはなれて義理をあんせよ

齎書來迎、某乃欲與百合俱歸、百合辭曰、妾與郞君綢繆十年、一旦萍離蓬斷、極難爲情耳、願郞君晝錦、攜姝人以旋、恐招人指目、某固要之曰、吾飄泊客土、得不遺溝壑、以致有今日、皆因卿力、今一旦富貴、而遐棄糟糠、余不忍也、百合固辭曰、妾忝過愛、寧不踴躍欲從、所以不能奉命者、抑郞君承重宗祧、當選良聘儷、路傍花柳、何堪攀折、卽奔從纏綿、不唯玷辱郞君、施及祖宗、妾深懼於心、儻使僭充側室、風波中起、牽累郞君、是亦妾所逆憂也、妾日夜籌之熟矣、則一日之訣離、所以全十年之恩情、郞君珍重、妾生死自此辭矣、幸勿復以妾爲念也、某不敢強、乃欲攜所生女去、百合曰、郞君少壯、更伴新人、前途多福、不患無成行遶膝之樂矣、妾既辭郞君、誓不見他夫、獨守青燈、賴有此一塊肉、見此猶見郞君、幷之附去、何以消日、某遂舍女而去、百合自是益自脩潔、一意撫養其女、子母煢煢、相依爲命、○下略

〔孝義錄二十七能登〕孝行者久右衛門

久右衛門は羽咋郡生神村にして、持高八石九斗あまりの百姓なり、○中略明和三年、攝津の國神戶孫三郞が船の、生神村領の沖にて破船して、水主のきたる物も流し、赤裸にて陸にあがれるを、久右衛門衣をあたへ、船頭十四五人の者のために木綿をかひ、村の內の女に、わかちぬはせて、その縫賃をだにうけず、かの船にありつる金五拾兩と錢百貫とを失ふといふを、ほどへてきゝ、海のをだやかなるをうかゞひ、久右衛門一人、船にのりてかの沖に出、金をとり出して、船頭にあたへしが、壹兩たらざりしを、猶船頭とともに船を出して、やう〳〵にもとめ得てわたし、又村の者どもをかたらひ、彼百貫の錢をものこりなく取上てわたせしかば、船乘の者も感じあひて、出浦といふ所に船かゝれる時は、かならず久右衛門に音信けり、

〔續近世畸人傳四〕近江長女

長女は近江蒲生郡古市子村福永某が後妻也、先腹の子二人有、長女が產るは十餘人あり、さるに先腹の子をいつくしむこと、わが產るに十倍す、見る人感せざるはなし、乞かもなほわが子あま

農之本也、若肆然而食之、則來歲將何以濟國用邪、不食穀種、則吾之志而、病欲以報國也、吾守死而已矣、汝勿復言、氣息奄々、遂枕麥囊而死矣、則九月二十三日也、因人感其義氣、食稱曰義農、

安永五年、代官増田惟貞義農作兵衛ノ墓碑ヲ營ム、丹波成美其文ヲ撰ミ、尾崎時春書之、其文末章ニ云、

郡官増田惟貞、適省其墓、詳其實、以白于官、憐恤作兵衛死、且關民風之所系、恐口碑有時而亡、爲新其石、勤其事、毎歲與米一包於其子孫、給祭祀、以旌異於閭里、距死蓋四十五年云、

〔とはずがたり〕このごろ（○享保頃）事にや、貧しきをのこ、人にやとはれて、あさましき世をふるに、人にも見すべき程のをんな子あり、きはめてかほよし、その友きたりて、そこのをんな子のいろよきに、うかれめにもうれかし、さらばやすくて世をわたらんものをといへば、いなうらじ、すて子なりしものをといふ、さらばいよ／＼うれかし、誠の子だにまかするもあるをといへば、をのこかしらふりて、かれすてられしいにしへ、をのれ見つけて、あなびんなや、あはれおほしたてんとてこそひろひつれ、貧しき時うらんとては、ひろはぬものを、今はたむかしにそむかんや、いと貧しかるをのこなりとも、ひこと名づけてあはせんとて、つひにうけ引いろなし、義をしるといふべし、

〔山陽遺稿三〕百合傳

百合者、不知何許人也、或曰、江戸人也、爲人明慧、技案鍼黹、一見輒解、既爲阿嫂所養、習其母所爲、喜好吟詠、日著茜裙、捧茗供客、而偸閒輒手筆研、花香鳥語、隨觸入題、性不甚裝飾、而天姿娟秀潔白、淡粧常服、楚楚動人、過者無不留連、都下貴介豪富子弟、多屬意者、少年自喜者、或傳粉顧影、以求當其心、百合不顧也、百合有所素眷德山某者、爲幕府士人子、爽俊人也、因事流寓都下、落魄不能自活、百合爲之傾竭心力、因得不乏、如斯者有年、有孕生一女、情好益篤、會德山氏宗家嗣絶、族人議取某繼之、乃使使者

喜劍者不詳何許人、或云薩藩士、蓋奇節士也、元祿中赤穗國除、大石良雄去在京師、時物論囂囂、言其有復讐之志、良雄患之、故假歌舞遊衍、以滅人口、一日遊島原妓館、會喜劍亦來遊焉、喜劍素與良雄不相識、然竊希物論不虛、及聞其遊蕩不已、心甚不懌、乃招良雄同飲于一樓、以微言諷之、良雄不應、因更反復直言、良雄猶不應、笑言自若、無承服色、喜劍乃怒目大罵曰、汝具人面而獸心也、汝主死汝國亡、汝爲大臣而不如報仇、非獸而何、余將獸待汝、於是展左脚、蹙魚膾數臠于脚指頭、使良雄食之、良雄夷然俯首喫之、畢舐指頭餘瀝、時良雄壓々之笑聲、與喜劍叱叱之罵聲、喧然聞乎樓外矣、既而喜劍于役江戸、適聞赤穗人報讎事、問之則同謀四十六人、良雄其首也、喜劍愕然曰、吁余死矣、夫余目獸視良雄、乃我目之罪也、余舌獸罵良雄、乃我舌之罪也、余足獸食良雄、乃我足之罪也、余心獸待良雄、乃我心之罪也、一身皆罪、吁余死矣、於是托病歸國、公私了事、復來江戸、則良雄既與同謀之士皆賜死、葬之江戸泉岳寺中、乃詣其墓拜曰、我當面謝萬罪于地下耳、乃拔刀屠腹而逝、有人又葬之其墓側、夫喜劍氏初之與良雄不相識、而希其有義擧、中之直言忠告、至罵而辱之、終之殺身明志、以謝其罪、雖非中行之士、其奇節可謂不耻古之俠者矣、〇下略

〔伊豫松山世語〕享保十七年秋、飢饉ノ時、荒ヲ救フノ政ヲ施スニモ、猶モ離散スル者多シ、死者九万四千七百八十餘人アリ、御上御差扣ニ付、寺社ノ鐘聲モ絶ヘ、町方モ蔀ヲ閉タリ、時伊豫郡筒井ノ農夫作兵衛、獨リ麥苗ノ易カラザルヲ憂ヘ、力耕シテ種ヲ枕トシテ死セリ、其墓碑ノ略ニ云、

義農姓某名某、稱作兵衛、伊豫國松山府之下筒井農夫也、稟性朴實剛介、素勵其業焉、享保十七年秋、螟爲災甚、郡邑救荒之政不暇施、捨業而離散者尤多矣、作兵衛獨憂麥田之不易、奮然忍饑餓、自耕數十畝、將播麥種、精力衰耗、狼狽還家、困頓特甚、遂瀕死、隣人諭曰、子之命在旦暮、而有麥種滿囊中者、盍食之而免死乎、作兵衛怫然作色曰、吾食不可食之食、則何有至于此也、夫百穀播種而納租稅者、民之職也、官費資焉、君子祿焉、國人庇焉、然則穀種之貴重、非吾命之可比矣、故民國之本、穀種

ならびに金若干を封じ、母の戸のかたはらに置きて、夜をこめて去りしとぞ、

〔名家略傳 一〕義僕元助

赤穗義士片岡源五右衞門高房の家僕を元助といへり、幼ときより高房の家に畜はれて人となり、篤實勤行にして、事を執ること甚だつゝしめり、高房、赤穗を去るの日に、かねて召しつかふ奴婢に、ことごとく暇をとらせけり、されども元助ひとり留りて去らず、高房に從ひて江戸に來り、朝夕薪水の勞をいとはず、出入事を奉りて餘力をのこさず、その心を盡すこと昔日に勝れり、〇中略復讐のことはてしをりから、何くよりか來りけん、拂曉高房が出るを待受け、一宮の密柑を捧げ持て、諸君さだめて昨夜のはたらきに渴し給はん、いざまゐらせよと、彼密柑をおのおのにあたへ、泉岳寺までつきそひ行き、號泣してぞ別れける、

〔甲子夜話 一〕吾師皆川子ノ話タルハ、天川屋儀兵衞ト淨瑠璃本ニアルモノハ、其實尼崎屋儀兵衞ト云テ、大坂ノ商估ニシテ、淺野内匠頭ノ用達ナリ、大石内藏助復讐ノ前、著込ノ鎖帷子ヲ數多ク造タルコトニ預リシガ、町人ノ武具用意ト云風聞アリテ、官ノ疑カヽリ、呼出テ吟味アレドモ、陳ジテ言ハズ、後ハ拷問スレドモ言ハズ、終ニ其背ヲサキテ、鉛ヲ流シ入ルニ至レドモ白狀セズ、アマリニキビシキ拷問ニヨリ死セントセシコト幾度モ有シトゾ、然レドモ白狀セザレバ、久シク囹圄ニ下リ居シガ、江戸ニテ復讐ノコトアリト、牢中ニテ聞及ビ、儀兵衞改メテ申ニハ、追々御吟味ノコト白狀仕度トナリ、乃呼出テ申口ヲ聞ニ、ソノ身淺野家數代ノ出入ニテ、厚恩蒙シ者ナリ、彼家斷絶ノ後、大石格別ニ目ヲカケ、一大事ヲ某ニ申含、江戸ニテハ人目有トテ、此地ニテ密ニ鎖帷子ヲ造リタリ、全ク公儀ヘノ野心ニ非ズ、ハヤ復讐成就ノ上ハ、何樣ニモ御仕置奉願ト云ケル、之ヲ聞テ奉行ヲ始メ、其場ニ有リアフ人々、皆涙ヲ流サヾルハ無カリシトナリ、

〔鶴梁文鈔 六〕烈士喜劍碑

テ御座候ユヘ、トカク近クヨリ候テ、申上ベキ旨申候テ、脇差ヲヌキ、二三間モ投、丸腰ニ成リ、近ヨリ申候、此仕合故、式部殿モ少シユルカセニナラレ候、孫兵衛手ヲツキ、段々御不行跡ノ事、ケ様ケ様ノ御意ニテ候、此上ハ其分ニ差置レ難ク候間、私參候テ、奉討候ヤウニトノ御意ニ御座候由、申モ果ズ、其マヽ飛掛リ力量有之候ユヘ、式部ドノヲ押付、懷中ヨリ九寸五分ヲ取出シ、胸元ヘ押アテ、彼撿使ヲ呼候テ、此體慥カニ見屆申サルベク候、腰ハ拔ケ不申候間、左ヤウニ心得候ヘト申候テ、サテ式部ドノヲ引立、是迄ニ御座候、早ク御立退ナサレ候ヘ、私御供仕ベキ旨申候テ、夫ヨリ式部殿ト逐電イタシ候、撿使モ同心ニテ、早ク急ギ御立退候ヤウニ申候テ、ノカセ申ヨシニ候、〇中略始終見ゴトナル仕カタニテ御座候、

〔名家略傳三〕近松行重母

義士近松行重、赤穗を退き去るの後、その母とともに江戸に來り、族家に寓居せしめ、近きあたりに住みて、晨夕母のもとに行きて、起居を問へり、復讐のひと日前にあたりて、〇中略行重云、はやく大人に、この事〇復讐義士を聞えまゐらせば、吾身の上を哀しみ給ふて、朝夕の歎をそこなはんことをおもひて、あへて告げざりしといへば、母云、汝が言もうべなりとて、起て一間に入りしが、久しく待ども、出で來らざれば、行重おぼつかなくて、往て見るに、母みづから刃に伏して、傍に遺書ありければ、うち驚きつゝ、その書を見るに云、おそらくは母に心のひかれて、義氣の振はざることをおもへば、今吾先だち死して、汝が報國の志を專にせんとす、つとめはげみて、衆におくるゝことなかれと懇に喩しけるほどに、行重その書を見て、慟哭むこと大かたならず、悔云、我窮阨をもて、わが無きあとの養ひなきを思ひはかりて、母に物がたりけるに、打聞て戚色ありといへども、かかるべしとはおもはじ、猶餘命のありながら、自殺したもふことの悲よと、千度百たび嘆きかなしみつゝ、同僚に喪の助けを請ひて、家あるじに、葬事のとりまかなひ託するよし、懇にかき述べ、

扶持スベキ也ト申送リケルニ、彼乞食只打笑テ答ズ、使ノ者再三申セ共答ズ、田坂ハ乗物ノ内ニ在テ、此體ヲ見頓テ立出、彼乞食ノ側ヘ立寄リテ、汝ハ元ヨリ乞食トハ見エズ、多クノ人ニ知ラレザル内ニ、我方ヘ來レ、何トテ再三申ニ答セヌゾト申サレケレバ、コツ食坐ヲ正クシテ答ケルハ、御仁心ノ程忝ク存候ヘ共、乞食仕ラザル前ナラバ、御家來ニ成ベシ、一日タリ共乞食ニナレバ、コツ食ノ名ハ遁レズ、御家來ニ成ヌコソ、其御恩ヲ報ズル所ニテ候、田坂曰、我方ヘ來ラザルヲ以テ、恩報ジトハ如何ナル所存ゾ、乞食曰、私御家來ニ參リナバ、田坂殿ハ乞食ヲ召仕ハルヽト沙汰有ンニハ、主人ヲ恥シムル也、且傍輩衆モ何ゾニ付テハ、彼ハ乞食セシ者也ト侮ラン事必定也、其時ハ討果シ申サズシテハ、男ノ道立ズ、サ候ハヾ由ナキ私ヲ御抱ヘナサレシ故、舊キ御家來ヲ失ヒシト思召レン、是災ノ本ナレバ、御家來ニ成ザルコソ、御志ノ御恩報ジナルラメト云捨テ立去ケル、田坂彌執心シテ尋出シ、米錢等送リナドシケルニ、後ニハ辭シテ受ズ、再ビ立去テ姿ヲ見セズ、此乞食、他領ヘ行テ順禮シケルト也、若州小濱ノ者ハ土民迄知ル所也、誠ニ古今稀ナル乞食也、

〔鳩巢小說 中〕一甲賀孫兵衞、是ハ稻葉丹後守ドノ家來ニ候、〇中略弟一人有之、式部ト申候、段々不行跡等有之候テ、丹後守殿ト散々不和ニマカリナリ候テ、孫兵衞ニ討テ參候樣ニ申付ラレ候、孫兵衞申候ハ、尤無御餘儀事ニテハ可有之候ヘドモ、御連枝樣ノ御義ニ候、何卒御了簡被遊候樣ト再三申候處、左樣ニ斷申事、役ニ立申マジク候、其心底ニテハ逆成マジク候、餘人ニ可申付ト申サレ候、此時孫兵衞、未ダ前髮ニテ十六歲ニテ候、〇中略孫兵衞申候ハ、是ハ無御情御意ト奉存候、乍上ハ逸テ被仰付被下候ヘト申候ヘバ、夫ナラバ討留參リ候ヘト申付ラレ、〇中略偖式部ドノヘ罷越、家來ヲ以テ申入候ハ、甲賀孫兵衞、大切ノ御使ニ參申候、檢使ニ何某被仰付候、左樣御心得ラルベキ旨申入候、式部ドノ聞被申、大方合點覺悟ノ前也、是ヘ通リ候ヘトテ通シ申サレ、金鐔ノ大脇差拔タツロゲテ、是ヘ參リ候ヘト申サレ、近ク寄候ハヾ、討テ捨申由被申候、其時孫兵衞、大切ノ御意ニ

ナキ由聞召レ、御成遊バサレ仰セラレ候ハ、思ノ外顏色モ宜シ、サレドモ前方申シ度コトモ候ラハヾ申置ベシ、何事ニモアレ、御叶遊バサルベクトノ上意有ケレバ、〇中略巳ニ御立座ニ相成時、上樣ト呼返シ申上候ハ、先頃ヨリ再三何モ願ハナキカト御意遊バサレ候事ヲ考ヘ候得バ、悴ガ事ヲ、此婆々ガ臨終ニ氣ニ掛リ候半ト思召候テノ御言ト存奉候、必御赦免下サレ間敷候、若此婆々ニ對シテ、御免遊バサレ候得バ、御乳ヲ上候御馴染故、天下ノ大法ヲ犯シ成サレ候ニテ之有候間、後代迄御政道ニ疵付申可候、私黃泉ノ障ニ相成候間、必御免下サレ間敷由申終、頓テ卒ス、皆人其志ノ程感賞セリ、

〔明良洪範 八〕松平阿波守忠英ノ家老增田豐後ト云者、主人ヲ恨ムル事有テ、無實ノ事ヲ工ミ、江戶ヘ訟ヘケル、公儀ノ役人糺問有ルニ、阿波守ニハ罪無キ事ナレドモ、憚リテ閉門シテ愼ミ居ケル節、有合セノ金銀盡キ、諸用ニ差支ヘケレド、遠國故取ニ遣ハストモ、早急ノ間ニ合ズ、又人ノ疑ヒモ如何有ント、掛リノ者甚心配シ、據無ク井伊掃部頭直孝ノ許ヘ、內々使者ヲ以借リニ遣ハシケルニ、家老中同心セズ、公儀ヘ對シテ憚リ有レバ、貸ス事ナラジト云、岡本半助云、人ノ急ヲ救フハ義也、若後難ヲ恐レテ急ヲ救ズンバ信義ヲ失ヘルナラン、是井伊家ノ恥ニ非ズ乎ト云、家老中然ラバ其事主人ヘ達セント云、岡本達センハ然ルベカラズ、貸シテ後逆ニ黨セリト、公儀ヨリ御咎メヲ蒙ラン時ハ、主人ハ一向存ゼズ、某一人ノ計ヒ也トテ切腹スベシ、又貸シテ後急ヲ救ヒシトテ、御譽ニ預リシ時ハ、主人ノ計ヒニ致サントテ、倉ヲ開テ千金ヲ出シ貸遣ハシケル、後ニ直孝是ヲ聞テ、甚感心セリト也、

〔明良洪範 六〕延寶六年ノ飢饉ニ、若州ニテモ大分餓死人有リ、右田坂、或日乞食ノ集リ居ケル所ヲ通リケルニ、其中一人眼中只者ナラズト見エケレバ、家來ヲ以テ申遣ハシケルハ、領內ノ者カ、他領ノ者カ、定メテ凶年ニヨリテ、其體ニ成シナラン、人ノ多ク見知ラヌ內ニ、早ク我方ヘ來ルベシ、

信州にて一萬石可被下との上意也、左衞門佐承り、上意之趣難有奉存候、然共信賀事は、關ヶ原一戰に御敵仕、其罪科に依て、九度山に蟄居仕候て、山賤之體に罷在候處、秀賴公より召出し、相備八千餘の大將に被仰付候處、何より忝存候間、心替候義は、罷成間敷旨申切けり、此旨隱岐守申あげしかば、左候はゞ、重て信濃國一國を、一圓に可被下と被仰出、隱岐守此旨重て被遣、左衞門佐大に怒て、忠義に輕重なし、祿の多少に寄べきや、一度秀賴公の御扶持を受候上は、討死と志候、乍去君御和談に成候はゞ領知の望なし、貴殿の合力を請、關東へ奉公可仕候、合戰有之內は、大坂に罷在うち死仕候條、重て上意の御取次、可為無用と申切けり、

〔常山紀談十五〕大坂の亂起りし時、嘉明藤○加江戶に殘しとゞめられ、不慮の事あらば取まきて、攻殺んといひあへり、其比、夜更て、河村七○權嘉明の屋敷の門をたゝき、青木佐右衞門を呼出す、青木あやしみ立出て見るに河村なり、こはそもいかなる事ぞといふ、河村、事あたらしきやうなれども、君に仕ふる者の忠を致すは、常の習ひなり、○中略十餘年、山中にかくれ居しに、をか／＼の事にて、殿も危くおはしますと聞て、夜を日に繼て參りたりといへば、青木、誠に義理の志はさる事なれども、殿のいかり甚しければ、かくと申たりともゆるされじ、とく歸られよといへば、河村、臣たる者の義を知れなば、河村はなど來らざるやといはるべきに、門內にだに入ず、とく歸れとは口をしの詞よ、此上は町屋にかくれ居て、殿の先途を見んと云しかば、青木左らば先申て見んとて內に入、嘉明に告れば、○中略嘉明、汝が志、いはんやうもなしと悅れけり、夜明て、河村こそ來れとて下部までいひはやし、大軍の援有が如くいさみけり、嘉明寵愛して八千石あたへられけり、

〔明良洪範二十四〕大母殿

大母殿台廟秀忠○德川ノ御乳母ニテ賢良ノ女ナリ、其子某事ハ山中源左衞門ノ黨類ナルニヨッテ、流罪ニ仰セ付ラレ、其後大母殿ハ台廟ノ御尊敬アサカラズ、○中略大母殿病ニカヽリ、甚ハダ心元

す、康景下知してころさしむ、もし此事誤にならば、康景罪に行はるべしとて、少も許容の氣色なし、井手其まゝにてはやみがたき故、郷民實は竹をぬすまず、無實の罪にてころさるゝを、康景己が足輕に荷擔して、誅せざるの由、言上しければ、康景が許へ、下手人出すべきの由仰出されけれとも、前のごとくいひて、御うけ申上ず、東照宮きこしめして、〇中略本多上野介正純を、康景が許へつかはされて、たとひ此事理なりとも、一たび仰出されたる上にて、其通に仰付られねば、御威光も輕きやうに聞ゆる間、三人に鬮をとらせ、其内一人とりあたりたる者を誅し、然かるべきのよし、正純申されしかば、御威光輕くなるとある上には、とこう申上るに及ばずとて、御うけ申上にける、さて申けるは、理をまげて、罪なき者を殺し、我身を立るは、勇士の本意にあらず、所詮身を退るにしかずとて、いづちともなく逐電し、行方は知れざりけり、〇中略嗚呼康景、潔白の士なるかな、無事をころして、己が身を立るは非義なり、ころさねば、上意にそむくに似たり、とにかくに世にありては、身の一分たゝずと思ひきりて、三萬石の祿を棄て、跡をけちぬるこそ、世に類ひなき事と云ふべし、

〔烈公間話〕一加藤清正江、常陸守殿紀伊殿〇徳川賴宣ヲ御緣者被仰付候、東照宮被仰候(於駿府事ト也)ノハ、常陸守事、清正ノ婿ニ申合上ハ、諸事子息同前ニ、御心得給候ヘト被仰候由、御次間江被出時、清正江御當家ノ家臣衆被申ハ、唯今ノ被仰ヤウニテハ、定テ御滿足ニ可有由被申、清正云、尤忝存候、乍去昔秀吉公ノ御厚恩ハ忘レ不奉ト被申、御當家ノ老臣挨拶可仕樣無之、然所ニ、成瀨隼人正トリアヘズ、其御恩召御尤至極也、又家康公ノ御恩ヲカウムリタル者モ、亦其通ニ、家康公ノ御恩重ク存ズル也ト被申、名譽ノ挨拶也、

〔武邊咄聞書〕一家康公大坂江御取寄可被成前方に、眞田隱岐守信尹(眞田一德齋末子にて、安房守昌幸弟にて左衛門佐信賀が伯父なり、)を御使にて、眞田左衛門佐信賀方へ被仰遣候は、秀頼合力の心を飜し、味方に参り候はゞ、

なく、長曾我部殿周章しける處に、家久樣〇島津川上平左衞門を以、長曾我部殿へ御使有けるは、今度御息左京殿打取る事、弓箭之故不ㇾ及ニ是非一次第也、然處に船も汐干に成り、難ㇾ浮見へたり、緩々と待ㇾ鹽可ㇾ有ニ解陣一之由被ニ仰付一候、誠に名將之御至也と、諸人感申候、〇帖佐宗辰覺書

〔東遷基業十七〕關ヶ原合戰附秀秋裏伐の事

假に軍使を呼て、〇德川家康裏切せらるべき御內通有、急ぎ先手の諸隊長に、此むねを申聞らるべしと云含て、石見〇平岡と稻葉佐渡守と兩先手の陣將、螺を吹せて、旗を立直しける、使番村上右兵衞、先手の隊長松野主馬が陣に行向て、裏伐の下知を傳へければ、松野は大に驚きて、今にも御下知あらば、山下へ下り、關東勢を追立て、功を立んと待かけたるに、思ひがけなき御下知なり、今かく勝負まち〱なるに、當手より裏伐せらるゝに於ては、不忠と云、不義と云、取所もなき御行ひならん、左かれば他の先手の諸隊長は、たとひ裏切の軍するとも、我等は素志を空くせず、關東勢と戰ひ、討死せんと云ければ、右兵衞、松野を諫めて、貴殿の申さるゝ所も、さる事なれども、はじめより御內通あるとの事なれば、今更御違變成がたからん、左かるに貴殿、君命に背き、關東勢と一戰あらば、それも又不忠不義成べし、ひらに隨ひ給へと云ければ、松野も此理にせめられて、麓へ人數をろしけれども、手の者を引纏ひて、裏切の軍するを、見物してぞいたりけり、

〔駿臺雜話三〕天野三郎兵衞

天野三郎兵衞〇康景は、慶長年中、駿州興國寺の城主として、三萬石を領しけり、領地の竹をきらせて、營作の爲に積置て、足輕三人をして、守らせけるに、御領田原の鄉民、此竹を盜取しかば、番をせし足輕見付て、盜一人をきり殺す、殘黨逃去て、代官井手某に訴ふ、〇中略人を康景がもとへつかはし、御領の民を、こなたへ斷なくして、卒爾に殺す事重罪なり、速に其足輕を誅すべきの由を、いひやりければ、康景盜を殺すは、古今の法なり、なにをもて罪とせん、其上かの足輕、私に殺すにあら

磔にして誅せらる、かの乳の人の子は、幸田彥右衛門とて、信孝の士大將なり、是より前、秀吉、信孝の長臣等をかたらはるゝに、岡本下野守は同心して、信孝に背きけれども、幸田は背かず、幸田が母誅せらるゝに及て、子の彥右衛門に書を送りて、我今空しく成こと、ゆめ／＼歎くべからず、親は必子に先たつ習ひなり、唯忠義を守りて、君にな背き參らせそと言遣はしければ、聞人感じあへり、天正十一年四月十八日秀吉の先陣、信孝の地に責入る時、幸田兄弟いさぎよく討死したりけり、幸田が母は、實に漢の王陵が母の志とも云つべし、但し王陵が母は天下をしろしめすべき高祖の事を識たれども、只今危難に迫れる織田家に忠を盡せといへる、眞にありがたきことなるべし、

〔川角太閤記三〕伊豫の國を、小早川〇隆景に被下との、世間の沙汰は御座候へつるが、入部久敷不被仕候、小早川內證にて御理被申上候つる事と聞え申候、右之國、小早川に可被遣御胸は、備中の高松より御登の時、りちぎをたて亂舞など仕、陣中能しづめ申候事、後儲に御耳へ入申候故にや、其感と承候、內證の御理は、右の御國直に拜領仕候得ば、則輝元と傍輩に罷成也、自然輝元御意にも相背るゝ儀候ば、上樣より御厚恩蒙り、輝元に一味は難成、其子細は、父毛利陸奥守元就遠行時、輝元を不可見放との親江の誓紙也、右之子細、上樣江之御返事にては無御座候、御奉行衆迄之理にて御座候、御前御披露は慮外にあたり申候、いかゞ御座候はん哉と被申候處、小早川存旨、卒度御耳江被立と聞え申候、上樣御意には、彌分別神妙次第、御感被成、さらば此伊豫の國は、輝元江可被遣也、輝元より小早川に被遣よとの御內證にて、伊豫の國を請取、小早川に被渡候、さらば拜領可仕とて入部被仕候事、

〔良將達德抄六上〕長曾我部殿嫡子左京亮殿を討捕、勝利を得給ふ事、誠に不思儀に御勝也、彥左衛門も、各同前、敵五人討取申候、然ば親父長曾我部殿、濱邊をさして落行ける、船干汐なれば、可渡樣

てのち、使者を筏にのせ出し、秀吉へ右之旨以書簡伸素意、〇中略兩人此狀を秀吉御前へ持出、此旨かくと申上しかば、其心ざしを感じ給ふて、可感其求之條、可然樣に相計可及返簡となり、〇中略雖波近松も二之丸に船を待侘て有し處に、月清長左衞門尉見えしかば、卽同船してさし出ぬ、〇中略前夕秀吉は堀尾茂助をめして、〇中略汝明朝船にて出向ひ、撿見候へと仰せられしかば、堀尾心ある士にて、柳一荷、折一合船につみ出にけり、〇中略かくて酒も過しかば、月淸入道我より始んとおしはだぬぎて、矢聲して腹十文字にかき切てけり、殘る三人もきらよく腹を切、〇中略五日の朝堤を切候へば、水瀧なつて落行聲千雷のごとし、

〔駿臺雜話 三〕士の節義

明智光秀が織田信長を弑せんとて、丹波路より引返す時、途中にて旗下の將士へ、陰謀の企ある事を始ていひきかせ、さて一黨同心せんといふ一紙の誓文を出しけるに、軍士たがひに驚き覗て、とかうの事に及ばざりしに、齋藤內藏介申けるは、此御企千にひとつも御利運あるべき事にて候はゞ、同意いたすまじく候得ども、御敗亡は見へたる事にて候、それに只今辭退いたし候はば、命をおしみて其場をはづし申にて候、それは士の義にあらずとて、一番に血判しければ、殘りの人々も一言に及ばず、みな同じけるとなり、孟子に非義之義、大人弗爲といへり、內藏介が義は大人のせざる所なり、此時光秀をつよく諫てきかれず、光秀が手にかゝりて死なんは中々まさるべし、萬一光秀本望を遂し、永く世にあらば、內藏介いきてをるべきや、いきてをらば前にいひたる事はいつはりなりよしまた其時自殺するにもせよ、賊黨の名はのがれ得ず、世話にいはゆる、犬死といふべし、畢竟義理の節にくらき故に、小節に拘り、時勢に逼られて、つゐに賊黨に陷り、極罪に處せられけるは、なげかしき事ならずや、

〔常山紀談 六〕織田信孝、秀吉と弓箭をとる時、信孝の乳の人を、人質に秀吉のもとに出し置れしを、

ニテ渡ラセ坐スニ依テ、所憚無、此義ヲ申ニテ候、若世上打替リ、御事欠ケモ坐スニ於ハ、何時モ其節ノ御用ヲバ、イナミ申ベカラズ候ト、腹心ヲ殘サズ申サレケル、則政答ケルハ、先以別旌ノコト、貴慮ノ外他段無、其期ニ於テ心底ヲ殘サズ申サレ候、故義ニ當レリ、當家ノ諸將、表裏ヲ構、恩ヲ忘、危ヲ捨、北條へ心ヲ通ジナガラ、又平井へモ出仕申サレ候條、本意ヲ失ト云ナガラ、今時ノ通例ナレバ、言葉無候、貴坊ノ端言ヲ忘ルト、萬里ノ異、其中ニ在トゾ仰ケル、

〔太閤記 二〕因幡國取鳥落城之事

吉川式部少輔、森下出羽入道道與、中村對馬守相議し、〇中略福光小三郎を以申けるは、〇中略諸人の餓擧不便なる事、とかう申に及ばれず、然間某等可致切腹之條、籠城〇鳥取城の者共、悉く助け被下候やうに、淺野彈兵衛尉殿を以、申上候へと也、卽福光參て右之趣申ければ、淺野も哀とや思ひけん、涙を推へ御前に參じ、かくと申上けるに、秀吉も感じ給ひて、諸人の命にかはらんと請所、是誠に死すべき節を知、死を輕んずる義士也と卽應其望、老たる彼三人が父母幷妻子勿論、雜人原の事は云にも及ず、悉く可相助之由被仰渡、〇中略廿五日、〇天正九年十一月、中略、三人一度に聲を上、腹十文字に搔切て、朝の露と成にけり、

〔太閤記 三〕備中國冠城落去幷高松之城水攻之事

秀吉、高松之城のやうす、精しく損益を盡し見給ふに、たゞ水せめに志くは有まじきと覺ふなり〇中略とて、〇中略五月〇天正十年朔日より大小之河水を關入給へり、〇中略長左衛門尉〇清水湖水日々夜夜に增り行をみて、身の行末の日數をかへりみ、兄の月淸入道に云けるは、如此水まさりなば、溺死旬日之內外たるべし、兄弟腹を切て諸人を助んと奉存は、いかゞ有べきと相談しければ、月淸も內々左も有度と碎啄す、さらば難波近松へ請其可否相極んとて、以所使問しかば、尤之事に候、〇中略某二人も同じ道に參り候はんと諾しければ、清水兄弟老母と妻子に暇を請、かれこれ相極

リ、

(陰德太平記二十七)毛利元就嚴島渡海附同所合戰事

桂能登守元澄一人ハ、假ニ病氣起ツテ、身心惱亂セシカバ、無ニ是非一櫻尾ノ城へ歸リヌ、其由來ヲ尋ルニ、先頭陶イマダ岩國永興寺ニ在陣シケル比、元就、○中略如何ニモシテ、入道宮島へ渡ンズル謀ヲ運シ候へト宜ケレバ、元澄畏候トテ、頓テ陶入道へ密カニ云送リケルハ、○中略陶入道是ヲ聞テ、謀士ヲ集メ、此事若謀ニテヤ可レ有ト僉議シケルガ、先七枚ノ新誓文ヲ書テ賜リ候へト返答セリ、元澄此返輪ヲ元就へ見セケレバ、如何スルヤト問給フ、元澄、假令蒙ニ神罰一候共、何ゾ厭可ン申トテ、天神地祇ヲ奉レ驚、七枚ノ起請文ヲ書テ、陶入道へゾ送リケル、然ル故、此度元澄嫡子左衞門大夫、其外五人ノ子共ニ、汝等ハ島へ御供申、忠戰ヲ可レ勵、若合戰利ヲ失ハレバ、元就ト一所ニ如何ニモ成候へ、努力一人モ生テ不レ可レ歸、吾モ又一同ニ可ニ渡海一ナレ共、謀トハ云ナガラ、七枚ノ起請文ヲ書タレバ、爭カ入道ニ向ヒ、弓ヲバ可レ引、只於ニ櫻尾一可ニ自害一也、然ル時ハ、汝等ハ爲レ君致レ忠、吾ハ又陶ト約盟ノ旨ヲ不レ破、旁以吾一人ハ、當地ニ可レ在ゾト下知シテ、櫻尾ニ止リケリ、扨合戰勝利ノ後、此事元就如何思給ラント思惟シ、嫡子ニハ桂ノ家ヲ不レ讓、元就ノ五男元清ニ、桂ノ家ノ所領ヲ率リ、櫻尾ノ城ヲモ讓リケルトカヤ、

(松隣夜話上)三樂○太田日頃則政公○上杉へ、參候タル日、遠慮ヲ以テ、使トシテ被レ申ケルハ、故道灌橫死ノ後、幕下ニ候シ、多年相睦ノ處ニ、近頃御家風大ニ違ヒ、國家ヲ可レ治給ニ善政、絕テ不レ有レ之候、第一軍旅ノ法亂レ、賢士勇兵手ヲ失ヒ候ニ依テ、所々ノ御合戰ニ、一度トシテ無ニ御勝利一候事、是併御屋形盲將ニテ、其目利違ヒ、惡人ヲ以テ、大任ヲ授ケ給フユエナリ、御家中忠臣ノ士モ、猶可レ有候ヘドモ、讒佞權ニアルガユエ、口ヲ閉、目ヲ塞テ、扨罷有候、凡亡國ノ兆、何事カ過レ之申ベク候、茲ニ於自今以後ハ、別離ニ罷成、小弱ノ一身ヲ以テ、安危ヲ定可ト存ルニテ候、今迄ハ御威勢尙存シ、東國ノ主

事ナク覺候、然共、某今自害仕候ハヾ、與久公御最後ニ、誰有テカ果敢々々敷、軍ヲモ仕候ベキ、カク申セバ、命ヲ惜ムニ似テ候ヘ共、杵築大明神モ冥鑑アレ、今度ノ合戰、タトヒ万ニ一ツ、與久公御勝利候共、某ニ於ハ討死可仕ニテ候、今生ノ御目見、是迄ニテ候トテ、面モ不擡、唯涙ニノミゾ咽ケル、經久モカレガ心ノ中、忠ト云義ト云、一方ナラヌ賢士哉ト思給ケレバ、坐ニ袂ヲ絞ラレシガ、サラバ暇乞ノ盃セントテ、酒ヲ進メラレニケリ、其後暇申テ退出シケルニ、門外ヨリ馬ニ打乘、弓取テ矢ヲ番、龜井新次郎仕候ト名乘テ、門ノ柱ニ矢二筋射立、其ヨリ麓ニ下リ、富田ノ町屋ニ火ヲ放チ、富田ニ在合タル人人ヨ、吾ニ近付テ、手並ノ程ヲ試ラレヨト高聲ニ罵リ、靜ニ馬ヲ歩マセケル、

〔祖父物語〕一瀧川左近將監内、瀧川儀大夫ト云モノアリ、是ハ左近甥ナリ、太閤、瀧川ト取合ノ時、伊勢ノ國ミネノ城ニ、人數千二百バカリニテ、タテコモリケルヲ、○中略四十八日ノ間ニ、太閤方ニ手ヲイ死人二萬バカリ有、城中ニモ手負死人七八百人モ有ケルトナリ、此儀大夫ハ、心剛ニシテ、カクレナキ鐵炮ノ上手ナリ、後ニハ玉藥兵粮モナクテ、十八日持カタメタリ、其内馬ヤ人ヲ食シタリト聞ユ、太閤、儀大夫ヲ惜マセ玉ヒ、左近方へ使ヲ立、○中略左近、自筆ノ狀ヲ遣ハシケレバ、則城ヲアケ渡シケル、太閤儀大夫ニ仰ケルハ、左近ハトテモ打果スベシ、我方へ來レ、五萬石遣スベシト仰ケレバ、儀大夫忝キ仕合、身ニ餘リ候ヘドモ、左近アラン内ハ、タトヘ百萬石下サレ候トモ參ルマジ、御免ナサレ候ヘト申ケレバ、其時太閤汝ガ心中ニテハ、左近アラン内ハ見トヾクベシ、其間ハ町人ナリトモセヨトテ、黃金二千枚ニ、感狀ヲ添テ賜リケル、峯ノ城ハ、ワヅカナル小城、龜山ノ城ニハ、バツクンオトリタレドモ、儀大夫心剛ニ分別フカキ人ナリト諸人申ケル、

〔武將感狀記三〕一北條ト今川ト相計テ、遠州武州ノ鹽商人ヲ留テ、甲斐信濃ニ鹽ヲ入ズ、此ヲ以テ信玄ノ兵困ントス、謙信○上杉コレヲ聞テ、領國ノ驛路ニ令シテ、シホヲ甲信ニハコバシム、我ハ兵ヲ以テ戰ヒヲ決セン、鹽ヲ以テ敵ヲ窮セシムル事ヲセジト云送ラレケレバ、信玄○武田受ラレタ

養感懃ニ取行候ヘト有ケレバ、〇中略一人モ不殘打死ス、骸ハ行人征馬ノ塵ニ埋ムト雖、義名ハ口碑國史ノ間ニ可遺ト、敵モ味方モ感稱セリ、〇中略有田ノ頸塚ト云是ナリ、

〔陰德太平記七〕龜井新次郎經久江最後之暇乞事

鹽冶宮内大輔興久〇尼子經久子ハ、先佐陀ノ城ニ軍士ヲ入置ナバ、經久定テ彼城ヲ可被攻、然バ其時後詰シテ、一戰ノ裏ニ、可決勝負トテ、宗徒ノ兵二十七騎、其外雜兵合セテ五百餘人ヲゾ籠ラレケル、爰ニ龜井新次郎ハ經久ヘ最後ノ暇乞セントテ、馬ニ打乘、侍五六人召具シ、富田ヲサシテ馳行ケルガ、已ニ月山ニ著シカバ、龜井新次郎馳參シテ候ト、先案内ヲ遂タリケリ、經久人迄モ有マジ、コレヘ通リ候ヘト宣ヘバ、頓テ經久ノ前近ク跪ル、サテ何トナク世間ノ物語ナドシテ、後ニ間近寄テ耳言ケルハ、奉頼興久公コソ、云々ノ事候テ、御隱謀ニテ候ヘトテ、始終ノ事共、一ツモ不殘語リケレバ、經久、扨ハ興久、安綱ニ遺恨有トテ、吾ニ對シ謀反ヲ企ケル事、言語道斷ノ所存也、〇中略汝神妙ニモ告知セツル物哉、其儘コレニ止リ候ヘ、此度ノ忠功ニ、恩賞ハ任望テ可宛行ト有ケレバ、新次郎掉頭申ケルハ、イヤトヨ、立身ノ爲ニ、主君ノ隱謀ヲ告知セ申ニテハ候ハズ、公ハ三代相傳ノ主君ト申シ、殊ニ吾少年ノ昔ヨリ深ク御哀憐ヲ垂給ヒ、御傍ニ被召仕、剩サヘ御鍾愛ノ興久公ニ被傳置、大小ノ儀ニ付テ倚頼ニ被思召候由、蒙嚴命候キ、此御厚恩身ニ餘リ存候間、如何ニモシテ、興久公ノ御後見仕、一國ノ主トモ成シ申シ、萬鈞ヨリモ重キ君命ニ違ザラン事ヲコソ存候シニ、豫ニハ引替、興久公斯惡逆至極ノ御隱謀、前代未聞ノ御事、此科偏ニカウ申ス新次郎ガ上ニ迫テ覺候、然共一旦君臣ノ盟ヲ結テ候上ハ、無是非被惡逆ニ奉與、體ヲ洒戰場、名ヲ朽苔下ベキト存定メテ候也、唯今馳參ジ候事ハ、年來ノ御厚恩ノ忝キ餘リニ、最後ノ御暇乞ニ、一目奉拜ト存ズルガ爲ニテコソ候ヲ、身ノ罪科ヲ爲免、主君ノ隱謀ヲ告申ス龜井ト被思召候御心ノ中コソ、返々モ口惜候ヘ、〇中略三代相傳ノ經久公ノ御重恩ヲ不知ニ似タリ、唯御前ニテ、腹切テ死ンヨリ外ニ、又餘

へ、みづから舌を喰切て、かしこへこそは捨にけれ、奉行の人々是をみて、いかに問責むればとて、舌有てこそ物をばいふべけれとてはなされたり、あら痛しやこの女房、泣々東山こさんの側に參り、○中略

きえはつる露の命の終りには物いはぬ身となりにける哉、とかやうにかきとゞめ、つゐに空しくなりにけり、

〔陰德太平記〕三香川己斐討死之事

香川景○行己斐○師道ハ粟屋、伴、品川ニ向テ、元繁○武田御討死無是非次第也、然バ當國ノ探題、源家ノ正統武田殿ガ討死シ給ヒタルニ、弔合戰セザランハ、武田ノ瑕瑾ト云、且ハ付從タル國人等ノ耻辱ニテ候、イザサセ給ヘ、今夜是ヨリ引返シ、敵陣ニ夜合戰ヲカケ、討死スベキニテ候、○中略行景辭世ノ歌ヲ詠テ、物ニ書付タリケル、

消ヌ共其名ヤ世々ニシラマ弓引テ返ラヌ道芝ノ露、香川兵庫助行景、齡三十三、守、爲武田元繁麾下之義、今月今日入敵陣戰死畢ヌト書タリケレバ、師道モ是ヲ見テ、

殘ル名ニカヘナバ何カ惜ムベキ風ノ木葉ノ輕キ命ヲ、己斐豐後守師道入道宗端、行年六十一、因同意趣快死トゾ書タリケル、此スル程ニ、遠寺ノ鐘曉ヲ報ジケレバ、兩勢併セテ三百騎、有田ノ陣ヘ押寄、大音揚テ、是ハ香川兵庫助行景、己斐入道宗端ニテ候、昨日元繁討死ノ剋ハ、如御存、數十町隔テ、相合殿、桂殿ト合戰仕候ツル故、一同ニ戰死スル事ヲ不得候、然共一旦麾下ニ屬セシ義ノ難捨候ヘバ、弔合戰ヲ遂、一場ノ快死ヲ執テ、萬年ノ義名ヲ留メ、泉下ニ斷金ノ盟ヲ尋候ハント存、是迄馳來テ候、敵陣ノ人々、出合討取テ、高名ニ被供候ヘト呼ハリケレバ、元就○毛利モ是ヲ聞給テ、彼等ハ、武田與力ノ兵ノ中ニハ、宗徒ノ者共也、麾下ニ屬セシ義ヲ重ンジ、是迄馳來テ討死スル事、誠ニ仁義ノ勇士也、可惜兵ヲ生ケテ、麾下ニコソ置マホシケレ、サレドモ當ノ敵ナレバ、出合討取、孝

殿、北殿コソ是ヘ參ラセ給テ候ヘ、大殿ノ御事ハヨシ〳〵力無御事ト思食セ、此御方々恙ガ無參ラセ給タル御事ハ、歎ノ中ノ御悦ナレバ、トク〳〵見進セ給テ、御心ヲモ慰テ、御藥ヲモキコシメシテ、御心地ヲモ助ケ給テ、御サマヲ替サセヲハシマシ侍ラヘト申ホノメカシケレバ、御臺少シ見上給タリケル御目ヲ塞デ、親ヲフリテ宣ケルハ、加樣ニ云ツギ給人ノ心中モハヅカシサヨ、先案ジテモ御覽ゼヨ、弓矢取人ノ子ノ二十ニ餘リテ、父ノ共ニ軍ノ庭ヘ出テ、目ノ前ニテ親ノ討ルルヲ見捨テ逃テ、身ノ置所無マヽニ、入道スルダニモウタテシキニ、人ノ別ノ悲シサニ、タメシナキ身ノ自害シテ、既ニ臨終ヲ取向ヒタル母ニ見參セントハ何ゾヤ、父ニ増リテ思フベキ、母ノ身ニテアラバコソ、其家ニ馴ヌ人ナリ共、父ヲ見捨テヨモ逃ジ、況ヤ弓矢ヲ家トスル面々ノ身ニテノ振舞ヲ、我身ニ案ジテモ見給ベシ、猶子ニシタル小次郎ダニモ、ウレシキ道トハヨモ思ハジ、耻ヲ思ヘバ、力ナク親ト同ク討死シテ、敵御方ニホメラレキ、是程ノ末樣ノ人々ヲ、子ト申セバトテ、今生ニテ見參セム事ハ叶マジ、今ハ中々心ノハタラクニ、我ニ物ナ宣ソトテ、其後ハ絹引カヅキテ、フヤ〳〵物ヲモ宣ハズ、〇中略正月十三日ノ墓程ニ、終ニ墓無成給ヌ、

〔結城戰場物語〕乳母の女房〈足利持氏子春王安王乳母〉走り出、輿のながえに取つきて、〇中略宵の酒もりに痛くねぶらせたまふと思ひ、簾かき上みれば、桶二ッきぬ引懸て見えにけり、めのとの女房是をみて、やがて消入物いはず、〇中略かくて京都にも著きしかば、御實撿ありて後、めのとの女房をも強問有べしとて、奉行が出て、〇中略いかに〳〵ととふ、乳母の女房承り、さん候、御むほんのくみ人數は、女の身にて候へば、更にしらず候、さて若君とては只二人御座有しを、かやうになさせ給ふ上は、何の不足の御座有べきと、只さめ〴〵となきいたる、奉行人數是を見て、さあらば急ぎいためてとへ、承ると申て、錐にて膝をもませらる、其外七十餘度の拷問は、目もあてられぬしだい也、やゝありて女房は、物申さんと申、暫く拷問をとゞむ、あらむざんやこの女房、高聲に念佛十返ばかり唱

ノ者、里見殿ノ御共申シ、殘ノ弟三人ハ、大將ノ御爲ニ活殘リテ候ヘバ、歎ノ中ノ悅ト、コソ覺テ候ヘ、元來上ノ御爲ニ、此一大事ヲ思立候ヌル上ハ、百千ノ甥子共ガ、被討候共、可歎ニテハ候ハズト、淚ヲ流シテ申ツヽ、自酌ヲ取テ、一獻ヲ進メ奉リケレバ、機ヲ失ヘル軍勢モ、別ヲ歎ク者共モ、愁ヲ忘レヲ勇ミヲナス、抑義鑑房ガ討死シケル時、弟三人ガ續テ返シケルヲ、堅ク制シ留メケル謂レヲ、如何ニト尋ヌレバ、此義鑑房、合戰ニ出ケル度每ニ、若此軍難儀ニ及バヾ、我等兄弟ノ中ニ、一兩人ハ討死ヲスベシ、殘ノ兄弟ハ命ヲ全シテ、式部大輔殿ヲ取立進スベシトゾ申ケル、是モ古ノ義ヲ守リ、人ヲ規トセシ故也、

〔明德記下〕殊更タメシモナキ哀ナリシハ、和泉ノ堺ニ坐シケル奥州○山名氏清ノ御臺ノ有樣也、○中略御輿ノ內、アラ〳〵トハタラキ給フ樣ニ聞エシカバ、人々アヤシミテ、急ギスダレヲカヽゲ見進セケレバ、小袖ノ袖ノ下ニ刀ヲ取副テ、自害ヲシテ伏給ケル、○中略御自害半ニテ未ダ事キレサセ給ハズ、○中略正月○明德三年四日ノ暮程ニ、根來ヘ入進セタリケリ、能々痛ハリマイラセテ、タスカリ給フベキ人ニテ坐シケルヲ、藥ノ事ハ申ニ及バズ、更々湯水ヲ御マイリ給ハネバ、レウヂノ事モ絕ハテヌ、只時ヲ待進給ヘリ、カヽル所ニ宮田ノ右馬助入道、舍弟ノ七郞、何トシテカ知リ給ケム、自害半ニテ根來ニ坐ス由聞給テ、正月七日ノ暮程ニ忍テ尋來リ給ケリ、御臺ノ御カイシヤクニ、難波ノ三位殿ト申女房ノ有ケルニ、尋寄テ宣セケルハ、不思議ニ今度ノ合戰ニ、敵御方ニ推隔テラレテ、故殿○山名氏清ノ御共申候ハヌ事口惜ク覺テ、浮世ニ住ベキ心地モ無由、昨日今日マデ召仕ツル者共、皆々心替リシテ敵ニ成ヌレバ、彌道セバク成テ、立寄方モ無程ニ、兄弟ナガラ出家シ、樹下石上ノ宿ヲシ、殿ノ跡ヲモ訪ヒ進セムト思テ侍レバ、上樣御自害ノ由承テ、遣方モ無キ思ノ餘リニ、今一目見進セント存候テ尋參候也、惜カラザル命、中々ナガラヘテ、ツレナク見エ進セム事ハ耻入タル御事ナレ共、御目ニ懸リタキ由申入テト宣ケレバ、難波ノ三位殿御前ニ參リテ、宮田

はれなれ、

〔太平記十〕安東入道自害事附漢王陵事

安東左衛門入道聖秀ト申セシハ、新田義貞ノ北臺ノ伯父成シカバ、彼女房義貞ノ狀ニ、我文ヲ書副テ偸ニ聖秀ガ方ヘゾ被遣ケル、○中略空キ跡ヲ見廻セバ、今朝マデハ奇麗ナル大廈高墻ノ構、忽ニ灰燼ト成テ、須臾轉變ノ煙ヲ殘シ、昨日マデ遊戯セシ親類朋友モ多ク戰場ニ死シテ、盛者必衰ノ尸ヲ餘セリ、悲ノ中ノ悲ニ、安東泪ヲ押ヘテ惘然タル處ニ、新田殿ノ北ノ臺ノ御使トテ、薄樣ニ書タル文ヲ捧タリ、何事ゾトテ披見レバ、鎌倉ノ有樣、今ハサテトコソ承候ヘ、何ニモシテ此方ヘ御出候ヘ、此程ノ式ヲバ身ニ替テモ可申宥候ナンド樣々ニ書レタリ、是ヲ見テ安東大ニ色ヲ損ジテ申ケルハ、栴檀ノ林ニ入者ハ、不染衣自ラ香シトイヘリ、武士ノ女房タル者ハ、ケナゲナル心ヲ一ツ持テコソ、其家ヲモ繼子孫ノ名ヲモ露ス事ナレ、○中略今事ノ急ナルニ臨テ、降人ニ出タラバ、人豈耻ヲ知タル者ト思ハンヤ、サレバ女性心ニテ縱加樣ノ事ヲ被云共、義貞勇士ノ義ヲ知給ハザル事ヤアルベキ、可被制又義貞縱敵ノ志ヲ計ラン爲ニ宣フ共、北方ハ我方樣ノ名ヲ失ハジト思ハレバ、堅可被辭、只似ルヲ友トスルウタテサ、子孫ノ爲ニ不被恐ト、一度ハ恨、一度ハ怒テ、彼使ノ見ル前ニテ、其文ヲ刀ニ拳リ加ヘテ、腹搔切テゾ失給ケル、

〔太平記十八〕瓜生判官老母事附程嬰杵臼事

里見伊賀守、瓜生兄弟、甥ノ七郎ガ外、討死スル者五十三人、被疵者五百餘人也、子ハ父ニ別レ、弟ハ兄ニ殿レテ、啼哭スル聲、家々ニ充滿リ、去共瓜生判官ガ老母ノ尼公有ケルガ、敢テ悲メル氣色モナシ、此尼公、大將義治○脇屋ノ前ニ參テ、此度敦賀ヘ向フテ候者共ガ、不覺ニテコソ、里見殿ヲ討セ進セテ候ヘ、サコソ被思召候ラメト、御心中推量リ進セテ候、但是ヲ見ナガラ、判官兄弟何レモ無恙シテバシ歸リ參リテ候ハヾ、如何ニ今一入ウタテシサモ無遣方候ベキニ、判官ガ伯父甥三人

義例

〔日本書紀 十二 履中〕八十七年〇仁徳、爰仲皇子畏有事、將殺太子、〇履中、中略、爰瑞齒別皇子〇反正歎之曰、今太子與仲皇子並兄也、誰從矣誰乖矣、然亡〇亡去無道、就有道、其誰疑我、則詣于難波、伺仲皇子之消息、〇下略

〔日本書紀 十 應神〕九年四月、遣武內宿禰於筑紫、以監察百姓、時武內宿禰弟甘美內宿禰欲廢兄、卽讒言于天皇、武內宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫而密謀之曰、獨裂筑紫、招三韓令朝於己、遂將有天下、於是天皇則遣使以令殺武內宿禰、時武內宿禰歎之曰、吾無貳心、以忠事君、今何禍矣、無罪而死耶、於是有壹伎直眞根子者、其爲人能似武內宿禰之形、獨惜武內宿禰無罪而空死、便語武內宿禰曰、今大臣以忠事君、既無黑心、天下共知、願密避之參赴于朝、親辨無罪而後死不晚也、且時人每云、僕形似大臣、故今我代大臣而死之、以明大臣之丹心、則伏劒自死焉、時武內宿禰獨大悲之、竊避筑紫、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、

〔長門本平家物語 十四〕根井小矢太は伊東九郎〇祐清に組んでどうと落つ、伊東九郎をとて押へて首をかく、この伊東九郎は源氏に付くべかりけるが、平家へ參る事は、父伊東入道〇祐親兵衞佐〇源賴朝を討たんと內々議しけるを、ひそかに佐殿に告げ奉りて、伊豆の御山へ逃したりしによて、奉公に兵衞佐殿坂東を討取て、鎌倉に居住の初、いとう入道日頃のあだのがれ難さに、自害してうせし時、九郎を召出して、汝は奉公の者なりとて、御恩あるべきよし仰せられければ、九郎申けるは、誠に御志畏り入て存候へども、父の入道御かたきとなりてうせ候、又その子として世に候はんこと面目なくおぼえ候、昔父の入道君をい參らせんとし候し時、潛に告げ申て候し事は、一切末に御恩を蒙らんと思ひよらず候き、はやく首を召さるべく候、然らずばいとまを給て、京へまかりのぼり候て、平家に付き奉て、君を射奉るべしと申ければ、兵衞佐殿打ちうなづきて、奉公の者なれば、いかでか切べき、汝一人ありともそれによるまじ、申所返々神妙也、早く平家につけとていとまをえさせつ、よて九郎平家に付き奉りて北陸道に下りて、つゐにけふ討れぬるこそあ

賞義

一義といふは、義理あひの事なり、我勝手にわろくして、めいわくにおもふ事も、すべき筋の事には必する、我勝手によくとも、めいわくにおもふとも、すまじき事をば、決してせぬを義といふ也、

〔令義解 三賦役〕凡孝子順孫、○註略 義。夫。節婦、〔謂、辛螫五代同居、郭儁七世共居之類、義夫也、衛共姜、楚白姫之類、節婦也、〕志行聞於國郡者、申太政官、奏聞表其門閭、○註略 同籍悉免課役、有精誠通感、○註略 者別加優賞、

〔續近世畸人傳 一〕若狹與左衛門子兄弟

若狹大飯郡小堀村に與左衛門といへる農父あり、わかき時より慈悲深く、人もたゞならずおもひけるに、ある夕暮、二人連の女道者門にたち、○中略 一人の女、懷より男兒を出して、便なきまうしことにさふらへども、旅はものうきならひなるに、女の足のはかゞしからず、○中略 あはれ此子を養ひ給らば、心よく遂禮仕候はんといふ、○中略 さて夫婦其子を宗。四。郎。と名づけ、天よりあたへ給ふ所なりとて、大切に養育せしが、此後八年をへて實子をまうけ、名を磯。八。とつけたるが、兄弟むつまじく、やうゝゝ長じて、ともに稼穡をつとめ、父母に仕ふること孝順也、後磯八はある人に奉公してありしが、宗四郎きかず、おのれはもと遂禮の子にして、所生もしられぬものなり、磯八は肉を分られしものなれば後に讓り給へといふ、父此よしを弟にかたれば、いなもとはしらず、吾生れぬさきよりの兄也、家を繼たまふこそ順なれといふ、宗四郎かたくうけがはず、おのれ此家にあらば、いつまでも此論絕じ、されども跡をかくさば、父母の哺養なしがたからん、いかにせましと思惟して、つひに隣村の豪農をたのみて奉公し、給米をことゞゝく父母におくりて、家には歸らず、しかる間與左衛門老病にて、むなしくなりしかども、家をつぐものなく、村長もてあつかひて、兄弟相讓る旨を官に訴へければ、國君感賞し給ひ、宗四郎には米若干を賜ひて家を繼しめ、剩稅租を免し給ひ、弟磯八には別に月俸を賜、帶刀をゆるして褒美し給ふとぞ、

○按ズルニ、義夫ヲ賞スル事ハ、孝子順孫ト同ジク恒典トナレリ、孝篇ヲ參看スベシ、

以制心、義以制事、禮以守常、義以應變、擧此二者、而先王之道、庶乎足以盡之矣、故古者多以禮義對言、爲是故也、人多知禮爲先王之禮、而不知義亦爲先王之義、故其解皆不通矣、蓋義者道之分也、千差萬別各有所宜、故曰義者宜也、先王既以其千差萬別者、制以爲禮、學者猶傳其所以制之意、是所謂禮之義也、而其以空言傳者、是所謂義也、故禮義皆自古傳之、豈非先王之義乎、〇中略又人多以義理並言、如程子曰在物爲理、處物爲義是也、是亦不知義者之言也、假如日行可百里而不可二百里是理也、必求其二百里是非理也、一日而百里、二日而二百里、是謂之合理而已矣、未得謂之合義焉〇中略又如老子所謂失道而後德、失德而後仁、失仁而後義、失義而後禮、是雖譏聖人之道乎、亦可見古人以古言言之、其意以仁義禮爲先王所造、爲非自然之道、故有是言已、告子義外之說亦然、若使告子果不知義、則孟子必辯之、觀於孟子不爾而但辯其內外、則知告子之言不誤也、是老子告子孟子皆以先王之義爲義也、孟子曰、羞惡之心、義之端也、又曰、人皆有所不爲、達之於其所爲而義不可勝用也、是裁制斷制之說所本也、夫人皆有羞惡之心、是故匹夫匹婦自經於溝瀆以死、是豈義哉、且人之所不爲者、豈皆合於義乎、孟子而以此爲義、亦妄已、故知孟子之意必不爾也、古之君子行一事、出一謀、不取諸其臆、而必稽諸古、援先王之禮與義以斷之、是以古人有所論說、必引詩書者、以斯道也、又如仁齋先生以義爲德、其言曰、爲其所當爲、而不爲其所不當爲之謂義、是據孟子之言爲是解、然其所謂所當爲所不當爲者、吾不知自取諸其臆歟、將取諸先王之義歟、若自取諸其臆、則亦朱子之意而易其辭者已、若取諸先王之義、則豈可以爲德乎、其謬可見已、嗚呼先王之制義、誠亦上無所稽、而獨取諸其心、是其所以爲聖人也、後之君子、學成其德者、其或一二取諸其心者、亦何無之、然是又非人人所能矣、無規矩故也、後儒之敎人、乃舍先王之義、而使自取諸其臆、豈不謬乎、是無他、不知孟子之言皆有所爲而言之、而必欲援其言以爲解故也、辟諸醫以藥治病、病愈後猶服其藥弗已、惑之甚者也、

〔伊勢平藏家訓〕五常の事

ムカヌハヨケレドモ、生ト義トノ二ツヲ、兼テ得事ガナラズンバ、死シテ義理ヲトランゾ、義理ニソムヒテハ、イキテモ詮ガナイホドニトイフコヽロゾ、(下略)

〔彝倫抄〕義トハ、心之制、事之宜トテ、本心ニムマレツキテ、物ヲ決斷スル心アリ、ソトヘアラハル、トキハ、萬事萬物ニツイテ、ヨロシキ道ニシタガフテ、行フヲ云フナリ、ヨロシキトハ、義理ヲシルコトナリ、義理ヲシラヌハ畜生ナリ、此義理本心ニソナハリタル證據アルナリ、只今カツヱ死ナントスルニ、人來リテ食物ヲアタヘンニ、アシクキタナク雜言シテ、アタヘルナラバ、イカニウヱ死ヌルトモ、誰レカクフベキヤ、コレ義ノ發スル所ナリ、カヤウニスコシノ所ニテハ、義理ノ心ガ發シテ、命ヲスツレドモ、大ナル欲心ニナリテハ、義理ヲ忘レテウクルモノナリ、義理ヲヨクシリヌレバ、偷盜戒ヲタモツナリ、

〔五常訓四〕義

中庸曰、義者宜也、尊賢爲大、朱子章句云、宜者分別事理、各有所宜也、周子も宜曰義、釋名曰、義者宜也、裁制事物、使合宜也、諸說皆宜しきを以て義とす、宜しきとは、萬事萬物の品にしたがひ、其の理をわきまへて相應するを云ふ、朱子は義者心之制、事之宜といへり、制とはたちわかつ意、裁制するなり、心の制とは心中に善惡をわかつ所の理あるを云ふ、義の心にあるは利刀の如し、物來れば刀を以てたてば二つとなる、善惡を決斷することかくの如し、是心の制なり、義の體とす、事之宜とは、該事に相應して、其の理の宜しきにしたがふを云ふ、是義の用とす、事之宜は心の制ありて、善惡をたちわかちて後のことなり、

〔辨名上〕義八則

義亦先王之所立、道之名也、蓋先王之立禮、其爲敎亦周矣哉、然禮有一定之禮、而天下之事無窮、故又立義焉、傳曰、詩書義之府也、禮樂之則也、禮樂相須、樂未有離禮孤行者、故曰禮義也者人之大端也、禮

リテ、ソレゾレニヨロシキヤウニスルト云コトゾ、サルホドニ韓退之ハ、行而宜之、之謂義ト云タゾ、朱文公ハ心之制事之宜也ト云タゾ、心ノ制トハ、コヽロニテヨクコトハリテ、コヽロノワキヘユクヲヲサヘテ、義ニスルト云心ゾ、事宜也トハ、萬事ノコトヲコヽニコトハリテヨロシキヤウニスルト云コヽロゾ、心ノ制ト云ヲ斧ニタトヘタゾ、タトヘバヨクモノヽキル、斧ノアルガ、竹ナリトモ木ナリトモアラバ、二ツニサツトワルゾ、人ノ心ニ天理自然ノ性アリテ、ヨロヅノコトノ義ト、不義トヲ、ワタルヤウナゾ、サルホドニ斧ノ竹ヲ二ツニワルヤウナゾ、サルホドニ人ゴコロノ、公平正大ニシテ、毛ノサキホドモ人欲ノ私ヲマジヘズシテ、義理ヲギリトスルハ義ゾ、ソノ義ノヨロシキトコロトハ、ナニゾナレバ十義ト云テ、マヅ十ノ義アルゾ、父子、兄弟、夫婦、長幼、君臣ノ十ノ義ゾ、父タル人ハ、慈悲アリテ子ヲアハレムガヨロシキ處ゾ、アハレマズンバスデニ義ニアラズ、子タル人ハ、父母ニ孝行ナルガヨロシキ處ゾ、孝ナクンバ、子タルモノヽ義ニアラズ、兄タル人ハ、ヲトヽニタイシ、ヤハラグガヨロシキ處ゾ、弟タルモノハ、兄ニシタガフハヨロシキ處ゾ、孟子ニ義之實、從兄是也ト云テ、ヲトヽタルモノハ、兄ニシタガフモノゾ、サルホドニ義ト云モノヽ、眞實ハ、兄ニシタガフヲ云ト孟子ノイハレタゾ、夫タルモノハ、メニタイシテ義ヲマホルガ、宜キ處ゾ、婦タル人ハ、貞心ニシテフタゴヽロナク、夫ニシタガフガ宜キ處ゾ、老タル人ハ、イトケナキヲメグムガ義ゾ、イトケナキモノハ、老タル人ニシタガフガ義ゾ、君タル人ハ、仁愛アリテ臣下萬民ヲアハレムガ宜キ處ゾ、サナクンバ君タル人ノ義理ガチガフタゾ、臣タル人ハ、君ニ忠ヲツクシ、敬ヲツクスガ宜キ處ゾ、サナクンバ義ニアラズ、不忠不敬ナラバ、臣タル人ノ義理デナイゾ、サルホドニ君ノ一大事ニハ、一命ヲモハタスハ臣ノ義ゾ、コレヲ十義ト云ゾ、孟子ニ生亦我所欲也、義亦我所欲也、二者不可得兼、舍生而取義者也ト云レタゾ、イフコヽロハイキテイルモ、ワレガチガフトコロナリ、マタ義理ト云事モ、ワ、ガチガフ處也、ヲナジクハイキテキテ、義理ニソ

候と申たり、〇下略

義

義ハ、ヨロシト訓ズ、行テ其宜シキニ合フヲ謂フナリ、我邦古來義ヲ尙ブノ風アリシガ、武門興ルニ及ビテハ、最モ斯道ヲ重ンジ、以テ武士ノ精華トセリ、

名稱

〔伊呂波字類抄〕與辭字 義ヨロシ　〔同〕人事 義ギ仁義

〔干祿字書〕去聲 義義上俗下正

〔段注說文解字〕十二下我 義己之威義也、言己者以字之从我也、己中宮象人腹、故謂身曰己、義各本作儀、今正、古者威儀字作義、今仁義字用之、儀者度也、今威儀字用之、誼者人所宜也、今情誼字用之、〇中略 从我从羊、威儀出於己、故从我、董子曰、仁者人也、義者我也、謂仁必及人、義必由中斷制也、从羊者與善美同意、宜寄切、古音在十七部、

〔釋名〕四釋言語 義宜也、裁制事物、使合宜也、

〔神道玄妙論〕義は許等和利と訓來れり、萬葉にもかく訓り日本紀に義字理字をもかく訓たり、言の本は事割、また言割の意にて、理を正し事を割ち斷むるをいへり、ことわり、ことわる、ことわらむと活用けり、また余斯とも訓む、余斯は、余呂斯の省言なり、さて義字の下に屬べき名どもを、多く列たる中に、理、廉正、直、嚴、善、潔、信、貞などの意は、常に忘るべからぬ事にざりける、

〔千代もと草〕義は無理のなきやうに、萬事を理にかなふやうにするなり、

解說

〔春鑑抄〕義

義トハ、說文曰、己之威儀也ト云リ、イギトハ行住坐臥ノ四威儀ゾ、行モ住モ坐スルモ臥モ、威儀ノハッタトシタルヲ義ト云ゾ、釋名曰、義宜也、裁制事物使合宜也ト云テ、義ト云ハ宜也、義字ノコヽロハ宜ト云字ノコヽロゾ、裁制事物使合宜ナリト云ハ、萬事萬物ノヨロヅノコトヲヨクコトハ

重んじ公納をかゝず、人夫にさゝれてその催をまたず、此よし領主に聞えて、延享三年、褒美の米をあたへき、○中略越後の驛路輕井澤より繩澤の間は、五町程も至りての難所ありて、雪崩もあり、秋の長雨ふる頃は、人馬ともに行なやみしを、六年前より新たなる道を開きしに、或は役夫を雇ひてこれを築かしめ、又は石切に命じて岩山を切わらしむ、凡人夫を用うる事、千人にあまり、貫錢もまた二十貫文ばかりなるを、小右衛門一人の力を以てこれを辨じ、これより四年前の七月までに、營作こと〳〵くになりぬ、又繩澤のうち白坂甲石村の下なる新道をも、みづから開しとぞ、年頃險岨の道を平かにし、公納をかく事なく、村のうちの爭論うち〳〵にてあつかひすまし、領主の裁判をわづらはさず、年々にいやましの善行身につもりしかば、明和元年、かさねて褒美して、米そこばくをぞあたへける、

〔雨窻閑話〕一里塚始井五左衛門井戸の事

或君の曰く、余が、家を繼ぎて、領分のうち在々を巡見の時、金方村とかやいふ處の片隈に、うつくしき水湧き出づる井あり、余こゝに立ちよりて、その水を掬し見るに、其清き事いふ許なし、時に傍に六十餘の老婆うづくまりありけるを召して、此水は、至りて清淨水なり、里には此水を遣ふにやと尋ねたりければ、老婆の曰く、凡此あたりの民家二百軒許皆此水を遣ひ候、それにつき物語の候、此村元來水あしき所にて、一向に用ひられず、我父ふかく是を歎き、壯年の時より大願心をはつし、藥師如來へ立願して、かなたこなたに井戸を堀りたる事、八十ヶ所に及ぶといへども、更によき水を求め得ず、最早勢力も勞れ、老年に及びて、漸く此所の井を堀りあて、終に其翌日果て申し候、其故に此井をば、五左衛門井戸と唱へて、今に親の名を唱へ來り候、是も最早四十年許にて候が、夫よりして、一村うちより、此姥に扶持を與れ候ひて、此井の主になり、いと安樂に暮し申し候も、父のかげにて候、今日は殿樣御通と承り候ゆゑ、井戸守の事に候へば、此所に罷り出で

人夫を用うる數をとひしに、五六千人も用うべしといふにまかせて、日あらずして池四をほりしかば、長く村々のたすけとなれり、すべて正德より享保にいたるまで、道々の橋のそこねしをも、次郎右衞門が力をそへてかけかへけり、〇中略同十二年四月、洪水して東西の富貴村堤崩れしに、次郎右衞門は力を盡して修理し、筒香村と兩富貴村の作毛なければ、その年の貢物をかはりておさめ、寺社の破れたるをつくろひ、近き村の困窮をめぐみ、正德享保の頃、餓死の人多くありしをあはれみて、高野山のうち龍光院に位牌をたて、、跡を弔ひけり、寬延二年十一月、年預坊より次郎右衞門に命じて、山林の支配をなさしめしに、年預坊にこひて、己一人つかさどる事なく、村のうちのものとともに支配し、山林もたぬ民十七人に、己が錢を出して求めあたへ、又金二十兩を出して、奧院にかよふ道をつくり、其外の善行かぞへ盡しがたし、一村のもの次郎右衞門を深く信ずるのあまりに、次郎右衞門が苗字を以て、氏神の稱號となし、名廼明神と稱しけり、寬延三年、年預坊より錢そこばくあたへて褒美せしが、寶曆八年八十餘歲にて病て死す、

〔先哲叢談八〕青木敦書、字厚甫、小字文藏、號昆陽、〇中略
嘗嘆曰、凡有罪非死刑者、竄放之島嶼、要在使其終天年耳、然諸島少五穀、常以海產木實給食、是以往往不能免饑死、豈不亦痛哉、卽墾種藝之地、遇歲歉、則民不能無菜色、意者百穀之外、可以當穀者、莫如蕃藷也、乃陳官、求種子于薩摩、試種之官藥苑中、則極蕃衍、於是以國字著蕃藷考一卷、而演其培植之法、官鏤版併種子、行下諸島及諸州、未數年、無處不種、至今上下便之、雖歲不登、民不遭饑者、實昆陽之惠及無窮矣、題其墓門之碑曰、甘藷先生之墓、有以哉、

〔孝義錄二十陸奧〕孝行者小右衞門
小右衞門は河沼郡野澤原町村の百姓なり、〇中略同じ領のうち、驛路の橋など破るゝ時は、人にもしらせず、己が材木を出していとなみ渡し、晝夜となく道をつくり、人馬の煩ひなからしむ、上を

急救危、切於己、進旱澇、不待延請、祈求修法、屢有感應、問疾餉餓、存活之者多、俗號悲増大士、〇中略釋光勝不言姓氏、爲沙彌時、自稱空也、人又不諱言空也、少好佚遊、天下殆遍、所過道塗多爲利濟、荷鋤鍤鑱、拾石鋪濕、架破橋、修廢寺、無水之地多穿井、井必甘冷、以其常唱彌陀號、俗名彌陀井、往往而在焉、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜四年〇貞永元年七月十二日、今日勸進聖人往阿彌陀佛、就申請、爲無舟船著岸煩、可築和賀江島之由云云、武州〇北條泰時殊御歡喜令合力給、諸人又助成云云、　八月九日、和賀江島終其功、

〔東關紀行〕ほむの川原〇三河にうち出たれば、〇中略茂れるさゝ原の中に、あまたふみわけたる道ありて、行末もまよひぬべきに、古武藏の前司、〇北條泰時道のたよりの蔭に仰て、植をかれたる柳も、いまだ陰とたのむまではなけれども、かつ〴〵まづ道のしるべとなれるもあはれなり、〇下略

〔先哲叢談二〕野中止、字良繼、小字傳右衛門、號兼山、〇中略嘗來江戶、及歸期也、致書鄉人曰、土佐無物不有、自江戶齎歸、惟有蛤蜊一艘耳、海路幸無恙、以歸日饋之、衆以爲嘗異味、計日待歸、既至、則命投其所漕於城下海中、不餘一箇、衆怪問、兼山笑曰、此不獨饋諸卿、使卿子孫亦飫之也、自此後、果多生蛤蜊、遂爲名產、衆始服其遠慮、

〔孝義錄三十九紀伊〕奇特者名廼次郎右衛門

名廼次郎右衛門は伊都郡東富貴村にて、高七十石もてる百姓なり、正德四年より享保三年にいたるまで、村の中困窮し、山中の事なれば田畑も猪鹿に踏あらされしを、次郎右衛門力をくはへて、さま〴〵にふせぎしが、猶もさゝへかねて、此地を領せる高野山の年預坊のもとに、しば〳〵かよひて、一村のために年の貢をゆるべん事をこひしかば、次の年よりして、田宅より出る定をもゆるしけり、富貴村に池なくして、人々なやみけれど、あながちにいひ出るものもなかりしを、次郎右衛門が志にめでゝ、同十年正月、次郎右衛門を年預坊によびて、新たに池ほる事をゆるし、

公益

集り、ころをあげて泣悲しみけるさま、釋迦佛の入滅もおもひえられけると見し人語りき、

〔近世崎人傳四〕室町宗甫

宗甫は京師室町四條街に何がしといへる豪商なりしが、男子二人倶に無頼なるがゆゑに勘當す、然りし後、世中うるせくおぼえて、他の子を嗣として家をゆづるとも、此二人のわろもの來りまつはらば、心よからじとて、其家をはじめある所の調度ども皆賣たてしに、貳萬金になりぬ、おのれはかごかなる所にこもりて世の交もせず、彼金はまどしき人に施す料とす、さればかうかうなる人、いと悲しきさまなるを、錢すこしあたへ給へなどいふ人あれば、いなわれもまどしと口にはいひて、ひそかに金五兩つゝみて其家に投入、あるじ此人ならんと推して謝に來れば、いなわれにはあらずといふ、不意に人に與ふる金は、必五片に定む、もし又貧にして家を賣人ありと聞ば、價高く買、損たる所をつくろひて、うつり住かと見れば、やがて價賤賣はなつ、常に陰德を行ふこと此類にて、二萬金殘なくなりぬ、

〔續日本紀一文武〕四年三月己未、道照和尚物化、〇中略於後周遊天下、路傍穿井、諸津濟處、儲船造橋、乃山背國宇治橋、和尚之所創造者也、

〔續日本紀十七聖武〕天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尚遷化、和尚藥師寺僧、俗姓高志氏、〇中略又親率弟子等、於諸要害處、造橋築陂、聞見所及、咸來加功、不日而成、百姓至今蒙其利焉、

〔續日本紀三十八桓武〕延暦三年十月戊子、越後國言、蒲原郡人三宅連笠雄麻呂、蓄稻十萬束積而能施、寒者與衣、飢者與食、兼以修造道橋、濟利艱險、積行經年、誠合擧用、授從八位上、

〔續日本後紀十仁明〕承和八年三月癸酉、右京人孝子衣縫造金繼女、居住河內國志紀郡、〇中略至孝節、則母子買雜材、惠賀河構借橋、總十五ケ年、〇中略勅叙三階、終身免戸內租、旌表門閭、令衆庶知、

〔元亨釋書十四檀興〕釋最仙、嘗任常州講師、戒行備足、四衆歸崇、性抱利濟、修寺院、補堂宇、夷嶮途、架絕梁、走

〔孝義錄二十一陸奥〕奇特者權內

若松の城下一の町にて權內といへるは、細物とて、絹、つむぎ、麻布、木綿の類商ふ者なり、家ゆたかなれど、常に儉素を專らとし、若き頃より先祖の祭に禮をつくし、家の業怠らず、あまたもたる子をはじめとして、下づかへの男女にいたるまで、こま〲と敎へみちびき、親族に睦しく、はやくより貧しき者、たよりなき者を賑はせる事數ありき、ちまたに遊びゐるおさな子の、時ならず薄著したるあれば、家をたづねて、をのが子の料を遣し、今なん飢に及ぶなどきけば、相しれるもしらざるも、必米、鹽、味噌やうの物、人づてをもとめて贈りぬ、醫の道をも心がけしり、をのづから人もしりて、藥をこふものあれば、念ごろにあはせと〻のへて、功ある事多かりき、又貧しきもの〻重くやみて、人參ならでは治すべきともみえざるは、其價の貴きにをそれん事をおもひ、いつも其人にはいはで、そと己が貯へたるを加へてぞあたへける、あきなひの道にも、みだりなる利を得んと思ふ事は、塵ばかりもあらず、人あまたつどひて物語するにも、善をすゝめ惡をこらし、愼にならん事をぞのべける、もとより人の道まねび得たる程の力もあらねど、天性よき事を好みて、陰德數々多かりき、

〔近世畸人傳二〕米屋與右衞門

攝津國今つの里米屋與右衞門といへるは、儒學に長じて節儉をつとめ、富豪なれども僕に交りて、自造酒の事をなし、世渡におこたらざれば、ます〲富り、富るに隨ひては、ます〲陰德を行ふ、ある時親族の僕、主人の金百両をつかひ捨て、行へなくなりしを、さま〲尋求て、深く諫めて後、其百金をあたへ、ふたゝび主の家へ歸らしむ、又此里の內に路甚狹き所あり、されば火災あらん時に、人の難あるべきをおそれて、其所を買て廣くす、又板橋は水災のとき危しとて、石橋に造かへぬ、此類擧るにいとまなし、尤常に貧人を惠を所作とす、されば此人死せるとき、遠近の男女

釋千觀姓橘氏、相州刺史敏貞之子、〇中略或時出淀河邊、自作馬夫、惠往來人、其深於道義爲如斯也、

〔今昔物語十三〕理滿持經者顯經驗語第九

今昔、理滿ト云法花ノ持者有ケリ、〇中略棲ヲ不定ズシテ、所々ニ流浪シテ、佛道ヲ修行スル程ニ、渡リニ船ヲ渡ス事コソ无限キ功德ナレト思ヒ得テ、大江ニ行居テ、船ヲ儲テ、渡子トシテ、諸ノ往還ノ人ヲ渡ス態ヲシケリ、亦或ル時ニ、京ニ有テ、悲田ニ行テ、万ノ病ヒ煩惱ム人ヲ哀テ、願フ物ヲ求メ尋テ與フ、

〔吾妻鏡一〕治承四年七月廿三日癸酉、有佐伯昌助者、是筑前國住吉社神官也、〇中略而彼昌助弟住吉小大夫昌長、初參武衞、又永江藏人大中臣頼隆同初參、是太神宮祠宮後胤也、〇中略此兩人奉爲源家、累日顯陰德之上、各募神職之間、爲被仰御祈禱事、令點門下祗候給云云、

〔方丈記〕養和の比かとよ、久しく成てたしかにも覺えず、二年が間、飢渴して淺ましき事侍き、〇中略仁和寺に慈尊院の大藏卿隆曉法印といふ人、かくしつゝ、數しらず、しぬる事をかなしみて、聖をあまたかたらひつゝ、その首のみゆるごとに、額に阿字を書て緣を結ばしむるわざをなむせられける、その人數をしらむとて、四五兩月がほどかぞへたりければ、京の中一條より南、九條より北、京極よりは西、朱雀よりは東、道の邊にある頭、すべて四萬二千三百餘りなむ有ける、

〔碧山日錄〕寬正二年二月自正月至是月、城中死者八萬二千人也、余曰、以何知此乎、曰、城北有一僧、以小片木造八萬四千卒堵、一々置之於尸骸上、今餘二千云、大概以此記焉也、

〔雲萍雜志一〕勢州關の商家に、吉右衞門といふものあり、〇中略篤實の性、人のそねむを愍み、他の人をたのめて異見をなし、己れに敵するものをよくするを以て、終にはあしき輩も隨へり、陽報を待の心、少しもなくして、人志らず隱德を施し、家業のいとまある時は、往還に出て路を造り、溝あるところへ、橋をかけ、只後事のためのみに、志を盡すこと、あげてかぞふるにいとまあらず、

伊勢商價來還、山逢二猴相鬪汚血、乃下馬洗漱口手、祈請曰、汝是貴神而樂施行、儻逢獵士見食尤遠、乃抑止相鬪、拭洗血毛、遂遣放之、俱令全命、天皇曰、必此報也、乃令近侍優寵日新、大致饒富、及至踐祚、拜大藏省、

〔古事談三僧行〕伊賀國郡司之許、賤流浪法師一人出來被仕ケリ、苅草飼馬經三年之間、郡司不慮蒙國勘、被追却國中、緣者境界集訪、悲歎無比類、相傳之所領取從者モ有其數、忽打弃テ赴人國、事實不可疎、妻子眷屬悲哀涕泣、爰此草苅法師、雖問事之子細、而依不人數、無返答之人、枉懇切成不審之間、或下女一人、愁語事之子細、諸聞了、法師云、雖不及己等之歎、唯今不可及御出立歟、不叶マデモ先有御上京、何ケ度モ被陳申子細、其後不叶時コソ候ハメ、國司御邊ニハオロ〳〵事之緣侍リ、可申試云々、郡司此事愚トハシナケレド、依無心之置所、相具法師、忽上洛、其時此國ハ大納言ト申ケル人ノ給ニテゾアリケル、件邊近ク成テ、法師云、人ヲ尋ト思、此スガタニテハアヤシカリヌベシ、袈裟衣一可被借出哉、卽借テ著セタリケレバ、大納言御許歩行之間、侍所ニ居並タル輩、暫ハアヤシゲニ思テ、能見知之後皆下跪庭上、郡司ハ門外ニ留テ、淺猿ト見居、亭主聞此由、滿遲請入對面、先年來ハ何所ニ、何樣ニテ御座有ケルゾヤ、公ヨリ始奉テ、無不奉惜之人ナド被示之間、如此事ハ今聞ニ可令申、先有可申事所參入也、伊賀國年來相憑侍ツル郡司某依國勘被追國內之間、悲歎之至、極不便也、又非强罪科者、此法師ニ恩免候乎云々、亞相云、凡不及左右、左樣ニテ御座候ケレバ、譯可思知之者ニコソ侍ナレトテ、ヤガテ被免之上、添給國恩之由、成廳宣被奉了、先是ヲ令見テ、悅バセ候ハントテ、白地氣ニテ被立出テ、相具郡司ヲ、近邊小屋脫袈裟衣等タヽミテ其上ニ廳宣ヲ置テ、キト出體ニテ、晴跡云々、郡司心中疎哉、大納言モ委被尋聞ケリ、是モ玄賓僧都ノシワザニナン侍リケル、此大納言トハ、殊師檀ニテ被坐ケリ、

〔本朝高僧傳九淨慧〕攝州金龍寺沙門千觀傳

陰德

が、後には賊をなせる僧、大抵にしれければ、衆僧一統に禪師に申して、賊僧を追放せんとねがひけるに、禪師聞き屆けて其まゝに捨て置れしかば、數日の後、衆僧又此事を禪師に訴ふ、禪師猶その儘にさしおかれし、かくのごときの事、三四度に及びて、猶そのまゝに成りければ、衆僧大に腹を立て、もし賊僧を追ひ拂ふ事ならずんば、衆僧一人も殘らず、退散すべしといひしに、禪師笑ひて、退散したくば勝手たるべし、悟道善行の僧は教ふるに及ばず、此結制も左やうなる惡心の者を教へさとさんためなれば、惡僧なればとて、みだりに追放すべからずといはれしにぞ、衆僧大きに感服しぬ、かの賊僧もこれを傳へ聞きて、深く感悟し、座中に出て、賊をせし事どもをみづからざんげして、前非をあらため、德行堅固の僧となりきとぞ、

〔先哲叢談 四〕伊藤維楨、字原佐、號仁齋、○中略嘗夜行郊外、劫賊四五人當路立、各按劍曰、吾徒不醉不樂、今無酒資、客若欠裝纏、則自脫衣裳供之、仁齋神色不少動、曰、今日適無裝錢、敝縕袍脫以遺之耳、且問汝輩常以何爲業邪、曰昏夜橫行、掠奪以自給、是其業也、仁齋曰、以若所爲爲業、吾何拒焉、輙脫服以授之將去、於是賊止仁齋曰、吾儕草竊爲衣食數年、未嘗見擧止如客者、抑客何爲者、曰儒者也、曰儒者爲何事、曰以人道教人者也、所謂人道者、孝於親、弟於弟、不可一日無者是也、人而無道、貪歡焉耳、言未畢、賊皆頓首涕泣曰、嘻、君與吾均是人也、而事業之逈異如是、吾甚恥、願君宥吾儕罪、今而後飲灰洗胃、雖奉教于門下、遂皆改心自勵云、

○

〔伊呂波字類抄 伊疊字〕陰德

〔書言字考節用集 八言辭〕陰德（イントク）陽報（ヤウハウ）之、列女傳、有陰德者陽報之、又見淮南子五雜組、

〔日本書紀 十九欽明〕天皇欽明○幼時夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是所喜遍身、歎未曾夢、乃告之曰、汝有何事、答云、無也、但臣向

厚く、自然辱さに感じて、恥るやうにありたきものにこそと有しかば、義弘詞なく、汗衣をひたして、出られしとかや、

〔近世叢語一徳行〕藤樹爲人温厚、帥人以躬、人無賢愚、皆服其德、莫不興起于善、雖旅舍茗肆、有客所遺物、則必置之閣上、以俟遺者之復來、歷年之後、塵埃坌滿、竟不敢用、嘗之京師、行路轎中說心學、轎夫感勸流涕、其德之薰人類此也、故一時稱曰近江聖人、

〔先哲叢談三〕熊澤伯繼、字了介、○中略號蕃山、又號息遊軒、○中略

蕃山初負笈上京、求良師未得其人、共投宿者一人語曰、往日余爲主遠行、時懷金二百兩、卽主之所使齎也、途跨驛馬出金緊鞍、日暮忘收之而宿、困頓就枕、半夜始覺、乃覺遺金、則茫然猶疑爲夢寐、既而神乃定、痛心疾首、千思萬慮、求之無術、一決死雉經、戚然自嘆、不爲天所弔恤、逢此悲凉、時聞剝啄聲甚急、問之則稱馬夫某、因亟出渠卽出金曰、小子歸家將洗馬、及解鞍得之、是君之所遺、故來還呈、封完如故、吾驚喜不知所措、腰纏別有十六兩、卽解以謝之、馬夫不受曰、君之物付君、奚謝之有、然爲冒夜來、此願賃得二百文足矣、吾曰、孽自作、微汝發義心、吾無得生之地、所謂生死而肉骨也、不腆黃物非敢云報、聊以表寸心、馬夫愈辭、乃減八兩、亦不受、稍々減幾至方金二、馬夫執益確曰、君毋溷我、予有所守也、吾欵問曰、淡於欲者、今之世不多見、至其以義爲利如汝、則絕不可得、所謂所守者何事也、曰、賤役餬口、豈不思利乎、而有中江與右衞門者、敎授里中、嘗聞其言曰、誠正以修其身、事君致忠、事親盡孝、毋以貧濫、毋以賤枉、今若以所賜利之、則欺此心也、言畢去、噫澆世安得有此人乎、蕃山傾聞者良久曰、馬夫一鄕鄙人耳、素不識道之爲何物、則趨利若騖、何義之思、而其廉潔不愧古之君子者、必敎育所致也、所謂中江氏者、其德與學可想見也、方今之世、捨此人而誰適從、是日卽束裝往謁、○下略

〔假名世說〕盤溪禪師、播磨にて結制の時、僧徒數百人來り集り居たりしに、其中賊僧ありて、誰も銀子を失ひし、何がしも衣服を盜まれしなど、毎日紛失ものありて、人々疑ひあひて難義に及びし

〔三代實錄 三十五 陽成〕元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、有遺令不任緣御葬之諸司、天皇輟朝五日、太后諱正子、嵯峨太上天皇之長女、與仁明天皇同產也、母太皇太后橘氏、后美姿顏、貞婉有禮度、存母儀之德、中表則之、太上天皇太皇太后甚鍾愛之、淳和天皇備禮娉之納於掖庭、寵敬衆人、天長四年二月爲皇后、八年亢旱爲災、帝深憂之、走幣群神、祈請百端、后勸帝錄囚徒、廢作役、未及終朝、澍雨降合、帝逾加愛焉、

〔三代實錄 四十九 光孝〕仁和二年十月廿九日甲戌、正二位藤朝臣多美子薨、○中略 性安靜、容色妍華、以婦德見稱、○中略 元慶七年、至正二位、德行甚高、爲中表所依懷焉、天皇重之增寵、異於他姬、天皇入道之日、出家爲尼、潔齋勤修、晏駕之後、收拾生前賜御筆手書作紙、以書寫法華經、設大齋會、恭敬供養、奉酬太上天皇不次恩德也、卽日受大乘戒、聞而聽者莫不感歎欷發奄焉、

〔古事談 二臣節〕御堂〇藤原道長 令煩邪氣給之時、小野宮右府〇藤原實資 爲奉防令參給、邪氣聞前聲託人云、賢人之前聲コソ聞ユレ、此人ニハ居アハジト思物ヲトテ、示退散之由云々、心地卽平愈、

〔臥雲日件錄〕文安四年正月八日、凡當院〇相國寺 主年始々出時、力者八人、而輿塵大路廣衢、而亦后四力各成列而行之、則殆乎塞路半邊、行路之閒、老者弱者、背者行步遲疑、則諸力肘而脅之、嚇而畏之、予〇臥雲 住等持相國之時、深誡之、又未嘗與過六力也、

〔寬の須佐美 一〕島津修理大夫義久朝臣、老後龍伯三位法印 といふ、弟の兵庫頭義弘、〇薩摩宰相惟新入道 ある時まをされけるは、近年兵亂しづまり事なく候故、いつとなく若ものども、ゆるむ心出來て、作法に背く事どもの候、嚴に正し候はゞ、よく候半とありしに、龍伯の云く、尤の事なり、我もさ思へり、但目付のなきを如何せん、誰かしからんと有し、義弘思ひより候はず、只君の御目きゝ、然るべしと答へられし時、さる事なり、向後われ目付とならんと思へり、御身は副役と心得られよ、但其心得如何にと思はるゝぞ、家中のものに、恐れられんと思ひては、却て害の出來ぬるもの也、主より禮義

被信重、上有所間、不希指苟合、如或不從、不敢犯顏、凡典樞機十有餘年、靡有愆失、昔日庶人他戸爲皇太子時、桀跖之性好害名流、有一惡馬馭必踶囓、太子令内麻呂乘、快見傷損、惡馬低頭不動、被鞭廻旋、時人以爲非常之器、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年四月丙戌、散位從四位下甘南備眞人高直卒、○中略天長三年、除常陸守、遭訪採使、緣前司犯被停釐務、吏民感其德化、競遺資用、嵯峨太上天皇復垂眷憐、使以莊家物任其所用、

〔文德實錄 三〕仁壽元年二月丁卯、正三位藤原朝臣貞子出家爲尼、貞子者先皇○仁明之女御、風姿魁麗、言必典禮、宮掖之内、仰其德行、先皇重之、寵數殊絶、雖有内愛、必加外敬、　九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、岳守者從四位下三成之長子也、天性寬和、士無賢不肖、傾心引接、○中略嘉祥元年出爲近江守、人民老少俱皆仰慕、

〔文德實錄 六〕齊衡元年十月庚申、正五位下備前守藤原朝臣大津卒、○中略天長三年叙從五位下、爲備後守、頗有聲譽、民庶歌恩、○恩原作思、據一本改、

〔文德實錄 九〕天安元年十二月戊子、散位從四位上清原眞人有雄卒、○中略有雄頗有風操、尤習政理、○中略十一年○天長爲攝津守、政有聲譽、黎庶悅服、國内安靜、倉廩盈溢、○中略仁壽四年叙從四位上卒、百姓老少哀慕罔極、

〔藤原保則傳〕公在備前、德化仁政、一如在備中時、凡厥僚下、若有奸賊者、曾無所發明其咎、即竊於閑處相語云、君久疲學官、初得此官、必當立其廉節、勉取榮譽、豈可思濁一州小吏乎、然而上資父母之供養、下給妻子之飢寒、撓性屈心、受此濁穢、斯皆貧窶之憂、羅累善人、儻有薄俸、冀隨君所用、以資給之、勿犯官物而已、即分賜其俸、不限多少、於是恥格之化、如風靡草、吏民畏愛、號曰父母、○中略十七年○貞觀秋、解歸京、兩備之民、悲號遮路、里老村嫗、頭戴白髮者、各捧酒肴、拜伏道邊、公謂、老人之心、不可違失、爲之留連數日、相次競到、不可遏止、○下略

德例

〔日本書紀 崇神 五〕六年、百姓流離、或有背叛、其勢難以德治之、十二年三月丁亥、詔、朕初承天位、獲保宗廟、明有所蔽、德不能綏、是以陰陽謬錯、寒暑失序、○下略

〔三德抄 上〕夫心ニ疑ナキハ智也、心ニヨク分別シテ、後悔ナキハ仁也、心剛ニシテツヨキハ勇也、此智ト仁ト勇トハ聖人ノ三德也、故ニ論語ニ、孔子ノ、智者ハ不惑、仁者ハ不憂、勇者ハ不懼トイヘルハ是也、

〔神皇正統記 神代〕三種の神寶をさづけましまず、○中略 又大神御手に寶鏡をもちたまひ、皇孫にさづけてほぎて、吾兒視此寶鏡、當猶視我、可與同床共殿以爲齋鏡、とのたまふ、八坂瓊の曲玉、天の叢雲の劍を加へて三種とす、○中略 この三種につきたる神勅は、まさしく國を手持ますべき道なるべし、鏡は一物をたくはへず、私のこゝろなくして万象を照すに、是非善惡のすがたあらはれずといふことなし、そのすがたにしたがひて、感應するを德とす、これ正直の本源なり、玉は柔和善順を德とす、慈悲の本源なり、劍は剛利決斷を德とす、智慧の本源なり、この三德を翕受ずしては、天下のをさまらんこと、まことにかたかるべし、神勅あきらかにして、詞つゝまやかにむねひろし、あまつさへ神器にあらはしたまへり、いとかたじけなきことにや、

〔日本書紀 神代 一〕亦曰、伊弉諾尊功旣至矣、德亦大矣、於是登天報命、仍留宅於日之少宮矣、

〔扶桑略記 元正 六〕養老四年八月三日、右大臣藤朝臣不比等薨、春秋六十三、贈太政大臣、諡號淡海公、延曆僧錄云、淡海公事父能盡其孝、事君能盡其忠、忠孝居懷、家國何爽、勤王奉佛、眞俗無違、恤寡哀孤、事亦同古、治國一年、風不鳴條、雨不破塊、治國二年、耕者讓畔、行者讓路、治國三年、路不拾遺、治國四年、謳歌滿路、治國五年、變戎衣而爲禮衣、治國六年、遷賊臣而爲孝子、遂得君王下顧、黔黎戴仰、已上出延曆僧錄

〔日本後紀 嵯峨 二十二〕弘仁三年十月辛卯、右大臣從二位藤原朝臣內麻呂薨、○中略 奕世相家少有令望、德量溫雅、士庶悅服、大同初拜大納言、兼近衞大將、其年轉右大臣、近衞大將如故、任兼相將、經事三主、皆

名稱

以慰父母也、予舊寓於吾、料理塾徒費用之事、今謝其勞、損吾有餘、補子不足、懇懃告之、其人感謝而去、未數月再來、勉強服其勞倍舊矣、

〔雲室隨筆〕同隣驛（○甲斐郡內）に小佐野和泉守といへる社人有、此人篤學の人にて、遠近に名を知らる、號柿園、著述も孝經注、大祓古說等有り、性質直の人にて、一も私意なく、鄕人悉く尊信せり、一日或人來て告けるは、此間何者か社內の樹を盜み切取者あり、役人へ御屆御詮議可被成と申き、柿園被申は御知らせ被下辱存候、乍然氏子の中の者の致事なれば、强て咎るにも及ず、若是を咎候はば、外の山にても切取關敷もしれず、左樣なる時は咎人となり可申間、御閣捨に可被成候樣賴候と答ければ、其人も大に感じける、此事其樹を盜みし者傳へ聞て、大に恥ち樹を切事を止けるとなり、

德　陰德　公益　〔併入〕

德ハ、メグミト云ヒ、ウツクシビト云ヒ、又イキホヒトモ云フ、卽チ善美正大ノ稱ニシテ、專ラ人ニ惠ヲ施シ、又ハ人ノ其恩ニ感ズル等ノ事ヲ謂ヘリ、陰德ハ、陰ニ德行ヲ爲スヲ謂ヒ、公益ハ公共ノ爲ニ利益ヲ計ルヲ謂フ、井ヲ穿チ、道ヲ修シ、橋梁ヲ架シ、渡船ヲ儲クルガ如キ、卽チ是ナリ、

〔類聚名義抄〕〔一〕德（多勒反　和トク）メタム

〔伊呂波字類抄〕〔止疊字〕德化　德望　德澤

〔書言字考節用集〕〔入言辭〕德義（トクギ）（朱子云、躬行有得、謂之德）　德行（トクカウ）

〔日本書紀〕〔三神武〕己未年三月丁卯、下令曰、（○中略）上則答乾靈授國之德（ウツクシビ）、下則弘皇孫養正之心、（○下略）

り、たゞ此後よくつゝしむべきことを戒めよ、さてその切破りし障子は、其まゝ補はずしてあるべしと仰ければ、其人はさらなり、同僚の者等までも、かへりて重く御咎めありしよりも、恐れつゝしみしといへり、

〔有徳院殿御實紀附錄 六〕久世大和守重之、○中略罪ありて、家財を欠所せられし者ありしに、その財思ひしよりも、少かりしかば、もしかくしやおきけんとて、目付の人々、嚴しく穿鑿せんといひけるを聞て、大和守そこ達は、大意をわきまへずと見えたり、刑法によりて家財を沒入せらるゝうへは、それまでにてよろしきことなり、なんぞ其財の多少を論せんや、かゝることくだ〳〵しく穿鑿せんは、政の大體にあらず、重ねて糺すに及ばすとぞ令しける、

〔銀臺遺事 一〕ある日、台命の御使あるべきにて、○重賢細川疾ゟ禮服かひつくろひて、客殿に出て、待居給ひけるに、やゝ時刻うつりければ、こつけ參るべきよし宣ひ、いそぎ奥の方へ入らせらるゝに、村松長右衛門といへる近士のもの、こつけ持て參る迚、はたとゆきあひ奉り、御胸のあたりより、こつけを、したゝかにうち掛たり、其折しも、上使只今なりと告ければ、周章て、御衣召替て、出向ひたまふ、○中略程なく上使の門送りして、歸り給ふやいなや、長右衛門を召す、おそれ〳〵御前に參りければ、よかりつるぞ、聞に合たり〳〵、偕もあやふき事なりし、いそがしきは、かゝる事もあるものぞ、くやしくなおもひそと宣ひ、御氣しき常に替らせ給はざりき、

〔先哲叢談後編 八〕紀平洲

平洲退門人、苦有諸寓塾中者、有過失、寬恕不責、必婉曲諷諭、待自悔悟、嘗有一書生、從學多年、頗有世才、使管財貨之出入、料理塾費用之事、後私其財、及歲暮迫節、大窮其謀、會計不當、匱闕不成、通款頓耗、衆皆議之、以謂己便計所爲、平洲觀之、若不知者、不問其出入、又不發一言、既而其人自恥、苦求歸省、衆皆造讓之、又以謂皆恥其私而辭、焉不再來、行裝既成、至將行、平洲自脫腰刀、與之曰、子刀稍敝矣、非所

きていふ、もし先生辨せずんば、われ其任にあたらんと、先生しづかに言ひていはく、彼是ならば、吾非を改めて、かれが是にしたがふべし、我是に彼非ならば、我是は卽天下の公共なり、固より辨をまたず、久しうしてかれも又みづからその非をしらん、汝只みづからをさめよ、佗をかへりみる事なかれとぞ、先生の度量、大旨此たぐひなりと、ある人かたりき、

〔閑散餘錄附錄〕京ノ大火ノ時、堀川邊マデ燒ケルニ、仁齋〇伊藤ハホリ川ノ中床ヲ置、酒ヲ携テ、更ニ憂ル色モナシ、門人訪ユキテ、其家ノ燒タルヲ弔ケレバ、サレバ天災イカントモスベカラズ、立サワギテ、年老タル身ノ、アヤマチシテハアシカリナント思テ、初ヨリコヽニ居候ヌ、先酒一ツ飲レコトテ、何心モナカリシヲ、見ル人ノカタリシトテ、松崎子允ノ語リキ、

〔有德院殿御實紀附錄十四〕ある日、大川に舟逍遙ありしに、〇德川吉宗御舟にありし賤しきもの、あやまちて御座の障子にふれてそこなひしかば、御側にありし人、立出てこれを叱しけるを聞召、目付ども聞べきぞ、さないひそと仰ありければ、御供の目付、其ほとりにありしかど、この御詞を聞、わざとかたはらにひらきいたりしとぞ、〇中略また薦西の邊にわたらせ玉ひし時、御やすみ所より、俄にかへらせ玉ふ事有、御供の小人高間源兵衛といふもの也、ともいふ、さだかならず、狼狽して、もちたる調度を御額にあてしかば、おどろきてそのまゝひれふしけり、御側近き人々も、肝をひやしけるに、目付はありあはずやと仰ありしかば、目付大岡右近忠住、心きゝたるものにて、はやくも御旨を察し、群集の中に立かくれければ、近習のともがら、目付は侍らずと言上す、目付等見ざる事ならば、汝等かまへて其沙汰すまじとのみ宣ひて、何の御咎もなかりし、

〔有德院殿御實紀附錄一〕宿直の番士、ひそかに酒のみて酔狂に及び、刀をぬきて、金の襖障子を切破りしにより、同僚等おどろきあわてゝ、彼者をとらへたり、其隊長も大に恐れて、いそぎ其よし聞え進らせければ、玄ばし物ものたまはでおはしけるが、酒に醉ては、たれも過失あるならひな

時に、宰領を付てやれよかしと、脇より申ければ、其儀に及ばず、何者に成共、持せ遣はせ、日本にさへ有れば能と、信綱公下知し玉ひ、終に一品も紛失なき故、後日に何れも其度量のひろさを感せしとなり、

〔鶴の毛衣二十二〕保科正之卿言行記〇中略

一一日蚤寤、登營府、而命守庭者曰、到寅則當報之、守庭者誤聽鐘聲、以丑爲寅而報焉、公〇松平正之則蹶起、及著衣裳而待晨久、然夜未明、夜者甚恐之、而以其誤焉、公曰、何傷哉、假令可誤、先于時、不愈後于時乎、他日以之勿忿焉、

〔續近世叢語四器量〕盤珪禪師嘗落魄於美濃關山、邑人憫其貧窶、資給住閭標、莊頭是時失囊金十兩、乃疑盤珪、覘之稍衰居儉、往女婿家、知所嘗亡金、女有急偷取也、即召見盤珪、具語其故、懺悔陳謝、盤珪夷然乃言、大好大好、然非我所預焉、夫疑與見疑、本來無有、皆生於億爾、

〔武野燭談十六〕板倉重矩折弓之事、酒井遠江守名劒試る事、

一板倉内膳正重矩、唐半弓を求て秘藏あり、其製誠に庸工の及所にあらず、矢の飛事、大弓にひとしく、床に置て用心にぞ構られける、然に内膳正留守に、近習の小坊主不圖引張過して、たちまちに引折けり、主人秘藏の弓といゝ、只事には有間敷と、小坊主をば押込置、歸宅に及で、此半弓の折たる事を申ければ、内膳一段機嫌よく、其坊主早々ゆるせ、武士たらん者、武藝に志すは、ほまれたる事ぞかし、其小坊主弓に心引るゝは、秘藏なる事ぞ、又弓は強く引て用に立べきものぞ、肝要のとき折たらんには、日頃秘藏の專嗜み置たる甲斐なし、今坊主が引折たるは、内膳が爲に吉事ぞと被申ける、〇下略

〔假名世說〕仁齋先生存在の時、大高清助といふ人、適從錄を著して大に先生を誹譏す、門人彼書を持ち來て示し、且これが辨駁を作らん事を勸む、先生微笑してことばなし、かの門人怒りつぶや

メニ却テ家人ヲ損フ事出來ル物也、是主タル者ノ心得ベキ事也、珍器奇物ハ有テモ無テモ事欠ズ、家人ハ吾四肢也、一日モ無クテハ成ラヌ者也、天下國家ヲ治ルモ家人有ル故也ト語ラレシト、其近習ノ士話サレシト也、

〔武野燭談五〕一家光公三代將軍の稱號を給はらせ給ひ、何れもいづき奉る內にも、猶も天下の心を引みん爲に、大相國〇德川秀忠他界まし〳〵ける段、暫隱さるべきや否やと有しに、酒井讚岐守忠勝が申けるに任されて、其夜を過さず、大小名觸渡され、〇中略不殘登城揃ひしかば、家光公被聞召、被仰出けるは、大相國薨去まし〳〵たり、家光此時將軍職を給はりたりといへ共、天下の兵權を、望んは望まるべし、渡し可被遣也、但弓矢之法義に任せてこそ、引渡すべけれと、存の外成上意に、諸將御請遲滯してけるに、松平陸奧守政宗進出て、御當家御恩を以、皆々心安罷在所、此節を以て、若所存を含輩も、候はゞ外迄もなし、政宗に可被仰付、ふみ潰申さんと、憚所もなく申さるゝにぞ、各一同に御受申、退出有ける、

〔窻の須佐美一〕大炊頭利勝朝臣大老職なりし時、殿中より退出せられしが、時過て思ひ出らるゝ事ありしかば、明日までは事延引申なり、いざ立歸り、相議せんとて、老臣達うちつれたちて立歸り、常の所に歸り入んとせられしに、常につかはるゝ坊主共、退出せられし跡にて、うちくつろぎ、煙草を呑で居れるが、俄に歸られしかば、驚て煙を拂ふ事わすれ、平伏し居れり、たてまはしたる坐、七八人がすひし煙草の煙みちたれば、くらきほど也けり、朝臣入らんとして立歸り、面々が退し跡を拂とて、ほこりたちて、むせかへるばかりなり、いそぎ歸へとて、二の間ばかりこなたへ退、烟きえて後入られにけり、

〔松平信綱公言行錄〕一右の節〇江戶城火災出御〇德川家光之時、上意には、富士見御藏に入置たる見物の御道具共、日本の寶也、燒失なき樣に、取出されよと、信綱公へ仰付られ、御藏より取出し、西丸へ運ぶ

に改め名のれといひしかば、彼の者大に驚き歎き、某年々の年貢、人より先にまゐらせ、月々の公役、遂に怠る事なし、然るにかゝる難儀を承るこそ不運なれ、某此所に久しく住て、代々備後と名乘、ほとりには隱れなき者なり、今さら改め名のらん事叶ふべからず、たゞ殿の御受領を改めらるべきにて候と云ふ、忠利是を聞て、年貢よく納め、公役怠たらず、神妙の至りなり、さらば汝は此所の備後にこそあれ、たゞ其儘に候へと許しけり、凡世のおろかなる人は、よしなき事に、人を苦しめ、おのが威を立んとし、無益の事を務めて、有用の事を失ふ、此忠利は、天性和かにして、愛深く、其智また少なからず、彼れ後必榮ゆべき者なりと仰られしと云云、之を見て、忠利が事推て知るべし、

〔東照宮御實紀附錄十六〕伊勢神官戸部太夫といふは、豐臣家先代より祈禱の事奉る御師なり、一とせの戰に、秀頼が内意をうけて、兩御所を呪詛し奉るよし聞えて、伊勢の事奉る日向半兵衛正成、中野内藏允某訊鞫せしに、まがふ所もなければ罪案を決して、駿府〇徳川家康へ伺ひしに、そは奉行人の心得違なり、秀頼が運を開かむとて、丹誠をこらせしは、御師には似つかはしきことなり、早々獄屋を出し、沒入せし器財も、悉く返しつかはせと、仰付られしとぞ、

〔明良洪範十一〕加藤左馬助嘉明ハ、初メハ小身成シガ、後ニ會津四十萬石ヲ領シ、智勇仁德ノ良將也、故ニ士民ヨク伏スル也、慶長年中、南京ヨリ渡ル所ノ成化年製ノ燒物ノ器ヲ多ク買入タリ、其中十枚小皿アリ、是ハ世ニ云虫喰南京ト云物ニテ、藍色土目等得モ言レヌ出來也トテ、殊ニ秘藏シケルニ、或時客饗應ノ節、近習ノ士其小皿ヲ一ッ取落シ破ル、其士大ニ恐レ、閉居セントスル由ヲ聞キ、早ク呼出シ、皿破ル迚何ゾ閉居スルニ及ンヤ、敢テ苦シカラズ、殘リノ皿ヲ取寄セ、悉ク打碎キテ、此皿九枚殘リ有ル中ハ、一枚誰ガ麁相シテ破ッタリト、イツ迄モ汝ガ麁相ノ名ヲ殘ス事、吾本意ニ非ズ、何程尊キ器物ナリトモ、家人ニハ替難シ、凡器物、草木、鳥類ナドヲ愛スル者ハ、其爲

只今セムル氏政ヲ患ヘズシテ、小田原陷ラバ、其次ハカナラズ陸奥ヲ征伐セラレント、却テ正宗ヲ患ヘタル折フシナレバ、皆コレヲ悅ブ、秀吉オモヒノホカニ、遲參ヲ怒リ、○中略正宗敬屈ノ過ヲ謝ス、二三日スギテ、秀吉具足服織ヲ著牀几ニ尻カケテ、禮ヲ受ケラル、正宗拜謁シテ退ントスル時、秀吉遲參ヲ惡トイヘドモ、對顏ヲ許ノ上ハ念ニ止メズ、此マデ遠來ノ馳走ニ、陣營ヲ見セン、後ノ山ニ登レトテ、先ニ立レケレバ、正宗跡ニシタガヒテ山ニ登ル、奧州ニ於テ、小迫台ニハ馴タリトモ、大合戰ノ人衆配リハ、未ダ見ルベカラズ、愛ノ營ハ此理ナリ、カシコノ陣ハ此意ナリ、見習テ手本ニセヨト、一々指テ敎ラル、秀吉刀ヲ正宗ニ持セ、童子一人具シ、片岸ニ立テ、終ニ後ヲ省ズ、正宗ヲ蠻虫トモ思レヌ體ナリ、正宗後ニ我小田原ニオイテ、秀吉ニ謁セシ時カヽルコトアリ、其時タヾ恐レ入タルバカリニテ、一念ノ害心起ラズ、大器ニシテ天威アリシ人ナリト語ラレキ、

〔岩淵夜話別集〕六一土方勘兵衞、大野修理兩人とも、本領安堵の義被仰付、此兩人の義は、先年家康公伏見の御城にて、大坂へ御越剋、五奉行の差圖を請、家康公を殺害し奉らんと工し者なれば、いかに今度御味方に參、御奉公だてを仕逆も、其罪死に當れり、一命御助け被成さへ大成御慈悲に候、本領安堵には及ぶ間敷かの旨、密に申上たる人あり、其時家康公上意に、其身申處一理有樣なれども、右兩人の者共は、五奉行の指圖を受て、家康をさへ殺せば、秀賴の爲になると計、一筋に思ひ入ての義なれば、我等に對しては敵なれども、秀賴の爲には忠臣也、殊更今度の一亂に、○中略萬事味方の勝手になる事のみ取計、是又一廉の働也、其上舊惡さへ捨るをよしとす、況や此巳前大坂家中にて家康を相計しも、秀賴の爲に成事ぞと、おもひ誤れる儀なれば、舊惡とすべき事にあらず、旁以今度の恩賞にもるべき子細なしと仰けると也、

〔藩翰譜〕五酒井或時、大御所○德川家康御前の人々に、御物語ありしは、酒井備後守が所領の地に、備後といひし百姓あり、忠利が家從等、彼百姓を召して、地頭の御受領を犯し名のる事然るべからず、速

被召ければ何事やらんと、早速御前へ出られければ、大將つゝ立上り、やア景勝、汝が手に屬せし花房助兵衞、我をさみする無禮之惡言、にくき匹夫め、はや〳〵召捕、逆磔にあげよ、用捨しては、汝共にゆるすまじと、おどり上りてのゝしり玉へば、上杉大きに恐れ、私義は御前にて、御詫拜見仕、助兵衞不禮いさゝか不存、上意を承り驚入、言語を絶し候、乍憚罪を糺し候はんと、御前を退き、二丁程歸りかゝりし所、追々呼つけたれば、景勝恐怖して、助兵衞が惡言故、我も御咎を受んかと恐入て、御前江出ければ、御機嫌宜しく、助兵衞不屆とは云ながら、我等に向ひて、云にもあらねば、首を刎て、諸人之禁にすべしと被仰出、かしこまり御次まで退し處、又々景勝を召る、はつと立戻り平伏す、太閤しばらく御工夫之體にて、助兵衞義、浪人ものにて、此節其方が手に屬したりとも、家來といふにも非ず、諫諍之罪にて、首を切らん事をゆるし、武士之義を立、切腹申付べしと宣ふ、景勝少し心を安んじて退出す、跡にて秀吉公、猶も御工夫有之、又々景勝を召れける、景勝立もどり罷出しに、大將これへと近く召れ、我つく〴〵おもふに、助兵衞が言葉、理之當然也、陣中にて能興行せしは、我威勢つよく、敵を恐ざる事をたのしみ、北條方之者ども、驚かせんためなれば、あながち慰みといふには非ず、然れども大敵を恐ず、小敵をあなどらずとは、軍中之禁也、爰を以、花房が惡言、不屆とは云ながら、大名旗本數千人、我をおそれ、詞を出すものなきに、本陣に唾を仕かけ、大將は酒狂か、亂心かとの荒言は、たゞひもなき器量者也、古青砥左衞門藤綱、〇中略おとらぬ花房、我をさみせし器量、諫諍の罪をゆるすべし、今より其方が軍師同前におもい、おもくもてなし、重下にすべしと、打て替りし御機嫌に、景勝はじめ、有あふ諸侯、誠に大器之大將かなと感じあへり、偖こそ景勝は、花房を尊敬し、小田原攻に武功をあらはしけるが、後に至て、直江山城と不和になり、上杉家を離れ、家康公の御家人となり、子孫繁昌也、

〔近代正説碎玉話　三〕伊達左京大夫政宗二十四歲、小田原ノ陣ニ來リテ、臣從センコトヲ求ム、諸將

ラフ、信玄ソノ樣子ヲ聞給ヒ、曲淵ヲ呼出シノタマフハ、甲斐國ハ、皆信玄ガ譜代也、我ヲ差置、板垣ガ爲ヲ存ズベキカ、此段ヲ合點仕、以來我ガ爲ヲ存候ヘ迚、十貫ノ加增給テ、少シモ怒不給、權現樣御聞被成、猫ハ座敷ヲヨゴセドモ、鼠ヲ取スベキ爲ニ飼之カ樣ニ社可有儀ナレト、信玄ノ人ヲツカハルヽ樣ヲ御ホメ被成候、

〔小須賀氏聞書〕其方〇島津義久之儀、十五年此方御門へ不儀を被致、みつぎ物を不差上、逆心之儀に候間、秀吉出陣いたし、急度可申付候條、可討果義候へ共、其方よりことはりに候間免申候、此上は互に可申通候、只今神妙成る體にて被罷出候間、諸腰を出し候とて、刀脇差之小尻を、秀吉被持候て、義久江柄の方をなし、みづから御出し被成候を、數味方見候て、目をさまし、それより筑紫中之物沙汰にて候、

〔古老夜話二〕太閤秀吉公、小田原御陣之時、御本陣に能を催さる、諸大名江見せしめけるに、上杉家に寄宿せし花房助兵衛といふもの、御本陣之前を通掛り、打囃子物音を聞、大にあきれ、前には强敵を置ながら、早々攻落す手立もなく、陣中にて能はやしの樣子、たはけものを武將と仰くおかしさよと、大音に罵りけるを、御本陣番衆聞とがめて、何ものなるぞと尋る、助兵衛少しも恐るゝいろなく、拙者は上杉家に寄宿する、花房助兵衛也といへば、番のもの共、何ゆゑ御上之義を誹謗する、酒狂か亂心か、役人中迄届可申といへば、助兵衛猶もあざ笑ふて、陣中にて遊興之禁を第一とす、本陣にて慰をし給ふ大將こそ、酒狂か亂心か成べし、御側の大小名、是を諫るものなきは、皆大腰ぬけと見えたり、鳴ものゝ音を聞も穢らはしと、御本陣之堀江唾をしかけ、己が陣江歸りけり、番之もの聞驚、奉行長束大藏小輔江訴出る、早御能も相濟、諸大名も退出せられ、大夫にも御暇被下退きし所、長束大藏罷出、先刻上杉景勝之寄宿花房助兵衛と申もの、御陣外にて、かやう〳〵の惡言、番之者訴候と言上しければ、太閤以之外御怒にて、景勝呼と、しきりの上意、人橋をかけて

ニ染テ其非ヲ不識ノ類ハ、詐偽欺罔ニ比スベカラズ、何ゾ命ヲ断ニ至ラン、友人退テ近侍ノ士ニ語ル、近侍ノ士感嘆不斜、〇下略、

〔水谷蟠龍記〕常陸國久下田ノ城主水谷蟠龍、〇中略同〇天文廿一ノ年、臺所ニ火事出來、危ク燒ントスル所ヲ、家中走リ著消ス、是ニ依テ、城ノ東衞ノ中ニ、五間ニ藏ヲ立、二間ハ番所ニ用、三間ノ内ニ先祖代々功名ノ感狀數通、同ジク所領加增ノ宥付等ヲ始トシテ、總ジテ家ノ倍高ノ道具、其外高直ノ諸道具ヲ籠オク、然シテ根岸兵庫、河上勘解由兩人ヲ頭トシテ、足輕廿人申付、晝夜番ヲイタサシム、殊ニ番所ニ火ヲ用ル事堅禁制ス、然バ彼番頭兩人談合ニハ、此番所ハ人ノ通ハヌ地ナレバ、好キ博奕打所ゾトイヒ、忍ビ〱ニ相手ヲ誘ヒ、晝夜共ニウツ、其時打勞レ、殊ニ酒ニ醉臥、其際ニ火鉢ヨリ火事起ル、彼者共、火事ヨ〱ト呼テ則逃ル、家中カケ著、取出ストイヘドモ、十ノ物一ツモ出サズ、大形燒失ス、家老共、彼頭兩人尋出シ、死罪ニ行フベキヨシ申上レバ、蟠龍仰ケルハ、寶ヲヤキ損ズル上ニ、大事ノ譜代二人殺ス事ハ、重々ノ費也、〇中略心コソアホウナリトモ、臆病ニハ有マジ、萬一ノ用ニ立ハ譜代也、夫々ハヤク召返セト被仰付候也、

〔常山紀談十一〕謙信〇上杉の許に、岑澤何某といふ士罪有て、放斥せられしに、越中の椎名に奉公し、謙信越中へ師を出されし時、彼士叢にかくれ、鐵炮を持て伺ひ居たりしが、傍に鐵炮を投捨て、泣居たり、謙信見出して、いかに岑澤、めづらしといはれしに、さばかりの仁君智將を討奉らんと存せし事、悔しく成て候、今遙に見奉りて、先に屋形の心に背き、又かゝる設けを工み申事、此上もなき大罪にて候、とう〱首を刎らるべしといひてひれ伏ければ、謙信打笑ひ、吾に智仁とは相應せざる虛名なり、疾馳歸りて、椎名によく仕へよといはれしかども、かの士越後に歸りて、臣夫と成て、一生を終りたりとかや、

〔紀伊國物語上〕甲州ニテ信玄、〇武田板垣ヲ被殺、其組付曲淵ト云者、組頭ノ敵ヲ取ントテ、信玄ヲ子

國衙閣之管領、受武衞爲流人、輙被擧義兵之間、其形勢無高喚相者、直討取之、可獻平家者、仍内難插二圖之存念、外備歸伏之儀參、然者得此數萬合力、可被感悅歟之由、思儲之處、有被咎遲參之氣色、殆叶人主之體也、依之忽變害心奉和順云云、

〔吾妻鏡二十六〕貞應三年〇元仁元年六月廿八日、前奥州禪室卒去之後、世上巷説縱横、武州〇北條泰時者爲討亡弟等、出京都令下向之由、依有兼日風聞、四郎政村之邊物忩、伊賀式部丞光宗兄弟、以請政村主外家、内々憤執權事、奥州後室伊賀守朝光女亦擧聟宰相中將實雅卿、立關東將軍、以子息政村用御後見、可任武家成敗於光宗兄弟之由、潛思企已成和談、有一同之輩等、于時人々所志相分云云、武州御方人人粗伺聞之、雖告申武州、稱爲不實歟之由、敢不驚騒給、剩要人之外、不可參入之旨、被加制止之間、卒三郎左衞門尉、尾藤左近將監、關左近大夫將監、安東左衞門尉、萬年右馬允、南條七郎等計經廻、太寂莫云云、　七月五日、鎌倉中物忩、光宗〇伊賀兄弟、頻以往還于駿河前司義村許、是有相談事歟由、人恠之、入夜件兄弟、群集于奥州御舊跡後室居住、不可變此事之旨、各及誓言、或女房伺聞之、雖不知密語之始、事體不審由、告申武州、武州敢無動搖之氣、彼兄弟等不可變之由成契約、尤神妙之旨被仰云云、

〔志士清談〕戸次道雪ハ豐後ノ鎧岳ノ城主也、能ク士卒ヲ愛護ス、故ニ士卒度々殊功ヲ立、危阨ヲ救ヘリ、道雪ノ寵童アリ、近侍ノ士密ニ情ヲ通ズ、道雪コレヲ知レドモ不聞、近侍ノ士ノ友人、道雪ノ知ル事ヲ識テ、近侍ノ士ヲ諫テ出奔セシム、近侍ノ士不聽、然レドモ友人近侍ノ士刑セラレン事ヲ恐レテ、夜話ノ次デニ、東國ノ大將誰トハ不知愛幸ノ侍童アリ、其昵臣深夜枕ヲ並ベタリ、大將怒テ昵臣ニ腹キラセ、侍童ハ放斥セラル、寔ニ君ノ目ヲ昧シタル者ナレバ理ニ候、商人ノ物語ニ候故、始末ハ不詳候ト、ナキ事ヲ作テ道雪ノ返答ヲ試ントス、道雪ノ曰、大將タル者忌妬ノ心アル時ハ、湫隘ニシテ物ヲ容ル丶ノ量ナシ、物ヲ容ル丶量ナケレバ、將士悅服セズ、外義ヲ以テ戰フト、悅服ニ由テ戰フト、強勁ナル所同日ニモ語ルベカラズ、暴惡ノ如キハ國法アリ宥難シ、世俗ノ習

る事あぶなき事也、おもひきる害心もあらば、いかにとぞかたぶきける、

〔平家物語 六〕紅葉の事

むげに此君〈〇高倉〉は、いまだよう主の御時より、せいをにうわにうけさせおはします、去ぬるせうあんのころほひは、御年十さいばかりにもやならせおはしましけん、あまりにこうえうをあひせさせ給ひて、北のぢんに小山をつかせ、はぢかいでの、まことに色をうつくしうもみぢたるをうゑさせ、もみぢの山と名付て、ひねもすに叡らんあるに、なをあきたらせ給はず、去かるをある夜野分はしたなう吹て、紅葉皆ふきちらし、らくえうすこぶるらうせきなり、殿もりのとものみやつこ、あさきよめすとて、是をこと〴〵くはき捨てゝげり、のこれるえだちれる木のはをばかきあつめて、風すさまじかりけるあしたなれば、ぬいどのゝぢんにて、さけあたゝめてたべける、たきゞにこそしてげれ、ぶぎやうの藏人、行幸よりさきにと、いそぎ行て見るに、あとかたなし、いかにとゝへば、去か〳〵とこたふ、あなあさまし、さしも君の去つしおぼしめされつるこうえうを、かやうにしつる事よ、去らずなんぢらきんごくるざいにもおよび、我身もいかなるげきりんにか、あづからんずらんと、思はじ事なうあんじつゞけて居たりける處に、主上いとゞしく夜るのおとゞを出させもあへず、かしこへ行幸成て、もみぢを叡らん有に、なかりければ、いかにと御たづね有けり、藏人なにとそうすべきむねもなし、有のまゝにそうもんす、天氣ことに御こころよげに、うちゑませ給ひて、林間にさけをあたゝめて、こうえうをたくと云詩の心をば、されらにはたれがをしへけるぞや、やさしうもつかまつりたる物かなとて、かへつてゑいかんにあづかりしうへは、あへてちよつかんなかりけり、

〔吾妻鏡 一〕治承四年九月十九日戊辰、上總權介廣常催具當國周東、周西、伊南、伊北、廳南、廳北黨等、率二萬騎、參上隅田河邊、武衛〈〇源頼朝〉頗瞋彼遲參、敢以無許容之氣、廣常潛以爲、當時者、率土皆無非平相

〔續日本後紀仁明十六〕承和十三年八月辛巳、散位正三位藤原朝臣吉野薨、○中略少年遊學不恥下問、性寛大能容衆、見賢思齊、手不釋卷、教誨子弟、尤是柔和、嫌親過失、未嘗白眼、至于執論、不必違法、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、○中略貞主身長六尺二寸、雅有度量、涯岸甚高、○下略

〔十訓抄八〕大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなる憤か有けむ、殿上に集會ていふ事もなく、行成の冠を打落て小庭になげすてゝけり、行成少もさはがずして、とのもり司をめして冠取て參れとて、冠してまほり刀よりかうがい貫取て、びんかいつくろひて、居直りて、いかなる事にて候やらん、忽にかう程の亂冠に預るべき事こそ覺え侍らね、その故を承りて後の事にや侍るべからんと、ことうるはしくいはれけり、實方はしらけてにげにけり、折しもはじとみより主上御覽じて、行成はいみじき者也、かくをとなしき心あらむとこそ思はざりしかとて、其たび藏人頭あきたりけるに、多の人を越てなされにけり、

〔古今著聞集九武勇〕十二年の合戰に貞任はうたれにけり、宗任は降人になりて來にければ、ゆるしてつかひけり、嫡男義家朝臣のもとに、朝夕祗候しけり、或日義家朝臣宗任一人ぐして、物へ行けり、主從共に狩裝束にて、うつぼをぞおへりける、ひろき野を過るに狐一疋走けり、義家うつぼより、かりまたをぬきて、きつねをおひかけけり、射ころさむはむざむなりと思て、左右の耳の間をすりざまにしりへ射たりければ、箭は狐の前の土に立にけり、狐其箭にふせがれて、たふれてやがて死にけり、宗任馬よりおりて、狐を引あげて見るに、箭もたゝぬに死たるといひければ、義家みて臆して死たるなり、ころさじとて射はあてね、今いき歸なむ、其時はなつべしといひけり、則箭を取てまゐらせければ、やがて宗任してうつぼにさゝせ給けり、他の郎等是を見て、あぶなくもおはする物かな、降人に參たりとも、本の意趣は殘たるらむものを、腦をそらして矢をさゝす

[illegible]　度量

おびたゞし、亦年々極寒のころ、夜ごと洛裏洛外を徘徊し、極貧の者を看著て、米錢を施すこと多年、かつて姓名をかくして、他に語る事なし、然ども隱たるより顯る、はなしと、いつしか公廳に達して、忽ち宣れて褒詞褒賞をたまはりけり、〇中略都て家より二三丁四方の小家は、這大黒屋の恩にあづからざる者は稀なりしとぞ、他家といへども、傾廢におよばんとするを看ては、是を歎て、みづから求て其家にゆき、何與と執まかなひ、再興をなさしむる、其才智また賞しつべし、公廳より褒賞をたまはりし事、五六度におよべるとぞ、

〔子弟訓〕仁
他をめぐみ我をわすれて物ごとに慈悲ある人を仁としるべし

〇

〔日本書紀三神武〕戊午年十有二月、饒速日命、本知天神慇懃、唯天孫是與、且見夫長髄彦稟性愎佷不可敎以天人之際、乃殺之、帥其衆而歸順焉、天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立忠効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也、

〔先代舊事本紀五天孫本紀〕弟宇摩志麻治命〇中略中州豪雄長髄彦、本推饒速日尊兒宇摩志麻治命、爲君奉焉、〇中略于時宇摩志麻治命不從舅謀、誅殺佷戾、帥衆歸順之、〇中略天皇寵異特甚、詔曰、近宿殿内矣、因號足尼、

〔日本政紀一神武〕賴襄曰、〇中略舊志稱帝德明達、皆如帝新得諸縣、而署之酋長、皆曏昔之抗兵反刃者、仍而用之、無所變更、其感恩效力於民、民亦便安之可知也、且夫以敵帥之家嗣、而旣納其降、則授之干戈、委以環衞之任、而不疑、非所謂推赤心置人腹中者哉、

〔續日本紀二十七稱德〕天平神護二年三月丁卯、大納言正三位藤原朝臣眞楯薨、〇中略眞楯度量弘深、有公輔之才、

關東のならひ、貧民子あまたあるものは、後に產せる子を殺す、是を間引といひならひて、敢て慘ことを志らず、貧凍餓に及ざるものすら、倣て此事をなせり、官の敎あれども尙去かり、然るに陸奧白川の傍邑須加川といへる所に、內藤平左衞門といへる豪農、これを歎きて、年每に祿を求て間曳んとおもふもの有ときけば、其養べき財をあたへて救へり、もと米價賤しき所なれば、多分の費にはあらずと自はいへりとなん、此人篤實類なくて學を好めり、されば是のみならず、人を救ひ、あるひは道橋を造り、慈悲を行ふこと多ければ、領主も賞し給ひて、苗字帶刀をも免され、士に准らへらるといふ、

〔京兆府尹記事 九〕長谷川備州死去子息平藏の辨

平藏○火付盜賊御改役、中略、一封の書を、輔佐の重臣たる奧州白川の城主松平越中守殿○定信江献す、○中略、其趣意は、○中略、非人多きは國の恥なり、若臣に台命を蒙りなば、ケ樣の族を召捕て、兩國の下流、佃島無人島等に於て、身持相應の產業をなしへ、雜費の外は、其者共の德分と爲致、錢財をたもたしめ、店を爲持、渡世を爲致なばよかるべし、國の元は百姓たれば、其中ゟ撰び百姓に仕立、御料私領に不拘、無人の土地へ有付なば、百姓無之のうれひもなかるべしと言上す、越公殆ど感じ、是聖賢の道なり、能心付たりとて、則上聞を經るの所、御感に思召、その奉行を長谷川平藏江被命ければ、既に其御用に取懸りけるにぞ、其美名日本にひゞき、平藏が仁慈を稱せざるものなし、

〔百家琦行傳 一〕澤井智明

洛東大和おほ路錦三橋の南に大黑屋傳兵衞といふ者あり、數代慈悲家にして家殊に繁昌す、別家數十家あり、○中略、天明寬政のころは、九代におよぶ傳兵衞なり、氏は澤井、名は智明、經學をこのみ、粟田流の書をよくし、また道學をまなびて、慈悲心ふかく、もつはら貧民を憐み、我家は儉をもちひ、能他の人に物を施す、文化年中、攝河兩國洪水の時も、若干の金銀を投うちて、窮民を救し事

辻源五郎、其村々を見廻りしに、かの孫助がかまへのうちには、土たかうつき上て、ぬりごめの家建並べたり、何の爲ぞととひしに、孫助いへらく、これより先の年に出水おほかりしが、草加宿をはじめ近き村々の人馬、夥しくなやみしまゝに、己が父權左衞門がはからひにて、諸人のたすけとなし、又はむまや路の役つとむる馬、もしそこなひなば、おほつけの用をのづからかく事あらんとて、縱十七間橫八間高さ七尺あまりに、土をつきたて、これを水塚と呼やり、其上に縱三間橫八間の家一、縱二間よこ六間の家一をいとなみ、皆二階につくり、其家のうちに粥たく大釜一つを居へ、かはや二つをつくりこめたり、出水の折は、草加宿ならびにあたりの村々へ船を廻し、かの家に滿る程は、いくたりとなく呼あつめ、馬をば其軒下につなぎて災をさけさせんまうけなるよし、今年もやゝみかさまさりぬべきさまなれば、例の船廻したれど、かの塚へ集るばかりの水にもあらで、よその村々よりはよりも來らず、たゞあたりのものゝみ、あつまりしが、やがて水も退きぬれば、人々も歸りぬるよし父のまうけ、いとけなげなれば、いよ〳〵孫助も其志をつげり、かの兩新田にすめる貧民は、とし〴〵孫助がたすけをうけざることなく、わきてかの年は、關の東の國々をしなべて、水の災にあひ、貧しき限りは、人の門々にたちて、物乞ふも數多かりしを、兩新田は皆孫助が助をうけたれば、さる事もせざりき〇下略

〇按ズルニ、私物救荒ノ事ハ、歲時部、豐凶篇ニ在リ、

〔先哲叢談後編　六〕田邊晉齋

晉齋從二仙臺侯一、巡二按封境一、宿二某邑一、夢二小兒數十輩來挽二衣裾一、覺而後聞二其父老言一、乃謂此邑習俗、生レ女不レ舉、恐下其成長之後費中資粧上也、晉齋愍二憐之一、上疏告二其狀於侯一、卽日下レ令、嚴禁二其事一、且亦有下每レ人生レ女賜二與米一石錢五百文一之制上、邑民至レ今受二其惠一、皆晉齋之所二建議一云、

〔近世畸人傳　二〕內藤平左衞門

魚鳥ヲ曾テ門内ニ不ㇾ入、是ハ強ヲ戒ムルニハアラザレドモ、殺生ヲ不ㇾ好也、石決明、榮螺、蛤蜊ナドハ、面目モナク蠢動スル計ナレバ、餘ノ魚鳥トハ各別也、佛者ノ殺生戒ニモ非ズ、儒者遠庖厨ノ戒ニモアラズ、神職ノ家ニ生タル故也、

〔近世畸人傳二〕僧鐵眼

僧鐵眼、○中略攝津國難波村瑞龍寺を建立せり、世人今猶鐵眼をもて其寺を稱す、一切經の藏板を思ひたちて勸進せしに、其料金集れるころ、天下大に饑しかば、師憐みて、件の金を不ㇾ發施し、又如ㇾ前勸進せるに、數年ならず又集りたるが、再び五穀不熟にて、饑死多ければ、此たびも此金を施行に盡せり、されども德の至りにや、第三回の勸進にて、藏經の印刻成就して、其經を頒つ所の代金を、本寺より已下、一宗の寺々に配ること、今に於て同じ、

〔窻の須佐美一〕中國にある商家の富有なるもの、老後煩て心地死ぬべしと覺ければ、子を呼て云けるは、○中略抑人の利を求て富をこひねがふは、もと衣食に乏しからじと也、然るに其人死なずしてあらずはあらじ、死に向ふ時饑に及ぶこと、上中下同じ、とても終には飢ぬべき身ぞかし、強て利を求め欲にふけり、人を苦しめ愛を失ふ事をやめて、一日も心を仁に歸して、道に背かざらん樣にと、こゝろがくべきものぞと思ふはいかにと云て死せしとぞ、

〔銀臺遺事地〕一仁愛の御心○細川重賢をもて、仁愛の政をおこなひ給ひければ、民の竈も年にまして賑ひ、誰すゝむとはなけれども、寶暦の中頃より、家毎に殿樣祭りといふ事をはじめて、年に一たびかならずしけり、○下略

〔孝義錄武藏六〕奇特者新井孫助

足立郡○武藏庄左衛門新田の民に新井孫助とて、○中略すぎはひもゆたかなりしが、明和三年出水ありて、其あたりのたなつもの、みなみのらず、年の貢ゆるくせん、多少をはかるとて、時の御代官

ル丶ニ、壯ナル者ハ、皆亂ヲサケテ、山林ニ逃竄レ候、我等疫痢ヲ病候ニヨフテ、起ル事モ叶ハズシテ、敵ノ手ニ死ヲモ省ズ候ト云、氏綱憫テ其里ヲ侵サズ、一物ヲモ掠トラズ、藥ヲアタヘ食ヲ與ラレヌ、民大ニ悅ブ、是ヨリ衆人聞傳テ志ヲ歸ス、氏綱伊豆ヲ得ノ基トナル、

〔常山紀談二十三〕鮭延越前は最上義光の長臣、祿一萬五千石なり、最上の家亡て後、流落しけるに、もとより家人に慈愛深かりし人にて、士二十人附從ひ、各乞食して養はんといふ、土井大炊頭利勝五千石與へければ、二十人の士に五千石皆あたへて、各二百五十石なり、其身は二十人のもとに一日がはりに養はれて、一生を終れり、越前死すれば二十人の士大に愁傷して、一字を建立す、今下總の古河城下の鮭延寺これなり、

〔明良洪範四〕榊原康政嫡子遠江守康勝死去、實子有シカド、子細有テ讓セシ故、家斷絕ニ及ントス、弟忠政大須賀ノ養子ナリシガ、養家ヲ捨テ實家ヲ繼グ、稱號ヲ給リテ松平式部大輔ト云、德川家ノ士大將トナリ、播州姬路ヲ給リシ所、勝手甚不如意ナリシ故、所持ノ名器ヲ賣レシ、其中ニ天下ニ沙汰セシ名物ノ茶入アリ、京極丹後守廣高望ミテ金一萬兩ニ買レケル、式部ハトテモ天下ニ恥ヲ晒ス上ハ、右一萬兩ヲ錢ニテ申受度ト望レシ故、江戶中ノ錢ヲ買入、車數千輛ニ積送ラレシ、式部ハ是ヲ以總家士ヲ救ヒ、廣高ハ領內ノ民百姓ヲシヱタゲテ、己ガ業ミヲ極ム、其頃世上ノ評ニ、式部名器ヲ捨テ名ヲ天下ニ上シト云リ、

〔神宮續秘傳問答〕愚拙〇度會延佳幼童ノ比、小鳥ヲ取テ翫シニ、其悅不斜、其日漸薄暮ニ至テ、彼鳥籠ノ內ニ悲鳴シ籠ヨリ出ントスル體ヲ見テ、中心其悲ニ不堪、卽時籠ノ口ヲ開テ放ヤリシヨリ懲テ、今年六十八歲マデ、家ニ小鳥ヲ不飼、マシテ殺生ヲ禁ズ、但シ出家ナドノ樣ニ、一向不殺生ニシテ、盜鼠ヲモ不殺、死タル魚鳥ノ肉マデ食ハザルニハ非ズ、海魚マデモ、不決明、榮螺、蛤蜊ナドノ類ノ死タル肉ハ、食用ニ味惡ケレバ、客饗應ノ爲ニハ、不得已生タルヲ門內ヘ入侍レドモ、其外生タル

〔太平記二十六〕正行參吉野事

安部野ノ合戰ハ、霜月(〇正平三年)廿六日ノ事ナレバ、渡邊ノ橋ヨリセキ落サレテ、流ルヽ兵五百餘人無甲斐命ヲ、楠(〇正行)ニ被助テ、河ヨリ被引上タレ共、秋霜肉ヲ破リ、曉ノ氷膚ニ結テ、可生共不見ケルヲ、楠有情者也ケレバ、小袖ヲ脱替サセテ、身ヲ暖メ、藥ヲ與ヘテ疵ヲ令療、如此四五日皆勞リテ、馬ニ乘ル者ニハ馬ヲ引、物具失ヘル人ニハ、物具ヲキセテ、色代シテゾ送リケル、サレバ乍敵、其情ヲ感ズル人ハ、今日ヨリ後、心ヲ通ン事ヲ思ヒ、其恩ヲ報ゼントスル人ハ、軈テ彼手ニ屬シテ後、四條繩手ノ合戰ニ、討死ヲゾシケル、

〔常山紀談一〕大永年中、細川武藏守高國(入道道永と稱す)三好左衞門督と相戰ふ、(〇中略)高國の軍破れたり、高國の將荒木安藝守百ばかりの兵を引わかち、(〇中略)いく度となく戰ひたるに、敵討るゝ者數をしらず、荒木主從一人ものこらず、討死しける間に、高國僅に近江にのがれ得たり、荒木平生士卒を愛するに、悃情を盡せり、古への食を分、衣を解、樂を同し、苦を共にするの風あり、少しの功ある人をすてず、ある時、荒木がまたしきゆかりある人と、荒木が士のかろき者と、倶に瘧痢を煩ひけるに、療養力のかぎりに心を付て、ゆかりある人よりも、まさりければ、これを恨けり、荒木緣者はわれ問ずとも、心を附る人あり、わが何がしは賤し、いやしき者は、人おろそかにせん、われ心を盡さずば、療養おこたりあらん、緣者をおろそかにするには非れども、先重き處に、心を盡せるなり、無事の時は、緣者またしといへども、事ある時は、士卒の切なる故なり、またしき一族ゆかり有とても、陣々わかれたれば、互に死生もまたられず、士卒は戰場に死生を共にするものなれば、一人とても、本意を失ん事、わが大なる患なりと答けるを、士卒聞て、人々恩を思ふ事、骨髓に徹せりとなん、

〔武將感狀記五〕一氏綱(〇北條)伊豆ニ攻入時、アル里ノ家ゴトニ、二人三人病ヲシケル、其故ヲ問セラ

云云、如飯酒事、兼日沙汰人所被用意也、

〔漉柹〕明惠上人傳

承久三年の大亂の時、栂尾の山中に、京方の衆多く隱置たるよし聞えければ、秋田城助義景、此山に打入てさがしけり、狼藉のあまり、如何思ひけん、大將軍泰時朝臣の前にて沙汰有べしとて、上人を搦へ奉て、先に追立て六波羅へ參けり、〈○中略〉泰時朝臣先年六波羅に住せらるゝ時、此上人の御事聞及給しかば、先仰天して驚畏て、席を去て上にすへ奉る、〈○中略〉上人宣ひけるは、高山寺に落人多く隱置たりといふ御沙汰の候なる、それはさぞ候らん、〈○中略〉此山は三寶寄進の所たるに依て、殺生禁斷の地也、依て鷹に追るゝ鳥、獵ににぐる獸、皆こゝに隱れて命を繫ぐのみ也、されば敵を逃るゝ軍士の勢して、命計を資て、木のもと岩のはざまに隱居て候はんずるをば、我身の御とがめに預て、難にあはんずればとて、情なく追出して、敵の爲に搦めとられて、身命を奪れん事を、顧りみん事やは候べき、〈○中略〉是政道のために難儀なることに候はゞ、卽時に愚僧が首をはねらるべしと云々、〈○中略〉泰時大に信仰の誠に住して、更に思ひ入たる樣也、扨御輿用意して召せ奉りて、門の際まで自送出し奉る、〈○中略〉

寛喜元年、天下飢饉なりし時は、鎌倉京を初て、諸國の富る者に、我所負主に成て、委狀をかゝせ、判を加へて、米を借て、其所、其郡、其鄕、村々餓死せんとする者の所望に隨て、むらなく借給ひにけり、來々年中に、世立なをらば、本物計償に返納すべし、利分は我方より添て返さるべしと、法を定られて、面々の狀を召をかれけり、只賦給はゞ、所の奉行も紛をかして、証句も有ぬべければ、紛かさじために、かしこかりし沙汰也、さて世立なをりて、面々返納すれば、本所領なども有て、便有人のをば、本物計をさめさせて、本主には約束の儘に、我方より利分をそへて、償に返しつかはされけり、無緣の聞有者のをば皆赦し給て、我領內の米にてぞ、本主へは返したびける、

呂覺〇中略寶字八年大保惠美忍勝叛逆伏誅、連及當斬者三百七十五人、法均〇清麻呂姉廣虫切諫、天皇〇孝謙納之、減死刑以處流徒、亂止之後、民苦飢疫、棄子草間、遣人收養、得八十三兒、同名養子、賜葛木首、

〔續日本後紀仁明十七〕承和十四年四月丙戌、授白丁膳臣立岡正七位上、立岡若狹國百姓也、代窮民輸貢五斛、庸米百五十二斛、稚稻四千六百八束、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、〇中略貞主天性慈仁、語恐傷人、推進士類、隨器汲引、長女繩子心至和順、進退中規、仁明天皇殊加恩幸、生本康親王、時子內親王、柔子內親王、少女奧子頗有風儀、閫訓克脩、爲天皇所幸、生惟彥親王、濃子內親王、勝子內親王、時人以爲外孫皇子、一家繁昌、乃祖慈仁之所及也、

〔扶桑略記朱雀二十五〕承平六年六月、南海道賊船千餘艘、浮於海上、强取官物、殺害人命、仍上下往來人物不通、勅以從四位下紀朝臣淑仁、補賊地伊與國大介、令兼行海賊追捕事、賊徒聞其寬仁汎愛之狀、二千五百餘人悔過就刑、魁帥小野氏寬、紀秋茂、津時成等合卅餘人、手進夾名、降請歸伏、時淑仁朝臣皆施寬恕、賜以衣食、班給田疇、下行種子、就耕教農、民烟漸靜、郡國興復、

〔榮花物語月の宴一〕太政大臣殿〇藤原忠平月ごろなやましくおぼしたりけるに、天曆三年八月十四日うせさせ給ぬ、〇中略心のどかに慈悲の御心ひろく、世をたもたせ給へれば、よの人いみじくおしみ申、のちの御諡貞信公と申けり、

〔吾妻鏡十七〕正治三年〇建仁元年十月六日癸未、江間太郎殿〇北條泰時昨日下著豆州北條給、當所去年依少損亡、去春庶民等粮乏、盡失耕作計之間、捧數十人連署狀、給出擧米五十石、仍返上期、爲今年秋之處、去月大風之後、國郡大損亡、不堪飢之族、已以欲餓死、故負累件米之輩、兼怖譴責、插逐電思之由、令聞及給之間、爲救民愁、所被揚權也、今日召聚彼數十人負人等、於其眼前被燒弃證文、年雖屬豐稔、不可有糺返沙汰之由、直被仰含、剩賜飯酒幷人別一斗米、各且喜悅、且涕泣退出、皆合手願御子孫繁榮

タヘタリ、

〔平家物語六〕紅葉の事

またあんげんの比ほひ、御かたたがひの行幸の有しに、〇中略やゝしんかうにおよんで、程とをく人のさけぶこゑしけり、ぐぶの人にはきゝも付られず、主上はきこしめして、たゞ今さけぶは何ものぞ、あれ見てまいれとおほせければ、うへぶししたる殿上人、上日の者におほせてたづぬれば、あるつじにあやしの女のわらはの、なかもちのふたさげたるが、なくにてぞ有ける、いかにととへば、主の女房の院の御所にさぶらはせ給ふが、この程やう〳〵にして、したてられたりつるきぬをもつてまいる程に、たゞ今おとこの二三人まうできて、うばひ取てまかりぬるぞや、今は御しやうぞくが有ばこそ、御しよにもさぶらはせ給はめ、又はか〳〵しう立やどらせ給ふべき、したしき御かたもましまさず、是を思ひつゞくるになく也とぞ云ける、さてかの女のわらはをぐしてまいり、このよし、そうもんしたりければ、主上きこしめして、あなむざん、何ものゝしわざにか有らんとて、れうがんより御なみだをながさせ給ふぞかたじけなき、〇中略さるにてもとられつらん衣は、何色ぞとおほせければ、しか〳〵の色とそうす、けんれいもんゐんその時は、いまだ中宮にてわたらせ給ふ時なり、その御かたへ、さやうの色したる御衣や候と、御たづね有ければ、さきのより遙に色うつくしきが參りたるを、件のめのわらはにぞ給ばせける、いまだ夜ふかし、又さるめにもぞあふとて、上日の者をあまた付て、主の女ばうの局までをくらせまし〳〵けるぞ忝き、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年五月辛未、水内郡〇信濃人利部智麻呂、友于情篤、苦樂共之、同郡人倉橋部廣人出私稻六萬束、償百姓之負稻、並免其田租終身、

〔日本後紀八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻

其療病之方、又爲攘鳥獸昆虫之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩賴、

〔倭名類聚抄二十草〕石蘚　本草云、石蘚、胡谷反、和名須久奈比古乃久須利、一云以波久須利、

〔古事記上〕大穴牟遲神見其菟言、何由汝泣伏、菟答言、〇中略伏最端和邇、捕我悉剝我衣服、因此泣患者、先行八十神之命以、誨告浴海鹽當風伏、故爲如教者、我身悉傷、於是大穴牟遲神、教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃、敷散而輾轉其上者、汝身如本膚必差、故爲如教、其身如本也、

〔日本書紀垂仁六〕二十八年十一月丁酉、葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、於是集近習者、悉生而埋立於陵域、數日不死、晝夜泣吟、遂死而爛臭之、犬烏聚噉焉、天皇聞此泣吟之聲、心有悲傷、詔群卿曰、夫以生所愛令殉亡者、是甚傷矣、其雖古風之非良何從、自今以後議之止殉、

〔日本書紀仁德十一〕四年三月己酉、詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之、黼衣絓履、不弊盡不更爲也、溫飯煖羹、不酸餧不易也、削心約志、以從事乎無爲、是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣被、星辰漏壞而露牀蓐、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、

〔續日本紀淳仁二十二〕天平寶字四年六月乙丑、天平應眞仁正皇太后崩、〇中略、太后仁慈、志在救物、創建東大寺及天下國分寺者、本太后之所勸也、又設悲田施藥兩院、以療養天下飢病之徒也、

〔三代實錄陽成三十五〕元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、〇中略、太后慈仁、天至濟物在勤、收拾東西京弃兒孤孩、給之乳母、多所養育、割封戶五分之二、以充其費、

〔續古事談二王道后宮〕帝王ハ人ヲアハレミ、民ヲハグヽム心オハシマスベキ也、シカレバ一條院ハ極寒ノ夜ハ、御衣ヲヲシノクテオハシマシケレバ、上東門院、ナドカクハセサセ給ゾト問タテマツリ給ケレバ、日本國ノ人民サムカラムニ、ワレアタヽカニテ子タル事、無慙ノ事也トゾ仰ラレケル、延喜御門〇醍醐モサムクサユル夜ハ、御衣ヲヌギテ、夜御殿ヨリナゲイダシ給ケルト、イヒツ

仁例

哀をしらずば、其心頑然として、鬼畜木石のごとく、痛さ痒さもしらずなりなん、何をもて自愛し、なにをもて恭敬せん、義を聞て感ずる事なく、不義を聞ても恥る事なかるべし、是をもていふに、仁義禮智いづれも心の德にして、各其理わかるれども、其本源は仁に外ならず、人として不仁なれば、義も禮も智も其さまあり、其用ありといへど、所詮内より生せねば、眞の德にあらず、公の理にあらず、この故に仁に心の德といふて、外に德をいはず、仁に愛の理といふて、外に理をいはず、そのいはざる所に、ふかき意ありとしるべし、

〔伊勢平藏家訓〕五常の事

一仁といふは、人をはじめとして、生あるものをあはれみ、おもひやりふかくいたはる根情を仁といふなり、仁は慈悲の事と心得べし、父母に孝行するを初として、萬物此仁をはなれてはならぬ事なり、

〔文會雜記 一上〕一仁者心之德、愛之理ト云ヤウナルコトヲ、徂徠モ仁齋モ、トヤカク云テ、ハリアヒセリ合セラルレドモ、何ノ用モナキコトナルベシ、神祖〇德川家康ノ御遺訓ニ、下ヲ治ハ慈悲ト云一言ニテ、安民ノ道モ叶ベシ、然レバ經術ト云テ、メツタニ骨折モ、隙ニマカセヲ云フコトナルベシト、君修ノ論ナリ、

〔古事記 上〕爾速須佐之男命白于天照大御神、我心清明故、我所生之子得手弱女、因此言者、自我勝云而、於勝佐備(此二字以音)離天照大御神之營田之阿(此阿字以音)埋其溝、亦其於聞看大嘗之殿屎麻理(此二字以音)散、故雖然爲、天照大御神者登賀米受而告、如屎醉而吐散登許曾(此三字以音)我那勢之命爲如此、又離田之阿、埋溝者、地矣阿多良斯登許曾(自阿以下七字以音)我那勢命爲如此登(此一字以音)詔雖直、猶其惡態不止而轉、〇下略

〔日本書紀 神代一〕一書曰、〇中略夫大己貴命與少彥名命戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定

愛之理は發用をさせりと、此の說非也、朱子曰、愛之理者、是乃指其體性而言、此の說の證とすべし、愛は用なれども、愛の理は內にふくめるを以ていへば、あらはれたる用に非ず、朱子又曰、仁は溫和慈愛の道理、○中略朱子の此の二說にて、仁の字義大むねそなはれり、

〔駿臺雜話二〕仁は心のいのち

ある時、例の人々とぶらひ來て、講習しけるが、仁義の說に及べり、中にひとりいひけるは、人は天地の心を得て心とす、天地は萬物を生ずるをもて心とする故に、それを得て心とすれば、人は人を愛するをもて、心の德とする事勿論なり、よりて仁は心之德、愛之理といへり、心の德とあれば、仁義禮智諸ともに仁にもるゝ事なき程に、仁は四者を包て、義も、禮智も、仁によりて立なり、是は翁○室鳩巢の講說にてかねて承りし事にて侍る、但仁は人を愛する心にあらずや、それを衆善の長とする事、たれも知たるやうに候へども、大かたは人はたゞ慈悲を第一とするをもて、仁を衆善の長とするとばかり意得侍る、それは慈悲の重き事をいはゞ、しかいふてもやみなまし、今仁を心の德とするは、さやうの一通りの淺き事にてはあるまじく候、いかなれば慈悲の心ひとつが、心の德となりて、義も禮も智も仁なければ、うせほろぶるにやあらんと工夫すべき事にて侍る、此ところを今少し承たくこそ候へ、翁聞て、只今申さるゝ所、すこしもちがひなく聞へ侍る、されば日ごろ申たる外に、改て申べき事もなく候へども、猶くはしく申候はゞ、心の仁あるは、人の元氣あるがごとし、人の元氣は脉にあらはれ、心の元氣は愛にあらはる、脉のかよひ絕れば、人死するごとく、愛の理ほろぶれば、心死する程に、仁は心のいのちとも申べし、夫心は活物なるにより、人に情あり、物の哀をしりて、常にいきたる物ぞかし、よりて父母を見ては自然に親愛し、親愛せざるに忍びず、君長をみては、自然に尊敬し、尊敬せざるに忍びず、齒德を見ては自然に遜讓し、遜讓せざるに忍びず、義を聞ては必感ずる事をしり、不義を聞ては必恥ることをしる、もし情なく

カラ仁ノ道ニコモリ申スナリ、

仁者人之所以爲人、克己復禮也、天地以元而行、天下以仁而立、顏子問仁、夫子以綱目答之、仁之全體大用盡、仁者兼五常之言、聖人之敎以仁爲極處、漢唐儒生以仁作愛字、其說不及、至宋以仁爲性、太高尚也、共不知聖人之仁、漢唐之蔽少、宋明之蔽甚、仁之解聖人詳之、仁對義而謂、則爲愛惡之愛、仁因義而行、義因仁立、仁義不可支離、人之情愛惡耳、是自然之情也、仁義者愛惡之中節也、

〔聖敎要錄中〕仁

〔五常訓二〕仁

人の禽獸にことなるは、仁あるを以てなり、五常五倫、百行萬善、皆仁よりいづ、故に仁の理、至りて尊く、至りて大なり、わがともがら凡愚のしりがたきことなれば、たやすくいはんこと、いとかたはらいたくこそきこゆべけれ、○中略中庸に曰、仁者人也、親親爲大、孟子も亦曰、仁也者人也、又曰、仁人之心也と、言ふ意は、天地の惠み大にして、よく萬物を生じ給ふ、其の理を生理と云ふ、生理とは天理の生々して、よく物を生ずるを云ふ、此の生理を人の身に生れつきたる故に、人の身に惠みの心、胸中にみち〳〵て、よく物をあはれむ、是を以て人の身、即是仁なり、故に仁者人也と說きたまへり、○中略周子は德愛を仁と云ふといへり、愛はあはれむなり、仁は心の德にて、人をあはれむを云ふ、愛を以て仁をとくは、是仁の大用をとけり、○中略程子は天地の生意を以て仁をとけり、生意とは、天地の理、生々して物を生ずる意を云ふ、其の生意の人に生れつきたるを仁と云ふ、天にありては生と云ひ、又元と云ふ、人にうけては仁と云ふ、天にあり人にありて、其の名はかはれども、其の理は一なり、○中略朱子曰、仁心之德、愛之理、心の德とは、德は得るなり、○中略愛の理とは、心の德のいまだ外にあらはれざる内に、おのづから物をあはれむ理をふくめるを云、○中略心之德愛之理の六字、朱子はじめて發明せる所、後の學者に功あり、是周子の德愛を曰仁に本づけり、或曰、

ルヲ云ゾ、サレバ唐ノ韓退之ガ、博愛謂之仁ト云ヘルハ、ヒロク衆ヲ愛スルヲ仁ト云ゾ、宋ノ朱文公ハ、仁者心之德、愛之理也ト云ゾ、仁ト云モノハ、本心ノ全德ニシテ、人ヲ愛スル理也ト云ル心ゾ、孟子ハ、仁人之心也ト云ルヲ、程子ガ註ニ、心譬如穀種、生之性則是仁ナリト云タゾ、○中略中庸ニ仁者人也、ト云ハ、仁字ハ人ト云字ノ心ゾ、イフコヽロハ、人ノ人タルハ仁ノ道アルヲ以テ云ゾ、仁ノ道アリテ、シカフシテノチニ人ト名クルゾ、仁ナクンバ人トハ云ベカラズ、カルガユヘニ仁者人也ト云ル心ゾ、○下略

〔彝倫抄〕仁トハ、心ノ德、愛之理ト云心ナリ、本心ニ生レ出ルヨリ具シテイヅルモノナリ、ソトヘアラハルヽトキハ、物ヲ見テアハレミイタム心ナリ、コノ心人々ニムマレツキテアレバ、聖人ト別ニカハルコトナシ、タトヘバ佛法ニ人々具足、箇箇圓成、直指人心、見性成佛トイヘルモ、粗相似タリ、カクノゴトク、本心ノ仁ハ、聖人ト同ジキニ、ナニヲ學問ヲスルゾト申セバ、ソノ仁心ハアリナガラ、或ハ欲心ニヒカサレ、或ハ氣質ノウケヤウ、アシクアリテ、邪念惡心ガキザシテ、アハレムベキコトヲモアハレマズ、カナシムベキコトヲモカナシマズ、君ヲアナドリ、親ヲソムクニイタルコトナリ、ソコヲナヲサンタメノ儒ノ敎ヘナリ、人々仁ノ心アル證據ヲ、孟子ニアラハサレタリ、タトヘバ、二ツ三ツニナル子ガ、井ノモトノアタリヲハフテ、スデニオチントセバ、イカナルモノニテモ、ヤレカハユキコトヨト、心ノオコラヌモノハアルマジキナリ、ソノ心ハタシナミテ、人ニヨクイハレントテ出ルニテモナク、其子ノ親ト智音ニテ、イヅルニテモナキナリ、本心ヨリアラハルヽ念ナリ、今時ニテモ其證據アリ、舞ヤ謡ヤナドノ、アハレナルヲキヽテハ、皆人涙ヲナガシテ感ズルナリ、心ニワタクシナキユヘニカクノゴトシ、今日欲心ニナリテハ、父子兄弟ノ間モ、タガヒニアダガタキトナル、アサマシキコトナリ、此私ノ心サツテ、天理ノ本然ノ仁心ニカヘレト、敎ヘ申スナリ、コレ佛法ニテハ、物ノ命ヲコロサズ、只慈悲利益ヲスル心ナレバ、殺生戒モヲノヅ

解說

集に愛をうつくしとよめるも音意通せり、

〔神道玄妙論〕仁は宇都久志美と訓べし、珍愛の御子宇都志伎青人草などいふ宇都より出て、萬葉集に愛をうつくしと訓り、日本紀に、愛字をうつくしとよめり、うつくし母、うつくし人、うつくし妹、うつくしき子など歌に見ゆ、萬葉集に、天地の神相うづなひと見え、續紀の宣命に、相宇豆奈比相扶奉とも、相うづなひ奉り、顧はひ奉りとも見え、中臣壽詞には、うづのひとも云へり、いつくしむと云は、この轉れる言なり、萬葉集に、皇神のいつくしき國と見えたり、また米具美と訓べし、

〔めのとのさうし〕人はたゞいかほどもなさけおはしませ、じひなさけにこそ人はおもひつくものにて候へ、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣清公薨、○中略家無餘財、諸兒寒苦、清公○中略仁而愛物、不好殺伐、

〔千代もと草〕仁は人をあはれみ、慈悲をほどこす事なり、

〔春鑑抄〕仁

夫人ト云モノハ、天ヨリ性ヲウミツクルニ、ソノ性ニ仁義禮智ノ四德ノ、ソナハラヌモノハナヒゾ、性トハ、タトヘバ水ハシタヘナガル、性アリ、火ハホノホノウヘヘアガル性アルガ如キゾ、ナルホドニ人ノ性ニハ、慈愛惻怛ノコヽロアルヲ仁ト云ゾ、慈愛トハ慈悲ニシテ、愛敬アリテ人ヲアハレムヲ云ゾ、惻怛トハイタミイタムトヨムゾ、人ノアシキコトヲ、ワガコヽロニイタミイタンデ、タスケスクフゾ、コレハ天理ノマヽニシテ、自然ノコトハリゾ、孟子ニ惻隱之心、仁之端也ト云モ、コノコトゾ、○中略仁者ト云モノハ、ソノゴトクニ人ノウヘノウキヲミテハ、タスケヒデハトヲモヒ、災難ニアフヲミテハ、救ハント思フゾ、不仁者ト云テモ、コノ性ハアレドモ、人欲ノ私ニヒキソコナハレテ、仁ノ心ヲ失ヒ、不仁ニナルゾ、サルホドニ仁ト云ハ、マヅ人ヲアハレムコヽロア

古事類苑

人部十六

仁 度量 (附)

仁ハ、メグムト云ヒ、又イタムト云フ、即チ慈愛惻隱ノ心ヲ謂フナリ、此篇ニハ仁ノ解説及ビ其事蹟ヲ收載ス、

度量ハ、寛大ニシテ、能ク衆ヲ容ル、ヲ謂フ、而シテ人ノ過誤ヲ咎メズ、舊惡ヲ念ハズ、又己ヲ害セントスル者ヲ宥免スルガ如キ、亦此ニ屬セリ、

名稱

〔類聚名義抄一人〕仁音人 メグム ウツクシム ムツマシ

〔段注説文解字八上〕仁親也、見部曰、親者密至也、从人二、會意、中庸曰、仁者人也、注、人也、讀如相人偶之人、以人意相存問之言、大射儀、揖以耦、注、言以者耦之事成於此意、相人耦也、聘禮、每曲揖、注、以相人耦爲敬也、公食大夫禮、賓入三揖、注、相人耦、詩匪風箋云、人偶能烹魚者、人偶能輔周道治民者、正義曰、人偶者、謂以人意尊偶之也、論語注、人偶同位人偶之辭、禮注云、人偶相與爲禮儀皆同也、按人耦猶言爾我親密之詞、獨則無耦、耦則相親、故其字从人二、孟子曰、仁也者人也、謂能行仁恩者人也、又曰、仁人心也、謂仁乃是人之所以爲心也、與中庸語意皆不同、知鄰切、十二部、

〔釋名四釋言語〕仁忍也、好生惡殺、善含忍也、

〔日本書紀四綏靖〕神渟名川耳天皇、〇中略綏靖、庶兄手研耳命行年已長、〇中略立操厝懷、本乎仁義(ウツクシビ)、

〔古今和歌集序〕あまねき御うつくしみのなみ、やしまのほかまでながれ、ひろきおほんめぐみのかげ、つくば山の麓よりもしげくおはしまして、〇下略

〔倭訓栞前編三〕いつくしむ　仁をよめり、痛く惜むの義成べし、人の全徳は仁愛の心にあり、萬葉

かせられよといひ終て死す、享年二十七歳とぞ、

〔鶴梁文鈔續編上紀事〕紀烈婦蓮月事

烈婦蓮月、未詳其姓氏、京師賈人某妻也、美姿儀、性聰慧、習文墨、能和歌、又善陶、家貧夫病、不能自給、烈婦別開小店、煮茶供客以養夫、無幾夫死、寡居自守、恐年尚少有人挑之者、薙髮爲尼、然天然美容、故態尚存、狡僥少年、或投艶書送慇懃、烈婦乃引千斤秤、自拔其齒、毎拔一齒、嵐嵐有聲、滴滴迸血、觀者大驚、皆曰烈婦烈婦、自是莫敢挑之者、嗚呼古之貞婦、有刵耳截鼻以自誓者、烈婦之操比之無復所恥矣、

洛東蹴上に樵者七兵衛なるもの、一日山に入て、歸ること遲かりしかば、其妻迎にゆきたるに、とある崖下に柴を一荷にし、息杖にもたせながら、人は見えず、ふと見あぐれば、木の枝に大なる蟒首をたれて、腹ふくらかに見えしかば、こゝろきゝたる女にて、是は夫を呑たるならんと、やがて彼荷に添たる鎌をとりてむかへば、蟒口をひらきて是をも呑たり、呑れながらこの鎌にて、口より腹まで切裂しに、夫はたして腹中にありて、己とともに地へ落たればたゞちに肩にひきかけて我家に歸り、數十日保養を加へて、常に復しぬ、

〔續近世畸人傳四〕浪華鶴女

鶴女は浪花戰場鐵や吉左衛門が妻なり、十四にして嫁し、良人によく仕へ舅に孝あり、十六歳の春一男子を產しが、其年不幸にして良人吉左衛門病死す、其忌もみちぬれば親族集ひて、今男子ありといへども、まだ當歳なり、婿を撰みて鶴女に配んとて、しか／＼かたらひければ、鶴女淚を流し、吾若しといへども、兩夫にまみえざるの敎をきけり、はた良人の忘がたみに、男子さへあれば、我心の及ぶほどは、あるじに代りて舅に仕へ、此子をも養育せばやと語に、人々感じあへり、かくて舅に仕ふること、良人生存の日よりも厚く、召つかふものにも情深ければ、皆其德に伏しけり、さて年もかはり一周のいとなみも過しかば、先の人々、去るものは日々に疎しといふ諺をや思ひけん、又つどひて、今はかく家事も整ひぬるものから、まだ齡のわかければ、行末覺束なし、唯まげて吾々が言にしたがひ給へといひけれど、鶴女なほさきのごとく誓ひていなみければ、せんすべなく止みぬ、かくしつゝ、天明のとし此鶴女不起の病にかゝり、死に臨むころ、人々枕べによりて、おもふことあらば、殘なくのたまひ置ねといふに、さらに言置べきこともなし、唯老人に先だつこと、今生のうらみなれど、是も命なればせんかたなし、此うへおもふことには、死して後棺に收るまでは、僧たりとも男子の手にふれしめたまふな、入棺の後は世の作法もあれば、例にま

不如速涓吉納幣、使善次聞暦、曰、某日吉矣、於是衆歡飲徹夜、阿正向隅飲泣而已、自是梳櫛皆廢、家慮其有變、更守之、既而數日、阿正忽洒然收涙、稍理髮鬢、而家意其改志、防護寢解、阿正乘間、沐浴裝束、入屋後炭瓶、以廚刀貫咽、兩手據膝、伏而死、時年十八矣、義母方睡、覺其不在、詗之隣、隣曰、近久不見二姐也、歸家周視、過流血淋漓、大驚、嘉右時他適、聞變馳至、得遺書二於傍、其一以遺義父母、〇中略其一以遺長二、曰、妾身許郎君、不須更言、近乃遭勸適、諄諄納幣有日、妾不任悲憤、昨託人歎說、一切不聽、所託之人、亦反來勸妾、無復有一人賛適郎君者也、妾於是殊覺郎君可痛也、饒使妾遂成不義之婚、身披錦繡、口飽肥甘、獨何面目見人乎、義父謂妾與郎君通殷勤、亦宜然之疑矣、然實未嘗伸一夕之情、郎君所知也、特思許嫁義重、又欲有辭於逝者、思彼念此、万愁纏心、所以自殘、冀見憐察、嘉右憮然、〇中略實享和辛酉十一月也、物論囂然、而莫敢上聞、其後十有八年、本藩儒臣竹田器甫、嘗因臨館試詩、以節女詞命題、自賦長韻、悉叙其事、藩侯閲詩、心異之、因密詢中外、侯生母賢而有惠、其所隷小婢、亦間人也、呼而近之、訪得其實、語之於侯、侯遣吏廉問、遂黍兩村長職、追咨當時郡宰以下、黜罰有差、賜節女家白金、使存卹焉、以旌之云、

〔閑田耕筆 二〕丹波桑田郡小林村とて、龜山ちかきに、木匠某が妻長といへる有、夫婦が中に女子二人ありて、いまだ幼きほど、夫は江戸大火後、造作多きをたのみて下りしが、終にかしこにて妻をまうけ、音信もせざるに、妻は操を守りて、二人の女子を養育して、縫針洗濯の賃業をして、貧き世を堪忍びぬ、さて夫の愛せし櫻一樹、庭外にあるを形見と守り、夫に仕ふる心地に、木のもとを清め枝をいたはり、假初にも人に折することなし、かくすること二十年許、樹はます〳〵榮へ、二女も生長して、それ〳〵に身も納りぬ、かくて此婦身まかりける後、櫻忽に萎み衰へたり、よりて心ある人は、呼て操櫻と稱す、

〔近世畸人傳 一〕樵者七兵衛妻

曰、惡是何言也、兒一醮誓無它、且尊姑日已傾西山、兒雖不肖、代先君護視、固其職也、無問遠近、兒當從尊姑所之、姑數喩之、不可、姑曰、如是我子猶不死也、乃與倶出邸、棲居北郊、理慧從是親操薪水、養姑益篤、三十年猶一日也、杵築老侯聞其貞淑、使近臣岡田匡隆、源左衛門命出仕夫人氏、理慧曰、妾去邸之日、自矢棄人間、且不忍一日離姑也、遂固辭不應、尼崎侯召之、亦辭曰、於亡夫所事君、且猶辭召命、事姑之外、亦復奚求、匡隆反杵築、毎見親友屢語之、稱其貞節而泣、理慧、江都人、尼崎侯臣富田清兵衛之女也、

〔山陽遺稿三〕節女阿正傳

節女名阿正、父曰七兵、業農又釀酒、家頗豐、二娶妻、皆先死、各生一女、節女後妻出也、初七兵年五十、讓其家於外甥七左、而別營舍老焉、及病篤聚其族、囑之曰、吾命在旦夕、而無丈夫子、唯有二女、以累公等、願養嘉右妻以長女、至於次女、待其長妻之於長二、以承宗家之緒、嘉右者、其後妻弟也、長二者、七左之子也、親族相計、如其言、以長女配嘉右、使之子育阿正焉、阿正天質樸粹、事嘉右夫妻甚謹、嘉右性無賴、不事事、日與其村馬醫万助、飮酒沈湎、典義父所與田業殆盡、親族交規之、弗聽、是時阿正既長、長二亦弱冠、長二爲人質直勤恪、而連遇災患、產稍落、是以因循未成婚也、赤間隣邑、曰勝浦村、村長半五家甚富、爲其子源五擇婦、未得、聞阿正有才姿、欲獲之、會万助因事來村中、語以其意、万助心窃計、吾苟勾當此事、則借此翁勢力、何欲不成、遂諾而歸、語之嘉右、嘉右大喜、欲不謀親族而許之、親族來誚、責其違舊約而規新利、嘉右患之、其明、召万助語故、且曰、爲之何如、万助曰、請謀之愚兄道全、呼道全至、畫策曰、本村長善次、與半五聯職親善、託以媒介、使公然來請、奴輩何能相沮也、嘉右大喜、使万助潛往授意、善次許諾、偕來決議、乃呼阿正告之、說以利害、阿正默然不答、良久曰、諸君爲妾計、妾事不銜、雖然阿爺臨沒撫妾而許之二郎矣、慈心所屬、萬不可背、百事唯命、此獨不能從、涙與言倶下、道全等大怒曰、吾輩所說、不唯爲卿計利、於義父施及吾輩、與有榮耀焉、舍此洪福、而甘落魄之長二、顚倒之甚、嘉右又罵曰、汝不肯此婚、必有緣故、意汝已密與長二通也、余必逐出汝二人、阿正低頭不言、万助曰、事已至此、何必喋喋、

まにては、頓て路頭に立申べしと存候ところに、いまだ天道に捨られずして、かやうの事出來たる上はためらひなくそのかたへ御こし有てたび候へ、わらはが事は、少も御心に懸られまじ、存る旨候へば倒死ぬるやふにも候まじ、此ところを失れば、後に悔てもかひ有まじ、かへすがへすこのはかりごと、とゝのふやふにといさめけるが、其夜ひそかにのがれ出て、本の靑樓に行て此由を云、もとの如く身を賣、その趣を文に認め、その價を旅粧の料にこしければ、此上はとて、丹波へ往て養はれ、一年あまりも居けり、明けの年に及て、婚禮もすべきになりぬれば、さすがこゝろよからざりしにや、且は養母のいたましくやすからぬよしにて、暇こひて浪花にかへりぬ、人がらもいやしからず、常の行跡もそゞろならざるよしにて、皆人おしみあへりしとぞ、かくて舊友どもうちよりて、父にこひけるは、わかげにてそゞろなる事有べけれども、本の人がらはまめやかにあれば、ゆるしやられよと云けるに、元より外に子はなし、戀しくおもふをりからなれば、此たびはやすくうけてよびかへし、殊によろこびあへりければ、をりをえて友人ども、さきに妻の心をつくし、こたび身をうりて、夫をしたてたる事ども語出て、又妻としたらば、よかりなんと云に、父も其誠なる志を感じて、ゆるしければ、靑樓に通じて、其よしを云、再請出すべき代などの事談じけるに、主人云けるは、此子は始より人がら殊にすぐれて、外の者のさほうを正しくする爲に、前にもおしみながら進しき、此たび參候ても、取あつかひよく、をのづから家も繁昌して悅しゆへ、緣につけつかはし可申と存候ところの間、代金などの沙汰にはなく候とて、さまざまにはなむけてこしけるとぞ、女の嫉妬なるは、古今の情なるに、身を捨て夫をたてんとしたるこゝろ、誠に淺からずこそ、

〔續近世叢語七賢媛〕寡婦理慧、江都杵築邸山本安兵衛妻也、嫁未數年喪夫無子、養他姓爲後、放蕩亡命、山本氏亡、姑留理慧曰、家之不淑、一至于此、我將歸鄕里以依親舊、汝也妙齡、良圖再醮、理慧聞之愁然

四十にみたずして身まかりぬ、その子母のをしへによりて、身をたて人にしられたり、時の人此やもめを貞婦とよびて、ほめあへりける、

〔妙海物語〕妙海法尼は堀部彌兵衞女にて、其名を順と云、彌兵衞の養子安兵衞に、妻合すべき約諾せるうちに、赤穗落去故、十九歲の時剃髮、父○中略吉良家に恨み報ずべき前に至り、安兵衞江戶ゟ上方へ登り、祖母に對面を乞しかば、祖母人をして申出さるゝは、何用ありて歸り來りしぞ、主君の御用に立ん爲にこそ養子にもいたしぬ、祖母や妻に逢たく心迷ひ歸りたるらん、え對面申べきやといひ出しければ、安兵衞秘事はあかしがたくして、全く未練の心にて歸り來りしにあらず、御疑ひあらば誓詞を奉るべしとて、頓て誓詞に血をそゝぎて出しければ、祖母しからばあふべしとて、順妙海に向ひ、安兵衞歸りしなり、逢ひたきやと申故、順いかにも逢ひ申たきといひければ、見度は眼を抉りぬき出し給へ、見すべしといひしに驚き、順もあふまじと覺悟いたしぬ、すでに奥の間へ入れ、襖を閉て、祖母ばかり對面して、別れ際に、肌著二ッ取出し、是は彌兵衞と其方、今はの際の時に著用の爲に縫ひ置たり、臨に遣すとて渡しわかれしとぞ

〔窻の須佐美追加下〕浪花の富人の子小四郎とて、わか者有、娼妓と相なれ、終に買得てかくれたる所におきて、行かよひ妻としけり、父是を聞て大にいかり、かゝる事なす者、行末許がたしとて、追出しければ、かたへなる小家を借りて、夫婦在けるが、賤きわざは馴ざれば、しばしの中に衰て、朝夕の烟も絕々になり行ければ、したしき友どちあはれがりて、いたはりけれど、それもかぎりなければ、力にをよびがたく、如何せむといふうちに、一人の云、かくては復潰に及びなん、此ごろ丹波の笹山なる富家に、女一人持たるが、養嗣を望者有、此かたへ往てんやとすゝむるに、小四郎は我身を立んとて、妻を流浪させん事、本意にあらず、思ひもよらずと云、その妻物陰にて是をきゝ、立出て云樣、此日比わらはは故、夫の漂泊ある事、かへすぐ悲しく、夜の目もあはず居申なり、此ま

はむ事かなはずば、いかなるふちにも身をこそなげめ、などてか異人にはまみへん、それさもなくば、よろづみづからにまかせ給ふて、心やすく養生あれかしといへば、野口泪をおさへ、此うへはともかくも心にまかせ給へといへば、女もよろこびいよ〳〵いたはり、おこたる事なかりけり、とかふして野口十とせばかりやみて、つゐにその分野にて死にければ、ふかくなげゝどもせんなく、定る野邊のけぶりとなし、夫のために三年がうちおなじいほりにこもり居て、夫の事をなげきつゝ、其身もつゐに身まかりしとなり、

〔比賣鑑紀行入〕いつの比なりけん、渥美何がしといふものゝ妻に、永井氏のむすめあり、心ざま貞順にして、つゝしみふかく、ことばすくなし、父は一城の主なりしかば、おさなきより富貴のわざになれそみたり、おとこは祿うすくして、よろづにわびしかりけれども、妻これにたへていさゝかくるしげなるいろなし、しかも夫妻の禮うや〳〵しき事、まれびとのごとし、十とせばかりをへてのちに、おとこやまひしてうせぬ、おのこ子一人あり、妻なげきかなしめる事かぎりなし、からをはうふり、たまをまつる事、みなその心をつくせり、しかるに妻の兄あり、そのとしわかくして、ひとりはえたふまじきをおもひて、しゐて心ざしをうばはんとしけれど、やもめこれにしたがはず、兄いかりてなをおして再嫁をなすべしと、一族とともにあひはかりて、事すでにせまりぬ、やもめひそかに閨にいり、自害せんとして、すでにかたなをおしたてけるを、めしつかへの女どもはしりかゝりて、とりとゞめけるに、血ながれてやまず、兄これにおそれて、二たび縁のさたいはじとちかひければ、やもめいとうれしげになりていはく、さ思ひ給はんに、などかおさなき者をすてゝ、みだりに死をいそぎ侍らむやとて、それより子をねやのうちにやしなひ、いみじくそしへそだてけり、此人もとより出あそぶ事をこのまず、ことにやもめとなりぬる後は、おとこの墓おがみより外に、かりにも門を出る事なし、節をまほれる事、大むね此たぐひなり、年いまだ

助太刀して彼妻のもとに行て對面しけるに、もとゆひの間より髮の長く出て、もとゆひは其まま有しとぞ、

〔壺の石文九貞女烈女の列〕今の世　ときわぎ物がたり

延寶年中の比とかや、武藏の國とねづと云ふところに住ける小澤氏といふ人、松といふむすめをもてり、かたちすぐれ心おとなしかりけるを、十七のとし、おなじあたりの野口氏と云人にめあはす、女心いとうつくしかりければ、夫につかへてうや〱しく、舅姑によめづかひ孝行なり、野口が父母天然の後、男不幸にして癩になりにける、〇中略松一人のみ夫をはごくめり、〇中略松が父は、〇中略我切におもふむすめを、見ぐるしきかたひにあづけをくこそ遺恨なれ、とりかへして異人にゆるし、ゆたかなる末の代をも見ばやとおもひ、むすめをよびてそのやうをいへば、女はなみだ隙もなく漸々いふやう、いとこそなさけなきおやたちかな、かれをわれさへすてなば、たれかこれをはぐゝみてん、ひと日のうちに死にこそうせめ、よにあるときばかり夫にて、かくなりはてゝは夫にあらずや、夫の不幸は我不幸なり、再嫁の事はゆるし給へ、ともかうも病夫をこそ見はてめといひすてゝ、庵にかへり、其後はおや里へもゆかず、〇中略野口も我ゆへに、妻にさへうきめを見せ、あらぬありさまのおとろへをぐるしみてあることよとおもひ、或時女にむかひていひけるは、我こそかゝる身となれ、そこはなどわれゆへにあさましき目を見せむや、父母のためも恥辱なれば、里に歸り、いかなる人にもあひなれて、行末めでたき有さまをきかば、さてこそわれもうれしからんといへば、女はうつくしうわらひて、つれなき人のことばかな、千代とかねたる夫の、あしきやまひうけたまひ、今かくあさましく成給ひしほどにとて、それを見すてゝ、又富貴なる人に嫁せんや、よにある時のみが夫婦にて、かくおとろへたるときは夫婦ならずや、君つゝがなくて、我やまひをうけば、すて給はんや、返す〲なさけなき人の心かな、せひそひ給

ども我志あり、詞にあらはしがたし、と語りければ、妻のいはく、世の變はいかなる人も、はかるべからず、かく成はてたりとも、更に悲しむべきにあらず、妻は夫に從ふ道とこそ聞て候へ、其御志を承らばやといふ、勝永云、我武名を傳へて、數世に及びぬるに、かく沈み果なん事、口惜き事なり、命を秀賴公に奉りてんと思へども、我愛に忍び出なば、憂がうへにも、猶うき事や、御身の上に添らんと、泪を落しけるに、妻つく〲と聞て、打笑ひ、弓箭取の妻となりて、いかでかゝる事をおそれなんや、はや此曉船に乘て、武名を潔くし給へ、君のため、家の悅び、何事かこれにしかん、わらはが事な思ひ給ひそ、いかにもなり給ひたらば、此島の波に沈み候べし、運命めでたく、頓て逢奉らん、急ぎ給へといひければ、勝永悅んで、小舟に取乘、大坂に到り、籠城しけり、其後山内對馬守より豐前が妻を、固くいましめおき、かくと告られしかば、東照宮聞し召、勇士たる者の志、感賞すべき事なり、豐前が妻、罪する事有べからずと、懇に仰有ければ、豐前が妻、大坂の城中に入けるとぞ、

〔常山紀談二十三〕奥平の長臣奥平源八、一に傳八父の讐同姓隼人を討しに、相與せる士多し、源八幼くして奥平の家を立去しに、一味の面々も皆立去て、源八が成長を待居ける、其中に一人の士、妻は稻葉丹後守正通の家の士の女にて有けるが、父のもとに預け置しに、頓て讐討べきに及びて、妻のもとに行て、存る旨のあれば離別するなり、いづ方にても嫁し候ひて、親の苦勞に成給はざれといひければ、彼妻聞て、年久敷隔なく過候ひしに、俄にかく仰候は、定めて故有べし、然らずしていとま給はりては、親に向ひていかにいふべき詞も候はずといひければ、今はつゝみがたくして、誠はまか〲の子細にて、讐をうつに組したれば、其時は討死するか、又は公の咎によりて殺さるゝか、二ッの間に有べし、御身は年若き人の、我死後に艱難すべければ、いたはしくてかくの如くいひつる也と語りければ、彼妻もとゆひの際より、髮をふつときり、讐打すまし給うて相見ゆるまで、此髮いろひ申さじと誓言して、別れけるとなり、其後讐討おほせて、彼士も散々に働き、

へかくと申上侍りければ、即秀吉公へ文箱の符をも切ず上しかば、右筆にて侍る山中山城守をして御一らん有に、女の文にて筆勢いとうつくしく書つゞけたり、○中略秀吉公山城守をして御らんなされ、憐なる事共也、然ば龍造寺かたへ、此瀬川采女正を歸朝せさせよと、御内書有しかば、頓て肥州へ參たり、

〔常山紀談十四〕石田西國の諸將をかたらひて兵を起す時、諸大名の北の方を、大坂城中に取入んとするを、北の方○細川忠興妻聞て、傅に付られし、河喜多石見、稻留伊賀、小笠原正齋を呼て、吾此所を出ん事思ひもよらず、城中に取こめられんは恥辱なり、よく斷を申候へ、猶聞入られずば、是を限と思ひ定むべしと語られしかば、正齋殿東國に向はせ給ひし時、おもひかけざる事のあらんには、正齋はからひて、武將の恥なさらしそと、仰置れ候ひき、敵奪ひとらんとするならば、其時思召切せ給へと申しけり、かゝる處に、城中に入よと使を以ていはせしかば、再三斷の旨を述けれども聞入ず、七月十七日の未の刻ばかりに、大坂の軍兵五百餘り、玉造口の屋敷をとりまきて、とく城中に入申されよ、さらずば亂入て奪取んと呼はりけり、女房ばらあはてゝ泣悲めども、北の方はさわぐ色もなく、かくあらんとは兼ておもひ設つる事ぞとよ、正齋介錯せよ、われ生る世にまみえざりし人々に、死しての後も見られんはよからじとて、面に覆面打かけ、くゝり袴著て刀を拔、胸につきたてられしかば、正齋眉尖刀にて介錯し、其まゝそこにて腹を切んとせし處に、正齋が小性はしり來り、殿の北の方と同じ所に自害あらば、後の誹の候べきと云ければ、正齋あまりのいたましさにわすれたるよとて、障子の外に走り出、家に火を懸け、石見と共に腹切て、炎の中に死したりけり、

〔常山紀談二十〕關ケ原亂の後、毛利森とも記せるあり豐前守勝永は、土佐へ流罪せられしに、大坂に事起ると聞、或夜妻にいひけるは、我罪有て、かゝる所に居住し、汝にも斯うき事を見する事ぞとよ、され

尼ト成事不可有、又イカナル人ニモ相馴給ヘ、露恨トハ思マジナド、細ヤカニ掻口說ケレバ、彼女房何トモイラヘハセズ、唯懷ニ暖テ在ケルガ用アル樣ニテ、傍ヘ立ノキ、剃刀ニテ兩ノ小鼻ヲ立樣ニ二所裁割、綠ノ髮ヲ肩ニダモ掛ヲズ、押切テ立出、忠興ニ向、又人ニ見エザラント思ヘバ、カヽル姿ト成テ候ト云、〇中略程ナタ忠興死去シケレバ、彼女ハ、ヤガテ藝州奴田ノ佛通寺ニ入テ、朝參暮扣ニ身ヲ拋テ、女子出定ノ話頭ヲ擧シケルガ、蝴蝶ノ花ノ陰ニ眠リツヽ、吹トモシラヌ春風ニ夢ナメテ、翅カクハシゲニ飛去ヲ見テ、忽悟ノ旨ヲ得タリケリ、

〔陰德太平記六十〕土佐勢奧州出陣附岡本城合戰之事

此合戰ニ虎之介〇竹之内幷ニ鑓也ケル彌藤次討レヌト云虛說、岡豊ニ至テ聞エタリ、彌藤次ガ妻是ヲ聞、女ノハカナサハ、其實不ヲモ正サズ、實淺マシキ吾身哉、父ト夫ノ一度ニ討レサセ給フ事ノ不幸ハ、コレソモ何ノ報ヒゾヤ、今ハ生テ何カセン、左無ダニ、ウキフシ滋キ世間ニ、年月ヲ送ランヨリハ、唯一日モ早ク死シテ、安養不退ノ報土ニ生レ、一ツ蓮ノ坐ヲ幷ベバ、何ノ思ノアルベキト、只一筋ニ思切、落ル淚ノ水莖ニ、事ノ後前正シタ認メ置、頓テ自害シテコソ死ニケレ、〇又見二土佐軍記、宇和記往昔城主記事、

〔太閤記十四〕秀吉公憐於夫婦之間事

薩州島津内小野攝津守ゆうにやさしかりし息女を持侍りしが、肥前龍造寺が家臣瀨川采女正に嫁す、采女正高麗在陣之折ふし、彼妻あこがれし思ひのほどを、贈物に私るし付侍りしを、便の船にことづてをくりけり、折ふし難風おびたゞしう吹來て、船はそんじ、荷物博多の浦へ寄來るを、漁夫拾ひ上侍りしが、其中に謎ぞめやうの紙にて、能つゝみたる物あり、ひらいて見れば文箱とおぼしき物侍りしを、ほどきみれば、まきゑなどもけだかく、よのつねならぬ文匣なり、いやしき者などの致披露物にあらざむめりとて、所の吏務へさしあげぬ、吏務請取つゝ、將軍之御前条

熊谷元直ガ室女ハ、元直討死ト聞テ、熊谷程ノ者ノ討死シタリトテ、骸ヲ孝養セザル事ヤアル、死骸ヲ取歸ラザル事、桐原細迫ガ不覺也トテ、落ル泪ノ隙ヨリ、大ニ憤ラレケルガ、夜ニ紛レ、唯一人忍デ、有田ノ戰場へ赴キ、元直ハ腕ニ腫物ノ瘢有シヲ標驗ニ、死人共ヲ、一々ニ探リ廻ラレケルニ、夫婦ノ契不淺シテ、頓テ元直ノ死骸ニ探リ當リ、是コソ妻ヨト云モアヘズ、抱付テ伏辷、聲ヲバカリニ泣叫バレケリ、斯テ可在非レバ、彼死體ヲ抱テ歸ン事ハ、女ノ身ナレバ不任心、責テ是ヲ形見ニトテ、腕ヲ押切テ、懐ニシテ歸ラレケルガ、命ノ限リハ、身ヲ不放持レタリ、

〔太閤記　六〕勝家切腹之事

夜に入とひとしく、殿守之上にも下にも、ひろま其外櫓々などにも、酒宴初りけり、○中略小谷の御かたへ、勝家さし給へば、一二酌て、又返し侍りける、○中略盃もたび〳〵めぐりければ、漸終りなんとす、勝家小谷の御かたに披申ける、御身は信長公之御妹なれば、出させ給へ、つゝがもおはしますまじきと有しかば、小谷御方なみだぐませ給ふて、去秋の終り、岐阜よりまいり、斯見えぬる事も前世之宿業、今更驚べきに非ず、こゝを出去ん事、思ひもよらず候、去かはあれど三人之息女をば出し侍れよ、父之菩提をも問せ、又みづからが跡をも、弔れんためぞかしと、のたまへば、いと安き御事なりとて、其よし姫君に申させ給ふ、○中略夜半の鐘聲殿守に至りしかば、御二所深閨に入ぬ、○中略若狹守、文荷齋、○中略勝家のおはしまし侍る五重に上り、下はかく仕廻申候、御心しづかに沙汰し給へと申上しかば、さすが最期はよかりけり、男女三十餘人おなじ煙と立上りぬ、

〔陰德太平記　三十二〕杉原忠興死去附妻貞順事

忠興原○杉臨終ノ時、殊ニ哀也シハ、忠興ノ妾ノ形勢ナリ、此人ハ、伯州ノ住人、山名豐淸ト云人ノ娘也、○中略忠興○中略彼妾ヲ近付、○中略只今生ニ思置事トテハ、御身ノ名殘計也、御コト年イマダ三十ニハ、ハルカニ及ブベクモナケレバ、行末久シキ春秋ニ富ル身也、相カマヘテ、香ナキ跡ニ、髮下シ

その人がらにも似ず、奇特に覺え侍るは、源義經の妾靜が事にて候、〇中略かの草も木もなびきし威に懾れず、勢に屈せず、始終志をたて、、義經に負かざりし事、高館にて殉死せし輩とも並稱すべし、ちかきころ京師の醇儒中村惕齋が撰びしとかやいふ倭漢貞烈の女を載し、姬鑑と題せし書に、是をいひ殘しけるこそ遺恨なれ、是は靜娼家に生れて、出所たゞしからざる故なるべし、それはさる事なれども、名敎を裨くるためには、是等をもすつまじき事と、〇室鳩巣はかねて思ひし程に、今更も申つるぞかし、

〔吾妻鏡七〕文治三年七月十八日丁巳、仁田四郎忠常妻、參豆州三島社、而洪水之間、棹扁舟、浮江尻渡戶之處、逆浪覆船、同船男女、皆以入水底、然而各希有兮存命、忠常妻一人沒畢云云、是信力强盛者也、自幼稚之昔、至長大之今、每月不闕詣當社之處、去正月比、夫重病危急之時、此女捧願書於彼社擅云、縮妻之命、令救忠常給云云、若明神納受其誓願兮令轉歟、志之所之、爲貞女之由、在時口遊矣、

〔吾妻鏡十三〕建久四年六月十八日癸丑、故曾我十郞妾、（大磯虎、雖不除髮、著黑衣袈裟）迎亡夫三七日忌辰、於箱根山別當行實坊修佛事、捧和字諷誦文、引葦毛馬一疋、爲唱導施物等、件馬者祐成最期所與虎也、則今日遂出家、赴信濃國善光寺、時年十九歲也、見聞緇素莫不拭悲淚云云、

〔太平記十一〕金剛山寄手等被誅事附佐介貞俊事

佐介左京亮貞俊、〇中略關ニ首ヲゾ打セケル、〇中略形見ノ刀ト、貞俊ガ最期ノ時、著タリケル小袖トヲ持テ、急鎌倉へ下、彼女房ヲ尋出シ、是ヲ與ヘケレバ、妻室聞モアヘズ、只淚ノ床ニ臥沈テ、悲ニ堪兼タル氣色ニ見ヘケルガ、側ナル硯ヲ引寄テ、形見ノ小袖ノ妻ニ、

誰見ヨト信ヲ人ノ留メケン堪テ有ベキ命ナラヌニ、ト書付、記念ノ小袖ヲ引カヅキ、其刀ヲ胸ニツキ立テ、忽ニハカナク成ニケリ、

〔陰德太平記三〕香川已妻討死之事

御歎息之所積也、可令嫁右武衛高能給之由、御臺所内々雖有御計、敢無承諾、及如然之儀者、可沈身於深淵之由被申云云、是猶御懷舊之故歟云云、武衛傳聞之、此事更不可思召寄之由、屬女房被謝申之、

〔吾妻鏡 六〕文治二年四月八日乙卯、二品頼朝○源幷御臺所政子○平御參鶴岡宮、以次被召出靜女於廻廊、是依可令施舞曲也、此事去比被仰處、申病痾由不參、於身不屑者、雖不能左右、爲豫州義經○源妾、忽出掲焉砌之條、頗耻辱之由、日來内々雖澁申之、彼既天下名仁也、適參向歸洛在近、不見其藝者無念由、御臺所頻以令勸申給之間被召之、偏可備大菩薩冥感之旨被仰云云、近日只有別緒之愁、更無舞曲之業由、臨座猶固辭、然而貴命及再三之間、憖廻白雪之袖、發黃竹之歌、左衛門尉祐經鼓、○中略畠山二郎重忠爲銅拍子、靜先吟出歌云、

吉野山峯ノ白雪フミ分テ入ニシ人ノ跡ゾコヒシキ、次歌別物曲之後、又吟和歌云、

シヅヤシヅ〳〵ノヲダマキクリカヘシ昔ヲ今ニナスヨシモガナ、誠是社壇之壯觀、梁塵殆可動、上下皆催興感、二品仰云、於八幡宮寶前施藝之時、尤可祝關東萬歲之處、不憚所聞食、慕反逆義經、奇恠云云、御臺所被報申云、君爲流人坐豆州給之比、於吾雖有芳契、北條殿怖時宜、潛被引籠之、而猶和順君、迷暗夜、凌深雨、到君之所、亦出石橋戰場之時、獨殘留伊豆山、不知君存亡、日夜消魂、論其愁者、如今靜之心、忘豫州多年之好、不戀慕者、非貞女之姿、寄形外之風情、謝動中之露膽、尤可謂幽玄、枉可賞翫給云云、于時休御憤云云、　五月十四日辛卯、左衛門尉祐經、梶原三郎景茂、千葉平次常秀、八田太郎朝重、藤判官代邦通等、面々相具下若等、向靜旅宿、抗酒催宴、郢曲盡妙、靜母磯禪師又施藝云云、景茂傾數盃、頗一醉、此間通艶言於靜、靜頗落涙云、豫州者鎌倉殿御連枝、吾者彼妾也、爲御家人身、爭存普通女哉、豫州不牢籠者、對面于和主、猶不可有事也、況於今儀哉云云、

〔駿臺雜話 三〕烈女種なし

舟に乘て申けるは、君はけさみなと河の下にて、かたき七きが中に取こめ參らせて、つゐにうたれさせ給ひて候ぬ〇中略と申ければ、北の方、とかくの返事にもをよび給はず、引かづいてぞふし給、〇中略かくと聞給ひし七日の日のくれ程より、十三日の夜までは、おきもあがり給はず、あくれば十四日、八島へをし渡る、よひうちすぐるまではふし給ひたりけるが、〇中略北の方やはら舟ばたへおき出給ひて、まん〳〵たるかいしやうなれば、いづちを西とはしらね共、月の入さの山のはを、そなたのそらとや思しけん、しづかに念佛し給、〇中略南無ととなふるこゑ共に、うみにぞしづみ給ひける、〇中略昔よりおとこにおくるゝ、たぐひおほしといへ共、さまをかへるはつねのならひ、身をなぐるまでは有がたきためし也、されば忠臣は二君に仕へず、貞女は二夫にまみへず共、かやうの事をや申べき、

〔吾妻鏡 三〕壽永三年〇元暦元年四月廿一日己丑、自去夜殿中聊物忩、是志水冠者〇平義高雖為武衛〇源頼朝御聟、亡父〇源義仲已蒙勅勘被戮之間、為其子其意趣尤依難度、可被誅之由、内々思食立、被仰含此趣於昵近壯士等、女房等伺聞此事、密々告申姫公〇頼朝子、義高妻御方、仍志水冠者廻計略、今曉遁去給、　廿六日甲午、堀藤次親家郎從藤内光澄歸參、於入間河原誅志水冠者之由申之、此事雖為密儀、姫公已令漏聞之給、愁歎之餘令斷漿水給、可謂理運、　六月廿七日甲申、堀藤次親家郎從被梟首、是依御臺所御憤也、四月之比、為御使討志水冠者之故也、其事已後姫公御哀傷之餘、已沈病床給、追日憔悴、諸人莫不驚騒、依志水誅戮事有此御病、偏起於彼男之不儀、縱雖奉仰、内々不啓子細於姫公之御方哉之由、御臺所強憤申給之間、武衛不能遁逃、還以被處斬罪云云、

〔吾妻鏡 十四〕建久五年七月廿九日戊子、將軍家姫君、自夜御不例、是雖為恒事、今日殊危急、志水殿有事之後、御悲歎之故、追日御憔悴、不堪斷金之志、殆沈為石之思給歟、且貞女之操行、衆人所美談也、

八月十八日丙午、姫君御不例復本給之間、有御沐浴、然而非可有御時始終事之由、人皆含愁緒、是偏

晴ザランニハ、我終ニ安穩ナルベシ共覺ヘズ、去バトテ渡ガ心ヲ破ラントニモ非ズ、由ナキ和御前故ニ、武者ノ手ニ係テ亡ンヨリハ、憂目ヲ見ヌ前ニ、和御前、我ヲ殺シ給ヘトテ、サメ〴〵ト泣、娘コレヲ聞テ、實ニ樣ナキ事也、心憂事哉ト不斜歎ケルガ、ツク〴〵是ヲ案ジテ、親ノ爲ニハ去ヌ孝養ヲモスル習也、御命ニ代リ奉ラン、結ノ神モ哀ト思召トテ、口ニハ甲斐甲斐シク云ケレ共、渡ガ事ヲ思ヒ出ツヽ、目ニハ涙ヲコボシケリ、日モ既ニ暮ヌ、盛遠ハ獨咲シテ髮ヲカキ鬢ヲナデ、色メキテハヤ來テ、女ト共ニ臥居タリ、狹夜モ漸々更行テ曉方ニ成ケレバ、雞既ニ啼渡、女暇ヲ乞、盛遠申ケルハ、〇中略大刀ヲ拔テ傍ニ立タリ、〇中略總テ思切タル氣色也、女良案ジテ云ケルハ、暇ヲ奉乞ハ女ノ習、志ノ程ヲ知ラントナリ、角申モ打付心ノ中末通レヌ樣ナレバ、憚アレ共何事モ此世ノ事ニ非ズト聞侍レバ、實モ前世ノ契ニコソ侍ラメ、去バ我思心ヲ知セ奉ラン、渡ニ相馴テ、今年三年ニ成侍ケレ共、折々ニ付テ心ナラヌ事ノミ侍バ、思ハズニ覺テ、何ヘモ走失ナバヤト思事度々也、去共母ノ仰ノ難背サニ、今迄候計也、誠淺カラズ思召事ナラバ、只思切テ左衞門尉ヲ殺シ給ヘ、互ニ心安カラン、去バ謀ヲ構ント云、盛遠悅色限ナシ、謀ハイカニト問エバ、女ガ云、我家ニ歸テ、左衞門尉ガ髮ヲ洗ハセ、酒ニ醉セテ内ニ入レ、高殿ニ伏タランニ、ヌレタル髮ヲ搜テ殺シ給ヘト云、盛遠悅テ夜討ノ支度シケリ、女暇ヲ得テ、家ニ歸、酒ヲ儲、渡ヲ請ジテ申ケルハ、母ノ勞トテ忍テ呼給シ程ニ、昨日罷テ侍リシニ、此曉ヨリヨク成セ給ヌ、悅遊バントテ、我身モ呑、夫ヲモ強タリケリ、元來思中ノ酒盛ナレバ、左衞門尉前後不覺ニゾ飮醉タル、夫ヲバ帳臺ノ奥ニカキ臥テ、我身ハ髮ヲ濡シタブサニ取テ、烏帽子ヲ枕ニ置、帳臺ノ端ニ臥テ、今ヤ今ヤト待處ニ、盛遠夜半計ニ忍ヤカニネラヒ寄、ヌレタル髮ヲサグリ合テ、唯一刀ニ首ヲ斬、袖ニ裹テ家ニ歸、

〔平家物語九〕小宰相

ゑちせんの三位みちもりの卿の侍に、はんだたき口時かずといふ者有、いそぎ北の方〇小宰相の御

泣居タリケルガ、夫ノ刀ヲ抜儘ニ、心モトニ指アテウツフシ様ニ臥ケレバ、貫テゾ失ニケル、忠宗左馬頭ヲ討奉ル事ハ喜ナレ共、最愛ノ娘ヲ殺シ、歎ニコソ沈ケレ、

〔源平盛衰記十九〕文覺發心附東歸節女事

文覺道心ノ起ヲ尋レバ、女故也ケリ、文覺ガタメニ、内戚ノ姨母一人アリ、其昔事ノ縁ニ付テ、奥州衣川ニ有ケルガ、歸上テ故郷ニ住、一家ノ者ドモ衣川殿ト云、○中略娘一人アリ、名ヲバアトマトゾ云ケル、去共衣川ノ子ナレバトテ、異名ニハ袈裟ト呼、○中略並ノ里ニ源左衛門尉渡トテ、一門也ケルガ、内外ニ付テ申ケレバ、難シカラヌ事也トテコレヲ遣ス、互ノ心不淺シテ、ハヤ三年ニ成ヌ、女今年ハ十六也、盛遠ハ十七ニ成ケルガ、○中略九月十三日ノマタ朝、母ノ衣川ガ許ニ伺行、則刀ヲヌキ、無是非母ガ立頸ヲ取テ、賦ニ刀ヲ指當テ害セントス、女ウツヽ心ナシ、○中略盛遠ハ人ノ中ニ非ズ、袈裟御前ヲ女房ニセント、内々申侍シヲ聞給ハズ、渡ガ許ヘ遣タレバ、此三箇年人シレズ戀ニ迷テ身ハ蟬ノヌケガラノ如クニ成ヌ、命ハ草葉ノ露ノ様ニ消ナントス、戀ニハ人ノ死ヌモノカハ、是コソ姨母ノ甥ヲ殺シ給ナレ、生テ物ヲ思フモ苦シケレバ、敵ト一所ニ死ナント思フ也ト云、衣川ハ責テノ命ノ惜サニ申ケルハ、○中略加程ニ思給ハヾ安事也、刀ヲ納ヨ、今夕呼テ見セント云、盛遠ハ等閑ニ口ヲ堅メテハ惡カリナントト思テ、虚言セシ渡ガ方ヘ返忠セジナト、能々堅メテ刀ヲナサシ、今夕參ラントテ歸ニケリ、衣川ハ涙ヲ流シ、如何ハセントゾ悲ミケル、此盛遠ガ有様、云事ヲ聞ズバ、一定事ニアヒヌベシ、サテ又呼テ逢セナバ、渡ガ恐イカヾセント思ケルガ、案廻シテ娘ノ許ヘ文ヲヤル、○中略女ノ童一人具シテ、假初ニ出ル様ニテ、母ノモトニ來レリ、母ツク〳〵ト娘ノ顔ヲ見テ、ハラ〳〵ト泣テ、良久有テ手箱ヨリ小刀ヲ取出シテ云ケルハ、此ヲ以テ我ヲ殺シ給ヘトテ與ケレバ、娘大ニ騷テ是ハ何事ニカ、御物狂ハシタ成給ヘルカトテ、顔打アカメテ居タリ、母ガ云、今朝盛遠ガ來テ、様々振舞ツル事共、有ノ儘ニ云ツヾケテ、此事イカニモ〳〵盛遠ガ思ノ

佐能、都麻母多勢良米、阿波母與賈邇斯阿禮婆、那遠岐氏、遠波那志、那遠岐氏、都麻波那斯、

〔日本書紀 七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、○中略亦進相模、欲往上總、望海高言曰、是小海耳、可立跳渡、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩、而不可渡、時有從王之妾、曰弟橘媛、穗積氏忍山宿禰之女也、啓王曰、今風起浪泌、王船欲沒、是必海神心也、願以妾之身贖王之命而入海、言訖乃披瀾入之、暴風即止、船得著岸、故時人號其海曰馳水也、

〔日本書紀 十一仁德〕十六年七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛示近習舍人等曰、朕欲愛是婦女、苦皇后之妬、不能合以經多年、何徒棄其盛年乎、即歌曰、瀰儺曾虛赴、於瀰能烏苫咩烏、多例揶始儺播務、於是播磨國造祖速待獨進之、歌曰、瀰箇始報、破利摩波揶摩智、以播區娜輸、伽之古倶等望、阿例揶始儺破務、即日以玖賀媛賜速待、明日之夕、速待詣于玖賀媛之家、而玖賀媛不和、乃强近帷內、時玖賀媛曰、妾之寡婦以終年、何能爲君之妻乎、於是天皇聞之、欲遂速待之志、以玖賀媛副速待送遣於桑田、則玖賀媛發病死于道中、故於今有玖賀媛之墓也、

〔日本書紀 十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、時有從者、取得田道之手纒與其妻、乃抱手纒而縊死、時人聞之涕流矣、

〔陸奥話記〕城中美女數十人、皆衣綾羅、悉粧金翠、交煙悲泣、出之各賜軍士、但柵破之時、則任妻獨抱三歲男、語夫言、君將沒、妾不得獨生、請君前先死、則乍抱兒、自投深淵死、可謂一烈女矣、

〔平治物語 二〕義朝野間下向附忠宗心替事

鎌田兵衞○政家ハ忠宗ニ向テ酒ヲ呑ケルガ、○中略後ヨリ景宗モト首ヲ打テ打落ス、鎌田モ今年三十八、頭殿ト同年ニテ失ニケリ、○中略鎌田ガ妻女○忠宗女是ヲ聞、討レシ所ニ尋行、我ハ女ノ身ナレ共、全貳ハ無キ物ヲ、如何ニウラメシク思給ラン、親子ノ中ト申セドモ、我モ左コソ思侍レ、アカヌ中ニハ今日既ニ別レヌ、無情親ニ添ナラバ、又モ憂目ヤ見ンズラン、同ジ道ニ具シ給ヘトテ、須臾ハ

貞例

〔孝義錄 武藏 六〕貞節者そめ

江戸小石川傳通院の前白壁町といふ所に、假家してすめる孫七といふものあり、大工の業をなしてありしが、四年前より微恙をやみて、耳遠く足さへかなはず、家の業もなりがたく、貧しくのみなりゆけるを、その妻そめといへるもの、心まめやかに正しく、朝とく起て食をとゝのへ、佛にそなふる樒の葉と抹香とをうり、よな〳〵のりすり置て、あくる日人の衣のあらひはりする家にもて行、かすかなるすぎはひなれど、程にすぎたる利をむさぼらず、〇中略夫の病愈すべきため、上野の國草津の湯にまかるべき路用もいとなみいでゝ、去々年の比、湯治させ、長き病のいとひなく、朝夕に貞節を盡し、月々に家かりたる賃錢、とゞこほりなくおさめけり、かゝる奇特のふるまひども、おほやけに聞えしかば、寛政八年五月、町奉行小田切土佐守より、私に褒美して錢多くとらせけり、

〔續近世叢語 七 賢媛〕佐爽者、常之茨城郡蘆沼村民、伊平太之妻也、伊平太家貧、患濕瘡、踰年不瘳、臥起須人、佐爽垢面蓬頭、承便溺、察痛癢、節時其藥餌、未嘗一日怠焉、家益困戹、佐爽嘗冬月、鶉衣無裏、肘露脛暴、時年三十六、有二子、長甫七歲、幼尚在襁褓、伊平太一日謂佐爽曰、自度死在旦夕、汝與隨我倶死、不若改適佗、二稚兒依汝而幸得存、則我受賜而死、佐爽泫然泣曰、事窮而死、妾不敢改其節也、奥之巖城有溫泉焉、伊平太聞患諸瘡者一浴有効、佐爽乃勸往、於是乞里人造一草車、狀如椅子、大僅容身、下施小輪四、使伊平太隱几而坐、己抱負二稚挽之、巖城距茨城郡甚遠矣、胼胝碎破、血流被踝、凡至嶮峻難進處、則哀號籲天、乞助於里胥村老、或道路有憐而助挽者、經十有七日而得至溫泉、留浴十餘日、瘡稍有瘳矣、事聞水戶府、府嘉佐爽貞節、乃免其租稅及丁徭、

〔古事記 上〕爾其后、〇大國主神妻須勢理比賣命取大御酒坏、立依指擧而歌曰、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇、奴斯許曾波、遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐淤知受、和加久

全守一節、齡七十六、終於室內、母子繼蹤、貞潔无虧焉、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年六月五日丁未、丹波國何鹿郡人漢部妹刀自賣、生年十四、適秦貞雄、生一男一女、貞雄死後、歷三十二年、常著素服、獨居廬室、无復再醮之情、均養男女、譬猶尸鳩、國司申請、以爲節婦、表其門閭、勅叙位二階、免戸內田租、

〔桃源遺事三〕那珂郡野上村に、與次右衛門初名平次と申百姓あり、その妻の名をば安といへり、○中略間もなく、與次右衛門あしき病を引受、人のまじはりもなく、見苦しき體に罷成候に付、與次右衛門、女房に對し、○中略こと葉を盡し、頻に暇の事を申候へば、女房兒角のいらへもせず、既に自害せんと仕候故、與次右衛門驚き取とめ、感淚を流し、此上はとかふ云べきやうなし、足下を悼み思ふ故にこそ、暇をばやり候はんと申候、左あらば老母を痛り給はり候へとて、その後は暇の事申出さゞりける、それよりして、姑及び病夫を痛はり候事、埀あつく、○中略看病のひま〳〵に、女の身ながら鍬を取て、田をかへし、畑をうつて、夫を養育仕候、或時西山公○徳川光圀其邊御通り被成候處に、かの女房、田をうなひ居申候を被成御覽、女の身として、田をうなひ候は、非道なる主人に仕へ候者か、又は繼子などにて、其親の惡みにて申付候か、とかく子細有べき事と覺しめし、御下部の者を以、御問せ候得ば、右の段を申上候、西山公一々聞召れ、御感歎なゝめならず、其家へ御立より、彼病夫をも御覽被成、○中略田畑永代作り取に仕るべきよし被仰付候、

〔蒼梧錄三〕奧州坂田縣民某氏、名八五郎、家稍饒、唯有一女、贅某氏爲婿、名八太夫、將託家務、八太夫軟劣不中、父意欲絕之、無罪可託、誣以竊家財欲逐、不肯服、遂理于官、父竊誘女曰、汝保證婿罪、公事速成、爲擇良婿配汝、强之再三、如隱忍不從者久之、遂雉經而死、事聞于府、府執其父寘于重刑、命八太夫理家務、就墓所碑以旌之云、嗚呼非亂世不辨忠臣、非頑父不識孝子、非凶舅之誣婿、亦豈彰貞婦之矢志乎、回耶記之以爲激勸一端云、

○按ズルニ、利部直眞刀自咩ノ事ハ、本書ノ承和十三年五月條ニ重載シ、類聚國史卷五十四ニモ亦此ヲ同年ノ事トス、從フベキニ似タリ、

〔文德實錄六〕齊衡元年三月癸巳、賜下野國節婦秦部總成女爵二級、復終其身、旌表門閭、總成女者、秦部正月滿之妻也、性至謹篤、正月滿亡後、撫養遺孤、不復再醮、持節彌固、常修功德、追資其夫、衆願及一切衆生、國內稱之、　五月己酉、賜加賀國節婦和邇部廣刀自女爵二級、廣刀自女年十四、適山城國人秦眞勝、眞勝亡後、廬於冢側、于今卅餘年、追慕其夫、言及哀泣、

〔三代實錄八清和〕貞觀六年二月五日壬戌、攝津國武庫郡節婦日下部連氏成賣、年十六、適右京人文室眞人武庫麻呂、歷二十七年、武庫麻呂死、氏成賣居喪有禮、事死如生、日不再食、遂不改醮、詔敘位二階、免戸內田租、終身勿事、即表門閭、以旌貞操、

〔三代實錄十清和〕貞觀七年三月廿八日己酉、近江國言、伊香郡人石作部廣繼女、生年十五、始以出嫁、三十七失其夫、常守墳墓、哭不斷聲、專期同穴、無心再嫁、量其意操、可謂節婦、勅、宜敘二階、免戸內租、即表門閭、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿日壬戌、丹波國何鹿郡人漢部福刀自、伉儷亡後、歷二十二年、獨居廬室、守節、是貞節婦、特加優弊、敘位二階、免戸內租、以表門閭、

〔三代實錄二十七清和〕貞觀十七年十月八日丁巳、但馬國節婦美含郡人日置部小手子、敘位二階、小手子年十六、適權大領外從八位上‖下部良氏、年二十九夫去、守節不移、無意再醮、及至晚節、執志彌固、郷黨推敬、故褒美焉、

〔三代實錄四十八光孝〕仁和元年十二月廿九日己卯、節婦加賀國加賀郡大野郷人道今古、授位二階、免戸內田租、表其門閭、以旌貞節也、今古生年十三、適故前加賀權掾大神高名、經二十餘年、高名身死、今古廬于墳側、歷年不去、哭泣之聲、日夜不斷、今古母滿集清河子年二十一、始適於人、其夫死後、不更再醮、

貞節婦

〔涙襟集序〕傳曰、有夫婦而後有父子、有父子而後有君臣、三者雖殊、其道一而已、是故五倫之道、以忠孝貞爲最重焉、○中略

赤城山人 清水正德撰

〔令義解三賦役〕凡孝子順孫、○註略 義夫節婦、○註(中略)衛共姜、楚白姬之類、節婦也、志行聞於國郡者、申太政官奏聞、表其門閭、○註略 同籍悉免課役、有精誠通感者、○註 孟宗泣生冬笋、杞梁妻崩城之類、通感也、 別加優賞、

〔續日本紀五元明〕和銅五年九月己巳、詔曰、故左大臣正二位多治比眞人島之妻家原音那、贈右大臣從二位大伴宿禰御行之妻紀朝臣音那、並以夫存之日、相勸爲國之道、夫亡之後、固守同墳之意、朕思彼貞節、感歎之深、宜此二人各賜邑五十戸、其家原音那加賜連姓、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年二月庚辰、對馬島上縣郡人高橋連波自采女、夫亡之後、誓不改志、其父尊亦死、結廬墓側、毎日齋食、孝義之至、有感行路、表其門閭、復租終身、 癸未、石見國美濃郡人額田部蘇提賣、寡居年久、節義著聞、衆復積而能散、所濟者衆、復其田租終身、 六月乙未、信濃國伊那郡人他田舍人千世賣、少有才色、家世豐贍、年廿有五、喪夫守志、寡居五十餘年、褒其守節、賜爵二級、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜三年十二月壬子、壹岐島壹岐郡人直玉主賣、年十五夫亡、自誓不改嫁者卅餘年、供承夫墓、一如平生、賜爵二級、并免田租、以終其身、

〔續日本後紀十四仁明〕承和十一年五月丙申、甲斐國言、山梨郡人伴直富成女、年十五嫁郷人三枝直平麻呂、生一男一女、而承和四年平麻呂死去也、厥後守節不改、年已四十四、而攀號不止、恒事齋食、敬於靈床、宛如存日、量彼操履、堪爲節婦者、勅宜終身免其戸田租、即標門閭、以旌節行、 壬寅、武藏國言、多摩郡猪江郷戸主刑部直道繼戸口同姓眞刀自咩、爲同郷刑部廣主妻、生四男三女、經廿一年、夫乃死矣、眞刀自咩居喪有禮、事死如生、墳側結廬、晨昏悲泣、推移歲月、終始不渝、見其操行、可謂節婦者、勅、宜特授位二階、兼終身免同戸田租、

忠臣は二君につかへず、列女は二夫をへずとは、〇中略忠義の臣は二人の君につかへず、貞烈の女は二人の夫をへて嫁せず、貞女両夫にまみへずといふもおなじ心なり、貞はみさほのさだかなるを云、烈は心ざしのはげしきを云、それ人はことなくてある時は、その心見えがたし、災難のきは、生死のさかひにこそ、よきはよく、あしきはあしき心ざし、そのかくれなき物なれ、〇中略忠臣貞女のみさほはいかなるうきふしをへても、たとひ身をすつるにのぞみても、人はともあれかし、われひとりは、露たがへじとおもひとりて、ふた心なき物なり、

〔伊勢平藏家訓〕五倫の事

一妻は夫をあがめゐやまひ、大切にして食物衣服などの内證の世話をやき、夫に對して、りんきねたみの心なく、夫一人の外には、他人といたづく事せず、夫のしかたは、いか程わろくとも、夫を恨みず、心替りせず、死すとも夫の家を出ずして、一すぢに夫の爲をおもふを、貞女といふ、是妻の法なり、

〔千歳のもとい〕夫主につかへ給ふは貞順の二ッ也、貞とは正しくいつまでもかはらぬこと也、されば女の過不過に操のかはらぬを貞女といひ、松の霜雪に葉がへぬを、貞松と云、婦の德は柔順を貴ぶといへ共、又一ッ動かぬ貞烈の德有べき也、地の德は陰なれども、坤の卦には直方大と云へり、直は正しくしてまがらず、方は稜有て轉ずべからぬ也、順ははじめにもいへる如く、ゆるやかにして己を立てず、陰は陽にしたがふ道理を忘れず、夫主の指揮にしたがふをいふ也、夫婦の好は、終身はなれず、房室の間に周旋するなれば、しらず〳〵なれなるゝことも、出やすきものぞかし、故に常々男女の別を正して、禮義を亂さず、敬愼を專らにして、夫主の心を求べき也、夫主の心を求るといふて、佞媚にして、いやしくも親べき事にはあらず、夫主若過有に當ては、顏色を和らげ、心を靜にして、諫べきことなり、

再嫁セズシテ、能ク其舅姑及ビ遺兒ヲ孝養愛育シタルガ如キ特殊ノ例ヲ收載シタリ、

名稱

〔伊呂波字類抄 天 疊字〕貞槩 貞賢 貞女

〔辨名 上〕節儉二則

節者禮義之節也、〇中略 自有聖達節、次守節之言、而後世遂有節士節婦之稱、以命其人之德已、

解說

〔倭訓栞 前編 三十美〕みさを 操をよめり、後拾遺集に、衣かくる竿に寄たり、躬竿の義にて、操行の直立せるをいふにやといへり、莊子に、津人操舟若神といへるによりて、水棹より出たるにや、千字文には、節義の字を訓じ、靈異記に、風聲、又氣調をよみ、日本紀に孝もよめり、

〔運歩色葉集 天〕貞女不見兩夫

〔史記 八十二 田單〕王蠋曰、忠臣不事二君、貞女不更二夫、齊王不聽吾諫、故退而耕野、

〔女大學〕一婦人は別に主君なし、夫を主人とおもひ、敬ひ愼みて事べし、輕め侮るべからず、總じて婦人の道は人に從ふにあり、夫に對するに顏色言葉づかひ慇懃に謙り、和順なるべし、不忍にして不順なるべからず、奢て無禮なるべからず、是女子第一の勤也、夫の敎訓あらば、其仰を叛べからず、疑敷事は夫に問て、其下知に從ふべし、夫問事有ば、正しく答ふべし、其返答疎なるは無禮也、夫若腹立怒る時は、恐れて順ふべし、怒り諍ひてその心に逆ふべからず、女は夫を以て天とす、返返も夫に逆ひて、天の罰を請べからず、

〔比賣鑑 述言 四〕貞心をまもる事、女のつねの道ぞとは、大やうたれもふみしる事といへども、つゆ心にかゝる事なきまでに、一生まもりなす事はいとやすからぬわざなるべし、白樂天が詩に、君が一日の恩のために、妾が百年の身をあやまると作り、女論語のことば、一行失あれば、百行なる事なしといへり、へだてゝもへだつべく、つゝしみてもつゝしむべきは、男女のあひだ、嫌疑のさかひなるべし、

御前にさぶらいたまふほどなりけり、この大將殿は、堀川殿すでにうせさせ給ひぬときかせ給ひて、うちに關白の事申さんと思ひ給ひて、この殿の門をとをりて、まいりて申たてまつる程に、ほり川殿のめをつゝらかにさしいで給へるに、みかども大將もいとあさましくおぼしめす、大將はうち見るまゝに、たちておにのまのかたにおはしぬ、關白殿御まへにつゐゐ給ひて、御けしきいとあしくて、さいごの除目をこなひにまいり給へるなりとて、藏人頭めして、關白には頼忠のおとゞ、東三條殿おとゞをとりて、小一條のなりときの中納言を大將になしきこゆる宣旨くだして、東三條殿をば治部卿になし聞えて、いでさせ給ひて、ほどなくうせ給ひしぞかし、

〔椿葉記〕志ゆこう〇足利義滿は、きた山にさんさうをたて、〇中略若公、梶井門跡へ入室ありしを、とりかへし申され、愛子にて、いとはなやかにもてなされしほどに、〇中略だいりにてげんぷくして、義嗣と名のらる、志んわう御げんぷくの准據なるよしきこえし、御このかみをもをしのけぬべく、世にはとかく申あひしほどに、〇中略志ゆこう薨じ給ふ、〇鹿苑院中略世中は火を消たるやうにて、御あとつきも、申をかるゝむねもなし、此若公にてやと、さたありしほどに、管領勘解由小路左衛門督入道、をしはからひ申て、嫡子大樹相續せらる、其後内大臣までなられて、出家せられき、此若公は昇進だいなごんまでなられしに、野心のくはだてやありけん、露顯して遁世し給を、たづねいだされて、林光院といふ寺におしこめて、つゐにうたれ給にき、

貞

貞ハミサヲト云フ、婦ノ能ク其夫ニ事ヘテ誠ヲ盡スヲ謂フナリ、此篇ニハ夫ノ難ニ臨ミ、若シクハ其死ヲ聞キテ其ニ命ヲ致シ、或ハ夫ノ惡疾ヲ厭ハズシテ多年看護シ、或ハ夫ノ歿後

不悌

事ふ如にせり、人の性の善なる、さばかりの無類無法のものなれ共、其順孝に感じ、死期近くなりし時、手を合て泪を流し、子亭に謝せり、子亭も共に落涙しけり、段々病氣重り終に死せり、子亭又又心を盡し取しまひ、厚く葬りけり、

○

〔日本書紀 十應神〕九年四月、遣武内宿禰於筑紫、以監察百姓、時武内宿禰弟甘美内宿禰欲廢兄、即讒言于天皇、武内宿禰常有望天下之情、今聞在筑紫、而密謀之曰、獨裂筑紫、招三韓、令朝於己、遂將有天下、於是天皇、則遣使以令殺武内宿禰、○中略武内宿禰、○中略竊避筑紫、浮海以從南海廻之、泊於紀水門、僅得逮朝、乃辨無罪、○下略

〔大鏡 五太政大臣兼通〕この殿たちのあにをとゝの御中、としごろのつかさ位の、をとりまさりのほどに、御中あしくてすぎさせ給ひしあひだに、ほり川殿○藤原兼通の御やまひをもくならせ給ひて、今はかぎりにておはしましゝほどに、ひんがしのかたに、さきをふをとのすれば、御まへに候人たち、たれぞなどいふ程に、東三條の大將殿○藤原兼家まいらせ給ふと人の申ければ、殿きかせ給ひて、としごろなからいよからずしてすぎつるに、今はかぎりになりたると聞て、とぶらひにおはするにこそはとて、おまへなるくるしきものとりやり、おとのごもりたる所、ひきつくろひなどして、いれたてまつらんとてまち給ふに、はやくすぎてうちへまいらせ給ひぬと人の申に、いとあさましく心うくて、おまへに候人々も、おこがましくおもふらん、おはしたらば關白などゆづることなど申さんとこそ思ひつるに、かゝればこそ、としごろなからひよからですぎつれ、あさましくやすからぬ事なりとて、かぎりのさまにてふし給へる人の、かきおこせとのたまへば、○中略うちへまいらせ給ひて、陣のうちはきんだちにかゝりて、たきぐちのぢんのかたより、御前へまいらせ給ひて、こうめいちのざうしのもとに、さしいでさせ給へるに、ひの御ざに東三條大將、

の寒きにも、をのれはつゞりたる衣まとへど、兄には綿の入たる物をきせ、夜の衾まで調へてあたへ、雨の夜雪の朝には焚火をし、はるゝ日は日あたりに伴ひ、夏のあつきには木蔭におひゆき、夜は蚊屋り火して眠もやらず付居りしを、村の者も聞てあはれがり、蚊帳をもをくりしとぞ、祝ひ日又は斎非時にまねかれ行ても、主のもてなせし物は、はじめよりのけ置て家土産とせり、兄につかへて心をつくせし事、領主に聞えしかば、天明七年に米と錢とをあたへて、その行を賞しけり、かくてのちも介抱をこたらざれば、又も寛政三年に鳥目をとらせ、兄弟の者に月ごとに麥をあたへしとなん、

〔蜑室随筆〕石七歳といふ人あり、後章三郎と改名、享字子亨、後又名を永貞と改、此人幼少より、予〇蜑室と友たり、〇中略子亨、異母の兄二人あり、父は本官人にてやありけん、二人の子は、與力を勤たりといふ、然に此二人、性質無頼にて、予が心易せし時分は、二人共與力の家を滅せし也、又其家名を他へ賣讓し也、日夜博奕のみ事とし、不善せざる事なしと云、一人は歌舞妓芝居のものとなり、放埒かぎりなかりき、子亨は幼少より書を讀事を好みて出精せり、予も常に厚く交れり、扨此人の孝順なる事、感ずるに堪たり、一人の無頼の兄佐太郎といひしが、惡行増長して、其上瘡毒を疾む、寄所なき儘、父のもとへ來り、段々病氣重り、腰もたゝず、目も盲せんとす、子亨此者に事て、一も意にそむく事なく、二便の不淨迄も取りて、父母に事と、更にかはる事なし、段々病氣重り、其翌年に死せり、子亨心を盡し厚葬けり、其後父も逝けり、子亨書籍文具をこと〴〵く鬻て、心を盡し葬れり、其後は母に事て、少年に素讀を指南し、其日を送りける、〇中略又其節一人の無頼の兄喜八と云し、段々放埒不養、博奕打はたし、時々困窮の子亨方へ、無心ねだりに來けり、子亨なき中より、心一はいに何度も物を遣りけり、其後此無頼瘡毒にて、目も盲、腰もぬけて、子亨の方へ來けり、子亨引取介保せし事、二年程なりしが、其中一つも其無頼の意に違ふ事なく、二便の不淨まで取て、父に

を好み、堀川の流を慕ふ、且兄はかねて佛學をも好み、殊に三論に通ず、弟は本草に委しく、又畫を能す、又雅樂を好むこと兄弟ともにひとしく、道遠しといへども、音樂ある處といへば必ゆく、友愛深くして、兄の妻ある後も久しく同居す、弟學文などにつきて出る時、夜更て歸るに、戸を敲くことなし、纔に咳するを、兄速に聞つけて戸を開くこと常なり、もし聞つけざれば門に立て朝に至る、〇下略

〔孝義錄三三河〕奇特者なみ

なみは碧海郡上野上村の枝鄕なる永覺新鄕の百姓喜左衛門の妻なり、天明六年の九月、風あらくふきて、家を打たふしけるに、夫はこれを防がんとて外面にいでゝありければ、その姉の、日ごろやみてふしぬるを、なみひきたてゝ、連れ出しに、にはか事にて、娘の四ッばかりになるを殘しをき、つゐにおしにうたれて、失てけり、女の身にして、子のあやうきをみすてゝ、やめるものを助けたる甲斐々々しきふるまひ、領主にきこえければ、おなじき八年の十二月といふに、褒美して米をとらせしとぞ、

〔孝義錄二伊勢〕兄弟睦者たつ

三重郡芝田村の氏權平が妹をたつといへり、兄は病おほき者にて、四十年ほど起臥もかなはぬ上に、八年先より目しゐけり、もとより無高者なれば、たつは村のうちをはしり廻り、請作とて人の田畑を耕して世を渡りけるが、家極て貧ければ、たれ聟にならんといふ人もなく、をのれも男にまみえん事をおもひきり、兄の側にのみありて、起臥にこゝろをそへ、木綿糸くる業をなし、又は村のいそがはしき時は、近きあたりに雇はれ、その賃をとりて、世わたりの助とし、兄には穀物をたべさせ、己は菜大根の糧ばかりくらひけり、兄は煙草を好めるが、手足かなはずして、きせるさへ持事あたはざれば人の家にありても、いく度となく歸りきて、その諸用をもたしてけり、多

焉、未幾宮津之事罷而乙歸、甲喜而返其餘食、乙曰、待來年而受之、甲不肯而遂返之、於是兄弟共不懈於農務、其歳亦貢税無滯、隣里郷黨共歎美、而告邑吏、邑吏具錄事狀、聞於城主、主城殿中監源忠房感之嘉之、蠲其課役、

〔孝義錄十八陸奥〕兄弟睦者小左衛門　兄弟睦者清右衛門

耶麻郡上林村に百姓小左衛門といふものあり、弟を清右衛門といふ、小左衛門夫婦、その子二人、その妻二人、孫四人、清右衛門夫婦、その子一人、その妻一人、孫三人、あはせて十七人のもの同居して、いさゝかもあらそふ事なく、妻子の中にもへだてがましき事なく、いづれも我子のごとくいとをしみ、兄よめは弟よめを愛し、弟よめは兄よめをうやまひけり、かく兄弟ともに一所にあれど、子の子の末にもなりなば、家をわかつ事あらんも、はかりがたしとて、其家のつゞきに屋つくりしてうつりしが、たがひにはなれすむ事をかなしみ、またもとのごとく居を同じうせしとなん、弟の孫をともなひて田面に出る日は、兄は家にとゞまりゐて、足あらふ湯をまうけ、寒き頃は焚火の類まで何くれと心をつけ、兄弟ともに農事のいとまには紙をすき、市に出ればめづらしきものを求めかへりて、家づとゝす、又は饗應などありてまねかるれば、兄弟たがひにゆづりあひ、弟は兄をしてその招におもむかしめ、をのれは田面に出行に、兄また食の甘を分ちて弟にあたふ、その外郷里に睦しく、あらそふ事など、かつてなかりき、里人の水論境論などいへる事あれば、兄弟ともにことはりを引て、その中を和らぐるに、里人も二人の行ひにめでゝ、爭をやめぬ、つねに上をうやまひ、貢物は人より先におさめければ、元祿二年、領主より兄弟のものに、褒美として米をあたふ、

〔近世畸人傳二〕石野權兵衛　弟市兵衛

石野權兵衛、弟市兵衛、兄弟は、京師四條坊門西洞院の東に、桔梗家といへる商家也、兄弟ともに學

ヘテ三日ニ一度ヅヽ、兄ノ左京大夫方ヘ參リテ起居ヲ訪フベシ、兄ヲ尊敬スル道也、寒暑風雨ヲ厭フ事勿レ、是弟ニ付ラレタル其身ノ勉メト思フベシ、右京大夫モ左京參リタラバ、隨分是ヲ惠ミ、稽古事モ共々ニ修行セラルベシト敎諭セラル、夫ヨリ左京ハ風雨霜雪ヲ厭ハズ、其日限ヲ違ヘズシテ、馬ニテ往來セラル、

〔鵞峯文集傳五十〕丹州兄弟傳

詩云、兄弟既翕、和樂且湛、言其親則爲同胞、其不相離如左右手、故孔懷怡怡莫如兄弟、豈其尋常哉、丹波國平野邑民有兄弟、甲曰市左衞門、乙曰與三郎、累世貧賤不知其姓氏、幼而喪父母、寄食於人、刈草代養、漸長甲受父之田畝、以務耕耨、乙亦同居而助其勞、毎歲納藏不懈、雖水旱凶歲、無未濟之責、邑吏田畯皆稱其精勤、家唯四壁、鋪藁以座、然甲憐乙、乙隨甲、同志相睦、盡力於耕、貢稅未濟則不食米粒、或貯雜穀、或拾木實、以養口救饑、若幸有餘則收蓄、以爲來歲之苗種、猶復有餘則代木綿綢一衣、適他則甲乙更著之、如此十餘歲、甲有妻有子、乙猶鰥也、甲爲乙結草廬、分與其田、甲曰、弟久勞劬、可取過半、乙曰、兄有妻兒、則多取之、我獨身則少分而足矣、相讓而不決、遂中分之、歷數歲、甲爲乙娶妻、分家產與其妻曰、願以是爲嫂姪煎茶之料、甲不得已而如乙之言、家有二牛、一肥一瘦、甲以肥者授乙、乙不受、甲强而與之、乙固辭之、隣人聞而諭之、遂以肥充甲、以瘦充乙而定矣、凡菽稻收穫、乙畢事甲未畢事則乙牽己牛、往甲之田助成之、且每納貢、兄弟俱出入互扶持、若乙所納早畢則甲曰、汝其早休、乙諾不去、合力分勞而待兄之畢事、攜手同歸、每朔望則乙晨興、拜於兄之家、甲煎茶而待焉、然後兄弟共往田而耦耕、當午而休時、甲赴弟之家、乙豫使妻沸茶而待焉、兄未來則不敢啜其茶、甲啜後乙亦啜之、其友悌愛敬、常常事事可類而知焉、平野邑隸福地山城、寬文六年丙午之夏、有事於丹後國宮津、而城主預役而發緣、乙在征夫之中、乃託其妻於甲、悉附家食、甲曰、汝能奉上而無恙而歸、我苟在焉、勿勞家事、乙喜而行

樣、此中病氣なり、床にふすならば、宿かす人有べからず、如何にもして古郷へ歸り、生所の土にならんと云ふ、弟聞て、あら笑止や、上州迄の路錢一錢もなし、一衣きたるまゝなれば、賣代迄すべきものもなし、友だちに侘て、錢を借り、兄へ路錢に渡し、我同道致度はおもへども、此借錢を濟し、やがて跡より參るべしと、暇乞して、兄を出し、弟は兩日二人に雇れ、錢をとつて、かりたる人へ返し、三日めに跡をしたひ、尋ね行所に、武藏こうの巢の里人云けるは、二日已前、旅人日くれて、此里に來り、宿をかりつれども、病者と見えければ、宿かす人なくて、辻に臥たり、いづくの者ぞととへば、生國は上州山梨の者なり、江戸に三郎と云弟を一人持たり、定て尋來るべしと云つるが、夜中に死たり、里人不便におもひ、あれなる野邊に、塚につき込たると語れば、三郎聞て、扨は疑もなき某が兄なり、堀出し、ひざの上にかきのせ、願はくは佛神の御惠みにて、今一度我にこと葉をかはさしめ給へと、なきくどきかなしむ有樣、目もあてられぬ有樣なり、里人云やう、我も人も兄弟持たり、有爲無常のならひ、誰か先に別れん事は、治定なれども、此兄弟のごとく、誰か孝の志のあらん、人々我身に負たる物をと、ともに涙を流さぬはなかりけり、其上夏の事三日過ぬれば、肉もくさり果べきとおもふ所に、氣色少も變らず、たゞいきたるものゝ姿也、是は弟にあはんとおもふ、兄の志し深きゆへなるべし、此なげきに、心なきのべの草葉もしほれ、鳴鳥虫の音も、是をかなしむかと覺へたり、

〔明良洪範二十五〕佐竹義隆ノ夫人

佐竹修理大夫義隆ノ夫人ハ、佐竹左衛門後改メテ淡路守ノ女也、壽浣ト云、右京大夫義處、壹岐守義長ノ二子ヲ產セリ、賢人也、壹岐守幼年ノ時ハ、佐竹左京ト云テ、本庄ニ居住セリ、嫡子右京大夫ハ、下谷鳥越ノ屋敷ニ居ラレケル、夫人ノ云レシハ、親ノ愛ハ常ノ事也、兩親ヘノ孝行ハ彼等ガ心ニ在リテ、敎テ成シムルニ及バズ、兄ヲ敬ヒ弟ヲ愛スルハ、父母ノ敎ヘテナサシムベシ、左京ニ敎

州聞此事、彌以歸往、卽潸栽誓狀云、至于子孫、對武州流、抽無貳忠、敢不可插凶害云云、其狀一通、遣鶴岡別當坊、一通爲備來葉之廢忘、加家文書云云、

〔落穗集前編二〕馬場美濃守、〇中略味方の敗軍の方を打詠め罷在候處に、眞田兵部來て、山の下に馬を止、それに見へ給ふは、馬場殿にて候哉と、言葉を懸る、馬場聞て、美濃にて候、貴殿には如何と答へければ、兵部聞て、兄源太左衞門義、引退候と承り候故、手前も退候處に、兄が乘料の馬を、牽返し候付、其口附のものに、相尋候へば、源太左衞門ははや討死仕候と申に付、今朝出勢の砌、討死を遂るに於ては、兄弟一所と申合候付、是まで引返來候、若其許には源太左衞門討死の場をば、知給はすやと申に付、馬場申候は、源太殿討死の場と有之は、頓て柵際近き所にての事にて候、其邊へは最早上方勢入込可申候間、御越にて及間敷候、我等儀も、此處に於て討死と致覺悟罷在候間、一處に可申合との返答に任せ、兵部も馬場が側に立雙び罷在候處に、上方勢追々馳來候付、兵部、〇中略討死を相遂候と也、

〔駿臺雜話四〕武田信繁

信繁信虎の愛子として、信玄を廢して、信繁をたてんとするをば、かねて信玄も知たる事なれば、必忌惡むべし、それに國にのこりて信玄につかふるは、危難の場なり、〇中略信繁嫌疑の間に處ながら、信玄につかへて、兄弟の間、少しも違言ある事をきかず、〇中略さて川中島にて、討死せられしこそ、尤義にあたりて覺へ侍る、信玄一生の危き折なれば、此時死せずして、いつの爲に命をおしむべき、されば主辱かしめらるれば、臣死するの義を守て、こゝろよく討死せられしは、誠に見危授命といふべし、

〔慶長見聞集四〕山梨三郎とんせいの事

世に住侘て、當年の春、江戸へ來り、一所に宿をかり、傭夫と成て、其日々々の身命を送る所に、兄云

るとこそおぼえ侍れ、君すでに副將軍となり給はゞ、武衛家ひらがくびをえん事たなこゝろにありといふ、

〔平家物語九〕二度のかけの事

むさしの國の住人、河原太郎、河原次郎とて、おとゝひ有、河原太郎、弟の次郎をよふでいひけるは、大名は我と手をおろさね共、家人の高名をもつて名譽す、我らはみづから手をおろさではかなひがたし、かたきを前におきながら、矢一つをだにいずしてまち居たれば、あまりに心もとなきに、高なふは、城の中へまぎれ入て一矢いんと思ふ也、されば千万が一つも生て歸らん事有がたし、なんぢは殘りとゞまつて、後のしよう人にたてと云ければ、弟の次郎なみだをはら〳〵とながひて、只兄弟二人有ものが、あにをうたせて、弟があとにのこりとゞまつたればとて、いく程のゑい花をかたもつべき、所々でうたれんより、一所でこそうちじにをもせめとて、下人共よびよせ、さいしのもとへ、さいごの有樣いひつかはし、(中略)城の中へぞ入たりける、

〔吾妻鏡二十八〕寛喜三年九月廿七日、日中名越邊騷動、敵打入于越前守(北條時房)第之由、有其聞、武州(北條泰時)自評定座直令向給、相州(北條時房)以下出仕人々、從其後同馳參、而越州者他行、留守侍等、於彼南隣搦取惡黨(自他所遂來歷)之間、賊徒或令自殺、或致防戰云云、仍遣壯士等、自路次被歸訖、盛綱諍申云、帶重職給身也、縱雖爲國敵、先以御使、聞食左右、可有御計事歟、被差遣盛綱等者、可令廻防禦計、不事問令向給之條不可也、向後者於可如此儀者、殆可爲亂世之基、又可招世之謗歟云云、武州被答云、所申可然、但人之在世、思親類故也、於眼前被殺害兄弟事、豈非招人之謗乎、其時者定無重職詮歟、武道爭依人體哉、只今越州被圍敵之由聞之、他人者處少事歟、兄之所志不可違于建曆承久大敵云云、于時駿河前司義村候傍、承之拭感淚、盛綱垂面敬喝云云、義村起座之後、參御所、於御臺所語此事、於同伺候男女聞之者、感歎之餘、盛綱之諷詞句、武州陳謝、其理猶在何方哉之由、頗及相論、遂不決之云云、越

降矣、而猶浸灌、不亦勞乎、所貴爲人弟者、奉兄謀逃脫難、照德解紛、而無處也、卽有處者非弟恭之義、弘計宗〇顯不忍處也、兄友弟恭不易之典、聞諸古老、安自獨輕、皇太子億計曰、白髮天皇以吾兄之故、擧天下之事而先屬我、我其羞之、惟大王首建利遁、聞之者歎息、彰顯帝孫、見之者殞涕、憫憫搢紳、忻荷戴天之慶、哀哀黔首、悅逢履地之恩、是以克固四維、永隆萬葉、功隣造物、清猷映世、超哉邈矣、粤無得而稱、雖是曰〇日原作曰、據一本改、兄、豈先處乎、非功而據、咎悔必至、吾聞天皇不可以久曠、天命不可以謙拒、大王以社稷爲計、百姓爲心、發言慷慨至于流涕、天皇於是知終不處、不逆兄意、乃聽而不〇不恐析、卽御坐、世嘉其能以實讓曰、宜哉、兄弟怡怡、天下歸德、篤於親族、則民興仁、

〔日本書紀二十五孝德〕天豐財重日足姬天皇〇皇極四年六月庚戌、天豐財重日足姬天皇思欲傳位於中大兄〇天智而詔曰云云、中大兄退語於中臣鎌子連、議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子〇孝德殿下之舅也、方今古人大兄在、而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心、且立舅以答民望、不亦可乎、於是中大兄深嘉厥議、〇下略

〔續日本紀六元明〕和銅七年十一月戊子、大倭國添下郡人倭忌寸果安、〇中略並終身勿事、旌孝義也、果安孝養父母、友于兄弟、〇下略

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、〇中略姉廣虫又掌吐納、〇中略友于天至、姉弟同財、孔懷之義、見稱當時、

〔奧州後三年記上〕將軍〇源義家の舍弟左兵衛尉義光、思はざるに陣に來れり、將軍にむかひていはく、ほのかに戰のよしをうけたまはりて、院に暇を申侍りていはく、義家夷にせめられて、あぶなく侍るよしうけたまはる、身の暇を給ふて、まかりくだりて、死生を見候はんと申上るを、いとまたまはらざりしかば、兵衛尉を辭し申、まかりくだりてなんはべるといふ、義家これをきゝて、よろこびの淚をさへていはく、今日の足下の來りたまへるは、故入道〇源賴義の生かへりておはした

悌例

たり、愛はおやの子を愛するごとくに、ねんごろに親を云、友はともだちのたがひに切磋琢磨するごとく、道ををしへあやまちをいましめ、至德をあきらかにする樣に善をせむるを云、他人のとしわかきくらゐいやしきにまじはるも、おなじことはりなり、他人にてもいとけなきに惠をほどこし、賤になさけふかくするは、道理の當然なり、まして弟はおやの身をわけて、分形連氣の人なれば、友愛の惠をほどこすべき事勿論の義なり、この道理あきらかにして、おこなひがたき事ならねども、世上のまよへる人をみれば、多分兄弟のあひだ、他人よりもおろそかなり、わづかのよくのあらそひにて、かたきの思ひをむすぶもあり、分形連氣のことはりをしらず、わが身にて我身をそこなふありさま、愚痴の至極あさましき事なるべし、おなじくおやの身を分て生れたるものなれども、先後の序によつて、兄はたつとく、弟はいやしき次第ありて、惠悌の道序を本としておこなふことはり、天のさだめ給ふ次第にて、をのづからある道なるゆへに、五教の第四に長幼有序と說給へり、

〔伊勢平藏家訓〕五倫の事

一弟は兄をゐやまひて兄をおしのけず、何事も兄のした手に付てさし出ず、兄にしたがふべし、兄のしかたはわろくとも兄を敬やまひ大切にして、背く事なきを悌といふ、是弟の法なり、

〔令義解二戶〕凡國守毎年一巡行屬郡、觀風俗、○中略部內有好學篤道孝悌忠信、謂、(中略)篤道者、躬行孝悌仁義等道、(中略)然則孝悌仁義既入篤道、而更下文擧孝悌忠信者、蓋一一在身之謂矣、凡此四者、人之高行、故擧爲稱首、○中略發聞鄕閭者、擧而進之、○義解略有不孝悌、悖禮、亂常、不率法令者、○義解略糺而繩、

〔日本書紀十五顯宗〕三年○清寧十二月、百官大會、皇太子億計○仁賢取天皇之璽、置之天皇之坐、再拜從諸臣之位、曰、此天皇之位、有功者可以處之、著貴蘭迎、皆弟之謀也、以天下讓天皇、天皇顧讓以弟、莫敢卽位、又奉白髮天皇○清寧先欲傳兄、立皇太子、前後固辭曰、日月出矣、而爝火不息、其於光也、不亦難矣、時雨

〔寶物集五〕昔今人子ヲ悲メル事モ、歌ニテ申スベシ、

人ノ親ノ心ハ闇ニアラネド子ヲ思フ道ニ迷ヒヌル哉　中納言兼輔

後拾遺　五月闇子戀森ノ郭公人知ズノミ鳴ワタル哉　藤原兼房

月詣集　稚キ我子ヲナヽノ里ニ置テ今夜ノ月ニ面影ゾ立　藤原基俊

雛鶴ノ花ノ林ニ入ヌレバ飛立マデニ嬉シカリケリ　太宰大貳重家

子ヲ思道ヲゾ祈ル皇ニ仕フル跡ヲタガヘザラナン　中納言雅頼

是程志深ク淺カラヌ親ノ爲ニ、孝養報恩セン人ハ、イカヾ懺悔トナラズモ侍ラン、實ニ志ノ深キ事ハ、親ノ子ヲ思ニハ過ズ、

名稱

附　悌　不悌 併入

悌ハシタガフト訓ズ、卽チ弟ノ能ク其兄ニ敬事スルヲ謂フナリ、而シテ兄ノ善ク其弟ヲ惠ミ、或ハ兄弟互ニ相愛セシ事蹟ノ如キ、亦此ニ併載セリ、

〔類聚名義抄心六〕悌ヤスシ　シタガフ　俤音弟、兄悌、

〔春鑑抄〕義〇中略　兄タル人ハ、ヲトヲトニタイシ、ヤハラグガヨロシキ處ゾ、弟タルモノハ、兄ニシタガフハヨロシキ處ゾ、孟子ニ義之實從兄是也ト云テ、ヲトヲトタルモノハ、兄ニシタガフモノゾ、サルホドニ義ト云モノヽ眞實ハ、兄ニシタガフヲ云ト、孟子ノイハレタゾ、

〔翁問答上本〕師〇貝原益軒曰、〇中略　弟は悌をもて兄につかふる道とす、悌は敬ひしたがふとくなり、他人のとしおいくらゐたかきにつかふるも、おなじことはりなり、他人にても老たるをうやまふは、道理の當然なり、ましておやの身をわけて、我にさきだちてうまれたる兄を、うやまひしたがふべきこともちろんなり、兄は惠をもつて、おとゝゝをひきゆる道とす、惠は友愛の二義をかね

モ入給ハズ、互ニ目ヲ見合テ、タヾ涙ヲノミゾ流シ給ケル、夜ニ入ケレ共、裝束モクツロゲズ、袖片敷テ臥給ヘリ、曉方ニ板敷ノキシリ〳〵ト鳴ケレバ、預ノ兵寄テ、幕ノ隙ヨリ是ヲ見レバ、内大臣〇平宗盛子息ノ右衞門督〇淸宗ヲ掻寄テ、淨衣ノ袖ヲ打キセ給ケリ、右衞門督ハ今年十七歲也、寒サヲ勞給ハントテ也、熊井太郞、江田源三ナド云者共是ヲ見テ、穴糸惜ヤアレ見給ヘ殿原、恩愛ノ慈悲バカリ、哀ナル事ハアラジ、アノ身トシテ單ヘナル袖ヲ打キセ給タラバ、イカ計ノ寒ヲ禦ベキゾヤ、責テノ志カナトテ、猛キモノヽフナレ共、皆袖ヲ絞ケリ、

〔十六夜日記〕むかしかべのなかよりもとめいでたりけんふみ〇孝經の名は、今の世の人の子は、夢ばかりも身のうへのことゝは、しらざりけりな、みづぐきのをかのくずは、かへす〴〵もかきをくあと、たしかなれども、かひなきものは、おやのいさめなりけり、〇中略道〇和歌をたすけよ、こをはぐゝめ、のちの世をとへとて、ふかき契りをむすびをかれし、ほそ川のながれも、ゆへなくせきとどめられしかば、跡とふのりのともし火も、道をまもり、家をたすけむおやこの命も、もろともにきえをあらそふとし月をへて、あやうく心ぼそきながら、なにとしてつれなくけふまでは、ながらふらん、おしからぬ身ひとつは、やすく思ひすつれども、子を思ふ心のやみは、なをしのびがたく、道をかへりみる恨は、やらんかたなく、さても猶あづまのかめの鏡にうつさむは、くもらぬかげもやあらはるゝと、せめて思ひあまりて、よろづのはゞかりをわすれ、身をようなき物になしはてゝ、ゆくりもなく、いざよふ月にさそはれいでなんとぞ思ひなりぬる、

〔東見記下〕阿佛ハ平時忠ノ一門ノ女也、安嘉門院ノ衞門佐ト云、後ニハ四條トモ云、嫁爲家而生爲相、爲氏ハ宇津宮彌三郞賴綱ノ女之腹也、爲氏ハ兄也、爲家末後、播磨ノ越部ノ庄ヲ爲相ニ讓ル、爲相幼少ノ故ニ、爲氏是ヲ押領ス、於是阿佛鎌倉ヘ下リ是ヲ訴フ、此時爲氏是ヲ爲相ニカヘス、

染歎キ悲テ、思遣ル方无カリケレバ、住吉明神ニ御幣ヲ令ㇾ奉テ、車周ノ病ヲ祈ケルニ、其御幣ノ串ニ書付テ奉タリケル、

カハラムトオモフ命ハヲシカラデサテモワカレンホドゾカナシキ、ト其ノ夜遂ニ愈ニケリ、

〔源平盛衰記三十七〕熊谷父子寄二城戸口一幷平山同所來附成田來事

直實ハ小次郎ヲ矢前ニアテジト、鎧ノ袖ヲカザシテ立隱セバ、直家ハ父ヲ爭テ、前ニ進テ箭面ニ立、武心ノ中ニモ、親子ノ情ゾ哀ナル、

〔平家物語九〕二度のかけの事

かぢ原五百よきいく田の森のさかも木をとりのけさせて、城の内へおめいてかく、〇中略かぢ原〇景時らうどう共に、源太〇景季、平次〇景高、はいかにととひければ、あまりにふか入して、うたれさせ給ひて候やらん、はるかに見えさせ給ひ候はずと申ければ、かぢ原なみだをはら〳〵とながひて、いくさのさきをかけうと思ふも、子共がため、源太うたせて、かげ時いのちいきても、何にかはせんなれば、返やとて又取て返す、〇中略かぢ原を中に取こめて、我うつとらんとぞすゝみける、梶原まづ我身の上をばしらずして、源太は何くに有やらんと、かけわりかけまはりたづぬる程に、あんのごとく源太は、馬をもいさせ、かち立になり、かぶとをもうちおとされ、〇中略こゝをさいごとせめたゝかふ、かぢ原是をみて、源太はいまだうたれざりけりと、うれしう思ひ、いそぎ馬よりとむでおり、いかに源太、かげ時こゝに有、同うしぬる共、かたきにうしろを見すなとて、おやこして五人のかたき三人うつ取、二人に手おふせて、弓矢取はかくるもひくも、おりにこそよれ、いざうれ源太とて、かいぐしてぞ出たりける、梶原が二度のかけとは是なり、

〔源平盛衰記四十四〕大臣殿舍人附女院移二吉田一幷賴朝叙二二位一事

大路ヲ渡シテ後ハ、〇平宗盛等判官〇源義經ノ宿所六條堀川ヘゾ被二遣ケル、物マカナヒタリケレ共、露見

をそくとくつむにさきぬるむめの花たがうへをきしたねにか、あるらん、やがてその花をかざして、御對面よろこび給へる、ひさしのだいきやうせさせ給ひけるにも、よこざまにすへさせ給ひけるこそ、としごろすこしかたはらいたく、おぼされける御心とけて、いかにかたみにこゝろゆるし給へりけんと、御あはれびめでたけれ、

〔後拾遺和歌集 十哀傷〕小式部内侍なくなりて、むまごどもの侍けるをみてよみ侍ける、

いづみしきぶ

とゞめをきて誰を哀とおもふらんこはまさるらんこはまさりけり

〔詞花和歌集 雜九〕帥前内大臣 ○藤原伊周 あかしに侍ける時、かなしみてやまひになりてよめる、

高内侍 ○伊周母

よるのつる都の内にこめられて子をこひつゝもなき明すかな、

〔今昔物語 二十四〕藤原實方朝臣於陸奧國讀和歌語第三十七

今昔、藤原實方朝臣ト云フ人有ケリ、小一條ノ大將濟時ノ大納言ト云ケル人ノ子也、○中略 此ノ實方中將、愛シケル幼キ子ニオクレタリケル比、无限リ戀悲テ寢タリケル夜ノ夢ニ、其兒ノ見エタリケレバ、驚キ覺テ後此ナム、

ウタヽネノコノヨノユメノハカナキニサメヌヤガテノイノチトモガナ、トナム云テ、泣々戀ヒ悲ビケル、○中略

大江匡衡妻赤染讀和歌語第五十一

今昔、大江匡衡ガ妻ハ、赤染ノ時望ト云ケル人ノ娘也、其ノ腹ニ擧周ヲバ産マセタル也、其ノ擧周長ジテ文章ノ道ニ止事无カリケレバ、公ニ仕リテ遂ニ和泉守ニ成ニケリ、其國ニ下ケルニ、母ノ赤染ヲモ具シテ行タリケルニ、擧周不思懸身ニ病ヲ受テ、日來煩ケルニ、重ク成ニケレバ、母ノ赤

ひけり、子は京に宮づかへしければ、まうづとしけれど、しば〳〵えまうでず、ひとつ子にさへ有ければ、いとかなしうし給ひけり、さるにしはすばかりに、とみの事とて御文あり、おどろきてみれば、歌あり、

老ぬればさらぬ別の有といへばいよ〳〵みまくほしき君かな

〔今昔物語二十四〕土佐守紀貫之子死讀和歌語第四十三

今昔、紀貫之ト云歌讀有ケリ、土佐守ニ成テ其國ニ下テ有ケル程ニ任畢リ、年七ツ八ツ許有ケル男子ノ形チ厳カリケレバ、極ク悲ク愛シ思ケルガ、日來煩テ墓无クシテ失セニケレバ、貫之无限リ此ヲ歎キ泣キ迷テ、病付許思焦ケル程ニ、月來ニ成ニケレバ任ハ畢ヌ、此テノミ可有キ事ニモ非ネバ、上ナムト云程ニ、彼兒ノ此ニテ此彼遊ビシ事ナド思ヒ被出テ、極ク悲ク思エケレバ、柱ニ此ク書付ケリ、

ミヤコヘト思フ心ノワビシキハカヘラヌ人ノアレバナリケリ、上テ後モ其ノ悲ノ心不失テ有ケル、其ノ館ノ柱ニ書付タリケル歌ハ、今マデ不失テ有ケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔後撰和歌集雜十五〕太政大臣の左大將にて、すまひのかへりあるじし侍ける日、中將にてまかりて事をはりて、これかれまかりあかれけるに、やむごとなき人、二三人ばかりとゞめて、まらうどあるじさけあまたゝびの後、ゑひにのりて、こどものうへなど申けるついでに、

兼輔朝臣

人のおやの心はやみにあらねども子を思ふみちにまどひぬるかな

〔大鏡三左大臣仲平〕左大臣仲平、このおとゞ、これもとつねの次郎、〇中略貞信公〇藤原忠平よりは御兄にあたらせ給へど、廿年まで大臣になりをくれ給へりし、つゐになりたまへれば、おほきおとゞの御よろこびの歌、

銀母、金母玉母、奈爾世武爾麻佐禮留多可良、古爾斯迦米夜母、○中略

戀男子名古日歌三首長一首短二首

世人之、貴慕、七種之、寶母我波、何爲、和我中能、產禮出有、白玉之、吾子、古日者、明星之、開朝者、敷多倍乃、登許能邊佐良受、立禮杼毛、居禮杼毛、登母爾戲禮、夕星乃、由布幣爾奈禮婆、伊射禰余登、手乎多豆佐波利、父母毛、表者奈佐我利、三枝之、中爾乎禰牟登、愛久、志我可多良倍婆、何時可毛、比等等奈理伊氐天、安志家口毛、與家久母見牟登、大船乃、於毛比多能無爾、於毛波奴爾、横風乃、爾母布敷可爾、覆來禮婆、世武須便乃、多杼伎乎之良爾、志路多倍乃、多須吉乎可氣、麻蘇鏡、氐爾登利毛知氐、天神、阿布藝許比乃美、地祇、布之氐額拜、可加良受毛、可賀利毛、神乃末爾麻仁等、立阿射里、我乞能米登、須臾毛、余家久波奈之爾、漸々、可多知都久保里、朝朝、伊布許登夜美、靈剋、伊乃知多延奴禮、立乎杼利、足須里佐家婢、伏仰、武禰宇知奈氣吉、手爾持流、安我古登婆之都、世間之道、

反歌

和可家禮婆、道行之良士、末比波世武、之多敝乃使、於比氐登保良世、

布施於吉氐、吾波許比能武、阿射無加受、多太爾率去氐、阿麻治思良之米、

右一首作者未詳、但以裁歌之體、似於山上之操、載此次焉、

〔萬葉集九相聞〕天平五年癸酉、遣唐使船發難波入海之時、親母贈子歌一首并短歌、

秋芽子乎、妻問鹿許曾、一子二子、持有跡五十戶、鹿兒自物、吾獨子之、草枕、客二師往者、竹珠乎、密貫垂、齋戶爾木綿取四手而、忌日管、吾思吾子、眞好去有欲得、

反歌

客人之、宿將爲野爾、霜降者、吾子羽褁、天乃鶴群、

〔伊勢物語下〕むかし男有けり、身はいやしながら、母なん宮成ける、その母なが岡といふ所に住給

〔日本書紀崇神五〕四十八年正月戊子、天皇勅豐城命活目尊（〇垂仁）曰、汝等二子慈愛共齊、不知曷爲嗣、各宜夢、朕以夢占之、

〔日本書紀景行七〕五十三年八月丁卯朔、天皇詔群卿曰、朕顧愛子、何日止乎、冀欲巡狩小碓王（〇日本武尊、四十年）薨、所平之國、是月乘輿幸伊勢、轉入東海、

〔日本書紀應神十〕四十年正月戊申、天皇召大山守命、大鷦鷯尊（〇仁德）問之曰、汝等者愛子耶、對言甚愛也、亦問之、長與少孰尤焉、大山守命對言、不逮于長子、於是天皇有不悅之色、時大鷦鷯尊預察天皇之色、以對言、長者多經寒暑、既爲成人、更無悒矣、唯少子者、未知其成不、是以少子甚憐之、天皇大悅曰、汝言寔合朕之心、是時天皇、常有立菟道稚郎子爲太子之情、然欲和二皇子之意、故發是問、是以不悅大山守命之對言也、

〔日本書紀欽明十九〕六年十一月、膳臣巴提便還自百濟言、臣被遣使、妻子相逐去、行至百濟濱、（濱海濱也）日晚停宿、小兒忽亡、不知所之、其夜大雪、天曉始求、有虎連跡、臣乃帶刀擐甲、尋至巖岫、拔刀曰、敬受絲綸、劬勞陸海、櫛風沐雨、藉草班荊者、爲愛其子、令紹父業也、惟汝威神、愛子一也、今夜兒亡、追跡覓至、不畏亡命、欲報故來、既而其虎進前開口欲噬、巴提便忽申左手、執其虎舌、右手刺殺、剝取皮還、

〔萬葉集雜歌五〕神龜五年七月二十一日筑前國守山上憶良上（〇中略）

思子等歌一首　并序

釋迦如來金口正說、等思衆生如羅睺羅、又說愛無過子、至極大聖、尚有愛子之心、況乎世間蒼生、誰不愛子乎、

宇利波米婆、胡藤母意母保由、久利波米婆、麻斯提斯農波由、伊豆久欲利、枳多利斯物能曾、麻奈迦比爾、母等奈可可利提、夜周伊斯奈佐農、

反歌

うにあらば、却ての御慈悲たらんか、既に不孝の輩猶有之ば、可處罪科事と、一條にのせられ、孝經には五刑屬三千、罪莫大於不孝云々、是いましむべきの第一也、然れどもむかしより、親顔に後妻あるひは嬖妾抔の讒によつて、不孝を唱へ、或は若氣の過ち女色など、又は諸事ゐどに逸して、惡事にはなく、過のつのりなどする類少からず、是は罪輕し、隣里鄕黨の顚寡をしれるものに、正く糺して、御沙汰あらんか、是等の一條遠き慮なくしては、後世の災成べし、且たゞ親子の間のあしきをば、不孝と成らば、却て人倫を破る事あるべし、

附　慈

名稱

慈ハ又慈愛ト云ヒ、之ヲイツクシムト訓ズ、父母ノ其子ヲ鍾愛スルヲ謂フナリ、

〔類聚名義抄　六〕慈（材栓反）（ウツクシヒ）

〔伊呂波字類抄　伊辭字〕嚴（イツクシム）　慈　悲　慦　愉　仁　恩　惠　荘　字　孳（巳上イツクシム）

〔書言字考節用集　八言辭〕慈（イツクシム）　〔同　九言辭〕慈愛（ジアイ）

慈例

〔倭訓栞　前編三伊〕いつくしむ　仁をよめり、痛く惜むの義成べし、人の全德は仁愛の心にあり、万葉集に、愛をうつくしとよめるも音意通せり、

〔古事記　上〕此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而、於生終得三貴子、卽其御頸珠之玉緖母由良邇（此四字以音、下效此、）取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂御倉板擧之神、（訓板擧云多那）次詔月讀命、汝命者所知夜之食國矣、事依也、（訓食云袁須）次詔建速須佐之男命、汝命者所知海原矣、事依也、

〔古語拾遺〕於是素戔嗚神欲奉辭日神、（天照大神）昇天之時、櫛明玉命奉迎、獻以瑞八坂瓊之曲玉、素戔嗚神受之轉奉日神、仍共約誓、卽感其玉生天祖吾勝尊、是以天照大神育吾勝尊、特甚鍾愛（メグシトオボシテ）、常懷腋下、稱曰腋子、（ワキゴ、今俗號稚子謂和可古、是其轉語也、）

散ゼヨ、當方謀計ニアラザル段、證據ノタメニ、光秀ガ老母ヲ人質トシ、秀治ニ相渡スベキノ間、秀治此條信伏セシメ、大臣家ヘ御禮申サレ、一家ヲ全フセラルベシト云、略○中和睦相調ヒテ、光秀方ヨリ老母ヲ渡シ、秀治方ヘ人質トシ、八上ノ城ヘ入置カシメ、略○中雙方面談、一禮畢テ、祝儀トシテ盃ヲ出シ酒宴ニ及ブ、略○中秀治秀尙ヲ搦捕リ、其外從者十一人、都合十三人ヲ相搦テ、早速安土ヘ差上セ、此趣言上シ畢ヌ、秀治ハ痛手負テ、路次ニ於テ死去セシメ畢ヌ、其後秀尙等、安土ニ於テ、生害ノ以後、丹州ノ殘黨等、光秀人質ノ老母ヲ、張付ニ懸テ殺シ畢ヌ、

〔夢語〕一今世に不孝の子ありとて親勘當し、いかなる惡事すべきもしられずとて、其親々親類など奉行所へ訴申事多く、奉行所にても是を張外のものとし、事有時は父母親類へも咎等もなき事のよし、是人にもより、其事にもよるべき事ながら、人倫の破れ治の害惡者の種おろし也、人々孝をなすべきは、御高札のはじめにのせられ、且明曆の御條目にも、不用父母の制詞、町々年寄五人組の者の異見不致承引者有之ば、可召連來、先て罪舍、其上不直覺悟ば親切久離可追拂、万一對于父母存遺恨ば、彼者從町中可捕來とあるとも、今の世の人々は、是をば御高札、彼は御觸とのみ思ひ居て、其事どもはしらず、年寄五人組など深切に世話する者も、疎きやうにて、我身の用心計してゐる也、何とぞ下萬民を憐み惠ませ給ふ御事なれば、能々敎へさとし、人々此御高札の趣をば、覺えしるやうにありたし、又中には親々の敎へずして、惡者になるは、親の罪も有べし、然れば子をよく敎へさとし育るやうに、御敎訓ありて、扨不孝の子在て、親もこらへず、諸親類所の者も倦て、惡者とおもふ者は、きびしく罪せらるべきか、只今追拂とするは、親の元を離るゝ計にて、近所前後如元徘徊して、猶惡心やまず、人に災し國の害をもなし、惡事をも仕出す也、是誠の御慈悲ならば、斯るものなどをこそ、遠島或は其罪の輕重、人々の品々により、遠國か近流か、いづれ父母の地を離して、其配所をえ立不去樣にし、月逝歲經て心も改らば、又上よりして是を赦し玉ふや

文ヲ學ンデ有ケルニ、心ニ智ヤ无カリケム、母ノ爲ニ不幸ニシテ不養ハザリケリ、其ノ母子ノ瞻保ガ稻ヲ借仕テ可出キ物无カリケリ、不償ザリケルヲ、瞻保强ニ此ヲ責ケルニ、母ハ地ニ居タリ、瞻保ハ板敷ノ上ニ有テ責メ云ケルニ、此ヲ見ル人瞻保ヲ誘ヘテ云ク、汝ヂ何ゾ不孝ニシテ母ヲ責ルゾ、世ニ有ル人父母ニ孝養スルガ爲ニ寺ヲ造リ塔ヲ起テ、佛ヲ作リ經ヲ寫シ僧ヲ供養ス、汝ヂ家豐ニシテ何ゾ母ノ借レル稻ヲ强ニ責メテ母ヲ令歎ルト、瞻保此ヲ聞ト云ヘドモ不信ズシテ尙責ルニ、親ヲ見ル人共見煩テ彼ノ母ノ借レル所ノ稻ヲ員ノ如ク辨ヘテ母ヲ不令責ズ成ヌ、其ノ時ニ母泣キ悲テ瞻保ニ云ク、我レ汝ヲ養ヒシ間、日夜ニ休ムコト无カリキ、世ノ人ノ父母ニ孝シヲ見テハ、我モ彼レガ如クナラムズト思テ、憑ム心深カリキ、而ルニ今我レニ恥ヲ與ヘテ、借レル所ノ稻ヲ强ニ責ル事、極テ情无シ、然ラバ我モ亦汝ニ令呑シ乳ノ直ヲ責メムト思フ、今ハ母子ノ道ハ絕ヌ、天道此ノ事ヲ裁（コトハ）リ給ヘト、瞻保此ヲ聞クト云ヘドモ、答フル事无クシテ、立テ家ノ内ニ入ヌ、而ル間瞻保忽ニ狂心出來テ、心迷ヒ身痛ムデ、年來人ニ稻米ヲ借シテ員ニ增シテ返シ可得キ契文共ヲ取出、庭ノ中ニシテ我燒キ失ヒツ、其ノ後瞻保髮ヲ亂テ山ニ入テ、東西ニ狂ヒ走ル、三日ヲ經テ自然ラ俄ニ火出來テ、瞻保ガ内外ノ家、及ビ倉皆燒ヌ、然レバ妻子食物无シテ皆迷ヒ、ニケリ、瞻保亦食无キニ依テ、遂ニ飢ヘ死ニケリ、不孝ニ依テ現報ヲ得ル事不違、此ヲ見聞ク人、瞻保ヲ憾ミ謗ケリ、然レバ世ノ人總ニ父母ニ孝養シテ、不孝ノ心ヲ不可成ズトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔總見記 十九〕惟任光秀丹州働事 附 赤井惡右衞門景遠事

波多野家〇秀治立置カレン事、是大臣家〇織田信長ノ御内存ナリ、此旨光秀〇明智七枚ノ誓詞ヲ認メ、相渡スベキノ間、早ク秀治和談ニ歸伏シ、出城然ルベキ乎ト云々、秀治等、猶是ヲ疑ヒ、定メテ光秀謀計タラント、更ニ以テ許容セズ、光秀又思案ヲ厚フシ重テ彼仲人ニ云遣ハスハ、然ラバ秀治、疑ヲ

父所告、春雄亦爲父不孝、仍付國宰令推斷、

〔扶桑略記 二十九 後三條〕延久二年十一月七日、依口祖母上東門院御惱、大赦天下、但坐神事、壞佛像、殺父母者不在赦限、

〔大鏡 六 右大臣道兼〕此殿父おとゞ(○藤原兼家)の御いみには、御殿などにもゐさせ給はで、あつきにことつけて御簾もあげ渡して、御念誦などもじ給はず、さるべき人々よびあつめ、後撰古今ひろげて興言しあそびて、つゆなげかせ給はざりけり、其ゆへは花山院をば我こそすかしおろしたてまつりたれ、されば關白をもゆづらせ給ふべき也といふ御うらみなりけり、よづかぬ御事なりや

〔枕草子 十二〕右衛門のせうなるものゝ、ゑせおやをもたりて、人の見るにおもてぶせなど見ぐるしう思ひけるが、伊よのくにょりのぼるとて、海におとしいれてけるを、人の心うがりあさましがりけるほどに、七月十五日ぼんを奉るとていそぐを見給ひて、道命あじやり、

わたつうみにおやをおし入てこのぬしのぼんするみるぞあはれなりける、とよみ給ひけるこそいとをしけれ、

〔中右記〕元永二年三月廿日、或人云、筑前入道(敦兼)爲息男進士爲兼、被追出宅中、立道路云々、不孝第一之者、雖末代有如此惡人、誠言語不及、

〔神皇正統記 二 後白河〕義朝重代の兵たりしうへ、保元の勳功すてられがたくはべりしに、父(○源爲義)のくびをきらせたりしこと、大いなるとがなり、古今もきかず、和漢にもためしなし、勳功に申かはるとも、みづからしりぞくとも、などか父を申たすくる道なかるべき、孝行かけはてにければ、いかでかつゐにその身をまたくすべき、ほろびぬることは天理なり、

〔今昔物語 二十〕大和國人爲母依不孝得現報語第卅一

今昔、大和國添ノ上ノ郡ニ住ム人有ケリ、字ヲ瞻保ト云ヒケリ、此ハ公ニ仕ル學生也ケリ、明春ハ

詔群卿曰、朕聞之熊襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉、少興師則不堪滅賊、多動兵是百姓之害、何不假鋒刃之威、坐平其國、時有一臣進曰、熊襲梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、(乾此云賦)弟曰市鹿文、容貌端正、心且雄武、宜示重幣以撝納麾下、因以伺其消息、犯不意之處、則曾不血刃賊必自敗、天皇詔、可也、於是示幣欺其二女而納幕下、天皇則通市乾鹿文而陽寵、時市乾鹿文奏于天皇曰、無愁熊襲之不服、妾有良謀、卽令從一二兵於己、而返家以多設醇酒、令飲己父、乃醉而寐之、市乾鹿文密斷父弦、爰從兵一人進殺熊襲梟帥、天皇則惡其不孝之甚、而誅市乾鹿文、仍以弟市鹿文賜於火國造、

〔日本書紀 八仲哀〕元年閏十一月戊午、越國貢白鳥四隻、於是送鳥使人宿菟道河邊、時蘆髮蒲見別王見其白鳥而問之曰、何處將去白鳥也、越人答曰、天皇戀父王(○日本武尊)而將養狎、故貢之、則蒲見別王謂越人曰、雖白鳥而燒之則爲黑鳥、仍强之奪白鳥將去、爰越人參赴之請焉、天皇於是惡蒲見別王無禮於先王、乃遣兵卒而誅矣、蒲見別王則天皇之異母弟也、時人曰、父是天也、兄亦君也、其慢天違君何得免誅耶、

〔日本書紀 二十二推古〕三十二年四月戊申、有一僧執斧毆祖父、時天皇聞之召大臣詔之曰、夫出家者頓歸三寶、具懷戒法、何無懺忌輙犯惡逆、今朕聞、有僧以毆祖父、故悉聚諸寺僧尼以推問之、若事實者重罪之、於是集諸僧尼而推之、則惡逆僧及諸尼並將罪、○下略

〔續日本紀 二十四淳仁〕天平寶字七年九月庚申、河内國丹比郡人尋來津公關麻呂坐殺母、配出羽國小勝柵戸、

〔類聚國史 八十七刑法〕延曆十二年十月辛亥、四世王深草毆父、據律合斬、勅降死流隱岐國、

〔日本後紀 十二桓武〕延曆廿三年七月辛丑、右京人門部連松原流土佐國、以不孝也、

〔三代實錄 四十八光孝〕仁和元年十月廿一日壬申、美濃國多藝郡大領外從七位上刑部連春雄犯罪、爲其

○按ズルニ、本書ハ德川幕府ノ公撰ニシテ、事蹟全國ニ渉リ、五十卷ヲ以テ完了ス、

〔肥後孝子傳 序〕我邦寬文六年より寶曆五年に至る迄、公の褒賞を蒙る孝子忠臣、斯に輯錄する所の者六十二人、願ふに猶脫たる者多からん、老友神崎直衞嘗て其傳を撰して梓に鏤め、其令名美德を周く民に顯はして、永く世に傳え、且風敎の萬一を助んことを欲し、當時官府の簿書に因て既に筆を起し、未稿を脫するに及ずして沒せり、豈惜からずや、是に於て正尊自揆らず、今其志を繼、其事を成して三卷とし、是を前編とす、其後なる者數百人、皆其姓名を記し、姑く五十餘人の傳を撰じて又三卷とし、是を後編とす、凡そ六卷名づけて肥後孝子傳といふ、○中略

天明二年壬寅仲秋　　中村正尊謹識

○

〔下學集 下態藝〕不孝(フカウ)不孝者其子不隨順父母之命也、然日本俗以不孝二字、爲勘當之義、蓋無其理歟、勘當之義見上面矣、

〔律疏 名例〕八虐

四曰惡逆、謂毆及謀殺祖父母父母、殺伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母、○中略七曰不孝、謂告言詛詈祖父母父母、本條直云告祖父母父母、此注兼云告言、文雖不同、其義一也、詛猶呪也、詈猶罵也、依本條、詛欲令死及疾苦者、皆以謀殺論、自當重罪、唯詛求愛媚、始入此條、依賊律、子孫於祖父母父母、求愛媚而厭呪者、徒二年、厭呪雖復同文、理乃詛輕厭重、但厭魅凡人、則入不道、若呪詛者、不入八虐、例(例上惡名字說)云、其應入罪者、則擧輕以明重、然呪詛是輕、尙入不孝、厭魅是重、亦入此條、及祖父母父母在、別籍異財、謂祖父母父母在、子孫就養無方、出告反面、無自專之道、而有異財別籍、情無至孝之心、名義以之俱淪、情節於茲並棄、稽之典禮、罪惡難容、二事既不相須、違者並當八虐、居父母喪、身自嫁娶、若作樂、釋服從吉、居父母喪、身自嫁娶、皆謂首從得罪者、若其獨坐主婚、男女即非不孝、所以稱身自嫁娶者、以明主婚不同入虐故也、其男夫居喪娶妾、合免所居一官、女子居喪爲妾、得減妻罪二等、並不入不孝、若作樂者、自作遣人等、樂謂擊鍾鼓、奏絲竹匏磬塤篪歌舞散樂之類、釋服從吉、謂喪制未終、而在二十三月之內、釋去縗衣而著吉服者、聞祖父母父母喪、匿不擧哀、詐稱祖父母父母死、依禮、聞親喪、以哭答使者、盡哀而問故、父母之喪、創巨尤切、聞即崩殞、擗踊號天、今乃匿不擧哀、或擇時日者、並是、其詐稱祖父母父母死、謂祖父母父母見在、而詐稱死者、若先死而詐稱始死者、非、姦父祖妾、

〔日本書紀 景行 七〕十二年七月、熊襲反之不朝貢、八月己酉、幸筑紫、十二月丁酉、議討熊襲、於是天皇

加比丹よき教諭なりとて蘭語になして、予に贈りしを家に藏す、

〔枕草子六〕あはれなる物

孝ある人の子

〔鵞峯文集百十七雜著〕忠孝

生我者父母也、成我者君也、孝可以報父母、忠可以報君也、不見反哺之烏乎、彼亦知孝、況於人哉、一飯之恩、餓夫猶報之、況受食祿哉、在家者孝不可須臾忘也、仕官者忠不可須臾忘也、有孝必有忠、有忠必有孝、忠孝果一而非二、故曰求忠臣必於孝子之門、不亦宜乎、

〔大日本史列傳二百二十二〕孝百行之本也、非孝無以爲教、物則民彝不能立、禮樂刑政不能出、孝之爲道大矣、故皇帝皇太子讀書、必先孝經、以爲常典、朝廷之崇孝道亦至矣、下至鄉黨閭巷、有純孝者、必旌表其門閭、勸民以孝、舊史所書、班班可考、有廬墓事死之誠、而無封股割肝之矯、民用敦厖、俗歸厚焉、後世史職廢弛、載籍殘缺、雖有孝弟履信者、多堙沒而不傳、側陋無由上聞、士庶無以爲勸、豈非闕典歟、間有復父仇者、奮不顧身、能存弗與共戴天之義、綱常倫理、賴以不墜、豈古有孝子而後世無其人哉、晦明關乎盛衰、醇澆繫乎時運、蒐其散軼、作孝子傳、

〔孝義錄凡例一〕一此書は寛政元年に命せられて、御料私領の善行ある者を書上しめ、國郡姓名褒美の年月を書つらね、褒美なきも國郡姓名をしるして世に傳ふ、見る人興起する心のあらば、風化の一助ともなりなんとて、その中に殊に勝れたる者は、これが傳をたて、書つらねたる姓名の上に圈を加ふ、その品目は、孝行者、忠義者、忠孝者、貞節者、兄弟睦者、家内睦者、一族睦者、風俗宜者、潔白者、奇特者、農業出精の類ひなり、

一孝は人の重しとする所なれば、他の善行多しといへども、孝行をもて題す、婦は孝と貞と輕重なし、ゆへに其行ひの至れる方にて名づく、孝子の忠を兼たるも、又是に同じ、〇下略

而聞見之者、多爲席上談話耳、而自省以恥焉者、則亦鮮矣、

〔一話一言二十八〕八丈島敎諭

凡人と生れて我身より大切なるものはなし、わが身を養はんがために、つねの住所をもとめ、夏多の著物をもとめ、朝夕の食をもとむるも、みな我身を大切に思ふが故なり、しかるにそのわが身のもとは、親よりうけ得たるわが身なり、わが身を大切に思はゞ、うみつけし親ほど、大切なるものはなしと思ふべし、人々生れおちてより、いとけなきうちは、親の手をはなるゝ事なく、親ほど大切なるものはなしと思へど、やうやく年をとり、をのれが手足の自由にはたらくにしたがひて、親をそまつにし、親のいふ事をきかず、親の心にそむくもの多し、をのれが親をそまつにするならはしにては、わが身も次第に年よりゆけば、又わが子にそまつにさるゝものなり、さればわが老人を大切にする心もちにて、人の老人をもうやまひ、わがいとけなきものをそだてあぐる心もちにて、人のいとけなきものをもあはれむべし、老人の中にて耳目もうとく、手足もかなはざるものは、ことさらに大切にいたはりて、かいほうすべし、これみな人のためにする事と思ふべからず、めん〳〵年よりて後、思ひあたる事あるべき也、

中川飛驒守與書

右之通おしゆる上は、殊さらにあつく存じ、父母老人を大切にすべし、若此後かく別に孝行のきこへあらば、御ほうびも被下、品によりては父母へも御手あて被下べし、若又かくのごとくおしへ置といへども、なを父母をそりやくに致すもの、相聞ゆるに於ては、きつと御咎にも仰付らるべき間、よく〳〵こゝろへちがひ無之様相守べし、

右御勘定奉行の命によりて、予〇太田覃が草する所なり、八丈島の高札に書有之、此文を文化元年長崎にゆきし時、紅毛通詞志筑忠次郎に見せしかば、轉じて加比丹ヘンデレキドウフに見せしに、

カルベシ、況ヤ善事ヲ似セタルニ、罪スベキ事カハ、殊ニ孝行ノ似セコソヤサシケレ、其儘差置ベシ、實ナラヌ者ハ勞倦シテ、長クハ續ザル物ゾト申サレシガ、果シテ其詞ノ如ク終ニ止タリシト也、

〔有德院殿御實紀附錄四〕品川の邊放鷹ありしに、御道のほとりを、先驅の徒士警蹕したるに、賤しき壯夫一人地上に坐して、七十有餘の老婦を介抱してありければ、徒士等かけより、追たつるといへども退かず、既に成らせ玉ふと聞えしかば、徒士等も、やむことを得ず、かの壯夫をとらへ、糺明しければ、壯夫恐れわなゝきながら、答へけるは、今日はものへまゐるべしとて、老母を負て出けるが、途中にて母にはかに病おこり、急にはしることのかなひがたければ、志ばしかきいだき、背撫さすり居しなり、たゞひたすらにゆるさせ玉へといひけるさま、いと哀に見えしかば、其よしつぶさに聞えあげしに、親をいたはりて、其身の罪を忘れたるは、誠に孝子なりと仰ありて、白銀五枚を賜はる、これ志かしながら、日頃孝心のふかきをもて、かゝる幸の有し成べし、世人もあまねくもてはやせり、かくて其冬、小松川の邊に、放鷹し玉ひしに、其地のゑせもの、さきの品川の孝子を學び、老たる嫗一人を負ひて、道のかたはらにうづくまり同じことを申ければ、御供の人人、かく僞をかまへ、上をあざむく罪輕からず是をゆるし玉はゞ、此後またかゝるくせもの、出來べきもはかられずと申けるを聞召、上をあざむき褒銀を貪らむとするは、憎むべきことなれど、あしき事を學ぶにあらず、僞ても親に孝をつくす者出來らんは、ねがはしき事なり、孝、行すれば、いつはりにても、褒銀をうると思はゞ、親にまことの孝をつくす者も亦多く出來べしとて、また先のごとく褒賜せられしとぞ、町奉行大岡越前守忠相、このありがたき盛慮を、世人にあまねく志らしむべしとて、市井に其よしを令しけるとなり、

〔隨意錄二〕有孝子義民、則官必褒賞之、以賜白金或錢焉、可謂德政矣、頃聞街中賤商、以孝得賞者二人、

雜載

からざれば、わけてあはれみをかけ、江戸に下るにのぞみて、濱荻は與左衛門にわが父母もろともに、江戸へくだりたきよしの願を申しけるに、許されざりければ、客にかたらひ事のよしを歎きけるに、其客豪富のあき人にて、彼が孝心を感じ、いとやすき望みかなとて、路費をあたへて、あるじ與左衛門に頼みけるに、費をいとへばこそ、かれが願ひも聞ざりしなりとて、こともなげに承け引きたれば、濱荻はふたおやをも伴ひつゝ下りけり、濱荻勤めの中をこたりなければ、他の遊女もこれにならひて、その家繁榮し、主人も亦數多の金を得たれば、高砂といへる茶店をしつらひ、濱荻が親達につかはしたり、かの濱荻はたしなみよくて身をつゝしみ、明けくれに父母をかへり見て、勤めながらも日々に親のもとへ行きかよひけり、〇下略

〔續日本紀十九孝謙〕天平勝寶六年十月乙亥、勅官人百姓不畏憲法、私聚徒衆、任意雙六、至於淫迷子無順父、終亡家業、亦虧孝道、因斯遍仰京畿七道諸國、固令禁斷、〇下略

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年四月辛巳、勅曰、〇中略古者治民安國、必以孝理、百行之本、莫先於茲、宜令天下家藏孝經一本、精勤誦習、倍加教授、百姓間有孝行通人、郷閭欽仰者、宜令所由長官具以名薦、其有不孝不恭不友不順者、宜配陸奧國桃生、出羽國小勝、以清風俗、亦捍邊防、

〔明良洪範一〕寛文ノ末、凶年打續ケル故、乞食共多、柳原土手ニ小屋ヲ掛、御扶持ヲ下サレケル所ニ、下谷三枚橋ニ老タル母ヲ背ニ負タル非人有リ、著スベキ衣類モナク、履ノ立ヌ母ヲ養フ也、柳原ノ小屋迄モ行事ナラズシテ、橋ノ上ニ居由上聞ニヤ達シケン、別ニ御扶持米ヲ下サレ、小屋モ得サセ、其町内ヘ母子ノ世話致遣ハスベキ由仰付ラレケル、孝心台聽ヲ動シケル、此事ヲ傳ヘ聞キ、奸惡ノ者母ヲ負テ往來スル者アリ、是ハ假ニ雇タル母ナレバ、日暮ニ及ベバ東西ヘ別レ去ル、其時貰シ米錢ノ數ヲ互ニ論ジ、掴ミ合ナドシケル、此事上ヲ僞ルニ似タル事ナレバ、悉ク禁ジラルベキヤト、町奉行ヨリ申立、評議ノ時、重矩〇板倉申サレケルハ、惡事サヘ似セタル者ハ本罪ヨリ輕

の心になりつゝおこなひて、姑の死去まで付添ひ申され候と、よろこび涙をながしつゝかたる、我も思はず、はなうちかみぬ、

〔續近世畸人傳〕一いとめ

いとめは若狹三方郡早瀨浦佐左衞門が妻なり、孝心深くよく舅姑に仕ふ、姑は先に死し、舅年八旬に餘り、老耄して非理なることをいひのゝしれども、少しも逆ふ色なく給仕す、あるはいとめ外より歸りたるに、老人葉をちらして孫とあそぶ、何事をし給ふととへば、子產まねしてあそぶ也といふ、さらばわれも子を產んとて、又葉を持來り同じく戲れば、老人與に入ること斜ならず、其他のあつかひもおして知るべし、〈蒿蹊云、老萊子が兒戲をなすにならはずして、あたれるもの也、〉一とせ深雪軒をうづむころ、茄子の美を食んといふ、いと心よくうけがひ、近きほとりの寺に走りて、茄子の糖漬をもらひ、水にひたして鹽を去、羹にしてすゝむ、〈○中略〉つひに其行狀を國侯聞し召、米若干賜り、家の租をも免し給ふとぞ、

〔雲萍雜志〕一勢州關の商家に吉右衞門といふものあり、實母に孝養至り、四十餘歲のころ、家業に出て、歸りける時は、その母いとけなきをりからの心を抱きて、吉右衞門が足を洗ひつかはすべしといふに、背かずして洗ひ給はるに任せたり、この一事を以て、よろづの行ひ違へるところなきを知れり、〈○下略〉

〔雲萍雜志〕三島原の難波や與左衞門といふ遊女屋に、濱荻といふ太夫あり、もとは播州高砂の商家德七といふものゝ娘にて、人の家に嫁しけるが、その家衰微に及びて、夫に捨てられ、親のもとにかへりけれども、親の家もまたおとろへて、父母を養はんが爲に、與左衞門が方に身をうりて遊女とはなりしなり、その頃與左衞門は、江戶の廓へ移りける時にあたりて、よき遊女をつれ行かんと、十一人の遊女をえらみける中に、ことに濱荻はよの志し尋常ならず、風雅の道にもうと

り候宇庭村と申所、猪鹿防之番小屋へ、去月廿八日夕方、悴龜松連參、龜松は草苅、總右衞門小屋にて火を焚居候處、同人後之方へ猨來、足へ喰付候を振返候處、唇より腮へ喰付候間、猨の耳を掴み聲を立候に付、龜松聞付馳參、所持之鎌を、猨之口へ入引候處、かつら脇より嚙折られ、難用立、總右衞門所持之鎌を龜松取揚、猶又猨之口へ柄の方捻込、後へ引倒、兩人にて押へ候得共、總右衞門は數ケ所被喰候故、働難成、打倒候に付、猨起上り候を、龜松石を以て、猨の口へ差込候鎌之柄を打込、牙を打かき候へども、猨掻付相働き候に付、龜松大指にて猨之兩眼をくり拔き打たゝき、漸仕留候由、總右衞門事所々被喰候得ども灸所に無之所、龜松介抱致し宿へ連れ歸り、翌日ヨリ療治藥用等仕候處、追日快氣之由申候、龜松年齡より小柄虛弱に相見へ、中々右體之働可致者に相見不申候間、驚逃退も可致處、親大事と存、若輩不似合働仕候者に付申上置候、

申十月　　大貫治右衞門

〔老の長咄〕かたましき姑につかへし嫁あり、年を經て語るに、われら若かりし時、姑のきげんをさまざまにあしらへども、兎角氣にいらず、いかゞせんと、晝夜に此苦勞たへず、氣分もあしくくらせしが、ある時不斗心に思ふは、我かゝる事のみにては、終に病ひの種となりなん、さすれば實の父母にも歎きをかけ、姑をも又人每にあしざまにいはせんは、是不孝の第一也、已後は萬事おろかにして、心もつかはず、孝もなさず、世間には不孝の嫁よといはれて、此家にさへ添ひ暮しなば、是孝の一ならんと、わが心にこゝろをばとりなほして、やゝ三十年の過しと語る、げにかしこき婦人かなと感せしが、近きわたりに、むつかしさは、すぐれたる姑につかへる嫁あり、我心付ず、此噺しをやせしとも覺へずありしが、十年の餘もすぎて、其母のうせし後、かの婦人のいふは、其むかし御噺しなされしを承りて、私もその如くなせしにより、今まで添ひまいらせ候、さて〳〵有がたき御物語なり、それにつき、さるかたの嫁御にも、五六年以前此噺しいたし候へば、これもそ

褒美して、政右衛門に米をあたふ、

〔一話一言 三〕鈴鹿孝子傳

孝子万吉は、伊勢國鈴鹿郡坂の下宿古町の人なり、○中略貧しき中に母癪の病いできてなやみがちなれば、○中略万吉六歳の時、ふかくこれをなげき、母の病おこる時は、近隣にゆきて藥を乞て、是にあたへ、もみさすりて、病を扶け、扨又日々に街道に出て、往還旅客の小き荷など持て、その賃をとるといへども、稚ければ、重き物を提擧する事あたはず、いさゝかの風呂敷包、或は鎗長刀など持て、鈴鹿山の撿組を登り下れども、得る所は三錢五錢に過ず、日ごとにおこたらず、かくするうちにも、いく度も家に立歸り、母がきげんをうかゞひ、夕にはかの得る所の錢を集て、母にあたふ、天明三年癸卯、天下飢饉して、五穀のあたへ貴く、尋常の農商、餓死するもの多き中に、万吉力をはげまし、半合一夕の米穀を得て、母にあたへ、母食ざれば、一粒もそのれ食はず、その辛勞、筆紙につくしがたし、其頃やうやく近隣に、その孝を志るもの多し、○中略今年天明七年丁未三月四日、御奉行所にて、御褒美として、白銀二十枚を賜り、又母を養ふため、一日米五合づゝ、永くこれを下しおかる、○下略

〔一話一言 七〕同年○天明八年九月總松猴を仕留め候事

同年九月廿八日信州童總松殺猴敎父事

私儀、遠藤兵右衛門御代官所代撿見被仰付、信州佐久郡廻村之節、同郡內山村百姓猴ニ被喰候處、若年之倅即座ニ猴を抱留、鎌にて殺候由、去月廿八日野先ニ而承候趣、左ニ申上候、

遠藤兵右衛門御代官所信州佐久郡
內山村百姓總右衛門倅
總松
申十一歳

右村之儀、信州上州國境破風山麓にて、右總右衛門儀高壹斗所持、家內五人暮居、宅より三丁程隔

ひ、假初にも傳次郎がふしたる枕の上を、過る事なかりしとなん、安永三年三月、領主より夫婦の者を賞して、物多くとらせけり。

〔孝義錄四十讚岐〕孝行者政右衛門

政右衛門は香川郡西庄村にて、高わづかに三升六合と、林一畝十五歩をもてる百姓なり、母ははやくうせぬ、父甚平後の妻をむかへしが、女子一人をうめり、繼母の心かたましく、政右衛門を仇の如くににくみしかば、終に父の心をもうしなひ、家をもをひ出されしを、いさゝかも恨とせず、さま〴〵にわび聞えしが、父母ともに聞いれねば、せんかたなく出行、小家をつくりて妻をもち、子もありしが、折々父のもとに、時々の物ををくりなどして、その怒りをなだめけれど、がつてゆるす事なし、其後父物ぐるはしくなり、眼をさへ病てなやみし時、繼母政右衛門をよびて、甚平は汝が父の事なれば、朝夕の食を贈るべしといふに、政右衛門よろこびて、日每に食ををくりて、その時をたがへず、繼母また晝飯をも贈るべしといひしに、いよ〳〵よろこび、數年の間日に三度の食を贈りしとぞ、かくて甚平が家を賣しろなして、政右衛門がすめるうしろの方に、小き家つくりてうつりしに、孝養怠る事なかりけれど、繼母はなをいかりのゝしり、政右衛門が家に童部の多くて、かしがましければ、とく出ゆけといふに、いさゝかも恨る事なく、妻子を携へ家を出しに、村の中のもの憐みて、竹木をあたへければ、新に家をたてんとせしを、繼母のきゝて、我家古くなりにたれば、その竹木を以て建かへんといふに、いなみもせずその心にまかせしを、かの竹木あたへしもの、聞つたへて、政右衛門にこそあたへしが、なさけなき母の家を修理せんためにはあらずといふを、政右衛門はせめぐりて、さま〴〵になだめ、母の家だにつくりかへなば、我窟たりぬといふに、いよ〳〵其志を感じ、つゐにまかせりとぞ、政右衛門が妻もよく舅姑につかへてつゝしみふかく、日夜に家事をいとなみて、すぐれたるものなりけり、天明五年十月、領主より

成給へりなど語りしかば、〇中略又領主へ願を奉りけるに、孝養の志を感じ給ひ、官廳に達し給ひしかば、明る春免許を蒙り新島に渡りぬ、〇中略新島に著てみれば、纔に九尺四方計の柴の庵に、與十郎は實も盲人になりてさしうつむきて有、〇中略さて流罪御免のこと、再應願出しければ、島ノ長も其孝心を感じ、官の御聞に及びて赦にあへり、江戸にいたりし時、是を賞嘆して金銀を贈る人もあり、通行の路上これをみる人も如堵なりしとぞ、

〔孝義錄肥後四十九〕孝行者傳次郎　孝行者同妻

傳次郎は、阿蘇郡小國の郷下城村のものなり、父母の年老て家を讓り、別屋にすみしが、父母ともに茶を好み酒を嗜ければ、傳次郎夫婦ともに朝とく起て茶を煎じ、和らかなる物を調じてすゝめ、外に出れば必酒を求て歸り、又酒屋の便あるたびごとに買求てたくはへ、その望めるときにすゝむ、家もとより貧しければ、朝夕の食もよき味をすゝむる事あたはねども、夫婦心を用ゐて調へずといふ事なし、傳次郎つねに父にいへるは、すべて食過るは養生の道にあらず、たゞ少しづゝ度々にくひて、その程を過し給はず、一日も長く世におはさんこそ、わが願ひなれといひけり、行ときは父の影をふまず、日影さす地に用を便せず、凡日いづるまでいねんことは、天道の罰をそれありと思ひとりて、夫婦ともに夜明ぬさきに起けるとぞ、父のすみたる屋の思ふやうにもあらぬを、心苦しく思ひしが、貧き中には心にもまかせざりしを、とかく營み作りてすませぬ、久住の驛はこの所より八里ばかりへだゝりしを、領主の江戸にゆくたびごとに、此驛を過る時は、里人みなその所にゆきて役をつとめしが、傳次郎が生れつき健かならねば、重荷をおふ事あたはず、かゝれば賃を出して、人を雇ひ出す事なるを、傳次郎はたゞ賃を出して己が家に安く居ん事あるべからずとて、はる〴〵久住の驛に行て、己が力に堪べき事はつとめ、力にたへざる所のみ賃を出して人を雇ひけり、その妻もまたなみ〴〵ならぬものにて、舅姑に孝を盡し、夫を敬

〔藝備孝義傳一 廣島〕松田傳之助

傳之助は、沼田郡中調子村農民八兵衛が子なり、三四歳の頃、みなしごとなりぬ、姉は御露次の小人、丹九郎が妻なり、子なければ、幸に子としてやしなひ置けり、一とせ丹九郎、江戸の本邸に在けるが、御露次の部屋に物亡て、七八人禁獄せらる、丹九郎もそのうちなり、傳之助かくと聞て、くふ物をもくはず、うらぶれ居しが、年もかへりて春になりぬ、今年は十二になりけるが、思立て、いかにもして、江戸にいたり、父にかはりて、如何なるうき目をもうけばやと、夜を日につぎて下りける、もとより旅の用度もなければ、飢ては路のべにさまよひ、疲ては橋の上にまどろみ、川をわたり嶺をこえ、からうじて江戸に著、御館の門にいたりて、かくとまうしいれければ、御館の内、ゆすりみちてぞ感じける、いくほどなく、丹九郎はれやかになりて、引かへ格をすゝめられ、氏帯刀をゆるされ、傳之助には、褒美そこばくを下されける、寶暦六年九月十三日のことなり、

〔續近世畸人傳一〕山口庄右衛門

大和の國十市郡八條村莊屋山口與十郎といへるもの、寶暦の比凶作により、同郡八ヶ村の長とともに訴出ることありて、其趣私あるに罪せられ、皆々伊豆の新島といへる所に流さる、其子庄右衛門七旬に餘る祖母を養ひて過すが、もとより家財田地等も沒入せられければ、但力作をもてからき世を凌ぎ渡る中にも、〇中略さて年をへて祖母身まかりしかば、今は島の父の許へ行て仕へんと志、領主へ願けれども、たやすきことにもあらず、力なく過しけるあいだ、大赦の御事あり、此事を聞とひとしく、弟の清右衛門といふものを、あづまに下して願奉りけれども、何の御いらへもなく、其としもくれて、明る年遠江の某といふもの、西國順禮して尋來り、おのれも新島の流人なりしが、去年大赦にあひて歸りぬ、彼島にて與十郎殿には、隔なく交りし、與十郎殿は隣村の三郎助なるものと酒を商れしが、其三郎助盗人にあひ横死せし後、與十郎殿も眼病にて盲と

氏まかり、父の代に我々どもを刑せられ、父を免し給れと、自筆の上書して又なく願ける、まだ幼少なる故、願の書もしどけなく、殊に長太郎は養子に候間、我等を失て給れと、二女の書上たるに、長太郎は某をも代りにとりて給れと書出ける、兩奉行立あひて此事を尋きかれ、若し人のすゝめけるにやと、其所の者どもを呼て、此事を知たるにやと糺明有けれど、誰も曾てしらず、母は此事をしきりに制しぬれど、隱して三人出けるよし申、三兒の思ひ入たるけしき、此事かなはずば、火にも水にも入ぬべく見て、ふし沈み歎候有さま、上下皆見るに不忍して、先さらしおける者をやめて、かさねて沙汰すべきとて、やう〳〵にかへされけり、さて其旨江戶に達し、御指圖有て、その明のとし、刑人は死罪をゆるして追放有けり、三兒の至誠人を感しぬること、誠にまれなるためしにこそ、

〔齊家論上〕寬保元年の秋の比、門弟の中來て云、武藏國に、薪木買長五郞といふ孝心なる者あり、江戶表はこの沙汰にて、則其趣き板行にあらはれしとて、見せられけり、曰武藏國多摩郡府中領押立村に、長五郞といふ小百姓あり、其身貧しく、妻にもはなれ、八十八歲になる母は養ひ、其外子共にもせがまれながら、母を大切にやしなひ孝をつくせしゆへ、公の御惠にもあづかりしとなり、

〔孝義錄十五陸奧〕孝行者たつ

たつは、名取郡上餘田村百姓二兵衞が妻なり、寬保二年八月四日、舅三郞兵衞と同じく、屋敷の西なる畑に、大豆を引干せんとて出しに、增田町の方より、猪ひとつ走り來り、三郞兵衞に疵おはせ、又かけよるを、二兵衞が妻みるより、とくかの猪にくみつき、やがて猪にうちのり、右の手を猪の口へさしいれ、舌をさへをりし、かたへなる小溝へのりこむ時、つゐにふり落され、うつふしに落たる上に、猪のりかゝりて、處々喰つきければ、大小二十六所まで、疵おひしが、つゐに舅の身つつがなく、猪はいづちへかにげさりぬ、〇中略同き九月、領主より金をあたへて、かの妻を賞しき、

にて候、某とても不孝せんとは、願ひ不申候得ども、性の拙くして、おのづから背き申せし事、重畳して、如斯申立候上は、申披くべき事も曾てなく候、此上ははやく母が願みてさせ、某を如何なる罪にも處せられ候得と、またなく申けるに、母涕泣袖に餘り、女心のはかなくて、かく申ば己が爲に罷成ぞと申に付、弟にめで、訟申候、兄が事に背かざる事は、近隣の存たる所に候、自らあさはかに申たる罪をば御許ありて、本の如く兄をたておかせ給へ候べしと、くどき申ける、彌左衛門が母に背かず、罪を負たる條、左もあるべきながら、神妙なりと稱美ありて、弟が罪かろからざるに論きわまりて、追放せられけり、

〔とはずがたり〕はりまの國に孝女あり、やそぢにあまる姑、やまひにふしてあやうし、孝女はやうより、やもめにして、子ふたりもたるが、きはめて貧しければ、姑につかふることは、よくそなへて、たらぬことなし、ある時その子なる、人のらうせる山にて、柴こりたりとて、其村人らこれをしばりころさんなどいふ、この事孝女が村に聞ふれば、その村おさ孝女が家にきたり、我ゆきてわびことせんに、そこにもゆけ、さらずばうけひかじといふ、孝女うちなきて、いなをのれはまからじ、ねがはくは君いかにもして、いきかへらしめ給へといふ、さてもわが子の命おしますやとなじれば、孝女なみだおさへて、姑の命夜のまをはかりがたし、子のとられたる所道遠し、をのれまからむあとにて、むなしくならば、この世ををふるうらみなるべしとて、つゐにまからず、村おさあはれがりて、ひとりゆきて、この事をせにいひたて、わびことしければ、ことなく返しあたへたり、赤穗城下木津村のものなり、

〔窻の須佐美追加下〕元文三年の冬、浪花の舟士勝浦屋太郎兵衛と云者、米船を盗とりさま〴〵の謀計あらはれて、三日が間さらしして、死刑に處せらるべきとて、十一月廿八日よりさらされける、その子長太郎十二歲、むすめ市十五歲、まき同年、翌二十三日夜もあけざるうちより、町奉行佐々

り、〇中略今よりして孝の道を習はれよ、明日と云は今夜の間をいかゞせん、只今の言下より孝を盡さるべし、記に曰、朝に省み夕に定とこそ、今夜あけなば父御の寐たる所に往き、夜の程の安否を伺ひ、さて朝夕配膳して茶をも上、これより始て百行みな孝心を以てすれば、よからんと云けるに、仰せ謹み承りぬ、〇中略明日より必ず敎の如くなし候半と云ければ、定て父御驚き却て怒らん、さもあらば、わが許に來られよと約して歸しぬ、次の日早朝敎の如く枕の許にいざり寄て、夜中の寒氣に無恙御座ありしやと、小聲に云を聞て、父其儘起きあがりて、こはくせものと追うつ程に、走出て老儒のもとにかくれぬ、〇中略父は怒れる眼に涙をうかめ、さりとてもわればかり不幸なる身はあらじ、たま〳〵持たる一人の子、常に不敬にしてにくさげなれど、勇壯にして人にうたるゝ事はあるまじと、これのみなぐさみにして過行つるに、今朝よりの有樣狂氣してけり、いかなる天の責にて、一子如此ぞとさめ〴〵と泣ければ、母袖をしぼりあへず、御身一筋にのみ心得て、其がこゝろを知りたまはぬぞよ、心をしづめて聞しめせ、昨日の夕かたうしろなる老儒の許に走行し程に、常のあら〳〵しきを知たる故、氣遣しく跡につき行、外に立寄ひそかに立聞しつるに、しか〳〵の事に候ひしとて、始よりの事を具に語りけるに、父つく〴〵と聞き、物をもいはず有けり、次のあした又枕にそひて、昨日の如くせしに、此度は怒らず、さて膳を奉りぬれば、うれしげに喰けり、さてありて彼子を呼て、汝心をあらためたるよしを聞て喜びぬ、此うち見れば、刀の柄のふるびたるに、こしらへせよとて、金をつゝんであたへける、これよりして親子むつまし、かく心をつくして仕へけるほどに、孝子ぞと近所に稱せられけるとぞ、〇中略

大坂の商家に國分彌左衛門と云者、母と弟とありしが、弟なるもの、奸計にして、兄の家をとらんと思ひしかば、母を欺て、兄の非をあげて、追失はん事を、奉行所に訴に出けり、さて彌左衛門召寄られ、母が申處おもひしれりや、申事あらば明すべしと有しかば、彌左衛門申樣、母が申處皆理り

母身まかりける時も、奴婢をたのまず、みづから醫師の方へ行、あつらへてはしり歸りては、煎じあたへなど、志をつくし、なき跡のかなしみは、他人のなみだをさへおとさせけり、其後に妻をむかへて、農業をつとめければ、ほど〱に富さかへけるにつけても、あはれ母の世に有し時、かくあらましかば、よろこびたまはましものをとて、くやみなきけり、元祿七年甲戌に六十歲、なほ世におこなひ侍るとぞ、

〔長崎夜話草　四〕長崎孝子六人

高雲禪寺の宗融長老は、本肥前國の產なり、當寺住職の中、一人の老母あり、つかへ養ふ事、極めて孝なり、母常に魚味を好めり、素寺中の制禁なれど、母のわかき頃より好めるたぐひを、今さら堅く止め侍らば、老のちから、いよ〱おとろへ、壽き持ちがたからんにやと、時々魚類を買求め、門脇なるおのこを賴み、其家にて調味して、母にすゝめ侍りぬ、寺貧しければ、はか〲しき下僕もあらず、常に出るに、大かたは供人もなし、ある時、一人市町を往るに、母の好める鮮き魚を賣にあへり、悅びて、そこらの知人に錢を借りて、魚を買、葛わらやうのものにつらぬき、みづから手に提もて歸りて、例の門わきなる屋にて調味して、母にすゝめ侍りぬ、ひとへに母を愛するの誠深くて、人の褒貶をおもはず、身の名聞を忘れたる也、是をもてよろづおしはかりて、いとたふとき法師なる事を去りぬ、年經て、母も寺にて終り、後に其身は他方にて、遷化有けるとぞ、學才も大かたならぬ人なりしとかや、

〔憲の須佐美　一〕或人小石川白山邊に住けるが、子二人持て一人は男子なり、○中略二十に及まで、猶あらくたけ〱しければ、自不孝の名を得て、世にもにくみあひけり、其うしろの家に老儒すめり、常に此子の親に不順なるをにくみ、折節は云出ても罵りけり、或夕暮彼子來て見へんと云に、○中略老儒手を打て、其方は不善人にてはなかりけるぞや、學問は其改めんとおもふ心卽ち基な

常陸の國行方郡玉造村に彌作といふ民あり、生れつき實やかにして、母につかへて至孝なり、家に田產なければ、傭力(ひとにやとはれ)てわたらひける、寒夜にも衣衾なければ、母のさむきをかなしみて、彌作がきたる物を脫て母におほふに、母もまた彌作がさむからん事をうれへて、たがひにあひゆづりぬ、母のこと葉にそむくをおそれて、もとのごとくうちきて、母のよく眠りたるをうかゞひて、ひそかにおほひきせて、あとまくらをつくろひとゝのへ、彌作も其かたはらにふしぬ、あるひは爐火をたきて母をあたゝめ、彌作は火をまもりながら居ねぶりなどしけり、人にやとはれ、もしは役にさゝれて他に出る時は、となりむかひの家にゆきて、母をかへり見たびねかしとて、なみだぐみてたのみつゝ出けり、手づから燒飯して、午餐にあたふれば、いつもうちいたゞきてふところにいれて、ひねもす人のためにはたらきながら、くらはずして、夕さりは家にもて歸り、母にあたへて、おのれはけふは某が酒のませ、或は某が何くれくはせ侍れば、腹ふくれたりといひのがれける、母時々頭痛の病をくるしみけるに、彌作おのれが膝を枕にあたへて、撫さすりなどいたはりていやしけり、母魚肉をおもふ時は、彌作ちかき水邊にはしり行て、何にてもあさり歸りて、味をとゝのへすゝめける、おほよそよのつね母にあたふる飲食をば、神佛などに奉る物のごとくに、きよめえらびて、おのれは其餘りのあら〱しく、よごれたるをたべける、母もし寺院の談義を聞まほしくいひ、或はしたしきもの、方へゆかむなどいふ時は、彌作手をひき腰をおし、脊中に負などしつゝ、母の面白がるべき物語うちして行歸ける、彌作四十歲に及ぶまで、かくおこなひければ、其里人もいとをしきものにいひあひ、郡奉行などいふ人どもゝ傳へ聞て、不便なる事に思ひけり、過し延寶二年、西山公（○德川光圀）在壽のをりふし、たま〱玉造へわたらせたまふ時、此事を聞しめして、御嘆賞のあまり、御馬の前にめしいでゝ、田畠黃金など賜ひつゝ、御感淺からざりけり、それより家の内もやゝゆたかになりて、いよ〱孝志をあつくして、同じき八年に

後のおやなりしが、これもやゝおとろへぬ、ふたおやのたのめる所、たゞ此むすめばかりなるによりて、したしきもののあひはかりて、むこをとりすへ、父母をやしなはせんとしければ、むすめいなびていへるには、人の心しりがたし、わがおとことなれらんもの、もしちゝ母にあしくば、われいかばかりおやを思へるとも、心にまかせざる事おほかるべし、そのときくゆるともかひあらんや、おぼつかなきはかり事は、せざるにはしかじ、我女にこそはあれ、たゞ二人のおやなれば、ともかくもやしなひ見ざらめやとて、みづから田畑の事に心をつくし、身をやつせり、人なをしゐてむこの事いへど、つゐにうけひくけしきなし、たへがたきわざにもよくたへて、ちからのかぎりつとめけるほどに、父もまゝ母もよろづとぼしからずして、つねによろこびゐけるとぞ、

〔比賓鑑 紀行 五〕ちかき比、備中國窪屋郡三田村の民、久兵衛といふものゝ妻に孝婦あり、久兵衛が父きはめてかたくなし、よめをつかひて、いさゝか心にかなはざれば、うちさいなむ、しかれどもよめはうらむる心もなく、ふかくそのつみをうけてさかはず、孝養おこたれる事なし、しうと八十にをよびて、あしよはくなれるを、夜日となくそのたちゐをたすけけり、ある夜よめつかれふして、しうとのおき出るをしらず、しうといかりて、よめが物つくうすの中にいばりす、よめ目さめてこれをしれども、つゆ色にあらはさず、いたくわかいぎたなかりしをくひかなしみ、しうとの心とくるをうかゞひて、ひそかに臼をきよめけり、よろづやはらぎしたがへるさま、みなかくのごとし、よりてかばかりつらきしうととなりけれど、終にはよめが心ざしにめでゝ、すぎこしひがひがしさを悔なげけり、その比しも國のなりはひ見めぐる人、かの家の門をよぎりければ、しうと出まみえて、よめが孝行いみじき事ども、つぶさに告かたる、その人やがて國の君に申ければ、よめに祿たまはりて賞せられけり、

〔年山紀聞 四〕孝子彌作

皆憐之相睦、承應二年、爲助娶妻結小廬於隔屋、不妨父母之所居、其妻亦傚憙爲助之所爲、能事舅姑、以竭婦道、父母或求之他、則爲助與其妻抱負而出、或途中逢雪、則妻先掃雪、啓行而導焉、歷年產子不以私愛而怠其孝養、方凶歲水旱、則告父母曰、我田不枯、我嚙不窮、而不使知其艱苦、萬治三年四月十七日母沒壽八十、寬文元年二月四日、父終壽八十三、共極天年、爲助哭泣殊甚、哀毀不止、葬於己屋近邊、築墓建石塔、日日詣墓獻香花、每當七日招僧讀經、及七七日修懺法、每月忌日拜墓不懈、猶事存之禮、催感而至慕、涙而歸、雷震則必詣母墓泣而守之、如生之時、爲助孝志同邑悉知之、隣里亦知之、既而聞於福地山城、所謂土師村隸此城、城主從五品脩舍奉御源姓松平氏忠房感其志、恤其志、卑黃金以褒之、爲助拜戴歸家、讓其兄、兄辭曰、此恩賜之物、依汝孝之聞達也、我何受之、兄弟相讓而不取、而封緘藏於其家、城主聞而奇之、乃復爲助戶租、且蠲其課役、〇下略

〔續近世叢語一德行〕寬文中、丹波龜山有廟祝目不識一丁字、親死之後、以木爲像、神祠之側、爲一字安措之、有烈風暴雨、則必往探剌焉、忌日佳節、則前夜往乞貰臨、翌日與妻往迎之、己負父像、使妻負母像而還、置之正堂、薦其時食、竭誠侍之、其勤飲食、且語言如事生、鄕人視之、以爲性理繆錯、或罵狐憑焉、城主松平伊賀侯聞之、使人察之三年、其行無變、於是以田三段賜之、永世免其租、

〔明良洪範十一〕世ノ諺ニ、孝行ニハ水ガ付タト云リ、或老人ノ物語リニ、堀美作守親常ノ家人長瀨某ト云者、至孝成者ニテ、老母ニ孝ヲ盡セリ、妻モ亦孝ナル者ニテ、夫婦シテ老母ニ仕ル事尋常ナラズ、此長瀨妻ヲ迎ントセシ時、容顏ノ美惡ニモ拘ハラズ、身分柄ラニモ拘ハラズ、氏ニモ拘ハラズ、只孝心ナル女ヲ迎ント願ヒシニ、果シテカヽル妻ヲ得タリ、〇下略

〔比賣鑑紀行四〕ちかき比、備前の國兒島の郡小串村にすみける、七郎兵衛といふいとまどしき民あり、むすめたゞひとりもたりけるが、これさへおさなきより、人の家につかはせてをきけり、此むすめとしへてのちいとまあきて、親のもとへかへりけるときは、父すでにいたく老たり、母は

〔鵞峯文集七十二行實〕從五品大炊頭源好房行實

花不全開而落、苗秀而不實者、可以惜焉、植物猶然、況於穎悟孝子哉、從五品大炊頭好房君、以今年六月二十三日、逝於箕田第、春秋僅二十一、○中略 君幼而岐嶷、四五歲而解國俗字、知方角字向府城及父母所在之方、不敢伸足、常侍父母、知在側冊子之名、每有問者應聲而答、不違其一、出則告父母、反則來前、若得珍品獻之父母、把見則愉愉如也、父母賜物則拜而受之、愛而不失、有時賜書則戴而披之、讀畢又戴而納之、凡父母所言敬而不違、或與侍者讀而及父母之事、則雖臥必起正坐而聞之、或侍母側若見寸刃錐針之類、則慮其誤觸而手自收焉、稍長在傍室晨省昏定、問其安否、雖他適夜闌無不及面、當花時月夜則屢請迎父母、和樂添興、或罹疾則不離其側、藥必先嘗、食必先試而進之、或丁憂則慰諭順承以勸飲食、漸及成童厭紛奢守儉約、不忝其志、所言所行皆順父母之心、父在封邑則勤留守事、所告所報無懈無闕、而事母愈謹愈敬、且寓諷諫之趣、而慮不協其心、自省自悔無不盡心、待其有喜色而退、稟性多病、常惟爲父母之憂、而治養甚愼、故七箇復初者數矣、其孝志之大概如此、至若日用細少多端、則不可勝計也、○下略

〔鵞峯文集傳五十〕丹州孝子傳贊論附

丹波國天田郡土師村有一孝子、曰蘆田爲助、讀七左衛門 其父曰井上、○中略 爲助天性至孝事父母盡心力、其所言無不從焉、寒夜則以己膚温席、而令父母臥其上、窺其熟睡踏而竊入加被而退、欲不驚覺也、若父母睡覺則問其安否、而容父母足於己懷温之而退、如此者每夜或再或三無敢闕焉、炎天則擇樹陰凉處、構庇障日、負父母憩坐於其下、自梳其白髮以散鬱蒸、其寢則先扇其臥處拂暑氣以迎之、飲食不足則唯供父母、己忍飢渴而對父母、乃言食有餘、不令知簞瓢屢空、若偶得一物於外則喜而奉之、母常畏雷、故霹靂則不離其傍、雖出在他、必速歸保護焉、平生給養之暇不怠耕耨、納其貢税不肯違期、縱然絕己糧無闕奉上之物、不蒙未進之責、不借他人之物、其爲人柔和而能勤産業、是以一村邑長及戸民、

ヲ側ニ寄添テ、赤坂ノ城ヘゾ向ヒケル、城近ク成ヌル所ニテ、馬ヨリ下リ弓ヲ脇ニ挟テ城戸ヲ叩キ、城中ノ人々ニ可申事アリト呼リケリ、良暫ク在テ、兵二人櫓ノ小間ヨリ顔ヲ指出シテ、誰人ニテ御渡候哉ト問ケレバ、是ハ今朝、此城ニ向テ、打死シテ候ツル、本間九郎資貞ガ嫡子、源内兵衛資忠ト申者ニテ候也、人ノ親ノ、子ヲ憶フ哀ミ、心ノ闇ニ迷フ習ニテ候間、共ニ討死セン事ヲ悲テ、我ニ不知シテ、只一人討死シケルニテ候、相伴フ者無テ、中有ノ途ニ迷フ實、サコソト被思遣候ヘバ、同ク討死仕テ、無跡マデ、父ニ孝道ヲ盡シ候バヤト存ジテ、只一騎相向テ候也、城ノ大將ニ、此由ヲ被申候テ、木戸ヲ被開候ヘ、父ガ打死ノ所ニテ、同ク命ヲ止メテ、其望ヲ達シ候ハント、慇懃ニ事ヲ請ヒ泪ニ咽デゾ立タリケル、一ノ木戸ヲ堅メタル兵五十餘人、其志孝行ニシテ、相向フ處、ヤサシク哀ナルヲ感ジテ、則木戸ヲ開キ、逆木ヲ引ノケシカバ、資忠馬ニ打乘リ、城中ヘ懸入テ、五十餘人ノ敵ト、火ヲ散テゾ切合ケル、遂ニ父ガ被討シ跡ニテ、太刀ヲ口ニ呀テ、覆シニ倒テ、貫カレテコソ失ニケリ、惜哉、父ノ資貞ハ、無雙ノ弓矢取ニテ、國ノ爲ニ要須タリ、又子息資忠ハ、タメシナキ忠孝ノ勇士ニテ、家ノ爲ニ榮名アリ、〇中略大將則天王寺ヲ打立テ、馳向ヒケルガ、上宮太子ノ御前ニテ、馬ヨリ下リ、石ノ鳥居ヲ見給ヘバ、〇中略

　マテシバシ子ヲ思フ闇ニ迷ラン六ノ街ノ道シルベセン、ト書テ、相模國ノ住人本間九郎資貞嫡子源内兵衛資忠生年十八歲、正慶二年仲春二日父ガ死骸ヲ枕ニシテ、同戰場ニ命ヲ止メ畢ヌトゾ書タリケル、

〔先哲叢談　二〕中江原、字惟命、小字與右衛門、號藤樹、〇中略

藤樹在大洲、慕母之獨居鄕、夢寐無已時、嘗乞歸省、欲即伴來、然母不欲踰波濤如他鄕、則無復如之何、乃獨返大洲、遂陳情、乞歸終養、不允、於是鬻家什、得數十金、以償債、又以其餘易穀積之家、意在還是庚俸給也、而仰天心誓、不事二姓、而后出亡、

便ナリヌベケレバ、如此心ノユクカギリ被打ゾト申ケレバ、世人イミジキ孝子也トテ、世ノオボエ事外ニ出來ニケリ云々、

〔吾妻鏡 十七〕建仁二年三月八日癸丑、御所〇源頼家御鞠、人數如例、此會連日儀也、其後入御于比企判官能員之宅、〇中略爰有自京都下向舞女、號微妙、盃酌之際、被召出之、歌舞盡曲、金吾〇源頼家頻感給之、廷尉〇比企能員申云、此舞女依有愁訴之旨、凌山河參向、早直可被尋聞食者、金吾令尋其旨給之處、彼女落涙數行、無左右不出詞、恩問及度々之間、申云、去建久年中、父右兵衛尉爲成、依不讒、爲宮人被禁獄、而以西獄囚人等、爲給奧州夷、被放遣之將軍家雜色、請取下向畢、爲成在其中、母不堪愁歎卒去、其時我七歲也、無兄弟親昵、多年沈孤獨之恨、漸長大之今、戀慕切之故、爲知彼存亡、始慣當道、而赴東路云云、聞之輩悉催悲涙、速遣御使於奧州、可被尋仰之由、有其沙汰、　十五日庚申、尼御臺所〇頼家母平政子入御左金吾御所、召舞女微妙、寬其藝、是依令感戀父之志給也、藝能頗拔群之間、爲尋彼父存亡、被遣使者於奧州云云、　八月五日丙子、所被遣奧州之雜色男歸參、舞女父爲成亡云云、彼女悲泣、悶絕躃地云云、十五日丙戌、舞女微妙、於榮西律師禪房、遂出家、號持蓮、爲訪父夢後云云、〇下略

〔太平記 六〕赤坂合戰事附人見本間拔懸事

二人〇人見四郞入道恩阿、本間九郞資貞、共ニ一所ニテ被討ケリ、是マデ付從フテ、最後ノ十念勸メツル聖、二人ガ首ヲ乞得テ、天王寺ニ持テ歸リ、本間ガ子息源內兵衛資忠ニ、始ヨリノ有樣ヲ語ル、資忠父ガ首ヲ一目見テ、一言ヲモ不出、〇中略資忠今ハ可止人ナケレバ、則打出テ、先上宮太子ノ御前ニ參リ、今生ノ榮耀ハ今日ヲ限リノ命ナレバ、祈ル所ニ非ズ、唯大悲ノ弘誓ノ誠有ラバ、父ニテ候者ノ討死仕候シ、戰場ノ同ジ苔ノ下ニ埋レテ、九品安養ノ同臺ニ、生ルヽ身ト成サセ給ヘト、泣々祈念ヲ凝シテ、泪ト共ニ立出ケリ、石ノ鳥居ヲ過ルト見レバ、我父ト共ニ討死シケル人見四郞入道ガ書付タル歌アリ、是ゾ誠ニ後世マデノ物語ニ、可留事ヨト思ケレバ、右ノ小指ヲ食切テ、其血ヲ以テ、一首

求えたるくひ物もくはずして、やゝ日數ふるまゝに、老の力いよ〳〵よはりて、今はたのむかたなく見へけり、僧かなしみの心ふかくして、たづね求れ共得がたし、思ひあまりて、つや〳〵魚取すべもしらねども、みづから川の邊にのぞみて、衣にたまだすきして魚をうかゞひて、はえといふちいさき魚を一つ二つ取てもちたりけり、禁制おもき比なりければ、官人見あひてからめとりて、院の御所へゐて參りぬ、先子細をとはる、殺生禁制の世にかくれなし、いかでか其由をしらざらん、いはんや法師のかたちとして、其衣を著ながらこの犯をなす事、一かたならぬ科のがるる所なしと、仰含らるゝに、僧涙をながして申やう、天下に此制おもき事みな承る所也、たとひ制なく共、法師の身にて此ふるまひ更にあるべきにあらず、但我年老たる母をもてり、只われ一人の外たのめるものなし、よはひたけ身おとろへて、朝夕の喰たやすからず、我又家まづしく財もたねば、心のごとくにやしなふに力たへず、中にも魚なければ物くはず、此ごろ天下の制によりて、魚鳥のたぐひいよ〳〵得がたきによりて、身力すでによはりたり、是をたすけん爲に、心のをき所なくて、魚とる術もしらざれ共、思ひのあまりに川のはたにのぞめり、罪におこなはれん事、案のうちに侍り、但此取處の魚、今ははなつともいきがたし、身のいとまをゆりがたくば、この魚を母のもとへつかはして、今一度あざやかなる味をすゝめて、心やすくうけ給ひをきて、いかにも罷ならんと申に、是を聞人々涙をながさずといふ事なし、院聞しめして、孝養の心ざしあさからぬをあはれび感せさせ給て、さま〴〵の物共を馬車につみ給はせて、ゆるされにけり、とぼしき事あらば、かさねて申べきよしをぞ仰られけるとなり、

〔古事談六亭宅諸道〕武則公助ト云古隨身アリケリ、何ヲ父何ヲ子トハ不分明、父子之間也、右近馬場ノ騎射ワロク射タリトテ、子ヲ勘當シテ、晴ニテ蹴ケルニ、逃去事モナクテ被打ケレバ、見人イカニ不逃シテ、カクハ被打ゾト問ケレバ、衰父ノ父若令逃者追ナドセン程ニ、若顛倒シナバ、極テ不

並斷流罪、於是石勝男祖父麻呂年十二、安頭麻呂年九、乙麻呂七、同言曰、父石勝爲養己等、盜用司漆、緣其所犯、配役遠方、祖父麻呂等爲慰父情、冒死上陳、請配兄弟三人沒爲官奴、贖父重罪、詔曰、人稟五常、仁義斯重、士有百行、孝敬爲先、今祖父麻呂等役身爲奴、贖父犯罪、欲存骨肉、理在矜愍、宜依所請爲官奴、卽免父石勝罪、但犬麻呂依刑部斷發遣配處、

〔續日本後紀 六仁明〕承和四年五月丁亥、贈正五位上伴宿禰全立本位從四位下、全立寶龜十一年、爲征夷持節副使、發京之日、叙從四位下、厥後遭讒奪爵、其男越後大掾野繼、上書寃訴久矣、遂明得雪父恥、

〔續日本後紀 十六仁明〕承和十三年八月辛巳、散位正三位藤原朝臣吉野薨、○中略 事二親在室、定省溫凊、造次無虧、忠孝之道與爲多焉、先是父兵部卿闕有鮮肉遺人索之、遇朝謁未歸、庖人靳固不以分遺、後乃聞之、向庖人責讓涕泣、終身不復肉食、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年五月壬辰、追贈流人橘朝臣逸勢正五位下、詔下遠江國、歸葬本鄕、○中略 初逸勢之赴配所也、有一女、悲泣歩從、官兵監送者叱之令去、女晝止夜行、遂得相從、逸勢行到遠江國板築驛、終于逆旅、女攀號盡哀、便葬驛下、廬於喪前、守屍不去、乃落髮爲尼、自名妙冲、爲父誓念、曉夜苦至、行旅過者爲之泣涕、及詔歸葬、女尼負屍還京、時人異之、稱爲孝女、

〔文德實錄 四〕仁壽二年十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、○中略 九年○中略、天長 其夏哀父、哀毀過禮、○中略 篁身長六尺二寸、家素清貧、事母至孝、公俸所當皆施親友、

〔文德實錄 五〕仁壽三年十二月丁丑、相模權介從五位上山田宿禰古嗣卒、○中略 爲人廉謹而寡言辭、幼歲喪母、敬事從母、天性篤孝、嘗讀書傳、至於樹欲靜而風不止、子欲養而親不在、泣涕不禁、卷帙爲之沾濕、○下略

〔古今著聞集 八孝行恩愛〕白河院御時、天下殺生禁斷せられければ、國土に魚鳥の類絕にけり、其比まづしかりける僧の年老たる母をもちたる有けり、其母魚なければ物をくはざりけり、たま〳〵

孝例

兩親の危き場を救ひ候は、平常行狀とは申ながら、卑賤の少女には別て孝心奇特の儀に付、右之趣申上、爲褒美銀五枚とらせ遣す、

〔日本書紀三神武〕四年二月甲申、詔曰、我皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬、今諸虜已平、海內無事、可以郊祀天神用申大孝者也、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原、用祭皇祖天神焉、

〔日本書紀四綏靖〕天皇風姿岐嶷、○中略神日本磐余彥天皇崩、時神渟名川耳尊孝性純深、悲慕無已、時留心於喪葬之事焉、

〔續日本紀六元明〕和銅七年十一月戊子、大倭國○中略有智郡女四比信紗、並終身勿事、旌孝義也、○中略信紗民直果安妻也、事舅姑以孝聞、夫亡之後、積年守志、自提孩稚并妻子總八人、撫養無別、事舅姑自竭婦禮、爲鄉里之所歎也、

〔古今著聞集八孝行恩愛〕昔元正天皇の御時、美濃國にまづしくいやしきおのこ有けり、老たる父をもちたりけるを、此男山の木草をとりて、其あたひをえて父を養けり、此父朝夕あながちに酒をあひしほしがりければ、なりひさごといふものをこしにつけて、酒うる家に望て、つねにこれをこひて父を養、ある時山に入て薪をとらんとするに、苔ふかき石にすべりて、うつぶしにまろびたりけるに、酒の香のしければ、思はずにあやしくて、其あたりを見るに、石の中より水ながれ出る所有、その色酒に似たりければ、くみてなむるに目出たき酒也、うれしく覺て、其後日々に是を汲て、あくまで父をやしなふ、時にみかど○元正此事を聞召て、靈龜三年九月日其所へ行幸ありて叡覽ありけり、是則至孝の故に天神地祇あはれび、其德をあらはすと感せさせ給て、美濃守になされにけり、家ゆたかに成て、いよ〳〵孝養の心ふかゝりけり、其酒の出る所を養老の瀧と名付られけり、これによりて同十一月に、年號を養老とあらためられけるとぞ、

〔續日本紀八元正〕養老四年六月己酉、漆部司令史從八位上丈部路忌寸石勝、直丁秦犬麻呂坐盜司漆、

可仕由被仰聞候、

〔御觸書集覽二〕天保十二丑年十二月廿八日

谷中天王寺門前町喜八店髮結職

孝次郎

其方儀、幼年之節より、父母之申付を不相背、萬事物靜成性質ニ而、十貳才之節、西久保靑龍寺門前町髮結勝五郎弟子ニ相成候處月々無怠、兩親之機嫌聞に罷越、土產物等持參爲悅、其後年季明、谷中古門前町髮結床主竹次郎方同居、廻り髮結致し、壹ヶ月髮結錢拾五〆五百文集〆候內、四〆五百文ツヽ毎月竹次郎江掛錢差出し、殘錢之內、本鄕新町屋ニ罷在候兩親江月々五百文、或金貳朱ツヽ相贈候處、兩親共病身ニ而難澁いたし候ニ付、谷中古門前町ニ而店借受、母美代を引受、繼父喜助儀者、同人弟岩次郎引取候ニ付、其方儀每朝未明ニ起、食事拵等いたし置、職業ニ出、晝飯も立歸り、同樣世話いたし爲給、夕刻歸り候節ハ、日々母美代好候品を調持歸り爲給、每夜按摩等致し遣し〇中略一途に孝心を盡し候段、奇特成儀ニ付爲御褒美銀三枚被下候間、難有可奉存、

右之通、今日於北御番所被仰渡候間、勸善之敎等ニも相成候間、自身番屋江張置候樣可致事、

丑十二月廿八日

〔嘉永明治年間錄三〕安政元年七月十二日、江戶本鄕元町鐵五郎女ニ、銀ヲ賜テ孝行ヲ褒ス、

本鄕元町家主鐵五郎娘やす、當寅十四歲、　其方儀常々孝心深く何事に不寄、兩親の意に不背、其上去丑五月十九日晚、磯吉外二人押込、兩親を取卷、金銀可差出、若し隱置候はヽ、兩人共可切殺と拔刀を以て申威し、鐵五郎差出候錢可奪取と致し候節、磯吉外二人の袖にすがり、兩親を助け呉候樣相歎き、且父儀は兼て困窮にて日々靑物商ひ致し、漸々取續居候間、右賣溜錢奪取られ候ては、明日より商ひに基手を失ひ、及渴命候間、差免呉候樣申歎候故、流石の强盜も其孝心を感じ、盜不致立去候趣無相違相聞え、右體其身の危を忘れ、刃下に臨み道理を述べ、惡黨共の氣勢を奪ひ、

銀二拾枚　女房

右之者儀、姑江就孝行、書面之通被下候之間、其段可被申渡候、

〔寶曆集成続編十七〕寶曆四戌年八月

藤堂和泉守御預り所
大和國宇陀郡檜生村
年寄　平三郎

銀貳拾枚

右之者數年親江孝行仕候ニ付、被下之、

〔守國公御傳記三〕書院番田井義孝、多源次後ニ兵衛ト改ム、與夫妻、祖母ニ事ヘテ至孝ナルヲ以テ、寛光公ノ時賞セラレ、加秩ヲ賜ヘリ、公○松平定信親シク其狀ヲ視ントテ、義孝ガ宅ニ至リ玉フ、老婆年老ヒ、身體自在ナラザレバ、義孝抱持シテ出タリ、公膝ヲ進メテ近ヅキ、種々懇詞ヲ加ヘ玉ヒケレバ、老婆答謝ノ辭ヲ述ベ奉ントスル體ナレドモ、感佩ノ情胸ニ迫リ、言ヒ得ズシテ泣伏セリ、義孝モ側ニアリテ感泣ニ堪ヘズ、滿坐皆流涕セザル者ナカリケル、尋デ恩賜アリ、且義孝其年五月、江戶詰役ノ任ニ當リタルガ、老婆四月中下世シケレバ、優待ヲ以テ詰役ヲ免シ、諸事ヲ意ノ如ク處置スベシト命ジ玉フ、嘗時老婆飲食ニ臨ミ、偶然生筍ヲ欲セリ、冬天嚴寒ノ時ナレバ、有ベキモノニアラズ、義孝如何セント苦慮シテ、庭前ニ出、竹叢ノ陰ヨリ縁下ヲ見ルニ、生出タル筍五六莖アリ、天ノ與ヘト悦ビ、急ニ折取リテ、老婆ニ勸メケル、蓋シ至誠ノ感ズル處、古ノ孝子ニ異ナラズト云ベシ、是ヨリ後藩中ヲ始メ、農商ニ至ル迄、孝義ノ者ヲ賞シ、衣服米金等ヲ賜フコト連綿タリ、

〔一話一言三十五〕牛天神下孝心の者

金杉水道町家主井筒屋佐兵衛店に、近年引越し參り申候、竹帯商賣仕候吉五郎と申候三十七歲、母親へ孝心之者に付、當六月四日町奉行永田備後守樣へ御呼出し、御白洲にて、孝心に付、銀五枚爲御褒美被下置、誠に難有事に候、歸りに八丁堀御掛り樣へ被呼被仰聞候は、是迄孝心之者度々心得違いたし、慢心おこし、却て御褒美頂戴之後、不孝にて被叱候者も有之候事故、猶又此上大切孝心

附、

〔桃源遺事 三〕一茨城郡玉造村の中の濱(濱は、玉造村の内の小名也、)と申處に、彌作といふもの有、家至つてまづし、父ははやく死して、母老たり、しかも腰居となれり、○中略 元來田畑も持ざりければ、人の田畑を受作と云事にして作れり、扨田をすき、畑をうたんとする日は、母獨家におらしめん事を悼み、蘘にて筵などのやうなる物を組み、母を乘せて負ひ、前には農具をかゝへ、手には母の飢渇を助んが爲、喰もの、幷にやくわんに茶を入て携行、○中略 西山公、(○徳川光圀) 此事を聞召及れ、南領へ御出の節、彌作が門に御立寄、彼ものをめし、金一すくひ左右の御手を並べ御持候て、彌作が頭の上に、御さしかざし、孝行の段、御褒被遊、此金を以て、母を心よく養申べし、此金我があたふる所にあらず、天より汝にあたへ給ふ所也とて被下候、扨所の役人をめし、彌作は勝れて愚鈍なる者と聞しめし被及候、此金人に奪ひとらるゝ事も有べし、汝ら能く計ひ、田畠をとゝのへとらすべし、亦向後、懇に可仕よし被仰付、其後儒臣に被仰付、彌作が傳を御書せ被成候、

〔享保集成絲綸錄 十九〕元文四未年四月

御勘定奉行江

溝口出雲守御預り所
越後國蒲原郡村山村
百姓道次郎名子つま娘
つじ

銀二十枚

右つじ儀、老母つまに孝行ニ付、書面之通被下候間、其段可被申渡候、銀子之儀者、御納戸頭相談可被請取候、○中略

寛保二戌年五月

御勘定奉行江

牧野民部少輔御預り所
越後國三島郡出雲崎尼瀬町
大工作太夫

門閭、

（續日本後紀 六仁明）承和四年十一月丁丑、加賀言、管能美郡人財部造繼麻呂、父母存日、定省之禮、無失其節、沒後操行不變、朝夕哀慕、隣里鄉邑莫不推服、可謂孝子、勅宜叙三階、終身免其戶租、旌表門閭、令衆庶知、

（續日本後紀 十仁明）承和八年三月癸酉、右京人孝子衣縫造金繼女居住河內國志紀郡、年十二歲、始失親父、泣血過人、服闋之後、親母許嫁、而竊出住於父墓、旦夕哀慟、母復不許嫁事、其後歸來定省、每父忌日、齋食誦經、累年不息、至冬節、則母子買薪材、惠貧河構借橋、總十五ヶ年、母年八十而死、哀聲不絕、常守墳墓、深信佛法、焚香送終、勅叙三階、終身免戶田租、旌表門閭、令衆庶知、

（續日本後紀 十八仁明）嘉祥元年十月丁亥朔、讃岐國言、三野郡人從四位上丸部臣明麻呂年卅、戶主外從八位上巳西成男也、齡十八歲入郡從官、逐効勞績被任當郡大領、即讓己職於父、自守子道、孝養二親、巳西成年老致仕、親母亦耄、各居別宅、相去十里、明麻呂朝夕往還、定省年久、尋其孝行、在昔曾參不可獨賢、望請准據法式、以被貢擧者、勅宜叙階三階、終身免戶內田租、

（文德實錄 五）仁壽三年七月丙辰、賜薩摩國孝女揖宿福依賣爵三級、復終其身、旌表門閭、福依賣天性至孝、父母年皆八十、老病著床、無子、唯有一女、福依賣扶持左右、嘗藥二十餘年、備力致養、曉夕辛勤、容顏憔瘦、觀者憐之、福依賣嘗云、野族闕於禮儀、恭敬父母、有所諮稟、必正色作聲、未嘗褻慢、

（三代實錄 十一淸和）貞觀七年十一月三日庚辰、美作國久米郡人秦豐永、天性孝行、志在恭順、幼稚之年、致養二親、父母亡後、常守墳墓、叙位三階、蠲課役、表門閭、令衆庶知焉、

（三代實錄 十八淸和）貞觀十二年十二月八日乙酉、若狹國言、遠敷郡人丹生弘吉幼失其父、與母俱居、和顏悅色、冬溫夏凊、始自貞觀元年迄及今茲、春講最勝王經、秋演妙法華經、朝就墓次、辭臨哀哉、暮還閨門、孝敬周備、其母常聞善誘、落髮入道、耕穀祿不爲水旱風蟲所損傷、隣里以爲孝感之所致也、勅叙位二

〔續日本紀十一聖武〕天平三年十二月乙未、詔曰、○中略得治部卿從四位上門部王等奏、偁、甲斐國守外從五位下田邊史廣足等所進神馬、黑身白髮尾、○中略宜大赦天下、賑給孝子順孫高年鰥寡惸獨不能自存者、○下略

〔續日本紀十四聖武〕天平十四年八月甲戌、令左右京四畿內七道諸國司等、上孝子順孫義夫節婦力田人之名、

〔日本後紀十四平城〕大同元年五月辛巳、卽位於大極殿、詔給諸社禰宜祝及諸寺智行僧尼孝義人等位一階、

○按ズルニ、孝子順孫ヲ旌表或ハ賑恤セラルヽハ、列聖ノ常典ニシテ、吉凶禍福アル毎ニ必ズコノ事アリ、今一二ヲ擧ゲテ餘ハ省略ニ從フ、

〔續日本紀六元明〕和銅七年十一月戊子、大倭國添下郡人大倭忌寸果安、添上郡人奈良許知麻呂、○中略並終身勿事、旌孝義也、果安孝養父母、友于兄弟、若有人病飢、自齎私粮、巡加看養、登美箭田二鄕百姓咸感恩義、敬愛如親、許知麻呂立性孝順、與人無怨、嘗被後母讒、不得入父家、絕無怨色、孝養彌篤、靈龜元年三月丙午、相模國足上郡人丈部造智積、君子尺麻呂、並表閭里、終身勿事、旌孝行也、

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲二年二月壬辰、備後國葦田郡人網引公金村、年八歲喪父、哀毀骨立、尋丁母艱、追遠益深、賜爵二級、復其田租終身、　五月辛未、甲斐國八代郡人小谷直五百依、以孝見稱、復其田租終身、信濃國更級郡人建部大垣、爲人恭順、事親有孝、○中略並免其田租終身、

〔續日本後紀二仁明〕天長十年十月辛卯、安藝國言、賀茂郡人風早富麻呂、德行懿美、孝養自厚、父母歿後、口絕五味、哀慕之情無暫忘、特勅叙三階、免戶田租、

〔續日本後紀五仁明〕承和三年十二月辛丑、安房國言、安房郡人伴直家主、立性肅然、常守孝道、父母沒後口絕滋味、建廟設像、四時供養、事死如生、未嘗懈倦、量其因心、可謂孝子、勅宜叙三階、終身免戶田租、旌

賞孝

先王立宗廟養老之禮、以躬敎天下、是其所以爲要道也、孝悌忠信、孔門董需之中庸、以其爲不甚高人皆可行之事、故學先王之道、必由孝弟始、譬諸登高必自卑、行遠必自邇、孟子曰、堯舜之道、孝弟而已矣、是之謂也、謂其可以馴致仁實之德也、雖然後儒喜論說之甚、遂以仁孝一之非也、孝自孝、仁自仁、君子惡擧一以廢百、假使一孝而足矣、則江革王祥既爲聖人焉、故孔子曰、行有餘力、則以學文、言雖有孝弟、不學未免爲鄕人也、是又學者所當知焉、雖然周官師氏既立至德敏德、足以盡一切、更立孝德以敎之、可見雖有它不善、苟有孝德、則先王所取也、先王之重孝若是夫、

〔令義解三賦役〕凡孝子順孫（謂高宗泣血三年、顔悌絶漿五日之類、孝子也、○中略）志行聞於國郡者、申太政官奏聞、表其門閭、（謂假如於其門及里門、懸標立牌、云孝子門若里也、）同籍悉免課役、有精誠通感者（謂孟宗泣生冬笋、梁妻哭崩城之類、通感也、）別加優賞、

〔令義解二戸令〕凡國守、每年一巡行屬郡、觀風俗、○中略敎喩五敎、勸務農功、（謂五敎者五常之敎、則父義、母慈、兄友、弟恭、子孝是也、○中略）部內有好學篤道、孝悌忠信、（謂好學者、秀才明經等類、篤道者、兼行孝悌仁義等道、何者總而言之、一謂之道、別而名之、謂之孝悌仁義禮忠信、故然則孝悌仁義、既入篤道、而更下文擧孝悌忠信者、蓋一一存身之謂矣、凡此四者、人之高行、故擧爲稱首、）淸白異行、○中略發聞於鄕閭者、擧而進之、（謂擧送其身、非唯申奏事狀而已、何者、依律德行擧僞、不知擧狀者、即知須有以德行敎實擧者也、）有不孝悌悖禮亂常不率法令者、（謂悖逆也、亂常者、紊亂五常之敎也、不率法令者、率、循也、不遵律令格式也、）糺而繩之、○下略

〔續日本紀文武二〕大寶二年十月乙卯、詔、上自曾祖、下至玄孫、奕世孝順者、擧戸給復、表旌門閭、以爲義家焉、

〔類聚三代格七〕按察使訪察事條事○中略

幼標孝悌、有感通神、○中略

不孝不義、聞於里閭、○中略

右百姓有前件善惡狀迹者、隨狀擧錄、狀具通聞、

養老三年七月十九日

古事類苑

人部十五

孝 不孝例入 慈悌例

孝ハ、子ノ能ク其親ニ奉事スルヲ謂フ、父母ノ意ニ違ハザルアリ、父母ノ爲ニ身ヲ殺スアリ、或ハ苦患ヲ忍ビ、哀訴ヲ爲スアリ、又婦ノ能ク舅姑ニ仕フル等アリテ、一々枚擧ニ遑アラズ、我邦敦厚ノ風アリテ、累世孝子絶エズ、朝廷幕府等之ヲ嘉ミシ、門閭ニ旌表シ、租ヲ免ジ、米錢等ヲ賜ヒテ、以テ之ヲ賞揚スルヲ例トセリ、

〔類聚名義抄七子〕孝ツカマツル、カシコマル、ウヤマフ、和ケウ

〔段注說文解字八上老〕𡥈善事父母者、禮記孝者畜也、順於道不逆於倫、是之謂畜、从老省从子、子承老也、說會意之恉、呼教切二部、

〔釋名四釋言語〕孝好也、愛好父母、如所悅好也、孝經說曰、孝畜也、畜養也、

〔伊呂波字類抄知疊字〕孝行

〔運步色葉集賀〕孝行カウ〳〵　孝子シ　孝男ナン　孝女ニヨ　孝心シン

〔辨名上〕孝悌一則

孝悌不待解、人所皆知也、但古稱至德者三、泰伯之讓、文王之恭、及孝稱至德要道是也、人無貴賤莫不有父母、父母生之膝下、如它百行、或强壯乃能行之、唯孝自幼可行、它百行或非學無能行之、唯孝心誠求之、雖不學可能、親者身之本、身者親之枝、故人君必以繼其志述其事爲孝之至、臣下必以立身揚名顯其父母爲孝之至、唯孝可以通神明、唯孝可以感天地、是其所以爲至德也、和順天下、必自孝弟始、故

依下々ノ騷動ナラント思テ、各御前近ク緩怠ノ働ドモ、頗ル慮外ノ由仰出サル、ノ處ニ、次第ニ玉箭頻ニ來ル、扨ハ謀叛歟、謹ナラントアル處ニ、森亂丸門外ヲ見歸リ、惟任謀叛ノ由ヲ申ス、〇中略大臣家ハ未ダ殿中ニ於テ、御弓ヲ射玉フ處ニ、忽ニ弦切レ畢ヌ、于時御弓ヲ投ラレ、自身又鑓ヲ提ゲ、度々敵ヲ突拂ハレ、然ル處ニ右ノ肘ヲ鑓ニテ突レ、御手重ク進退不叶、是ニ於テ殿内ヘ入ラセ玉フ、〇中略既ニ御殿ニ火掛リ來ル、時ニ奧深ク入ラシメ玉ヒテ、内ヨリモ御納所口ヲ引立ラレ、御切腹有之、是御姿ヲ隱サルベキガ爲歟、其時女房ドモ取卷キ居テ、御最期ノ樣體見屆奉ルト云々、〇中略右府君ノ御運ノ末ヲ歎キ奉リ、大犯八逆ノ光秀ヲ、惡マヌ者コソナカリケレ、

成申渡御、近日人々有此經營之故也、未斜室町殿（中略）御供〈名義數〉渡御彼宿所〈西洞院以西、二條以北、冷泉以南〉、諸大名〈管領細川右京大夫持之被官〇中略〉爲御相伴在其席、猿樂三番、盃酌五獻之時分、開御座後障子、着甲冑武者數十人亂入之、奉弑之、其時管領已下、着座之諸大名、卽起座退出、不及報答、〈〇中略〉室町殿御頸爲敵被取了、

〔中國治亂記〕天文廿一年ニ成リテ、杉伯耆守重矩ガ表裏アリテ、義隆卿へ讒言ノ狀ドモ出現シテ、陶尾張守是ヲ見テ、大ニ仰天シテ、扨ハ屋形ノ吾ヲ可討トハ、思召モヨラザリシ、僞ノ讒臣等ガ中言故、吾ラト不和ニ成玉ヒ、下剋上ノ合戰、天ノセメモノガレガタシトテ、則尾張守ハ入道シテ法名全姜ト號、義隆卿ヲ奉討、又公家衆ヲアマタ害シ、渡唐ノ合封ノ印判マデ燒失シ事、後悔シケレドモ甲斐モナシ、

〔御湯殿の上の日記〕永祿八年五月十九日、みよし〈〇義繼〉ぶけ〈〇將軍足利義輝〉をとりまきて、ぶけをうちじにゝて、あとをやき、くろつちになし候、ちかごろ〳〵ことのはもなき事にて候、

〔言繼卿記〕永祿八年五月十九日、辰刻三好人數松永右衞門佐〈〇久秀〉等、以一萬計、俄武家〈〇足利義輝〉御所へ亂入、取卷之、戰暫云々、奉公衆數多討死云々、大樹午初點御生害云々、不可說之、先代未聞儀也、阿州之武家〈〇足利義榮〉可有御上洛故云々、

〔常山紀談四〕東照宮〈〇德川家康〉信長に御對面の時、松永彈正久秀かたへにあり、信長此老翁は世人のなしがたき事三ツなしたる者なり、將軍を弑し奉り、又己が主君の三好を殺し、南都の大佛殿を焚たる、松永と申者なりと、申されしに、松永汗をながして赤面せり、

〔總見記二十三〕惟任日向守奉弑逆主君御父子事

今夜〈〇天正十年六月朔日〉光秀多勢ヲ率シ、中國出勢ノ行粧、大臣家〈〇織田信長〉へ御目ニ掛ベキタメ、上洛ノ由披露セシメ、〈〇中略〉今夜曉方諸勢本能寺へ參陣シ、彼寺ヲ取マキ畢ヌ、同月二日黎明、光秀總人數弓鐵炮頻リニ放チ關ヲ揚テ、本能寺ヲ攻ル、大臣家ヲ始メ、御小姓供廻ノ面々マデ、只當座ノ喧嘩ニ

式ヲゾ被調ケル、〇中略且鳳輦ヲ留テ、御思案有ケル處ニ、竹林院ノ中納言公重卿馳參ジテ被申ケルハ、西園寺大納言公宗隱謀ノ企有テ、臨幸ヲ勸メ申由、只今或方ヨリ告示候、〇中略ト被申ケレバ、〇中略[illegible]テ還幸成ニケリ、

〔神皇正統記後醍醐〕高氏は申うけて、東國にむかひけるが、征夷將軍、ならびに諸國の總追捕使を望みてけれど、征東將軍になされて、こと〱くはゆるされず、ほどなく東國はしづまりにけれど、高氏のぞむ所達せずして、謀叛をおこすよしきこえしが、建武二年乙亥十一月十日あまりにや、義貞を追討すべきよし、奏狀を奉る、すなはちうちのぼりければ、京中騷動す、追討のため中務卿尊良親王を上將軍として、さるべき人々もあまたつかはさる、武家には義貞の朝臣をはじめて、おほくの兵を下されしに、十二月に、官軍引しりぞきぬ、關々をかためられしかど、次の年丙子の春正月十日、官軍またやぶれて、朝敵すでにちかづくよりて比叡山東坂下に行幸〇後醍醐して、日吉の社にぞまし〱ける、

〔日本書紀履中十二〕八十七年〇仁德正月、大鷦鷯天皇〇仁德崩、〇中略爰仲皇子畏有事、將殺太子、〇履中密興兵圍太子宮、〇中略太子便居於石上振神宮、於是瑞齒別皇子〇反正知太子不在、尋之追詣、然太子疑弟王之心而不喚、〇中略爰瑞齒別皇子歎之曰、今太子與仲皇子並兄也、誰從矣誰乖矣、然亡無道就有道、其誰疑我、則詣于難波、伺仲皇子之消息、仲皇子思太子已逃亡而無備、時有近習隼人、曰刺領巾、瑞齒別皇子陰喚刺領巾、而誂之曰、爲我殺皇子、吾必敦報汝、乃脫錦衣褌與之、刺領巾恃其誂言、獨執矛以伺仲皇子入廁而刺殺、即隸于瑞齒別皇子、於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰、刺領巾爲人殺己君、其爲我雖有大功、於己君無慈之甚矣、豈得生乎、乃殺刺領巾、即日向倭也、夜半臻於石上而復命、於是喚弟王以敦寵、仍賜村合屯倉、

〔建內記〕嘉吉元年六月廿四日己丑、今夕有前代未聞珍事、赤松彥次郞教康、〇註略依諸敵御退治嘉禮

ひしめく、かく程に二條京極のかゞりや、みこの守とかや、五十餘騎にて馳參て、時をつくるに、あはすること葉わづかにきこえければ、心やすくて内にまいる、御殿どものかうしひきかなぐりて、みだれ入に、かなはじと思ひて、夜のおとゞの御ゑとねのうへにて、あさはら自害しぬ、太郎なりけるおのこは、南殿の御帳の中にてゑがいしぬ、おとゝの八郎といひて、十九になりけるは、大床子のゑんのしたにふして、よるものゝあしをきり〳〵しけれども、さすがあまたしてからめむとすれば、かなはで自害するとても、はらわたをばみなくりいだして、手にぞもたりける、そのまながら、いづれをも六原へかきつゞけていだしけり、

〔太平記四〕一宮并妙法院二品親王御事

先皇〇後醍醐ヲバ任承久例ニ、隱岐國ヘ流シ可進ニ定マリケリ、臣トシテ君ヲ無奉ル事、關東〇北條高時モナスガ恐有トヤ思ケン、此爲ニ後伏見院ノ第一ノ御子〇光嚴ヲ御位ニ即奉リテ、先帝御遷幸ノ宣旨ヲ可被成トゾ計ヒ申ケル、〇中略

先帝遷幸事

明レバ三月〇元弘二年七日、千葉介貞胤、小山五郎左衛門、佐々木佐渡判官入道道譽、五百餘騎ニテ、路次ヲ警固仕テ、先帝ヲ隱岐國ヘ遷シ奉ル、

〔太平記十三〕北山殿謀叛事

公宗卿〇西園寺ゲニモト被思ケレバ、時興〇北條泰家ヲ京都ノ大將トシテ、畿内近國ノ勢ヲ被催、〇中略如此謀方ノ相圖ヲ同時ニ定テ後、西ノ京ヨリ、番匠數多召寄テ、俄ニ溫殿ヲゾ被作ケル、其裏場ニ板ヲ一間蹈メバ、落ル樣ニ構ヘテ、其下ニ刀ノ簇ヲ被殖タリ、是ハ主上〇後醍醐御遊ノ爲ニ、臨幸成タランズル時、華清宮ノ溫泉ニ准ヘテ、浴室ノ宴ヲ勸メ申テ、君ヲ此下ヘ陷入奉ラン爲ノ企也、加樣ニ樣樣ノ謀ヲ定メ兵ヲ調テ、北山ノ紅葉御覽ノ爲ニ、臨幸成候ヘト被申ケレバ、則日ヲ被定、行幸ノ儀

州著于六波羅、　七月六日戊子、上皇（○後鳥羽）自四辻仙洞遷幸鳥羽殿、　九日辛卯、今日踐祚（○後堀河）也、先帝（○仲恭）於高陽院皇居遜位、密々行幸九條院、　十三日乙未、上皇鳥羽行宮、遷御隱岐國、甲冑勇士圍御輿前後、　廿日壬寅、新院遷御佐渡國、　閏十月十日庚寅、土御門院遷幸土佐國、（○後移阿波國）

〔保曆間記〕同（○正應）三年三月十日、甲斐國小笠原一族ニ、源爲頼ト云者アリ、（○淺原八郎）所領ナンドモ得替シテ、強弓大力也ケレバ、諸國ニテ惡黨狼藉ヲ致ス、イヅクニテモ見合ハン所ニテ可誅由、諸國ヘ觸ラル、難叶ニ依テ、如何ナル企ニヤ有ケン、內裏ヘ參テ、夜半ニ紫宸殿ニ籠ケル、近キアタリノ武士等責ケレバ、父子腹ヲ切了、其時射出シタリケル矢驗ニ、太政大臣源爲頼ト書タリケリ、不思議ノ企哉ト覺ユ、

〔增鏡十一今日の日影〕その（○正應三年三月）九日の夜、（○原有誤、據一本改）右衞門の陣よりおそろしげなるものゝ三四人、馬にのりながら、九重の中へはせ入て、うへにのぼりて、女孺がつばねのくちにたちて、やゝといふものをみあげたれば、たけたかくおそろしげなるおとこの、あかちのにしきのよろひひたゝれに、ひおどしの鎧きて、たゞあか鬼などのやうなるつらつきにて、御門はいづくに御よるぞととふ、夜のおとゞにといらふれば、いづくぞと又とふ、南殿よりひんがし北のすみとをしふれば、南さきへあゆみゆく間に、女孺內より參りて、權大納言典侍殿、新內侍殿などにかたる、うへ（○伏見）は中宮の御かたにわたらせ給ひければ、對の屋へ之のびてにげさせ給て、春日殿へ女房のやうにて、いとあやしきさまをつくりていらせ給ふ、ないし劍璽とりていづ、女孺は玄象鈴鹿とりてにげけり、春宮をば、中宮の御かたの按察殿いだきまいらせて、常磐井殿へかちにてにぐ、そのほどの心の中ども、いはんかたなし、このおとこをば、あさはらのなにがし（○爲頼）とかいひけり、からくして夜のおとゞへたづねまいりたれども、大かた人もなし、中宮の御かたのさぶらひの、長、かげまさといふもの、名のりまはりて、いみじくたゝかひをきければ、きすかふふりなどして、

れば、むねもりのきやうなみだを、はら〳〵とながひて、いかにたゞ今さる御こと候べき、しばらく世をしづめんほど、鳥羽の北殿へ御かうをなしまいらせよと、父のせんもん〇平清盛申候と、申されたりければ、更ばなんぢやがて御ともつかまつれとおほせけれども、父のせんもんのきしよくにおそれをなして、御ともにはまいられず、これに付ても、あにの内府〇平重盛には、事のほかにおとりたる物かな、一年もかゝる御目にあふべかりしを、内府が身にかへて、せいしとゞめてこそ、今日までも御心やすかりつれ、今はいさむるものゝなきとて、かうはするやらん、行末とてもたのもしからずおぼしめすとて、御なみだせきあへさせ給はず、さて御車にめされけり、公ぎやう殿上人、一人もぐぶせられず、北面のげらうと、さては金行といふ御りきしやばかりぞまいりける、御車のしりには、あませ一人まいられけり、此あませと申は、やがてほうわうの御ちの人、紀伊の二位の御事也、七條を西へ、しゆしやかを南へ御かうなし奉る、あはや法皇のながされさせおはしますぞやとて、心なきあやしのしづのお、しづの女にいたるまで、みななみだをながゝし、袖をぬらさぬはなかりけり、

〔玉海〕壽永二年十一月十九日己酉、早旦人告云、義仲已欲襲法皇〇後白河宮云々、〇中略及申刻官軍敗績、奉取法皇了、義仲士卒等、歡喜無限、卽奉渡法皇於五條東洞院攝政亭了、武士之外、公卿侍臣之中矢死傷之者、十餘人云々、夢歟非夢歟、魂魄退散、萬事不覺、凡漢家本朝天下之亂逆、雖有其數、未有如今度之亂、義仲者是天之誡不德之君使也、其身滅亡、又以忽然歟、憖生見如此之事、只可恥宿業者歟、可悲可悲、

〔吾妻鏡二十五〕承久三年六月十五日戊辰、寅剋、秀康、胤義等參四辻、被於宇治勢多兩所合戰、官軍敗北、塞道路之上、已欲入洛、縱雖有萬々事、更難免一死之由、同音奏聞、仍以大夫史國宗宿禰爲勅使、被遣武州〇北條泰時之陣、兩院〇土御門院、新院〇順德兩親王令遁于賀茂貴舟等片土御云云、〇中略已剋相州〇北條時房武

一曰、謀反、謂謀危國家、謂臣下將圖逆節、而有無君之心、不敢指斥尊號、故託云國家、
二曰、謀大逆、謂謀毀山陵及宮闕、謂有人獲罪於天、不知紀極、潜思釋憾、將圖不逞、遂起惡心、謀毀山陵及宮闕、
三曰、謀叛、謂謀背國從僞、謂有人謀背本朝、將投蕃國、或欲翻城從僞、或欲以地外奔、

〔日本書紀 二十一崇峻〕五年十月丙子、有獻山猪、天皇指猪詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、有異於常、　壬子、蘇我馬子宿禰聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀弑天皇、　十一月乙巳、馬子宿禰詐於群臣曰、今日進東國之調、乃使東漢直駒殺于天皇、

〔續日本紀 三十稱德〕神護景雲三年九月己丑、初大宰主神習宜阿曾麻呂、希旨方媚事道鏡、因矯八幡神教言、令道鏡即皇位、天下太平、道鏡聞之、深喜自負、天皇召清麻呂於床下、勅曰、昨夜夢八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均、○請原作諸、據一本改、宜汝清麻呂相代而往聽彼神命、臨發道鏡語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、因重募以官爵、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、清麻呂來歸、奏如神教、於是道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、其姉法均還俗、配於備後、

〔平家物語 三〕法皇御せんかうの事

おなじき廿日の日、○治承三年十一月法住寺殿をば、軍兵四めんをうちかこんで、平治にのぶよりの卿が、三條殿をしたりしやうに、御所に火をかけ、人をば、みなやきほろぼすべきよし聞えしかば、つぼねの女房、あやしの女のわらはにいたるまで、物をだにうちかづかずして、我さきにくとぞにげ出ける、前の右大將むねもりのきやう、御車をよせて、とうとうと申されければ、ほうわう○後白河えいりよをおどろかさせおはしまし、成親、しゆんくはんらがやうに、とをき國、はるかの島へも、うつしやられんずるにこそ、更に御とが有べしともおぼしめさず、しゆじやう○高倉さてわたらせ給へば、政務の口入するばかりなり、それもさらずは、じこんいご、さらでも有かしとおほせけ

山行波草牟須屍、王乃弊爾去曾死米、能杼爾波不死止、云來流人等止奈母聞召須、是以遠天皇御世治氏、今朕御世爾當氏母、內兵止心中古止波奈母遣須、故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在、此心不失自氏、明淨心以氏仕奉止奈母自氏男女幷氏、一二治賜夫、〇下略

〇按ズルニ、海行波美內久屍云々ノ言ハ、萬葉集卷十八、賀陸奥國出金詔書歌ニ據レバ、大伴氏ノ遠祖大來目主ノ云ヘル所ナリ、

〔武家嚴制錄〕二一同御代〇德川家光雜事御條目

條々

一忠孝をはげまし禮法を正し、常に文武兩道藝を心がけ、儀理を專にし、風俗をみだすべからざる事、〇中略

右可相守此儀、若於違犯之族、令糺其咎之輕重、急度可被行罪科者也、

寬永十一年十二月十二日

〔鷲峯文集百十七雜著〕忠信闕主殺名之

先賢曰、盡己之謂忠、以實之謂信、是以事君、是以與朋友交而至公無私、言行相顧、則可以正心、可以修身、故曰、人道唯在忠信、可不思之乎、

忠并ニ尾題

四時行百物成者、天地之忠也、人生於天地之中、而五行之性備於一心、率其性而不僞、乃是忠也、故曰、盡己謂之忠、

〇

不忠

〔伊呂波字類抄不疊字〕不忠

〔律疏名例〕八虐

は心正しく導引の業を、過ぎはひとして、主家のやうを伺ふに、主人の病あつしと聞くより、とみに逆井の里に赴き、まひて看病のつとめをねがふに、不興をゆるされ、介抱すれども、その日をおくる過ぎはひだになければ、晝は野菜を商ひて、飲食の資となし、夜は導引をこと〻して、主人が業の料に替へ、夏は枕床を涼しめて、炎熱をまりぞけ、冬は肌にあるじをあたゝめ、身は甚褻の能根を奮めて、より〳〵鰹魚の藥などすゝめ、誠忠至らずといふことなければ、諸崎おひ〳〵快方におよび、起居もつねに違はねば、ある時中吉主人にむかひ、黄金五兩を取りいでゝ、吾もひとつの思いれ侍れば、まばしのいとま給はるべし、これより浪華に赴きて、主人の家を再興すべし、大利は時を得てうべく、是を元としこのあたりに小商して待ち給へ、黄金はおのれ理を説きて主家の支配を勸めたる、二人をすかし借りつれば、とかくにいとま給ふべしとて、涙ながらに願ふにぞ、主人も感涙をとゞめかね、路資を分つに受けずして、旅行に財は妨なり、身を退きし頃に習ひおぼえし、導引の業こそ、まことに旅路の資なれとて、いと安々と浪華におもむき、おなじきわざにたよりを得て、堂島邊に徘徊するうち、算筆の道くらからざれば、富家のあるじにをしまれて、ことのよし詳に物がたりければ、主家を起すの忠節なればとて、力を合せて得させんといへるにより、諸崎を浪華へむかへ、主従もとよりかの中吉が忠功をあらはさんとて、口の内に中とまるして、これを家の印とし、今も浪華にとみさかゆとぞ、

〔續日本紀 八 元正〕養老五年正月甲戌、詔曰、至公無私國士之常風、以忠事君臣子之恆道焉、當須各勤所職退食自公、康哉之歌不遠、隆平之基斯在、災異消上、休徵叶下、宜文武庶僚自今以去、若有風雨雷震之異、各存極言忠正之志、

〔續日本紀 十七 聖武〕天平勝寶元年四月甲午朔、天皇幸東大寺、○中略勅遣左大臣橘宿禰諸兄、白佛、○中略大伴佐伯宿禰波、常母云久、天皇朝守仕奉事、顧奈伎人等阿禮波、汝多知乃祖止母乃云來久、海行波美久屍、

る間に、人々聞つけて集りしかば、猿は卽走さりたり、さて彼女を物にのせたるまでは倚詞たしかに、主の子の故なきよしを告しかば、道にて息絶たり、やがて其親のもとへ舁入たるに、主の妻も聞て、かけり來れるに、綱が母、幼兒をわたして、血にはまみれ給へど、つゆばかりあやまちせさせ奉らざりしを、悅びはべるといへり、此母もたゞものにはあらざりけり、此ことを國の守聞し召て、二なく憐がり給ひ、大なる石碣をたて、忠烈綱女の墓としるし、銘は儒臣小野忠次郎に命じて、かゝせ給ひ、三日大佛事をおこなはれ、遠近の人々も詩、詩歌の作、こゝろ〳〵に手向ぬと聞えし、

〔雲萍雜志二〕江戸に諸崎某といふ人あり、予〇柳澤武國が母かたの緣にして、豪富の米問屋なりしが、ある年伊勢參宮のかへるさに、遠州佐夜の中山に休らひ、ところの名物飴の餅を食ひける時、〇中略諸崎はあるじにむかひ、幼き兒を負ひたる童は、いづこの家のものぞと問へば、この山かげなる農夫の子にて、〇中略善をかたりて惡をいはねば、あはれみ養ひ侍りぬといふに、諸崎しきりにほしくといへば、それこそ彼が幸ならめと、母と兄とに告げやれば、よろこび來りて、主とゝもに奉公の事ねぎつれば、主從契約して、中山にて得し者なればとて、名を中吉と改め召し仕ふに、十年の勤め私なく、すべて主人の非をあげ、諫むることしば〳〵なれば、つひにはうるさく思はれ、忠言耳にさかふのならひ、はては不興をうけ、二十の年に身を退き、ねもごろにせし方を賴みて、しばしがほどは忍びけり、斯れば諸崎のみにかぎらず、財集まれば奢れるならひ、己れに儉を守るとすれども、おのづからゆるす心のいできて、〇中略名におふ豪富の家なれども、つひに財寶を分散して、あるじは逆井といへる、片田舍に潛み隱れ、持ちつたへたる調度のたぐひを、けふりの代となしつゝも、三とせばかりを送れるうち、身は生を養はざるに勞れ、住家は明暮の乏しきに襲れて、疫にをかされ、病重りて死を待つばかりといへども、訪ふ人だにもあらざりしが、彼中吉

落して異見をくはへしに、その誡のとゞきたるにや、狂氣せし者も、しばしは愼みてぞ居たりける、一族の者も林助に妻をむかへ、小太郎がおひ立ぬるまで、うしろみくれよと頼みけるに、妻子に惑ひて、あらぬ心の出んもはかりがたし、はや十二にもなり給ひければ、やがて相續させまいらせんとて、妻をも迎へざりしとぞ、このよし村の者より訴へければ、寛政元年十二月、領主より米をあたへて賞しけり、

〔孝義錄六武藏〕忠義者佐次郎

佐次郎は、江戸麹町平川町壹丁目にすめる質屋九兵衞が下人なり、或とき京極何がしの家の足輕左兵衞といふもの、筋正しからぬ品を持來り、佐次郎によりて、質入せんとす、佐次郎何ごゝろなく、主人の藏におさめ置、例の金出しやりしが、其品の筋よからぬ事あらはれて、非常の事あらたむる事をつかさどれる、長谷川平藏のもとへ、九兵衞しば〳〵よばれて、尋ねなどうけしを、佐次郎いたくうれへしが、こはみづからのはからひにて、さらに主人のしれる處にあらず、此事はやく長谷川家へことはりて、主人のわざはひゆるめ給へと、こま〳〵と書つけ置て、其身はひとりくびれ死せり、市町の事うけ給はれる池田筑後守より、九兵衞が罪の淺さふかさはしらず、佐次郎が忠死によりて、其つみを宥め彼が父へ賜ありてんやと聞えあげしに、もとより九兵衞がしれる事にしもあらねば、寛政四年八月さゝはりなくゆるし、父富右衞門には銀を下して、佐次郎が忠を賞し給ひき、

〔近世畸人傳一〕若狹綱子

若狹の國小濱の府下に、病猴あれたることありしに、某士のうちに使るゝ小女、十四五歲にて綱といへるが、主の幼兒を背に負て、そのわたりに遊びける時、彼猴不意に走來てとびつきけるを、綱は急に己が裾をまくりて背の子をおほひ、うつぶしになりたる時、猴は綱女が尻へ喰付ぬ、さ

六兵衛は、山縣郡本地村の人なり、廿三といふとし、廣島に來りて、うるしや新七が家につかへけるが、心ざま正しきものにて、年月つかふるうちに、新七ふたゝびまで類燒したりしが、六兵衛はたらきたすけて、家倉もとの如く建成けり、その後新七死て、その子某は、心うきたるものなれば、六兵衛常にいさめいましむといへども、みづからしづめえずして、遂にいづかたへかたちさりぬ、六兵衛深くうれふれども、せんかたなく、新七が外孫のありけるを、主として、もりそだて居たりしに、其家また類燒しけり、六兵衛猶たゆまずして力を盡し、また家つくりして、ぬり物もとのごとくあきなふ、粟給銀のさだめもなく、身にはうるさきものゝみ着て、いさゝかもいとふ色なく、たゞひたすらに、主の家をおもんず、寛政元年八月十五日、銀をたまはり、その忠勤を賞せらる、六兵衛ことし七十四、主につかふること五十年に及びぬ、

〔孝義錄四十六豐後〕忠義者林助

林助は、豐前國宇佐郡宇佐村の者なるが、國東郡高田村にて德兵衛といふ者の手代となれり、二十六の年、この家にきたりしが、三年ほど過て德兵衛病にふし、子の金作はまだ五つなれば、林助にいふやう、我病いゆべしともおぼえず、金作が十七八ならんまで、猶さらず居て、あきなひの道を敎へ、此家をつがせよと、懇にいひ置てうせければ、林助遺言をまもり、金作をもりたてんと心を盡し、いさゝかもわたくしのことなかりき、金作ははや十六になれば、名をも德兵衛とあらため、十八の年妻をむかへて、男子一人をまうけゝり、德兵衛ふと病にかゝりしのちは狂氣のやうになりければ、療養に力をつくしけれど驗もなくことさら夫婦の中らひも不和になれば、林助樣々にいひすかせども、終に妻をば離別せり、心くるひたるものなれば、何の辨もなく、子の小太郞をさへいたくにくめば、林助がはからひにて、その子は一族の許にあづけ、ひたすら商ひに力を用ゐ、少しはたくはへも出きしぞ、取出してつかひすつれば、親德兵衛が遺言をいひいで、涙を

身を質にして、錢十貫を得て主人の急を救ひ、身を苦しむる事、いよ〳〵つとめて、四年にして又みづからあがなふて歸る、かへりて其家のやうをうかがふに、一つも甘ぐを見ずして、日々に其迫るを見る、つや又みづから身を質にする事前のごとし、此時に至りては主人夫婦年老力衰て、其身農業にたへず、されど外にたすくる人なし、つや是を深く悲しみ、暑き日寒き夜、身には全き衣だに著ずして勤めうごき、色々に心を用ひ身をくだき、二年にして又みづからあがなひて家にかへり、專ら力を耕作に勵して、主人夫婦を養ふ、彼出て人につかふる事、凡五度、としを經る事二十六年、錢を得て主人をたすくること四十餘貫、皆自らあがなへり、その艱難辛苦おもひ遣るべし、○中略安永四年、官府賞して錢若干を賜ふ、

〔孝義錄四十六豐後〕忠義者まめ

まめは、大野郡北園村の百姓半藏が下女なり、年若きより眼をやみて、耕作はなりがたけれど、主につかふる事まめやかなりき、半藏が父を平助とて、其村の小庄屋役を勤めしに、もとより家貧く其役勤むる事もならで辭しけるが、あまたの家内なれば、人に仕へてすぎはひの助とせり、かかる困窮の中なれば、まめには衣あたふる事もなく、稀にあたふる時も、己が身にまとはず貯へをき、主の飯米など盡ぬるとき、質にいれて艱難を救ひけり、目の療治もとゞかざれば、のちは目しゐにひとしかりしかど、朝夕の食物までみづから調じてすゝめしとぞ、半藏はまたいとけなくして、芝薪をもとりえねば、をのれは折々に山へ行、手さぐりしてとりかへり、又は作物のこやしをはこび、己が力にかなはぬことは、村の者の助をえ、牛などかりぬる時は、ことさらに其家のはたらきなどして、恩義を空くうくる事なかりしかば、村の者もなさけをかけ、むつましく交りけり、このよし領主に聞えしかば、天明二年九月、米をとらせて褒美せり、

〔藝備孝義傳一廣島〕紙屋町漆屋新七家來六兵衞

き、いとまあれば、人にやとはれなどして、そのあたへを主の家のたすけとなし、さきにとらせし衣をも質物となしたれば、寒き日も袷きて走りまはりつ、又その業によりて二三里へだゝりたる所に、日ごとにゆく事ありしが、まだ夜ふかきにやどりを出、夜にいりてかへれば、かならず主の安否をとふ、忠兵衛酒を好みぬれば、つねに求めて是をすゝむ、主もいたはりて遠き所にゆき、夜をゝかしてかへるも、なやましかるべければ、先のやどりにとまりゐて、その業はてゝかへりねかし、もしかはれる事あらば、人をしてしらしめんなどいへど、一夜もかへり候はねば、こゝろもとなく候とて、夜ごとにかへりき、さて十とせみちて親のもとにかへるべきが、主の艱難見すてがたく、庄兵衛がもとにゆきて、ことし季みちぬれば、かへりてつかふまつるべきを、主のあまりにまづしくおはしければ、あまたの子ども人とならんまでは、かれにつかへまほしきといふに、親もゆるして、その心にまかせてけり、寶暦十三年十一月、領主より錢そこばくの賞をあたふ、まことやその比庄六行狀といへる、ひと卷の草子を、みやこにて梓にちりばめけるとなり、

〔肥後孝子傳後編下〕下城村つや

忠女あり、名をつやとよべり、小國の鄕、下城村の七兵衛といふ民の家にて生育しつかひ女なり、其家至りて貧しければ、彼が十七に成りけるとき、錢十貫文の質にして人につかへしむ、それよりつや仕へのいとまをはかりて、色々に心を用ひ、或は夜いたくふくるまでも、一人おき居て、苧をうみ綿をつむぎ、それを人にうりて、いさゝかづゝの錢を得てたくはへおき、十三年にしてみづから身をあがなひて家にかへりぬ、其家いよ〳〵貧し、因て又彼を質にする事初めのごとし、いよ〳〵身を苦しめて、六年にして又みづからあがなひてかへる、其折しも家に不幸多くして、主人ことに苦しめり、つや居ながら見るに忍びず、みづから出て人につかへ、一年の身の代をおくりて、其主人を助く、されど補ふに足らず、つやおもへらく、かくては事に益なしと、又みづから

かにもあれ、吾は恩重きこと親に勝れり、いくほどもなき老の生涯を見果て後は、命をも召れ候へ、今吾なくば飢渇を誰かは救ひ侍らんと、詞を盡し泣悲ければ、府尹を初諸吏皆聞に忍びず、涙にむせびぬ、さて府尹先の言は汝を試んための偽也、憚る事なかれと、厚く是を慰め、終に上聽に達し、明るとし正月六日、錢五拾貫文賞として官より下し賜ひ、府尹も是が至誠を感じ給ふあまりに、其子息を侍食せしめ饗を賜ふ、

〔肥後孝子傳後編上〕政所村三八井斎介

三八斎介兄弟は、鶴崎高田の郷、政所村の傳右衛門と云民の奴也、傳右衛門年々に年貢を負ひ、其負めに利足加はりて後、若干に成りければ、家屋敷を皆賣て是を償ふといへども、猶足ざる所米六十俵あまり也、因て三八が身一生を質にして償はむとす、時に三八年二十三、村の長にはかりて云やう、主人の爲に我身一生を質にせん事は、少しもいとひ候はず、されどかくばかり侍ふとも、恐くはつぐのふことあたはじ、又我出て人に仕へば、誰か主人を見繼候はん、願くは今より後其負めの米に利を加へず、元の儘にて償ふことを許し給はゞ、我等身を盡してこれをつぐのひ候はんと、村の長其志を感じて、願ひのごとくす、夫より三八弟の斎介が未幼きをつれて、多は日向國の炭山に行て炭を燒き、夏は家に在て農業を勵まし、年月いろ〳〵に力をくだきて、つゐに其負めをすませけり、○中略寶暦七年兄弟を賞して、米錢若干を賜る、

〔孝義錄一大和〕忠義者庄六

庄六は添上郡京終村庄兵衛が子にして、郡山の城下闇町の町人疊屋忠兵衛が下男也、寛延元年より十年をかぎりて、忠兵衛が家につかふ、しかるに忠兵衛眼をやみて、疊さす事を得ず、子共あまたありて家貧しくなり、夏冬きすべき衣もたらざりけれど、庄六は主のかげによりて、疊さすわざをまなび得たる、そのめぐみわすれがたしとて、只忠兵衛が家のたちがたき事をのみなげ

ぞいひける、己がふやしたる身帯も、己がものとは思はずして、皆主の家の有とのみおもへり、享保十五年十二月、其忠義を賞して、米そこばく賜ける、

〔近世畸人傳 一〕木揚利兵衛

江戸に、日雇を業とする利兵衛といへるものあり、此わざを、俗に木揚といへば、即稱とす、幼年のとき、つかへし主の家、衰はてゝ、九旬計の老婆、頼むよすがもなく成たるをはぐくむに、わが他に行たる間、妻が仕ふることの、疎ならんをうたがひて、明れば背に負て、わが行所へ伴ひ、其日の事業をなす傍に、物を敷てすゑ置、わが喰ものをわけてもてなす、其外委しきことをばえらねども、此一事をもて、はかるべし、されば官にきこえて、大に賞し給ひ、賜有けり、享保年間のことにて、世にひろく稱へたれば、京にても、是が姿を繪にかき、事狀をもあら〱しるして、木揚利兵衛仁義禮智信と呼はりて賣しが、をかしかりしと、その時をしる人かたりぬ、

〔近世畸人傳 一〕駿府義奴

駿府客舍石垣甚兵衛といへるもの、僕八介、十一歳より此家に來り仕へしが、十五になりける年、家衰ぬれば奴婢皆暇を出せしに、八介は年まだ幼しといへども、貧困を見捨て他へ行べきにあらず、且二君に仕ふる志なしとて、是より晝夜をいはず、寒暑をさけず、或は山賤の業をなし、又賃雇の役にわしり、唯錢を得るの多きを喜びて辛勞をいとはず、○中略伊勢參詣の供にやとはれて、其賃錢と路費をかねて金壹片を得、是を前日主に與へて、己は一錢もたくはへず、晝は重荷を持ながら物を喰はず、夜はひそかに旅舍にかたらひて價を出さず宿り、人々の餘飯を喰ひて過せしなど、其外唯主の歡をみるを樂しみて、身を省ざる有さま、又類有がたし、且敬を盡せるも亦人がらには似ずとぞ、寶曆五乙亥秋、府尹松前氏是を召し、佯怒て、其主甚兵衛が罪を算へて、かゝる無賴の者に志を盡すことはいかにと責、はては牢にこめんとまで試給ふを、八介、主の罪はい

上林新八は、もと周防の國德山の士なりしが、故ありて浪人して、寶永の始つかた、廣しまに來り、人の家かりて住けり。新八貧くして、はたいとけなく依賴べき人もなかりしが、一人の下部あり、名を與右衛門とよぶ。朝夕ひまなく物をつくり賣まろなし、新八をはぐゝむこと年久し。それのみならず、常に人道のをしへを加へ、かしこく生し立て、殊に武士のわざをば、かたのごとく修煉させけり。享保十年七月廿九日、銀壹貫目を賜はりて、その忠勤をあらはさる。與右衛門その銀を以て家を買ひ、主人を移すませけるが、幾ほどなく新八召出されて、當家の臣となりぬ。與右衛門主につかふる、すべて四十七年にして、延享元年甲子の三月某の日身まかりけるとなん。

〔藝備孝義傳三 安藝國佐伯郡〕玖波村新屋七郎右衛門家來喜兵衛

喜兵衛は津田村の產なり。二十ばかりの頃にや、玖波驛に來りて、新屋七郎右衛門が家につかへ、愼勤ること二十五六年ありて、主もたのもしき者に思ひ、其家の乳母をこれに妻あはせ、家をもあたへたるが、生理(すぎはひ)をはげみ、やゝ貲も出來りしに、七郎右衛門火災にあひて、屋宅倉庫のこらず灰となりぬれば、喜兵衛ふかく愁ひて、又主の家にかへり、夫婦はかりいとなみて、宅倉もとのごとく造りけり。また年頃己がたくはへたる財物も底を拂ふて打出し、家業も舊のごとく繼かせける。此時七郎右衛門死して、子の半右衛門が代なり。半右衛門また不幸にして、七三郎といふ小兒と老たる祖母とを世に遺し、妻とともに皆病てうせけり。喜兵衛猶もたゆまず、夫婦力を極て輔養ふ。およそ衣服飮食みな二人してつかふまつり、敢て人にさせしめず、殊に誠をあらはせしは七三郎が疱瘡の時、湯等おもへらく、此家の斷續まことにこゝにきはまれり、今心力を盡さざらめやと、六七十日の間、晝夜いだきかゝへて護ける。兩親世に在とも、いかで如此なし得べきと、見人皆稱歎せり。喜兵衛子なければ、養子せよと勸る人おほけれど、かつて承引ず、主の家かく危ければ、私のあと思ふに暇あらず、たゞ此人をもり立て、此家おこすべきの外、さらに念なく候と

やとありしかば、出る時には隣に候作十郎と申す、ものに、跡の事あづけ置て江戸に出、四日がほどに歸候と申、さあらば旅宿のつくのひも、そこばくならんはいかゞとありしに、私淺草なる旅屋にやどりしが、うちつゞき來り候にこそ、何事にやと問し故、事の由を語り候得ばあわれがりてその費を取らず、其上にいとも眞實にもてむつかひ候と申けり、近江守を初め諸司大に感じ、か〻るものを褒美あらば、おのづから德化の一ッならんと、そのよしを上達し、德兵衛は免されぬ事なれば、御ゆるされありがたし、姉崎に折から主なき田一町あまりありしを、口家一ッをそへてたまひぬ、今よりは願ふ事なかれと有しに、市兵衛申けるは、淺からぬ御めぐみにて候へども、主の罪ゆるされん事をこそ年月願候に、其沙汰はなくて、某にか〻る御めぐみにうるほひ候ま〻、同じくは此田宅を萬五郎にくだしたび候ばやと、またなく乞ければ、いよ〱其志をめで聞へて、又上達ありて、萬五郎には外の田宅を下したまひにけり、賤き民といへども、世にまれなる、忠貞なりとて、林祭酒の文作りて、世にもひろごりしを、まのあたり見たりし、

〔鳩巣手簡 本〕糀町住人桐木屋藤八、桐木商賣仕者にて候、主人の妻子を養育仕候處、諸物高直にて、とかく及饑死申體に付、其身股肉を伐、大根を以箱に入認候て、上に御本丸御用に書付、上野邊に捨置申に付、其趣、上江相達候處、內に糀町桐木屋藤八と書付候間、御吟味之處、主人の妻子をはこくみ候へ共、段々困窮最早可及饑死體に付、此度訴申度候得共、何を以私之眞實を可申顯樣無御座候に付、幸肉厚く御座候故、股を切候て如斯仕候、何卒相應之金子被下、私義は肉厚く候間ためし物に被仰付候而も宜敷奉存候間、右之金子と私之胴をかへ申度願に而御座候由申上候得者、忠義之志御感被遊候而、金子三拾兩被下候趣、本書之通に而、同町之者は、妻子之義不便を加へ養育可仕旨被仰渡、尤右之者、唯今之通彌奉公、情に入申候由、

〔續備孝義傳 一〕上林新八家來與右衛門

と咎めければ、召つるゝ者の無き故にて候へど、御咎めに逢ては迷惑の由言て、歸りつゝ、思けるは、主君の爲に志を盡さんとして、却て咎められぬれば、此事あしく沙汰ありなば、君の爲に罪をそへなん、口おしきわざ哉と思ひ定め、其由をくれ〴〵と書つらねて、頓て自殺しけり、内匠頭驚きて、大久保玄蕃頭は從弟なりしかば、如何せむと談じられければ、玄蕃頭明けの日、殿中にて老臣達列坐の中にて、ことの由を細々と申されし時、川越少將もそこに在て、殊勝の若者哉、不便の事也、且少作の籠居も程へぬる事也、御免有ても宜しかりぬべしとて、上聽に達してゆるさせ給けり、唯七が無二の志、大臣をも感せしめけるこそ、

〔寛の須佐美 一〕上總國市原郡姉崎といふ所の民、惣兵衞と云者、人の鐵炮を借り持て、鳥をうつとて、あやまちて隣家の妻女を殺しつ、初よりたくみてせざりし事なればとて、死刑一等をなだめられて、伊豆の島に流されて、田宅は官に入りけり、その子萬五郎三歳、其妻は懷妊なりし、後に女子を生みてける、その僕市兵衞といふもの、夫婦心を合せ、ねんごろにいたわり養ひけり、萬五郎十五歳になりけるまで、主從の禮うや〳〵しく、昔ありし時の如くなりけり、市兵衞家貧して養ひの逐ざらん事をうれひ、一人ある女を三四年巳前に江戸につれ來り、人の許につかへさせけり、猶行衞のおぼつかなく妻にいひけるは、かうして二人が中に子など出きては、主を養ふたづきなからん、今よりのちは夫婦の交をたちなんとて、ふしどを一ッにせずして、十二年を經ぬ扨亦惣兵衞が罪をゆるされん事を、流罪の年より初て、月毎に江戸に來て府に訴へてやまず、寶永三年ばかりにや、其子供のまたひ悲侍のみならず、その父なる翁八十に及びしが、生涯のうちただ一目見て直に死すとも事足りなんと、旦夕なげき申に忍び得ず候、某をながしつかはし、惣兵衞を返し給らせ度と、わりなく乞けるに、奉行萩原近江守、彼がたゆみなく年月乞ぬるを憐み、或時問はれしは、汝十年あまり月毎に乞侍る、此事にうちたひて、田作のさわりとならん、如何せる

揃へ置ベシト申渡シタリ、是ハ如何ナル事ニヤト、用人モ合點行ザレドモ、家老ノ申付ナレバ、右ノ品々相揃ヘ置タ所ニ、翌日菅沼主水登城シ、只今御藥ヲ差上申ベキ間、御表へ御出ナサルベシトテ、御居間ノ次ノ間へ、蒲團ヲ二ツ三ツ重子敷キ、其上ニ俎板庖丁鉢皿ノ類ヲ置キ、金瘡療治ノ用意悉ク調へ置テ、左京大夫殿御表へ出ラルヽト、ヤガテ菅沼蒲團ノ上へ上リ、自ラ左ノ方ノ足ヲ出シ、脇差ヲ拔キ、股ノ肉ヲ五六寸切取リ、俎板ノ上ニ置ト、醫師ハ早速疵所ヲ洗ヒ藥ヲ付、木綿ニテ卷、殘ル方ナク手當シタリ、サテ菅沼ハ切取シニクヲナシ身ノ如ク作リ、酒ニ浸シ、マナ箸ヲ以幾度モアラヒ置、サテ銚子ヲ取寄セ置キ、右肉ヲ二切喰ヒ、舌打シテ是コソ御告ノ妙藥ニテ候、召上リ候ヘトテ差上ル、左京大夫殿是非ナク一切口ニ入ラレ呑込レシガ、ゲツト云テ吐出シ給フ、菅沼是ヲ見テ眼ヲ怒ラシ御比興也、御病氣御全快ナケレバ、御生甲斐ナシト申ケル、是ニ因テ左京大夫殿止事ヲ得ズ、又一切呑込給へバ、今一切ト云テ以上三切進ラセ、其後酒ヲ進ラセ、篤ト落付タルヲ見テ退出シケル、其時詰居タル者ハ各心ニ驚キ、一言モ云ズ息ヲ詰テ見テ居タルト也、左京大夫殿其後全快シ、再ビ發ル事ナク、勇健ニテ長命ナリシトカヤ、菅沼ガ忠志ノ厚キ事、末代ニモ有難キ事也、

〔窻の須佐美追加下〕元祿の頃、牧野内匠頭御小姓組番頭にて、當番なりしが、御社參の前にて、忌服を禁せられしを、心得違たる事有て、職をけづられて籠居すべきよし、命せられければ、かき籠て三四年になりぬ、疾も出て快事もなかりしかば、橫溝只七と云士、年若きものなりしが、主君の年も老、若し此うちに變も有なば、家を滅さん事を深く愁、させる罪にもあらざるよし、こまやかに書記し、川越少將の第に往て、執事の人々に對面したきよし言入けるに、事六かしげに聞へければ、ありあはざる由を云出しぬ、執次人云るは、我等に申おかれよと有しに、何とぞ執事の御方へ、直に申度侍り、出仕有ん迄待申べき由云ける時、陪臣として刀を携られし事、如何なるよしにや

事ナレ共、其中ヨリ出シ事ナレバ、是非ナク死ヲ極ム、其者利直ノ身ニ惡名ヲ殘サン事口惜敷事ナリ、武士ノ冥利ニ盡タリト歎キナガラ、死セン用意ヲナス、同役マヅ待レヨ、下々迄詮義スベシトテ、悉ク糺明セシ所ニ、草履取リニ甚恐レタル樣子ノ者コレ有故、コレヲ吟味シケルニ、私盜取候ヘ共、御詮義餘リ急ナル故、隱シ所ナク、據ナク主人器物ノ中ヘ入置タリト申ケレバ、主人ノ咎ハ消ヘテ、其草履取リ一人罪セラレケル、其後亦同ジ場所ニテ刀一腰紛失セリ、此度ハ吟味猶火急ナル故早速知レ、奧坊主ノ中ヨリ盜賊出タリ、下屋敷ニテ死罪ニ行ルベシトテ、掛リノ役人召連行ク所ニ、坊主頻ニクドキ立テ歎ケル故、撿使ヲ始皆笑テ、サテ〳〵オクレタル奴哉、今ニ至テ歎タリトテ、赦サルベキヤ、覺悟ヲ極メヨト云ケルニ、坊主頭ヲ振テ、イヤ我命ヲ惜テ歎クニ非ズ、最初御刀紛失ノ時、無二ノ忠臣ヲ殺セシハ、我殺シタル也、其時ノ盜賊モ我ナリシガ、御咎ヲ恐レ納戶役ニ罪ヲスリ付ケ、納戶役ノ器物ノ中ヘ入置タル也、サレバカノ主從ノ者ハ一向知ル事ニ非ズ、吟味ニ及ビ、思ノ外主人ノ咎ニ落タルヲ見テ、小者主ノ命ニ代リテ、盜人ト名乘テ罪ニ落シ時、我名乘テ出ントト思シカド、賤キ根生故夫ナリニシ、カノ忠臣ヲ斬ラセテ、ヲメオメト存命シテ居リ、惡キ手癖ノ止ズシテ、今度又斯ノ如シ、今死ヌ命ヲ其時ニ捨ナバ、カノ忠臣ヲ殺ス間敷ニト存ジテ、夫ヲ歎キ候也ト云、爰ニ於テカノ小者ノ忠誠顯レタリ、

〔明良洪範六〕紀州松平左京大夫殿幼童ノ時、疱症ヲ煩ヒ給フ、菅沼主水之ヲ歎キ、病氣ト號シテ出仕ヲ止メ、密ニ熊野新宮ヘ祈願シ、百日ノ間跣シ參リシテ、左京大夫殿ノ病氣平愈ヲゾ祈リケル、○中略左京大夫殿ヘ目見エシテ申ケルハ、我等全ク病氣ニテハ之無ク、實ハ君ノ御病氣ヲ大事ニ存ジ、熊野神宮ヘ祈誓シ、百日跣シ參リ致候所、靈驗ノ大妙藥ヲ授リ申候、明日差上申ベシト云テ、次ノ間ヘ來リ、近習ノ人ヘ申ケルハ、明日我等登城前ニ揃ヘ置ベキ物有リ、新キ俎板庖丁マナ箸砂鉢ヲ二ツ三ツ、上酒ヲ二三升、蒲團三ツ計、本道外科醫師血留、總テ金瘡ノ療治ニ入用ノ物悉ク

與ヘケレバ、愛ニ居テ朝夕廟前ノ塵ヲ拂ヒ、生ニ仕ル如クニシテ生涯ヲ送リケル、又類ヒナキ忠志也、

〔明良洪範 一〕寛文年中ノ事ナリシ、桑名ノ城主松平越中守定重ノ家司某ヲ、同家中ノ某招キ饗應ノ時、相伴取持大勢ナリ、然ル所ヘ蜘蛛虫這出ケルヲ、物頭持居タルキセルノ火皿ニテ押殺シ、小者ニ捨サセケル、暫クシテ物頭忽氣絶シ倒レケルガ、見ル内ニ身症ニナリ、全ク毒ニ當リシ體ナリ、家内大ニ騷ギ諸醫集リ藥用手ヲ盡セ共驗シナク、療治届クベシ共見ヘズ、食毒也ト評議究ラントス、亭主ハ一向騷ズ、今日ノ獻立念入申付シ所ニ、計ラズモ毒死ノ者有テハ申譯ナシ、療治ハ預モ手ヲ盡スベシ、我ハ切腹ノ覺悟也トテ、衣服ヲ著替ヘ、嚴重ナル體ナリ、人々申ケルハ、人ニハ頓死ト申事モ有バ、一旦ニ亭主ノ過チ共定メ難シト申ケレ共、一圓承引セズ、其中ニカノ人口ヨリ血ヲ吐出シタリ、主人コレヲ見テスデニ切腹セントスル所ニ、カノ小者進ミ出テ申ケルハ、先刻御座敷ヘ蜘蛛虫這出候、其時某樣キセルノ火皿ニテ押殺シ、私ニ捨ヨト仰ラルヽ故、庭ヘ取捨候、其キセルニテ煙草ヲ召上ルヲ見候、夫ヨリ間モナク氣絶ノ御沙汰承リ候ヘバ、全ク其虫ノ毒ニ御當リナサレ候事ト存候、是ニ依テ右ノ捨タル虫ヲ私給申ベク、其上私別條ナクンバ、外ノ毒故御主人切腹ナサルベシ、又私其毒ニ當リ死シ候ハヾ、御主人ノ過チニハナキ事明白ナレバ、切腹ニハ及ビ申間敷、其證據ニハ一座ノ御方々樣立會御覽下サルベシトテ、先刻捨タル虫ヲ庭ヨリ拾ヒ來リテ、衆人ノ眼前ニテ給ケルニ、間モナク面色變リ倒レケルガ、多ク血ヲ吐テ死シケル、コレニ依テ亭主ノ過チナラザル事明白ニ顯レシ故必死ヲ免レタリ、此小者歳十五ナリシトカヤ、主ノ馬前ニテ討死セシヨリ、遙ニ勝リシ忠死ニシテ、古今無類實ニ臣タル者ノ鑑ナリケル、

〔明良洪範 一〕寛文年中、上州高崎ノ城主安藤重博ノ納戸ニテ、差料ノ腰ノ物紛失ス、此事吟味ノ爲トテ、銘々ノ器物ヲ互ニ立會改シ所ニ、納戸役ノ器物ノ中ヨリ見出シケル、其器物ノ主ハ知ザル

介を、城にかへしけり、大介今年十六に及ぶまで、片時もかたへを離れ候はず、たゞ今討死のきはに逃たりと、人のいはんも口惜く候、去年母上にわかれ奉りし後、文のたよりに、ながらへて相見んは、ねがはしけれども、合戰の場にて、必父うへと同じ枕に討死せよ、苟にも名こそをしけれと、誡められしといひければ、信仍城中へ歸れといふも、秀頼公の御ためなり、父子とも、とてものがるべきや、やがて冥途に逢べきを、えばしの別れを惜むこそ口惜けれ、とく城にまゐれとて、取つきたる手を引放せば、大介名殘をしげに、父を見て、さらば冥途にてこそとて引返す、信仍大介を見おくりて、落る涙をおさへ、昨日譽田にて痛手負しが、よはる體の見えざるは、よも最後に、人に笑はれじ、心安しといひけるとかや、○中略大介は、城中に入、秀頼に從ひて、蘆田曲輪の矢倉にこもりて、父の事を尋ねけるに、討死せしと聞て、それより物もいはず、母のかたみに賜はりける、水晶の珠數を首にかけ、秀頼の自害を待居しかば、速水甲斐守、大介に向ひて、組討の武勇たくましきふるまひして、痛手負れしと聞ゆ、和平にて、君も城を出させ給ふべし、眞田河内守信吉の方へ、人をそへて送るべしといへども、ちつとも動かず、○中略大介も矢倉の中に死して、父子同じく豐臣家の爲に亡びたり、

〔明良洪範 六〕淺野因幡守長治ノ家老福尾勝兵衛ハ、主人病死ノ節ハ、殉死スベシト思ヒ定メテ居タルニ、殉死停止ノ命令出タレバ、據ナク殉死ヲ止メ、葬送ノ供シテ家ヲ出テヨリ、再ビ家ニ歸ラズ、其マヽ墓ノ前ニ蹲踞シテ、終日終夜明シ暮ス、食事モ宿ヨリ贈レバ食シ、贈ラザレバ食セズ、幾度迎ヒヲ遣ハセ共歸ラズ、其心ヲ問ヘバ、我ハ殉死スベキ覺悟ナリシニ、停止ノ命令出シニヨリ、殉死ハセザレド、其心變ゼザレバ、墓前ニ伺候シテ天命ヲ盡ス也、生涯歸宅ハセザル也ト申切ル、其忠心確乎トシテ奪フベカラズ、日數積リ雨露ニ濡テ居ケル故、此方ヘ御入リ有レト、寺僧申サレケレド一向動カズ、式部少輔長照モ不便ニ思ハレ、寺僧ヘ談ジテ、廟所ノ山間ヘ庵室ヲ造リテ、

なりて、城内のかどかなる所に、こめられておはしけり、明暮唯夫君の事をのみ歎きて過し給ひしを、婢女に小萬といへるが、かひ〲しき女にて、侯は都の清水寺におはすよしを聞出て、北の方に告ければ、いかにもしてそこに行ばやと思しけれど、人めしげきに思ひ煩らひ給ふ、小萬また城中よりの間道をかうがへ、水門より出て淀川を渡らばやすかりなんと、みづからものみし終りて後、北の方にまうし、自先番袋に手廻りの調度衣裳など取入、頭に戴ながら、夜に紛れて彼水門より忍び出、淀川をおよぎのぼりて、とある松陰に袋をかくし、又およぎてかへるさに心をつけて、小船の主もなきを見出し、おのれは水にひたりながらふねを押てゆく、折しも棹さへ流れきたれば、拾ひとりて蘆原の便よき所に舟をかくし、北の方のおまへに參り、兄君を自の脊に負、いもと君を北のかたの脊に負せまゐらせ、からうじて彼舟にとりのせまうし、棹さしてかの番袋を取出し、ほのぐらき月かげに、たどる〲只あたりの女房の、物まうでのけはひに取なしけれど、夜あけゆけば、行かふ人々見とがめて、たゞ人とはみえずなどいふを、きこしめして、北の方は心ぐるしういとゞ道をいそぎ給ふが、山崎のほとりにて、いとむくつけき男、あとさきになりて、いづくにおはす人ぞといふ、清水まうでするもの也とのみいひて過給ふに、此男思ふ所ありげに走り過しが、五條の東までおはしたる時、彼男大勢のわろものを引具して、來り、四方より圍ければ〇中略北の方小萬共に用意の懐劍をぬき出して切てまはる、〇中略北の方も數ヶ所の手疵に堪たまはず、清水の馬とゞめに休らひ、せめて父君に妹をみせよと、の給ひて息たえ給ふ、〇中略小萬は同じ道にと思ひしかども、妹君のために力なく思ひとまりて、〇中略父君のありかを尋得て、妹君を渡しまゐらせける、かゝる騷動にも背に負へる疵一所のみにて、猶健なりしとなん、忠にして智あり、しかも勇猛なるは、世にめづらしき女といふべし、

〔常山紀談十七〕七日〇元和元年五月の軍に、信仍〇眞田兵を出せしが、秀頼の出馬をすゝめんため、子の大

段申わけいたしけれども、御憤いまだとけず、今におゐてとやかく申候ても、眼前に味方の兵うたるゝを見ころせし事、武藏守心底いぶかしく思しめさるゝよし仰られ、其まゝ御座をたゝせらるゝを見奉り、脇指を拔てうしろへなげすて、御側へ匍匐より、御小袖の裳にすがり、是は御なさけもなき上意にて候、いかに御姫さまの御腹より生れ候はずとて、武藏守も御孫とは思しめされず候や、たゞ今申此わけ仕らずしては、いつ申わけ仕るべく候やとて、はら〳〵と涙をながしつゝ申上ければ、其誠を感じおぼしめさるゝにや、よし今はきゝわけゝるぞ、いそぎ歸りて武藏守に申きかせて、安堵させよと上意ありしかば、大膳手を合せ平伏して、御禮を申上て、まかり出けり、其跡にて御前伺候の衆へ仰られしは、あの大膳が父をも大膳といひて、武藏守が父三左衞門いまだ弱年にて、庄三郎といひし時の馬卒なりしが、長湫の戰に庄三郎が父勝入、兄庄九郎討死ありたると聞て、同じく討死せんとて、乘つけゆかむとするを、彼が父大膳、其時は何がし男といひて、馬の口を取しが、引返して馬を引返して、つれてのきけるを、庄三郎怒て、はなせ〳〵といひて、馬上より鐙にて頭を續けざまに、二三町が間蹴つけし程に、面より血の瀧のごとくながるゝをも、かまはずして、つゐにのかせけり、其時討死せば、むなしく死して、家も絶なまし、ありかるに播州一國の主となりしは、かの大膳が其時の働にて、存命したる故ぞかし、さすが親の子ほどありて、あの大膳も主のために、身をかばふ事なきは、うゐやつとおもふなり、今の世にわれらが前へいでゝ、さきのやうなる事をいふべき者は、外には覺へず、武藏守よき人をもちたると、上意ありしとなり、

〔續近世畸人傳四〕小萬女

攝津國某城主は、もと豐臣秀頼公に仕へて、北の方もろとも大坂の城中に居給ひしが、度々直諫して旨に逆ひければ、逐電してあとをくらまし給ふ、其北の方と八才の兄君、三才の妹君捕れに

の冬、家康公關東御鷹野の砌、極月六日中原にて、大久保相模守預り之人、馬場八右衞門、一通の訴狀を上る、これ相州隱謀の企有事を申上る、此段本多佐渡守信正に御相談、其後京都江吉利支丹御制禁の御使に、相州を被指遣、京都へ着候時分を考、慶長十九年正月廿二日に、小田原の城を被召上、京都へは其段被仰遣しかば、板倉伊賀守勝重上使として、相模守忠隣が宿所へ被參ける、折節相模守は將棊をさして被居けるが、家人密に忠隣に告けるは、伊賀守上使は、御流罪の御意なるよし、いかゞあらんと申けるに、相州少も不騷、將棊さし終りて後、上下を著し、伊賀守に對面す、伊賀守上意の趣申渡し、其上井伊掃部頭直孝に召預させ給間、江州の配所へ可罷越旨也、相模守畏奉存候旨、御請申上る、家人どもは是を聞、無實の讒により、身を亡さんより、一戰して可打果と留ければ、是より京中騷立、すはや相模守が切て出るは、火を掛べしといふ程こそあれ、上を下へ走散、京西南北雀亂のごとし、二條の御城にも、御門々をさしかため、皆矢筈を取、火繩をはさみけるに、相模守は是を聞、小田原より持來る甲冑兵杖、一ツも不殘伊賀守方へ渡しければ、洛中皆鎭りける、能仕方、又忠臣也といひあへり、その後配所にて井伊掃部頭、相模守へ對面し、何とて中分ケもせられぬぞ、近頃殘多き事に被申ければ、忠隣は、申わけを仕ば、御赦免疑なし、左候へば、讒言を聞召入られ候、君の非を顯すに罷成候間、縱無實に身を亡すとも、いかでか主君の非を顯はさんと被申ける、實に忠信義理ふかき人也と、世舉て感せぬはなし、

〔駿臺雜話〕三　伴大膳

大坂冬御陣の前に、片桐市正、攝州茨木の城に據て、御味方いたせしに、〇中略大坂より兵をつかはし、茨木の兵を取卷て攻ける程に、尼崎の城へ援兵を乞しかども、城より救はざりしかば、茨木の兵のこらず討死しけり、〇中略大坂と一たび御和睦の後、京二條の御城にて、此事御僉議ありしに、武藏守の家臣に伴大膳といふ者は、上〇家康德川にもよく御存知ある者なりしが、御前におゐて段

丸の方へ出けるに、見とがむるもの一人もなくして、山下へ下りけれ、それより權介が首を、下人にもたせて、其夜山中に立歸り、首を塚に葬りけるとなり、

〔板坂卜齋記下〕進藤三右衛門、中納言殿〇浮田秀家を退け申次第、〇中略其頃〇關ヶ原敗軍ノ後吾等は、達者健にはあり落させ候へと申、肩に掛申、とや角と致候へば、日は暮、通夜手を引、又は背に負、力を添申候に、歩行付させられねば成間敷候、捨候へと、度々被仰候、捨候へと被仰候時は背負申候、前日半日と一夜と翌日迄、御供申候へば、山を旋り谷を越え、歩行候へば、兼て道は不存候へば、昨日の合戰場へ出候、此時は力もなく、腰も拔、無途方、食は昨朝の儘、餓候事無限候、されども達者に健に候へば、御手を引、又は肩に掛、脊に負、一向に行ければ、近江の風北の郡へ出候得共日暮申候、〇中略三右衛門、中納言殿へ申上候は、大坂へ參上可申候、御狀被進候へと申、四寸四方程なる紙に、狀被遊候を、編笠の緒に縫付て、二日に大坂へ行、〇中略無程局出會れ候、編笠の緒へ縫交候御狀を取出し、ひろげ見せ候へば、一見せられ、奥へ這入、黄金貳拾五枚持て出、三右衛門に渡され、金を受取首に掛、夜通大津迄走著候、〇中略亭主に黄金貳拾枚出し、五枚は手前に持、翌朝中納言殿を、駄賃馬に乘申、編笠を著せ申、大津醍醐を過し、伏見京橋にて、川船に乘申、大坂天滿にて、黄金を替へ、〇中略薩摩へおくり申、船主は、御狀を持上り候へと、約束の通り、船主大坂へ來、自筆の御狀也、二枚の黄金、江州より大坂迄、御供申候路錢に遣ひ、餘る所は、我身に持候て中納言殿御行末、慥に承届候て、其上本多上野介所へ出、備前中納言殿最期まで、添申候ものと罷出候に、證據被尋候時、島飼國次の事を申候也、大御所様伊勢國にて、在處不殘被下候と被仰出、知行の高は御意なく、是にて可有心得也、三年過て、中納言殿を、三右衛門薩摩へ下し申候事を、諸人も存候、

〔武邊咄聞書一〕一大久保相模守忠隣は、小田原の城主也、幼少にては、新十郎と云、家康公御寵臣也、殊に大久保七郎右衛門忠世が子なれば、御心安第一也しかば、いかなる事か有けん、慶長十八年

其方は人多と申は、何を以て左様には申ぞと、御尋有ければ、彦右衛門被申上けるは、今度會津表江被遊御發向候御留守に於て、只今の通世上無事にさへ有之候はゞ、私五左衛門兩人にて御留守の御用は相足可申候、若又御下向の御跡に於て、世の變も出來、當城を敵方より攻圍み申と有之に至候ては、近國に後詰加勢を請申べき御味方とても無御座候得ば、たとへ只今の御人數の上に、五倍七倍の御人數を殘し置れ候ても、此御城を堅固に相守申儀の可罷成儀にては無御座候、然れば御入用の御人數を、當城江被相殘とあるは、御不益の様に私儀は奉存と被申上ければ、其以後は兎角の仰も無御座、〇中略長座ゆへ、立歸候を被遊御覽、御兒小姓衆を被為召、彦右衛門が手を引と被仰付候とや、其節御納戸役の衆御前へ被出候得ば、御袖にて、御涙を御拭遊され被成御座候故、暫く指扣其後被罷出候とや、

〔東遷基業十三〕大聖寺城陷附大谷吉隆計策の事

山中の湯本に、角屋六郎右衛門といふ者有、彼も此とき〇關原ノ時、大聖寺籠城、ゑらみ出されて、主從三人、城に籠る、既に落城に及びし時、六郎右衛門下人權介といふもの、主人に向て、今は籠城叶ひがたし、討死の御覺悟有哉と問に依て、六郎右衛門がいはく、さればよ恩も恥もなき此殿の爲に、御家中の面々と、枕を並べて死するも過たるやうなれども敵城内へ乘込たれば、のがるべき便りなし、此上は思ふ敵に逢て、討死する外は有まじといへば、權介が曰、あれ御覽候へ、首をとりたる寄手の兵、皆城外へ出ると見へたり、然ば某が首を切給ひ、高名したる寄手にまぎれ、城中を御出有べしといふを、六郎右衛門更に同心せず、たとひさかしき謀にもせよ、罪なき下人の首をきりて、死をのがるゝ道やあるべき、よしなき事をいわんより、汝等が身を全ふする才覺せよといふうちに、權介小刀をぬひて、咽をかき切、二言ともいわず死ければ、六郎右衛門、今は力なく、權介が遺言に隨ひ、城中を出て見るべしとて、權介が首を切て、たぶさを提、一人の下部を引具して、追手金ヶ

是に修理亮こそ扣へたれ、まばらがけすなと、追行勢を制し止るも過半せり、又勝家討取、名を天下に揚んと、勇むも有て、ひたく\と取巻し處に、勝介名乘けるは、天下に隱もなき鬼柴田と云れしは、吾なりとて、あたりを拂て突て出ければ、二町あまりはつとひらきにけり、かゝる處に、兄の毛受茂右衛門尉、殿をしてありしが、此由を聞て、さらば弟と一所に討死せんと思ひ、向ひたる敵を追拂ひ來り、○中略息をもさせず戰しか共、或手負或討れ、殘りすくなに成にけり、勝介兄に向ひて、勝家退給ふて、一時に餘りぬべし、心安く退給ひなん、いざ心よく最期の合戰して、腹きらんと云まゝに、殘りたる兵十餘人を引連突て出、散々に相戰ひ追ちらし、其後兄弟腹をぞ切たりける、

〔鹽尻四十一〕一下總國小金の城主、酒井家の息、金三郎小田原沒落の後は、神君に仕へ奉りし、同國笛井の城主原式部が息、重名吉丸十六歲の時より、神君に仕へ奉りし、京南伏見の御屋形、御造作の際、君不圖土木の場へ出させましく\けるよし、原御刀を持て著なりし故、物をもはかで御供せし、酒井見て、己が草履を脫して、原にはかせし、君御覽ましく\て、原が男色にめでゝ、かゝるにやと思召ければ、汝いかで草履を脫て、彼に與へしと仰けるに、畏て、かれは古しへの主の筋目、臣はかの家に在る者の世悴にて候と、啓せしかば、君打うなづかせ給て、○中略道を忘れざる神妙也とて、御感ありしと云、

〔落穗集前編九〕一右十七日〇慶長五年六月の夜に入、鳥居元忠被申上儀有之、御前〇德川家康へ出られ御用相濟候以後、今度當城〇伏見の御留守居人數少にて、一入苦身可致旨、仰有ければ、元忠被申上候は、乍恐私儀は左樣には存不申候、今度會津御發向の儀は、御大切の儀にも有之候得ば、一騎一人も御人多に被召連可然事と存候、然者彌次右衛門、主殿助儀も、御共にめしつれられ、當城の儀は、私御本丸の御留守居を相勤、五左衛門など、外郭の〆りをさへ申付候はゞ、事濟可申樣に奉存候旨被申上候得ば、重て御意被遊候は、今度四人の面々を以、留守居と有之さへ、人少にて如何と思ふに、

兄内膳が忠義を感じ思召によりて、重き職を命せらるゝよし、上意ありなんけるとぞ、誠に死後のめいぼく、忠義の驗と申べし、

〔惟任退治記〕濃州住人松野平介一忠、其夜在邊土、夜討之由聞之、馳來之處、御所之軍相果、將軍〈○織田信長〉被召御腹之間、不及力、走入妙顯寺、可切追腹定覺悟、一忠元醫者家業、而然兼文武之士也、常歌道懸情、又參學懸眼、故爲辭世作一首歌一句偈云、

そのきはに消殘る身の浮雲も終には同じ道の山風

手握活人三尺劍、卽今截斷盡乾坤、

如此書置、切腹諸臘腐死、寔當世無雙働也、〈○下略〉

〔賤嶽合戰記下〕勝家敗北井毛受勝〈○勝一本作庄、下同〉助忠死之事

毛受勝介、其趣を見、柴田〈○勝家〉に申けるは、御意之上、とうかう申に似たれども、それは昔尾州において、度々軍になれたる下々、數多持給ひしに因て、其働も有しぞかし、此度は見逃きゝにげに、數度逢たる下々にて、おはしまし候故、過半落失ぬ、昨日より思召よりし事を、先手の者ども不致死も、又如此落ちりしも、皆極軍のまるし、眼前に候、是にて云ひがいなき討死をなされ、名も知れぬ者の手にかゝり給はゞ、後代迄口おしかるべし、願くは北の庄へ御歸城被成、御心靜に御自害候へ、某御馬印を請取奉り、御名代に是にて討死を致候べし、其隙に急ぎ御歸陣被成候へ、斯申候もとうかう思召候はゞ、見るが内に、徒に成べう覺奉ると、急ぎ諫奉れば、流石其道に得たる勝家なれば、尤なりとて、五幣を勝助に渡し、心もあらん者は、毛受に與せよと云捨て、諸鐙を合せ退し也、勝助五幣を請取、我手の者三百餘人、其外勝家の小姓馬廻、少々左右に隨へ、原彦次郎居たりし要害、幸に明しかば、是に取入、老母妻子共方へ、形見の物を、舊功の者に渡し遣し、かくて盃を出し、樽あまた取ちらし、それ〳〵と云し時、皆土器おつとり〳〵酌たりけり、追行兵共、柴田が馬印を見、

り急に後詰もきたらざれども、堅固に籠城しければ、秀吉公より、種々扱ひをかけて、謀られけるに、式部は少しも屈せずして、つひに毛利家の爲に、親の餞別に與へたる脇差にて、いさぎよく腹十文字にかき切て、件の首桶に我首を入させ、秀吉公の陣所へ送りける、城を預かるもの、手本なりと賞し、又其親の仕付も、前代未聞なりと、中國までも沙汰しける、

(駿臺雜話 三)手折手にふく春風

近代にては武田勝頼の臣、小宮山内膳が節義こそ、最感歎するに餘りあれ、内膳は勝頼近習の臣たりしが、天正年中の事にや、内膳人と爭訟しける事ありつるに、勝頼讒人の言をもちひて、内膳が不直に決しかば、内膳罪なくしてながく逐しりぞけらるゝ程に、是非なく家に蟄居して、數月を經けるが、織田の兵甲州に亂入して勝頼敗北し、故府をすてゝ、温井常陸介を先とし、總四十二人の兵と、天目山中に奔るときこへしかば、内膳身をもて赴急しが、道にて追付けり、さきの内膳と爭ひし者并に讒せし者を問けるに、いづれもとくに逃去ぬといへば、内膳愾慨として、かたへの人にいひけるは、君我をもちひずして棄給ふに、今出て其難に死せば、君の明を損するに似たり、又死せねば臣の義をやぶる、よし君の明を損するとも、臣の義をば傷らじとて、四十二人同じく國難に殉ひけり、此難に甲州の士皆勝頼を叛て逃去しに、四十二人ばかり、傾覆流離の間につきまとひて、いさゝか二心なく國難に殉ひしは、いづれも節義の士と申べし、中に内膳は讒をもて寃枉にあひしをも怨ず、從者の列にもあらぬ蟄居の身として、外より來て赴死し事、其忠烈はるかに温井等が上にあるべし、武田滅亡の後、東照宮内膳が忠義をふかく感じ給ひ、其子なくして祭祀の絶るを哀み給て、内膳が弟小宮山又七郎をめし出されしが、其後小田原陣の前、武職の人をきはめられしに、又七郎をもて御長柄鎗奉行に仰付られける、其時内膳が勝頼に對して、忠義ありし事をくはしく仰たてられ、誠に武士の手本とおぼしめす、又七郎いまだ弱年なれども、

て、君の爲に死ん、是臣が忠也と云て、大神君の先陣に來り加て奮戰、矢に中て終に死す、

〔大三川志十一〕日巳ニ暮ニ及ビケレバ、〇元龜三年十二月二十二日信玄兵ヲ收メ、勝ヲ全ス可ト思惟シテ、千人ヲ撰ビ、我兵ヲ追ハシメ、其餘ハ自ラ率テ兵ヲ退ク、其追兵、蝟毛ノ如ク、我軍ニ逼ル、神祖必死ニ決シ給ヒ、〇中略夏目吉信ハ、〇註略濱松ニ在テ、城樓ニ登テ戰場ヲ望ニ、我兵甚危急ナレバ、急ギ馳來リ、神祖ノ返シ戰ントシ給フ御馬ヲ扣ヘ、諫奉テ曰、凡兵ハ、一擧ノ勝負ニ限ル可ラズ、速ニ濱松ニ入ラセ給ヘ、神祖聽給ハズシテ曰、城下ニ於テ敗軍ス、恥辱云可ラズ、況ヤ退ク可ンヤト、厩卒ニ轡ヲ放セト命ジ玉ヘドモ、放サネバ、鐙ヲ以テ蹴ナセラル、吉信轡ヲ跼クシテ、汝、轡ヲ放ツ可ラズト云ヒナガラ、馬ヨリ下リ、自ラ轡ヲ取リ、諫テ曰、身命ヲ輕ンズルハ匹夫ノ事也、進退共ニ身ヲ全シ後日ノ勝利ヲ謀玉フコト、大將ノ任ナラズヤ、命ヲ捨給フ時ニ非ズ、神祖ノ曰、汝ガ言是也ト雖モ、我此所ニアル事、敵能知レリ、一歩モ退カバ、急ニ追ンコト必セリ、吉信ガ曰、臣暫止リ、御諱ヲ犯シ呼ハツテ、公ニ代ン患ヘ給フコト勿レ、神祖許シ給ハズ、吉信敢テ聽カズ、畔柳助九郎武重ヲ見テ謂テ曰、我ハ此處ニ止テ戰死セン、汝其隙ニ公ヲ護シテ入城セヨ、武重共ニ忠死セント云、吉信固ク制シ、御馬ヲ濱松ノ方ヘ引向ケ、槍ヲ以テ御馬ノ尻ヲ叩キ走ラシメ、〇註略遂ニ御諱ヲ稱シ、十文字ノ槍ヲ振ヒ戰ヒ、敵二人ヲ殺シ、從臣二十餘人ト共ニ忠死ス、〇註略此間ニ、神祖兵ヲ退ケ給フト雖モ敵兵猶甚フ、〇下略

〔老談記一〕中國老人語に曰、或時、吉川和泉守といふ者の嫡子、吉川式部當番にて、鳥取にゆくとて、其支度するを、親和泉守聞て、式部に申ける樣は、今更前に異見する事もなし、たゞ士の道にそむかぬやうに心得べし、餞別をせんとて、新敷拵へし首桶壹ツ、其中に綿をつみ入、小脇差一腰添て差出し、此二品こそ、我等が此度の引出物なりと申ける、式部事、鳥取に往て城番せしに、程なく秀吉公、中國征伐として發向せられ、手初めとして、鳥取の城を攻かこみ玉ふといへども、毛利家よ

通シ進ラセヨト云モハテズ、腰ノ刀ヲ拔テ、自腹ヲ切ントス、其忠義ヲ見ニ、淨慶サスガニ肝ニ銘ジケルニヤ、走寄テ光氏ガ刀ニ取付、御自害ノ事、努々候ベカラズ、ゲニモ大將ノ仰モ、士卒ノ所存モ皆理リニ覺ヘ候ヘバ、淨慶コソイカナル罪科ニ當ラレ候共、爭デカ情ナキ振舞ヲバ仕リ候ベキ、早御通リ候ヘト申テ、弓ヲ伏、逆木ヲ引ノケテ、泣々道ノ傍ニ畏ル、兩大將大ニ感ゼラレテ、〇中略射向ノ袖ニサシタル金作ノ太刀ヲ拔テ、淨慶ニゾ被ﾚ與ケル、光氏ハ主ノ危ヲ見テ、命ニ替ン事ヲ請、淨慶ハ敵ノ義ヲ感ジテ、後ノ罪科ヲ不ﾚ顧、何レモ理リノ中ナレバ、是ヲ聞見ル人ゴトニ、稱嘆セヌハ無リケリ、

〔鎌倉管領九代記四下〕結城七郎揚ﾚ義兵附高階城軍

鎌倉沒落の折ふし、持氏の御息次男春王殿、三男安王殿は、鎌倉を遁れ出て、下野の日光山に落かくれ、おはしましけるを、結城七郎氏朝は、重代の主君なれば、見すてまいらせ難くして、潛かに城中へ迎入たてまつり、家人一族あつまり、要害を構へ、壘を深くしてたてこもる、〇下略

〔鎌倉大草紙下〕越後の守護人上杉相模守房定、關東の諸士と評議して、九ケ年が間、每年上洛して捧ﾆ訴狀ﾌを、基氏の雲孫永壽王丸を以、關東の主君として、等持院殿〇足利尊氏の御遺命を守り、京都の御かためたるべきよし望て、無數の主幣をついやし、丹精を盡しなげき申ければ、諸奉行人も尤と感じ、頻に吹擧申けるが、寶德元年〇寶德元年、一本作ﾆ文安四丁卯ﾌ正月御沙汰ありて、土岐左京大夫持益にあづけられし永壽王殿をゆるし、亡父持氏の跡をたまはり、公方御對面あり、御太刀御馬を被ﾚ下、同二月十九日關東へ下らるゝ、

〔家忠日記增補三〕永祿七年正月十一日、土屋長吉郎は大神君近習の士也、一向の宗門たるに依て、一揆に與して、命を叛くと云へども、今日大神君の軍、危きを見て、土屋一揆の賊徒等に語て曰く、吾宗門の爲にして、君命を叛て、逆徒に與して骨を碎く、屢苦戰す、今又君の軍危し、此時宗門を棄

シ、〇中略小山田太郎高家遙ノ山ノ上ヨリ是ヲ見テ、諸鐙ヲ合テ馳參テ、己ガ馬ニ義貞ヲ乘奉テ、我身ハ徒立ニ成テ、追懸ル敵ヲ防ケルガ、敵數タニ取籠ラレテ、遂ニ討レニケリ、其間ニ義貞朝臣御方ノ勢ノ中へ馳入テ、虎口ニ害ヲ遁給フ、

〔太平記十七〕瓜生判官心替事附義鑑房藏義治事

義助〇脇屋モ義顯〇新田モ、鯖並ノ宿ヨリ打連テ、又敦賀へゾ打歸リ給ケル、爰ニ當國ノ住人、今庄九郎入道淨慶〇中略楡組ニ鹿垣ヲユヒ、要害ニ逆木ヲ引テ、鏃ヲ調へテゾ待カケタル、義助朝臣是ヲ見給テ、是ハ何様、今庄法眼久經ト云シ者ノ當手ニ屬シテ、坂本マデ有シガ、一族共ニテゾ有ラン、其者共ナラバ、サスガ舊功ヲ忘ジト覺ゾ、誰カアル近付テ、事ノ様ヲ尋キケト宣ヒケレバ、由良越前守光氏畏テ、承候トテ、只一騎馬ヲ磬テ、脇屋右衛門佐殿ノ合戰評定ノ爲ニ、杣山ノ城ヨリ金崎へ、カリソメニ御越候ヲ、旁存知候ハデバシ、加様ニ道ヲ被塞候ヤラン、若矢一筋ヲモ被射出候テバ、何クニ身ヲ置テ、罪科ヲ遁レント思ハレ候ゾ、早ク弓ヲ伏セ、甲ヲ脱テ、通申サレ候へト高ラカニ申ケレバ、今庄入道馬ヨリ下リテ、親ニテ候輩法眼久經、御手ニ屬シテ、軍忠ヲ致シ候シカバ、御恩ノ末モ忝存候へ共、淨慶、父子各別ノ身ト成テ、尾張守殿ニ屬シ申タル事ニテ候間、此所ヲバ支申サデ、通シ進セン事ハ、其罪科難遁存候程ニ、態ト矢一ツ仕リ候ハンズルニテ候、是全ク身ノ本意ニテ候ハネバ、アハレ御供仕候人々ノ中ニ、名字サリヌベカランズル人ヲ、一兩人出シ給リ候へカシ、其首ヲ取テ、合戰仕タル支證ニ備へテ、身ノ咎ヲ扶リ候ハントゾ申ケル、〇中略越後守見給テ、淨慶ガ申所モ、其謂アリト覺ユレ共、今迄付纏タル士卒ノ志、親子ヨリモ重カルベシ、サレバ彼等ガ命ニ義顯ハ替ルトモ我命ニ士卒ヲ替ガタシ、光氏今一度打向テ、此旨ヲ問答シテ見ヨ猶難儀ノ由ヲ申サバ、力ナク我等モ士卒ト共ニ討死シテ、將ノ士ヲ重ンズル義ヲ、後世ニ傳へントゾ宣ヒケル、光氏又打向テ此由ヲ申ニ、淨慶猶心トケズシテ、〇中略サラバ早、光氏ガ頸ヲ取テ大將ヲ

めのとが思ひきるは、せめていかゞせん、かいぞやくの女房さへ身をなげゝる社哀なれ、

〔太平記十〕赤橋相模守自害事附本間自害事

十八日〇元弘三年五月ノ晩程ニ、洲崎一番ニ破レテ、義貞ノ官軍ハ、山内マデ入ニケリ、懸處ニ本間山城左衛門ハ、多年大佛奥州貞直ノ恩顧ノ者ニテ、殊更近習シケルガ、聊勘氣セラレタル事有テ、不被免出仕、未己ガ宿所ニゾ候ケル、已ニ五月十九日ノ早旦ニ、極樂寺ノ切通ノ軍破レテ、敵攻入ナンド聞ヘシカバ、本間山城左衛門、若黨中間百餘人、是ヲ最後ト出立テ、極樂寺坂ヘゾ向ヒケル、敵ノ大將大館二郎宗氏ガ三萬餘騎ニテ扣タル眞中ヘ懸入テ、勇誇タル大勢ヲ、八方ヘ追散シ、大將宗氏ニ組ント、透間モナクゾ懸リケル、三萬餘騎ノ兵共、須臾ノ程ニ分レ靡キ、腰越マデゾ引タリケル、餘リニ手繁ク進デ懸リシカバ、大將宗氏ハ取テ返シ、思フ程戰テ、本間ガ郎等ト引組デ、差違ヘテゾ伏給ヒケル、本間大ニ悦テ、馬ヨリ飛デ下リ、其頭ヲ取テ鋒ニ貫、貞直ノ陣ニ馳參ジ、幕ノ前ニ畏テ、多年ノ奉公多日ノ御恩、此一戰ヲ以テ奉報候、又御不審ノ身ニテ空ク罷成候ハヾ、後世マデノ妄念共成ヌベウ候ヘバ、今ハ御免ヲ蒙テ、心安冥途ノ御先仕候ハント申モハテズ、流ルヽ泪ヲ押ヘツヽ、腹掻切テゾ失ニケル、三軍ヲバ可奪帥トハ、彼ヲゾ云ベキ、以德報怨トハ是ヲゾ申ベキ、〇下略

〔太平記十六〕新田殿湊河合戰事

數萬ノ敵勝ニ乘テ、是ヲ追事甚急ナリ、サレ共何モノ習ナレバ、義貞朝臣、御方ノ軍勢ヲ落延サセン爲ニ、後陣ニ引サガリテ、返合セ〳〵戰レケル程ニ、義貞ノ被乘タリケル馬ニ、矢七筋マデ立ケル間、小膝ヲ折テ倒ケリ、義貞求塚ノ上ニ下立テ、乘替ノ馬ヲ待給ヘ共、敢テ御方是ヲ知ザリケルニヤ、下テ乘セントスル人モ無リケリ、敵ヤ是ヲ見知タリケン、節取籠テ是ヲ討ントシケルガ、其勢ニ辟易シテ、近クハ更ニ寄ラザリケレドモ、十方ヨリ遠矢ニ射ケル矢、雨ヤ雹ノ降ヨリモ猶繁

て、伊勢の三郎義盛、奥州のさとう三郎兵衞次信、同じく四郎兵衞忠信、ゑたの源藏、熊井太郎、むさし坊辨慶など云、一人當千の兵共、馬の頭を一面に立てならべて、大將軍の矢衾に、はせふさがりければ、のと殿も力及び給はず、のと殿そこのき候へ、矢表の雜人原とて、さしつめ、さん／＼にい給へば、やにはに鎧むしや十き計い落さる、中にもまつ先にすゝむだる、奥州の佐藤三郎兵衞次信は、弓手のかたより、めてのわきへ、つといぬかれて、しばしもたもらず、馬よりさか樣に、どうとをつ、〇中略判官は、次信を陣の後へかき入させ、いそぎ馬より飛でおり、手を取ていかゞ覺ゆる三郎兵衞と宣へば、今は角に社候へ、此よにおもひをく事はなきかと宣へば、別に何事をか、思ひ置候べき、さは候へども、君の御よにわたらせ給ふを、見參らせずして死候社、心にかゝり候へ、さ候はでは、弓矢取は、敵の矢に當て死る事、元より期する所で社候へ、仲づく源平の御合戰に、奥州の佐藤三郎兵衞次信と云ける者、さぬきの國八島の礒にて、主の御命にかはりて、うたれたりなど、末代までの物語に申されん社、今生の面目めいどの思ひ出にて候へとて、たゞよはりにぞよはりける、〇中略

ふくしやうきられの事

二人の女房共、わか君〇平宗盛子をいだき奉りて、只我々を失ひ給へとて、天にあふぎ地にふして、なきかなしめ共かひぞなき、〇中略くびをば、判官にみせんとて、取て行、二人の女房共、かちはだしにて追付、何かくるしう侍べき、御くびをば給はつて、御けうやうし參らせ侍らはんと申ければ、判官〇源義經情有人にて、尤さるべし、とう／＼とてたびにけり、二人の女房共、なのめならずによろこび、是を取て、ふところに引入て、なく／＼京の方へ歸るとぞみえし、其後五六日して、かつら川に、女房二人身をなげたりと云事有けり、一人おさなき人のくびを、ふところに入、沈みたりしは、此若君のめのとの女房にてぞ有ける、今一人、むくろをいだいて、沈みたりしは、かいしやくの女房

給ひ候へ共、御一家のきんだちの、西海の波に、たゞよはせ給ふ御事が、心ぐるしく候て、いまだあんどしても覺候はねば、心すこしおとしすへて、おつさまにこそ、參り候はめとぞ申ける、大なごんはづかしう、かた腹いたく思召て、誠に一門に引わかれて、おちとゞまつし事をば、我身ながら、いみじとは思はね共、さすが命もおしう、身もすてがたければ、なまじゐにとゞまりにき、此上はくだらざるべきにもあらず、はるかのたびにおもむくに、いかでか見をくらざるべき、うけず思はゞ、落とゞまつし時、などさはいはざりしぞ、大小事、一かう汝に社いひ合せしかと宣へば、むねきよゐなをり、かしこまつて申けるは、あはれ高きもいやしきも、人の身に、命程おしき物やは候、されば世をばすつれ共、身をばすてずとこそ、申つたへて候なれ、御とまりをば、あしとには存候はず、兵衛の佐○源賴朝も、かひなき命を、たすけられ參らせて候へば、社、けふはかゝるさいはゐにもあひ候へ、るざいせられ候ひし時、こあま御前○池禪尼の仰にて、あふみの國篠原の宿まで、をくりたりし事など、今にわすれずと候なれば、御供にまかりくだりて候はゞ、さだめて引出物きやうおうなどし候はんずらん、それに付ても西海の波の上に、たゞよはせ給、御一家のきん達たち、又はこうれい共の、かへりきかんずる所も、いひがひなう覺え候、はるかのたびに、おもむかせ給ふ御事は、誠におぼつかなう思ひ參らせ候へ共、かたきをもせめに、御下り候はゞ、まづ一ぢんにこそ候べけれ共、是は參らす共、更に御事かけまじ、兵衛の佐殿、たづね申され候はゞ、おりふしあひいたはる事有と仰られ候べしとて、涙をさへて、とゞまりぬ、是を聞侍共、みな袖をぞぬらしける、

○下略

〔平家物語十一〕つぎのぶさいごの事

王城一の、つよ弓せい兵なりければ、のと殿の矢さきにまはる者、一人もいおとされずと云事なし、中にも源氏の大將軍九郎義經を、只一やにいおとさんと、わらはれけれ共、源氏の方にも心え

ケレト、返々モ惜マレケル、

(平家物語八)ほうぢうじ合戰の事

源の藏人仲兼は其勢五十き計で、法住寺殿の、西の門をかためてふせぐ、○中略大勢の中へかけ入、さん〴〵に戰ば、主從八きに打なさる、八きが中に河内の日下たうに、かゝばうと云法師むしや有、月げなる馬の、口のこはきにぞ乘たりける、此馬はあまりに口がつよふて乘たまつべし共存候はずと云ければ、源藏人さらば此馬に乘かへよとて、くりげなる馬の下お白に乘かへて、根のゐの小彌太が、二百よき計で引へたる、かはらざかの勢の中へかけ入、さん〴〵に戰、そこにて八きが五き討れぬ、かゝばうは我馬のひあひ也とて、主の馬に乘かへたりけれ共うんやつきけん、そこにて終に討れにけり、こゝに源の藏人の家の子に、次郎藏人仲頼と云もの有、くりげなる馬の、下お白がかけ出たるを見付て、下人をよび、こゝなる馬は源の藏人の馬と見るはひが事か、さん候と申、さてどのぢんへやかけ入たると見つる、かはら坂の勢の中へこそ、入せ給ひつるなれ御馬もやがてあの勢の中より出來て候と申ければ、次郎藏人涙をはら〳〵とながひて、あなむざんはや討れ給ひたり、ようせう竹馬の昔より、しなば一所でしなんと社契りしに、今は所々でふさん事社かなしけれとて、さいしのもとへ、さいごの有さま云つかはし、只一きかはら坂の勢の中へかけ入、○中略たてさまよこさま、くもで十文字にかけわり、かけまはり戰ひけるが、敵あまた討取て、終に打死してけり、源藏人是をばしり給はず、あにの河内守仲のぶ打ぐして、主從三き、南をさして落行けるが、○下略

(平家物語十一)三日平氏の事

五月四日の日、池の大納言より盛の卿、くはん東へ下向、○中略爰に彌平兵衞宗きよといふ侍有、さうでん、せん一の者なりしが、あいぐしてもくたらず、いかにやと宜へば、君こそかくてわたらせ

打廻テ知タル者ニ尋ケレバ、西七郎ト戰ヒ給ツルガ、旗差ハ討殺サレヌ、富部殿モ討レ給ヌトコソ聞ツレ、實モ馬モシルシ有ラン、軍場ヲ見給ヘト云、杵淵小源太穴心ウヤトテ、馳廻テ見ケレバ、馬ハ放レテ主モナシ、頸ハ取レテ敵ノ鞍ノ取付ニアリ、杵淵是ヲ見テ歩セ寄セ、アレニ御座ハ、上野ノ西七郎殿ト見奉ハ僻事カ、是ハ富部殿ノ郎等ニ、杵淵小源太重光ト申者ニテ候、軍以前ニ大事ノ御使ニ罷タリツルガ、遲ク歸參候テ、御返事ヲ申サヌニ、御頸ニ向奉テ、最後ノ御返事申サントテ進ケレバ、荒手ノ奴ニ叶ジト思テ、鞭ヲ打テゾ逃行ケル、マサナシ七郎殿、目ニ懸タル主ノ敵通スマジキゾ、七郎殿トテ追テ行、七郎ハ我身モ馬モ弱リタリ、杵淵ハ馬モ我身モ疲レネバ、二段計先立テ逃ケレドモ、六七段ニテ馳詰テ、引組デドウト落ツ、重光大力ノ剛ノ者也、西七郎ヲ取テ押テ、首ヲ搔、杵淵主ノ首ヲ敵ノ鞍ノ取付ヨリ切落シ、七郎ガ頸ニ並居エテ、泣々云ケルハ、身ニ僞ナシトイヘ共、人ノ讒言ニヨリテ、御勘當閉モ直サセ給ハズ、又始テ人ニ仕テ、今參ト云ハレン事モ口惜テ、サテコソ過候ツルニ、今度軍ト承レバ、ヨキ敵取テ見參ニ入、御不審ヲモ晴サントコソ存ツルニ、遲參仕テ先立奉リヌル事、心ウク覺ユ、サリトモ此樣ヲ御覽ゼバ、イカバカリカハ悅給ハント、後悔スレ共、今ハ力ナシ、乍去敵ノ首ハ取リヌ、冥途安ク思召セ、軍場ニ披露申ベキ事アリ、ヤガテ御伴ト云テ馬ニ乘リ、二ノ首ヲ左ノ手ニ差上、右ノ手ニ太刀ヲ拔持テ、高聲ニ、敵モ御方モ是ヲ見ヨ、西七郎ノ手ニ懸ケテ、主ノ富部殿討レ給ヌ、郎等ニ杵淵小源太重光、主ノ敵ヲバ角コソトレヤトゾ訇タル、西七郎ガ家ノ子郎等轡ヲ返シテ、三十七騎ヲメキテ蒐、重光存ズル處ゾ、和殿原トテ、只一騎ニテ敵ノ中ヘ馳入テ、人ヲバ嫌ハズ、直切ニコソ切廻レ、敵十餘騎切落シ、我身モ數多手負ケレバ、今ハ不叶ト思テ、主ノ共ニ剛者自害スルヲ見給ヘトテ、七郎ガ頸ヲバ抛テ、ナヲ富部三郎ガ頸ヲ抱キ、太刀ヲ口ニ含テ、馬ヨリ大地ニ飛落テ、貫カレテゾ死ニケル、敵モ御方モ惜マヌモノコソナカリケレ、中ニモ木曾ハアハレ剛ノ奴哉、弓矢取ル身ハ、加樣ノ者ヲコソ召仕フベ

リ進ケルハ、事ノ數ニテモ侍ラザリケリ、マノアタリ見進ラスル御有樣、ウツヽ共覺候ハズ、サレバ何ナル罪ノ報ニテ、角渡ラセ給覽トテ、僧都ノ顏ヲツク〴〵ト守ツヽ、兩々トゾ泣臥タル、〇下略

〔源平盛衰記十一〕有王俊寛問答事

僧都又宣ケルハ、俊寛ハ懸罪深者ナレバ、棄ニセメラレテ今幾ホドカ存ゼンズラン、己サヘ此島ニテ歎事モ不便也、疾々歸上レト云レケレバ、有王尋參侍ル程ニテハ、十年五年ト申トモ、其期ヲ見終進セ侍ルベシ、努々御痛有ベカラズ、但御有樣久カルベシ共不覺、最後ヲ見終奉ラン程ハ、是ニシテ兎モ角モ勞進スベシトテ、僧都ニ被暇、峯ニ登テハ硫黃ヲ堀テ商人ニ賣リ、浦ニ出テハ魚ヲ乞テ執行ヲ養フ、係ケレドモ、日來ノ疲モ等閑ナラズ、月日ノ重ルニ隨テ、イトヾ憑ナク見エケルガ、當年〇治承三年ノ正月十日比ヨリ打臥給ヒヌ、〇中略日數ヲフル程ニ、次第ニ弱テ云事モ聞エズ、息止眼閉ニケリ、寂々タル臥戸ニ、泪泉ニ咽ベドモ、巴峽秋深ケレバ、嶺猿ノミ叫ケリ、閑々タル溪谷ニ、思歎ニ沈ドモ、靑嵐峯ニソヨイデ皓月ノミゾ冷シキ、白雲山ヲ帶テ人煙ヲ隔タレバ、訪來人モナシ、蒼苔露深シテ洞門ニ滋レドモ、憐思者モナシ、童只一人營ツヽ、燃藻ノ煙タグヘテケリ、茶毘事終テケレバ、骨ヲ拾テ頸ニ掛、涙ニ咽テ遙々ト都へ歸上ニケリ、〇下略

〔源平盛衰記二十七〕信濃橫田川原軍事

西七郎ト富部三郎ト寄合セテ、引組ンデドウド落テ、上ニナリ下ニナリ、弓手ヘコロビ妻手ヘコロビテ、遙ニ勝負ゾナカリケリ、富部三郎ハ、笠原ガ八十五騎ノ勢ニ具シテ、軍ニ疲タリケレバ、終ニハ西七郎ニ被討ケリ、爰ニ富部ガ郎等ニ、杵淵小源太重光ト云者アリ、此間主ニ被勘當テ、召具スル事モ無レバ、城太郎ノ催促ニ、主ハ越後へ越ケレ共、杵淵ハ信濃ニアリ、去バ今ノ十三騎ニモ不具ケルガ、主ノ富部城四郎ノ手ニ成テ、軍シ給フト聞キ、徐ニテモ主ノ有樣見奉リ、又ヨキ敵取テ、勸當許レント思テ、邊ニ廻テ、待見ケレドモ、主ノ旗ノ見エザリケレバ、餘リノ覺束ナサニ、陣ヲ

源八ハ鶴若、原後藤次ハ乙若殿ノ乳母也、○中略乙若○中略三人ノ死體ノ中ニ分入テ、西ニ向ヒ念佛三十返計被レ申ケレバ、頸ハ前ヘゾ落ニケル、四人ノ乳母ドモ急走寄リ、頸モナキ身ヲ抱ツヽ、天ニ仰ギ地ニ伏テ、ヲメキ叫ブモ理、○中略内記平太ハ直垂ノ紐ヲ解テ、天王殿ノ身ヲ我膚ニアテヽ、申シケルハ、○中略是ヨリ歸テ命生タラバ、千年万年ヲフベキヤ、死出ノ山三途ノ河ヲバ、誰カハ介錯可レ申、恐敷思召サンニ付テモ、先我ヲコソ尋給ハメ、生テ思ッモ苦キニ、主ノ御供仕ラント云モ不レ果、腰ノ刀ヲ拔儘ニ、腹掻斬テ失ニケル、惜勸ノ二人有ケルモ、幼ク御座シカ共、情深ク座ツル物ヲ、今ハ誰ヲカ主ト可レ憑トテ、指違ヘテ二人ナガラ死ニケリ、此等六人ガ志、無類トゾ申ケル、同ク死スル道ナレドモ、合戰ノ場ニ出テ、主君ト共ニ討死シ、腹ヲ切ハ常ノ習ナレドモ、懸ル例ハ未ダナシトテ、舂ヌ人コソナカリケレ、○下略

〔源平盛衰記十〕有王渡硫黄島事

法勝寺執行俊寛ハ、此人々ニ捨ラレツヽ、島ノ栖守ト成ハテヽ、事問人モナカリケルニ、僧都ノ當初世ニ有シ時、幼少ヨリ召仕ケル童ノ三人、粟田口邊ニ有ケルガ、兄ハ法師ニ成テ、法勝寺ノ一ノ預也、二郎ハ龜王、三郎ハ有王トテ、二人ハ大童子也、○中略唐船ノ纜ハ四月五日ニ解習ニテ、有王ハ夏衣タツヲ遲シト待兼テ、卯月ノ末ニ便船ヲ得、海人ガ浮木ニ倒ツヽ、波ノ上ニ浮時ハ、波風心ニ任セテバ、心細事多カリケリ、歩ヲ陸地ニハコビテ、山川ヲ凌グ折ハ、身疲足泥ナヅムテ、絶入事モ度々也、去共主ヲ志ニテ行程ニ、日數モ漸積ケレバ、鬼界島ニモ渡ニケリ、○中略執行モ三年ノ思ニ衰痩、アラヌ形ニ成タレバ、知ザリケルモ理也、我コソ俊寛ヨト名乘ケルヨリ、有王ハ流ス涙セキアヘズ、僧都ノ前ニ倒伏、良久物モ云ズ、サテモ老タル母ヲミステヽ、親者ニモ知レズシテ、都ヲ出テ遙ノ海路ヲ濟下、危浪間ヲ分凌ギ參シニハ、縱疲損ジ給タリ共、斜ナル御事ニコソト存ゼシニ、三年ヲ過シ程ハ、サスガ幾ナラヌ日數ニコソ侍ルニ、見忘ルヽ程ニ、窄ヤツレサセ給ケル口惜サヨ、日比都ニテ思ヤ

捲セテ、玉顔殊ニ麗ク、〇中略跃以汝股肱トス、慎テ命ヲ可全ト被仰出ケレバ、正行頭ヲ地ニ著テ、更角ノ勅答ニ不及、只是ヲ最期ノ參内也ト思定テ退出ス、正行、正時、和田新發意、舍弟新兵衛、同紀六左衛門子息二人、野田四郎子息二人、楠將監、西河子息關地良圓以下、今度ノ軍ニ一足モ不引、一處ニテ討死セントト約束シタリケル兵百四十三人、先皇ノ御廟ニ參テ、今度ノ軍難義ナラバ、討死仕ベキ暇ヲ申テ、如意輪堂ノ壁板ニ、各名字ヲ過去帳ニ書連テ、其奥ニ、

返ラジト兼テ思ヘバ梓弓ナキ數ニイル名ヲゾトヾムル、ト一首ノ歌ヲ書留メ、逆修ノ爲ト覺敷テ、各鬢髮ヲ切テ佛殿ニ投入、其日吉野ヲ打出テ、敵陣ヘトゾ向ケル、

〔日本書紀 十四雄略〕九年三月、紀小弓宿禰亦收兵、與大伴談連等會、兵復大振、與遺衆戰、是夕大伴談連、及紀崗前來目連皆力鬪而死、談連從人同姓津麻呂、後入軍中、尋覓其主、從軍覓出問曰、吾主大伴公何處在也、人告之曰、汝主等果爲敵手所殺、指示屍處、津麻呂聞之踏叱曰、主既已陷、何用獨全、因復赴敵同時殞命、〇下略

〔平治物語 二〕義朝野間下向事附忠宗心替事

去程ニ義朝ハ大炊ガ許ニ座シガ、角テモ可有ナラネバ、鞭テ立出給フ、大炊ハ是ニテ御年ヲ送リ、閑ニ御下、候ヘト申シケレ共、爰ハ海道ナレバ惡カリヌベシ、朝長ヲバ見續給ヘトテ、出ムトシ給フ處ニ、宿ノ者共聞付テ、二三百人押寄タリ、佐渡式部大輔是ヲ見テ、爰ヲバ重成討死シテ通シ進セ候ハントテ、或家ニ走入、馬引出シ打乘テ、狼藉也雜人ドモトテ、散々ニ蹴散テ予安ノ森ニ馳入、向フ敵十餘人射殺シ、左馬頭義朝自害スルゾ、我手ニ懸タリナド諭ズベカラズトテ、先面ノ皮ヲケヅリ、腹十文字ニ搔切テ、廿九ト申ニ、終ニ空シク成ニケリ、〇下略

〔保元物語 三〕義朝幼少弟悉被失事

此君達〇爲義朝子ニ各一人ヅヽ、乳母共付タリケリ、内記平太ハ天王殿ノ乳母、吉田次郎ハ龜若、佐野

筆者、無所考信、不能發揚其盛美大德耳、〇廿二略

〔太平記二十〕結城入道墮地獄事

結城上野入道〇宗廣ガ乘タル船、惡風ニ放サレテ、〇中略伊勢ノ安野津ヘゾ吹著ラレケル、〇中略俄ニ重病ヲ受テ、起居モ更ニ叶ハズ、定業極リヌト見エケレバ、善知識ノ聖枕ニ寄テ、〇中略今生ニハ何事ヲカ思召ヲカレ候、御心ニ懸ル事候ハヾ、仰置レ候ヘ、御子息ノ御方樣ヘモ傳ヘ申候ハント云ケレバ、此入道已ニ目ヲ塞ントシケルガ、〇中略今生ニ於テハ、一事モ思殘事候ハズ、只今度罷上テ、遂ニ朝敵ヲ亡シ得ズシテ、空ク黃泉ノタビニ、ヲモムキヌル事、多生廣刧マデノ妄念トナリヌト覺ヘ候、サレバ愚息ニテ候、大藏權少輔ニモ我後生ヲ弔ハント思ハヾ、供佛施僧ノ作善ヲモ致スベカラズ、更ニ稱名讀經ノ追賁ヲモ成スベカラズ、只朝敵ノ首ヲ取テ、我墓ノ前ニ懸雙テ見スベシト云置ケル由、傳テ給リ候ヘト、是ヲ最後ノ詞ニテ、刀ヲ拔テ逆手ニ持チ、齒嚙ヲシテゾ死ニケル、〇下略

〔太平記二十六〕正行參吉野事

京勢如雲霞、淀八幡ニ著ヌト聞ヘシカバ、楠帶刀正行舍弟正時、一族打連テ、十二月〇正平三年廿七日芳野ノ皇居ニ參ジ、四條中納言隆資ヲ以テ申ケルハ、〇中略正行正時已壯年ニ及候ヌ、此度我ト手ヲ碎キ、合戰仕候ハズバ、且ハ亡父ノ申シヽ遺言ニ違ヒ、且ハ武略ノ無云甲斐謗リニ可落覺候、有待ノ身、思フニ任セヌ習ニテ、病ニ犯サレ、早世仕事候ナバ、只君ノ御爲ニハ不忠ノ身ト成、父ノ爲ニハ不孝ノ子ト可成ニテ候間、今度師直師泰ニ懸合、身命ヲ盡シ合戰仕テ、彼等ガ頭ヲ正行ガ手ニ懸テ取候歟、正行正時ガ首ヲ彼等ニ被取候カ、其二ノ中ニ戰ノ雌雄ヲ可決ニテ候ヘバ、今生ニテ、今一度君ノ龍顏ヲ奉拜爲ニ、參內仕テ候ト申シモ敢ズ、淚ヲ鎧ノ袖ニカケテ、義心其氣色ニ顯レケレバ、傳奏未奏セザル先ニ、マヅ直衣ノ袖ヲゾヌラサレケル、主上〇後村上則南殿ノ御簾ヲ高ク

樓已ニ破レケレバ、湊河ノ北ニ當テ、在家ノ一村有ケル中へ走入テ、〇中略楠ガ一族十三人、手ノ者六十餘人、六間ノ客殿ニ、二行ニ雙居テ、念佛十返計同音ニ唱テ、一度ニ腹ヲゾ切タリケル、正成座上ニ居ツヽ、舍弟ノ正季ニ向テ、抑最期ノ一念ニ依テ、善惡ノ生ヲ引トイヘリ、九界ノ間ニ、何カ御邊ノ願ナルト問ケレバ、正季カラ〳〵ト打笑テ、七生マデ只同ジ人間ニ生レテ、朝敵ヲ滅サバヤトコソ存候ヘト申ケレバ、正成ヨニ嬉シゲナル氣色ニテ、罪業深キ惡念ナレ共、我モ加樣ニ思フ也、イザヽラバ同ク生ヲ替テ、此本懷ヲ達セント契テ、兄弟共ニ差違テ、同枕ニ臥ニケリ、〇下略

〔桃源遺事二〕一同〇元祿五年壬申八月、攝州湊川江、佐々介三郎良峯宗淳をつかはされ、楠正成の墓を御修復被成、碑をたて石を疊み、壇をなさせ給ふ、其高さ五尺、其徑一丈、碑面には西山公〇德川光圀御自筆にて、嗚呼忠臣楠子墓とあそばされ、碑陰には、舜水先生兼て撰置れ候讃を御彫せ、且又碑亭をも御作らせ候、元は墓印に梅の古木これ有候へしを、その梅をば碑を御建候節、醫王山廣嚴注勝寺の本堂のかたはらへ、御うつし被成候、

頭書　一本其側にて、田畑調給ひて、廣嚴寺の僧千巖に附し給ひて、永く香花の料に備給ふ、

〔舜水先生文集十七贊〕楠正成像贊三首

忠孝著乎天下、日月麗乎天、天地無日月、則晦蒙否塞、人心廢忠孝、則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞楠公諱正成者、忠勇節烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用兵、審強弱之勢於幾先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體士推誠、是以謀無不中、而戰無不克、誓心天地、金石不渝、不爲利回、不爲害怵、故能興復王室、還於舊都、諺云、前門拒狼、後門進虎、廟謨不臧、元兇接踵、構殺國儲、傾移鐘簴、功垂成而震主、策雖善而弗庸、自古未有元帥妬前、庸臣專斷、而大將能立功於外者、卒之以身許國、之死靡佗、觀其臨終訓子、從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能如是整而暇乎、父子兄弟、世篤忠貞、節孝萃於一門、盛矣哉、至今王公大人、以及里巷之士、交口而誦說之不衰、其必有大過人者、惜乎載

〔梅松論下〕結城太田大夫判官親光が振廻、誠に忠臣の儀をあらはしければ、みる人は申に不及、聞傳ける族までも、讃ぬ者こそなかりけれ、十日〇建武三年正月の夜、山門へ臨幸の時、追付奉て、馬より下り、冑をぬぎ、御輿の前に畏申けるは、今度官軍、鎌倉近く責下て、泰平を致すべき所に、さもあらずして、天下如此成行事は、併大友左近將監が、佐野にをいて、心替りせし故也、迚も一度は君の御爲に、命を奉るべし、御暇を給て、僞て、降參して、大友と打違て、死を以て忠を致すべしとて、思ひ切て、賀茂より打歸りければども、龍顔を拜し奉らん事も、今を限りと存ければ、不覺の涙、鎧の袖をぞぬらしける、君も遙に御覽じ送て、頼母敷も哀〻にも思召されければ、御衣の御袖をしぼり給ひける、さる程に東寺の南大門に、大友が手勢二百餘騎にて、打出たり、親光が一族、盆戸下野守家人一兩輩召具て、殘る勢をば九條邊にとゞめ置て、大友に付て、降參のよしを僞て云ければ、〇中略大友御對面の後、可進のよし云て、太刀をうけとらんとする所に、さはなくて、馳並て拔打に切、〇中略親光が忠節を盡しける最後の振舞、昔も今も難有ぞ覺し、〇下略

〔太平記十六〕正成兄弟討死事

楠判官正成、舍弟帶刀正季ニ向テ申ケルハ、敵前後ヲ遮テ、御方ハ陣ヲ隔タリ、今ハ遁ヌ處ト覺ルゾ、イザヤ先前ナル敵ヲ一散シ追捲テ、後ロナル敵ニ戰ハント申ケレバ、正季可然覺候ト同ジテ、七百餘騎ヲ前後ニ立テ、大勢ノ中ヘ懸入ケル、〇中略正成ト正季ト、七度合テ七度分ル、其心偏ニ左馬頭〇足利直義ニ近付、組テ討ント思ニアリ、遂ニ左馬頭ノ五十萬騎、楠ガ七百餘騎ニ懸靡ケラレテ、又須磨ノ上野ノ方ヘゾ引返シケル、〇中略直義ハ馬ヲ乘替テ、遙々落延給ケリ、左馬頭楠ニ追立ラレテ、引退ヲ將軍〇足利尊氏見給テ、惡手(アラテ)ヲ入替テ、直義討スナト被下知ケレバ、〇中略三時ガ間ニ、十六度迄闘ヒケルニ、其勢次第々々ニ滅ビテ、後ハ機ニ七十三騎ニゾ成ニケル、此勢ニテモ打破テ落バ、落ツベカリケルヲ、楠京ヲ出シヨリ、世ノ中ノ事、今ハ是迄ト思所存有ケレバ、一足モ引ズ戰テ、

之時、於多々良濱合戰、勵武節畢、延元年中、武重下向之後者、致度々合戰、蒙都鄙之善譽歟、厥后武士令相續彼武名、馳廻肥後筑後、致度々合戰、令護持遠近之官軍訖、興國以後者、武光奉成故大王入御、最初於八代城、自令對治一色入道道猷父子之後、申沙汰大小籌策、令服大友少貳等於御方、廿餘年之陣、鎭西一統之大功者也、武政者、令相承彼忠功、致度々合戰、運種々計略時分、令早世之間、武朝自十二歲之時、令參勤筑州大王御陣、守父祖行跡、從令荷擔鎭西御大事以來者、文中之比、了俊寄來肥後之時、數月勵防戰之武略、於水島陣成了俊追落之功、鎭西致兩年諍論訖、其刻武朝奉屬將軍宮、令在陣肥前國府、運諸方計策之處、今川仲秋、相率松浦以下之凶徒、打出博多之間、指遣肥後國守護代武國、致大綱合戰、追散仲秋畢、又大內義弘、豐前豐後兩國之凶徒、相共罷出之間、於蜷打陣致合戰、武光舍弟武義入道自國、並武安令討死畢、然而後了俊一類、大友、少貳、大內兄弟數千騎、寄肥後國之間、於詫摩原、天授四年九月、武朝十六歲之時、任運於天道、忘命於公義、雖爲無勢、馳入多勢陣、抽戰伐之勇力、一族以下殺卒數十人令討死、自身被疵、攻戰最中、將軍宮有出陣、而被馳向、了俊及御合戰之間、散在之官軍、少々依馳參御旗下凶徒令退散畢、弘和二年之比者、武朝守叡旨、奉仕將軍宮之間、一族以下扶持人等、受彼明黨語、楯籠分領守山之要害、擬襲武朝之條、弗廻時日、自馳向、各令追落畢、是則雖爲私計策、偏所存公平也、且度々勅使被見知者也、加之元弘以後者、以當家武略、致九州每度之合戰、至于今相支了俊多勢陣畢、就中自元弘三年至今稔弘和四年者、五十二年之星霜也、此間正平十三年以後廿七年者、顯興入道紹覺、愁武光以來之武功、令居住當家分國之上者、功勳之次第、皆宜存知者也、然則就忠之淺深、可有御成敗者、何被閣當家代々三百餘歲忠義、被賞近年奉公阿黨之所望乎、亦任理非可有御沙汰者、將軍宮御事、被受正平之勅裁、爲故大王御代官、年來被積勞功、御理運無相違上者、勅裁豈可亘餘儀乎、仍言上如件、

弘和四年七月　日　藤原武朝

ヘドモ、皆命ヲ塵芥ニ比シ、義ヲ金石ニ類シテ責戰ケレバ、防グ兵若干被打テ攻ノ城ヘ引籠ル、菊池勝ニ乘テ屏ヲ越、關ヲ切破テ透間モナク責入ケル間、英時コラヘカネテ、既ニ自害ヲセントシケル處ニ、小貳大友六千餘騎ニテ後攻ヲゾシタリケル、菊池入道是ヲ見テ、嫡子ノ肥後守武重ヲ喚テ云ケルハ、我今小貳大伴ニ被出抜テ、戰場ノ死ニ赴クトイヘ共、義ノ當ル所ヲ思フ故ニ、命ヲ墮ン事ヲ不悔、然レバ寂阿ニ於テハ、英時ガ城ヲ枕ニシテ可討死、汝ハ急ギ我館ヘ歸テ、城ヲ堅シ兵ヲ起シテ、我ガ生前ノ恨ヲ死後ニ報ゼヨト云含メ、若黨五十餘騎ヲ引分テ、武重ニ相副、肥後ノ國ヘゾ返シケル、○中略其後菊池入道ハ、二男肥後三郎ト相共ニ、百餘騎ヲ前後ニ立テ、後攻ノ勢ニハ目ヲ不懸シテ、探題ノ屋形ヘ責入、終ニ一足モ引ズ、敵ニ指違々々、一人モ不殘打死ス、○下略

〔菊池武朝申狀〕菊池右京權大夫武朝申代々家業之事

右今度勅使如被申、將軍宮者、當家之忠功者、不可過元弘忠士歟、因茲雖被閣群黨怨云云、謹按當家忠貞之案内、中關白道隆四代後胤、太祖大夫將監則隆、後三條院御宇延久年中、始而從下向菊池郡以降、至武朝十七代、不與凶徒、奉仕朝家者也、然壽永元暦之頃者、曩祖肥後守隆直、不與東夷之逆謀、奉守劍璽、受安德天皇之勅命、數年勵忠勇、嫡子隆長、三男秀直以下數輩致命畢、後鳥羽院御代、承久合戰之時、先祖能隆爲大番役、依進留叔父兩人、隨院宣進戰畢、就夫當家本領數箇所、爲平義時被沒倒畢、文永弘安兩度、蒙古襲來之時者、高祖武房勵勇敢於戰場、施佳名於異朝、既抽日本之爲日本之大功之由、顯天下之歌謠畢、後醍醐天皇御時、元弘三年者、曾祖父武時入道寂阿、忝奉勅詔、同三月十三日、打入凶徒將平英時之陣、父子一族以下、無所殘命討死畢、然者元弘一統之頃、義貞正成長年令出仕之日、如正成言上者、元弘忠烈者、勞功之輩雖惟多、何存身命者也、獨依勅諚墜一命者、武時入道也、忠厚尤爲第一歟云云、此條達叡聽之由、世以無其隱者也、建武二年、尊氏謀叛以來者、武重令參洛、直獻忠讜之間、宸翰以下、御感特絕比類者也、於鎭西者、在國之一族等、致妙惠誅伐之大功、尊氏下向

略舍弟脇屋次郎義助、暫思案シテ進出テ被申ケルハ、弓矢ノ道死ヲ輕ジテ、名ヲ重ズルヲ以テ義トセリ、○中略トテモ討死ヲセンズル命ヲ、謀叛人ト謂レテ、朝家ノ爲ニ捨タランハ、無ラン跡マデモ、勇ハ子孫ノ面ヲ令悦、名ハ路徑ノ尸ヲ可清ム、先立テ綸旨ヲ被下ヌルハ、何ノ用ニカ可當、各宜旨ヲ額ニ當テ運命ヲ天ニ任テ、只一騎也共國中へ打出テ、義兵ヲ擧タランニ、勢付ナバ頓テ鎌倉ヲ可責落、勢不付バ、只鎌倉ヲ枕ニシテ、討死スルヨリ外ノ事ヤアルベキト、義ヲ先トシ勇ヲ宗トシテ宜シカバ、當座ノ一族三十餘人、皆此義ニゾ同ジケル、サラバ頓テ事ノ漏レ聞ヘヌ前ニ打立トテ、同三年○元弘五月八日ノ卯剋ニ、生品明神ノ御前ニテ旗ヲ擧、綸旨ヲ披テ三度是ヲ拜シ、笠懸野へ打出ラル、

〔太平記十一〕筑紫合戰事

主上○後醍醐未ダ舟上ニ御座有シ時、小貳入道妙慧、大伴入道具簡、菊池入道寂阿○略三人同心シテ、御方ニ可參由ヲ申入ケル間、則綸旨ニ錦ノ御旗ヲ副テゾ被下ケル、其企彼等三人ガ心中ニ秘シテ、未ダ色ニ不出、サスガニ隱レ無リケレバ、此事頓テ探題英時○北條ガ方へ聞ヘケレバ、英時彼等ガ野心ノ實否ヲ能々伺ヒ見ン爲ニ、先菊池入道寂阿ヲ博多へゾ呼ケル、菊池○中略此方ヨリ違テ博多へ寄テ、覿面ニ勝負ヲ決セント思ケレバ、兼テノ約諾ニ任テ、小貳大伴ガ方へ觸遣シケル處ニ、大伴天下ノ落居未ダ如何ナルベシトモ見定メザリケレバ、分明ノ返事ニ不及、小貳ハ又其比京都ノ合戰ニ、六波羅毎度勝ニ乘由聞ヘケレバ、己ガ咎ヲ補ハシトヤ思ケン、日來ノ約ヲ變ジテ、菊池ガ使八幡彌四郎宗安ヲ討テ、其頸ヲ探題ノ方へゾ出シタリケル、菊池入道大ニ怒テ、日本一ノ不當人共ヲ憑テ、此一大事ヲ思立ケルコソ越度ナレ、ヨシ〳〵其人々ノ與セヌ軍ハ、セラレヌカトテ、元弘三年三月十三日ノ卯剋ニ、僅ニ百五十騎ニテ探題ノ館へゾ押寄ケル、○中略探題ハ兼テヨリ用意シタル事ナレバ、大勢ヲ城ノ木戸ヨリ外へ出シテ、戰ハシムルニ、菊池小勢ナリトイ

シケル其間ニ、宮ハ虎口ニ死ヲ御遁有テ、高野山ヘゾ落サセ給ケル、

〔太平記七〕先帝船上臨幸事

忠顯朝臣能々其子細ヲ尋聞テ、軈テ勅使ヲ立テ被仰ケルハ、主上（○後醍醐）隱岐判官ガ館ヲ御逃有テ、今此湊ニ御坐アリ、長年ガ武勇兼テ上聞ニ達セシ間、御憑アルベキ由ヲ被仰出也、憑マレ進セ候ベシヤ否、速ニ勅答可申トゾ被仰タリケル、名和又太郎ハ、折節一族共呼集テ、酒飲テ居タリケルガ、此由ヲ聞テ、案ジ煩タル氣色ニテ、兎モ角モ申得ザリケルヲ、舍弟小太郎左衞門尉長重、進出テ申ケルハ、古ヨリ今ニ至迄、人ノ望所ハ、名ト利トノ二也、我等忝モ十善ノ君ニ被憑進テ、尸ヲ軍門ニ曝ス共、名ヲ後代ニ殘ン事、生前ノ思出、死後ノ名擧タルベシ、唯一筋ニ思定サセ給フヨリ、外ノ儀有ベシトモ存候ハズト申ケレバ、又太郎ヲ始トシテ、當座ニ候ケル一族共廿餘人、皆此儀ニ同ジテケリ、（○中略）俄ノ事ニテ御輿ナンドモ無リケレバ、長重著タル鎧ノ上ニ荒薦ヲ卷テ、主上ヲ負進セ、鳥ノ飛ガ如クシテ船上ヘ入奉ル、長年近邊ノ在家ニ人ヲ廻シ、思立事有テ、船上ニ兵粮ヲ上ル事アリ、我倉ノ内ニアル所ノ米穀ヲ、一荷持テ運ビタラン者ニハ、錢ヲ五百ヅヽ取ラスベシト、觸タリケル間、十方ヨリ人夫五六千人出來シテ、我劣ラジト持送ル、一日ガ中ニ兵粮五千餘石運ビケリ、其後家中ノ財寶悉人民百姓ニ與テ、己ガ館ニ火ヲカケ、其勢百五十騎ニテ舟上ニ馳參リ、皇居ヲ警固仕ル、（○下略）

〔太平記十〕新田義貞謀叛事附天狗催越後勢事

新田太郎義貞去三月十一日、先朝（○後醍醐）ヨリ綸旨ヲ給タリシカバ、千劍破ヨリ虛病シテ本國ヘ歸リ、便宜ノ一族達ヲ潛ニ集テ、謀叛ノ計略ヲゾ被回ケル、（○中略）相模入道（○北條高時、中略、）大ニ忿テ宜ケルハ、（○中略）武藏上野兩國ノ勢ニ仰テ、新田太郎義貞舍弟脇屋次郎義助ヲ討テ、可進トゾ被下知ケル、義貞是ヲ聞テ、宗徒ノ一族達ヲ集テ、此事可有如何ト評定有ケルニ、異儀區々ニシテ不一定、（○中

ヒ候ツル處ニ、御所中ノ御酒宴ノ聲、冷ク聞ヘ候ツルニ付テ參テ候、敵既ニカサニ取上テ、御方ノ氣ノ疲レ候ヌレバ、此城〇吉野ニテ功ヲ立ン事、今ハ叶ハジト覺ヘ候、未敵ノ勢ヲ、餘所ヘ回シ候ハヌ前ニ、一方ヨリ打破テ、一先落チ可レ有二御覽一ト存候、〇中略恐アル事ニテ候ヘ共、メサレテ候錦ノ御鎧直垂ト、御物具トヲ下シ給テ、御諱ノ字ヲ犯シテ、敵ヲ欺キ、御命ニ代リ進セ候ハント申ケレバ、宮爭デカサル事アルベキ、死ナバ一所ニテコソ、兎モ角モナラメト仰ラレケルヲ、義光言バヲ荒ヲカニシテ、〇中略ハヤ其御物具ヲ脫セ給ヒ候ヘト申テ、御鎧ノ上帶ヲトキ奉レバ、宮ゲニモトヤ思食ケン、御物具鎧直垂マデ、脫替サセ給ヒテ、〇中略勝手ノ明神ノ御前ヲ、南ヘ向テ落サセ給ヘバ、義光ハ二ノ木戸ノ高櫓ニ上リ、遙ニ見送リ奉テ、宮ノ御後影ノ、幽ニ隔ラセ給ヌルヲ見テ、今ハカウト思ヒケレバ、櫓ノサマノ板ヲ切落シテ、身ヲアラハニシテ、大音聲ヲ揚テ名乘ケルハ、天照太神御子孫、神武天皇ヨリ九十五代ノ帝、後醍醐天皇第二皇子、一品兵部卿親王尊仁、逆臣ノ爲ニ亡サレ、恨ヲ泉下ニ報ゼン爲ニ、只今自害スル有樣見置テ、汝等ガ武運忽ニ盡テ、腹ヲキランズル時ノ手本ニセヨト云儘ニ、〇中略太刀ヲ口ニクワヘテ、ウツ伏ニ成テゾ臥タリケル、大手搦手ノ寄手、是ヲ見テ、スハヤ、大塔宮ノ御自害アルハ、我先ニ御首ヲ給ラントテ、四方ノ圍ヲ解テ、一所ニ集ル、其間ニ宮ハ引違ヘテ、天ノ河ヘゾ落サセ給ケル、南ヨリ廻リケル吉野ノ執行ガ勢五百餘騎、多年ノ案内者ナレバ、道ヲ要リ、カサニ廻リテ、打留メ奉ント取籠ル、村上彥四郎義光ガ子息、兵衛藏人義隆ハ、〇中略宮ノ御供ニゾ候ケル、落行道ノ軍、事既ニ急ニシテ、討死セズバ、宮落得サセ給ハジト覺ケレバ、義隆只一人踏留リテ、追テカヽル敵ノ馬ノ諸膝薙デハ切リ、スヘ平頸切テハ刎落サセ、九折ナル細道ニ、五百餘騎ノ敵ヲ相受テ、半時計ゾ支タル、義隆節石ノ如ク也トイヘ共、其身金鐵ナラザレバ、敵ノ取卷テ射ケル矢ニ、義隆既ニ十餘箇所ノ疵ヲ被テケリ、死ヌルマデモ猶敵ノ手ニカヽラジトヤ思ケン、小竹ノ一村有ケル中ヘ走入テ、腹搔切テ死ニケリ、村上父子ガ敵ヲ防ギ、討死

似タリ、縱一家此時亡ブ共、守テカ臣トシテ、君ノ非ヲバ、可レ擧奉、無レ力時剋到來、歟カヌ所ゾト被レ仰候間、御家門ノ滅亡、此時ニテ候ト語リケレバ、修行者感涙ヲ押テ、立歸ニケリ、誰ト云事ヲ不レ知、關東歸居ノ後、最前ニ此事ヲ有ノ儘ニ被レ申シカバ、仙洞大ニ有二御恥一、久我舊領悉ク早速ニ被二還付一ケリ、サテコソ此修行者ヲバ貞時ト被レ知ケル、○下略

〔太平記 四〕備後三郎高德事附呉越軍事

其比備前國ニ、兒島備後三郎高德ト云者アリ、主上○後醍醐笠置ニ御座有シ時、御方ニ參ジテ、揚二義兵一シガ、事未レ成先ニ笠置モ被レ落、楠モ自害シタリト聞シカバ、力ヲ失テ默止ケルガ、主上隱岐國ヘ被レ遷サセ給ト聞テ、無二貳一族共ヲ集テ評定シケルハ、○中略見レ義不レ爲無レ勇、イザヤ臨幸ノ路次ニ參會、君ヲ奪取奉テ、大軍ヲ起シ、縱尸ヲ戰場ニ曝共、名ヲ子孫ニ傳ント申シケレバ、心アル一族共皆此義ニ同ズ、○中略杉坂ヘ著タリケレバ、主上早院庄ヘ入セ給ヌト申シケル間、無レ力此ヨリ散々ニ成ケルガ、セメテモ此所存ヲ上聞ニ達セバヤト思ケル間、微服潛行シテ、時分ヲ伺ケレ共可レ然隙モ無リケレバ、君ノ御坐アル御宿ノ庭ニ、大キナル櫻木有ケルヲ押削テ、大文字ニ一句ノ詩ヲゾ書付タリケル、

天莫レ空二勾踐一　時非レ無二范蠡一

御警固武士共、朝ニ是ヲ見付テ、何事ヲ何ナル者カ書タルヤラントテ、讀カネテ則上聞ニ達シテケリ、主上ハ聽テ詩心ヲ御覺有テ、龍顏殊ニ御快笑セ給ドモ、武士共ハ敢テ其來歷ヲ不レ知、思咎ムル事モ無ケリ、

〔太平記 七〕吉野城軍事

村上彥四郞義光、鎧ニ立處ノ矢十六筋、枯野ニ殘ル冬草ノ、風ニ臥タル如クニ折懸テ、宮○大塔宮護良親王ノ御前ニ參テ申ケルハ、大手ノ一ノ木戸、云甲斐ナク責破ラレツル間、二ノ木戸ニ支テ、數剋相戰

之教、道鏡復嗔清麻呂、募以大臣之位、先是路眞人豐永、爲道鏡之師、語清麻呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子、共爲今日之伯夷耳、清麻呂深然其言、常懷致命之志、往詣神宮、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所敎、是國家之大事也、託宣難信、願示神異、神即忽然現形、其長三丈計、色如滿月、清麻呂消魂失度、不能仰見、於是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輒望神器、是以神靈震怒、不聽其祈、汝歸如吾言奏之、天之日嗣必續皇緖、汝勿懼道鏡之怨、吾必相濟、清麻呂歸來、奏如神敎、天皇不忍誅、爲因幡員外介、尋改姓名、爲別部穢麻呂、流大隅國、〇中略寶龜元年、聖帝〇光仁踐祚、有勅入京、賜姓和氣朝臣、復本姓名、〇下略

〔十訓抄 六〕花山院御時、中納言義懷は外戚、權左中將惟成は近臣にて、をろ〳〵天下の權をとれり、然るを帝ひそかに內裏を出、花山に幸なる由を聞て、兩人追て參上の所に、帝已に比丘たり、惟成もとゞりをきる、又義懷が語て云、外戚として重くおはしつるに、外人となりて、今更に世に交らんみぐるしかるべし、早く出家すべしと、義懷此由を存とて、同出家す、人の敎訓にてしたれば、いかゞと時の人思ひけるに、始終たうとくて、飯室に住てよまれける、

みし人もわすれのみ行山里に心ながくもきたる春かな

〔太平記 三十五〕北野通夜物語事附靑砥左衛門事

彼ノ最勝園寺貞時モ、追先蹤又修行シ給シニ、其比久我內大臣、〇通基仙洞ノ叡慮ニ違ヒ給テ、領家悉被沒收給シカバ、城南ノ茅宮ニ、閑寂ヲ耕テゾ、隱居シ給ヒケル、貞時斗藪ノ次デニ、彼故宮ノ有樣ヲ見給テ、何ナル人ノ棲遲ニテカアルラント、事問給處ニ、諸大夫ト覺シキ人立出テ、シカジカトゾ答ヘケル、貞時具ニ聞テ、御罪科差タル事ニテモ候ハズ、其上大家ノ一跡、此時斷亡セン事、無勿體候、ナド關東樣ヘハ御歎候ハヌヤラント、此修行者申ケレバ、諸大夫テ候ヘバコソ、此御所ノ御樣、昔ビレテ加樣ノ事申セバ、云事ヤ可有、我身ノ無咎由ニ、關東ヘ歎カバ、仙洞ノ御誤ヲ擧ルニ

麻呂公穗積嚙臣、審其反狀、麻呂大臣亦如前答、天皇乃將興軍圍大臣宅、大臣乃將二子法師與赤狛、(更名)自茅渟道逃向於倭國境、大臣長子興志、先是在倭、(謂山田之家)營造其寺、今忽聞父逃來之事、迎於今來大槻、近就前行入寺、顧謂大臣曰、興志請自直進逆拒來軍、大臣不許焉、是夜興志意欲燒宮、猶聚士卒、(宮謂小墾田宮)己巳大臣謂長子興志曰、汝愛身乎、興志對曰不愛也、大臣仍陳說於山田寺衆僧及長子興志與數十人曰、夫為人臣者、安構逆於君、何失孝於父、凡此伽藍者、元非自身故造、奉為天皇誓作、今我見譖身刺、而恐橫誅、聊望黃泉尚懷忠退、所以來寺、使易終時、言畢開佛殿之戶、作發誓曰、我生々世々、不怨君王、誓訖自經而死、妻子殉死者八、○中略是月遣使者、收山田大臣資財、資財之中於好書上題皇太子書、於重寶上題皇太子物、使者還申所收之狀、皇太子始知大臣心猶貞淨、追生悔恥、哀歎難休、即拜日向臣於筑紫太宰帥、世人相謂之曰、是隱流乎、

〔日本書紀三十持統〕四年十月乙丑、詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇○齊明七年、救百濟之役、汝為唐軍見虜、洎天命開別天皇○天智三年、土師連富杼、氷連老、筑紫君薩夜麻、弓削連元寶兒四人、思欲奏聞唐人所計、緣無衣糧、憂不能達、於是博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣無衣糧、俱不能去、願賣我身、以充衣食、富杼等任博麻計、得通天朝、汝獨淹滯他界、於今三十年矣、朕嘉厥尊朝愛國賣己顯忠、故賜務大肆、幷絁五匹、綿一十屯、布三十端、稻一千束、水田四町、其水田及至曾孫也、免三族課役、以顯其功、

〔日本後紀八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、後改姓藤原和氣眞人、清麻呂為人高直、匪躬之節、與姉廣虫、共事高野天皇○稱德、並蒙愛信、○中略僧道鏡得幸於天皇、出入警蹕、一擬乘輿、號曰法王、太宰主神習宜阿蘇麻呂、媚事道鏡、矯八幡神教言、令道鏡即帝位、天下太平、道鏡聞之、情喜自負、天皇召清麻呂於牀下、曰、夢有人來、稱八幡神使云、為奏事請尼法均、○清麿姉朕答曰、法均軟弱、難堪遠路、其代遣清麻呂、汝宜早參聽神

聽訟亦事君居官之事、然五刑之屬三千、至爲繁縟、而民之懷詐、獄訟之情難得、彼此構怨、苟非能體其情、則不得其平、故周禮六德、忠爲司寇之材焉、左傳小大之獄、雖不能察、必以情忠之屬也、可以見已、予以四教、文行忠信、忠爲政事之科、政事者代君之事、故以忠命之、

〔とはずがたり〕君につかふるものに、忠の心をとへば、おさまれる世にては、よく君にしたがひ、みだれたらん時は、君の馬にさきだちて、死をいたすのみといふ、これもまた忠なり、そも〳〵末をしりて本をわすれたり、中の心といふが、忠の文字なり、君と臣とは義をもてよりあひたれば、誠のたらぬをおそれて、親しき文字をくはへたり、これは君をいとおしきものに見奉らば、君のよきなどよろこばざらむ、君のあしきなどいさめざらん、すべて身を君にまかせ奉れば、危きを見て命をいたすも、また其つねなり、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、旣而皇師欲趣中洲、而山中嶮絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋渉、時夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄕導者、果有頭八咫烏、自空翔降、天皇曰、此烏之來自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖、日臣命、帥大來目督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣、因號其所至之處、曰菟田穿邑、（穿邑、此云于介知能務羅）于時、勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加有能導之功、是以改汝名、爲道臣、

〔日本書紀皇極二十四〕三年正月乙亥朔、以中臣鎌子連、拜神祇伯、○中略中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚闟社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱、○下略

〔日本書紀孝德二十五〕大化五年三月戊辰、蘇我臣日向（日向字身刺）譖倉山田大臣於皇太子、○天智曰、僕之異母兄麻呂、伺皇太子遊於海濱、而將害之、將反其不久、皇太子信之、天皇使大伴狛連三國麻呂公、穗積噛臣於蘇我倉山田麻呂大臣所、而問反之虛實、大臣答曰、被問之報、僕面當陳天皇之所、天皇更遣三國

古事類苑

人部十四

忠 不忠 例入

忠ハ、至誠ヲ以テ主君ニ仕フルヲ謂フ、大ニシテハ國家ノ爲ニ盡シ、小ニシテハ一家ノ爲ニ致スアリテ、大ニ徑庭アレド、皆忠トス、主ノ危急ニ際シ、命ヲ棄テヽ救フアリ、主ノ爲ニ哀訴シテ赦ヲ請フアリ、身ヲ勞シテ、主家ノ貧ヲ救濟スル等アリテ一ナラズ、古來我邦ニ於テハ、特ニ忠ヲ致スヲ以テ、臣民ノ念ト爲シヽカバ、其事例殆ド枚擧ニ遑アラズ、

不忠ハ、弑逆ヨリ大ナルハナシ、我朝家ニ在リテハ、其事蹟幾ド希ニシテ、過、至尊ヲ幽閉シ、或ハ之ヲ遠國ニ奉遷セシモノアリト雖モ、亦實ニ數フルニ足ラズ、而シテ戰國亂離ノ際、幕府ノ臣隸ニシテ、其主君ニ叛キ、或ハ其主家ヲ滅シヽモノ往々ニシテ之レ有リ、今僅ニ其一二ノ例ヲ採テ以テ、此篇ニ附載セリ、

名稱

〔類聚名義抄 六心〕忠 音中、タヽシ、マコト、ナヲシ、

〔段注說文解字 十下心〕忠、敬也、敬者肅也、未有盡心而不敬者、此與愼訓謹同義、盡心曰忠、各本無此四字、今依孝經疏補、孝經疏唐元行沖所爲、唐本有此、

从心中聲、陟弓切、九部、

〔伊呂波字類抄 知疊字〕忠節 忠勤 忠臣 忠信 忠誠 忠烈 忠正

〔辨名 上〕忠信三則

忠者爲人謀、或代人之事、能盡其中心、視若己事、懇到詳悉、莫不至也、或以事君言之、或專以聽訟言之、

〔古事記傳十六〕沈溺は淤煩禮と訓べし、さて此神は、如此て是時に溺坐しにや、然には非ずや決めがたし、

〔日本書紀神代二〕一云、〇中略弟〇彦火火出見尊時出潮満瓊、即兄〇火酢芹命手溺困、還出潮涸瓊、則休而平復、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、〇中略三毛入野命亦恨之曰、我母及姨並是海神、何爲起波瀾以灌溺乎、則踏浪秀而往乎常世郷矣、

〔今昔物語十九〕住河邊僧値洪水弃子助母語第廿七

今昔□□ノ比、高麗上リ、淀河ニ水増リテ、河邊ノ多ノ人ノ家流ケル時ニ、年五六歲許ニテ、色白ク形チ端正ニシテ、心ハヘ厳カリケル男子ヲ持チ、片時モ身ヲ不離レ愛スル法師アリ、而ル間其ノ水ニ此ノ法師ノ家押シ被流ニケリ、然レバ其ノ家ニ、年老タリケル母ノ有ケルヲモ不知ズ、此ノ愛スル子ヲモ知ズシテ、騒ギ迷ケルニ、子ハ前ニ流テ、母ハ一町許下テ、浮ビ沈ミシテ流下ケルニ、此ノ法師色白キ兒ノ流ケルヲ見テ、彼レハ我ガ子ナメリト思テ、騒ギ迷テ游ヲ搔テ流レ合テ見ルニ、我ガ子ニテ有レバ、喜ビ乍ラ片手ヲ以テ、子ヲ提テ、片手ヲ以テ游ヲ搔テ岸樣ニ來テ著ムト爲ル程ニ、亦母水ニ溺レテ流レ下ルヲ見テ、二人ヲ助可キ樣ハ无カリケレバ、法師ノ思ハク、命有ラバ子ヲバ亦モ儲ラム、母ニハ只今別レナバ、亦可値キ樣无シト思テ、子ヲ打弃テ母ノ流ルヽ方ニ搔キ著テ、母ヲ助ケテ岸ニ上セツ、〇下略

泳　溺

宮のだいばん所に參り侍ける、　中納言資綱略○歌

〔金葉和歌集雜九上〕しほゆあみに、にしのうみのかたへまかりたりけるに、略○中　平康貞女略○歌

〔吾妻鏡十八〕建永二年元○承元年正月十八日甲午、將軍家實○朝源二所御精進始、爲浴潮給御濱出也、

〔攝津名所圖會住吉郡一〕住吉大神社略○中

六月十四日潮湯　此日近世より諸人社頭に群參し、住吉浦の潮水に浴し、百病平愈を禱るに、靈驗新然し、土人曰、これを御祓の神輿洗といふ、又諺に云、此日熊野本宮の温泉こゝに涌出るとぞ、

〔新撰字鏡水〕泝、游、同、桑故反、去、逆流而上曰泝、游、圖也、行字加夫、又於○與○支、

〔類聚名義抄水五〕游音由　オヨク　泳音詠　オヨク

〔伊呂波字類抄於辭字〕泳オヨク潛行水中也　激　渚　淤　渚　涉　延　潤　汙　洞浮行也、古文作汙、　涵　溺　已上同、本作遊、

〔書言字考節用集八言辭〕游者溺ヲヨグモノハオボルヽ淮南子、善游者溺、善騎者墮、各以其所好反自爲禍、　泅アヨグ說文、浮行水上也、　游同、廣韻、浮也、　泳同、毛萇云、潛行爲泳、　氽同音游、支那俗字、代游、言人在水上也、

〔倭訓栞前編四十三〕およぐ　游をいふ、泳字もよめり、新撰字鏡には泝もよめり、押よぐる義にや、列子林注に、游は拍浮者也といへば、おふすと義かよふ成べし、俗におひがくともいへり、

〔類聚名義抄水五〕溺音惄　シヅム　オボル　イル　ヘ　ユフ　オホル　イ

〔伊呂波字類抄於辭字〕溺オボル　溺水溺名

〔書言字考節用集八言辭〕溺ヲボル水溺　氼同音沒、支那俗字、代沒、言沒入水也、

〔古事記上〕故其猨田毘古神坐阿邪訶時、此三字以音、地名、爲漁而於比良夫貝、自比至夫以音、其手見咋合而、沈溺海鹽、故其沈居底之時名、謂底度久御魂、度久二字以音、其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂、自都下四字以音、其阿和佐久時名、謂阿和佐久御魂、自阿至久以音、

寶暦明和のころ、武藏の國豐島郡代々木村といへる處に、行水政右衞門と云ふ者ありけり、農家にして身上大いに富めり、這政ゑもん壯年より暑寒とも、冷水にて行水する事をこのむ、夏の夕湯を以身をあらひ、汗を流し去事、世間みな同じ事なり、獨這政ゑもんは水をもつて、身を洗ふ事をす、夏にかきらす、冬極寒の時といへども、盤に汲せ行水しける、亦食事も熱きものを喰す、皆悉く冷物を食す、飯汁野菜のたぐひも、一端は焚せて、しばらく寒しおき、冷たる時にいたりて喰しける、其外何にまれ熱きものを喰たる事なし、寒中風雪などの日、他へ行て歸れば、忽ち井の水を汲せて、背より五六度あみ、夫より躬をぬぐひて、家に入て座し、少時ありて、ヤレ〳〵大いに温まりしと云けるとなり、予〇八嶋五岳が父這事を聞、わざ〳〵尋ねいたり、政ゑもんに出會して談話せしに、當時齡百六歲なれども、齒一枚もぬけず、髮も白髮わづかにまじり、いたりて色白く、元來躬達者にて、當日庭上に薪を破りて居りしとなり、奈何なれば、然やうに冷物のみ好玉ふぞと問に、政ゑもん答て云やう、都て人壽百歲とて、百までは生らるゝ物なるを、世間の人、みな色食の一つより命を縮て、はやく死るなり、今の世の人の如く、熱食のみする時は、忽ち氣の上る病おこりて、頭上熱く下冷わたりて、死骸にひとし、是則ち下より死支度する初なりとは知ずして、愈色食の二つに心をとられ、終にははやく冥府におもむく、いと歎しき事ならずや、我如く冷物のみ食する時は、下熱かに上冷て壽永し、亦熱き湯に入て沐浴するときは、總身血のめぐりあしくなるなり、我壯年より冷物のみ喰し、水にて沐浴するをもて、百餘年の今日まで、病といふ事を知ず、願くは世人我如くして長壽を保ち給へかし、然どもおのれが如く、眞の冷物は迚も喰しがたかるべし、唯熱食をやめて、温きものを食すべし、湯もぬるきを浴給へと、敎けるとなり、這政ゑもん夫より後も猶無病にて、久く存命せりとぞ聞し、

〔後拾遺和歌集雜九旅〕はりまのあかしといふ所に、しほゆあみにまかりて、月のあかゝりけるよ、中

治風痹沐浴、

〔平家物語　十〕せんじゆ

かの、すけ〈○宗茂〉は情ある者にて、いたうきびしうもあたり奉らず、〈○平重衡〉やう〳〵にいたはりまいらせ、あまつさへ、ゆどのしつらひなんどして、御ゆひかせ奉る、

〔玉葉〕文治二年正月一日庚辰、抑年来當日浴、而舊年浴之後、身無不淨之時、當日不必浴之由、見故殿〈○藤原忠通〉御記、仍今日不浴之、

〔石田先生事蹟〕禁裏へ拜見の事有りて、參り給ふには、必沐浴したまへり、〈○中略〉貴人へ見え給ふ時は、かならず沐浴したまへり、〈○中略〉伊勢參宮の人を迎ひに行給ふ時は、沐浴して出で給へり、神を拜する心にて迎へ給ふとなり、自參宮したまふ時は、旅宿にて毎夜沐浴したまへり、先生故鄕へ行き給ふには、かならず宅にて沐浴し出で給ふ、道の程七里ばかりの所なるが、故鄕の宅に著し給ふまでは、二便を便じ給はず、是は身を汚さじとなり、

○按ズルニ、沐浴ニ關スル事ハ、居處部浴室篇、及ビ器用部澡浴具篇ニ載セタレバ、宜シク參看スベシ、

〔運歩色葉集　辭〕行水。

〔書言字考節用集　九言辭〕行水（ギヤウズイ）

〔太平記　二〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

五月〈○元弘元年〉二十九日ノ暮程ニ、資朝卿〈○藤原〉ヲ籠ヨリ出シ奉テ、遙ニ御湯モ召レ候ハヌニ、御行水候ヘト申セバ、早斬ラルベキ時ニ成ケリト思給テ、〈○下略〉

〔百家琦行傳　五〕行水敵右衞門

女人好風聲之行、食仙草、以現身飛天緣第十三

大和國宇太郡漆部里有風流女、即彼部內漆部造麿之妾也、〇中略極窮无食无便无衣綴藤、日々沐浴潔身著綴、

〔土佐日記〕十三日〇承平五年正月のあかつきにいさゝかに雨ふる、しばしありてやみぬ、男をんなこれかれゆあみなどせんとて、あたりのよろしき所にをりてゆく、〇下略

〔保元物語三〕爲朝生捕被處流罪事

八郎〇源爲朝、中略、古キ湯屋ヲ借リテ、常ニヲリユヲゾシケル、

〔權記〕寬弘六年五月一日別記也乙卯、今日朝沐浴、或人云、五月不沐髮、又月一日忌浴云、仍見曆林五月一日沐髮良、此日沐、令人明目長命富貴、又云五月一日日出沐浴、除過三百、令人无病、五月一日沐浴、延年除禍、一云朔日沐浴、不出三月、有大喜、依有此等文沐浴也、

〔帝王編年記十七三條〕長和二年七月六日、妍子女御道長公第二女有御產事、降誕皇女、陽明門院可有御浴殿事、而七日不宜、陰陽師吉平務申、八日左大臣道長被仰云、世俗此日不浴如何、吉平申云、此事無所見、七月八日沐浴之由見于尙書曆、仍有御浴殿事、

〔殿曆〕天永三年四月八日、世俗云、今日不沐浴、但主上今日必有御沐浴、然世俗忌不得心可尋、元永元年十月二日、早旦沐浴頭アラフ、召陰陽師光平泰長家榮、令勘日時、

〔台記〕保延二年十一月七日辛未、今日予〇藤原賴長春日詣也、予剋許沐浴、著衣冠、

〔平治物語二〕義朝野間下向事附忠致心替事

長田莊司子息先生景宗ヲ近付テ、〇中略御湯ヒカセ給ヘトテ、湯殿ヘスカシ入奉テ、〇源義朝、中略、指殺シ可進、〇中略ト計ヘバ、〇下略

〔玉海〕安元三年三月一日辛丑、依每月幣沐浴、神事如恒、付幣於社司、依恒例事也、 八月六日癸酉、爲

與、午、戌、下食日等也、

〔拾芥抄 上本 諸頌〕下食日沐浴頌

妙善王　金著王　追杖鬼　桑尾王　波羅鬼 中略

浴間鐘撞時歌

コヨヒ鐘撞ザルサキニユアミヨトミヽツマナクニイヒテシモノヲ

〔日本書紀 五 崇神〕六十年七月、兄謂弟曰、淵水清冷、願欲共游沐、弟從兄言、各解佩刀置淵邊、沐於水中、

〔古事記 中 景行〕倭建命、中略 即入坐出雲國、欲殺其出雲建而、到即結友、故竊以赤檮、作詐刀、爲御佩、共沐肥河、下略

〔日本書紀 十二 反正〕瑞齒別天皇、中略 天皇初生于淡路宮、生而齒如一骨、容姿美麗、於是有井曰瑞井、則汲之洗太子、時多遲花落有于井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、

〔新撰姓氏錄 右京神別〕丹比宿禰

火明命三世孫天忍男命之後也、中略 色鳴、大鷦鷯天皇 仁徳 御世、皇子瑞齒別尊 反正 誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉灌御湯、于時虎杖花飛入御湯釜中、色鳴宿禰、稱天神壽詞、奉號曰多治比瑞齒別尊、乃定多治比部於諸國、爲皇子湯沐邑、即以色鳴爲宰、

〔日本書紀 十四 雄略〕三年 安康 八月、穴穗天皇 安康 意將沐浴、幸于山宮、遂登樓兮遊目、

〔續日本紀 十二 聖武〕天平九年八月癸卯、命四畿內二監及七道諸國僧尼、淸淨沐浴、一月之內二三度、令讀最勝王經、

〔日本靈異記 上〕誹者歸敬方廣經典得現報開兩耳緣第八

先潔其身、香水澡浴、依方廣經、中略

澡浴 加波阿彌氏

如(○如滋加)滑(○中略)又就而飲浴之者、或白髮反黑、或頽髮更生、(○下略)

〔寛平御遺誡〕朕(○字多)聞、未旦求衣之勤、毎日整服、盥嗽拜神、

〔台記〕康治二年十二月八日庚寅、午剋始見周易、至九五爻而止之、依爲吉爻也、今日依入學吉始見也、置卷第一於書案、再拜後見之、盥嗽、著烏帽直衣見之、後々又可如此、此書殊可被敬之故、在後々尤可拜也、女犯、魚食不可憚、只盥嗽可見也、

〔源平盛衰記(四十三)〕源平侍遠矢附成良返忠事

判官(○源義經)ハ軍負色ニ見エケレバ、鹽瀨ノ水ニ口ヲ嗽、目ヲ塞テ合掌、八幡大菩薩ヲ祈念シ奉、(○下略)

〔早雲寺殿廿一箇條〕一手水をつかはぬさきに、厠より厩庭門外迄見めぐり、先掃除すべき所を、にあひの者にいひ付、手水をはやくつかふべし、水はありものなればとて、多くうがひし捨べからず、家のうちなればとて、たかく聲はらひする事、人にはゞからぬ體にて聞にくし、ひそかにつかふべし、天に跼地に蹐すといふ事あり、

〔石田先生事蹟〕平生朝は未明に起きたまひて手洗し、(○中略)それより食にむかひて一々頂戴し、食し終りて口すゝぎ、(○中略)暮がたにも、又さうぢし、手水し、(○中略)衣服ごしにも、足に手をふれ給ふ事あれば、即ち立て手水したまへり、

〔類聚名義抄(五)〕沐浴(木欲二音、上カ〇ヽラ〇アラ〇フ〇、下アム〇カハアム)浴(カハアム) 〔同(人由)〕浴(ユ〇アム〇洒身也、澡也、洗浴) 〔同(毛豐字)〕沐浴

〔伊呂波字類抄(加人事)〕沐(カシラアラフ濯髮也)

〔倭訓栞(前編由三十五)〕ゆあみ 沐浴をいふ、湯洗の義也、日本紀に洗をあみとよめり、

〔書言字考節用集(九言辭)〕浴(ユアフル)沐浴(ヨクヨク沐濯髮也、浴洗身也、經音義、水洒身、在首曰沐、在身曰浴、)

〔九條殿遺誡〕擇日沐浴、(五箇日一度)沐浴吉凶、(黄帝傳曰、凡毎月一日沐浴短命、八日沐浴命長、十一日目明、十八日逢盜賊、午日失愛敬、亥日見恥、惡日不可浴、其惡日、寅、

歎

〔日本書紀推古二十一〕二十一年十二月庚午朔、皇太子遊行於片岡、時飢者臥道垂、〇中略則歌之曰、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾伊比爾惠氏、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮、〇下略

〔萬葉集挽歌三〕十六年甲申春二月、安積皇子薨之時、內舍人大伴宿禰家持作歌六首、〇中略和豆香山、御輿立之而、久堅乃、天所知奴禮、展轉泥土打雖泣、將爲須便毛奈思、

〔空穗物語藏開下〕わがさいはいなく、はちみるべきすぐせの有ければ、心ちのとし月こそあれ、かかる年月をみる事と、ふしまろびなき給、

〔源氏物語蜻蛉五十二〕わかきもの共のことおほせられたるに、たのもしきことになんなどよろこぶをみるにも、ましておはせましかばとおもふに、ふしまろびてなかる、

〔榮花物語浦々の別五〕中納言殿〇藤原隆家は京いでたまひて、たむばざかひにて御馬にのらせ給ぬ、御車はかへしつかはすとて、とし比つかはせ給けるうしかひわらはに、此うしはわがかたみにみよとてたべは、わらはふしまろびてなくさま、まことにいみじ、

〔新撰字鏡口〕唉子業市狹二反、赤波不支、又口須々久、

〔類聚名義抄九〕盟音アラフ〇アラフ〇貫二音〇洗手面也、タチス、タチス、タ

〔同五水〕歡、渶、所雷反、失豆反、又速音、又速集反、タチス、タチス、タ〇〇〇

〔伊呂波字類抄久人事〕歡タチス、タ　歡歡已上同、石是也

〔同天人事〕盟テアラフ、澡手也　澡澡濯木是也　盥

毛巳上同

〔下學集下言辭〕鵜飼、歎也

〔運步色葉集宇〕歎口

〔日本書紀二十敏達〕十年閏二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、〇中略於是綾糟等懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、歡水而盟曰、〇下略

〔續日本紀七元正〕養老元年十一月癸丑、天皇臨軒詔曰、〇中略覽當耆郡〇美濃多度山美泉、自盥手面、皮膚

ふなり、
〔和字正濫抄二〕展轉　こいまろび　万葉、又反の字をも、こいとよめり、こやるといふも此言なり、
〔倭訓栞前編九〕こい〇中略　万葉集に反をよめり、反轉の義なり、こやるといふも同じ、
こいふし　万葉集に見ゆ、展臥の義也、
こいまろび　万葉集に展轉を訓じ、日本紀に反側をよめり、今いふこけまろぶ也、
こやる　こいと同じ、展轉の古語也、日本紀の歌に、こやせると見えたるを、万葉集に臥有と書、太子傳に、臥一字を用ゐたり、古事記に、つく弓のこやるといふも弓をふするをいふとぞ、
〔古事記上〕於是大穴牟遲神教告其菟、今急往此水門、以水洗汝身、卽取其水門之蒲黃、敷散而、輾轉其上者、汝身如本膚必差、
〔古事記傳十〕輾轉者は許伊麻呂毘氐婆婆は濁音なり、氐婆は多麻婆の意なり、と訓べし、万葉三五十八丁に展轉と見ゆ、十の五十四丁、十三の廿九丁にもあり、許伊は臥伏を云て、又万葉に卽反側、臥有なども多く見ゆ假字は許伊なり、
此も万葉にあり、
〔古事記下巻九〕故追到之時、待懷而歌曰、〇木梨之輕王、中略、都久由美能、許夜流許夜理母、阿豆佐由美、多氐理多氐理母、能知母登理美流、意母比豆麻阿波禮、
〔古事記傳三十九〕許夜流許夜理母は、伏る伏りもなり、伏を許夜流と云は古言なり、書紀推古卷、太子の御歌に、許夜勢屢諸能多比等阿波禮、万葉五五丁に、宇知那比枳、許夜斯努禮、九三十五丁に、妹之臥勢流、十三三十三丁に、偃爲公者此外集中に、臥有と書る皆許夜世流と訓べし、フシタルと訓るはわろし、などあり、古今集なる歌、よこほりふせる佐夜の中山、と云を、奥義抄に、よこほりくやる、とある本あるよし見えたり、久夜流、許夜流同じ、又万葉五二十八丁に、宇知許伊布志提、十二二十二丁に、反側、十七二十三丁に、等許爾許伊布之、此外展轉、反側などある許伊も、許夜理と一言の活用なり、

顚倒

〔倭訓栞前編十四〕たふる　倒をよめり、仆も偃も同じ、靈異記に、顚沛を訓す、又踣をよめり、倭名抄に狂をよめるも、心の顚倒する義也、たふすは彼よりいふ詞なり、倒る、所に土つかむといふ諺は、今昔物語にみえたり、今俗こけた所で火打石ともいへり、

〔日本書紀十四雄略〕十二年十月壬午、天皇命木工鬪鷄御田、〈一本云、猪名部御田、蓋誤也、〉始起樓閣、於是御田登樓疾走四方、有若飛行、時有伊勢采女、仰觀樓上、恠彼疾行、顚仆於庭、覆所擎饌、

〔今昔物語二十八〕信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八

今昔、信濃ノ守藤原ノ陳忠ト云フ人有ケリ、〈中略〉守倒事ナ不云ソ、汝等ヨ寶ノ山ニ入テ手ヲ空クシテ返タラム心地ゾスル、受領ハ倒ル所ニ土ヲ爴メトコソ云ヘト云ヘバ、〈下略〉

〔類聚名義抄五足〕躓〈又帶、七賜反、靈、シヌ、フシ、マロフ、〉跲〈音劫、躓也、俗又疐、フシマロフ、〉

〔伊呂波字類抄末辭字〕跓〈マロフ、コロフ、〉辷　蹎　轉　樸　蹷〈已上同〉

〔書言字考節用集九言辭〕宛轉〈マロブ〉　跎〈同〉　辷〈同、本朝俗字、日本紀未詳、〉　轉樸〈フシマロブ、毛詩註、臥不安席之意、〉　婉轉〈同〉　蹉跎〈同、韻會、失足貌、出文選、〉　蹶〈コロブ〉　轉〈同〉　辷〈同〉

〔倭訓栞前編九古〕ころび　神代紀に、蹟謨をよめり、万葉集に、自臥をころぶすとよめる意、ぶす反び、展臥の謂也、〈中略〉

ころぶ　展轉をいふ、ころばすは令轉の義、はす反ぶ也、辷は倭字也、應仁記に見えたり、

〔類聚名物考言語七〕ころぶ　自伏

今俗には轉頭をころぶといふには異なり、されどもその意は相同じ、ころぶとは自伏なり、ころはおのづからといへる古語にて、おのづからふすなり、萬葉〈卷二〉讃岐狹岑島視石中死人、人麿の長歌の中に、浪音乃茂濱邊乎、敷妙乃枕爾爲而、荒床、自伏君之、家知者云々とあり、これその證なり、同卷これより上に、木瓶殯宮の長歌人麿にも、玉藻之如久、許呂臥者とあるも、うちふすさまをい

ミノ板ヲ三四枚バカリシキワタシタリケルニ、朱雀院ノカタヨリ、シラヒゲナル翁ノ、モトドリハナチタル、スソヲトリテ、コノ板ヲワタラントシケルヲ、コノ重通ガオサナクテ、イタノ端ヲフミテウゴカシタリケレバ、此翁ヒ。レ。フ。シ。ニケリ、略○中後ニキケバ、冷泉院ノオハシマシケル也、イトアヤシキコト也、

蹴

〔新撰字鏡足二〕蹶蹶 居月反、蹶同、入、蹶之也、僵也、臥也、走也、動也、起也、猪之貌、豆○万○豆○支○天○太○不○留○、跏跚也、豆○万○豆○久○、 躇跱 留足也、猶豫之貌、太知豆万豆久、 踉蹡 乎止留、又立豆万豆久、 〔同進字〕蹴然 敬也、蹴踏也、太○知○豆○万○豆○久○、 踦躧 不安之貌

〔類聚名義抄足五〕躢 アトツマツク 躑 音擲 ツマツク 又丁狄反 跗趺 音夫 ツマツク 趹 徒結反 ツマツク 跲 正巨却反 ツマツク 踕 音捷 ツマツク 蹋 他狄反 ツマツク 一 踢 俗通字 ツマツク 阿萬反 踏躋 音徒 メチツマツク 踦躧 メチツマツク 躓 音致 ツマツク 跛躓 俗 詰 巨吉反 ツマツク 蹴然 メチツマツク 逕路 ツマツク

〔書言字考節用集八言辞〕蹉跎ツマヅク 跫毛 同 躓同 跘同 趺同 跲同 蹶同 〔同九言辞〕蹉跎ツマヅク 跲同

〔今昔物語二十三〕陸奥前司橘則光切殺人語第十五

今昔、陸奥前司橘則光ト云人有ケリ、略○中俄ニ恐リ突居タレバ、走リ早マリタル者、我レニ蹴躓テ倒タルニ違テ立上テ、起シ不立頭ヲ打破テケリ、

〔沙石集六下〕母之為忠孝有人事

鎌倉ノ故相州禅門ノ中ニ、祗候ノ女房有ケリ、腹アシク、タテ〳〵シカリケルガ、或時成長ノ子息ノ同ジクツカフマツリケルヲ、イサヽカノ事ニヨリテ、腹ヲ立テ打タントシケルホドニ、物ニケツマヅキテ、イタクタフレテ、イヨ〳〵ハラヲスヘカネテ、略○下

倒

〔類聚名義抄人一〕仆 音赴 又赴 タ。フ。ル。 フス

〔書言字考節用集八言辞〕踣タフル 倒同 顛同、僵同、仆同、蹶同、 殪仆タフレフス 文選

〔釈名三釈姿容〕仆踣也、頓踣而前也、

〔釋名三 釋姿容〕伏、覆也、偃、安也、偃、正直畺然也、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふす　伏臥をよめり、神代紀に、俯順、俯視など見えたり、俯の音を用ゐたるにや、万葉に臥をよめり、義同じ、

〔日本靈異記上〕凶女不孝養所生母以現得惡死報縁第廿四

故京有一凶婦、姓名未詳也、〇中略時其母有稚子、携之還家俛視、道頭有遺裹飯、拾之慰饑、猶勞寢室、〇中略

俛伏也

〔今昔物語三十一〕打臥御子巫語第廿六

今昔、打臥ノ御子ト云フ巫世ニ有ケリ、〇中略何ナレバ此ク打臥ノ御子トハ云フゾト思ヘバ、打。臥。ノミ物ヲ云ケレバ、打臥ノ御子トハ云ケル也ケリ、

〔枕草子九〕とみにもたち給はねば、袖をしあてゝ、う。つ。ぶ。し。ゐたるも、からぎぬにしろいものうつりて、まだらにならんかし、

〔めのとのさうし〕人のかほもち大事に候、けゝしく人はぢたるさまに、う。つ。ぶ。き。たるもわろし、またさしあふのきて、かほふりあげたるもわろし、

〔倭訓栞中編二十波〕は。ひ。ぶ。し。　物語に見えたり、道臥の義也、

〔枕草子五〕此下わらひはてゝ、づからつみつるなどいへば、いかで女官などのやうにつきなみてはあらんなどいへば、とりおろして、れいのはひぶしにならはせ給へるおまへたちなれば、とて、とりおろしまかなひさはぐほどに、〇下略

〔續古事談一王道后宮〕河内前司重通ト云者、童ニテ西宮ニアリケルニ、ミチアシカリケル所ニ、アユ

〔日本書紀三神武〕戊午年、是時大伴氏之遠祖日臣命帥₂大來目督將元戎₁、蹈₂山啓₁行、乃尋₂烏所₁向、仰視而追之、遂達₂于菟田下縣₁、

〔今昔物語二十八〕忠輔中納言付₂異名₁語第廿二

今昔、中納言藤原ノ忠輔ト云フ人有ケリ、此ノ人常ニ仰デ空ヲ見ル樣ニテノミ有ケレバ、世ノ人此レヲ仰ギ中納言トゾ付タリケル、

〔源氏物語十三明石〕いとゞぼけられて、ひるは日ひとひいをのみねくらし、夜はすぐすかにおきゐて、ずゞの行へもしらずなりにけりとて、手をゝしすりて、あふぎゐたり、

〔長門本平家物語十六〕畠山少しもたゆます渡りて行く、〇宇治河、中略、ふりあふのいてうしろをみれば、

〔倭訓栞前編二十三〕のけざま　竹取物語に見ゆ、仰樣の義成べし、のけにたふるゝなどいへり、

〔類聚名物考言辭十七〕のけざま　仰樣

あふのけざまともいふは、俗にのけにそるといふに同じ、

〔竹取物語〕中納言〇中略籠に入て釣られ登りて、うかゞひ給へるに、〇中略我物にぎりたり、今はおろしてよ、おきな、しえたりとの給ひて、あつまりて、とくおろさんとて綱を引すぐしてつなたゆるときに、やしまのかなへのうへに、のけざまにおち給へり、

〔大鏡六内大臣道隆〕御賀茂詣日は、社頭にて三度の御かはらけ、空にてまいらするわざなるを、その〇藤原道隆御時には禰宜神主も心えて、大かはらけをぞまいらせしに、三度はさらなる事にて、七八度などめして、上社にまいり給ふ道にては、やがてのけざまにしりのかたを御まくらにて、不覺におほとのごもりぬ、

〔類聚名義抄人一〕俛音免〇ウツブス〇フス〇フス〇　俯俛フシアフク フスフシトコロ 上音府　伏音服ウツフス フス

〔書言字考節用集九言辭〕伏フス　俯同　俛同

ケルヲ、舟田入道ト大將ト二人手ニ手ヲ取組テ、ユラリト飛渡リ給フ、

〔太平記 二十六〕四條繩手合戰事附上山討死事

居野七郎是ヲ見テ、敵ニ氣ヲ付ジト、秋山ガ臥タル上ヲ、ツト飛越テ、變ヲアツバセト、射向ノ袖ヲ敲テ、小跳シテ進タリ、

〔陰德太平記 五〕相合就勝謀反附生害之事

上總介就勝ハ、九郎義經ニモ不劣輕業兵法ノ達者ニテ、鎗ヲ提、變ヲ最後ト振舞レタリ、〇中略就勝逃北テ深入シ給所ニ、敵取テ返シケレバ、門前ノ土橋ヘハ引事ヲ不得、面三間ノ隍ヲ、閃リト飛テ渡リ給フヲ、寄手ノ者共是ヲ見テ、アラ恐シノ行迹ヤ、葛城高天ノ峯ニ住ナル、大天狗ノ變化ニヤト、不巻舌ヲ巻、心ヲ寒シテ立タリケリ、

〔甲子夜話 十〕予〇松浦靜山ガ下邸ノ邊、辨天小路ト云ニ、某ト云ル御家人アリ、此人三尺バカリノ棒ヲ持テバ二丈許ノ處モ、少シ足ガヽリ有レバ躍上ル又高處ヨリ跳下ルモ、三丈計ハ自在ナリ、又七尺バカリノ高キ所ハ足ヲ擧テ踰ルコト、自由ニスルトナリ、奇ナル事ナリ、

仰

〔類聚名義抄 一人〕俯仰フシアフタ下美掌反ア〇フ〇タ〇和カタ

〔伊呂波字類抄 安辭字〕仰アフタ擧也、偃也、

〔倭訓栞 前編 二〕あふぐ　仰をよめり、あ。ふ。の。く。ともいふ、天に向くの義也、神代紀に擧目をよめるは義訓也、

〔日本書紀 二神代〕時彥火火出見尊就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人、排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、因擧目視之、乃驚而還入、〇下略

〔日本書紀 二神代〕一云、豐玉姬之侍者、以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中、則倒映人笑之顏、因以仰觀、有一麗神、倚於杜樹、故還入白其王、

入にけり、法師たゞ人にあらずと思ひて、いかにすべしともなく、おそろしく覺へければ、はふはふくづれおちてにげにけり、くはしく尋聞ば八幡太郎義家也けり、いよ〳〵おくする事限なかりけり、

〔今昔物語二十八〕近衞御門倒人蝦蟆語第卅一

今昔□天皇ノ御代ニ、近衞ノ御門ニ人倒ス蝦蟆有ケリ、〇中略而ル間一人ノ大學ノ衆有ケリ、〇中略平ミ居ル蝦蟆ヲ蹯リ越ル程ニ、〇下略

〔平治物語三〕牛若奥州下事

牛若ハ、〇中略晝ハ終日學文ヲ事トシ、夜ハ終夜武藝ヲ被稽古タリ、僧正ガ谷ニテ、天狗トヨナ〳〵兵法ヲ習ト云々、去バ早足飛越、人間ノ業トハ不覺、

〔平家物語五〕文覺ながされの事

剰文覺に、是程まで、からきめを見せ給ひつれば、〇中略黄泉のたびに出なん後は、ごづめづのせめをば、まぬかれ給はじ物をとをどりあがり〳〵ぞ申ける、

〔平家物語十一〕のと殿さいごの事

新中納言とももりの卿、〇中略判官〇源義經を見しり給はねば、物のぐのよき武者をば、判官かとめをかけて飛でかゝる、〇中略判官の舟にのりあたり、あはやとめをかけて飛でかゝる、判官かなはじとや思はれけん、長刀をば弓手のわきにかひはさみみかたの舟の二丈ばかりのきたりけるに、ゆらりととび乘給ひぬ、のと殿はやわざやおとられたりけん、つゞいてもとび給はず、

〔太平記十四〕官軍引退箱根事

舟田入道ト大將義貞朝臣ト二人、橋ヲ渡リ給ヒケルニ、如何ナル野心ノ者ガシタリケン、浮橋ヲ一間ハリヅナヲ切テゾ捨タリケル、〇中略此馬ノ落入ケル時、橋二間計落テ、渡ルベキ様モナカリ

羅止利陟加利〇陟原在羅字上、據一本改超天我耶護田耶授佐食志岐耶、雄々伊志岐耶、

〔三代實錄光孝五十〕仁和三年八月七日戊申、散位從四位上文室朝臣卷雄卒、〇中略卷雄身體輕捷、甚有意氣、膂戲驍躍、脚踏翹車牛類、超越立於車後、及爲少將、白晝有狐、走東宮屋上、卷雄奔登、拔劍斬之、凡其驍勇過人、皆此之類也、

〔陸奧話記〕即日〇康平五年九月六日欲攻衣川關、〇中略武貞〇淸原攻關道、賴貞〇淸原攻上津衣川道、武則〇淸原攻關下道、自未時迄戌時、攻戰之間、官軍死者九人、被疵者八十餘人也、武則下馬、廻見岸邊、召兵士久淸命曰、兩岸有曲木、枝條覆河面、汝輕捷好飛超、傳渡彼岸、偸入賊營、方燒其壘、賊見其營火起、合軍驚走、吾必破關矣、久淸云、死生隨命、則如猿猴之跳梁、著彼岸之曲木、牽縄纏葛、率卅餘人兵士、同得越渡、卽偸到藤原業近柵、俄放火燒、

〔古今著聞集武勇九〕同〇西家朝臣若さかりに、ある法師の妻を密會しけり、件の女の家、二條猪隈へん也けり、築地に棧敷をつくりかけて、棧敷のまへに堀ほりて、其はたに蕀などをそうへたりけり、すこぶる武勇立る法師なりければ、用心などしける所也、法師のたがひたる隙をうかゞひて、夜ふけてかの堀のはたへ車をよせければ、女棧敷のしとみをあげて、すだれを持あげゝる、其時とび入けんはやわざの程、凡夫の所爲にあらず、此事たびかさなりにければ、法師聞つけて、妻をさいなみせためて問ければ、ありのまゝにいひてけり、さらばれいのやうに我なきよしをいひて、件の男を入よ〇よ原作ま、據一本改といひければ、のがれがたなくて、いふまゝにことうけしぬ、棧敷をあげて、れいのやうに入たらん所を、きらんと思て、此法師其道に圍碁盤のあつきを、楯のやうに立て、それにけつまづかせんとかまへて、太刀をぬきてまつ所に、案のごとく車をよせければ、女れいの定にしけるに、とびのをの方よりとび入ざまに、鳥のとぶがごとく也、ちいさき太刀をひきそばめて持たりけるをぬきて、とびざまに碁盤の角を五六寸計をかけて、とゞこほりなくきつて

超輕捷

〔承久記上〕院宣ノ御使ニハ、推松トテ、キハメテ足早キ者アリケル、是エラバレテゾ被下ケル、平九郎判官私ノ使ヲ相添テ、承久三年五月十五日ノ、酉剋ニ都ヲ出テ、劣ラジ負ケジト下ケル程ニ、同十九日ノ午剋ニ、鎌倉近ウ、片瀬ト云所ニ走付タリ、平九郎ノ判官ノ使ハ、案内者ニテ、先ニ鎌倉ヘ走入テ、駿河守ニ文ヲ付タレバ、披見シテ、返事申スベケレ共、道ノ程モ、ハヾカラ敷間、態ト申サヌナリトテ追出シヌ、

〔易林本節用集古言辭〕超コユル

〔類聚名義抄一走〕超〔耻驕反、テドル、○コユ、○コユ、和テウ〕

〔釋名三釋姿容〕超卓也、舉脚有所卑越也、

〔書言字考節用集八言辭〕𨁥ハヤハザ〔桃約會、勁疾、出二漢書一、〕○○勁捷〔同、西京雜記、江都王勁捷、能超二七尺屏風一、淮南子注、勁利急疾也、〕早態〔同〕

〔古事記中垂仁〕於是天皇詔、雖怨其兄、猶不得忍愛其后、故即有得后之心、是以選聚軍中力士輕捷而宣者、取其御子之時、乃掠取其母王、或髮或手、當隨取獲而掬以控出、

〔日本書紀十二履中〕六年二月癸丑朔、喚鯽魚磯別王之女大姫郎姫、高鶴郎姫、納於后宮並爲嬪、於是二嬪恒歎之曰、悲哉吾兄王何處去耶、天皇聞其歎、而問之曰、汝何歎息也、對曰、妾兄鷲住王、爲人强力輕捷、由是獨馳越八尋屋而遊行、既經多日不得面言、故歎耳、

〔文德實錄二〕嘉祥三年十一月己卯、從四位下治部大輔興世朝臣書主卒、書主右京人也、○中略書主雖長儒門、身稍輕捷、超躍高岸、浮渡深水、猶同武藝之士、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月甲子、右兵衞佐兼信濃介從五位下紀朝臣最弟卒、○中略最弟武藝之士、膂力過人、登高涉深、輕捷少倆、追捕京畿盜賊、折究漸以絶盡、

〔三代實錄一淸和〕天皇諱惟仁、○中略嘉祥三年歲在庚午三月二十五日癸卯、生天皇於太政大臣東京一條第、十一月二十五日戊戌、立爲皇太子、于時誕育九月也、先是有童謠云、大枝オホエヲ超コエ天テ、走ハシリ超コエ天テ、走超天、

捷

つべきにもあらずとて、はしらせて、つちみかどさまへやらするに、いつのまにかさうぞくしつらん、おびは道のまゝにゆひて、しば〳〵とをひくる、ともに侍ひ、ざうしきものはかではしるめる、とくやれといとゞいそがしくて、つちみかどにきつきぬるにぞ、あへぎまどひでおはして、まづ此くるまのさまいみじくわらひ給ふ、

〔徒然草上〕つごもり(二〇)の夜、いたうくらきに、松どもともして、夜半すぐるまで、人の門たゝき、はしりありきて、何事にかあらんこと〴〵しくのゝしりて、足を空にまどふが、曉がたよりさすがに音なくなりぬるこそ、年の名殘も心ぼそけれ、

〔書言字考節用集九言辭〕捷 足疾 日捷

〔今昔物語二十五〕藤原保昌朝臣値盜人袴垂語第七

今昔、世ニ袴垂ト云極キ盜人ノ大將軍有ケリ、心太ク、力強ク、足。早。手聞キ、思量賢ク世ニ並ビ无キ者ニナム有ケル、

〔平治物語二〕待賢門軍附信賴落事

爰ニ鎌田ガ下人八町次郎トテ、大力ノ剛者、早。走。リ。ノ手キヽアリ、馬ニテコソ具スベケレドモ、中中徒立ヨカルベシ、高名セヨト云ケレバ、一年モ腹卷ニ小具足差堅メテ、眞前ニ進タリケルガ、敵ノ馬武者ノ遙先立テ落ケルヲ、八町ガ内ニテ押攻テ首ヲ取タリケレバ、夫ヨリシテ八町次郎トゾ云ケル、サレバ又此者三河守ノ聞ユル早馳ノ名馬ニ、兩鐙ヲ合セテ被懸ケルニ、少シモ不劣追付テ、甲ノ手返ニ熊手ヲ打カケン打カケント、續テ走ケレバ、賴盛モ甲ヲ打カタフケ打傾ケ、アヒシラハレケレバ、五六度ハ懸ハヅシケルガ、終ニ手返ニ打懸テエイヤト引バ、三河守既ニ引落サレヌベウ被見ケルガ、帶タル太刀ヲ引拔テ、シトヽ切、熊手ノ柄ヲ手本二尺計置テ、ヅント切テ被落ケレバ、八町次郎ノケニ倒テコロビケリ、

小兒行也と見えたり、又傍人たつと〱と云も、多趁の義なるにや、

〔類聚名義抄 走一〕兂子厚反 兂正 兂走二或下通 走若運ハシル〇オモムク〇ユク〇和ソウ 趍勅數反ハシル 趍俗違字ハシル 趍音梟ハシル 趫正 趫ハシル 趍運皆ワシル今七輪反ハセテ 趫正 趫今 趨正ワシル音ク 趍俗去字ハシル 趙渠知反ハシル 〔同 走一〕逋音敗ハシル 逄音奔ハシル 〔同 大四〕奔音奔ハシル

〔干祿字書 上聲〕走走兂上中下正通、

〔運歩色葉集 葉〕走ハシル 〔同 和〕趨ワシル

〔釋名 三釋姿容〕疾行曰趨、趨赴也、赴所至也、

疾趨曰走、走奏也、促有所奏至也、

奔變也、有急變奔赴之也、

〔日本靈異記 中〕佛銅像盜人所捕示靈表顯盜人緣第廿二〇中略

趍走也

〔倭訓栞 前編二十四 波〕はしる　走をいふ、しる反すなれば、はすに同じ、歌にも常にもさいへるを、書を讀にはわしるといひ習へり、新撰字鏡に迸をはしりかるとよめり、日光にて行事をわしるといへり、

〔倭訓栞 中編二十九 和〕わしる。　走をよめり、はしるともいへり、靈異記に趍もよめり、

〔倭訓栞 中編四 加〕かける　驅をいふは、かくるの俗語也、

〔皇都午睡 三編上〕上方で買て來るを江戸にては買て來る、〇中略走るを欠る、

〔枕草子 五〕此車のさまをだに、人にかたらせてこそやまめとて、一條殿のもとにとゞめて、侍從殿〇藤原公信やおはします、郭公のこゑきゝていまなんかへり侍るといはせたる、つかひたゞ今まいる、あがきみ〱となんのたまへる、さぶらひにまひろげて、さしぬきたてまつりつといふに、ま

今昔、村上天皇ノ御代ニ、舊宮ノ御子ニテ、左京ノ大夫□□ト云人有ケリ、○中略歩ビハ背ヲ振リ、尻ヲ振テゾ歩ビケル、

〔源氏物語二十九行幸〕たけだちそゝろかに物し給に、ふとさもあひて、いとしうとくにおもゝちあゆまひなど、大臣といはんにたらひ給へり、

〔源氏物語湖月抄二十九細〕歩ざま也、歩體也、

〔類聚名義抄五〕歩行カチヨリユク

〔倭訓栞前編六〕かち　日本紀に歩をよめり、又徒行をかちよりゆくとよめり、今もかちはだしなどいへり、

〔日本書紀三神武〕戊午年四月甲辰、皇師勒兵、歩趣龍田、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

山科強田山、馬雖在、歩吾來、汝念不得、

〔源氏物語四夕顔〕君にむまは奉りて、われはかちよりくゝりひきあげなどして出たつ、

〔枕草子九〕笛は

よこぶえいみじうおかし、○中略車にても、かちにても、馬にても、すべてふところにさしいれてもたるも、何とも見えず、さばかりおかしき物はなし、

〔信玄家法下〕一宿其外歩行之時、付前後左右心、不可油斷事、臣軌曰、事不慎者、取敗之道也、

〔陰德太平記十三〕富田川合戰之事

城中ノ兵共、是コソ究竟ノ時ナレトテ、大西十兵衛、本田豐前守、立原備前守等打連テ、二千餘人皆歩行立ニ成テ、彼河本ガ館ヘ切テカヽル、

〔倭訓栞中編十三〕たじ〳〵　俗に小兒歩を習をいへり、趻字なるべし、梵書に多し、趻は趻字去聲、

歩

にまたのさゝひとよめり、股の小間といふ義なるべし、○中略跨は越也、足過也と注せる義にや、

〔倭訓栞 中編十九〕はちかる　俗に跨をいふ、またがるの轉也、

〔新撰字鏡 足〕蹀（達頰反、平、徑也、徂行也、往來也、阿留久、）

〔類聚名義抄 足五〕踱（アルク）〔同 五ト〕歩（蒲故反 和フ）　アユム　ユク　アリク

〔書言字考節用集 言辭九〕歩（アユム）　歩行（アリク）

〔名物六帖 人事四體勢作用〕歩行（カチアルキ）（先進遣風、歸王里第、歩行來與衆、）　禹歩（オホマタアルキ）（南史陳顯達傳、矢中左目、而鏃不出、滑艶善禁、先以釘釘柱禹歩作氣、釘即出、乃禁目中鏃出之、）

僂行（セカヽメテユク）（史記、田光僂行見荊卿、按僂行傴僂而行也、）　郤行（アトシサリ）（前高紀、太公擁彗迎門郤行、師古曰、郤退而行也、）　郤足（アトシサリ）（説苑、一蹶之故郤足不行、）

〔釋名 三釋姿容〕兩脚進曰行、行抗也、抗足而前也、

徐行曰歩、歩捕也、如有所伺捕務安詳也、

〔倭訓栞 前編二阿〕ありく　日本紀に歩行、又遊行をよめり、有行の義成べし、新撰字鏡に蹀をあるくとよめり、往來也といへり、古事記の歌に、ありたゝし、ありかよはせと見えたるも、此義也といへり、薩州にては、さるくといふ、

〔倭訓栞 中編一阿〕あゆむ　歩行をいふ、足緩の義成べし、源氏にあゆまひとも見えたり、まひ反み也、

〔皇都午睡 三編上〕上方で買て來るを江戸にては買て來る、○中略行を歩む、

〔日本書紀 二神代〕是時其子事代主神遊行（アルキテ）、在於出雲國三穗（三穗此云美保）之碕、以釣魚爲樂、

〔日本書紀 十四雄略〕元年三月、是月立三妃、○中略次有春日和珥臣深目女、曰童女君、生春日大娘皇女、（更名高橋皇女）童女君者、本是采女、天皇與一夜而娠、遂生女子、天皇疑不養、及女子行歩（アリキスルニ）、天皇御大殿、物部目大連侍焉、女子過庭、目大連顧謂群臣曰、麗哉女子、○中略徐歩清庭（シメヤカニアリク）者、言誰女子、天皇曰、何故問耶、目大連對曰、臣觀女子行歩（アリク）、容儀能似天皇、

〔今昔物語 二十八〕左京大夫□□付異名語第廿一

跨

〔古今和歌集秋五〕うりんゐんの木のかげにたゝずみてよみける　　僧正遍昭

わび人の分て立よるこのもとはたのむかげなく紅葉散けり

〔竹取物語〕かのかくや姫をみまほしくて、物もくはず思ひつゝ、かの家に行てたゝずみありきけれども、かひあるべくもあらず、

〔倭訓栞中編十三多〕たちもとほる　　躊躇、徘徊などをよめり、立廻るの義也、霊異記に躊躇をたちいざよふとよめり、

〔日本霊異記下〕用寺物復所寫大般若建願以現得善惡報縁第廿三

大伴連忍勝者、〇中略歴五日乃甦、語親屬言、召使五人共副疾往、往道頭有甚峻坂、登於坂上而躊躇見、〇中略

躊躇 多○千○意○左○與○比○天○

〔新撰字鏡足〕跨 苦化反、去、踞也、股也、踊也、渡也、(袴同)越也、万太乃佐々比、〔同連字〕踦跨 上市綺反、下共佐反、齊足而踊之貌、阿○不○止○己○牟○、又乎止留、又越也、

〔類聚名義抄足五〕跨 音化　苦故二反　マ○タ○カ○ル○ヘ○タ○カ○ル○

〔和字正濫抄四〕跨　あつとこえ　此字常にはまたがるとよむを、書にかく點せるは、あつといひて溝などをまたがりこゆる意歟、句絶の所にては、あつとこゆといふべし、あつとこふとはよむべからず、

〔南留別志四〕一跨をあとこゆるといふ、足迹のまたがりこゆるといふ意なるべし、

〔倭訓栞中編一阿〕あとこえ　跨をよめり、日本紀にあとこひと見え、あふとこひとも見えたり、新撰字鏡に踦跨をあふとこむとよみ、齊足而踊之貌と注せり、常にはまたがるとよめり、又あつとこひともいふ、

〔倭訓栞前編二十九末〕またがる　跨をよめり、股上るの義也、またぐともいふ、かる反ぐ也、新撰字鏡

〔倭訓栞前編十五〕つまだつ　佇をよめり、爪立の義なり、

〔新撰字鏡連字〕躑躅（猶豫之貌、又不﹅進而住之貌、萬久、又足須留、）　躑躅（猶豫貌、躑也、跑躅也、足須留、）

〔類聚名義抄足五〕蹉（徒何反アシスリ）　跎（正）　蹉（音龍、音壯、アシスリ）

〔萬葉集雜歌九〕詠水江浦島子一首井短歌（中略）玉篋小披爾、白雲之、自箱出而、常世邊、棚引去者、立走、叫袖振、反側、足受利四管、頓、情消失奴、（下略）

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、女のえうまじかりけるを、年をへてよばひわたりけるを、からうじてぬすみ出て、いとくらきにきけり、（中略）やう〳〵夜も明ゆくにみれば、ゐてこし女もなし、あしずりをしてなけどもかひなし、

〔今物語〕承久の頃、住吉へ然るべき人の參らせ玉ひけるに、折ふし神主經國京へ出たりけるが、人をはしらせて、住の江殿など掃除させよといひやりたりけるに、あまりのきらめきに、年比しるべき人々の、書をかれたるうたども、柱なげし妻戸にありけるを、皆けづり捨てけり、神主くだりて是を見て、こはいかにせんと、足ずりをして悲しめどもかひなかりけり、

〔類聚名義抄人一〕彷徨（タチモトホル）　彷徨（同下音皇、タチモトホル）　徘徊（音排回也、タヽズム、タチモトホル、トヤスラフ）

〔同彳一〕徘徊（タヽズム、タチモトホル）　徊（正、タチモトホル）

〔同五〕寸歩（タヽズム）

〔伊呂波字類抄太人事〕佪（タチヤスラフ）　徘　徉　俚　彳　踞（タチマロフ）　躑（巳上、タチヤスラフ）

〔書言字考節用集八言辭〕彳亍（タチアガル、タヽズム、彳亍赤動ニ音、字彙、小歩也、韵會、彳左歩也、亍右歩也、左右歩俱擧而後爲行者也、）　彷徨（タヽズム、同、書事紀、又史記註、徘徊也、）　徜徉（同、彷徉、相羊、逍同、）　儲與（タチヤスラフ、同、文選）　俳佪（同、又云俳佪）

〔倭訓栞中編十三〕たゝずむ　神代紀に彷徨をよめり、立息の義、ちや反た也、文選に躊躇もよみ、徙倚或は彳亍をもよめり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、（中略）於是彥火火出見尊不知所求、但有憂吟、乃行至海邊、彷徨（タヽズム）嗟嘆、

立

すなはち男をうめり、〇中略ある時白川の院、熊野へ御かうなる、〇中略その時たゞもり、やぶにいくらも有けるぬかごを、袖にもり入れ、御前へまいりかしこまつて、
いもが子ははふ程にこそなりにけれ、と申されたりければ、院やがて御こゝろえ有つて、
たゞもりとりてやしなひにせよ、とぞ付させまし／＼ける、

〔榮花物語 十三木綿四手〕一宮〇敦貞おはしまして、おとゞ〇藤原顯光やゝおきよ／＼、むまにせんとおこしたてまつらせ給へば、我にもあらずおきあがり給て、たかばひして、馬にのせたてまつり給て、ありかせ給へば、〇下略

〔類聚名義抄 五立〕立 口驚反 タチトコロ　太 正

〔伊呂波字類抄 太辭字〕立 タツ　起 起坐

〔釋名 三釋姿容〕立、林也、如林木森然、各駐其所也、

〔書言字考節用集 八言辭〕立寨(タチアガル)

〔萬葉集 十一古今相聞往來歌〕正述心緒
立念(タチテオモヒ)、居毛曾念(ヰテモゾオモフ)、紅之(クレナヰノ)、赤裳下引(アカモスソヒキ)、去之儀乎(イニシスガタヲ)、

〔源氏物語 九葵〕おとゞはえたちもあがり給はず、かゝるよはひのすゑにわかくさかりの子にをくれたてまつりて、もこよふことゝはぢなき給ふを、〇下略

〔北條五代記 九〕關東の亂波智略の事
氏直〇北條亂波二百人扶持し給ふ中に、一の惡者有、かれが名を風摩と云、〇中略夜討強盗して歸る時立すくり居すくりといふ事あり、明松をともし、約束の聲を出し、諸人同時にさつと立、颯と居る、是は敵まぎれ入たるを、えり出さんための謀なり、

〔書言字考節用集 八言辭〕〇翹(ツマダツル) 文選註、足立也、

也、万葉集に見ゆ、蔓延の義、〈○下略〉

〔倭訓栞中編二十波〕はらばひ　神代紀に匍匐をよめり、腹もてはふをいふ也、万葉集に、赤駒の腹ばふとみゆ、新撰字鏡には、はらばひゆくとよめり、或は勃窣をよめり、

〔古事記上〕故爾伊邪那岐命詔之、愛我那邇妹命乎、〈那邇二字以音、下效此〉謂易子之一木乎、乃匍匐御枕方、匍匐御足方而哭時、〈○下略〉

〔古事記中景行〕於是坐倭后〈○日本武尊妃〉等、及御子等諸下到而作御陵、即匍匐廻其地之那豆岐田、〈自那下三字以音〉而哭爲歌曰、那豆岐能、多能伊那賀良邇、伊那賀良爾、波比母登富呂布、登許呂豆良、

〔古事記下仁德〕故是口子臣、白此御歌之時、大雨、爾不避其雨、參伏前殿戸者、違出後戸、參伏後殿戸者、違出前戸、爾匍匐進赴、跪于庭中時、水潦至腰、

〔日本靈異記上〕嬰兒鷲所擒以後國得逢父縁第九

飛鳥川原板葺宮御宇天皇〈○皇極〉之代、癸卯年春三月頃、但馬國七美郡山里人家有嬰兒女、中庭匍匐、鷲擒騰空指東而翥、〈○中略〉

匍〈波貝、波不〉

〔枕草子八〕うつくしきもの

みつばかりなるちごの、いそぎてはひくる道に、いとちいさきちりなどの有けるを、めざとに見つけて、いとおかしげなるをよびにとらへて、おとななどに見せたる、いとうつくし、〈○中略〉いみじうこえたる兒の二つばかりなるが、しろふうつくしきが、二あゐのうすものなど、きぬながくて、たすきあげたるが、はひ出くるもいとうつくし、

〔平家物語六〕祇園女御の事

さしも御さいあいと聞えし、祇園女御を、たゞ盛にこそくだされけれ、此女御はらみ給へり、〈○中略〉

まり居たりけるを見れば、〇下略

膝行

〔運歩色葉集伊〕膝行(ゐざり)

〔和字正濫抄二〕膝行　ゐざる　眞名未考、居ながら去なり、足のたゝぬかたはものを、ゐざりといふもこれなり、

〔倭訓栞前編四十三 爲〕ゐざる　膝行をいふ、坐ながら行の義也、源氏にゐざり出など見えたり、拾遺集に、かたゐざりするみどり子ともよめり、

〔倭訓栞中編二十九 爲〕ゐじる　居膝躙の義なるべし、ゐじりよるなどいへり、

〔茶道早合點上〕茶室

潜口(くゞりぐち)　にじり上りともいふ、茶室へ入口なり、大サまどのごとし、

〔象壺集〕戀

あふことのかたゐざりするみどり子のたゝん月にもあはじとやする

〔玉海〕文治二年二月廿八日丙子、此日除目初日也、〇中略頭左中辨光長朝臣參入、依膝匿等灸治、不堪膝行、因之以象親傳覽、

〔吾妻鏡十二〕建久三年七月廿五日丙申、幕下御束帶豫出御西廊、義澄捧持除書、膝行而進之、

匍匐

〔新撰字鏡七〕匍　蒲胡反、平、匍匐也、波○良○波○比○由○久○、

〔類聚名義抄七〕匍　蒲北反、匐、　匍匐　ハ○ラ○ハ○フ○　音備、伏也、〇下略

〔釋名三釋姿容〕匍匐小兒時也、匍猶捕也、藉索可執取之言也、匐伏也、伏地行也、人雖長大、及其求事盡力之勤、猶亦稱之、詩曰、凡民有喪、匍匐救之、是也、

〔書言字考節用集八言辭〕跋(ハツ)　文選注、凡生類之行皆曰跋、　踂人、　遭事、

〔倭訓栞前編二十四 波〕はふ　匍匐をいふ、虫には蚑行と見え、蝨には緣と見えたり、草木にいふは延

御手水間

一間略○註 凡主上御座不可向西之由、在江記、御手水可向北也、嘉保行幸院相撲御劒置御座東、是不可西向心也、向西トモ角ザマニ可著座也、

跪

〔類聚名義抄足五〕跪其几反、其委反、ヒサマツク、　蹋跼俗ヒサマツク　跪渠鬼反、ヒサマツキ、音詭、又音危、　跘跟跪行、ヒサマツク、音長、　跬俗

跪正　跡跣俗

〔伊呂波字類抄比人事〕跪ヒザマツク胡跪　吾　蹲　踞　突　跽　跟跟跪　頞巳上同ヒサマツク

〔書言字考節用集言辭九〕跪ヒザマヅク同跽

〔釋名釋姿容三〕跪危也、兩膝隱地、體危陧也、

跽忌也、見所敬忌、不敢自安也、

蹲踞

〔類聚名義抄足五〕蹲音存、ウスクマリ、シリウタク、和ソン、　踆俗　踞シリウタク、ウスクマル、音據、　蹲踞ウスクマリキル　跌ウスタマル

跣ウスタマリキル

〔書言字考節用集言辭八〕蹲踞ウヅクマル　倨傲同　蹲踞オゴル　箕踞ウヅイ指南、仲尼兩脚坐曰箕踞、　蹲踞ウヅクマル〔同言辭九〕踞レウタク文選註、却倚也、　箕踞同

〔倭訓栞前編四〕うづゐ　跱をいふ、うづくまり居也、論語に夷俟と見えたり、○中略

うづくまる　蹲踞をいふ、古事記にうづすまりとも、萬葉集にうすくまりとも見ゆ、うづみくまりにて、埋隱の義成べし、今いふつくばふ也、

〔倭訓栞前編十六〕つくばふ　蹲居の俗語也、突匍匐の義成べし、つくばるといふも同じ、

〔日本靈異記中〕孤孃女憑敬觀音銅像示奇表得現報縁第卅四

壯飢言、我飢賜飯、妻言、今進、起竈燃火居于空竈、押頰而蹲、○中略

蹲ウスクマリ

〔古今著聞集十六興言利口〕さて月ごろへて、女童のつれ〴〵なりけるに、はゐいといふ物して、うすく

〔書言字考節用集〕八言辭　踞坐（カシコマル）要覽、兩膝跪二乘實坐レ足一也、

〔名物六帖〕人事四體勢作用　恭坐（カシコマル）神異經、恒恭坐而不相犯、

〔貞丈雜記〕十五言語　一かしこまると云はおそるゝ事也、貴人主人の威勢をおそるゝ心也、○中略今世ひざを折りて正しく座するを、かしこまるといふは、かしこまり坐すると云心也、貴人をうやまひおそれて座する也、正座の事をかしこまるとおもふは非なり、

〔雅言集覽〕加十八　かしこまり　五種ノ義アリ、本ノ心ハ恐ルヽ、心ヨリ慎ミタル也、一ツニハ恐ルヽ恐レ入、二ツニハ敬スル心、三ツニハ謝スルコト、四ツニハ謝意アヤマリ、怪沙汰ノイヒツタノ心、五ツニハ謝言ノ心、三條四條五條ハ體ノ語ナリ。

〔書言字考節用集〕九言辭　趺跨（アグラ）釋氏要覽　踞（同）跪　箕（同）坐

〔名物六帖〕人事四體勢作用　箕倨（アグラ）史記張耳傳、高祖箕倨詈、索隱、崔浩云、屈膝坐、其形如箕、

〔宗五大草紙〕上　人の相伴する事

一人の相伴の事、貴人の前にて、めし又何にても相伴あらば、物のすはるまではひ。ざ。を。立。て可有、膳すはり候はゞひ。ざ。を。く。む。べし、但座敷せばく候て、貴人とひざくみのやうならば、ひざを立てもくふべし、時宜によるべし、

〔今昔物語〕二十八　左京屬紀茂經鯛荒卷進大夫語第三十

今昔、左京ノ大夫［　］ノ［　］ト云フ舊君達有ケリ、○中略俎ノ上ニ荒卷ヲヲキテ、事シモ大鯉ナドヲ作ラム樣ニ、左右ノ袖ヲ引疏テ片。膝。立。テ、今片膝ヲバ臥テ、極メテ月々シク居シテ、○下略

〔古事談〕一王道后宮　白川院夕御膳之時、侍從大納言成通卿候陪膳、御寢之間漸漏移、依更發脚氣、片膝ヲ立テ候ケリ、法皇被仰云、宇治ニイハレシハ、於人前搔。膝。シテ居事、以外白氣事也云々、御詞未了成通卿遂電云々、

〔禁秘御抄〕上　一清涼殿　○中略

〔塵袋十〕一坐ト云フハ一向キル心歟
ツチニハキルヲザスルトハ云フ、但坐字ヒザマヅクトヨメル事モアリ、禮義記、武坐［ヒザマヅクニ］致右憲左何也ト云ヘリ、坐ヲバツミトモヨム、跪坐ト云、ソノ心也、

〔伊呂波字類抄（爲人事）〕坐。作。（キスマヒ）

〔倭訓栞（前編四十三爲）〕ゐずまひ　枕草紙に見ゆ、居住也、まひ反み也、或は坐作をよめり、

〔枕草子七〕碁をやんごとなき人のうつとて、ひもうちとき、ないがしろなるけしきにひろひをくに、をとりたる人のゐずまゐも、かしこまりたるけしきに、ごばんよりはすこしとをくて、○下略

〔倭訓栞（前編十二須）〕すわる。　居をいふ、すぐにをるの義なるべし、わとをと通ふ例多し、すうするとはたらけり、わる反、をる反、ともにう也、

〔物類稱呼（五言語）〕居［をる］るといふ事を、日向及北陸道又下野邊にてねまるといふ、畿内にていしかるといふ、關東又は泉州境邊にてへたばると云、伊豆にてきかると云、但馬にてへこたれると云、長崎にてをらすと云、土州にていざると云、

〔倭訓栞（後編十四那）〕なをる。　俗に正座をいふ、直く坐の義なるべし、ゐなをるともいへり、

〔名物六帖（人事四體動作用）〕正坐［ロクニスハル］（書世傳、保元、後儒林帝正坐自講、）

〔伊呂波字類抄（太疊字）〕端坐

〔遊仙窟〕端坐［ウツキ］剩心驚

〔日本靈異記上〕女人好風聲之行食仙草以現身飛天緣第十三
大和國宇太郡漆部里有風流女、是卽彼部內漆部造麿之妾也、○中略　每於野採菜爲事、常住於家淨家爲心、採調盛唱子端坐含咲、馴言致食、常以是行、爲身心業、○中略
端坐（興福寺本訓釋シ久氏○文ミ恐有誤）

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思
五更之、目不醉草跡、此乎谷、見乍座而、吾止偲食、

〔源氏物語四夕顏〕曉ちかくなりにけるなるべし、となりの家々、あやしきしづのおの聲々めさまして、○下略

〔名物六帖人事四體貌作用〕醒睡李義山雜纂、夜間常醒睡、

〔書言字考節用集八言辭〕寤覺

〔倭訓栞前編二十二〕ねざめ　寢覺と書り、いねて目のさむるなり、

〔萬葉集十九〕夜裏聞千鳥喧歌二首
夜具多知爾、寢覺而居者、河瀨尋、情毛之奴爾、鳴知等理賀毛、

〔金葉和歌集四冬〕關路千鳥といへる事をよめる　源兼昌
あはぢ島かよふ千鳥のなく聲にいくよねざめぬ須磨の關守

〔倭訓栞前編四十五〕おどろく○中略　夢を驚かすなどいふは、日本紀に寤をおどろかしとよめる意也、令驚の義也、おどろきを延て、おどろかしといふ一格の例あり、

〔古事記上〕其天詔琴拂樹而地鳴動、故其所寢大神○須佐能男命聞驚而引仆其室、

〔萬葉集四相聞〕更大伴宿禰家持贈坂上大孃歌十五首○中略
夢之相者、苦有家里、覺而、掻探友、手二毛不所觸者、

〔遊仙窟〕少時坐睡、則夢見十娘、驚覺攬之、忽然空手、

〔伊呂波字類抄鳥人事〕居處也、當也、　坐　處　集　捨　座　踞巳上同

〔釋名三釋姿容〕坐挫也、骨節挫屈也、

〔和字正濫抄三〕居　をる．万葉

〔新撰字鏡 口〕囈。魚曾反、寐己止、

〔倭名類聚抄 三病〕讛　孫愐云、讛子例反、寢言也、今案和名古止、

〔箋注倭名類聚抄 二病〕按玉篇、讛寐言也、孫氏蓋依之、說文、讛、寱言不慧也、○中略是條舊○天文本及山田本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨那波本有之、今錄存、按和名在條末、與本書通例乖、在齗齒下斷上、亦次第失序、是條恐後人所增、伊呂波字類抄不載讛字、類聚名義抄有讛字、不錄和名、知二家所見本無是條也、

〔下學集 下言辭〕寐語（ネゴト）

〔書言字考節用集 八言辭〕寱語（ネゴト）事文類聚、睡中語也、吘同字

〔名物六帖 人事四體貌動作用〕寐語（ネゴト）王君玉雜纂、難理會、醉漢寐語、　吘囈（ネゴト）正字通、吘音蒐、語含口也、囈寐語不成句也、　囈語（ネゴト）拾遺記、呂蒙囈語通周易、

〔倭訓栞 前編二十二〕ねごと○中略　思ふ事を寐言といふ諺あり、異聞錄に、韓昭侯と棠溪公と事を謀るに、夜必ず獨寢る事を勤む、寐言して妻妾に漏む事を慮りてなりと見えたり、

〔榮花物語 五浦々の別〕このきたのかた○藤原伊周母はしづみいり給ひて、いとたのもしげなくなりまさらせ給ふ、たゞよとゝもの御事には、との○伊周にたいめむして、しなん〳〵とぞ、ねごとにもし給、

〔言志錄〕昏睡發囈語、足見心之不存、

〔類聚名義抄 七穴〕寤音悟サム　〔同 七穴〕寤サム

〔書言字考節用集 九言辭〕覺（サムル）約會、夢醒也、寤同

〔釋名 三釋姿容〕覺告也

寤忤也、能與物相接忤也、

〔日本書紀 六垂仁〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、居於高宮、時天皇枕皇后膝而晝寢、○中略天皇則寤（サメ）之、語皇后曰、○下略

〔本朝食鑑十一獸〕狸〇中略附録、貉、狐狸類、源順曰、貉音鶴、漢語抄云、無之奈、似狐而善睡者也、必大按、(中略)山人曰、狸之庶色有二、善睡者、山俗称無之奈、性知鈍、不似狸狐之慧、竊察其睡者、則非真睡、乃使耳而聾也、故雖似熟睡、見人則驚走而竄矣、

〔枕草子二〕にくきもの

にはかにわづらふ人のあるに、げんざもとむるに、れいある所にはあらで、〇中略かぢせさするに、此ごろもの、けにこうじにけるにや、ゐるまゝに、すなはちねぶりごゑになりたる、いとにくし、

〔宇治拾遺物語十一〕卅あまりばかりなる僧の、ほそやかなる目をも、人に見あはせず、ねぶりめにて時々あみだ佛を申、

〔秦山集雜著甲乙録三〕重遠谷〇曰、土佐諸社之祭、十歳至十二三歳童女二人、潔齋七日祭日朝白粉明衣飾之、神主附耳誦祓文、騎馬前行、名曰行事殿、蓋神之形代也、神輿游行之間、或一日、或半日、行事殿睡眠不覺、左右捧持僅得居鞍、祭日氏人游人雜遝絡繹、鐘鼓歌舞、喧囂踊躍、而睡眠不知、祭畢歸社、神主復附耳誦祓文、然後居然醒覺、是爲常例、萬有一不睡則必有事故、因去其濁穢、神主再三祓除遣之、往々復常、

〇按ズルニ、睡眠病ノ事ハ、方技部疾病篇雜病條ニ載セタリ、

〔運歩色葉集滿〕寢(マドロム)。

〔書言字考節用集九言辭〕目睡(マドロム)太平記

〔遊仙窟〕少時坐睡、則夢見十娘、

〔倭訓栞前編二十九〕まどろむ　遊仙窟に睡をよむ、少睡をいへり、目蕩ける義なるべし、

〔源氏物語三十五若菜〕たゞいさゝかまどろむともなき夢に、このてならしゝねこの、いとらうたげにうちなきてきたるを、〇下略

らるゝに、きかせ給はぬやうにてあらんと、おぼしめしけるにこそとこゝろえて、たちたまひける、げにかばかりのいはひの御事、またけうになりてとまらんも、いま〳〵しきに、やをらひきくしてあるべかりける事を、心もなく申ものかなと、いかにおぼしめし候らんと、後にぞその殿もいみじく悔しがり給ひける、

〔古事談二臣節〕俊賢卿蒙中關白〈〇藤原道隆〉恩、五位而補藏人頭、越多人、思此恩而入道殿〈〇藤原道長〉蒙內覽宣旨給日睡眠云々、僞帥殿〈〇伊周〉事之故云々、ソラネブリウチシテキタリ、帥內大臣事故云々、

〔枕草子二〕にくきもの
家にても、みやづかひ所にても、あはでありなんとおもふ人のきたるに、そらねをしたるを、わがもとにあるものどものおこしよりきては、いぎたなしと思ひがほに、ひきゆるがしたるいとにくし、

〔源氏物語八花宴〕きりつぼには、ひと〴〵おほくさぶらひて、おどろきたるもあれば、かゝるを、さもたゆみなき御忍びありきかなと、つきじろひつゝ、そらねをぞしあへる、

〔古今著聞集十六興言利口〕此比天王寺よりある中間法師、京へのぼりける道にて、山ぶし一人、又いもじする男一人行つれて上りける、〈〇中略〉人しづまる程に、此山ぶしおきゐて、かみをもとゞりにとりけり、いもじ男はたゞよくねいりぬ、法師はそらね入して、此山ぶしがふるまひ見ゐたる程に、〈〇下略〉

〔明良洪範七〕源藏ハ二ノ丸ヘ行キテ、空眠リシテ半藏ノ來ルヲ待ケル、

〔書言字考節用集八言辭〕貉睡（タヌネフリ）〈〇事見本草綱目〉

〔名物六帖人事四體勢作用〕假睡（タヌネイリ）〈水滸傳、婆娘睡得是宋江回來、只做齁齁假睡著、〉　佯睡（タヌネイリ）〈冷齋夜話、王文公居鍾山、與僧秀老、垂請事寺、有頃秀老至、公佯睡、〉　陽眠（タヌネイリ）〈宋書顔延之傳、何尚之在直、延之以醉詣焉、尚之望見便陽睡〉

義朝ノ一所ニ被落ケルハ、嫡子惡源太義平、次男中宮大夫朝長、三男右兵衛佐頼朝、〇中略僅ニ八騎也、兵衛佐頼朝心ハ武シト雖モ、今年十三、物具シテ終日ノ軍ニ疲給ケレバ、馬眠ヲシ野路ノ邊ヨリ打後レ給ヘリ、

〔古今著聞集十六興言利口〕をなじ卿〇藤原家成の大和國なる所領より、物を上けるさたの物、夫よりはるかにさきだちて、のぼりける程に、はや馬ねぶりをして、たづなうちすてゝ、馬にまかせて行程に、此馬大和國の家のかたへ行けり、つや／＼としらずして、はるかに歸りにけり、さる程にさがりてのぼる夫に行あひてければ、夫これも何方へおはするぞといふ時、はじめてをどろきにけり、ねぼけてかくいふ夫を、逃てくだるぞと心へて、せひなくしかりて、やがて件の夫をからめたりける、夫のふ祥こそおかしく候つれ、

〔類聚名物考人事十二〕そらね。　虚寢　僞寢

熟睡を宇麻ねといふに對へて、虚寐は僞寐にて、いねもせでいねたるまねするをいふ、虚言をもそらごとゝいふそらに同じ、すべて甘良は不實の意にて、そらしらずなどもいへり、

〔大鏡入〕ついでなきことに侍れど、物の怪と人の申し事どもの、させる事なくてやみにしは、さきの一條院の御卽位の日、大極殿御裝束すとて、人々あつまりたるに、たかみくらのうちに、かみつきたるものゝ、かしらのちうちつきたるを見つけたりける、あさましくいかゞすべきと、行事おもひあつかひて、かばかりの事をかくすべきかはとて、大入道殿〇藤原兼家に、ゝる事なん候と、なにがしのぬしして申させけるを、いとねぶたげなる御けしきにもてなさせ給ひて、物もおほせられねば、もしきこしめさぬにやとて、又御けしきたまはれど、うちねぶらせ給ひて、なを御いらへなし、いとあやしく、さまで御とのごもり入たるとは見へさせ給はぬに、いかなればかくておはしますぞとゝひ、御前に候にうちおどろかせ給ふさまにて、御裝束ははてぬなりやとおほせ

ケルニ、オドロキテ見レバ、白御小袖籠ノカタツキテ、香色ニコガシテケリ、アサマシト思テ、カヒマキテヌレタル方ヲ、上ニシテモチテ參ヌ、未ダヌレタルハイカニト仰ラルレバ、タヾタテマツリ候ヘ、シタハコガレテ候トゾ申ケル、尾籠也ト仰ラレテ、御小袖ハ給ハリテケリ、

〔類聚名物考人事十二〕よ。ひ。ま。ど。ひ。　宵迷

日の暮夜になれば、はやうねぶたがるを、今もさいふなり、

〔源氏物語槿二十〕ふることゞものそこはかとなきうちはじめ、きこえつくし給へど、御みゝもおどろかずねぶたきに、宮もあくびうちし給て、よひまどひをし侍れば、物もえ聞えやらずと、の給ふほどもなく、いびきとかきゝしらぬをとすれば、〇下略

〔書言字考節用集八言辭〕睡（ヰネブリ）〇說文、坐寐也、　坐寢同

〔倭訓栞中編二十九爲〕ゐねふり　坐睡の義なり

〔古今著聞集十八飮食〕醍醐大僧正實堅もちをやきてくひけるに、きはめたるねぶり人にて、もちを持ながらふら〳〵とねぶりけるに、まへに江次郞といふ格近者の有けるが、僧正のねぶりてうなづくを、われに此もちくえとけしき有ぞと心得て、はしりよりて手に持たるもちを取てくいてげり、僧正おどろきて後、こゝに持たりつるもちはと尋られければ、江次郞其もちははやくへと候つれば、たべ候ぬとこたへける、僧正比興の事なりとて、しよにんにかたりてわらひけるとぞ、

〔先哲叢談後編三〕元淡淵

淡淵若冠志學、好坐暗室、雖白晝閉戸、僅照容光、讀書、夜對燈案、毎至雞鳴、隱几坐睡、以爲平生、竟無就褥、家人皆異之、

〔倭訓栞中編二十六牟〕む。ま。ね。ふ。り。　馬上にて睡るをいふ、詩にも馬上續殘夢など見えたり、

〔平治物語二〕義朝青墓落著事

〔書言字考節用集八言辭〕眠(ネムル)字彙、翕目也、睡(同)瞑(同)　〔同九言辭〕睡眠(スイメン)

〔釋名三釋姿容〕眠、泯也、無知泯泯也、

〔倭訓栞前編二十二〕ねぶる　睡眠をいふ、寢經るの義也、ねぶたしといふ詞も、源氏枕草紙に見えたり、ねむるに同じ、

〔類聚名物考人事十二〕ねぶりにおかさる　爲睡侵

目をさまして居らんとするに、睡の外より來りて、おのれが心ををかして、目をさまさせざるが如くなればいふ歟、又俗に茶を飲ばをかされて寢られぬといふもこの意歟、敵に圍ををかし襲はるゝを借ていふならん、

〔徒然草上〕或人法然上人に、念佛の時睡にをかされて、行をおこたり侍る事、いかゞしてこのさはりをやめ侍らんと申ければ、めのさめたらむほど念佛し給へと、こたへられたりける、いとたうとかりけり、

〔沙石集七上〕眠正信房事

和州菩提山ノ本願僧正御房ニ、忠寬正信房ト云僧有ケリ、アマリニネブリケレバ、ネブリノ正信トゾ申ケル、御舍利講ノ法用散華スベカリケルガ、唄ヒタホドニ、例ノネブリケルヲ、貝ヲワリオソバナル僧、オドロカシケレバ、ネブルモノカラ、又物恐ナル僧ニテ、錫杖ヲ取テ手執錫杖ト誦シケルヲ、イカニヤトイハレテ、ヤラ唄カト思テトゾ云ケル、又或ル夜、九番鳥ノ鳴ケルヲ眠耳ニ、御所ニ忠寬々々ト召スト聞ナシテ、事々シク御イラヘ申テ御前ヘ參ル、イカニナニ事ゾト被仰レバ、召ノ候フルト申ス、サル事ナシト仰アリケレバ、鳥ノ猶空ニ鵺ノスルヲ指サシテ、アレニ召ノ候ツルトゾ申ケル、或ル時、御湯ノ後、汗ニヌレタル御小袖ヲ、フセゴニウチカケテ例ノ物恐ハヌレタル方ヲ上ニシテ、サカリナル火ニアブリテ、ネブリヰタルホドニ、トタマイラセヨト仰ノ有

眠

住して、前なる文どもをひろげて見けるに、露たがふことなし、其後やまひをこたりにけり、いとふしぎなり、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕同御時、〇順徳天皇時 小川滝口定継といふ御けしきよきぬし侍けり、四臈座にて上臈をこして久しく奉公してけり、名月の夜、主上南殿に出御ありて御遊ありけるに、かの定継が下人、くろ戸のかたの御厩のほとりに、いねぶりして候けるが、にはかにはしりたちて、中將宣忠朝臣のあやのこうじの家へ、さかいきになりて、はしりむかひていふやう、たゞ今内裏へ急度まいらせ給へ、なを〳〵きと〳〵といひけり、中將さしもの急事何事にかとあやしう思〇思原作恩、據一本改、ひて、たが奉行ぞとたづねられければ、小川滝口殿のうけ給はらせ給ふて候といひて、やがてはしり歸りける程に、中將あはてさはぎて、はせまいりてうかゞひければ、たゞ今なんでんにわたらせ給ふよし女房申せば、御後のかたにてをとなふに、たぞと御たづねあれば、宣忠朝臣めされ候へるほどに、まいりたるよし申ければ、大かたさる事なければ、ふしぎに覺し召て、くはしく御たづね有ければ、使のいひつるごとく、定継が承りて、其下人にて候よし申ければ、定継承て相たづぬるに、はやくかの下人ねほれて、かくめしたりけるなり、あまりにはしりけるほどに、二條あぶらのこうぢを南へ〇へ原脱、據一本補かりおりける時、築地の角にはしりあたりて、かほさきかきてありけり、其よしを申あげければ、比興の沙汰にてやみにけり、定継の申けるは、これは勝事にて候、ねほれ〇ねほれ一本作ねぼれ、下同候はんからに、さる事やはつかうまつるべき、まさかさまのくせごとをもぞ引いだし候とて、此下人をやがてつかはず成にけり、おかしき事也、

〔類聚名義抄 二目〕睡 音瑞 和スイ ネ〇フ〇ル〇 眠 莫賢 和メン ネフリ

〔伊呂波字類抄 禰人事〕眠 ネフリ、亦作瞑、ネムル、 睡 同

〔運歩色葉集 禰〕睡 ネムル 眠 同

〔枕草子六〕みつばかりなるちごの、ねをびれてうちしはぶきたるけはひもうつくし、

〔源氏物語若紫五〕君はなに心もなくね給つるを、いだきおどろかし給におどろきて、宮の御むかへにおはしたると、ねをびれておぼしたり、

〔枕草子三〕にげなきもの

老たる男のね。ま。ど。ひ。たる

〔俚諺栞前編二十三〕ね。ほ。れ。る。　寢恍る也、ね。と。ぼ。け。る。意也、著聞集にねぼけてと見えたり、

〔古今著聞集十六興言利口〕女も又ね。ぼ。け。て、おとこの口ぞとは思ひよらで、○中略下

〔今物語〕嘉祥寺僧都海覺といひける人の、いまだ若くて病大事にて、かぎりなりける比、ねいりたる人、俄におきて、そこなるふみなど取入ぬぞと、きびしくいはれけれども、さる文なかりければ、うつゝならずおぼえて、前なる者どもあきれあやしみけるに、みづから立走て、あかりしやうじをあけて、たてぶみをとりて見ければ、ものども誠にふしぎにおぼえてみる程に、是をひろげて見て、しばし打あんじて返事書てさし置て、又頓てねいりにけり、起臥もたやすからずなりたる人の、いかなりけることにかと、あやしみける程に、しばしねいりて、汗おびたゞしく流れて、起上りてふしぎの夢を見たりつるとて、語られける、おほきなるさるの、あゐずりの水干きたるが、たてぶみたる文を持て來つるを、人の遲く取入つるに、自ら是を取て見つれば、歌一首あり、

たのめつゝこぬ年月をかさぬればくちせぬちぎりいかゞむすばん、とありつれば、御返事には、

心をばかけてぞたのむゆふだすき七のやしろの玉のいがきに、とかきて參らせつる也、是は山王よりの御うたを給りて侍る也と語られければ、まへなる人あさましくふしぎにおぼえて、是は只今うつゝに侍ること也、是こそ御ふみよ、又かゝせ給へる御返事よといひければ、正念に

神たちに宇氣比まをしたりし、かひ有げなりとて、さし出し給ふに、まづ打おどろきつゝ、もて退きて讀見るに、既に請まをせる古書どもに、こゝら記せる神代の事蹟の、まことまがひを撰りわきて、其正說をまさごとゝ文成し給へる一部は、すなはちこの古史成文、しか撰りとり給へることわりを、徵し給へる一部は、すなはち二の卷より次々の徵なりけり、また靈眞柱(タマノミハシラ)といふをさへに著はして、道のおくかを示し給ふ、○中略

文政二己卯年四月　駿河國府人新庄仁右衛門道雄

〔名物六帖人事四體勢作用〕○失寐(オソコナフ)法苑珠林、侍人心驚、通夜失寐、　失寢(オソコナフ)南史到漑傳、漑特被二武帝賞接一、毎與對レ棊、從レ夕達レ旦、漑或復失寢、加以二低睡一、帝詩嘲レ之曰、狀若二喪家狗一、又似二懸風槌一、時以爲二笑樂一、　寢不寐左傳

〔關の秋風〕此頃は、夜はごとにいねず、さま〴〵にねまほしく思ふほど、かねの音をかぞへ、鳥の聲をきゝ、覚の音もうるさくて、しばし目をとぢて見れども、夢みんやうもなし、かくねまほしくおもふ程ねられねば、よしひとよはおきて明さばやと思ひきりても、兎角ねまほしき心のみわすられず、ほどちかきあたりに、いねし人も、今や夢など見るらんとおもへば、いとゞむねくるし、さらばよその事を思ひ出だしまぎれんと、心にもあらず、をかしき事、たのしき事など思ひみれどいつかうちわすれて、夢をばいつか見んとのみ思ふなり、夜もやゝ更け行けば、いとゞさびしくて、こしかた行く末の事など思ひつゞけ、あるは心くるしき事など、かうがへて夢もみつかず、せん方なくて、くすしにとひければ、只物をふかくかうがへて、心を勞し侍る事のなきやうに、と諫む、されど短才重任、いかでかうがへ侍る事なくてありなん、○下略

〔倭訓栞前編二十二〕ねおびれ　源氏に、わか君のねおびれてなきたまふと見えたり、夜啼客忤をいふ也、

〔倭訓栞中編十八〕ねびれて　寐ほれたるをいふ也、又ねおびれの略成べし、

り侍らへるに、古典どもを、つばらに解き聞かしめ給ひ、猶まどはしき道のおくかも、ほど〳〵にわきまへ諭し給へりしほどに、早くも十二月になりぬ、こゝに大人ののたまふは、年の極の事業しげく、春の始のいとなみも爲べければ、汝たち然るかたに勤しみてよ、余は筥根山の雪霜ふみ別むがわびしければ、冬とも知らぬ、この墅園に旅ゐして、春をむかふべし、其につけては、此ほど汝たちの請へる事によりて、おのれも早くより思ふ旨あり、何處にまれ靜なる家の、一間なる處をと言ふまにま、直古が奥の一間を見たて、、移ろはせ參らす、さて有合ふ古書ども參らせよとあるに、鄙びたる郷の、初學のともが、何をかは持はべらむ、有ふりたる書ども五部六部、とり集へて奉るを受取らして、汝等は家の業事しげかるべし、とく皈みて勿おこたりそ、春をむかへて、長閑にこそと言ひさして、やがて歸り給へるは、五日の日にてぞ有ける、かくて後は、夜の衾も近づけ給はず、文机に衝居より給ひてより、夜も日もすがら書をよみ、かつ筆とりておはす、朝夕の御饌參らす間も、あからめもせで書よみつゝ、文机の上にてきこしをしたまひき、然てのみおはすほど、十日まり三日四日の比とおぼゆ、かく夜ひるならべて物し給ひなば、御軀やいたはり給ふべき、今夜よりは、夜床に入たまへと、甚くしひ申しければ、然らばしばし睡ろまむ、覺るまで勿おどろかしそ、枕もてことて、頓て衾引かづき、高息引してうま寐し給ふほど、日。一。日。夜二。夜。おなじ御有さまなり、餘りに長寐し給ふ事の、また心もとなくなりて、そと覺かし參らせければ、勿さましそと言てし物をと云ひてやがて、文机に居よりて勤み給ふこと、前の如くになむおはしける、當年もはや大晦日といふになりぬ、元日といふ日のつとめて、直古がりゆきて、あるじと共におまへに出て、年の始の壽詞まをせば、大人はいと早く淸らに身づくろひし、御面しろくほゝゑみて、去年とやいはむ、今年とやいはむ、よべの丑の時の鐘打ころまでに、書をへたるこの書よ、汝らがねもごろに請へるに、うづなひ實だちて、さし歸りたる其日より、年の内にかき竟させ給へと、

〔曾禰好忠集〕六月終

妹と我ねやのかさとにひるねして日たかき夏のかげを過さむ

〔枕草子十二〕見ぐるしきもの

夏ひるねしておきたる、いとよき人こそ今すこしおかしけれ、ゑせがたちはつやめきねはれて、ようせずばほうゆがみもしつべし、

〔徒然草上〕眞乘院に盛親僧都とて、やんごとなき智者ありけり、〇中略とき非時も、人にひとしく定てくはず、わがくひたき時、夜なかにも曉にも喰て、ねぶたければ、晝もかけこもりて、いかなる大事あれども、人のいふ事きゝいれず、目さめぬれば、いく夜もいねず、心をすましてうそぶきありきなど、〇下略

〔泊洦筆話〕一大伴俊明通稱山岡治左衛門柳營侍臣後に剃髮して、明阿といはれき、〇中略平生睡眠する事なく、つとめてねぶらじとにはあらねども、痼症にやたえてねぶたしといふ事を覺えずとかたられけり、夜は枕につきて、なほ筆紙をとりつゝ、書寫などせられければ、今にそのうつされたる事どもの、筆をひきつづけたるやうの筆くせありき、或時從者一人を具して、近きあたり旅行せられき、旅屋につきて、從者は道の疲にたへずして、枕をとるやおそきと、寢入りぬるを、明阿は例のねられねばよびおこして、淋しきに今しばしかたらひてなとて、ものがたりしていねさせず、曉にいたりしかば、從者は大きにわびて、つとめていとまをこひて、獨り家にかへれりけるとぞ、をかしき物語なりけり、

〔古史徴一春〕古史徴のそへごと

吾が伊夫伎の屋の平田の大人、〇中略篤胤、往し文化八年の十月、おなじ學の徒ども相はかりて、柴崎直古が、江戸より歸るに、誘ひ率りて、吾郷へ請まをして、此國わたりの御弟子ども、夜晝うごなは

〔萬葉集 九挽歌〕天平元年己巳冬十二月、歌一首并短歌、
虛蟬乃、世人有者、大王之、御命恐彌、礒城島能、日本國乃、石上、振里爾、紐不解、丸寐乎爲者、吾衣有、服者奈禮奴、每見、戀者雖益、○下略

〔萬葉集 十八〕庭中花作歌一首并短歌○中略
之吉多倍乃、手枕末可受、比毛等可須、末呂宿乎須禮波、○下略

〔源氏物語 五十東屋〕かやうの朝ぼらけにみれば、ものいたゞきたるもの、、そにのやうなるぞかしとき、給も、か、るよもぎのまろねに、ならひ給はぬこゝちに、おかしうも有けり、

〔今昔物語 二十五〕源頼信朝臣男頼義射殺馬盜人語第十二
頼義モ其ノ音ヲ聞テ、○中略未ダ裝束モ不解デ丸寢ニテ有ケレバ、起ケルマヽニ、○下略

〔孝義錄 四十四筑前〕孝行者儀三次
儀三次は穗波郡內住村の文七が三男なり、○中略去年の春の頃より、祖母の病重りて、起臥も心のまゝならざりしを、○中略夜ごとに帶をもとかず、そのかたはらに丸寢して、身のいたみを撫さすり、○下略

〔後撰和歌集 二春〕ねやのまへに竹のある所にやどり侍て　藤原伊衡朝臣
竹近く夜床ねはせじ鶯のなくこゑきけば朝いせられず

〔足薪翁記 一〕とりんぼう
とりん坊のみにあらず、總てぼうといふ俗語は、みな嘲りて添ふるなり、其種々、○中略
朝寢坊　向の岡 延寶八年不卜撰　朝寢坊鶉うらみん草枕　笑夢
晝寢坊　富士石 延寶七年調和撰　春の日を二日にしたり晝寢坊　見扣○中略
長寢坊　同集 ○江戶廣小路、延寶六年印本、不卜撰、　朝顏のさこそ見るらめ長寢坊　不貫

使にかへしたびて、月をも御覽せで、御よるなればヽ此御ふみまいらするにおよばず、もし急事ならば、あすもてまいれといはせてかへしければ、使しぶるけしきながらもて歸りけり、

〔類聚名義抄七〕假寐（ウタヽネ）（ウヽタヽ子）

〔伊呂波字類抄人事〕寤（ウタヽネ）假寐、 寱 同假寐也

〔運歩色葉集字〕轉寐（ウタヽ子） 假寐 同 浮寐

〔易林本節用集言辭〕假寐（ウタヽ子）

〔書言字考節用集八言辭〕假寐（ウタヽネ）左傳註、坐眠曰假寐、毛萇云、不脱衣冠而寐也、

〔名物六帖人事四體動作用〕假臥（ウタヽ子）後漢紹傳、晝日假臥、

〔倭訓栞前編四字〕うたゝね　轉寢の義、俗にころびねといふ意也、

〔古今和歌集十二戀〕題しらず　小野小町

うたゝねに戀しき人を見てしより夢てふ物はたのみ初てき

〔書言字考節用集八言辭〕假寐（カリ子）

〔名物六帖人事四體動作用〕假寐（カリ子）左傳

〔源氏物語三十九夕霧〕いとめづらしき御ふみを、かたがたうれしうみ給に、この御とがめをなんいかにきこしめしたることにか、

〔後撰和歌集十二戀〕人のもとにまかりて侍に、よびいれねば、すのこにふしあかして、つかはしける、　藤原成國

秋の野の草のしげみはわけしかどかりねの枕むすびやはせし

秋の田のかりそめふしもしてけるがいたづらいねをなにゝつまゝし

〔名物六帖人事四體動作用〕假寢（カリ子）小學、假寐、閣前句讀、假寐不脱衣服而寐也、

〔平家物語六〕紅葉の事
あんげんの比ほひ、御かたたがひの行幸有しに、○中略いつも御ねざめがちにて、つや〳〵御しん。もならざりけり、

〔倭訓栞中編三十〕おしづまり。。。日中行事に見ゆ、御寢をいふ也、

〔日中行事〕御しづまりの程に、殿上の臺盤を校書殿のかべのもとに、よせかけさせて、たゝみよせて、その〳〵ふしあへり、

〔源氏物語二帚木〕ゑいすゝみて、みな人々すのこにふしつゝしづまりぬ、

〔倭訓栞前編四十五〕おほとのごもり。。。。伊勢物語、源氏に見ゆ、大殿籠の義、御寢をいふ也、韵會に、婦人稱寢曰宮、宮者隱蔽之言也といふに同じ、萬葉集に、大殿をつかへまつりて、殿ごもり、隱いませばと見ゆ、

〔類聚名物考人事十二〕おほとのごもり　大殿籠
夜のおとゞにこもらせ給て、御寢なるをいふ、轉ては只寢まするをもいふ、

〔塵袋六〕一御寢ヲヲトノゴモルト云フハ御殿ニ籠ル心歟如何
サモ申シツベキ事ナリ○下略

〔枕草子十二〕うへ○中略一のおまへのはしらによりかゝりて、すこしねむらせ給へるを、かれ見奉り給へ、今はあけぬるに、かくおほとのごもるべき事かはと申させ○藤原伊周給ふ

〔玉勝間八〕おひなそおよる。。。○中略
あづまにて寢ることをおよるといふ、御晝なる御夜なるといふことゝ也、○下略

〔古今著聞集五和歌〕永萬元年九月十四日、五更におよびて、頭亮の書札とて、かみやがみにたてぶみたる文を、頭中將家通朝臣のもとへもて來りけり、○中略もとのごとくかみやがみにたてぶみて、

矢度儞、略○中婆施稽矩謨、伊麻娜以嶓躡底、阿開儞啓梨倭蟻慕、

〔萬葉集　古今相聞往來歌十一〕正述心緒

人所寐、味宿不寐、早敷八四、公目尙、欲嘆

〔狗猧集　冬六〕夜雪の心を

夜ふるをしらぬは雪やねいりばな

〔倭訓栞　中編伊二〕いぎたなし　寢ぎたなき也、ねごきをいふ、

〔源氏物語　帚木二〕鳥もなきぬ、人々おき出て、いといぎたなかりけるよかな、御車ひきいでよなどいふなり、

〔攝津名所圖會　東生郡三〕難波村午頭天王綱引

毎歲正月十四日、產子の人は左右に分列して、大綱を爭ひ引て、其勝方其年福を得るといふ、さいつ頃、當國池田にも、此祭事ありて、十六七才ばかりなる角前髮の男、此綱引に出て、互に引爭ひ終りて、我宿に歸り、食もくはず、轉ながら寢て、起せども起ず、三日半寢續け寢にしたるといふ、

〔運步色葉集　天〕御寢

〔書言字考節用集　言辭九〕御寢成

〔類聚名物考　言語七〕ごしんなる　爲御寢

音語なり、俗におしづまるといふことは同じくて、御鎮の意なり、

〔今昔物語　二十四〕藤原爲時作詩任越前守語第三十

今昔、藤原爲時ト云人有キ、略○中年ヲ隔テ直物被行ケル日、爲時博士ニハ非トモ、極テ文花有ル者ニテ、申文ヲ內侍ニ付テ奉リ上テケリ、略○中內侍此レヲ奉リ上ゲムト爲ルニ、天皇一條○ノ其ノ時ニ御寢ナリテ不御覽成ニケリ、

勿令寢、これらを合せて心得べし、寢てふ言は、那奴泥と活くなり、○略 註又伊と云も、寢ことなるを、寢乎安宿、宿毛不寢など、重ねて云も常なり、

〔古事記上〕爾其后〇須勢理毘賣命取大御酒坏、立依指擧而歌曰、○中略 阿夜加岐能、布波夜賀斯多爾、○中略 麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀爾、伊遠斯那世、○下略

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、天皇適寐、忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、

〔萬葉集一雜歌〕大行天皇幸于難波宮時歌
倭戀寐之不所宿爾情無此渚崎爾多津鳴倍思哉、

〔土佐日記〕廿日〇承平五年正月、中略 夜はいもねず、はつかの夜の月いでにけり、

〔十訓抄六〕藤原相如は粟田殿はかなく成給にけるを歎て、うちぬることもせられざりければ、
夢ならで又もあふべき君ならばねられぬいをも歎かざらましとよみて程なく失にけり、

〔書言字考節用集八言辭〕〇惷ネムル 睡語也

〔名物六帖人事四動作用〕愍寢同上〔合璧夜話〕晝寢愍寢再解　熟寐柳宗元讀書詩、倦極更倒臥、熟寐乃一寤、　熟寢通鑑宋順紀、伺二帝熟寢一、

〔日本書紀雄略十四〕三年〇安康八月、穴穗天皇意將沐浴、幸于山宮、○中略 既而穴穗天皇枕皇后膝、晝醉眠臥、於是眉輪王伺其熟睡而刺殺之、

〔枕草子八〕うつくしきもの
おかしげなるちごのあからさまにいだきて、うつくしむほどに、かひつきてね。入たるもらうたし、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一ゆふべには五ッ以前に寢しづまるべし、夜盗は必子丑の刻に忍び入者也、宵に無用の長雜談、子丑にねいり、家財をとられ損亡す、外聞しかるべからず、

〔日本書紀繼體十七〕七年九月、勾大兄皇子〇安閑親聘春日皇女、○中略 乃口唱曰、○中略 矢自矩矢盧、宇魔伊禰、

りといふ、ねたりけるこゝろのしどけなき、いとよくにかよひたれば、いもうととき丶給つ、

〔倭訓栞前編奴二十一〕ぬ○中略 寢をぬ、といふは、ぬるの略也、○中略 古今集に、ぬとはしのばんといひ、伊勢物語に、女うちなきてぬとてと見えたり、

〔萬葉集一雜歌〕譽謝女王作歌
流經、妻吹風之、寒夜爾、吾勢能君者、獨香宿良武、

〔倭訓栞前編奴二十一〕ぬる○中略 寢るをぬるといふは、ねるの轉也、

〔萬葉集一雜歌〕幸讃岐國安益郡時、軍王見山作歌、○中略
山越乃、風乎時自見、寐夜不落、家在妹乎、懸而小竹櫃、

〔倭訓栞前編伊三〕い。ね。○中略 日本紀、万葉集に、寐をよめり、口語にもいねのよきあしき、又正月詞に、寢るをい。ね。つ。む。といふは、稻積の義也といへり、

〔萬葉集四相聞〕笠女郎贈大伴宿禰家持歌廿四首○中略
皆人乎、宿與殿金者、打禮杼、君乎之念者、寐不勝鴨、

〔倭訓栞中編伊二〕いぬる 寐をいとよみ、又ぬるとよめば、重ねいへる也、

〔和字正濫抄二〕寢 い。 朝寢等

〔古事記上〕爾其沼河日賣未開戶、自內歌曰、○中略 麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛、那賀爾、伊波那佐牟遠、○下略

〔古事記傳十一〕伊波那佐牟遠は、寐者將宿にて、遠は毛能遠と云意の辭なり、次なる須世理毘賣の御歌に、伊遠斯那世ともあり、萬葉二〔四十二丁〕に、奥波、來依荒礒乎、色妙乃、枕等卷而、奈世流君香聞、〔奈世流は寐而有なり〕五〔八丁〕に、夜周伊斯奈佐農、〔安寐不令宿なり、斯は助辭〕十四〔二十一丁〕に、伊利伎氐奈佐爾〔入來而寐よなり〕十七〔三十二丁〕に、吾乎麻都等、奈須良牟妹乎、〔奈須良牟は將寐なり〕十九〔十八丁〕に、安寢不令宿君乎奈夜麻勢、また安宿

〔干祿字書上聲〕寝寢〔上俗、下正、〕〔同去聲〕寑寖寢〔上俗、中通、下正、〕

〔釋名三釋姿容〕寐謐也、靜謐無聲也、

寢權假臥之名也、寢侵也、侵損事功也、

〔倭訓栞前編二十二〕ね〇中略　寢をよむはぬと通ず、宿も同じ、〇中略

ねる　寢ぬをねるともいへり、寐も同じ、

〔日本靈異記中〕極窮女於尺迦丈六佛願福分示奇表以現得大福緣第廿八〇中略

寐テチ　寢上知

〔日本靈異記上〕捉雷緣第一

天皇〇中略雄略　磐余宮之時、天皇與后寐大安殿、〇中略

寐〔氏語〕

〔八雲御抄三下人事〕寐　たび　かり　ひとり　あち　うたゝ　ひる　まろ　おびとかぬたびぬと

いへり

〔倭訓栞中編二十五美〕みねます　古事記に、御寢坐をよめり、今御寢なるといへり、

〔古事記中垂仁〕故天皇不知其之謀而、枕其后之御膝、爲御寢坐也、

〔古事記下仁德〕本坐難波宮之時、坐大嘗而、爲豐明之時、於大御酒宇良宜而、大御寢也、

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略　時伊弉冊尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已飡泉之竈矣、雖然吾當寢息、請

勿視之、

〔古事記中神武〕後其伊須氣余理比賣〇神武后　參入宮內之時、天皇御歌曰、阿斯波良能、志祁去岐袁夜邇、須

賀多多美、伊夜佐夜斯岐氏、和賀布多理泥斯、

〔源氏物語二帚木〕まろうどはね給ぬるか、いかにちかゝらんとおもひつるを、されどけどをかりけ

給へり、寢殿のしつらひ、或は南。枕。常の事也、白河院は北首に御寢なりけり、北はいむ事也、又伊勢は南なり、大神宮の御方を御跡にせさせ給ふ事、いかゞと人申けり、但大神宮の遙拜はたつみに向はせ給ふ、南にはあらず、

〔太平記二十六〕楠正行最期事

楠兄弟差違へ、北。枕。ニ臥ケレバ、〇下略

〔文德實錄四〕仁壽二年二月丙辰、散位從四位上和氣朝臣仲世卒、仲世〇中略天性至孝、年十九爲文章生、大同元年、爲大學大允、奉公忠謹、毎至寢臥、首向宮闕、

〔先哲叢談後編三〕越雲夢

雲夢雖有事故、未嘗東首而就寢、蓋不欲趾城方也、其家適有修造之事、雲不欲趾城方、依正室便房板障裱隔等不全具備、不得不爲東首、家婢置床東首、曰、今夜依修造、常寢不便、僅一宵耳、爲如此、雲夢曰、三十年不欲東首就寢、爲吾不忘君恩之大也、遂不聽、

〔拾芥抄下本諸教誡〕源信僧都四十一箇起請

應重禁制條々〇中略

一亥子寅此三時可寢、自餘不可眠、〇中略

已上四十一箇條、可如嚴精矣、

〔新撰字鏡目〕眡莫卑反、眠也、目合也、彌夫留、又伊奴、

〔類聚名義抄六七〕寐寐俗通、彌利反、イヌ、和ミ、フス　寐正俗寐　〔同文七〕寢人甚反、又音浸、オホトノコモル、イヌ　寑正

寢実俗　寐イヌ、子タリ、フス　寐俗寐字

〔運歩色葉集奴〕寢。寐ヌル

〔書言字考節用集八言辭〕寢。イヌル　寐同　寐ヌル　寢同　。寐ネル　寢同

〔倭訓栞中編三字〕うへぶし　著聞集に見ゆ、禁中に臥をいふ也、

○按ズルニ、上宿ノ事ハ、政治部上編宿直篇ニ其條アリ、參看スベシ、

〔書言字考節用集八言辭〕横陳ソヒブシ〇寢〇並同　副臥同河海抄

〔源氏物語四夕顏〕おくのかたは、くらうものむつかしと、女は思たれば、はしのすだれをあげてそひふし給へり、

〔源氏物語二帚木〕君はとけてもねられ給はず、いたづらぶしとおぼさるゝに、御めさめて、

〔類聚名物考人事十二〕臥法

寢臥に内外教の異なる有り、儒教にては東首にして北面なり、論語に見えたり、佛教にては北首にして西面なり、是を頭北西面ともいへり、是より僧徒はつねにこれにならふべきよし物に見えたり、仰向に臥を修羅臥といひ、うつ伏に寢を餓鬼臥といひ左を下にして臥を貪欲人臥といひて、出家は右を下にして寢ぬべしと有り、是を右脇臥といふ、蘇悉地經、または法花珠林等の書にも出たり、

〔元亨釋書一傳智一〕釋最澄、〇中略夏六月〇弘仁十三年四日、於中道院右脇而寂、年五十六、

〔禁秘御抄上〕一清涼殿〇中略

夜御殿

四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、東〇枕、疊御座敷之、

〔侍中群要四〕上宿事

入夜御殿之後、隨女官告、長女御厠人也參宿鬼間、仰殿司、以殿上疊令敷件所、以履置殿司庇、臥時北〇枕、若東枕也、

〔徒然草上〕夜のおとゞは東御枕なり、おほかた東を枕として、陽氣をうくべき故に、孔子も東首し

〔男子女子前訓上〕口教

一朝おひになり候はゞ、手水をおんつかひなされ候て、まづ神様を御拜みなさるべし、

〔孝義錄二十一陸奥〕忠義者半助

半助は、〇中略日ごとに朝とく起て水をあび、垢離とりて後につとめけり、

〔石田先生事蹟〕平生朝は未明に起きたまひて、手洗し、戸を開き家内掃除し、袴羽織を著し給ひ、手洗し、あらたに燈をけんじ、先づ天照皇太神宮を拜し奉り、竈の神を拜し、故郷の氏神を拜し、大聖文宣王を拜し、彌陀、釋迦佛を拜し、師を拜し、先祖父母等を拜し、それより食にむかひて、一々頂戴し、食し終りて口すゝぎ、しばらく休息し講釋をはじめ給へり、

〔類聚名義抄五ト〕臥五貨反和具リ　フス

〔易林本節用集不言辭〕臥フス

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略時伊弉冊尊爲軻遇突智所焦而終矣、其且終之間臥生土神埴山姬、及水神罔象女、

〔日本書紀二神代〕其矢落下則中天稚彥之胸上、于時天稚彥新嘗休臥之時也、

〔古今和歌集三夏〕寬平御時、きさいのみやの歌合のうた、　きのつらゆき

夏の夜のふすかとすれば郭公鳴一こゑにあくるしのゝめ

〔枕草子二〕にくきもの

ねぶたしとおもひてふしたるに、蚊のほそこゑに名のりて、かほのもとにとびありくはかせさへ、みのほどにあるこそいとにくけれ、

〔太平記二十〕長崎新左衞門尉意見事附阿新殿事

阿新、〇中略或夜雨風烈シク吹テ、番スル郎等共モ、皆遠侍ニ臥タリケレバ、〇下略

アリ、此頃マデハ、通用ノ俗語ニ、古言ノ殘リタルコト多ジト見ユ、中右記歟、目覺ルコトヲ、畫成ト記セシト覺ヘタリ、今婦女ノ辭ニオヒンナルト云ハ、此轉語ナリ、○中略靜曰、邯鄲ノ能ニ、盧生ガ邯鄲ノ里ニテ、旅宿セシ處ニ、仙枕アリテ、粟ノ一炊ノ間ニ、五十年ノ榮華ノ夢ヲ見テ覺ントスルトキ、狂言ノ女ガ出テ云フ言葉ニ、イカニオ旅人、粟ノオダイガイデキ候、トウ〳〵オ畫成レヤト云ナリ、是モ古代ノ言葉ヲ傳ヘタリ、

〔九條殿遺誡〕先起稱屬星名號七遍、〈微音○中略〉次取鏡見面、次見曆知日吉凶、次取楊枝向西洗手、次誦佛名、及可念尋常所尊重神社、次記昨日事、〈事多日々可記之○中略〉次服粥、次梳頭、〈三箇日一度可梳之、日々不梳、○下略〉

〔めのとのさうし〕あしたのさのみよるからおきて、人づかひのきびしきもあしく候、又あまりあさいねひさしきも、きたなきものにて候、よきほどに御ひるなりて、御てうづきるていに御さたあり、○下略

〔身のかたみ〕十一、朝おきの事、さのみいかなる大人も、いたづらにあさふしして、おきあがりて、かほのゆくへもしらず、ほれまどひたるありさまみにくし、○下略

〔宗五大草紙上〕人の召仕れ候仁心得らるべき事
一若き人可被心得事、朝には早くおきて、鬢をかき髮をゆひて、親の前へ出べし、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一朝はいかにもはやく起べし、遲く起ぬれば、召仕ふ者まで由斷しつかはれず、公私の用かくなり、はたしては必主君にみかぎられ申べしと、ふかくつゝしむべし、
一ゆふべには五ツ以前に寢しづまるべし、○中略寅の刻に起、行水拜みし、身の形儀をとゝのへ、其日の用所妻子家來の者共に申付、扨六ツ以前に出仕申べし、古語には子にふし寅に起よと候得ども、それは人により候、すべて寅に起て得分有べし、辰巳の刻迄臥ては、主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん、日果むなしかるべし、

やよひのついたち、雨そぼふるにやりける、

おきもせずねもせで夜を明しては春のものとてながめくらしつ

〔源氏物語二帚木〕君はとけてもねられ給はず、○中略やをらおきてたちぎゝ給へば、○下略

〔古今和歌集十一戀一〕題しらず　　よみ人しらず

つれもなき人をやねたく白露のおくとはなげきぬとは思ばん

〔小大君集〕正月一日のことなるべし

いかにねてをくるあしたにいふことぞ昨日をこぞとけふをことしと

〔書言字考節用集八言辭〕夙興夜寢（ツトニオキヨハニイヌル）毛詩

〔俚言集覽同〕朝起は七の德あり　明心寶鑑、景行錄云、觀朝夕之早晏、可以驗人家之興替、　傳家寶、早起三光、遲起三慌、

〔書言字考節用集八言辭〕寐起（ネオキ）

〔枕草子二〕七月ばかりいみじくあつければ、よろづの所あけながら夜もあかすに、月のころは、ねおきて見いだすもいとおかし、

〔玉勝間八〕おひなるおよる

女の詞に、人のねたるがおくることを、おひなるといふ、伊勢などにては、おひるなるといふ、あづまにて寢ることをおよるといふ、御晝なる御夜なるといふこと也、

〔類聚名物考人事十二〕ひるなる

起る事なり、今關東の俗にはひんなるといふなり、思ふに寢たるまは夜のさまなるが、おくれば晝となるの意なるべし、古事記には、此如の字をみな奈須とよめり、如晝の意もあらんか、

〔甲子夜話十四〕林曰、承應ノ頃ノ官ノ日記ニ、大君御目覺ノ刻限ヲ記シタルニ、云云卯時御晝成ト

起

らかなりや、

〔書言字考節用集八言辭〕擧動白文集 擧止同

〔倭訓栞中編十三多〕たちふるまひ　長恨歌の擧止をよめり、たちいふるまひともいへり、起居擧動の意也、又立舞振舞といふも、體源抄にみゆ、

〔竹馬抄〕一人の立振舞べきやうにて、品の程も心の底も見ゆるなれば、人めなき所にても、垣壁を目と心得て、うちとくまじきなり、〇下略

〔枕草子九〕つぎの間に、ながすびつに、まなくゐたる人々、〇中略御ふみとりつぎ、たちゐふるまふさまなど、つゝましげならず、物いひゑわらふ、

〔書言字考節用集九言辭〕行住坐臥ギヤウヂウザグワ住坐臥、佛書以行住坐臥四威儀　起居動靜

〔倭訓栞中編二十三美〕みぶり　容儀をいふ、身のふりなり

〔俚言集覽比〕人のふり見て我ふりなほせ　論語、見賢思齊焉、見不賢而內自省也、

〔倭訓栞中編十五都〕つまはづれ　爪端の義、擧動に就ていへり、俗語なり、

〔類聚名義抄一〕起音豈 オ タ オコス

〔倭訓栞前編四於〕おく〇中略　起をよめり

〔古事記中垂仁〕故天皇不知其之謀而、枕其后之御膝、爲御寢坐也、爾其后以紐小刀、爲刺其天皇之御頸、三度擧而、不忍哀情、不能刺頸而泣淚、落溢於御面、乃天皇驚起、問其后曰、〇下略

〔日本靈異記中〕極窮女於尺迦丈六佛願福分示奇表以現得大福緣第廿八

聖武天皇世、奈羅京大安寺之西里有一女人、〇中略罷家而寐、明日起見于門椅所有錢四貫、〇下略

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、ならの京ははなれ、此京は人の家まださだまらざりけるときに、西の京に女ありけり、〇中略それをかのまめ男、うち物かたらひて、かへりきていかゞ思ひけん、時は

古事類苑

人部十三

動作

人ノ起居動靜ニ關スル事ヲ收載シテ、名ケテ動作篇トス、而シテ拜、揖、跪、蹲、平伏、膝行等ノ事ハ、禮式部敬禮篇ニ載セ、舞、踊ノ事ハ樂舞部ニ、水練ノ事ハ武技部ニ、各〻其篇ヲ設ケタレバ、宜シク參照スベシ、

〔類聚名義抄 八 力〕擧動 フルマヒ

〔書言字考節用集 九 言辭〕周旋(フルマヒ) 擧動(同) 擧止(同) 行迹(同)

〔遊仙窟〕自然能擧止(フルマフ)、行坐風流也、擧動也、止息也、住也、

〔倭訓栞 前編 二十六 不〕ふるまひ　遊仙窟に擧止、日本紀に進止をよめり、振舞の義也、よて文選に翔をよみ、或は翔字をもよめり、設字は韵書に考へ得ず、

〔貞丈雜記 十五 言語〕一ふるまひと云は、振舞とも擧動とも書也、人の身のふりまはしを云也、然るに客人などに食物を食はするを、ふるまひと云はあやまり也、

〔日本書紀 十三 安康〕四十二年○允恭 十二月、大泊瀨皇子○雄略 欲ㇾ聘瑞齒別天皇○反正 之女等、女名不ㇾ見諸記 於ㇾ是皇女等對曰、君王恒暴强也、○中略 若威儀(フルマイ)言語如毫毛、不ㇾ似ㇾ王意、豈爲ㇾ親乎、

〔日本書紀 二十二 推古〕豐御食炊屋姫天皇、○推古 中略、姿色端麗、進止(ミフルマヒ)軌制、

〔源氏物語 二 帚木〕もとのねざしいやしからぬが、やすらかに身をもてなしふるまひたる、いとかは

らすくなくなりぬ、此頃に至りては止しやうなり、其始はいつの頃よりかしらざれども、享保十四年己酉四月廿五日、願人共なぞはんじ物板行いたし、町々へ持廻り候儀、無用に可致候旨、奈良屋にて申渡これあり、

〔塵塚談下〕當戌年十月より、淺草觀音境内奥山え、頓智なぞと云看板をかけ、盲坊主廿一二歲と見ゆるもの出たり、見物一人に付、錢十六文宛にて入る、見物人より、なぞをかけるに、更にさし支る事なし、解けずといふ事なし、若解けざる時は、掛し人へ、景物に蛇の目の傘などをくれる事也、故に見物の人景物を取らんと、なぞをかける人多し、たま〳〵解ざるなぞ出る事も有よし、此者の才覺頓智なる事を感心驚ざるものはなし、奇なる盲者にて、奥州二本松の產なるよし、撿按保己一が類の奇人と云べし、

判じ物

黒イものは　田舍もの、綿帽子
四角な物は　豆腐の耳
くゝるものは　山ねこ廻しの手
車でする物は　文七元結の尺八の音色
三年ホドハヤル、後御停止ニナル、
ケ樣ナル物ハ付ハ、今ハ七八歳ノ小兒モ云棄ズ、時世ノ是カ非カ、
〔嬉遊笑覽三詩歌〕古への謎合をみるに、なぞ何々のものと謎書あり、俗にも。の。は。といふも是なり、故に寛保のはじめ謎付といひしは、今の物は付なり、
〔嬉遊笑覽三詩歌〕又判じ物といふも即謎ながら、其内書畫などにて、曉らせたるをいふ、淨瑠璃十二段數だうらん野中の清水のたとへとは、ひとり心をすますとや、つゝゐの水の心とは、やるせもなきとの仰かや、尺なし帶のたとへとは、結びかねたとの給ふかや、きのふはけふの物語に、御茶を進上申せ、もみぢにたて丶參らせよ、こうようたてよと申事ぢや、同物語、ふろやにかう〳〵ふろといふが有、これはいかなるいはれやらんといへば、ふかうにおよばぬ、醒睡笑に、いづれもおなじことなるに、常にたくをば風呂といひ、たてあけの戸なきを、柘榴風呂とはなんぞいふや、かゞみいるとの心なり、
判じ物、歌林雜話に、上京に新城の出きし正月に、御門のからゐしきに、われたる蛤貝を九ッならべ置たり、いかなる心ぞしる人なかりしに、信長公さとき御智惠にて、これは公方の御心うつけて、くがいかけたるといふことを、京童が笑ひて、したる物ぞと、さゝやかせ給ひしとなり、○中略畫人坊の判じ物を、厚手切を小くきりて、摺たるをもてきて錢を乞ふ、明和二年の川柳點の句に、一つかみやりながらきく判じ物、こは文化の末の頃迄は、多くもてありきしが、其後はおのづか

謎付

日被╴仰下╴之故也、昨日持參之處、御聯句無╴骨之間不╴進、他人無╴此類╴、余始而沙汰之、○中略

ふる雨の晴ぬるあとや草の露　路也

こゑはうへなり萩の下かせ　御器　發句脫後日直╴進之╴

曉の月のいる後まとろみて　茜（アカネ）

菊のうへはらへは露のあともなし　杏

鐘にかばかり夢ぞみしかき　粥

草にこゑある萩の下かせ　齊基

立かへる旅とてたれをさそはまし　直垂

みるをはじめのあづまぢの末　道

春のくる方より花のほころびて　東方朔　尭　此分可╴然之由被╴仰下╴

山の尾上ぞまづかすみぬる　鐘　松山洞

〔新增犬筑波集春〕玉をつり緒の青柳の糸

　春風にぶらめき渡る松ふぐり

　永き日門にたてる傾城

傾城の門立といふなぞは、まつふぐりととくゆゑなり、

〔我衣〕又寬保元年ノ冬、ナゾ付トテハヤル、點者ヨリ題ヲ出ス是ハ今イ物ハ付ナリ、

　赤イものは　黑イものは　車でする物は　四角なるものは　くゝるものは

カヨウナル品十種ホドヅヽ書テ、イヅレナリトモ心付タル題ヘ付ル、料十銅ニテ、一番勝百疋、夫

ヨリダン〳〵下ル、是モ赤紙ニ有、タトヘバ、

赤イものは　親の讓りの黑小袖

あさりせし浦を見しかばわたつうみの磯のはまぐり色こかりしを

右　としの内にときをうしなふもの

ひととせに夏なしとだに思ひては〇下闕

左のいふやう、年の内に時をうしなふ物とあるは、あつくるしきほどなれば、くだ物はなつなしと思ふにやあらむ、右のいふやう、わたのはらの戀ぢは、あま人のもすそ忘るゝはまぐりなどいひて、これもかれも心ゆきいとおかし、ぢ、

左　なぞおと、ひよりうそぶきかたにいとはるゝもの

千早ぶる神のやり水よどなれてけふみかはぢのおそろしき哉

右　はきものならべたるいのりのし

はき物もふたつならべてつとめこしくつ〳〵ほうしいづこ成らむ

左のいふやう、はきものならべたるいのりのしは、夏の末秋のはじめに籠するくつ〳〵ほうし歟、右解難かりとぞうけ日古天たの事を〇右以下恐有誤字ゐこゝろよくときやらず、かゝれば

左みかは地とくかちぬ、

左　なぞおほそらにつはものゝきたる

弓はりのかたとの月を山のはにそらつはものゝいるかとぞみる

右　なぞあてならぬたき物

〔明月記〕嘉祿二年二月十日、午時許參大納言殿、〇北邊大宮、中略少將知家卿參入、信實朝臣、家長朝臣等在御前、被尋頭中將未時許參入、着直衣、即以清定為講師、被讀上三首題、並有連歌、賦何。乎何。乎。自然及五十韻、乘月退出、

〔宣胤卿記〕文明十三年五月五日己卯、顯乘來、今日謎連歌付侍從中納言、禁裏可書進之由、以彼卿先

いそのかみふるめかしかのするものは花橘のにほふなるべし

右　なぞあづまのかたにひらけたるもの

東路のえづの垣ねの卯花はあやなくなにととふぞはかなき

左右そのことをば思ひえながら、ことはじめにかくまくといふ、左にやありけむ、かたみにしらずとて、とかずなりぬ、ぢにさだめて、をのがかた／＼、とくことのわすれがたければ、花たちばなにやあらむ、右はやまかつのかきねなる、うのはなかとて、地にさだむ、

左　なぞなを名のり人だのめなるもの

たのめつゝなつくよもなしほとゝぎすかたらふことのあらばこそあらめ

右　なぞうつくしかりし物

うつくしと思ひにしかば撫子の花はいづれの秋かわすれん

左のとふやうは、うつくしかりしものは、おひたちてのちは、うとましかりけれど、をさなかりしほどを思へば、なでしこかといふ、

右かた思ひえたりけれど、つねにぢならむもむつかしとやありけむ、

左　なぞおやをわすれぬ闕○歌

右　なぞちとせまでおとづれぬ

今こむといひしばかりを命にて杉のこずゑといふぞわりなき

右のいふやう、おやをわすれぬは、こだかき杉のはゝそなりといふ、左はさま／＼思ひえたれど、いづれならんとおもふ程に、ひさしくなりぬとて、まけぬとさだめつれば、左のいふやう、よしさらばなにぞととへば、ちぎりし人を杉のこずゑといふにやあらんとて、

左　わたのはらの戀ち

ぞなぞといふほどいと心もとなし、天にはりゆみといひ出たり、右のかたの人は、いとけうありと思ひたるに、こなたのかたの人は物をおぼえずあさましうなりて、いとにくゝ、あいぎやうなくて、あなたによりてことさらにまけさせんとしけるぞなど、かたときの程におもふに、右の人おこに思ひてうちわらひて、やゝさらにしらずと口引たれて、さるがふしかくるに、數させ〳〵とてさゝせつ、いとあやしき事、是しらぬ輩たれかあらん、さらにかずさすまじとろんずれど、しらずといひいでんは、などてかまくるにならざらんとて、つぎ〳〵のも此人に論じかたせける、いみじう人の知たる事なれど、覺ぬ事はさこそはあれ、何かはえしらずといひしと後に恨られて、罪さりける事を語出させたまへば、おまへなるかぎりはさはおもふべし、口おしく思ひけん、こなたの人の心ちきこしめしたりけん、いかににくかりけんなどわらふ、これはわすれたることかは、みなひとしりたることにや、

〔小野宮右衞門督家歌合〕その、宮の右衞門のかみのきむだちの、物がたりよりいできたりけるなぞあはせ、左あをきうすやうひとかさねにかきて、松のえだにつけたり、かくなむ、

我ことはえもいはしろのむすび松千とせをふとも誰かとくべき

右はむらさきのうすやうひとかさねにかきて、あふちの花につけたりしは、かくぞ、

おくていねの今はさなへとおひたちて待てふるねもあらじとぞ思

かくてえとかぬをば、そのがかた〳〵にとかせて、かちまけをさだむるに、人の心いづれもいづれもおなじやうなりければ、いとよくときつゝ、ぢにてあはせ〳〵たるにあなり、なかにかしこくもあらぬことに思ひあなづりたるにやありけむ、えたしかにとかず、右かたにかずひとつさゝれてまけぬ、

左　なぞこのごろにふるめかしきかかするもの

（實方朝臣集）小一條殿の人々、なぞ〳〵物がたりす、

かたすまけすの花の上の露

といひけるに

すまひ草あはする人のなければや

（枕草子七）故とのなどおはしまさで、世の中にこと出き物さはがしく成て、宮又うちにもいらせ給はず、小二條といふ所におはしますに、何ともなくてうたてありしかば、久しう里にゐたり、御まへわたりおぼつかなさにぞ、猶えかくてはあるまじかりける、○中略日ごろになれば、こゝろぼそくてうちながむるほどに、おさめ、文をもてきたり、○中略御かへりまいらせて、すこしほどへてまゐりたり、いかゞとれいよりはつゝましうて、御木丁にはたかくれたるを、あれは今まいりかなどわらはせ給ひて、にくき歌なれど、此おりはさもいひつべかりけりとなん思ふを、見つけては志ばしえこそ慰むまじけれなどのたまはせて、かはりたる御けしきもなし、わらはにをしへられしことぞなどけいすれば、いみじくわらはせ給ひて、さる事ぞ、あまりあなづるふる事はさもありぬべしなど仰せられて、つゐでに人のなぞ〳〵あはせしける所に、かたくなにはあらで、さやうの事にらう〳〵しかりけるが、左の一番はをのれいはん、さ思ひ給へなどたのむるに、さりともわろき事はいひ出じとえりさだむるに、其詞をきかんいかになどとふ、たゞまかせて物し給へ、さ申ていと口おしうはあらじといふをげにとおしはかる、日いとちかふ成ぬれば、猶この事の給へ、ひざうにおかしき事もこそあれといふを、いさしらず、さらばなたのまれそなどむつかれば、おぼつかなしと思ひながら、其日になりて、みなかた人のおとこ女ゐわけて、殿上人などよき人々おほく居なみてあはするに、左の一ばんにいみじうよういしもてなしたるさまのいかなる事をかいひ出んと見えたれば、あなたの人もこなたの人も、心もとなく打まもりて、な

にはなれてきがのこるといふなども、雅俗の分は、自殊なりといへども、おもむきは絕て相似たりといふべし、

〔嬉遊笑覽三詩歌〕文字を謎にすることあり、無惡善し、子のこのし、などの類也、千載集に、季通、ことごとにかなしかりけりむべしこそ秋の心は愁といひけれ、こはむべ山風の歌の類にて、謎にはあらず、文字を解るなり、見る石の面に物はか、ざりきといへるは、謎といふべし、池田正式が、狂歌合に、蘭を草ふきに門をかまへて、西かはのむかひにあきの花ぞかほれる、是いま童のいふ草冠やはたちの下に門建て、とうや東やらんやあら、ぎ、といへるに似たり、漢土の字謎といふものゝ是なり、桂花叢談、書畫太保令狐相出鎭淮海、日、支使班蒙與從事俱遊大明寺之西廊、忽覩前壁題云、一人堂々、二曜重光、泉深尺一、點去冰旁、二人相連、不欠一邊、三梁四柱烈火燃、添却雙勾兩日全、諸賓至而顧之、皆莫能辨、獨班支使曰、一人非大字乎、二曜者日月、非明字乎、尺一者寸土、非寺字乎、點去冰旁、水字也、二人相連、天字也、不欠一邊、下字也、三梁四柱烈火燃、無字也、添却雙勾兩日全、比字也、以此觀之、得非大明寺水天下無比八字乎、衆皆恍然曰、黄絹之奇智亦何異哉、また雞肋編宋莊綽筋展之謎載予前史鮑照集中亦有之、如一士弓張泉非衣金卯刀十里草之類、其原出于反正止戈、而詩人因字作謎とありて、王介甫が作れる字謎を多く擧たり、

〔北邊隨筆四〕なぞ〳〵

又落書といふ事あり、江談抄云、嵯峨天皇之時、無惡善といふ落書、世間嘗多々也、篁讀て云、无惡善讀云々、天皇聞給天、篁所爲也、被仰天、豪罪之處、篁申云、更不可作事也、才學之道、然者自今以後不可絕申云々、天皇尤以道理也、然者此文可讀被仰令書給とて、さま〳〵よみにくき事どもをあけられたり、此落書といふ物も、なほなぞ〳〵に似たるわざなれど、なぞ〳〵は、今俗にいふに同じかるべし、

字謎

〔甲陽軍鑑品第三十五十一〕一永祿十二年巳の七月中は、信玄公御内談あり、〇中略其時馬場美濃守より、早川彌三左衞門と云者を使として、内藤修理殿へ、なぞをかけらるゝ、いとげの具足、敵をきる、なに、内藤則とかるゝ、小太刀、馬場開て、本手よりは、ましなりとほめらるゝ、是は馬場美濃も、内藤修理も、日來なぞずきにて如此、使の早川彌三左衞門ゆきもとりともに、鐵炮手二ケ所負申候、〇中略十月八日〇永祿十二年には、信玄公〇中略一戰をいそぎ度思召候へども、山縣をはじめ、ゆうぐんの八備を、にろねより、志田澤の道へおりて、おしかへり、ちやうしやの首尾あふ事、おそき子細は、八かしらの人數、五千あまりなるをもつて、かくのごとし、然れどもよき時分におしつけ、山縣三郎兵衞備さきのみゆる時に、小荷駄奉行内藤修理方より、寺尾豐後を使にして、馬場美濃守かたへ、なぞかくる、待よひに更行かねのこゑきけば、あかぬ別の鳥は物かは、馬場美濃守則ちとく、車牛、はなれ牛、道もどるなり、〇下略

〔三養雜記一〕字謎

大覺禪師卽心是佛頌に云、有節不竿竹、三星繞月宮、一人居日下、弗與衆人同、節の竹冠を除けば、則卽の字なり、星の如く三點して、下に半月をおけば、心といふ字なり、日下と書て、下に一の人といふ字をおけば、是の字なり、弗と人と同ずれば、佛の字なり、これ字。謎。の詩なり、四箇口盡皆方、十字在中央、不得作田字、道不得作器字、これは詩にあらで字謎なり、解て圖字の謎とせり、予かつて和漢の字謎、離合詩、隱語の類を集め二巻とし、猜謎と名づく、古歌に、雪ふれば木毎に華ぞ咲にけるいづれを梅とわきてをらまし、といふは、梅字をわかちて詠なり、吹からに秋の草木のしをるればむべ山風を嵐といふらん、といふも、嵐字をわかちよめるなり、近來の唄淨瑠璃の文句にも百日曾我近松門左衞門作に、言しがらむから糸のとくにとかれぬ下心といへるは、戀といふ字の謎なり、江戸節夜の編笠に、山にも松のみだれ髮といふも、謎にみだれるといふ訓あればなり、今の童謠に、松といふ字は木邊に公よ、きみ

文字のこる、是等も右の類ひ歟、

〔寒川入道筆記〕謎語之事

一春夏秋冬を昆布に裹だ、何ぞ、　小式部

一ふすべぬかわ衣打きせた、何ぞ、　北白川

一焼亡打れした、何ぞ、　人丸

一股癩のたぬき、何ぞ、　枕

一むらさきの袈裟すみ染の袈裟、何ぞ、　さゝ

一山がらが、山にはなれて、去年ことし、何ぞ、　唐錦

一山々に風が入た、何ぞ、　嵐山

一わたましのあした、何ぞ、　すみ染の袈裟

一くさゝにさつた、何ぞ、　かいでの木

一ほの／＼とあかしのうらの朝ぎりにしまかくれ行舟おしぞおもふ、このうたは字あきにて候、何ぞ、　筆

一古今の序やぶれて、歌人の中絶る、何ぞ、　きんかん

一酒の入物十、何ぞ、　すゞむし

一あかぬわかれ、何ぞ、　はなれうし

一田、何ぞ、　もみぢ

一花、何ぞ、　なるみ崎

一はらから、何ぞ、　鏡臺

一太山路や深山がくれの薄もみち紅葉は散てあとかたもなし、何ぞ、　茶磨〇下略

聞元來承命所之謠曲一番述作之、以正月廿八日獻之、稿有別卷、以此餘暇急卒之解也、追而可遂再考於上卷者、以諸書散在之何曾雜考、他日欲輯錄矣、

本居內遠

〔三養雜記 一〕なぞ〳〵

後奈良院御撰何曾といふ書あり、羣書類從にも收めたり、そのかみのなぞ〳〵は、今やうとはすこしく異なり、予かつてきゝたるに、こばたひつくりかへして七月半を、たばこぼん、雀が利を持ながら目をぬかれ、されども子をば羽の下にありを、硯ばこ、うみ中てんだうして月なかなかすますを、蔦葛(つたかづら)あさつてはあたご參りを、たまごと解ける類、大かたこのおもむきなり、今兒戯にいへるが中にも巧拙あり、破れ障子とかけて、冬の鶯ととく、心ははるをまつ、こはれ三味線とかけて、男の氣性ととく、心はひくにひかれぬ、などやうのことあまたあれど、鄙俚なるものゝみいと多し、

〔翁草 五〕勅製謎の御歌

秋風のはらへば露の跡もなし荻の上葉もみだれてぞ散る

是を月と解く、心は上の句露の跡なければ、つ文字也、下の句荻の上ばを散らせば、き文字のこる故に、月と成、其頃謎を好ませられ、勅製あまた有しとて、人のいへるは、四國の刀、麻糸ととく、心ハ阿波、讃岐、伊與、土佐の片名也、

待宵にふけ行かねの聲きけは　　くるまうし(車牛)

あかぬ別れのとりはものかは　　はなれうし(放牛)

是らも勅製とかや云める、實否は不知、

渭北春天樹　江東日暮雲　是を霧と解　心は、渭北――退き、江東――退く、右の跡はもの一

三輪の山もりくる月は影もなし　杉枕

三輪の山は杉を古事によりて神木とするより杉といふなり、もりくる月の影なきは眞闇の意なり、（杉枕は杉木にて製したるなるべし、旅枕にて影還しあるかとおもへど、語調たがへば、さにあらじ、）上の語は何者と問かけたる語にて、是により て何曾といふなり、下なるは、それを解たること葉なり、以下皆同じていはず、一々准へてし るべし。○中略

上を見れば下にあり、下を見れば上にあり母の腹を通つて子の肩にあり、　一

上の字の下の畫は一なり、下の字の上畫も同じ、母の字の中腹をつらぬき通じたるも、子の字の肩に引たるも皆同じく一の字なり、かくさま〲にいふも、何曾の一格なり、是をかねては一の字四つなりなどいふは、たとへなどの例をひろくしらぬ誤なり。○中略

鐵の柱に綱つけて綱をば引かで柱をぞひく　針

かねのはしらは、針をたとへいふにて、綱つけては、針に糸をつけたるたとへなり、柱に綱(ツナ)つくるは、柱をひくべき爲なるべきを、今いふ所にかへりて綱は引かずして、柱のかたを揃引て、綱をそへてうごかすなりといひて、物縫ふさまをたとへ、全章みなたとへていふ何曾の一種の體なり。○中略

谷の虎　たゝうがみ

たにはたの字二つの意にてたゝなり、寅は十二支の卯の上にあれば、つらねてたゝうがみと解きたり、簡易(コトスクナ)にいひてたゝみにおもしろし、すべて何曾いひかけたる語は長く、解きたる語は短き物なるに、是はかけたるも、解たるも五言にて、同じほどなるはめづらし。○中略

嘉永二年正月十一日、君上自去年十二月御所營中爲御慰加注解可差出旨承命、自即日起稿、創半爲中卷淨書、而同十七日獻之、爾來卒稿、以下又淨書爲下卷、竟酉二月朔日再獻之、右畢數日之

ちりはなし　　はいたか

田　　もみぢ

いもじ　　かながしら

御おんばくだい　　ふちだか

七日にまはりて人さすむし、　　尺八

うみなかのかへる　　つた

母には二たびあいたれども、父には一度もあはず、　　くちびる

三位の中將は、何ゆへうたれ給ふぞ、　　なら火鉢

四季のさきに鬼あり　　花あふぎ

花の山ははなの木、は丶その森はは丶その木、　　山もり

梅の木を水にたてかへよ　　海

鷹心ありて鳥をとる　　應

嵐は山を去て、軒のへんにあり、　　風車

竹生嶋には山鳥もなし　　笙

道風がみちのく紙に山といふ字をかく　　嵐

みやつかひかひこそなけれ身を捨て来はさかさまに引は何ぞも　　八はし

情有人の娘に心かけゆふぐれことにこひぞわづらふ　　姫小松

もろこしにたのむ社のあればこそまいらぬまでも身をばきよむれ　　唐紙せうじ（中略）

永正十三年正月

〔後奈良院御撰何曾之解〕後奈良院天皇御撰何曾

一西行はさとりて後髪をそる　　經
一あま日にひまなし舟の上狼のそこ　　鍋
一紅の糸くさりて虫となる　　虹
一水魚ノ〳〵双テ成字　　漁人
一風終成雨聲　　香、又せウ、麗名
〔後奈良院御探何曾〕三輪のやまもりくる月はかげもなし
あかしの浦には月すます
滝のひゞきに夢ぞおどろく
ゆきは下よりとけて水のうへそふ
春は花夏は卯のはな秋楓冬は氷のしたくゞる水
おと、ひもきのふもけふもこもりゐて月をも日をもおがまざりけり
おもふ事いはでたゞにややみぬべき我にひとしき人しなければ
ろはにほへと
ろはにほへと
いろはならへ
いちご岩なし
さい
やぶれ蚊帳
みづ
まへなは目あき、うしろなは目くら、

すぎまくら
はりまくら
あいさめ
弓
しきがは
御神楽
おしき
岩なし
さきおれかんな
かんなかけ
ちご
とのいもの
かいる
ゆでなし
み、ず

一法華經は無二亦無三、法師品は只中、　法師

一日吉祭は中申二あれば、下申、さき追はらふてさき、　日から

一關白申に及ばずとて、山城守をはなしをかれたり、　關山

一さか月を、ねざめにめさゞるは、よしなきとゞけゆへ、　きつね戸屆トツ

一世中の人は、道理ありながら無道也、　ひよどり

一かりはひかしと、花をかへるゆへ、　かなは

三月四日戊寅、申剋參內衣冠番也、〇中略今日新作之なぞだて注進之、解進之、解樣は不付進、

一やどの柳よなど花のころ　花のなきところ

一海棠はむげに匂もなけれども、欺冬にはまさりしを吹ちらしぬ、　板屋

一陶淵明が門ニうへし木は、なばかりに成ぬれども、文字のあとはのこれり、　梨

一堰にせきこめられて、水さかさまにながる、　泉

一秋色維慶五行終　泉

五月五日己卯、〇中略又別紙注之進親王御方、解樣ハ不付之

一とし立かへる年のはじめ　シトヽ

一梅の木を水にたてかへよ　海

一やの軒のあやめ　雨

一氷の上魚躍て、孝子の例をのこす、　孔子又小牛

一無上無二なるは、雪のうちの箏、　巫カンナギ

一空ニ入てうへを飛去、列子が乘物　迦葉

一そのかみうせしうら島かへる　マシラ

一うはぎゐしたる雪はいつもこそむれ右衞門督作進之、

きつね

一やまのかねこゝろありて、野に水あり（勸修寺中納言作、經廣稱進之、これはよろしからず、）

さんせうのかは

重てなほ可作進之由被仰下之間、又申入分、

一さけのさかな　余作進之、袈裟と解べし

一くつのうらを穿て、いさごにすこしのこゝろあり、（右衞門督作進之）くしと解べし、

一けんちやうじのさむ門に、ちやうもんもなし、門もなし、（菅原和長作進之）源氏の一門とゝく、これは舊院の御さくにありし、ことにてには相違、以外の由、たゞりおほせ下され、和長赤面、眞實新作の由申之、尤不審、

一うぐひすのわかきこゝろをたづねて、木々のうへにあり、勸修寺中納言申之、是は一向不得其意、作者所存被尋下、四句のうへの字をとりてうはたきと申之太不可然之由被仰下、又被尋下分、兩度に三ツゝ、

一ゆめかへりて、よゐすきぬ、　めゆゐと爲廣卿とき申

一あふぎやぶれて、ふたつになる、　あきと余申之口のよし被仰下、

一（先規）せんきのれいをぞんじて、右大臣にかへりなりぬ、鬼神太夫と、爲廣卿とき申、

一（製作）平ちうが涙、すみながしと解申之、

一（親王御作）木のぬしがこよかし、はしらまつと、勸中とき申、

一（製作）鹿をさしていふもたとへ、むまひゆと、余とき申、

廿五日庚午、昨日新作之なぞ〳〵だて進上、

あたり近きにある宮がたの古女房の住ておはしけるが、雨夜のつれ〴〵なるになぞ〳〵をかけて興じ給ふ、椿葉落て露となるとかけて、雪ととく、椿葉落てとは、はの言を除く也、露となるとは、つばきのつをゆに置かふに也、さてゆきとはなりぬ、これにつきて、かの數寄の書給ふつれ〴〵草の中に、馬のきつりやうきつにの岡中くぼれいりぐれんどうといふことの、わきがたきに、ものしりの大納言殿もまけになりて、負わざいかめしうせられしといふこと見ゆるが、心にうかびてかうがへ見るに、馬のきつは、馬といふ言のく也、りやうきつにのをか、中くぼれいりとは、りとかと上しもの二文字をのこして、中の七文字をのくるを、中くぼれいりとは、いひまぎらはしたるなり、ぐれんどうは顛倒(テンドウ)にて、殘れるりかの二文字をさかしまによみ、雁(カリ)になるなぞ〳〵とはとけたり、さしも深くいひかすめて興せし、むかしの風流なるべしといへり、おのれおもふに、此うちれいりの三もじは、いひまぎらはしたるとはいへど、猶いかにともおもはるゝものから、かりと判ずるはおもしろし、

〔宣胤卿記〕文明十三年二月二日丁未、參內番也、今日請取菅原和長、第二葉室前大納言、次余、次西川前宰相(忠顯朝臣番代)、次右衛門督等所參也、宿同前、但葉前大不歸參、勸修寺中納言爲代參之近臣、源大納言、侍從中納言、滋野井前宰相中將、言國朝臣、元長等參會、有一獻云々、番衆所同被下天酒、又以元長被仰下云、なぞ〳〵當座各令新作可申入云々、乍迷惑加思案則申入候、有叡感、又有製作、被尋下、各解申之、余殊有御感、小折三合被下也、可謂面目祝著也、注左、

一殿上の下侍のうへにをくすゞりみうしなひぬ、(當時番衆所下侍也、余新作、)　石上(セキシヤウ)(於御前各ときかれけるを、親王御方御ときわりと云、下侍よく置侍り、ことはりおもしろく眼食よし、ことに有叡感、)

野

一のなかの雪　西川前宰相進之、但右衛門督作之、

ゆの木

ひなり、おなじくは御前にてあらそはるべし、負けたらん人は、供御をまふけらるべしとさだめて、御前にめしあはせられたりけるに、具氏おさなくよりきゝならひ侍れど、其心しらぬこと侍り、馬のきつりやう、きつにのをか、中くぼれ、いりくれんどうと申す事は、いかなる心にか侍らん、承らんと申されけるに、大納言入道はたとつまりて、是はそゞろごとなれば、いふにもたらずといはれけるを、もとよりふかき道はしり侍らず、そゞろごとをたづね奉らんと、さだめ申しつと申されければ、大納言入道まけになりて、所課いかめしくせられたりけるとぞ、

〔三養雜記 一〕なぞ〳〵

徒然草に、註釋の書も多かれど、この馬のきつのなぞ〳〵を解たるものなし、南畝翁の筆記に、異字徒然草に、馬之吉丁狐之尾之中凹入衢連働とかきて、吉丁を秦吉了といへるはいかゞあるべき、南郭の大東世語には、馬吃糧狐丘凹入九連等とかき、保己一撿校は、馬吉駿狐丘凹入九連倒なり、山海經に、犬封國に文馬あり、縞身朱鬣、名づけて吉駿といふ、駿馬も、狐の丘につまづきてぐれんだうと倒るゝことありと云いましめなりとかやとあり、これにて謎の字面はしらるゝものから、その意までの解に及ばず、閑田耕筆に解たるを併て明解といふべし、柏原瓦全が記せるものに見えたるよし、○中略かくいへば、いとむつかしく聞ゆれども、今童兒の常のたはぶれにいふなぞ〳〵に、これと全おもむきの似たるは、厩のわきにて狐こんと啼、それは空言よ、みゝのなきみゝづくがもんどりをうつ、これ馬のきつと同例にて、空言よにてこれまでをはぶくなり、みゝのなきみゝづくは、みゝがなければ、づくの二文字ばかり存るを、もんどりをうつといふにて倒置すれば、屑といふ謎となれるなり、

〔閑田耕筆 四〕謎語といふもの、やまともろこしも、古へより聞ゆ、絶妙好辭を謎字にせるがごとしこゝに柏原の瓦全記せるもの有、そかしければあぐ、

返し〇顯昭注略かくぞ

みそかまでいのる社のかひなくば神無月とやいふべかるらん

〔夫木和歌抄竹二十八〕天元四年四月小野宮歌合、なぞ〳〵、いねのおひたるかひつ物、

よみ人不知

秋またぬいねかと見しはなよ竹のしたばにねざすこにこそありけれ

〔長秋記〕保延元年六月六日戊申、於院有和歌、〇中略事畢有連歌幷なぞ〳〵ものがたりの事等云々、

〔散木弃謌集七戀〕ある人のもとに、なぞ〳〵物語をあまたつくりて、とかせにつかはしたりけるを、

ことざまにときたりけるを、又つかはすとてよめる、

いかでもと思ふ心のみだれをばあはぬにとくる物とやはしる

〔散木弃謌集十雜〕沓冠折句歌

なぞ〳〵物がたりよく〳〵と聞えける人のもとへ、つくりてつかはしける歌、

小倉山峯より出て行月もあふ坂まではくまなかりけり

〔徒然草上〕大覺寺殿にて、近習の人ども、なぞ〳〵をつくりて、とかれける所へ、くすし忠守參りたりけるに、侍從大納言公明卿、我朝のものとも見えぬ忠守かなと、なぞ〳〵にせられけるを、唐瓶子ととききてわらひあはせられければ、腹だちて退出にけり〇中略

資季大納言入道とかやきこえける人、具氏宰相中將にあひて、わぬしのとはれん程のこと、何事なりとも答申さゞらんやといはれければ、具氏いかゞ侍らんと申されけるを、さらばあらがひ給へといはれて、はか〳〵しき事はかたはしもまねびしり侍らねば、尋申すまでもなし、何となきそゞろごとの中に、おぼつかなきことをこそ問奉らめと申されけり、ましてこゝもとのあさきことは、何事なりともあきらめ申さんといはれければ、近習の人々、女房なども、興あるあらが

謎例

三年不蜚、蜚將沖天、三年不鳴、鳴將驚人、擧退矣、吾知之矣、居數月、淫益甚、大夫蘇從乃入諫、王曰、若不聞令乎、對曰、殺身以明君、臣之願也、於是乃罷淫樂聽政、所誅者數百人、所進者數百人、任伍擧蘇從以政、國人大說、

〔史記滑稽列傳百二十六〕淳于髡者、齊之贅壻也、〇中略 長不滿七尺、滑稽多辯、數使諸侯、未嘗屈辱、齊威王之時喜隱、（索隱曰、喜音許旣反、喜好也、隱謂隱語、）好爲淫樂長夜之飮、沈湎不治、委政卿大夫、百官荒亂、諸侯並侵、國且危亡、在於旦暮、左右莫敢諫、淳于髡說之以隱曰、國中有大鳥、止王之庭、三年不蜚、又不鳴、王知此鳥何也、王曰、此鳥不飛則已、一飛沖天、不鳴則已、一鳴驚人、於是乃朝諸縣令長七十二人、賞一人、誅一人、奮兵而出、諸侯振驚、皆還齊侵地、威行三十六年、

〔一話一言入〕或書の中に（書號不見）

一謎をなんど（草族、今童のことばに、ナゾ〱ナァニ、ナンドノカケガキヘグスガ大事と云るは、此ナンドといふ謎によれるにや、）

〔壒囊鈔二〕謎は玉篇に隱言なりといへり、和訓は何ぞ〱ととひかけて、其事をあかす故、なぞ〱といふ、

〔日本書紀天武二十九〕朱鳥元年正月癸卯、御大極殿而賜宴於諸王卿、是日、詔曰、朕問王卿以無端事、仍對言得實、必有賜、於是高市皇子、被問以實對、賜蓁摺御衣三具、錦袴二具、幷絁二十匹、絲五十斤、綿百斤、布一百端、伊勢王亦得實、卽賜皁御衣三具、紫袴二具、絁七匹、絲二十斤、綿四十斤、布四十端、

〔釋日本紀述義十五〕無端事　象方案之今世何何歟、

〔拾遺和歌集雜九〕なぞ〱ものがたりしける所に　曾禰好忠

わが事はゑもいはしろのむすび松千とせをふともたれかとくべき

〔讃岐入道集〕ある宮ばらの女房のもとより、なぞ〱とてかくいひたる、

かひなしや社のみしていのることなくてみそかに成にけるかな

話の詞は、俳諧の種にもならんやいなや、あらぬ事迄拾集て、是をつがはす、まして諸國の名物付合等にも、放埒の類多し、皆用捨有べき事にて、發句付句は犬子集の以後、人の語きかせる愛かしこの句、予が愚なるをもあまた入申侍、みる人目をたつべし、いよ〱嘲をまねくに似たり、よしよしもとより塵の身なれば、人の詞の玉箒にははき捨られんもさる事ならし、實やかゝる悪事は千里を走ると云、しかもことしは寛永十五年戊寅の毛を吹て疵をもとめん事うたがひなし、すべて發句の數は行歸る虎のあゆみにひとしく、付句といへば、狐住べき國所の道ののりに同じ、よりて睦月後の五日に、大むね是をしるしをはりぬ、

名稱

〇謎

謎ハ、ナゾ、又ハナゾダテト云ヒ、古クハナゾナゾトモ云ヘリ、ナゾトハ、何ゾノ義ニシテ、卽チ人ニ問フニ、隱語ヲ寓シタル言語、若シクハ詩歌ヲ以テシ、之ヲ解クモノヲシテ、能ク揣者ノ意ニ的中セシムル戯ヲ謂フナリ、謎ニハ又字體ヲ分析シ、或ハ其邊旁ヲ離合シテ判スルモノアリ、之ヲ字謎ト云フ、又歌合ニ倣ヒテ、互ニ優劣ヲ爭フモノアリ、之ヲ謎合ト云フ、後世、継連歌、謎附、判ジ物等アリ、何レモ皆謎ヨリ出タル遊戯ナリ、

〔類聚名義抄 五言〕謎 莫閉反、隱語、カタスコト、セム、

〔下學集 下態藝〕謎 ナゾ 迷言也

〔運歩色葉集 那〕謎立 ナゾダテ

〔易林本節用集 奈言辭〕謎 ナゾダテ

〔書言字考節用集 八言辭〕謎 ナゾ 玉篇、隱言也、 廋詞 代辭、古之所謂廋詞、卽今之隱語、而俗所謂謎也、

〔史記 四十楚世家〕莊王卽位三年、不出號令、日夜爲樂、令國中曰、有敢諫者死無赦、伍擧入諫、莊王左抱鄭姬、右抱越女、坐鐘鼓之間、伍擧曰、願有進隱、隱謂隱藏其意、曰、有鳥在於阜、三年不蜚不鳴、是何鳥也、莊王曰、

諺書

加番ト申候、此者休雪、意休ニ會申、瓜ノツルニハ瓜ガナリ、夕顔ノツルニハ夕顔ガナリ申候間、深事ハ有間敷候、

〔平家物語十一〕志度かっせんの事

去程に、渡邊福島兩所に殘り留りたりける二百餘艘の船ども、梶原を先として、同じく廿二日の辰の一天に、八島の礒にぞ著にける、四國をば、九郎判官せめ落されぬ、今は何の用にかあふべき、六日のゑやうぶ、ゑにあはぬ花、いさかひはてゝのちぎりきかなとぞ笑れける、

〔諺草序一〕われさきに、わらはべのおのこ、文字しるたよりにもなれかしとて、和爾雅といふふみをつゞりて、既に梓人にさづけ侍る、されどもかの書はもはら、眞名にかたよりたれば、女文字ならでは解がたき言語などをば、皆是をもらしぬ、故に今又世俗にとなふる諺、兒女のいふ詞どもの、からのやまとの文どもに本づきたる、出所正しきをゑらびて、これをしるし、ちかき人のあつめおけるかんな文どもに、和語をとけるものあるをもひろひとりて冊子となし侍る、もとよりつたなきことはざなれば、よし見る人もあらじとおもひ侍れど、かねてより〱心を用ひし事、今更かいやりすてんも本意なければ、吾家の弊帚に加へ侍りぬ、門類のはじめに、先諺を擧たれば、名づけて諺草といふ、誠に無益のわざながら、ひねもす心を用ひざらんより、これをするは猶やむにまさらんかも、

〔毛吹草一〕としごろ俳諧に心をよせ侍ける友だちのたれかれより、あふ毎にかたはらいたき事共を云つゝ、たがひにそゝのかして、これをもてあそび侍、凡俳諧の德義を思ふに、詩歌連歌の詞は申に及ず、あらゆる俗語に至る迄、大かた其嫌なく、ひろく云おけるにや、なべての人耳にうとからずして、和歌の友となる事をのづからなり、○中略抑此度書集ける其品多し、先句體のそれぞれ、指合のあらまし、次には四季の詞、戀の詞、同連歌の詞も追加しけるは、今めかしき事也、扨又世

聞ていはく、その他力の樣いかむ、たゞひとすぢに我身の善惡をかへり見ず、決定往生せんとをもひて申を、他力の念佛といふ、たとへば麒麟の尾につきたる蠅の、ひとはねに千里を翥[カケリ]、〇下略

〔漢語大和故事 一〕愚人夏ノ蟲飛デ火ニ入　事文類聚續集曰、愚人貪財、如蛾赴火、コノ語ニ本ケリ

〔平家物語 一〕でんかののりあひ

小松殿〇平重盛此よしを聞給ひて、〇中略およそはすけもりらきくわい也、せんだんは二葉よりかうばしとこそ見えたれ、

〔甲陽軍鑑 十三品第四十上〕信玄公を始奉り家老衆大身小身善惡の儀分別之事、附物の事定作法手本に成事

一或夜信玄公宣は、澀柹をきりて木練をつぐは、小身なる者のことわざなり、中身よりうへの侍殊に國もつ人は、猶以澀柹にて其用所達すること多し、但德おほしと申て、つぎてある木練をきるにはあらず、一切の仕置かくの分なるべきかとのたまふなり、

〔淸水物語 下〕人にはこのよのすぎはひをいらぬものといひなして、捨ば我拾はんとの心持に候なり、上人こそみゝはあかぬ人とおぼえて候へ、かやうに申しても、げにもと思ひたまはぬは、ゑのみはならばなれ、木はむくの木といひたるにおなじ、それは情のこはきといふ物也、

〔萬葉集 十七〕答大伴家持歌　大伴池主

忽辱芳音、翰苑凌雲、兼垂倭詩、詞林舒錦、以吟以詠、能蠲戀緖、春可樂、暮春風景最可怜、〇略中　不能默止、俗語云、以藤續錦、聊擬談咲耳、

〔鵜賞合戰物語 四〕にはとりろうこくはかせ禪法、九月廿六日合戰あろう發心事、

先度の合戰、あまりに敵おたやすくおもひて、あなづるかつらにたをされつ、〇下略

〔伊達日記 上〕其上大内長門ト申者備前好身候、節々米澤へ使ニ參、御父子共ニ御存知之者ニ候、後

〔八幡愚童訓下〕勸學院雀囀蒙求、神泉苑鷺ハ勅使ニ被取、

〔齊東俗談廿七諺〕勸學院雀　諺ニ勸學院ノ雀ハ蒙求ヲ囀ト云、又雀讀論語ト云コト、笑苑千金ニ出タリ、又宗養讀論語、百舌數之、笑海ニアリ、

〔和泉式部家集五〕おとこ　これはなどかすてつる、とりにたまへ、とりかへなくば、あしかりなんとて、をこせたる、

人もなくとりもなからむしまにては此かはほりもきみもたづねん

〔北條五代記八〕北條家の軍に貝太鼓を用る事

是を見てのけ貝を吹、太鼓を鳴ければ、入亂れたるいくさなれ共、引聲を聞て、先を見捨て皆引返す、誠に鰐の口をのがれたる心ちにて、貝太鼓の威德をかんじたり、

〔太閤記五〕秀吉卿從美濃國柳瀨表出勢之事

評曰、筑前守殿去年三月以來、こゝかしこはかをやり給ひし事の、聊不足なる事なをき能考へみすんば徹せじ、諸人皆なみ／＼の事に思へり、其人も亦倫々の心なるべきか、噫宜乎、非蛇不知蛇道と云傳し事、

〔松屋筆記八十六〕蛙の子は蛙になる、又管子曰是故、士之子恒爲士云々、按に俗に蛙の子は蛙になるといふに、そのこゝろ相おなじ、

〔源平盛衰記二十四〕南都合戰同燒失附胡德樂河南浦樂事

播磨國住人福井庄下司次郎大夫俊方ト云者、重衡朝臣ノ下知ニ依テ、楯ヲ破テ續松トシテ、酒野在家ヨリ火ヲ懸タリ、師走廿日アマリノ事ナレバ、折節乾ノ風烈シテ、黑煙寺内ニ吹覆、大衆猛火ニ責ラレ、炎ニ咽ケレバ、不堪シテ、蜘ノ子ヲ散スガ如ク落行ケリ、

〔黑谷上人語燈錄十二和語二之二〕念佛往生要義抄第四

乾燥の土の中より、只一度に水を得事はかたかるべし、自又不能不忠の者もよきためしもあれども、それは前生の宿縁厚くこたへて有様こそはあるらめ、打任せたる習ひとたのまん鵜のまねする烏に似たり、株を守る愚夫にことならず、

〔夫木和歌抄鳥二十七〕同からす　権僧正公朝

おほゐがは井ぐひにきゐる山烏うのまねすともうをはとらじな

〔關八州古戰錄十七〕秀吉公湯本著陣事

氏政、氏直ハ、不器ニシテ徒ニ父祖ノ餘耀ニ誇リ、時機ヲ辨ヘズ、其敵ヲ考ヘズ、險ニ據リ衆ヲ頼テ、奇正虚實ノ作略ヲ忘レ、茫然トシテ如此ノ仕儀ニ及ビ、果シテ國家ヲ失ハレタルハ、悉皆諺ニ云フ、鵜ノ眞似スル烏ノ水ヲ呑テ死スルガ如シ、

〔世事百談〕俚諺

目かどをつけて人を見るを、諺にうの目たかの目にて、油斷のならぬなどいふことあり、この二鳥は目の疾きもののゆゑに、たとへていへることゝのみおもひたるに、六佾園立路隨筆に、世の諺に、うの目たかの目といふことあり、○中略硫黄にうの目たかの目といふありて、いづれも上品なり、是にておもへば、おとらざるにいひ侍るなるべし、

〔義經記二〕伊勢三郎義經の臣下に初て成事

男扨も〳〵わごぜをば、志賀の都のふくろ心は東のおくのものにこそおもひつるに、色をも香をもしる人ぞ知と、仰られけることばのすゑをわきまへて、宿をかしぬるこそやさしけれ、

〔寶物集二〕田舍山寺ニ只暫居住シテ侍リシニ、勸學院ノ雀ハ蒙求ヲ囀リ、七金山ノ鳥ノ黄ナル翅生タルヲランヤウニ、ヲロ〳〵承リシハ、諸行無常ヲ觀ズルヲ、佛法ノ大意トハ申ストコソ承リシカ、

開は籠の内の鳥なり迚身上立間敷と見切、かゝる羽を被使候事、料簡無之國を打て被出候、自然の仕合せにてこそ明智をば御討被成候、籠城の無用意所は是は感じ入候、

〔八幡愚童訓 五〕夜ノ鶴ハ思子。聲九皐高ク、林鳥反哺孝。三月ヲヨビ、〇下略

〔沙石集 五上〕學匠之蟻螻之問答事

サレバ鵜ノハギモキルベカラズ、鴫ノハギモ續ベカラズトイヘリ、此ハヲノ〳〵自位ニ住シテ、天然ノ道ヲ守リ、愁ズ悦ザル心ニテ、無爲ノ化ヲ行フ事ヲイヘルナルベシ、カヤウノ古事ヲ聞ニハ、學匠ノ蟻螻ナドカ問答セザラン、

〔新撰六帖 二〕わし　行家

またはよもはねをならぶる鳥もあらじうへみぬ鷲の空のかよひち

〔義經記 一〕吉次が奥州物語の事

ひでひら〇藤原氏も、くらまと申山寺に、左馬のかうの殿の君達おはしますなれば、だざいの大二位淸盛の日本六十六ヶ國をしたがへんと、常はのたまふなるに、源氏の御君達を一人下し參らせ、いは井の郡に京をたて、二人の子どもを兩國のりやうしゆさせて、ひでひら生たらん程は、大炊介に成て、源氏を君とかしづき奉り、うへ見ぬわしのごとくにてあらばやとの給ひ候、

〔諺草 三〕鷹は死ぬれど穗をつまず、　つむとは食事なり、枕草子に椎つみたるとかけり、此諺の意は、義を守る武士は、たとひ飢に及ぶ共、不義の俸祿をば受けずとなり、李白詩曰、鳳飢不啄粟、所食唯琅玕、焉能與群雞、刺促爭一餐、世諺よく似たり、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿四日、左方〇仁和寺競馬依無琴柱申事由、召渡右將監近方、然而件近方依著舞裝束、不採琴、如不遣祭之鳥、

〔十訓抄 八〕第七可專思慮事

なやましむる事あり、余が故郷にて、鼬鼠誤て造酒家の六尺桶の中に陷り、出るに便なく、最後屁を放たるに、其臭氣數十日に及べども消ずして、これに酒を醸る事あたはざりき、

〔戲臺雜話二〕朝がほの花一時　霜も其歌にならひて〇歌略

まことに、世話にいふ兎唇の嘯も心なぐさみにて侍る、各さぞおかしくおぼすらめ、たゞ詞をすて丶、意をとり給へかし、

〔芜蕿叢考下〕尻尾を見せぬ

陸游が姚平仲小傳に、西子入五湖、姚平仲入靑城山、它年未必不死、直是不見末後一段醜境耳、故諺曰、神龍使人見首而不見尻などあるも似たるやうなり、但しこゝにていふは、狐狸のたぐひ、物に化をふせて、終に本身を顯さぬ事をいふ成べし、

〔平家物語四〕大衆そろえの事

きうてうふところに入、人りんこれをあはれむといふ本文有、自餘はしらず、きやうしやうがもんとにおいては、今夜六はらにをしよせて、討死せよやとぞせんぎしける、

〔平家物語五〕かんやう宮の事

其中に花やう婦人とて、ならびなき琴の上手をはしき、凡此后の琴のねを聞ば、たけきもの丶ふのいかれる心も和ぎ、とぶ鳥も地にをち、草木もゆるぐ計なり、〇下略

〔平家物語五〕もんがくのあら行

大みね三ど、かつらぎ二度、高野、こ川、金峯山、白山、立山、ふじのたけ、伊豆はこね、しなの戸がくし、出羽のはぐろ、そうじて日本國のこる所なふ行ひまはり、さすが猶ふるさとこひしかりけん、都へ歸り上りたりければ、凡飛鳥をも祈り落すほどの、やいばのげんじやとぞ聞えし、

〔川角太閤記五〕太閤樣は播州一國一城に候、西は大敵の輝元をかゝへ、明智はおこり出候へば、太

昔荊ノ宣王時、昭奚恤ト云フモノヲ北國ニスエテ、ヅハモノヲシタガヘタリ、北方エピス是ヲヲソル、宣王群臣ニトイタマフ、北方昭奚恤ヲヲソルトキク、イカントヽ諸臣申スモノナシ、江乙ト云フ者申サク、虎ハ百獸ヲモトメテ是ヲクラフ、狐ヲエテクラハントスルトキ、狐タバカテ云ハク、汝我ヲクラフ事ナカレ、天帝ワレニ命ジテ、モロ〳〵ノケダモノヽ長タラシム、汝モシ我ヲクラハヾ、ヲソラクハ天命ヲナイガシロニスルニナリナン、汝ワガコトヲモチキズバ、我諸ノケダモノヽ有ン所ヲスギユカン、汝ワガシリヘニシタガヒテ、ユキテ見ヨ、モロ〳〵ノケダモノヽ、ワレヲヲソレン事、タチドコロニアラハレナント、ソノトキニ虎コトハリナリト思テ、ステヽニゲサリヌ、狐カク云心ハ、虎若我シリヘニシタガハヾモロ〳〵ノケダモノ虎ヲ見テ、ヲソレテニゲハシリナン、ケダモノモシニゲバ、ワガケダモノヽ長タルガユヘニ、ヲソレテニグルトオモハレント、コノユヘニ虎ヲ相具シテケダモノヽモトニユカント、タバカルヲ、トラコノハカリゴトヲナトラズ、タハズシテサリヌナリ、

〔漢語大和故事一〕狼ニ衣。此諺ハ、世間ニ頭ヲ圓シテ、衣ヲ墨ニシ、容儀ハ出家ヲ標ストイヘドモ、心暴惡ニ、虛假不實ノ僧法師ヲ云世話ナリ、

〔源平盛衰記三十三〕依行家謀叛木曾上洛事
斯リケル處ニ、木曾西國下向之時、乳母子ノ樋口次郎兼光ヲバ、京ノ守護ニ候ヘトテ、留置タリケルガ、十一月二日早馬ヲ立テ、十郎藏人殿コソ鼬ノナキ間ノ貂誇トカヤノ樣ニ、院ノキリ人シテ、院宣ヲ給リ、木曾殿ヲ可奉誅其聞ヘ候ヘト、申下シタリケレバ、木曾大ニ驚キテ、平家ヲ打捨テ、夜ヲ日ニ繼デ馳上リケリ、

〔松屋筆記八十五〕狐鼬鼠が最後の一屁
抜に本朝の俗、これを最後のひとつ屁といへり、狐のみにあらず、鼬鼠また最後屁を放て犬猫を

〔赤染衛門集〕日ごろこもりたるに、夜谷に猿の啼しに、
たよりなき猿とはわれぞおもひつる木をはなれたる猿もなくなり、

〔源平盛衰記二十四〕南都合戦同焼失附胡徳楽河南浦楽事
入道〇平清盛、中略、イカ様ニモ南都ニハ、謀叛人ノ籠タルト覚ユ、追討使ヲ遣テ可攻トゾ披露セラレケル、南都ノ大衆此事ヲ聞キテ、落籠タル謀叛人ハ誰ガシゾ、一天ノ君ヲ始メ奉リ、卿相雲客奉流失、天下ヲ亂テ、今ハノコル處ナク振舞テ、無實ヲ構ヘ佛法ヲ亡サンヤ、目醒シキ事ナリ、恐クハ木ヲ離タル猿ノ迎ヤ儲セヨトテ、木津川ニ廣サ一町計ノ浮橋渡シテ、左右ニ高欄ヲ立タリケリ、

〔松屋筆記八十二〕掩耳偸鈴
明高僧傳法忠傳に、假使淨名杜口毘耶、釋迦掩室摩竭、大似掩耳偸鈴、未免天機漏泄云々、俗諺に猿が耳を掩て箏を盗といふにおなじ、

〔源平盛衰記二十三〕頼朝鎌倉入勧賞附平家方人罪科ノ事
山内瀧口三郎同四郎ハ、廻文ノ時、〇中略猫ノ額ノ物ヲ鼠ノ伺フ定ヤナンド、悪口シタリシ者也

〔日本書紀十一仁徳〕三十八年七月、天皇與皇后居高臺而避暑時、毎夜自菟餓野有聞鹿鳴、〇中略俗曰、昔有一人、往菟餓宿于野中、時二鹿臥傍、將及雞鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行、必爲人見射而死、即以白鹽塗其身、如霜素之應也、時宿人心裏異之、未及昧爽、有獵人以射牡鹿而殺、是以時人諺曰、鳴牡鹿矣隨相夢也、

〔漢語大和故事二〕鹿ヲ追者ハ山ヲ不見　コノ諺ハ、愚人ハ利欲ニノミ目ヲカケテ、道理ノアルトコロヲ不知事、鹿ヲ逐テ山ノ目ニ見ヘヌガゴトクトナリ、淮南子云、逐鹿者不顧兎、又曰逐獸者目不見大山、嗜欲有外、則明所蔽矣、コレラノ語ヨリ本キ出タリ、

〔塵袋九〕一キツネトラノ威ヲカルト云フ如何

驢馬とせし事、太平廣記なんどにあるを取合せて、好事の者插し成べし、

〔今昔物語二十六〕美作國神依獵師謀止生贄語第七

年來飼付タリケル犬山ノ犬ヲ二ツ撰リ勝リテ、汝ヨ我ニ代レト云ヒ聞セテ、窃ニ飼ケルニ、山ヨリ窃ニ猿ヲ作生捕テ持來テ、人モ無所ニテ役ト犬ニ敎ヘテ噉セ習ハス、本ヨリ犬ト猿トハ中不吉者ヲ、然カ敎ヘ習ハスレバ、猿ダニ見レバ飛懸テハ噉殺ス、○又見宇治拾遺物語十

〔長門本平家物語八〕猿眼の赤髭なるが、もえ黃糸をどしの腹卷鎧に、白柄の長刀持ちたりけるが、○中略信つら太刀をさげて丁と合す、二の太刀をうたせず、むずとくんで、此男を左の脇にかいはさみて、右の手にて太刀を打振りて、出羽判官は是をば見候はぬかや、○中略信つらにさきざまに追立られて、逃ちりたりける下部ども、まかげをさして見けるが、さ。る。眼。の赤髭のさうにはよらざりけりといひあひければ、誠にかなしげなる顏をもちあげて申けるは、ま。さ。る。犬。ま。な。こ。にあひぬれば、かなはぬぞかしと申けるぞおかしかりける、

〔太閤記四〕石動山由來之事

信長公能考がへつゝ、延暦寺累年法威に驕り、惡逆多かりしかば、燒亡し給ひてより、內裏仙洞の玉殿も立直り、攝家淸花等も舊例に粗立かへりぬるように有しなり、然則延暦寺は王城之鎭守と云傳へ侍りしは妄語也、吁あさましかりし聖德太子之用ゐなり、此属は皆一。犬。吠。虛。萬。犬。傳。實。と一味之淺智なるべし、

〔渡邊幸庵對話〕予は左樣の事不存、總て押立たる街齒の會、此度ともに日本に三度とかや云へり、左もあるか不知、連衆の年數に限り有、餘りは不宜、不足はならぬ事といへり、年齡共詩か歌かに違し、其うへ手蹟も入なり、今の作を自分に書く故、世にむ。く。犬。の。如。く。に。年。計。り。寄。り。た。る。とて、かならず是を撰ゆへに、古今稀にある事といふか、

左馬のかみ殿の公達(中略)○義朝、この人々をたすけ奉りて、日本國おかれん事こそ獅子虎を千里の野へはなつにてあれ、(略)○下

〔奥州後三年記　下〕次に千任丸をめし出して、先日矢倉の上にていひし事、たゞ今申てんやといふ、千任かうべをたれてものいはず、その舌をきるべきよしをいふ、源直といふものあり、寄て手を持て、舌を引出さんとす、將軍大きに怒りていはく、虎の口に手をいれんとす、甚だをろかなりとて追立、

〔甲陽軍鑑　品第十一　三〕鈍過たる大將の事
下臈の喩に、牛は牛づれ、馬は馬づれと申ごとく、我に等者に諸役を申付るにより、馳過ほどの人皆たはけ也、

〔淸水物語　上〕水と水とはあつまりやすく、火と火とはともなひやすし、いやしきこと葉にも、牛は牛づれ、馬は馬づれといへることばあり、

〔破㝵雜話　二〕浩然の氣　世話に、牛の一さんといふやうに、やゝもすれば、機嫌にまかせ、調子に乘じなどして、一槪に物を決行して快しとす、是は眞のきれにあらず、反て大に氣をそこなひ、心の刃こぼれつべし、

〔竹齋物語〕佛の道を願ひたまふとも、人の心を破り給はゞ、角は直りて牛は死ぬることゝなるべし、

〔漢語大和故事　一〕馬ノ耳ニ風トハ　愚人利欲ニノミ沈溺シテ、聖賢ノ敎誡、更ニ耳ニイラズ、心ニ納得セザルハ、サナガラ馬ノ耳ヲ風ノサソウタルガゴトシトナリ、東坡詩曰、靑山自是絕世、無人誰與爲容、說向市朝公子、何殊馬耳東風、(略)○下

〔嬉遊笑覧　五十四〕瓢より駒を出す　繪あり、是は卯月江鎌に、張果老踏破故廬といふと、亦張果紙を以て

て持やかねけん、

釣がねおちやうちん貴にことづけて

とあるなどや、はじめて物に見えたるならむ、

〈梅園叢書〉人のあしきを捨てよきを取れといふ訓

物の直からむ事を欲せば、準繩規矩を用ふべし、これをばさしおきて、杓子を取りて、定規とせん

には、千萬年を歷るとも、直くはなるまじきことなり、今の人惡しきを取りて、身の過を覆ふは、こ

れぞ誠の杓。子。定。規。なるべし、

〈萬葉集五雜歌〉貧窮問答歌　　山上憶良〈○中略〉

飯炊事毛和須禮提、奴延鳥乃、能杼與比居爾、伊等乃伎提、短。物。乎。端。伎。流。等、云之如、楚取、五十戶良加

許惠波、寢屋度麻底、來立呼比奴〈○下略〉

〈老人雜話上〉太閤小田原陣の前に、關東土地の圖を見る、東照宮近侍す、時に眞田阿波守末席にあ

り、太閤の云、阿波來て圖を見よ、汝を中山道の先手に云付るといへり、此時は家康と同輩に呼て

圖を見せ玉ふこと、國郡を何程拜領したらんよりも忝かりしと云、阿波守は伊豆守が父也、東照

宮と意趣ありて、中惡き人也、其後太閤阿波を近ふ召て云、汝家康へ禮に往て、間をよくすべし、長。

き。物。に。は。卷。れ。よ。と云事あり、旅にて不如意ならんとて、拾二枚進物までを遣され、富田左近を副

て遣はさる、

〈漢語大和故事二〉大。物。ハ。ハ。ツ。リ。ド。リ。　コノ諺ハ、萬事功ヲ積テ成就スベシ、急速ニハ成ガタシト

イハンタメニ、大ナル物ハ少ヅヽハツリトレトハイフナリ、

〈下學集下態藝〉師。子。身。中。虫。〈喩人自損其身也、言師子雖已死、百獸尙畏其威、不能食其肉、故身中生虫、自食其肉也、見仁王經疏〉

〈義經記二〉義經みささぎがたちをやき給事

動物

〔骨董集上編中〕宗祇の蚊帳

今俗に見えをいふといふたぐひ、虚言して自誇事を、百七八十年前の諺に、宗祇の蚊帳といひたるよし、宗祇法師とおなじ蚊帳に寐たりと、虚言して誇し者ありしより、世の諺になりしとなん

〔世鏡抄〕八十氏人振舞之事

筆ハ師、紙ハ弟子、筆ノマヽニ何事モ書ヨシ、鈍テ惡キ紙ニ字ヲ書バ、筆ノ損スルガ如クニ、師モロトモニ人ノ口ニ濡テ、師弟地獄ニ落ツ、

〔駿臺雜話四〕燈臺もと暗し　しばらくありて燭もて至りぬるに、翁ふとおもひよりしまゝ、燭臺をさして、世俗の諺に、燈臺もと暗しといふは、いかやうの事にたとへていふにやあらん、そのをのいふて見給へとあれば、座客の中ひとりいひけるは、世に何事にてもあれ、外にはかくれなき事を、其もとにてきけば、却て分明ならぬやうの事にかく申ならし候、○中略翁きゝてすべて比喩の語は、義理のとりやうにて、色々に申さるゝ物にて候、此諺も各たがひに其義をつくされしにて、もはや此外はあるまじく覺え侍る、但各の申さるゝは、いづれも燈臺もと暗しを、あしきかたにたとへらるゝにて候、翁は又此諺を、よろしき方に取なしてきゝ度こそ侍れ、又一種の道理もあるべきにや、韓退之が短檠の歌に、長檠八尺空自長、短檠二尺便且光と作れるごとく、燭臺も長きは燭のもとくらく、短きは燭のもとあかるし、○中略しかればもとをあかるくしては、遠きをてらし難し、遠きをてらすは、必もとくらきものとしるべし、○中略此諺を考ふるに、燭臺はながくしてもとのくらきにて、其明おのづから遠きにおよぶ、君子の道は闇然として日にあきらかなるがごとし、もし短うしてもとあかるければ、其明わづかに近うしてやみぬ、○下略

〔瓦礫雜考下〕ちやうちんにつりがねといふ諺

さて此諺は、ちやうちん出來てよりの後のことなれば、宗鑑法師が新撰犬筑波集に、片荷かるく

なる心おはする、との子〇道隆伊周のよのまつりごとし給はむとて、あはたどの兄〇道隆道兼にわたりにしぞかし、ふりをこはゞうつはものをまうけよ、と申事、まことにあることなり、

〔源平盛衰記 二十二〕佐殿漕會三浦事

和田小太郎〇義盛申ケルハ、〇中略君カクテ御座セバ、今ハ眞ニ一入思ヒ入テ、平家ヲ亡シ、本意ヲ遂テ、君ノ御代ニナシ參セ、庄園ヲ賜リ、國ヲ知行セン事ヲ評定シ給フベシ、食ヲ顧ハヾ罪ト云下說ノ喩アリ、君モ疾々國々庄々ヲ分ケ給リ候ベシ、中ニモ義盛ニハ日本國ノ侍ノ別當ヲ賜リ候ヘ〇中略トゾ申ケル、

〔長明無名抄〕不可立歌仙之由敎訓事

おなじ人〇敦州常に敎ていはく、〇中略さてなにごとをもこのむほどに、その道にすぐれぬれば、ぎりふくろにたまらずとて、そのきこえありて、然るべき所の會にもまじはり、雲客月卿のむしろのすゑにのぞむ事もありぬべし、

〔北條五代記 二〕岡山彌五郎木下源藏討死の事

かるが故に、武士は先もつて忠をまなび、武略をたしなんで、忠を盡し名を萬天の雲井にあげ、面目をしそんにほどこさんとす、今のわかき衆は文武の學びはかつてなく、人より先だてば武威をあらはし、くびをも取と心えて、雨人が如きの犬死し、却て敵に德をゆづり、みかたにをくれをとらせ、忠はなくして不忠をかせぎ、人間一大事の命、徒に失ひぬ縱ば出るくゐのうたるゝと俗にいふごとし、牛馬をつなぐ杭に德あり、德なくして出る杭いかかでうたれざらん〇下略

〔世鏡抄〕見垂髮之法儀事

前車ノ覆ヲ後車ノイマシメトスベシ、唯侍ハ蝸牛ノ角ヲ惜テ、梢ヨリ身ヲ捨テ死シ、虎ノ一毛ヲ惜ミテ、含風死シ、龍ノ龍門ノ瀧ヲ望テ、原上ノ土トナル事ヲ、ツヤ〱羨ミ思ベキ也、

器用

ルハ、タケキ事ヲモアラハスト云ヘル也、エハヌホドハ、ヒカヘテイロニイダサヌガ、エイテ本心ヲアラハストキ、其ノ事カクレヌヲ云フニコソ、

〔倭訓栞中編十三多〕たしむ 嗜をよめり、〇中略俗に好物に祟なしといふ、閒情偶奇に、平生愛食之物、即可養身と見えたり、

〔漢語大和故事二〕千斛万斛モ食一杯 俗字ニ、千石万石、コノ諺ハ千石万石ハ、大名ノ知行ナリ、彼俸祿萬斛ハ大家モ、食スル所ハ、一杯ニハ不過、食物ノ美惡ハアレドモ、其所飽貴賤ヒトツナリト、

〔日本書紀六垂仁〕八十七年二月辛卯、五十瓊敷命謂妹大中姫曰、我老也、不能掌神寶、自今以後、必汝主焉、大中姫辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、神庫此云保玖羅五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨樹梯之、此其緣也、

〔枕草子六〕はるかなるもの まさひろはいみじく人にわらはるゝものかな、〇中略里にとのゐ物とりにやるに、男二人まかれといふに、ひとりして取りにまかりなんものをといふに、あやしの男や、一人して二人のものをばいかでもつべきぞ、ひとますがめに二ますはいるやといふを、なでう事と知る人はなけれど、いみじうわらふ、

〔沙石集八〕貧窮追出事 或山寺法師ノ弟子、餘ニ貧シカリケルガ、他國へ落ユカント、師ニイトマコヒケレバ、ヤ御房一升入瓶ハイヅクニテモ一升入ゾト云ケル、有漏ノ法ハ繫地各別ニ候ニヤト答ケル、

〔大鏡七太政大臣道長〕あがりてのよにも、かく大臣公卿七八人、二三月のうちにかきはらひうせ給ふは、けうなりしわざなり、それもたゞこの入道殿道長〇藤原の御幸のかみおほし給へるにこそ侍るめれ、〇中略それにまたおとゞ道隆〇道長兄うせ、させ給ひにしかば、いかでかは、ちごみどり子のやう

兵技

〔清水物語 下〕何事も佛の方便にまかせ、正直なることそよけれ、なま兵法は大疵のもとゐ、ちごくのあたりあらあぶなとぞいふ、

〔古今著聞集 十六興言利口〕建長元年閑院殿燒失の次日、宮左衞門なにがしとかやいふもの、ぼんのくぼに太刀はき、福くゝりて、昨日の燒亡に、醍醐に候所にまかり候てはせまいらず候とて、大納言の二品のつぼねへ參りたりける、人々平給する事かぎりなし、

〔嵯峨野物語〕余〇二條良基此道〇鷹の事はさらにわきまへしらず、たゞ書記を披覽の次に、さることありしとおもふことばかりをしるし侍なり、はたけすいれんとかやの風情ばかりおほく侍り、下〇略

飲食

〔源平盛衰記 三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾モ其時意得テ、事ノ入見參ケリ、暫ク物語シ給ヒテ、木曾根井ヲ招テヤ給ヘナン、テマレ饗申セト云、中納言淺猿ト思ヒテ、只今不可有宜ケレ共イカヾ食時ニ座タルニ、物メサデハ有ベキ、食ヘキ、折ニ不食バ、猥ナキ者ト成ナリ、トク急ゲ急ゲト云、

〔十訓抄 三〕第三不侮人倫事

是はすゝみて、人をあなづるにはあらねども、思はぬ外の事なり、これらまでに心すべきにや、藪にはかうの物といへる兒女士がたとへ、むねをたがへざりけり、

〔松屋筆記 九十一〕藪にかうのもの

按、おもひかけぬ藪の中に、馥郁たる香物のありしたとへ也、香物は、今の食料の漬物にも限らず、すべて香はしき物といふ義なるべし、

〔塵袋 九〕一酒ハ本心ヲアラハスト云フハ所見アル歟〇中略

コレハ本心ヲアラハス心也、學生ノエイタルハ、面白キ事ヲモイヒ、才覺ヲモハキ、武士ノエイタ

樂舞

語しらず、と申し候へども、〇下略

〔瓦礫雜考下〕能書筆をえらばず

こは歐陽詢が傳の虞世南が語に、吾聞詢不擇紙筆皆得如志といへるより起りて、唐人も專いふこと、見えて、消暑筆談に、余無字學、雅不好書云々、或謂善書者不擇筆紙、また丹鉛總錄に、李白が浣沙詩を評して、張惫光云、李可謂能書不擇筆矣などあり、

〔承久兵亂記下〕きやうがたのつはものちうりくの事

山しろのかみごとうのはうぐはんいけどられてきらるゝ、ごとうをば、しそくさゑもんもとつな、申うけてきりてけり、た人にきらせて、首を申うけて、けうやうせよかし、これやほうげんに、ためよしを、よしともきられたりしにをそれず、それはじやうこのことなり、せんぎなかりき、それをこそまつ代までのそしりなるに、二のまひしたるもとつなかなと、萬人つまはじきをぞしたりける、

〔徒然草上〕唐橋中將といふ人の子に行雅僧都とて、敎相の人の師する僧ありけり、氣のあがる病ありて、〇中略目眉額なども腫れまどひて、うちおほひければ、物もみえず、二の舞のおもてのやうに見えけるが、〇下略

〔嬉遊笑覽附錄〕垣下座とは、舞樂等の時、舞人樂人など、著座する所なり、此外、公事の時もあることなり、地下の座にて、饗などにつく所なり、此處にて舞などある時は、堂上へはみえず、此故に俗に睛たゝぬことを、垣下舞といひけるにや、後世の俗諺に、椽の下の舞といふは、垣下の舞をあやまりたるなるべしと、或人はいへり、

兵事

〔下學集下態藝〕見軍作矢（晏子春秋云、臨難鑄兵、臨渴掘井、此類也〇下略）

〔書言字考節用集八言辭〕見軍作矢（本朝俗語、蓋據臨難鑄兵之語）

よろづよにまに〳〵みえむあしたづもふりにしことはわすれやはする、とて、奉り給へば、みやいり給ぬ、左のおとゞ、かくおいがくもんみなせらるゝなかに、などか衞門督の、いとまめやかにとて、おさめられけむ、〇下略

〔淸水物語上〕四條四條の辻に、こま物みせとて、たなひとつに、色々さま〳〵の物を取あつめておき、人の用次第にうるもの、、候、此者に一色にてもあつらへて見候へば、いづれにてもわが之よくにはあらず候、上手のしおきたるを讀賣にいたし候間、御用ならば、其人にあつらへてまいらせんといふ、學文にもうけ賣の人こそおほく候へ、

〔九州のみちの記〕太宰帥隆家筑紫に下りける時、扇たまはせ給ふとて、枇杷大后宮、凉しさはいきの松原とよみし所にぞあなるが、誠に歌人は行ずして名所をしると、諺にいへるが如く、松原の景氣海に近く、ちとさしあがり、高き所なれば、すゞしかるべき境地なり、

〔嬉遊笑覽三下詩歌〕諺に連歌師が露字を質に置といふは、何よりいひ出たることか、世の人心五昔日立花の家より、鷹尾の前置を金子百兩の質に入れ、連歌の花の下より、露といふ字を黄金二拾枚に置れける、質にあるうちは、花さしに鷹尾をつかはせず、連歌師に露といふことをいださせぬは、此約束を迷惑して請られけるといへり、おもふに作者の滑稽なるべし、さりながら立花連歌はやりたれば、かゝる說も有なり、溫故集にむかし露といふ字を質に置たまへるとは、連歌師の風流なり、しら露の手形もとりて今朝の秋、重谷今これらの趣向に倣ひたる事にや、

〔嬉遊笑覽三下詩歌〕世の諺に、俳諧師を、塵しき乞食といやしむこと、もと連歌師をいへり、歌林雜話に、紹巴がことをいふ處、古今は近衞殿より御傳あり、稱名院殿は、かれは乞食の客なればとて、御ゆるしなきなり、

〔元祿太平記〕世の中に學問をばしながら、惡きふるまひの人を見て、凡夫の口より、論語よみの論

〔下學集 言辭 下〕人間萬事塞翁馬 是宋人晦機師頌句也、人間萬事塞翁馬、推枕軒頭聽雨眠、此句意、人間萬事善不必善、惡不必惡、不可喜不可悲義也、淮南子云、塞上有一翁失馬、人皆弔之、翁曰、惡何必惡、數月此馬將駿馬而來、人皆賀之、翁曰、善何必善、其子好騎馬、墮而折臂、人皆弔之、翁曰、惡何必惡、一年胡國大亂、壯年者戰死矣、此子獨以臂折不出戰而得全壽矣、由是觀之、則人塞善惡不測、世態在今皆然、達者豐馬、世俗口號吟此句、豈云無達哉、

政治

〔朝倉始末記 三〕朝倉太郎左衛門入道宗滴進發加州事

宮千代心思樣、角テ故郷ニ歸ナバ、諸人ニ面ヲ曝シツヽ、後指ヲサヽレジ事、永ク弓矢ノ瑕ナルベシ、身ハ一代名ハ末代ト聞ナレバ、軍功ヲコソ勵メズトモ、自害ニ耻ヲ雪ント、略○中腹掻切テ北枕ニゾ臥ニケル、

〔平家物語 七〕さねもりさいごの事

今度北國へまかり下り候はゞ、定而討死仕り候ふべし、實盛もとは、越前の國の者にて候しが、近年御れうに付られて、むさしの國長井に居住仕り候き、事のたとへの候ぞかし、故郷へは錦を著て歸ると申事の候へば、何かくるしく候べき、錦の直垂を御免候へかしと申ければ、略○下

〔下學集 言辭 下〕綸言如汗 禮記云、綸言如汗、出而不再返云々、

〔平家物語 三〕らいがう事

らいがうあじやり略○中おそろしげなる聲して、天子にたはむれのことばなし、りんげんあせのごとしとこそ承つて候へ、略○下

〔駿臺雜話 四〕運度が口傳　いやしき諺にいふごとく、國の仕置は、すり木にて升の底をまはすがごとくすべし、すみ〳〵すり木の行とゞかぬところあり、其行とゞかぬ所、かへりて人のくつろぎ、事のよけいともなる程に、久しうしておのづから行とゞくものなり、

文學

〔空穗物語 藏開上 一〕ゆきまさの少將のかきつく、御すゞりのちかきをさらぬやうにて、ふでをとり給て、おほむくだ物のしたなるはまゆふに、かくかき給、あなめづらしや、

入てこそをはしける、女力をよばず、內に入て、おとなしき人にいかにせんするぞといひければ、一河のながれをくむもみなたしやうのえんなり、なにかくるしく候べき、〈略〉○下

〔萬葉集　五雜歌〕沈痾自哀文　山上憶良作

我犯何罪、遭此重疾、〈略〉○註 初沈痾已來、年月稍多、〈謂經十餘年也〉是時年七十有四、鬢髮斑白、筋力尫羸、不但年老、復加斯病、諺曰、痛瘡灌鹽、短材截端、此之謂也、〈略〉○中

老身重病經年辛苦及思兒等歌七首〈長一首短六首〉　山上憶良作

靈剋、內限者、〈謂瞻浮州人壽一百二十年也〉平氣久、安久母阿良牟遠、事母無、裳無母阿良牟遠、世間能、宇計久都良計久、伊等能伎提、痛伎瘡爾波、鹹鹽遠、灌知布何其等久、益益母、重馬荷爾、表荷打等、伊布許等能其等、老爾氏阿留、我身上爾、病遠等、加氏阿禮婆、〈略〉○下

〔後撰和歌集　二十賀〕今上梅壺におはしましゝ時、木こらせて奉り給ける、　今上御製

山人のこれるたき木は君が爲おほくのとしをつまむとぞ思

御かへし　御製

としのかずつまむとすなるおもにゝはいとゞこづけをこりもそへなむ

〔年々隨筆　四〕重荷に小附といふことわざいと古し、後撰集に、村上御製、事の數つまんとすなるおもにゝはいとゞ小附をこりもそへなんとあり、近き代、蘆庵といひし人、やせ馬に重荷にこづけつけそへて猶をおほする世にこそありけれとよめり、〈略〉○下

〔言志錄〕諺云、禍自下起、余謂、是亡國之言也、不可使人主誤信之、凡禍皆自上而起、雖其出於下者、而亦有所致、成湯之誥曰、爾萬方有罪、在予一人、爲人主者、當服膺此言、

〔駿臺雜話　一〕年內の立春　されば千里の謬も毫釐の差よりおこるといふも、こゝにある事なり、濂溪先生の幾は善惡といへるも此事なり、是非のさかひ、善惡の關としるべし、

ところなり、いみじき非道の事も、山階寺にかゝりぬれば、又ともかくも人ものいはず、山しなだうりとつけてをきつ、

〔漢語大和故事 一〕仰テ唾 コレハ人ヲ害セントテ、還テ己ガ身ヲソコナフト云諺ナリ、四十二章經曰、惡人欲害賢者、仰天而唾、唾不汚天、還汚己面、世話是ヨリ本ケリ、

〔日本靈異記 中〕己作寺用其寺物作牛役緣第九

冀无慙愧者、覧乎斯錄、改心行善、寧飢苦所迫、飲銅湯而不食寺物、古人諺曰、現在甘露、未來鐵丸者、其斯謂之矣、

〔平家物語 一〕祇園精舍之事

祇園精舍のかねのこゑ、諸行むじやうのひゞきあり、しやらさうじゆの花の色、盛者必衰のことはりをあらはす、おごれるもの久しからず、只春の夜の夢の如し、

〔漢語大和故事 二〕奢者不久 老子經曰、自敎者不長、

〔日本靈異記 中〕見烏邪淫猒世修善緣第二

夫將火炬時、先備薪松、將雨降時、衆潤石板、示烏邪事、預發道心、先善方便、見苦悟道者、其斯謂之矣、

〔平家物語 七〕福原おちの事

平家はふく原のきうりに著て、大臣殿しかるべき侍老少數百人召ての給ひけるは、しやく善のよけい家につきせず、せき惡のよわう身におよぶが故に、神明にもはなたれ奉り、君にもすてられまゐらせて、帝都を出て旅泊にたゞよふ上は、何の賴か有べきなれども、一じゆのかげにやどるも、先世のちぎりあさからず、同じながれをむすぶも、他生のえん猶ふかし、〇下略

〔義經記 二〕伊勢三郎義經の臣下に初て成事

御ざうし今夜一夜はたゞかし給へ、色をも香をも知る人ぞしるとて、とをさぶらひへするりと

ニ依リテ下役人、用ヒザル農人ヲ召捕テ差出ス、作左衛門默然トシテ暫ラク考ヘ居タリ、シテヤガテ其農人ヲユルシ遣リ、法度書ノ高札ヲ取寄セ、先ノ文字ヲ皆削ラセ、イロハノ假字ニテ、何々ノ事ヲスルト、作左作衛門ガ切ゾト、殘ラズ平ガナニ書キカヘテ、建サセケレバ、其後ハ法度ヲ犯ス者一人モ無リシトナリ、農人ナドハ文字ノ讀メヌモノ、十人ニ九人アリ、此故ニ作左衛門平ラガナニ書カヘタルナリ、人ヲ覩テ法ヲ說クコソ肝要ナレ、

〔燕居雜話三〕ひざとも談合
諺にひざとも談合といふ事、出所も定かならず、其うへ諺ともと心得て居る故、何共わからぬなるべし、是は詩大雅板ノ篇に、先民有言、詢于芻蕘、といへるに原きたるにて、卑者とも相談すると云ことなるべし、源氏などに、大愚者をだいひざといひし例にて、ひざは卹卑者の字音ならむ、武者をむさ、修行者をすぎやうざ、從者をずさなど云をもて知るべし、是余が久しく疑ひて、近きころ考得し所なり、

〔松屋筆記八十六〕繁文無益　俗に下手の長口上といへるごとく、繁文にして拙劣なるもおほかり、

〔古事記中應神〕又秦造之祖、漢直之祖、及知釀酒人名仁番、亦名須須許理等參渡來也、故是須々許理釀大御酒以獻、於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒而、宇羅宜三字以音御歌曰、須須許理賀、迦美斯美岐邇、和禮惠比邇祁理、許登那具志、惠具志爾、和禮惠比邇祁理、如此之歌、幸行時、以御杖打大坂道中之大石者、其石走避、故諺曰、堅石避醉人也、

〔大鏡七太政大臣道長〕又山階寺にて、十月十日より維摩會七日、みなこれらのたびに勅使下向して、ふすまつかはす、藤氏の殿ばらより五位までたてまつり給ふ、南京法師は三會講師しつれば、已講となづけて、その次第をつくりて律師僧綱になる、かゝれば彼御寺いかめしくやむごとなき

いはまほしくなれば、あなをほりては、いひいれ侍りけめとおぼえ侍る、

〔徒然草上〕おぼしき事いはねば腹ふくるゝわざなれば、筆にまかせつゝ、あぢきなきすさびにて、かいやりすつべきものなれば、人の見るべきにもあらず、

〔太閤記一〕秀吉初て普請奉行の事

信長公きこしめして、猿めは何を云ぞ、何事ぞと問給へ共、さすが可申上義にあらざれば、猶豫し給へる處に、是非に申候へとて、かひなを取てねぢかゞめ給ふ、有のまゝに申せば、宿老共を譏するに似たり、又申さねば君の仰を背に似たり、呼口は禍門なりと世の諺に傳へし事、今おもひあたりたり、

〔關八州古戰錄十七〕秀吉公湯本著陣事

小田原ノ本城ヘ苫ミシカバ、氏政父子、畑、湯本、石橋、米神ヘモ出張シテ、防戰ヲ遂ベキヤノ旨、評議セラレケル處ニ、松田尾張入道進ミ出テ、氣ニ乘タル大敵ニ向ヒ、後レ色付タル味方ノ勢、徒ニ打向テ敗北セバ、重テ有無ノ一戰叶フベカラズ、只先籠城有テ、守成堅固ヲ專トシ、敵ノ勢ヲ伺ハレ、然ルベシト申ケレバ、サシモノ諸將奉行頭人マテモ、直諫シテ巧夫ノ計略ヲ出シ、敵ヲ挫クベキ適當ノ貪著ナク、彼モ是モ手ヲ拱ヌキ、松田ガ吻而巳ヲ守テ、虛々ト日ヲ送ケルハ、情ナカリシ次第ナリ、〇中略サレバ其比關東ノ俚俗、果敢々々シカラヌ評議ヲバ、小田原談合ト云觸シテ、今ノ世マデノ常談ニ傳ヘ、此時ニ起レル事ナリトゾ、

〔松屋筆記百〕船頭多くて山へ船を漕上る

俗に評議のまち〳〵にて、決せざるを、船頭が多くて山へ船を舉るとも、又小田原評諚ともいへり、〇下略

〔明良洪範十五〕此作左衛門多〇本三州ニ奉行タリシ時、法度書ヲ出サレシニ、農人一向用ヒズ、コレ、

〔甲陽軍鑑十五品第四十三〕於陣所制札

一喧嘩は、兩方共に成敗、但穿鑿の沙汰有て、道理非を分、坂をこさすべき事、

〔駿臺雜話二〕風俗は政の田地　しかるに、天下國家には、風俗といふ物ばかり大切なるはなし、君上の威は天の如く、其恐るべき事は雷の如し、たれか背くべき、なれども世話に大勢に手なしといふやうに、一世の風俗には勝ちがたし、

〔逢𥖧雜考〕瓢簞で鯰　此諺は、もと禪家などに起りしことにや、相國寺如拙といへる僧、この圖を作れり、○中略　其序詞云、大相公俾如拙畫新樣於坐右小屛之間とあり、○中略　大相公とは義滿公にや、此の頃より專いひ弘し事なるか、

〔下學集下態藝〕忠言逆耳チウゲンサカラフミミニ　孔子曰、良藥苦於口而利於病、忠言逆於耳而利於行也、

〔日本靈異記中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦縁第七

行基聞之言、歎矣貴哉、誠知口傷身之災門、舌剪善之銛鉞、

〔平家物語一〕淸水えんしやうの事

院中のきりものに、さいくはうほうしといふ者有、おりふし御前ちかう候けるが、進み出て、天に口なし、人をもつていはせよと申す、平家もつての外にくわぶんに候間、天の御はからひにやとぞ申ける、人々此事よしなし、かべにみゝ有、おそろし〳〵とぞ、各さゝやきあはれける、

〔義經記二〕かゞみの宿にて吉次宿にがうとう入事

保元平治よりこのかた、源氏の子孫こゝやかしこにうちこめられておはするぞかし、成人しておもひ立給ふ事あらば、よく〳〵こしらへ奉りてわたし參らせ給へ、かべにみゝ、岩にくちといふ事あり、くれなゐは園生にうへてもかくれなしと申、○下略

〔大鏡一〕おぼしき事いはぬは、げにぞはらふくるゝ心ちしける、かゝればこそむかしの人は、もの

弓矢ノ道ニ携リケル不當ナニ、白晝ノワザナレバ、惡事千里ヲ走ル、此事世ニハ隱有ベカラズ、然ラバ何ノ面有テカ、憑タル人ニモ對面スベキ、〇下略

〔駿臺雜話一〕聖人の誠　是誠の感應にして、恩威智力の及ぶ所にあらず、是をもていふに、好事門を出ず、惡事千里を行と、世話にいへど、これ鄙言なる也、好事惡事ともに、其實ある事の、いづれか千里にゆかざる事あるべき、惡事のみに限るべからず、

〔太閤記一〕秀吉初て普請奉行の事
さらば割普請に沙汰し申さんとて、下奉行共と謀り、百間を十組に令割符、面々に宛しかば、翌日出來し、旋木ごとに松明をも掛置、掃除以下きらよく見へし折節、信長公御鷹野より歸らせ給ふて、御覽じもあへず御感有て、御褒美不淺、其晩に被召出、御扶持方加増有けるこそ、終を初に立る徵兆也と、後にぞ思ひ知れたる、

〔明良洪範十五〕大坂方ニテハ、神君ニ先ヲ越サレ、氣ヲ失ヒ、攻寄セン評議ハ忽チ止ミテ、却テ島津ヲ頼ミ、島津中ノ島ヘ行キテ、神君ヲ宥メ事濟ケル、先ンズル時ハ人ヲ制ストハ、是等ノコトヲヤ云フナルベシ、

〔醒睡笑二謂被謂物之由來〕いそがばまはれといふ事は、物每にあるべき遠慮なり、宗長のよめる、武士のやばせの舟は早くともいそがばまはれ瀨多の長橋、〇下略

〔關八州古戰錄十七〕笠懸山陣營事
此後秀吉公大神君ヲ招カレ、御同道ニテ高揚ノ地ヘ打出、小田原ノ城ヲ視下シ給ヒ、家康公ノ御手ヲ執テ、アレ見給ヘ、北條家ノ滅亡、程有ベカラズ、氣味ノ克キ事ニテコソアレ、左アラバ關八州ハ貴客ニ進ラスベシト契約有テ、家康主モイザ小便ヲメサセトテ、敵城ノ方ヘ向ヒ、打連テ小便シ給ケリ、サレバ今ノ世マデモ、東國ノ兒女相謂テ、關東ノ連小便ト申ス事ハ、此吉兆ヲ傳ヘタリ、

今度は敵の大將晴信、わかげと申、少人數といひ、旁もつて油。斷。强。敵。といふことを忘れ、味方より
はり番をも一人出さず、○下略

〔駿臺雜話四〕大敵外になし　いよ〳〵御聞あり度候はゞ、某が宅へ御越候へといはれしかば、日を
定て、禮服を著し、彼宅へ往れしに、播部頭〈直孝〇井伊〉出て對面の後、世話に、油。斷。大。敵。といふ事定て御
覺へあるべし、某が傳授外にはなく候、此一言にて候ぞ、必御忘れあるな、○下略

〔甲陽軍鑑品第二十三九上〕信州平澤大門到下合戰之事
又かたはらにては、鬼神の樣なる父信虎を押出し、其後信將來に度々勝、しかも若氣のやうにも
なく、勝。て。は。甲。の。緒。を。し。む。る。やうにせらる〳〵は、如何樣たゞ人の體には見えず候○下略

〔駿臺雜話三〕手折手にふく春風　もし時のもやうにつきて、覺悟を變じ、世話にいふ、え。り。も。と。に。
つ。く。やうにては、なにを以て、士と申し侍るべき、

〔義貞記〕一奉公用意事
認。テ。ノ。信。ハ。顧。テ。ノ。德。ト云事アレバ、愚人ノ前ナリ共、心中終ニ隔アラジ、

〔塵塚抄一〕世。諺。以。恩。報。怨。云、證據アリヤ、常ニハ云ザレ共、論語、或曰、以德報怨何如、子曰、何以報德、以直
報怨、以德報德云リ、然共佛法、又報怨以德爲善、以恩報怨怨永亡、自他安穩故、○下略

〔嘉吉物語〕入道殿涙を抑へ、かさねてのたまふやう、何事もう。や。ま。は。ゞ。し。た。が。へ。と申す譬あり、

〔駿臺雜話二〕秘事は睫　さて諸客いひけるは、○中略此程世の諺に申傳しはかなき事につきて御
物がたりを承候て、いづれもふかき意味ある事を覺え侍る、誠に秘。事。は。睫。にて、あまりちかきは、
反て見へぬものにて候故、我等どもの意得ぬにて侍るべし、

〔明德記中〕暫ク引エテ都ノ方ヲ顧タレバ、我逃ツル跡ニハ人一人モ見エズ、猶内野ニハ軍ノ有ト
覺ニテ、時ノ聲幽カニ聞ケレバ、是ハソモ何事ニ是迄逃タリケルゾヤ、我ナガラモカ程臆病マデ、

ヲ書テ、相模入道ノ方ヘ被遣、

〔太平記十六〕新田左中將被責赤松事

義貞是ヲ聞給テ、此事ナラバ子細アラジト被仰テ、頓テ京都ヘ飛脚ヲ立、守護職補任ノ綸旨ヲゾ申成レケル、其使節往反ノ間、已ニ十餘日ヲ過ケル間ニ、圓心城ヲ拵スマシテ、當國ノ守護國司ヲバ將軍ヨリ給テ候間、手ノ裏ヲ返ス樣ナル綸旨ヲバ、何カハ仕候ベキト、嘲哢シテコソ返サレケレ、

〔沙石集三上〕忠言有感事

サテ領家ノ代官モ、日來ハ事ノ子細キヽホドキ給ハザリケリ、コトサラノ僻事ハナカリケルニコソトテ、マケヤウヲ感ジテ、六年ノ未進ノ物ノ、三年ハユルシテケリ、ワリナキナサケナリ、是コソマケタレバ、コソカチタレノ風情ニテ侍レ、

〔北條五代記二〕岡山彌五郎木下源藏討死の事

その上軍は勝て負る事あり、負て勝事あり、木下源藏敵の首を取といへ共、却てをのが首を敵にとられぬ、是進退をわきまへず、不義の働ゆへ、勝て負るとは是也、〇中略扨又千葉勘兵衞此中日々のせりあひに、彌五郎源藏があとに有て、見えがくれ成しが、今日に至て、雙方の軍旗を見定、兵氣をはかつて諸人に抽て、敵を討取、是をこそ懸引の上手の武士、負て勝とはいふべけれ、

〔北條五代記八〕北條家の軍に貝太鼓を用る事

物見の武者歸り來ていはく、義弘かつて甲冑をぬぐと云々、氏康此よしを聞、油斷強敵とすと云古老のいさめを肝心と取さだめ、霞たつを幸とし、貝太鼓をもならさず、敵陣間近くをしよせ、鬨音をあげ、無二に責かゝり、勝利をえられたり、

〔甲陽軍鑑九上品第二十三〕信州平澤大門到下等合戰之事

事も我心より外のこともものやある、事の心をしらぬは、いとかひなし、あさゆふによそのたからをかぞふるになんあるべきなどとき給ひし、〇下略

〔源平盛衰記　二十三〕頼朝鎌倉入勸賞附平家方人罪科事
山内瀧口三郎同四郎ハ、廻文ノ時、富士ノ山トタケクラベ、〇中略ナンド、惡口シタリシ者也、大庭ニ召出サレタリ、佐殿宣ケルハ、汝ガ父俊綱幷ニ祖父俊通ハ、共ニ平治ノ亂ノ時、故殿ノ御伴ニ候テ、討死シタリシ者也、其子孫トテ殘留レリ、我世ヲ知ラバ、イカニモ糸惜シテ世ニアラセ、祖父親ガ後世ヲモ弔ハセントコソ深ク思ヒシニ、盛長ニ逢テ種々ノ惡口ヲ吐、剰景親ニ同意シテ、頼朝ヲ射シ條ハ、イカニ富士山ト長並ベト云シカ共、世ヲ取事モ有ケリトテ、土肥次郎ニ仰セテ、速ニ首ヲ刎ヨト下知シ給フ、

〔平家物語　五〕都がへりの事
さしもよこがみをやぶられし太政の入道殿、〇平淸盛さらば都がへりあるべしとて、同じき十二月二日の日、俄に都がへり有けり、

〔太平記　九〕足利殿御上洛事
其上誓言ハ神モ不受トコソ申習ハシテ候へ、設ヒ僞テ起請ノ詞ヲ被載候共、佛神ナドカ忠烈ノ志ヲ守ラセ給ハデ候べキ、就中御子息ト御臺トハ、鎌倉ニ留置進セラレン事、大儀ノ前ノ少事ニテ候ヘバ、强ニ御心ヲ可被煩ニ非ズ、

〔太平記　九〕足利殿御上洛事
大行ハ不顧細謹トコソ申候へ、此等程ノ少事ニ可有猶豫アラズ、兎モ角モ相模入道ノ申ン儘ニ隨テ、其不審ヲ令散、御上洛候テ後、大儀ノ御計略ヲ可被回トコソ存候ヘト被申ケレバ、足利殿此道理ニ服シテ、御子息千壽王殿ト、御臺赤橋相州ノ御妹トヲバ、鎌倉ニ留置奉リテ、一紙ノ起請文

俗諺に、ないものゝ喰はうが人の癖といふことあり、實に人情は得がたきを貴み、常に有つて大益有るものを輕んじ賤めて信せず、

〔塵尻十八〕黄敉將軍の時、松浦肥前守源茂、御數寄ごとに、赤塗の烏帽子を著して參りしかば、將軍其妻を自畫圖して賜ひし、茂、薙染の後、かの像を南禪寺に納めしとかや、當時の諺に、ずきに赤烏帽子といひけるは、この故事也とぞ、

〔駿臺雜話一〕妖は人より興る　すべて人の忌おそるゝ所は、世話におそろしき物の見たきといふやうに、さながら心に忘れえぬほどに、思想にひかれて、火のかつもへ、かつきゆるやうに、あるとみつ、なしと見つして、かくしてやまねば、氣うかれて、我にもあらずなりぬる、〇下略

〔犬筑波集春〕二月十五日嵐はげしけれは
花よりもだんごとたれか岩つゝじ

〔今昔物語二十八〕信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八
守答フル樣、落入ツル時ニ、〇中略其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ、難見弃クテ、先ヅ手ノ及ビツル限リ取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也、未ダ殘リヤ有ツラム、云ハム方无ク多カリツル物カナ、〇中略汝等ヨ、寶ノ山ニ入テ手ヲ空クシテ返タラム心地ゾスル、

〔砂石集二上〕佛舍利感得人事
此入道無智ノ在家人ナレドモ、眞實ノ信心有ケレバ、感應ムナシカラズ、經ニハ信ハ道ノ源、功德ノ母ト說キ、寶ノ山ニ入テ手ヲムナシクストイフハ、信ノ手ノナキユヘト見ヘタリ、

〔續世繼七ほりかはのながれ〕天台大師の經をしやくし給に、四の法文にてはじめ、如是より經のすゑまで、くごとにしやくし給へば、そのながれをくまん人、法をとかんそのあとを思べければとて、はじめには因緣などいひて、さまゞゝの阿彌陀佛をときて、むかし物がたりときぐしつゝ、何

奈何にと尋ぬれば、木乃伊の出づる國は、赤道の下にあたる國にて、極熱の地方なり、其の所にいと廣々たる砂地あり、其邊を往來する人は、土にてこしらへたる車に乘りて過ぐることなり、萬一誤つて地に落れば、忽に焦れて木乃伊となる、亦其木乃伊を取らんとて、土車に乘つて行く者あり、其者も、乘つたる車が破れるか、崩れて地に落つれば、同じく木乃伊になるといふ、是れ全く據なき妄說なり、

〔源平盛衰記 三十三〕木曾備中下向齋明被討幷兼康討倉光事

妹尾太郎兼康ハ、木ヲ樵、草ヲ刈マデコソナケレ共、二心ナク木曾ニ被仕ケリ、是ハイカニモシテ、再故鄕ニ歸、今一度舊主ヲ奉見、平家ノ御方ニ成テ、合戰ヲ遂ントノ計ナリ、咲中偸ニ鋧剃人刀トイヘリ、木曾ハ是ヲモ不知シテ、齋明ト同時ニ切ベカリケレ共、西國ノ道シルベトテ宥具シ給ケリ、

〔漢語大和故事 四〕笑ノ中ノ劍　コノ諺ハ、人ノ交、面向ハ懇切ノ體ニテ、內心ニハ敵ヲ結ビ、陰ニ害ヲナサントヲ企ツ、是コヽロヨク笑語中ニ、刃ヲ劍モノナリ、春道遠懷ニ、言下暗生消骨火、咲中偸鋧剃人刀トイヘリ、又大學衍義曰、世謂、林甫口有蜜、腹有劍、又夫木集ノ歌、衣笠內大臣、何事ヲオモヒケリトモシラレジナヱミノウチニモカタナヤハナキ、同集ニ公朝、手ニトレバ人ヲサスヲフイガタリノヱミノウチナルカタナオソロシ、

〔壒囊抄 一〕人ノハラグロナト云ハ何事ゾ、〇中略孔子ノ腹黑ト云事アリ、喩ヘバ魯ヨリ齊ヘ爲致道行給ニ、或山中、童子アリテ、樹上ヨリ小便ヲシカケタリケリ、孔子取敢ズ、ヨクシタリ、大剛者也ホメテ通給フ、其後時令尹通、又如以前シケリ、令尹是ヲ見テ、天下大害ヲ成サン者也トテ、引下頭剣捨テケリ、〇下略

〔閑窻瑣談 一〕倭俗の異說

〔瓦礫雜考下〕えびでたひつる

宋王君玉雜纂次編の愛便宜といふことの中に、將蝦釣鼈とあり、鯛聞書などに出たる鰊鰈魚といふものゝ事なりとぞ、鼈とは異なれ共、その意またく同じ、

〔今昔物語二十八〕信濃守藤原陳忠落入御坂語第卅八

守ノ答フル樣、落入ツル時ニハ、馬ハ疾ク底ニ落入ツルニ、吾レハ送レテソメキ落行ツル程ニ、木ノ枝ノ滋ク指合タル上ニ、不意ニ落カヽリツレバ、其ノ木ノ枝ヲ捕ヘテ下ツルニ、下ニ大キナル木ノ枝ノ障ツレバ、其レヲ踏ヘテ、大キナル胯木ノ枝ニ取付テ、其ヲ抱カヘテ留リタリツルニ、其ノ木ニ平茸ノ多ク生タリツレバ、難見弃クテ、先ヅ手ノ及ビツル限リ取テ、旅籠ニ入レテ上ツル也、未ダ殘リヤ有ツラム、云ハム方无ク多カリツル物カナ、極キ損ヲ取リツル物カナ、極キ損ヲ取ツル心地コソスレト云ヘバ、郎等共現ニ御損ニ候ナド云テ、其ノ時ニゾ集テ散ト咲ヒニケリ、守僻事ナ不云ソ、汝等ヨ、〇中略受領ハ倒ル所ニ土ヲ爴メトコソ云ヘト云ヘバ、〇下略

〔太平記三十八〕諸國宮方蜂起事附備前軍事

降人ニ出テ、心ナラズ高名シツル兵共三百餘騎、生捕ヲ先ニ追立サセ、鋒ニ頸ヲ貫テ馳來リ、如鬼神申ツル桃井ガ勢ヲコソメ、我等僅ノ三百餘騎ニテ、夜討ニ寄テ、若干ノ御敵ドモヲ打取テ候ヘトテ、假名實名事新シク、コト〲シゲニ名乘申セバ、大將鹿草出羽守ヲ始トシテ、國々ノ軍勢ニ至迄、哀レ大剛イ者共哉、此人々ナクバ、爭カ我等ガ會稽ノ耻ヲバ灑ガマシト、感ゼヌ人モ無リケリ、後ニ生捕ノ敵ドモガ委ク語ルヲ聞テコソ、サテハ降人ニ出タル不覺ノ人ドモガ倒ルヽ處ニ土ヲ摑ムト、風情ヲシタリケルヨトテ、却テ惡ミ笑レケル、

〔閑窻瑣談一〕俚俗の異説

古くより俚俗の諺に木乃伊取が木乃伊になるといふたとへを、つね〲にいひ傳ふ、其の起源を

也、

〔奥儀抄下〕さきだゝぬくゐのやちたびかなしきはながるゝ水のかへりこぬなり

是はむかし、あひしれる人にをくれたる男にやれる歌也、逝水不返、後悔不立前といふ事のある也、うせにし人にさきだゝぬを、後悔さきにたゝぬによせてくゐたる也、行水のかへらぬやうに、又くべきならねば、やちたびくふるとも、かひやなかるらんとよめる也、

〔日本書紀十九欽明〕十四年八月丁酉、百濟遣上部奈率科野新羅下部因德汝休帶山等上表曰、○中略伏願天慈速遣前軍後軍、相續來救、逮于秋節、以固海表彌移居也、若遲晩者、噬臍無及矣、

〔太閤記三〕信長公御葬禮之事

秀吉永き夜のねざめに、昨友は今日の怨讐と成、前榮は後衰と移り易りぬ、誰有て期來日乎、厚恩を報せずして、衰ふる身となりなば、噬臍とも益なかるべし、

〔沙石集三上〕忠言有感事

心アル人ハ感涙ヲナガシケリ、ハルカニ承ルモ不覺ノ涙禁ジガタシ、マシテソノ座ノ人サコソ感ジ思侍ケメ、カヽリシ人ニテ、子孫イヨ／＼繁昌セリ、情ハ人ノタメナラズ、道理誠ニ思知レ侍リ、

〔萬葉集十三相聞〕從古、言續來口、戀爲者、不安物登、玉緒之、繼而者雖云、處女等之、心乎胡粉、其將知、因之無者、夏麻引、命號貯、借薦之、心文小竹荷、人不知、本名曾戀流、氣之緒丹四天、

〔源氏物語二十四胡蝶〕右大將のいとまめやかに、こと／＼しきさましたる人の、こひの山にはくじのたふれ、まねびつべき氣色にうれへたるも、さるかたにおかしと、みなみくらべ給ふ、○下略

〔土佐日記〕八日○承平六年二月ある人いさゝかなるものもてきたり、よねしてかへりごとす、をとこどもひそかにいふなり、いひぼしてもつるとや、かうやうのこと、ところ／＼にあり、

此時も味かたの旗本の貝太鼓の聲を聞て、懸引兵略をつくすを見れば、俗にいふかゆき所へ手をあてるがごとくにて、いさぎよく目をおどろかす、

〔發心集一〕美作守顯能家入來僧事
實ニ道心アル人ハ、カク我身ノ德ヲカクサムト、過ヲアラハシテ貴マレン事ヲ恐ルヽナリ、若人世ヲ遁タレドモ、イミジクソムケリト云レン、貴ク行由ヲ聞ント思ヘバ、世俗ノ名聞ヨリモ甚シ、此故ニ有經ニ、出世ノ名聞ハ、譬ヘバ、血ヲ以テ血ヲ洗ガ如シト說ケリ、本ノ血ハアラハレテ落モヤスラン、知ラズ今ノ血ハ大ニケガス、愚ナルニアラズヤ、

〔關八州古戰錄十七〕豆州下田ノ南城沒落事
秀吉公聞召シ、曩ニ吾儕打回テ海面ヲ巡見セシ時、彼砦ヲ見及シガ、是ヲ攻ンニハ、人數モ多ク損害シ、稼クハ乘捕リ難カラン、俗ニ云眼ノ上ノ疣腹心ノ病是ナリ、所詮燒討ニナサシメント心懸リニ思タルニ、臨軍不從君命ト云ル兵法ノ詞ヲ、左馬助會得シテ、克クコソ仕ナシタレ、今ニ始メザル嘉明ガ翔カナ、

〔松永道齋聞書上〕されば口にあまきものは、必命の毒ぞ、良藥は口に苦きぞ、又良藥に似たる砒霜斑猫といへる毒藥あり、能心得よ、此心を以、人を忘れ、我氣に應じたる者を使ふ時は、秦の趙高、玄宗の楊貴妃、近くは石田、如此心得る事第一也、

〔源氏物語三十七横笛〕さていましづかに、かの夢は思ひあはせてなん聞ゆべき、夜かたらずとか、女房のつたへにいふことなりとのたまひて、おさ〳〵御いらへもなければ、うちいできこえてけるを、いかにおぼすにかと、つゝましくおぼしけるとぞ、

〔日本書紀十九欽明〕二年七月、百濟聞安羅日本府與新羅通計、○中略謂任那曰、昔我先祖速古王、貴首王、與故旱岐等、始約和親、式爲兄弟、○中略未審何緣輕用浮辭、數歲之間、慨然失志、古人云、追悔無及、此之謂

なほききにまがれる枝もある物をけをふききずをいふがわりなさ

〔漢語大和故事一〕漢書云、吹毛求疵、又云、洗垢求其瘢痕、この語は、我身の過を求出すの喩也、毛をふけば、身體の疵あらはるべきぞ、人の惡を知らんとて、餘り吟味すれば、反つて我身の過に落る事あるべし、其時始のまゝにて置たらばと思ふ事あらん、是毛を吹て疵を求るものなり、高津内親王の歌に、直木にも曲れる枝もあるものを毛を吹疵をいふがわりなき、

〔沙石集五上〕慈心有者免鬼病事

世間ノ諺ニモニギレル拳シ咲ル面ニアタラズトテ、惡クヒク無ク、心ノ底ヨリ、打チ咲テムカヘル者ニハ、既ニ、ニギレル拳ヲ開テ、心ヲ止ト云リ、サレバ佛性ヲ顯ハサント思ハン人、慈悲ヲ心ニ習ヒ好ムベキナリ、

〔太閤記一〕秀吉初て普請奉行の事

主君の爲に宜しき事あれば、不移時申上ける心の内を推察し見るに、自然に忠義に深き素性也、其はさし出者よと制し給ふ事、あまたたびの事なりしかば皆人あれほどつらの皮の厚かりしは、見も聞もせぬなど、聞や聞ぬ計に目引鼻ひき笑ひけり、

〔太閤記十三〕備前の宰相秀家帥小西を助成し來にこへ渡海の事

小西思ふやう、忠州之城をも乘捕、彌抽忠勲はやと、弟にて侍る主殿助木戸作右衛門尉など呼あつめ、御勢悉く渡海し、諸勢今明日之中參陣有べきとなり、いざ明朝忠州之城を忍び捕べきと思ふは、いかゞ有べしと云ければ、何も尤なり、急ぎ給へとて、ひた〳〵と用意し、戌之剋に打立、漸く丑之時とおぼしき比、城の麓に忍び寄、喧と時聲を上、哄々聲を擧しかば、城中寢耳に水の入たるが如く驚きあへりつゝ、矢夾間などをも塞あへず、忘却於親疎、我さきに退なんとのみせしなり、

〔北條五代記八〕北條家の軍に貝太鼓を用る事

はれんこと、いとよしなきわざに侍りと申す、あまたの番匠みなさやうにのみ申ける中に、一人領掌するあり、かゝる屋、日ごろもつくりたる事侍りやととひ給に、さる事は侍らねども、なにともをしへ給はんまゝにこそ、つくり心み侍らめと申ければ、その時、まことにそのまゝにつくらんとにはあらず、たゞ心のほどをしらんためにいひつるなりとて、すなはちかれを大工として、東大寺をば、つくりたてられけるとなん、おほかたよろづにはかりごとかしこき人なりければ、そのころのことわざにて、支度第一俊乘房とぞ人申ける、

〔駿臺雜話 三〕天野三郎兵衛　東照宮參河に御座なされし時、御制法を定められ、高力與右衛門清長、本多作左衛門重次、天野三郎兵衛康景を三奉行に仰付らる、其ころ輿人の諺に、佛高力、鬼作左、どちへんなしの天野三郎兵衛といひしとぞ、どちへんなしとは、左右遷就して一決せぬの俗語なり、此諺をもて考るに、高力はたゞ寛仁にして、本多があらきにかまはず、本多はたゞ勇決にして、高力が慈悲にかまはず、天野は高力か本多か裁断をそねむ心なく、たゞ道理次第にして、少しも己をたてぬと見へ候、

〔諺草 七〕諺　もとの木阿彌　筒井陽舜坊順昭（大和國郡山城主、信長と同時の人、）二十八歳にて病死す、此時其子伊賀守定次（後號順慶、）わづかに一歳也、順昭遺言して、三年の間は、卒去をかくし置べしとありければ、木阿彌と云盲人、其形順昭に似たる故、他國より使者來る時は、かの盲人をほのぐらき所におき、順昭は病中の體にもてなし、相見せしむ、定次三歳の時、始て喪を發す、略○註こゝに至て、木阿彌なりし事を諸人しれり、今俗の諺に、もとの木阿彌と云事、是よりおこれり、新考、

〔漢語大和故事 一〕瞽蛇ニ懼ズ、　古歌ニ、習アテバ目クラモ蛇ニヲヂズベキカシラヂバヤスキ和歌ノ道カナ、畢竟シラヂバ安トイフコトナリ、

〔後撰和歌集 雜一 十六〕いたく事このむよしを、時の人いふときゝて、　高津内親王

山の井〇略 廿巻四に、わらにふる雪や紺かき白袴といふ句あり、又崑山集にも此句をのせて、貞徳の句とあれば、古き諺なり、當時の紺屋は常に袴をはきたる故に、此諺ありしならむ、

〔甲陽軍鑑 品第四十上 十三〕信玄公を始奉り家老衆大身小身善惡の儀分別之事、附物の事宜作法手本に成事、

一或時信玄公仰らるゝ、〇中略 扨は息女子などに、よきむこをとらんと存候者、物をたむる侍を見そこなふて、加恩すれば、下劣のたとへに、盜人におひをうつと申儀にならん、是には目付の入所也、其目付も盜人の心ならば、いひきかすまじ、〇下略

〔飾抄 中〕平緒 香〇中略

今度予劒裝束又如此、自然相叶先祖所爲、誠是愚者之一得也、

〔明良洪範 七〕又馬爪源右衛門ト云士有リ、此士ハ鐵炮ノ名人也、其外總テ武藝ヲ好メド、左文ガ門人ニハナラズ、諸人其故ヲ問バ、只笑テ答ズ、其後左文罪有テ刑セラル、其時源右衛門ノ親敎人ニ云ケルハ、左文ハ劒術ハ名人ナレド、其性質大奸邪也、行々何事ヲ仕出サンモ計難シト思ヒ、門人ニナラズ、師弟トナル時ハ、若奸曲ニ組セヨト云レシ時、組セザレバ、師ニ背キ、組スレバ君ニ背ク、是愚者モ千慮ノ一得也ト笑ハレ語ラレシト也、

〔齊東俗談 七 俗諺〕愚者一得 史記淮陰侯傳、廣武君曰、智者千慮必有二一失一、愚者千慮必有二一得一、

〔法然上人行狀畫圖 四十五〕後乘房重源は上の醍醐の禪徒にて、眞言の薰修ふかゝりけるが、〇中略 治承の逆亂に、南都東大寺燒失のあひだ、このひじりをもちて、大勸進の職に補せらる、すでに造營をくはだつるころ、工の器用をえらばんために、ある番匠をめして、屋をつくらんとおもふに、たるきの下に木鼻をうたん事、いかゞあるべきととひ給に、番匠さる屋づくり、いまだ見及候はずと申けるを、おもふやうあり、たゞつくれといはれけれは、あるまじき事しいで、傍輩にわら

〔松屋筆記八十三〕坊主が憎けりや袈裟までにくい

俗言に、坊主がにくけりや袈裟までにくいといへり、これに似たる語あり、漁隱叢話前集十一の卷、杜少陵六に、贈射洪李四丈云、丈人屋上烏人好烏亦好、六韜武王登夏臺以臨殷民、周公曰、愛人者愛其屋上烏、憎人者憎其餘胥云々、此憎餘胥といへるは、近き說といふべし、

〔梅園叢書〕諺にも、陰陽師の門に蓬絕えずとて、餘り強く物を忌めば、草とる日とてもなくなり侍る、

〔古事記中應神〕於是大雀命與宇遲能和氣郎子二柱、各讓天下之間、海人貢大贄、爾兄辭令貢於弟、弟辭令貢於兄、相讓之間、既經多日、如此相讓、非一二時、故海人既疲往還而泣也、故諺曰、海人乎因己物而泣也、○又見日本書紀

〔古事記傳三十三〕尋常には、己が無き物の欲くて得がたきにこそ泣くならひなるに、此海人は己が有物を人に獻ることの得難きを愁泣くは、常のならひとは反ざまなる事なる故に、其意を以て、世中に己が物を人に與へんと欲ふに、與へ難き事ありて愁ふる者の譬にいへるなり、

〔日本書紀十應神〕三年十一月、處處海人訕哤之不從命、(訕哤此云佐麼賣玖)則遣阿曇連祖大濱宿禰平其訕哤因爲海人之宰、故俗人諺曰佐麼阿摩者、其是緣也、

〔古事記中垂仁〕爾其后豫知其情、悉剃其髮、以髮覆其頭、亦腐玉緖、三重纏手、且以酒腐御衣、如全衣服、如此設備、而抱其御子、刺出城外、爾其力士等、取其御子、卽握其御祖、爾握其御髮者、御髮自落、握其御手者、玉緖且絕、握其御衣者、御衣便破、是以取獲其御子、不得其御祖、故軍士等、還來奏言、御髮自落御衣易破、亦所纏御手之玉緖便絕、故不獲御祖、取得御子、爾天皇悔恨而惡作玉人等、皆奪其地、故諺曰、不得地玉作也、

〔骨董集上編上〕昔の威儀附紺屋の白袴

海口勅、欣踊稽奨、古今文字讃、右軍蘭亭碑、及梵字悉曇等書、都一十卷、敢以奉進、〇下略

〔北條五代記〕一早雲寺殿廿一ヶ條

一よき友をもとめべきは、手習學文の友也、〇中略人の善悪皆友によるといふ事也、三人行時かならずわが師あり、其善者をえらんで是にしたがふ、其よからざる者をば、是をあらたむべし、

〔承久軍物語〕三いかに大竹殿、御へんはもとはむさしのくにの住人、くはんとう御そんの人ならずや、侍は草のなびきとはいへども、後代の名こそをしけれ、あしくも見へ給ふものかなと、〇下略

〔義經記〕四土佐房よしつねの〃手に上る事

土佐をからめて參りて候と申しければ、〇中略いきて歸りたくはかへさんずるぞ、いかにと仰られければ、かうべ地に付て、猛々は血ををしむ、さいは角ををしむ、日本の武士は名ををしむと申事の候、

〔陰徳太平記〕四十七熊野降參幷高瀬城巡見之事

侍ハ渡リ者ナレバ、何ノ憚ル事カ有ン、早ク降參シテ、妻子眷族ノ心ヲ安穩ナラシメラレヨト、或ハ宥メ、或ハ怒テ、再三諫メタリシカバ、熊野實モトヤ思ケン、軈テ熊野ノ城ヲ明テ、降旗ヲゾ樹タリケル、

〔關八州古戰錄〕十七豆州韮山城責事

城中〇韮山ニモ彼等ガ勝レタル武勇ノ程ヲ感ジテ、敵ナガラモ遖剛ノ者共哉、名字ヲ名謁テ退レヨト呼ハリケレバ、四人橋ノ上ニ立テ大音揚ゲ、福島左衞門大夫正則ガ家來誰々ト名謁テ引退ク、其際ニ城兵鐵炮ニテ打留ントヒシメキケルヲ、美濃守ヤヲラケ樣ナル侫廷ノ者共ハ、冥加ノ武士ト名附テ、無下ニ誅スレバ、却テ軍神ノ咎メアリトコソ昔ヨリ云傳タレ、必手向スベカラズ、〇下略

秀吉永き夜のねざめに、昨友は今日の怨讎と成、前榮は後衰と移り易りぬ、誰有て期來日乎、厚恩を報せずして、衰ふる身となりなば、噬臍とも益なるかべし、

〔甲陽軍鑑二品第七〕上手になきは必弟子をとる、弟子をとれば、武道のたしなみとはいはず、弓いる人、鐵鉋打、馬のり、兵法つかひなどゝ、名を付て、如形覺有人をも、傍輩そみがたきとて、人は人を偏執するものにて、わきの事へかゝり、武邊者とはいはざるものなれば、なにも上手になりても、弟子とる事は、さらにせんなき事也、

〔漢語大和故事一〕會ハ別ノ始〇中略　白氏文集曰、合者離之始、樂兮憂所伏トイヘリ、

〔徒然草上〕人のなき跡ばかりかなしきはなし、〇中略　年月過ても、露忘るゝとにはあらねど、さるものは日々にうとしといへることなれば、さはいへど、そのきはばかりは覺えぬにや、

〔太閤記二〕秀吉歳暮御禮之事

國守の手廻よきと云は、人を知より大なるはなし、此外宜しき事あらば、聞まほしと仰〇織田信長られければ、家老衆率り、私言けるは、三つ子に髭のはへたる如きことを宣ふ物かな、仰られし品々は金言なれ共、德行は其十分一もあるまじき物をとて、悔つゝ立出にけり、

〔諺草二〕諺　老ては子に從ふ　儀禮曰、婦人有三從之義、無專一之道、故未嫁從父、既嫁從夫、夫死從長子、故父者子之天也、夫者妻之天也、〇略註　老ては子に從ふと云諺こゝに出でたり、是母の事にして、父の事子に從ふと云義なし、

〔昨日波今日能物語〕ある人申されけるは、わらべを風の子と申は、なにとしたる事ぞとふしんしければ、こざかしきもの申やう、フウフの間の子なれば、風フウの子といふとこたへた、〇下略

〔性靈集四〕獻梵字幷雜文表

諺曰、奴口甘、郎舌甜、敢因斯義、欲獻久矣、然猶猥藉汚穢、還恐觸塵聖眼、徹誠酒達、先聞于天、伏奉布勢

〔明良洪範十一〕世ノ諺ニ孝行ニハ水ガ付クト云リ、或老人ノ物語リニ、堀美作守親常ノ家人長瀬某ト云フ者、至孝成者ニテ、老母ニ孝ヲ盡セリ、妻モ亦孝ナルモノニテ、夫婦シテ老母ニ仕フルコト尋常ナラズ、コノ長瀬妻ヲ迎ントセシ時、容顏ノ美惡ニモ拘ラズ、身分柄ニモ拘ハラズ、氏ニモ拘ハラズ、只孝心ナル女ヲ迎ント願ヒシニ、果シテカヽル妻ヲ得タリ、此邊スベテ水宜シカラズ、井戸ハ有テモ、飲水ニナラヌ濁水也、故ニ近隣ノ者ハ、皆遠方ヨリ清水ヲ汲セ、或ハ買水ヲ用キナドシケル、長瀬何ノ心モナク門前ニ井ヲ堀リ、酒桶ノ底ヲトリ、ソレヲ二ツ伏セテカハトス、サレバサノミ深キ井ニモ有ネド、水ハ至テ清水ニシテ、遠方ヨリ汲スル水ヨリモ、買水ヨリモ、猶ヨキ水ニテ、是ヨリ近邊ノモノ皆此水ヲ用ル故、長瀬ガ門前ノ井、未明ヨリ群集セリ、

〔瓦礫雜考下〕兄弟他人の始

この諺は、兄弟各々枝葉出來ぬる末がするには、他人となれることにて、現在の兄弟はや他人のきざしとて、疎くせむことかは、羅大經が鶴林玉露に、陶淵明贈長沙公族祖云、同源分派、人易世疎、慨然寤歎、念玆厥初、老蘇族譜引云、吾所與相視如塗人者、其初兄弟也、兄弟其初一人之身也、悲夫と、あるも同じ理をいへり、

〔平家物語一〕すゝきの事

似るを友とかやの風情にて、忠盛のすいたりければ、かの女房もゆうなりけり、

〔相州兵亂記四〕高野臺合戰之事

武州江戶ノ住人太田源六資高ト云人、大力剛兵ノ譽レ八州ニ双ビナシ、凡三十人シテ動シガタキ大石ヲ、輕ク動シケルシタヽカ者ナリケリ、物ハ類ヲ以テ集ルコトナレバ、其ノ弟ニ太田源三郎、同源四郎トテ、大力ノ兵ドモアツマリテ云ケルハ、〇下略

〔太閤記三〕信長公御葬禮之事

同年十一月ノ五節二十三日ノ豊明ノ節會ノ夜、闇打ニセント支度アリ、忠盛此事ヲ聞テ、我右筆ノ身ニ非ズ、武勇ノ家ニ生レテ、今此耻ニアハン事、爲身爲家心ウカルベシ、又此事ヲ聞ナガラ、出仕ヲ留ンモ云甲斐ナシ、所詮身ヲ全シテ君ニ仕ルハ忠臣ノ法ト云事アリト云テ、内々有用意、〇下略

〔續日本紀　三十六光仁〕天應元年四月辛卯、詔云、〇中略古人有言、知子者親止云奈母聞食、此王波稚時余利朝夕止朕爾從天、至今麻天怠事無久仕奉乎見波、仁孝厚王爾在止奈毛神奈我良所知食、〇下略

〔太平記　三十七〕尾張左衞門佐遁世ノ事
中將殿モ人ノ申スニ付、安キ人ニテ御座ケレバ、ゲニモ見子不如父、サラバ當腹ノ三男ヲ面ニ立テ、幼稚ノ程ハ、父ノ大夫入道ニ世務ヲ執行サスベシト宜ヒケル、

〔源氏物語　二十四胡蝶〕なにごとも思ひしり侍らざりけるほどより、おやなどはみぬものにならひ侍て、ともかくも思ひ給へられずなんときこえ給さまの、いとおいらかなればげにとおぼいて、さらば世のたとひの、のちのおやを、それとおぼいて、をろかならぬ心ざしのほども、みあらはしはて給てんやなど、そちかたらひ給、

〔徒然草　下〕心なしと見ゆるものも、よき一言はいふものなり、あるあらゑびすのおそろしげなるが、かたへにあひて、御子はおはすやととひしに、ひとりももち侍らずとこたへしかば、さては物のあはれは知り給はじ、情なき御心にぞものし給ふらんと、いとおそろし、子ゆへにこそよろづのあはれは思ひしらるれといひたりし、さもありぬべき事なり、恩愛の道ならでは、かゝるものの心に慈悲ありなんや、孝養の心なき者も、子もちてこそ親の志はおもひ知るなれ、

〔土佐日記〕四日〇承平六年二月をんなこのためには、おやをさなくなりぬべし、玉ならずもありけんをと、人いはんや、されども死にし子、かほよかりきといふやうもあり、

〔瓦礫雜考下〕鬼のねんぶつ

唐の李義山雜纂の不相稱といふことの中に、居家念經といへるを、似合ぬ事をたとへしなれば、そのこゝろ又同じ、

〔日本書紀二十二推古〕十二年四月戊辰、皇太子親肇作憲法十七條、○中略十二曰、國司國造、勿斂百姓、國非二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣、何敢與公、賦斂百姓、

〔平家物語八〕那都羅の事

同じき二十日の日、都には法皇の宣命にて、四の宮閑院殿にて位に卽かせ給ふ、攝政は元の攝政、近衞殿變らせ給はず、頭や藏人になしおいて、人々皆退出せられたり、三の宮の御乳母泣き悲み後悔すれどもかひぞなき、天に二つの日なし、國に二人の王なしとは申せども、平家の惡行に依りてこそ、京田舍に二人の王はましましけれ、○下略

〔平家物語三〕せいなんのりきうの事

主上此の返事をえいらんにおしあてさせ給ひて、御涙せきあへさせ給はず、君は舟、臣は水、水よく舟をうかべ、水又舟をくつがへす、臣能く君をたもち、臣又君をくつがへす、○下略

〔漢語大和故事三〕君ハ舟臣ハ水　荀子曰、君者舟也、庶人者水也、水則載舟、水則覆舟、○中略諺是等ニ本クナルベシ、

〔源平盛衰記三十五〕粟津合戰事

兵ノ中ニ、家包甲ヲ脫、太刀ヲ納テ降人ニ參レ、助ン、木曾殿モ今ハ主從三騎也、和君一人命ヲ弃タリ共、木曾殿軍ニ勝給フベシヤ、唯降人ニ參レ、無由々々ト云ケレバ、家包申ケルハ、弓矢取身ハ主ハ二人不持、軍ノ習、討死ハ期スル處也、○下略

〔源平盛衰記一〕五節夜闇打附五節始幷周成王臣下事

公一人殘らせ給ふ、此人を助置奉りなば、まことに佛を造りてまなこを入ざると云がごとし、〇下略

〔狂言全集下〕鐘の音

誠に世話にも、建長寺庭を鳥箒ではいたやうと申すが、隅から隅に塵が一つ御坐らぬ、〇下略

〔養草〕昔信濃國善光寺近邊に、七十にあまる姥ありしが、隣家の牛放れて、さらしおける布を角に引きかけ、善光寺にかけこみしを、姥おひ行き、はじめて靈場なることを知り、たび／＼參詣して後生をねがへり、之を牛に引かれて善光寺參りといひならはす、

〔壒囊抄十一〕万燈會トテ多火ヲ燒ヲ、俗人常ニ由緒ヲ尋ヌト云共、未ダ其所由ヲ不知、其義如何、〇中略大師是程ニ誓願シ給、豈少功德ナランヤ、サレバ世流布ノ詞ニモ、長者ノ万灯ヨリ貧者ガ一灯、共申メリ、譬バ阿闍世王、佛ヲ迎ヘ奉テ說法アリシニ、夜ニ入テ歸リ給ヒケレバ、王宮ヨリ祇洹精舍マデ、十方國土ノ油ヲ集テ、數万ノ火ヲ燃シ給ヒケルニ、貧女是ヲ隨喜シテ、兎角營錢ヲ二文尋得テ、油ニ替、火燃タリケル功德ノ故ニ、卅一劫ヲ經テ佛ニ成テ、須彌灯光如來ト云ベシト、世尊告給ヘリ、是ヲ云ナルベシ、

〔淸水物語下〕老人きいて、よき不審にてこそ候へ、あると申せば、鰯のかしらも佛になるなど、思ひて、木のきれ、石のかけも、たうとみすぎて、おろかにあさまし、

〔諺草一伊〕諺　海鰮(イハシ)の頭(カシラ)も信心から　この諺に似たる事、風俗通に載たり、〇中略右の意は、鮑魚(ホシウヲ)を神なりと信仰して、病を治し、福を得しと也、いはしの頭も信じからといふも、これと同意なり、

〔ねざめのすさび三〕ふるきことわざ　世に鬼にかなぼうといへるは、ちかき頃より、いひならはしたるかとおもひたるに、花鳥餘情に、鬼にかなさいぼうとか、ゝせ給へり、

なるべし、

〔百練抄 五 後堀河〕寛治四年七月廿三日、賀茂上下社被レ奉二不輸田六百餘町一、爲二御供田一、近日稱レ有二夢想一、供二御膳一、依二神税不足一也、又分二置御厨於諸國一、俗諺曰、齋亡聽二政於神一、此謂也、

〔太平記 九〕足利殿御上洛事

其後舍弟兵部大輔〔○足利直義〕殿ヲ被二呼進一テ、此事可レ有二如何一ト意見ヲ被レ訪ニ、且ク思案シテ、被レ申ケルハ、今此一大事ヲ思食立事、全ク御身ノ爲ニ非ズ、只天ニ代テ無道ヲ誅シ、君ノ御爲ニ不義ヲ退ント也、其上誓言ハ神モ不レ受トコソ申習ハシテ候ヘ、設ヒ僞ヲ起請ノ詞ニ被レ載候共、佛神ナドカ忠烈ノ志ヲ守ラセ給ハデ候ベキ、

〔關八州古戰錄 十七〕秀吉公湯本著陣事

秀吉公四月朔日ノ黎明ニ、三島ノ驛ヲ出馬シ給ヒ、足柄筥根ヲ越テ、小田原ノ城ヨリ行程半里コナタ湯本ノ眞覺寺ヘ著陣マシ〳〵、先隊ノ勢ヲ分テ、湯本口、竹ガ鼻口、畑湯坂、塔峯、松尾嶽邊ヘ指向ケ指向ケ攻立ラレケレバ、持口ノ寄合勢臆病神ニヤ引レケン、或ハ見崩シ、聞崩シテ、片端ヨリ開ケ退テ、小田原ノ本城ヘ籠ミシカバ、〇下略

〔徒然草 上〕妻といふものこそ男のもつまじきものなれ、〇中略ことなることなき女をよしと思ひ定めてこそそひ居たらめど、賤しくもおしはかられ、よき女ならば、この男こそらうたくして、あが佛とまもりゐたらめ、

〔室町殿日記 八〕義昭公南都を落給ふ事

一去程に、長慶入道計略をめぐらしけるは、他家をむかひに參らせたる分にては、推すかし給ひて、出給ふまじ、所詮の人をもつて、よびのぼせたてまつらんとおもひて、上野民部少輔と、長岡兵部大輔藤孝兩人を尋出して申けるは、數年の遺恨によつて、公方をほろぼし奉る、今ははや義昭

あり、これ風俗のしからしむる所にして、國異なれば物異なる理なり、

〔世事百談〕俚諺　高野六十、那智八十といふことは、男色のことのやうに世にいへど、さにあらず、これは紙の一狀の數なり、高野紙は一狀六十枚、那智紙は一狀八十枚、むかしよりの定めなりとかや、

〔連集良材〕麓ノ塵ツモリテ山ト成云事ヲ地盤トシテ、此發句ハタトヘテイヘル句也、山櫻ノ一花咲出タルハ山ト成ベキ麓ニ、チリノスコシタマレルガゴトシ、此チリ積テ山ト成如、此山櫻モ一花ミエソメテ、山櫻ト咲ナスベキ由ノ句ナルベシ、不可說ノ妙句也、

一はなやふもとのちりの山ざくら　宗牧

〔太平記二十八〕慧源禪巷南方合體事附漢楚合戰事
左兵衛督入道、都ヲバ仁木、細川、高家ノ一族共ニ背カレテ、浮レ出ヌ、大和、河内、和泉、紀伊國ハ皆吉野ノ王命ニ順テ、今更武家ニ可付順共不見ケレバ、漢ニモ不著、楚ニモ離レタル心地シテ、進退歩ヲ失ヘリ、

〔陰德太平記四十七〕熊野降參并高瀨城逃見之事
然ルニ井上肥前守ハ、熊野ト斷金ノ友也ケレバ、竊ニ書ヲ送テ曰、再回毛利家へ降禮ヲ執ラレヨ、本領ハ無相違可申與也、行末トテモ無類勝久ニ從居ラレン事ハ、異ニ土手ノ水ヲ渡例、甚以愚昧ナリ、

〔倭姬命世記〕天皇〈○雄略〉即位廿三年二月、倭姬命召集於宮人及物部八十氏等宣〈久、中略〉○神垂以祈禱爲先、冥加以正直爲本〈利、〉夫尊天事地、崇神敬祖、則不絕宗廟、經綸天業、又屛佛法息、奉再拜神祇〈禮、〉日月廻四洲、雖照六合、須照正直頂〈止、〉詔命明矣、

〔竹馬抄〕伊勢大神宮、八幡大菩薩、北野天神も、心すなほにいさぎよき人のかうべにやどらせ給ふ。

〔平家物語三〕大臣流罪の事
關白殿をば、太宰のそつにうつして、ちんせいへとぞ聞えし、〇中略本より罪なくして、配所の月を見んといふことを、心ある際の人の願ふことなれば、大臣敢て事ともし給はず、

〔散木弃謌集七雜〕のうたとてよめる
おもはんとたのめしことはあみのめにたまらぬ風のこゝろなりけり

〔諺草六阿〕諺　網の目に風たまらず、〇下略

〔平家物語十一〕內裏女房の事
くだんの女ばうのつぼねの下口邊にたゝずんで聞ければ、此女ばうのこゑとおぼしくて、あないとをし、いくらもましますきみたちの中に、此人一人かやうになり給ふよ、人はみなならを燒きたるがらんのばちといひあへり、中將もさぞいひし、我心におこつてはやかねども、あくたう多かりしかば、てん手に火をはなつちて、多くのとうだうをやきほろぼす、末の露本の雫のためしあれば、我身一つのざいごうにこそならんずらめといひしが、げにさと覺ゆるぞや、〇下略

〔朝野群載二十二國務條々事〕一擇吉日著座事
到國之後、擇吉日良辰著座、此日不登高、不臨深、不聞凶言、不語客事、不會衆人、著座之間、尤制喧嘩、是尤三ヶ日之間、可成其愼也、著座之後、非有急速、宜用吉日、諺曰、入境問風云々、非有公損、勿改舊跡、

〔漢語大和故事三〕鄕ニ入テハ鄕ニ隨ヘ　傳曰、百里不同風、故四方之民、言語衣服不一而已トイヘリ、其所々ノ鄕ノ風俗同ジカラズ、言語モ衣服モ違アリ、ソレヲ學似ネバ、怨ヲ求メ禍ヲ結ブモノナリ、故ニ所法式ニ隨ヘトハイフナリ、

〔古今要覽稿五十九時令〕七遊七物
抑凡の物多くは西土より事起りて、皇國に傳りぬれど、皇國のみにありて、西土にしらぬ事まゝ

者、言趣和其國之荒振神等之者也、何至于八年不復奏、故爾鳴女自天降到、居天若日子之門湯津楓上而、言委曲如天神之詔命、爾天佐具賣(此三字以音)聞此鳥言而、語天若日子言、此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云進、卽天若日子持天神所賜天之波士弓、天之加久矢、射殺其雉、〇中略亦其雉不還、故於今諺曰、雉之頓使(キヾシノヒタツカヒ)本是也、

〔古事記傳十三〕此を諺に云ならはせる意は、此雉使の射殺されて還らざりしに因て、人世になりて、凡て大事の使を遣るに、副使從者などもなくて、獨なるをば、雉の頓使と云うて、忌むことにせしなり、

〔義經記四〕すみよし大物二か所かつせんの事
天に口なし、人をもつていはせよと、大物のうらにもさうどうす、

〔荒山合戰記〕能登國石動山衆徒蜂起附同所荒山合戰之事
大衆ハ例大悍ナル者ナレバ、〇中略未其功不成以前ヨリ、所領分シテ言諍ヒ、或ハ鄕民等ニモ、忠節ヲナサバ、士ニナシテ所知ヲ申賜ンナド、端々口外シテ云語ヒケル程ニ、天ニ口ナシ人ヲ以テイハセヨト、此事次第ニ云廣テ、衆口防ギ難クテ、國ニ披露シケル、

〔醍醐雜話二〕武運の稽古　されば、世話にも、運は天にありと申候、とかく運をば天に隨るより外はなかるべし、

〔川角太閤記五〕御所樣〇德川家康はや宇都宮へ御著被成候とひとしく、治部少輔謀叛の樣子相聞申候處に、彼鍋島者ども、右の御理申上ばや、宇都宮にて兵粮指上申候、奧州境目迄の兵粮米買置候事を、目錄に乘せ、尾張よりの兵粮米進上候と相聞申候、御所樣御分別にも、扨は鍋島、心中は無別條と被思召候と聞へ申候、鍋島奧意は、日よりを伺候と相聞候へ共、親加賀守分別を以、國に離れずと、世間に其節專ら申あへると相聞え申候事、

初見

〔古事記傳十三〕諺は許刀和邪と訓り、抑此許刀和邪てふこと、事態と言同くて、まぎらはしけれど、別なり、許刀は言、和邪は、童謠、禍、俳優などの和邪と同くて、今世にも、神又死人ノ靈などの祟るを、物の和邪と云是なり、さてそは常にはたゞ祟りて凶き事にのみ云めれど、本は凶け。吉にもわたる言なり、かくて何事にまれ、人の口を假て、神の歌はせたまふを和邪歌と云、言せたまふを言和邪とは云なり、〈禍も、神の爲したまふ意を以て云、俳優も、神懸につきて云勝なり、石屋戸ノ段に神懸の意な爲て、大御神を招奉りしより云り、傳八、五十七葉を考へ合せてしるべし、〉かかれば、言和邪は、本は神の心にて、世ノ人に言せて、吉凶ことを示喩たまふを云しが、轉りては、たゞ何となく世間に偏く言ならはしたる言をも云なり、〈諺字は、轉れる方に當りて、本の意にはあらず、〉

〔類聚名義抄言五〕諺〈○○○タトフ、赤喩、〉　譬〈匠陽反、タトフ、或辟字、和ヒ、〉

〔伊呂波字類抄大辭字〕喩〈タトフ〉　辟〈同、〉

〔易林本節用集大言辭〕譬〈タトヘ〉　喩〈同〉

〔倭訓栞前編多十四〕たとふ　譬喩をよめり、たとへるともいふ、へるノ反ふ也、たとへば何ぞ物にたとへて云はの意なり、俚語にたとひといふ、又作辟、大學の辟すもたとへよとよむべし、

〔下學集言辭下〕世話〈セワ〉〈風俗之郷談也、〉

〔易林本節用集言辭世〕世話〈セワ〉

〔續日本紀元正八〕養老五年二月甲午詔曰、世諺云、歳在申年常有事故、此如所言、

〔源氏物語胡蝶二十四〕さらば世のたとひの、のちのおやをそれとおぼいて、おろかならぬ心ざしのほども、みあらはしはて給てんや、〈下略〉

〔源氏物語湖月抄胡蝶二十四〕世のたとしの後の親を　〈細〉後の親の事、世俗に云也、〈中略抄〉世のたとひとは、世俗の諺などいふが如し、

〔古事記上〕於是諸神及思金神答白、可遣雉名鳴女、時詔之、汝行問天若日子狀者、汝所以使葦原中國、

古事類苑

人部十二

諺 (謎附)

諺ハ、コトワザト云ヒ、又譬(タトヘ)トモ世話トモ云フ、古來人口ニ膾炙セル簡單ナル語句ヲ謂フナリ、其多クハ教訓、戒飭等ノ意ヲ寓スルモノナレドモ、又直ニ其意ヲ表出シ、或ハ暗ニ之ヲ諷刺スルアリテ、其形式モ亦一樣ナラズ、而シテ諺ニハ、支那又ハ西洋ヨリ傳來セルモノアリテ、我國所生ノモノト共ニ、遠ク千年ノ昔ニ出デヽ、今日仍ホ使用セラルヽアリ、或時代ニノミ行ハレテ、既ニ亡ビタルアリ、又其寓意轉々シテ、全ク他ノ意義ニ解セラルヽアリ、近世諺ヲ蒐集セルモノニ、毛吹草、世話支那草、齋東俗談、漢語大和故事、野語逃說、諺草等ノ著アリ、今ハ只其著キモノヲ擧ゲテ以テ其一斑ヲ知ルニ便ゼリ、

〔類聚名義抄 五言〕訛諺(直箭反、コ○ト○ワ○サ○、アメコト、ワサ、)

〔伊呂波字類抄 古人事〕諺(コトワサ、俗言也、) 呈 語 諺(已上同)

〔下學集 下言辭〕諺(コトワザ)(同ニ俗語之義)

〔易林本節用集 古言辭〕言業(コトワザ) 諺(同)

〔書言字考節用集 九言辭〕諺(コトハザ)(說文、傳言也、廣韻、俗言也、文選註、古今相傳之言曰諺、)

〔段注說文解字 三上〕諺傳言也、(傳言者古語也、古字從十口、識前言者也、凡經傳所稱之諺、無非前代故訓、而宋人作注、乃以俗語俗論當之誤矣、元應引此下有謂傳世常言也、蓋庾儼默注、)从言彥聲、(魚變切、十四部、按此與喭音義同、尚書乃逸乃喭、論語由也喭、皆謂喭嚌者、各字、斷也、改尚書之喭爲諺、大誤、)

〔徒然草上〕淨土寺前關白殿○藤原師敎は、おさなくて安嘉門院○邦子内親王の、よくをし　參らせさせ給ひける故に、御詞などのよきぞと、人の仰られけるとかや、

〔倭訓栞中編六久〕くちをたゝく　萬葉集に打口をよめり、頭鐵論に鼓口と見えたり、

〔古今見聞集〕講釋師馬場文耕は、文學もありて、殊に能辯なれば、戰などの講釋は、面白くて皆喜びて聞居る内に、何か一くさりづゝにくまれ口をたゝき、

〔後撰和歌集十六雜〕ある所にみやづかへし侍ける女の、あだなたちけるが、もとより、そのれがうへは、そこになんくちのはにかけて、いはるなど、うらみ侍りければ、　よみ人しらず

あはれてふことこそつねのくちのはにかゝるや人をおもふなるらん

法師のことば、おとこ女のことば、げすの詞には、かならずもじあまりしたり、

〔枕草子十〕ことばなめげなる物

宮のめのさいもんよむ人、舟こぐ物ども、かんなりのぢんの舍人、すまひ、

〔海人藻芥〕内裏仙洞ニハ、一切ノ食物ニ異名ヲ付テ被召事也、一向不存知者、當座ニ迷惑スベキ者哉、飯ヲ供御、酒ハ九獻、餅ハカチン、味噌ハヲムシ、○中略鹽ハウツホ等、如此異名ヲ被付、近比ハ將軍家ニモ女房達、皆異名ヲ申スト云々、

〔大上臈御名之事〕女房ことば

一いひ　御だいぐご　おなか　だいりにはいひにかぎらず、そなふるものをくごといふ、

一しる　御しる、しるのしたりのみそを、かうの水といふ、

一さい　御まいり　一さかな　こんとも、御さかなとも、○下略

〔平家物語八〕猫間の事

木曾よしなかは、○中略たち居のふるまひの無骨さ、ものいひたること葉つゞきの、かたくちなる事かぎりなし、○中略其ころねこまの中納言みつたかのきやうと云人有けり、木曾にの給ひ合すべき事有て、おはしたりけるを、○中略木そねこま殿とはえいはで、ねこ殿の食時に、まればれわいたに、物ようへとぞ云ける、中納言殿いかでか只今さる事のおはすべきとの給へ共、木そ何をもあたらしき物をば、無鹽と云ぞと心えて、ぶゑんのひらたけこゝにあり、とう〳〵といそがす、○中略中納言はあまりにがうしのいぶせさに、めさゞりければ、木そきたなうな思ひ給ひそ、それは義仲がしやうじんがうして候ぞ、とう〳〵とすゝむる間、中納言殿めさでもさすがあしかりなんとや思はれけん、はし取てめすよしして、さしをかれたりければ、木そ大きにわらつて、ねこ殿は小じきにておはすよ、聞ゆるねこおろしし給ひたり、かひ給へ〳〵やとぞせめたりける、

雑載

ヲ出シ、一句ヲ附ル、一句ノ終リヲ又題ニシテツケル、今ノ段々付ナリ、
字モジリ　題丸カブリ　スキ折　カマ　タハ　ヲモツ土民
又土民ヲ題ニシテ、ウケテ下五字ヲ別ニ云難ス、
ムスメノ子　カミスイテイル　三谷町
前ニ同ジ
本モジリ　題、年布、　臼アリ　杵アリ　兎モアリ　題兎モアリ
細長イ耳ヲアラレニキル
此外シリ五文字等アレドモ略ス　文字理ト書テ可ナリ
〔倭訓栞古中編入〕こ。と。ぐ。さ。　眞名伊勢物語に言種と見ゆ、人の物いふ種はひ也、今人いひぐさとも
いへり、言の葉ぐさといふも義同じ、
〔類聚名物考言語七〕ことぐさ　口實
口癖といふに同じ意なり、言種口實の事なり、手。ぐ。さ。とも云ふ、
〔源氏物語桐壺一〕朝夕のことぐさに、はねをならべ、えだをかはさむと、ちぎらせ給しに、〇下略
〔類聚名物考言語五〕か。た。り。ぐ。さ。　話種　話柄　談資
今俗に、はなしのたねといふに同じ、
〔倭訓栞古中編入〕こ。と。え。り。　俗にいふ言葉撰み也、らみ反り、
〔先哲叢談續編七〕松崎観海
観海當亂之時、近鄰失火、怖曰逃、白圭曰、吾幼亦言逃、有一老人謂、丈夫語當曰避火、不當曰逃火、吾改
容謝之、爾後不曰逃亡、富永氏亦曰、男兒出一話一言、不當如婦女子、
〔枕草子一〕ことく　なるもの

語路(ごろ)

もぢり

玄關に席をあらためて口上をきく　林間煖酒燒紅葉
銅(あかゞね)の鉢(つば)　渡邊の綱
撿挍けんくわ杖がたくさん　天上天下唯我獨尊
娘は琴より三味のこと　飯はもとより波の音
これらの類、猶あまたあるべし、

〔假名世說〕天明の比、地口變じて語路(ゴロ)といふものとなれり、語路とはことばつゞきによりて、さもなき言のそれときこゆるなり、たとへば、
九月朔日命はをしゝ　ふぐはくひたし、いのちはをしゝと、響のきこゆるなり、
市川團藏よびにはこねへか　内からだれぞよびには來ぬかと、きこゆるなり、
一とせ淺草正直蕎麥の亭にて、語路の萬句ありその時宗匠の句、語路萬(ゴロマン)たま子なり、のろまの玉子といふ事なるべし、此比の佳句とて、人のもてはやしゝは、
いなかさふらひ茶みせにあぐら　しなざやむまい三みせんまくらなり
ふざな客には醫者がこまる　芝の浦には名所がござるなり

〔三養雜記 一〕初午稻荷諧　地口○中略
地口と似て異なるは、語路(ごろ)と、もぢりなり、語路といふは自然と語勢の通ひてそれときこゆるなり、○中略もぢりといふは、中の詞を上下へもたせ聞するいひかけなり、御祖師さまありがたかりし瓜の皮、あぶり餅こがしやかとなる摩耶夫人などなり、このもぢりの一體に、おくさまのお寢聞へいつかそろ／＼とはひかけてくる朝顔の華、などいふもありし、

〔我衣〕享保十年比、モジリト云コトハヤル、字。。モジ。。リ。本モジ。。リ。ノ兩說アリ、是ハ近所ノ俳諧ナドスル人ヲタノミ、甲乙ヲ分ツ、勝ニハ懷紙ヲツカハス、五人三人七人ニテモ人數カマヒナシ、先ヅ題

あり、天神の手にて口をおさへたる絵にだまりの天神、天神の鉛の団子を三串かけるに団子十五十三十五なり、むかしは大かた五ざしにて五文なりしを、四当銭出来てより、多くは四ツざしになりたり、などいふは、そのかみのさまをおもひやるべし、
また絵を半もたせたるは、

達磨大師の
茶せんの
すがた

えびたこ
かしく

又句を長くいひつゞけたるは、精霊のまこもと棚経の坊さま、見ればみそはぎ露がたる、女郎のまことと卵の四角、あれば晦日に月がでる、君が射すがた的場で見れば、ふだん尺二を射んなさる、君が寝姿窓から見れば、牡丹芍薬百合の華、またしりとり付まはしといふは、句の下の詞を、次の句の上におきて、長くくさるなり、上略六じやの口をのがれたる、たるは道づれ世はなさけなさけの四郎高綱で、つなでかく縄十文字、十文字の情にわしやほれた、ほれた百までわしや九十九まで、九までなしたる中じやもの、じやもの葵の二葉山下略などいへるなり、これ唐山にいふ粘頭續尾の戯とおなじ趣なり、これらその類をわかたば自體裁ありといふべし、すべて地口は詞の縁のはなれぬを巧とし、初の文字の同字ならぬをよしとすといへり、かねて聞たる中にて、やゝ巧におぼゆる一二をいはゞ、

絵馬あけぐわんほどき　胡麻あげ雁もどき
梅は見てさへ酸とや申す　夢に見てさへよいとや申す
雪見に出たか三谷舟　一富士二鷹三茄子
年のわかいのに白髪が見える　沖のくらいに白帆が見える

地口

朱の滋藤の弓持て、七寸有ける馬に、金の瓔珞の馬甲かけ、靜に歩ませて打通られけるが、東照宮、信雄と共に出迎ひ給ふを見て、馬より下り、いかに貳心有と聞たり、いざ一太刀參らんと太刀の柄に手を懸らる、東照宮左右の人に向はせ給ひ、軍始に太刀に手を懸られ、門出の目出たし、候と高らかに仰有ければ、秀吉何ともいはずして、又馬に打乘り通られけり、

〔甲子夜話七〕佐嘉(肥前)弘道館ノ學生、(松平肥前守ノ學館)熊本(肥後)時習館ニ往タルトキ、(細川越中守ノ學館)弘道館ノ學生曰フニハ、貴邦ニテハ越中フンドシハ、孫君褌ト云ヤト問ケレバ、時習館ノ學生卽答フ、汝ノ邦ニハ定テヒゼンガサヲ鄙邑瘡ト云ナルベシト、イカニモ敏捷ナル佳對ナリ、

〔甲子夜話六十九〕又近來市中ニ、一種ノ藥賣アリテ、道ヲ行キナガラ、十八五文(トヲハチゴモン)ト呼ビ、又シバシバシテ奇妙ト呼ブ、是ハ丸藥ノ數十八ヲ、錢五文ニ換へ、其効驗アルヲ自賞シテ、奇妙ト云ナリ、卑賤ノ輩多クコレヲ求テ服用スルニ、果シテ功アリ、故ニ今都下盛ニ流行ス、又近頃七月九日、沼津侯特賜アリテ退出シ、ソノ老臣ノ隱居土方縫殿(名ハ[illegible]、今剃髮)ヲ召テ、今日格別ノ拜領物シタリ、如何ナル物ヤ當テヽ見ルベシト問フ、縫殿頭ヲ傾ケ、良久ク思案シ答フルニハ、定メシ十(トヲ)ニ八(ハチ)ハ御紋ナヲント、侯手ヲ拍テ曰、奇妙、

〔俚言集覽(増)〕地口　口合をいふ

〔三養雜記一〕初午稻荷諸　地口(中略)〇

江戸にて稻荷祭には、地口行燈をつらねともすならはしなり、この地口といふは、土地の口あひといふことにて、たとへば地張きせる、地本繪冊子、地酒などの類、いづれもこの地といへるは、江戸をさしていふ詞なり、さてその行燈にかけるを繪地口とて、繪を專にして、まうづる人のあゆみながらよみてわかるをむねとするなり、豐芥藏喜の小冊に、地口須天寶鸚鵡盃、比言指南、地口春袋など、みな安永ごろの印本なり、その頃はやりしと見えたり、この地口にくさ〴〵のわかち

或里ニ癲狂ノ病有ル男アリケリ、此病ハ火ノ邊、水ノ邊、人ノ多カル中ニシテ發ル、心ウキ病也、俗ハ、タツチト云ヘリ、或時大河ノ岸ニシテ例ノ病オコリテ、河ヘオチ入ヌ、水ノ上ニウカビテ、ハルカニ流行テ、河中ノ州サキニ、ヲシアゲラレヌ、トバカリ有テヨミガヘリテ、コハイカニシテ、カヽル所ニアルニヤト、思メグラス程ニ、例ノ病ニヨリテ、河ヘ落入ニケリ、アブナカリケル命カナト、淺猿覺エテ、獨言ニ、死タレバコソ生タレ、生タラバ死ニナマシ、カシコクシテ死シテンゲル、ケウニ死ヌラフニトゾイヒケル、マコトニ大河ノ流疾ク、底深ケレバ、息絶ズバ沈ミテ死ナマシ、息絶ヌレバ、ウカブ事ニテコソ、角助ヌル事ヲ云ケルニコソ、忌キ利口ナリ、○中略

忠言有感事

故吉水ノ慈鎭和尙ノ御房ニ房官有ケリ、又御室ノ御所ニ房官有ケリ、共ニ名人也ケルガ、二人ナガラ猿ニスコシモタガハズ、世人猿房官トテ、人々ニ愛シワラワレケル、共ニサカ〳〵シキ者ニテ、召ツカハレケリ、或時御室ヨリ件ノ房官吉水ノ御所御使ニ參ル、件ノ猿房官參ゼリトテ、御所中サヾメキケリ、コレノ猿房官イダシ合テ、アヒシラハセヨトテ、御所ニモ御覽ジケリ、御所中ノ上下、カシコ爰ニタヽズミテ見ル程ニ、吉水ノ房官アユミムカヒテ、ウチエミテ、イカヾヲボユルト問ニ、鏡ヲ見ル心地コソスレト答ヘケレバ、人々興ニ入テ愛シ感ジケリ、時ニトリテユヽシク聞ヘケリ、

〔徒然草上〕惟繼中納言は、風月の才にとめる人也、一生精進にて、讀經うちして寺法師の圓伊僧正と同宿して侍けるに、文保に三井寺やかれし時、坊主にあひて、御坊をば寺法師とこそ申つれど、寺はなければ、今よりはほうしとこそ申さめといはれけり、いみじき秀句なりけり、

〔常山紀談九〕秀吉北條を討るゝ時、諸將浮島が原に並居て、秀吉をまつ、秀吉糸緋威の物具著て、唐冠の冑、黃金をちりばめたる太刀佩て、土俵の大なる羽壺に、征矢一筋指、仙石權兵衞が參らせし

らへたりとて〇清少納言中略、いみじうまめだちてうらみ給ふ、

〔平治物語一〕信西子息闕官事附除目事幷惡源太上洛事
大宮太政大臣伊通公、其比ハ左大將ニテ御座ケルガ、才學優長ニシテ、御前ニテモ、常ニ笑シキ事ヲ被申ケレバ、君モ臣モ大ニワラハセ給ヒ御遊モ興ヲ催ケリ、內裏ニコソ、武士共仕出シタル事モナケレドモ、恩ノ如ク官加階ヲナル人ヲ多ク殺シタル計ニテ、官位ヲナランニハ、三條殿ノ井コソ多ク人ヲ殺シタレ、ナド其井ニハ官ヲナサレヌゾト笑ハレケル、

〔古今著聞集十六興言利口〕此女院の女房共の中に、いとおかしき事おほく侍けり、醫師時成がむすめ備後とて候ける、佛師雲慶がむすめ越前とて候けるに、ある日越前が額に瘡の出たりけるを、びんごにむかつて、やおつぼね、此かさ見てたび候へ、さすが御身ぞ見しらせ給はんといひたりけるを、びんごとりもあへず、見るまゝに、みせんをいれたまへるをば、なにとかはし侍べきと、答へたりけるこゝろのはやさ〇ま原脫、今據一本補、おかしかりけり、たがひにかくざれあふ事をのみしける、〇中略尾張が咳病をしてわづらひけるを、備後とぶらふとて、何をやみ給ふぞといひたりける返事に、餓鬼病をやみ候ぞとこたへたりければ、備後さらばひんさうしを煎じてめせといひたりけり、すべてかやうのことばたがひのつねの事也、

〔吾妻鏡十一〕建久二年六月九日丙戌、大理姬君、可嫁左大將〔良經〕給、其儀已在近々云云、仍姬君御裝束、〔御書所御沙汰〕女房五人侍五人裝束幷長絹百疋、〔事下御分〕可致沙汰送之由、兼日有其定、被宛御家人等、〇中略絹者所被宛、藤信、義澄、盛長、知家、遠元、遠平已下也、而五疊分致沙汰、所殘分參期遲々、御氣色不快、召奉行人俊兼盛時等於御前、被仰其由、諸人恐怖之處、藤信申秀句云、先立參著絹者、付早馬早參、未到絹者、鎌倉之間遲引歟云云、于時御入興、彼譴事無沙汰而止之、此間面々絹進云云、

〔沙石集三上〕癲狂人之利口事

〔伊呂波字類抄利畳字〕利口　〔同畳字〕與言

〔運歩色葉集〕利口（リコウ）

〔書言字考節用集八言辭〕便口（ベンコウ）　利口（リコウ、辨口也、出口舌）　辨口（タチマチコシ、辯言、義同）　口捷（同）

〔古今著聞集十六興言利口〕興言利口者、放遊得境之時、談話成言、當座殊有取笑、驚耳者也、

〔續日本紀三十九桓武〕延暦七年六月丙戌、中納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足薨、〇中略名足〇中略利口剖斷無滯、

〔日本後紀十三桓武〕延暦二十四年十一月丁丑、大納言正三位兼彈正尹壹志濃王薨、〇中略質性矜然、不謹禮度、杯酌之間、善於言咲、毎侍酣暢、對帝進略昔、帝安之、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年十二月戊辰、伯耆守從四位上笠朝臣梁麿卒、梁麿〇中略雖無才花、以辨了稱、承和二年、拜左中辨、此時諸司有柿本安永者、利口之人也自逞口佞、屢有所干、官喚其身、詰問數矣、巧避百端、不肯諸伏、梁麿纔發一問、安永卷舌而退、同僚倶云、不及之焉

〔三代實録四清和〕貞觀二年十二月廿九日甲戌、從五位下行內藥正大神朝臣虎主卒、〇中略虎主性好戯論、最爲滑稽、與人言談、必以對事、嘗出自禁中、向作地黄煎之處、途逢友人、問云、向何處去、虎主答云、奉天皇命、向地黄處、此其類也、

〔枕草子八〕こきでんとは、閑院の太政大臣の女御とぞきこゆる、其御かたに、うちふしといふもののむすめ、左京といひて、さぶらひけるを、源中將〇宣方かたらひて、おもふなど人々わらふ比、宮のしきにおはしまいしにまいりて、時々は御とのゐなどつかふまつるべかれど、さるべきさまに、女房などもてなし給はねば、いと宮づかへをろかにさぶらふ、とのゐ所をだに、給はりたらんは、いみじふまめにさぶらひなんなど、いひゐ給ひつれば、人々げになどいふほどに、まことに人はうちふしやすむ所の、あるこそよけれ、さるあたりには、しげくまいりたまふなる物をと、さしい

農家にして大いに富り、岡山の士松島省內といへる人の弟子になりて、心學を專ら嗜み、月每五六度づゝ席を設て、松島大人を請待し、近村の人々を勸めて、道話を聞しめ、善道に導く事おこたらず、○中略 道與一兵衞にひとつの癖あり、常にハッア ありがたいと云事、日に幾百度とかぞふ、朝とく起いで母の顏を看て、ハッア有がたいといひ、亦妻の顏を看てハッア有難いと云、また兄弟の顏を見て、ハッア有がたいといふ、何ゆゑ然樣にありがたいと云るゝやと問ば、當日も且母兄弟妻ともに恙なき顏を見る、ハッア有難い事ではないかと答ふ、門口に人來りて案內をこふ、與一兵衞聞つけ、ハッア有難いと云て立出ける、人の案內したるは善事にて來りしや、また凶き事にや、いまだ其幹事わかたざるに、何故有がたいと云るゝぞと問ば、來し人の幹の善惡はしらずといへども、我いちはやく聞つけて答ふるほどに、耳も敏く躬も達者なれば、ハッア有難い事にはあらずやといふ、斯て來りし人さまざまの物語して在ける間も、をりをりハッア有難いといふ事數をしらず、其人別れて歸るときも、簷端までおくり出て、ハッア有難いといふ、亦途中にて人に遭しときも、ハッア有難いと云て腰をかゞむる、何故にありがたきぞと問ば、儞も我も恙なくて、這樣に對面いたすこと、寔にありがたき事ならずやといふ、一日外より歸り來るとき、急雨にあひて蹉り、我家の前にて轉まろび、膝をすり破り血の流るゝを看て、ハッア有がたいといふ、下僕是を助おこし、斯やうに疵を蒙り給ひ、何ぞあり難き事のあらんと細語ければ、われ轉て蹇となりたればとて、我祖忽せん方なきを、斯いさゝかの疵にて事濟し、ハッア有がたき事ならずやといふ、亦一時近邊の馬一疋ものに狂ひて走り來る、與一兵衞是をしらず行當りて踏倒され、道通おき上りて、ハッア有難いといふ、何がありがたきぞと問ば、馬に踏殺されても詮方なし、かやうに恙なきは、ハッア有難き事なりといふ、何によらず、ハッア ありがたいと云事、口癖にて止時なし、愛をもつて世人偉號して有難與一兵衞と、近鄕隱れなく、太甚名高きものとなれり、○下略

口癖

ぼすことをの給へば、ことたはふれごとはの給とも、このかゝるくちあそび。。。。は、さらにうけ給はらじときこゆれば、〇下略

〈源氏物語四夕顔〉しのぶとも世にあることかくれなくて、内にきこしめされんことをはじめて、人のおもひいはんこと、よからぬわらはべのくちずさひに成ぬべきなめり、〇下略

〈十訓抄一〉或殿上人の、五月廿日餘、いとくらきに、太后宮にまいりて、めうとうにたゝずみけるに、〇中略つぼのやり水に、螢のおほくすだくを見て、〇中略次なる人優なることゞにて、螢火亂飛と口ずさびけり、

〈吾妻鏡七〉文治三年七月十八日丁巳、新田四郎忠常妻、參豆州三島社、而洪水之間、棹扁舟浮江尻渡戸之處、逆浪覆船、〇中略忠常妻一人沒畢云云、〇中略去正月比、夫重病危急之時、此女捧願書於彼社壇云、縮妻之命、令救忠常給云云、若明神納受其誓願兮令轉歟、志之所之、爲貞女之由、在時口遊矣、

〈百練抄十四〉文曆元年〇天福二年十一月五日庚子、有改元事、天福字自始世人不受、諒闇相續、爲其徵之由口遊、

〈吾妻鏡三十八〉寬治五年〇寶治元年十一月十一日庚申、筑後左衞門次郎知定浴恩澤、去六月五日勳功賞也、〇中略今度勳功間珍事是也、有都鄙口遊云云、

〈建武年間記〉口遊、去年八月、二條河原落書云々、〇元年

此比都ニハヤル物　夜討强盜謀綸旨　召人早馬虛騷動　生頸還俗自由出家〇下略

〈老人雜話上〉太閤〇豐臣秀吉に諸大名出仕すれば多く留て遲す、或は碁象戲、或は亂舞、好に隨て遊ぶ、太閤常に云、能夢を見する哉と、口癖に宜ふとぞ、

〈百家琦行傳五〉有難與一兵衞

天明寬政のころ、備前の國邑久郡富岡村に、油屋與一兵衞といふ者ありけり、氏は小山、名は壽信、

口遊

（原作玉、據一本改、）家昌也、於志度、刀志度、于時井上内親王爲妃、識者以爲、井則内親王之名、白壁爲天皇之諱、蓋天皇登極之徵也、（○又見日本靈異記）

〔日本靈異記下〕災與善表相先現而後其災善答被縁第卅八

諾樂宮食國帝姫阿倍天皇（○孝謙）代、擧國歌詠云、大宮ニ直向、山部之坂、痛莫不蹈、土ニ有止毛、如是詠而後、白壁天皇（○光仁）代、天應元年才次辛酉四月十五日、山部天皇（○桓武）即位治天下、是以當知、先詠歌者、是山部天皇治天下先表相答也、

〔續日本後紀十二仁明〕承和九年八月甲戌、遣參議正躬王、廢太子（○恒貞）於淳和院、（中略）先是童謠曰、天、琵琶乎打曾、玉兒乃裾（原作祜、據一本改、）乃坊、牛車波、宜也、辛苣乃小苣之華、有識咸言、童謠不虚、于今驗之矣、

〔三代實錄一清和〕天皇諱惟仁、文德天皇之第四子也、（中略）嘉祥三年（中略）十一月二十五日戊戌、立爲皇太子、于時誕育九月也、先是有童謠云、大枝乎超天、走超天、躍止利加利、（○躍字上、原在超天下、據一本改、）我耶護毛留田仁耶搜阿左理食無志岐耶雄々伊志岐耶、識者以爲、大枝謂大兄也、是時文德天皇有四皇子、第一惟喬親王、第二惟條親王、第三惟彥親王、皇太子是第四皇子也、天意若曰超三兄而立、故有此三超之謠焉、

〔運歩色葉集久〕口號

〔倭訓栞中編六久〕くちずさふ　口號の意也といへり、くちすさびともいへり、或は口遊と書り、東鑑に見ゆ、

〔日本書紀十四雄略〕四年八月戊申、行幸吉野宮、（中略）庚戌、幸于河上小野、（中略）天皇乃口號曰、（○歌略）

〔空穗物語藤原の君〕あて宮の御めのとご、かたちもきよげに、心こそある人、兵衛の君とてさぶらふに、かたらひつき給て、さねたゞとのにさぶらふとは、中のおとゞにしらせ給へりや、などてお

童謠

飲喫騰、味母不在、雖行往、安久毛不有、赤根佐須、君之情志、忘可禰津藻、

右歌一首、傳云、佐爲王有近習婢也、于時宿直不遑、夫君難遇、感情馳結、係戀實深、於是當宿之夜、夢裏相見、覺寤探抱、曾無觸手、爾乃哽咽歔欷、高聲吟詠此歌、因王聞之哀慟、永免侍宿也、

〔源氏物語若菜五〕かどうちたゝかせ給へど、きゝつくる人なし、かひなくて御ともにこゑある人してうたはせ給、

あさぼらけきりたつそらのまよひにも行すぎがたきいもがかどかな、とふたかへりうたひたるに、〇下略

〇按ズルニ、神樂歌、催馬樂、朗詠、謠曲、小唄等ヲ謠フ事ハ樂舞部ニ載セタリ、宜シク參看スベシ、

〔日本書紀五崇神〕十年九月壬子、大彦命到於和珥坂上、時有少女歌之曰、〇中略於是大彦命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰、勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、

〔日本書紀二十四皇極〕二年十月戊午、蘇我臣入鹿獨謀、將廢上宮王等而立古人大兄爲天皇、于時有童謠曰、伊波能杯爾、古佐屢渠梅野俱、渠梅多爾母、多礙底騰裒羅栖、歌麻之之能烏膩、　十一月、時人說前謠之應曰、以伊波能杯爾而喩上宮、以古佐屢而喩林臣、林臣入鹿也、以渠梅野俱而喩燒上宮、以渠梅施爾母、陀礙底騰裒羅栖、柯麻之之能鳴膩、而喩山背王之頭髮斑雜毛似山羊、又曰、棄捨其宮、匿深山相也、

〔日本書紀二十七天智〕十年十二月癸酉、殯于新宮、〇是月乙丑、天智天皇崩、于時童謠曰、美曳之弩能、曳之弩能阿喩、阿喩擧曾播、施麻倍母曳岐、愛俱流之衞、奈疑能母騰、制利能母騰、阿例播俱流之衞、其一於彌能古能、野陛能比母騰俱、比騰陛多爾、伊麻拕藤柯禰波、美古能比母騰矩、其二阿箇悟馬能、以喩企波々箇屢、麻矩儒播羅、奈爾能都底擧騰、多拕尼之曳鷄武、其三

〔續日本紀三十一光仁〕天皇諱白壁王、〇中略龍潛之時、童謠曰、葛城寺乃前在也、豐浦寺乃西在也、於志止度、刀志止度、櫻井爾白壁（壁原作璧、據日本靈異記及催馬樂改、下同、）之豆久也、好壁之豆久也、於志止度、刀志止度、然爲波國曾昌由流也、吾家〇

謠

意同じ、

〔隨意錄　五〕中夏之人、有所感觸、則蹙口而出聲、此之謂嘯、凡謳吟歌吟、其聲調雖異乎中夏也、然我方之人、亦皆有之、唯所謂嘯者、我方無有焉、蓋彼此風氣之殊也夫、若彼阮籍之嘯、聞數百步、劉越石之嘯、使胡騎凄然、不知其聲何如也、唐人嘯旨、除十二法、

〔日本書紀　神代二〕一書曰、〇中略時海神授鉤渚火火出見尊、因教之曰、〇中略兄〇火酢芹命入海釣時、天孫宜在海濱以作風招、風招卽嘯也、如此則吾起瀛風邊風、以奔波溺惱、火折尊歸來、具遵神教、至乃釣之日、弟居濱而嘯之、時迅風忽起、兄則溺苦、無由可生、〇下略

〔萬葉集　九雜歌〕檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌

衣手、常陸國、二並、筑波乃山乎、欲見、君來座登、熱爾、汗可伎奈氣、木根取、嘯鳴登、岑上乎、君爾令見者、〇下略

〔空穗物語　初秋二〕なかたゞのあそんは、〇中略このほたるをつゝみながら、うそぶく時に、うへいとよく御覽つけて、なをしの御袖にうつしとりて、〇中略かの內侍のかみのほどちかきに、このほたるをさしよせて、つゝみながらうそぶき給へば、〇下略

〔續古事談　五諸道〕一條院御時、淸涼殿ニテ臨時樂キコシメシケルニ、〇中略此日文範ノ民部卿、八十ニアマリテ、サセルメシナキニ參テ、座ニサブラヒテ、舞ノホドニ、ウソブキケレバ、主人ヨリハジメテミル人、ヲトガヒヲトカズト云事ナシ、老グルヒトナム云アヘリケル、

〔類聚名義抄　五言〕謠音遙ウタフ　與照反　〔同　九欠〕歌音皇正、ウタフ、ウタフ、

〔倭訓栞　中編三〕うたふ　歌の用也、歌云の義、

〔日本書紀　神武三〕戊午年十月、道臣命〇中略期之日、酒酣之後、吾則起歌、汝等聞吾歌聲、則一時刺虜、

〔萬葉集　十六有由緣并雜歌〕獻夫君歌一首

子、皇子帳內佐伯部賣輪、更名仲子抱屍駭惋、不解所由、反側呼號、往還頭脚、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年七月、所虜調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服、新羅闘將拔刀欲斬、逼而脫褌、追令以尻臀向日本、大號叫叫號也曰、日本將齧我臗脽、即號叫曰、新羅王啗我臗脽、〇下略

〔日本書紀二十五孝德〕五年三月庚午、喚物部二田造鹽、使斬大臣〇蘇我倉山田麻呂之頭、於是二田鹽仍拔大刀、刺擧其完、叱咤啼叫而始斬之、

〔今昔物語二十六〕利仁將軍若時從京敦賀將行五位語第十七

物高ク云音ハ何ゾト聞バ、男ノ叫デ云樣、此邊ノ下人承ハレ、明旦ノ卯時ニ、切口三寸長サ五尺ノ薯蕷各一筋ツヽ持參レト云也ケリ、〇中略夜前叫ビシハ、早フ其邊ニ有下人ノ限リニ、物云ヒ聞スル、人呼ノ岳トテ有墓ノ上ニシテ云也ケリ、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

院御所ヘ猛火夥ク吹懸タレバ、院中ノ上臈女房乳母童ハ、方角ヲ失テ呼リ叫テ迷アヘルニ、〇下略

〔宇治拾遺物語二〕大路に女こゑして、ひはぎありて、人ころすやとをめく、〇下略

〔源平盛衰記二〕額打論附山僧燒清水寺幷會稽山事

一天ノ君、萬乘ノ主〇二條二世ヲ早セサセ給ヌレバ、〇中略高キモ卑キモ、ヲメキ叫、東西ニ迷ケルコソ不便ナレ、

〔新撰字鏡口〕嘯蘇弔反、歎也、宇曾牟久、

〔類聚名義抄口二〕嘯蘇市反ウソフク

〔書言字考節用集八言辭〕吟ウソフク說文、仲氣聲、　嘯毛詩箋、蹙口而出聲也、　噓同韻略

〔倭訓栞前編字四〕うそふく　神代紀に嘯をよめり、新撰字鏡にうそむくとよめり、うそ吹の義、うそは鳥の鳴が如くするをいふ、物にうそ打ふきてとも、うそを吹とも見えたり、はとふくといふ詞に

祠式に、荒び健びと書せり、怒聲を出して、武くさけぶ義成べし、

〔古事記上〕爾天照大御神聞驚而、○中略 伊都二字以音之男建訓建云多祁夫 蹈建而待問、○下略

〔倭訓栞前編十五〕をたけび ○中略 今尾張熱田に、二月末日、田種祭あり、御田社の神供の餅を、鳥を呼て執去しむ、其呼聲ををたけびといへり、

〔日本書紀一神代〕天照大神○中略 奮稜威之雄誥、雄誥此云鳥多稽眉 發稜威之嘖讓、嘖讓此云挙廬毘 而徑詰問焉、

〔日本書紀通證四〕正通曰、雄誥男叫也、神武紀曰、植盾爲雄誥焉、古事記作男建、萬葉集牙喫建起、正通曰、因此軍三度揚貫聲、然俱曰、鬨陣聲時聲起于此、塞伊基伊呂布三聲也、今按古語云、物部之矢多介心、蓋矢誥也、與矢叫同、夫木集、道遠鵜、萬須乃鳥狩乃、矢叫聲、遠鷹狐鹿乃、聲響聞波、南走倫作鵝鳴叫、矢叫也、亦謂其聲也、鵜會合上曰、合發下曰、鵝、

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略 是以吾田鹿葦津姫忿恨、作無戸室、入居其內、○中略 放火焚室、其火初明時、蹈誥出兒自言、吾是天神之子、名火耶、次火盛時、蹈誥出兒亦言、吾是天神之子、名火進命、吾父及兄何處在耶、○下略

〔日本書紀三神武〕戊午年四月、至草香津、植盾而爲雄誥焉、雄誥此云鳥多鶏廬 五月癸酉、軍至茅渟山城水門、亦名山井水門、茅渟此云智怒 時五瀬命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄誥之曰、○註略 慨哉大丈夫、慨哉此云于黎多棄伽夜 被傷於虜手、將不報而死耶、時人因號其處、曰雄水門、

〔日本書紀七景行〕四十年七月、日本武尊雄誥之曰、熊襲既平、未經幾年、今更東夷叛之、何日逮于大平矣、臣雖勞之、頓平其亂、

〔日本書紀十四雄略〕九年、談連○中略 從人同姓津麻呂、○中略 問曰、吾主大伴公何處在也、人告之曰、汝主等果爲敵手所殺、指示屍處、津麻呂聞之、蹈叱曰、主既已陷、何用獨全、

〔日本書紀五崇神〕十年、爰倭迹迹姫命、心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、○紐厚、一本作細紐、則驚之叫啼、

〔日本書紀十四雄略〕三年○安康 十月癸未朔、大泊瀬天皇○中略 彎弓驟馬而陽呼曰、猪有、卽射殺市邊押磐皇

〔保元物語二〕白河殿攻落事

眞盛此頸ヲ取テ、太刀ノ先ニ貫キ指擧テ、〇中略我ト思ハン人々ハ、寄合ヘヤ、寄アヘヤトゾ呼リケル、

〔平治物語二〕義朝敗北事

義朝八瀨ノ松原ヲ被過ケルニ、跡ヨリヤヽト呼聲シケレバ、何者ヤラント見給ヘバ、〇下略

〔新撰字鏡口〕嘋古弔反、喚也、佐介不、

〔伊呂波字類抄左人事〕叫亦作訆　嗁　嘆　咣　嘋　號　謼　㗂已上同　〔同疊字〕叫呼　叫喚

〔書言字考節用集九言辭〕叫　嘷同　號同

〔日本靈異記中〕佛銅像盜人所捕示靈表顯盜人緣第廿二〇中略叫　啕

〔倭訓栞前編十〕さけぶ　號叫をよめり、さかえよぶの義なるべし、かえ反け也、靈異記に啕をよみ、

新撰字鏡に嘋をよめり、

〔物類稱呼五言語〕おめきさけぶと云詞のかはりに、九州及四國にておらぶと云、神代卷に哭聲と有、いたくこゝろをはかりに泣を、おらぶと云と聞えたり、平家物語にをめかせ給へと有は、うめくといふにひとしき事にや、東國にておめきさめくといふは、おめきさけぶの轉語か、雨々と泣などいふ心ならん、

〔倭訓栞後編十八〕わめく　叫喚をいふ、をめくの轉せる也、

〔和字正濫抄三〕叫　おらぶ　日本紀、井萬葉、さけぶ意なり、

〔倭訓栞前編十四〕たけび　神代紀に躡詰をふみたけびとよみ、萬葉集に牙喫建怒、又思たけび、祝

呼

びたるやうすを見るに、悴が妻にして相應の年ごろなりといひけるが、いつしか後妻と、その子と縁にひそかに通じて、家に居ること叶はで、他國へ奔りて、夫婦となれりとかや、その親かゝる一言より、若輩の心みだるゝ基とはなれるなり、人は多言を愼むべし、多言はやぶれむり、讒をももとめ、身を亡すは口なり、農夫町人たりとも、一言以て知とし、一言以て不知とするは古人の誡なり、つゝしむべし、

〔新撰字鏡　十〕恍（口頁反、惽也、又驚也、與○波○不、又與○不○）

〔伊呂波字類抄　與辭字〕呼（ヨフ ヨハフ）　喚（亦作嘷）　召　遠　叫　稱　叱　呵　嘵　招　咤　喚　嘷
呼已上（ヨフ ヨハフ）

〔倭訓栞　前編三十與〕よばふ　號呼をいふ、ばふ反ぶなれば、よぶに同じ、新撰字鏡に、恍をよばふとも、よぶともよめり、よばゝるともいふ、はる反ふ也、よばふをのべたる詞也、伊勢にてよばるといふ、ばる反ぶ也、○中略
よぶ　呼をよめり、よゝと聲する也、號呼也、

〔古事記　上〕大神（須佐之男命、○中略）故爾追至黄泉比良坂、遙望、呼謂大穴牟遲神曰、其汝所持之生大刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾、亦追撥河之瀨而、意禮（二字以音）爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山（三字以音）之山本、於底津石根宮柱布刀斯理（此四字以音）於高天原氷椽多迦斯理（此四字以音）而居、是奴也、

〔萬葉集　五雜歌〕貧窮問答歌一首并短歌　○中略
楚取、五十戸良我許惠波、寢屋度麻低、來立呼比奴、可久婆可里、須部奈伎物能可、世間乃道、

〔源氏物語　三十一眞木柱〕そうなどめして、かち參りさはぐ、よばひのゝしり給聲など、思うとみ給はんに、ことはりなり、

〔言志錄〕愼言處、卽愼行處、略○

人最當愼口、口之職兼二用、出言語、納飲食、是也、不愼於言語、足以速禍、不愼於飲食、足以致病、諺云、禍自口出、病自口入、

〔男子女子前訓〕上一總じて人のつゝしみて申さぬ、不禮なる大口をかたく申さぬものにて候、幼少の時より大口を申習ひ候子供衆は、後には大かた惡性になり候て、親ごの勘當をもうけるやうになりたる子達、是まで多く見および申候、是子供衆の時分に行儀のあしき癖づきにて、人に不禮を申憚る心をうしなひつけて、終には哀しき身になり申事に候、然れば御互に幼稚の御方へ御氣を付けられ、假にも〳〵少しにても大口は仰られまじく候、甚わるき事にて、恥かしき事と申譯を、能々御おぼえ置なさるべく候、

〔十訓抄〕二大相國實行○藤原宰相にておはしける時、歌合せられけるに、夏月を俊賴、

光をばさしかはしてやかゞみ山峯より夏の月は出らん、とよめりけるを、峯より夏の月は出らんと侍るは、秋冬は谷より出けるにやと申ければ、俊賴のぶる方なくて居たるに、大判事明兼が下座に候て、聊か口入を申たりけるを、俊賴腹たゝしき氣色にて、をのれがやうなる侍などは、たゞこそ居たれ、公達の物仰らるゝに、さしいらへするやうやはある、あら便なといひければ、明兼にがりにけり、さやうの事には、心得て下臈はつゝしむべき也とぞ申合ける、

〔雲萍雜志〕一ある家のあるじ、五十五歲のころ、妻の身まかりければ、後妻をむかふるに、年いとわかし、客の悅びに來りて、酒宴を催す折から、その子廿六歲にして、後妻は廿五歲なりけるが、二人とも其席に出でゝ、ともに客をもてなすにぞ、主人酩酊のうへにて、座興に乘じて云ひけるは、我等五十五歲にして、廿五歲の妻を持つことまことにおとなげなしといへども、緣のいたすところにして、よりどころあらざればなるべし、しかれば伜に對し、面目をも失ふことなり、かくなら

へられ、身はつる程の大事にも及ぶなり、ゑみの中の劔は、さらでだにも恐るべき物ぞかし、心得ぬ事をあしさまに難じつれば、還て身のふかくあらはるゝ物也、大かた口かろきものに成ぬれば、某に其事きかせそ、彼者にな見せそなど云て、人にこゝろをかれ、隔らるゝ口おしかるべし、また人のつゝむ事の、をのづからもれ聞えたるに付ても、かれはなしなど疑れんは、面目なかるべし、然ればかたぐ\の上をつゝしむべし、多言可止也、

〔徒然草下〕萬のとがあらじと思はゞ、何事にもまことありて、人をわかずうや／＼しく、詞すくなからんにはしかじ、

〔早雲寺殿廿一箇條〕一歌道なき人は、無手に賤き事なり、學ぶべし、常の出言に愼み有べし、一言にても人の胸中しらるゝ者也、

〔信玄家法下〕一不可佗言雜談事、○中略

一雖爲深知音、於人前不可妄雜談事、○中略

一對貴人縱使雖有千萬之道理、理り强不可申事、○中略

一於人前風物并賣買之雜談不可爲事、○中略

一縱附爲眞俗之交、婬亂雜談不可爲、若人之中懸者、不立目様可立其座事、○中略

一於人前妄不可爲背語事、○下略

〔山鹿語類二十一〕愼言語

言語の品、其所、其時、其交接の人物に從て、甚其禮多し、朝廷之言あり、平居之言あり、喪祭之言あり、冠昏の言あり、賓客之言あり、軍旅の言あり、君臣、父子、兄弟、朋友、夫婦の言あり平生の言あり、變に處するの言あり、此品々を詳に不究明ときは、言皆違を以て禮こゝにみだる、威儀大にそむくべし、○下略

誡言語

〔十訓抄一〕楊梅大納言顯雅卿は、若くよりいみじき言失をぞし給ひける、神無月の比、或宮原に參りて、みすの外にて女房たちと、物がたりせられけるに、時雨のさとしければ、供なる雜色をよびて、車のふるに時雨さし入よとの給ひけるを、車軸とかや、おそろしやとて、みすの内笑ひあはれけり、或女房の御云たがへ常に有と聞ゆれば、げにや御祈の有ぞやといはれければ、其ために三尺の鼠を作て、供養せんと思侍るといはれたりける、折節鼠のみすのきはを走り通りけるを見て、觀音に思まがへて、の給けるなり、時雨さし入よには增りて、おかしかりけり、

〔古事談二臣節〕師頼卿多年沈淪籠居、拜任中納言後勤仕釋奠上卿、作法進退之間、於事成不審、粗問於人、其時成通卿參議之時列坐云、年來御籠居之間、公事御忘却歟、ウヒ〳〵シク被思食之條、尤道理也、云々、師頼卿不請返事、顧眄獨言曰、入大廟每事問者奈云々、論語文成通卿閉口止、後日逢人云、無思分之方、出不慮之言畢、後悔千回云々、〇又見十訓抄

〔九條殿遺誡〕會人言語莫多、又莫言人之行事、唯陳其所思、兼觸事、不可言人言也、人之災出自口、努力愼之愼之、

〔拾芥抄下本諸敎誡〕源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々〇中略

一全可斷多言戲咲〇中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、

〔十訓抄四〕可誡人上事

或人云、人は慮なく云まじき事を、口とくいひ出し、人の短をそしり、したることを難じ、かくすことを顯し、耻がましきことをたゞす、これらすべて有まじきわざなり、我は何となく云ちらして、思もいれざるほどにいはるゝ人、思つめていきどをり深く成ぬれば、はからざるに耻をもあた

失言

爲放言所作也、

〔古事談 一 王道后宮〕一條院御時、喚諸卿於御前渡殿東第一間立地火爐、於清涼殿東廂庖丁、○中略其後奏管絃、大納言道綱進出舞之間落冠、衆人解頤、右府 顯光 有嘲詞云々、仍道綱卿放言右府云々、聽之者或彈指、或嘆息云々、其詞云、何事云ゾ、妻ヲバ人ニクナカレテト云々、道綱寄通右府北方云々、是則三位中將母也、人々嘆息、道綱所吐不異禽獸者也云々、

〔吾妻鏡 七〕文治三年四月十八日己丑、御家人平九郎瀧口清綱就領所、居住美濃國之間、募武威不隨國衙下知、對捍乃貢、令過言召使之由、依在廳之訴、早可令尋沙汰給之旨、所被下院宣也、仍成御下文、副請文、被遣師郷之許云々、平五盛時奉行之、○中略

美濃國内清綱地頭所未濟爲先、對捍國債之由、依在廳訴、重自院所被仰下也、就中口不落合、放言を致之旨有聞、返々不當事歟、自今以後可隨國衙下知、若猶令對捍者、早可離散國中、仰旨如此、仍以執達如件、

四月十八日　盛時奉

平九郎瀧口殿

〔徒然草 上〕高野證空上人、京へのぼりけるに、○中略上人猶いきまきて、何といふぞ非修非學の男と、あらゝかにいひて、きはまりなき放言しつとおもひける氣色にて、馬ひきかへしてにげられにけり、

〔枕草子 六〕まさひろはいみじく人にわらはるゝ物哉、おやなどいかにきくらん、○中略人まによりきて、わが君こそ、まづ物きこえん、まづ〳〵人のの給へる事ぞといへば、何事にかとて、きちやうのもとによりたれば、むくろごめにより給へといふを、五たいごめにとなんいひつると云て、又わらふ、

〔古今著聞集十六興言利口〕治部卿兼定滋野井の泉にて納涼せられけるに、増圓法眼その座につらなりけり、盃酌のあゐだ、治部卿さぶらひむまの允なにがしとかやいひける老たる者、香のひた、れのしほれたるをきて、尪弱の體にて、物くひて居たりけるが、衰老のものにて、齒もなくてくひわづらひたるを見て、増圓連歌をしける、

老むまは草くふべくもなかりけり、治部卿いげ興ある句なりとて、とよみのゝしるを、馬のかみ聞て、

おもづらはげて野はなちにせん、と付たりけるに、滿座にがりけり、かやうの荒言はよく〳〵ひかふべき事也、

〔太平記二十九〕將軍上洛事附阿保秋山河原軍事

桃井ガ扇一揆ノ中ヨリ、長七尺計ナル男ノ、ヒゲ黑ニ血眼ナルガ、〇中略只一騎河原面ニ進出テ、高聲ニ申ケルハ、戰場ニ臨ム人毎ニ、討死ヲ不志云者ナシ、然共今日ノ合戰ニハ、光政殊更死ヲ輕ジテ、日來ノ廣言ヲ、ゲニモト人ニ云レント存也、〇下略

〔陰德太平記三〕有田合戰附元繁戰死之事

元就〇毛利モ迯ル敵ニ目ナ掛ソ、武田ガ旗本ヘ懸レト下知シ給ヘバ、丹比勢前後一千餘騎、一備ニ成テ攻近付、元繁〇武田是ヲ見テ、元就昨日今日初テ戰場ニ被出シニハ、拔群ノ行迹哉、行末ハ如何ナル名將トカナランズ、可惜若者ヲ、吾鋒先ニ掛ンコソ不便ナレト、荒言吐テ眞先ニ被進ケレバ、〇下略

〔伊呂波字類抄波疊字〕放言

〔書言字考節用集八言辭〕放言(ハウゴン)

〔江談抄四〕鷹鳩不變三春眼　鹿馬可迷二世情以言

此句依恨暗漢雲之子細、叙威〇一條之餘擬、補藏人、雖然入道殿〇藤原道長幷殿上人不承引之故不補、仍

強言

過言

荒言

〔和漢朗詠集 下 雜〕佛事

願以今生世俗文字之業、狂言綺語之誤、翻爲當來世世讃佛乘之因、轉法輪之縁、白(香山寺、)

〔江談抄 三 雜事〕公忠辨忽頓滅蘇生俄參內事

公忠辨俄頓滅、歷所三日蘇生、告家中云、令我參內、家人不信、以爲狂言、依事甚懇切、被相扶參內、○下略

〔新撰字鏡 言〕諄哼嗋交(四形同、爲也、俱也、戾也、諍也、共也、強言也、志比○天云、)

〔八雲御抄 三下 人事〕言○中略 しひ(万、強言也、)

〔萬葉集 三 雜歌〕天皇(○持統)賜志斐嫗御歌一首

不聽跡雖云、強流志斐能我、強語、此者不聞而、朕戀爾家里、

志斐嫗奉和歌一首　嫗名未詳

不聽雖謂、話禮話禮常、詔許曾、志斐伊波奏、強話登言、

〔運步色葉集 久〕過言

〔書言字考節用集 八 言辭〕過言　荒涼(過言之義)

〔吾妻鏡 一〕治承四年七月十日庚申、藤九郎盛長申云、從嚴命之趣、先相模國內、進奉之輩多之、而波多野右馬允義常、山內首藤瀧口三郎經俊等者、曾以不應恩喚、剩吐條々過言云云、

〔吾妻鏡 三十八〕寬元五年(○寶治元年)十二月廿九日丁未、有恩澤沙汰、去六月合戰之賞相交之、結城上野入道日阿、拜領鎭西小島庄、是就秦村追討事、頗及過言之間、可被咎仰歟之由、雖有沙汰、其性素廉直也、稱過言者、只無私之所致也、且適爲關東遺老、咎語之誤、令漏廣恩條、可爲政道耻之由、左親衞殊令執申給云云、

〔運步色葉集 久〕荒言

〔書言字考節用集 八 言辭〕荒言

いふはうはの空なる言の意也、

(伊呂波字類抄志部畳字)十善○中略

不妄語　不惡口　不兩舌　不綺語(中略)十惡翻也

(拾芥抄下本諸教誡)源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々○中略

一可念思禁妄語○中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、

妖言 枉言

(倭訓栞前編於四十五)およづれごと　續日本紀に見え、万葉集におよづれとのみにて、ことを略せるも見ゆ、日本紀に妖僞、又妖言をも訓せり、

(八雲御抄三下人事)言○中略　まが万、狂言也、

(倭訓栞中編末二十四)まがこと　万葉集に狂言、又枉言と見えたり、○中略古事記に訓禍云摩賀とみえたり、

(日本書紀二十九天武)四年十一月癸卯、有人登宮東岳、妖言而自刎死之、

(萬葉集三挽歌)石田王卒之時、丹生作歌一首并短歌○中略

玉梓乃、人曾言鶴、於余頭禮可、吾聞都流、枉言加、○下略

(萬葉集十七)哀傷長逝之弟歌一首并短歌○中略

多麻豆左能、使乃家禮婆、宇禮之美、登安我麻知刀敷爾、於餘豆禮能、多婆許登等可毛、○下略

狂言

(下學集下態藝)狂言

(運歩色葉集多)狂言　(同義)狂言

(書言字考節用集九言辭)狂言綺語法界次第、綺語言乖道理、名爲綺語、

妄語

〔日本書紀 十六 武烈〕十一年〇仁賢八月、億計天皇崩、〇中略仁賢、太子〇武烈思欲聘物部麁鹿火大連女影媛、遣媒人向影媛宅期會、影媛曾奸眞島大臣男鮪、〈鮪此云茲寐〉恐違太子所期、報曰、妾望奉待海柘榴市巷、由是太子欲往期處、遣近侍舍人、就平群大臣宅、奉太子命、求索官馬、大臣戲言陽進曰、官馬爲誰飼養、隨命而已、久之不進、

〔今昔物語 二十八〕忠輔中納言付異名語第廿二
今昔、中納言藤原ノ忠輔ト云フ人有ケリ、此ノ人常ニ仰デ空ヲ見ル樣ニテノミ有ケレバ、世ノ人此レヲ仰ギ中納言トゾ付タリケル、而ニ其ノ人ノ右中辨ニテ、殿上人ニテ有ケル時ニ、小一條ノ左大將濟時ト云ケル人、内ニ參リ給ヘリケルニ、此ノ右中辨ニ會ヌ、大將右中辨ノ仰タルヲ見テ、戲レテ只今天ニハ何事カ侍ルト被云ケレバ、右中辨此ク被云テ、少辨發ケレバ、只今天ニハ大將ヲ犯ス星ナム現ジタルト答ヘケレバ、大將頗ル半无ク被思ケレドモ、戲ナレバ否不腹立ズシテ、苦咲テ止ニケリ、其ノ後大將幾ク程ヲ不經ズシテ失給ヒケリ、然レバ此ノ戲言ノ爲ルニヤトゾ、右中辨思ヒ合セケル、人ノ命ヲ失フ事ハ、皆前世ノ報トハ云乍ラ、由无カラム戲言不可云ズ、此ク思ヒ合スル事モ有レバ也、

〔平家物語 三〕頼豪事
江帥きやうばうの卿、〇中略いそぎ三井寺に行むかひ、らいがうあじやりが宿坊に行て、勅ちやうのおもむき、おほせふくめんとすれば、〇中略おそろしげなるこゑして、天子にはたはぶれのことばなし、りんげんあせのごとしとこそ、うけたまはつて候へ、〇下略

〔下學集 下 態藝〕妄語

〔書言字考節用集 九 言辭〕妄語〈法界次第、以言語誑他、故名妄語〉

〔倭訓栞 前編 十四〕たはこと　妄語をいふ、淫言也、光仁紀、万葉集にもみえたり、〇中略今うはこと、

〔相模集〕さかりすぎてくちたるなしを、おさなき人の許にやるとて、たゞならじとて、をきかへし露ばかりなるなしなれど千代ありのみと人はいふ也

○按ズルニ、諷語ノ事ハ、禮式部、兵事部等ニ散見シタレバ、多ク省略ニ從フ、

諷言

〔伊呂波字類抄〕（所 疊字）諷言（ソヘコト）

〔鳩巣小說〕（中）一井上新左衛門ハ名譽ノ口キヽニテ候、元右筆ニテ、後ニ御勘定頭ニ成申サレ候、或時初鰹ヲ何方ヨリカ獻ジ申候、名人松平伊豆守殿見屆被申處、座付有之候、伊豆守ドノ役人ヲ以テ殊ノ外叱リ申サレ、不念至極ノ義ニ候、是ヲ御前ヘ出シ候テ、ヨキモノカトテ、叱リ申サレ候ヘバ、新左衛門傍ニ居候テ、イヤ鰹ニハチリ有モノニ御座候ト申候ヘバ、伊豆守ドノ何ト鰹ハチリ有モノトハ、聞ヘヌコトヲ申候ト被申候ヘバ、新左衛門イヤ三番叟ニチリヤタラト申候由被申候ヘバ、伊豆守殿又新左ガヲドケヲイワレ候トテ、笑申サレ候、是ハ伊豆守ドノ性ノ急ナル處ヲ、諷シ申氣味ニ候、

○按ズルニ、諷諫ノ事ハ、諫篇ニ散見ス、

流言

〔書言字考節用集〕（八 言辭）流言（ルゴン リウゲン）（毛詩註、浮言不根之言也、）　流言（フクヲゴト）　流言（ナガレコト 出毛詩）

〔日本書紀〕（十四 雄略）三年四月、武彥（○廬城部連）之父枳莒喩、聞此流言（フテコト）、恐禍及身、（○下略）

〔日本書紀〕（十七 繼體）六年十二月、或有流言（フテコト）曰、大伴大連與哆唎國守穗積臣押山、受百濟之賂矣、

戲言

〔類聚名義抄〕（五 言）戲語（タハフレコト）

〔運歩色葉集〕（景）戲言（天子無戲言）

〔書言字考節用集〕（八 言辭）戲言（タハコト）（妖言、狂言、空言、）

〔源氏物語〕（二 帚木）中納言の君、中務などやうの、をしなべたらぬ、わか人どもに、たはぶれごとなどの給ひつゝ、（○下略）

倒語

今こんといひしばかりを命にてまつにけぬべしさくさめのとじぬ、

〔枕草子十〕我○藤原道隆は生れさせ給ひしより、○一條后藤原定子、道隆女、いみじうつかふまつれど、まだおろしの御ぞ一つ給はぬぞ、何かしりうごとにはきこえんなどの給ふがをかしきに、みな人々わらひぬ、

〔源氏物語二十一乙女〕さゝめきごとの人々は、いとかうばしき香のうち、そよめき出づるは、くわざの君の、おはしましつるとこそ思ひつれ、あなむくつけや、しりうごとや、ほのきこしめしつらん、わづらはしき御心をと侘あへり、

〔日本書紀三神武〕辛酉年正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歳爲天皇元年、○中略初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命帥大來目部、奉承密策、能以諷歌倒語(サカシマゴト)、掃蕩妖氣、倒語之用始起乎茲、

〔倭訓栞前編一〕反語あり、苦をよしといひ、僧をかみながといふの類是也、爾雅注にも、菫葵本草言味甘而此云苦菫、古人語倒猶甘草謂之大苦也と見えたり、小兒初生の時、洗浴臍帶をきるを、ほぞの緒を絶といひ、生髪をそるを髮垂といふも、反語をもて祝せる也、

〔年々隨筆二〕やまひを歓樂といふは、死喪を吉事といふごとく、凶をさけていへる也、

〔吾妻鏡十九〕承元二年正月十一日辛巳、御所心經會也、去八日雖爲式日、依將軍家○源實朝御歓樂、延及今日、

〔勘仲記〕弘安二年正月七日乙卯、參殿下、大納言殿御參內、於直廬可被召御裝束云云、殿下依御風歓樂、無御出、

〔比古婆衣二〕月日の蝕をはえといふ由

さて其蝕をハエと云へるは、日月の光映の虧る、を忌て、反ざまに映(ハエ)と云なしたるにて、死を奈保留、病を夜須美、葦を與志など云ふと同じ例なるべし、

後言
陰口

えたり、

〔萬葉集雜歌七〕寄木

向峯爾立有桃樹成哉等人曾耳言爲汝情勤、

〔枕草子十二〕わざとだちてことねりわらはのつぎ〳〵しきを、身ちかくよびよせて、うちさゝめきいぬるのちも、久しくながめて、○下略

〔藻鹽草十六人事〕詞○中略

しりう言うしろこと也

〔倭訓栞前編十一〕しりうごと　後言をよめり、源氏にしりうごちとも見えたり、今いふかげ言也、

〔北邊隨筆一〕あとうがたり　しりうごと

後撰集に、あとうがたりといふ事あり、○中略枕草紙にも、しりうごとゝあり、此ふたつの詞、ともに俗に陰口といふ心なり、あとも、しりも同じ心なれはなり、いたくへだゝりたる世にはあらねど、あとうがたりはふるく、しりうごとは後にや、源氏物語若菜上にも、しりうごちとみえたり、

〔倭訓栞前編二〕あとうがたり　後撰集の詞書に見えたり、定家卿の僻案に、拾遺集に、なぞ〳〵がたりと書りといへり、其歌は素盞鳴尊の故事をふまへてよめれば、げにとおもはる、あとなしごとゝ同義なるべし、

〔空穗物語藤原の君〕さて物がたらひもうち聞えんか、しれるどちこそ、あとがたりもすなれ、さやよくの給へり、

〔後撰和歌集雜十八〕人のむこのいまうでこんといひて、まかりにけるが、文をこする人ありときて、ひさしうまうでこざりければ、あとうがたりの心をとりて、かくなん申けると、いひつかはしける、　女のはゝ

〔下學集〕下言辭私語（サヽメゴト）

〔書言字考節用集〕九言辭私語（サヽメゴト）　聞語（同、後漢書註、閑私也、）

〔日本釋名〕中人事細語（サヽメゴト）　さゝは小也、小語也、ひそかにさゝやくことば也、めは助語也、さゝめく也、

〔倭訓栞〕前編十一さゝめごと　私語をよめり、長恨歌に、臨別慇懃重寄詞、詞中有誓兩心知、七月七日長生殿、夜半無人私語時と見えたり、

〔源氏物語〕二十一乙女　やをらかいほそりて出給ふみちに、かゝるさゝめきごとをするに、あやしうなり給て、○下略

〔志士清談〕松平左衞門督忠識、生質外聚昧ナルガ如クナレドモ、內明察ニシテ且勇悍ナリ、○中略大坂ニ到テ有馬玄蕃頭豐氏ト共ニ、松平武藏守利隆ノ營ニ會ス、豐氏利隆ノ耳ニ屬テ私語ス、忠識色ヲ變テ曰、武州我兄也、武州ニ所言吾ニ虞サルベキ理ナシ、其言義ナラバ顯シテ言ベシ、其非義ナラバ客ニモ云ベカラズ、私語ハ疑ヲ起スユヘンナリ、起疑ハ兵法ニ不忌之ヤ、何ゾ思慮ナキト規サレケレバ、豐氏我過チリ、我言フ所ハ僩々ノ事ナリ、少モ邪意アルニ非ト、陳謝セラルレバ、忠識微笑シテ最サアルベシトテ已ヌ、

耳語

〔類聚名義抄〕五言耳語（サヽヤク）

〔書言字考節用集〕九言辭聶（サヽヤク）（說文、附耳私小語）　咕聶（同、史記註、耳語也、漢書註、多言也、）　耳語（同）

〔日本靈異記〕中依不布施與放生而現得善惡報緣第十六
優婆塞耽諦聽曰、斯汝家室將生之宮、○中略　諦メテ ミ 諦ヒソカニ 囁サヽヤキテ

〔倭訓栞〕前編十一さゝやく　耳語をいふ、靈異記に囁をよめり、戒囑をよむ、萬葉集に耳言をさゝめくとよめるも同じ、天書の歌に、さゝめかしめといふ詞見えたり、咡をよめれど、咡は口吻也と見

睦語

〔紫式部日記〕すこしけどをきたよりどもを、たづねてもいひけるを、たゞこれをさま〴〵にあへしらひ、そゞろごとに、つれ〴〵をばなぐさめつゝ、○下略

〔書言字考節用集八言辭〕睦語（ムツゴト）書言大全、男女會遇之辭、出二毛詩一、　密語同又作二睦語一

〔藻鹽草十六人事〕語○中略
むつ語むつ物語也

〔倭訓栞前編三十一牟〕むつごと　睦言の義也

〔續日本紀十聖武〕天平元年八月戊辰、詔立二正三位藤原夫人一爲二皇后一、　壬午、喚二入五位及諸司長官于内裏一、○中略　中納言從三位阿倍朝臣廣庭更宣レ勅曰、天皇詔旨、今勅御事法者、常事爾波不有、武都事止思坐故、○下略

〔歷朝詔詞解二〕武都事は、親しく語る言也、○中略　汝等を親しみて、語り聞せ給ふぞと也、

〔古今和歌集十九雜躰〕題しらず　凡河内みつね
むつごともまだつきなくに明ぬめりいづらは秋のながしてふよは

〔源氏物語二十一乙女〕一夜のしゝうごとの人々は、まして心ちもたがひて、何にかゝるむつ物がたりをしけんと、思ひなげきあへり、

〔藤原隆信朝臣集下雜〕さきのいづみのかみたかゆき、よをそむきて、大原にときゝて、まかりてさまざまのむつごとなどつくしても、さてのみ日かずをすぐすべきならで、又秋ごろなんまかりいるべきと契て、歸にし後、かの入道のもとより、○歌略

〔堀河院御時百首和歌冬〕爐火　阿闍梨隆源
埋火のあたりに冬はまどゐして、むつがたりすることぞ嬉しき

私語

〔伊呂波字類抄左疊字〕私語サヽメゴト

あぎとひ

〔源氏物語十九薄雲〕ひめ君はなに心もなくて、御車にのらんことをいそぎ給、〇中略かたことのこゑは、いとうつくしうて、袖をとらへて、のりたまへと、ひくもいみじうおぼえて、〇下略

〔めのとのさうし〕おさなき人などの、かたことしたるぞ、あひらしくうつくしき、〇下略

〔古事記中垂仁〕然是御子、〇品牟津和氣王八拳鬚至于心前、眞事登波受、此三字以音故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、自阿下四字以音

〔古事記傳二十五〕阿藝登比とは、小兒の初語を云なるべし、阿藝は吾君にて、如此云る例多し對へる人を指て云、登比は事問の問にて、言に同じ、其は小兒の初めて物言に、其對へる人を、吾君と云を云なるべし、今世に物言習に、遲遲(チヽ)、父婆々(バヽ)、母登々(トヽ)、父加々(カヽ)、母など言と同じ意なり、書紀に得言とある訓は、此記に依れるものなり、されど得言字は、言の意にはくはしく當らず、

〔倭訓栞前編二阿〕あぎとふ　日本紀に喩嗢傾浮、又得言をよめり、古事記に阿藝登比と書り、鰓を經る義なるべし、又魚の水上に浮み口を開き、言問やうのかたちをいふなり、蜻蛉日記にも、手を掻面を振、そこらの人のあぎとふやうにすれば、といへる是なり、

〔日本書紀六垂仁〕二十三年九月丁卯、詔群卿曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬猶泣如兒、常不言、何由矣、因有司而議之、　十月壬申、天皇立於大殿前、譽津別皇子侍之、時有鳴鵠、度大虛、皇子仰觀鵠曰、是何物耶、天皇則知皇子見鵠得言而喜之、

譫語

〔書言字考節用集八言辭〕譫語(ソヾロゴト)

〔倭訓栞前編十三曾〕そゞろ〇中略　そゞろごとは、言と事と二義あるべし、或は譫語をよめり、今說てそゞらともいへり、

〔類聚名物考言語十一〕そゞろごと
とりしめもなき詞をいふ

くとて、などやくるしきめを見るらん、わがくに、七三つくりすへたるさかつぼに、さしわたしたるひたえのひさごの、みなみ風吹ば北になびき、北風ふけば南になびき、西吹ば東になびき東ふけば西になびくを見て、かくてあるよと、ひとりごちつぶやきけるを、○下略

〔十訓抄一〕戒殿上人の五月廿日餘、いとくらきに太后宮にまいりて、めうどうにたゝずみけるに、うへより人の音のあまたして來りければ、さりげなく引かくれてのぞきけるに、つぼのやり水に螢のおほくすだくを見て、○中略しりなる人、かくれぬ物はなつむしのと、花やかにひとりごちたりけり、○下略

〔藻鹽草十六人事〕語○中略

とはずがたり

とはず語

〔倭訓栞前編十八登〕とはずがたり　源氏物語に見ゆ、不問而自談也、

〔源氏物語九賢木〕大將殿は心ちすこしのどめて、あさましかりしほどの、とはずがたりもこゝろうくおぼし出られつゝ、○下略

〔千載和歌集十一戀〕題しらず　大納言なりみち

つゝめどもたえぬおもひに成ぬればとはずがたりのせまほしき哉

〔孝義錄十九陸奥〕孝行者赤城拙兵衛

若松の城下北小路町の名主赤城拙兵衛、○中略はやくより父母につかへて孝を盡し、○中略人の家に招かるれば、○中略けふの客はたれ／＼なりし、何のまうけ、くれの物語ありつるなど、稚子のとはずがたりめきて、くれ／＼と語りつゞく、

片言

〔俚言字考節用集八言辭〕訑(カタコト)小兒之語未正也

〔倭訓栞中編四加〕かたこと　片言と書り、少兒などの詞のまだよくも調ならはぬをいふめり、

こゝろにて云ひけるは、多辯長舌なるものは、その意氣をむなしく勞して、嗒焉呼吸を發はざれば、必ともに短命なりと、物がたりければ、それより後は、かの老婆なほ長生やしたかりけん、物いはんとしては止みぬるさま、いとをかしかりしとぞ、さばかり生きのびたる老婆の、猶いつまでか世にあらんとての心づかひ、欲にかぎりのあらざるよと、物がたりせし人ありし、

寡言

〔文德實錄 五〕仁壽三年十二月丁丑、相模權介從五位上山田宿禰古嗣卒、古嗣、○中略爲人廉謹而寡言辭、

〔陸奥話記〕藤原景季者景通長子也、年二十餘、性少言語、善騎射、合戰之時、視死如歸、

無言

〔源氏物語 六末摘花〕年比思ひわたるさまなど、いとよくの給ひつゞくれど、ましてちかき御いらへはたえてなし、わりなのわざやと、うちなげき給ふ、

いくそたびきみがしゞまにまけぬらんものないひそといはぬたのみに、の給ひもすてゝよかし、たまだすきくるしとの給ふ、女君○末摘花の御めのとごじゞうとて、いとはやりかなるわか人、いと心もとなう、かたはらいたしと思ひて、さしよりて聞ゆ、

かねつきてとぢめんことはさすがにてこたへまうきぞかつはあやなき

〔花鳥餘情 四末摘花〕いくそたび○中略是は童部の諺に、無言を行せんと約束して、無言々々としじまにかねつくといひて、なににてもうちならして後、物いはぬ事をする也、○下略

〔拾玉集 一〕百首和歌　述懐

うき身にはしゞまをだにもえこそせね思あまればひとりごたれて

獨言

〔書言字考節用集 九言辭〕亡語ヒトリゴト

〔倭訓栞 中編二十一比〕ひとりごち　獨言する也、とす反つなり、

〔更科日記〕國○武藏の人の有けるを、火たきやのひたく衞士にさし奉りたりけるに、御前の庭をは

〔土佐日記〕かくわかれがたくいひて、かの人々のくちあみももろもちにて、このうみべにて、になひいだせるうた、○下略

〔土佐日記考證上〕人々の口あみももろもちにて、○中略こは例のたはふれかけるにて、人々の口かろく、とくもえいひいです、口おもきを、くちあみのおもきにたとへていへり、

〔源氏物語手習五十三〕うつゝの人々の中に、しのぶることだにかくれある世中かはなど思いりて、この人にもさなんありしなど、あかし給はんことは、猶くちをもき心ちして、○下略

〔徒然草上〕何事も入たゝぬさましたるぞよき、○中略よくわきまへたる道には、必口おもく、とはぬかぎりは、いはぬこそいみじけれ、

〔類聚名義抄口二〕呹詍二今音頓 言也、多○言也、妄 詀而占反、多言、

〔書言字考節用集八言辭〕○饒舌ゼウゼツ多言又云

〔名物六帖人事四言語親疏〕○饒舌 傳燈錄、寒山執閭丘手曰、豐干饒舌、

〔夏山雜談三〕下賤ノ人ノ詞多キヲ囀ト云、紫式部日記ニ、アヤシキシヅノヲノサヘヅリトアリ、源氏物語ニモ、アヤノサヘヅリトアルナリ、

〔倭訓栞中編十五〕てふ〳〵し。俗に物に躁がしく多言なるをかくいへり、史記に豈斅此嗇夫諜諜利口捷給哉と見えたり、

〔愼思錄三〕多言尤害事敗徳、且不可乘快妄毀譽於人、譽人過實者、固可爲不知、況毀人不中其實者乎、毀人譽中非忠厚之道、且爲招殃之基、況不中其實乎、

〔言志錄〕饒舌之時、自覺氣暴、暴斯餒、安能動人、

〔雲萍雜志四〕一言寺の庫裏を働ける老婆あり、年七十になん〳〵として、多辯いはんかたなく、あけくれ人の噂をいひ無益のせひそのゝしることいとかしましくうるさければ、ある人諷諫の

口かるし

訥辯

口おもし

憂悲事也、

〔先哲叢談續編六〕伊藤梅宇

梅宇尤長言語、講説經史、辭爽理暢、音節亮亮、迥出於東涯之上、聽者敢無倦怠而欠伸者、

〔新撰字鏡言〕訬〈士交市遶二反、輕口止志又口加留之、〉　〔同品字様〕吃〈直治反、徒合徒立二反、利色也、不訥也、疾言也、加万々々志、〉

〔倭訓栞中編六〕くちかるし　新撰字鏡に訬をよめり、今もしかいへり、又くちとしともよめり、

〔運歩色葉集〕早口〈ハヤクチ〉

〔源氏物語二十四胡蝶〕ものゝたよりばかりのなをざりごとに、くちとうこゝろえたるも、さらでありぬべかりける、のちのなんとありぬべきわざなり、

〔源氏物語四十九寄生〕いざやいにしへの御ゆるしもなかりしことを、かうまでももらしきこゆるも、かつはいとくちかるけれど、〈○下略〉

〔伊呂波字類抄久人事〕訥〈タチク〉、

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年正月十五日壬午、從四位下行越前權守藤原朝臣弘經卒、〈○中略〉弘經天性平生少言重遲、語爲舌所介、礙澀於精談、

〔宇治拾遺物語十四〕入道〈○高階俊平弟〉をのれは口てづゝにて、人のわらひ給中のものがたりは、え侍らじ、〈○下略〉

〔先哲叢談四〕伊藤長胤、字原藏、號東涯、〈○中略〉

東涯吾吐甚低、且訥訥如不能言、對門有箍桶匠、其聲東聲亂東涯講書、聽者每苦其難分、

〔先哲叢談續編十一〕內田頑石

頑石天資孝友、能事父兄、口訥不能言、終日端坐、與人不語、

〔倭訓栞中編六〕くちおもし　徒然草に見ゆ、唐實灌、言若不出、世號囁嚅翁と見えたり、

開襟對風曰、我亦暴涼經典之奥義、衆皆嗤笑、以爲妖言、臨於試業、昇座敷演、辭義峻遠、音詞雅麗、論難蜂起、應對如流、皆屈服、莫不驚歎、

〔文德實錄四〕仁壽二年十一月己亥、勘解由次官從五位下菅原朝臣善主卒、善主者、〇中略少而聰惠美容儀、頗有口辨、

〔文德實錄五〕仁壽三年六月己巳、前豐後權守從五位下登美眞人直名卒、〇中略直名頗有才學、口辨過人、抑屈己者、必酬以彼所病、故議者疾之、法隆寺僧善愷訴訟事、遂延及辨官除名、此類也、

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、〇中略伴淸繩等五人、坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、〇中略善男性忍酷、有口辨、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月四日己丑、將軍家〇賴朝出江州鏡驛、前驅路被馬給、爰台嶺衆徒等降于勢多橋邊、率見之、頗可謂橋前途歟、將軍家安御駕橋東、可有禮否思食煩、頃之召小鹿島橘次公業、遣衆徒中、被仰子細矣、公業跪衆徒前、申云、鎌倉將軍、爲東大寺供養結緣上洛之處、各群集依何事哉、尤恐思給侍、但武將之法、於如此所、無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食返答之以前、令打過給、至衆徒前、取直弓聊氣色、于時各平伏云云、公業自幼少經廻京洛、於事依存故實、今應此使節之處、誠言語巧、而鸚鵡之舌驚耳、進退正、而龍虎之勢遮眼、衆徒感嘆、萬人稱美云云、

〔賤のをだ卷〕一又其比志道軒とて、辻講釋をして世をわたる坊主あり、古今の名人にて、人物もはや老人にて、總て垢のぬけたるきれいなる者にて、人をへちまとも思はず、記錄物を講釋するに始め少しの內實の事を云て、夫よりおどけ立とわる口をいひ樣々に狂じて、人を笑はすること希代の者なり、

〔雲室隨筆〕馬場萬休老人は馬場三郎左衛門殿とて御使番を勤められ、高は二千石餘、〇中略軍談好にて、神祖の御事には殊に吟味屆き、自ら軍談せらるゝに、實に能辯にて懸河瀉水、令聽者生喜慰

能辯

〔物類稱呼五言語〕他の呼に答る詞、關東にてあいと云、畿内にてはいと云、近江にてねいと云、長門邊にてあつゝと云、薩摩にてをゝと云、肥前にてないといふ、土佐にてゑいといふ又ゑつともいふ、奴僕のたぐひはないともやつといらふ、越後にてやいと云、越前にてやつといふ、陸奥にてないと云、案に國々のこたふる詞大いに同じくして、少く異也といへども、各轉語なるべし、有が中にをゝといへるは、諸國にて下輩にこたふる語なるに、九州にては上ざまの人に對して、かくの如く答る所も有也、俗間に應の字を書もあれど、をゝは和訓なれば、唯々書べきよし、先哲も沙汰し侍る、漢書に唯々注恭應之詞ト有、枕草子に、をゝと目うち引てと有、

をゝ〳〵といへどたゝくや雪の門　丈艸

〔類聚名義抄五言〕話胡快反サキラ　〔同二口〕喃呼鄭サキラ

〔下學集下〕點畫少異字歆歎カンカ上館音、下屋也、

〔伊呂波字類抄左辭字〕皷サキラ辨辭也

〔新猿樂記〕五郎者、天台宗學生、大名僧也、○中略內論議第一番、宏才博覽、而論議決擇之吻クチサキ、破二滿座惑一、

〔倭訓栞前編久〕くちさきら　倭名抄に吻又喙をよめり、口裂の義成べし、又くちわきともいへり、源氏に辨舌をゆたけきさきらといへるも是也、

〔源氏物語三十鈴虫〕かうしのいとたうとく、○中略たゞ今の世に、ざえもすぐれ、ゆたけきさきらを、いとゞ心して、いひつゞけたる、いとたうとければ、○下略

〔日本書紀三十持統〕朱鳥元年十月庚午、賜二死皇子大津於譯語田舍一、○中略皇子大津天渟中原瀛眞人天皇○天武第三子也、容止墻岸、音辭俊朗、

〔懷風藻〕釋智藏二首

智藏師者、俗姓禾田氏、淡海帝世、遣二學唐國一、○中略太后天皇○持統世、師向二本朝一、同伴登陸、曝二涼經書一、法師

ヲ雙指御熊、まかりいたしまいらせ候はんといふ也、又女房あといふなり、

〔鳴門中將物語〕女うちなみだぐみて、御ふみひろげてみるに、此くれにかならずとある文字のしたに、を。といふもじをたゞひとつ、ずみぐろに書て、もとのやうにして、御使にまいらせけり、御文もとのやうにて、たがはぬを御らんじて、むなしく歸たるよと、ほいなくおぼしめすに、むすびめのしどけなければ、あけて御らんずるに、このを文字ありとて、御案あれども、御心もめぐらせ給はず、さるべき女房たちを、少々めして、このをもじを御尋ありければ、承明門院に小宰相の局とて、家隆卿のむすめの、さぶらひけるが申けるは、むかし大二條殿、のりみち小式部の内侍のもとへ、月といふもじをかきて、つかはしたりければ、さるすきもの泉式部のむすめ也ければ、母にや申あはせたりけん、やすくこゝろえて、月のしたにをといふ文字ばかりを書て、まいらせたりける、其心なるべし、月といふ文字は、よさりに待侍るべし、いで給へと心えけり、又人のめし侍る御いらへに、男はよ。と申、女はをと申なり、されば小式部内侍も、上東門院にさぶらひけるが、まかりいでてまいりたりければ、いよ〳〵心まさりして、めで思食ける、これも一定まいり侍りなんと申ければ、御心地よけに、おぼしめして、したまたせ給けり、○中略藏人忍びやかに、此女侍るよし奏し申ければ、嬉しうおぼしめされて、やがてめされにけり、○又見古今著聞集

〔めのとのさうし〕人のいらへの事は、上中下に女房はみつあるものにて候、おやしうのいらへは。をと申、はうばいたちあふなかはや。とこたへ候、召つかふものなどにはゐ。い。とこたへ候、

〔貞丈雜記十五言語〕一人のよぶ時はいらへする事、いらへとはへんじを云なり今はあ。い。と云、又はへ。い。抔と云、古は左樣にはいはざる也、猿樂の狂言に、大名などが太郎冠者とよべば、は。あ。といらへを云也、是は東山殿の時代の風俗を、今に傳へたる也、又三條一統に云、人をめすいらへは、男はよ。といらへ、女はをといらへ申也とあり、

應答

〔徒然草上〕久しくへだゝりて逢たる人の、我方にありつる事、數々に殘りなくかたりつゞくるこそあひなけれ、へだてなくなれぬる人も、程へて見るは、はづかしからぬかは、つぎざまの人は、あからさまに立出ても、興有つる事とて、いきもつぎあへず、かたり興ずるぞかし、よき人の物語するは、人あまたあれど、ひとりにむきていふを、そのづから人もきくにこそあれ、よからぬ人は、誰ともなく、あまたの中にうち出て、見ることのやうにかたりなせば、みなおなじく笑ひのゝしる、いとらうがはし、

〔備前老人物語〕一ある功者の語りしは、物いふ時一きり〳〵にしづめ、靜に心をさだめたるがよき事也と、

〔鹽尻草十六人事〕言さしいらへの儀也、いらへ、こたへ○中略なげのいらへないがしろのいらへ也、源氏、いらへやすき

〔倭訓栞前編三伊〕いらへ　應答をいへり、よて異名伊勢物語に報字を用ゐたり、徒然草にさしいらへとも見ゆ、

〔枕草子九〕きのふけふ物いみにて侍れど、雪のいたくふりて侍れば、おぼつかなさになどの給ふ、○藤原伊周みちもなしと思ひけるに、いかでかとぞ、御いらへ、○一條后定子、伊周妹、あなる、

〔徒然草上〕何事も入たゝぬさましたるぞよき、○中略かた田舍よりさし出たる人こそ、よろづの道に、心得たるよしのさしいらへはすれ、

〔倭訓栞前編三伊〕いゝ　唯字をよむも音の響きにはあらず、倭語の答辭なるべし、曲禮に先生、召无諾唯而起とも見え、文選注に、唯々謙應也といへり、

〔禁秘御抄上〕一恒例每日次第
御手水は近代内侍内々供之、○中略女官申御手水まいらせ候はん、女房あといふ、女官御楊枝二

なるべし、天武紀に問王卿以無端事と見え、莊子所無端崖之辭と見えたり、

〔名物六帖 人事四 言語〕形語。。偶文類府、蘇軾怪石供、海外有形語之國、口不能言、相喩以形、　手語唐朱揆叙小志、生一品、聞其妾與之手語、

〔近世奇跡考 二〕鹿野武左衞門仕形話

元祿の頃、江戶に坐敷仕形ばなしといふ事おこなはる、

〔類聚名物考 人事五〕あどうつ。。。　跡打

人の物語するを、その對手となりて、跡につきてうち答ふるを云ふ、中古の方言なり、猿樂の三番三の謳物にも、あどの太夫殿といへり、人のいふ詞の跡を打といふ意なるべし、

〔大鏡 八〕そも〳〵おまへは、ひとゝせよつぎのぼだひかうにて、ものがたりし給ひし、あながちにゐよりて、あとうち給ひしと見たてまつるは、おひほうしのひがめかといへば、〇下略

〔枕草子 六〕まさひろはいみじう人にわらはるゝ物哉、〇中略げにぞ詞づかひなどのあやしき、

〔枕草子 二〕大かたさしむかひてもなめきは、などかくいふらんとかたはらいたし、ましてよき人などをさ申ものはさるはをこにていとにくし、おとこ主うなどわろくいふいとわろし、我つかふものなど、おはする、の給ふなどいひたるいとにくし、こゝもとに侍るといふもじをあらせばやと、きくことこそおほかめれ、あいぎやうなくとことば主なめきなどいへば、いはるゝ人もきく人もわらふ、かくおぼゆればにや、あまりてうろうするなどいはるゝまで、ある人もわろきなるべし、殿上人宰相などを、たゞなのゐ名をいさゝかつゝましげならずいふは、いとかたはなるを、げによくさいはず、女房のつぼねなる人をさへ、あのおもと、きみなどいへば、めづらかにうれしとおもひてほむることぞいみじき、殿上人きんだちを、御まへよりほかにてはつかさをいふ、又御前にて物をいふとも、きこしめさんには、などてかは丸がなどいはん、さいはざらんにくし、かくいはんぞわろかるべき事かは、

略

語にくき　あひかたらはん

〔日本書紀 神代 一〕一書曰、〇中略伊弉諾尊追伊弉冊尊、入於黃泉而及之共語、

〔日本書紀 履中 十二〕六年二月、對曰、妾、〇大鯽 高鶴 郞姬 兄鷲住王、〇中略旣經多日、不得面言、故歎耳、

〔萬葉集 雜歌 三〕天平二年庚午冬十二月、太宰帥大伴卿向京上道之時作歌五首、〇四首略

磯上丹、根蔓室木見之人乎、何在登問者、語將告可、

〔新撰字鏡 言〕語 魚倨魚語二反、議言、又言也、又言〇比〇加〇太〇利、

〔伊呂波字類抄 毛 人事〕語 モ〇ノ〇カ〇タ〇リ　語

〔倭訓栞 前編 毛 三十三〕ものがたり　日本紀に談又語話をよめり、文選の序に、話をよみ、全浙兵制に說話を譯せり、

〔日本書紀 欽明 十九〕十六年二月、祝者迺託神語、報曰、〇中略天地割判之代、草木言語之時、〇中略

〔日本書紀 雄略 十四〕三年、〇安康 八月、穴穗天皇、〇安康 意將沐浴、幸于山宮、〇中略眉輪王幼年遊戯樓下、悉聞所談、

〔日本書紀 顯宗 十七〕七年九月、勾大兄皇子、〇安閑 親聘春日皇女、於是月夜淸談、不覺天曉、〇下略

〔榮花物語 見はてぬ夢 四〕殿景緞いとときにしもおはせねど、たゞおほかたものはなやかに、けぢかうもてなしたる御かたのやうなれば、心やすき物がたりどころには、殿上人など、かの御かたのほそどのをぞしける、

〔後撰和歌集 戀 十三〕雨にもさはらずまできて、そら物がたりなどしけるおとこの、〇下略

〔枕草子 七〕つれ〳〵なぐさむる物

物がたり

〔倭訓栞 前編 波 二十四〕はなし　相聚りて物語するをいふ、說文に啗は相謂也と見えたり、無端の義

れたる人子は、舌だみてこそ物はいひけれ、とあるなどをおもへば昔も今もしかるにぞ有ける、

〔倭訓栞中編十三多〕だみ。　源氏に詞だみてと見ゆ、なまれる意也、後漢書の點本に、迂字をだみたりとよめり、俗にどみといふに、かよへり、

〔拾遺和歌集七物名〕したゞみ　　よみ人しらず

あづまにてやしなはれたる人の子はしたゞみてこそ物はいひけれ

〔源氏物語五十東屋〕わかうよりさるあづまの方の、はるかなるせかいにうづもれて、としへければにや、こゑなどはど〳〵うちゆがみぬべく、ものうちいふ、すこしだみたるやうにて、〇下略

談話

〔伊呂波字類抄太疊字〕談論　談咲　談話　談藪

〔書言字考節用集八言辭〕談話ダンワ

〔運歩色葉集多〕對談タイダン　對話タイワ　對語タイゴ

〔類聚名義抄五言〕謂音胃〇カタラフ〇物〇カタリ〇　話胡快反カタラフ物〇カ〇タ〇リ〇　語英擧反カタラフ　談音談カタラフカタル

〔伊呂波字類抄加人事〕語カタラフ　談　話　謂已上同　〔同加辭字〕語カタル　カタラフ　談カタラフ　話

議　謂　説　詞　導　譚　言　話　諫　辭　辞　白　論已上カタル

〔日本書紀十四雄略〕九年三月、大伴談連、談此云箇陀利、

〔倭訓栞前編加六〕かたる　日本紀に謂又語をよめり、言語によりて、其象あらはるゝをもていふ成べし、

〔新撰字鏡言〕誦乃感反、平、詰々細意也、阿〇豆〇万〇利〇氏〇語〇事、

〔藻鹽草十六人事〕語

かたることのは　かたりつくす　昔語　よ語〇中略　いにしへ語　思ひこしかた　行さきを

かたる　語りごとはあらず　心を語　かたりあらはすことのは　ふることを語つゞけて〇中

泥岸、訛耳成山、謂瀰瀰耳、時倭飼部従新羅人、聞是辭、而疑之以爲、新羅人通采女耳、乃返之啓于大泊瀬皇子、○中略皇子則悉捕新羅使者而推問、時新羅使者啓之曰、無犯采女、唯愛京傍之兩山而言耳、則知虚言皆原、

〔古今著聞集 十六 興言利口〕主人の武士、やうれ〳〵、なんゑんだうの寄人は、物はきてとをるくるしからぬ事、それとゞまれと、な。ま。り。ご。えにて、高聲にをきてければ、はしりたちてとゞめけるやの歸にけり、

〔倭訓栞 前編 大綱 一〕田舍ことばには濁音多し、よて世俗にびる、ばち、どんぼうが、にがへるといへり、是皆訛言也、大よそ倭語の發聲に濁音なし、其たま〳〵濁音に唱ふる、嶽をだけとし、寄居虫をがうなとするが如きは、皆後世傳訛のいたす所なるべし、

四國にて、ばかりをばとのみいひ、美濃三河にてさまをさとのみいふは略音也、三河にて見んずを見ず、きかんずをきかず、行んずをゆかずといふも同じ、又遠江にては、何事をいふにも發語にものといひ、三河碧海郡は何事をいふにも、いらを後につく、朝鮮音に南無阿彌陀佛を、のみおみとふるいといふが如し、

田舍詞はだみて聞うるを、俗にな。ま。る。といへり、○中略万葉集、古今集にも、東歌の部を立たり、その詞音韻相通ならでは解得がたし、

〔礪屑漫筆 三〕東訛りを心すべき事

さしてやくなき事にはあれども、東國人の物言には、おもへばをおもひばといひ、こひしきをこへしきなど云事、歌よみ文かく者などの中にも、ともすれば云ひいづる事あり、殊に合せてをあはしてと云へるは、然べき學者たちにも、常にしかかけるが見えたる、上方人の見おとすらむと思ふも、いと耻かしき業なり、萬葉集の東歌に、訛謬たる語多く、拾遺集の物名に、あづまにて養は

訛言

ニヨリテ、イロ〳〵ノ説ヲツケテ云ハ、皆僻コトナリ、紐テフスヨトイヘバ能ク聞ヘテスムコトナリ、

〔東海道中膝栗毛七編〕わうらいの（京都人○）コリヤじやうもんがいくそふじや、おひも＊て出やしやんかいな、（じやうもんがいくとは、大事があるそうなといふことなり、）わうらいどこにじやうもんがいくぞいな　アレあこへはしごもていくわいな、あほよ〳〵、（彌次）何ぬかしやアがる　わうらいふぬけなわろじやハヽヽ　（彌次）イヤこのべらさくめら（トはしごをあたまへのせたなりに、くつとふりかへれば、そのはしごのあとさきにて、わうらいのあたまをこつつり、）わうらいアイタアイタ何じやいどめつそふな、此人中でながいものゝ横たはしにしくさつて、あらいあんだらじやな、のうてんとやいてこませやい、（彌次）ナニたはことぬかしやアがる（下略）

〔浪花雑誌街廼噂三平亭〕江戸で何致しましてといふ場を、大坂ではメツソウナといひやすね、そして江戸でてんづけだの、つゝかけだのといふ處を、大坂ではノツケにといひヤスよ、（下略）

〔伊呂波字類抄久疊字〕訛言

〔書言字考節用集八言辭〕訛（ヨコナマル）日本紀　訛（ナマル）

〔倭訓栞後編十四〕なまる　田舍人の言葉を今もしかいへり、日本紀に訛をよこなまるとよめる是也、摩訶止觀にてなまるとよめりとぞ、生の義不熟の意也、

〔日本書紀三神武〕戊午年二月丁未、皇師遂東、舳艫相接、方到難波之碕、會有奔潮太急、因以名爲浪速國、亦曰浪華、今謂難波訛也、（訛、此云與許奈磨廬）

〔日本書紀五崇神〕十年九月、埴安彦挾河屯之、各相挑焉、故時人改號其河曰挑河、今謂泉河訛也、（中略）亦其（埴安彦）卒怖走、屎漏于褌、（中略）褌屎處曰屎褌、今謂樟葉訛也、

〔日本書紀十三允恭〕四十二年正月戊子、天皇崩、十一月、新羅弔使等、喪禮既闋而還之、爰新羅人恒愛京城傍耳成山畝傍山、則到琴引坂、顧之曰、宇泥咩巴椰、彌彌巴椰、是未習風俗之言語、故訛畝傍山謂宇

可豆思賀能麻萬能手兒奈家安里之可婆麻末乃於須比爾奈美毛登杼呂爾

右四首、〇三首略下總國歌、

〔萬葉集略解十四〕おすひは、上の駿河歌の於思敵と同じく、礒邊といふ事と聞ゆ、

〔萬葉集二十〕多比由伎爾由久等之良受氐阿母志々爾己等麻乎佐受氐伊麻叙久夜之氣

右一首、寒川郡〇下野上丁川上巨老、

〔萬葉集略解二十〕あもはおもにて母也、しゝはちゝ也、おもふに知々と書るを、志々に誤れるか、

〔古今和歌集東歌二十〕かひうた

かひがねをさやにも見しがけゝれなくよこほりふせるさやの中山

〔古今和歌集打聽二十〕けゝれなくは心なく也、甲斐人は、今も月の九日をけゝぬかといへば、心をけゝれといひつらん、

〔平家物語七〕實盛さいごの事

手づかゞ郎どう、主をうたせじと、中にへだゝり、齋藤別當にをしならべてむずとくむ、齋藤別當あつはれをのれは、日本一のかうの者と、くむでうずよなうれとて、我乘たりけるくらのまへわにをし付て、ちつともはたらかさず、くびかき切てすてゝける、

〔夏山雜談三〕平家物語ニ、實盛ガイヒシ詞ニ、アツハレオノレハ、日本一ノ剛ノモノト、グムデウズヨノフレトテ(〇中略)トアリ、此コヽロハ、我ガ如キ日本一ノ兵ト組ムトイフカトテ、組タリシコトナリ、デウス云コトバヽ、今モ越路ニイフトナリ、又ノフレトハ、ナヂモリガ生國越前ノ國ノコトバナリ、今モ越前ニテハ、詞ノアトニ、ノレトイフ詞アリトナリ、俗歌ニ、加賀ノカニ越前ノレニ都ノエ東男ノノサノオカシサ、ト云コトモアルナリ、作者(信濃前司行長)ノ心ヲツケテ書ヌルヲシラズシテ、實盛ト云謡ニダンデフズヨト云ハ、謡ノアヤマリナリ、グムデフズヨトウタフ

ど、大坂のこちへ遣せを、京で爰へ来しや、〇中略

三都と詞をわけて云時には、江戸詞は耳立聞え、京大坂とはさまで替りたる詞もなし、是は詞の延縮引か放すかといふ計の違ひなれば也、江戸とても尊き人々には聊も詞は替りたることなき者也、いはゞ文通書状に書送るに、江戸なればとて、訛を入て書送ること有まじ、それにて通る所を見れば、江戸詞とは中分より下賤の詞也、〇中略上方にて買て来るを江戸にては買て来る、借て来るを借て来る、大きいを恐ろしい、仰山を大騒、そふじやさかいをだから、糸様をお娘様、〇下略

〔物類称呼五言語〕助語（ことばのをはりにつくことなり）京師にてナ、八瀬大原邊にてニヤ、橋本邊にてノヨ、大和にてナヨ、攝津にてノヤ、播磨にてノ、石見にてケニ、因幡にてケン、但馬にてガア、紀伊及豐後にてニ、豐前にてメセ、西國及中國にてドモ、テヤ、土佐にてナア、ノヲ、チヤ、尾、參、遠、駿、甲、信にてズ、武藏にてケ、上總にてサ、下總にてナサイ、安房にてサア、上下野州にてムシ、越後にてナ、加賀にてナ、陸奥にてサア、出羽最上にてベ、同國庄内にてチヤ、同國秋田にてサイ、關東にてベイ、美濃にてチヤ、畿内近國の助語にさかひと云詞有、關東にてからといふ詞にあたる也、（からと云詞、故といふに同じ、吹からに秋の草木のと詠るも吹ゆへに也、）

〔貞丈雜記十五言語〕一何とすべい、行くべいなどゝ云べいの詞は源氏物語、枕草紙、其外古書にあり、今も田舍にはべいと云詞あり、べいはべき也、可の字也、キとイ五音通する故、べきと云事をべいと云也、江戸の人々田舍者のべいと云詞を笑ふは非也、

〔萬葉集十四東歌〕相聞

駿河能宇美、於思敝爾於布流、波麻都豆良、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、（〇中略）

右五首、〇四首略駿河國歌、〇中略

にて、珍肴をそなへたるふるまひなどのあるときの言なり、出羽の方言をいふ諺に、

あいべちや、こいちや、ござもせちや、

あいべは行けといふこと、こいは來れといふこと、ござもせはござれといふ方言なり、ちやは助語にて、かの國にてつねにいふことゝぞ、盛岡あたりの方言をいふ諺に

びる、どんぱ、がに、げいる、

蛭、蜻蛉、蟹、墓なり、陸奥の俗は濁音多ければなり、また筑紫がたにては、詞の末にばつてんといふ助語を、そへていふことあり、聞きなれぬものは、耳にかゝりてをかしきやうに思へど、今常にさういうたればとて、しかじかなりといふこと、誰もいふことにて、ばとてといふ詞の國のなまりにて、ばつてんとなるなり、すべて國によりて品物の名の異なるは、さもあるべきことなれど詞の轉訛は大かた音便よりくづれて、終には詞のもとのわからぬこと多かり、

〔皇都午睡 三編 上〕江戸は日本國の人の寄場にて、言葉も關八州の田舍在鄕の訛をよせて、自然となりし物ゆゑ、江戸詞と云ては甚少なし、其内古風を守り、町享の詞も有り、大體京攝の詞を詰て短かく云ならはせし也、京都にても上京と下京と少し宛の詞に變あり、大坂にても五畿内の寄詞にて、三都に大同小異あり、安治川邊の者は、四國九州中國の詞に馴れ、上町玉造の者は、大和伊賀伊勢の詞に移り、堺の者は紀州和泉路の詞に通じ、天滿の者は丹波丹後の言葉も交るべし、遠國他境の人の聞語のはかり兼るは、各生れ所の國言葉にて訛とはいふべからず、諸國の人を相人とする都會の者が、其國詞に付合て云を訛と云也、笑ふべきことにはあらず、凡三都の者ほど訛るものはなし、心を付て聞べし、

京と大坂と一夜の船の隔あるにさへ、大坂の濁ひは京で緩ひ、京のきついは、大坂のゑらい、大坂の大きい、京でいつかい、大坂でどゑらひは、京で仰山、大坂のそふじやさかひは、京でそじやけん

るも、世に多かるべし、中にも都會の人物は、萬國の言語にわたりて、をのづから訛すくなし、しかはあれど、漢土の音語に泥みて、却て上古の遺風を忘るゝにひとしく、邊鄙の人は、一郡一邑の方語にして、且てにはあしく訛おほし、されども質素淳朴に應じて、まことに古代の遺言をうしなはず、大凡我朝六十餘州のうちにても、山城と近江、又美濃と尾張、これらの國を境ひて、西のかたつくしの果まで人、みな直音にして平聲おほし、北は越後信濃、東にいたりては、常陸をよび奥羽の國々、すべて拗音にして、上聲多きは、是風土水氣のしからしむるなれば、あながちに褒貶すべきにも非ず、畿内にも俗語あれば、東西の邊國にも雅言ありて、是非しがたし、しかしながら正音を得たるは、花洛に過べからずとぞ〇下略

〔世事百談〕方言

漢の楊子雲、輶軒絶代語の撰あり、世に楊子方言といへり、わが邦にて近來越谷吾山といふ俳人の物類稱呼をあらはしたり、ある人大和の國の方言をすべいへる諺とて、

てい〳〵ござれ、さうはつちや、かたつか、けんずゐ、ゑそまつり、おもふに、てい〳〵ござれは、歩行の義、あるきてござれと云ふに同じ、さうはつちやは、左樣と云ふ詞にて、はつちやは助語のはたらきなり、かたつかは、つまらぬといふ俚語に同じ意ばへにて、かたつかもないなどゝもいへり、けんずゐは、間炊なるべし、中食のことなり、籠耳に、晝食くふこと、人によりてその名目たがひあり、侍は中食といひ、町人は晝食といひ、寺がたに點心といひ、道中はたご屋にてひる息といひ、農人は勤隨といひ、御所方にて女中のことはにには御供御といふとあり、又風俗文選の汶村が南都賦に、なら茶をヤチウと名づけ、晝食を硯水といふともいへり、しかれども勤隨、また硯水、ともに字音の假借なるべし、ゑそまつりは、ゑそは魚の名なり、大和は海なき國にて、神事祭禮ありとも、ゑそなどの海魚の得がたきをもて、肴に酒宴することはなみのことにてなしといふこゝろ

〔日本書紀六垂仁〕二十三年十一月乙未、湯河板擧獻鵠也、譽津別命弄是鵠、遂得言語、

〔日本書紀七景行〕二十七年十二月、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、

〔日本書紀十一仁徳〕三十年十月、口持臣之妹國依媛、仕于皇后、適是時、侍皇后之側、見其兄沾雨而流涕之、歌曰、揶莽辭呂能、莵莵紀能瀰揶珥、茂能莽烏輸、和餓齊烏瀰例麽、那瀰多愚摩辭茂、

〔古今和歌集十四戀〕おやのまもりける人のむすめに、いとしのびあひて、ものらいひけるあひだに、おやのよぶといひければ、略○中　おきかせ略○歌

〔日本書紀一神代〕一書曰、略○中　月夜見尊、略○中　然後復命、具言其事、

〔日本書紀一神代〕一書曰、略○中　伊弉冊尊、略○中　謂伊弉諾尊曰、吾夫君尊請勿視吾矣、言訖忽然不見、

〔萬葉集二十〕陳防人悲別之情歌一首井短歌、略○中
知知能未乃、知知能美許等波、多久頭怒能、之良比氣乃宇倍由、奈美太多利、奈氣伎乃多婆久、略○下

古言　今言　雅言　俗言

〔東雅總論〕天下の言には、古言あり、今言あり、其古今の間に於て、又其方言あり、方言の中にも、亦各雅言あり、俗言あり、古言とは太古より近古に至るまで、其世々の人の云ひし所の語言なり、今言とは近世の人いふ所の語言なり、略○下

〔徒然草上〕何事もふるき世のみぞしたはしき、今やうは無下にいやしくこそなりゆくめれ、略○中たゞいふ言葉も、くちおしうこそなりもてゆくなれ、いにしへは車もたげよ、火かゝげよとこそいひしを、今やうの人は、もてあげよ、かきあげよといふ、主殿寮人數だてといふべきを、たちあかししろくせよといひ、最勝講の御聽聞所なるをば、御かうのろとこそいふを、かうろといふ、くちおしとぞ、ふるき人は仰られし、

方言

〔物類稱呼一〕物類稱呼諸國方言序略○中
そも〳〵いにしへを去る事遠にして、そのいふ所も彼にうつり、これにかはりて、本語を失ひた

○按ズルニ、言靈ノ事ハ、文學部國語學篇ニ載セタリ、

〔類聚名義抄 五 言〕言 魚韃反、コ○ト○ハ○、 詞 音辭 コトハ 語 魚擧反 コトハ 和コ

〔伊呂波字類抄 古 人事〕詞 コトハ 辞 正作辭、不受也、 迸 謝 慶 差 諭 言 直言曰言、答難曰語、 語 辭コトハ、亦作詞、

話 辭諭也、諸是也、

〔運歩色葉集 古〕言葉 詞 辭

〔日本書紀 神代二〕是後高皇產靈尊、更會諸神、選當遣於葦原中國者、○中略 此神○武甕槌神 進曰、豈唯經津主神獨爲丈夫、而吾非丈夫者哉、其辭氣(コトハイキザシハゲシ)慷慨、

〔藻鹽草 人事 十六〕詞 ○中略

詞玉 ことばをほめて云也 ○中略 ことば ことばの玉 こと葉のたね いふことの葉 ちゞのことのは ことのはの花 ことのは草 やちくさのことのは毎に なげのことのはの露 ことのははなげなる物 のこることのは ことのはのちり

〔倭訓栞 前編 九古〕こ○と○の○は○ 言の葉の義也、詞をことばといふも同じ、言詞は繁くさか行をもて葉といへり、

〔後撰和歌集 十 戀〕人の心かはりにければ　右近

思はんとたのめし人はありときくいひしことのはいづちいにけん

〔伊呂波字類抄 毛 人事〕言 モ○ノ○イ○フ○ 直言曰言、答難曰語、

〔倭訓栞 中編 二十六 毛〕ものいふ 古事記に物言と見え、神代紀に言語をよめり、古今集に、ものらいひけるとも見ゆ、

〔日本書紀 神代二〕然彼地○葦原中國 多有螢火光神及蠅聲邪神、復有草木咸能言語(モノイフ)、

〔古事記 上〕其建御名方神、千引石擎手末而來言、誰來我國而忍忍如此物言、

〔伊呂波字類抄古人事〕言コト　說　語已上同

〔日本書紀一神代〕陽神不悅曰、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、〇下略

〔八雲御抄三下人事〕言　みこと　さか万〇中略　ことのは　ねりことゝいふはならぬ事をいふなり　あさよこ言〇中略　あたこと　ひとこと　もろ來言、日本紀、

〔古事記上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、〇中略阿麻波勢豆加比、許登能、加多理其登母、許遠婆、〇

〔古事記下雄略〕於是答曰、吾先見問故、吾先爲名告、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也、

〔古事記傳四十二〕此御名を負坐る由は、凶事にても、吉事にても、此神の一言にて解放離る意なるべし、

〔常陸風土記信太郡〕高來里、古老曰、天地權輿、草木言語之時、自天降來神名稱普都大神、〇下略

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之　語問志磐根樹立、草之垣葉毛語止氏、〇下略

〔播磨風土記揖保郡〕言擧阜、右所以稱言擧阜者、大帶日賣命之時、行軍之日、御於此阜而敎令軍中曰、此御軍者慇懃勿爲言擧、故號曰言擧前、

〔萬葉集十三相聞〕柿本朝臣人麿歌集歌曰
葦原、水穗國者、神在隨、事擧不爲國、雖然、辭擧叙吾爲、言幸、眞福座跡、恙無、福座者、荒磯浪、有毛見登、百重浪、千重浪敷爾、言上爲吾、

反歌
志貴島、倭國者、事靈之、所佐國叙、眞福與具、

古事類苑

人部十一

言語

名稱

言語ハ、コト、又ハコトバト云フ、凡ソ言語ニハ、古言アリ、今言アリ、雅言アリ、俗言アリ、方言アリ、又人ノ性質ニ依リテ、多辯ナルアリ、寡言ナルアリ、巧ニ諧謔ノ言ヲ弄シ、或ハ好デ、荒誕ノ談ヲ爲スアリテ、一ナラズ、而シテ言語ハ往々過誤ヲ招クヲ以テ、古來之ヲ戒飭セシモノ尠カラズ、

〔伊呂波字類抄〕計疊字 言語 言談 〔同〕古疊字 言語 言詞

〔運歩色葉集〕古 言語 言舌 言說

〔書言字考節用集〕九言辭 言語(ゴンゴ)周禮注、發端曰言、答述曰語、毛詩注、直言曰言、論難曰語、 言辭(ゴンジ)

〔塵袋〕十一 一言語トハトモニコトバノ心歟、ツギニハモノイフコトバナリ、但毛詩ニ、于時言言、于時語語ト云ヘル注ニ釋シテ云、直言曰言、論難曰語ト云ヘリ、スナヲナルコトバヲバ言トイヒ、モノヲ論ズルヲバ語ト云フベキニヤ、コレハツギノコヽチニハタガヒタリ、

〔釋名〕四釋言語 言宣也、宣彼此之意也、 語敍也、敍己所欲說也、

〔類聚名義抄〕五言 言 和、後ン、

〔下學集〕下點畫少異字 言(ゲン) 云(ウン)上去 並ニ倭皮、反、下二皆訓

〔太平記三十〕主上御沒落笠置事

萬卒守禦ノ密シキニ、御心ヲ被惱、時移事去、樂盡テ悲來、天上ノ五衰、人間ノ一炊、唯夢カトノミゾ覺タル、

〔藻鹽草十六人事〕夢〈○巫山神女夢にみえて、朝には雲となり、夕には雨となると云り、○中略〉こてふの夢〈○ゆめのこてふ共云也、是は莊周がゆめに、蝶になりて、花にたはふれて、百年をすぎたるとみたる由侍る也、〉

〔書言字考節用集九言辭〕胡蝶夢(コテフノユメ)〈據莊子故事、見齊物論、〉

〔源氏物語若菜三十五〕たゞあけにあけゆくに、いと心あはたゞしくて、あはれなる夢がたりもきこえさすべきを、〈○下略〉

〔源氏物語橫笛三十七〕さていましづかに、かの夢は思ひあはせてなん聞ゆべき、夜るかたらずとか、女房のつたへに、いふことなりとのたまひて、おさ〳〵御いらへもなければ、〈○下略〉

〔源氏物語若菜三十五〕たゞいさゝかまどろむともなき夢に、このてならしゝねこの、いとらうたげにうちなきてきたるを、此宮に奉らんとてわがゐてきたると覺えしを、なにしに奉りつらんと思ふ程に、おどろきて、いかにみえつるならんとおもふ、宮〈○女三宮〉はいとあさましくうつゝ共おぼえ給はぬに、むねふたがりて、おぼしおほるゝを、〈○下略〉

〔源氏物語湖月抄若菜三十五〕此手ならしゝねこの〈細〉懷姙の事也、夢ハ獸懷胎之相也、

〔梅園日記四〕夢五臟のわづらひ

今按ずるに、素問〈方盛衰論〉に、肺氣虛、則使人夢見白物、腎氣虛、則使人夢見舟船溺人、肝氣虛、則夢飮食不足、此皆五臟氣虛、陽氣有餘、陰氣不足云々と、これによりたる說なるべし、

〔北邊隨筆三〕夢。現。
亡父成章云、いねてみるは夢なり、さめてみる所はうつゝなり、今いふがひなきもの、夢にもあらず、さめてもあらぬを、うつゝといふは、夢かうつゝかなどいふ詞を、大かたに心得たるなるべしといへり、げに俗言にいふ所をもて、古言をあやまる事すくなからずかし、
〔萬葉集十七〕述二戀緒一歌一首井短歌略○中之伎多倍能、蘇泥可弊之都追、宿夜於知受、伊米爾波見禮登、宇都追爾之、多太爾安良禰婆、孤悲之家口、知弊爾都母里奴、略○中
右三月二十日天平二十年、夜裏忽兮起二戀情一作、大伴家持、
〔伊勢物語下〕むかし男有けり、その男いせの國に、かりのつかひにいきけるに、略○中女のもとより詞はなくて、
君やこしわれや行けんおもほへず夢。かう。つ。つか。ねてか覺てか、男いといたうなきてよめる、
かきくらす心のやみにまどひにき夢うつゝとは今宵さだめよ、とよみてやりて、かりに出ぬ、
〔古今和歌集十三戀〕題しらず　讀人しらず
むば玉のやみのうつゝはさだかなる夢にいくらもまさらざりけり
〔宇治拾遺物語八〕さらば新まいらせんに、劒の護法をまいらせん、をのづから御夢。にもま。ぼ。ろ。し。にも御覽せば、さとしらせたまへ、劒をあみつゝ、きぬにきたる護法なり、
〔下學集下疊字〕一炊夢。日本俗推量炊夢謂、稱欤也、
〔書言字考節用集八言辭〕一炊夢古來未決、盧生呂洞賓事跡並出二人倫一、
〔書言字考節用集四人倫〕呂翁神仙人、唐開元七年、於二邯鄲邸舍一、借二枕於盧生一、以使下夢二盛衰一窒中其欲上、事見二太平廣記一、　呂洞賓神仙人、名嵒、唐會昌年中、於二長安酒肆一、遇二鍾離先生一、飲食之間、洞賓就レ枕睡、夢二五十年榮悴一、事詳二列仙傳、才子傳、仙鑑續紀一、

託夢

〔日本書紀九神功〕六十二年〔中略〕一云、沙至比跪知天皇怒、不敢公還、乃自竄伏、其妹有幸於皇宮者、比跪密遣使人、問天皇怒解不、妹乃託夢言、今夜夢見沙至比跪、天皇大怒云、比跪何敢來、以皇言報之、比跪知不免、入石穴而死也、

〔伊勢物語下〕むかし、世心づける女、いかで心なさけあらん男に、あひみてしがなと思へど、いひ出んもたよりなきに、誠ならぬ夢がたりをす、

不信夢

〔保元物語一〕新院被召寫義朝附鵜丸事

孝長重テ宣ケルハ、如夢幻泡影ハ、金剛般若ノ名文ナレバ、夢ハ無塞事也、其上武勇ノ身トシテ、夢見、物忌ナド、餘ニヲメタリ、披露ニ付テモ憚有、爭被參ザラント被申ケレバ、〇下略

〔甲陽軍鑑二品第八〕信玄公開召、〇中略夢は定なき者也、僞相なるたとへに、人に逢ても早く別たるは、夢ほど逢たと云者ぞ、然ばむつかしき學問〇鈔入を、めにも見えぬ文殊の夢に相傳は、皆僞の至也、僞を云盗人に、許たる者は對面せぬ者也、〇下略

〔梅園叢書〕物の怪の辨

我〇三浦安貞かつて史をよみし時、秦の二世皇帝、關羽、張飛など夢み、詩集をけみせし時、孫光憲などと詩などつくりし夢を見けり、是によりて思へば、僧徒の或は極樂にゆき、閻羅王にあひ、地獄の有りさまなど夢に感ずる事さも有るべし、夢はもと心の影像にして、あやしむにたらず、ある人のかたりしおもひもよらぬ事を夢にもみるなれど、傘さして鼠の穴にはいる夢はみずといひしを、かたへの人の此話きゝたらん人は、みる事有るべしといひしは、尤におぼえ侍る、夢は心の靈より發すれば、僞さきの事にあふ夢も有るべけれど、夢ごとに左あるものにあらず、或は五臟の病により、あやしき夢もあるものなり、ある人のいひし、我はよき夢みたりとて、嬉しともおもはず、あしき夢みたり迚、あしくも思はず、あしき夢をば、よき夢のさしつぎとなし、よき夢をばあしき夢のさしつぎとなすと云ひし、一時の戯言ながら、おもしろく聞え侍る、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年〇文應元年五月十六日癸未、御惱〇將軍宗尊親王御祈、被行鬼氣幷御。夢。祭等、十八日乙酉、將軍家御惱令復本御、

〔書言字考節用集 八言辭〕魘(ウナサル)字彙、眠内不祥也、韵會、驚夢也、氣窒心懼而神亂則魘、

〔倭訓栞 前編三十一〕むねにておく〇中略胸に掌を置て寢れば、必ず驚恐の夢あり、

〔梅園日記 二〕夢魘

俗に胸に手をおきて寢、又梁の下に寢ぬれば、おそはるといふは、久しきならはし也、源氏物語御幸卷に、夢にとみしたる心ちして侍てなん、むねに手を置たるやうに侍と申給ふ、湖月抄に、おびゆる心なりとあり、又誹諧紅梅千句に、樂寢にはおそはれましや小夜枕といふ句に、胸にある手をのけてのびする、とつけたり、又俗に左右の手の拇指を屈して、四の指にておさへて寢ぬれば、おそはるゝ事なしといふは、病源候論二十三云、卒魘者屈也、謂夢裏爲鬼邪之所魘屈也、養生方導引法云、拘魂門、制魄戶、名曰握固、法屈大拇指、著四小指内抱之、積習不止、眠時亦不復開、令人不魘魅、聖濟總錄百九十六に、禁夢魘法と題して、此法を載たり、又梁の下に寢る事は、文海披沙云、今人寢忌壓梁及當戶、曰、能令人魘不寤、淮南子曰、枕戶撟而臥者、鬼神蹠其首、則知俗忌久矣、千金方道林養生云、臥勿當舍脊下、また朱子語類鬼神門云、雨、風、露、雷、日、月、晝、夜、此鬼神迹也、此是白日公平、正直之鬼神、若所謂有嘯于梁、觸于胸、此則不正邪暗、或有或無、或去或來、或聚或散者、とあり、梁と胸とをいへるを見れば、上の事をいふに似たり、

〔古事談 四勇士〕白川院御寢ノ後、物ニヲソハレ御坐ケル頃、可然武具ヲ御枕上ニ可置ト有沙汰テ、義家朝臣ニ被召ケレバ、マユミノ黑塗ナルヲ一張進タリケルヲ、被立御枕上ノ後、ヲソハレサセ御坐ザリケレバ、御感アリテ、此弓ハ十二年合戰ノ時ヤ持タリシト有御尋、所不覺悟之由申ケレバ、上皇頻有御感ケリ、

又云、南無成就須彌功德王如來

〔袋草紙四〕一篇文歌

あらちをのかるやのさきにたつしかもちがへをすればちがふとぞきく

吉備大臣夢違誦文歌

〔比古婆衣七〕鹿のちがへ

阿留多伎眞樹が、おのれ〈○伴信友〉がもとに來かよひて、物かたらふちなみに語りけらく、〈○中略〉鹿の獵人に逢たる時、此方に向きて、前足をやりちがへてつき立て見おこせてある事を、ちがへをすといふなり、〈○中略〉といへり、〈○中略〉さてかのちがへの歌〈○吉備大臣夢違誦文〉を、夢違の歌といへるは、相夢に凶を吉に轉ふるやうのことを、ちがふるといふに、〈○註略〉其を鹿のちがへをするにそへて、見鐵野の鹿の相夢の古事に、とりあはせて作れる歌と聞えたり、

〔閑窻自語〕呪厭凶夢丑未札事

いま春日の御やしろ、廻廊みづがきのあたりに、丑ひつじと紙にがきて、多くおせり、これは奈良の人、夢見の心にさはるとき、かきておせば、わざはひをまぬかるゝまじなひと、いひつたへてする事なり、御驗記などにもこのまじなひのふだを、繪にうつしてはべれば、ふるき事なるべし、此事春日社にはかぎるべからず、御門かたにても、凶夢とおもはん時、このふだをちかきあたりの社にも押すべきなりと、人にもをしへ侍りしなり、

夢神

〔相模集〕夢

うきことをいそぎもみせんよとゝもにたゞゆめぬしのかみををがまむ

夢祭

〔殿暦〕天永二年八月六日、丙申、主上御料可御夢祭、於禁内可被行由、陰陽師光平申者也、余今日夢祭泰長勤之、

ふに同じ、

〔増補雅言集覧知十一〕ちがふ　違ひて、大方のはたがふとのみいへり、後にも大かた、前のちがふ意にかけてよめり、普通にたがふこ（是は俗と同じくたがふ意なり、されど古くは夢の事のみにいとにいへるは、なさ〳〵見及ばず、）

〔蜻蛉日記上之下〕さてしば〳〵ゆめのさとしありければ、ちがふるわざもがなとて、七月つきのいとあかきによくの給へり、

見しゆめをちがへわびぬるあきのよにねがたきものとおもひしりぬる、御かへり、

さもこそはちがふるゆめはかたからめあはでほどふるみさへうきかな

〔金葉和歌集九雑〕おとこのなかりける夜、こと人をつぼねにいれたりけるに、もとの男まうできあひたりければ、さはぎてかたはらのつぼねの、かべのくづれよりくゞりてにがしやりて、又の日、そのにがしたる、つぼねのぬしのがり、よべのかべこそうれしかりしかなど、いひにつかはしたりければよめる、　読人不知

ねぬるよのかべさはがしくみえしかど我ちがふれば事なかりけり

〔新撰六帖四〕夢　光俊

ちらすなよあなと見るよの夢がたりうたてちがふる人もこそあれ

〔拾芥抄上末諸頌〕夢誦

悪夢著草木、吉夢成寶王、（今案、利桑樹下誦）所見夢誦之三反、

又説云、南無功徳須彌嚴王如來、（廿一反）已上向東灑水誦之云々、

唐國ノソノヽミタケニ鳴鹿モチガヒヲスレバユルサレニケリ

吉夢誦

福德増長須彌功德神變王如來

夢違

大蛇ニ成テ、地上ニ臥給ヘル、高經是ヲ見テ、兵ヲヒキ楯ヲ捨テ逃ル事、數十里ニシテ止ト見給テ、夢ハ則覺ニケリ、義貞夙ニ起テ、此夢ヲ語リ給ニ、龍ハ是雲雨ノ氣ニ乘テ、天地ヲ動ス物也、高經雷霆ノ響ニ驚テ、葉公ガ心ヲ失シガ如クニテ、去ル事候ベシ、目出キ御夢ナリトゾ合セケル、爰ニ齋藤七郎入道道猷垣ヲ阻テ聞ケルガ、眉ヲヒソメテ潜ニ云ケルハ、是全ク目出キ御夢ニアラズ、則天ノ凶ヲ告ルニテ有ベシ、○中略此故事ヲ以テ、今ノ御夢ヲ料簡スルニ、事ノ樣、魏呉蜀三國ノ爭ニ似タリ、就中龍ハ陽氣ニ向テハ、威ヲ震ヒ、陰ノ時ニ至テハ、蟄居ヲ閉ヅ、時今陰ノ初メ也、而モ龍ノ姿ニテ、水邊ニ臥タリト見給ヘルモ、孔明ヲ臥龍ト云シニ不異、サレバ面々ハ皆目出キ御夢ナリト合ラレツル共、道猷ハ強ニ甘心セズト、眉ヲヒソメテ云ケレバ、諸人ゲニモト思ヘル氣色ナレドモ、心ニイミ言ニ憚テ、凶トスル人ナカリケリ、

〔陰德太平記五〕相合就勝謀反附生害之事

或時元就○毛利夢中ニ重代ノ刀三ニ成タルト見給テ、夙ニ起テ、勝一ヲ召、此夢ハ如何ニト、宣ヘバ、勝一是ハ目出度御夢ニテ候、如何ニト申スニ、刀三ツニ成候ヘバ、劦ト云字ニテ候、是卽劦ノ主ト成セ給ベキ御瑞夢ニ候、刀劦ノ夢ト申モ、カヽル吉夢ニテコソ候ラメト合セケルガ、果然トシテ勝一ガ占夢ノ如也、

〔明良洪範六〕關ヶ原御出陣ノ御途中、清洲御泊ノ夜、御夢ニ是ト云字ヲ御覽有ケル、此時足利ノ學校三要閑室ヲ御供ニ召連レラレシカバ、則召レテ右御夢ノ事御尋有ケルニ、三要申上ケルハ、是ノ字ハ日ノ下ノ人ト書申候字ニテ、則天下ニ一人ト申事ニテ、誠ニ目出度キ御夢ニテ候ト申上ケル、此三要ハ學才ノミナラズ、頓地能人也、洛東一乘寺村ノ圓覺寺ノ開基ニテ、寺領二百石ヲ下サレケル、

〔倭訓栞前編由三十五〕ゆ。め。ち。が。へ。　袋草紙に、吉備大臣夢違誦文の歌あり、今凶夢をさ。か。夢。などい

內ヨリ、ケダカキ御聲ニテ、深ク納置ケ、終ニハ賴朝ニ給ハンズルゾ、是賴朝ニクハセヨト被仰レバ、天童物ヲ持テ、御前ニ差留セ給、何哉覽ト見奉レバ打鮑ト云物也、君恐テ無左右參ラザリシヲ其タベト被仰、數テ御覽ゼシカバ六十六本アリ、彼鮑ヲ兩方ノ御手ニテ押ニギリテ、太キ所ヲ三口進テ、小キ所ヲ盛安ニ投給シヲ、取テ懷中スルト存候シハ、故殿〇源賴朝コソ一旦朝敵ト成セ給ヘ共、御弓胡籙八幡ノ御寶殿ニ被納置、終ニハ君ニ給ハンズル也、又打鮑六十六本參シハ、六十六箇國ヲ打被召候ハンズルト合セ申テ候ツト申セバ、〇下略

〔太平記 三〕主上御夢事附楠事

元弘元年八月廿七日、主上〇後醍醐笠置ヘ臨幸成テ、本堂ヲ皇居トナサル〇中略主上思食煩セ給テ、少御マドロミ有ケル御夢ニ、所ハ紫宸殿ノ庭前ト覺ヘタル地ニ、大ナル常盤木アリ、綠ノ陰茂リテ、南ヘ指タル枝殊ニ榮ヘ蔓レリ、其下ニ三公百官位ニ依テ列坐ス、南ヘ向タル上座ニ御坐ノ疊ヲ高ク敷、未坐シタル人ハナシ、主上御夢心地ニ、誰ヲ設ケン爲ノ座席ヤラント、怪シク思食テ立セ給ヒタル處ニ、鬢結タル童子二人、忽然トシテ來テ、主上ノ御前ニ跪キ、泪ヲ袖ニ掛テ、一天下ノ間ニ暫モ御身ヲ可被隱所ナシ、但アノ樹ノ陰ニ南ヘ向ヘル座席アリ、是御爲ニ設タル玉扆ニテ候ヘバ、暫此ニ御座候ヘト申テ、童子ハ遙ノ天ニ上リ去ヌト、御覽ジテ御夢ハ、ヤガテ覺ニケリ、主上是ハ天ノ朕ニ告ル所ノ夢也ト思食テ、文字ニ付テ御料簡アルニ、木ニ南ト書タルハ、楠ト云字也、其陰ニ南ニ向テ坐セヨト、二人童子ノ敎ヘツルハ、朕再ビ南面ノ德ヲ治テ、天下ノ士ヲ朝セシメンズル處ヲ、日光月光ノ被示ケルヨト、自ラ御夢ヲ被合テ、憑敷コソ被思食ケレ、

〔太平記 二十〕義貞夢想事附諸葛孔明事

其七日ニ當リケル夜、義貞ノ朝臣不思議ノ夢ヲゾ見給ケル、所ハ今ノ足羽邊ト覺タル河ノ邊ニテ、義貞ト高經ト相對シテ陣ヲ張ル、未戰ズシテ數日ヲ經ル處ニ、義貞俄ニタカサ三十丈計ナル

候けるが、いかに御（○御原脫、據二一本一補、）またいたうおはしましつらんと申たりけるに、御夢たがひて、かく御（○御下原有二子まこ四字、據二一本一刪、）しそんはさかへさせ給へど、攝政關白えしおはしまさずなりにし、又おすゑに、をもはずなるさまに、御事のうちまじり、そちどの（○藤原伊周）の御事などぞ、これがたがひたるゆへに侍る也、いみじき吉左右の夢も、あしさまにあはせつればたがふと、むかしより申つたへて侍ることなり、荒凉して心しらざらん人のまへにてゆめがたりな、このきかせ給ふ人々、しおはしまし丶そ、いまゆくすゑも九條殿の御ぞうのみこそ、とにかくに（○とにかくに原作二ととく一、據二一本一改、）つけて、ひろごりさかへさせ給はめ、

〔大鏡　五太政大臣兼家〕そのほどは夢とき。。も、かんなぎも、かしこきものどもの侍りしぞとよ、堀川の攝政（○藤原兼通）のはやり給ひし時に、この東三條殿（○藤原兼家）は御つかさどもとゞめられさせ給ひて、いとからくおはしまし丶時に、人の夢に、かの堀川院より、やをおほく、ひんがしざまにいるを、いかなるぞとみれば、東三條にみなおちぬと見けり、よからず思ひきこえさせ給へるかたより、やおはせ給にゞあしき事ならんと思ひて、とのにも申ければをそれ給ひて、夢ときにとはせ給ひければ、いみじうよき御夢なり、よの中のこの殿にうつりて、あのとの丶人の、さながらまいるべきが、見えたるなりと申けるが、あてざらざりしことかは、

〔殿暦〕嘉承二年二月八日乙丑、今夜有二夢想一、仍陰陽師泰長を召（天）令レ占之處、病事口舌也、仍閉門、雖レ然外人來、件夢女房見也、

〔平治物語　三〕賴朝遠流事附盛安夢合事

夜更人閑テ盛安申ケルハ、都ニテ御出家不レ可レ然由申候シハ、不思儀ノ夢想ヲ蒙リタリシ故也、君（○源賴朝）御淨衣ニテ八幡へ御參候テ、大床ニ座ス、盛安御供ニテ數多ノ甍ノ上ニ伺候シタリシニ、十二三計ナル童子ノ、弓箭ヲ抱テ大床ニ立セ給、義朝ガ弓胡簶召テ參テ候ト被レ申シカバ、御寶殿ノ

せてのち、物語してゐたるほどに、人々あまたこゑしてくなり、國守の御子の太郎君のおはするなりけり、○中略女きゝてよにいみじき夢なり、かならず大臣までなりあがり給べきなり、返々めでたく御覽じて候、あなかしこ〳〵人にかたり給なと申ければ、この君うれしげにて衣をぬぎて、女にとらせてかへりぬ、まき人、部屋より出て、女○夢解にいふやう、夢はとるといふ事のあるなり、○中略我をこそ大事に思はめといへば、女のたまはんまゝに侍べし、さらばおはしつる君のごとくにして入給て、そのかたられつる夢を、つゆもたがはずかたりたまへといへば、まき人よろこびて、かの君のありつるやうにいりきて、夢がたりをしたれば、女おなじやうにいふ、まき人いとうれしく思て、衣をぬぎてとらせてさりぬ、○中略御門かしこきものにおぼしめして、次第になしあげ給て、大臣までになされにけり、されば夢とることはげにかしこき事なり、

〔書言字考節用集九言辭〕原夢　占夢風俗通、黃帝作占夢書、　〔同四人倫〕占夢者詳風俗通、代醉、

〔枕草子十〕うれしき物

いかならんと夢を見て、おそろしとむねつぶるゝに、ことにもあらず、あはせなどしたるいとうれし、

〔日本書紀十一仁德〕三十八年、俗曰、昔有一人、往菟餓、宿于野中、時二鹿臥傍、將又鷄鳴、牡鹿謂牝鹿曰、吾今夜夢之、白霜多降之覆吾身、是何祥焉、牝鹿答曰、汝之出行、必爲人見射而死、卽以白鹽塗其身、如霜素之應也、時宿人心裏異之、未及昧爽、有獵人以射牡鹿而殺、是以時人諺曰、鳴牡鹿矣隨相夢也、

〔大鏡四右大臣師輔〕大かた此九條殿○藤原師輔いとたゞ人にはおはしまさぬにや、おぼしめしよるゆくすゑの事なども、かなはぬはなくぞおはしましける、くちおしかりける事は、いまだわかくをはしますとき、ゆめに朱雀院のまへに、左右のあしをにしひんがしの大宮にさしやりて、きたむきにて、内裏をいだきてたてりとなん見えけるを、御前になまさかしき女房の

みじうけだかうきよげにおはする女の、うるはしくさこそき玉へるが、たてまつりしかゞみをひきさげて、此かゞみにはふみやそへたりしととひ給へば、かしこまりて、ふみもさぶらはざりき、此鏡をなんたてまつれと侍しと、こたへたてまつれば、あやしかりける事かな、ふみそふべきものをとて、此鏡を、こなたにうつれるかげをみよ、これみれば、表にかなしきぞとて、さめ〴〵となき玉ふを見れば、ふしまろびなきなげきたるかげうつれり、此影をみれば、いみじうかなしな、これ見よとて、いまかたつかたにうつれる影をみせたまへば、みすどもあをやかに、木帳をしいでたるしたより、いろ〳〵のきぬこぼれいでゝ、梅さくら咲たるに、鶯こづたひ鳴たるをみせて、これをみるはうれしなどの玉ふとなむ、みてしとかたるなり、

〔玉海〕元暦二年〇文治元年十二月二日辛亥、覺乘法眼幷弟子僧等、爲余〇藤原兼實見最。上。之。吉。夢。云々、各注進之、在別紙、可蒙神德之條炳焉、仰而可信、　六日乙卯、今日終日精進、聊有乞。夢。事、　七日丙辰、此日書願書、遣覺乘法眼之許、依恐世間怖畏、爲啓白御社也、〇中略今晩女房大將、又女房三位等、同時見吉夢、昨日乞夢之所請、靈驗掲焉者歟、

買夢

〔曾我物語　二〕たちばなの事
さてもこの二十一のきみ、〇平政子、中略このゆめをば、わらはかひとりて、御身〇政子妹のなんをのぞきたてまつらんといふ、〇中略さらばとよろこびて、うりわたしける、そのゝちに、くやしくはおぼえける、このことばにつきて、二十一のきみ、なにゝてか、かひたてまつらん、もとよりしよまうのものなればとて、ほうでうのいへにつたはる、からのかゞみをとりいだし、からあやのこそで一かさねそへわたされけり、

奪夢

〔宇治拾遺物語　十三〕むかし備中國に、郡司ありけり、それが子にひきのまき人といふ有けり、わかき男にてありけるとき、夢をみたりければ、あはせさせんとて、夢ときの女のもとに行て、夢あは

代人来夢

〔萬葉集 十一 古今相聞往來歌〕問答

吾妹兒爾、戀而爲便無三、白細布之、袖反之者、夢所見也、

吾背子之、袖反夜之、夢有之、眞毛君爾、如相有、

右二首

〔倭訓栞 中編 古 八〕ころもをかへす　夜の衣をかへしてぬれば、思ふ人を夢にみるといひ傳へり、万葉集には、袖をかへしてぬれば、夢に見ゆるよしの歌あまたあり、同義なるべし、又衣をかへせば戀の心なぐさむのよし、六帖によめり、

〔古今和歌集 十二 戀〕題しらず　小野小町

いとせめて戀しき時はむば玉のよるの衣を返してぞきる

〔古今和歌集打聽 十二〕夜の衣をかへして寢れば、戀しき人の必夢にみゆると云諺あれば、よめる也、萬葉には袖かへすとあり、

〔後撰和歌集 十二 戀〕だいしらず　よみ人しらず

白露のおきてあひみぬ事よりはきぬかへしつゝねなんとぞ思

〔消閑雜記〕戀しき人を夢にみんとおもへば、雙陸盤を枕にして、衣をかへして、夢の妙童菩薩を念ずれば、必夢にみるとなり、ある歌に、

いとせめて戀ひしきときはぬば玉のよるの衣をかへしてぞぬる

〔更科日記〕はゞ一尺の鏡をいさせて、えゐてまいらせぬかはりにとて、そうをいだしはてゝ、はつせにもうでさすめり、三日さぶらひて、此人のあべからんさま、夢にみせ玉へなどいひて、まうでさするなめり、そのほどは精進せさす、このそうかへりて、夢をだにみでまかでなんが、ほいなきこといかゞ歸りても申べきと、いみじうぬかづきおこなひてねたりしかば、御帳のかたより、い

求夢

向其間云、御家人云、土民等、多以費産財、愁歎未休之處、亦被相叢營作、難協撫民之儀歟云云、右京兆
是一身安全宿願也、更不可假百姓之煩、矧當八日戊時、有晉王書逝香屬戊神之告、何默止所思立乎
之由被仰、仍召匠等、被下指圖也、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年〇文應元年四月廿六日癸亥、將軍家〇宗尊親王御惱事、去夜女房尼左衞門督局有
夢想、一人僧告申云、依最重御病、不可入幕中云云、仍今朝彼局語申夢中之間、被尋右京權大夫茂範
朝臣之處、將軍御居所者稱幕府、法驗炳焉之由申之、

〔續拾遺和歌集十六 雜〕皇太后宮大夫俊成、前中納言定家かきて侍ける草子を、はからざるにつたへ
たりけるを、夢の告ありて、爲氏がもとに送りつかはすとて、　　道洪法師
〇歌略

〔沙石集六 下〕亡父夢子告借物返事
中比武州ニ、サカイマデカキ程住テ、互ニイヒムツブル俗有ケリ、一人ハマヅシク、一人ハユタカ
ナリケル、サルマヽニ常ニ借物ナンドシケリ、サテトモニ死去シテ後、二人之子供、親共ノムツビ
シガ如クイヒカヨハシケリ、マヅシカリケルガ子夢ニ見ケルハ、亡父來テヨニモノナゲカシキ
氣色ニテイヒクルハ、ソレガシ、トノヽ物ヲイクイクラカリテ、カヘサヾリシ故ニ、アノ世ニテセ
メラルヽ、彼子息ノモトヘ返スベシトツグ、夢ナメテ親ノ時ノ後見ニ事ノ子細ヲタヅネケレバ、
サル事侍リキ、御夢ニタガハズトイフ、〇下略

〔日本書紀三 神武〕戊午年九月戊辰、天皇陟彼菟田高倉山之嶺、瞻望域中、時國見丘上、則有八十梟帥、〇中略
復有兄磯城軍、布滿於磐余邑、〈磯此云志〉賊虜所據、皆是要害之地、故道路絕塞、無處可通、天皇惡之、是夜
自祈而寢、夢有天神訓之曰、〇下略

〔日本書紀五 崇神〕七年二月、天皇乃沐浴齋戒、潔淨殿內、而祈之曰、朕禮神尚未盡耶、何不享之甚也、冀亦
夢敎之、以畢神恩、是夜夢有一貴人、對立殿戶、〇下略

ゴトク大位ニノボルベキ人也ト、イハレケレバ、不肖ノ身イカデカイタルベキト申サレケレバ、ヒトヘニ天恩ヲ蒙テ必イタルベシトアリケリ、思ハザルニ大臣ニナレル人也、

〔續古事談 五諸道〕典藥頭雅忠ガ夢ニ、七八歲バカリナル小童、寢殿ニハシリ遊テ云樣、先祖康賴チンゴロニ祈シ心ザシニコタヘテ、文書ヲマモリテ、二三代アヒハナレヌニ、コノホド火事アランズルニ、ツヽシムベシトミテ、廿日バカリアリテ家ヤケニケリ、サレドモ文書一卷モヤカズトゾ、昔ハ諸道ニカク守宮神タチソヒケレバ、シルシモ冥加モアリケルニコソ、

〔台記〕康治元年五月十一日癸卯、法皇〇鳥羽御登山〇叡山依明日御受戒也、〇中略今日院御共登山公卿、予、〇藤原賴長新中納言公能、十二日甲辰、今日未明、御受戒以後可歸路之支度也、今日辰刻一寢夢、僕參入道殿〇藤原忠實御宿所、申今日歸路由、殿下有怒色、仰曰、昨日登山之間窮屈、今日又歸路如何、今度七日可籠候也、夢已上以此事語勝豪法印、答曰、日吉社幷中堂、令留給也、必可籠也、又申入道殿、仰云、必可籠、仍俄籠候也、

〔古今著聞集 八行事〕師能辨漢書の文帝紀おきうしなひて、歎き思ひけるに、先親春宮大夫師賴夢の中に、かの書の有所を告られたりけり、次日其所より求め出して侍りけり、あはれなる事也、

〔玉海〕元曆二年〇文治元年十二月十一日庚申、自今日三ケ日獻幣帛春日御社、〇中略今日又獻金小笠チイサカメ也於御社、一日比依夢告也、

〔吾妻鏡 二十三〕建保六年七月九日戊寅、未明、右京兆〇北條義時渡御大倉郷、於南山際、卜便宜地、建立一堂、可被安置藥師像云云、是昨將軍家〇源實朝御出鶴岳之時被參會、及晩還御亭、令休息給、御夢中、藥師十二神將內、戌神、來于御枕上、曰、今年神拜無事、明年拜賀之日、莫令供奉給、御夢覺之後、尤爲奇異、且不得其意云云、而自御壯年之當初、專持二六誓願給之處、今靈夢之所告、不可信仰之間不及日次沙汰、可被建立梵宇之由被仰、爰相州李部等、不可心此事給、各被諫申云、今年依御神拜事、雲客以下參

夢告

十四日なり、

〔平家物語五〕物怪の事

源中納言がらいの卿のもとに、めしつかはれける靑侍が、見たりける夢も、おそろしかりけり、たとへば大内の神祇くはんとおぼしき所に、そくたいたゞしき上らうの、あまたよりあひ給ひて、儀ぢやうのやうなる事の有しに、まつざなる上らうの、平家のかたうど人し給ふとおぼしきを、その中よりしておつ立らる、〇中略靑侍夢の中に、あるらうおうに次第に是をとひ奉る、ばつ座なる上らうの、平家のかたうどし給ふとおぼしきは、いつくしまの大明神、節刀をよりともに給ふと、おほせらるゝは、八幡大菩薩、その後わがまご〇藤原頼經にも給と、おほせけるは、かすがの大明神、かう申すおきなは、たけ内の明神とこたへ給ふといふ夢をみて、さめてのち人に是をかたる程に、〇下略

〔續古事談一王道后宮〕一條院ノ御時、大地震ノアリケル日、冷泉院オホセラレケルハ、池ノ中島ニ幄ヲタテヨ、オハシマスベキ事アリト仰セラレケレバ、人心エズ思ナガラ、タテヽ、御簾カケ筵シキタルニ、午時許リニワタリ給ニケリ、其後未時バカリニ大地震アリテ、ヲソク出ル人ハウチヒシガレケリ、人々此事ヲ聞タテマツリケレバ、去夜ノ夢ニ、九條大臣〇藤原師輔來テ、明日ノ未時ニ地震アルベシ、中島ニオハシマセト、ツゲツルナリトゾ仰セラレクル、聞人涙ヲナガシケリ、彼大臣ノ靈ツキソヒテ、マモリタテマツルナルベシ、

〔小右記〕長德五年〇長保元年九月五日甲申、召使重來云、今日可參入者、仰有所勞不可參入之由、今曉夢示、今明不可參內之由、仍稱障由、

寬弘二年正月十四日癸亥、今曉夢想告云、今明不可外行者、仍不參八省、障由令觸外記、

〔續古事談二臣節〕コノオトヾ〇大宮右大臣俊家ノ孫宗忠ノ右大臣、殿上人ノ時、夢ニ六條右大臣〇藤原顯房汝我ガ

略詞がたきもがなと思ふ折、亡友某忽然と來にけり、予あやしみて、予は疾に身まかり給ひぬと聞たるに、今訪る丶ことゝこゝろ得がたし、いかなる故やあると問ば、友のいはく、その事に侍り、けふなん冥府放赦の日なれば、吾們たま〳〵遊行を許さる、いざ給へ黄泉の光景を見せまゐらせんといふ、予遽しくこれと共にゆく程に、前程いくそばくそをしらず、又絶て東西をしらず、遂に忽地友に後れて、ます〳〵こゝち惑ひにけり、山を踰水を渉り、ゆき〳〵て見かへれば、道次に官舍あり、門前に筵布わたしたる上坐に、媼ひとりみつわぐみてをり、ちかくなる隨に、これを見れば、荆婦が養母會田氏なり、外姑は寬政七年四月廿九日沒したり〇下略

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、時彼處有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照大神謂武甕雷神曰、〇中略時武甕雷神登謂高倉下曰、〇下原脫、據一本補、下同、予劒號曰韴靈、韴靈此云赴屠能瀰哆磨今當置汝庫裏、宜取而獻之天孫高倉下曰、唯唯而寤、

〔本朝法華驗記中〕第七十二光空法師

兵部其夜夢見、有金色普賢、乘白象王、普賢腹間立多箭、兵部平公夢中問、以何因緣、普賢菩薩御腹立此多箭哉、答言、汝於昨日、依無實事、殺持經者、代其沙門、我受此箭、兵部夢覺、彌大驚怖、

〔更科日記〕天喜三年十月十三日の夜の夢に、ゐたる所のやのつまのにはに、阿彌陀佛たち玉へり、さだかには見えたまはず、霧ひとへへだゝれるやうにすきて見え玉ふを、せめてたえまに見奉つれば、蓮花の座のつちをあがりたる、たかさ三四尺、ほとけの御たけ六尺ばかりにて、金色にひかりかゞやき玉ひて、御手かたつかたをばひろげたるやうに、いまかたつかたには、ゐんをつくり玉ひたるを、こと人のめにはみつけ奉つらず、我一人見たてまつりて、さすがにいみじく氣おそろしければ、すだれのもとちかくよりても、え見奉つらねば、佛さはこのたびは歸て後、むかへこんとの給ふ聲、わがみゝひとつにきゝいで、人はえきゝつけずとみるに、うちおどろきたれば

夢冥土

許、然諸往、當到猴之家、叩門喚人、乃女人出含哭、遂入白家女曰、門在客人、恰似死郡、○郡恐郡誤聞之出見、猶疑死子、家長之亦惟問之、仁者何人、答陳國郡之名、客人亦問之、答具告知往並名也、明知是我先父母御長跪、

〔日本往生極樂記〕梵釋寺十禪師兼算、○中略往年夢、有人告曰、汝是前生歸彌陀佛一乞人也、

〔吾妻鏡二十二〕建保四年六月十五日丁酉、召和卿於御所、有御對面、和卿三反奉拜、頗涕泣、將軍家○源實朝憚其禮給之處、和卿申云、貴客者、昔爲宋朝育王山長老、于時吾列門弟云云、此事去建暦元年六月三日丑剋、將軍家御寢之際、高僧一人、入御夢中、奉告此趣、而御夢想事、敢以不出御詞之處、及六箇年、忽以符合于和卿申状、仍御信仰之外、無他事云云、

〔日本往生極樂記〕元興寺智光、頼光兩僧、從少年時、同室修學、頼光及暮年、與人不語、似有所失、智光怪而問之、都無所答、數年之後、頼光入滅、智光自歎曰、頼光者是多年親友也、頃年無言語、無行法、徒以逝去、受生之處、善惡難知、二三月間、至心祈念、智光夢到頼光所、見之似淨土、問曰、是何處乎、答曰、是極樂也、以汝懇志示我生處也、早可歸去、土非汝所居、智光曰、我願生淨土、何耶、頼光答曰、汝無行業、不可暫留、重問曰、汝生前無所行、何得生此土乎、答曰、汝不知我往生因縁乎、我昔披見經論、欲生極樂、倩而思之、知不容易、是以捨人事絶言語、四威儀中、唯觀彌陀相好淨土莊嚴、多年積功、今纔來也、汝身意散亂、善根微少、未足爲淨土業因、智光自聞斯言、悲泣不休、重問曰、何爲決定可得往生、頼光曰、可問於佛、即引智光、共詣佛前、智光頭面禮拜、白佛言、得修何善生此淨土、佛告智光曰、可觀佛相好淨土莊嚴、智光曰此土莊嚴、微妙廣博、心眼不及、凡夫短慮、何得觀之、佛即擧右手、而掌中現小淨土、智光夢覺、忽命畫工、令圖夢所見之淨土相、一生觀之、終得往生云云、

〔玄蘂の記甲集上〕夢に冥土

寛政十一年己未ノ春三月十七日、このゆふべ予○道淨解夢に冥府に遊びつ、覺ての後も記憶せり、○中

夢前生

想歛、但祈三寶、須是一決、〇中略保延五年六月三日、身有病患、不能起居、語左右云、來八月終焉之期也、〇中略八月四日、〇距永徳二年四十二年於後夜分、捧誓願文、件文製念讀經法也向西氣絶、

〔慶長見聞集 二〕夢に不思議ある事

見しは今上總國富津と云濱邊の里に、正左衛門と云漁翁有しが、江戸へ魚うりに切々來る、此者言けるは、今年有難き御靈夢を蒙りたり、阿彌陀金色の身相を現じ來迎有て、來々年の十月十五日には、かならず迎に來り、我を西方極樂へつれ立べしとの給ふ、かたく約束申たりとて、夜晝怠らず念佛をとなふ、扨知る人に逢ては、其由を語り、來世にてこそ又逢めと、いとまごひする、〇中略やうやく三年の月日きはまり、當年十月十三日十四日にも成ければ、正左衛門が死日こそはやめぐり來りたれ、是を見んとて、相模國三浦より舟にて渡海し、安房、上總、下總よりも人參りて、正左衛門が死ざまを見んといふ、〇中略十月十四日の夜も明、十五日にも成ぬれば、正左衛門は近所大乘寺と云淨土寺へ行、佛前に高く床をかゝせ、其上にのぼつて西方に向ひ、たなごゝろをあはせ、りんじう正念して、しやうみやう念佛十へん計となへ、聲とともに大往生をとぐ、うごきはたらかず、生たる者の如し、貴賤老若群參し、禮拜せずと云事なし、是をみし人、夢に不思議ありと物語りせり

〔隨意錄 六〕我尾張士山名又六者、父祖世以火銃爲官、其人毎語家人曰、余少時夢登富士山、見一堂扁額書九十三、予必當壽九十三矣、今茲文政三年夏、果九十三而死、至死、耳目猶全、心不耄亂、

〔日本靈異記 上〕憶持法花經得現報示奇異表緣第十八

昔大和國葛木上郡有一持經人、丹治比之氏也、其生知年八歲以前、誦持法花經、覺唯一字不得存、至于廿有餘歲、猶難得持、因觀音以悔過、于時夢見、有人曰、汝昔先身生在伊豫國別郡早部猴之子、時汝奉讀法花經、而燈燒一文、故不得誦、今往見之、從夢醒驚、而思恠之、白其親曰、急有緣事、欲往伊與、二親

此ニ過タル所世ニ无シ、此レニ依テ佛道ヲ修行スル、止ム事无キ行人來リ住ム事不ㇾ絶ズ、而ルニ中比一人ノ持經者有テ彼ノ山ニ住ム、日夜ニ法花經ヲ讀誦シ、寤寐ニ地藏尊ヲ念ジ奉ル、此レヲ以テ生前ノ勤トス、而ル間齡漸ク傾テ六十ニ滿ヌ、然レバ彌ヨ後世ヲ恐レテ、現世ノ事ヲ不ㇾ思ハズ、而ルニ本尊ノ御前ニシテ申サク、我ガ命ヲ可ㇾ終キ所ヲ示シ給ヘト、懃ニ祈リ請フニ、夢ノ中ニ、一人ノ小僧有リ、形チ端嚴也、來テ此僧ニ敎ヘテ云ク、汝ヂ若シ臨終ノ所ヲ尋ネムト思ハヾ、速ニ王城ノ方ニ行テ、愛宕護ノ山ノ白雲ノ峯ニ可ㇾ行シ、但シ月ノ廿四日ハ、此レ汝ガ命ヲ可ㇾ終キ日也ト告給フト見テ夢悟ヌ、其ノ後僧淚ヲ流シテ、夢ノ告ヲ知ヌ、弟子等師ノ泣ヲ見テ、其ノ心ヲ問フト云ヘドモ、師答フル事无クシテ、只一紙ニ此ノ夢ノ告ヲ注シテ、密ニ經箱ノ中ニ納メテ置ツ、其ノ夜ノ夜半ニ、其ノ山ヲ去テ獨リ出デ、、王城ノ方ヘ數日ヲ經テ、月ノ廿四日ヲ以テ、彼ノ愛宕護ノ山ノ白雲ノ峯ニ行着、自ラ一ノ樹ノ下ニ留テ、一夜ヲ過シツ、明ル日其山ノ僧共集リ來テ問テ云ク、汝ヂ何レノ所ヨリ來レル人ゾト、僧答テ云ク、我レ鎭西ヨリ來レル人也、此ノ外陳ベ語ル事无シ、然レバ住僧等此レヲ哀憐シテ、朝夕ニ飲食ヲ與ヘ送ル、如ㇾ此シテ日來ヲ經ル間、亦月ノ廿四日ニ成ヌ、早旦ニ山ノ人其所ニ至テ見レバ、彼ノ鎭西ノ僧、西ニ向テ端座合掌シテ入滅シケリ、此レヲ見テ驚テ、山ノ諸ノ僧ニ告ケリ、僧等此レヲ聞テ多ク集リ來テ見ルニ、誠ニ入滅セル樣、貴キ事无ㇾ限シ、經袋ニ一紙ノ書有リ、諸ノ僧此ノ書ヲ拔テ見ルニ、具ニ彼ノ夢ノ事ヲ注セリ、僧共此レヲ見テ彌ヨ貴ビ哀ムデ、集リテ泣々ク沒後ヲ訪ヒ、報恩ヲ送リケル、宛カモ師君ノ恩ヲ報ズルニ不ㇾ異ズ、此レ偏ニ地藏菩薩ノ大悲ノ利益也、然レバ奇異ノ事也トテ語リ傳フルヲ、聞繼テ語リ傳ヘタルトヤ

〔本朝新修往生傳〕算博士三善爲康者越中射水郡人也、〇中略承德二年八月四日夢、已終二生涯一、將ㇾ入二死路一、彌陀如來率二諸菩薩一欲二來迎一、爾時有ㇾ人告曰、汝命限未ㇾ盡、後年八月四日可二來迎一者、覺後思惟、若是妄

夢見境

〔白石紳書七〕一又順元云、其加州の家人青地藏人が先祖青地四郞左衞門といふは、青地駿河守の事也、此四郞左衞門、若き時に夢に朝鮮に渡りし事を、歷々と見て、珍敷事也とて、夢さめて後、みづから其山海の景を、夢に見し樣に寫して、枕屛風となしたり、十年許り後に、朝鮮軍の事初りて青地かの國に赴くべし、かゝる珍敷事こそなけれ、昔夢に見し所に似たる事もやある、試の爲也とて、かの屛風の繪を引はなして、持行て見しに少も違ふ所なし、爰よりいかほど過なば川有べしといふに川有、又いかほど行なば、山有べしと思ふに山あり、昔夢見し跡によりて、大きに利有事共有し、誠に奇夢也と云、今青地が家に、其圖やは有と問に、いかにや成けん、其圖とおぼしき物はなしと云也と云々、

夢死期

〔古今和歌集十五戀〕題しらず　けんせい法し

唐も夢にみしかば近かりき思はぬ中ぞはるけかりける

〔十訓抄七〕粟田左大臣在衡、〇中略此人は若くより鞍馬を信じ奉りて參られけり、文章生のとき、彼寺に參詣して、正面の東の間にして、禮をなす間、十三四歲の童、傍に來て同じく拜を參らす、〇中略心ならず禮を參らするほどに、三千三百三十三度にみつ時、此童うせぬ、在衡奇異の思ひをなしながら、くるしきまゝに、いさゝかうちまどろみたるほどに、有つる童、天童のごとく裝束して、御帳の內より出來て云、官は右大臣、歲七十二と云々、そのゝち昇進こゝろのごとし、左大臣七十三の年、彼寺に詣で申ていはく、往日右大臣七十二と示現を蒙りしに、今既にかくのごとしと、毘沙門又夢中にのたまはく、官は右大臣までに有しかども、奉公人にすぐるゝによりて、左にいたる、命はあしく見たり、七十七也と、はたして此年失給ひにけり、

〔今昔物語十七〕依地藏示從鎭西移愛宕護僧語第十四

今昔、鎭西肥前ノ國ノ背振ノ山ト云フ所ハ、昔寫ノ性空聖人ノ行ヒ給ル所也、山深クシテ貴キ事

けるに、その夜の夢に、辨才天、十二因緣心の惠空、とつけさせ給ひける、やんごとなき事なり、〇中略邑上帝かくれさせ給ひて後、枇杷大納言延光卿あさゆふ戀しく思ひ奉て、御かたみのいろを一生ぬぎ給はざりけり、ある夜の夢に、御製をたまひける、

月輪日本曜相別、温韋清凉昔至誠、兜率最高歸內院、如今於彼語卿名、

〔江談抄 四〕極樂更無今歸去　七十三年在世間

此詩大江齊光卒去之後、良源僧正夢所見也、

昔契蓬萊宮裏月　今遊極樂界中風

此詩義孝少將卒去之後、賀緣阿闍梨夢見、少將有歡樂之氣色、阿闍梨云、君ハ何心地喜之久天波袞笙、母君被戀慕仁波土云者、少將詠曰、

後拾時雨天波、千々乃木乃葉曾、散末扁宇、爲加那留里乃、袂奴良左牟、

〔榮花物語 二十七 衣珠〕まことかの左兵衞督の北の方、〇藤原公信妻正月〇萬壽三年廿よ日の程に、なくなり給にければ、おとこぎみは少將實康の君、まだわらはにて、さては十四ばかりの姬君のいとうつくしきぞ、もたまへりける、よろづあはれ〳〵と思つゝ、兵衞督あつかひ給ひけり、御いみのほど、いと哀にて、すぐし給ふに、このひめ君の御ゆめに、この君をかきなでゝ、よみ給とみえたり、

おもひきや夢のなかなるゆめにてもかくよそ〳〵にならんものとは

〔夢想記〕慶長のはじめの年仲の冬、大坂の亭にうつりおはしましゝころ、〇豐臣秀吉靈夢を感ぜらるゝ事あり、其和歌にいはく、

世をしれとひきぞあはする初春の松のみどりも住よしの神

〔隨意錄 三〕戊辰歲〇文化五年三月十日夜、夢登麴街候火樓、春望、四面花柳總遮、春色不可言、乃得候火樓頭萬里春一句、而夢乃覺、

夢詩歌

〔古今著聞集十五宿執〕二條院御時、かのおとゞ〈○藤原宗輔〉の作り給たる笛譜の說を、妙音院殿〈○藤原師長〉に勅問有けるに、いかにぞやある處を、少々奏せさせ給へりけるを、おとゞの御夢に、彼大相國の御消息あり、宗輔と書れたりけり、失にし人はいかにとあやしくて、ひらきて御覽ずれば、そのかみ習ひし道を、かたぶけ奏し給事こそ、口おしふ侍れと書れたりけり、おどろきおぼして、御參內有て、彼譜に申候ひし事は、みなもろ〳〵ひが覺へに候けりと、奏しなをさせ給けり、

〔長明無名抄〕此道〈○和歌〉に心ざし深かりしことは、道因入道ならびなき者なり、〈○中略〉千載集えらばれ侍しことは、かの入道うせてのちのことなり、なきあとにも、さしも道に志深かりし者なればとて、優して十八首まで、入られたりければ、夢のうちに來りて、淚をながしつゝ、よろこびをいふと見給たりければ、〈○藤原俊成〉殊にあはれがりて、いま二首をくはへ、廿首になされたりけるとぞ、しかるべかりける事にこそ、

〔吾妻鏡二十〕建曆二年十月十一日癸未、爲覽新造堂舍、將軍家〈○源實朝〉渡御大倉、〈○中略〉此間善信於御前申云、去建久九年十二月之比、夢想云、善信爲先君〈○源賴朝〉御共、赴大倉山邊、爰有一老翁云、此地淸和御宇文屋康秀、爲相模掾所住也、可建精舍、我欲爲鎭守云云、夢覺之後、啓此由于時幕下將軍、御病中也、忽催御信心、若及御平愈者、可有堂舍造營之由、被仰之處、翌年正月薨御、不被果之條、愚意猶爲恨、而當御代依自然御願、有此草創、併靈夢之所感應也、境內之繁榮也云云、仰云、上又先年依有夢想之告、今所企之也、是何非合體之儀乎、古今事書者、文屋康秀爲參河掾、欲下向、出立于縣見識之由、誘引小野小町云云、彼兩人、共逢于仁明之朝、可當淸和御宇哉云云、善信云、夢中事誠以難備實證、但見古陰書、康秀者元慶三年、任縫殿助歟、然者仕淸和朝之條、無異儀歟、相模掾事、未勘之云云、將軍家頗以有御感、仰範高、被記此問答之趣也、可被作當寺緣起、以此夢記、可爲事初之旨、內々被仰云云、

〔古今著聞集四文學〕都良香竹生島に參りて、三千世界眼前盡と案じ侍て、下句を思ひわづらひ侍り

〔大鏡〕五太政大臣伊尹さて家にかへりて、(〇藤原朝成)このぞうながくたえん、もしおのこゞも、そんなごもありとも、はかばかしくてはあらせじ、あはれといふ人もあらば、そ(〇そ原作か、據二一本一改)れをもうらみんなどちかひて、うせ給ひにければ、だい〳〵の御あくれうとこそはなりたまひたれ、されば、まして、この殿(〇藤原伊尹)(義孝)(〇藤原行成)ちかうおはしませば、いとおそろし、殿(〇藤原道長)の御夢に、南殿の後のとのもと、かならず人のまいるに、たつところよな、そこに人のたちたるをたれぞと見れば、かほは戸のかみにかくれたれば、よくも見えず、あやしうてたそ〳〵とあまたたびとはれて、あさなりに侍りといらふるに、夢のうちにもいとおそろしけれど、ねんじて、などかくてはたち給ふたるととひ給ければ、頭弁(〇藤原行成)のまいらるゝを、まち侍るなりといふと見給ひて、おどろきてけふは大事ある日なればとくまいるらん、ふびなるわざかなとて、夢に見え給ひつる事あるを、けふは御やまひ申などもして、物いみかたくして、なにかまいりたまふ、こまかにはみづからとかきて、いそぎたてまつり給へとちかひて、いとゝくまいり給ひにけり、まもりのこはくやおはしけん、れいのやうにはあらで、きたの陣よりふちつぼ後涼殿のはざまよりとをりて、殿上にまいり給へるに、こはいかに御せうそくたてまつりつるは、御らんせざりけるか、かゝる夢をなん見侍りつる、とくいでさせ給ひねと、聞えさせ給ひければ、てをはたとうちて、いかにぞと、こまかにもとひまさせ給はず、またふたつものゝものたまはで出給ひにけり、

〔江談抄〕五詩事維時中納言夢才學事

維時中納言日記中書云、菅家夢中令告云、汝才學漸勝、朝綱之由所託云々、雖然於文章非敵歟、

夢爲憲文章事

橘孝親父名可尋求可爲師匠之者、祈請其先祖建學館院之者、名可尋夢中告云、文章者可習爲憲者、爲憲聞之稱雄云々、

君をのみ思ひねにねし夢なればわが心からみつる成けり

〔安法法師集〕筑前守つねみつのきみのくたりて、九月一日の夜、夢にみえたりければ、あひおもふなかなればいひやる、

夢にても夢としりせばねざめしてあかね別の物はおもはじ

〔更科日記〕おなじ心にかやうにいひかはし、世中のうきも、つらきも、おかしきも、かたみにいひかたらふ人、ちくせんにくだりて後、月のいみじうあかきに、かやう成し夜、宮にまいりてあひては、つゆまどろまず、ながめあかいしものを、こひしく思ひつゝねいりにけり、宮にまいりあひて、うつゝにありしやうにて有とみて、打おどろきたれば夢成けり、月も山のはちかうなりにけり、さめざらましをと、いとゞながめられて、

夢さめてねざめの床のうくばかりこひきとつげよ西へ行月

〔大鏡二左大臣時平〕先坊〇保明親王にみやす所まいり給ふ事、〇中略後はしげあきらの式部卿のきたのかたにて、斎宮の女御の御はらにて、そもうせ給ひにき、いとやさしくおはせし、先坊を戀かなしみ給ふ、大輔なん夢に見奉ると聞て、送り給へる、

ときのまもなぐさめつらむ君はさは夢にだに見ぬわれぞかなしき、御返事大輔、

戀しさはなぐさむべくもあらざりきゆめのうちにも夢と見しかば

〔今昔物語三十一〕藏人式部掾貞高於殿上俄死語第廿九

頭ノ中將〇藤原實資ノ夢ニ、有シ式部ノ丞ノ藏人内ニテ會ヌ、寄來タルヲ見レバ、極ク泣テ物ヲ云フ、聞ケバ死ノ恥ヲ隱サセ給タル事、世々ニモ難忘ク候フ、然許人ノ多ク見ムトテ集テ候ヒシニ、西ヨリ出サセ不給ザラマシカバ、多ノ人ニ被見據テ、極タル死ノ恥ニテコソハ候ハマシカト云テ、泣々手ヲ摺テ喜ブトナム見エテ、夢覺ニケル、

思夢

云、非儒公卿不可参歟、清賢云、至公卿者雖非儒可参也、夢覚、又就寝夢如先、〈三度〉去年十二月中旬、覚仁闍梨申云、非夢非覚、如有人書、於北野可有御作文云々、余〈○藤原頼資〉不信之、今又有此夢、足為奇、参彼社之後、得重告可企作文者也、

〔吾妻鏡 十三〕建久四年七月三日丁卯、小栗十郎重成郎従馳参、以梶原景時申云、重成今年為鹿島造営行事之処、自去比所労太危急、見其体非直也事、頗可謂物狂歟、称神託常吐無窮詞云云、去文治五年、於奥州被開泰衡庫倉之時、見重宝等中、申請玉幡飾氏寺之処、毎夜夢中、山臥数十人群集于重成枕上、乞件幡、此夢想十箇夜、弥相続之後、心神違例云云、依之彼造営行事事、被仰付馬場小次郎資幹云云、

〔随意録 八〕予〈○冢田虎〉毎夜多夢、無想無因、不入六夢者亦多焉、夢則夢而已、理外之賾也、

〔萬葉集 十二古今相聞往来歌〕正述心緒

我心等、望使念、新夜、一夜不落、夢見、

〔萬葉集 十五〕佐婆海中、忽遭逆風漲浪、漂流経宿而後幸得順風、到著豊前国下毛郡分間浦、於是追怛

艱難、悽惘作歌八首〈○七首略〉

和伎毛故我、伊可爾於毛倍可、奴婆多末能、比登欲毛於知受、伊米爾之美由流、

〔藻鹽草 十六人事〕夢〈○中略〉

おもひねの夢

〔萬葉集 十五〕中臣朝臣宅守与狭野茅上娘子贈答歌〈○中略〉

於毛比都追、奴礼婆可毛等奈、奴婆多麻能、比等欲毛意知受、伊米爾之見由流、〈○中略〉

右十四首〈○十三首略〉中臣朝臣宅守、

〔古今和歌集 十二戀二〕題しらず

みつね

備前國吉備津宮ニ仰テ、入道ヲ討シテカケタル首也ト見テ夢サメ給ヌ、恐シ浅猿ト思召、胸騒心迷シテ、身體ニ汗流テ、此一門ノ滅ビンズルニヤト、心細ク思給ケル處ニ、妹尾太郎兼康折節六波羅ニ臥タリケルガ、夜半計ニ小松殿ニ參テ案内ヲ申入、大臣奇ト覺シクリ、夜中ノ參上不審也、若我見ツル夢ナドヲ見テ、驚語ラントテ來タルニヤト御前ニ被召、何事ゾト尋給ヘバ、兼康長テ夢物語申、大臣ノ見給ヘル夢ニ少シモ不違ザレバ、コソト涙グミ給テ、ヨシ〳〵妄想ニコソ、加様ノ事披露ニ不及誠宜ケリ、懸ケレバ一門ノ後榮還ナシ、今生ノ諸事思ヒ捨テ、偏ニ後生ノ事ヲ祈申サントゾ思立給ケル

三人同夢

〔日本書紀 五崇神〕七年八月己酉、倭迹々神淺茅原目妙姫、穗積臣遠祖大水口宿禰、伊勢麻績君三人、共同夢而奏言、昨夜夢之、有一貴人誨曰、以大田田根子命為祭大物主大神之主、亦以市磯長尾市為祭倭國魂神主、必天下太平矣、

復夢　多夢

〔本朝法華驗記 上〕第七無空律師

律師无空、平生念佛為業、衣食常乏、自謂我貧、亡後定煩遺弟、竊以萬錢置于房內天井之上、欲支葬斂、律師臥病、言不及錢、忽以遷世、枇杷左大臣 仲平○藤原 與律師有舊契、大臣夢、律師衣裳垢穢、形容枯槁、來相語曰、我以有伏藏錢貨、不度而受蛇身、願以其錢可書寫法華經、大臣自到舊坊、搜得萬錢、錢之中有小蛇、見人逃去、大臣忽令書寫供養法華經一部、畢、他日夢、律師衣服鮮明、顏色悅澤、手持香爐、來語大臣曰、吾以相府之恩、得免蛇道、今詣極樂、謂了西向飛去矣、

〔台記〕天養二年 ○久安元年 三月六日辛亥、孝能申云、去夜丑剋夢、殿西北廊、文士集會、其中有散位藤敦任、散位菅原清賢、藏人式部丞藤成佐三人儒、此外雖多不覺其人、孝能問清賢云、何事乎、答云、於北野可有御作文、孝能又問題、清賢答曰、件題清賢所獻也、賢相云々、即夢覺、不覺賢相下字、就寢之後、又夢如先、孝能又問題、清賢答云、賢相奉公節、孝能又問作文儀、清賢申云、公卿及儒者外不可參也、孝能又問

不心得ヌ事也、然レバ物ナドヘ行ニモ、妻子ニテモ強ニ不審シトハ不思マジキ也、此ク見ユレバ極タ心ノ實ル事ニテ有ル也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔本朝新修往生傳〕前瀧口武者助重者、近江國蒲生郡人也、國司經忠朝臣門人字江策入道〈法名寂因〉與助重有故舊、兩人奉使、歸遣所部、此夜入道夢中、路過熊野、傍有死人、衆僧殯殮、有人告曰、此處有往生人、汝可得見、驚寤行見、助重身是也、覺後占夢曰、夢見死人、是吉祥也、黎旦首途、行可十餘里、助重奴僕來向、途中急言曰、去夜君主爲賊見害、爲告此事、到君所也、〇中略後五六年入道參清水寺、客僧同宿、相語曰、先年修行江州、夢中有人、告示曰、當國有往生人、汝可結緣、其處其人其月日所往生也、我嘗感夢告、未見在處、若諮其地、必到彼岸云々、入道案之、一爲助重之本事、兩人前後之夢、果知其實焉、推其年曆、當永久年中、

〔元亨釋書五釋義〕釋高辨、姓平氏、紀州在田郡人、父重國嘗爲高倉帝〈倉〇高〉衛兵曹、二親各詣佛祠、求子、母夢有人授柑子、其妹適並枕臥、覺面語之、妹曰我又夢、人與我大柑二顆、姉曰我當得便啓奪、妹之所夢不徙耳、尋而有孕焉、承安三年正月生、

〔源平盛衰記十一〕小松殿夢同熊野詣事

治承三年三月ノ比、小松内府夢見給ケルハ、伊豆國三島大明神ヘ詣給タリケルニ、橋ヲ渡テ門ノ内ヘ入給フニ、門ヨリハ外右ノ脇ニ法師ノ頸ヲ切カケテ、金ノ鏁ヲ以テ大ナル木ヲ堀立テ、三ツ鼻綱ニツナギ付タリ、大臣思給ケルハ、郡ニテ聞シニハ、二所三島ト申テ、サシモ物忌シ給テ、死人ニ近付タル者ヲダニモ、日數ヲ隔テ參ルトコソ聞シニ、不思議也ト覺テ、御寶殿ノ前ニ參テ見給ヘバ、人多居並タリ、其中ニ宿老ト覺シキ人ニ問給ヤウハ、門前ニ係リタルハ、イカナル者ノ首ニテ侍ゾ、又此明神ハ死人ヲバ忌給ハズヤト宜ヘバ、僧答テ云、アレハ當時ノ將軍、平家太政入道ト云者ノ頸也、當國ノ流人、源兵衛佐頼朝、此社ニ參テ、千夜通夜シテ祈申旨アリキ、其御納受ニ依テ、

今昔、常澄ノ安永ト云フ者有ケリ、此レハ惟孝ノ親王ト申ケル人ノ下家司ニテナム有ケル、其ニ安永其ノ宮ノ封戸ヲ徴ラムガ爲ニ、上野ノ國ニ行ニケリ、然テ年月ヲ經テ返リ上ケルニ、美濃國不破ノ關ニ宿シヌ、而ル間安永京ニ年若キ妻ノ有ケルヲ、月來國ニ下ケル時ヨリ、極テ不審ク思ケルニ合セテ、俄ニ極ジク戀シク思エケル、何ナル事ニ有ナラム、夜明バ疾ク怱ギ行カムト思テ、關屋ニ寄臥タリケル程ニ寢入ニケリ、夢ニ安永見レバ、京ノ方ヨリ火ヲ燃シタル者來ルヲ見レバ、童火ヲ燃シテ女ヲ具シタリ、何ナル者ノ來ナラムト思フ程ニ、此ノ臥タル屋ノ傍ニ來タルヲ見レバ、此ノ具シタル女ハ、早ウ京ニ有ル我ガ不審ト思フ妻也ケリ、此ハ何カニト奇異ク思フ程ニ、此ノ臥タル所ニ壁ヲ隔テ居ヌ、安永其ノ壁ノ穴ヨリ見レバ、此ノ童我ガ妻ト並ビ居テ、忽ニ鍋ヲ取寄テ飯ヲ炊テ童ト共ニ食フ、安永此レヲ見テ思ハク、早ウ我ガ妻ハ、我ガ无カリツル間ニ、此ノ童ト夫妻ト成ニケリト思フニ、肝騷ギ心動テ不安ズ思ヘドモ、然ハレ爲ム樣ヲ見ムト思テ見ルニ、物食ヒ畢テ後、我ガ妻此ノ童ト二人掻抱カラヒテ臥ヌ、然テ程モ无ク娶、安永此レヲ見ルニ、惡心忽ニ發テ、其コニ踊入テ見レバ、火モ无シ人モ不見エズト思フ程ニ夢覺ヌ、早ウ夢也ケリト思フニ、京ニ何ナル事ノ有ルニカト、彌ヨ不審ク思ヒ臥タル程ニ、夜明ヌレバ、怱立テ夜ヲ晝ニ成テ、京ニ返テ家ニ行タルニ、妻恙ガ无クテ有ケレバ、安永喜ト思ケルニ、妻安永ヲ見マヽニ咲テ云ク、昨日ノ夜ノ夢ニ、此ニ不知ヌ童ノ來テ、我レヲ倡テ相具シテ、何クトモ不思ヌ所ニ行シニ、夜ル火ヲ燃シテ、空ナル屋ノ有シ内ニ入テ、飯ヲ炊テ童ト二人食テ後、二人臥タリシ時ニ、其コニ俄カニ出來タリシカバ、童モ我モ騷グト思ヒシ程ニ夢覺ニキ、然テ不審ト思ヒ居タリツル程ニ、此ク御タルト云ケルヲ聞テ、安永我モ然々見テ不審シト思テ、夜ヲ晝ニ成シテ急ギ來タル也ト云ケレバ、妻モ此ク聞テ奇異ク思ケリ、此ヲ思フニ、妻モ夫モ此ク同時ニ同樣ナル事ヲ見ケム、實ニ希有ノ事也、此レハ互ニ同樣ニ不審シト思ヘバ、此ク見ルニヤ有ラム、亦精ノ見エケルニヤ有ラム、

ノ如シ、又名切谷ト云ル山中ニ小堂アリ、觀音ノ像ヲ置ク、坐體ニシテ長一尺許、土人夏夜ニハ必ズ相誘テ、コノ堂ニ納涼ス、一夕八彌彼處ニイタル、餘人來ラズ、八彌獨リ假睡ス、少タシテ其像ヲ視ルニ、其長稍ノビテ途ニ人ノ立ガ如シ、起テ趺坐ヲ離ル、八彌ガ前ニ來テ曰、我汝ガ病患ヲ消セン迚、八彌ガ手ヲ執テ、カノ瘤ニヒク、八彌ソノ痛ニ堪ズ、忽驚サム、乃夢ナルヲ知テ見ルニ瘤ナシ、人疑フ、八彌常ニ大士ヲ信ズルニアラズ、亦患ヲ除ノ願アリシニ非ズ、然ニコノ靈驗アルコト不可思議ナリ、カヽレバ昔鬼ニ瘤ヲ取ラレシコト、寓言トモ言ガタシ、

同夢

〔日本靈異記中〕依惡夢至誠心使誦經示奇表得全命緣第廿
大和國添上郡山村里有一長母、姓名未詳也、彼母有女嫁生二子、聟官達縣主宰、因率妻子至所任國、經歲餘也、但妻之母留土守家、惟爲女夢見惡瑞相、即驚恐念、爲女誦經、而依貧家不得散之、不勝心念、脫自著衣洗淨、奉以爲誦經、然因夢相復猶重現、母增心恐、復脫著裳淨洒以爲如先誦經、○下略

〔日本往生極樂記〕延曆寺座主僧正增命、○中略夢有梵僧來摩頂曰、汝莫退菩提心、如此數矣、

〔古今著聞集一神祇〕仁安元年六月、仁和寺の邊なりける女の夢に、天下の政不法なるによりて、賀茂の大明神、日本國を捨て、他所へわたらせ給べきよし見てけり、同七月上旬、祝久繼が夢にも、同體に見てけり、是によりて泰親時晴を召て占はせけれは、實夢のよし各申けり、

二人同夢

〔古今著聞集三政道忠臣〕治承四年六月二日、福原の都かへり有けるに、同十三日、帥の大納言隆季卿、新都にて夢に見侍りけるは、大なる屋のすきたるうちに、我ゐたるひさしのかたに女房あり、ついがきのとに、頻になくこゑ有、あやしみて間に、女房のいふやう、これこそみやこうつりよ、太神宮のうけさせ給はぬ事にて候ぞといひけり、すなはち驚ぬ、又ねたりける夢に同じやうに見てけり、おそれおのゝきて、次日の朝、院に參じて、前大納言邦綱、別當時忠卿などにかたりてけり、

〔今昔物語三十一〕常澄安永於不破關夢見在京妻語第九

有和顔之色、殆及悅歟、仍於今者、存不可奉秘之由、所持參也云々、〈持來第四卷、〉靈魂感愚臣之心操、忽許相見歟、可悅々々、可憐々々、

〔太閤記〕〈一〉秀吉公素生

爰に後陽成院之御宇に當て、太政大臣豐臣秀吉公と云人有、〈○中略〉或時母懷中に日輪入給ふと夢み、巳にして懷姙し誕生しけるにより、童名を日吉と云しなり、

〔伊勢大神宮神異記〕〈上〉七月〈○萬治二年〉廿三日の晚、夢中に、予〈○度會延佳〉が背の方より、右の耳に告て云、此事〈○中略〉は五日の中に相濟なりと、次に歌一首となへける、

むすびあげて五十鈴の川の川水の久しき代々をなほや仰がん、と云と覺て夢さめたり、傍に寢たりし、岩出氏秦末清をおこして、かくのごとき靈夢の告ありといへば、卽時筆とりて書留けり、〈○中略〉先日戲ぬる人も驚き、廿三日より今日〈○二十七日〉は五日也、前知たゞ事にあらず、いか樣にも神明の告給なるべしと、感歎不斜、

〔兎園小說〕〈九〉奇夢

いぬる八月〈○文政二年〉二十五日の夜半に、日向稱名寺〈淨土眞宗にて、廣園山と號す、余が菩提所なり、〉といへるに、盜賊入りたり、このごろはその邊處々に賊の入るよし、人々心を付くる折なりしに、其夜納所の僧義山といふものいかゞしけん、子の刻過くるまでいねられずありしに、丑の時ばかりに、ぬるともしらずまどろみし夢に、賊四人おし入り、各手に白刃を提げて、義山をおし伏せ、刃をつきつけ、住持の居間に案內せよと、責めらるゝと見ておどろきさめぬ、〈○中略〉

乙酉〈○文政八年〉九月朔　海棠庵誌

〔甲子夜話〕〈四〉著聞集ニ鬼ニ瘤ヲ取ラレタルト云コト見ユ、是ハ寓言カト思フニ、予〈○松浦淸〉ガ領內ニ正シク斯事アリ、肥前國彼杵郡佐世保ト云フ處ニ、八潮ト云農夫アリ、左ノ腕ニ瘤アリ、大サ橘實

〔謠曲〕三井寺
女詞 覺有難や候、すこし睡眠の内に、あらたなる靈夢を蒙りて候はいかに、〇中略告に任せて三井寺とやらんへまいり候べし、

〔壒囊抄〕二 夢想ナンドニ日ヲ見タルハ、目出度事ト云ハ實歟、〇中略日天卽本朝主ニテ御座上、眼前奇特、豈日月ノ行度ニシカンヤ、仰可仰、信テモ可信、只日月ニテマシマス也、是夢ニ見奉ラン、何ゾ吉事ニ非ズト云事ナカラン、

〔天台宗延曆寺座主圓珍傳〕天台宗延曆寺第五座主入唐傳法阿闍梨少僧都法眼和尙位圓珍、〇中略父宅成、〇中略母佐伯氏、故僧正空海阿闍梨之姪也、嘗夢、乘大船、浮巨海、仰見朝日初出、光耀赫奕、將以手捉之、受日更如飛箭、來入口中、覺後以夢語其夫、答曰、此吉徵也、當生貴子、無幾懷姙、遂誕和尙、

〔天台南山無動寺建立和尙傳〕和尙諱相應、俗姓櫟井氏、近江國淺井郡人也、〇中略淳和帝天長八年、母夢呑劍、覺後以夢語其父、父良久思惟語妻曰、汝必娠而所生子必男子、其父中心感悅以侍之、妻未幾懷姙、遂誕生、產之日瑞雲覆於屋上、香氣薰室內、

〔玉海〕元曆二年〇文治元年正月十三日丁酉、入夜大外記師尙來、申靈夢之事、件事旨趣者、去年三冬之比、依尋召、借進秘藏抄物、雜例抄、故師元自抄、然間稱有夢告、第四以後不借進、仍雖不能重尋召、內心深鬱念、只於師尙之秘申者、不可及左右、若有僞之靈夢者、取諸身生涯之遺恨也、所以何者、下官〇藤原兼實於文書成尊重之思、又輙不外漏、何況下官得此書、爲朝不可有損、凡人心知面、雖有萬端之異、非權者無知人之心底、至于靈魂者、以通力必知之、而不可許下官之披閱之由、有夢之條、一ハ可恥於身、一ハ可怨於靈歟、靈若靈者、悉心無隱歟、此條深以爲遺恨、仍自聞此事之後、寤寐不忘、而今夜師尙申云、去年夢趣、師元之前ニ師尙相對而居、師前ニ披置此抄、然間、父氣色太不快、卽覺了、仍進借之條、不叶先親之心歟ト成恐之處、去九日又夢云、如初師元之前ニ對居、予時自此御所指余也有御敎書、師元乞被見之後、殊

ごし給つるを、月比ものを露まいらざりければ、中堂に參らせ給て、二七日こもりて、たゞいきしにをつげさせ給へと申させ給ければ、なに事ともなく、たゞしにまうけをせよと、夢に見給ければ、無動寺におはしまして、權僧正山の座主に、かう〳〵の夢をなんみつる、さればいまはかふなりとのたまはすれば、僧正などてか夢はさみゆれば、いのちながしとこそ申せと申給ければ、いのちながからんをうれしながらへんをうれしと、思はゞこそあらめ、たゞほとけのつげさせ給つるうれしき也、下略

〔台記〕康治元年五月十五日丁未、依召參御前、事々如昨日、御語之次申云、行成卿夢、屋崩不經幾程薨、仰鳥羽云、此夢尤可恐夢也、故白川院御時、朕夢、御所東口崩、又故少僧都觀重夢、法勝寺九重塔崩、自其跡松樹生者、松樹存吉事由之處、不經幾程崩給者、　三年○天養元年三月廿二日癸酉、始如意輪供、覺仁依去夜或人夢想也、

〔平治物語〕三清盛出家事幷瀧詣附惡源太成雷電事

同二年○仁安七月七日、攝津國布引ノ瀧見ントテ、入道ヲ始テ、平氏ノ人々被下ケルニ、難波三郎計夢見惡キ事有トテ供セザリシカバ、傍輩共弓矢取身ノ、何條夢見物忌ナド云、サルオメタル事ヤ有ト笑ケレバ、經房モ實モト思テ走下、夢覺テ參タル由申セバ、中々興ニテ、諸人瀧ヲ詠テ感ヲ催ス折節、天俄ニ曇リ、夥シク、ハタヽガミ鳴テ、人々興ヲサマス處ニ、難波三郎申ケルハ、我恐怖スル事是也、先年惡源太最後ノ詞ニ、終ニハ雷ト成テ、蹴殺サンズルゾトテ、ニラミシ眼常ニ見ヘテ、六箇敷ニ、彼人イカヅチニ成タリト夢ニ見シゾトヨ、只今手鞠計ノ物ノ、巽ノ方ヨリ飛ツルハ、面々ハ見給ハヌカ、其コソ義平ノ靈魂ヨ、一定歸ザマニ經房ニ懸ラント覺ルゾ、左有トモ太刀ハ拔テン物ヲト云モハテネバ、霹靂夥シクシテ、經房ガ上ニ黑雲掩トゾ見ヘシ、微塵ニ成テ死ニケリ

〔運歩色葉集雑〕靈夢レイム

惡夢

一富士、二鷹、三茄子とて、これらを夢に見るを吉徵とす、その子細をしらず、笈埃隨筆に、或人いふ、この三事、夢の判にあらず、皆駿州の名產の次第をいふ事なり、〇中略とみえたり、しかるに唐土にては茄子を夢に見る事を忌なり、宋の樓鑰が攻媿集七十二に、劉允叔夢茄子而作、含薺題其後、して云、退之送窮而延上坐、子厚乞巧而甘拋擲、若允叔之含薺、則異焉之、雖未能絕紫瓜之生、畏君之詞、自屛當、不復敢入吾夢矣、然此種一名不萎、彼夢薺價三顆、不妨甲科釋褐者、殆以此、〇下略

〔日本書紀三十天武〕戊午年六月、天皇曰、此鳥之來、自叶祥夢、〇下略

〔文德實錄五〕仁壽三年九月丙申、是日僧正延祥大法師卒、〇中略師事僧正護命、〇中略延曆七年、〇中略護命問延祥曰、汝有夢乎、答曰、有之、護命曰、爲我言之、延祥曰、夢臥七重塔上、爾時三日並出、光照身上、護命曰、吉不可言、愼勿語人、

〔古事談二臣節〕業房爲王兵衞之時、夢ニ御前ヲ奉被追却、門外ヘ被追出ト見テ、後朝康賴ニカヽル夢ヲミツル、年始ニフタタノシキ事也ト云ケレバ、康賴云、極吉夢也、可任靭負尉之夢也、靭負陣門外之故云々、果十ケ日中、昇左衞門尉云々、

〔太平記六〕民部卿三位局御夢想事
民部卿三位殿、〇中略少シ御目睡有ケル、其夜〇北野社參籠ノ御夢ニ、〇中略此老翁世ニ哀ナル氣色ニテ、云ヒ出セル詞ハ無テ、持タル梅ノ花ヲ、御前ニ指置テ立歸ケリ、不思議ヤト思召テ、御覽ズレバ、一首ノ歌ヲ短冊ニカケリ、
　廻リキテ遂ニスムベキ月影ノシバシ陰ルヲ何嘆クラン、御夢覺テ歌ノ心ヲ案ジ給ニ、君〇後醍醐遂ニ還幸成テ、雲ノ上ニ住セ可給瑞夢也ト、憑敷思召ケリ、

〔運步色葉集同〕惡夢

〔榮花物語二十九玉の飾〕むまの入道の君〇藤原顯信は、はじめ山に無動寺におはせしかど、後は大原にてす

吉夢

天下歸正、禍亂不起、祈禱可彰驗者也、不然者不可叶云々、

見此夢了、注進法皇、但依非法亂行、天下不治之事、幷余開正路等之事、秘而不奏、其故君臣共有隔心、以正夢雖奏聞、天下之人不可信用、恐處僞夢詐言歟、爲自爲他、有恐無益之故也云々、

其後又經兩三日夢云、稱帝釋御使之者一人出來、(不見其體)語云、依汝幷衆僧所修之御祈等之功力、於法皇御壽命者、此般延了、但於天下之禍亂者、以此御祈之力不可叶、仍明日々中時、可結願御祈也者、

此夢、又禍亂不可止之由ハ不奏聞、是又不可叶時議之故也、卽結願御祈了云々、

愚心案之、以前夢以其事天下可治之由、指掌見之、而其事不達天聽、又無施行之間、後夢ニ依御祈、天下禍亂不可止之由見之、尤有其謂歟、下官雖至愚、思社稷之志、已勝人、仍自叶天意、有此靈告歟、依微運其事不顯、只可悲宿運者也、

〔吾妻鏡十九〕承元四年十一月廿四日戊申、駿河國建福寺鎭守馬鳴大明神、去廿一日卯剋、託少兒、酉歲可合戰之由云云、別當神主等注進之、今日到來、相州披露之、仍可有御占歟之由、廣元朝臣雖申行之、將軍家(○源實朝)彼廿一日曉夢合戰事、得其告、非虛夢歟、此上不可及占云云、被進御劍於彼社云云、

○按ズルニ、酉歲合戰ハ建保元年、和田義盛ノ亂ヲ謂フナリ、

〔日次紀事十二十二月〕同夜、(○節分)禁裏貼畫船於白紙而賜宮方及諸臣、(○中略)今夜有吉夢則來歲得福云、若見惡夢則翌朝付是於流水、是謂流惡夢、

〔笈埃隨筆二〕富士山

世の人此山を夢見る時は、吉瑞なりとて、一ふじ二鷹、三茄子とて、同く吉兆とす、或人曰、此三事夢の判にはあらず、皆駿州の名產の次第をいふ事也、富士は更に、二鷹は、ふじより出る鷹は、唐種にて良也、こまがへりといふ、三茄子は、我國第一に早く出す處の名產なればなりといへり、

〔梅園日記四〕夢茄子

ル間、旁憚存候、枉テ今度ノ大將ヲバ餘人ニ被仰付候ヘトゾ被申

〔平家物語 六〕入道逝去の事

入道相國の北の方、八條の二位殿の夢に、見給ひける事こそおそろしけれ、たとへばみやう火のおびたゝしうもえたる車の、主もなきを、門の内へやり入たるをみれば、車の前後に立たるものは、あるはうしのおもてのやうなるもの有、あるひは馬のやうなるものも有、車の前には、無といふ文字ばかりあらはれたる、くろがねのふたをぞ打たりける、二位殿夢の内に、是はいづくよりいづちへとひ給へば、平家太政の入道殿の、惡行てうくはし給へるによつて、ゑんま王宮よりの、御むかひの御車也と申す、さてあのふだはいかにととひ給へば、南ゑんぶだいこんどう十六丈のるしやな佛、やきほろぼし給へるつみによつて、無間のそこにしづめ給ふべきよし、ゑんまのちやうにて御さた有しが、むけんの無をばかゝれたれ共、いまだ間の字をばかゝれぬ也とぞ申ける、二位殿夢さめて後、あせ水になりつゝ、是を人にかたり給へば、聞人皆身のけよだちけり、

〔玉葉〕治承五年〇養和元年閏二月廿六日壬申、今旦覺乘得業來、只今下向南都云々、此次語云、故藏俊僧都云、春日御社御正體、眞實者金剛般若經也、儻有所見云々、今聞此語、余〇藤原兼實所見之夢想、正夢之條、更無疑事歟、仰可信者也、

元暦二年八月一日辛亥、此日、佛嚴聖人語曰、去頃有夢想事、著赤衣之人、來彼聖人房、奉修法皇(後白河)御祈之壇所之佛謁聖人曰、今度大地震、依衆生罪業深重、天神地祇成瞋也、依源平之亂、死亡之人滿國、是則依各々業障、報其罪也、然而所歸猶在君、何況其外非法濫行、不德無道、不可勝計、且又流人之間、有不誤之輩等、如此等事、頗不被施慈仁者、天下不可叶、汝等所修之御祈、凡衆僧之御祈等、効驗難量、可悲々々、然間下官〇藤原兼實手取丈尺之杖、降立地上、札定京都之狼藉、始自九條漸入京中、欲及一條、悉被退人屋、或洒掃路頭、糺其非違、忽通正路、聖人中心悅此事、愛赤衣人語聖人云、爲彼御沙汰指下官也被行此法者、

カル夢ヲコソ見侍ツレト談給ケレバ、少將打咲テマ。サ。シ。キ。御。夢。ニコソ侍ルナレト答給テ、翌日剃頭云々、

〔權記〕寛弘八年七月十二日癸未、夏末夢、天大雪時甚寒、其雪自天降滿于板文、傾思之、自天降、遣天皇御晏駕也、滿于堂上足踏者、躬自行此夜之事也、俗以夏雪之夢爲穢徴也、或者又夢、撿非違使多降自天立床子於鳥戸野、其坐之卜山陵云々、于時院〔一條〕御惱之間也、當于崩御爲夢徴、而依擇吉方、不卜此地、後冷泉院上皇自九月朔不豫、十月廿四日遂崩、來月十六日可有御葬、其處可在此野云々、其夢相有亦說、又雖不可信松来有驗、又謂凡夫之通信哉、

〔大鏡七太政大臣道長〕男君は○中略今一所は馬頭にて顯信とておはしき、御わらはなこれ君なり、長和元年壬子正月十九日、入道し給ひて、この十餘年佛のごとくしてをこなはせ給ふ、いと思ひかけずあはれなる御事なり、○中略高松殿〔源明子、藤原道長妻、顯信母〕の御夢に、左のかたの御ぐしうしろをなかばよりそりおとさせ給ふと御らんじけるを、かくて後にぞ、これが見ゆるなりけりとおもひさだめて、ちがへさせいのりなどをもすべかりけるをと、おほせられける、

〔春記〕長久元年九月廿四日丙子、仰云、保家朝臣、今日參上、〔先日下遣伊勢、今日參上〕內裏燒亡夜、齋王夢云、諸卿群集帷下、皇后宮大夫云、御藥事無殊事、定平御歟、但內裏可有火事者、其夢相叶事、太可希有也者、父下聞、有其告歟可悲々々、

〔保元物語一〕新院被召爲義事附鵜丸事

六條判官爲義、○中略徐ニ白河殿ヨリ度々被召ケレバ、可參由申ナガラ未參、依季長卿、六條堀河家ニ行向テ、院宣ノ趣ヲ宣ケレバ、忽ニ緩改シテ申ケルハ、○中略都テ今度ノ大將軍痛存スル子細多ク侍リ、聊宿願ノ事有テ、八幡ニ參籠仕テ候ニサトシ侍キ、又過ル夜ノ夢ニ重代相傳仕テ候、月數、日數、源太ガ產衣、八龍、澤瀉、薄金、楯無、膝丸ト申テ、八領ノ鎧候ガ、辻風ニ吹レテ四方へ散ト見テ侍

汝何女、答、我有越前國加賀郡大野郷畝田村之橫江臣成人之母也、〇中略林自夢驚醒、獨心惟思、遙彼里語、於是有人、答言當余是也、林遙於夢狀、成人聞之言、我稚時離母不知、唯有我姉、能知事狀、問姉也、時答、實如語、

〔日本往生極樂記〕普照假寐、夢有一寶輿、自砂礫指西方而飛去矣、僧侶及伶倫圍繞輿之左右、遙見輿中、砂礫僧乘之、普照覺後、欲知虛實、有人卽告入滅、普照相語同法等曰、我正見往生極樂之人焉、

〔三代實錄清和八〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、〇中略年甫九歲、付託廣智菩薩、圓仁幼而警俊、風貌溫雅、其兄以外典敎之、然猶心慕佛道、嘗登經藏、暫探得觀世音經、心甚歡喜、遂拋俗書、受學經論、俄而通涉諸部、領悟大旨、夢見一大德、顏色清朗、長六七尺、卽就其邊、瞻仰禮拜、大德含咲摩頂語話、傍有人問云、汝知大德否、答云、不知、傍人云、此是叡山大師也、大同末年、隨緣入京、適登叡山、謁觀最澄大師、瞻覩顏貌、一如昔夢、最澄大含咲語話、如夢所見、竊自知之、不向人說、圓仁于時年十五矣、

〔三代實錄陽成三十〕天皇諱貞明、先是太上天皇〇清和之第一子也、母皇太后〇藤原高子、贈太政大臣正一位藤原朝臣長良之女也、后兄右大臣藤原朝臣基經初夢、后露臥庭中、苦腹脹滿、頃之腹潰、氣昇屬天、卽便成日、其後后以選入掖庭、遂有身、去貞觀十年十二月十六日乙亥、生帝於染殿院、〇下略

〔元亨釋書四慧解〕釋源信、姓卜氏、和州葛木郡人也、父名正親、母清氏、父母詣郡之高尾寺、求子、母夢、一僧以一顆玉與之、卽有娠、信幼時夢、高尾寺有藏、藏中有數鏡、或大或小、或明或暗、一沙門取暗小鏡付信、信曰、此小暗鏡有何用、欲得大明者、沙門曰、只以此鏡至橫川瑩磨、覺而大惟、又不知橫川何處、後上睿山事慈慧、始思夢事、勵精修學、

〔古事談一王道后宮〕一條院御時、長保比、右中將成信、左少將重家、同心示合出家、〇中略或說、於三井寺慶祚阿闍梨室剃之云々、行成卿夢ニ、此重家可出家之由談給ト見テ、御堂〇藤原道長之御許ニ詣逢テ、カ

しくみえてかなふ初ゆめ、これらにてしるべし、

〔日本書紀六垂仁〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、居於高宮、時天皇枕皇后膝而晝寢、於是皇后既無成事、而空思之、兄王所謀適是時也、卽眼淚流之落帝面、天皇則寤之語皇后曰、朕今日夢矣、錦色小蛇繞于朕頸、復大雨從狹穗發而來之濡面、是何祥也、皇后則知不得匿謀、而悚恐伏地、曲上兄王之反狀、因以奏曰、妾不能違兄王之志、亦不得背天皇之恩、告言則亡兄王、不言則傾社稷、是以一則以懼、一則以悲、俯仰喉咽、進退而血泣、日夜懷悒、無所訴言、唯今日也、天皇枕妾膝而寢之、於是妾一思矣、若有狂婦成兄志者、適遇是時、不勞以成功乎、茲意未竟、眼涕自流、則擧袖拭涕、從袖溢之沾帝面、故今日夢也、必是事應焉、錦色小蛇、則授妾匕首也、大雨忽發、則妾眼淚也、

〔日本書紀十九欽明〕天國排開廣庭天皇〇欽明、中略、天皇幼時夢有人云、天皇寵愛秦大津父者、及壯大必有天下、寐驚遣使普求、得自山背國紀伊郡深草里、姓字果如所夢、於是所喜遍身歎未曾夢、〇下略

〔懷風藻〕淡海朝大友皇子二首

皇太子者淡海帝之長子也、魁岸奇偉、風範弘深、眼中精耀、顧眄煒燁、唐使劉德高見而異曰、此皇子風骨不似世間人、實非此國之分、嘗夜夢、天中洞啓、朱衣老翁、捧日而至、擎授皇子、忽有人、從腋底出來、便奪將去、覺而驚異、具語藤原內大臣、歎曰、恐聖朝万歲之後、有巨猾間釁、然臣平生曰、豈有如此事乎、臣聞天道無親、惟善是輔、願大王勤修德、災異不足憂也、臣有息女、願納後庭、以充箕帚之妾、遂結姻戚、以親愛之、

〔日本靈異記下〕女人濫嫁飢子乳故得現報緣第十六

橫江臣成負女、越前國加賀郡人也、天骨婬泆、濫嫁爲宗、未盡丁齡死、淹歷年、紀伊國名草郡能應里之人、寂林法師離之國家、經之他國、修法求道、而至加賀郡畝田村、逕年止住、奈良宮御宇大八島國白壁天皇〇光仁世、寶龜元年庚戌冬十二月廿三日之夜夢見、〇中略、於草中有太肤肥女、裸衣而踞、〇中略、林間、

正夢
虚夢

ト、心靈ト相感ズル時、其夢有ト云ヘリ、但シ金剛經ニハ、一切有爲法、如夢幻泡影ト說キテ、假事アダナル喩ヘニコレ侍レ共、四果ノ聖者、乃至辟支佛マデモ、夢ハアルナレバ、マシテ薄地ノ凡夫、爭デカ夢無ラン、心靈ノ感ズル所ナラバ、ナドカ相事モナカラザラン、文句云ク、夢者從須陀洹至支佛、悉ク有夢、唯佛ノミ不夢、無疑無習氣故ニ不夢、從五事故ニ有夢、以疑心分別覺習、因理事非人來相語、因此五事夢ミルト云云、

〔隨意錄　一〕或問夢者何由、予○冢田虎曰、周禮占夢、占六夢之吉凶、然人每有不關吉凶之雜夢也、又問、如是夢者、由想與、由因與、抑由何理與、予曰、吾未知何理也、然理之可知者、不可以爲夢也、以理之不可知者、乃謂之夢、夢者昏也、不明之謂也、

〔周禮註疏　二十五春官〕占夢、掌其歲時觀天地之會、辨陰陽之氣、○疏略以日月星辰占六夢之吉凶、○疏略註一曰正夢、註、無所感動、平安自夢、○疏略二曰噩夢、註、杜子春云、噩當爲驚愕之愕、謂驚愕而夢、噩五各反、愕同、○疏略三曰思夢、註、覺時所思念之而夢、覺吾孝反、下同、○疏略四曰寤夢、疏、註○疏誤、恐覺時道之而夢、寤本又作寤、五故反、○疏略五曰喜夢、註、喜悅而夢、○疏略六曰懼夢、註、恐懼而夢、○疏略

〔圓珠庵雜記〕春の夢は、よくあふよしにあまたよめり、後撰に、ねられぬをしひてわがぬる春のよの夢をうつゝになすよしもがな、

眞淵云、後世む月の初夢とて、こゝろむるも、春の夢はあふとての事か、又初めてみる夢の事をいふも、少しさいつころよりいへば、春の夢てふ名のみか、詩にも春夢と作れり、それよりうつれるか、○中略

伊勢集に、春のよの夢にあへりとみえつれば思ひたえにし人ぞまたるゝ、兼盛集に、思ひつゝねいればみえつ春のよのまさしきゆめにむなしからずな、六帖第五、春のよの夢はわれこそたのみしか人の上にて見るがわびしき、西行法師山家集にも、年くれぬ春くべしとは思ひねにまさ

世中は夢のわたりのうきはしかうきわたしつゝ物をこそ思へ、といへるも、浮はしに別の義なし、

〔玉勝間六〕夢のうき橋

夢の浮橋といふは、古き歌に、世の中は夢のわたりのうきはしかうち渡しつゝ物をこそ思へ、とあるより出たることにて、夢の渡りの浮橋といふは、萬葉三の卷に、吾行は久にはあらじ夢乃和太瀬とはならずて淵にてあれも、又七の卷に、芳野作とて、夢乃和太ことにし有けりうつゝにも見て來し物を思ひし思へば、など見えて、吉野川にある、夢の和太といふ名所にて、そこに渡せる浮橋也、懷風藻に、吉田連宜が從駕吉野宮詩に、夢淵と作れるも此所也、○中略 源氏の物がたりに、卷の名とせるは、夢のことにとれる也、同じ物語薄雲卷の詞に、夢のわたりのうきはしかとのみうちなげかれてといへるも、たゞ夢かといふこと也、然れば紫式部は、名所なることをしらずして、かの歌なるをも、夢のことゝおもひ誤れるにやあらん、此もの語に、夢のことゝして、卷の名につけたるより後は、ひたすら夢のことゝなれり、狹衣の歌にも、はかなしや夢のわたりの浮はしをたのむ心のたえもはてぬよ、

〔新古今和歌集一春〕守覺法親王五十首歌よませ侍けるに　藤原定家朝臣

春の夜の夢のうき橋とだえして嶺にわかるゝよこ雲の空

〔素性法師集〕補妙の枕にだにもふさばこそ夢の玉しひ下にかよはめ

〔下學集下數量〕五夢ゴム 熱氣多則見火、冷氣多則見水、風氣多者飛墜、見聞多者熱境、天神與心靈所感也。

〔壒囊抄七〕常ニ五夢ト云ハ何々ゾ

是未慥カノ說ヲ不見侍、若熱氣多キ者ハ見火ヲ、冷氣多者ハ見水ヲ、風氣多キ者ハ飛墜、多食ノ者ハ、飮食ノ不足ヲ見ル、見聞多キ者ハ、熱境ニナント云、是等ニヤ、只是モ五藏ノ掌トル所歟、其ノ神

〔躬恒集〕雨の降日人に送る

衣手のけさはぬれたる思ひねの夢ぢにさへや雨のふるらん

〔源氏物語四十御法〕御をくりの女房は、まして夢路にまどふ心ちして、くるまよりもまろびおちぬべきをぞ、もてあつかひける、

〔古今和歌集恋十二〕寛平御時、きさいの宮の歌合のうた、　藤原としゆきの朝臣

住の江の岸による浪よるさへや夢の通ひぢ人めよくらん

〔倭訓栞前編三十五〕ゆめのたゞち　夢の直路也

見しはなほ夢のたゞちにまがひつゝ昔は遠く人はかへらず、菅家万葉集には、夢の只径と書り、

〔躬恒集〕はじめて

あはぬよもあふよもまさしいをねらば夢のたゞちはなれやしぬらん

〔古今和歌集恋十二〕寛平御時、きさいの宮の歌合のうた、　藤原としゆきの朝臣

恋わびて打ぬるなかに行かよふ夢のたゞちはうつゝならなん

〔新拾遺和歌集羇旅九〕羇中夢　前大僧正實超

古郷にかよふたゞちはゆるされん旅ねの夜半の夢の關守

〔倭訓栞前編三十五〕ゆめのうきはし　源氏巻の名より始れり、夢浮橋也、夢よりうつゝ、現より夢と情の相通ふをいふといへり、

〔河海抄二十夢浮橋〕爰に此巻を夢浮橋と題する事、詞にもみえず、歌にもなし、古来の不審なり、凡夢のうきはしとつゞけたる事、是よりはじまれり、○中略眞實の義は、夢の一字の外に別の心なし、浮橋は夢にひかれて出來詞なり、凡當流の義は、諸事やすきを以て正說とするゆへ也、されば本歌の

右十四首、中臣朝臣宅守、

〔日本釋名中人事〕夢ユメ　ゆは、ゆうべなり、下略也、めは、見る也、みとめと通ず、ゆうべに見る也、一説、いね見也、いとゆと通じ、みとめと通ず、ねを略す、

〔榮花物語四見はてぬ夢〕粟田殿〇藤原道兼ゆめ見さはがしうおはしまし、〇下略

〔伊呂波字類抄无畳字〕夢想

〔玉海〕治承四年三月十七日己巳、自今日三箇日、奉幣帛於大原野社、依有夢想事也、

〔歌林良材集上〕夢をかべといふ事夢をばぬるにみるによりて、夢をかべとはいへり、かべもぬる物になるによりて也

〔圓珠庵雜記〕ゆめをかべといふ

眞淵云、むかしは、いめとのみいひたり、いつの比よりゆめとは誤りけん、後撰戀一、まどろまぬかべにも人を見つる哉まさしからなん春のよのゆめ、

〔後撰和歌集戀九〕源おほきがかよひ侍りけるを、後々はまからずなり侍てければ、となりのかべのあなより、おほきをはつかにみて、よみてつかはしける、　するが

まどろまぬかべにも人をみつるかなまさしからなん春の夜の夢

〔八雲御抄三下人事〕夢　ぬるたまとも云後抄

ぬばたまのゆめは、たゞ夜の心也、ぬば、むば、いづれも同事也、　夢ぢ　ゆめのうきはし　夢のただち

〔藻鹽草十六人事〕夢〇中略

春の夜の夢〇中略　うき夢　夢かる、まどろむなり　夢覺　はかなき夢　見はてぬ夢世間の事にも云り　夢をはかなみまどろめば　みる夢　夢かよふ〇中略　冬の夢　まどろむ夢〇中略　初夢〇中略　うき世の夢〇中略　みよのことまでみゆ

名稱

外人は釣竿をかたげて川狩にゆくなかに、道老人のみは野山を經めぐりて蛇を數隻とり來り、是を按排して酒のみて樂みける、道人俗やう御家流の美筆にて、壯き頃は弟子そこばく有しが、斯る奇癖ある人なれば、竟に弟子もみな來らず、奈何なれば然やうに虫を好玉ふぞと問ければ、老人答て、世人獸の肉をさへ食する者あり、夫に合しては虫は大いに上品の者なりと云けり、寛政末のころ、六十餘歳にて死去す、同所熊野横町高德寺に葬す、

〔閑際筆記中〕齊人齧食(器皿ノ者ナ此、味ニ難キ言)ヲ好者アリ、食スル每ニ、其傢ヲ齧必器皿ヲ壞ニ至、余(井○藤)が相識所ノ一人モ亦如此、之要スルニ嗜味ノ致所ナリ、可不戒哉、

夢

夢ハ、イメ、又ハユメト云フ、夢ハ睡眠中ニ發スル精神ノ作用ニシテ、偶、前徵ヲ爲スコトアルニ由リ、古來夢ヲ以テ吉凶ヲ判セシコト尠カラズ、而シテ夢占ノ事ハ、方技部觀相篇ニ、夢告ノ事ハ、神祇部神託篇ニ、初夢ノ事ハ、歲時部年始雜載篇ニ各、其條アレバ、宜シク參看スベシ

〔類聚名義抄七夕〕夢(莫公反、又去也、ユメ、イメ、ミシニ、)　〔同六十七〕寢(正夢字)

〔伊呂波字類抄由人事〕夢(ユメ)

〔干祿字書去聲〕㝱夢(上俗下正)

〔萬葉集四相聞〕吹黃刀自歌二首

眞野之浦乃、與騰乃繼橋、情由毛、思哉妹之、伊目爾之所見、(○下略)

〔萬葉集十五〕竹敷浦舶泊之時、各陳心緖作歌十八首

安伎佐禮婆、故非之美伊母乎、伊米爾太爾、比左之久見牟乎、安氣爾家流香聞、(○中略)

中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌(○中略)

於毛波受母、麻許等安里衣牟也、左奴流欲能、伊米爾毛伊母我、美延射良奈久爾、(○中略)

矮屋に住り、潔癖にて唯物をむさ〳〵しくおぼえけらし、常に門戸を閉て來る人ごとに名乘せざれば開かず、あさくらや木の丸どの、心地す、人に物をあたふるは門人のためといへども、かならず眼よりうへにさし上、是も潔きがためとぞ、

〔百家琦行傳五〕峻山和尚

峻山は阿州三好郡、農夫來代顏左衞門といへる者の子なり、幼稚ときより出家して、○中略德島勢見に住す、(寺號今忘たり)后隱居して同國南方日和佐藥王寺に閑居す、博識にして詩をよくし、最能筆なり、別號閑々子、また換水和尚とも云り、常に手水鉢、泉水などの水を換ることを好み、遊人來る每に手つだはせて水をかふる事なり、今換し水を外人來れば亦換さする、敢て潔癖といふにはあらず、唯汲おきの水をきらふと見たり、されば一紙書を需る者は、一瓶の水を汲べしと書て、門にはり置けり、○下略

〔百家琦行傳三〕蛇隱居

天明寛政の頃、東武青山或御組屋敷のほとりに、武家の隱居ありけり、氏を武谷、俗稱を又三郎と云けり、這人希有の癖あり、常に虫を食する事を好み、朝夕前栽のうちを掃除し、蛅蟖(けむし)、芋むし、はさみ虫、蜘蛛、蝶、蜥蜴(とかげ)、ひきがへる、都て何によらず虫とだに看ときは、忽ち捉てこれを食ふ、小き虫は羽と足と髭をぬきてその儘喰す、蜘なども其ごとく、蛅蟖は毛を燒てくひ、蟾蜍は腹を割てはらわたを棄、皮をはぎて醬油をつけ燒て食す、さればにや此家には虫といふもの一向になく、客次には蠅一隻とぶ事なし、皆這老人がくひ盡しけるなり、我家の前栽はさらなり、雨降のせんざいまで虫一隻も生せず、万望は蚊と蚤をもとり給らんやなど、戲れいふ人も有けり、虫多き中にも、第一の好味として憘び食するものは蛇なり、皮をはぎ、骨を去り、二三寸程づゝに斬て竹串にさし、炙物にして食す、予其ころ此老人に蛇のかばやきを貰ひて食たり、はなはだ美味ものなりし、

人ごとに一つのくせは有ものを我にはゆるせ敷島のみち、歌よみのくせも、西行法師は縁行道してうそぶきてよみし、和泉式部は引かづきてよみ、はれの時はかほをふところにさし入てよみける、道綱の母は燈を背きて目をとぢて案じけるとぞ、

〔名物六帖 人事四 性行箋 略〕好潔（左傳、邾莊公、卞急而好潔、）　潔癖（澄懷錄、元章有潔癖、）　潔疾（文選披沙、古今潔疾莫知庾炳之、王思微、米南宮、倪元鎮、）

〔類聚名物考 人事一〕潔癖　きれいずき　潔病　淨病　好潔

世に奇麗好といふくせ有り、又不潔癖も是に同じ、これ多くは天質によるといへども、疳積もちの癲狂にちかき人に有るやまひなり、故に潔病とも云ふ、または愚癡にして、物に疑ひ深きよりもおこることなり、または淨病とも云ふ、但故人先達名ある人にも此癖あれば、是病といふもまたむべなり、

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年三月辛卯、出雲權守正四位下文室朝臣秋津卒、（略）○中論武藝足稱驍將、但在飲酒座、似非丈夫、每至酒三四杯、必有醉泣之癖、故也、

〔萬葉集 三 讃酒歌〕太宰帥大伴卿讃酒歌十三首（略）○中
賢跡物言從者、酒飮而、醉哭爲師、益有良之、

〔常山紀談 十八〕東照宮御指の中節たことなり、年老させ給ひては、屈伸しがたくおはす是はわかき御時より數度の戰ひに、初の程は麾にて下知せさせ給へども、事急なるに及ては、かゝれかゝれとて、御拳にて鞍の前輪をたゝかせ給ふに、血流れて出る、かくのごとき事、幾度ともなき故となり、

〔續近世畸人傳 三〕藤堂樂庵　檜林由仙（略）○中
由仙檜林氏は外療の名家なれども、性質朴寡欲にして、其伎を賣んとせざれば甚貧しく、居るに奴婢なく、出るに僕從なく、儒服を著し、藥籠をみづから携ふ、中年妻を喪て一男一女をはぐゝみ、

つに色を替らせ、中庭の泉水には、當下はやりし島といへる金魚を放ち、這ところより樓上まで梯木をかけ、その梯木二木づゝ、縞にくみたり、左右唐樹つくりの欄干、擬寶珠にいたるまで、殘らず縞のかたちに造れり、中庭の北おもて、隣家の壁まで遠方より縞にぬらせ、店頭の長暖簾はいふもさらなり、疊の縁までみな縞なりき、然ば島の勘十郎とて、當頃名だかき人なりしとぞ、平安鹿角比豆流とかいへる人、東都馬琴翁へ書ておくられたる儘茲にしるす、

〔先哲叢談續編十二〕西山拙齋

拙齋有愛石癖、自許以米顛、所蓄數十百品、自命華岳匡廬之稱謂、貯置堂廡揷其戶壁、以南宮拜石圖、無朝無暮、撫玩自娛、又有紫石英四五寸許、高八分五釐、濶一寸二分、厚六分、大如棗栗、映日瑩徹、中含富岳眞形、削成突兀、紫氣罩之、岳頂皎白豆許若雪、光彩燦目、擧而瞰之、突如山峯戴雪狀、珍重特至、不曾連城、名曰玉芙蓉、採勝訪人、不必離身、常在坐側、嘗遊平安、諸貴人傳聞其事、爭請撫覽、因遂經至尊宸覽、既製匣藏之、自題蓋上、以天覽二字、斯事籍甚聞於四方、至有刻石類印而贈者、是亦一奇行矣、

〔名家略傳四〕夜雨禪師

筑紫の山中にひとりの禪師あり、名を越宗、字は蘭陵といひて、何れの所の人といふことを知らず、特に夜雨を愛して、いつにても雨ふりける夜半毎に、香を焚き靜坐して、曉までも睡りにつくことなし、かゝれば山村の人、はじめその名をしらざれば、たゞ何となく夜雨和尙とぞ呼ける、

○按ズルニ、詩歌音樂ヲ嗜ミ、飮食、器財、動物植物等ヲ好ム者ノ事ハ、文學、樂舞、食物、器用、動物、植物等ノ各部ニ載ス、其他類推スベシ、

〔倭訓栞前編八久〕くせ　癖疾をいへり、毛病も同じ、字書に癖は嗜好之病といへり、晉書に王濟有馬癖、和嶠有錢癖、杜預有左傳癖、又王福時譽兒癖、黃魯直香癖、李渉竹癖と見えたり、或はくせ事、くせものなどに、曲をよめり、諺に人に一癖といへり、慈鎭和尙の歌に、

ナヌト人間ヘバ、カユヨリモ疑タルハ、ハルカニ味ヨキ也ト答ケリ、コレホドニ法喜禪悦ノ食ヲアヒセバ、佛道遠カラジ、カクノゴトク、或ハ詩歌管絃ニスキ、或ハ博弈田獵ヲコノミ、色欲ニフケリ、酒宴ヲアヒスル人、是ニヨリテ財寶ノ費、身命ノホロビ、病ノオコリ、禍ノキタランコトヲワスル、世間ノコトコノム所、コトナルガゴトシ、

〔百家琦行傳 一〕菖蒲革馬肝

馬肝は麻布白銀に住し、俳諧を業とす、常に菖蒲革の摸様をこのみ、衣服は上下ともに皆菖蒲革色にそめ、三角のもやうをちらし、家の壁など緑革のもやうにはり物し、器財もおほくは萌黄いろになし、三角に製したる器をもてり、三度の食事すら握り飯を三角に製させ、常に是を食しけり、最滑稽なり、一時社中の人々、何ぞ宗匠の憎ぶものを贈べしと、互にいひ合せ、一人は菖蒲革の夾偖をおくる、一人は三角に火鉢を焼せておくりけり、今一人は蚤蝶をおくりけるが、馬肝これを殊のほか催喜しとぞ、○中略

島の縞十郎

元祿の頃、京都室町通三條の南に、櫻木縞十郎と云ひし者在けり、古器古書畫の鑑定をよくしたり、道人つねに縞のものを好み、衣服より、帯、足袋にいたるまで、色々の縞を著し扇のもやう副刀の鍔、さや、柄糸、印籠、雪踏の緒までも、みな縞ならずといふ事なし、旦暮の食事にも、飯はさらなり、汁は千蘿蔔、かうのものも新漬と古漬と行儀よくきざみ双べ、煮物は大根、牛房、胡蘿蔔など、ほそく切てならべ、縞のごとく器にもり、魚の類も鯵、しま鯛、すぢ鰹、すべて筋あるものを用ひ、椀折敷のたぐひは、皆縞にぬらせ、婢女、奴僕にいたるまで、殘ず縞の衣服を著せたり、然ども狂て異を好むにあらず、天性かくありしとぞ、家居も世にめづらしく、棟上の格子さま〳〵の縞にくみ建店頭もいろ〳〵の唐木もて、おもしろく組建し縞の格子、ひさしの垂木は紫竹と寒竹にて、三本づ

ら名とはそらにをほえうかぶを、いみじきことに思ふに、夢にいときよげなるそうの、きなる地のけさ著たるが來て、法花經五卷をとくならへといふと見れど、人にもかたらず、ならはんともおもひかけず、物がたりのことをのみ心にしめて、我は此ごろわろきぞかし、さかりにならば、かたちもかぎりなくよく、かみもいみじくながくなりなん、ひかる源氏のゆふがほ、宇治の大將のうき舟の女ぎみのやうにこそあらめと、おもひける心、まづいとはかなくあさまし

〔沙石集四上〕無言上人事

人ゴトニ我好ム事ニハ、失ヲ忘レテ愛シ、我ウケヌコトニハ、失ヲ求テソシル、然レバ我好マン事ニハ失有テ、人ノソシランヲカヘリミテ、カタク執スベカラズ、ワガウケヌ事ニハ、得ノ有コトヲカンガヘテ、アナガチニソシルベカラズ、是達人ノ意モチナルベシ、〇中略或入道圍碁ヲコノミテ、冬ノ夜ヨモスガラ打アカス、中風ノ氣有テ、手ヒユル故ニ、カハラケニテ、石ヲイリテ打、油ツクレバ荻ヲタキテ打ニ、灰身ニカヽレバ、笠ウチキテ打アカス由、近程ニテ聞侍キ、坐禪修行ナンド、コレホドニセン人、悟道カタカラジ、又有下手法師、酒ヲアヒスル有キ、直モナキマヽニ、一衣ノカタ袖ヲトキテ、カヒテ飲ケリ、是ホドニ三寶ヲモ供養シ、父母ニモ孝養シ、悲田ニモ施シ、惜ム心ナクバ、感應ムナシカラジ、物ノナキト云テ、善事ヲ行セヌハ、物ノナキニハアラズ、タヾ志ノナキナリ、或入道餠ヲ好ム、醫師ナルユヘニ、請ジテ主ジ餠ヲセサスルニ、カノ音ヲ聞テ、始ハ小音ニオウオウト云ホドニ、次第ニ高クオウ〳〵ト鞘ナンド乞樣ニヲメキテ、ハテハ疊ノヘリニツカミツキテ、入道ガキカヌ所ニテコソシ候ベケレ、カノツク音ヲ聞候ヘバ、タエガタク候トテ、モダヘコガレケリ、此事ハカノ主ノ物語ナリ、佛法ヲ愛シ、佛ノ音聲ニ歡喜ノ心カヽラン人、得果疑ナカラン、コレホドノ事ハマレナレドモ、人ゴトニアヒスル事有、セメテ物愛シセヌモノハ、或ハ晝寢ヲ愛シ、或ハ徒ナルヲアヒス、南都ノ或ル寺ノ僧、朝ノ粥ヲクハズシテ、日高マデ眠ル、イカニ粥ハメ

〔文德實錄 五〕仁壽三年二月甲戌、治部少輔兼齋院長官從五位下藤原朝臣關雄卒、○中略關雄少習ㇾ屬ㇾ文、性好ㇾ閑退、常在ニ東山舊居、耽ニ愛林泉、時人呼ニ東山進士、

〔更科日記〕あづまぢの道のはてよりも、なをおくつかたにおひ出たる人、いかばかりかはあやしかりけむを、いかに思ひはじめける事にか、世中にものがたりといふもの、あんなるを、いかでみばやとおもひつゝ、つれ〲なるひるまよゐなど、あね、まゝ母などやうの人々の、其物語りかのもの語、ひかる源氏のあるやうなど、ところ〲かたるをきくに、いとゞゆかしさまされど、わがおもふまゝに、そらにいかでかおぼえかたらむ、いみじく心もとなきまゝに、とうしんにやくし佛をつくりて、手あらひなどして、人まにみそかにいりつゝ、京にとくあげ玉ひて、ものがたりのおほく候なる、あるかぎり見せたまへと、身をすてゝぬかをつき祈り申ほどに、十三になるとしのぼらんとて、九月三日かどでして、いまたちといふ所にうつる、○中略かくのみ思ひくんじたるを、心もなぐさめんと、心ぐるしがりて、はゝ物語などもとめてみせ給ふに、げにをのづからなぐさみゆく、むらさきのゆかりをみて、つゞきのみまほしくおぼゆれど、人かたらひなどもえせず、されどいまだみやこなれぬほどにて、えみつけず、○中略いと口をしくおもひなげかるゝに、をばなる人の、ゐなかよりのぼりたる所に、わたいたれば、いとうつくしうおひなりにけりなど、あはれがりめづらしがりてかへるに、何をか奉らん、まめ〲しきものは、またなかりなむ、ゆかしくし給なるものを奉らんとて、源氏の五十餘卷、ひつにいりながら、ざい中將、とをきみ、せり川、しらゝ、あさうづなどいふものがたりども、一ふくろとり入て、えてかへる心地のうれしさぞいみじきや、はしなくわづかに見つゝ、心もえず心もとなく思ふ源氏を、一の卷よりして、人もまじらず、木丁のうちに打ふして、ひきいでつゝ、みる心地、きさきのくらゐもなにかはせむ、ひるは日暮し、よるはめのさめたるかぎり、火をちかくともして、是を見るよりほかの事なければ、をのづか

〔俳諧栞草中編十三〕たしむ　嗜をよめり、〇中略俗に好物に祟なしといふ、間情偶奇に、平生愛食之物、卽可ㇾ養ㇾ身と見えたり、

〔伊呂波字類抄志疊字〕嗜欲

〔書言字考節用集九言辭〕嗜欲シヨクホツ蔽ㇾ明ノイフ〔淮南子、逐ㇾ獸者目不ㇾ見二太山一、嗜欲在ㇾ外、則明所ㇾ蔽矣、〕

〔愼思錄二〕嗜之一字、人情之所ㇾ不ㇾ免、而嗜而不ㇾ止者、乃傷ㇾ財亡ㇾ身之基也、看二其所ㇾ嗜之淺深一、其禍之細大緩急可ㇾ知也、

〔類聚名物考人事一〕嗜好

凡そ人の心の好む所各同じからず、猶面の人々同じからざるが如し、されば世の人の耽著のおもむき、敢て諫るにあらざる歟、古人の辭にも、晝短苦夜長、何不秉燭遊といへるは、賞翫に耽るものなり、又は百年三萬六千日、一日須傾三百杯といへるは、麴蘖に耽る者なり、或は野客吟殘半夜燈とは、詩賦に耽るものなり、長夏惟消一局棋とは、博奕に耽るものならずや、また和歌にも、なかなかに戀に死なずば桑子たぞといへるは、好色の道に耽るものなり、〇下略

〔めのとのさうし〕ものを御すき候と申事により候、びは、琴、ご、すぐろく、かい、花もみちなどに、すきたるはよし、またわらはにすきて、愛し給ひし人もあり、されども寛平のみかどの、こうきうは、つねに歌合に御すき候て、今にのこり候、かやうのやさしき御事、さる御事にて候、誰もやさしきすぢに、いはれさせ給へるぞ、その御歌ぐち、いかゞぞなど申傳へ候なり、そうじて物を御すき候はば、いちご御すき候へ、みやうもくに、へたの物ずきといふ事あり、されどもふかくこゝろにいれられ候はゞ、めでたかるべし、なにとやらん、ひとさかり〳〵御すき候て、末もとをらぬは見にくし、一かうぐちむちには、をとり候とこそおもひ候へ、昔人もさこそは申をきさぶらひし也、

〔秦山集雜著丙丁錄〕我國愛櫻花、西土愛牡丹、我國嗜鶴、西土嗜牛、兩國習俗不ㇾ同、多類ㇾ此、

嗜好

〔愼思錄 一〕情慾之萌、其初甚微、故制之也易、後來陷溺之久、雖知其不可、而不能克之、故不制之小、則難禁其大、古語曰、兩葉不除、將用斧柯、豈不然乎、然則人之所好、其始不可不察、

〔泰山集 戊己錄 二〕去人欲無他法、譬如孤軍乍遇敵、只得捐軀以向前而已、若欲靜以制之、則天理人欲不容並立、彼之勢已爲主矣、些少功力豈所能及哉、

一念之欲不能制、其罪至於欺天、可懼哉、

○按ズルニ、嗜欲ノ事ハ廉潔篇ニ、貪欲ノ事ハ富篇ニ載ス、

〔新撰字鏡 女〕嫺（胡周止由二反、女字、好皃、(中略)己乃牟、）　嫪嫽嫽（三形同、(中略)呼鳥假玄二反、己乃牟、）　嬳（直角反、直好皃、(中略)己乃牟、）　〔同 連字〕傺然（好也、喜也、己乃牟、）

〔類聚名義抄 女 二〕好（呼到反、コノム、）　〔同 口 二〕嗜（音視、和志、コノム）

〔伊呂波字類抄 古 辭字〕嫉（コノム）　意　嬉　嬁　欣　姣　姻　娽　愛（愛字）　嫿　娙　婾　忔　耽

嗜　覩（見）　皖（已上同、宮好也、）

〔書言字考節用集 九 言辭〕好（コノム）　樂（同）　喜（同）

〔倭訓栞 前編 九〕このむ　好樂をよめり、嗜好の義也、新撰字鏡に嫺又嫪又嫽又傺然をよめり、

〔倭訓栞 前編 十二〕すく。　嗜好をすきこのむといふ是也、歌にもよめり、

〔名物六帖 人事四 性行箋〕石癖（イシズキ）（雲林石譜、廬江士人魯子明有石癖、）　異嗜（キヘウナルスキ）（辨餘博覽）　香癖（カウズキ）（洞天墨錄、宋高初本墨抄、又兼香癖、）　研癖（スリズイキ）（五雜組、蔡氏可謂佳、有研癖矣、）　馬癖（ムマズキ）（東坡集、杜預有左傳癖、王濟有馬癖、王嗣時有書見癖、）　墨癖（スミズキ）（文字禪、司馬君實無所嗜好、獨蓄墨數百、或謂之書癖、其亦司馬之墨癖也、墨莊漫錄、李格非者破墨癖戲、）　錢癖（セニズキ）　茶癖（チヤズキ）

〔倭訓栞 中編 十五〕つ。な。む。　日本紀に嗜をよめり、津嘗（ナム）の義なるべし、

〔日本書紀 二十六 齊明〕六年三月、阿倍臣乃積採帛兵鐵等於海畔、而令貪嗜（ホレノフナマ）、

〔伊呂波字類抄 太 辭字〕嗜（タ。シ。ナ。ム。）

の心をおこされにけるにか、さて家にかへりてこのぞうながくた　ん、もしをのこゞもをんなごもありとも、はか〴〵しくてはあらせじ、あはれといふ人もあらばそれをもうらみんなど、ちかひてうせたまひたれ。〇下略

〔類聚名義抄六心〕慾〇音欲 子〇カフ〇 貪欲　〔同九欠〕欲余蜀反、和ヨク、

〔書言字考節用集八言辭〕欲心　欲情　欲念　欲得

〔壒嚢抄一〕物ヲヨクボルト云ハ何ノ字ゾ、欲々ト書也、欲々シキナド云同事歟、欲ノ字ヲホル共、ホシヽ共ヨム也、ヨクボルトハ訓、音ニ重說スル詞也、欲ノ字ヲ万葉ニハホリトヨム、ホリホルハ同ジカルベシ、万葉集ニ雨ヲ悅ブ歌ニ、

我ガ欲シ雨ハ降來ヌカクシアラバコトアゲズトモ年ハ榮エム、ト云ヒ、ホシカリシ雨ハ降タリト悅也、コトアゲセズトハ、事々シク不祈ラ共ト云也ト云リ、欲ヲバ遊仙窟ニハフク。ツケ。共讀ム、

〔徒然草上〕世の人の心まどはす事、色欲にはしかず、人の心はをろかなる物かな、匂ひなどはかりの物なるに、しばらく衣裳にたきものすとしりながら、えならぬ匂ひには、必心ときめきする物なり、久米の仙人の、物あらふ女のはぎのしろきを見て、通をうしなひけんは、誠に手、あし、はだへなどのきよらに、肥あぶらづきたらんは、外の色ならねばさもあらんかし、

〔五常訓四禮〕

飲食と男女と財寶とは、人の大欲の生ずる處也、故に、およそ人の過惡の出來るは、多くは此三よりおこる、心のこのむに打まかせてはあやうし、道理にそむき、わざはひ生ずる本なり、此三をこのむは、人情にして、なくんばあるべからず、されど禮を以て節せざればこれを用る理を失なひて、必大慾生じ、惡にながる、故に禮なければ、人道不立して、禽獸の行に同じ、

をあやしみて、正通おもふこゝろ有てつかうまつれるにやと申ければ、さすが心ぼそくや思ひけん涙をながしけり、さて罷出るまゝに、高麗へぞ行にける、世をおもひきらむには、かくこそ心きよからめと、いみじくあはれなり、

〔大鏡五太政大臣伊尹〕あさなりの中納言と、一條攝政〇伊尹とおなじおりの殿上人にて、しなのほどこそ一條殿とひとしからね、身のざえよおぼえやむごとなき人なりければ、頭になるべき次第いたりたるに、又この一條殿さうなくだうりの人にておはしましけるを、このあさなりの君申給ひけるやう、殿はならせ給はずとも、人わろく思ひ申べきにあらず、後々も御心にまかせさせ給へり、そのれは、此たびまかりはづれなば、いみじうから〇ら原作う、今從二一本一改かるべきことにてなん侍るべきを、のかせ給ひなんやと申給ひけれど、こゝにもさおもふ事なり、さらばさり申さんとの給ふぞ、いとうれしとおもはれけるに、いかにおぼしなりにける事にか、やがてとひこともなくなり給ふにければ、かくはかりたまふべしやはと、いみじう心やましと思ひまされけるほどに、御中よからぬ事にてすぎ給ふ程に、この一條殿の御つかゝまつり人とかやのために、なめきことしたまひたりけるを、はいなしなどばかりは思ふとも、いかにことにふれてわれなどをばかくなめげにもてなすぞと、むつかり給ふときゝて、あやまたぬよしも申さんとて、まいられたりけるに、さやうの人に我よりたかきところにまうでゝは、こなたへとなきかぎりはうへにものぼらで、しもにたてる事にてなんありけるを、これは六七月のいとあつくたえがたきころ、かくと申させて、いまや〱と中門にたちてまつほどに、西日もさしかゝりて、あつくたえがたしとはをろかなり、心ちもそこなはれぬべきに、はやうこの殿は我をあぶりころさんと、おぼすにこそありけれ、やくなくもまゐりにけるかなとおもふに、すべてあくしんおこる事はをろかなり、よるになる程さてあるべきならねば、さくをおさへてまちければ、たうとおれける、いかばかり

〔書言字考節用集 八言辭〕恨望ウラム文選 怏同韻會、怏恨也、 恨同 憾同 懟同史記 譤同 怨同 悕ウラメシ同 忡同

〔倭訓栞 前編四字〕うらみ 恨をよめり、怨望をよむは義訓也、裏見の義也、前を見ずして、後を見るは、怨恨の意あり、○中略 うらめしともいふ、めし反み也、靈異記に悕をうらめしみとよめり、

〔拾芥抄 下本諸教誡〕源信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々○中略

一不論親疎不可恨人○中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、

〔武門鑑草〕楠正成、何となく君を恨み奉る心の出來なば、天照大神の御名を唱べしと、常に士卒に示し玉ふも、日神と上樣とは、御一體なるゆへなり、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 至於火神軻遇突智之生也、其母伊弉冊尊、見焦而化去、于時伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、

〔日本書紀 二十敏達〕十四年八月己亥、天皇病彌留、崩于大殿、是時起殯宮於廣瀨、馬子宿禰大臣、佩刀而誄、物部弓削守屋大連听然而笑曰、如中獵箭之雀鳥焉、次弓削守屋大連、手脚搖震而誄、搖震戰慄也、馬子宿禰大臣笑曰、可懸鈴矣、由是二臣微生怨恨、

〔日本靈異記 中〕恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死緣第一

親王長屋○中略 見之、以牙冊以罰沙彌之頭、頭破流血、沙彌摩頭捫血、悕哭而忽不見、所去不知、○中略

悕ウラメシミ

〔古今著聞集 四文學〕橘正通が身のまづめる事を恨て、異國へ思ひたちける境節、具平親王家の作文序者たりけるに、是を限りとやおもひけん、

齡亞顏駟過三代而猶沈、恨同泊鸞歌五噫而欲去とぞかけりける、源爲憲其座に作けるが、此句

愧

〔倭訓栞字書四〕うらやむ　羨をよめり、日本紀に嫉をもよみ、新撰字鏡に快もよめり、裏病の義也、うらは心裏をいふ、靈異記に妬忌をうらやましともいふ、まし反み也、

〔日本靈異記上〕人畜所履髑髏救收示靈表而現報緣第十二

萬呂怪而問之、答、昔吾與兄共行交易、吾得銀卅斤許、時兄妬忌殺我取銀、○中略

妬○忌○二合、ウラヤマシ、千眞

〔日本靈異記中〕恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死緣第一

有嫉妬人讒天皇聖武○中略奏、長屋謀傾社稷將奪國位、○中略

嫉○妬○二合、ウラヤミ、

〔伊勢物語上〕むかし男有けり、京に有わびて、あづまにいきけるに、いせおはりのあはひの海づらをゆくに、なみのいとしろくたつをみて、

　いとゞしく過ゆくかたのこひしきにうら山しくもかへるなみかな、となんよめりける、

〔源氏物語紅葉賀七〕くれぬれば、みすの内に入給をうらやましく、むかしはうへの御もてなしに、いとけぢかく人づてならで、物をもきこえ給ひしを、こよなううとみ給へるも、つらくおぼゆるぞわりなきや、

〔類聚名義抄心六〕怨於願反和ヲン　ウ○ラ○ム○　惌古　悆古　悁怨俗　惋於遠反ウラム　音騎　悵悢胡慇反ウラム　怊

恪音懇ウラム　慍俗　悃悵悵字　懟諸古反ウラム　悵丑亮反ウラム　悢音良ウラム　悄悁一全反又烏玄反ウラム　悄怏千小

反ウラム　慼ウラム　懐直　愁音秋ウラム　慊古甞字ウラム　悿十豪反ウラム

〔伊呂波字類抄人字事〕恨ウラミ　ウラム　憂　怨　悵　慽　憾　悄　偽　汗　懟　嫉　偉　忌　慭　忿

啐　愍　悽　悰　殆　澄　浦　慹　惋　服　懟　猜　悶　望　邂　君　慊　岑　悁ウラ已上

ム

羨

寛、大和守重弘等、而面々固辭之間、被仰長門江太景國畢、仍來月潜奉相具、可上洛之由被定云云、他人辭退者、御臺所妻〇源賴朝政子御嫉妬甚之間、怖畏彼御氣色之故也云云、

〔明良洪範十一〕古老ノ物語リニ、嫉妬スル婦人ハ早ク離別スベキ事也、大身小身ニヨラズ、妻ノ嫉妬ヨリ國家ヲ失フ事、古今少カラズ、聖人七去ノ中ニ嫉妬ヲ加ヘ給フモ宜也、寛文年中ニ、水野信濃守元知、又高力左近將監降長、此兩家ノ改易ニナリシモ、其本ハ内室ノ嫉妬ヨリ起リシ事也、又慶安年中ニ、寺澤兵庫頭忠高妻ヲ相馬家ヨリ娶レリ、其内室嫉妬ノ心ヨリ實家ノ相馬家ヘ歸テ、再ビ忠高方ヘ來ラズ、此事ヲ苦勞ニシ、忠高ツヒニ自殺シ家亡ビタリ、又加藤式部少輔明成、京極若狹守忠堅、此二將ハ内室ノ嫉妬ヲ厭テ、妾腹ノ男子アルヲ國許ヘ隱シ置キ、披露セザリシ故ニ血統ヲ絶ス、福島左衞門大夫正則ハ、世ニ聞エシ强勇ノ將ナレドモ、内室嫉妬ノ事ヨリ怒テ長刀オツ取リ切ントスル時、正則色ヲ變ジテ表廣間マデ逃出シテ、近士ニ云ケルハ、我戰場ニ於テ是迄敵ニ後ロヲ見セシ事ナケレドモ、今日ハ疊ノ上ニテ敵ニ後ロヲ見ラレタリ、サテモ女ノ怒レル程、スサマジキ物ハナシト語リケルト也、又内藤帶刀忠興ノ内室ハ、世上ニ沙汰セシ大嫉妬ノ惡女也、妾ノ懷妊シタル事ヲ聞出シ、何氣ナキ體ニテ其妾ヲ招キ、懇ニ浮世話シナド咄シノツイデニ、御身ハ殿樣ノ御胤ヲヤドシタル由、誠ニ愛度事也、安產ノ爲メ腹ヲナスリヤラントテ、化粧ノ間ヘ連行キ、仰向ニ寝カシ置キテ、兼テ用意仕置キタル火ノシニ、火ヲ山ノ如ク入タルヲ持出シ、其妾ノ腹ノ上ヘ載、燒殺シケル、〇下略

〔新撰字鏡女〕妖(一以燕二反、〇〇〇中略)宇耳也牟、〔同十〕快(於高反、中略)宇耳也牟、

〔類聚名義抄六心〕惕ウラヤム

〔日本釋名中人事〕羨ウラヤマシ　うらやむ、うらは裏也、心の中也、うらかなし、うらさびしなど云うらのごとし、やましは病し也、よその幸をうらやみねがへば、わが心の中うれへやましきもの也、

座ノ仁王講ヲ可行キ事ヲ始ム、略○中其ノ總講師ニハ、懐國供奉ト云フ人ヲナム請ズル、略○中而ルニ其ノ日ニ成テ、漸ク事始ムル程ニ、略○中總講師先ヅ申上ゲンガ爲ニ、佛ヲ見奉ル程ニ、彼ノ一供奉甲ノ袈裟ヲ著テ、袴扶ヲ上テ、怖ク氣ナル法師原ノ、長刀提タル七八人許ヲ具シテ、高座ノ後ニ出來テ、三間許去立テ、脇ヲ掻テ居ヲ高ク仕テ、嗔テ云ク、彼ノ講師ノ御房、山ニテコソ遙ニ止事无キ學生トハ見進シガ、此ノ國ニテハ守ノ殿、我レヲコソ國ノ一法師ニハ被用レ、他ノ國ハ不知ズ、此ノ國ノ内ニハ、上下ヲ不論ズ、功德ヲ造ル講師ニハ、國ノ一供奉ゾナム、必ズ請ズルニ、御房止事无ク坐ストモ、賤キ己ヲ可請キニ、己ヲ債作ラ、彼ノ御房ヲ請ジ進ルハ、守ノ殿ヲ无下ニ蔑リ奉ルニハ非ズヤ、今日事ハ闕タト云フトモ、其レニ講師ハ不令爲ナレ、穴糸惜シ、法師原詣來、此ノ總講師ノ御房ノ居タル高座、覆セト云ヘバ、即チ法師原寄テ覆サムト爲ルニ、講師丸ビ下ル程ニ、長短ナレバ逆樣ニ倒レヌ、從僧共提ニ提テ、高座ノ迫ヨリ將逃レバ、其後一供奉ノ代ニ乘登テ嗔レバ、講師ノ作法共シツ、餘ノ講師共ハ我ニモ非ヌ心地シテ、行ヒモ非ズ、事皆亂ヌ、國ノ者共モ一供奉ニ未ダ不見者共ハ、事ニモゾ懸ルト思テ、後ノ方ヨリ皆逃テ行ケレバ、人少ニ成ヌ、即チ事畢ヌレバ、總講師ノ料ニ儲タリツル布施共ハ、皆一供奉ニ取セツ、殘リ留タル國人共ノ、思タル貌氣色極テ本意无キ氣色也、其ノ後墓无クテ任モ畢レバ、一供奉モ京ニ上ヌ、守モ二三年許ヲ經テ死ヌレバ、一供奉寄リ付ク方无クテ、極テ便无ク成ヌ、而ル間、白癩ト云テ病付テ、亂ト実リシ乳母モ穢ナムトテ不令寄ズ、然レバ可行キ方无クテ、清水坂本ノ庵ニ行テゾ住ル、其ニテモ然ル片輪者ノ中ニモ被憎テ、三月許有テ死ケリ、此レ他ニ非ズ、厳キ法會ヲ妨ゲ、我ガ身賤クシテ、止事无キ僧ヲ嫉妬セルニ依テ、現報ヲ新タニ感ゼル也、然レバ人此レヲ知テ、永ク嫉妬ノ心ヲ不可發ズ、嫉妬ハ是レ天道ノ憎ミ給フ事也ト、語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡十二〕建久三年四月十一日壬子、若公（七色、御母、常陸入道娘、）乳母事、今日被仰野三刑部丞成綱、法橋昌

〔古事記傳十九〕書紀に、嫉妬をウハナリネタミと訓り、此は本妻の後妻を嫉むを云なり

〔日本靈異記中〕智者誹妬變化聖人、而現至閻羅闕、受地獄苦縁第七

釋智光者河內國人、其安宿郡鋤田寺之沙門也、〇中略有沙彌行基、俗姓越史也、〇中略以天平十六年甲申冬十一月、任大僧正、於是智光法師發嫉妬之心、而非之曰、吾是智人、行基是沙彌、何故天皇不齒吾智、唯譽沙彌而用焉、恨時罷鋤田寺而住、

〔江談抄三〕暗作野人天與性　狂官自古世呼名 野相公題好古

故老傳云、野相公〇小野篁爲人不羈好直、世妬其賢呼爲野狂、是則篁字音狂字音也云々、仍作此句、

〔大鏡四右大臣師輔〕藤つぼ、弘徽殿とのうへの御つぼねは、ほどもなくちかきに、ふぢつぼの方には、小一條女御、〇藤原芳子村上女御弘徽殿のには、此后〇藤原安子村上后のぼりておはしましあへるを、いとやすからずおぼしめして、えやしづめがたくおはしましけん、中へだてのかべにあなをあけて、のぞかせ給ひけるに、女御の御かたちの入宮の御はいよ、御かたちはいますこしよろしくとも、よのつれの子をうみ給へる、めでたくおはしければ、むべ時めくにこそありけれと御らんずるに、いとゞこゝろやましくならせ給ひて、あなよりとをる計のかはらけのわれして、うたせ給へりければ、御門のおはします程にて、かの女御のたもとのうへに、かはらけのわれあたれり、こればかりにはえたへさせ給はず、〇下略

〔今昔物語二十〕比叡山僧心懷依嫉妬感現報語第卅五

今昔、比叡ノ山ノ東塔ニ、心懷ト云フ僧有ケリ、法ヲ學ビテ山ニ有ケルニ、年若シテ指セル事无カリケレバ、山ニモ不住得ザリケル程ニ、美濃守ノ□□ノト云フ人有ケリ、其ノ人ニ付テ彼國ニ行ヌ、守ノ北ノ方ノ乳母、此ノ僧ヲ養子トス、然レバ國司其ノ縁ニ依テ、方々ニ付テ顧ケリ、此レニ依テ、國人此ノ僧ヲ一供奉ト名付テ、畏リ敬フ事无限シ、而ル間其ノ國ニ天疫發テ、病死スル者多カリ、國人等此レヲ歎テ、守ノ京ニ有ル間ニ申上テ、國人皆心ヲ一ニシテ、南宮ト申社ノ前ニシテ、百

〔隨意錄 三〕妬不唯婦人、男子亦有妬之甚者、予〇田虎家之所知者、出入猜忌於其妻、而寤寐不安者、二人有焉、是不敢愚蠢之故、亦惑蠱之病耳、唐李益、有名之士也、然防閑妻妾、過爲苛酷而散灰扃戸之事、時謂妬癡、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、是後日神之田有三處焉、號曰天安田、天平田、天邑幷田、此皆良田、雖經霖旱無所損傷、其素戔嗚尊之田亦有三處、號曰天樴田、天川依田、天口鋭田、此皆磽地、雨則流之、旱則焦之、故素戔嗚尊妬害姉田、〇下略

〔古事記 上〕又其神〇八千矛神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故日子遲神和備弖、三字以音自出雲將上坐倭國而、裝束立時、〇下略

〔古事記 下仁德〕其大后石之日賣命、甚多嫉妬、故天皇所使之妾者、不得臨宮中、言立者足母阿賀迦邇嫉妬、自母下五字以音爾天皇、聞看吉備海部直之女名黑日賣、其容姿端正、喚上而使也、然畏其大后之嫉、逃下本國、天皇坐高臺、望瞻其黑日賣之船出浮海、以歌曰、淤岐幣邇波、袁夫泥都羅羅久、久漏邪夜能、摩佐豆古和藝毛、玖邇幣玖陀良須、故大后聞是之御歌、大忿遣人於大浦、追下而自步追去、

〔日本書紀 十一仁德〕十六年七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等曰、朕欲愛是婦女、苦皇后之〇磐之媛妬、不能合、以經多年、何徒棄其盛年乎、〇下略

〔日本書紀 二十二推古〕十二年四月戊辰、皇太子〇厩戸親肇作憲法十七條、〇中略十四日、群臣百寮無有嫉妬、我既嫉人、人亦嫉我、嫉妬之患、不知其極、所以智勝於己則不悅、才優於己則嫉妬、是以五百歳〇原作歲、據一本改之後、〇後原作彼、據一本改乃今遇賢、千載以難待一聖、其不得賢聖、何以治國、

〔日本書紀 二十三舒明〕以三十六年三月、天皇〇推古崩、九月葬禮畢之、嗣位未定、〇中略大臣〇蘇我蝦夷將殺境部臣、而興兵遣之、〇中略父子共死、乃埋同處、唯兄子毛津逃匿于尼寺瓦舍、即姧一二尼、於是一尼嫉妬令顯、

嫉をそねとのみもよめり、

〔類聚名物考 言語十七〕ねたむ　嫉妬

嫉妬の二字をわかちていへば、その義異なり、嫉はよき人をいみてそこなはんとするをいふ、妬は男女の色によりて、ねたむを云へども、二字連ねては、いづれをもいふなり、散對の異なる意有り、文選、離騷賦、屈平 羌内恕己以量人兮、各興心而嫉妬、注、王逸曰、害賢爲嫉、害色爲妬、

〔伊呂波字類抄 志疊字〕嫉妬

〔下學集 下態藝〕嫉妬

〔書言字考節用集 八言辭〕悋氣　〔同 九言辭〕嫉妬〔楚辭注、害賢曰嫉、害色曰妬、〕

〔假名世説〕平秩東作云、自慢も味噌といひ、りん氣も燒餅と下卑て、〇下略

〔皇都午睡 三編上〕上方で買て來るを江戸にては買て來る、〇中略悋氣を甚助、妬をそねむ、

〔めのとのさうし〕御ものねたみの事、女房のだい一の大事にて候、さのみおそろしくいひはらだてば、家をうしなひ、身をはたすもの也、またさのみ家のうちに人ありとも、おもはれてゐなどらるゝ、もくちおし、〇下略

〔信玄家法 下〕一嫉妬之咎、堅可申付事、云綬堅引賊媒、面塗粉引婬媒、

〔女大學〕一嫉妬の心、努々發すべからず、男婬亂ならば諫べし、怒怨べからず、妬甚しければ、其氣色言葉も恐敷、冷しくして、却而夫に疎まれ、見限らるゝ物なり、〇下略

〔周南先生爲學初問 下〕一嫉妒は婦人の常なれども、賢女は是を下劣の事にして恥るなり、男子として妒心あるは、女に劣りて下劣の至極なるべし、されど才能ある者を何となくそねみ、善事を聞ては疵瑕を付ていひけす類ひ、皆内に妒心ある故なり、女は陰類に、其心狹小なる故、さもあるべし、男子にして妒心あるは、大きに恥べき事なり、

妬

〔睦のをだ巻〕志道軒は女と出家が嫌ひにて、婦人出家の內來りて、閑人に交り居れば、段々と當て口をいひ出して、後は居たゝまれぬやうになる故、彼が辻には婦人坊主は來らず、

〔續近世畸人傳五〕大橋東堤　永田觀鵞〈○中略〉

觀鵞永田氏、名忠原、字俊平、一號東皐、又黎祁道人といふは、豆腐を嗜むこと甚しければ也、〈黎祁は豆腐の異稱なり〉又一奇僻は、糟漬の菜〈俗に香物といふ〉を惡むこと蟲毒のごとし、吾儕席を同じうする時も、これを喰ふことを憚る、甚香を忌が故なり、或貴へ參りし時、御戲に試んとおぼして、此物を幾重もつみて、御手づから下し賜せしを、とりもあへず、顏眞青になり、物おぼえずなげすてゝ走れり、其公もあまりにて、よしなきことせしと悔させ給ひしと也、

〔類聚名義抄女二〕妬〈丁故反　ソ子ム○○　ネタム　音蠹〉　妒〈正　ネタム○○○〉　姤〈古〉　㤃〈ネタム〉　嫌〈正慊或　ソ子ム　胡兼反〉　嫉〈音疾　ニクム　ネタム　ウラム　ソ子ム　ウラム　ヤム〉　妭〈音逸　ネタム〉　〔同大三〕猜〈千戈反、ソ子ム、〉　〔同心六〕慽慽〈胡感反　ソ子ム　ネタム〉　慊慨〈子タム〉　悉〈音郄　子タム〉　慊〈下兼反　ソ子ム〉　惛〈音督　ソ子ム〉

〔伊呂波字類抄人事〕妬〈ウラナム○ウハナリ○ソ子ム○ネタム○ソ子ミス○、亦作妒、〉　〔同人事〕㜸〈子タム　音疾〉　娟〈子タム　夫妬婦也〉　妶〈子タム　亦作妒、〉　嫉〈音疾〉

妬　媢　妭　嫪　猜　妒　嫉　慊〈已上　子タム〉　〔同疊字〕嫉妬〈子タム〉

〔運歩色葉集子〕嫉〈子タム〉　妬〈同〉　嫌〈同〉

〔書言字考節用集言辭八〕妬〈ソ子ム〉　猜〈同〉　嫉〈子タム　要覽、見二佗有一得生レ嫉曰レ嫉〉　妬〈同〉　娟〈同　韻會、夫妬婦曰レ娟〉　不分〈キヨイカナ　子タマシキカナ　東坡集、玉露、〉

〔日本釋名中人事〕嫉〈ソ子ム〉　そばよりねたむ也

〔倭訓栞前編二十二〕ねたむ　娟嫉をいふ、日本紀に妬又慨憤をもよめり、宿（ね）痛の義、宿憤の意なるべし、古今集にねたくとよめり、靈異記に惻をよみ、又慊慨をもよみ、新撰字鏡に悁をねたくとも、いきとろしともよめり、

〔倭訓栞前編十三〕そねむ　娟疾をいふ、傍妬の義成べし、日本紀に嫌をよめり、猜も同じ、万葉集に

タトニラミ、己ハトテ、持タルツヱニテ、二打三打打ケレバ、〇中略無念ニ思ケン事ハ去事ナレ共、餘成ル擧動哉トテ、惡マヌ者ゾナカリケル、

〔甲子夜話二十八〕男女ノ道ハ人ノ常ナルニ、又タマサカニハ偏氣ヲ受テ生ル丶人モ世ニアリ、信州ヲ領セル或侯ノ、婦女ヲ殊更ニ嫌テ、ソノニホヒヲモ厭ト云、夫ユヱ奥方モ有レド、對面セラル迄ニテ、各所ニ離居シ、スベテ女ハ近ヅキ寄セヌコトトゾ、又領邑ニ鯨漁ヲ業トシテ富ル者アリ、婦女嫌ニテ、下女ナド厨下ニ奔走スルノ外、身近クニハ女ナシ、然ドモ妻ナキト云テハ、客商ノソシリヲ受トテ、京都又ハ近領富家ノ娘ヲ妻ニ迎フニ、モトヨリ別居シテ、タマサカニ呼見ノミノ體ユヱ、妻モ倦ハテ丶、遂ニ別レ去ルトゾ、此類ノ人ハ天地ノ偏氣ヲ受タルナルベシ、

〔日本書紀七景行〕四年二月甲子、天皇幸美濃、〇中略弟媛欲見其鯉魚遊、而密來臨池、天皇則留而通之、爰弟媛以爲夫婦之道、古今達則也、然於吾而不便、則請天皇曰、妾性不欲交接之道、今不勝皇命之威、暫納帷幕之中、然意所不快、亦形姿穢陋、久之不堪陪於掖庭、唯有妾姉、名曰八坂入媛、容姿麗美、志亦貞潔、宜納後宮、天皇聽之、

〔日本書紀十五清寧〕三年七月、飯豊皇女於角刺宮與夫初交、謂人曰、一知女道、又安可異、終不願交於男、此曰有夫、未詳也、

〔梧窻漫筆拾遺〕龜田鵬齋の語りし、備前儒士井上嘉膳は、婦女を惡みて一生不犯なり、姉に逢ふにも、一間を隔て丶尊敬せり、是れは非常の行なれども、世人好色の戒ともなるべし、婦女を惡みけるは、後梁の先主蕭登に似たり、一生不犯なるは、唐の陽城の兄弟に同じ、

〔隨意錄五〕男女陰陽之情愛、實是天性、而禽獸亦有之、而我尾張人、岡村雲八者、性惡婦人、衣服飮食、猶婦女之所製則知其臭、而不欲衣食之、此一奇性、世之所無、然亦有之、南史云、梁王蕭登、尤惡見婦人、相去數步遙聞其臭、

惡

もろともに大うち山はいでつれどいるかたみせぬいざよひの月、とうらむるもねたけれど、

〇下略

〔新撰字鏡〕〔文〕嫌〈胡兼反、疑也、支〇真〇不、〉

〔類聚名義抄〕〔六心〕悪〈音〇ニクム〇〉憎〈音曾ニクム〉　〔同〕〔二女〕嫌〈正慊或胡兼反、キラフ、ニクム、和ケン、〉

〔運歩色葉集〕〔仁〕憎〈ニクム〉悪〈同〉

〔書言字考節用集〕〔八言辞〕悪〈ニクム〉憎〈同〉疾〈同〉

〔倭訓栞〕〈前編〉〔二十〕にくむ　悪字憎字などをよめり、俗諺に坊主が憎ければ、袈裟まで憎しといふは、六韜に、愛其人及其屋上烏、憎其人憎其餘胥と見えたり、悪字去聲、洪武正韻に仇怨也と注す、

〔雅言集覧〕〔七仁〕にくむ〈かろくにくむと、俗のイヤニ思ふ意のにくむと、常のにくむと三様あり、〉

〔倭訓栞〕〈前編伊〉〔三〕いとふ　厭字をよめり、いたむの轉せる詞なるべし、

〔嚢塵草〕〔十六人事〕厭

いとふ世〈厭世共な〉　うきを厭〈うき身ならばわれだにいとふ〉　我を厭　いとはしき　いとはじ〈不厭也〉　かせを厭

あやしくも厭にはゆる心　月を厭・雲を厭　人々といとひしもおる　なぎたるあさのわれなれやいとはれて〈晴にそへたるなり〉　駒の野がひがてらにはなちすてぬる〈厭いとはるゝ心也〉

〔古今和歌集〕〔十五戀〕題しらず　きのとものり

雲もなくなぎたるあさの我なれやいとはれてのみよをばへぬらん

〔日本書紀〕〔二十一崇峻〕五年十月丙子、有獻山猪、天皇指猪、詔曰、何時如斷此猪之頸、斷朕所嫌之人、多設兵仗、有異於常、壬午、蘇我馬子宿禰、聞天皇所詔、恐嫌於己、招聚儻者、謀弑天皇、

〔平治物語〕〔二〕信頼降参事并最後事

右衛門督〈信頼〇藤原〉ノ年來ノ下人、主ノ死體ヲ收メントスルニヤト見ル處ニ、左ハナクシテ、體ヲハ

垢　慴　負(ハヂ)已上同、

〔書言字考節用集八言辭〕屈辱(ハヂ)事紀　恥(ハヂ)　辱(ハヅカシメラル)　忝(同)　雪恥(スヽクハヂヲ)　忸怩(ハヅル)(ハヅカシ)尚書註、慙也、　歴(同)　懾(同)韵會、慙也、　愧(同)　慚(同)　羞(同)

〔倭訓栞前編二十四波〕はぢ　耻辱、又慙をよめり、万葉集にはづともはたらけり、靈異記に媿もよめり、はぢをすゝぐは、雪耻と書り、韻會に雪は洗也と見えたり、埃嚢抄に含嬬をはぢしらふとよめり、はぢ。ろ。ふ。は。ぢ。か。は。し。などいふも同じ、耻を與ふるを、はぢ見するといふは古語也

〔伊呂波字類抄知疊字〕耻辱(チシヨク)

〔書言字考節用集九言辭〕慙愧(ザンギ)自不作罪、内自羞恥爲慙、不作罪發露向人爲愧、詳涅槃經、

〔伊呂波字類抄末疊字〕赭面

〔下學集下態藝〕赭面(シヤメン)赤面義也

〔愼思錄二〕人之在世也、可恥者五、寒儉之士、轉死于溝壑者、不與存焉、爲人子者、不孝而不順父母、一可恥也、爲人臣者、居其位而素餐、且不死節、二可恥也、爲民之父母、而不能養其民、三可恥也、學而不能知道、四可恥也、知而不能行、五可恥也、

〔隨意錄四〕俚諺譬不知辱者、曰顏皮千枚粘、彼方古人猶有此言、開元天寶遺事云、唐進士揚光遠者、惟多矯飾、不識忌諱、遊謁王公之門、干索權豪之族、常遭有勢挫辱、略無改悔、時人多鄙之、皆曰、慙顏厚、如十重鐵甲也是也、

〔古事記上〕於是伊邪那岐命、見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命言、令見辱吾、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略皇孫謂姉爲醜不御而罷、〇中略故磐長姫大慙而詛之曰、〇下略

〔古今和歌集十九雜躰〕題しらず　在原もとかた

世中はいかにくるしと思らんこゝらの人にうらみらるれば

〔源氏物語六末摘花〕ふり捨させ給へるつらさに、御をくりつかふまつりつるは、

恥

惶失意如諾、

〔日本書紀神功九〕九年〇仲十月辛丑、從和珥津發之、〇中略新羅王遙望以爲、非常之兵、將滅己國、讋焉失志、

〔日本書紀仁賢十五〕六年壬子、遣日鷹吉士、使高麗召巧手者、〇中略於是菟寸從日鷹吉士發向高麗、由是其妻飽田女、徘徊顧戀、失緒傷心、哭聲尤切、令人斷腸、

〔日本書紀武烈十六〕十一年〇仁賢是時影媛逐行戮處、〇戮平群鮪於乃樂山見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、〇下略

〔萬葉集六雜歌〕天平十年戊寅、石上乙麿卿配土左國之時歌三首并短歌、

石上、振乃尊者、弱女乃、惑爾縁而、馬自物、繩取附、〇下略

〔續日本紀十三聖武〕天平十一年三月庚申、石上朝臣乙麻呂坐姧久米連若賣、配流土左國、〇下略

〔伊勢物語上〕むかし男うゐかうふりして、ならの京かすがの里に、しるよしして、かりにいにけり、その里にいとなまめいたる女はらからすみけり、此男かいまみてけり、おもほへず、ふる里にいとはしたなく有ければ、心ちまどひにけり、

〔古今和歌集十九雜體〕題しらず　きのありとも

あひみまくほしはかずなく有ながら人に月なみまどひこそすれ

〔類聚名義抄二耳〕聭ハヂ〇或愧字、　恥ハヅ匿注反、　恥ハヂ〇ハヂ、　恥正　耻古　〔同二女〕媿ハヂ或愧字、　〔同五言〕謉ハヅ或愧字、

〔同六心〕怍ハヅ才作反、　惡ハヂ於各反、　慚ハヅ音慚、　忸女六反、又女手反、ハヅ、　愧懐音媿、上通下正、ハヂ、　憎眞崩反、ハヅ、　悚ハヂ音竦、

慚ハヅ俗慚字、　慙ハヅ昨甘反、　慚ハヅ　愧ハヅ他典反、　愧媿俱位反媿正　ハヅ　懺ハヂ　恥ハヅ丑匿反、　〔同七寸〕辱

音辱ハヅカシム〇

〔伊呂波字類抄波人事〕耻ハヂ、ハヅ、　辱　諮音妾、誹謗也、　慙　羞　愧　媿　靦　盡女六反　二反　作　顔　忝

劣　悔　慍　詬　惡　夢　快　騙　聰　困　酒　諮　訽　謉　僞　醜　囷　俔　懺　差

惑

皇女童女君者、本是采女、天皇與一夜而脤、遂生女子、天皇疑不養、及女子行步、天皇御大殿、物部目大連侍焉、女子過庭、目大連顧謂群臣曰、〇中略言、誰女子、天皇曰、何故問耶、目大連對曰、臣觀女子行步、容儀似天皇、天皇曰、見此者咸言如卿所道、然朕與一宵而脤、產女殊常、由是生疑、大連曰、然則一宵喚幾廻乎、天皇曰、七廻喚之、大連曰、此娘子以淸身意奉與一宵、安輙生疑、嫌他有潔、臣聞、易產腹者、以褌觸體、卽便懷脤、況與終宵而妄生疑也、天皇命大連、以女子爲皇女、以母爲妃、

〔日本書紀 欽明 二十〕二年五月戊辰、高麗使人泊于越海之岸、破船溺死者衆、朝廷猜頻迷路、不饗放還、

〔日本書紀 皇極 二十四〕四年六月甲辰、中臣鎌子連、知蘇我入鹿臣、爲人多疑、晝夜持劍、〇下略

〔伊勢物語 下〕昔つれなき人をいかでと思ひ渡りければ、哀とや思ひけん、さらばあす物ごしにてもといへりけるを、かぎりなくうれしく、又うたがはしかりければ、〇下略

〔拾遺和歌集 戀 十五〕題しらず　よみ人しらず

うらみぬもうたがはしくぞおもほゆるたのむ心のなきかとおもへば

〔伊呂波字類抄 末 辭字〕迷マヨフ　惑 迷惑　悶　亂　迯　營 亦作營　葯　慭　慝　眩　疑 已上同

〔運步色葉集〕惑

〔古事記 上〕大戶惑子神 訓惑云麻刀比

〔倭訓栞 前編 二十九〕まどふ　古事記に惑をよめり、日本紀に惽字、迷字、亂字などをよめり、まよふに同じ、梵書に見惑易斷如破石、思惑難斷如藕糸と見えたり、

〔倭名類聚抄 三 病〕失意　日本紀私記云、失意、古々呂萬止比

〔書言字考節用集 九 言辭〕失志 コヽロマドヒ 日本紀　失意 同 名顯和

〔日本書紀 景行 七〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、〇中略至膽吹山、山神化大蛇當道、〇中略踰蛇猶行、時山神之興雲零氷、〇氷原作水、據一本改 峯霧谷曀、無復可行之路、乃捿遑不知其行、然凌霧强行、方僅得出、

らず、やとるものは弓をしらず、我が馬には人のり、人の馬には我のり、つなひだる馬にのつてはすれば、くいをめぐる事かぎりなしそのへんちかき宿々より、ゆう君ゆふ女どもめしあつめ、あそびさかもりけるが、あるひはかしらけわられ、あるひはこしふみおられて、おめきさけぶ事おびたゞし、

〔鳩巣小說上〕一越前ノ一伯忠直卿ハ隱レモナキ暴君ナリ、〇中略夜ニ入テ壹岐〇諫臣杉田氏ヲ召候故、壹岐覺悟ヲ極メ、今晝ノ義ニツキ、定テ死罪ニ仰付ラルベキト存候間、必ウロタヘ申マジキ旨、妻子ニ申聞セ置、登城仕ル處、〇下略

〔伊呂波字類抄人事字〕疑ウタカフ　嫌　狐　[illegible]　聞　訝　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　猜　[illegible]　惑

〔運歩色葉集字〕疑ウタガウ

〔書言字考節用集八言辭〕疑ウタガヒ　[illegible]同　訝ウタガハシ　嫌疑同ウタガイ

〔倭訓栞前編四字〕うたがふ　疑をよめり、未必の意なれば、うたかたを用らかしたる詞也、日本紀に猜をよみ、異名伊勢物語に猶、字もよめり、猶豫の義也、〇中略俗語に七度尋て人を疑へといふも、妄に邪疑すべからざる意也

〔拾芥抄下本諸教誡〕顕信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々〇中略

一雖有少々損、不可疑於人、〇下略

〔古事記上〕於是天津日高日子番能邇邇藝能命、〇中略唯留其弟木花之佐久夜毘賣、以一宿爲婚、〇中略故後木花之佐久夜毘賣參出白、妾妊身、今臨產時、是天神之御子、私不可產故請、爾詔、佐久夜毘賣、一宿哉妊、是非我子、必國神之子、

〔日本書紀十四雄略〕元年三月、是月、立三妃、〇中略次有春日和珥臣深目女、曰童女君、生春日大娘皇女、更名高橋

人にたづねきかせ給て、馬のはなれたるにぞと、仰られけり、頼光き丶てかくのごとくの主、將軍たるべしとぞ感じ奉りける、

〔めのとのさうし〕よるふとしたることあるに、人の驚かし參らせ候事も、又我とうち驚き候とも、靜に御目をみあげて、心をしづめて、御おきあるべし、ふためき候へば、ありさまおそろしきもの也、

〔伊呂波字類抄安畳字〕驚遽アハツ〇〇　周章アハツ

〔書言字考節用集九言辭〕周章アワテフタメク文選註、驚貌也、又法華經、周章惶怖、　[illegible]アハツル文選　遽同

〔古事談一王道后宮〕陽成院御邪氣大事御坐之時、依不御坐儲君、昭宣公〇藤原基經親王達ノモトヘ行廻ツ丶見事體給ニ、他ノ親王達ハサワギアヒテ、或裝束シ、或ハ圓座トリテ奔走シアハレタリケルニ、小松帝御許ニマキラセ給タリケレバ、ヤブレタル御簾ノ内ニ、縁破タル疊ニ御坐シテ、本鳥二俣ニ取テ、無傾動氣御坐シケレバ、此親王コソ帝位ニハ即給ハメトテ、御輿ヲ寄タリケレバ、鳳輦ニコソノラメトテ、芸花ニハ不乘給ハザリケリ、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十九日戊辰、上總權介廣常、〇中略忽變害心奉和順云云、陸奥鎭守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門、虜領東國、企叛逆之昔、藤原秀郷僞稱可列門客之由、入彼陣之處、將門喜悅之餘、不肆所梳之髮、即引入烏帽子謁之、秀郷見其輕骨、存可誅罰也、總退出、如本意獲其首云云、

〔平家物語五〕ふじ川の事

その夜〇治承四年十月二十三日の夜半ばかり、ふじのぬまに、いくらも有ける水鳥どもが、なに丶かはおどろきたりけん、一どにばつと立ける羽をとの、いかづち大風などのやうに聞えければ、平家の兵共、あはや源氏の大勢のむかふたるは、〇中略こ丶をばおちて、おはり川すのまたをふせげやとて、取物もとりあへず、我さきに〳〵とぞおち行ける、あまりにあはてさはひで、弓取ものは矢をし

くを驚くいへる詞也、

〔書言字考節用集 九言辭〕驚怖(キヤウフ)。驚動(キヤウドウ)。驚駭(キヤウガイ)。

〔名物六帖 人事四 性行箋 中〕亡魂(マウコン) 南史韋叡傳、梁大眼、時謂為余騎、來戰、失頁大眼、右軍亡魂而走、 喪膽(タマシヒヲウシナフ) 破膽(キモヲツブス) 言行錄、西賊聞之驚破膽、 落膽(キモヲツブス) 韓府、唐書、

詩語 溫 叙史 膽落(キモツブス) 上見 失魂(キモツブス) 路頭氏頭解、子失魂口業、 失魂魄(キモタマシヒヲウシナフ) 三國志、孫策傳、引江表傳云、百姓聞孫郎至、皆失魂魄、

〔日本釋名 五言辭〕物に驚くことを、東國にてたまげると云、下總にてちめうしたと云、津輕にて動轉(どうてん)したと云、出雲にてをびへると云、又肝をつぶすと云、びつくりしたなどいふ詞は、諸國の通語也、土佐の西境にては、たまげるといふ、上土佐、中土佐には此稱なし、薩摩にては、たまがると云、案に東國にていふたまげるは、源氏に魂消(たまぎえ)ると有、けるは消也、けぬがうへなるふじの初雪とよめるは、消ぬがうへなる也、

〔類聚名義抄 六心〕悸 其季反 心ハシリ 悸 心ハシリ

〔源氏物語 浮舟 五十一〕めのと、あやしく心ばしりのするかな、ゆめもさはがしくとの給はせたりつ、殿ゐ人よくさぶらへといはするを、くるしと聞ふし給へり、

〔源氏物語湖月抄 浮舟 五十一〕心ばしり 細流抄○細 むなさはぎのする也

〔日本書紀 神代 一〕天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚、○下略

〔日本書紀 雄略 十四〕九年五月、韓子宿禰從後而射大磐宿禰鞍瓦後橋、大磐宿禰愕(オドロキテ)然反視、射墮韓子宿禰於中流而死、

〔古事記 雄略 下〕爾赤猪子答白、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歲、今容姿既耆、更無所恃、然顯白己志、以參出耳、於是天皇大驚、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、

〔古今著聞集 十三 哀傷〕法興院入道殿 ○藤原兼家 かくれさせ給て、御葬送の夜、山作所にて万人騒動の事有けり、町尻殿 ○藤原道兼 おどろかせ給て、御往反有けり、御堂殿 ○藤原道長 はすこしもさはがせ給はで、人

阿蘇郡小國の郷赤馬場村の百姓孫左衛門なるもの、六人の子をもてり、その末の子の權三郎、孝心ふかきものなりしかば、○中略母の性毛蟲を恐るゝ事甚しく、病の中は猶さらなり、ある日家の上に毛蟲あり、取てすてよといふに、權三郎とく家根に上りみて、みえざるよしをいへば、さあらば市原村の吉藏をよびて、みてもらへかしといふ、かしこまりつといひて走り行、吉藏をつれ來りてみせしに、いよ〳〵みえずといふにぞ、はじめて母の心を安んじける、

驚

〔新撰字鏡十〕懙吾閣反、悅也、於○止○呂○久○　〔同連字〕愕然覺各反、驚愕也、於○比由、又於止呂久、

〔類聚名義抄二口〕咢音愕オトロク　噩正　嚄正　〔同六心〕愕愕二正オトロク　愕胎チトオトロイテ　懾章渉反

オ○ト○ロ○ス○オトロク　〔同九馬〕駭胡揩反オトロク　驚音京オトロクキヤウ

〔伊呂波字類抄於辭字〕驚オトロク　駭　愕　胎　駴　怛　眉　透　愧　侲　騷　警　遑　聒

聳　駒　還　憚　剔　蜡　驤秀　駕　惕已上同

〔書言字考節用集八言辭〕愕胎ガクチ文選　驚同　駭同　鶩同音駝

〔倭訓栞前編四十五於〕おどろく　驚をよめり、大蕩ける意にや、けるを反く也、○中略俗におど〳〵といふも、驚く意成べし、

〔倭訓栞中編三十於〕おとろ〳〵し　驚く意也、源氏にみゆ、又今西國にておそろしをおとろしといへり、其義なるにや、

〔倭訓栞前編三伊〕いわけ　日本紀に驚駭をよみ、又喘息もよめり、驚く時は必ず息のあへぐものなれば、同義成べし、駭惋をいわけあはて、とよむ、

〔日本書紀十四雄略〕三年○中略十月癸未朔、皇子○市邊押磐皇子帳内佐伯部賣輪、更名仲子抱屍駭惋イワケアワテ不解所由、

〔書言字考節用集九言辭〕忪ビツクリ驚之義

〔倭訓栞中編二十一比〕びつくり　展轉をひつくりかへるといひ、驚惜をびつくりといふ、俗語はひ

假庭、詐麛坂王、而殺焉、軍士悉慄也、

〔日本書紀十八 安閑〕元年四月癸丑朔、內膳卿膳臣大麻呂奉勅遣使、求珠伊甚、伊甚國造等詣京、遲晚踰時不進、膳臣大麻呂大怒、收縛國造等、推問所由、國造稚子直等、恐懼逃匿後宮內寢、

〔今昔物語二十八〕山城介三善春家恐蛇語第三十二

今昔、山城ノ介ニテ三善ノ春家ト云フ者有キ、前ノ世ノ蝦蟆ニテヤ有ケム、蛇ナム極ク恐ケル、世ニ有ル人許誰モ皆蛇ヲ見テ不恐ヌ人無ケレドモ、此ノ春家ハ蛇ヲ見テハ物狂ハシクナム見エケル、近クハ夏比、染殿ノ辰巳ノ角ノ山ノ木隱レニ、殿上人君達二三人許行テ、冷ンテ物語ナドシケル所ニ、此ノ春家モ有ケリ、其レハ人ノ當リシコソ有レ、此ノ春家ガ居タリケル傍ヨリシモ、三尺許ナル烏蛇ノ這出タリケレバ、春家ハ否不見ザリケルニ、君達ノ其レ見ヨ、春家ト云ケレバ、春家打見遣タルニ、袖ノ傍ヨリ去タル事一尺許ニ三尺許ノ烏蛇ノ這行クヲ見付テ、春家顏ノ色ハ朽シ藍ノ樣ニ成テ、奇異ク難堪氣ナル音ヲ出シテ、一音叫テ否立モ不敢ズニ立ムト爲ル程ニ二度倒レヌ、辛クシテ起テ沓ヲモ不履ズ□□ニテ走リ去テ、染殿ノ東ノ門ヨリ走リ出テ、北樣ニ走テ、一條ヨリ西ヘ、西ノ洞院マデ走テ、其ヨリ南ヘ西洞院下ニ走リ、家ハ土御門西ノ洞院ニ有ケレバ、家ニ走テ入タリケルヲ、家ノ妻子共、此ハ何ナル事ノ有ツルゾト問ヘドモ、露物モ不云ズ裝束ヲモ不解ズ、著作ラ低ニ臥ニケリ、人寄テ問ヘドモ答フル事無シ、裝束ヲバ人寄テ丸ハシ解キツ、物モ不思ニヌ樣ニテ臥タレバ、湯ヲ口ニ入ルレドモ齒ヲヒシト咋合セテ不入レズ、身ヲ捜レバ火ノ樣ニ温タリ、○中略然レバ春家ガ蛇ニ恐ル事、世ノ人ノ蛇ニ恐ル樣ニハ違タリカシ、蛇ハ忽ニ人ヲ不害ネドモ、急ト見付クレバ氣六借ク疎マシキ事ハ、彼レガ□□ナレバ誰モ然ハ思ユルゾカシ、然レドモ春家ハ糸物狂ハシクゾ有ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔孝義錄四十九 肥後〕孝行者權三郎

〔書言字考節用集(八言辭)〕悚懼(千字文)　恐(ヲソル、)葸(同)怖(同)畏(同)惶(同)

〔日本靈異記(中)〕己作寺用其寺物作牛役緣第九
於茲諸眷屬及同僚發慚愧心、而慄无極、謂作罪可恐、豈應无報矣、(○中略)
慄(恐也)

〔倭訓栞(前編四十五)〕おそれ　畏愼の類をよめり、大虚(ソラ)より出たる語成べし、俗にそらおそろしなどもいへり、西域記に嗢(オ)呾(ソ)羅(ラ)唐言上といへるも近し、新撰字鏡に懵又悸、重蒙頓顙に恂、靈異記に、慄をおそるとよめり、全漸兵側に怕を譯せり、(○中略)おぢ　日本紀に兢戰をよめり、おぢる也、靈異記慄もよめり、

〔伊呂波字類抄(久、疊字)〕恐懼　恐惶　恐戰　恐悚　恐畏　恐懾　恐異　恐歎　恐怖　恐恨

〔物類稱呼(五言語)〕おそろし　こ。は。し。畿内近國、或は加賀及四國などにてを。と。ろ。し。い。と云、西國にてゑ。ず。い。と云、(薩摩にては、人にて行ふの有をゑずいと云、)伊勢にてを。か。れ。い。と云、遠江にてを。そ。お。た。い。といふ、駿河邊より武藏近國にてを。つ。か。な。い。といふ、飛驒及尾州近國、又は上總にてを。そ。が。い。と云、按に、をそがいと云詞は、恐れ怖(ワ)いの略語也、こはいのこはを反しつゞむれば、かの直音となる、しかればをそがいとは、恐れこはいの略也、

〔日本書紀(三神武)〕戊午年十一月己巳、皇師大擧將攻磯城彦、(○中略)弟磯城、㦖(オ)然(デ)改容曰、臣聞天壓神至、旦夕(オデカシコマル)畏懼、(○下略)

〔日本書紀(七景行)〕四十年七月戊戌、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也、日本武尊奏言、臣則先勞西征、是役必大碓皇子之事矣、時大碓皇子愕(ト)然(ア)之逃隱草中、則遣使者召來、爰天皇責曰、汝不欲往(○往原脫、據一本補、)矣、豈强遣耶、何未對賊以豫懼甚焉、

〔日本書紀(九神功)〕爰伐新羅之明年、(○神功攝政元年)麛坂王、忍熊王、共出菟餓野而祈狩之、(○中略)赤猪忽出之登

〔日本書紀 九 神功〕攝政元年三月庚子、忍熊王逃無所入、(中略)則共沈瀬田濟而死之、于時武內宿禰歌之曰、阿布彌能彌、齊多能和多利珥、伽豆區苦利、梅珥志彌曳泥麼、異枳迺倍呂之茂、

〔日本書紀 十 應神〕四十年正月戊申、天皇召大山守命、大鷦鷯尊、(中略)問之曰、(中略)時大鷦鷯尊、預察天皇之色、以對言、長者多經寒暑、既爲成人、更無悒矣、(下略)

〔日本書紀 十二 履中〕八十七年(仁德)正月、大鷦鷯天皇(仁德)崩、(中略)愛仲皇子畏有事、將殺太子、(中略)瑞齒別皇子(反正)啓太子曰、(中略)臣雖知其逆、未受太子命之、故獨慷慨之耳、(下略)

〔日本書紀 十三 允恭〕二十三年三月庚子、立木梨輕皇子爲太子、(中略)太子恒念合大娘皇女、(中略)遂竊通、乃悒懷少息、

〔萬葉集 十九〕八日(天平勝寶二年三月)詠白大鷹歌一首井短歌(中略)白塗之、小鈴毛由良爾、安波勢也里、布里左氣見都追、伊伎騰保流、許己呂能宇知乎、思延、宇禮之備奈我良、(下略)

〔新撰字鏡 十〕惛(徒頰之悲二反、懼也、都〇恐〇畏也、伏也、昔同、乎〇乃〇々〇久〇又〇於〇曽〇留、)悖(蒲同、其愛反、去、亂也、逆也、惑也、和〇奈〇々〇久、又豆々之牟、又加志古牟、又於曽留、)恬(胡高反、懼、)也、和奈々久、又乎乃々久、

〔同 異字〕忙怕(悉各反、又己〇々〇呂〇毛〇止〇奈〇加〇留、驚也、於〇比〇由〇又〇於〇豆〇)

〔類聚名義抄 六 心〕懼(具音 オソル 懼 驚懼 ヲノヽク 憂ノヽク 和ク)悚懼(俗)懼(オソル)惴恍(オソル)慄慄(オソル)

ノル、クラ　悚(音辛 オソル)　怕(音葡反 オソル 和 ハク ヲソロ シヲ)　佰儑(音俗 オソル)　怯(音區却反 オソル、)　怵(音黜 オソル)　悦(音往虚反 オソル)

恪(オソル)　恐(和 オソル クワウ オソル)　㥘(音 志古)　慴(音疊、又章渉反、オソル)　慄(音變 オソル オク)　慄慄(音栗 オソル 恐)

怖(音故反 オソル 怕怖 和 惶怖 ヲヅ)　惶(音皇 オソル)　愳(オソル)　惡(オソル)　悑(ナソル)　㤼(オク)

〔伊呂波字類抄 於 人事〕慼(オソロシ サトス)　震(オソロシ 震也、有注云、大云、威也、何)　恐　怖　畏　懼　愼　愕　惶　忑

嘆　懼　遑　怖　寒　懾　懇　慇　悚　慫　悸　怕　僟　偏　怮　追　驚　慢　悚　狙

熱　想　休　戰　遂　偲　惕　保　報　促　甘　褰　惜　兇　懸　悚　忍　責(オソル 已上同、)

憧慷鬱色頓違吁離凶慰毒怪感罹已上愁也

〔書言字考節用集 八言辭〕憂ウレヘ 切同 惻同 憾同 患同 愁同

〔倭訓栞 前編字四〕うれふ　憂患をいふ、うれはしともいへり、はし反ひ也、三代實錄に憂禮比と見ゆ、古今集にうれはしきことゝよめり、詩經に吁をよみ、新撰字鏡に忡もよめり、○うれ○た○き○　日本紀に慨字をよめり、憂痛きの訓義成べし、古事記、万葉集、伊勢物語などによめる皆同じ、源氏に、いとつらくもうれたくも覺ゆるといへり、

〔新撰字鏡 十〕悁於緣反、平、憂貌、伊支止呂志、又脈太之、　〔同 連字〕怫悁意不舒泄也、伊支止保留、

〔類聚名義抄 六心〕悒音邑、憂、ナゲク、イキトホル、　忼慷上俗下正、苦黨反、慷慨、失志也、又苦漑反、ナゲク、　慷慨ナゲク　慨音鎧、ナゲク、イキトホル、　慝愵音溺ナゲク

〔古事記傳 三十二〕伊岐杼本流イキドホルとは、後世には、たゞ心の怒をのみいへど、怒を云のみには非ず、此も悒字の意なり、悒は字書に不安也とも、憂也とも注せり、

〔倭訓栞 前編字四〕う○ら○ぶ○れ○　楚辭の怫々をかく點せり、憂貌と注せり万葉集に、於君戀之奈要浦觸と見えたり、古今集にうらびれとも見ゆ、うら反わ也、ぶれを約ればべとなるを、同音のびに轉すればわびに同じといへり、されどうらは心をいひ、ふれはあふれるの略、溢の義なるべし、公任卿の說に、物思ひくるしげなる意也といへり、

〔古事記 上〕於是大國主神愁而、告吾獨何能得作此國、孰神與吾能相作此國耶、

〔日本書紀 三神武〕戊午年五月癸酉、軍至茅渟山城水門、亦名山井水門、茅渟此云智怒、時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劍而雄誥之曰、慨哉大丈夫、慨哉此云于黎多棄伽夜、被傷於虜手、將不報而死耶、

〔日本書紀 六垂仁〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、中略○皇后狹穗姬、中略○奏曰、中略○告言則亡兄王、不言則傾社稷、是以一則以懼、一則以悲、俯仰喉咽、進退而血泣、日夜懷悒イキトホリ、無所訴言、

憂

悼老、嗟覊伴、我而泣、三遷草衰、歎而喟然、吟之率爾而已、〇下略

〔古今著聞集 四文學〕後江相公〇大江朝綱の澄明におくれてのち、後世をとぶらはれける願文に、
悲之亦悲莫悲於老後子、恨而更恨莫恨於少先親、
とかけることそ、前後相違の恨げにさこそはと、さりがたくあはれにおぼゆれ、

〔源平盛衰記 九〕康頼熊野詣附祝言事
六波羅ノ使近付寄テ、是ハ丹左衛門尉基安ト申者ニ侍、六波羅殿ヨリ赦免ノ御教書候、丹波少將殿ニ進上セントト云〇中略判官入道披之讀ニ〇中略俊寛僧都ト云、四ノ文字コソ無リケレ、執行ハ御教書取上テ、ヒロゲツ卷ツ披ツ、千度百度シケレドモ、カヽヌバナジカハ有ベキナレバ、頓テ伏倒絕入ケルコソ無慚ナル、良有起アガリテハ、血ノ淚ヲゾ流シケル〇中略僧都ハ日來ノ歎ハ、思ヘバ物ノ數ナラズ、古鄕ノ戀シキ事モ、此島ノ悲シキ事モ、三人語テ泣ツ笑ツスレバコソ、慰便トモ成ツレ、其猶忍カネテハ、憂音ヲノミコソ泣ツルニ、打捨テ上給ナン跡ノツレヅレ、兼テ思ニイカヾセン、サテ三年ノ契絕ハテヽ、獨留テ歸上リ給ハンズルニヤ、穴名殘惜ヤ〳〵トテ、二八ガ袂ヲヒカヘツヽ、聲モ惜ズヲメキケリ、〇下略

〔新撰字鏡 十〕忡 勑中反、平、心憂也、心保止波志留、又宇禮不、　悄 其鈔反、伊支度保留、又伊太彌、又宇禮不、

〔類聚名義抄 六〕惆 音紬 ウレフ　懮 俗、ウレフ、和ヒタ、　恴 古憂字　惪 古　患 千慣反、ウレフ　忭 ウレフ　悴 ウレフ

惘 音罔 ウレフ　忧 音又 ウレフ　惙 竹劣反 ウレフ　懆 倉到反、ウレフ　慘 千感反、ウレフ　忡 ウレフ　怞 音紬 ウレフ　忸 女六反、ウレフ

恂恂 ウレヘ　悇 士訓反、ウレフ　愴 楚莊反、ウレフ　悸 其季反、ウレフ　恴 ウレフ　怲 ウレフ　〔同 九欠〕欶 千六反、ウレフ

〔伊呂波字類抄 宇人事〕愁 ウレヘ、ウレフ、　憂　患　悁　悶　忡　悒　悄　慘　戚　惄　悰　恤　悏　瘁
悈　愀　惻　怊　悼　苦　倍　悴　罹　恙　忉 音刀　怞　疾　僇　愊　嚬　悕　怲　悗
慨　慈　悼　盱　悕　怕　搖　懂　悇　憔　懐　悖　㝗　怲　花　怴　優　負　鄙　款

〔萬葉集三挽歌〕十六年○天平甲申春二月、安積皇子薨之時、内舍人大伴宿禰家持作歌六首
掛卷母、綾爾恐之、言卷毛、齋忌志伎可物、吾王、御子乃命、萬代爾、食賜麻思、大日本、久邇乃京者、打靡、春去奴禮婆、山邊爾波、花咲乎爲里、河湍爾波、年魚小狹走、彌日異、榮時爾、逆言之、枉言登加聞、白細爾、舍人裝束而、和豆香山、御輿立之而、久堅乃、天所知奴禮、展轉、泥土打雖泣、將爲須便毛奈思、

反歌

吾王、天所知牟登、不思者、於保爾曾見谿流、和豆香蘇麻山、
足檜木乃、山左倍光、咲花乃、散去如寸、吾王香聞、

右三首、二月三日作歌、○下三首略

〔萬葉集十五〕到壹岐島、雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌一首并短歌
須賣呂伎能、等保能朝廷等、可良國爾、和多流和我世波、伊敝妣等能、伊波比麻多爾可、多太未可母、安夜麻知之家牟、安吉佐良婆、可敝里麻左牟等、多良知禰能、波波爾麻于之氐、等伎毛須疑、都奇母倍奴禮婆、今日可許牟、明日可蒙許武登、伊敝比等波、麻知故布良牟爾、等保能久爾、伊麻太毛都可受、也麻等乎毛、登保久左可里氐、伊波我禰乃、安良伎之麻禰爾、夜杼里須流君、○反歌略

〔扶桑集七〕五嘆吟并序　源順
余有五歎、欲罷不能、所謂心動於中、形於言、言不足故嗟歎之者也、延長八年之夏、失父於長安城之西、其歎一矣、承平五年之秋、別母於廣隆寺之北、其歎二矣、余又有兄、或存或亡、亡者先人之長子也、少登台嶺、永爲比丘、慧進之名滿山、白雲不埋其名於身後、禮誦之聲留澗、青松猶傳其聲於耳邊、衆皆痛惜、況於余乎、其歎三矣、存者先人之中子也、宅江州之湖上、漁戸雙開、所望者烟波渺々、鴈書一贈、所陳者華洛遐々、何以得立身揚名顯父母於後世乎、其歎四矣、余先人之少子也、恩愛過於諸兄、不敍其和一曲之陽春、只戒守三餘於寒夜、若學師之道遂拙、恐聞父之志空拋、其歎五矣、于時秋風向我而悲双墳

軫　悼(音導、悼傷也、)　愍　悚　恐　悋　惜　疾　謔　耿　唏　感(感)　青　豫　矜　窈　懐　忡

勞　傷(音商)　惆(音儔、通)　疚(イタム、已上同、)

〔遊仙窟〕少時坐睡、則夢見十娘、驚覺攬之、忽然空手、心中悵怏、復何可論、

〔伊呂波字類抄 太疊字〕歎息(ナゲク、タンソク、)　〔同 比疊字〕悲歎　悲吟　悲愁　悲哀

〔書言字考節用集 九言辭〕愁歎(シウタン)　悲歎(ヒタン)

〔日本書紀 一神代〕一書曰、〇中略伊弉諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、則匍匐頭邊、匍匐脚邊、而哭泣流涕焉、

〔日本書紀 二神代〕彦火火出見尊因娶海神女豐玉姫、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄕之情、故時復太息、豐玉姫聞之謂其父曰、天孫悽然數歎、蓋懷土之憂乎、

〔日本書紀 十五顯宗〕白髮天皇〇清寧二年十一月、億計王〇仁賢惻然歎曰、其自導揚見害、孰與全身免厄也歟、

元年〇顯宗二月壬寅、詔曰、先王〇押磐皇子遭離多難、殞命荒郊、〇中略廣求御骨莫能知者、詔畢、與皇太子億計、泣哭憤惋、不能自勝、

〔日本書紀 十六武烈〕十一年〇仁賢八月、億計天皇〇仁賢崩、〇中略太子〇武烈此夜速向大伴金村連宅、會兵計策、大伴連將數千兵徼之於路、戮鮪臣〇平群於乃樂山、〇中略於是影媛收理既畢、欲還家悲鯁而言、苦哉今日失我愛夫、即便隱涕愴矣、纏心歌曰、〇歌略

〔日本書紀 二十一用明〕元年五月、大連〇物部守屋良久而至、率衆報命曰、斬逆〇三輪君等訖、〇註略於是馬子宿禰惻然頽歎曰、天下之亂不久矣、

〔日本書紀 二十六齊明〕四年五月、皇孫建王八歲薨、今城谷上起殯而收、天皇本以皇孫有順而器重之、故不忍哀、傷慟極甚、〇中略輙作歌曰、伊磨紀那屢、乎武例我禹杯爾、俱謨娜尼母、旨屢俱之多多婆、那爾柯那皚柯武、〇其一中略天皇時々唱而悲哭、

嘆正韻ナケク　長吁ナケク　嘑正　嘌ナケク　哼ナケク　喔ナケク　〔同六心〕慨音鎧ナケク　〔同九欠〕歐歔音韻ナケク　歐欷ナケク　欸烏哀反、歎聲、ナケク

〔伊呂波字類抄奈辭字〕歎ナケク、亦作嘆、　嘆　嗟亦作䔾　杏　欸音哀、ナケク、　嚏五嚏恨聲也　嗃　嘠　次　昇

慨　悒　唉　歔　欷又音希歔欷　欷　行　愾　吁　吟已上同

〔運歩色葉集那〕歎ナゲク

〔書言字考節用集八言辭〕慷慨ナゲク　嗟同　愾同　歎同　慨同

〔遊仙窟〕嗟ナゲキ運命之迍邅、歎ナゲキ鄉關之眇邈、

〔日本靈異記中〕孤孃女憑敬觀音銅像示奇表得現報緣第卅四○中略

嗟ナゲキテ

〔倭訓栞前編十九〕なげき　嘆をよめり、靈異記に嗟、新撰字鏡に悒をなげくとよめり、長息の義也、長大息といふが如し、よて嘆息ともいへり、歎息はためいきをつく事也、○中略伊勢物語に、花にあかぬなげきなどいへるは、愁嘆にあらず、稱嘆の意也といへり、さるを歎を俗になげくと心得るは誤也といへるは、哀嘆のことのみに覺えて、和語の本意を辨へざる說也、

〔新撰字鏡十心〕怏於高反、去、慰也、強也、心不服也、字亙也、伊太牟、又阿太牟、又伊太牟、　悒於汲反、憂悒而憂也、伊太牟、又奈介支、　〔同連字〕惻愴悲傷之貌、伊太牟、

惆悵相恨也、失意也、伊太牟、

〔類聚名義抄六心〕惆正痛イタム　惆矜イタム、ミ、　慘俗イタム、　惆音圖イタム　憫音園イタム　慄倉到反、イタム、　慘千感反、イタム、　慠イタム　慠俗放字、イタム、　愵女六反、イタム、　慟大送反、哭、イタム、　慦イタム　恂恂イタム　愴楚莊反、イタム、

悼慄イタミ　悸其季反、イタム、　悽千奚反、イタム、

〔伊呂波字類抄伊人事〕慟イタム　悽　怏怏　憯　恫　毒　惕　疸　疚　憯　悽音妻痛也　恨　慄

悚　惕　隱　怊　摎　惐　伇　忦　劇　怛　懊　艱　酷　慘感也、毒也、拍也、憯示也、　慊　矜　淨　彫

悲哀

〔日本書紀十六武烈〕十一年是時影媛逐行戮處、見是戮已、驚惶失所、悲涙盈目、遂作歌曰、〇中略　伊須能箇瀰、賦屢嗚須擬底（下略）、
〇中略　柂摩暮比儞、瀰逗佐倍母理、儺岐曾裒遅喩倶、柯母比謎阿婆例、

〔吾妻鏡十一〕建久二年十二月十五日己丑、故土佐房昌俊老母、自下野國山田庄参上之由申之、則召御前、申出亡息事、頻涕泣、幕下太令歎給、被下綿衣二領云云、

〔十訓抄十二〕十月ばかり月あかゝりける夜、縫信卿を宗として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、樂人三四人、宰相中將隆綱、管絃者にはあらねども、すきものにて伴ふ、又少將俊明など各車に乘て、五節命婦世をそむきてゐたる、嵯峨の家に行にけり、〇中略　秋風樂三反、蘇合みなつくして、萬秋樂の序より五帖まで有けるに、なみだおとさぬ人なし、此うち俊明何事にもすべてなかざりければ、犬目の少將といはれけるぞ、こよひは人にも勝れて袖をしぼるばかりなり、

〔類聚名義抄口二〕吟カナシフ　噫正鳥カナシム　〔同心六〕憮音武カナシフ　惘音罔カナシフ　慍正カナシム　慄倉到反カナシフ　慘千感反カナシフ　愀カナシフ　怜音靈カナシフ　憐音連カナシフ　悵丑亮反カナシフ　〔同衣六〕哀烏來反カナシフ　カナシフ　和アイ、

〔伊呂波字類抄加人事〕悲痛也カナシフ　哀　閔　哽　悲　慇　悽　搿　摎　愍　悵　懇　折　惆
惕　憂　矜　憐　凉　儒　噎　鳴　咽　慟　臨　矜　悼巳上同

〔書言字考節用集八言辭〕悁悁文選カナシム　流涙日本紀同　悲同　慟同　閔同　哭同　嗟同

〔倭訓栞前編六〕かなしむ　悲哀をいふ、神代紀に流涕をよめり、金商の義なるべし、秋金肅殺の意あり、

〔新撰字鏡口〕喟然叔同、口愧、口怪二反、去、大息也、歎聲也、嘆也、奈〇介〇久〇、又於毛保氏留、　噪許伊反、出氣息、心吟也（中略）奈介久、　呻舒神反、吟也、歎也、左万與不、又奈介久、
嗟子邪反、又取何反、歎、奈介久、

〔類聚名義抄口二〕吟正、許謹、二反、又今反、ナゲク、カナシフ、　嗟作何反、又子邪反、ナゲタ、　喟口怪、口愧、二反、ナゲタ、　嘵大力反、ナゲタ、ナタ、

キテ約束ノ如ク問答ス、此狀ヲ急ギアハテサハギ、ハダシニテ出テ取テ頂戴シテヨミケリ、娑婆世界ハ衆苦充滿ノ國也、ハヤク厭離シテ念佛修善勤行シテ、我國ニ來ルベシ、我聖衆ト共ニ來迎スベシトヨミツヽ、サメホロト、ナキ〳〵スルコト每年ヲコタラズ、

〔名物六帖 人事四 性行笑啼〕絮泣 音彰、相與絮泣、

〔源氏物語 十四 澪標〕心のあくがるゝまでなん、なほかくてはえすぐすまじきを、思ひたち給ね、さりともうしろめたきことはよもとかいたまへり、入道例のよろこびなきしてゐたり、いけるかひもつくりいでたることはりなりとみゆ、

〔大鏡 一 花山〕こき殿の女御の御ふみの、日ごろやりのこして、御身〇花山もはなたず御覽じけるを、おぼしめしいでゝ、しばしとてとりにいらせ給ひけるほどぞかしあはた殿〇藤原道兼いかにかくはおぼしめしたちぬるぞ、たゞ今すぎなば、をのづからさはりとて、いでまうできなん、と、そらなきし給ひける、

〔俚言集覽 明〕べそを作る　泣面を云、べソはベシ也、

〔古事記 上〕速須佐之男命、不知所命之國、而八拳須至于心前、啼伊佐知伎也、自伊下四字以音、下效此、其泣狀者、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾、

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、〇中略次生素戔嗚尊、此神性惡常好哭恚、

〔日本書紀 一 神代〕是時素戔嗚尊、自天而降、到於出雲國簸之川上、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲覓往者、有一老公與老婆、中間置一少女撫而哭之、

〔日本書紀 十四 雄略〕十四年四月、天皇欲自見、命臣連、裝如饗之時、引見殿前、皇后仰天歔欷、啼泣傷哀、天皇問曰、何由〇何由二字原脫、據一本補、泣耶、皇后避床而對曰、此玉縵者、昔妾兄大草香皇子、奉穴穗天皇〇安康勅、進妾於陛下、時爲妾所獻之物也、故致疑於根使主、不覺涕垂哀泣矣、

出たりといへり、されど俗に雨やうめと泣ともいへば、さめは小雨の義なるにや、沙石集に、さめほろとなき〳〵するとも見えたり、

〔神代直指抄三〕なきさはめの命
此みことは、死喪の串をつかさどる神なり、昔へに、なきさはめの命と申す、今人泣涕する事をサメヅメトナクト云、

〔宇治拾遺物語一〕これも今はむかし、ゐ中のちごのひえの山へのぼりたりけるが、櫻のめでたくさきたりけるに、風のはげしくふきけるをみて、このちごさめ〳〵となきけるをみて、〇下略

〔倭訓栞前編二十八〕ほろ〳〵。〇中略　蜻蛉日記に、ほろ〳〵と打なきてといひ、砂石集に、さめほろとなき〳〵と見えたり、梵書に發露涕泣といふ義にや、濟暢、
旅づとにもてるかれいひほろ〳〵と泪ぞ落る都思へば

〔古今著聞集十相撲強力〕伊成〇中略　弘光が手を取て、うしろざまにあしくつきたるに、滯なくなげられて、此度はのけざまにつよくまろびぬ、と計有ておきあがり、烏帽子の落たるをさし入て、帥の前にひざま付て、ほろ〳〵と涙をこぼして、君の見參に入侍らんも、今日計に侍とて走り出にけり、

〔沙石集九下〕迎講事
丹後國普甲寺ト云所ニ、昔上人有ケリ、極樂ノ往生ヲ願テ、萬事ヲ捨テ、臨終正念ノコトヲ思ヒ、聖衆來迎ノ儀ヲ願ヒケルアマリ、セメテモ心ザシノ切ナルマヽ、世間ノ人ハ、正月ノ初ハ思ヒ願フコトヲ祝事ニスル習ナレバ、我モ祝事セントテ、大晦日ノ夜、一人ツカフ小法師ニ狀ヲ書テトラセケリ、此狀ヲ以テ朝夕元日ニ門ヲタヽキテ物申サントイヘ、何クヨリト問バ、極樂ヨリ阿彌陀佛ノ御使也、御文アリトテ、此狀ヲ我ニアタヘヨト云テ、御堂ヘヤリヌ、敎ノ如クニ云テ、門ヲタヽ

けば、〇下略

〔榮花物語五浦々の別〕さてかへり給て、うへ〔〇藤原定子母〕は、みや〔〇定子〕の御有様のかはらせ給へるに、又いとゞしき涙さ。く。り。も。よ。ゝなり、

〔宇治拾遺物語一〕これも今はむかし、ゐ中のちごのひえの山へのぼりたりけるが、〇中略我てゝの作たる麥の花ちりて、實のいらざらんおもふが、わびしきといひて、さ。く。り。あ。げ。て。よ。ゝ。と。な。き。ければ、うたてしやな、

〔名物六帖人事四性行笑略〕歔。欷。〔讀字彙、歔欷通、歔咽悲塞也、〕

〔萬葉集四相聞〕紀女郎怨恨歌三首〇中略
白妙乃、袖可別、日乎近見、心爾咽飲、哭耳四所流、

〔萬葉集二十〕爲防人情陳思作歌一首并短歌〇中略
若草乃、都麻波等里都吉、平久、和禮波伊波波牟、好去而、早還來等、麻蘇蓮毛知、奈美多乎能其比、牟世比都都、言語須禮婆、〇下略

〔書言字考節用集九言辭〕泣血毛詩

〔倭訓栞中編二十九和〕わ。と。な。く。　わは泣聲をいふ也、常にわ。つ。と。泣といへり、

〔鳩巣小説下〕一赤穂義士仇討ノ時、〇中略又一人額ノ疵ヲ見ヨト申音イタシ、暫アリテ、大勢ノ聲ニテワツット泣申聲仕候、是ハ上野介〇吉良義央首ドノヽシルシヲ揚候テ、悦ビ泣ト聞ヘ申候、

〔大鏡入〕參河入道殿の入唐のむまのはなむけのかうし、清昭法橋のせられし日こそまかりたりしか、〇中略そこばくあつまりたりし万人、さ。と。こ。そ。な。きて侍りしか、それは道理の事也、

〔書言字考節用集九言辭〕潸。々。〔指南、涙下貌、〕　雨々〔同、盛貌〕

〔倭訓栞前編十さ佐〕さめ〳〵　更級日記に見ゆ、神代直指抄に、さめ〳〵と泣といふは、啼澤女命より

〔遊仙窟〕薄媚狂雞、三更唱曉、遂則被衣對坐、泣淚相看、

〔倭訓栞前編十一〕しほたる　源氏にいたうしほたれたまふと見えたり、遊仙窟に、泣淚をよみ、齋宮式に哭稱鹽垂と見えたり、藻鹽をたるゝよりいふ成べし、

〔皇大神宮儀式帳〕亦種々乃事忌定給支、〇中略鳴乎鹽垂止云、

〔延喜式五齋宮〕凡忌詞、〇中略外七言、〇中略哭稱鹽垂、

〔源氏物語十一須磨〕みかど御うごきて、別の御くしたてまつり給ふ、いとあはれにて、しほたれさせ給ひぬ、

〔日本書紀二神代〕天稚彥之妻下照姬哭泣悲哀、聲達于天、是時天國玉聞其哭聲、則知夫天稚彥已死、

〔日本書紀十五仁賢〕六年、是秋、日鷹吉士被遣後、有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何怜矣、〇註略哭聲甚哀、令人斷腸、

〔日本靈異記上〕嬰兒鷲所擒以後國得逢父緣第九
家主答言、〇中略鷲擒嬰兒、從西而來、落巢養雛、幞啼、彼雛望之驚恐不喙、余聞啼音、自巢取下育女子是也、〇中略

嗁哭也

〔新撰字鏡欠〕歔欷上喜居反、出氣也、涕吹也、下盡既反、二合涕泣貌、泣餘聲也、悲也、佐久利、

〔古今和歌六帖四戀〕ざふのおもひ
君によりよゝよゝとよゝよゝとねをのみぞなくよゝよゝよゝと

〔蜻蛉日記中ノ上〕なをいとしにがたし、いかゞはせん、かたちをかへてよを思ひはなるやと心見んとかたらへば、またふかくもあらぬなれど、いみじうさくりもよゝとなきて、さなりたまはゞ、まろもほうしになりてこそあらめ、なにせんにかは、よにもまじろはんとて、いみじくよゝとな

古事類苑

人部十

性情下　夢附

泣

〔新撰字鏡口〕噭古吊反、啼也、佐介不、又奈久、

〔類聚名義抄口二〕啜力結力計二反、　哭空屋反、ナク、和コク、　哭古　呱音孤、小兒啼聲、ナク、　咢音愕、ナク、　嗁啼二古嗁字、ナク、〔同水五〕泣音急、ナク、ナミダ、　〔同欠九〕歔歔音虚、欷也、スフ、ナク、ナゲク、　欷欷音希、スヽシ、カナシフ、　歔欷ムセフ、ナヽ、ナケク、ナク、ハナスヽリシ、カナシムテサタリ、泣餘聲、

〔伊呂波字類抄奈人事〕啼ナク、亦作二號咷一　泣無レ聲出レ涕也　啜　咲哀聲也　呱

〔書言字考節用集八言辭〕哭ナク、韻會、大聲曰レ哭、細聲有レ涕曰レ泣、　泣同　呱同

〔日本書紀十五仁賢〕六年、哭女、哭女此云二儺倶謎一

〔伊呂波字類抄天畳字〕涕泣　涕哭

〔書言字考節用集九言辭〕哭慟　哭泣　呱々コヽ、字義、小兒啼聲、白虎通、人生所三以泣二何、木一幹而分、得二氣異一息故泣、重二離母之義一也、　涕泣掩レ面　涕哭

〔倭訓栞前編三伊〕いさつる　日本紀に泣字をよめり、古事記に、いさちるとも見えたり、いさは去來の義にや、小兒哭泣の切なるありさまを、物にあしずりをして泣などいふがごとし、

〔類聚名義抄水五〕泣々（シホヨル）

〔書言字考節用集九言辭〕泣涙（シホタル）遊仙

〔總見記十三〕淺井方城主等心替信長公又江北御進發事

淺井長政是ヲ聞テ、早々山本山ヘ押ヨセ、踏落サント怒ラレケレドモ、大事ノ前ノ小事ニ目ヲツケ、足長ニ敵ノ地ヘ出張無益タルベキ由、家老ドモ諫ケレバ、其企サヘ叶ガタク、腹ヲスヘカネ怒リ居給フ、

〔近世畸人傳五〕戸田旭山

旭山戸田氏、自號无悶子、通名齋義、東備の人、浪華にきて醫を業とす、〇中略あるとき攝津國高槻近邑の豪農、物產の門人にてつねに出入する人、其母の病の診察をこふ、請に應じて至りしが、不起の症なれば辭して歸らんとするとき、近隣又親族の病人、これかれの診察をこふ、四五人は診したるが遠く迎えたる人なれば、此折を幸に尙醫治をこふもの多し、こゝにして戸田氏怒を發し、主人に對しのゝしりていふ、子は不孝者也、不起の母を題して、えもしれぬ人々の醫治をせしめんとするかと、元來癇症にて、よく怒る人なれば、大きに顏色を損じたれば、やう〳〵になだめて謝してかへせり、〇下略

鋒末終卷調度文書等、投入御壺中、起座、猶不堪忿怒、於西侍自取刀除髮、吐詞云、殿乃御侍倍、登利波天云云、則走出南門、不及歸宅逐電、將軍家殊令驚給、

〔沙石集三下〕嚴融房與妹女房問答事

中比甲斐國ニ、嚴融房トイフ學匠有ケリ、修行者オホク給仕奉事シテ學問シケリ、アマリニ腹アシキ上人ニテ、修行者共、時非時サバクリカヨウスルニ、湯ノアツキモヌルキモシカリ、ヲソキヲモ腹立、疾モテキタレバ法師ニ物クハセジトスルカトテ、クヒサシテ打置テシカリケリ、其アハヒヲ見ントテ、障子ヒマヨリノゾケバ、アレハナニヲ見ルゾトテ、彌ヨ腹立ケレバ、常ニハ心ヨカラズノミ有ケレドモ、ヨキ學匠ナリケレバ、忍テ學問シケリ、妹ノ女房〇中略トバカリ有テ、涙ヲシノゴヒテ、抑人ノ腹立候事ハ、アシキ事カ、又クルシカラヌ事カトイヘバ、ソレハ貪瞋癡ノ三毒トテ、宗トノ煩惱ノ一ナリ、疑ニヤヲヨブ、オソロシキ過也トイフ時、サテハサラバソレホドニ御心得アルニ、御ハラハアマリニアシキゾトイフニ、ハタトツマリテ、イヒヤリタル事ハナクシテ、ヨシサラバイカニモ思サマニナゲキ給ヘトテ、シカリテ出ニケリ、誠ニツマリテケリ、

〔徒然草上〕高野證空上人、京へのぼりけるに、〇中略口ひきける男あしくひきて、聖の馬を堀へおとしてけり、ひじりいと腹あしくとがめて、〇中略比丘を堀にけ入さする、未曾有の惡行なりといはれければ、口ひきの男、いかに仰らる・やらん、えこそ聞しらねといふに、上人猶いきまきて、何といふぞ、非修非學の男と、あらゝかにいひて、〇下略

〔總見記二〕武藏守殿信行生害事

津々木、連日何事ヲカ讒言シタリケン、信行、柴田ニ詞ヲモ掛給ハズ、勝家ハ心中蒸ガ如ク腹立ケレドモ、ワザト顏色ニ不出サ居クルガ、心安キ朋友ノ手ヲ取テ、我ガ眼ノ上ヲ探ラセケルニ、眼ノ上サナガラ猛火ノ樣ニ熱シケル、

カリアリケレバ、殿座ヲタチテイデサセ給トテ、大鼓ヲハナチテノ給ハク、藤氏ノ上達部、ミナマカリタチ、春日大明神ノ御威ハ、ケフウセハテタルゾト、イヒカケテ出給ケレバ、〇下略

〔本朝法華驗記 上〕第十九法性寺尊勝院供僧道乘法師

沙門道乘叡山寶幢院西明房正算僧都弟子也、〇中略天性急惡不忍過咎、便言罵詈弟子童子、息恚心後叩頭悔歎、流涙發露、或對佛像實心改悔、或對大衆誠心陳懺、〇下略

〔今昔物語 十九〕藥師寺舞人玉手公近値盜人存命語第卅六

今昔、藥師寺ニ有シ舞人右兵衞尉玉手公近ハ、舞人トシテ、年來公ケニ仕テ、〇中略年九十ニ成マデ、念佛ヲ申シテ死ニケル時ノ作法、現ニ極樂ニ參ヌト見ヘケリ、一生ノ間腹立ツト云事无シ、極テ貴カリシ者也、

〔十訓抄 十〕一條攝政〇藤原伊尹納言に任給時、朝成同く望申けり、其間頗放言申けり、攝政の後朝成大納言を望申て、彼殿へまいてけり、良久しくありて面謁し給とき、朝成大納言になるべき理運を申されけるに、攝政の給はく世間計がたし、往事のころほい納言望申時、放言有といへども、貴閣昇進我心に任たりとばかりの給て入給にけり、朝成大にいかりて門を出て車に乘とて、先笏を車になげ入ければ、破て二つに成にけり、

〔玉海〕元曆二年〇文治元年十二月卅日己卯、招定能卿、示合法皇逆鱗之間事、即以其息親能卿、可申入之由示付了、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年十一月廿五日甲午、早旦熊谷次郎直實與久下權守直光、於御前遂一決、是武藏國熊谷久下境相論事也、直實於武勇者雖施一人當千之名、至對決者不足再往知十之才、頗依貽御不審、將軍家〇源賴朝度々有令尋問給事、于時直實申云、此事梶原平三景時引級直光之間、兼日申入道理之由歟、仍今直實頻預下問者也、御成敗之處、直光定可開眉、其上者理運文書無要、稱不能左右、

〔日本書紀神武三〕戊午年十二月丙申、昔孔舍衞之戰、五瀨命中矢而薨、天皇銜之、常懷憤懟、至此役也、意欲窮誅、

〔日本書紀武烈十六〕十一年(仁賢)八月、億計天皇(仁賢)崩、大臣平群眞鳥臣專擅國政、○中略太子(武烈)甫知(鮪臣子)、○眞鳥曾得影媛、悉覺父子無敬之狀、赫然大怒、

〔日本書紀欽明十九〕二十三年十一月、新羅遣使獻并貢調賦、使人悉知國家憤新羅滅任那、不敢請罷、

〔日本書紀敏達二十〕十四年八月己亥、天皇病彌留崩于大殿、○中略穴穗部皇子欲取天下、發憤稱曰、何故事死王之庭、弗事生王之所也、

〔日本書紀推古二十二〕十二年四月戊辰、皇太子(厩戸)親肇作憲法十七條、○中略十曰、絶忿棄瞋、不怒人違、人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理、詎能可定、相共賢愚、如鐶无端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖得、從衆同擧、

〔日本書紀皇極二十四〕元年、是歲、蘇我大臣蝦夷立己祖廟於葛城高宮、○中略悉聚上宮乳部之民、(乳部此云美父)役使塋兆所、於是上宮大娘姫王發憤而歎曰、蘇我臣專擅國政、多行無禮、天無二日、國無二王、何由任意悉役封民、　三年、中臣鎌子連爲人忠正有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闚闟社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、

〔枕草子七〕それがにくからずばこそあらめ、男も女も、けぢかき人をかたひき思ふ人の、いさゝかあしき事をいへば、はらだちなどするが、わびしうおぼゆるなりといへば、○下略

〔續古事談一王道后宮〕後三條院○中略諸國ノ重任ノ功ト云事、長ク停止セラレケル時、興福寺ノ南圓堂ヲツクレリケルニ、國ノ重任ヲ關白大二條殿(敎通)○藤原マゲテ申サセ給ケルニ、事カタクシテ、タビタビニナリケレバ、主上逆鱗ニヲヨビテ、仰ラレテ云ク、關白攝政ノオモクオソロシキ事ハ、帝ノ外祖ナドナルコソアレ、我ハナニトオモハムゾトテ、御ヒゲヲイカラカシテ、事ノ外ニ御ムツ

ミコ　瞋恚のほむらは、シテ　身をこがす、

〔運歩色葉集 录〕逆。鱗。貞觀政要云、龍可擾而馴、然喉下有逆鱗一、觸之則殺人、又人主亦有逆鱗一、

〔書言字考節用集 言辭 九〕逆鱗（ゲキリン）王者瞋怒之義、事見韓非子説難、

〔類聚名物考 言語 七〕逆鱗　げきりん

天子を龍にたとへ奉れば、なに事にも、龍をもてたとへ奉る事有り、よて逆鱗も龍の事によせて、

怒ませしことを申なり、

〔海人藻芥〕逆鱗者帝王ニ限テ云事ナリ、腹立ハ尋常人ノ事也、

〔倭訓栞 後編 十二〕つ。こ。と。　俗語也、実言なるべし、怒氣相含ていふをつこふと聲などいへり、

〔愼思錄 四〕怒者先自傷而後傷人、故傷人者、自傷之餘也、然比至傷人、則自傷増甚、

〔愼思錄 六〕忿怒之發也、往々於對妻孥奴僕、是因易嬲忞也、須於此忍容、雖卑賤不可侮辱、

〔泰山集 四十五〕五箴 井序 中略 ○

懲怒箴

怒之在人、當然自天、苟或不察、忘身及親、嗟予小子、急性多欲、一事乖意、忿怒決裂、火炎崑岡、登聞市室、

氣暴情厲、羝羊觸藩、喪身債事、噬臍何言、先覺有訓、懲惟窒惟戒、劈山摧巣、履霜思害、制怒之方、要在乎此、

顏之好學、不遷怒矣、程之定性、忘怒觀理、想厥氣象、明鏡止水、豈敢云讓、高山仰止、

〔拾芥抄 下末 諸教誡〕操信僧都四十一箇條起請

應重禁制條々

一設雖有不叶心事、思忍不起瞋恚、〇中略

已上四十一箇條、可如眼精矣、

〔日本書紀 神代上〕是時天照大神驚動、以梭傷身、由此發慍（イカリマシテ）、乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、

り、又はらをすゑかぬるともいへり、後拾遺集に、

風はたゞ思はぬ方に吹しかどわたのはらたつ波はなかりき、はらのゐるといふ詞も、立といふより、居と對したるなり、種が島にはらかくといひ、對馬にて癡がたつといふ、俗に暴怒をむくろばらをたつるといへり、むくろごめに腹だつなり、腹立て下唇をくはへ居るを、しらやまむくばといふ、

〔江談抄 三雜事〕源道濟號船路君事

源道濟爲藏人之時、號藤原賴貞荒武藏、是也稱船路君云々、此人不腹立之時、甚以優也、而性甚惡人也、仍不可向之、船路者、天氣和順之日、甚以優也、風波惡之時、人不可堪之、故稱船路君、

〔倭訓栞 前編四十五於〕おこる〇中略　口語に人の腹だつをおこるといふ、發起の意也、

〔書言字考節用集 八言辭〕敎圉(イキマキ)俗云立腹、師古云盛怒皃、　發憤(同)　怒(同)　勃(同)(文選)　奰(同)(音備)　恚(同)　嗔(同)　慍(同)

〔倭訓栞 中編二伊〕いきまき　徒然草に見ゆ、腹立怒る意にいへり、息を卷也、くり反き也、源氏に見ゆ、或は慍をよめり、十訓抄にいきまへといふも、同じきにや、

〔十訓抄 九〕輔親も居集れる人々も、あさましと思て、此男の貌をみれば、脇かひとりて、いきまへひざまづきたり、

〔類聚名義抄 六心〕瀭恚(ヒサシキイカリ)　瀭怒(ヒサシキイカリ)

〔伊呂波字類抄 不疊字〕忿怨(フンエン)　忿怒　〔同 志疊字〕嗔恚

〔書言字考節用集 八言辭〕滯怒(タイド)指南、久怒不解曰滯怒、又曰淹恚、　〔同 九言辭〕忿怒(フンヌ)　嗔恚(シンキ)要覽、開面色變異、令人可怖、　嗔忿(シンフン)　嗔怒(シンヌ)

〔倭訓栞 後編八志〕しんゐ　嗔恚の音也、俗にしんゐをもやすなどいへり、大莊嚴論に、身如乾薪、嗔恚如火、未能燒他、光自焦身と見えたり、

〔謠曲〕葵上

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略是時月夜見尊忿然作色曰、穢矣鄙矣、寧可以口吐之物敢養我乎

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略故兄〇火酢芹命知弟〇火折尊德、欲自伏事、而弟有慍色、不與共言、〇下略

〔類聚名義抄六心〕憤〇音紛ムツカル〇

〔倭訓栞中編二十六〕むつがる　日本紀に憤をよめり、物語に見えたる此意なり、今も小兒に、もはらいふ語なり、

〔空穗物語俊蔭二〕もとめさはがれけるに、まいりたりしかば、いみじうむつがり給て、〇下略

〔今昔物語二十八〕忠輔中納言付異名語第廿二

今昔、中納言藤原ノ忠輔ト云フ人有ケリ、此ノ人常ニ仰デ空ヲ見ル様ニテノミ有ケレバ、世ノ人此レヲ仰ギ中納言トゾ付タリケル、〇中略小一條ノ左大將濟時ト云ケル人、內ニ參リ給ヘリケルニ、此ノ右中辨ニ會ヌ、大將右中辨ノ仰タルヲ見テ、戲レテ只今天ニハ何事カ侍ルト被云ケレバ、右中辨此ク被云テ、少攀緣發ケレバ、只今天ニハ大將ヲ犯ス星ナム現ジタルト答ケレバ、〇下略

〔古事談一王道后宮〕三條院御時、入道殿〇藤原道長參給、被申請事等不許、攀緣令退出給、以後敦儀親王喚之、親王於小板敷乍立告勅喚之由、入道殿歸參云、如此之生宮達、立板敷之上召執柄人乎云々、經任卿說云、不歸參給、凡宮達直出給云々、

〔玉海〕治承三年十一月十五日己巳、三位中將師家超二位中將基通任中納言、師家年僅八歲、古今無例、是博陸〇藤原基房之罪科也、凡此外法皇〇後白河與博陸同意、被亂國政之由、入道相國〇平清盛攀緣云々、

〔類聚名義抄六心〕怨〇於願反ハラダツ〇

〔運步色葉集波〕腹立ハラタツ

〔書言字考節用集八言辭〕敎圍ハラタツ　發憤同　腹立同、和俗所用、

〔倭訓栞中編二十〕はらだつ　遊仙窟に嗔字をよめり、腹の起脹する義なり、よて俗に立腹といへ

〔日本書紀神代一〕素戔嗚尊對曰、吾元無黑心、○中略 不意阿姉、翻起嚴顏(イカリ)、

〔日本書紀纂疏上四〕嚴顏、怒色也、

〔日本書紀十四雄略〕三年○安康 八月、天皇○雄略 忿怒(イカリ)彌盛、

〔倭訓栞前編三伊〕いかる 忿怒をいふ、氣(イキ)上(アカ)るの義なり、素問に怒則氣上と見えたり、神代紀に起嚴顏をもよめり、

〔類聚名義抄六心〕慨 音鎧 イ○キ○ト○ホ○ル○ 憤 音忿 イキトホル

〔伊呂波字類抄伊人事〕慘 イキトホル 憤 激 悶 悒 已上同 歎 音呼、溫吹、氣息也、同 イキトホル、

〔運歩色葉集伊〕憤悶(イキトヲリ) 同

〔書言字考節用集八言辭〕憤(イキドホリ) 禮記註、怒氣充實也、 愠 同 於邑 同 文選註、心不平也、 懣 同 忼慨 同 文選

〔倭訓栞前編三伊〕いきどほり 憤をいふ、論語に愠をよめり、怒廻(イカリモトホ)るの義かり反き、もを略せしなり、日本紀に懐悒を訓じ、歌にもよむ也、新撰字鏡に、悁をいきとろしとよみ、日本紀の歌にいきどへろしもと見えたり、へろ反ほなり、

○按ズルニ、イキドホルニ憤ト悒トノ二義アリ、宜シク憂條ヲ參照スベシ、

〔類聚名義抄六心〕慝恚 上俗 フ○ツ○ク○ム○ 於睽反

〔倭訓栞中編二十二不〕ふづくむ 憤をよめり、神代卷に、恚又恚恨をふづくとのみもよめり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略 次生素戔嗚尊、此神性惡、常好哭恚(ナキフツクム)、國民多死、

〔倭訓栞中編二伊〕い○く○ぃ○む○ 日本紀に憤をよめり、氣含の義成べし、きふ反く也、

〔類聚名義抄二口〕嗔然 オ○モ○ホ○テ○ル○

〔倭訓栞前編四十五於〕おもほでり 神代紀に作色又愠色をよめり、面火光の義也といへり、新撰字鏡に嗔然をもよめり五車韻瑞注に、赬頰は怒色紅也と見ゆ、

怒

テケル、宍浅増トハ思ヒナガラモ、スベキ様ナケレバ、我著タリケル薄墨染ノ衣ノ、肩高ナルヲ脱テ打懸タリ、三位是ヲ空ニ著テ、頬冠シ給タリケレバ、衣短フシテ脛マハリヲ過ズ、墨ノ衣ノ中ヨリ、顔バカリ指出シテ、脛アラハ也、中々直裸ナリツルヨリヲカシカリケレバ、上下萬人ドヨム也、中間法師ニ相具セラレテ、兄公ノ法橋ノ宿所、六條油小路ヘ御座シケリ、従者ノ法師モ、小袖一ニ白衣ナリ、主ノ三位モ衣計ニ、ホウカブリシテ空也、人目ヲ立テ指ヲサシテ笑ケレバ、〇下略、

〔新武者物語〕八富田蔵人討死の事
富田蔵人は、比類なき武勇の者なり、関白秀次の寵臣也、しかるに秀次生害有しかば、蔵人も謝恩の為殉死すべしと、北野経堂の前に出て、すでに切腹せんとする所を、家来ども大勢来りて、蔵人を籠に推入、いづくともなくつれて退、京中の貴賤見物に聚りたる者ども、みな掌拍て大笑し日本一の臆病者かなと、珍敷物語とだにいへば、諸人語て笑ひ種とす、

〔枕草子〕三たとしへなき物
人の笑ふとはらだつと

〔新撰字鏡〕イ佷佷同、胡墾反、戻也、違也、不聴也、順也、暴也、(中略)伊加留、

〔類聚名義抄〕口二嚇音赫イカリ　吒正叱也、怒也、イカル　喊嘁呼監、呼戒反、同怒声也、音イカル、〔同〕心六忍音毅イカル　忿字紛反イカル
悁悒於縁反、又於劫反イカル　懟上音墜反、イカル、於譲　怒イカル　憤音墳イカル

〔伊呂波字類抄〕伊人事瞋イカル　嗔　怒　怨　慍　懣　恚　憾　隣　忿　忏　恪　毖　憤　怵
指　嘸　瞋　悩　憤　悔　苛　呵　悁　愠　最　潰　佷　吒　忿　吐巳上イカル

〔干祿字書〕平聲謓嗔上瞋目、下嗔怒、

〔運歩色葉集〕伊瞋イカル　怒同　恚同　忿同　忎同

〔名物六帖〕人事四性行笑啼悪發イカル老學庵筆記、貴戚暴發也、悪發猶云怒也、

かきところへいできたりて、なにごとせんずるぞとみれば、算のふくろをひきときて、さんをさらさらといだしければ、これをみて女房ども、これおかしき事にてあるか〳〵と、いざ〳〵わらはんなどあざけるを、いらへもせで、算をさら〳〵とをきゐたりけり、をきはてゝ、ひろさ七八分ばかりの算のありけるを、一とりいでゝ手にさゝげて、御せんたちさはいたくわらひ給てわび給なよ、いざわらはかしたてまつらんといひければ、その算さゝげ給へるこそおこがましくておかしけれ、なにごとにてわぶばかりはわらはんぞなど、いひあひたりけるに、その八ふんばかりの算ををきくはふるとみれば、ある人みなながら、すゞろにゑつぼに入にけり、いたくわらひて、とゞまらんとすれどもかなはず、はらのわたきるゝ心ちしてしぬべくおぼえければ、なみだをこぼし、すべきかたなくて、ゑつぼに入たるものども、物をだにえいはで、入道にむかひて手をすりければ、さればこそ申つれ、わらひあき給ぬやといひければ、うなづきさはぎて、ふしかへりわらふ〳〵手をすりければ、よくわびしめてのちに、をきたる算をさら〳〵とおしこぼちたりければ、わらひさめにけり、いましばしあらましかば死なまし、またか計たへがたきことこそなかりつれとぞいひあひける、わらひこうじてあつまりふして、やむやうにぞしける、

〔源平盛衰記三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾庭上ヲチリ廻リ、彼方此方ヲ立渡テ穴面白ノ大戸ヤ、セトヤ、中戸ニモ繪書タリ、下内ニモ唐紙押タリトゾ嘆タリケル、殿上階下男女長シサニ、エ咲ハデ、忍音ニ咲壺ニ入テゾ咲ケル、

〔源平盛衰記三十四〕明雲八條宮人々被討附信西相明雲事

刑部卿三位賴輔〈中略〉、裸ニテ野中ノ卒都婆ノ様ニテ立給ヘリ、サシモ淺増キ最中ニ人々皆腸ヲ斷、〈中略〉此三位ノ兄公越前法橋章救ト云人アリ、彼法橋ノ中間法師、軍ハ如何成ヌラントテ、立出テ見廻リケル程ニ、河原中ニ裸ニ立タル者アリ、何者ゾト思、立寄テ見タレバ、三位ニテゾ御座

なり、ゐらぐに非ず、大なるはゐらぐとてもありぬべけれど、なほ咲一字なればわらふなり、さてこゝは字受賣命の謀て申す趣にて、己が俳優と、諸神の咲とを合せて、眞實におもしろく、樂みあそぶさまにいひなせるなり、故歡喜二字を加へたり、心をつくべし、

〔江談抄 雜事二〕範國恐懼事

又範國爲五位藏人、有奉行事、小野宮右府〇藤原實資爲上卿、被候陣下、申文之時、殉君顯定於南殿東妻被出手陰根、範國不堪逸以笑、右府不被知案內、以咎及奏達、範國依此事恐懼、

〔枕草子 六〕まさひろはいみじく人にわらはるゝ物哉、おやなどいかにきくらん、〇中略ちもくの中の夜、さしあぶらするに、とうだいのうちしきをふみてたてるに、あたらしきゆたんなれば、つようとらへられにけり、さしあゆみてかへれば、やがてとうだいはたふれぬ、したふづはうちしきにつきてゆくに、まことに道こそしんどうしたりしか、頭つき給はぬほどは、殿上の大ばんに人もつかず、それにまさひろは、まめひともりをとりて、こさうじのうしろにて、やをらくひければ、ひきあらはして、わらはるゝ事ぞかぎりなきや、

〔宇治拾遺物語 十四〕これもいまはむかし、〇中略あるときわかき女房どものあつまりて、庚申しける夜、この入道の君、かたすみにほうけたるていにてゐたりけるを、夜ふけけるまゝに、ねぶたがりて、中にわかくほこりたる女ばうのいひけるやう、入道の君こそかゝる人はおかしきものがたりなどするぞかし、人々わらひぬべからんものがたりし給へ、わらひてめをさまさんといひければ、入道をのれは口てづゝにて、人のわらひ給中のものがたりは、えし侍らじ、さはありとも、わらはんとだにあらば、わらはかしたてまつりてんといひければ、物がたりはせじ、たゞわらはかさんとあるは、さるがくをし給ふか、それは物がたりよりはまさることにてこそあらめとまだしきにわらひければ、さも侍らず、たゞわらはかしたてまつらんとおもふなりといひければ、こはなに事ぞ、とくわらはかし給へ、いづら〳〵とせめられて、なににかあらん物もちて、火のあ

やすからずいひおどろき、あ。ざ。み。わ。ら。ひ。あざけるものどももあり、

〔書言字考節用集 八言辭〕冷笑。。

〔源平盛衰記 三〕殿下事會

攝政殿(○藤原基房、中略、)十四日(○嘉應二年十二月)ニ太政大臣ニナラセ給フ、十七日ニハ御悦申アリ、此ハ明年御元服ノ加冠ノ料也、平家ノ一類、以外ニ苦咲テゾ見エケル、

〔書言字考節用集 八言辭〕哯(廣韻、曲從也、韻瑣、強笑也、) 喔咿(同、韻會) 囁哯(同)

〔名物六帖 人事四性行笑略〕乾笑(能改齋漫錄、世嘗ニ笑之不ㇾ情者一、爲ニ乾笑一、按宋葛陣謙、道戟ニ剉於市一、妻來別、爲ㇾ陣曰、身固不ㇾ足ㇾ塞ㇾ罪、奈何枉ニ殺子孫一、陣乾笑而已、按乾笑始ニ于此一、) 冷笑(原病式註、或心本不ㇾ喜、因ㇾ傳戲而笑者、俗謂ニ之冷笑一、)

〔伊呂波字類抄 安人事〕咳(アキトフ、小見咲) 嗤 哂 㬿(已上同)

〔和字正濫抄 四〕咲顏 ゑ。が。ほ。 俗、ゑみがほなり、

〔枕草子 八〕あやしくてこはたそとゝへば、え。み。ご。ゑになりて、いみじき事きこえん、(○下略)

〔古事記 上〕天宇受賣命、(○中略)於ニ天之石屋戸一、伏ニ汗氣一(此二字以ㇾ音)而、蹈登杼呂許志、(此五字以ㇾ音)爲ニ神懸一而掛ニ出胸乳一、裳緒忍ニ垂於番登一也、爾高天原動而、八百萬神共咲、於ㇾ是天照大御神以爲ㇾ怪、細開ニ天石屋戸一而、內告者、因ニ吾隱坐一而以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者爲ㇾ樂、亦八百萬神諸咲、爾天宇受賣白言、益ニ汝命一而貴神坐故歡喜咲樂、

〔古事記傳 八〕歡喜咲の三字を惠良岐とよみ、樂字を阿蘇夫と訓べし、(○註略)惠良具とは咲榮樂むを云、續紀廿六、大嘗祭豐明の詔に、黑紀白紀能御酒乎、赤丹乃保仁多末倍惠良伎云々、又卅の詔にも、黑紀白紀乃御酒食倍惠良伎云々と見え、萬葉十九(四十三丁)に、豐宴見爲今日者云々、千年保伎保伎吉等餘毛之惠良々々爾仕奉乎見之貴佐などあり、書紀に、噱樂とあるをも訓、又雄略卷に、歡喜盈懷ともあり、(今此記に、上なる二はたゞ咲字のみ書るは、和夏布と訓つ、さて此には歡喜字を加へたるは、惠夏具と訓べきなり、上なるは俳優のなかしきな笑ふ)

〔空穗物語藏開上一〕左大將たゞいまは、あぢきなくぞ侍、あるじのおとゞ御ときようちわらひ給へば、ひとたびに、ほゝとわらふ、いとこゝちよげなり、

〔枕草子二〕三位中將いとなをき木をなんをしおりためるときこえ給ふに、うちわらひ給へば、みな何となくさとわらふこゑきこえやすらん、

〔源氏物語六末摘花〕たゞむゝとうちわらひて、いとくちをもげなるも、いとおしければ、出給ひぬ、

〔書言字考節用集八言辭〕莞爾（ニツコ／ニツコ）〈文選註、小笑貌、〉微笑（ホヽヱム）

〔名物六帖人事四性行笑啼〕解顏（ニツコリヱム）正韻、囅小笑也、解顏笑也、解頤笑不止也、韓愈大笑也、哄堂衆皆笑也、絕倒噴飯之甚也、館府以爲二笑弄一也、

〔壒囊抄三〕ニツコトワラフト云何字ゾ、莞爾ト書テニコヤカ也トヨム、仍テ莞爾ノ二字ヲ、太平記ナドニモ、ニコトワラフトヨマセタリ、論語ニハ、夫子莞爾而笑曰ト云リ、少シ笑貌ト註ス、其心叶ヘリ、委クハニコヤカニワラフト云心歟、但遊仙窟ニハ、咍咍トニコヤカナリトヨメリ、是モ目篇ノ字ナレバ同心歟、

〔名物六帖人事四性行笑啼〕匿笑（ワラヒヲカクス）冷齋夜話、閔笑之匿笑而去、忍笑 東軒筆錄、坐客皆忍笑不禁、

〔燕居雜話一〕くつ〳〵笑、
方言に、くつ〳〵わらふと云は、ひそ〳〵笑ふとなり、宋洪邁が侍兒小名錄云、隋煬帝幸月觀中夜笑、蕭妃肩説東宮時事、適有小黄門映薔薇叢調宮婢衣帶、爲薔薇刺骨結、笑聲吃々不止云云、○中略くつくつは吃々の字なり、

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱（アザワラヒテ）向立、

〔更科日記〕そのかへる年の十月廿五日、大嘗會御禊とのゝしるに、はつせの精進はじめて、その日京を出るに、○中略二條のおほぢをしわたりていくに、さよにみあかしもたせ、ともの人々上ゑすがたなるを、そこらさじきどもにうつるとて、いきちがふ馬も車もかち人も、あれはなぞこと

臍が茶をわかす。

臍が笑。オヘソが笑とも云、又ヘソが四竹を打とも云、鶉衣後編臍頌、我朝に人を嘲りては、臍が笑ふともいへりけり、

〔和合人初編上〕延壽丹の主人、世界の人情を悟、癖を集、口取となし、抜俗て浮世のあなを臍の下にほり、お茶をわかして世の中に腹を抱させ、絶倒を止て筆をとらず、しばらく病の愈を待已、〇下略

〔名物六帖人事四性行笑略〕噴飯守、山家清供、文與可守臨川、〈一作〉得東坡詩云、想像渭川千畝在胸中、不覺噴飯滿案、想作此供也、〇下略

〔類聚名義抄口二〕微咲ホヽヱム　𥬇笑同

〔遊仙窟〕余即詠曰、斂咲偸殘靨、〈斂咲者、斂精神而咲也、〇中略〉十娘〇中略含嬌窈窕迎前出、忍笑嫈嫇返却迴、

〔和字正濫抄三〕斂咲　ほゝゑむ　又忍咲共、遊仙窟、これもゑまゝほしきをしのびて、わづかにゑめば、含咲といふなり、又頬のみすこし咲をあらはす故にも有べし、

〔枕草子七〕うへ〈條〇一〉此わたりに見えしにこそは、いとよくにためれど、うちほゝえませ給ひて、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕この花の〇中略いろもはたなつかしきゆかりにもしつべしとて、うちほゝゑみたまへる、けしき有て、匂ひきよげなり、

〔源氏物語二帚木〕きみすこしかたゑみて、さることとはおぼすべかめり、いづかたにつけても、人わろくはしたなかりける御ものがたりかなとて、うちわらひおはさうず、

〔壒嚢抄三〕少シエムヲ、ホクソワライト云ハ何事ゾ、

北叟ガ笑ヲホクソ咲ト云成セル也、喩ヘバ昔唐世ニ一ノ老翁アリ、王城ノ北ニ居スル故ニ是ヲ北叟ト云、塞翁ガ事ナルベシ、此翁ハ世間無常ヲ観ジテ、君ニ仕テ名利ヲ貪ル心モナク、私ヲ順テ財寶ヲ貯ル思モナシ、可歎事ニモ少シ笑ヒ、可喜事ニモ少シ咲フ、是悅モ憂ヘモ皆不久、萬事皆夢ナル理リヲ能知テ、一切ノ事ニ少シワラフ也、是ヲ俗語ニホクソワライト云ナルベシ、

〔古今著聞集十六興言利口〕北院御室、或かた夕ぐれに、御前に人も候はで、たゞ一所御念誦して、御座有けるに、いづこよりか來りつらん、大床の邊より、世におそろしげなる白髮のうば參りたりけり、またすをやをら引あげて、ゑみ〳〵として、いかにおそろしく思召候らんなど申て、きら〳〵とわらひて候けり、御室の御心の內をしはかるべし、され共少もさはがせ給はで、何ものぞとはせ給ければ、御返事をば申さで、たゞきら〳〵とのみ笑けり、○下略

〔書言字考節用集入言辭〕解頤使人笑曰解頤、出漢書、

〔新猿樂記〕都猿樂之態、嗚嗒之詞、莫不斷腸解頤者也、

〔玉海〕文治五年正月一日壬辰、二位中將還來、○中略又云、親宗勸御酒勅使之間、進階間東頭、萬人解頤云々、

〔竹取物語〕大納言○中略家に少殘りたりける物どもは、龍の玉をとらぬものどもにたびつ、是を聞て、はなれ給ひしもとの上は、はらをきりてわらひ給ふ、

〔續古事談二臣節〕松殿○藤原基房御時、內ノ女房宇治ニ參リテアソビケルニ、和歌會アリケレバ、人々アマタ參ケルニ、刑部卿重家朝臣、アニヲトヽ淸輔季經ナド、一事ニテ參ケル、○中略アニヲトヽ三人、コノ次第ヲカタリタルニゾ、其座ノ人々ハラヲキリテワラヒタリケル、一座ノ比興ナリ、

〔名物六帖人事四性行笑略〕捧腹史日者傳、司馬季主捧腹大笑、罷不罷錄、可爲達階者、擲捧腹、

〔倭訓栞中編二十波〕はらをかゝゆ　捧腹の義也、笑に堪ざる意也、

〔俚言集覽波〕腹筋をよる　おかしき事、筑波、暑き時分の能のおかしゝ、といふ句に早苗とる小田の腹筋切もぐさ

腹の皮をよる　腹筋をヨルとも云、籾井家日記、腹がよれる、

〔俚言集覽閉〕臍が西國する　甚しく嘲り笑ふを云

〔倭訓栞中編十三〕たかゑ　新撰字鏡に嘘をよめり、高笑の義也、今たかわらひといふめり、

〔類聚名義抄二口〕唉音於 大笑 咲正

〔名物六帖人事四性行笑啼〕哄堂(ドツトワラフ)宋元通鑑、賓主為之洪堂、又哄堂大笑、　轟笑(トヾロキワラフ)南唐書志、宋陳摶傳、二年梅花開、轟笑竟日、　大噱(オホワラヒ)升菴集、滿座大噱、

〔運歩色葉集登〕嚍咲(トフトハラウ)

〔平家物語九〕宇治川の事

はたけ山いつもわ殿原がやうなるものは、しげ忠にこそたすけられんずれといふまゝ、大ぐしをつかんで、きしの上へぞなげ上たる、なげ上られて、たゞなをり、たちをぬひてひたいにあて、大をんごやうをあげて、むさしの國の住人大ぐしの次郎しげちか、うぢ川のかちだちの先陣ぞやとぞ名のつたる、かたきもみかたも是を聞て、一度にどつとぞわらひける、

〔書言字考節用集八言辭〕瞬然(カラ〱)笑貌、大笑貌、　呵々(同上)　〔同九言辭〕咲々(エラ〱)同上

〔倭訓栞後編五〕から〱　○中略　から〱わらふと云は、呵々大笑の義也、高くさやかに笑ふ也、

〔平家物語十一〕せんていの御入水の事

女房たち、やゝ中納言殿〇平知盛いくさのやうはいかにやいかにととひ給へば、只今めづらしきあづま男をこそ御らんぜられ候はんずらめとて、から〱とわらはれければ、○下略

〔大鏡八〕清範律師、犬のために法事しける人の講師に、しやうぜられていくを、清昭律師同定の說法者なれば、いかゞするときくに、かしらつゝみて、たれともなくて聽聞しければ、たゞ今や過去聖靈は蓮臺のうへにて、ほとほえ給ふらんとの給ひけるを、されぱこそこと人はかく思ひよりなましや、なをかやうのたましゐある事は、すぐれたるみはらぞかしとこそほめ給ひけれ、まことにうけ給はりしに、おかしくこそ侍りしか、さつまし(原作しつま、據二一本一改)れば又聽聞衆どもさゝとわらひてまかりかへりにきゝいと程々なる往生人なりや、

言るなり、

〔日本書紀 十四雄略〕二年十月丙子、天皇見(二)采女(一)、〇倭采女日媛 面貌端麗、形容温雅、乃和顏悅色曰、朕豈不(レ)欲(レ)覩(二)汝妍咲(一)、

〔萬葉集 四相聞〕大伴宿禰家持贈(二)娘子(一)歌七首 〇六首略

不念尓、妹之咲儛乎、夢見而、心中二、燎管曾呼留、

〔水鏡 下淳仁〕天平寶字二年八月廿五日、仲丸大保になりにき、〇中略 もとの藤原の姓にゑみといふ二もじをくはへたまはせき、これらもみな、太上天皇 〇孝謙 の御おぼえならびなくて、せさせ給ひしなり、ゑみといふ姓も、御らんずるたびに、ゑましくおぼすとて、たまはすとぞ申あひたりし、

〔源氏物語 二十二玉鬘〕たゞこれをすぐれたりとはきこゆべきなめりかしと、うちゑみて見奉れば、おい人もうれしと思ふ、

〔源氏物語 四十七總角〕女ばら日比うちつぶやきつる名殘なく、ゑみさかへつゝ、おましひきつくろひなどす、

〔今物語〕或者所の前を春の頃、修行者のよしざなるがとをりけるが、ひがさに梅のはなを一枝さしたりけるを、見ども法師など、あまた有けるが、世におかしげにおもひて、あるちごの梅の花笠きたる御房よといひて、笑ひたりければ、此修行者立かへりて、袖をかきあはせて、ゑみ〳〵とわらひて、

身のうさのかくれざりけるものゆへに梅の花がさきたる御房よと仰られ候やらんと、いひたりければ、この者ども、こはいかにと、おもはずに思ひて、いひやりたるかたもなくてぞ有ける、さうなく人を笑ふ事あるべくもなきことにや、

〔新撰字鏡 口〕囅 市善反、喜咲不(二)自勝(一)也、太加惠、

〔書言字考節用集 八言辭〕嘕(ワラフ 微笑貌、火) 哂(同 微笑也) 啾(同 笑貌、會) 咲(同) 陉(同) 笑(同) 听然(同 文選)

〔名物六帖 人事四 性行笑嗁〕掩口(ワラフ 老學庵筆記、同坐者無不掩口、) 盧胡(ワラフ 字典、盧胡笑也、一作胡盧、後漢應劭傳、掩口盧胡而笑、孔叢子抗志篇、衛君胡盧大笑、) 胡盧(ワラフ 上見)

〔干祿字書 去聲〕咲笑(上通 下正)

〔釋名 三 釋姿容〕笑鈔也、頰皮上鈔者也、

〔倭訓栞 前編四十二 和〕わらふ　笑をよみ、又哂をよむ、新撰字鏡に、嗤も嗎もよめり、異名伊勢物語に、笑ひ恥かしむる意を得て、悪字をわらひけるとよめり、笑のくせある事を、說苑に夙笑といへり、嬉笑は魏書崔光傳に見え、竊笑は戰國策に見え、匿笑は程史に見え、傍笑は龍城錄に見え、訕笑は唐書に見え、巧笑は張旭が詩に見え、强笑は遼史に見え、啼笑は李賀が詩に見え、忍笑韓偓詩に見え、醉笑は白居易が詩に見え、冷笑北史に見え、乾笑は能改齋漫錄に見えたり、智度論にも笑有種種因緣、有人歡喜而笑、有人瞋恚而笑、有輕之而笑、有見異事而笑、有見可羞恥事而笑、有見殊方異俗而笑、有希有難事而笑と見え、事文類聚に、合坐皆笑謂之烘堂と見えたり、

〔伊呂波字類抄 江人事〕咲(エム 亦作笑) 咲(亦エミ) 昕(已上同)

〔倭訓栞 前編四 江〕ゑまひ　万葉集に多く見ゆ、日本紀に笑字をよめり、まひ反み也、萬葉集に、ゑまはしと見えたるも、はし反ひ同語也、

〔倭訓栞 中編二十九 江〕ゑまほし　欲笑の義也

〔古事記 上〕爾其沼河日賣、未開戶、自內歌曰、○中略 阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟、阿佐比能、惠美佐加延岐氐、○下略

〔古事記傳 十一〕惠美佐加延伎氐は、○註略 咲榮來而なり、源氏物語末摘花卷に、老人どもゑみさかえて見奉る、○中略 竹取物語には、わらひさかえてともあり、人の喜び咲は顏の榮ゆるなれば云り、さて祝詞どもに、朝日之豐榮登とも云て、其さま人の咲榮たる顏と相似たる故に、朝日之と

にたつはたのしみなり、此外たのしき事はいか程あるべし、然れども人は欲心深き物なるゆへ、我勝手によき事はたのしみとをもはず、たまたま勝手にわろき事あれば、くるしみなげくなり、平日のまのあたりたのしむべき事あるをば、たのしますして、別にたのしみをもとむるは、おろかなる事なり、くるしむもたのしむも、我心の持やうにあるなり、外より來る事はあらず、

〔日本書紀神代二〕大己貴神對曰、當問我子、然後將報、是時其子事代主神、遊行在於出雲國三穗之碕、以釣魚爲樂、或曰遊鳥爲樂、三穗此云美保

〔萬葉集歌九〕檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌
衣手、常陸國、二並、筑波乃山乎、欲見、君來座登、○中略男神毛、許賜、女神毛、千羽日給而、時登無、雲居雨零、筑波嶺乎、淸照、言借石、國之眞保良乎、委曲爾、示賜者、歡登、紐之緖解而、家如、解而曾遊、打靡、春見麻之從者、夏草之、茂者雖在、今日之樂者、

〔古今和歌集春一〕そめどの、きさき(文德后藤原明子)のおまへに、花がめに櫻の花をさゝせたまへるをみてよめる、　　さきのおほきおほいまうちぎみ(藤原良房)
年ふればよはひはおいぬしかはあれど花をしみれば物思ひもなし

〔新撰字鏡口〕咲　同、先之子之二反、咲也、(中略)和良不、　嗤　許延反、笑貌、和良不、又嘉牟、　呵　許加反、謾口貌、含也、呻也、和良夫、

〔類聚名義抄口二〕咲　音肆　ワラフ　哂　ア○エ○ワラフ　咲　笑上通下正、息妙反、ワラフ、　嘆　叨　嗤　四古、ワラフ、ヱム、所　手書反、又之若反、ワラフ、嗤　音蚩、昌之反、ワラフ、劇　ワラフ、ヱム、ヱク

〔同欠九〕歐欸　呼恬又呼翼反、ワラフ、　欸　ワラフ

〔同竹八〕笑　咲二正、咲俗、嘆俗、ワラフ、和セウ

〔伊呂波字類抄人事和〕咲　ワラフ　哂自咽　咄　哈　愁　所　嘷　嗚　嘩　笑　嗤　喧　莖
偘　愁　謔　弄　嘆　咲　咲　巳上ワラフ

〔運歩色葉集和〕咲　ワラウ

笑

〔備前老人物語〕一ある人のいひしは、我此世に生れてうれしき事三あり、一に男に生る也、二に下戸に生れたりといひて、今一つをばいはず、しゐてとはれてのち、大名の子に生れぬがうれしきといふ、其故いかにと問へども〳〵、秘してあかさず、いかなる心にかありける、

〔伊呂波字類抄太人事〕樂 娯快也 愉 般考般 宗 悰 揄 喜 寥 怡 歡 康、聊 扶 屎 甘 匿 咨 逾 湛 肥 嬉 嫣 槃 愷 恂 喜 衎 怙 嬲 盤 類 預已上 〔同久疊字〕快樂 〔同古疊字〕娯樂

〔書言字考節用集八言辭〕樂 娯 逸豫 逍遙文選

〔萬葉集三雜歌〕太宰帥大伴卿讃酒歌十三首〇十二首略
生者遂毛死、物爾有者、今生在間者、樂乎有名、

〔古今和歌集序〕たとひ時うつりことさり、たのしびかなしびゆきかふとも、此うたのもじあるをや、〇下略

〔日本釋名中人事〕樂 たのしとは、たは手也、のしはのぶる也、今も俗にのぶるをのすと云、手をのべて舞ば、心たのしむ也、是舊事記第二卷、又古語拾遺に見えたり、

〔伊勢平藏家訓〕苦樂の事
一樂といふはたのしみなり、をよそ天地の間に生れ出るもの、中、鳥獸虫けらもある中に、人に生るゝ事たのしみなり、女もある中に、男に生るゝ事たのしみなり、かたは者うつけ者もある中に、常の人に生るゝ事たのしみなり、若死する人もある中に、長生する事樂しみなり、きのふ死たる人もあるに、けふ迄生ながらへたるは樂しみなり、病身なる人もあるに、無病なるは樂しみなり、亂世に生れたる人もあるに、太平の御代に生れあひたるはたのしみなり、乞食もある中に、貧乏ながらも相應に渡世するは樂しみなり、賤しき人もある中に、小祿なりとも賜はりて、人の上

帝位、仍詔大鷦鷯尊、夫君天下以治萬民者、蓋之如天、容之如地、上有驩心、以使百姓、百姓欣然天下安矣、〇下略

〔文德實錄　一〕嘉祥三年四月己酉、大宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女、從四位下春子也、〇中略嘗嵯峨天皇御豐樂院、以觀射禮、〇中略親王時年十二、天皇戲語親王曰、弟雖少弱、當執弓矢、親王應詔而起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍坐、驚動喜躍、不能自已、即便起座、抱親王而舞、進曰、臣嘗將數十万之衆、征討東夷、賴天威、所向無敵、自料勇略、兵術多所不究、今親王年在韶亂、武伎如此、愚臣非所能及、天皇大咲曰、將軍奉揚外孫、何甚過多、

〔將門記〕爰良正〇平偏就外緣愁、卒忘內親之道、仍企干戈之計、誅將門之身、于時良正之因緣、見其威猛之勵、雖未知勝負之由、兼莞爾熙怡而已、字書曰、莞爾者倭言都波惠牟也、上音官反、下音志反、熙怡者倭言與呂古布也、上音伎、下音伊反、

〔續古事談　二臣節〕左大辨經頼ト云人アリケリ、五十ニ及テ、藏人頭ニナリタリケルヲ、アナガチニヨロコビケレバ、敎惠座主ト云人、イサメテ云ク、カタヨロコバル、コソ、無益ノ事トオボユレト、ソシリケレバ、コノ人云ヤウ、コレハヨク案ゼラレヌナリ、天下ノ人イクソバクゾ、公卿廿餘人ハ論ゼズ、其外タマ〳〵貫首ニナレリ、コレオホキナルヨロコビニアラズヤ、敎惠ノ云ヤウ、コレハ大衆ノ觀ナリ、トカク申スニヲヨバズトナム、

〔平家物語　九〕河原合戰の事
大將軍九郎御ざうしよしつね、門前にて馬よりおり、門をたゝかせ、大をんじやうをあげて、〇中略此御所しゆごのために、はせまいつて候へ、あけて入させ給へと、申されたりければ、なりたゞあまりのうれしさに、いそぎついがきの上より、おどりおるゝとて、こしをつきそんじたりけれ共、いたさはうれしさにまぎれておぼえず、はうはう御しよへまいつて、此よしそうもんしたりければ、〇下略

〔倭訓栞前編三十六〕よろこぶ　神代紀に快又欣慶又喜悦をよめり、依媚の義にや、日本紀によろこぼし、伊勢物語によろこぼひと見えたり、ほし反び、ほひ反ひ、也、歡も同じ、又說悅も同じ、

〔新撰字鏡連字〕偉慶（悅也、奇也、賀也、幸也、福也、於毛加志、又宇禮志、）

〔類聚名義抄心六〕怡（音飴ウレシ）

〔伊呂波字類抄人宇辭字〕嬉ウレシ　娃　歎　婬　娛　娓（已上ウレシ）

〔書言字考節用集八言辭〕嬉ウレシ　悞（萬葉）

〔倭訓栞前編四宇〕うれし　神代紀に憙をよめり、嬉も同じ、新撰字鏡に斷もよめり、祝詞に嘉志美とも見え、皇代紀に歡喜又欣遊をうれしむとよめり、得の意也、

〔伊呂波字類抄久疊字〕歡樂　歡悅　歡興　歡喜　歡情　歡呼　歡遊

〔下學集下態藝〕抃悅（ベンエツ）　抃躍（ベンヤク）　怡悅（イエツ日本之書、狀、怡作爲說、非義也、）〔同下疊字〕喣喩（クユ喜悅之貌）

〔書言字考節用集八言辭〕怡悅（イエツ又云喜悅）　歡喜（クハンキ）　歡悅（クハンエツ）　歡情（クハンジヤウ）　歡樂（クワンラク）〔同九言辭〕悅喜（エツキ又云喜悅）

〔日本書紀一神代〕陰神先唱曰、憙哉（アナウレシヤ）遇可美少男焉、（少男此云烏等孤）陽神不悅（ヨロコビ）曰、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜以改旋、○中略於是陰陽始遘合爲夫婦、及至產時、先以淡路洲爲胞、意所不快（ヨロコビ）、故名之曰淡路洲、

〔古事記上〕於是洗左御目時、所成神名、天照大御神、次洗右御目時、所成神名、月讀命、次洗御鼻時、所成神名、建速須佐之男命、（須佐二字以音、）○中略此時伊邪那岐命大歡喜詔、吾者生生子而於生終、得三貴子、

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略及至彥火火出見尊將歸之時、海神白言、今者天神之孫、辱臨吾處、中心欣（ヨロコビ）慶（ヨロコブ）、何日忘之、

〔日本書紀三神武〕戊午年十月、我卒聞歌、拔其頭椎劒、一時殺虜、虜無復噍類者、皇軍大悅、仰天而咲、

〔日本書紀十一仁德〕四十一年○應神二月、譽田天皇○應神崩、時太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊、○仁德未卽

喜

〔日本書紀 二十五 孝德〕二年三月辛巳、詔東國朝集使等曰、〇中略始處新宮、將幣諸神、屬乎今歲、又於農月不合使民、緣造新宮、固不獲已、深感二途、大赦天下、〇下略

〔日本書紀通證 三十 孝德〕深感二途、〈感當作慽、訓見皇極紀、二途謂將幣諸神、農月使民、〉

〔萬葉集 十六 有由緣并雜歌〕娘子等和歌九首 端寸八爲、老夫之歌丹、大欲寸、九兒等哉、蚊間毛而將居、〇下略

〔類聚名義抄 二 女〕嬉〈音熙 和キ〉ヨロコフ　娛〈音虞〉ヨロコフ
〔同 口二〕所〈牛謹反、又之若反、〉ヨロコフ
〔同 心六〕怡〈音飴〉ヨロコフ
忻 ヨロコフ　愉〈音兪〉ヨロコフ　悆〈音豫〉ヨロコフ　憘〈呼官反〉ヨロコフ〈正歡〉　懽 ヨロコフ　懋〈音茂〉ヨロコフ　忢〈古〉
憘 ヨロコフ　快〈苦懷反〉ヨロコフ　懌〈音譯〉ヨロコフ　悅〈音閱〉ヨロコフ　憙〈音喜〉ヨロコフ　喜　憘　憙〈俗〉　忻〈音欣、上、〉ヨロコフ　欣〈同〉ヨロコフ
〔同 欠九〕欣 ヨロコヒ、歖〈音喜、笑〉ヨロコフ　𣢾〈音去〉ヨロコフ　歅〈許計、又他豆反、〉ヨロコフ　欸　歡〈呼官反 樂也〉ヨロコフ〈和大〉
歡〈正歡〉ン

〔伊呂波字類抄 與 人事〕歡 ヨロコフ　欣　慶　嘉　悅　折　愉　賀　遐　兌　假　懋　懋　媮
澤　懌　樂　講　拜　惄　歫　似　叶　賺　怡　怫　兟　豫　犱　愷　譺　婉　說　懋
嬉　賴　快　憘　慶　賞　巳上ヨロコフ

〔干祿字書 平聲〕忻欣〈並正〉　懽歡〈並正〉

〔春波樓筆記〕文那の文字甚多し、爰に悅の字を揭ぐ、悅、怡、歡、喜、欣、忻、懌、怍、忔、懽、忬、悆、憤、悆、悚、愹、愬、愭、歆、懊、懸、歡、訢、原、台、㠯、嗂、嘉、愉、焰、㰻、術の屬、これ悅の淺深、或は悲中の悅、懼の中に悅を生じ、其意味あり、彼の國は文字を以て符契とす、故に文字を離れては言語意味通せす、倉卒に言ふ時は、貴人と雖、頭を振り動し形容して談語す、

〔運步色葉集 與〕喜〈ヨロコフ〉　悅〈同〉　歡〈同〉　欣〈同〉

〔書言字考節用集 八 言辭〕欣々〈ヨロコフ 白文集〉　欣然〈同 忻然並同、〉　怡然、怡悅、　喜〈同〉　歡〈同〉　欣〈同〉　慶〈同〉　怡〈同〉　悅〈同〉　豫〈同〉　賀〈同〉

せ給と也、

〔増鏡十六久米のさら山〕隠岐よりは、たまさかの御消息などのかよふばかりにて、〇後醍醐、中略、かしこにまいり給へる内侍三位〇後醍醐後宮藤原廉子の御腹にも、みこたちあまたおはします、いづれもいまだいはけなき御程にはあれど、物おぼじしりていみじう戀聞え給ひつゝ、おり〳〵はしのびて、うちなきなどし給ふ、おさなうものし給へば、とをき國まではうつしたてまつらねど、もとの御うしろみをばあらためて、西園寺大納言公宗の家にわたしたてまつる、八になり給ふぞ御このかみならむかし、北山におはする程、夕ぐれのそらいと心すごう、山風あらゝかにふきて、常よりも物かなしくおぼされければ、

庭松綠老秋風冷　園竹葉繁白雪埋

つく〳〵とながめくらして入あひのかねのをとにも君ぞこひしき、おさなき御心にはかなくうちひそみ給へる、いとあはれなり、〇又見二太平記一

〔伊呂波字類抄加人事〕感カムス

〔倭訓栞前編六下加〕かまけ〇中略感をよめるは、日本紀、靈異記などに見えたり、今俗事に打かゝり居るを、かまけてゐるといふ意近し、

〔日本書紀十四雄略〕六年二月乙卯、天皇遊二乎泊瀬小野一、觀二山野之體勢一、慨然興レ感歌曰、擧暮利矩能、播都制能野磨播、伊麻拖智能、與慮斯企野磨、和斯里底能、與盧斯企夜磨能、據暮利矩能、播都制能夜麻播、阿野儞于羅虞波斯、阿野儞于羅虞波斯、於レ是名二小野一曰二道小野一、

〔日本書紀二十四皇極〕三年正月、輕皇子〇孝徳深識二中臣鎌子連之意氣高逸、容止難一レ犯、乃使三寵妃阿陪氏淨二掃別殿一、高鋪二新蓐一、靡レ不レ具、給二敬重特異一、中臣鎌子連便感レ所レ遇、而語二舍人一曰、殊奉二恩澤一、過二前所一レ望、誰能不レ使三王二天下一耶、

つゝゐづゝゐづゝにかけしまろがたけすぎにけらしないもみざるまにかへし、

くらべこしふりわけ髮もかた過ぬ君ならずしてたれかあぐべきなどいひ〳〵て、つゐにはいのごとくあひにけり、

〔大鏡五太政大臣兼家〕次郎君(○藤原道綱、兼家子、)は陸奥守倫寧ぬしの女のはらに、おはせし君なり、(○中略)この母君(○中略)との(○兼家)のおはしましたりけるに、門を遲あけゝれば、たび〳〵御せうそこいひいれさせ給ふに、女君、

なげきつゝひとりぬる夜のあくるまはいかに久しきものとかはしる、いとけうありとおぼして、

げにやげに冬の夜ならぬまきの戸もをそくあくるはくるしかりけり

〔源平盛衰記三十〕有子入水事

偖モ有子ノ内侍ハ、德大寺何トナキ言ノ葉ヲ得テ、思日日ニゾ增リケル、千早振神ニ、祈ヲカクレ共、其事叶フベキニアラネバ、浮世ニツレナクアレバコソ、係忍難事モアレ、千尋ノ底ニ沈ミナバヤト思ツヽ、賤舟ニ便船シテ、有シ人ノ戀サニ、都近所ニテ兎モ角モナラントテ、波ノ上ニゾ漂ケル、責テノ事ト哀也、船ノ中ノ慰ニハ、琵琶ノ曲ヲゾ彈ケル、(○中略)有子終ニ攝津國住吉ノ濱ノ沖ニテ、船ニ立出ツヽ、海上ハルカニ見渡テ、

ハカナシヤ浪ノ下ニモ入ヌベシ月ノ都ノ人ヤミルトテ、ト打詠テ、忍ヤカニ念佛申テ、海中ヘゾ入ニケル、

〔徒然草上〕延政門院(○後嵯峨院皇女)いときなくおはしましける時、院(○後嵯峨)へまいる人に、御ことづてとて、申させ給ひける御歌、

ふたつもじ牛のつのもじすぐなもじゆがみもじとぞ君はおぼゆる、こいしくおもひまいら

〔萬葉集四相聞〕安貴王謌一首并短歌

遠嬬、此間不在者、玉桙之、道乎多遠見、思空、安莫國、嘆虛、不安物乎、水空往、雲爾毛欲成、高飛、鳥爾毛欲成、明日去而、於妹言問、爲吾、妹毛事無、爲妹、吾毛事無久、今裳見如、副而毛欲得、

反歌

敷細乃、手枕不纏、間置而、年曾經來、不相念者、

右安貴王娶因幡八上采女、係念極甚、愛情尤盛、於時勅斷不敬之罪、退却本鄕焉、于是王意悼怛、聊作此歌也、

〔萬葉集九挽歌〕見菟原處女墓歌一首并短歌

葦屋之、菟名負處女之、八年兒之、片生乃時從、小放爾、髮多久麻庭爾、並居、家爾毛不所見、虛木綿乃、牢而座在者、見而師香跡、悒憤時之、垣廬成、人之誂時、智奴壯士、宇奈比壯士乃、廬八燎、須酒師競、相結婚、爲家類時者、燒大刀乃、手預押禰利、白檀弓、靫取負而、入水、火爾毛將入跡、立向、競時爾、吾妹子之、母爾語久、倭文手纏、賤吾之故、丈夫之、荒爭見者、雖生、應合有哉、宍串呂、黃泉爾將待跡、隱沼乃、下延置而、打嘆、妹之去者、血沼壯士、其夜夢見、取次寸、追去祁禮婆、後有、菟原壯士、伊仰天、叫於良妣、跟他、牙喫建怒而、如己男爾、負而者不有跡、懸佩之、小劔取佩、冬薮蕷、都良尋去祁禮婆、親族共、射歸集、永代爾、標將爲跡、遐代爾、語將繼常、處女墓、中爾造置、壯士墓、此方彼方二、造置有、故緣聞而、雖不知、新裳之如毛、哭泣鶴鳴、二〇反歌首略

右五首、高橋連蟲麻呂之歌集中出、

〔伊勢物語上〕むかしゐ中わたらひしける人の子共、井のもとにいでゝあそびけるを、おとなに成にければ、男も女もはぢかはして有ければ、男は此女をこそえめと思ふ、女は此男をと思ひつゝ、おやのあわすれども、きかでなん有ける、扨此となりの男のもとよりかくなん、

皚例俱賦駄開能、以矩美嫋開、余養開、漠等陛鳴磨、莒等伱都俱哨、須衞陛鳴磨、府曳伱都俱哨、府企儺須、美母盧我紆陪伱、能朋梨陀致、倭我彌細磨都奴婆播符、以簸例能伊開能、美麗矢駄府、紆鳴謨紆陪伱、堤堤那皚矩、野須美矢矢、倭我於朋枳美能、於魔細婁婆佐羅能美於寐能、武須彌陀例、駄例夜矢比等母、紆陪伱泥堤那皚矩、

〔常陸風土記 香島郡〕以南童子女松原、古有年少童子、俗曰加味乃乎止古、加味乃乎止賣、稱那賀寒田之郎子、女號海上安是之孃子、並形容端正、光華郷里、相聞名聲、同存望念、自愛心燃、經月累日、嬥歌之會、俗曰宇太我岐、又曰加我毘也、邂逅相遇、○中略 便欲相語、恐人知之、避自遊場、蔭松下、携手促膝、陳懷吐憤、旣釋故戀之積疹、還起新歡之頻咲、○中略 偏耽語之甘味、頓忘夜之將闌、俄而鷄狗吠、天曉日明、爰童子等、不知所爲、遂愧人見、化成松樹、郎子謂奈美松、孃子稱古津松、

〔日本靈異記 中〕生愛欲戀吉祥天女像感應示奇表緣第十三

和泉國泉郡血渟山寺、有吉祥天女攝像、聖武天皇御世、信濃優婆塞來住於其山寺、睇之天女像而生愛欲、繫心戀之、○下略

〔萬葉集 二相聞〕石川女郎贈大伴宿禰田主歌一首

遊士跡、吾者聞流乎、屋戸不借、吾乎還利、於曾能風流士、

大伴田主、字曰仲郎、容姿佳艷、風流秀絕、見人聞者、靡不歎息也、時有石川女郎、自成雙栖之感、恆悲獨守之難、意欲寄書、未逢良信、爰作方便、而似賤嫗、己提鍋子、而到寢側、哽音蹢足、叩戶諮曰、東隣貧女、將取火來矣、於是仲郎、暗裏非識、冒隱之形、慮外不堪拘接之計、任念取火、就跡歸去也、明後女郎旣耻自媒之可愧、復恨心契之弗果、因作斯歌、以贈諺戲焉、

大伴宿禰田主報贈歌一首

遊士爾、吾者有家里、屋戶不借、令還吾曾、風流士者有、

能美許登波、夜斯麻久爾都麻麻岐迦泥氐、登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志氐、久波志賣遠、阿理登伎許志氐、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比邇、阿理加用婆勢、多知賀遠母、伊麻陀登加受氐、淤須比遠母、伊麻陀登加泥婆、遠登賣能、那須夜伊多斗遠、淤曾夫良比、和何多多勢禮婆、比許豆良比、和何多多勢禮婆、阿遠夜麻邇、奴延波那伎、佐怒都登理、岐藝斯波登與牟、爾波都登理、迦祁波那久、宇禮多久母、那久那留登理加、許能登理母、宇知夜米許世泥、伊斯多布夜、阿麻波勢豆加比、許登能、加多理其登母、許遠婆、爾其沼河日賣、未開戸、自内歌曰、夜知富許能、迦微能美許等、奴延久佐能、賣邇志阿禮婆、和何許許呂、宇良須能登理叙、伊麻許曾婆、知杼理邇阿良米、能知波、那杼理爾阿良牟、遠、伊能知波、那志勢多麻比曾、伊斯多布夜、阿麻波世豆迦比、許登能、加多理基登母、許遠婆、阿遠夜麻邇、比賀迦久良婆、奴婆多麻能、用波伊傳那牟、阿佐比能、惠美佐迦延岐氐、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、多多岐麻那賀理、麻多麻傳、多麻傳佐斯麻岐、毛毛那賀爾、伊波那佐牟遠、阿夜爾那古斐岐許志、夜知富許能、迦微能美許登、許登能、迦多理基登母、許遠婆、故其夜者、不合而、明日夜為御合也、

〔日本書紀 十三 允恭〕八年二月、幸于藤原、密察衣通郎〈○郎原脱、據一本補〉姫之消息、是夕衣通郎姫戀天皇而獨居、其不知天皇之臨、而歌曰、和餓勢故餓、勾倍枳豫臂奈利、佐瑳餓泥能、區茂能於虚奈比、虚豫比辭流辭毛、

〔日本書紀 十七 繼體〕七年九月、勾大兄皇子、〈○安閑〉親聘春日皇女、於是月夜清談、不覺天曉、斐然之藻、忽形於言、乃口唱曰、野絁磨俱儞、都磨磨祁哿泥底、播屢比能、哿須我能俱儞儞、俱波絁謎鳴、阿利等枳枳底、與慮志謎鳴、阿利等枳枳底、莽紀佐俱、避能伊陀圖鳴、飫斯毗羅枳、倭例以梨魔志、阿都圖唎、都麻怒唎絁底、魔俱囉圖唎、都魔怒唎絁底、伊慕我堤鳴、倭例儞魔柯絁毎、倭我堤嗚麼、伊慕儞魔柯絁毎、磨左棄逗囉、多多企阿藏播梨、矢自矩矢慮、于魔伊禰矢度儞、儞播都等唎、柯稽播儺俱儺梨、奴都等唎、枳蟻矢播等余武、婆絁稽矩謨、伊麻娜以播孺底、阿開儞啓梨、倭蟻慕、妃和唱曰、莒母唎矩能、簸都細能哿婆庚、那

戀

二つを以て罪せられしとぞ、愛情の變、よく／＼慎み思はるべく候、

〔類聚名義抄 六心〕戀 力眷反、和レン コヒ コト

〔伊呂波字類抄 古人事〕戀 コヒ 嬬 婦イ 知ゝ字亦戀也 想 慕 吟 都 巳上同 〔同 疊字〕戀慕

〔書言字考節用集 九言辭〕戀慕 コヒシタフ

〔八雲御抄 三下人事〕戀 かたこひ かた思の戀なり もろ 兩氏思

〔萬葉集考 二〕相聞 アヒギコエ こは相思ふ心を、互に告聞ゆれば、あひぎこえといふ、後の世の歌集に、戀といふにひとし、されど此集には、親子兄弟の相思ふ歌なども、此中に入て、こと廣きなり

〔倭訓栞 前編 九古〕こひ 戀は人情の切實をいへば、乞求るの儀なるべし、戀々てとも見ゆ、和歌に戀部を立て四季に次つるは、有天地然後有男女の義、我邦天の浮橋のむかしより、諾冊唱和の詞に起りて、造端於夫婦の歌を設けり、此戀の情實を失はゞ、忠孝も本づく所なく、禮儀も錯く所あらじ、俊成卿、

戀せずば人はこゝろもなからまし物のあはれは是よりぞしる、此歌古今集流れては妹背の山の歌によりてよめりと、壹筑後守の傳なり、万葉集には戀の部を相聞と載て、妹背のなからひのみならず、兄弟朋友のみやびをかはすまでを入られたれば、五倫にわたりてこゝろ得べきことにや、小倉百首に、

わすらるゝ身をばをもはず誓ひてし人のいのちのをしくも有かな、此道理を忠孝に移し看ば、臣子の身として、君父の不是底をかへり見るに、いとまなき意旨を理會し得べし、拾遺集人丸、

住よしの岸にむかへるあはぢ島あはれと君をいはぬ日ぞなき、戀部に入たれど、いさゝかも妹背のなかの心はなし、君は天皇をまうし奉りて、至忠の詠なりといへり、されど男女の間淫風に奔り、猥に流れ行て歸る道しらざるは、大に戒むべし、

〔古事記 上〕此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、夜知富許能迦微

めでたし。愛たき也、たきは希ふ詞也、よて遊仙窟に、可愛をよめり、めではめいでの略、たきは
いたきにて、其事を強からしむる辭也ともいへり、
〔倭訓栞前編二十四〕はしき　日本紀、萬葉集に多し、愛字よめり、愛妻などいへるは、うるはしき義、
細しきの略にや、神代紀の我愛之妹も、はしきなにものみことゝ讀べし、
〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思
早敷哉、不相子故、徒、是川瀨、裳襴潤、
〔日本書紀二神代〕正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊○中略生天津彥彥火瓊瓊杵尊、故皇祖高皇產靈尊特鍾
憐愛、以崇養焉、
〔古事記中垂仁〕此天皇以沙本毘賣爲后之時、沙本毘賣命之兄沙本毘古王、問其伊呂妹曰、孰愛夫與兄
歟、答曰、愛兄、○下略
〔古事記中應神〕於是天皇問大山守命與大雀命、○仁徳詔汝等考、孰愛兄子與弟子、
〔日本書紀十三允恭〕八年二月、幸于藤原、密察衣通郎姬○郎姬、原作郞、據一本改、之消息、○中略明旦、天皇見井傍櫻華而歌之
曰、波那具波辭、佐區羅能梅涅、許等梅涅麼、波椰區波梅涅孺、和我梅豆留古羅、
〔萬葉集五雜歌〕令反惑情歌一首并序○序略
父母乎、美禮婆多布斗斯、妻子美禮婆、米具斯宇都久志、余能奈迦波、加久叙許等和理、○下略
〔難波江〕一愛憎の變と申すことあり候、我國の花は、野山の花よりまされるやうに思ひ候が、愛憎
の變と申し候、是も人と我と、隔てあふ故にて候、誠に惑の甚しきことにて候、そのかみ彌子瑕は、
衛の君に愛せらる、或とき彌子瑕が母、疾ありて、人ゆきて夜告げしかば、彌子瑕いつはりて、君の
車に乘りて行きしを、衛君かへつて孝なりとて稱書す、又一日、彌子瑕、果を食ひしに、甘しとて、食
ひかけし果を君に奉りしかば、衛君また忠なるよしを以て稱しぬ、彌子瑕寵を失ふとき、まづ此

愛

の說なし、

〔辨名下〕性情才七則
情者、喜怒哀樂之心、不待思慮而發者、各以性殊也、七情之目、醫書曰、喜怒憂思悲驚恐、此就其發於五臟者立之名、儒書曰、喜怒哀懼愛惡欲、或止言喜怒哀樂四者、此皆以好惡兩端言之、大氐心情之分、以其所思慮者爲心、以不涉思慮者爲情、以七者之發不關乎情爲心、關乎性者爲情、凡人之性皆有所欲、而涉思慮則或能忍其性、不涉思慮則任其性所欲、故心能有所矯飾、而情莫有所矯飾、是心情之說也、凡人之性皆有所欲、而所欲或以其性殊、故七情之目、以欲爲主、順其欲則喜樂愛、逆其欲則怒惡哀懼、是性各有所欲者見於情焉、故如曰情欲、曰天下之同情、皆以所欲言之、性各有所殊者亦見於情焉、汶如曰眞物之情、曰物之不齊、物之情也、皆以性所殊言之、又如孟子曰、是豈人之情也哉、直以爲性、又如曰誣情、曰軍情、曰用其情、皆以其不匿内實言之、所謂調實是也、亦以情莫有所矯飾、故轉用耳、且誣情軍情、亦各有一種態度、而得之則瞭然者、亦如情以性殊、故有是言焉、自宋儒以性爲理、而字義遂晦、性情之所以相屬者、不得其解、至於仁齋先生而後始明矣、

〔伊呂波字類抄安人事〕愛アイス憐也、仁也、親也、〔同安疊字〕愛憎アイゾウ　愛惜　愛欲

〔書言字考節用集九言辭〕愛著アイヂヤク　愛心アイシン　愛欲アイヨク　愛執アイシフ　愛憎アイゾウ又云愛惡　愛ノフル メデ日本紀

〔倭訓栞前編三十二〕めぐし。。　神代紀に憐愛をよめり、万葉集にも、妻子みれば、めぐしうつくしと見えたり、めぐむ意なるべし、○中略
めづる　愛をよめり、芽出の義、草木の萌芽は仁愛の意思あり、日本紀に感字をもよめり、めでともいへり、○中略
めで。。　日本紀の歌に、櫻のめでと見えたり、愛の義也、ほめいでるの略語といへり、されど芽出の義、草木に譬へいふならん、源氏に感嘆稱愛の意を、めでくつがへるといへり、○中略

キガタシ、理ト氣ヲ合セテ心トスレバ、ヨクウゴキハタラク也、タトヘバヲモキモノヲ、一人シテモチアゲガタキトコロニ、二人ノ力ヲ合セテアグレバ、必ズカルクナルゴトク、此理ト氣トヲ一ツニ合セテ、心ヨリ氣ヲ用ルトキハ、心ヅヨクナリテ、ヲノヅカラ僻事アルベカラズ、親ニ孝行ヲスルハ心ノ理ナリ、若又親ニイカリヲアラハスハ、是血氣ノ私ナリ、是ニヨツテ理ト氣トノ差別ヲ知ルベキ也、

〔語孟字義上〕情凡三條

情者、性之欲也、以有所動而言、故以性情並稱、樂記曰、感物而動者、性之欲也、是也、先儒以謂、情者性之動、未備、更欲見得欲字之意分曉、人常言人情、言情欲、或言天下之同情、皆此之意、目之於色、耳之於聲、口之於味、四支之於安逸、是性、目之欲視美色、耳之欲聽好音、口之欲食美味、四支之欲得安逸、是情、父子之親、性也、父必欲其子之善、子必欲其父之壽考、情也、又曰、好善惡惡、天下之同情也、大凡推此之類見之、情字之義自分曉、

〔聖教要錄下〕意情〇中略

有惻隱羞惡辭讓是非、是情也、情之發而及物、其目不出二五之間、聖人以仁義禮智、令其情中其節也、

〔訓幼字義六〕情　凡九則

情といふは、人心の上に就て、思慮安排にわたらず、生れ付たるまゝにて、いつはりかざることなきところをいふ、世間の人、物をうぶといふがごとし、禮記禮運の篇に、何謂七情、喜怒哀樂愛惡欲、七者不學而能と、是にて其義もつとも明らかなり、先儒の說に、心之未發を性と云、已發を情と定めらるゝは、是も張子心統性情の說より出たる事にて、宋朝以來其說一定し、かたく此說を守れども、古人の意にあらず、大抵宋儒以來、事ごとに體用、理氣、未發已發の分を立らるれども、聖人の言には、天道人事の上に、氣をいひて理をとかず、用をいひて體をかたらず、已發の說ありて未發

〔日本書紀神代一〕一書曰、○中略故伊弉冊尊恥恨之曰、汝已見我情、我復見汝情、

〔段注說文解字十下心〕情、人之侌气有欲者、董仲舒曰、情者人之欲也、人欲之謂情、情非制度不節、禮記曰、何謂人情、喜怒哀懼愛惡欲、七者不學而能、左傳曰、民有好惡喜怒哀樂、生於六氣、孝經援神契曰、性生於陽以理執、情生於陰以繫念、从心青聲、疾盈切、十一部、

〔藻鹽草十六人事〕情

人の情　ことの葉の情　情なき　情ある　情の色　露の情　ちゞの情　情をかくる　なげの情すこしの情也、なをざりの情也、又云、ないがしろの情也と云々、何も只同心歟、　情のほど　情の山名所也、そへたる也、　みやひ情也、　うはへなきなさけなきと也、

〔書言字考節用集八言辭〕人情ニンジヤウ董仲舒云、人欲謂之情、

〔日本書紀十四雄略〕五年二月、舍人性懦弱、緣樹失色、五情無主、

〔書言字考節用集十數量〕七情シチジヤウ喜、怒、哀、懼、愛、惡、欲、

〔秦山集雜著甲乙錄八〕情訓七裂也、此說吾○惟足吉川之傳、

〔倭訓栞前編十九〕なさけ　情をいふ、眞名伊勢物語に見ゆ、中裂の義、中心のさけ出るをいふ、よて心根ともよむ、情實也、伊勢物語に心なさけと見えたり、此國にはわけてなさけといふ事を貴べりといへり、なさけある人、なさけをくむなどの詞味ふべし、

〔倭訓栞中編二十比〕ひとのなさけ　人情をいへり、奮案御集にみゆ、

〔三德抄上〕四端出於理、七情出於氣ト云事アリ、四端トハ仁義禮智ノアラハル丶處ヲ云也、七情トハ喜怒哀懼愛惡欲ヲイフ也、人ノ心ハ只道理マデニテアルユヘニ、七情出來スル也、七情ニハ善ト惡トアリ、四端ニハ善バカリニシテ惡ナシ、此七情ヲ道理ノマ丶ニスレバ、仁義ニカナヒテヨケレドモ、血氣ノ私ニヒカサル丶トキハ、七情ホシイマ丶ニナリテ、理ニソムキテ喜ブ故ニ、コタ分別シテ、七情ヲ理ニカナヘテナセバ、イヅレモアシキコトナシ、理バカリニテハ、ウゴキハタラ

〔烈公間話〕大久保彥左衞門事、名譽之一徹者也、大坂御一戰之時、御鎗奉行其後御旗奉行也、或時牢人某來リテ申ハ、ケ樣ニ御靜謐之御代ナレバ、無手々々ト病死可仕候、天晴具足ヲ肩ニ掛ケ討死仕度ト、彥左氣ニ入、ウイヤットイハレント思テ申ケレバ、彥左云、誠ニ左樣ニ存候カト被申、實ニ左樣之心底ト申、其時彥左云、ソレガ實ナレバ、日本一之不屆者也、如何ニト云ニ、此御靜謐之御代ニ、其方抔具足著候事ハ、先ヅ亂國ナラデ無キ事也、代亂ルヽハ、一揆カ、逆心カ、左樣ノ事有テ其方具足可著、如何程ノ功名有テモ、三百石カ五百石也、其方一人五百石ノ立身可仕タメ、天下亂ヲ好ム、公方樣ニ御六ケ敷事ヲ願申心底、扨々不屆千萬也、左樣ニ實ニ存ズルナラバ、唯今腹ヲ切レ、是非トモ切レト白眼付テ云ハレ、コソ〱ト尻逃ニ仕ケルト也、

〔倭訓栞後編十四〕のんき　俗語也、暖(ノン)氣の義なるべし、

〔新撰字鏡イ〕佷很　同、胡墾反、戾也、違也、不測也、顧也、暴也、(中略)加太久奈、又加万加万之、

〔塵袋六〕一　ヒガミタルヲヒスカシトイヒ、モノナレヌヲカタクナト云歟、常ニハ此ノ心ニオモヒナラハセリ、但左傳曰、不則德義之經曰頑、不道忠信之言爲嚚(ヒスカシ)トイヘリ、ツ子ノヤウニハタガヒタル歟、

〔日本書紀三神武〕戊午年十二月、饒速日命、〇中略見夫長髓彥稟性愎很(クスカシマニモトリ)、不可敎以天人之際、乃殺之、帥其衆而歸順焉、

〔懷風藻〕釋辨正二首
辨正法師者、俗姓秦氏、性滑稽善談論、

〔類聚名義抄六心〕情　音淸　ナサケ　コヽロ

〔伊呂波字類抄奈人事〕情ナサケ　心　情已上同

〔運歩色葉集那〕情(ナサケ)

かげに譲されしとぞ、いとありがたきことゞもなり、

〔雲室隨筆〕旭山澤元愷、字伯㑺先生、世名平澤五助、山城國宇治の人なり、古昔宇治苑道と書せり、依て人皆苑道先生と稱せり、此人秀才之人なれ共、其質甚短。慮。にてありし、文を以世に知られたり、文章は實に拔群と可申、然ども生質右之通之人故、自身に應ずる才子ならざるよりは喜ばず、才なき人をば甚歎惡み、叱罵言せらるゝ故人親まず、厭惡するもの多し、予〇雲室も常に茶の如く罵言せられり、然ども風流は實に天下一人と云べし、事は著述の漫遊文章にて、人の知る所なり、〇下略

〔やしなひ草二篇〕拙者生得短。氣。にて、腹立ときは遊さき見ず怒り罵り、科なき諸道具を投ほうり、杖ぼうを振上たり、拳に息を吹かけたり、燃立ときは火に入るもしらざれ共、そろ〳〵短氣しづまれば、其後悔亦甚し、後悔も我、短氣もわれ、後悔する短氣ならば、發さぬが能といふ人あれば、おれが發し度て發す短氣が、生質なれば是非なしと、また短氣發る、是にも害者のあるべきや、御考給はるべし、〇下略

〔淺瀨のしるべ〕短。氣。はそんき

人はものねんじして、のどやかなるぞよき、ことわざしげき世にふれば、にくげなることいひかくる人のありて、めざましう心やましとおもふふしありとも、ひたおもてにあらはさず、見しらぬさまして、心にその人をうとみてたりぬべし、なまはらだちやすく、おもひのまゝにいひもし、なしもしては、すこし心のどまりて、くやしうおもうことぞおほかるべき、ねぢけがましからでも、いときふにのどめたる所なきは、よからぬ人ぞかし、さては人をも身をもそこなひぬべし、またものまなぶ人のふみ見るも、卷の數おほくておもしろからぬを、ねんじつゝよめば、よきことのあると、心みじかく見さしてやみては、いたづらごとゝなりぬべし、

ズ、對陣取テ有シガ、短。氣。成義就〇畠山衆、嶽山ニテ許定シケルハ、イツ迄加樣ニ兵糧詰ニセラレ、實實ト有ランヨリ、弘川ニ亂入、有無ノ合戰ニ運命ヲ見ルベシトテ、〇下略

〔相州兵亂記〕四景虎小田原ヘ寄來事

景虎〇上杉天性健ナル若モノニテ、血氣盛ニシテ腹ヲ立怒ルトキハ、炎ノ中ニモ飛入ラント思ヒ、鬼ナリトモツカミヒシガント云短氣ノ勇者ナレドモ、小時過ヌレバ其勇サメ、萬事思慮スルヤウナル風情アリト聞ク、〇下略

〔三壺聞書〕七瑞龍院樣の御噂之事

利長公御へや住より御奉公申上つる人々より合、物がたりいたしけるは、乍憚此殿樣御心も短。慮。におわしまし、物毎被仰出御意之下より、埒明ざれば、相應し奉らず、〇下略

〔常憲院殿御實紀附錄〕中公〇徳川綱吉には心すみやかなる者を好ませたまひしかば、小性近習など、常に御側に侍座したる時、席上に虫など出る事あれば、それをとりすてよと仰らるゝに、たとひ毒虫にても、速に捉へざれば、御けしきあしかりしとか、何事も御心。急。におはしけれども、また事によりては、きはめて寛。裕。の御德度もおはしけるとぞ、

〔雲萍雜志〕四むかしある國の守は、短。慮。いはんかたなく、獵に出でたる折からに、暴風砂を吹きて、口に入れどもうがひだにせずして、食物に砂ありとて、給仕の童をしりぞけなどし、只諂ひ媚ぬる族を容れて、忠ある臣下を損ずること數多なりしが、ある時いかにして心やつかざりけん、鱠のあつ物の中に、釣ばりのありけるを取り出だして、膳の上に載せおき申されけるは、かゝる麁略の調理いたす者は、みないとまを遣すべし、庖丁の者には、切腹申しつくべきなりとありければ、料理せしものは、切られにけりとぞ、飲食のために、人を失ふこと、心あるべきことなるべし、梁の昭明太子は、飯の中に蠅の死したるがありしを、箸もて取り出で、給仕の童に見せじと、膳部の

〔寶室隨筆〕畫師諸葛監、字子文、清水又四郎なるものは、生質剛悍なる人にて、古畫を集め力を盡して修せしと云、元來富めるものにてありしが、家產を破りて畫を修せりとぞ、然ども剛悍の性故、己を屈する事ならず、人をも容れず、人にも容られざりき、〇中略其畫を見るに、一石一水といへども、華人の畫せしに法せずといふ事なし、因て其畫甚拙にみゆれども、其守る事の固なる、苟も己よりせしは一もなし、然ども其生質、諸侯貴人といへども、己をまげて屈する事なき故、生涯窮困のみ多かりき、

〔進歩色葉集〕偏急（ヘンキフ）

〔下學集下態藝〕短慮（タンリヨ）

〔運歩色葉集多〕短慮（タンリヨ）　短氣（タンキ）

〔俗訓栞中編十三〕たんき　性急をいふ、短氣なり、短慮も同じ、

〔皇都午睡三編上〕上方で買て（カウ）來るを江戸にては買て（カツ）來る、〇中略いら〳〵するをせつかち、

〔俗訓栞中編二十五〕みじかきこゝろ　短慮をいふなり、やもめにてゐて、伊勢、

ながゝらぬ命のほどに忘るゝはいかに短かきこゝろなるらん

〔古今和歌六帖六鳥〕くひな

水雞だにたゝけば明る夏のよを心みじかき人や歸りし

〔孝義錄十九肥後〕孝行者九十郎

九十郎は若松の城下大町の者なり、〇中略父義左衞門去々年より疝氣をやみ、起臥もむつかしく、しかも氣みじかき者なるを、〇下略

〔日本後紀二十四嵯峨〕弘仁五年閏七月壬午、散位正四位上吉備朝臣泉卒、〇中略性殊遍急、多忤於物、〇下略

〔新撰長祿寬正記〕去ル程ニ其歲〇寬正二年ノ夏ノ比迄、政長〇畠山ヨリモ人衆ヲ不出、城ヨリモカヽラ

〔書言字考節用集八言辭〕剛毅。。剛氣。。

〔孝義錄十七陸奥〕孝行者平左衛門妻

登米郡猨川原本町の百姓平右衛門が妻、姑につかへて孝なり、姑は氣。づ。よ。き。生れにて、短慮なるをいさゝかも其心にそむく事なかりき、

〔書言字考節用集八言辭〕一。鐵。今世謂敢決强直爲一鐵、蓋濃州士稲葉通朝入道一鐵以來之諺云々、

〔山鹿語類二十一〕剛操。

師〇山鹿素行 嘗曰、大丈夫の世に在る、剛操の志あらざれば、心を存すること不能也、剛はよく剛毅にして、物に不屈を謂也、操は我義とする志を守て、聊不變の心なり、大丈夫此心を存せざれば、我好惡する處にをいて、必屈しやすく、義を守る處たしかならざるなり、故に剛操を以て信を立、義を堅くするの行とする也、清廉正直も、剛操を以てせざれば不立、況や士たるの道、常に剛毅を以て質とし、其守る所を以て行とす、人誰か生死利害好惡あらざらんや、內に剛操を以て究理するがゆへに、死の至て可惡、猶安じて就死、害の至て可避、猶安んじて害をうく、財寶酒色の必可好、猶安んじて是をさくるに至るは、剛毅節操の高く守るに不有ば、誰か此行をなさんや、

〔辨名上〕勇武剛强毅五則

剛。。

剛柔之反、與勇殊義、辟如木與金、木柔而金剛、至於水則至柔、而物莫能與之爭、是强也、非剛也、剛强之分、可以見已、朱子曰、勇者剛之發、剛者勇之體、孔子既以剛勇爲六言之二、其爲二德者審矣、可謂妄已、蓋其爲人果敢烈烈、不可干之、是剛也、如子房之勇、豈然乎、是可以知剛勇之辨也、如易剛柔、以語卦爻之德、而易之道、尙玩其象、玩象以求之、所包甚廣、故其所謂剛柔、不與它書同、宋儒混一之、故有是失已、學者察諸、

毅。

毅亦剛之類、以其力有所堪言之、

み、義を積ずして性を養ふことは、聖人の道にはなき事なりと、常に示し給へり、

〔書言字考節用集八言辭〕柔和（ニウワ）

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年九月辛丑、正三位藤原朝臣愛發薨、○中略爲人和柔、不妄發怒、在於政途、許爲通敏、

〔日本後紀二十一嵯峨〕弘仁二年四月丙戌、宮內卿正三位藤原朝臣雄友薨、○中略雄友性溫和、不喜怒、姿儀可觀、

〔日本後紀二十二嵯峨〕弘仁三年十月辛卯、右大臣從二位藤原朝臣內麻呂薨、○中略內麻呂者○中略奕世相家、少有令望、德量溫雅、士庶悅服、○中略任處相將、經事三主、皆被信重、上有所問、不希指苟合、如或不從、不敢犯顏、凡與樞機、十有餘年、靡有愆失、

〔今昔物語十五〕睿桓聖人母尼釋妙往生語第四十
今昔、睿桓ト云フ聖人有ケリ、其ノ母若ヨリ心柔耎正直ニシテ、人ヲ哀ミ生類ヲ悲ブ心深カリケリ、

〔平家物語六〕こうえうの事
むげに此君（高倉）○高は、いまだよう主の御時より、せいをにうわにうけさせおはします、

〔先哲叢談後編三〕元淡淵
淡淵及二十歲比、身長六尺、手垂過膝、資性溫和、動止愼重、自有高貴、府文學本篤皐、（名希曾字實閣）稱云、亮節威望、足以敎天下之鄙、

〔先哲叢談續編六〕伊藤竹里
竹里在赤羽邸舍、繼述家學、敎授徒弟、與服南郭居、僅隔赤羽小流、北岸南畔、不甚相遠、南郭以詩社之高足、雄視一世、有得其許可者、人皆信其言、南郭一見、知竹里之爲人、稱爲溫厚長者、

爲其性、習善則善、習惡則惡、故聖人率人之性以建敎、俾學以習之、及其成德也、剛柔輕重、遲疾動靜、亦各隨其性殊、唯下愚不移、故曰、民可使由之、不可使知之、故氣質不可變、聖人不可至、而廣九德、周六德、各以其性殊、豈不然乎、先王之敎、詩書禮樂、辟如和風甘雨、長養萬物、萬物之品雖殊乎、其得養以長者皆然、竹得之以成竹、木得之以成木、草得之以成草、穀得之以成穀、及其成也、以供宮室衣服飮食之用不乏、猶人得先王之敎以成其材、以供六官九官之用已、其所謂習善而善、亦謂得其養以成材、辟諸豊年之穀可食焉、習惡而惡、亦謂失其養以不成、辟諸凶歲之秕不可食焉、則何必求變其氣質以至聖人哉、是無它、宋儒不循聖人之敎、而妄意求爲聖人、又不知先王之敎之妙、乃取諸其臆、造作持敬、究理、擴天理、去人欲、種種工夫、遂以立其本然氣質之說耳、仁齋先生活物死物之說、誠千歲之卓識也、祇未知先王之敎、區區守孟子爭辯之言、以爲學問之法、故其言終未明鬯者、豈不惜乎、

〔石田先生事蹟〕先生〇石田梅巖常に門人へ自己の性を知るべき由を說き給へども、之を信ずる者纔に二三人なりしが、中にも齋藤全門ふかく信じ、日夜如何いかんと工夫をこらしけるに、ある夜ふと太皷の音を聞て性を知れり、爰においてますます信を起し、日々に養ひしかば、漸々にして徹通せり、故に全門信を盡し朋友を助くれども、猶志立たざりける、木村重光は初より篤く信じけるゆゑ、年月をかさね工夫熟せしにや、或多障子を張りゐて、頓に自己の性を知り、大によろこびて先生の許に至り、自ら得る所を呈す、

はつといふてうんといふたら是はさてはれやれこれはこれはさてさて、先生此時、重光が性を知ることを許し給へり、是より門弟子、端的に性をしることを實に信じ、工夫に心を盡し、信心肝に徹しぬれば、おのおの寢食をわすれ或は靜座し、あるひは切に問ひ、日あらずして性を知る者おほし、

先生門人の性を知れる者に告げて曰く、學は爲すところ、義か不義かと省みて、義にしたがふの

〔語孟字義上〕性 凡五條

性生也、人其所生、而無加損也、董子曰、性者生之質也、周子以剛善剛惡、柔善柔惡、不剛不柔、而中焉者、為五性、是也、猶言梅子性酸、柿子性甜、某藥性溫、某藥性寒也、而孟子又謂之善者、蓋以人之生質、雖有萬不同、然其善善惡惡、則無古今、無聖愚一也、非離於氣質而言之也、

〔聖教要錄下〕性

理氣妙合、而有生生無息底、能感通知識者性也、人物生生、無不天命、故曰天命之謂性、理氣相合、則交感而有妙用之性、凡天下之間有象、乃有此性也、此象之生、不得已也、有象乃有不得已之性、有性乃有不得已之情意、有情意乃有不得已之道、有此道乃有不得已之教、天地之道至誠也、

〔辨名下〕性情才 七則

性者、生之質也、宋儒所謂氣質者是也、其謂性有本然、有氣質者、蓋為學問故設焉、亦誤讀孟子、而謂人性皆不與聖人異、其所異者氣質耳、遂欲變化氣質以至聖人、若使唯本然而無氣質、則人人聖人矣、何用學問、又若使唯氣質而無本然之性、則雖學無益、何用學問、是宋儒所以立本然氣質之性之意也、然胚胎之初、氣質已具、則其所謂本然之性者、唯可謂之天、而不屬於人也、又以為理莫有所局、雖氣質所局、實有所不局者存、則禽獸與人何擇也、故又歸諸正通偏塞之說、而本然之說終不立焉、可謂妄說已、書曰、惟人萬物之靈、傳曰、人受天地之中以生、詩曰、天生烝民、有物有則、民之秉彝、好是懿德、孔子釋之曰、有物必有則、民之秉彝也、故好是懿德、文言曰、利貞者性情也、大傳曰、成之者性、是皆古人言性者也、合而觀之、明若觀火、蓋靈頑之反、然亦非宋儒虛靈不昧之謂、中偏之對、然亦非宋儒不偏不倚之謂、皆指人之性善移而言之也、辟諸在中者之可以左可以右可以前可以後也、物者謂美也、美必做效、是人之性也、是亦言其善移也、孔子又曰、上知與下愚不移、亦言其它皆善移也、貞者不變也、謂人之性不可變也、成之者性、言其所成就各隨性殊也、人之性萬品、剛柔輕重、遲疾動靜、不可得而變矣、然皆以善移

こゝろのちり　心の塵也、みだりなる意也、

こゝろのつゆ　心の露也、秋を悲む意也、

こゝろのなみ　心の浪也、さはがしき意也、

こゝろのしめ　心の注連也、愼みの意也、○中略

こゝろのたき　心の瀧也、せき留がたき意也、

こゝろのまつ　心の松也、みさほのかはらぬ意にも、待にもかけてよめり、

こゝろのすぎ　心の杉也、すなほなる意、心の麻も同じ、○中略

こゝろのうみ　心海也、梵書に見えたり、

〔類聚名義抄 六心〕性 音姓 コヽロ

〔段注説文解字 十下心〕性人之易气性、句 善者也、論語曰、性相近也、孟子曰、人性之善也、猶水之就下也、董仲舒曰、性者生之質也、質樸之謂性、从心生聲、息正切、十一部、

〔類聚名義抄 六心〕天性 ヒト、ナリ

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 大日孁尊及月弓尊、並是質性（ヒト、ナリ）明麗、故使照臨天地、素戔鳴尊、是性好殘害、故令下治根國、

〔倭訓栞 前編十〕さが　日本紀祥字、善字、性字ともに訓せり、直をすぐとよみ、淸をすがとよむも皆通せり、祥、善、淸、直は、本性の德なる事知べし、源氏に世のさが、伊勢物語にさが見ん、俗に身のさが、又さがを隱すさがを顯す、などいふも、本性を指ていふなり、されば孝德紀に、瑕字をさがとよめるは僻也、生れつきなり、あるさま、氣ざしの方にもいへり、眞名伊勢物語に能をよめるは、態に通じてすがた也、

〔倭訓栞 中編五〕きしやう ○中略　口語にいふは氣性成べし、又氣象の義あり、

左京大夫顯輔

いかでわが心の月をあらはしてやみにまどへる人をてらさむ

〔倭訓栞古中編八〕こゝろのつき　心月をいふ、釋敎也、

〔古今和歌集戀十五〕題しらず　よみ人しらず

しぐれつゝもみづるよりも言のはの心の秋にあふぞわびしき

〔古今和歌集戀十五〕題しらず　こまち

いろみえでうつろふ物は世中の人の心の花にぞありける

〔倭訓栞古前編九〕こゝろのはな　心の花也、圓覺經に、心華發明、照十方刹と見ゆ、またあだなる意にもいへり

〔後撰和歌集戀十一〕ものいひ侍りけるおとこ、いひわづらひて、いかゞはせんなども、いひはなちて　よみ人しらず

よと、いひ侍ければ、

小山田の苗代水はたえぬとも心のいけのいひははなたじ

〔千載和歌集序〕しきしまのみちも、さかりにおこりて、心のいづみ、いにしへよりもふかく、ことばのはやし、昔よりも茂し、

〔倭訓栞古中編八〕こゝろのひ　心火也、むねのほのほをいへり、〇中略

こゝろのこま　法苑珠林に、心馬情猿と見え、自鏡鈔に、意馬情猿と見え、息心銘に、識馬心猿と見えたり、〇中略

こゝろのとり　陶淵明が、籠中の鳥を放ちたる故事よりいふ也、

こゝろのくも　心の雲也、まよふこと也、

こゝろのきり　心の霧也、胸霧をいふ、

〔萬葉集十九〕慕振勇士之名歌一首并短歌○中略
安之比奇能、八峯布美越、左之麻久流、情不障、後代乃、可多利都具倍久、名乎多都倍之母、○中略
右二首、追和山上憶良臣作歌、
〔倭訓栞前編九〕こゝろがへ　人と我と心を易也、古今集によめり、列子に既已變物之形、又且易人之慮と見えたり、
〔古今和歌集十九雜體〕題しらず　よみ人しらず
心がへする物にもかかたごひは苦しき物と人にしらせん
〔藤原元眞集〕ひさしくこずとて、ふすべてこぬ人に、
かりそめの心くらべにあふ事の命もしらぬみとはしらずや、
〔源氏物語十三明石〕女はた中々やんごとなききはの人よりも、いたう思ひあがりて、ねたげにもてなし聞えたれば、心くらべにてぞすぎける、○下略
〔散木弃謌集九雜〕恨躬恥運雜歌百首　沙彌能貪上
物思ひの心くらべのかた人になるともまけじたぐひなき身は
〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇○清寧二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣、收斂田租也、適會縮見屯倉首、縱賞新室、以夜繼晝、○中略天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱者、此家長御心之鎭也、取擧棟梁者、此家長御心之林也、取置椽橑者、此家長御心之齊也、取置蘆萑者、此家長御心之平也、○下略
〔倭訓栞前編九〕こゝろのせき　心の關也、物に滯り結ふるをいへり、儒に誠意の人鬼關あり、釋に悟道の無門關あり、
〔詞花和歌集十雜下〕舍利講のつゐでに、願成佛道の心を、人々によませ侍けるによめる、

〔伊勢物語下〕むかし男有けり、○中略男いとかなしくて、ねず成にけり、つとめていぶかしけれど、わが人をやるべきにしあらねば、いと心もとなくてまちをれば、○下略

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒

徊徘、往箕之里爾、妹乎置而、心空在、土者蹈杼、

〔古今和歌集五秋〕白菊の花をよめる　凡河内みつね

心あてにおらばやおらんはつ霜のおきまどはせる白菊の花

〔後撰和歌集十五雜〕太政大臣の左大將にて、すまひのかへりあるじし侍ける日、中將にてまかりて、事をはりて、これかれまかりあかれけるに、やむごとなき人二三人ばかりとゞめて、まらうどあるじ、さけあまたたびの後、ゑひにのりて、こどものうへなど申けるつゐでに、　兼輔朝臣

人のおやの心はやみにあらねども子を思ふみちにまどひぬるかな

〔源氏物語四十九寄生〕うちにもきこしめして、ほどなくうちとけ、うつろひ給はん二○女宮を、いかゞとおぼしたり、みかどと聞ゆれど、○女二宮父心のやみはおなじことになんおはしましける、

〔書言字考節用集九言辭〕心鬼見源氏、今按正法念經、閻羅獄卒、非實有情、以衆生妄業力故見之云々

〔倭訓栞前編九古〕こゝろのおに　源氏にみゆ、列子注に、疑心生闇鬼と見えたり、正法念經にも、閻羅獄卒非實有情、以衆生妄業力故見之と有り、

〔枕草子七〕かたはらいたく、心のをに出來て、いひにくゝ侍なん物をといへば、○下略

〔枕草子春曙抄七〕心の鬼とは、心のあやまりを、我と耻おもふやうの心也、

〔源氏物語三十五若菜〕宮三○女宮は御こゝろのをにゝ、みえたてまつらん○源氏君もはづかしく、

〔倭訓栞中編八古〕こゝろさらず　心不離の義、万葉集に見えたり、

〔源氏物語 五十二 蜻蛉〕大將の君は、いとさしもいりたちなどし給はぬほどにて、はづかしう心ゆるびなき物にみな思たり、

〔日本書紀 一 神代〕素戔嗚尊〇中略然後行覓將婚之處、遂到出雲淸地焉、淸地此云素鵝乃言曰、吾心淸淸之、(コヽロスガ／＼シ)此今呼此地曰淸、於彼處建宮、

〔類聚名義抄 六 心〕快 苦壞反、コヽロヨシ、

〔倭訓栞 中編 八〕こゝろよし 神代紀に快をよめり、情佳の義也、

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、〇中略以其稻種始殖于天狹田及長田、其秋垂穎八握、莫莫然甚快也、(コヽロヨシ)

〔源氏物語 五 若紫〕とはぬなどいふきは、ことにこそ侍なれ、心うくもの給なすかな、〇下略

〔伊勢物語 上〕昔男有けり、女をとかくいふ事、月日へにけり、岩木にしあらねば、心ぐるしとや思ひけん、やう／＼哀と思ひけり、

〔書言字考節用集 九 言辭〕惆(コヽロボソシ)

〔空穗物語 樓の上下〕かんの殿、げにいとおかしげなり、はらからなど、いひむつまじき人もなし、心ぼそきに、心ざまなども、おもふやうにおはすなり、

〔古今和歌集 九 羇旅〕あづまへまかりける時、道にてよめる、　つらゆき

いとによる物ならなくに別ぢの心ぼそくもおもほゆる哉

〔新撰字鏡 連字〕忙怕 怱遽也、(中略)己々呂毛止奈加留、

〔書言字考節用集 九 言辭〕無心元(コヽロモトナシ) 和俗所用、所出未詳、

〔倭訓栞 前編 九〕こゝろもとなし 伊勢物語に見ゆ、もとなしは、万葉集に見えたり、心に由緣なき義にや、もとなはよしなと同じといへり、常に無心許とかけり、延陵季子が吾心已許之より出たるにや、謝靈運が詩に、延州協心許ともいへり、〇下略

てつけていふが心をとりすゑ事也、

〔倭訓栞前編九〕こゝろやまし　詩に我心痗と見えたり、伊勢物語に心やみけり、

〔源氏物語二帚木〕つねのうちとけゐたるかたには侍らで、心やましき物ごしにてなん、あひて侍りし、

〔藤原清正集〕いかでとおもひける人に、はつかにあひたりけれど、いらへなども、ことにせざりけるに、月も朧なり、

おぼつかな朧れる空の月なれば心やましきよはにもある哉

〔新撰字鏡連字〕跳踃（逸意之貌、安心之貌、喜也、心與之、又心也留、）

〔倭訓栞前編九〕こゝろやり（中略）　遣情の義、心遣也といへり、

〔萬葉集十七〕遊覧布勢水海賦一首并短歌（此海者有射水郡舊江村也）

物能乃敷能、夜蘇等母乃乎能、於毛布度知、許己呂也良武等、宇麻奈米底、宇知久知夫利乃、之良奈美能安里蘇爾與須流、（下略）

〔源氏物語三十四若菜〕御くらゐをさらせたまへれど、なをその世に、たのみそめたてまつり給へる人人は、いまもなつかしくめでたき御ありさまを、心やり所にまいりつかうまつり給かぎりは、心をつくして、おしみきこえ給ふ、

〔倭訓栞中編八〕こゝろゆかし　心の行義成べし

〔後拾遺和歌集十七雜〕大井にまかりて、舟にのり侍けるによめる、　大江匡衡朝臣

河舟にのりて心の行ときはしづめる身ともおもほえぬかな

〔夫木和歌抄八五月雨〕家集五月雨　西行上人

船とめしみなとのあしまさはたえて心ゆくらん五月雨のころ

ぬす人といふこともはりさ夜なかに君が心をとりにきたれば

〔倭訓栞中編八〕こゝろいられ　心の苛つく也

〔増補雅言集覧二〕いらるたつ也、俗のセカ〳〵スル意也、○中略　補(中略)文緯云、(中略)こはもと所旗にて胸をやく、こがすなどに同、せき出たる語にて、苛はあたり難き物故に、性急なるをいらち、いらだつなどいひ、さて轉じては、物をいそぐ事にいへるなるべし、俗にせきこむといふに同じ、廣足云、(中略)旗といふ語も、火勢にこがして、其物を强くするなれば、同言なるべくおぼゆ、

〔源氏物語四十四竹河〕人はかうこそのどやかに、さまよくねたげなめれ、わがいと人わらはれなるこころいられを、かたへはめなれて、あなづりそめられにたるとおもふも、むねいたければ、○下略

〔萬葉集二相聞〕久米禪師娉石川娘女時歌五首○中略
東人之荷向篋乃荷之結爾毛妹情爾乘爾家留香問、　禪師

〔倭訓栞中編八〕こゝろにくし　伊勢物語に見ゆ、心置せらるゝをいへり、今もいふ詞也、

〔伊勢物語上〕まれ〳〵にかのたかやすにきてみれば、はじめこそ心にくゝもつくりけれ、今はうちとけて、○中略手づからいゐがひとりて、けこのうつはものにもりけるをみて、心うがりて、いかずなりにけり、

〔空穗物語嵯峨院〕みぎのおとゞをば、心にくき、はづかしきものゝ、心ある人にし給ふ、

〔伊勢物語上〕いさゝかなる事につけて、世の中をうしと思ひて、出ていなんと思ひて、かゝる歌をなんよみて、物にかきつけける、
出ていなば心かるしといひやせん世のありさまを人はしらねば、とよみおきて、出ていにけり、

〔枕草子十二〕わろき物は
いとあやしき事を、男などはわざとつくろはで、ことさらにいふはあしからず、わがことばにも

〔日本書紀綏靖四〕神日本磐余彦天皇〇神武崩、〇中略手研耳命、行年已長、〇中略其王立操厝懐、本乖仁義、

〔源氏物語十四澪標〕こもちの君も、〇中略この御心をきての、すこし物思ひなぐさめらるゝにぞ、かしらもたげて、御つかひにも、になきさまのこゝろざしをつくす、

〔源氏物語五若紫〕人々、かいりうわうのきさきになるべき、いつきむすめなり、心だかさくるしやとてわらふ、

〔後拾遺和歌集十九雑〕山階寺供養の後、宇治前太政大臣〇藤原頼通のもとにつかはしける、

堀河右大臣〇藤原頼宗

ふかきゝみのちかひはしらすみかさ山心たかくもみえしきみ哉

〔倭訓栞中編入〕こゝろぐゝ　万葉集に情具久と見ゆ、心くゞもるをいへり、

〔萬葉集四相聞〕同坂上大嬢贈家持歌一首

春日山、霞多奈引、情具久、照月夜爾、獨鴨念、

〔萬葉集八春相聞〕大伴宿禰坂上郎女歌一首

情具伎、物爾曾有鷄類、春霞、多奈引時爾、戀乃繁者、

〔空穂物語蔵の上下一〕はやくかの御かたに心よせさに〇さ恐誤てありし、やまとのすけなる人をめしいでゝ、奉り給、

〔宇治拾遺物語一〕これも今はむかし、比叡の山にちごありけり、僧たち、よひのつれ〲に、いざかひもちいせんといひけるを、このちご心よせにきゝけり、

〔源氏物語四十九寄生〕いとしげう侍しみちの草も、すこし打はらはせ侍らんかしと、こゝろとりにきこえ給へば、〇下略

〔金葉和歌集八戀〕題しらず

よみ人しらず

〔千載和歌集 十四戀四〕戀の歌とてよめる　太皇太后宮小侍從

戀そめし心の色のなになればおもひかへすにかへらざるらん

〔倭訓栞 前編古九〕こゝろしらひ　源氏に見ゆ、日本紀に、通字有意字などをよめり、しらひは知也、らひ反り也、

〔日本書紀 二十八天武〕四年〇天智十月庚辰、天皇〇天智臥病以痛之甚矣、於是遣蘇賀臣安麻侶、召東宮〇天武引入大殿、時安麻侶素東宮所好、密顧東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀而愼之、

〔源氏物語 五十東屋〕御文などをみせさせ給へかし、ふりはへさかしらめきて、心しらひのやうにおもはれ侍らんも、いまさらにいがたうめにや、

〔源氏物語 四夕顏〕なんでんのをにの、なにがしのおとゞを、おびやかしけるためしを、おぼしいでゝ、心づよく、〇下略

〔拾遺和歌集 十四戀四〕題しらず　よみ人しらず

みちのくのあだちのはらのしらま弓心こはくも見ゆる君かな

〔古今和歌集 十五戀五〕寛平御時、きさいのみやの歌合のうた、　すがのゝたゝをむ

つれなきを今は戀じと思へども心よはくもおつる涙か

〔源氏物語 三十九夕霧〕ことさらにこゝろうき御心がまへなりと、またいひかへしうらみ給つゝ、はるかにのみもてなし給へり、

〔倭訓栞 前編古九〕こゝろおきて　日本紀に暦懷をよめり、源氏に多き詞也、されど日本紀の意は、遠慮する義也、後撰集に、

今ははや打とけぬべき白露の心おくまで夜をやへにける、とよめる是也、源氏にいふは、心の處置をいへり、

〔書言字考節用集 九言辭〕意氣(コヽロバセ)　氣象(同)　資性(同)　氣質(コヽロムケ)

〔書言字考節用集 九言辭〕心底(シンテイ)

〔倭訓栞 前編 九〕こゝろのそこ　日本紀に丹款をよめり、赤心の意をもて、心底と訓せり、心底の字は謝靈運が辭に見えたり、

〔伊勢物語 上〕むかしみちの國にて、なでふことなき人のめにかよひけるに、あやしうさやうにて有べき女とも、あらず見えければ、

忍ぶ山しのびてかよふ道もがな人の心のおくも見るべく

〔倭訓栞 前編 九〕こゝろのくま　心の曲也、詩に辭我心曲と見えたり、

〔權中納言敦輔卿集〕伊勢の齋宮にまいりて歸る比、はやうしりたる女のもとより、

人はかる心のくまはきたなくて淸きなぎさにいかで行けん

〔書言字考節用集 九言辭〕心緒(シンシヨ)

〔倭訓栞 中編 八〕こゝろのをろ　萬葉集に見ゆ、心の緒也、ろは助語也、

〔萬葉集 十四 東歌〕相聞

麻可奈思美、奴禮婆許登爾豆、佐禰奈敝波己許呂乃緒呂爾、能里氐可奈思母、

〔倭訓栞 中編 八〕こゝろのつま　心の爪也、端緒をいふ也、

〔宇治拾遺物語 十五〕そのかへさ、〇中略 法性寺殿〇藤原忠通 紫野にて御覽じけるに、〇中略 今一度北へわたれと仰ありければ、また北へわたりぬ、〇中略 このたびは兼行さきに南へわたりぬ、次に武正わたらんずらんと、人々まつほどに、武正やゝ久しくみえず、こはいかにとおもふほどに、むかひに引たる幔より東をわたるなりけり、いかに〳〵とまちけるに、幔より冠のこじばかりみえて、南へわたりけるを、人々なをすぢなきものゝ、心ぎはなりとほめけりとか、

〔日本釋名 中 形體〕意(コヽロバセ)　心の端也、しとせと通す、古人曰、意者心之所發也、是心のはじめてをこるはし也、

〔倭訓栞 前編 九〕こゝろばせ　意を訓せり、東鑑に心端と書り、日本紀に景迹を訓せり、また心操をもよめり、

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年八月癸未、詔曰、凡諸應考選者、能撿其族姓及景迹(コヽロバセ)、方後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色、

〔令義解 四 考課〕凡官人景迹功過應附考者、謂(中略)景迹者景像也、猶言状迹也、皆須實錄、〇下略

〔吾妻鏡 七〕文治三年三月廿一日癸亥、佐竹藏人年來雖列二品門客、心操(コヽロバセ)聊不調、度々現奇怪之間、今朝蒙御氣色、〇下略

〔吾妻鏡 十二〕建久三年五月廿六日丁酉、若公〇源頼家幼稚之意端(コヽロバセ)、插仁惠優美之由有御感、被獻御劒於金剛公、是年來御所持物云云、

〔運歩色葉集 古〕心緒(コヽロバヘ)

〔倭訓栞 前編 九〕こゝろばえ　日本紀に意字、また意氣、立操、心許などをよめり、心映の義なるべし、

〔類聚名物考 心情 二〕こゝろばえ　心榮
心ばせに似たれども、その意異なり、心つきといふも似たり、心よせといふに似たる所も有り、

〔日本書紀 二十四 皇極〕三年、輕皇子〇孝德深識中臣鎌子連之意氣(コヽロバヘ)高逸、容止難犯、乃使而、

〔源氏物語 七 紅葉賀〕おさなき人は、みつい給ふまゝに、いとよき心ざまかたちにて、なに心もなくむつれまとはしきこえ給、

〔和泉式部集 五〕またあるやうある人に奉るとて
心ねのほどを見するぞあやめぐさ草のゆかりにひきかけねども

皆不解文意、

〔類聚名義抄 六〕志〇之異反 ココロ 心サシ

〔伊呂波字類抄 古 人事〕志 ココロサシ 慣 操 個 詩 已上同

〔書言字考節用集 九 言辭〕志 ココロザシ 大度 同

〔倭訓栞 前編 九 古〕こゝろざし 志を訓せり、心指の義、心之所之也と注せり、

〔聖教要錄 下〕志氣思慮

志者、心之所之、意情有所定嚮之謂也、志必因氣、思慮者意情之審於內也、思慮不致、乃乖戾、思曰睿、慮得之謂也、

〔訓幼字義 七〕志　凡三則

志といふは、こゝろの存主する所にして、氣をひきゆるものなり、孟子に志氣之帥也といへり、帥といふは將帥の義にて、大將の事なり、志は氣を引まはすものなれば、大將の士卒を引まはすがごとし、ゆへに氣の帥なりといへり、こゝろのあるじとなりて、氣を引たつるものなり、

〔辨名 下〕心志意 九則

志者心之所之、此說文之訓也、是以字偏傍爲說、字學家之言耳、仁齋先生曰、心之所存主也、得之、醫書腎藏精與志、亦可見已、

〔日本書紀 一 神代〕天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、〇中略 豈當有奪國之志(ココロザシ)歟、

〔日本書紀 四 綏靖〕神渟名川耳天皇、〇中略 神日本磐余彥天皇第三子也、〇中略 天皇風姿岐嶷、〇中略 武藝過人、而志(ココロザシ)尙沈毅、

〔伊呂波字類抄 古 人體〕操 志操也 ココロバヘ 〇〇〇〇〇

〔書言字考節用集 九 言辭〕意 ココロバセ 心緒 同　意氣 同　景迹 同　志操 同

ば、道元和尚の歌に、

世の中はなにゝたとへん水鳥のはしふる露にやどるつきかげ、かくのごとく、はしふる露の其微塵の如きまでも、ことぐゝく月かげのうつるごとく、理は見えずといへども、裏に具るをしらるべし、我性を覺悟して見れば、神らしき物もなく、大極や、また佛らしきものもなし、よつて此性を會得すれば、儒、老、莊、佛、百家、衆技といへども、皆我神國の末社にあらずといふ事なし、或書に曰く、日本一面の神國といへば、廣して狹し、微塵の中にも神國ありといはゞ、狹して廣し、行藤氏しかりとてかのうたをしるす、

〔類聚名義抄六心〕意於記反　コヽロ　和イ

〔日本書紀一神代〕於是陰陽始遘合爲夫婦、及至産時、先以淡路洲爲胞、意所不快、〇下略

〔聖教要錄下〕意情

意者、性々發動、未有迹之名也、既有迹、乃曰情、發動之機微、是意也、心之所適也、性心者體、而意情者用也、

〔訓幼字義七〕意　凡十則

意とは、意志とつゞきて、心の內にたくわへおもふことなり、物ごととりつをきつ思案をし、又おもひやりすいりやうする皆意なり、先儒心の發也と註せらるゝはあたらず、然ればこゝろばせと訓ずるも、字義に叶はざることとしるべし、

〔辨名下〕心志意　九則

意者謂起念也、人之不可無者也、雖聖人亦爾、如子絕四毋意、本以孔子行禮言之、孔子之心、與禮一矣、故當其行禮、若全不經意、然、是形容其動容周旋中禮者爾、後儒不識語意所在、或謂無私意、或謂聖人盛德之至、自無往來計較之心也、皆泥矣、如大學誠意、乃以好惡言之、意之誠、格物之功効也、朱註以來、

〔訓幼字義五〕心　凡三十三則

心といふは、人の思慮運用するところをいふ、もと別義なし、經書に所謂心といふもの皆此通りなり、後世に、心に體用をたて、一念未發の所を心の體とし、思慮運用するところを心の用と云、宋朝以來の說にて、聖人の意にあらず、聖賢の所謂心は、皆已發に就てをしへをたてられたるものにて、詩書六經以來、一句も未發の心をのたまふことなし、

〔辨名下〕心、志、意九則

心者、人身之主宰也、爲善在心、爲惡亦在心、故學先王之道、以成其德、豈有不因心者乎、譬諸國之有君、君不君則國不可得而治、故君子役心、小人役形、貴賤各從其類者爲爾、國有君則治、無君則亂、人身亦如此、心存則精、心亡則昏、然有君而如桀紂、國豈治哉、心雖存而不正、豈足貴哉、且心者動物也、故孔子曰、操則存、舍則亡、出入無時、莫知其鄕、惟心之謂與、是言雖操則存、操之不可久、不得不舍、舍則亡、操之無益於存也、何則心者不可二者也、夫方其欲操心也、其欲操之者亦心也、心自操心、其勢豈能久哉、故六經論語、皆無操心存心之言、書曰、以禮制心、是先王之妙術、心不待操而自存、心不待治而自正、舉天下治心之方、莫以尙焉、後世儒者僅知心之可貴、而不知遵先王之道、妄作種種工夫、求以存其心、謬之大者也、學者思諸、

〔石田先生事蹟〕行藤氏問、心と性と異なりや、

先生〇石田梅巖答て曰く、心といへば、性情を兼ね、動靜、體用あり、性といへば體にて靜なり、心は動ひて用なり、心の體を以ていはゞ、性に似たる所あり、心の體はうつるまでにて無心なり、性もまた無心なり、心は氣に屬し、性は理に屬す、理は萬物のうちにこもりあらはるゝ事なし、心はあらはれて物をうつす、又人よりいふ時は、氣は先にして性は後なり、天地の理よりいふ時は、理あつて後に氣を生ず、全體を以ていふ時は理一物なり、理の萬物のうちにあつて、あらはれざる事を譬

ちらさじとおしみをきけることの葉をきながらだにぞけさはとはまし

〔倭訓栞中編十三〕たきつこゝろ　心の水のせきとめがたきをいへり、菅家萬葉に涌豆心と書り、

〔後撰和歌集戀十二〕女のもとにつかはしける　よしの朝臣

あしびきの山下水のこがくれて瀧つ心をせきぞかねつる

〔後撰和歌集戀九〕こゝろみじかきやうに、きこゆる人なりと、いひければ、　よみ人しらず

いせの海にはへてもあまるたくなわのながき心は我ぞまされる

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒

伊田何、極太甚、利心、及失念、戀故、

〔萬葉集二十〕藤原夫人歌一首淨御原御宇天皇（天武）之夫人也、字曰氷上大刀自也、

安佐欲欲爾、禰能未之奈氣婆、夜伎多知能、刀其己呂毛安禮波、於母比加禰都毛

〔羅山文集二十七〕心說寫部政重求之說

張明公曰、心總性情、夫性者其理也、五常是也、情者其用也、七情是也、氣者其運用也、意者其所發也、志者其所向也、念慮者意之餘也、身者其所居也、譬如同源而有派別、如一本而有枝幹也、然此心虛而無迹、故難存而易亡、唯敬則朔存、能敬則　修此心爲身主、故無貴無賤皆以修身爲本、本正則性情志氣思慮亦自正、可不敬乎、

〔聖教要錄下〕心

性充形體之間、無方形之可指、其所含寓之地、謂心胸、一身之中央、五臟之第一、神明之舍、性情之所具、一身之主宰也、

心者屬火、生生無息、少不住、流行運動之謂也、古人指性情曰心、凡謂心乃性情相擧也、以知覺爲心、以理爲性、是切欲分性心、以性爲本然之善認來也、人心道心、正心、皆知覺及理共具也、

〔竹取物語〕かくや姫いはく、よくもあらぬ形ちをふかき心もしらで、あだ心つきなば、後くやしき事も有べきをと、思ふばかり也、〇下略

〔伊勢物語上〕むかし男、女いとかしこく思ひかはして、こと心なかりけり、〇下略

〔日本書紀九神功〕五十一年、即年以千熊長彦、副久氐等、遣百濟國、〇中略百濟王父子、並顙致地啓曰、〇中略今臣在下、固如山岳、永爲西蕃、終無貳心、

〔日本書紀十應神〕九年四月、遣武内宿禰於筑紫、〇中略於是天皇則遣使以令殺武内宿禰、時武内宿禰歎之曰、吾無貳心、以忠事君、今何禍矣、無罪而死耶、

〔めのとのさうし〕男ならず、をんななりとも、おしうのためには、いのちをもすてんと、おぼしめされ候へ、おつとにも、おしうにも、二心だになければ、みやうがありて、ひとさらに、をろかにおもはず、〇下略

〔金槐和歌集雑部〕太上天皇御書下預時歌

山はさけ海はあせなん世成とも君にふた心我あらめやも

〔類聚名物考心情一〕ひとへごゝろ　單心

貳心にむかへて、たゞひとすぢの心をいふ、

〔源氏物語一桐壺〕心のうちには、たゞふちつぼの御ありさまを、たぐひなしとおもひ聞えて、〇中略おさなきほどの御ひとへごゝろにかゝりて、いとくるしきまでぞおはしける、

〔新撰六帖一〕こゝろもがへ　光俊

たをやめのけふぬぎかふる衣手のひとへごゝろは我身なりけり

〔蜻蛉日記上〕二日ばかりありてきたり、ひと日の風はいかにとも、れいの人はとひてましといへば、げにとや、おもひけんことなし、〇中略まけじ心にて又、

〔萬葉集二十〕喩族歌一首并短歌〇中略
須賣呂伎能、安麻能日繼等、都藝氐久流、伎美能御代御代、加久佐波奴、安加吉許己呂乎、須賣良弊爾、
伎波米都久之氐、〇中略
右〇中略家持作此歌也

〔延喜式八祝詞〕大殿祭
親王、諸王、諸臣、百官人等乎、己乖乖不令在、邪意穢心無久、宮進米進、宮勤米勤氐、之咎過在乎波、見直志
聞直坐氐、平久氣安久氣令仕奉坐爾依氐、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉登久白、

〔日本書紀二神代〕時高皇産靈尊、勅大物主神、汝若以國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姫
配汝爲妻、〇下略

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略雖然日神恩親之意、不慍不恨、皆以平心容焉、

〔古今和歌集十四戀〕題しらず　よみ人しらず
いで人は事のみぞよき月草のうつし心は色ことにして

〔類聚名物考心情一〕うつし心　現心
うつゝごゝろの誤歟、または物にうつる心なく、ひたぶるにその事に、なづみたるをいふ歟、ま
た所によりて異なり、

〔徒然草上〕下部に酒のまする事は、心すべき事也、〇中略具覺房手をすりて、うつし心なく醉たる者
に候、まげてゆるし給はらんといひければ、〇下略

〔書言字考節用集九言辭〕他心日本紀　異情同萬葉

〔古今和歌集二十東歌〕みちのくうた
君ををきてあだし心をわがもたば末の松山浪もこえなん

とも、又清支明支正支直支心とも、淨伎明心とも見ゆ、神代紀に赤心とも、清心とも、明淨とも、仲哀紀に明心、敏達紀に清明心など見えたり、

〔倭訓栞中編五〕きたなきこゝろ　神代紀に、黑心又惡心濁心をよめり、莊子に蓬之心といへり、魏志に蓬心とも見ゆ、

〔古事記上〕爾天照大御神聞驚而、詔我那勢命○速須佐之男命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、○中略爾速須佐之男命答白、僕者無邪心、○中略爾天照大御神詔、然者汝心之清明、何以知、○下略

〔日本書紀一神代〕天照大神素知其神暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、○中略

一書曰、素戔嗚尊將昇天、○中略是時天照大神疑弟有惡心、起兵詰問、

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊對曰、吾元無黑心、○中略時天照大神復問曰、若然者將何以明爾之赤心也、對曰、請與姉共誓、夫誓約之中、○注略必當生子、如吾所生、是女者則可以爲有濁心、若是男者則可以爲有清心、

〔日本書紀八仲哀〕八年正月壬午、幸筑紫、○中略問熊鰐曰、朕聞、汝熊鰐者、有明心以參來、○下略

〔日本書紀十應神〕九年、有壹伎直祖眞根子者、○中略語武內宿禰曰、○中略時人每云、僕形似大臣、故今我代大臣而死之、以明大臣之丹心、則伏劍自死焉、

〔日本書紀二十敏達〕十年閏二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、○中略盟曰、臣等蝦夷自今以後、子子孫孫、古語云、生兒八十綿連、用清明心、事奉天闕、

〔續日本紀一文武〕元年八月庚辰、詔曰、○中略國法乎過犯事無久、明支淨支直支誠之心以而、御稱稱而、緩怠事無久、務結而、仕奉止詔、○下略

〔續日本紀三文武〕慶雲四年四月壬午、詔曰、天皇詔旨勅久、汝藤原朝臣乃○不比等仕奉狀者、○中略又朕卿止爲而、以明淨心而、朕乎助奉仕奉事乃、○下略

古事類苑

人部九

性情上

名稱　心

性情ハ、邦語ニ汎ク之ヲコヽロト云フ、コヽロハ卽チ心ニシテ、原ト萬慮ヲ總包スルノ稱ナリ、而シテ剛毅、温和、遲急、愎很等ノ因テ分ルヽ所、之ヲ性ト謂ヒ、喜怒、哀樂、好惡、愛憎等ノ因テ發スル所、之ヲ情ト謂フ、

〔伊呂波字類抄世疊字〕性情

〔類聚名義抄六心〕心音深　コヽロ

〔段注說文解字十下心〕心　人心土藏也、博士說以爲火藏、在身之中、象形、息林切、七部、（土藏者、古文尚書說、火藏者、今文家說、）○凡心之屬皆从心、

〔日本釋名中形體〕心　こゝろはこゞる也、るとろと通ず、心は凝定して、うごかざるを本とす、心の臟はこゝろのある所也、こゝろぶとを凝草とかくも、此意なり、こゞるくさ也、

〔八雲御抄三下人事〕心　人　うつし　はな　ほか　ふた　した　あたし　もろ在源氏宿木卷　かくなはと云俊頼抄

〔伊呂波字類抄大疊字〕丹心○

〔書言字考節用集九言辭〕丹心キヨキコヽロ日本紀　丹誠同　赤心同　蓬心キタナキコヽロ林希逸云、猶言茅塞其心也、　黑心同

〔倭訓栞前編二阿〕あかきこゝろ　万葉集に見ゆ、赤心をいふなり、續紀宣命に明支淨支直支誠之心

にかは、よはひくらべするかほにや、まいり侍らぬことは、かゝるさとすみにも、うゐ〳〵しき心ちし侍れば、つゝましくおもひ給へられてなん、いとかしこきおほせごとをぞ、返々聞えさせ侍るときこえ給、○下略

〔枕草子十〕たゞすぎにすぐる物

人のよはひ

としばい　俗語也、行年をいへば、年齡の排行なるべし、

〔運歩色葉集　登〕年强　年弱

〔俚言集覽　土〕年强　年弱、春夏に生るゝを年强といひ、秋冬に生るゝを年弱と云、塵筑波、數の子は皆年づよか今朝の春、小町踊春上けふさくは年づよなれや花の兄　第一

〔二中歷　年齡五〕七知母、竹馬、　八知父　九知禮　十幾舟、入學、初學、　廿幾角、建業、若冠、　卅成立、達業、壯、有室、　卌不惑、絕惑、强仕、
五十知命、讓事、艾服、養鄕、始衰、杖家、　六十耳順、丁年、辨風霞、養國、歲制、非肉不飽、杖鄕、　七十懸車、致仕、從心、養學、時制、非帛不煖、杖國、不踰矩、　八十鳩毛、耆老、耄及、拜君命、月制、非人不煖、杖朝、　九十鳩杖、靜居、老耄、使人受難、得人不煖、
卅爲始事父母　卌以往爲中仕官政　七十爲終致仕　十有五志學

〔倭訓栞　前編十六〕つゞ　俗に十歲廿歲をつゞはたちといへり、文選に十をつゞと訓ず、騎射にも五度の十といふ事見えたり、とその轉音也、姓には廿木と書て、つゞきとよめり、

〔倭訓栞　中編十九〕はたち　廿歲をいふは、はたはふたと通ず、ちはとし也、

〔台記〕保延二年十一月六日庚午、入夜孝能申云、基俊之孫、能仲之子也、從下五位之勞廿八年、齡過强仕、位耻遂衙、〇下略

〔陸奥話記〕是時官軍中有散位佐伯經範者、相模國人也、將軍〇源賴義厚遇之、軍敗之時、圍已解、纔出不知將軍處、〇中略經範曰、我事將軍已經卅年、老僕年已及耳順、將軍齒亦逼懸車、今當覆滅之時、何不同命乎、地下相從是吾志、還入賊圍中、

〔運歩色葉集　遍〕米年日八十八止也

〔空穗物語　藏開上一〕うへのおとゞみ給て、御返しかしこまりてうけたまはりぬ、こゝにさぶらふことは、なかたゞのあそむの、又なき事におもひ給て侍めりしかばなん、なにのかずなるべき身には侍らねど、ざうやくをも、もろともにと思給へてなん、さま〴〵にとおほせごと侍はなに事

大永三年七月十六日、幸松丸早世シ給タリ、

〔明良洪範續篇五〕薩摩守忠吉卿ニハ、初メノ名ヲ下野殿ト申セリ、彌歷物多ク出來候由仰ランシニ、權現樣然ラバ領地ノ儀ニ、且ハ美濃カ尾張ト改メ申スベクト、御意有シニ、美濃尾張トハ死スル事ナレバ、彌不吉迚嫌ハレ候、權現樣御聞ナサレ、扨々六ケ敷事ヲ申者也、サラバ心任セニ付候得ト御意ニテ、薩摩守ト付ラレ候由、果シテ御短命ナリシ、

〔運步色葉集禮〕年齡レイ 〔同登〕年齡ヨワイ

〔伊呂波字類抄人事與〕齒ヨハヒ 齡同

〔令義解公式七〕凡〇中略位同者、〇中略六位以下以齒、謂齒齡也

〔日本書紀仁德十一〕四十一年〇應神二月、大王〇仁德者風姿岐嶷、仁孝遠聆、以齒ヨハヒ且長、足爲天下之君、〇下略

〔日本靈異記下〕女人濫嫁飢子乳故得現報緣第十六

横江臣成刀自女越前國加賀郡人也、天骨姪泆、濫嫁爲宗、未逕丁齡死、〇中略

丁左カリナリシ 〇中略 齡與ハヒ

〔日本紀竟宴和歌天慶六年〕得浦島子　少納言兼侍從從五位下大江朝臣朝望

宇羅志麻能、許々呂兒加奈布、都摩遠衣天、加米野世波比遠、東宮兒曾都氣留、

〔古今和歌集春一〕そめどのゝきさきのおまへに、花がめに櫻の花をさゝせたまへるをみてよめる、

さきのおほきおほいまうちきみ〇藤原良房

年ふればよはひはおいぬしかはあれど花をしみれば物思ひもなし

〔日本釋名中形體〕齡ヨハイ 世のあいだ也、あとはと通す、

〔倭訓栞前編三十六〕よはひ 竟宴歌に見ゆ、齡をよめり、世延ヘヒの義なるべし、

〔倭訓栞後編十三〕とし。 俗にとしはもゆかぬといふは、年歯の義、齡をいふなるべし、

テ思フニハ、三十ヨリノチニ死ムヲバ、天死トハ云フマジキ歟ト覺ユル也、或ハ二十ニヲヨバザルヲバ短ト云フ、六十ニヲヨバザルヲバ折ト云フ、尙書ニ見エタリ、

〔日本書紀神代一〕次生素戔嗚尊、一書云、神素戔嗚尊、速素戔嗚尊、〇中略此神有勇悍以安忍、且常以哭泣爲行、故令國内人民、多以天折、

〔日本書紀神代二〕一書曰、〇中略皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山祇神乃使二女、持百机飮食奉進、時皇孫謂姉爲醜不御而罷、妹有國色引而幸之、則一夜有身、故磐長姬大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石之常存、今既不然、唯弟獨見御、故其生兒必如木華之移落、一云、磐長姬恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生者、如木華之俄遷轉、當衰去矣、此世人短折之緣也、

〔續日本紀十二聖武〕天平七年、是歲年頗不稔、自夏至冬、天下患豌豆瘡、俗曰裳瘡天死者多、

〔榮花物語三十鶴林〕一條攝政〇藤原伊尹の御すゑあやしういのちみじかくおはするに、この殿〇藤原行成は、五十にあまり給へりかし、されどこの殿は御心のかぎりなくめでたく、おはしつればにや今までおはしましつ、〇下略

〔台記〕康治二年六月廿四日己酉、雅仁親王夫人薨、産後疱瘡、余〇藤原頼長哀傷、以不幸短命也、久安三年二月十三日丁未、今日入道左大臣〇源有仁薨、年四十五、明日源有忠來許之命之矣、此人而不長壽、焉、大臣平生語曰、吾求長壽、故常念延命、誦壽命經、然猶不至五十而薨、命有定、今不得增減之旨、見尙書、禮記正義、古人之言實矣、

〔吾妻鏡十六〕建久十年〇正治元年六月卅日庚寅、午剋姬君三幡遷化、御年十四尼御臺所〇北條政子御歎息、諸人傷嗟、不遑記、　八月十九日己卯、尼御臺所俄以渡御于盛長宅、以行光爲御使、被申羽林〇源頼家云、幕下〇源頼朝薨御之後、不歷幾程、姬君又早世、悲歎非一人之處、今被好鬪戰、是亂世之源也、〇下略

〔陰德太平記五〕元就毛利家督事

短命

醫療に出るに、常人の六十歳ぐらゐのごとし、備前國船坂の產のよし、名を義玄といふ、其妻四十歲藤江といふ、娘辰、十七歲、男子三歲、十五歲也、義玄翁正德五年乙未七月十五日の誕生といふ、或人の携へたる扇に、此翁の手跡を見るに、吾是醉中翁と書たり、書風筆勢更に老筆とは見えず、去る天保十一年子の春、公へ召出され、御扶持を賜るよし聞ゆ、奥州白石近在の農夫段平といへる老人、文政十二年己丑の春六百七十二歲にして、尼ヶ崎廣德寺といへる禪刹は、俗緣の由にて彼寺に暫く滯留し、且京攝の名所舊跡と見物せんとて、浪花に來り、博勞町一丁目大喜といへる旅舍に止宿せるよし傳聞り、予〇曉鐘直に面會せざれば事實詳ならず、

〔易林本節用集〕太言辭〇短命タンメイ〇

〔類聚名義抄〕四大夭〇夭　音屈也、拔也、折也、重也、殀、通正、和エウ、

〔干祿字書〕上聲夭夭上通下正

〔伊呂波字類抄〕江疊字夭〇亡〇　夭〇死〇

〔下學集〕下態藝中天チウヨウ

〔釋名〕八釋喪制少壯而死曰夭、如取物中天折也、

〔類聚名義抄〕七歹殤〇音傷、未成人死シス、

〔釋名〕八釋喪制未二十而死曰殤、殤傷也、可哀傷也、

〔令義解〕九假寧凡無服之殤謂未成人生三月至七歲死曰殤也〇下略

〔下學集〕下態藝早世サウセイ〇早死〇

〔塵袋〕九一夭死トハ非分ニ死スルヲ云フ歟

ツチニハサオモヘリ、但年未三十而死曰夭、呂向云、二十以下死者曰殤ト釋セル事モアリ、コレニ

しむに至りては、齢三百年いくべき事と、養生論に委しく見へたり、上古の人は無爲無事にして、天地陰陽の道に叶ひ、身をたもつて命を盡し給へり、文運に身をおくに至りては理を失ふ、是を微にうしなふ、微を積て損をなし、損を積て衰をなす、衰より白を得、白より老を得、老より終りを得、悶として端なきが如しといへり、身の養生に至りては、其理を失ふ事、わずかにふしぎなる所より始て、其始終をしることなき故に、身おとろふる、すくやかなる時くすさゞれは病時悔る也、世の人のふるまひ平生は油斷有て、已に存命不定となり、俄に良醫を服すといへども治る事かたし、渇に臨んで井をほる事たゞに力を費す、あへて雪髮銀絲をまつ事なかれと、古人もいへり、かくよき道をしゆるといへ共、我身に保はまれ也、此翁若きより今に至るまで養生怠らず、故に二百餘歲を保ち來ぬ、何事も前方より用心なすべき事也と申されし、

〔鹽尻四十一〕一金岡が繪、道風が書、傳へて寶とす、民安が散樂、行景が鞠今見る事なし、晴明が卜、康頼が醫、其術家に傳ふ、されば能者の器物は形を傳へ、術者の事業は書に殘りて、千歲朽せしなくもありや、其拙を傳ふるは、陸賈が武勇其雄弁に不及、東坡が唱曲蕤その文章に加んや、石勒が棊、和靖が碁等、其拙をいへども其名をくだすべきかは、我人能もなく、又拙もなく、碌々として禽獸と群を倶にし、草木と同じく朽果なんは口惜しからずや、但し名を求るは又愚なるや、今難波に一井洞齋とて儒士あり、享保八癸卯年一百十六歲也、いと健かにして、住吉邊へは朝の間に往來す、されど強放にして世と戾り、人ごとにうとみ侍り、故其博學名もなく、不好の事のみ數へられ侍るとなん、都て長壽の者を見るに、殘忍の性質强暴の云爲ある人多し、是血氣の衰へなくして、命根長く侍るにや、慈忍柔和して好人と呼る、人短命多し、

〔雲錦隨筆二〕浪花堂島濱左衞門町、醫師杉本一齋翁は、去ぬる天保十二年辛丑、百廿七歲にして至て壯健也、友人と談話の形勢頗る元氣よし、最記憶强く眼齒ともによく、手足とも達者にて、日々

或云、是恐らくは僞ならんか、時々如此の書付ありといふ、

〔老人雜話 上〕老人は江村專齋也、諱宗具業醫、初加藤肥牧に事へ、後ち森作牧に事ふ、永祿八年光源院殿〇足利義輝亂の年生れ、寬文四年九月沒す、滿百歲也、

〔慶長見聞集 一〕養心齋長命の事

見しは今、養心齋といひて歲の限りしらぬ老人、當年江戶へ來たりたりしが、三百年以來の時代を見たりといひて、くはしく物語なせり、康安二年二月朔日、惡星出現して、天地變異せし事共多かりし、近江の水海十丈程ひたりけるに、樣々の不思議あり、先白髮明神の前なる沖にまはり、十ひろ計りなる瑠璃の柱立ならべ、五丁ばかりのそり橋水の上に浮たり、水底すみわたりて、竹生島より三の浦の間に龍宮有て、金玉のうてな、七寶莊嚴あきらかにあらはれ、龍神の往來の爲體、手に鏡を取て見るがごとし、心言葉も及ばれず諸人見物せり、我もよく見たりと委しく語る、某聞て其年號を考るに、慶長十九より當年迄は二百五十三年になりぬ、是はふしぎ也、御身何とて長命なるやと問ば、老人答て、我常に心安んずる是養生、白居易が詩に、たゞよく心開則身もすゞしといへり、夫人間の壽命は天地人の三六を合て、百八十歲のよはひをたもつ事、是さだまれり、然るに身の行ひ道にたがひて後、醫術を盡すといへども、日暮て道をいそぐに異ならず、すべて養生の道といふは、少年より老年に至る迄、おこたることなきを以て聖人の道とせり、故に養生は損せざるを以て延年の術とす、其上身をいとなむ事、第一食物、第二きる物、第三居る所なり、此三ツをつゝしめり、四百四種の病は宿食を根本とし、三途八難のくるしびは、女人を根本とすと、南山大師の遺敎なり、富貴にして苦あり、苦は心の危憂にあり、貧賤にして樂みあり、樂は身の自由にありと、樂天がいひしも誠に妙言なり、心の安き程のたのしみたえてなし、彭祖がいさめに服藥千てうより、一夜の獨宿にはしかじと云々、人間は衣食居醫の四ツを用ひ、精汁を深くつゝ

〔臥雲日件錄〕文安六年〇寶德元年七月廿六日、赴二清水定水菴一點心、曾源和尙先予既來、〇中略菴主曰、近時八百歲老尼自二若州一入洛、洛中爭視、堅閉二所居門戶一、不レ使二人容易看一、故貴者出二百錢一、賤者出二十錢一、不レ然則不レ得二入門一也、曾源曰、昔時靑岩寺側有二七百歲僧一、入レ城乞レ食、所レ謂雖二魚肉一皆掛二于錫頭一、持來食レ之、一日來二東福寺一、告二平生來往之輩一曰、某日吾當レ死矣、果如二其言一、人皆異レ之、

〔陰德太平記〕八〕武田攻二八木城一附武田出奔井ニ若狹武田之事

因幡ノ武田山城守ガ父ハ、信賢ノ庶流也ケルガ、聊恨ル事有テ若州ヲ出奔シ、山名但馬守ヲ賴立趨ケレバ、山名客人ト號シ、山口ガ向座ヲ宥シテ、賓翫セラレタリケレ共、後ニハ自然ト家ノ子ノ如ニ成テ、左座ハ山口、右座ハ武田トゾ被レ定ケル、彼信賢ハ武事ノ譽レノミニ非、和歌ニ達シ能書ニテモ有ケレバ、其名雲上ニ聞エテ、折節ハ和歌ノ御會ニモ被二召出一、又古今集ヲ始、撰集共書テ可レ奉宜旨度々有ケルトカヤ、年齡モ百三十二マデ長生セラレシトゾ、

〔一話一言〕三〕長壽人姓名

山城國小原百姓

永祿八丑年出生	百八拾四歲	百助
同六亥年出生	百八拾六歲	同人妻
天正三酉年出生	百六拾四歲	同人悴

都合子供拾九人、總親類三百六拾三人、孫五十人、玄孫三十六人、やしは子十八人、

右之者ども去年公儀御目見被二仰付一候、於二關東一御扶持被レ下置候也、

寶曆六年子八月日

右之者百助書候福祿壽のかけ物の上に、如レ此かきつけ有レ之、天明六年丙午七月九日、津田四郎左衞門井上久米之助植木甚之助同道にて、池のはた通見に參り、池のはたの茶屋にて寫し歸り候、

二年薨、時年八十四、近代有宮内卿十世王、二品長野親王之男也、臨老無歯、不能喫路菜、唯以漿飲送乾石決明屑、氣色強壯、鬢髮無白、延喜十六年夏薨、時年八十五、東宮學士大藏善行、舊是國子進士也、仕歷顯職、爵至四品、常服鐘乳九、一日一丸、年滿九十、猶有壯容、耳目聰明、行步輕健、家蓄多婦、不斷房室、年八十七、生一男兒、延喜十七年、以漢書授皇太子、每朝侍講、無有休假、天下莫不歎異、皆謂之地仙焉、

〔今昔物語十三〕周防國基燈聖人誦法花語第廿五

今昔、周防ノ國大島ノ郡ニ基燈ト云フ聖人有ケリ、若クシテ法花經ヲ受ケ習テ、日夜ニ讀誦シテ身命ヲ不惜ズ、每日ニ卅餘部ヲ誦スル事懈怠无シ、年。百。四。十。餘。ニシテ腰不曲ズ、起居輕ク、形貌極テ若クシテ、僅ニ四十計ノ人ノ如シ、眼コ明ニシテ遠キ物ヲ見ルニ障无シ、耳利クシテ遙ノ音ヲ聞クニ滯リ无シ、然レバ世ノ人此ノ聖人ヲ、六根淸淨ヲ得タル聖人也ト云ケリ、亦哀ノ心深クシテ智リ弘シ、草木ニ付テモ此レヲ敬ヒ、何況ヤ生類ヲ見テハ佛ノ如クニ禮拜ス、老ニ臨ムト云ヘドモ、身ニ病无クシテ、只偏ニ生死ノ无常ヲ厭ヒ悲ムデ、法花ヲ讀誦シテ淨土ニ生レム事ヲ願フ、此レヲ思フニ、現世ニ命長クシテ身ニ病无シ、此レ偏ニ法花經ヲ讀誦セル威力ノ致所也、然レバ後生亦淨土ニ生ム事疑无シトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔元亨釋書十四檀興〕釋源算、因州人、〇中略承德三年暮春結定印、端坐而逝、經日容貌不變、其徒閟全身、年一百一十七歲、

〔中右記〕長治二年十二月十一日、今日有事緣、常陸守經成朝臣來家中談云、生年八十五、而起居輕利、眼耳分明、近代公卿諸大夫中無此齡人、誠天之與算也、身無指病、餘八旬世所雄稱也、

〔長秋記〕長承三年十月廿二日丁酉、戌時、小野宮尼公逝去、年九十九、故右大臣實資女、祐家中納言妻也、天下第一長命人也、近日世間咳病事外也、其中老人多死云々、

隱不見、珍問新羅神、老侍沒而不見何、神曰、彌勒菩薩之應化也、今已得師、又何存乎、珍還寺問大友氏、侍公本貫何所、生平行業何如、大友氏曰、不知何人、居此寺已百餘歲、平居不赴堂齋、有時往湖濱取魚煞、乾串當饌、率爲常、今聞已隱、痛哉、乃共大衆詣其房、見殘乾魚、皆悉荷藕蓮之類、無他種、衆皆嘆異、年一百六十二矣、侍嘗與清水寺行叡居士善、其來清水、著木屐、款話終日云、

〔政事要略 九十五 至要雜事〕服藥駐老驗記 善家異記

竹田千繼者、山城國愛宕郡人也、寶龜初、歲十七入典藥爲醫生、讀本草經、至于枸杞駐老延齡之文、深以爲憶、將試其徵驗、乃買地二段、多種此藥、春夏服其葉、秋冬食其根、又常煮莖根、取汁釀酒而飲之、每有沐浴、必用其水、如此七十餘年、未嘗懈倦、顏色服〇服恐强誤壯猶如少年、齊衡二年、文德天皇忽患疲羸、衆醫供石決明酒、時侍臣或奏、千繼服枸杞駐老之狀、天皇大駭、卽時召見、問云、汝生年幾許、千繼奏云、天平寶字九年歲次庚子生、至今年九十七、天皇大怪、令侍臣驗視其形、鬢髮黑、肌膚肥澤、耳目聰明、齒牙无蠹、天皇感服、擢爲典藥允、供〇供恐佚誤卽勅藥園多種枸杞、令千繼掌事、千繼頗知文書、兼堪幹事、每至召問、皆協帝念、時左馬寮官人有缺、左降卽以千繼兼左馬寮允、兼直藏人所、千繼朝夕奔劇、不遑服餌、未歷二年、頭髮盡白、皺面傴僂、步武之間、扶杖纔行、遂以頓死、時年百一歲、余多〇多恐劣誤少聞先君語此事、後問文德天皇近臣修理大夫藤相公、所語亦同、仍記之、

寬平年中、有外從五位下春海貞吉、舊是唐僧師也、次爲雅樂助、遂預五品、屢到余舍、展語中懷、底裏披露、無有所隱、時余年卅有五、白髮滿頭、貞吉深有勸憂之色、語曰、何不服枸杞招此衰羸、余答云、枸杞駐老之驗、具在醫方、然而丘未達、不敢嘗之、乞略陳其方、貞吉答云、僕昔者年廿六、大同元年、以由基所風俗傳勞、爲左近衞、其後依醫人語、播植枸杞方一町之地、無有他種、水漿食飲、必合此藥、盥洗沐浴、常用其水、故今年一百十六歲、猶有少容、亦說其養生之法、事多不載、貞吉寬平九年夏、訪問親知疫病、遭染注、假卒、時年百十九、又致仕大納言藤原冬緒服露蜂房、兼呑槐子、年過八十、頭髮無白、不斷房室、寬平

〔扶桑略記 桓武〕延暦十六年二月、大安寺沙門行表卒、年一百四十才也、

〔元亨釋書 十六 古德〕釋行表、和州葛上郡人、爲近州講師、嘗受道璿禪師禪要、付上足最澄、延暦十六年化、歳一百四十、

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年正月乙卯、是日外從五位下尾張連濱主、於龍尾道上、舞和風長壽樂、觀者以千數、初謂鮐背之老不能起居、及于垂袖赴曲、宛如少年、四座僉曰、近代未有如此者、濱主本是伶人也、時年一百十三、自作此舞、上表請舞長壽樂、表中載和歌、其詞曰、那那都義乃〇(稱德、光仁、桓武、平城、嵯峨、淳和、仁明之七代、)美與爾萬和倍留、毛毛知萬利、止遠乃於支奈能、萬飛多天萬川流、　丁巳、天皇召尾張連濱主於清涼殿前、令舞長壽樂、舞畢濱主即奏和歌曰、於岐那度天、和飛夜波遠良無、久左母支毛、散可由流登岐爾、伊天氐萬毗天牟、天皇賞歎、左右垂涙、賜御衣一襲、令罷退、

〔續日本後紀 十六 仁明〕承和十三年正月戊辰、召外從五位下尾張連濱主於清涼殿前、令奏舞、于時年百十四、帝矜其高年、授從五位下、

〔教訓抄 二〕仁明天皇御宇承和十二年正月八日、龍尾道ニシテ、尾張濱主生年百十五歳時、長壽樂ヲ舞タリケルヲ、メデタキタメシニ申傳テ侍ル、

〔松屋筆記 五十二〕和漢樂人の長壽

續日本後紀十五に、尾張連濱主百十三歳にて、長壽樂を舞、和歌を奉りし事見ゆ、寓簡五の卷に、漢孝文時、得魏文侯樂人竇公、亦年一百八十餘歳、獻其樂書、自言能鼓瑟導引吾意とあるは、和漢同日の談といふべし、

〔元亨釋書 十五 方應〕釋教待、不知何許人、久居園城寺、天安二年、圓珍法師與新羅山王二神、相勝臨到園城寺、待見珍如故舊、時有檀越大友氏、謂珍曰、待師日者嘗曰、當寺主者已生焉、有時曰、入唐焉、又曰、來何暮、今朝曰、寺主來也、然則我事待者久矣、乃與待以寺券付珍、及三尾神讌饗新羅神、待來賀之、然後形

〔水鏡上仁徳〕五十五年と申しに、武内の大臣うせにき、二百八十にぞなり給ひし、六代のみかどの御うしろみをして、大臣の位にて、二百四十四年ぞおはせし、

〔扶桑略記二仁徳〕五十五年、大臣武内宿禰春秋二百八十二歲薨、歷六代朝二百卌四年也、

〔帝王編年記五仁徳〕七十八年庚寅、大臣武内宿禰薨、年未詳、一說云、景行天皇九年己亥生、自爾以降至于今歲、經六帝、景行、成務、仲哀、神功、應神、仁徳、曆年三百一十二歲矣、紀朝臣氏久云、武内宿禰大臣者、六代帝爲大臣也、遂不知其死所者、

〔宋史四百九十一外國日本國〕

應神天皇、○中略有大臣號紀武内、年三百七歲、

〔海東諸國記日本國紀〕○中略

仁徳天皇、○中略五十五年丁卯、大臣武内死、年三百四十、歷任六朝、

〔一宵話二〕尾張濱主

五雜俎に、長壽人を列載せし其最第一人は、日本紀武内三百七歲也、さしも廣き唐にても此人より上なるは多くなし、さて此を日本紀にと讀みて、東鑑の唐土へ渡れると同じやうに、此書紀もはやく彼國へ渡りしとおもふ人あれど、此は宋史に日本の大臣紀の武内とあるを、謝氏の引けるなれば、さは讀まじき事也、此武内内大臣は紀伊國に生れ給ひしから、子孫紀を姓とし、大和の内の大野に住まれしから、内大臣と稱せしならん、仁徳天皇の御末まで長命し、六代の天皇につかへられたり、扮壽は公卿補任には三百十二歲、愚管抄には三百八拾歲、或は東國よりの歸るさ、甲斐の國の山へ隱れられしとも、因幡國金鑑へかくれられしともありて、さだかにはしられぬよしなり、むかし人の言に、賢相になられずば神仙にならんといひしが、此大臣は二つながら兼られていとめでたし、

ほを見てあやしみ笑ふ、おどろきて鏡をとりて見ればかくのごとし、是死る代りなりと悟りて醫療をくはへず、今五十三歳までながらへたりと語るに、さては今も堅く殺生をつゝしみ給ふらんといへば、其事に侍ふ、いつともなくゆるびて、此近き年比は、また折々漁獵するは、他に慰むことなければ也といふに、そはあしきことなり、さばかりの現證を見、父も亦いましめ給へるものをといさめて、旅舍へ歸りしが、あやしきことは其夜此男頓死せり、若し吾言をげにもと罪に伏したる所にて、天刑を示し給へるか、官の罪人を刑せしめ給ふも、罪に伏して行るゝ也などかたらる、彼塞翁が神相は予が相識も彼是試みて語れり、中には無病の人を見て、此月の中を過す身まからんといひて當れるもありき、右の殺生によりて命短しと知ぬるも奇也、顏淵の短命いかにともすべからずといへども、先善を行ひ不善をとゞめて後こそ、實に修短の命には委ぬべけれ、

〔雲錦隨筆二〕士農工商ともに身上を稼ぐ者は、第一養生をして長命を本とすべし、短命にては何程の功も立がたし、昔道三といへる名醫、養生は有ものとて、松虫を七年飼おきて人に見せられしとぞ、又人は無事なる時を悦ぶべし、一生の浮沈變に從ひいつを知らず葬儀に及ぶ、是世界の常なり、

〔古事記下仁德〕一時、天皇爲將豐樂而、幸行日女島之時、於其島雁生卵、爾召建內宿禰命、以歌問雁生卵之狀、其歌曰、多麻岐波流（タマキハル）、宇知能阿曾（ウチノアソ）、那許曾波（ナコソハ）、余能那賀比登（ヨノナガヒト）、蘇良美都（ソラミツ）、夜麻登能久邇爾（ヤマトノクニニ）、加理古牟登（カリコムト）、岐久夜（キクヤ）、於是建內宿禰、以歌語曰、多迦比迦流（タカヒカル）、比能美古（ヒノミコ）、宇倍志許曾（ウベシコソ）、斗比多麻閇（トヒタマヘ）、麻許曾邇（マコソニ）、斗比多麻閇（トヒタマヘ）、阿禮許曾波（アレコソハ）、余能那賀比登（ヨノナガヒト）、蘇良美都（ソラミツ）、夜麻登能久邇爾（ヤマトノクニニ）、加理古牟登（カリコムト）、伊麻陀岐加受（イマダキカズ）、

〔公卿補任仁德〕大臣　武內宿禰（五十年三月、有下雁産二茨田堤一、以レ歌問二答之事上、武內宿禰行二事於此一、薨年未レ詳、在官二百四十四年、春秋二百九十五年、但薨所并日時人不レ知之云、或云、仁德天皇五十五年丁卯薨、但年未レ詳、）

山中は人の往來不自由にして、淋敷質朴なれば、賣女遊里も無く、濕毒傳染の憂もなし、海邊は何方にても、諸國の通路よければ、賑に華麗にて、遊女あらざる所もなく、人ことに濕毒をうつり、且又鹽風に濕氣を受て內外より病を作り養ひ、心氣を勞し腎をつからし、いかなる壯實の生れ付といへども、短命病身ならざる事あたはず、是山中と海邊の壽夭の違ひの根本なり、〇下略

〔閑田耕筆二〕壽夭の天命いかにともすべからねども、あるひは善により不善によりて、延促あるべきこともまたたがはぬことなるべし、袁了凡の陰隲錄にも、此旨をねもごろに示さる、こゝに一話有、畑鶴山一とせ津國郡山の近邑宿庄といふにあそびて、その豪農某にあひたるに、其面左方へゆがみて、又あるまじき象なりしに、其人もあやしく思はんと心得てや、吾面につきて物がたり有とて語りしは、おのれ十二三年の年父京へつれ行て、時に名ある相人郭塞翁に見せしめたり、其時は人なみ〳〵の面也き、塞翁見て此兒の壽十九歲に限るべしといふ、父大に歎きて遁るべき法もあらんやととふ、翁しひておこなはゞなきにもあらじなれど、得行はじとこたふ、父たとひ家を傾るほどの金錢を參らすもいとはじ、唯此延壽の法を敎へ給はれと乞しに、翁勃然として吾は金錢を貪るものとやおもふ、さるこゝろにては、いよ〳〵敎ふとも行はじとて、ふたたびものいはず、父旅宿に歸りても、唯此ことをのみうれへて、さきの失言を謝し、再三翁に乞たれば、翁さらば敎へん、他のことにあらず、きく所そこの家村中にゐて他の嗜好なく、富ていとまあるまゝに、漁獵をもてあそびとす、是夭死の所以也、若以後かたく殺生を愼まば、あるひは壽限を延べし、此外に術なしといへり、是よりふつに殺生を止めしが、おのれ十七といふ年、父は身まかりぬ、我先立て汝が死をみざることのうれしきとなん申き、さて十九になりたる年、一夜頭割がごとく痛みて苦しきこといふ計なし、時に彼塞翁が言を思ひ出て、今夜身まかるべしと決せしが、夜の明行に隨ひ漸々に痛かろみて、朝になりて止みしかば、閨を出しに、家の內の者どもか

入傍ニ在テ申ル丶、イヤ左樣ニハ有ルベカラズ、昔モ弱キ人ハ先キヘ死シ、強キ人ハ殘レリ、今モ弱キ人ハ先キヘ死シ、強キ人殘ルベシ、サレバ後世ノ人ハ、又今ノ人ヲ昔ノ人トシテ、強クシテ長命也トイハン、人生ニ於テ何ゾ今昔ノ變リ有ンヤ、既ニ聖人モ七十古來稀レ也ト云給ヘリ、人命ノ長短ハ、古今同ジカルベシトイヘリ、

〔閑際筆記上〕大僧正天海、年百四十、乃言恬淡緩慢、コレ吾延壽ノ法ナリト、余〇藤井懶齋不ㇾ信ㇾ之、壽夭是命ナリ、恬淡無欲ナルハ、人ト艸木ト孰カ異、艸木壽歲ヲ不ㇾ踰アリ、人百歲ニ至テモ且世ニ處ヲ見、緩緩慢々地過來テ、夭ナルアリ、急々速々裏々過去テ壽アリ、或ハ日々ニ意ヲ用テ、老年ニ猶健ニ、或ハ心中ニ事寡シテ、少壯ヨリモ病ノ多シテ怯弱ナルアリ、皆此命ナリ、

〔塵塚談下〕江戶住居の者に、遠國出生のものと、江戶出生の者と夫妻になれる者あり、江戶の者は先に死し、遠國のものは後に死る多しといへり、さもあらんか、江戶出生は嬰兒より厚味を喰ふが故に、腸胃も虛弱にして元氣充實ならざれば、短壽にして長くたもちがたしと思はるなり、

〔西遊記三〕壽夭

予〇橘南谿諸國をめぐり試るに、山中の人は長命なり、海邊の人は短命なり、京都の人は癰疔の如き腫物類は甚稀なり、長崎には甚多くして、京都の三增倍五增倍ともいふべし、其由來を考ふるに、食物の事にあり、山中の人は魚肉なければ、常に芋大根の類のみを食す、もし年始節句其外祝ひ日といへども、富る者も纔に鹽肴乾物には不ㇾ過、其上に高山深谷に登り下りて、耕作に身を勞し、纔に麥飯に饑をしのぐ、麁食にして身を動く故に長命にて無病なり、海邊の人は魚肉に飽滿て、飯のかはりにも、魚を食し、船の出入有りて諸國の運漕よろしければ、飯は其米自由なるゆへに、貧しき者もついに麥飯などは食せず、其上に山坂の働の苦勢は無く、船にて往來やすらかにして、魚鹽の利ゆたかなれば、自然と身も安くして美しよくにくらす故、病身にして短命なり、猶又

長命

〔名物六帖人事四編生老〕失歸(イキトクシ)五雜俎、人壽不過百歲、數之終也、故過二百二十不死、謂之失歸之妖、

〔塵袋六〕一百二十年ノ壽命ナド祝言ニモイフハ、サルベキユヘアルカ如何

釋迦如來ノ出世ハ、人壽百歲ノ少出多減ノトキ也、百歲ナルモノハスクナク、百ニ不滿ノモノハオホシ、況ヤ今ノ世ニハ勿論歟、但養生經、人生一百二十年、中壽百年、下壽八十年、而竟不然者皆夭耳、又同經ニ、老子曰、人生大期以百二十年爲限、節度護之可至千歲ト云ヘリ、此等ノ心ニテ云フ歟、莊子曰、盗跖謂孔子曰、人上壽百歲、中壽八十云々、

〔御文章四〕夫人間ノ爲命ヲカゾフレバ、イマノトキノ定命ハ五十六歲ナリ、シカルニ當時ニヲヒテ、年五十六マデイキノビタランハ、マコトニモテ、イカメシキコトナルベシ、

〔甲陽軍鑑二品第八〕信玄公聞召、〇中略人間六十二年の、身をたもちかね、さまをかへ、色をかへ、心をぬくは盗人也、〇下略

〔總見記三〕鳴海桶狹間合戰事附義元討死事

鷲津ノ城ヨリ注進アリ、敵只今鷲津丸根兩城ヘ人數ヲ取掛候ト、追々申來ル、信長少モ騷ギ不給、敦盛ノ舞ノ、人間五十年、外典ノ内ヲクラブレバ、夢幻ノ如クナリ、一度生ヲ受ケ、滅セヌ者ノ有ベキ歟ト云所ヲ、繰返シ舞セ給フテ、〇下略

〔類聚名義抄十僧下〕壽俗今、害字、イノチ、イノチナカシ、コトフキ、

〔倭訓栞中編十七な〕ながいき　長生也、長壽をいふ、或は頤を譯す、

〔雲萍雜志二〕夢窓國師の書たるものに、人は長生せんとおもはゞ嘘をいふべからず、嘘は心をつかひて少しのことにも心氣を勞せり、人は心氣だに勞せざれば、命長きことうたがふべからずとあり、鐵枴仙人の賛に、仙人は不養生せず、腹立ず、物ほしがらず、それでながいきとあり、

〔明良洪範九〕或人ノ曰、昔ノ人ハ生來强クシテ長命也、今ノ人ハ生來弱クシテ短命也ト云、石谷土

定命

かに物のあはれもなからん、世は定なきこそいみじけれ、命ある物を見るに、人ばかりひさしきはなし、かげろふの夕をまち、夏の蟬の春秋をしらぬもあるぞかし、つく〴〵と一年をくらす程だにも、こよなうのどけしや、あかずおしと思はゞ、千とせを過すとも、一夜の夢のこゝちこそせめ、すみはてぬ世に、見にくき姿を、まちえて何かはせん、命ながければ辱おほし、ながくとも、四十にたらぬほどにて死なんこそ、めやすかるべけれ、其ほどすぎぬれば、形をはづる心もなく、人にいでまじらはんことを思ひ、夕の日に子孫を愛して、さかゆく末を見んまでの命をあらまし、ひたすら世をむさぼる心のみふかく、物のあはれもしらずなり行なんあさましき、

〔明良洪範續篇九〕石田三成生捕ト成テ京都ニ於テ誅セラレシ時、其途中ニテ湯ヲ乞シニ、折節其邊ニ無リシカバ、警固セシモノ、湯ハ只今求メ難シ、咽乾カバ爰ニアマ干ノ柿ヲ持合セタレバ、此ヲ喰レヨト云、三成聞テ、夫ハ痰ノ毒ナリ、食スマジト云ニ、聞ク人大ニ笑ヒテ、只今首ヲハチラルル人ノ、毒忌スルコソオカシケレト云シヲ、三成聞テ、汝等如キ者ノ心ニハ尤也、大義ヲ思フ者ハ、假令首ヲ刎ラルヽ期迄モ、命ヲ大切ニシテ、何卒本意ヲ達セント思フ故成シ由申シキ、

〔運歩色葉集地〕定命ノイ

〔日本書紀十一仁德〕四十一年二月、譽田天皇○應神崩、時太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊、○仁德未即帝位、○中略爰皇位空之、既經三載、○中略大鷦鷯尊聞太子薨、以驚之從難波馳之、到菟道宮、○中略太子啓兄王曰、天命（イノチカギリ）也、誰留焉、○下略

〔日本後紀十三桓武〕延暦二十四年八月己未、常陸守從四位下紀朝臣直人卒、○中略爲人溫潤、○中略終以天命卒、時五十九、

〔台記〕康治三年○天養元年三月十七日戊辰、大夫史政重宿禰卒、行年五十有二、忠直兼備、天命不長、伯夷以仁飢之類是也、識者以爲、近者大變頻見、政重夭亡之兆矣、政重即世、官中可衰淩之故也、

壽命

〔古今著聞集十三哀傷〕西行法師當時より釋迦如來御入滅の日、終をとらんことをねがひて、よみ侍ける、

ねがはくははなのもとにて春しなんその二月のもち月のころ、かくよみてつゐに、建久九年二月十五日に往生をとげてけり、

〔徒然草下〕四季はなをさだまれるついであり、死期はついでをまたず、死は前よりしもきたらず、かねてうしろにせまれり、人皆死あることをしりて、まつことしかも急ならざるに、おぼえずして來り、沖のひかたははるかなれども、礒より塩のみつるがごとし、○中略人あまた有ける中にて、あるもの、ますほのすゝき、まそほのすゝきなどいふ事あり、わたのべの聖、此ことをつたへしりたりとかたりけるを、登蓮法師、其座に侍りけるがきゝて、雨のふりけるに、みのかさやある、かし給へ、彼薄のことならひに、わたのべのひじりのがり、尋まからんといひけるを、あまりに物さはがし雨やみてこそと、人のいひければ、無下の事をも仰らるゝ物かな人の命は、雨のはれまをも、まつものかは、我もしに、ひじりもうせなば、たづねきゝてんやとて、はしり出て、ゆきつゝ、ならひ侍りにけりと、申傳たることそ、ゆゝしく有がたうおぼゆれ、

〔倭訓栞中編十一志〕しにみづ　死水の義也、沓見律有部律等に、飲苴藤水而待死と見えたり、

〔運歩色葉集志〕壽命

〔倭訓栞前編九古〕ことぶき　壽をよめり、言祝の義也、○中略祝壽の義なれば、壽命にしかよむは謬也、

〔古事談二臣節〕知足院殿〔○藤原忠實〕令申鳥羽院給云、思食御壽命事者、毎月朔日可有御精進、是一條左大臣〔○源雅信〕說也云々、後日或人此事相叶本說歟、朔日奏吉事、不奏凶事、由見太政官式、加之殷周之禮、祭神之法、以月朔爲最云云、

〔徒然草上〕あだし野の露きゆる時なく、鳥部山のけふり立さらでのみ、住はつるならひならば、い

死期說

亂五倫、朋友壹禮儀、且暮慮忠純、古謂君雖不君、臣不可不臣、

右の御詩を綱條公へ御殘し置せ給ひて、そのまゝ御發駕あそばし、○中略

一西山公御隱居後、常々御はなしあそばされ候は、世の人末期に辭世と申候て、詩歌など致候、去ながら病氣の品により、さやうの事ならざるもあるべく候、我は隱居して江戶を立候あした、中將に殘し置候詩御詩出前が辭世なりと仰られ候、此故に御病中に御辭世あそばされざるものと、人みな申あへり、

〔泊洦筆話〕一縣居翁の門人に平田保安通稱五郎といふ人ありけり、○中略此人常にいひしは、近來のひとの辭世の歌といふものを見きくに、みな禪家のさとりにて、心には何にさとれる事なき輩も、辭世の詩歌とだにいへば、みな口ぎよきことのみなり、いかでこの世を別るゝきはに至りて、さる人ばかりはあらむ、常に題をまうけてよみ出だすうたこそ、まれ〳〵には心にもあらぬ言をつみいでめ、それさへいかにぞやおぼゆるを、ましで命をはらむきはに臨みて、心にもあらぬことといひ出づるは、なかなかになまさとりなる心あさゝの見ゆるぞかし、在五中將の、きのふけふとはおもはざりしを、など讀まれたるこそ、まことにさることなれなど、人に向ひては、常にかたりけるが、かねてや思ひまうけけむ、又は其をりにのぞみてや心にうかびけむ、病いとあつしうなりて、

我はもよをはりなるべしいざ兒どもちかくよりませよく見て死なむ、とよみて、身まかりにけり、世のすねものなりけむことおもひやるべし、

〔大鏡〕八大かた延喜帝、○中略さてわれいかでか、ふづきながつきに、○一本原作にとし。に。せじ、すまひのせち、九日のせちの留らんが、くちおしきにとおほせられけれど、九月にうせさせ給ひて、九日のせちは、それよりとまりたる也、

〔古今和歌集〕十六哀傷 やまひしてよはく成にける時よめる　　なりひらの朝臣
つゐに行道とはかねてきゝしかど昨日けふとは思はざりしを（○又見伊勢物語）
〔大和物語〕下 この在次君、（○中略）かく人のくにゝありき〳〵て、かひのくにゝいたりてすみけるほどに、やまひしてしぬとてよみたりける、
かりそめの行かひぢとぞ思ひしを今はかぎりのかどでなりけり、となんよみてしにけり、
〔吾妻鏡〕五十一 弘長三年十一月廿二日己亥、戌刻入道正五位下行相模守平朝臣時頼（御法名道崇、御年三十七、）於最明寺北亭卒去、御臨終之儀、著衣袈裟、上縄床、令座禅給、聊無動揺之気、頌云、
業鏡高懸、三十七年、一槌打砕、大道坦然、
弘長三年十一月廿二日道崇珍重云云
〔太平記〕二 長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事
五月（○元弘元年）二十九日暮程ニ、資朝卿（○中略）少モ臆シタル気色モナク、敷皮ノ上ニ居直テ、辞世ノ頌ヲ書給フ、
五蘊仮成形　四大今帰空　将首当白刃　截断一陣風
年号年月ノ下ニ、名字ヲ書付テ、筆ヲ閣キ給ヘバ、切手後ヘ回ルトゾ見ヘシ、御首ハ敷皮ノ上ニ落テ、質ハ尚坐セルガ如シ、
〔桃源遺事〕二 同（○元禄三年）十一月廿九日、水戸へ御下り被成候とて、江戸を御發駕（○徳川光圀）あそばされ候朝、
我今年致仕帰故郷、仲冬二十九日夙発江戸之邸、臨別賦詩、道男九成、文不加点、信口漫道、一笑胡盧、元禄庚午冬、遁跡東海濱、致仕解印綬、縦作葛天民、盤旋廣莫野、一洗栄辱塵、昔從首陽薇、今羨奐江幕、三十有年來、夙志忽欲伸、予去又何處、不知再會辰、嗚呼汝欽哉、治国必依仁、禍始自閨門、慎勿

其後可₂拜任₁云々、頗有₂理歟₁

〔徒然草下〕人の終焉のありさまの、いみじかりし事など、人のかたるを聞に、たゞしづかにしてみだれずといはゞ、心にくかるべきを、おろかなる人は、あやしくことなる相をかたりつけ、いひしことばもふるまひも、をのれがこのむかたにほめなすこそ、其人の日ごろの本意にもあらずやとおぼゆれ、此大事は權化の人もさだむべからず、博學の士もはかるべからず、をのれたがふ所なくば、人の見聞にはよるべからず、

〔閑際筆記上〕人家僧尼ヲ父母屬纊ノ際ニ招致者、豈虛ナカルベケンヤ、頃者内藤某熱病ヲ以死ス、譫語妄見アリ、一二ノ苾蒭(僧也)易簀ニ近侍ス、出テ曰、痛哉内藤氏ノ臨終ヤ、其言所皆罪狀ニシテ、見所者皆惡鬼ナリト、聞者悉ク以爲、渠ニ隱惡アリト、余(○藤井懶齋)内藤ト相識タリ、其爲人、正直ニシテ能敬信アリ、生涯六十年、未一惡名ヲ聞ズ、沒後此貶議ニ罹、慨ザルベケンヤ、夫人ノ疾、革ナル間、躁靜言默ノ異ナカラズ、靜ニシテ默スル者必善人ナラズ、躁シテ言者必惡人ナラズ、只是病勢ノ然シムルトコロナリ、僧侶ノ言矯ナル哉、

遺言

〔伊呂波字類抄由疊字〕遺言

〔下學集下態藝〕遺言(ユイゴン)

〔書言字考節用集八言辭〕遺言(イゴン)　〔同九言辭〕遺言(ユイゴン)

〔源氏物語一桐壺〕たゞかのゆいごむをたがへじとばかりに、いだしたて侍しを、(○下略)

○按ズルニ、遺言ニハ、口頭ヲ以テスルアリ、書狀ヲ以テスルアリ、而シテ遺言ニテ臣子ヲ訓誨スル事ハ、訓誡篇ニ、葬送ニ關スル事ハ、禮式部葬禮篇ニ、遺產ニ關スル事ハ、政治部上編及ビ下編ノ相續篇等ニ載セタレバ、參照スベシ、

辭世

〔書言字考節用集九言辭〕辭世頌(ジセイノジユ)(臨終之作)

獲麟ノ義ヲ周羅ト云、喩ヘバ人ノ臨終ノ時、以綿纊屬鼻穴、知息之終不終、故ニ爾曰也、

〔日本靈異記 中〕見鳥邪婬厭世修善緣第二

愛男子得病臨命終時、面白母言、飲母乳者應延我命、母隨子言、乳令飲病子、子飲而歎之言、噫乎捨母甜乳而我死哉、卽命終焉、

〔大鏡 六 内大臣道隆〕この殿(〇藤原道隆)の御上戸はよくおはしましける、その御心のなをはりまでもわすれ給はざりけるにや、御病付てうせ給ひける時、西にかきむけたてまつりて、念佛申させ給へと、人々のすゝめたてまつりければ、濟時朝光(〇二人皆酒友)などもや極樂にはあらんずらんと、仰けることそあはれなれ、常に御心にならひおぼしたる事なれば、あの地獄のかなへのふたにかしらうちあてゝ、三寶の御名おもひ出けん、人のやうなる事なりや、

〔古今著聞集 十五 宿執〕六はらの別當長慶は、院禪がびはのでし也、最後の時、時元とぶらひに來りたりけるに、かきをこされて、倍臚の唱歌、今一度し給へ、承らんといひければ、時元いふがごとくにしければ、ほろ〳〵となきて聞けり、入滅の時も秋風樂を聞て三帖嗅頭に至程に、遷化しにけり、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年三月十六日戊子、未剋京都飛脚參著、去十三日寅剋、太上法皇(〇後白河)於六條殿、崩御、御不豫大腹水云云、召大原本城房上人、爲御善知識、高聲御念佛七十反、御手結印契、臨終正念、乍居如睡遷化云云、

〔明月記〕正治二年正月廿八日、象時妻依所勞獲麟、行山里云々、

〔吾妻鏡 二十三〕建保五年十一月十日甲申、陸奥守(〇大江廣元)依獲麟、爲存命出家、法名覺阿、將軍(〇源實朝)令左衛門尉朝光訪之給、

〔明月記〕寬喜二年三月廿二日甲寅、祭主能隆依病獲麟、獻辭書云々、其子隆通(宮腹末子、遠宮司正四位上、)隆雅(二男現存、長男)之競望其替、隆繼申、所勞已獲麟、以辭退不可有其謬、重服者事居其職乎、暫不被任者、卽可終命、

〔源氏物語四夕顏〕いときなきよりなづさひしもの、いまはのきざみに、つらしとや思はんと思給へてまかりしに、〇下略

〔言成卿記〕天保十四年五月九日、祖母藤向殿違例之處、午一點及危篤、〔血〇死期也〇〕慟哭了、

〔倭訓栞中編十四知〕ちしご　知死期なり、後漢謝夷吾傳に見えたり、產家などに知死期時などいふは、忌はしき事なり、

〔類聚名物考凶事一〕死期

あらかじめいつの何時には死せんとすと、わきまへしるをいふなりとぞ、是を知死期などいへり、

〔類聚名物考凶事一〕斷抹磨　だんまつま　斷末磨

死期の若痛の甚しきをいふに、斷抹磨のくるしみと云ふ、智度論には、刀風解形、死苦來逼といひ、道綽禪師は、刀風一至、百苦湊身ともいへり、刀風は劍の如き風の來りて、身を切くだくをいへり、皮の切るゝを斷と云ふ、肉の裂るを抹といひ、骨の摺碎るを磨といふなり、百千の戈劍にて身を裁裂が如きにたとへたり、一說に斷抹磨は梵語なりといへども未考出、

〔下學集下態藝〕獲麟〔呼一切事終一云獲麟、左傳仲尼絕筆於獲麟一句、亦呼人之臨終〕

〔塵袋十一〕一八ノシナントスルヲ、獲麟ト云フハ何事ゾ、

麟ト云フハ麒麟ナリ、〇中略春秋ハ孔子ノシルシタマヘルフミナリ、コノ麟ヲエタルマデノコトヲシルシテ、ホドナクウセ給ヒニケリ、孔子御年七十一ニテ、杜預絕筆於獲麟之一句ト云ヘルハコレナリ、コレヨリ最後ニノゾムヲバ獲麟ト云フナリ、獲ハエタリト云フナリ、

〔下學集下態藝〕屬纊〔人臨死時、以纊綿置鼻穴、知息之絕不絕、故呼臨終云屬纊是也〕

〔壒嚢抄五〕同事〔崩御〇天子ヲ晏駕ト云ハ如何事ゾ〕〇中略

臨終

ニ地藏幷ヲ、年來念ジ奉ル力也トナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡十九〕承元二年九月三日庚子、熊谷小次郎直家上洛、是父入道〇熊谷直實來十四日於東山麓可執終之由示下之間、爲見訪之云云、進發之後、此事披露于御所中、珍事之由、有其沙汰、而廣元朝臣云、兼知死期、非權化者、難似有疑、彼入道遁世塵之後、欣求淨土、所願堅固、積念佛修行薰修、仰而可信歟云云、

十月廿一日丁亥、東平太重胤號東所、逢先途自京都歸參、卽被召御所、申洛中事等、先熊谷二郎直實入道、以九月十四日未剋、可爲終焉之期由、相觸之間、至當日、結緣道俗、圍繞彼東山草庵、時剋著衣袈裟、昇禮盤、端座合掌、唱高聲念佛執終、兼聊無病氣云云、

〔古今著聞集十三哀傷〕從二位家隆卿はわかくより後世のつとめなかりけるが、嘉禎二年十二月廿三日、病におかされて出家、〇中略四月〇安貞元年八日、宿執や催されけん、七首の和歌を詠せられける、〇歌略かくて九日、かねて其期を知て、酉剋に端居合掌して終られにけり、本尊をも安置せざりけり、只今生身の佛來迎し給はずんば、本尊よしなしとぞいはれけり、

〔續近世叢語七術解〕川谷貞六一日仰見天象、便會族人曰、後日曉、自公召余問天學、事畢、余出城、必死于某所矣、請各來待于此、乃命酒爲訣、至期、天未明、侯召貞六、貞六卯牌入見、未牌半刻罷、乘轎出城、可十町、卽死、皆如其言、

川谷貞六、仕土佐侯、精研天文之學、努攻吾邦曆道云、

〔下學集〕臨終(リンジユウ)〇〇

〔倭訓栞〕中編二十八りんじゆう　臨終の音なり

〔倭訓栞〕中編二伊いまはのとき　死せんとする時をいへり、いまはのきはとも見えたり、

〔源氏物語一桐壺〕故大納言いまはとなるまで、たゞ此人の宮づかへのほい、かならずとげさせたてまつれ〇中略など、返々いさめをかれ侍しかば、〇下略

之、是以時人之彼此共言、其獨非上宮太子之聖、惠慈亦聖也、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年正月庚寅朔、○朔原脱、據類聚國史補散位從四位上伴宿禰友足卒、○中略友足年六十六卒、自知屬纊之期、沐浴束帶、無病而終、有識異之、

〔今昔物語十七〕下野國僧依地藏助知死期語第卅

今昔下野國ニ藥師寺ト云フ寺有リ、公ケ其寺ニ戒壇ヲ始メ被置テ、止事无キ寺也、而ルニ其寺ニ一人ノ堂童子ノ僧有リ、名ヲバ藏縁ト云ケリ、其僧年來地藏井ニ仕テ、日夜寤寐ニ念ジ奉テ、更ニ他ノ勤メ无カリケリ、而ル間藏縁年卅ニ滿ツ程ヨリ、自然ラ漸ク家豐カニ成テ、緣ニ値テ子ヲ儲テ繁昌也、其時ニ親キ族ヲ催テ、各力ヲ合テ一ノ堂ヲ造テ、佛師ヲ請ジテ、等身ノ地藏井一體造リ奉テ、其ノ堂ニ安置シテ、常ニ香花燈明ヲ奉テ、日夜ニ不怠ズ、亦每月廿四日ニ、大ニ僧供ヲ儲テ、諸ノ僧ヲ集テ此ク施シテ佛事ヲ營ケリ、其夜地藏講ヲ行フ、近隣ノ道俗皆來リ集テ聽聞シテ、終夜禮拜シケリ、然ル間藏縁ハ常ノ言ニ人ニ向テ語テ云ク、我レ必ズ月二十四日ヲ以テ、可極樂往生ス、ト、此ヲ聞ク人、或ハ讃メ貴ブモ有リ、或ハ謗リ咲テ嘲哢スルモ有リ、而ル間藏縁齡漸ク傾テ九十ニ滿ヌ、然レドモ顏色盛ナル人ノ如クシテ、行歩不衰ズ力堪タリ、然レバ懃ニ禮拜苦行シテ、退スル事无シ、此ヲ見聞ク人奇異也ト思フ、而ルニ延喜二年ト云フ年ノ八月廿四日ニ、藏縁多ノ饗膳ヲ儲調ヘテ、知レル所ノ遠近ノ男女ヲ請ジテ集メテ、飮酒ヲ令食テ、自ラ告テ云ク、藏縁汝達ニ對面セム事、只今日計也ト、集來レル人々、皆此ヲ聞テ、或ハ常言ト思テ散ヌ、或ハ此ノ言ヲ怪テ、涙ヲ流シテ有リ、然レドモ皆家々ニ返ヌ、其後藏縁彼地藏堂ニ入テ、既ニ死ニケリ、人此レヲ不知ズ、明ル朝ニ人有テ、堂ノ戸ヲ開テ見ルニ、佛ノ御前ニ、藏縁掌ヲ合セテ額ニ當テ居乍ラ死テ有リ、是ヲ見テ驚テ諸ノ人ニ告グ、人皆來テ此レヲ見テ、涙ヲ流シテ悲ビ、不貴ト云フ事无シ、誠ニ言ニ不違ズ、八月廿四日ニ、佛ノ御前ニシテ端座シテ死タレバ、疑无キ往生也トナム、人云ヒケル、此レ偏

犬死　虚死　知死期

男女互の心中を見せんとて共に死るを、俗に心中といふ、官所の辭には相對死といひ、西土にては雙斃といふなり、

〔德川禁令考後聚刑律條例二十二〕男女申合相果候者之事

一不義にて相對死いたし候もの　死體取捨爲弔申間敷候（享保七年極）

　但一方存命に候はゞ下手人

〔書言字考節用集八言辭〕犬死（イヌジニ）

〔倭訓栞中編二〕いぬじに　死して功なきをいふ、與蜻蛉何異などいふが如し、

〔明德記中〕山名陸奧守、子息宮田左馬助、次郎七郎ニ向テ宣ケルハ、（中略）サレバコソ御分達ハ日本一ノ不覺仁共ニテ有ゾヨト、只叶ハヌ所ヲ見テハ打死シ、遁ルベキ所ヲ知テハ命ヲ全シテ、後日ニ本意ヲ達スルヲコソ、仁儀ノ勇士トハ申セ、是非ヲモ辨ヘズ、遁ルベキ所ニテ犬死ヲシテ、敵ニ利ヲ付ル事ハ、加樣ノ時ノ爲ゾカシ、未練ナル者共哉、ツレテ引ト叱ラレテ、兄弟ハ猪熊ヲ南ヘ落テ行、

〔明良洪範二十〕采女（正○堀）又曰、各無益ノ爭論ヨリ命ヲ捨テラルヽハ、誠ニ犬死トヤ云ン、サラバ忠孝ノ道ニ立返リテ、雙方一和シ、向後忠義ヲ立テラレントナラバ、只今和談アルベシ、（下略）

〔今昔物語二十九〕袴垂於關山虚死殺人語第十九

今昔、袴垂ト云フ盜人有ケリ、（中略）大赦ニ被搦テ出ニケルガ、可立寄キ所モ无ク、可爲キ方モ不思ザリケレバ、關山ニ行テ、露身ニ懸タル物モ无ク、裸ニテ虚死ヲシテ、路傍ニ臥セリケレバ、（下略）

〔日本書紀二十二推古〕二十九年二月、是月、葬上宮太子於磯長陵、當是時、高麗僧慧慈聞上宮皇太子薨、以大悲之、爲皇太子請僧而設齋、仍親說經之日誓願曰、（中略）今太子既薨之、我雖異國心在斷金、其獨生之有何益矣、我以來年二月五日必死、因以遇上宮太子於淨土、以共化衆生、於是慧慈當于期日而死

おもひかねてや、數日食を斷て身まかるといへり、

服藥而死

〔日本靈異記中〕恃己高德、刑賤形沙彌、以現得惡死緣第一

親王〇長屋 自念无罪而被囚執、此決定死、爲他刑殺、不如自死、卽其子孫令服毒藥而絞死畢、後親王服藥而自害、

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年九月己酉、藤原朝臣藥子自殺、藥子〇中略 知衆惡之歸己、遂仰藥而死、

〔太平記十九〕金崎東宮幷將軍宮御隱事

尊氏卿直義朝臣大ニ怒テ、〇中略 此宮〇恒良親王 是程當家ヲ失ハント思召ケルヲ知ラデ、若只置奉ラバ、何樣不思議ノ御企モ有ヌト覺レバ、潛ニ鴆毒ヲ進テ失奉レト、粟飯原下總守氏光ニゾ下知セラレケル、〇中略 春宮御手ニ取セ給テ、抑尊氏直義等、其程ニ情ナキ所存ヲ插ム者ナラバ、縱此藥ヲノマズ共遁ベキ命カハ、〇中略 命ヲ鴆毒ノ爲ニ縮テ、後生善處ノ望ヲ達ンニハシカジト仰ラレテ、毎日法華經一部アソバサレ、念佛唱サセ給テ、此鴆毒ヲゾ聞召ケル、將軍ノ宮〇成良親王 是ヲ御覽ジテ、誰トテモ懸ル憂キ世ニ、心ヲ留ベキニアラズ、同ハ後生マデモ、御供申サンコソ本意ナレトテ、諸共ニ此毒藥ヲ七日マデゾ聞召ケル、春宮ハ其翌日ヨリ御心地例ニ違ハセ給ケルガ、御終焉ノ儀閑ニシテ、四月〇延元三年 十三日ノ暮程ニ、忽ニ隱サセ給ケリ、將軍宮ハ廿日餘マデ御座アリケルガ、黃疸ト云御イタハリ出來テ、御遍身黃ニ成セ給テ、是モ終ニ墓ナクナラセ給ニケリ、

食茸而死

〔小右記〕寬弘二年四月八日乙酉、於陣左府〇藤原道長 被談云、興福寺雅敬、日來在讀經、而昨食茸、今日醉死、弟子一人同食死者、〇又見今昔物語二十八

相對死

〔倭訓栞後編八〕しんぢう 男女死を共にするをいふ、心中と書れど、實は不心中也、明には幷命といふとぞ、

〔類聚名物考人事九〕雙斃 心中しんぢう 相對死

○蠶、恐地震、失神而死、供ニ祭所司、觸ニ此穢ニ也、

殉死

〔平家物語　六〕入道せいきよの事

入道相國〈○平清盛〉やまひつき給へる日よりして、ゆ水ものどへ入られず、身の內のあつき事は、火をたくがごとし、〈○中略〉あまりのたえがたさにや、ひえい山より、千手井の水をくみ下し、石の舟にたゝへ、それにおりてひえ給へば、水おびたゝしうわきあがつて、ほどなく湯になりにける、〈○中略〉同じき〈○治承五年閏二月〉四日の日、かんせつひやくぢして、つゐにあつち死〈○あつち死、長門本平家物語作ニあつさ死、源平盛衰記作ニ悶〉にぞし給ひける、

〔太平記　二十六〕楠正行最期事

大剛ノ者ニ睨マレテ、湯淺臆シテヤ有ケン、其日ヨリ病付テ身心惱亂シケルガ、仰ゲバ和田ガ忿タル顏天ニ見ヘ、俯ケバ新發意ガ睨メル眼地ニ見ヘテ、怨靈五體ヲ責シカバ、軍散ジテ七日ト申ニ、湯淺アガキ死ニゾ死ニケル、

慟哭而死

〔日本書紀　六垂仁〕九十九年七月戊午朔、天皇崩於纏向宮、明年三月壬午、田道間守至レ自ニ常世國ニ、〈○中略〉今天皇既崩、不レ得ニ復命ニ、臣雖レ生之、亦何益矣、乃向ニ天皇之陵ニ、叫哭而自死之、群臣聞皆流淚也、

〔日本書紀　十五清寧〕元年十月辛丑、葬ニ大泊瀨天皇〈○雄略〉于丹比高鷲原陵ニ、于レ時隼人晝夜哀ニ號陵側ニ、與レ食不レ喫、七日而死、有司造ニ墓陵北ニ、以レ禮葬之、

絶食而死

〔吾妻鏡　六〕文治二年七月廿五日庚子、大夫尉〈伊勢守〉平盛國入道、去年被ニ召下ニ、被レ預ニ岡崎平四郎義實〈三浦介義明舍弟〉之處、日夜無言、常向ニ法華經ニ、而此間斷食、今日遂以歸泉、二品〈○源賴朝〉令レ聞之給、心中尤可レ恥之由被ニ仰云云、〈○中略〉今年七十四云云、

〔近世畸人傳　二〕小野寺秀和妻〈附秀和歸　秀和妹歌〉

赤穗義士小野寺十內秀和妻丹子は、灰方氏の女也、〈○中略〉秀和、同息秀富、〈幸右衞門といふ〉自盡を賜へる後、

饑死

〔下學集 態藝下〕饑死

〔續日本紀 五元明〕和銅五年正月乙酉、詔曰、諸國役民還鄕之日、食粮絶乏、多饉〇饉恐殣誤道路、轉塡溝壑、其類不少、〇下略

〔方丈記〕明る年〇壽永元年は、たちなをるべきかと思ふ程に、あまさへえやみ打そひて、まさる樣に跡かたなし、世の人みな飢死ければ、日をへつゝ、きはまり行さま、少水の魚のたとへに叶へり、はてには笠うちき足ひきつゝみ、身よろしき姿したる者ども、ありくかと見れば、則たふれふしぬ、ついひぢのつら、路の頭に、飢死ぬる類ひはかずもしらず、

凍死

〔太平記 十七〕北國下向勢凍死事

同〇延元元年十二月元十一日ニ、義貞朝臣七千餘騎ニテ、鹽津海津ニ著給フ、七里半ノ山中ヲバ、越前ノ守護尾張守高經、大勢ニテ差塞タリト聞ヘシカバ、是ヨリ道ヲ替テ、木目峠ヲゾ越給ヒケル、北國ノ習ニ、十月ノ初ヨリ、高キ峯々ニ雪降テ、麓ノ時雨止時ナシ、今年ハ例ヨリモ陰寒早クシテ、風紛ニ降ル山路ノ雪、甲冑ニ灑ギ、鎧ノ袖ヲ翻シテ、面ヲ撲コト烈シカリケレバ、士卒寒谷ニ道ヲ失ヒ、暮山ニ宿無シテ、木ノ下岩ノ陰ニシヾマリフス、適火ヲ求得タル人ハ、弓矢ヲ折燒テ薪トシ、未友ヲ不離者ハ、互ニ抱付テ身ヲ暖ム、元ヨリ薄衣ナル人、餧事無リシ馬共、此ヤ彼ニ凍。死。テ、行人道ヲ不去敢、

驚死

〔古事記 上〕爾速須佐之男命、〇中略天照大御神、坐忌服屋而令織神御衣之時、穿其服屋之頂、逆剝天斑馬剝而所墮入時、天衣織女見驚而於梭衝陰上而死、訓陰上云富登

〔日本書紀 五崇神〕十年、是後倭迹迹日百襲姫命爲大物主神之妻、〇中略大神有恥、忽化人形、〇中略仍踐大虛登于御諸山、爰倭迹迹姫命仰見而悔之急居、急居此云菟岐于則箸撞陰而薨、

〔三代實錄 五十光孝〕仁和三年八月六日丁未、停釋奠之禮、去月二十日、木工寮將領秦千本、撿校修造職院、

〔日本靈異記上〕邪見打折破乞食沙彌以現得惡死報緣第廿九
白髮部猪麿者備中國少田郡人也、○中略然後即往他鄕、道財遭風雨、暫間寄他倉下、覆而壓殺之、
〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月廿日辛酉、自卯及酉大風雨、拔樹發屋、東西京中居人廬舍顚倒甚多、被壓殺者衆矣、
〔太平記七〕千劔破城軍事
彼手ノ兵五千餘人思切テ、討共射共用ズ、乘越乘越城ノ逆木一重引破テ、切岸ノ下迄ゾ攻タリケル、○中略此時城ノ中ヨリ切岸ノ上ニ横ヘテ置タル大木十計切テ落シ懸タリケル間、將棊倒ヲスル如ク、寄手四五百人、壓ニ被討テ死ニケリ、

雷死

〔續日本紀十聖武〕天平二年六月壬午、雷雨神祇官屋災、往々人畜震死、
〔日本紀略一醍醐〕延長八年六月廿六日戊午、諸卿侍殿上、各議請雨之事、午三剋、從愛宕山上黑雲起、急有陰澤、俄而雷聲大鳴、墮淸涼殿坤第一柱上、有霹靂神火、侍殿上之者、大納言正三位兼行民部卿藤原朝臣淸貫、衣燒胸裂夭亡、年六十四又從四位下行右中辨兼内藏頭平朝臣希世、顏燒而臥、又登紫宸殿者、右兵衞佐美努忠包、髮燒死亡、紀蔭連腹燔悶亂、安曇宗仁膝燒而臥、

落死

〔日本書紀六垂仁〕十五年二月甲子、喚丹波五女、納於掖庭、○中略唯竹野媛者、因形姿醜、返於本土、則羞其見返、到葛野、○到原脱、據類聚國史補、自墮輿而死之、
〔日本靈異記中〕依不布施與放生而現得善惡報緣第十六
聖武天皇御代、讚岐國香川郡坂田里有一富人、夫妻同姓綾君也、○中略放生之人與使人倶入山拾薪、登于枯松、脫之落死、
〔徒然草下〕御隨身秦重躬、北面の下野入道信願を、落馬の相ある人なり、能々つゝしみ給へといひけるを、いとまことしからず思ひけるに、信願馬よりおちて死にゝけり、

生テハ終ニシヌテフ事ノミゾ定ナキ世ニ定アリケル、其後又島ヨリ船ニ移乘、遙ノ沖ニ漕出給ヌ、〇中略念佛高ク唱給、光明遍照、十方世界、念佛衆生、攝取不捨ト稱シ給ヒツヽ、海ニゾ入給ニケル、與三兵衛入道、石童丸モ、同連テ入ニケリ、

〔吾妻鏡 四〕元曆二年〇文治元年三月廿四日丁未、於長門國赤間關壇浦源上、源平相逢、各隔三町、構向舟船、〇中略及午剋、平氏終敗傾、二品禪尼持寶劍、按察局奉抱先帝、〈安德、春秋八歳、〉共以沒海底、建禮門院〈藤重御衣、〉入水御之處、渡部黨源五馬允以熊手奉取之、按察局同存命、但先帝終不令浮御、若宮〈今上兄、〉者御存命云云、前中納言〈教盛、門脇、〉入水、前參議〈經盛、〉出戰場、至陸地出家、立還又沈波底、新三位中將〈資盛、〉前少將有盛朝臣等同沒水、〇下略

〔檢使心得綴〕水死見分之事

一死體を水中江しづめば、水を不呑故、總身腫れ不申候、いきかよふものを、水中江しづめ候得者、總身はれ申候、

〔近世奇跡考 一〕成瀨川土左衛門

享保九年午六月、深川八幡社地の、相撲の番附を見しに、成瀨川土左衛門〈奧州産、〉前頭のはじめにあり、案るに、江戸の方言に、溺死の者を土左衛門と云は、成瀨川肥大の者ゆゑに、水死して渾身膨ふとりたるを、土左衛門の如しと、戯いひしが、つひに方言となりしと云、

〔日本書紀 三 神武〕戊午年八月乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、〇中略兄猾獲罪〇罪下原有兄字、據一本刪、於天、事無所辭、乃自蹈機而壓死、

〔續日本紀 十一 聖武〕天平六年四月戊戌、地大震、壞天下百姓廬舍、壓死者多、

〔續日本紀 十五 聖武〕天平十六年五月庚戌、肥後國〇國下恐脫言字、雷雨地震、〇中略山崩二百八十餘所、壓死人四十餘人、並加賑恤、

〔日本書紀孝德二十五〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略復有百姓溺死於河、逢者乃謂之曰、何故於我使遇溺人、因留溺者友伴、強使祓除、由是兄雖溺死於河、其弟不救者衆、○中略如是等類、愚俗所染、今悉除斷勿使復爲、

〔保元物語三〕北方身投給事

爲義入道ノ妻、○中略サラバ舟岡ヘトテ、桂河ヲ上リニ、北山ヲ差テ行程ニ、五條ガスヘノ程ニ、岸高ク水深ゲナル所ニテ、輿ヲ立サセ、石ニテ塔ヲクミ、入道ヨリ始四人ノ君達ノ爲ト廻向シテ、懷袂ニ石ヲ入、○中略岸ヨリ下ヘ身ヲ投テ、終無墓成給フ、乳母ノ女房是ヲ見テ、連テ河ヘゾ入ニケル、

〔平家物語八〕太宰府落の事

平家小舟共に取乘て、よもすがら豐前の國、やなぎがうらへぞわたられける、○中略神無月のころほひ、小松殿の三なん左中將淸經は、何事もふかう思ひ入給へる人にておはしけるが、ある月の夜、ふなばたに立出て、やうでう音取らうゑいして、あそばれけるが、都をば源氏のためにせめおとされ、ちんせいをばこれよしがためにおひ出され、あみにかゝれる魚のごとし、いづちへゆかばのがるべきかは、存へはつべき身にもあらずとて、しづかに經よみ念佛して、海にぞしづみ給ひける、

〔源平盛衰記四十〕中將入道入水事

三位入道三ノ山ノ參詣事ユヘナク被遂ケレバ、濱宮ノ王子ノ御前ヨリ、一葉ノ舟ニ棹サシテ、萬里ノ波ニゾ浮給フ、遙カノ沖ニ小島アリ、金島トゾ申ケル、彼島ニ上リテ、松ノ木ヲ削ツヽ、自名籍ヲ書キ給ヒケリ、平家嫡々正統小松内大臣重盛公之子息權亮三位中將維盛入道、讃岐屋島戰場ヲ出テ、三所權現之順禮ヲ遂、那智ノ浦ニテ入水シ畢、

元暦元年三月二十八日、生年二十七ト書給ヒ、奥ニ一首ヲ被遣ケリ、

燒死

一自縊は首筋延び、經目くびれ込、鼻よだれをたらし、兩足江血下り太くなり、餘人の仕業には無之、○下略

〔日本書紀 垂仁六〕五年十月、發近縣卒、命上毛野君遠祖八綱田、令擊狹穗彥、時狹穗彥興師距之、忽積稻作城、其堅不可破、此謂稻城也、踰月不降、○中略 將軍八綱田放火焚其城、○中略 時火興城崩、軍衆悉走、狹穗彥與妹共死于城中、

〔日本書紀 雄略十四〕三年○安康 八月、坂合黑彥皇子深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間而出逃、入圓大臣宅、○中略 天皇復益興兵圍大臣宅、○中略 天皇不許、縱火燔宅、於是大臣與黑彥皇子眉輪王、倶被燔死、時坂合部連贄宿禰抱皇子屍而見燔死、

〔太平記 七〕千劒破城軍事

早リオノ兵共五六千人、橋ノ上ヲ渡リ、我先ニト前タリ、アハヤ此城○千劒破 只今打落サレヌト見ヘタル處ニ、楠兼テ用意ヤシタリケン、投松明ノサキニ火ヲ付テ、橋ノ上ニ薪ヲ積ルガ如クニ投集テ、水彈ヲ以テ油ヲ瀧ノ流ル丶樣ニ懸タル間、火橋桁ニ燃付テ、溪風炎ヲ吹布タリ、○中略 橋桁中ヨリ燃折テ、谷底ヘドウド落ケレバ、數千ノ兵同時ニ、猛火ノ中ヘ落重テ、一人モ不殘燒死ニケリ、

〔檢使心得帳〕燒死見分

一死體を火中江入、燒死に紛申候而も、死體故燒ケあし丶、いきかよふ者を火中江入候而は、口鼻目ゟ血しる出、くすぶり燒がたし、依之死無相違、

水死

〔倭訓栞 中編 二十五美〕みなげ。 水に投じて死するをいふ

〔日本書紀 仁德十一〕四十一年○應神 二月、譽田天皇○應神崩、○中略 大山守皇子○中略 會明諾菟道將渡河、時太子○菟道稚郎子 服布袍、取檝櫓、密接度子、以載大山守皇子而濟、至于河中、誂度子、蹈船而傾、於是大山守皇子墮河而沒、更浮流之、○中略 然伏兵多起不得著岸、遂沈而死焉、

〔吾妻鏡九〕文治五年九月七日甲子、重忠手自取敷皮、持來于山利之前、令坐之、正禮而誘云、〈○中略〉就中故左典厩〈義朝〉〈○源〉永曆有横死、〈○下略〉

變死

〔御定書百箇條〕變死之者を內證ニ而葬候寺院御仕置之事〈○下略〉

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年八月十七日戊午、今夜亥時、或人告行人云、武德殿東緣松原西有美婦人三人、向東步行、有男在松樹下、容色端麗、出來與一婦人携手相語、婦人精感、共依樹下、數剋之間、音語不聞、驚恠見之、其婦人手足折落在地、无其身首、右兵衛右衛門陣宿侍者、聞此語往見、无有其屍、所在之人、忽然消失、時人以爲、鬼物變形、行此屠殺。。

刎死

〔日本書紀二十九天武〕四年十一月癸卯、有人登宮東岳、妖言而自刎死之、當是夜直者悉賜爵一級、

縊死

〔新撰字鏡未〕縊〈一至、於賜二反、絞也、經也、久比留。。〉

〔釋名六釋喪制〕懸繩曰縊、縊阨也、阨其頸也、

〔下學集下言辭〕縊（クビル）〈絞頸也〉

〔倭訓栞前編四十二和〕わなぎ　日本紀に自經、又絞をよめり、羂に懸る義なるべし、わたぎとも見えたり、

〔日本書紀神代一〕一云、〈○中略〉時伊弉冊尊曰、愛也吾夫君、言如此者、吾當縊（クビリコロサン）殺汝所治國民、日將千頭、〈○下略〉

〔日本書紀十一仁德〕五十五年、蝦夷叛之、遣田道令擊、則爲蝦夷所敗、以死于伊寺水門、時有從者、取得田道之手纒、與其妻、乃抱手纒而縊死、時人聞之流涕矣、

〔日本書紀十四雄略〕三年四月、阿閉臣國見、〈更名磯特牛〉譖栲幡皇女與湯人廬城連武彥曰、武彥汙皇女而使任身、〈○中略〉天皇聞遣使者、案問皇女、皇女對言、妾不識也、俄而皇女齎持神鏡、詣於五十鈴河上、伺人不行、埋鏡經（ワナキシヌ）死。。

〔檢使心得帳〕首。縊。見分

老死

〔保暦間記〕賴朝〇中略 其後鎌倉ヘ入給テ、則病付給ケリ、次年ノ正月、正治元年正月十三日、終ニハ失給ヌ、五十三ニゾ成給フ、是ヲ老死ト云ベカラズ、偏ニ平家ノ怨靈也、多クノ人ヲ失給ヒシ故トゾ申ケル、

病死

〔日本書紀二十九天武〕五年六月、四位栗隈〇隈原作限、今改王得病薨、物部雄君連忽發病而卒、

〔玉勝間八〕しぬるを病死といふ事

今の世、おほやけざたの文書などには、人の死ぬるを病死といふこと也、そも〳〵人は病ならで死ぬるは、百千の中に、まれに一人二人などこそ有べけれ、おしなべては、みな病てしぬることなれば、それをとり分てはいはでも有ぬべくおぼゆるを、これむかしみだれ世のころは、戰ひて死ぬるもの、多かりし故に、病死は病死と、分ていへりし時のならひのまゝなるべし、

頓死

〔伊呂波字類抄止疊字〕頓死

〔運歩色葉集登〕頓死

〔文德實錄六〕齊衡元年十二月甲寅、是日木工頭正五位下石川朝臣長津頓死於寮中、

〔今昔物語三十一〕藏人式部丞貞高於殿上俄死語第廿九

今昔、圓融院ノ天皇ノ御時ニ、內裏燒ニケレバ、□□院ニナム御ケル、而ル間殿上ノ夕サリノ大盤ニ、殿上人藏人數著テ物食ケル間ニ、式部丞ノ藏人藤原ノ貞高ト云ケル人モ著タリケルニ、其ノ貞高ガ俄ニ低シテ大盤ニ顏ヲ宛テ、喉ヲクツメカス樣ニ鳴シテ有ケレバ、極ヲ見苦カリケルヲ、〇中略 主殿司寄テ搜テ、早ウ死給ヒニタリ、

〔吾妻鏡四十六〕建長八年〇康元元年正月十二日甲辰、卯時剋於相州贄殿、下部男一人寢死、可爲卅箇日穢云云、

横死

〔下學集下態藝〕横死ワウシ

〔壒嚢抄 三〕一條堀川橋ヲモドリ橋ト云ハ何故ゾ〇中略逝トハ死去ノ事也、論語云、逝往、往者如二川流一カト云々、人ノ逝去スルヲ、河流不返喩ル也、

〔海人藻芥〕常之人ハ、逝去、他界トモ、

〔下學集 下 態藝〕捐館(エンクワン)新國寂義也、人死去、捐二平生館屋一、

〔運歩色葉集 言〕捐館 日本人之逝行

〔和爾雅 三 身體〕死(シヌル)〇中略 捐館(エンクワン)史記、戰國策、

〔壒嚢抄 五〕同事崩御〇天子ヲ晏駕ト云ハ如何事ゾ〇中略新死ヲ捐館ト云、死スレバ平生ノ館屋ヲ捐義也、辭世ナンド曰、同心也、

〔和爾雅 三 身體〕死(シヌル)〇中略 易簀(エキサク)禮記

〔碧山日錄〕寛正元年七月六日庚辰、雍公之父常久、字昌遷、〇中略易二其簀一逝矣、

〔和爾雅 三 身體〕死(シヌル)〇中略 下世(メサイ)死也、又云歸泉、逝世、

〔三外往生記〕大納言源雅俊卿〇中略閉眼之日、以二綵縷一著二佛手一、引而念佛、安然卽世、

〔吾妻鏡 三十三〕暦仁二年〇延應元年十月十一日丁未、左兵衞尉藤原長定法名淨圓歸二黃泉一、年四十三

〔日本釋名 下 言字〕死 死をなをると云、なをは直也、死したる者は、其身すくみて、直になるゆへなり、

〔倭訓栞 中編 十七〕なほる〇中略齋宮忌詞に、死を云は、強直の義、すくはる意也、儀式帳には、なをり物と見えたり、

〔延喜式 五 齋宮〕凡忌詞、〇中略外七言、死稱二奈保留一、

〔皇大神宮儀式帳〕亦種々乃事忌定給支、〇中略死乎奈保利物止云、〇中略如是一切物名忌道定給支、

〔沙石集 一下〕生類神明供不審事

サテ夜ルヨリアヒタリケルニ、先達ハヤガテ金(キン)ニ成ヌ、熊野ニハ死ヲバ金ニナルトイヘリ、

〔元亨釋書慧解二〕釋慈雲、〈○中略〉寂年四十九、大同二年也、

〔下學集態藝下〕佗界（タカイ）〈○死去〉

〔本朝俚諺三大〕他界　佛家より出たることばなり、娑婆世界をはなれて、極樂世界にうつるといふ事也、長明海道記云、ついに十念相續して他界にうつりぬ、

〔倭訓栞中編十三多〕たかい　死するを他界といふは和語なり、東鑑に見えて、もとは上下通せし詞と見えたり、海人藻芥にも、常の人に逝去他界と申べき也と見ゆ、今は妄に稱せられす、本朝通鑑には、頼朝以來の武將は新例を立て、皆殂と書せり、長明が海道記に、つひに十念相續して、他界にうつりぬといへば、佛氏の意なるべし、

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月廿二日壬戌、蘿色成里者有〓多年之功〓、仍御氣色快然、頗與〓御家人〓無〓勝劣〓、而去夏比他界、殊御歎息、〈○下略〉

〔吾妻鏡十五〕建久六年七月四日丙戌、稲毛三郎重成妻、於〓武藏國〓他界、日來病惱頻、雖〓加〓療〓、終被〓侵〓風痾〓畢、

〔沙石集二上〕地藏菩薩種々利益事
和州ノ生駒ニ諭識房（ロンシキ）トイフ僧有ケリ、〈○中略〉他界ノ後讃岐房ト云弟子ニ、庵室ヲバ讓ケリ、

〔新撰長祿寛正記〕同年〈○寛正四年〉ノ夏ノ比ヨリ、公方ノ御母君高倉殿御不例ノコト有リ、〈○中略〉同八月八日ノ晩、高倉ノ御所ニテ御他界有リ、

〔類聚名物考凶事一〕他界　たかい
古へは上下にかよはしていふ詞なるを、今の世〈○德川幕府〉となりては、將軍家にのみ申奉る事とはなれり、

〔運歩色葉集勢〕逝去〈○死日〉

〔元亨釋書傳智一〕釋慈訓、○中略寶龜八年化。

〔續日本紀文武一〕四年三月己未、道照和尙物化。

〔和爾雅身體三〕死シヌル○中略物故ブツコ。〔漢書、蘇武傳、物故謂死也、言同於鬼物而故也、一說、不欲斥言、但言其所服用之物皆已故耳、〕

〔隨意錄一〕謂死爲物故、顏師古曰、言其同於鬼物而故也、獨志駐高堂隆云、物無也、故事也、言無復所能於事也、予○田家謂皆似牽强矣、蓋言其人死而其物之故耳、

〔日本紀略桓武〕延曆二十二年三月丁巳、詔曰、入唐大使贈從二位藤原朝臣河淸、銜命先朝、修聘唐國、旣而歸舳迷津、漂蕩物故於他鄕、可贈正二位、

〔和爾雅身體三〕死シヌル○中略涅槃ネハン。〔釋氏要覽曰、釋氏死謂涅槃、圓寂、歸眞、歸寂、滅度、遷化、順世、皆一義也、〕

〔伊呂波字類抄畳字〕遷化。遷逝。

〔運歩色葉集勢〕遷化曰死

〔續日本紀聖武十七〕天平勝寶元年二月丁酉、大僧正行基和尙遷化、○中略薨時年八十、

〔古今著聞集宿執十五〕覺僧魯範はふかく音樂をふけるものなりけり、さいごの時、万秋樂を聞て、三帖嗔頭にいたる程に遷化しにけり、これも宿執のふかき至り也、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年寶治元年○五月十三日乙丑、未剋御臺所○藤原賴嗣妻遷化、年十八

〔拾遺往生傳上〕阿闍梨維範者京師人也、○中略俗呼曰南院阿闍梨、○中略凡闍梨臨終之間、瑞相太多、其院內禪僧信明、字北嶺禪師、久閉庵室、不出門戶、當于此時、空中有聲曰、南院只今滅云々、

〔運歩色葉集廿〕入滅ニフメツ。

〔台記〕康治三年天養元年○十一月一日戊申、朝召伶人奏樂、人傳云、式部大輔入道敦光、以去月廿八日入滅、○下略

〔吾妻鏡二十二〕建保三年六月五日癸亥、壽福寺長老葉上僧正榮西入滅、依痢病也、

〔和爾雅三身體〕死(シヌル)、○中略 大夫曰卒
　〔釋名八喪制〕大夫曰卒、言卒竟也、
〔令義解九喪葬〕凡百官身亡者、○中略 五位以上及皇親稱卒、
〔日本書紀二十九天武〕元年五月癸丑、大錦上坂本財臣卒、
〔續日本紀五元明〕和銅四年閏六月乙丑、中納言正四位上兼神祇伯中臣朝臣意美麿卒、
〔續日本紀十聖武〕神龜五年十月壬午、僧正義淵法師卒、
〔海人藻芥〕大中納言以下卒去。
〔和爾雅三身體〕死(シヌル)○中略 庶人曰死(シ)
〔令義解九喪葬〕凡百官身亡者、○中略 六位以下達於庶人稱死、
〔日本書紀二十九天武〕八年三月丙戌、兵衛大分君稚見死、
〔續日本紀十六聖武〕天平十八年六月己亥、僧玄昉死、
〔伊呂波字類抄志疊字〕死。死亡。
〔續日本紀七元正〕靈龜元年十月丁丑、陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇彌奈等言、親族死亡子孫數人、常恐被狄徒抄略、○下略
〔古今著聞集十五宿執〕京極大相國宗輔○藤原つねにの給けるは死。去。は人のをはり也、つゐとしてのがれざる理り也、死におゐてはくゆべからず、たゞし一事忍びがたき事有、死して後ながく笛をとるべからざる事をとぞ侍りける、
〔御文章四〕當時コノゴロ、コトノホカニ疫癘トテ、ヒト死去ス、コレサラニ疫癘ニヨリテ、ハジメテ死スルニハアラズ、生レハジメシヨリシテ、サダマレル定業ナリ、サノミフカクオドロクマジキコトナリ、

〔倭訓栞中編十八乃〕のぼるかすみ　昇霞也、崩御をいふといへり、昇る雲居と云と義同じ、

〔海人藻芥〕登霞、仙院崩御ノ事也、仙院ヲバ不可言崩御也、登霞ガト濁リテモ讀也、

〔三外往生記〕大納言源雅俊卿者、六條右府(○顯房)之二男、堀川天皇之外舅也、天皇登霞之後、更厭生死無常、建立一堂、

〔日本靈異記下〕智行並具禪師重得人身生國皇子縁第卅九(○中略)薨(音反、死也、)

〔和爾雅三身體〕死(シヌル)(○中略)諸侯曰薨(コウ)

〔釋名八釋喪制〕諸侯曰薨、薨壞之聲也、

〔令義解九喪葬〕凡百官身亡者、親王及三位以上稱薨、

〔日本書紀六垂仁〕二十八年十月庚午、天皇母弟倭彦命薨、　三十二年七月己卯、皇后日葉酢媛命(一云日葉酢根命也)薨、

〔日本書紀二十二推古〕二十九年二月癸巳、半夜厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮、

〔續日本紀十聖武〕神龜五年九月丙午、皇太子薨、

〔續日本紀三文武〕慶雲二年五月丙戌、三品忍壁親王薨、

〔續日本紀三文武〕慶雲二年七月丙申、大納言正三位紀朝臣麻呂薨、

〔海人藻芥〕院ハ薨御、若宮同、又大臣同、

〔上宮聖德法王帝說〕壬午年(○推古三十年)二月廿二日、薨逝也、

〔續日本紀八元正〕養老五年二月甲午、詔曰(○中略)去庚申年(○養老四年)藤原大臣(○不比等)奄焉薨逝、朕心哀慟、

〔日本靈異記上〕信敬三寶得現報縁第五(○中略)卒(死也)

〔伊呂波字類抄 保人事〕崩(ホウス)

〔和爾雅 三身體〕死(シヌル)　天子死曰崩(ホウ)

〔釋名 八釋喪制〕天子曰崩、崩壞之形也、崩硼聲也、

〔下學集 下態藝〕崩御(ホウギヨ)〇指天子之辭也、

〔海人藻芥〕諒闇、忌中事也、國王ハ崩御、

〔日本書紀 三神武〕七十有六年三月甲辰、天皇崩于橿原宮、

〔日本書紀 七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、〇中略　既而崩于能褒野、時年三十、〇中略　是歲天皇踐祚四十三年焉、

〔日本書紀 九神功〕六十九年四月丁丑、皇太后〇神功　崩於稚櫻宮、

〔續日本紀 十九孝謙〕天平勝寶六年七月壬子、太皇太后〇文武后藤原宮子　崩於中宮、

〔古今著聞集 十六興言利口〕四條院崩御のとき、醍醐大僧正の弟子何がし房とかやいひける僧、大僧正のもとへ消息をやるとて、さんぬる九日、國王俄に死去云々、尤ふびんの事歟と書たりける、ふしぎなる文章成かし、僧正腹膓を切て、其狀を人に見せられけるとなん、

〔伊呂波字類抄 安人事〕晏〇駕〇一作遐〇識〇帝者崩謂之晏駕、

〔下學集 下態藝〕晏駕(アンカ)晏晚也、宮車晏駕、漢天文志、天子當晨起、方崩稱晏駕者、臣子之心、猶謂宮車晚出也、以上言指天子辭世也、

〔塵袋 九〕一帝ノ崩ズルヲ晏駕ト云フハ心如何

史記、宮車一日晏駕云々、韋昭云、凡初崩爲晏駕者、臣子之心、猶謂宮車當駕而出トイヘリ、晏ハヲソキナリ、カエイテタマフベキニ、ナドヲソキゾトオボユル心ニヤ

〔海人藻芥〕晏駕、帝王ノ崩御也、

〔下學集 下態藝〕〇登仙(トウセン)　〇登霞(トウカ)

〔古今和歌集十六哀傷〕深草のみかど〈○仁明〉の御國忌の日よめる　文屋やすひで

草ふかき霞のたにゝ影かくしてる日の暮しけふにやはあらぬ

〔源氏物語一桐壺〕御つかひのゆきかふほどもなきに、なをいぶせきを、かぎりなくの給はせつるを、夜なかうちすぐるほどになん、たえはて給ぬるとて、なきさはげば、〈○下略〉

〔源氏物語十九薄雲〕とのゝうち、人ずくなに、しめやかなる程に、假に例の御むねをせきあげて、いといたうまどひ給、うちに御せうそこきこえ給ほどもなく、たえいり給ぬ、

〔玉海〕文治四年二月十九日乙酉、内府方女房、〈帥〉周章走來、告大臣殿〈○藤原良通〉絶入之由、

〔古事談三僧行〕遠仁聖人〈本名坊〉參會吉田齋宮御臨終、令唱釋迦牟尼佛名毘盧遮那、〈普賢經文歟、彼文云、〉一切處、其佛住處、名常寂光トノ給テ、現咲相令閉眼給、予時祗候之女房等、多年御本懷已滿足歟、心安候トテ欲立去之處、聖人聲念佛、令唱慈救呪之時、宮蘇生、アヲネタヤ奉具ユカムト思ツル物ヲト被仰テ、又小時唱念佛、如眠令氣絶、上人云、是コソ實ノ御終焉云々、

〔源氏物語四夕顔〕まづこの人はいかに成ぬるぞと、おもほす心さはぎに、身のうへもしられ給はず、そひふして、やゝとおどろかしたまへど、たゞひえにひえいりて、いきはとくたえはてにけり、

〔日本書紀十五顯宗〕元年二月壬寅、詔曰、先王〈○市邊押磐皇子〉遭離多難、殞命荒郊、

〔日本書紀二十九天武〕九年十一月丁亥、遣草壁皇子訊惠妙僧之病、明日惠妙僧終、

〔親長卿記〕文明二年十二月廿六日、卯剋許已御命終、〈○後花園〉

〔伏見上皇御中陰記〕文保元年九月三日、寅剋法皇有御事、四日、今日有御葬禮事、

〔資益王記〕文明十四年五月四日、民部卿來、眞乘寺御事切云々、仍禁裏幷親王御方御服之事談合、

〔基量卿記〕貞享二年二月廿二日、只今御事切〈○後西院〉之由也、

〔類聚名義抄五山〕崩〈○此明反、和ホウ〉シヌ

〔倭訓栞前編三伊〕いはがくれ　石隱とかけり、万葉集に磐隱座とも見え、石墓にこもるともいひ、鎭火祭祝詞、大和姫世記などにも見えて、神去の義をいへり、日神石窟に入ませし時、天が下常闇なりし、故事に起れる詞なるべし、或は陵墓は巖もて造れば、かくいへるなりともいへり、

〔倭姫命世記〕天皇〇雄略即位廿三年己未二月、倭姫命〇中略自退尾上山峯、石隱坐、

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首幷短歌、
挂文、忌之伎鴨、一云由遊志計禮杼母言久母、綾爾畏伎、明日香乃、眞神之原爾、久堅能、天津御門乎、懼母、定賜而、神佐扶跡、磐隱座、八隅知之、吾大王乃、所聞見為〇下略

〔倭訓栞前編久〕くもがくれ〇中略　退世又死去の事にいふは、源氏の雲がくれの巻など是也、萬葉集にもさよめり、石隱といふが如し、よて今は常の歌には禁忌の詞とするなり、

〔萬葉集三挽歌〕大津皇子被死之時、磐余池般〇般恐陂誤流涕御作歌一首、
百傳、磐余池爾、鳴鴨乎、今日耳見哉、雲隱去牟、

神龜六年己巳、左大臣長屋王賜死之後、倉橋部女王作歌一首、
太皇之、命恐、大荒城乃、時爾波不有跡、雲隱座、

年〇天平乙亥、大伴坂上郎女悲嘆尼理願死去作歌一首幷短歌〇長歌略
留不得、壽爾之在者、敷細乃、家從者出而、雲隱去寸、

〔後拾遺和歌集十哀傷〕三條院の皇太后宮かくれ給て、さうそうのよ、月あかく侍けるによめる、

命婦乳母

などてかく雲かくるらんかくばかりのどかにすめる月もあるよに

〔藻鹽草十六人事〕死
霞の谷にかげかくれ〇崩御也

身體罷去の意よりいふ語なり、朝廷を退去て家にかへるを罷といふも、此をさりて彼にゆく故なり、俗說に曲の意にて、生を直とし、死を曲折といふはあらぬことなり、

〔日本書紀十四雄略〕九年三月、紀小弓宿禰使〃大伴室屋大連〃憂〃陳於天皇〃曰、臣雖〃拙弱〃敬奉〃勅矣、但今臣婦命過之際、莫〃能視〃養臣〃者、公冀將〃此事〃具陳〃天皇〃、○下略

〔古今和歌集十六哀傷〕いもうとの身まかりける時よみける　小野のたかむらの朝臣○歌略

〔倭訓栞前編四〕うせる。○中略　死をいふも失の義也、神代紀に、喪亡をうせたりとよみ、伊勢物語に、親王うせたまひてと見えたり、

〔伊勢物語上〕むかし西院のみかど、申すみかどおはしましけり、其みかどのみこたかいこと申すいまそかりける、其みこうせ給ひて、○下略

〔大鏡一圓融〕つぎのみかど圓融院天皇と申き、○中略　正曆二年二月十二日うせさせ給ふ、

〔倭訓栞前編三十美〕みうせぬ　日本紀に薨をよめり、身失ぬの義也、還却崇神祝詞に、立處に身亡支と見えたり、

〔日本書紀四綏靖〕四年四月、神八井耳命薨、

〔延喜式八祝詞〕遷却崇神祭

又遣志天若彥毛返言不申氏、高津鳥殃爾依氏、立處尓身亡支、

〔名物六帖人事四生老疾病〕捐館舍史記蘇秦傳、君奉陽捐館舍、　有不可言前元后傳、知有不可言、師古曰、不可言、謂死也、不欲斥言之、

〔日本書紀二神代〕於是取矢還投下之、其矢落下則中天稚彥之胸上、○中略　中矢立死、

〔大鏡一陽成〕つぎのみかど陽成天皇と申き、○中略　八十一にて天曆二年九月廿九日に、かくれ給ふ、

〔神道名目類聚抄六雜〕岩隱　死スル事ヲ云、倭姬命薨御マシマシヽ事ヲ、退テ尾上山ノ峯ニ岩隱坐ト、世記ニ見タリ、

〔古事記傳十八〕崩は加牟阿賀理麻志奴と訓べし、○中略さて神上とは、万葉二二十七葉、日並知皇子命殯時長歌に、天原石門乎開、神上、上座奴とよみて、天所知といふも同意なり、凡て人は死れば、尊も卑きも皆悉く、底津根國夜見國なりに罷ることとなるを、天皇を始奉、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て反を云て、天に上坐とはいひなせる古言なり、

〔萬葉集二挽歌〕日並皇子尊殯宮之時柿本人麿作歌一首幷短歌○中略

高照、日之皇子波、飛鳥之淨之宮爾、神隨、太布座而、天皇之、敷座國等、天原、石門乎開、神上、上座奴、一云、神登座爾之可賣、○下略

〔日本書紀十一仁德〕四十一年○應神二月、譽田天皇○應神崩、○中略爰皇位空之、既經三載、○中略時大鷦鷯尊聞太子薨、以驚之、從難波馳之、到菟道宮、

〔日本書紀通證三〕玉木翁曰、神退者神靈去此形之謂也、

〔倭訓栞前編十九〕まかる○中略神代紀に死をよむは罷の義、死すれば万事やむをもてなり、歌の辭書に身まかるといふ是也、

〔古事記上〕於是高木神、○中略詔者、○中略或有邪心者、天若日子於此矢麻賀禮、此三字以音云而、取其矢自其矢穴衝返下者、○下略

〔古事記傳十三〕麻賀禮、まづ萬の吉善を直と云に對ひて、萬の凶惡を麻賀と云、○中略されば麻賀禮と云は、言は凶くなれと云ことにて、意はすなはち死ねと詔ふなり、死るは即凶くなるなれば、麻賀流と云なり、

〔日本書紀一神代〕一云、○中略或所謂泉津平坂者、不復別有處所、但臨死氣絶之際、是之謂歟、

〔日本書紀五崇神〕五年、國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、

〔倭訓栞中編二十五美〕みまかる　死去をいふ、身罷る義、萬事罷去の意なるべし、

〔類聚名物考凶事一〕みまかる　身死

死

ノ事ヲ問、石文ガ曰、只湖山ノ間ニ在テ、風景ノ好ニ對スル耳、他見所ナシ、因テ思レ之、我昔叡山ニ登、湖水ヲ見、大ニ心目ヲ悅ス、然シヨリ後敢忘ズ、時々復往、コレヲ觀ト欲ス、冥途ニ見所恐ハ是ナル歟、コヽニ知平生心中ニ一物ナカルベシ、石文ガ此語最ヨシ、罪者ニ非バ、必地獄天堂說、

〔類聚名義抄 一〕死シヌ〇シス〇和シ、

〔伊呂波字類抄 人事〕死シヌ〇シス〇　殁　殪　崩帝王崩　薨公卿以上薨　滅僧滅　旻　卒　長　殖　殯　殛
殚　徃　損　殄　去　叐　迁　殂　碎　弑本作レ殺、大逆也　殤已上同、夭也、死也、

〔名物六帖 人事四 生老疾病〕畢命シユル 七啓、田光伏ニ劍于北闕一、公叔畢ニ命于西秦一、　下世シユル 晉植詩、秦穆先下世、三臣皆自殘、　卽世シユル 古儀孝吁、卽世當レ適レ去、書也、

〔釋名 八 釋喪制〕人死氣絕曰レ死、死澌也、就ニ消澌一也、

〔萬葉集 十六 有由緣幷雜歌〕厭ニ世間無常一歌〇中略
鯨魚取、海哉死爲流、山哉死爲流、死許曾、海者潮干而、山者枯爲禮、

右歌一首

〔倭訓栞 前編十一〕しぬ　日本紀に死をよめり、歌にもいのちしなましとみゆ、去の義也、さり反しぬ、音にあらず、一說に、過ぬ也、すぎ反し也、神代紀に神去といひ、死をまかるとよみ、万葉集に過去人と見えたり、

〔古事記傳 六〕死は志邇と訓べし、書紀雄略卷歌に、伊能致志儺磨志とあり、なほ萬葉にも數しらず多し、古言なり、志爾は過去なり、須岐は志と切る、志奴留は過去るなり、然るを志邇は、死字の音とおもふは非す、

〔日本書紀 三 神武〕七十六年三月甲辰、天皇崩ニ于橿原宮一、

〔日本書紀 四 綏靖〕三十三年五月、天皇不豫、　癸酉崩、　時年八十四、

〔古事記 中 神武〕於是與ニ登美毘古一戰之時、五瀬命於ニ御手一負ニ登美毘古之痛矢串一〇中略　到ニ紀國男之水門一而詔、負ニ賤奴之手一乎死、爲ニ男建一而崩、

〔古事談〕二臣節 勸解由長官有國、當初父輔道豐前守之時、相具天下向之間、父俄病惱忽逝去、于時有國奉山府君祭ヲ如說勤行、輔道經數剋蘇生、語云、予雖參炎魔廳、依備美麗之饗膳、可被返遣之由、有其定、爰或冥官一人申云、雖被返遣輔道、於有國者早可被召也、其故者非其道者勤行祭非無罪科云云、又在座之人申云、有國不可有罪科、無道人遠國之境ニテ、不耐孝養之情、勤行之豈、更不可處罪科云々、仍冥官併同之、依〈〇依原作伏、據一本改〉之無爲所被返遣也云々、

〔續古事談〕五諸道 嘉承元年ノ夏、世中サハガシクテ、東西二京ニシヌルモノオホカリケリ、ソノ中ニ口所ノ御隼ニヒ能定、病ツキテ七日ト云ニ死ニケリ、ヒツニ入レテ黃ナル衣覆テ、人バナレタル所ニステツ、四日ヲヘテ道ユク人キヽ、ケレバ、ヒツノ中ニヲトシケリ、アヤシミテミルニ、ヨミガヘリタリ、水ヲノマセテカレガ家ニツゲタリケレバ、妻子ヨロコビテツレカヘリテ、日比ヘテ心地例ザマニナリテカタリケル、〇下略

〔續世繼〕六志賀の御禊 この宮〈〇鳥羽皇子君仁親王〉あかごにおはしましけるとき、たえいり給へりければ、行尊僧正いのりたてまつられけるに、白川院、くらゐもつぎ給べくば、いきかへりたまへと、おほせられけるほどに、なをらせ給ければ、たのもしく人もおもひあへりけるに、〇下略

〔窓の須佐美追加〕上 死者三日にして蘇する事、誠に古來の道なり、或家の婢女疫疾にて死ければ、例の桶に入て寺に送しに、大雨にて墓の坑鑿がたく、桶ながら眠藏におきける、その翌日白き帷子著たる者、よろぼひ出て佛壇へ來し故、若き同宿などあはて驅て逃まどひける、住持出て是をたゞし聞けば、彼婢女蘇りて、桶をやうやうにをしひらきて出たる也、食事などして頓て本復しぬ、髮は既に剃ぬれば、比丘尼になりて遁世しけるとぞ、此たぐひやゝある事にて、折節聞ける事なり、

〔閑際筆記〕上 余〈〇藤井懶齋〉諸ヲ壬生ノ僧順正ニ聞、有馬山清凉院石文死テ、十九日ニシテ甦、而後人冥途

八日、連公居住難波而卒之、屍有異而馥矣、天皇勅之、七日使留、詠於彼忠、逕之三日、乃蘇甦矣、〇中略名曰還俗連公也、〇中略

非理奪他物、為惡行受惡報示奇事縁第卅

膳臣廣國者、豐前國宮子郡少領也、藤原宮御宇天皇〇文武之代、慶雲二年乙巳秋九月十五日庚申、廣國忽死、逕之三日、戊日申時更甦之、〇下略

〔伊勢物語上〕昔わかき男、けしうはあらぬ女を思ひけり、さかしらするおや有て、思ひもぞつくとて、此女を外へをひやらんとす、〇中略さるあいだに、思ひはいやまさりにまさる、俄におや此女ををひうつ、男ちのなみだをながせども、とゞむるよしなし、ゐて出ていぬ、男なく〳〵よめる、

出ていなばたれか別のかたからんありしにまさるけふはかなしも、とよみてたへ入にけり、おやあはてにけり、なを思ひてこそいひしが、いとかくしもあらじと思ふに、しん實にたえ入にければ、まどひて願たてけり、けふの入あひばかりにたへ入て、又の日のいぬの時ばかりになん、からうじていき出たりける、〇下略

〔江談抄三雜事〕公忠弁忽頓滅蘇生俄參内事

公忠辨俄頓滅、歷兩三日蘇生、告家中云、令我參内、家人不信、以為狂言、依事甚懇切、被相扶參内、參自瀧口戸方申事由、延喜聖主驚躁令謁給、奏云、初頓滅之剋、不覺而至冥宮、門前有一人、長一丈餘、衣紫袍捧金書札訴云、延喜主所為尤不安者、堂上有紆朱紫者世許輩、其中第二座者嘆云、延喜號頗以荒涼也、若有改元歟云々、事了如夢忽蘇生、因之忽改元延長云々、

〔元亨釋書九感進〕釋日藏、洛城人、〇中略天慶四年秋、於金峯山窟三七日、絕食不語、修密供、八月一日午時、修法之間、忽舌燥氣塞、欲呼人相救、又思已稱不言、豈得出聲、如是思惟、氣息既絕、〇中略凡過十三日蘇息、〇下略

念西、死爲物、爾有麻世波、千遍曾吾者、死變益、

〔源氏物語四夕顔〕またかの人の氣色もゆかしければ、小君して、しにかへり思ふこゝろは、しりたまへりやといひつかはす、

〔花鳥餘情三夕顔〕しにかへるこゝろはしり給へりや　物思ひにしにしたるが、又いきかへるをしにかへると云べし、

〔名物六帖人事四生老病死〕還魂（泊宅編、李押司死時復蘇、昔一姓蘇人還魂）　活轉（上同）　再造（小學、昔二殿下再造之恩一、句讀、再造猶二言再生一、）

〔古事記上〕於是八上比賣、答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而至伯伎國之手間山本云、赤猪在此山、故和禮（此二字以音）共追下者、汝待取、若不待取者、必將殺汝云、而以火燒似猪大石而轉落、爾追下取時、即於其石所燒著而死、爾其御祖命哭患而參上于天、請神產巢日之命時、乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣、令作活、爾𧏛貝比賣岐佐宜（此三字以音）集而蛤貝比賣持水而塗母乳汁者、成麗壯夫（訓壯夫云袁等古）而出遊行、於是八十神見、且欺率入山而、切伏大樹、茹矢打立其木、令入其中、即打離其冰目矢而拷殺也、爾亦其御祖命哭乍求者、得見、即拆其木而取出活、

〔日本書紀十一仁德〕四十一年（○應神）二月、譽田天皇（○應神）崩、時太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊、（○中略、仁德、）爰皇位空之、既經三載、（○中略）時大鷦鷯尊聞太子薨、以驚之從難波馳之到菟道宮、爰太子薨之經三日、時大鷦鷯尊摽擗叫哭、不知所如、乃解髮跨屍、以三呼曰、我弟皇子、乃應時而活、自起以居、（○下略）

〔日本書紀二十敏達〕十二年、是歲復遣吉備海部羽島、召日羅於百濟、（○中略）德爾等晝夜相計將欲殺、時日羅身光有如火焰、由是德爾等恐而不殺、遂於十二月晦候失光殺、日羅更蘇生曰、此是我駈使奴等所爲、非新羅也、言畢而死、

〔日本靈異記上〕信敬三寶得現報緣第五

大花上大部屋栖野古連公者、紀伊國名草郡宇治大伴連等先祖也、（○中略）卅三年（○推古）乙酉冬十二月

蘇生

餘人、矢庭ニ被討殺、半死半生ノ者、五百餘人ニ及リ、

〔伊呂波字類抄　所　疊字〕蘇活ソクワツ イキカヘル　蘇生　蘇息　已上同

〔下學集　下　疊字〕蘇生ソセイ

〔類聚名義抄　八　草〕穌蘇　酥音　ヨミカヘル　イキ

〔伊呂波字類抄　與　人事〕穌ヨミカヘル　甦同　息　活　已上同

〔運歩色葉集　與〕蘇ヨミカヘル　甦同　甦同　〔同　曾〕蘇生ソセイ

〔日本靈異記　上〕信敬三寶得現報縁第五　○中略

〔日本靈異記考證　上〕蘇甦　甦即蘇字俗也、此生字之誤、訓釋同、

蘇左（左恐伊）來　甦イキメリ

〔源氏物語　四　夕顔〕めのとにて侍るもの丶、この五月のころより、おもくわづらひ侍しが、かしらそりいむことうけなどして、そのしるしにや、よみがへりしを、○下略

〔和字正濫抄　四〕穌よみがへる　日本紀に黄泉をよもつくにとよめり、万葉には、よみと點せり、もとみ五音通せり、よみがへるは、よみぢより歸るなり、

〔日本釋名　中　人事〕甦ヨミガヘル　よみはやみ也、やみぢよりかへる也、萬葉に黄泉とかきて、よみぢとよめり、

〔倭訓栞　後編　十七　與〕よみかへる　日本紀に蘇生をよみ、新撰字鏡に甦をよめり、俗によみぢがへりともいへり、泉路還の義也、孝謙紀に有來蘇之樂と見えたり、

〔萬葉集　三　雜歌〕或娘子等賜裹乾鰒戲請通觀僧之咒願時、通觀作歌一首、

海若之、奥爾持行而、雖放、宇禮牟曾此之、將死還生、

〔萬葉用字格　與〕死將還生　黄泉より歸り來るの意也

〔萬葉集　四　相聞〕笠女郎贈大伴宿禰家持歌廿四首　○中略

生者遂毛死物爾有者今生在間者樂乎有名、

〔萬葉集十六有由緣并雜歌〕厭世間無常歌二首

生死之二海乎厭見潮干乃山乎之努比鶴鴨、〇中略

右歌二首、河原寺之佛堂裏在倭琴面之、

〔躬恒集〕雜の歌

ことさらにしなんことこそかたからめいきてかひなく物思ふ身は

〔拾遺和歌集十一戀一〕題しらず　大伴百世

戀しなむ後はなにせんいける日のためこそ人は見まくほしけれ

〔方丈記〕すむ人も是におなじ、ところもかはらず、人もおほかれど、いにしへみし人は二三十人が中に、わづかにひとりふたり也、あしたに死し、夕にむまるゝならひ、たゞ水の泡ににたりける、しらずむまれしぬる人、何方よりきたりて、いづくへか去、〇下略

〔徒然草上〕又云、されば人死をにくまば、生を愛すべし、存命のよろこび日々にたのしまざらんや、おろかなる人、此樂をわすれて、いたづかはしく、外のたのしびをもとめ、此財をわすれて、あやうく他の財をむさぼるには、志みつことなし、いける間生をたのしまずして、死に臨て死を恐は、此ことはりあるべからず、人皆生をたのしまざるは、死をおそれざるゆへなり、死をおそれざるにはあらず、死の近きことをわするゝなり、もし又生死の相にあづからずといはゞ、實のことはりをえたりといふべしといふに、人いよ／＼嘲る、

〔書言字考節用集八言辭〕半死半生〇〇〇〇朱子文集

〔太平記七〕千劒破城軍事

正成所存ノ如ク、敵ヲタバカリ寄セテ、大石ヲ四五十、一度ニハツト發ス、一所ニ集リタル敵三百

むつかしさも、なぐさめんとこそ思ひつれ、〇下略

〔倭訓栞前編三〕いく　生をいふ、氣と義通へり、

〔倭訓栞前編三〕いき　氣息をいふ、神代紀に見ゆ、生の義也、韓詩外傳に、人得氣則生、失氣則死と見えたり、

〔伊呂波字類抄畳字世〕生。死。

〔運歩色葉集志〕生死

〔書言字考節用集言辭九〕死生有命（顔淵篇、死生有命、富貴在天、）

〔古事記上〕爾千引石引塞其黄泉比良坂、其石置中、各對立而、度事戸之時、伊邪那美命言、愛我那勢命、爲如此者、汝國之人草、一日絞殺千頭、爾伊邪那岐命詔、愛我那邇妹命、汝爲然者、吾一日立千五百産屋、是以一日必千人死、一日必千五百人生也、

〔日本書紀神代二〕先是天稚彦在於葦原中國也、與味耜高彦根神友善、（味耜此云婀膩須岐）故味耜高彦根神昇天弔喪、時此神容貌正類天稚彦平生之儀、故天稚彦親屬妻子皆謂、吾君猶在、則攀牽衣帶、且喜且慟、時味耜高彦根神、忿然作色曰、朋友之道理宜相弔、故不憚汙穢、遠自赴哀、何爲誤我於亡者、則拔其帶劒大葉刈、（刈此云我里、亦名神戸劒）以斫仆喪屋、此即落而爲山、今在美濃國藍見川之上喪山是也、世人惡以生誤死、此其緣也、

〔日本書紀垂仁六〕七年七月乙亥、左右奏言、當麻邑有勇悍士、曰當麻蹶速、其爲人也、強力以能毀角申鉤、恆語衆中曰、於四方求之、豈有比我力者乎、何遇強力者、而不期死生、頓得爭力焉、〇下略

〔太平記七〕吉野城軍事

寄手ハ死生不知ノ坂東武士ナレバ、親子討ルレ共不顧、主從滅レドモ不屑、乘越乘越責近ヅク、

〔萬葉集雜歌三〕太宰帥大伴卿讚酒歌十三首〇中略

生

可㆑慾スル、萬ガ一ニモ自然ラ此ル事有也トナム、語リ傳ヘタルトヤ

〔大和物語上〕あさたゞの中將、人のめにてありける人に、しのびてあひわたりけるを、女も思ひかはしてすみけるほどに、かのおとこ人の國のかみになりて、くだりければ、これもかれもいとあはれとおもひけり、さてよみてつかはしける、

たぐへやる我玉しゐをいかにしてはかなきそらにもてはなるらん、となん、くだりける日いひやりける、

〔大鏡八〕清範律師、犬のために法事しける人の講師に、しやうぜられていくを、清照律師〈中略〉聽聞しければ、たゞ今や過去聖靈は、蓮臺のうへにて、ほとほえ給ふらんとの給ひけるを、さればこそこと人はかく思ひよりなましや、なをかやうのたましゐある事は、すぐれたるみはらぞかしとこそほめ給ひけれ、

〔台記〕康治三年〈天養元年〉五月廿六日丙子、是夜有㆓人魂㆒、自㆑艮向㆑坤、其體太長云々、

〔拾芥抄上本諸頌〕見㆓人魂㆒時歌

玉ハミツ主ハタレトモシラネドモ結留メツシタガエノツマ

誦㆓此歌㆒結㆓所㆑著衣妻㆒云々〈男ハ左ノシタガヒノツマ、女ハ同右ノツマヲ結云々、〉

〔太平記二十一〕先帝崩御事

主上〈後醍醐〉苦ゲナル御息ヲ吐セ給テ、〈中略〉玉骨ハ縱南山ノ苔ニ埋ルトモ、魂魄ハ常ニ北闕ノ天ヲ望ント思フ〈中略〉ト、委細ニ綸言ヲ殘サレテ、〈下略〉

〔類聚名義抄一〕生〈イク〉

〔伊呂波字類抄伊人事〕生〈イク、イケリ、〉　活〈不死〉　蘇　存　居　甦〈巳上生也〉

〔源氏物語二十一乙女〕うれしうこの君をえて、いける限のかしづきものと思ひて、明暮につけて、老の

將行タル間、鬼女ニ語テ云、我レ汝ガ膳ヲ受ツ、此恩ヲ報ゼムト思フ、若シ同名同姓ナル人有ヤト、女答云ク、同ジ國ノ鵜足ノ郡ニ同名同姓ノ女有ト、鬼此レヲ聞テ、此女ヲ引テ彼鵜足ノ郡ノ女ノ家ニ行テ、親リ其ノ女ニ向テ、緋袋ヨリ一尺許ノ鑿ヲ取出テ、此家ノ女ノ額ニ打立テ召テ將去ヌ、彼山田郡ノ女ヲバ免シツレバ、恐々ツ家ニ歸ルト思フ程ニ活ヌ、其時ニ閻魔王此ノ鵜足ノ郡ノ女ヲ召テ、返來ルヲ見テ宣ハク、此レ召ス所ノ女ニ非ズ、汝デ錯テ此ヲ召セリ、然レバ暫ク此女ヲ留テ、彼山田ノ郡ノ女ヲ可召ト、鬼隱ス事不能デ、遂ニ山田ノ郡ノ女ヲ召テ將來レリ、閻魔王此ヲ見テ宣ハク、當ニ此レ召ス女也、彼ノ鵜足郡ノ女ヲバ可返シト、然レバ三日ヲ經テ、鵜足ノ郡ノ女ノ身ヲ燒失ヒツ、然レバ女ノ魂身死シテ、返入ル事不能シテ、返テ閻魔王ニ申サク、我レ被返タリト云ドモ、體失テ寄付ク所无シト、其時ニ王使ニ問テ宣ク、彼ノ山田ノ郡ノ女ノ體ハ未ダ有リヤト、使答テ云ク、未ダ有リ、王ノ宣ハク、然ラバ其ノ山田ノ郡ノ女ノ身ヲ得テ、汝ガ身ト可爲シト、此ニ依テ鵜足ノ郡ノ女ノ魂、山田ノ郡ノ女ノ身ニ入ヌ、活テ云ク、此我ガ家ニハ非ズ、我家ハ鵜足ノ郡ニ有ト、父母活レル事ヲ喜悲ブ間ニ、此レヲ聞テ云ク、汝ハ我子也何ノ故ニ此ハ云フゾ、思ヒ忘レタルヤト、女更ニ此ヲ不用シテ、獨家ヲ出テ鵜足ノ郡ノ家ニ行ヌ、其家ノ父母不知ヌ女來レルヲ見テ驚キ恠シム間、女ノ云ク、此レ我ガ家也ト、父母ノ云ク、汝ハ我ガ子ニ非ズ、我子ハ早ク燒失テキト、其時ニ女具ニ冥途ニシテ、閻魔王宣シ所ノ言ヲ語ルニ、父母此ヲ聞テ泣キ悲テ、生タリシ時ノ事共ヲ問聞クニ、答フル所一事トシテ違事无シ、然レバ體ニハ非ト云ドモ、魂現ニソレナレバ、父母喜テ此ヲ哀ミ養フ事無限シ、亦彼ノ山田ノ郡ノ父母、此ヲ聞テ來テ見ルニ、正シク我子ノ體ナレバ、魂非ズト云ヘドモ、形ヲ見テ悲ミ愛スル事无限、然レバ共ニ此ヲ信テ、同ジク養ニ、二家ノ財ヲ此女獨リニ付囑シテ、現ニ四人ノ父母ヲ持テ、遂ニ二家ノ財ヲ領シテ有ケル、此ヲ思ヒ饗ヲ備テ鬼ヲ賂フ、此レ空シキ功ニ非ズ、其レニ依テ此有ル事也、亦人死タリト云フトモ、葬スル事不

を用たる事、更にみえねば、證あるを引て、これを正し置也、

〔倭訓栞前編十四〕たましひ　魂魄又靈をいふ、玉火の義、しは助語也、古語に靈火也と見えたり、日本紀に識性、万葉集に心神、精神をも訓せり、一說玉奇日也といへり、〇中略俗書に魂の數の事をいへるは、列仙傳に出といへり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略土俗〇紀伊國有馬村祭此神〇伊弉冊尊之魂者、花時亦以花祭、又用鼓吹幡旗、歌舞而祭焉、

〔日本書紀八仲哀〕元年十一月乙酉朔、詔群臣曰、朕未逮于弱冠、而父王〇日本武尊既崩之、乃神靈化白鳥而上天、仰望之情、一日勿息、〇下略

〔日本書紀九神功〕九年〇仲哀四月、皇后還詣橿日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之教、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、

〔古事記下顯宗〕天皇深怨殺其父王之大長谷天皇、〇中略欲報其靈、故欲毀其大長谷天皇之御陵而遣人之時、〇下略

〔古事記傳四十三〕其靈は大長谷天皇の御靈なり、今は其現御身は世に坐々ざれば、其靈に報奉給はむとなり、

〔續日本紀十聖武〕天平二年九月庚辰、詔曰、〇中略又安藝周芳國人等、妄說禍福、多集人衆、妖祠死魂、云有所祈、〇中略如此之徒、深違憲法、若更因循、爲害滋甚、自今以後勿使然、

〔今昔物語二十〕讃岐國女行冥途其魂還付他身語第十八

今昔、讃岐國山田郡ニ一人ノ女有ケリ、姓ハ布敷ノ氏、此ノ女忽ニ身ニ重キ病ヲ受タリ、然バ直シクロ口味ヲ備テ、門ノ左右ニ祭テ、疫神ヲ賂テ此レヲ饗ス、而ル間閻魔王ノ使ノ鬼、其ノ家ニ來テ此ノ病ワ女ヲ召ニ、其鬼走リ疲レテ、此祭ノ膳ヲ見ルニ、此レニ靦テ此膳ヲ食フ、鬼既ニ女ヲ捕テ

の形のあらはれ出る事あり、又死靈怨靈などして、恨ある人にとり付なやまする事あるは、かの魄のたましひ、此世にとゞまりて、其たましひのなすわざなり、心がゝりも恨もなき人の魄は、人の目にも見えず、人をなやます事こそなけれ、其家にとゞまりてある事は、うたがひなし、

〔萬葉集十五〕中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌

多麻之比波、安之多由布敝爾、多麻布禮杼、安我牟禰伊多之、古非能之氣吉爾、

右八首〇七首略　娘子

〔日本書紀十四雄略〕十三年八月、天皇遣春日小野臣大樹、領敢死士一百、並持火炬、圍宅而燒、時自火炎中、白狗暴出、逐大樹臣、其大如馬、大樹臣神色不變、拔刀斬之、卽化爲文石小麻呂、

〔萬葉集三挽歌〕天平三年辛未秋七月、大納言大伴卿薨之時歌六首、〇中略

遠長、將仕物常、念有之、君師不座者、心神毛奈思、

十一年己卯夏六月、大伴宿禰家持悲傷亡妾作歌一首、〇中略　悲緒未息、更作歌五首、〇中略

離家、伊麻須吾妹乎、停不得、山隱都禮、精神毛奈思、

〔日本書紀五崇神〕御間城入彥五十瓊殖天皇、〇中略崇神、識性聰敏、

〔和字正濫要略〕魂　たましひ　萬葉第十五に多麻之比、第三の歌に、心神又精神などをたましひと點じたる事はおほけれど、假名に書て證據とすべきは、見及びたる中に、これより外になし、魄は多麻とのみよむは、これに之比と付たる詞の意をおもふに、靈の字奇の字をくしびとよめり、是を上略してそへたるか、又魂の字をむすびともよめり、神皇產靈を神御魂とも書り、高皇產靈を高御魂ともかけり〇中略　奇の字くしとのみもよむに、又くしびともよむは、此國に日をあやしくたふとき事の限りにいへば、奇日方といへる事も有此奇日を上略して付たる歟、魂は神妙の物なれば也、これも俗書にたましゐと書べきよしいひ、また世にさやうにもかくに、古き物にゐ

〔日本書紀天武二十八〕元年六月丁亥、皇子〇高市高市攘臂按劒、奏言、近江群臣雖多、何敢逆天皇之靈哉、天皇雖獨、則臣高市、頼神祇之靈、請天皇之命、引率諸將而征討、豈有距乎、

〔倭訓栞前編十四〕たま〇中略 魂魄をよめるも、身の玉の義也、〇下略

〔源氏物語一桐壺〕かのをくりもの御らんせさす、なき人のすみかたづねいでたりけんしるしのかんざしならましかばとおもほすもいとかひなし、

尋ね行まぼろしもがなつてにても玉のありかをそことしるべく

〔後拾遺和歌集二十神祇〕男にわすられて侍けるころ、貴布ねにまゐりて、みたらし河に螢のとび侍けるをみてよめる、　いづみしきぶ

物思へばさはのほたるもわが身よりあくがれ出る玉かとぞみる

〔千載和歌集十五戀〕題しらず　左兵衛督隆房

戀しなばうかれん玉よしばしだに我思ふ人のつまにとゞまれ

〔類聚名義抄十鬼〕魂魄上音渾〇チ〇メ〇マ〇シ〇ヒ〇下相音又霸音メ〇タ〇マ〇シ〇ヒ〇二些メ〇マ〇シ〇ヒ 魄俗

〔伊呂波字類抄太人體〕魂タマシヒ 魄 神已上同

〔令義解一職員〕神祇官

伯一人掌二〇中略 鎭魂〇謂鎭安也、人陽氣曰魂、魂運也、〇中略事一

〔公事根源十一月〕鎭魂祭　中寅日

それ人には魂魄の二の玉あり、魂は陽氣、魄は陰氣なり、

〔伊勢平藏家訓〕先祖の事

人にはたましひ二つあり、魂魄の二つなり、死する時は、魂のたましひは消て散りうせるなり、魄のたましひは、其家にとゞまりて、いつまでもあるなり、其證據は、世上に幽靈とて、死たる人

靈魂

はのたまはせじ、又内の限りは平らけくと、末かけていふのみならず、幾代經ぬらむと、前を遙におもへるさへ有を見よ、

〔萬葉集 九相聞〕抜氣大首任筑紫時、娶豐前國娘子紐兒作歌三首 〇中略
如是耳志、戀思渡者、靈剋、命毛吾波、惜雲奈師、

〔天文本倭名類聚抄 一〕靈 四聲字苑云、靈人死神魂也、靈音郎丁切、日本紀私記云、美多万、一云、美加介、又用魂魄二字、

〔箋注倭名類聚抄 一神靈〕按說文、靈、靈巫以玉祭神、是靈字本訓、故楚辭注、靈皆訓巫、周書謚法解、極知鬼事曰靈、好祭鬼神曰靈、義之小轉者、再轉爲神靈字、大戴禮曾子天圓篇、陽之精氣曰神、陰之精氣曰靈、詩靈臺毛傳、神之精明者曰靈、謚法解、死見神能曰靈、是義行而本義希知者、

〔伊呂波字類抄 人倫 見〕靈 ミタマ、ミカケ、

〔日本書紀 三神武〕戊午年六月、武甕雷神登謂高倉下 〇下原脫一本補 曰、予劍號曰韴靈、韴靈此云赴屠能瀰哆磨、

〔古事記 上〕爾天照大御神高木神之命以、詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命、〇中略 此之鏡者、專爲我御魂而、如拜吾前伊都岐奉、

〔古事記傳 十五〕凡て御靈と云に、又用と體との差別あり、此大御神の御於にて申さば、高天原を知看て、世を照しなどし賜ふは、廣く御靈の用なり、此御鏡は其體なり、さて其御靈を專此御鏡に取託て、其御體としたまへば、其用も悉く此御鏡に具り坐り、然らば其用悉く此御鏡に移り坐て、高天原に坐現御身には、御靈は貽らじかと云に、凡て神御靈は御靈にて、いとも靈異なる物にし坐ば、悉く此處にあれども、彼處にもいさゝか減ことなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其體は千萬處に分つといへども、ほど〳〵に何れにも、その用は欠ることなし、

〔日本書紀 二十敏達〕十年閏二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、〇中略 於是綾糟等懼然恐懼、乃下泊瀨中流、面三諸岳、漱水而盟曰、〇中略 若違盟者、天地諸神及天皇靈絕滅臣種矣、

〔倭訓栞前編十四多〕たまのを○中略　命の事にいふは、靈の緒也、

〔萬葉集七雜歌〕旋頭歌
擊日刺、宮路行丹、吾裳破、玉緒、念委、家在矣、

〔新古今和歌集十一戀〕百首歌中に忍戀を　式子内親王
玉のをよたえなばたえねながらへば忍ぶることのよはりもぞする

〔倭訓栞前編三伊〕いきのを　命をいふ、万葉集に氣之緒と見ゆ、緒は玉のをなどいふがごとし、

〔萬葉集七譬喩歌〕寄花
氣緒爾、念有吾乎、山治左能、花爾香君之、移奴良武、

〔袖中抄十〕たまきはる○中略
顯昭云、玉きはるとは、たましひきはまると云を、まの字を略して云歟、さればにや命によせてよめる歌おほし、
たゞにあひて見てははみこそ靈剋命に向わが戀やまめ
かくしつゝあらくをよみにたまきはるみじかき命をながくほりする○下略

〔冠辭考五多〕たまきはる　いのち　うち　いく代○中略
万葉卷五に、靈剋、内限者、平氣久、卷六に、靈剋、壽者不知、卷十一に、玉切、命者棄云々、此外さま〴〵の字して書る多かれど、意は同じ、こは多麻は魂也、岐波流は極にて、人の生れしより、ながらふる涯を遙にかけていふ語也、故に内の限とも、息内とも、幾代ともつゞけたり、さるを後の人、命の今終る極みをいふとのみ思へるは、此冠辭の本の意にあらず、いかにぞなれば、右の靈剋内限者平氣久てふ歌の憶良の自序に、瞻浮州人、壽百二十歲、謹案此數非必不得過此云々といひて、遙に百二十を、凡の生涯とするを合せ見よ、且言忌せぬ上つ世といへど、今死に臨むをいふ語ならませば、其人の名に冠らしめて

〔日本書紀雄略十四〕十二年十月壬午、天皇便疑御田奸其采女、自念將刑而付物部、時秦酒公侍坐、欲以琴聲使悟於天皇、横琴彈曰、〇中略飫宜枳瀰儞、柯拖倶都柯陪麻都羅武騰、倭我伊能致謀、那我倶母鵜騰、伊比志拖倶彌播夜、阿拖羅陀倶彌播夜、於是天皇悟琴聲、而赦其罪、十三年九月、木工猪名部眞根以石爲質、揮斧斲材、〇中略不覺手誤傷刃、天皇〇中略仍付物部、使刑於野、爰有同伴巧者、歎惜眞根、〇中略復作歌曰、農播拖磨能、柯彼能矩盧古磨、矩羅枳制播、伊能致志儺磨志、柯彼能倶盧古磨、〇中略

〔日本書紀顯宗十五〕白髮天皇〇中略二年十一月、天皇次起自整衣帶、爲室壽曰、〇中略取結繩葛者、此家長御壽之堅也、〇下略

〔千載和歌集雜十六〕僧都光覺維摩會の講師の請を申けるを、たび〳〵もれにければ、法性寺入道前太政大臣〇藤原忠通に恨申けるを、しめぢがはらと侍けれど、又その年ももれにければ、つかはしける、　藤原基俊

契をきしさせもが露を命にてあはれことしの秋もいぬめり

〔新古今和歌集羈旅十〕あづまのかたにまかりけるによみ侍ける　西行法師

年たけて又こゆべしと思ひきや命なりけりさ夜の中やま

〔和字正濫抄二〕命　いのち　息力義歟

〔日本釋名中形體〕命イノチ　いきの内なり、いきてある内なり、きとうと略せり、

〔倭訓栞前編三伊〕いのち　命をいふ、氣イキ内なるべし、大集經に、息出入名爲壽命、一息不還卽爲命終と見えたり、後漢朱穆傳に、情爲恩使、命緣義輕と見ゆ、運は天にあり、命は義によつて輕しの世話、ここに本けり、歌にいのちなりけりといひ、させもが露をいのちにてなどいふは、命脈のたえぬばかりなるをいへり、今の俗語にいふも此意なり、

〔八雲御抄三下人事〕命　たまのを　いきのを　たまきはるは極心也、ときはかなどもよめり、命に不限歟、

古事類苑

人部八

生命

生命ハ、邦語之ヲイノチト云ヒ、靈魂ハ、タマ又タマシヒト云フ、靈魂ハ不滅ト信ゼラレ、其人體ニ存在スル間ヲ生ト云ヒ、其出離シタル後ヲ死ト云フ、因テ又靈魂ニ、生靈、死靈ノ別アリ、上古ハ靈魂ヲ分チテ和魂、荒魂、幸魂、奇魂ノ四種ト爲シ、其人體ヲ遊離センコトヲ恐レテ、爲ニ鎭魂、招魂等ノ法ヲ修セシコトアリ、

壽命ハ、生命ノ存續スル間ヲ謂フ、其長短ハ暦日ヲ以テ之ヲ推算ス、之ヲ年齡ト稱ス、此篇ハ神祇部神魂篇、鎭魂祭篇、方技部陰陽道篇、禮式部誕生祝篇、葬禮篇法律部死刑篇等ニ關聯スル所多シ、宜シク參照スベシ、

〔運歩色葉集〕勢生。命。

〔類聚名義抄〕九命靡竟反 和ミコト イ〇ノ〇チ〇

〔伊呂波字類抄〕伊人事壽イノチ 運 壽 識 命已上同

〔古事記〕上爾其沼河日賣未開戸、自內歌曰、〇中略伊麻許曾婆、知杼理邇阿良米、能知波、那杼理爾阿良牟遠、伊能知波、那志勢多麻比曾、〇下略

〔古事記〕中景行倭建命〇中略自其行幸而、到能煩野之時、思國以歌曰、〇中略又歌曰、伊能知能、麻多祁牟比登波、多多美許母、幣具理能夜麻能、久麻加志賀波袁、宇受爾佐勢、曾能古、此歌者、思國歌也、

〔和漢三才圖會十二支體〕人身法于天地、(譬于家財)

技、頭則天、足則地、骨則石、肉則土、筋則道路、毛髮則草木、兩眼則日月、血則海水、息則風、二便則雨、汗則露之類、古人概所言之也、今又譬之家室、管見恐有齟齬乎、頭則棟、足則礎、骨則柱、肉則壁、筋則纏繩、毛髮則甍、口則門、眼則窓、血則井水、三焦則墎牆、膀胱則水溝、命門則柴薪、肺則玄關、大腸則裏門、肝膽則決斷所、小腸則庖廚、腎則金銀(本雖屬水、而假譬之金銀)、脾胃則米穀、心則主人、能治而無過不及、則家齊財足焉、蓋米穀日用之命根、金銀万物之實基也、放敗失之者、不可終天年而已、

雜載

成候旨、母さよに相咄候へば𛀁かられ候故、其儘打過し置候處、此節全く男子ニ成申候旨、當人申候ニ付、當三月中、秀鐵堂よし〳〵暇さし出し、又藏方へ連歸り候得共、兩親共、右始末信用いたし兼、娘さと臥り罷在候節、相改見候處、陽根陰囊共に全く出來候故驚入、又ハ深く歎き、又藏ニ母さよ相談之上、母さよ在所へ相預け候積りに夫婦相談致候を、異見等差加へ候者も有之候ニ付、母さよ在所へ遣候儀ハ相止め、當月四日娘さとの前髮剃落し、名を文吉と相改、男の姿といたし、渡世向手傳爲致候處、追々右之風聞承り傳へ、酒食に罷越し候者日々多く、此節渡世殊の外賑敷由、中にも娘さと事文吉江近付に相成候者有之、近邊御武家方等へも被相招候由、

一陽根の儀は、陰門の上に相生じ、陰門のふちふくれ陰囊に相變じ、玉も出來候由至て色黑く、いまだ陰門の形ち失不申、ころ柿の樣にて陰囊二つ有之樣相見へ、毛も澤山に生じ、折々發動いたし候儀も有之由、且兩三年以前迄も乳大きく候處、追々小さく相成、此節相形に成り、言舌筋骨共男子の如く相變じ、全く變生男子と申にも有之由に御座候、

右者稀成珍事ニ付、再應風聞取調候處、實事の趣に付、奉申上候、以上、

〔醫心方　二十四〕變女爲男法第四

病源論云、陰陽和調、二氣相感、陽施陰化、是以有娠、而三陰所會、則多生女、妊娠二月、名曰始藏、精成爲胞裹、至於三月、名曰始胎、血不流、象形而變、未有定儀、見物而化、是時男女未分、故未滿三月者、可服藥方術轉之令生男也、

〔伊呂波字類抄　呂人體〕六根（眼、耳、鼻、舌、身、意、）

〔下學集　下數量〕六根（眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、意根、是也、）

〔古事談　三僧行〕此上人（○書寫）ハ得六根淨之人也、或時客人來臨對面ノ間、懷中ニテ蚤ヲ取テ捻ケリ、時ニ聖云、イカニサハ蚤ヲバ捻殺ムトハシ給ゾトテ大ニ悲歎シ給ケリ、客人耻テ退散云々、

しに、父の云やふ、今迄男になりたるは不存しが、此女生れし時、淫戸の上に少はれたるごとく小き物有しが、年ゆきてさらに不存候、兩度迄出されしを何故と存候つるが、かやうのことにても候半かと申に、其女に問れしかば、父が申ごとく、いつしか年たくるにしたがひ、男根となり、近ごろは淫戸彌通じなくなり候と申しかば、さらば養ひて婿とすべし、男子に變ずるは吉瑞なりとて、賜ものありしとぞ、奇異なる事とて、其國の人の語しとぞ、漢京房易、侍女化して丈夫と成られしを陰昌と云、竹書紀年、殷紂の時、女化して男となる、漢晉宋明にその事有、男の子を生得るも宋明にありしとぞ、白石の鬼神論に見えたり、誠に怪力亂神の説にこそ、

〔變生男子之說上〕

牛込若宮町清五郎店又藏娘さと　當卯十五歲

右さと儀、去寅年七月中、市ヶ谷田町三丁目家主名前不知手跡指南秀鍛堂遊山事よしと申者方へ奉公ニ差出置、當三月中暇を取、又藏手元に差置候處、さと儀、變生男子に相成候趣、風聞事實取調候處、父又藏儀ハ、遠州城東郡掛川在出生、母さよ儀ハ、相州平塚郷馬渡村出生の由ニ而、十六七年以前より右若宮町清五郎店ニ住居仕、元ハ時々の物賣候て在之處、當時居酒渡世致し、家内四人暮しにて、娘さと儀ハ十五ヶ年以前、天保十二丑年出產致し、尤同人は總領にて、二男は松之助と申、當年八歲相成候弟有之、娘さと儀、十一歲の頃より、夜步行又ハ力業杯いたし、常々女子と違ひ、立居振舞等至て荒々敷、生得男子の樣成氣質に有之處、去寅年七月中、前書秀鍛堂よし方江奉公ニ差出候處、同人方ニ門弟子にて、十五六歲に相成候まさと申者寢所江、又藏娘さと儀、兩度迄忍越、密通可致と內々申ける故、まさ儀納得不致、女ニて右樣之儀仕掛候ハ不審に心得、かのまさ事、師匠よし江委細相咄し候ニ付、さとの臥り居候節、夜著をまくり見候處、常々女子とのみ存居候さと儀、男根有之候間驚入、同人江樣子相尋ね候處、十一二歲の頃ゟ男根相催し、兩三年以前より男ニ

右書付、寅二月晦日御呼出御吟味相成、三月朔日右之通書付上ル、

〔奇異雜談 一〕江州枝村にて客僧にはかに女に成し事并智藏坊の事

それがし〇中村某若年のとき、江州島郷に數日逗留する事あり、諸人ぞうだんの中に、一人の老者かたりていはく、當國枝村といふ宿に、むかしふしぎの事あり、たとへば年廿ばかりなる客僧一人きたりて一宿す、そのかたち美容にして、比丘尼に似たり、言聲形儀は僧なり、其夜大雨ふりて、翌日もはれず、かるがゆへに日とまりす、此人夜あけてより、そのすがた軟弱にして、ぎやうぎ音聲へんじて女と見えたり、亭主あやしく思ひて、いづかたより御とほり候ぞといへば、我我はゑちごの者なるが、丹波の大野原の會下に、二三年ありて、いまゑちごへくだり候といへば、亭主、丹波の事ぶあんないなり、ゆへにくはしくはとはず、そのすがたあやしきゆへに、僧にて御入候か、比丘尼かとゝへば、うちわらひて、比丘尼にて候とこたふ、亭主おもしろくおもひて、その夜ふし所に行てとりかゝれば、ゑたいすれどもつゐにゑたがふて嫁宿す、常のごとし、亭主先婦をうしなひて、やまめなるゆへ、さいはひの事なり、夫婦となり、これにとめ申べきといへば、比丘尼やうじやうす、すなはちつゝみて髮をながくす、ほどなくくはいにんして男子を生ず、やしなひて好子をえたり、〇下略

〔意の須佐美追加 上〕備中國にて、農家の女、嫁して程なく出されければ、外へ嫁しけるが、又出されける程に、父の家に居けり、此女十六七歲なりけるが、生つきすくやかにて男めきたり、心も剛にして、父が村里の夜使などにあたりぬれば、代りゆきて、夜半といへど畏れざりけり、其隣に同じころなる女有しが、いつとなく懷姙しければ、父その夫をさまざまとひけるに、初の程はかくせしが、後にはかの女と通じてかくの如くといひけるに、父怒驚き、此事を告てとふに、此女初は女なりしが、いつとなく男になりけるとぞ、さて互に爭ひて訴出ければ、奉行所にて子細を尋問れ

雙生

〔和漢三才圖會十人倫之用〕女變男〇中略

按、男女相變者、所載于史傳有數輩、略擧一二而已

奇異雜談云、下野國足利學侶、男根甚痒、頻以熱湯揺之、後縮成陰戸、嫁造酒家、生二子、越後國人、年十八而出家、到丹波大野原會下、沙彌經三年後、欲遊京洛、見故郷、請暇寓江州島郡枝村旅泊、霖雨留兩三日、或夜夢自化爲女也、果陽根縮成陰戸、音聲容儀女也、與家主、經而生子、十有餘年後、師僧偶來宿于此、彼婦見之語始末、僧甚以爲奇怪、

奇異雜談、天文十二年、中村豐前守息所著也、而謂此事在四十年以前、則當明應年中、

〔視聽草六集九〕變男子

以書付御屆申上候事

天草大浦村嘉左衞門娵
屋那
當寅廿六才

右之もの是迄女に而御座候處、男に變シ候段、去年中屆出候に付、得斗相改候處、出産之砌常人と違ひ、陰門之左右綠并陰戸高く、七八才迄は右之程に而御座候處、十一才ゟして、漸陰戸次第に太り、十六才より陰嚢之形に成候而、内に小キ玉有之、陰戸は陰莖の形に相成、廿一才より去丑年迄ニ男子ニ相片付、右陰莖之頭より三分程も下ニ小便通り候處有之、且又以前は女之形ニ候處、當時ハ面體其外乳等も男之乳に而御座候、尤常男と違ひ、少シ足細く相見申候、尤女之稼も仕候得共、只今に而は重に男の業を仕、前斷之通、彌男子ニ變じ候ニ相違無御座候、依之宗門御改ゟ男子名前ニ改替申度、親類組合之もの共願出申候ニ付、以書付御屆ケ申上候、宜被仰付可被下候、以上、

柄木組大庄屋

二月　小崎六右衞門

富岡御役所

右得少僧都法眼和尙位惠運牒偁、伏撿舊例、凡有得度者、先與度緣、次令入寺、（○中略）其年不滿廿若七十已上、幷國家不放之人、債負之人、黃門、奴婢之類、非是戒器、故佛不聽受戒、（○中略）

貞觀七年三月廿五日

二形

〔書言字考節用集　五肢體〕人痾（フタナリ、時珍云、體兼二男女者、俗名二形、）

〔異病草子〕なかごろ、みやこに、つゞみをくびにかけてうらしありく男あり、かたちおとこなれども、女のすがたににたることどももありけり、人これをおぼつかながりて、よるねいりたるに、ひそかにきぬをかきあけてみれば、男女の根ともにありけり、これ二形のものなり、

〔病名彙解　一仁〕二形（ニギヤウ）　俗ニ云フタナリ、又人痾（レンア）ト云、五不男ノ一ツナリ、コレヲ變ト云リ、本艸綱目ニ云、體男女ヲカヌルヲ、俗ニ二形ト名ク、晉書ニ以テ亂氣ノ生ズル所トス、コレヲ人痾ト云リ、其類三アリ、男ニ値テハ卽チ女、女ニ値テハ卽チ男ナルモノアリ、半月ハ陽、半月ハ陰ナルモノアリ、妻ナルベクシテ夫タルベカラザルモノアリ、

肛門無穴

〔三代實錄　四十七光孝〕仁和元年閏三月六日辛卯、左辨官使部大石姦行妻產女、無脊大孔、糞出自口、但其陰如常人、數日而死、

〔異病草子〕あるおとこ、しりのあななくて、屎くちよりいづ、くさくたえがたくて、すぢなかりけり、

肛門多穴

〔異病草子〕あるおとこ、むまれつきにて、しものあなあまたありけり、くそまるとき、あなごとにいでゝ、わづらはしかりけり、

尻有尾

〔日本書紀　三神武〕戊午年八月、從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是國神、名爲井光、此則吉野首部始祖也、

身有翼

〔日本書紀　九神功〕九年（○仲哀）三月、遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲國、未經浹辰而自服焉、且荷持田村（荷持此云能登利、）有羽白熊鷲者、其爲人强健、亦身有翼、能飛以高翔、是以不從皇命、每略盜人民、

〔和漢三才圖會〕十人倫之用　駢拇（カツラヒ）　和名無豆於與非
按莊子云、駢拇枝指者是也、或手或足、拇傍生（オホユビ）如指者、赤子時可切去、

〔瘍科秘錄〕四　駢拇枝指
駢拇枝指ハ莊子ニ出ヅ、駢拇ノ駢ハ、晉文公駢脇ノ駢ト同義ニテ、生レナガラ二指附合テ一指ト成リタルナリ、然レドモ爪ト骨トハ自ラ分レテ二條（スヂ）ニナリテアルモノナリ、水鳥ノ足ノ蹼ノ切ヌニ似タリ、或ハ本ハ一指ニテ、半ヨリ二指ニ分レタルモアリ、或ハ左右ノ手共ニ同ジ指ノ駢拇ニナリタルモアリ、或ハ小兒ノ時、指ノ股（マタ）ヘ灸ヲ灼（スユ）、大ニ爛レ、愈ルニ從テ指ノ附著スルコトアリ、或ハ火燒（ヤケド）瘡瘍（トウソウ）等ニテ、亦指ノ附コトアリ、皆駢拇ニ屬スベシ、

〔百錬抄〕八高倉　嘉應元年四月十六日、三條河原、有異兒、無上唇、有鼻、手。足。之。指。各。有。六。云々、

半月

〔倭名類聚抄〕二男女　半月　内典云、五種不男、其曰半月、俗訛云波○爾○和○利○　一云、謂其體男而不男、一月卅日、其陰十五日爲男、十五日爲女、名半月也、

〔箋注倭名類聚抄〕一男女　按五種不男、見法華經安樂行品、記云、五種不男、生劇妬變半也、半謂半月、半月列在第五、此所引蓋是、又四分律云、黄門者、生黄門、犍黄門、妬黄門、變黄門、半月黄門、半月黄門者、半月能男、半月不能男、亦半月在第五、十誦律云、五種不能男、二半月不能男、半月能嬌、半月不能男、是爲半月不能男、亦是事、然與此云第五不同、又玄應音義云、般茶迦、此云黄門、其類有五種、四博叉般茶迦、謂半月作男、半月作女、注所引或說卽是、〇中略　按波邇和利、蓋半割之義、

〔類聚名義抄〕二肉　半月（ハニワリ）

〔伊呂波字類抄〕波人倫　半月（ハニワリ、十五日爲男、十五日爲女之輩也、）

〔類聚三代格〕二太政官符
應一據舊例得度者受戒事

兩面四手

妻川俣縣造藤織女產男、其體自胸以上兩頭分裂、二人相對、四手相具、面貌美麗、頭髮甚黑、自腹以下同共一體、生而一日死焉、

〔百錬抄 七二條〕永萬元年四月十二日、近衞河原邊有異兒、胸已上二人體也、頭二手四也、胸已下一人也、令諸道勘申和漢之例、

〔日本書紀 十一仁德〕六十五年、飛驒國有一人、曰宿儺、其爲人壹體有兩面、面各相背、頂合無項、各有手足、其有膝而無膕踵、力多以輕捷、左右佩劍、四手並用弓矢、是以不隨皇命、掠略人民爲樂、於是遣和珥臣祖難波根子武振熊而誅之、

無手人

〔和漢三才圖會 十人倫之用〕無手人　俗云止久利古　○中略

按、無手人俗呼名伍兒、說文云、人無右臂曰子、音結 延寶年中、攝州大坂有生無兩手者、以足辨用、且書字射弓出芝居乞錢、予○寺島良安亦見之、

駢拇

〔倭名類聚抄 三病〕駢拇　莊子云、駢拇枝指、上音蒲堅反、駢拇、此間云、無豆於與非、

〔箋注倭名類聚抄 二病〕所引駢母篇文、○中略 曲直瀨本堅作緊、按唐韻、駢部田切、蒲堅部田、字異音同、在平聲一先、緊在上聲十六軫、作堅爲是、又按莊子釋文引司馬彪云、駢拇謂足拇指連第二指也、崔譔云、諸枝連大指也、又引三蒼云、枝指手有六指也、崔云音歧、謂指有歧也、是駢拇枝指不同、而枝指宜訓六指、訓駢母爲六指誤、又按演繁露云、拇大指也、枝小指也、駢拇卽大拇根而兩歧也、枝指是小指兩出也、據是說則駢拇亦可爲六指、又唐李邕撰寶居士碑云、駢拇者疾、多言者窮、以駢拇對多言、是亦以爲六指也、然僖廿三年左傳、晉重耳駢脅、杜預注、駢脅合幹、正義駢訓比也、骨相比迫、若一骨然、是可以證駢指之爲連指、則以爲六指非是也、

〔伊呂波字類抄 无人體〕駢母 ムツチヨヒ　枝指 同

〔下學集 上支體〕駢拇 ムフタヨビ ムツユビ

頭下有口

頭顔四手

かねて、古人の説もあればその實はいかにぞや、

〔人頭生角記〕越中新川郡若栗村人六左衛門者生角矣、實天保元年庚寅歲也、皆兩邊二枚、長三寸餘圍亦如之、皆前後二枚、前如牙、後如手小指、左鬢三枚齒列、前者如鷄口、中者如手小指、後者如手將指、凡七枚、其初頭微痿日久、中痛劇、漸生角旣長、陣々微疼、但無休時、且不能眠、云病夫自醜、而去鄕里、遍求醫治於三都及四方名家、無慮數十、然一無有効驗、已閱四年矣、囊橐衣敝無如之何、因以爲將歸鄕里乎、寧死道路乎、顧望徘徊逡巡路歷高崎、聞邑醫生千木良昌哲者、博通治療、敗帽敝履、至戶乞憐生叩其故、則脫帽厥角以示焉、數角穿髮擢々然生、以將魍魎乎、將魑魅乎、驚愕良久、遂診其狀、以得其由、然而以其奇疾、不妄肯諾也、病夫固請、因宿諸家、且衣食之以施之治、初傅以膏藥一月許、而折而落、片々恰如砂礫、生怪之、又設一計以治之、終全而收之、先後一年半而復故云、實可謂國手哉、生欲博覩諸四方、乃命畫工圖焉、且請著博士松子緣其由矣、生家世以外科名于邑、至生從余先人及叔父松月先生學瘍醫之道、自爲大家矣、在余家塾十有餘年、長余七八歲、相親猶兄弟也、以故今春造補其圖與其角以來示余、且徵余言、狀如前所說、於是余乃謂生曰、斯人也遇子固幸也、而子亦得遇斯人以衒其才、豈不幸乎、抑天將使以斯鳴子名於四方乎、亦不可知也、何得功之奇而速也、生曰、二先生之澤與先人之力也、何有于我哉、余初欲辭其徵、而今也聞其言、實長者之言也、不可不記也、且俱其功之朽、因由識其病狀與其微言、書之以贈焉、如生爲人則松子之言書其至矣、

甲午二月　高崎處士田平格錄于富岡客居芙蓉山房書窻之下、

〔台記〕康治三年〈〇天養元年〉五月二十日庚午、左大將語云、大津有人生鬼子者、其貌面長一尺、有二目、不聞、鼻長及頤、頤下有口、頭後又有目、鼻口、但其目一矣、弃之路次、行人若寄杖則取之起立、一夜之間已失不知所之、記異也、

〔續日本後紀十六仁明〕承和十三年二月己卯、伊勢國言、鈴鹿郡枚田鄕戶主川俣縣造繼成戶口保茂麻呂

ニシテ不治ナレドモ、已ムコト無ンバ羚角飲ヲ與フベシ、

〔漫遊雜記下〕有一男兒十二歲、左右足痿如無骨者、語言蹇澀、目脈赤、無故悲愁、經數醫不治、請余（永富鳳）診其脈滑數、腹位遲、胸脇臍下如空、審問其平生、氣稟猛烈、過群兒、方其怒罵之時、眼光爛爛、血氣如湧、蓋氣疾之一種、而全與偏枯相類、唯老嫩異而已、與參連湯、兼用熊膽貳分、十四日病稍輕、續服參連湯、六十餘日而全愈、

額上有眼

〔本朝世紀〕久安六年十一月九日辛巳、五條末川原邊棄奇兒、其面如人、無鼻及兩眼、當額有一眼、有兩隱子、女人形也、有陰穴云々、

額上生角

〔日本書紀垂仁六〕二年（中略）一云、御間城天皇（崇神）世、額有角人、乘一船泊于越國笥飯浦、故號其處曰角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等、亦名曰于斯岐阿利叱智于岐、

〔日本紀略醍醐一〕寛平九年七月廿二日乙未、陸奧國言、安積郡所產小兒額生一角、角亦有一目、

〔三養雜記三〕人角

文化庚午の藥品會に人角いでたり、そは薩摩なる伊作地士、黑川某の額に一角を生じたり、年八十七歲、元祿三年庚午夏五月十四日終と云るしありしを、人みなめづらしきことにいひあへり、案ずるに人角は和漢ともに往々所見あり、そのためしなきにあらず、日本紀略、寛平九年七月廿三日、陸奧國言、安積郡所產小兒額生一角、また新著聞集に、額に角二本ありし子を產たることあり、又北窻瑣談に、寛政四年辛亥、備後國蘆田郡常村の農夫、八十餘歲にて額に一角を生じ、翌年正月十七日解脫と見え、簷曝雜記に、梁武帝時、鍾離人顧思遠、年一百十二歲、蕭倶見、其頭有肉角長寸許、（見倶傳）余亦曾見二人、一江蘭皋陽湖人、一徐姓嘉興人、頭上皆有肉角高寸許、年亦皆九十餘、蓋壽相也、然二人皆貧苦無子、則亦非吉徵といへり、かゝれば人角は小兒と老人とにあること、見えたり、再按に、日本書紀垂仁紀に、額有角人乘一船泊于越國笥飯浦などあるは、正しく角ともさだめ

故載ㇾ之於天磐櫲樟船ニ而順風放棄、

〔皇胤紹運錄中〕鳥羽院君仁親王〈出家、號ニ王八、〉

〔續世繼六春宮のみそぎ〕三のみこ〇〈鳥羽第三皇子君仁〉は若宮と申ておはしまし丶、おさなくよりな。へ。さ。せ。給て、おきふしも人のまゝにて、ものもおほせられでおはしまし丶、十六にて御ぐしおろさせ給て、うせさせ給にき、御みめもうつくしう、御ぐしもながくおはしましけり、昔朝綱宰相の日本紀の歌に、

たらちねはいかにあはれと思ふらんみとせになりぬあしたゝずして、とよまれたるも、蛭子におはしましける、宮のごとくこそはきこえさせ給へ、むかしもかゝるたぐひおはせぬにはあらぬにや、

〔內科秘錄十三〕小兒　五軟

五軟ハ頭軟、項軟、手軟、脚軟、口軟ナリ、香川太仲之ヲ約稱シテ體軟ト云フ、身體軟弱ニシテ之ヲ抱クニ、頭傾キ、或ハ垂レテ正シキコトヲ得ズ、背ノ無キヤウニ見ユルユヱ、俗ニホ。子。ナ。シ。ト云フ、重キ者ハ臥シタルマヽニテ、須臾モ坐スルコトヲ得ズ、木偶土塑ノ如ク、眼ハ開キテモ物ヲ視ルニ非ズ、聲ヲ立テヽモ喃喃トシテ言語ヲ分タズ、飮食モ外ヨリ養ハレ、兩便モ告ゲズシテ多クハ遺失シ、頭ノミ大ニシテ、身體ハ削瘦シ、手足拘急シテ、脚ハ左右互ニ叉ヲ成シ、指ハ左ハ內へ僂ミ、右ハ外へ反リ、或ハ指ヲ口ニ入テ舐リ、目中了了タラズ、心ハ癡騃ニシテ親疎ヲ辨ゼズ、僅ニ其父母ヲ識ノミ、稍輕キ證ト雖ドモ、手指屈伸スルノミニテ、物ヲ持ツコト能ハズ、扶テ起シムルモ蹣跚トシテ行クコト能ハズ、坐セシムルモ膝ヲ屈スルコト能ハズ、口內含糊ニシテ言フ所ヲ分タズ、輕重共ニ多クハ十五歲ニ及バズシテ斃ル、間二三十歲ニ及ブ者アリト雖ドモ、亦天折ヲ免レズ、此證必ズ微ニ上竄驚搐等ヲ發ス、又解顱ヨリ體軟ニ變ズル者アリ、固ヨリ癇ニ屬シ、先天ノ遺毒

鼇頭

雨露にうたれ、乞食して居たり、京都御上下に御覽じ、餘に不便に思食、總別乞食は住所不定、此者は何もかはらず、爰に有事如何樣可有子細と、或時御不審被立、在所の者に御尋有、所の者由來を申上候、昔當所山中の處にて常盤御前を奉殺候依(かゝる)其因果、先祖の者、代代頑者と生れて、あの如く乞食仕候、山中の猿とは、此者の事也と申上候、

〔岩淵夜話別集三〕作左衞門(○本多)申は、いや、夫は殿(○德川家康)の御申被成事には候得ども、人に依ての義にて候、今年廿も三十も若く候はゞ、殿の樣無分別なる人の御供致すは、いらぬものにて候へども、某儀、當年八十に及び、若時よりあの陣この陣の御供を仕り、片目も切潰され、手の指なども切裂れ、足もちんばになり、世の人の片輪と云かたわを、身共一人してからげ候得ば、尋常人前のなる事にてはなく候へども、今日迄殿の御情計りにて、御家中にても人がましく罷在候、(○下略)

〔伊呂波字類抄不疊字〕不具(○)

〔運歩色葉集不〕不具

〔小右記〕長和五年六月十九日辛卯、大納言示云、見付物骨似人骨、又有温氣、如此之事、其定不一、若可忌七日歟、然者無穢可停止也、舊例如此事、或忌卅日、是雖一兩之支不具(○○)、依新物所被忌歟、或忌七日、是舊物五體多不具、又雖新物只有一兩支歟、或不爲穢、是舊骨さらぼひなどしたるにや侍らむ、此物可爲穢歟如何、被示臨案內者、可一定侍者、余(○藤原實資)答云、穢事定不似往昔、近代只以無一乎、若一足被定五體不具爲七日穢、古者不然、雖五體不具骨骨相連猶爲卅日穢、抑無指事之時、隨近代例有斷事、然而南山潔齊其愼殊勝云々、初穢疑之時、解除潔齊之後、重有斯事不快事也、重有卜筮可似重疊、殊廻賢慮可被進止、愚心所思、思惱事也、又骨已有濕氣者、若卅ヶ日內骨歟、不可謂白骨、潔齊停不事、取案內返報之、今夕以陰陽師可令卜筮、

〔日本書紀神代一〕生月神(○中略)其光彩亞日、可以配日而治、故亦送之于天、次生蛭兒、雖已三歲、脚猶不立、

〔賤者考〕是ら人〇乞丐の外にも、乞丐中に、盲聾啞瘂孫手指覺跛疾(大儒條)のくさぐさ見るにもいぶせきもの多し、前條にいふ覿物師の團に入るべきもありぬべし、つれづれ草に、東寺の門のほとりにかゝる者の集ひ居たるを、はじめは希有に珍らしと見ゐけるが、ほどなくいぶせくなりて、常に異なる物はよしなかりけりと思ひなして、家にかへりて、つねはめづらしとめで植たりし奇樹などを、皆堀出し捨たりと見えたるが、げにさもあるべし、昔よりかやうの者は門のほとりなどによりて、雨露をしのぎもするものなり、跛疾は片羽の意にて、鳥などより出し辭ならむといへり、今に篤疾廢疾といふ下に種類をも出せり、謠曲に弱法師とあるも此類と見ゆ、狂人癡子情狂も女丐は殊に見るもいぶせくうるさし、これらまではたゞちに憂を告て、米錢餐餘弊衣汚帶をも乞ふ者なり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕倚人(かたわ)の　踦(音奇倚反)　俗云片輪(加太和)　言如車一輪不行、
支體不具謂之倚、穀梁傳云、季孫行父禿、晉郤克眇、衞孫良夫跛、曹公子手僂、同時聘于齊、齊使禿者御禿者、眇者御眇者、跛者御跛者、僂者御僂者、蕭同叔子處臺上而笑之、客不悅而去、齊人曰、齊之患自此始矣、

〔枕草子四〕ありがたきもの
舅のくせ、かたはなくて、かたち心ざまもすぐれて、世にあるほどいさゝかのきずなき人、

〔源氏物語六末摘花〕まろ(〇源氏)がかくかたわに成なんとき、いかならんとの給へば、うたてこそあらめとて、さもやしみつかむとあやうく思ひ給へり、

〔源氏物語二十二玉鬘〕いみじきかたわのあれば、人にもみせであまになして、わがよの限はもたらんといひちらしたれば、故少貳のうまごは、かたわなんあなる、あたらものをといふ、

〔信長公記八〕天正三年、去程に、哀成事有、美濃國と近江の境に山中と云處あり、道のほとりに、頑者(カタハモノ)

窓に、日本堤にさしかゝれば、呼繼番屋の行燈、星の連る光り、往來のしげきは、岸根の蘆の友摺さわぎ、中間の妾宿ありて、此所を忍び道具を萬かしける、或は長老の髭かけて、戀の奴となるもあり云々と見え、又西鶴二代男貞享元年印本八の卷、土手の數番屋なり日本堤燈うつりて竊賣の里童子、澤の蓮葉かをり色こそ見えね、鞘とがめに水雞も叩て逃る聲、忍ぶ人の爲とて、懸髭布頭巾賣など云云とあれば、燒印編笠の類にて、泥町の茶屋或は船宿にて、貸もし、うりありきもしたるなるべし、作り髭は俳諧の發句におほく見えたれど、懸髭はいと稀なり、

七百五十韻延寶九年印本

前句　玉樓金殿耳せゝをみがきし　　春澄

附句　久堅の雲の掛髭時めきて　　政定

耳せゝといふにかけ髭とつけたり

〔増補下學集上二支體〕片破カタワモノ

〔書言字考節用集五肢體〕片輪カタワ本朝俗斥二五輪不具者一云爾　跡

〔倭訓栞前編六加〕かたわ　演繁露にいふ、畸人是也、不具をいふ、猗或は缺をもよめり、片輪の義、車によていふ事、砂石集に見ゆ、公羊傳にいふ、隻輪也、佛書に五體を五輪といへばさら也、源氏にあるかたわやと見えたり、

〔雅言集覽十五加〕かたは　殘人

〔和字正濫抄四〕中下のは

片羽者かたはもの　うつぼ物語の歌に、矢につけて、かたはとよみたれば、矢のかた方のはねなきは用なきものなれば、それよりかたはと云ふことは出來歟、又矢にはぐも、本より鳥のはねなれば、片羽なき鳥よりをこる詞歟、

作髭

方ヲ載ス、然レドモ老テ鬚髪ノ白クナルハ常也、何ホド烏髪ノ藥、及酒藥ヲ服シテモ、多ハ黒ニ變ズルコト少ナリ、諸書ニ白髪ヲ染ノ藥方ヲ載セ、或ハ藥肆ニ販グ、其應驗如レ神、サレドモ染テ黒メタルモ毎日ホド經レバ、其髪根ノビタル所白キ者也、老テ鬚髪ノ白クナルハ、血ノ潤澤枯涸スルノ事ニシテ、冬ニ成テ草木ノ枯槁スルニヒトシケレバ、何ホドノ水ヲソヽギ培養シテモ、冬枯ルル所ノ草木ニ益ナキニ等シカルベシ、總テ人父母ヨリ稟受スル所ノ形體、自然ト厚薄アル者ニシテ、其衰ル所モ薄キ所ヨリ始ル者也、是故ニ或ハ目ヨリ先ニ衰ル者アリ、齒ヨリ先ニ衰ル者アリ、耳ヨリ先衰ヘ、髪ヨリ先衰フ者アリ、是ヲ以テミレバ、鬚髪ノ白コト、病トナシテ治スルニ及マジキコト也、壯年ノ人髪中ニ白髪少々生ズル者アリ、和俗若白髪(ワカシラガ)ト云、是不レ治シテ可也、四十許ヨリ鬚髪白キ者ハ、血虚腎虚ニ屬スレバ、八味丸等ヲ用ベシ、諸ノ方書ニ烏鬚髪ノ藥方載ス、可二參考一、

〔南嶺子　二〕古來は、鬚髪悉剃を僧形とす、日本書紀、古人大兄皇子詣二於法興寺佛殿與一レ塔間一、剃二除髯髪一、披二著袈裟一と見へ、同紀、天武天皇いまだ大海皇子とて、東宮の時、天智天皇の疑ひを散せんとて、剃二除鬚髪一とありて、ひげかみと訓じたり、因果經曰、過去諸佛、爲レ成二就無上菩提一故、捨二飾好一剃二鬚髪一下略云々、然るに今世の僧、信を售んために、わざと鬚をのばし、頭は僧、身より下は俗髯をかざる、猶致の射られし槐といふは、形の定らぬ物の名といふ說も侍れば、かゝる類もその部に入べきか、

〔還魂紙料　上〕懸髭

昔の男子は髭を好、その際の美しからんことを嗜がゆゑに、常に毛拔をはなたず、既に客を招請するとき、烟草盆に毛拔をそへて出し、とぞ、是を書院毛拔と云、(書院毛拔の名、下に引し四季ばなし、西鶴置土產に見えたり、)されば髭なき者は、墨にて髭を作りし遺風、近年まで町奴といふものにありて、よく人の知るところなり、又一種懸髭といふ物あり、是は紙にて髭の形を製、紙捻にて耳よりかけて編笠を打かぶり、遊里へ通ふ者なんどが、人目を忍ぶ便としたるものなりとおぼし、四季ばなし(貞享年間印本)一の

も有べければ、異相なる人ありて、頭毛をぬき、髭をはへさせたらんには、皆人髭はへて昔男のなりひらとやいはん、

〔醒睡笑二 貴人之行跡〕大名の世にすぐれて、物見なる鬚をもちたまへるあり、あまりにひげをまんじ、來るほどの者に、我がひげをばなにといふぞと問ひたまふ、たゞ世上に殿樣のおひげを見るものごとに、から物と申さぬ者は御座ないと申しあへり、大名うちゑませたまひ、げに誰もさいふよと、ひげをなで〳〵して、そこなる者こえよと、まねがせたまひ、身ちかくよせ、さゝやきて、みづからひげをとらへ、弓矢八幡日本物ぢや、

〔秇苑日渉 三〕男子剃面

黄門侍中剃面傅粉、漢以來已有之、在我邦公卿以下皆剃面、未詳所始、多武峯護國院所藏鎌足公像、大條不退轉法輪寺所藏業平像、河內道明寺所藏菅公像、皆有鬚髯、則似當時未剃面矣、士庶剃面、蓋始于近代、土佐又平所畫人物、皆有鬚髯、則當時士庶未剃面、可以見已、洪邁俗考曰、世說載、何晏潔白、魏帝疑其傅粉、以湯餅試之、其拭愈白、知其非傅粉也、考魏略、晏自喜動靜、粉白不去手、則知晏常傅粉矣、前漢佞幸傳、籍儒閎孺傳脂粉、以婉媚幸上、此不足道也、東漢李固傳、章曰、大行在殯、路人掩涕、固獨胡粉飾貌、搔頭弄姿、槃施偃仰、從容冶步、略無慘怛之心、顏氏家訓、梁朝子弟、無不熏衣剃面傅粉施朱、以此知古者男子多傅粉者、

〔武江年表 七〕文化十年五月、愛宕山別當圓福寺にて長鬚會あり、秋田侯の侍醫大關大中といふ人、所々の髭長き老人を集めて、書畫の會を催す所なり、

七十にみとせの花を咲そへてまたなゝそぢの月をながめん

〔牛山活套 中〕鬚髮

鬚髮ノ病ト云ハ別ニ苦コトナシ、只鬚髮ノ白ヲ世俗嫌故ニ、諸ノ醫書ニ皆白ヲ變ジ黑トナスノ

つゝ云々、

(慶長見聞集四)當世男髭なき事

見しは昔、愚老若き比、關東にておのこのひたひ毛、頭の毛とは、髮剃にてもそらず、けつしきとて、木を以てはさみを大にこしらへ、其けつじき、頭の毛をぬきつれば、かうべより黑血流て、物すさまじかりしなり、頭はふくべの如しとて、毛のなきを男の本意とす、拔髭はへたる男をば、面にく體髭男と云てほむる、皆人ひげを願ひ給へり、〇中略ひげはへたる人は、自慢顏して、氣晴ては風新柳の髮を梳と作れる詩の心も面白し、昔賴義、貞任宗任を責られしとき、度々におよんで、十人の首を髭共に切たる劍あり、故に髭切と名付、源氏重代の寶劍、奧州の住人文壽といふ鍛冶鑄たり、此等も髭のいとくならずやなど、いひて、明くれ髭をなであげて、おろしひねり給ひける、又ひげはへぬをば、おんな面と云て、あざらひ笑ふ、催馬樂に、げふくなうとは髭なきとも有、万葉に、かつまたの池はわれしる蓮なしまかいふ君が髭なきがごとく、とよめり、然るに髭はへぬ男は、一期の片輪に生れけることとの無念さよ、女づらを見らるゝ、口惜さよと、人の餘所ごといふをも、我髭のことが、はづかしさの、おもひ内にあれば、色顏にあらはる、されば天正の頭ほひに、小田原にて、岩崎嘉左衞門、片井六郎兵衞といふ者、ざれ言を云あがりていさかふ、嘉左衞門に髭なし、六郎兵衞あの髭なしと惡口しければ、卽時にさしちがへ死たり、さる程に、男たる人の髭なしといはるゝは、をく病ものといはるゝほどのちじよくと思ひたまへり、故に髭なき男は、あはれ髭はゆるものならば、身をまろかへて、毛髮をはへさせばやと願ひたり、此十四五年此方、頭に毛のなきを、年寄のきんかんつぶり、はへすべりなど、あだ名を云て、若き人たち笑ふ、拔髭はへたるつらは、どんなるつら、えぞが島の人によく似たりといひならばし、上下の髭を殘さず、毛拔にてぬき捨る、然間笠を著、頭包たる人をみれば、法師とも男女とも見分がたし、されどもむかしに返る事

候ヘバ、私ニハ刷難存候テ、一方ヲバ其マヽ殘シ置、一方ハ吏部ノ御下知ニ從ヒ刷申タルニテ候、至晴久公ヲ侮リ奉ルニモ非、又狂氣仕タルニモ候ハズト答ヘケリ、晴久是ヲ聞給ヒ、暫目ヲ塞テ御坐ケルガ、唯左右共ニ剃候ヘトゾ宣ケル、又吏部ノ驕超過シケル事多キ中ニモ、五町十町タリト雖、目路ノ及所ヲバ、下馬サセラレケル程ニ、往還ノ僧俗男女是ニ迷惑シケル、

〔柳亭筆記中〕宗祇の蚊屋附　宗祇髭

菊のちり　その女

青柳も宗祇の髭の匂ひ哉

とく〳〵の句合

髭宗祇池に蓮ある心哉

昔の人は髭を貴て、よき男の髭のなきは、池に蓮のなき如しと歌にも詠り、宗祇の髭は香を留ん爲とあれば、よきとり合なり、

〔骨董集上編上〕髭男

見聞軍抄慶長十九年印本に云、見しは昔、關東にて、髭男をば、おもてにくてい髭男といひて、ほむるゆゑに、諸侍髭を願ひ給へり、ほう髭をば、鐘馗髭とて、諸人好む、鬼髭左右へわかれなどゝ、古記にあるは、此髭の事なり、あごさきの髭をば、天神髭とて、武家にはさのみ好みたまはず云々、かくいへる詞のはしに、當時の風體見つべし、古畫を見るに、髭なき男子はまれなり、昔は髭うすき者は、假髯をさへしたりとぞ聞ける、西鶴大鑑にも、髯男のことみえたり、

〔貞丈雜記二人物〕一髭をぬき、又そる事は、近世の事也、京都將軍の時代の人は、皆常にひげ有りし也、走衆故實に云、御成在所にて、御供衆走衆座敷替事、普廣院殿樣〇足利義教御代鎌田殿故也、大御酒ありて還御をも不知、御えんにあふのきてねられ候ひげを、公方樣らつそくを被取、やかせられ候

ヲ作損ジタル如ナル武者ノ、眼サカサマニ裂、鬚左右ヘ分レタルガ、火威ノ鎧ニ龍頭ノ甲ノ緒ヲ縮、六尺三寸ノ長刀ニ、四尺餘ノ太刀帶テ、射向ノ袖ヲサシカザシ、後ヲ屹ト見テ、遠矢ナ射ソ、矢ダウナニト云儘ニ、鎧ツキシテ上ケル處ヲ、

〔太平記十八〕春宮還御事附一宮御息所事

船ノ中ナル者共ガ、アハレ大剛ノ者哉、主ノ女房ヲ人ニ奪ハレテ、腹ヲ切ツル哀サヨト沙汰スルヲ、武文ガ事ヤラントハ乍聞召、其方ヲダニ見遣セ給ハズ、只衣引被テ、屋形ノ内ニ泣沈マセ給フ、見ルモ恐ロシク、ムクツケ氣ナル鬚男ノ聲最ナマリテ、色飽マデ黑キガ御傍ニ參テ、〇中略兎角慰メ申セ共、御顏ヲモ更ニ擡ナセ給ハズ、

〔北條五代記二〕福島伊賀守河鱸を摘手柄の事

いせ備中守、山角紀伊守、福島伊賀守三人は、氏直はたもとの武者奉行、此等の人は數度の合戰に先をかけ、勇士のほまれをえ、其上軍法をしれる故實の者也ていれば、伊賀守は生れつきこつせんと異樣にして、大男大鬚有て、形體風俗人にかはつていちまるし、

〔陰德太平記二十三〕尼子晴久殺新宮黨事

中井平藏兵衛トテ、大鬚ノ男アリ、劉曜季珪ガ美鬚ニモ可勝ト掻撫空嘯テ居タリケルニ、式部大輔、中井ト喚レケレバ、應諾シテ出來レリ、式部、中井ガ鬚ヲ取テ疊ノ上ニ捻付、醜キ鬚ノ立樣哉トシタヽカニ被呵責クリケルヲ、中井ヨニ口惜ク思ヒ、刀引拔眞中突貫テントハ思ケレド、大力ノ早業ナレバ、流石ニ恐シクテ無力、赤面シテ退出シケルガ、翌日晴久ノ前ヘ出仕スルトテ、右ノ鬚ヲバ其儘殘置、左ノ方ヲ剃テ出ニケリ、晴久是ヲ見テ、中井ガ鬚ノ剃樣ハ晴久ヲ侮ニヤ、又狂氣セルニヤ、其意趣ニ由テ可行罪科ト、以外ニ怒リ給ケレバ、中井謹テ答申ケルハ、昨日吏部、私ノ鬚ノ立樣ノ惜サヨトテ、御折檻候ツル間、左右共ニ剃可申トハ存候シカ共、且ハ晴久公御存ジノ鬚ニテ

〔榮花物語十三木綿四手〕こよひの御有さま、〇小一條院かならずゑにか丶まほし、御とし二十三四ばかりにおはしませば、さかりにめでたく、ひげなどすこしけはひづかせ給へる、〇下略

〔榮花物語三十四暮待星〕いかでかくこのおとゞ〇藤原教通ひげがちにて、ば丶もなきこをおぼしたてけん、てなどかき給へるさまよと、おぼしめしけり、

〔古事談二臣節〕小野宮大臣〇藤原實賴愛遊女香爐、其時又大二條殿〇藤原教通愛此女、相府香爐被問云、我與鬚愛何乎、汝已通大臣二人、〈二條關白鬚長之故稱也〉

〔今昔物語二十三〕陸奥前司橘則光切殺人語第十五

今昔、〇中略歲三十計ノ男ノ鬢鬚ナルガ、〇中略鹿ノ皮ノ沓履タル有リ、

〔宇治拾遺物語十一〕今はむかし、村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり、〇中略ひげもあかくてながかりけり、こゑははなごゑにてたかくて、物いへば一うちひゞきて聞えける、あゆめば身をふり、かたをふりてぞありきける、色のさめてあをかりければ、あをつねの君とぞ、殿上の君達はつけてわらひける、

〔橿園隨筆上〕あやしきかたち

平家物語、〈さつまのかみたゞのりのことを、しのんで顚朝なれらふところ、〉ひげをばそつて、もとゞりをばきらぬをとこなり、なにものぞととひ給へば云々、其ころひげをそりたるは、かたちを見しられじと、ことにせるもの丶わざなりけらし、

〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事

本間小松ノ陰ヨリ立顯レ、〇中略志ス處ノ矢所ヲ少モ不違、鎧ノ弦走ヨリ、總角付ノ板マデ、裏面五重ヲ懸ズ射徹シテ、矢サキ三寸計チシホニ染テ出タリケレバ、鬼歟神歟ト見ヘツル熊野人、持ケル鉞ヲ打捨テ、小篠ノ上ニドウト臥ス、其次ニ是モ熊野人歟ト覺ヘテ、先ノ男ニ一カサ倍テ、二王

〔壒嚢二十三〕一鬚シタヒゲ髭クチヒゲ文字不同、詩文にも倭俗つかひ誤りて、笑しき事間々あり、

〔本朝無題詩二人倫〕傀儡子　中原廣俊

賓色丹州容忘醜、丹波國傀儡女、容白皙醜故云、得名赤坂口多髭、參河國赤坂傀儡女中、有多口髭之者、號口髭君故云、

〔古事記上〕故各隨依賜之命、所知看之中、速須佐之男命、不知所命之國、而八拳須。至于心前、啼伊佐知伎也、自伊下四字以音

〔古事記傳七〕須は鬚の本字にて、說文に面毛也と注せり、漢書注には、在頤曰須、在頰曰髯などあり、〇中略或人、比介ヒゲには鰭ヒレ毛ゲの意と云り、然有むか、又秀シ毛ゲにてもあるべし、

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略是時素戔嗚尊年已長矣、復生八握鬚髯、雖然不治天下、常以啼泣恚恨、故伊弉諾尊問之曰、汝何故恆啼如此耶、對曰、吾欲從母於根國、只爲泣耳、伊弉諾尊惡之曰、可以任情行矣、乃逐之、〇中略

一書曰、素戔嗚尊曰、韓鄕之嶋是有金銀、若使吾兒所御之國、不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚髯散之、卽成杉、又拔散胸毛、是成檜、尻毛是成柀、眉毛是成櫲樟、已而定其當用、乃稱之曰、杉及櫲樟此兩樹者可以爲浮寶、〇下略

〔田邑麻呂傳記〕大納言坂上大宿禰田邑麻呂者、出自前漢皇帝廿八代、〇中略大將軍身長五尺八寸、〇中略目寫蒼鷹之眸、鬢繋黃金之縷、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年十月三日己卯、正五位下行內藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、廣泉者左京人也、〇中略廣泉樂石之道、當時獨步、齡至老境、鬚。眉。皎。白。皮。膚。光。澤。體氣猶強、卒時年七十六、撰攝養要決廿卷、行於世矣、

〔三代實錄二十四清和〕貞觀十五年八月廿八日庚申、從四位上行彈正大弼橘朝臣貞根卒、貞根者、左京人也、越中守從五位下宗嗣之子也、美。鬚。髯。身長纔五尺、腰圍甚大、

松平肥後守足輕見部源八妻つるといふ者、もと相州出生のよし、一體血の道持病にて、兎角氣をふさぐ證なりしに、三十五六歲の頃より頭髮常より殊の外伸び、五十五六歲に至り、凡髮の長さ六尺餘りに成り、結びし餘り疊を曳ごとくなれども、固より病證なればにや、少しも無理におさめなどすれば、即時に氣分あしく、夜分なども臥せる夜具など疊みし上に倚かゝり、漸々眠に就けり、さるあひだ食事の世話などはせしかど、他行は決して許さゞりしよし、是亦一奇病なるべし、

髭鬚

〔新撰字鏡　頁〕髭（子之反、平、口上毛、加美豆比介、）

〔倭名類聚抄　三毛髮〕髭鬚　說文云、髭（子移反、和名加美豆比介、）口上鬚也、鬚髯（上音須、下音冉、和名之毛豆比介、）頤下毛也、

〔箋注倭名類聚抄　二毛髮〕所引須部文、原書髭作頾、按玉篇云、頾或作髭、原書鬚作須、按須本訓頤下毛、借爲頾字、故須髮之須、俗從彡也、釋名、口上曰髭、髭姿也、爲姿容之美也、○中略　鬚俗須字、髯同頾並見廣韻、原書云、須面毛也、又云頾頰須也、二字異訓、此鬚髯二字連文、訓頤下毛、與原書不同、按禮記禮運正義引說文作鬚謂頤下之毛、其訓與此合、今本說文作面毛、恐誤、然單訓鬚字、不連訓髯字、釋名亦云、口上曰髭、口下曰承漿、頤下曰鬚、在頰耳旁曰髯、然則鬚左頤下、髯在頰、不在頤下、源君連引非是、但郭璞注西山經云、髯咽下須毛也、與說文釋名異、釋名又云、鬚秀也、物成乃秀、人成而須生也、亦取須體幹長而後生也、又云、髯隨口動搖冉々然也、

〔類聚名義抄　三彡〕髭（音茲、カミツヒケ、ヒケ、）髭（正）髭、髭、髭（俗）鬚（音須、ヒケ、或頾、和ミ、）鬚　髯（如占反、頰毛、ヒケ、髭、シモツヒケ、ホヽカミ、）

〔伊呂波字類抄　加人體〕髭（カムツヒケ、亦作頾、）頾（同）　〔同　志人體〕鬚髯（シモツヒケ）

〔下學集　上支體〕鬚（ヒゲ）　髭（二字義同）

〔增補下學集　上二支體〕髭（カミツヒゲ、口上鬚也）　鬚（シモツヒゲ、頤下毛也）　髯（ホウヒゲ）

〔倭訓栞　中編四加〕かつらひげ　源氏に見ゆ、鬘鬚の義也、細流におもづらひげ也といへり、

〔幽遠隨筆 下〕今世に、こと男したる女をとらへて髪切事あり、さる事もいにしへより有けることにこそ、新續古今に、

あひしれりける女の、おとこに髪切られぬときゝて、つかはしける、　大藏卿胤村

ちはやぶるかみもなしとかいふなるをゆふ計だに殘らずや君、とあり、ゑぞが島といふ所には、女のふた心有ものは、とらへて髪を燒つくすとかや、近頃商人船に乘て、とほつあふみの海をわたりける人の、はやちに吹れて、蝦夷島に流れ行けるが、彼島にひとゝせ計居て、さる事ども見けるが、歸りて後物がたりしけり、

〔松屋筆記 七〕男に髪切られし女

實方家集に、小一條院に宮内といふ人、男に髪きられたりときゝて、

よそながらきえみきえずみある雪のふるの社のかみをこそおもへ、と有、こは今世にも例あること也、

〔歷世女裝考 四〕婦人貞操の爲に髪を截る

夫うせて妻髪を截るは、古今の通義なり、又貞操義心の爲にする事、今も往々聞ゆ、

〔松屋筆記 六十六〕女子髪を切て男に送る事

今俗男女口舌を生じ、或は心を通するに、髪を切て男に送る事あり、通鑑綱目四十三百五十八丁オ唐玄宗天寶五年の條に、楊貴妃件旨遣歸於外舍之後、妃對使者涕泣曰、金玉珍玩皆陛下所賜、惟髪者父母所與、乃剪髪一繚而獻之と見ゆ、

〔居龍工隨筆〕羅漢祖師の頂を高く繪る事、木にきざめるも、寄所ありてなり、總て物に工夫をこらし、晝夜寢ぬ事の多くなれば、自然と頂ぬけ上りて高くなるものなり、

〔近世百物語 上〕婆體三千丈

〔鹽尻四十二〕一孝德天皇詔りして、凡死せる者の髪を剃、所々猥に埋む事を禁せられしも、末世には知る人なし、

賢按、今の庶人悉く剃髪させる事は、切支丹御吟味已來、浮屠氏の手に渡り、宗旨改の掟より、旦那寺髪剃といふ事始しよし、其以前は百姓共、村はづれの入會の地へ穴を堀、同穴とて一所に葬し事也、尤銘々墓印の石碑等もなし、板佛といふことのあれども、是も上へ建るものにてなし、埋候上へ入て、土中へ埋る事也、

〔天保集成絲綸錄八十一〕享和二戌年五月

町觸

近頃女子之髪之飾に縮緬之色切を裁切、又ハ絞などいたし候切を、髪之飾に用候やうに拵賣出候有來元結類之紙細工にいたし候、切類に而拵賣出候も、決而いたす間敷候、此旨町中可ニ觸知一者也、

戌五月

〔鹽尻四十〕五味蔓を以て、○註略今男女盛に髪をかたむ、是も中世よりせし事と見へたり、比日は三州某の谷、びなんかづら取盡しけると、京師難波東都はさら也、所々の都會及び田舍のすへぐに、婦人是を用ひざるはなしとかや、是も又一時の笑草といふべきにや、

賢按享保の頃、予が見し時のびなんかづらは、髪を固るものにてはなし、男女とも髪を結上げて、艶を出すに、上へ引事なりし、元文の頃より一變して、透油のごとくゆるきびん出しといふ油はやりて、段々びなんかづらすたりて、今はびなんかづら賣ものもなし、びなんかづらを出すかづらつぼといふ燒物の灰吹のごとくなるものありしが、いつとなく此品も今はすたりたり、今もびなんかづらを看板に出し置は、兩替町の下村が見世計なりしが、今は有やなしや、

手前行、予不覺從之走、極力奔馳、相去只數武、卒莫能及、小住歩、則又轉身擧手招我而笑、又不覺隨之去、經過衢巷、了無所覩、兩傍都作肉紅色、中一線路、亦無一人、惟戴笠者在前、行多時、渴不可耐、見道傍有水、急俛而飮之、初不知其臭穢也、其人來力挽、俄一拄杖老人喝之、遂不見、予已臥不能起、張目四顧、則閧鬪喧塡、車馬奔驟矣、但四肢倶頓、欲言舌本强、不可挽耳、後亦平復無他、（淸天淺浮提散人戲編秋坪新語卷二）

〔醍醐隨筆 下 末〕一ある人のめしつかひける下女、日くれて閨に入て髮を梳りぬ、灯もなくてくらかりしに、けづる度に髮の中より火焰はらはらとおつる、おどろきてとらんとすればきえてなし、又梳れば又出る、螢などのおほくあつまりて、飛散がごとし、件の女はしりてあるじにうつたふ、一家ことごとくあつまり見て、ためしなき物のけなりとて、彼女を追うしなふ、女なくなくまどひありきけるが、如何はなたりけん、富家の妻と成て子孫さかへけるとぞ、代醉編に、王行甫がいひけん、家兄嘉甫が衣を解は、つねに火星まろび出る、又頭を梳れば髮髻の中より晶熒流落す、これは陽氣茂爍の給也、貴徵にあらざれば壽徵なりと有、件の女すこしもたがわず貴徵にやとおぼふ、又博物志に、積油滿万石、自然生火といへり、むかし晉の武庫やけぬるを、張華油幕万匹を積める故也といふ、此等をもて見れば、女つねに髮に油をつけぬるが、溫熱にむされて髮髻より火星いでけるにや、さからば女ごとにさか有べきに、いづれいぶかしき事也、

〔先哲醫話 上〕和田東郭

一閑齋（○松原）門人橋詰順治、治一婦人頭髮發火、每梳之覺火氣、至夜卽見光、與三黃加石膏湯痊、予親見一婦、歸家衣裏有爆聲、投之暗處、皆見火、此皆肝火之所爲、不足怪矣、

〔常山紀談 二十一〕木村（○成重）が首を、御前（○德川家康）に出すに、髮にたきしめし奇南香の薫せしかば、御感あり、

きかでさて有けり、よふけて刀自がつぼねへ來たり、人々はやふしたまひぬ、おこともふしねといふに、おどろきて、いぬきもわがへやへ行ければ、刀自はおのがふしどにいりにけり、やゝありていぬきが聲して、あはやとさけべども、例の翁丸がものむさぼりに來るなめれと驚かで、刀自はかうよりに火ともしにかしこへ行て、いぬきがたえいりたるかたへに、黒かみのおちゐたるを見て、すはものゝけこそあなれとよばひけるにおどろかれて、とみにはしりつどひて、引たてたれど、いぬきはつや〱ものもえいはず、い、ざりいでゝよゝとなく、ことのやうをとひはべれば、たゞ物のありて、かたのあたりへさはりけるやうにおぼえけるに、はや髪はきられたりければ、絶いりつと、わなゝく〱かたりける、かゝる事は野ぎつねなどのわざにて侍るよし、人の申ければ、

またきにもきつにはめけりうば玉の夜もふけぬまに落る黒髪

享和元冬　　間宮士信識

〔半日閑話十六〕文化七庚午年四月廿日の朝、下谷小島氏(富五郎)家の婢(小女なり)朝起て玄關の戸を開んとせしに、頻りに頭重く成樣に覺えしが、忽然として髪落たり、分々の髪切れたるは、ねばりけ有に、臭氣あるものなれど、左にはあらずと云、(去年小日向七軒屋敷間宮氏の婢のきられしは、宵よりしきりにねむけ有てきられしと云、)

〔一話一言十七〕剪髪

甲午夏、忽傳、有妖剪人辮髮、婦女割其衣底襟、一時甚喧、官捕無獲、久之漸懈、而妖亦絶、方其擾也、兵部侍郎何公之婿某、適出門送客、忽狂奔不止、僮僕挽之不及、尾行十餘里、進内城、至東單牌樓、道旁有飲馬污水滿溝、某俛身掬飲、遂倒地臥不起、市人聚觀、見其冠服鮮好、兩目瞪視不能言、相顧莫測、已而奴僕追至、覓車載歸、及撿視辮髮則其半烏有矣、以冷水沃之、復噀其面、中夜甦、而言曰、初送客升車欲返、見一著繭紬長衫人、戴草笠、黑面短髯、立數武外、對之而笑、心中已搖々無定、遽忽轉身招

ヒケレバ、アハレナルコトニコソトテ、ウチナミダグミテ、事ニフレテナサケアリテゾハグヽマレケル、サル程ニ本國ニ關所有ケル父ガ跡ヨリモ大ナル所ヲ、秋ノ毛ノ上ヘヲ給テ下ルベキニテ有リケレバ、用途馬鞍ナンド沙汰シタビテ、イカニ女ハグシテ下ルベキカト問ハル、コノ二三年ワビシキ目ミセテ候ツルニ、具テ下候テ、早ク飯クハセテコソ、心ハ慰候ハンズレト申ケレバ、イミジク思ハレタリ、ナサケノ色返々哀トテ、女房ノ出立モセヨトテ、コマ〴〵ト馬鞍用途マデ沙汰シタビケリ、有難キ賢人ニテ、萬人ノ父母タリシ人也、

〔諸國里人談二妖異〕髮切。

元祿のはじめ、夜中に往來の人の髮を切る事あり、男女共に結たるまゝにて、元結際より切て、結たる形にて土に落てありける、切れたる人曾て覺へなく、いつきられたるといふをしらず、此事國々にありける中に、伊勢の松坂に多し、江戸にても切れたる人あり、予がしれるは紺屋町金物屋の下女夜物買に行けるが、髮を切れたる事いさゝかしらず宿に歸る、人々髮のなきよしをいふにおどろき、氣をうしなひたり、その道を求るに、人のいふに違はず、結たるまゝに落てありける、其時分の事なり、

〔半日閑話十二〕四五月〇明和五年の間、髮切りはやる、人々の髮自然と脱落す、是を髮切と云、

〔續視聽草初集十〕髮きり

くすしのとぶらひてかたらふをきけば、此ごろ東の臺にものゝけの侍りて、をうなの髮きられたり、かうやうのこと世にもおこなはれはべるといふを、さる事はをこのものゝいひのゝしるわざにて、まことにはあらじと聞すぐしはべりし、その夜また人のとぶらひて、大みきくみなどしけるに、いぬきがあらぬこそあやしけれと聞えければ、よべよりつぼねにありと聞ゆ、まろうどのまうで給ふに、かゝるわたくしのいとなみこそうしろめたけれど、刀自がいましめをもえ

于我今盛世繁華中、一沐三起亦不敢矣、

〔醫心方 四〕治髮令生長方第一

病源論云、髮是足少陰之經血所榮也、血氣盛則髮長美、若血虛少則髮不長、故須以藥治之令長也、

治髮令堅方第三

延壽赤書云、大極經曰、理髮宜向天地當數易櫛、櫛處多而不使痛、亦可令待者櫛之取多佳也、於是血脈不滯、髮根當堅、

〔文德實錄 九〕天安元年三月辛丑、太政大臣〈〇藤原良房〉重上表曰、臣良房言、〈〇中略〉臣拔自常才、忝此重任、〈〇中略〉上爲國家、下爲己身、寢食頓減、初感泉企之得官、頭髮併華、偏同韋謏之題殿、

〔沙石集 三上〕忠言有感事

同キ〈〇北條泰時〉御代官ノ時、鎭西ニ父ノ跡ヲ兄弟相論スル事アリケリ、父貧クシテ所領ヲウリケルヲ、嫡子カシコキモノニテ、マヅシカラヌマヽニ、コレヲ買テ、還テ父ニシラセケリ、カヽリケルホドニ、イカナル子細カアリケン、弟ニ跡ヲサナガラ讓ヌ、兄關東ニテ訴訟ス、弟召レテ對決ス、兄嫡子ナリ奉公有リ、申所道理アレドモ、弟讓文ヲ手ニニギリテ申上ハ、共ニ其イハレアリ、成敗シガタシトテ、明法ノ家ヘタヅ子ラル、法家ニ勘ヘ申テイハク、嫡子也、奉公有トイヘドモ、父スデニ弟ニ讓ヌ、子細有ニコソ、奉公ハ他人ニトリテノ事也、子トシテ奉公ハ至孝ノツトメ也、弟ガ申所道理ナリ、仍弟安堵ノ下文給テ下リヌ、泰時コノ兄ヲ不便ニ思ハレケレバ、自然ニ闕所パシモアラバ、申アツベシトテ、我內ニオキテ衣食ノ二事思アテラレケリ、名人ナル女ヲカタラヒテ、アヒスミケルガ、彼女モマヅシキモノナリケル事ヲ、雜談ノ次ニ人々申出テ、アノ殿ノ女房ハ、イタヾキニ毛一モナキトコソ承ハレト云、泰時イカニト問ハル、二人ナガラ、マヅシク候ホドニ、下人ハ一人モ候ハズ、ワレト水ヲクミ、イタヾキ候ホドニ、頭ニハ毛一モナキトコソ承ハレトテ、人々ワラ

を背候趣意ハ同樣ニ付、吟味取掛候節ハ、爲結候者も、是又咎候ハ難通筋ニ有之處、素下賤之婦女子、何之辨も無之、程經過候得バ、不苦樣ニ心得違致し、終にハ雙方共、咎等請候樣成行候ハ不便之事ニ候、諸事細微未發之砌相制候得バ、咎等請候者もなく、簡易に取締も行屆候處、捨置候內、手廣に相成、年月を經候得バ、嚴禁を犯しながら常の產業の樣ニ相心得、詞等受候節に至候而ハ、俄に渡世を失ひ候樣苦情を唱候ハ、下々之情態に而、其弊深ク容易ニは難止候、都而觸申渡之行屆候と不行屆等の界ハ、全名主共心附方の厚薄により候間、其邊の儀厚相心得、以後御制禁の渡世不致樣可申諭、尤名主共の內、御用向取扱、格別精勤之ものも有之、又ハ未熟の勤方致候者も不少哉ニ相聞候處、嘗バ一方に而ハ、差はまり世話致し、一方等閑ニ致置候樣に而ハ、取計方區々ニ相成候故、人氣一致不致、ゆるやかに捨置候を歡び、取締向世話行屆候方を、却而相恨候事情ニ付、志厚ものも終にはたゆみを生じ、流弊に任置候樣成行候間、一通ニ而ハ御趣意貫通致兼可申候、依之以來之儀ハ、每月初旬定日を極、名主共宅江、銘々支配町々家主共を呼寄、支配內に御法度之渡世致し候者無之哉否、得と承糺、若紛敷儀も有之バ、得と教諭を加へ、其上にも不相用候ハヾ、召連訴出候共、又ハ書面を以申立候共、其時宜次第取計、組合內たり共、聊無遠慮心添致し、不取締之儀無之樣、此末風聞不受樣、精々世話可致候、

丑五月

〔江戶繁昌記 初篇〕女剃師

女剃師、梳粧素淡、絅單衣、抱巾箱、急趍飛展、東西莫不奔走、予〇寺門静軒尙幼矣、自今廿年前之世〇文化雖有此女業寡而其價甚貴、賤不下五十錢、今則漸滋、達於陋巷窮閭、莫不有焉、價亦從賤、大抵三十二錢、最賤十六文、嗟乎雖生而貴、執巾櫛從人者女流本事、乃今匹夫之妻、戚不復知自理頭髮、豈可不謂太平膏澤及婦人頂門上乎、或云、公擢髮起、周世之昌、周公之貴、蓋猶似自沐櫛其髮、何其陋乎、如使公生

一右親夫等　申渡背之廉ニ而過料三貫文、同等之當を以三十日手鎖、
一右家主　右同斷過料三貫文
一髮爲ㇾ結候女　是ハ髮を結渡世ニいたし候ものより品輕き方ニ付、三十日手鎖、
一右親夫等　申渡背之廉を以、過料三貫文、
右之通申付候積、町奉行衆相伺候處、伺之通可ㇾ取計旨、越前守殿○老中水野忠邦御書取を以被ㇾ仰渡候事、
但伺書ハ、法曹之帳ニ有ㇾ之候事、
天保十三寅年十月
嘉永六丑年五月三日
女髮結之儀ニ付御教諭
世話掛　市中取締掛　名主共
近年女髮結流行致し、奢之風俗に成行候ニ付、急度爲ㇾ相止候様、去子年申渡、其後相背候者共ハ召捕、吟味之上、嚴重之御仕置申付、一旦ハ相止候得共、追年相弛、當時ニ至、忍候而右渡世致し候もの有ㇾ之候段、其筋達御聽、御沙汰有ㇾ之候ニ付、夫々探索および候處、總人數千四百人餘も有ㇾ之哉ニ相聞、以之外不ㇾ相濟儀ニ付、直ニ吟味之上、嚴重之咎可ㇾ申付處、何れも困窮ものニ而、當日之營ニ差支、無ㇾ據右渡世致し、聊之賃錢を取、漸取續罷在候者共ニ而、欲情ニ泥致し成候儀ニハ無ㇾ之、殊ニ内密調有ㇾ之旨及ㇾ承、右渡世相止候由にも相聞候間、其段申上、全風聞迄之儀ニ付、格別御宥恕之譯を以、此度之儀ハ吟味之御沙汰にハ不ㇾ被ㇾ及候、右之通、追々超過致し候迄、其儘ニ致置候ハ、町役人共ニおゐても、心付方不行屆候、元來婦女子行狀ニおゐてハ、自分と身だしなみ可ㇾ致ハ勿論之儀、女髮結有ㇾ之候故、賃錢を費し、髮をも爲ㇾ結遊惰之所業に流れ、奢侈之基ひに相成候故を以、既ニ懲惡之ため、先年嚴重之御仕置等被ㇾ仰付候儀ニ而、畢竟爲ㇾ結候者有ㇾ之故、渡世致し候者も出來致し、法令

ど女髮結ひに委ぬる事には有べからず、自分々々にゆふ事なるべし、近き年は、四民とも髮結事のみにあらず、上方邊の惡風俗にうつり、人氣甚いやしくなれり、

〔寛天見聞記〕堺町近邊の三光新道に、下駄屋のお政とて、髮結錢百銅にて結しも、今は類多き故か、十六銅にて結ふも有とぞ、

〔天保集成絲綸錄八十一〕寛政七卯年十月

口達

前々より女髮結と申、女之髮を結ヒ、渡世にいたし候ものハ無之、代錢を出し結せ候女も無之處、近頃專ら女髮結所々ニ有之、遊女幷歌舞妓役者女形風ニ結立、右ニ准じ、衣類等迄花美ニ取飾り、風俗を猥し、如何ニ候、右爲結候女之父母夫等、何と相心得罷在候哉、女共萬事自身に相應之身嗜を可致義、貴賤共可心掛事ニ候、以來輕きもの之妻娘共、自身女髮結に結せ不申候樣、追々可心掛候、是迄女髮結渡世にいたし候者、家業を替、仕立物洗濯、其外女の手業ニ渡世を替候樣、是亦追々可心掛候、

右之御口達を、町々江申渡候樣にとの御沙汰ニ候事ハ、女髮結忽ニ相止候而者、不結習女共も、差當り困り可申、女髮結渡世にいたし候者も、今日より暮方ニ差支可申間、追々渡世を替候心懸いたし候樣ニとの御義ハ、全御慈悲ニ而、外渡世ニ移候樣、心懸候樣にとの御事ニ有之間、此段を相辨候樣、委敷敎聞せ可申事、

卯十月三日

〔德川禁令考五十[illegible]〕天保十三寅年十月

女髮結當分御仕置改革之儀ニ付町奉行伺濟

一髮を結、渡世同樣にいたし候女、重敲同等之當を以、百日過怠牢舍、

垢、索以絞上餘泥、更爪髮根數搔取痒、客叫快、遂向頂上灑水少許、捏巾拭之、客又叫快、乃令客更自澡、髮間爽凉淸剃生光、初櫛至此剃出主之、客遂以頭託親方手、親方更操刀虛剃、蓋以示丁寧、始施香膏、寄篦復篦、又用疏篦總會衆髮、括以假綸、又齊又櫛、終用掠頭緊括作髻、向前屈之、還挽寸許出之於後、謂之麻結、麻結有數種、曰銀杏、曰子麻結、曰丸麻結、曰知餘件麻結、曰本田、曰他發年、曰比加越、曰若追志、二十八錢從客好、雖貴客加以四錢而已、無如混堂收五節錢外、菖蒲、忍冬、桃湯等別爲貪錢工風者、獨年頭剃、客皆投賀錢、謂之初剃、自雖貧者投一二緡、居士即在一二緡列、至豪客擲數銀、〇中略 聞篦鋪今在額內者九百六十四戶、中分社四十八、額外者無慮餘二千、則通內外、其數凡三千戶、舖以業繁殿最爲差、其値率自二三百金階上一千金云、且每舖別遣一二人追戶售業、謂之循篦、〇下略

〔皇都午睡 三編 上〕江戸前髮結床は、別に安いと云は叮嚀なり、首筋耳の穴まで、細き剃刀にて自在に剃るなり、毛剃叮嚀にして渡す、床主又剃刀にて淸剃して、すくこと凡四五返にて、垢もふけもなき迄すき、それより油上方の鬢付也を附て又すき、然ふして結ふなれば、上方の存在なる、髮月代とは雲泥の相違なり、あはれ上方もこふありたきものなりかし、

〔奴師勞之〕木曾道中の髮結床の障子に、そるは千年、髮は萬年と書しもをかし、

〔俗耳鼓吹〕現金かけねなしの、かけ賣不仕候のと、いへるはきゝたれど、髮結床の定書ほどをかしきはなし、懸職一切不仕候、又靑山の菓子屋の見世に、居喰不仕候もをかし、

〔塵塚談 下〕此二十年來、〇寬政以來 女髮結といふ者出來たり、遊女は此女にのみ結することのよし、此已前より女髮結ありしことにや、予〇小川顯道 しらず、此比は江戸町々、其日暮しの婦女迄も、結する事に成けり、油元結等は此方より出し、一度の結賃百文づゝなり、昔より相應に暮す者の婦女は、毎朝髮結粉飾する事にて、今以かはらず、右髮結に委ぬる者は、持髮とて五六日に一度結よし、上方筋は一ヶ月に壹兩度も結ふよし、度々結ふものをばふたしなみと笑ふことなりとかやされ

度不慮ニ幸ひを得候儀ニ付、苦情可申筋もなく、且新床之者、右株之手ニ附候儀を拒、自分與株主ニ可相成抔、我意申張候者は、新床爲相止儀與相心得爲取調候積り、併自立之中ニ者、今般仲間入難成程之身薄之ものも可有之、右ハ新床相止、床主之手ニ附候得者、夫迄之義ニ而、元床主者、自分持場內江新床出來候得者、夫丈之助成を失ひ候委に御座候處、新ニ揚錢を取貢上者、雙力差識、如元再興可相成義と奉存候、

〔大坂要用錄三證文〕髮結床株質證文

床株質入證文之事

一誰組何橋何詰何側ニ有之候髮結床壹ヶ所株共、我等所持ニ御座候處、當何ノ何月より來何ノ何月迄、銀何程之質物ニ差入、則銀子慥ニ請取申處實正也、尤利銀壹ヶ月ニ何程宛、毎月晦日無遲滯相渡し可申候、

一御公役幷諸懸り物、萬事此方より相勤可申候、萬一元利相滯候ハヾ、右床株共致帳切、無異儀相渡可申候、爲後日床株質入證文、仍而如件、

年號月　　　　　　　　　質入主　何屋誰

　　　　　　　　　　　　組頭　何屋誰

何屋誰殿

〔江戶繁昌記二〕篦頭鋪

史進靑龍九紋翻風、忠常紅炬一把揮日、布帷紙障、綵畫爛發、各作記識、以爲招牌、戶內一邊具沐盤水甕等物、一邊安胡床、以待來客、鋪主曰親方、助業者曰剃出、鋪三之一中央安置一箇剃櫛具匣、二人夾匣而立焉、其人多蓬髮剃髮、居其職然不修之於其身、與諺所謂儒者不修身、醫者不養生、一同、執職、初下篦必自左鬢、先略櫛亂髮而始行剃刀、有從頂者、有從腮者、客聽剃出之命、頂腮全剃、遂把宮篦極力剔

朱書

新床之者揚錢勘辨方

上　　髮結持主共

此度髮結再興被仰渡候ニ付、市中髮結持主共、下職と之間柄取計振奉蒙御尋候ニ付、左ニ奉申上候、

一新規之者對談行屆、揚錢受取候上者、自然新床之分、新規修復等之砌ハ、揚錢高ニ應じ、新床借家之分者、見世丈之建坪等を見計、相當ニ割合、持主より出銀仕、新規修復致し候心得ニ御座候、

一揚錢之儀者、子年格合目當より者三割五分減じ、請取候趣申上候、乍併場所ニ寄、下職相續相成候樣、減方之見取可仕旨、持主共兼而厚申合仕候、

右御尋ニ付、乍恐奉申上候、以上、

亥八月

本小田原町壹丁目　庄三郎店　庄吉印

湯島天神門前町　家主　榮三郎印　〇中略

朱書
今般新床之儀ニ付見込伺済

一新規髮結床

此儀出床者稀ニ而、沽券地を借、下職之者、新ニ內床を取立候分ニ有之、素より揚錢者無之筈之處、前文之通、有來髮結床下職之ものより、町役人等江揚錢致し候振合を及見聞、新床之譯を以、其地面之家主、又者家主一同江揚錢致し候類、押廣まり候趣に有之、右者今般爲相止候者勿論之儀、新床之分者、現在之廉を以、其儘ニ居置、丁場境目相立、床主ハ相分り居候儀ニ付、右之株主江相對を以、輕キ揚錢爲差出候ハヽ紛敷義無之、且町內江之出錢相止、床主江之揚錢と振替り候迄ニ付、下職之もの難澁を可唱筋有之間敷、尤以來駈付、其外仲間入用ハ相掛可申候得共、此

此內床と唱候ハ、沽券地貸店之內、借家致し候髮結床ニ御座候、○下略

〔諸問屋再興調十六〕朱書○嘉永四年亥七月廿五日、淺野治兵衞を以上ル、翌廿六日都而申立候通可相心得旨、同人を以被仰渡候ニ付、其段申渡、

上　　髮結持主　候元共

乍恐以書付奉申上候

一本小田原町壹丁目庄三郎地借髮結庄吉外四拾八人奉申上候、私共職分再興御沙汰被成下置、一同御慈悲難有仕合奉存候、然ル處、市中賣買諸色直段引下ゲ之儀、乍恐厚御沙汰被為在候間、去ル寅年中、髮結錢之儀も、床ニ而壹人壹度結廿八文之處、直下ゲ廿文ニ可仕旨申上候處、其後下職共區々ニ而、追々廿八文ニ相成候間、下職共江引下ゲ之通り可致旨心付候得共、手廣之御時節故、一己存分之稼仕取用不申、奉恐入候儀ニ者御座候得共、同職談合仕候儀も行屆不申候間、疎漏ニ成行奉恐入候處、今般再興被仰付候ニ付而者、四拾九組取極候ニ付、私共下職より受取候揚錢之儀者、去ル子年中迄之格合より三割減、新床之分者三割五分減じ、又髮結錢も減方左之通り引下ゲ、已來下職末々迄、堅く相守候樣仕度、私共持場數ヶ所之內、最寄見計、四ヶ所引下ゲ方、左ニ奉申上候、

一床壹人壹度結
錢廿八文之處　錢廿文　貳割八分餘減

一廻リ丁場壹ヶ月拾五度結　但隔日
錢四百文之處　錢三百文　貳割五分減

一右同斷　但六度結
錢百四拾八文之處　錢百文　三割減○中略

候趣ニ御座候、

寛永十七年
仁左（御判）
庚辰六月朔日

髮結札
備前（御判）
駿河町　清兵衛

明暦三酉年大火之後、橋見守中絶致し、髮結共稼場混亂致し候ニ付、萬治二亥年三月、神尾備前守殿、村越治左衛門殿、御番所江願出、改御渡被下候燒印札、是を萬治札と相唱候、○中略

一享保度御渡之前、燒印札御改革前迄之品ニ御座候、札數九百六十七枚、人數七百七十人有之候處、其後追年相增、

去ル寅年、組合御停廢之節返納、

一札數千四枚

右髮結職御用筋相勤候起立ニ而、其餘髮結職之儀ニ付言上帳、付手形帳等有之候得共、强而見合ニ者難相成候間、書拔不申候、

今般問屋組合再興ニ付、髮結共床取拂切ニ成、又者新規ニ相增候も不少候ニ付、新古混じ合、再興現在之處、紛敷儀も可有之、如何ニも大勢之儀、旁凡之目當取調置候樣、御沙汰之趣を以、左ニ申上候、

一出床凡六百六拾ヶ所餘　丑年前之高

此出床と唱候ハ、町境往還之內、又者橋臺、或河岸、他廣場等見守番致し候髮結床ニ御座候、

一內床凡四百六拾ヶ所餘

申渡候間、右最寄名主共江申渡、兼て髮結共江爲心得置候樣可致、

右之通從町御奉行所被仰渡候間、最寄不洩樣早々可申通候、

寅五月

右之通、被仰渡事候、以上、

市中取締掛り　本町三丁目　名主　文左衛門　外二人

市中取締懸り　名主共

〔御觸書集覽二〕天保十三寅年十月廿一日

一市中場末町々髮結床之内、客込合候節ハ、下剃と唱、妻ニ手傳爲致候も有之趣ニ候、女共相應之手業も可有之處、右樣之手助ケ爲致候ハ、渡世柄ニも寄可申儀、右ハ男女之差別茂薄く、風俗にも拘り候儀、早々相止可申候、若相背候者有之候ハヽ、吟味之上、急度咎可申付候、此旨渡世之者共江不洩樣可申聞候、

右之通、被仰渡事候、仍如件、

寅十月廿一日

市中取締懸り繼代　深川熊井町　名主　理左衛門

牛込改代町　同　三九郎

小石川金杉水道町　同　市郎右衛門

〔諸問屋再興調十五〕四月朱書〇寛永四年十九日御直上ル、翌廿日御下ゲ、同廿一日朱書下ゲ札致し上、翌廿二日思召無之御下ゲ、

髮結職之もの、御用筋相勤候起立之儀、寛永十七辰年六月、其頃之御奉行神尾備前守殿、朝倉仁左衛門殿、御番所江被召出、町々御入用橋、左右六町之髮結江見守被仰付、燒印札御渡被下置候由申傳、丑年御改革前迄、稀に左之通札所持致し候者有之候由、尤其節古燒印札之分も、町年寄江相納

番組二十人　拾五番組二十人　貳拾番組十二人
牢御屋敷　三番組十九人　拾三番組十五人　拾六番組七人　拾八番組五人　廿壹番組四
人　吉原四人〇下略

〔諸問屋再興調十五〕囚人共月代爲摘候髮結之儀ニ付取調候趣申上候書付

市中取締掛

在牢囚人、其外遠島もの、幷佐州表江被遣候囚人共、月代爲摘候髮結差出方之儀ニ付、牢屋見廻、幷町年寄より申上候書面御下ゲ、勘辨致し可申上旨被仰渡候間、取調候處、右髮結之儀者、古來之仕來ニ而、牢屋敷より、前日髮結何人差出候樣、月番之町年寄江相達、於同所者、前々より髮結差出來候南北町々之内江申遣、其町内より月行事附添、牢屋敷江差出、代錢之儀者、町内ニ寄、不同者有之候得共、凡壹度分貳百文位より四百文位迄差遣候由ニ候處、右ハ髮結共御役ニ相勤候儀ニ者無之、町役ニ差出來候儀ニ可有之哉ニ候得共、今般無代納物、無賃人足等、都而御免被仰出、殊ニ町入用減省、地代店賃等引下ゲ方、當時御調中ニ有之候上者、以來髮結差出方之儀、牢屋敷より直ニ最寄髮結相雇、其度々人數ニ應、代錢相渡候樣取計、右入用出方之儀者、牢屋敷ニ而取調相伺候樣被仰渡、尤右髮結相對雇同樣相成候上者、取締方之儀、精々心付候樣、改而牢屋見廻石出帶刀江被仰渡候方可然哉ニ奉存候、依之御下被成候書面貳通返上、此段申上候、以上、

寅四月　原鵜右衞門　安藤源五左衞門　稻澤彌一兵衞

〔御觸書集覽一〕天保十三寅年五月

在牢囚人、遠島もの、幷佐州表江差遣候囚人、月代摘候髮結之儀、牢屋敷より相達、南北町々江申付、町役にて髮結差出來候處、今般町入用減省調に付てハ、御役にて差出候儀ハ相止メ、以來牢屋敷より最寄髮結相對にて相雇、賃錢之儀ハ、其度々人數に應じ差遣候樣、牢屋敷見廻り石出帶刀江

市中取締掛り
名主共

町々髮結床江彩色抔致し畫候障子、幷同樣之暖簾地、或ハ廣枝留等にて文字を綴、又ハ簾等江手數を懸、景樣を飾候者有之趣相聞候、右ハ今般厚御趣意被仰出候に付ては、無益之儀に付、以後有來候共、堅く相用申間敷候、若相背候もの有之候はゞ、當人者勿論、町役人共迄吟味之上、急度可申付候、此旨不洩樣、總名主共支配限り、急度可申付候、

寅三月

壹番組より廿一番組迄　世話掛り
名主共

番外　新吉原品川拾八ヶ寺門前
名主共

同年四月廿八日

右者是迄兩御役所、〇南北町奉行所幷牢屋敷近邊出火之節、御用書物爲持退、髮結人足駈付候處、都て株立候儀ハ御差止相成候に付、駈付差免候間、以來出火之節、此もの共平日病氣、又ハ差支之砌、御用取扱候代之もの江駈付申付候間、兩御役所、幷牢屋敷江駈付候樣可致、尤人數之儀ハ、兼て定置、差支無之樣申合、權威ヶ間敷儀無之樣可致、

右之通被仰付、組合不洩樣可申通旨被仰渡、奉畏候、爲後日仍如件、

天保十三寅年四月廿八日

壹番組より廿一番組迄　組々世話掛り
壹人宛連印

番外　新吉原町品川十八ヶ寺門前
同斷

右之通、被仰渡候に付、駈付人數割合左之通、

南御番所　南方　四番組八人　五番組八人　六番組八人　七番組十一人　八番組十四人　九番組十三人・拾番組十一人　拾七番組十三人　拾九番組三人　品川二人

北御番所　北方　壹番組十四人　貳番組十一人　拾壹番組十人　拾貳番組七人　拾四

大岡越前守殿御差圖

一御當地髮結共不ㇾ殘、向後出火之節、兩御番所江駈付可ㇾ相勤旨、私役所先代申渡仕、木札出來、越前守殿御番所御燒印頂戴仕候、

但此基本ハ、享保六丑年、所々橋臺髮結共、橋火消相勤候旨を以、其外之髮結共、同九辰年、願之上、出火之砌、兩御番所江駈付被仰付、右等ハ其節札相渡り候趣、其後同二十卯年、橋々受負人出來ニ付、橋火消御用無ㇾ之旨を以、本文之通、一體ニ御番所江駈付被仰付候儀ニ罷成申候、〇中略

丑二月　　館市右衞門〇江戸町年寄

〔諸問屋幷商雜類編〕天保十三寅年、髮結出火ノ節、町奉行役所、牢屋鋪、町年寄江駈付人足差出ス、

須田町貳丁目　忠兵衞店
常吉

此者儀、去丑年十二月中、十組諸問屋冥加上納金御免、都而組合又ハ、仲間ト唱候儀、難ㇾ相成旨被ㇾ仰出候ニ付、右御趣意之趣相守、新規髮結床相始、前々有ㇾ之候髮結床之分ハ、壹人分貳拾文ニ候得共、此者儀ハ、拾六文ニテ渡世致シ候趣、諸色掛名主共ヨリ申立候間、呼出相糺候處、相違無ㇾ之、且外髮結之分ハ、是迄出火之節、兩御役所、幷牢屋敷、町年寄江駈付、人足差出候處、此者儀モ同樣、右人足差出度旨申立候上ハ、差支モ無ㇾ之間、渡世差免、尤直段之儀ハ、可ㇾ成丈下直ニ相成候樣可ㇾ致、

但右申渡之趣、町年寄江も申渡置候間、同所江も相屆ケ候樣可ㇾ致、

右之通、被ㇾ仰渡ㇾ奉ㇾ畏候、爲ㇾ後日ㇾ仍如ㇾ件、

天保十三寅年二月廿八日　　右當人
町役人

〔御觸書集覽一〕天保十三寅年三月

申渡

前書之趣ニ付、諸國諸武家番人百名以上之面々、虚無僧と一役職分に相成、忍渡世にて、先君へ召通し、可₂相待₁者也、以上、

慶長八卯年、大御所様於₂御前₁本多上野介正純を以、東都酒井讃岐守殿へ仰渡置、此段道中奉行松浦越前守殿へ被₂仰達置₁候事、仍而如件、

右髪結職と相成、髪置持參して渡世之事は、萬治元年八月十六日よりはじまりしといふ、

〔我衣〕髪結ノ始ハ、寛永ノ比カ、里見家ノ浪人、在々ヘ陣幕ヲ持アルキ、傍ノ木或ハ竹ナドヘ結付、百姓ノ髪ヲ結テ渡世ス、是ハ何國ニテモ構ハズ只人通リアル所ヲ見カケテスルコトナリ、髪結床ノ長暖簾是ニ本ヅク、其後江戸ノ始、赤羽根ノ床最初ナリ、是モ幕ヲハリテ結ヒタリ、其比是ヲ一文ゾリト云、今モ上總房州ヨリ結髪多ク出ルハ、里見家ノ浪人ナレバナリ、老年ニ及ブト國ヘ引籠田地ヲ求メ、其子又如ₗ斯、是ハ上總房州今ニカハラズトイヘリ、

〔享保集成絲綸錄三十六〕萬治二亥年正月 ○中略

一髪結壹ヶ年に師匠は金子二兩、弟子ニハ金子壹兩ヅヽ、被₂召上₁候間、人數相改、書付ケ上ゲ可₂申事、

一振賣御札被₂下候已後、札なしニ振賣商仕候者於ₗ在ₗ之者、御改之上、當人ハ曲事ニ被₂仰付₁、其上家主ゟ過錢として拾貫文宛被₂召上₁候間、此旨急度相守可ₗ申事、并髪ゆひ札なし、右同前之事、

正月

〔嬉遊笑覽十一下〕古著買、煎茶賣、髪結、右は五十歳以下十五歳以上之者、札金出申候、髪結も同時に改め有、かみゆひ壹ヶ年に師匠は金貳兩、弟子は壹兩づゝ、札錢被₂召上₁、是今いふ萬治札なり、後世役人足など出すものは、札錢の代りなるべし、これのみ今に札な以條とす、

〔諸問屋再興調十五〕享保二十卯年二月

一言坂より池田迄、及夕陽、總御同勢共、濱松之御館へ御引揚被爲遊候時、其日大風雨にて、東海道天龍川滿水にて渡船難相成に付、渡守仕候者共、我家々へ引取り、川端に壹人も不居合、御渡船難被爲遊候、然る所に、北小路藤七郎行掛候ニ付、奉蒙嚴命、尤水練功者之事故奉畏、則淺瀨踏に御案內奉申上候、右ニ付無御難濱松之御城に御引揚相濟、御悅喜有之、以來諸國關所川々渡場等迄、無相違御通し下置候なり、尤其節後殿之儀、本多中務大輔忠勝殿被相勤候事、猶又其後三河國碧海郡原之鄕迄奉御供、其砌蒙嚴命、東照源大神君様奉揚御髮、當座之爲御褒美金錢一錢、御笄一對、榊原式部大輔康政殿御取次を以頂戴之、以來髮結之總名を一錢と可唱者也と蒙仰、直に御暇被下置、流浪して一錢職分渡世致來候處、其後慶長八卯年、關東武州へ德川様御入國被爲在、其砌一錢職分藤七郎、東武繁花之地と相成候ニ付、武藏國芝口海手邊に罷出居住渡世致來候所、其刻預御召、先年之爲御褒美青銅千疋、伊奈熊藏殿御取次を以頂戴之、愈益一錢職分致來候處、其後萬治年中、嚴有院様御代、北小路藤七郎四代之孫北小路總右衛門、神田三河町へ引移居住、御府內一錢職分株敷御願申上候處、御糺の上、由緒有之に付、御取立被爲遊、御公儀様御朱印被下置、株敷被成下、其上尙御燒印之御下札等頂戴之仕候ニ付、株敷補ひ、一錢職分渡世相續致來候處、其後享保年中、有德院様御代、東都御町奉行大岡越前守様御役所へ諸職人被召出、株敷有之者共、夫々之御役儀被仰付、其砌一錢職分之者へハ、先年神君様天龍川御難儀之刻、淺瀨御案內奉申上候由にて、御役義御免と被仰出候得共、一錢職分之者共、一同株敷被下置候爲冥加、相應之御役儀奉願上候に付、則御聞濟有之、以來出火之砌、兩御町御奉行所へ欠付、御記錄入御長持御役儀相勤、株敷渡世相續致來候事、

嫡男幸次郎、依幼年、不辨於職分由緒、與書者也、

享保十二丁未年九月十二日　　北小路宗四郎藤原基之

〔梅園日記〕二刀鑷工

名物六帖に、增續韻府の刀鑷工、堯山堂外紀の刀鑷人を引て、倶にケヌキヤと譯したるは誤なり、カミユヒと譯すべし、其證は、僧居簡が贈刀鑷工文に、天台刀鑷工初來杭、余髮方壯、鬈蝨蝨如蝟、試其技、瑟瑟如蠶食葉、若無刀焉云々、(北礀文集六)僧大觀が贈刀鑷詩に、彈鑷山林垌、豪門次第登、技能畢自負、心手要相應、適意惟杯酌、營家只斗升、數須來蕣我、短雪易鬅鬙、(物初賸語六)墨客揮犀に、呼刀鑷者使剃其眉尾、鄭氏規範に、諸婦不得用刀鑷工剃面、山花雜錄に、有金壇刀鑷蔣生者、爲師剃髮、などあるを考ふべし、さて刀は剃刀なり、

附識す、乘穗錄云、貫奕編に、鑷工稱待詔と、見聞錄に、待詔者吾松櫛工之稱也と、二說同じきにや、按するに、倶にかみゆひ也、吳風錄に、剃工爲待詔とあるも亦同じものなり、又霏雪錄の鑷肆は、かみゆひとこ也、鑷字の義は、唾餘新拾に、吳俗稱鑷工爲待詔、今剃頭遇有鼻毛白須、亦象鑷云、故有此稱、(髮ゆひならぬものなれど、待詔といひたる事、諸書俗語類譯に出せり、)

〔一錢職由緒書〕壹錢職由緒之事

一職分之儀者、文永年中、人皇八十八代之御帝龜山院の御宇、大内北面北小路左兵衛尉從五位下基晴卿、故ありて流浪し、子息三人是あり、嫡子大内藏亮、次男兵庫介、三男采女介と申ける、渡世のため、大内藏亮太物商ひ、兵庫介染物師、采女介儀は、父左兵衛尉養育のため、髮ゆいと申事相始、面體顯しがたき義に付、住宅は雨落より三尺張出し、長のふれん四尺二寸、縫下五寸、かゞみ障子三尺餘の寸法に相定、渡世致され候うゟ父基晴卿經年月死去之後、關東鎌倉繁花の時、居住桐ヶ谷にて松岡と號し、采女亮七代之孫北小路藤七郎、從美濃國岐阜、元龜天正之比、流浪於遠江國比久間味方ヶ原、東照大權現樣甲駿信之押、武田大膳大夫象信濃守法姓院機山兵德得業晴信入道大僧正信玄と御一戰被爲在、比者元龜三壬申年十月十四日、東海道見附驛之間道

しことかな、〇中略大宮の御ぐし御ぞのすそにあまらせ給へりし、中宮〇威子は御たけにすこしあまらせ給にや、御あふぎをすこしちかくさしかくしておはします、皇太后宮は、御ぞのすそに一尺あまらせ給へる、御すそあふぎのやうにぞ、かんのとの〇嬉子御たけに七八寸あまらせ給へり、

〔榮花物語初花八〕御ぐし〇研子のこうばいのおり物の御ぞのすそにかゝらせ給へるほど、ひまなう、やうじかけたるやうにて、御たけには七八寸許はあまらせ給へらんかしとみえさせ給、御かほのかほりめでたく、けだかくあいぎやうづきておはします物から、はなぐ〳〵とにほはせたまへり、うたてゆゝしきまで見たてまつり給ふ、

〔榮花物語日蔭のかづら十〕四のみや〇師明は御ぐしはよをろすぎて、はぎばかりなり、御かほつきなど、かばかりのわらはもがなとみえさせ給、

〔榮花物語きるはわびしと歎女房三十三〕斎院〇馨子はをりさせ給にしかば、中ぐう〇威子におはします、ことし〇長元九年ぞ八にならせ給ける、御ぐしはよをろばかりにて、くろき御すがた、いみじう哀なり、

〔松屋筆記百六〕入髪イレガミ義髻

今世いれ髪といふものは、古の義髻也、撰塵裝束抄ウ三丁朝服の條に、以他髪飾自髪、是爲義髻云々、又十四丁ォ義髻義命之意也、穴云、六位以下著義髻、五位以上无髻耳、今上髪女房所用之鬘カツラ也云々、

〔嬉遊笑覧歌舞五〕野郎ぼうしは、もと假髪を制せられたる故なり、されども猶かづらなかけたる女形ありと見えて、御宜が書にあり、寛文四年町觸、辰正月八日、堺町、葺屋町、木挽町五丁目、諸芝居仕候者共へ被仰渡事、やらう并女がた仕候役者かづらをかけ申間敷候、但手巾綿ぼうしなどは不苦事、狂言づくしは不及申、浄るり芝居説經芝居、并舞々芝居、其外諸芝居にて、島原狂言を仕組、傾城の眞似一切仕間敷事勿論、少もつけ髪仕間敷事、そのかみ傾城買の狂言はやり、是を島原といふ、

〇按ズルニ、義髻、假髻、付髪ノ事ハ、器用部容飾具篇ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

高かりし事、一の卷にいへり、髮も長かりしとみえて、古事記〈神代の卷〉に、大穴牟遲神を八十神悁み玉ひて、殺さんとたくみ玉ふて難ましたる時、かの神の髮の毛を臥し玉ひたる室の毎椽に、結著たる事みえたり、〈古事記傳卷十に說ありて、そのまゝ髮の毛の長しとせり、〉されば女はなほさら長かりけんかし、さて八百年の中昔になりても、女の髮今にくらぶれば、甚長く身の長にあまれり、つら〳〵おもふに、むかしは水油のみつけて〈油の事次にいふべし〉かきたらしおくゆゑ生延やすく、今はをさなきより油にかためてちゞめ結ゆゑ、むかしよりは長からぬにやあらんかし、

〔日本書紀景行十〕十一年十月、是歲、有人奏之曰、日向國有孃子、名髮長媛、卽諸縣君牛諸井之女也、是國色之秀者、天皇悅之、心裏欲覓、

〔萬葉集相聞二〕三方沙彌娶園臣生羽之女、未經幾時臥病作歌三首、〈○一首略〉

多氣婆奴禮、多香根者長寸、妹之髮、比來不見爾、掻入津良武香、　三方沙彌

人皆者、今波長跡、多計登雖言、君之見師髮、亂有等母、　娘子

〔文德實錄一〕嘉祥三年五月壬午、葬太皇太后〈○嵯峨后橘嘉智子〉于深谷山、〈○中略〉后爲人寛和、風容絕異、手過於膝、髮委於地、觀者皆驚、

〔大鏡三左大臣師尹〕御むすめ、〈○師尹女芳子〉村上の御時の宣燿殿女御、御かたちおかしげにうつくしうおはしけり、うちへまゐり給ふとて、御車にたてまつり給ひければ、わが御身はのり給ひけれど、御ぐしのすそは、もやのはしらのもとにぞおはしける、ひとすぢをみちのくにがみにをきたるに、いかにもすき見えさせ給はずとぞ申つたへためる、

〔大鏡七太政大臣道長〕御てぐるまによところ〈○道長四女、彰子、威子、妍子、嬉子、〉たてまつりしぞかし、〈○法成寺供養之日〉くちに、大宮〈○彰子〉皇太后〈○妍子〉御そでばかりをいさゝかさしいでさせ給ひて侍りしに、びはどのゝ宮〈○妍子〉の御ぐしの、つちにいとながくひかれさせ給ひて、いでさせ給へりしは、いとめづらかなり

附毛髮長生

髮謂之元服、表官家加冠之義、故稱元服、乃長名及字改呼之、近世士庶人之風俗

〔安齋隨筆前編十五〕一剃髮　古事記垂仁天皇記曰、爾其后有豫其情剃其髮、以其髮覆其頭、○中略貞丈曰、女髮を剃て尼となる事は、佛法渡りし以來の事也、此垂仁の后の時は、いまだ佛法渡らざる時の事なれば、尼となり給ひしにはあらず、力士が髮を取て城の外へ引出して有ん事を恐れて、髮を剃て、頭を覆ひ玉ひし也、此ときすでに髮を剃事あり、

〔貞丈雜記二人物〕一女の剃髮したるをあまと云ひ、又比丘尼とも云ふ、昔はよき人はあまになれども、髮を殘らず剃り落す事はなくて、髮を短く切りて禿になりし也、これをそぎあまと云ふ也、源氏物語さはらびの卷に、昔きよげなりけるなごりをそぎすてたれば、ひたゐのほどさまかはれるに、すこしわかくなりて、さるかたにみやびか也云々、此の外かの物語女三の宮、其の外あまになりたるさまを書けるは、皆そぎあまになれるを云ふなり、そぐとは髮の先をきる事也、ふかそぎ、かみそぎなど云にて可知、昔もいやしき女などは剃髮去たる也、

〔柳營譜舊例的三〕改名願伺之部

同年二〇文化年八月廿九日

養父剃髮伺

私養父大周儀、剃髮仕度旨申聞候、依之此段奉願候、以上、

八月廿九日　寄合　秋山十右衞門

御附札、可爲伺之通候、

寄合　秋山十右衞門

〔歷世女裝考三〕むかしの女は髮の丈長かりし證據

古事記應神天皇の卷に、髮長比賣の名あり、本居大人の古事記傳に、髮長比賣の名の義は字の如くなるべしとありて、別に說なし、されば此髮長姬の髮いかばかり長かりけん、神代には人身の長

日に、油の物をあらへば、よくおつる事妙なるゆゑ、おのれこゝろみていふ髮を洗ひ玉ひしならん、おなじ物語のうちに、七夕に宮女加茂川にいで、髮あらふ事、藤原の君の卷にみゆ、さてこゝにほふせふとあるは、今の幕のやうなる物なり、唐土にしある物にて書に見多し女が髮あらふには肌もあらはなるゆゑ步障を引たるなめり、ほふせふとよぶは音便なり赤染衛門集一卷はやうすみしところに、かしらあらひにいきて、ふるさとのいた井のなかはすみながらわがみづからぞあくがれにける、と灰汁にいひかけたれば、水灰汁にてもあらひしならん、伊勢が集にも井水に沐歌みえたり、是びんつけ油なき世なれば也、

〔源平盛衰記十九〕文覺發心付東歸節女事
女○源渡妻袈裟暇ヲ得テ家ニ歸○中略夫ヲバ帳臺ノ奧ニカキ臥テ、我身ハ髮ヲ濡シ、タブサニ取テ、烏帽子ヲ枕ニ置、帳臺ノ端ニ臥テ、今ヤ今ヤト待處ニ、盛遠夜半計ニ忍ヤカニ、子ラヒ寄ヌレタル髮ヲサグリ合テ、唯一刀ニ首ヲ斬、

〔新撰字鏡彡〕髡苦元反、平、除髮、加美曾留、

〔倭訓栞中編四加〕かみそる　新撰字鏡に、髡をかみそるとよめり、髡は字書に考得ず、髡は周禮に見えて、髮を去をいふ、よて僧を髡徒とす、もと刑の名也、我邦の上世此刑あるを聞ず、三代實錄に、若有犯者、不論蔭贖坐徒、髡鉗せんと見えたれば、中古より此刑も起れるにや、

〔和漢三才圖會十二支體〕鬀そる音剃
剃治髮鬢曰鬀、曲禮、不鬀髻者是也、大人曰髡、小兒曰鬄、剃同、晝及身毛曰剃、音同
按俗間兒生、當初六日、鬀頂上髮、以與臍帶同收藏之、始呼雅名、謂之髮垂之祝、而後悉鬀鬢髮、以脫升陽氣、迨三歲、仲冬望日、又剃頂上、而其餘不剃、謂之髮安之祝、十五歲、剃頂額、而額爲方形、謂之半元服、志學年以表爲不童子半二十歲、頭額過半髡而、卒谷以後、枕骨以下有

は、後漢書鄧禹傳(五丁オ)に、父老童稚、垂髮戴白、滿其車下、莫不感悅、注に、垂髮童幼也、戴白父老也云々、晉書陳敏傳(九丁ウ)に、永長宿德情所素重、逢先垂髮、分著金石云々など、これかれ見ゆ、蘇軾詩には、半白不羞垂領髮、軟紅猶戀屬車塵とも作れり、和名抄老幼部に、髮濃書注云、髫髮謂童子垂髮也、和名宇奈爲、俗用垂髮二字云々、玉海、吾妻鏡、明月記などに、垂髮と見えたる、髫髮を垂たる童兒にいへり、夫木抄雜十七に、垂髮子の歌を擧げたるに、うなゐごが、草刈笛云々、うなゐこが、ふりわけ髮云々、かくる草かづら云々、うちたれ髮云々、かぶろなるうなゐども云々、ならす麥笛云々などの詞あり、宗祇兒教訓に、世中の、わるき若衆の、ふるまひを云々、滑稽詩文に、喝食若衆と見え、若氣勸進帳に、若氣小僧喝食若衆兒などあり、垂髮、若衆、ウナヰなどは、同物異名にて總名也、喝食は僧になるべき兒のいまだ剃髮せざるほどをいふ、若氣は、今俗にもニヤケ者、ニヤケタ男などいひて、男色もはらの若衆にいへり、兒若衆同物ながら、若衆は總名、兒は法師の近習の小者にいへり、慈照院殿家集(足利義政公)に、垂髮

常磐山とはにはさかずいはつゝじ春の日數をたづねてもとへ、此歌すゐはつゝをかくせしなり、ゐをいにせしは、後の歌なれば論ずるにおよばず、卯花園漫錄四の巻に、柱懸の垂撥の歌とし、其圖を出し、表は黒塗にて、裏に此歌を金粉の蒔繪にしたるもの、よしいへり、

〔歷世女裝考三〕髮を洗ふをすますといふ古言

今物を洗ふをすますといふ女詞いと古し、うつぼ物語(樓の上の巻下の上)七月七日、いぬ宮御ぐしすまさせ玉ふとて、ろうの南なる山ゐのしりひきたるに、(泉を引たる庭内の細き流れ)はまゆか(かど丸のしやうぎ)水のうへにたて、ないしのかみ、もろともにおはす、それもすまし(髮な)ためり、人もみえぬかたなれど、ほう玄やうひかせ玉へりとあり、されぱすますといふ詞は、八九百年前よりありしをしるべし、七月七

兒喝食風

田邢新庄といふ所より出生ときく、右の遠備後より、今の境宗右衛門正次までは四代也ときこえしとあり、是に徴據ば天文の間に、かの筋曲といひしを、天正にいたりては唐輪となへて、中人以下の女は常にゆひしとみえたり、（されども訛義の時に下げ髮なる事大にいふべし、）さて右の井筒女之助といふ名は、かぶき狂言などにて、女中たちも知れる名なれば、話柄にもとて、唐輪の考證のついでに、實傳をしるしつ、件の事どもをおもひわたして、つら〳〵考るに、かの髮上のさまをからゐをかしげにかきたるやうなると、紫式部がいひたるその形狀は、こゝに出す古圖の唐輪にやありけんかし、是は又も管見の强言にこそあれ、

〔松屋筆記百三〕唐輪

按、〇中略唐輪は搦輪にて、髮上の毛をからまきて、輪がね結ひたるゆゑの名也、美豆良はたおなじ、美豆良は両引にて、左右に列立るよしの名也、美と万は通音、左右を万といふは、左右手を万天と調るがごとし、

〔貞丈雜記二人物〕一古武家の子息、元服以前の童子の體は、今の世の如く前髮をわけず、又もとどりを折りわけず、髮の根を平元結にてゆひて、肩のあたりまで届く程に切り、さげ髮にする也、此體を喝食と云也、衣服はすあふを著して、ゑぼしをばかぶらざる也、元服の時、髮の先を短く切て、始てゑぼしをかぶる也、又髮を長くして、もとどりを平もとゆひにてゆひて、女のごとく下髮にしたるも有、此體を兒と云、衣服は長絹すゐかんなどを著す、是も元服せぬ内は、ゑぼしかぶらざる也、大名重き家にては、ちごの體を用、常の人は喝食の體にてありし樣に、舊記に見えたり、

〔松屋筆記六十九〕垂髮

垂髮は、童男女の髮を垂たる貌によれる名なれど、中比より兒喝食の事にいへり、ウテキ、ハナヲ、ワラハ、メザシ、アゲマキなどのゆゑよしは、既に六十七の卷（七十五則）に辨別せり、さて垂髮の字面

唐輪髻之古圖

此圖は、岩佐又兵衛が筆なりとて、或人のもたる摸本なるを、こゝには全圖を略しつ、本幅は、極彩色にて、いかさま岩佐が眞跡と見ゆとぞ、此畫人は、慶長元和を盛にへたる人なれば、唐輪の髮のさま證とすべし、此畫人を俗には浮世又平と云つたふ、

げて結之、其末を二ッに分け、額の上に丸く輪に唐輪に結之也とあり、(是古より男兒の髮の風なること、前にいへるが如し)
さて女も便宜によりては、からわにゆひしも古代ありしとみえて、東鏡(十七巻)正治三年五月十四
日の下、坂額女、如童上髮云々とあり、是唐輪なるべし、いとのちの物ながら、天文年中の書、奇異雜
談、(五巻)唐には男女諸人髮をながからしめて、髮をつかねて髮の根に四五寸なる釵をよこにさし
て、髮を釵にかけてくるくるときまきて、おしかふでおくなり、日本にいやしき女の筋曲といふご
とくなりとあり、こゝに筋曲とはからわときこゆ、しかれば三百年前より、女もからわにゆふ事
はありしが、その隙然は天正の間なる(天文より四十年のち)小松軍記(群書類従本)に、陣中へ軍士の妻食物を持
ゆくさまをいふ所に、粕毛の髮を唐曲に結て云々とあり、又松田一楽入道秀任寛文七年作、武者
物語抄、(寛文九年上木、全七冊巻の一、)古き侍の物語に曰、井筒女之助と云て、武邊世にすぐれたる渡り奉公人あ
りけり、かの人のかたち女人の出立にて、髮を長く生し、からわにゆひ、其唐輪の中に不斷平針を
さしこみておきたる也、是は人にから輪をとられまじき爲なりとぞ、傳聞に井筒女之助は境若
狹といひて、吉川廣家の家來なるが、浪人して播州有馬郡の内三輪といふ所に久しく住たりと
きく、一生おちどなきかひ〴〵しき武士なり、ばう〳〵渡りありき、後は雲州に下り、堀尾帶刀吉
晴の家來となり、雲州にて病死なりときこえしとあり、又七の巻に、喧嘩口論を起し、わたくしの
意趣に命を捨ることを、せんなき事なり、むかし井筒女之助といふ侍あり、そのかたち女人の出立
なり、髮を長くはやし、から輪にゆひ、著るゐなども女人むきの小袖なり、不斷刀脇差も幼少なる
人の如く、鍔際にてこよりにてとめて、さしたるとなり、此心はたとへ人に頭をうたるゝとも、一
生わたくしの意趣にては死ぬまじとの心もちなり、しかるゆゑ常は男をやめてつまる所は、主
の御用に命を捨んとの心にて、女人のごとくに形をなし、女之助とも名つきたる也ときこえし、
親は境備後といふて、吉川駿河守元春の家來なり、女之助若き名は境又平といひし人也、藝州沼

は、男童をうつして角子(チゴアゲ)にゆはしめ、男にも應對をゆるし、事の輕便にえたがひ玉ふゆゑにや、よしあるあたりにみゆ、されば此風下輩にうつらず、いと〲めでたきふりにぞありける、

〔松屋筆記六十七〕髮の貌

男女の童子が、年比に從て總角とて、左右に角の如く擧て卷結なり、古くはこれを美豆羅といひ、後にビンヅラともいへり、女は童放(ワラハハナチ)にもあれ、ウナキ放(ハナリ)にもあれ、年比に隨ひて髻髮(カミアゲ)せし也、〇中略技に、催馬樂に角總の歌あり、神功紀に、橿日浦にて、御髮を解て海に入、洗ひ給ひて、占給ふに、御髮自分れたるを、卽分れたるまゝに結て髻とし給へるも、男子の貌に出立給ひしなり、

〔松屋筆記百十二〕女の髮の貌

御先祖記五の卷に、慶長十四年、島津家久、琉球ヲ責取テ、琉球王ヲ江戶へ連テ來ル、誓願寺ニ宿ヲナナス、琉球ノ小性ニ、思次郎、思五郎ト云テ、年十五六ノ美童有、ジャミセン上手也、此時マデ、日本ノ女、カミヲ結フニ、カラワヲチヒサクシテ、ヨク元結ニテ結、其上ヲフクサニテ包タルガ、琉球ノ髮ノ結ヤウヲ見テヨリ、廣キ帶ヲシ、廣モトユヒニテユヒテ、元結ノハシヲマグル也、是ヨリタケナガノ紙モハジマル也云々、

〔歷世女裝考三〕結髮(ミアゲ)したる髮の形狀の考

古書に結髮とある註釋に、髮をあげたる其髮の形狀はしか〲なりと辨たる物、おのれ〇百樹源が管見にはさらに見あたらざるゆゑ、斯やありけんと考へつれど、固淺學の陋說取にたらざれども、姑くしるして諸賢の敎を俟、〇中略唐輪といふ髻の名、日本紀に、角子を男の子にいふあげまきからわと訓、太平記抄目錄、卷なし脫せり、年十五六許なる小兒の髮唐輪(カラワ)にあげたる、又東山殿前後の記錄どもにもからわといふ名みえたれど、皆男の兒のみにいへり、耳底記烏丸光廣卿、細川玄旨と問答の書元服以前の童の髮は常に切事なし、長にあまるとも生しおく也、是を結ぶ時は、髮の元を取揃へ、頂上のほどへ上

〔類聚名義抄三角〕總角アゲマキ

〔日本書紀二十一崇峻〕二年○用明七月、蘇我馬子宿禰大臣、勸諸皇子與群臣、謀滅物部守屋大連、○中略是時、廐戸皇子束髮於額、(古俗年少兒年十五六間、束髮於額、十七八間分爲角子、今亦然之、)而隨軍後、

〔北邊隨筆一〕ひさご花

崇峻紀云、是時廐戸皇子束髮於額云々、注云、古俗、年少兒十五六間束髮於額、十七八間分爲角子、今亦然之、このひさご花あげまきのふたつがうち、あげまきは、其名のちにも多くみゆれど、ひさご花の事、たしかなる例をみず、あげまきは、催馬樂に、總角安介萬支也止宇々々、比呂波下利也止宇、左加利天禰太禮止毛云々、神樂歌に、總角總角乎和左田爾也里天也云々などみゆるは、いはゆる角子にて、みづらゆひたる童形の事なるべし、雅亮裝束抄に、わらは殿上のくだりに次て、みづらのゆひやうあり、まづとき櫛にて、ちごのかみをときまはして、ひらかうがいにて、わけめのすぢより、うなじをわけくだして、まづ右のかみを、かみねにしてゆひて、左のかみをよくけづりて、あぶらわたつけなでなどして、もとゞりをとるやうにけづりよせて云々、この詞、かの分爲角子とあるによくかなへるをおもふべし、

〔歷世女裝考四〕兒髻　文金髻

日本書紀崇峻天皇の御卷に、是時廐戸皇子(聖德太子なり)束髮於額而隨軍後とある細註に、古俗、年少兒年十五六間束髮於額、十七八間分爲角子、今亦然之とある、此支註は養老四年の時なり、束髮於額とあるを、ひさごばなにすと訓せてあるは、童髮を瓢のかたちにひたひに下げてゆふ事、今も聖德太子の畫像にてしるべし、角子とは乃兒髻なり、右の文を證として、兒髻は千百餘年前よりありしをしるべし、かやうに古き風なるゆゑに、堂上の公達、御元服以前の童形の、御平日は兒髻なり、されば女童のゆふべきにはあらざるを、女童のゆふよしを按に、いまだ潮花ひらかざるほど

東髮　總角

和名類聚抄實生院本、人倫部男女類の條に、後漢書注云、髫髮〈上音迢、字亦作レ髫、和名宇奈井、俗用二垂髮二字一、〉謂二童子垂一レ髮也、按宇奈井放とも、省きて宇奈井とのみもいへるなり、髫髮の字面はよく叶へりともおぼえず、

同〈○萬葉集〉十四卷〈廿五丁右〉相聞往來歌に、多知婆奈乃、古婆乃波奈里我、〈○中略〉按〈○中略〉波奈里は例の童女丱なり、そも／＼宇奈爲は、女兒八歲を過れば、童髮を內外に分て、內の毛を項につかねゆひ、外廻の毛をば、たれさげ放毛にし、肩の邊より少しさげて、切そろへたるを、宇奈爲波奈利といひ、省ては宇奈爲とのみもいへり、これ女兒の稱にて、男兒にはいへる例なし、然て十四歲よりは、放の髮を舉て結ひ、女妾になる事也、男兒は二八十六歲にして陽道通ずれば、冠して男妻になり、女兒は二七十四歲にして陰道通ずれば、結髮して女妾になる事なれど、中には早晚ありて、必この定にもあらず、宇奈は宇奈自を省たる語にて、頭の後をいふ、新撰字鏡〈四丁左〉肉部に、䪼大候反、去、項衝麗處、猶項也、宇奈己夫、又宇奈自云々、項衝は頭後の寫誤なり、宇奈己夫は枕骨也、和名抄〈三卷〉頭面類部に、陸詞切韻云、項胡講反、頸後也、公羊傳注云、齊人項謂二之䪼一、田候反、和名宇奈之云々など見ゆ、祝詞〈祝詞考上卷、十九丁右、背三丁左、四十丁左、〉に、宇事物頸根衝拔とあるは、首根にて、俗にいふボンノクド也、鵜の水に潛如く、頭を倒にして、平伏する貌也、八千矛神の御歌〈古事記上卷、四十一丁左〉に、宇那加夫斯とあるは、項傾にて、項を傾垂て泣貌をいへる也、續世繼〈六卷十三丁左〉ゆみのねに、人のいたく烏帽子の尻高くあげたるに、うなじのくぼに結ていでんと思ふ也云々、源平盛衰記〈十三卷、十六丁左、〉熊野新宮軍事に、烏帽子ノ尻、盆ノ窪ニ押入テ云々、長門本平家物語〈八卷〉高倉宮御事に、ゑぼしぼんのくぼに押入て云々、三議一統〈上卷廿丁左〉法量門に、大くび先を、後のぼんのくびにあつるやうにあてゝ、腰を引まはし云々、此等のうなじのくぼ、盆の窪などみな今俗に云ボンノクド也、

〔新撰字鏡 彡〕鬆髻〈同俊從反、上、角紳、○○○○束髮、阿介万支、〉

郭公をちかへりなけうなひごがうちたれがみのさみだれの空

〔松屋筆記百三〕童女放(ウナヰハナリ)

万葉集十六卷八丁右竹取翁歌に、○中略按童兒をワラハと訓直したるはよろしからず、舊訓に從て、ウナヰとすべし、初段の童子を、舊訓に、ウナヰとせしは誤也、いかにといふに、初段は竹取が童子の時をいひ、二段は少女の貌をいへればなり、然てこゝの詞の意は、少女が黒髮を、眞櫛もて掻垂て放(ハナリ)にもし、又龍に取つかね、童子の總角の貌にもなし、又それを解亂して、髫(ウナヰ)髮にもして見るよしなり、

同卷十六丁左に、古歌曰、橘寺之長屋爾(タチバナノテラノナガヤニ)、○中略按若冠女は、男子の未冠のほどを、女の事に借用て書る也、著冠は男子の巳に冠せしを借用たるにて、結(カミアゲ)髮せし女子にいへる也、古き歌の意は、橘寺の長屋に、吾率宿せし放髮丱(ウナヰハナリ)は、今比は、ねびまさりて結髮し、男持たらん歟と思ひやれる也、允恭紀七年に、妾初自結(カミアゲ)髮陪於後宮、既經多年と見え、万葉集七の卷に、未通女等之(ヲトメラガ)、放髮乎(ハナリノカミヲ)、木綿山(ユフノヤマ)とも、伊勢物語に、くらべこしふりわけ髮も肩すぎぬともよめるみなおなじ、竹取物語抄本上三丁に、此ちごやしなふほどに、すく〳〵とおほきに成まさる、三月ばかりに成ほどに、よきほどなる人に成ぬれば髮あげなどさたして、髮あげせさせ裳著す、帳のうちよりも出さずとも見ゆ、長年が改たる歌の意は、橘の實の紅く生て、おひ立る長屋に、吾率宿したりし童女は、今比はおよづけて放髮丱(ウナヰハナリ)に髮をや擧つらんと、おもひやれる也、いづれにしても聞えたる歌也、これを一を取て、一をば誤としたる說どもは、宇奈井波那理のさまを解得ざるゆゑなり、そも〳〵うなゐばなりは、中の毛を項(ウナジ)の上の處に束ねゆひ、其外廻りの毛をばたれさげ、肩にくらべ切て、放髮にしたるゆゑの稱也、今世女兒の禿(カブロ)髮といへるに、これに似通ひたる體あり、項(ウナジ)はボンノクボにて、ウナジノクボとも、俗にボンノクドとも云これ也、

橘之光有長屋爾、吾率宿之、宇奈爲放爾、髮擧都良武香、

〔松屋筆記 六十七〕髮の貌

万十六オ八丁に、三名之綿蚊黑爲髮尾、信櫛持於是蚊寸垂、取束擧而裳纏見、解亂童兒丹成見とよめるは、廻りの髮を搔垂、中の毛を卷揚て、項集放にし、又解亂りて、童髮に成て見るなり、同卷十六丁に、橘寺之長屋爾吾率宿之童女波奈理波髮上都良武可、此は橘寺の長屋にて、吾抱寐し童女放は、今は年比經れば、髮上て人に嫁けん歟と也、童女は例の亂端にて、髮の項よりみだれ下りたるをいふ、ハナリは放にて、其放れかゝれる貌也、ウナヰハナリとは別なり、ウナヰは項集にて、項のあたりにて毛を集め結て、廻りを搔垂れ、放にするをウナヰバナリといへり、右の歌を、椎野連長年が決たるに、橘之光有長屋爾、吾率宿之、宇奈爲放爾、髮擧都良武香、此意は、橘の光長屋にて、吾抱寐し童は、今は十三四のほどなれば、童放に髮結けん歟と也、橘の光有は、アカルとも訓べく、其實の赤色に光れるを、アカル橘とよみて、女子の紅顏にもたとふれば、下に紅顏の貌を含めたるにても有べし、

〔萬葉集 七 雜歌〕羈旅作

未通女等之、放髮乎、木綿山、雲莫蒙、家當將見、

〔萬葉集 十四 東歌〕相聞

多知婆奈乃、古婆乃波奈里我、於毛布奈牟、己許呂宇都久志、伊氐安禮波伊可奈、

〔大和物語 上〕伊勢のかみもろみちのむすめを、忠あきらの中將の君にあはせたりける時に、そこなりけるうなひをば、右京のかみよびいでゝ、かたらひて、あしたによみてをこせたりける、

をくつゆのほどをもまたぬあさがほは見ずぞ中々あるべかりける

〔拾遺和歌集 二 夏〕さだ文が家の歌合に

みつね

童女放

にて、しろくうつくしげにこえて、御ぞはこきあやのうちぎ、あはせのはかま、たすきがけにて、えびぞめのきのなをしきて、かはらけとりていで給、

〔榮花物語朝十四根〕小ひめぎみ子〇歟は御ぐしふりわけにて、御かはつきらうたげにうつくし、さまざまうつくしう見奉らせ給、

〔新撰字鏡髟〕髧太欠反、上、垂髮兒、字奈井、

〔類聚名義抄三髟〕髧丁敢反、髮、ウナヰ、　髫髮上音迢、ウナヒ、

〔伊呂波字類抄字人倫〕髫髮上字又作ㇾ髫ウナキ、　垂髮俗用ㇾ之　抓古ウナヒ、　非卯巳上同

〔藻鹽草十五人倫〕童

うなゐこうなひ、かぶろなるわらはべ也、又只うなひとばかりも心得たり、

〔萬葉集九挽歌〕見菟原處女墓歌一首幷短歌

葦屋之菟名負處女之、八年兒之片生乃時從、小放爾髮多久麻庭爾並居、家爾毛不所見、虛木綿乃牢而座在者、略〇下

〔松屋筆記六十七〕髮の親

按にこれは七年までは放の髮を、八歲よりは肩に比べて切り、十二三歲よりは項結放にすればなり、小はキの通音、集放にて、ウナキ放の事なり、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕古歌曰

橘、寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髮上都良武可、

右歌、椎野連長年脉〇脉恐誤曰、夫寺家之屋者、不ㇾ有俗人寢處、亦偁若冠女曰放髮丱矣、然則腹句已云放髮丱者、尾句不ㇾ可重云著冠之辭哉、

決曰

振分髮

といふ、それすぎて、十三四以上になりて、髮やゝ長くなり、帶にいたるまでを、うなゐはなり、又わらはともいふは、女のみの名なり、(中略)今よしあるあたりにて禮式のとき、わらはといふ御ぐしになし玉ふは、古風の殘れるなり、下に引く源氏わらはの名目あり、中略○振分髮の間は、成長につれて、髮ものび安ければ、一年のうち二度ばかりは、のびみだれたるを剪そろゆるよし、岷江入楚(中院通勝輯源氏の註書)紫の上髮そぎの下にみえたり、源氏の本文に、あふひのまき(源氏の君、紫の上をともなひて、加茂のあふひまつりみにゆかんとするところ、○中略)女房(紫につかふ童女を、源たはむれに女房といふ、これにも髮そぎされず、)いでねとて、わらはすがたども、おかしげなる髮どものすそ、はなやかにそぎわたして、うきもんのはかまにかゝれるほどけざやかにみゆ○中略とあり、此時紫の上十四歲の夏なり、同年の冬、源氏と新枕ある事、同卷にみえたり、源氏は紫式部が胸間より出し作り物語なれど、當時の事物をうつしかきたる物なれば、今より九百年前は、男もたざるほどは、禿なる證とすべし、此風近き比までも殘れる事、前に出したる圖を見て知るべし、

〔源氏物語葵九〕まづ女房いでねとて、わらはのすがたどものおかしげなるを御らんず、いとらうたげなるかみどものすそ、はなやかにそぎわたして、うきもんのうへのはかまにかゝれるほど、けざやかにみゆ、きみ○紫上の御ぐしは、われ○源氏君そがんとて、うたて所せうもあるかな、いかにおひやらんとすらんと、そぎわづらひ給ふ、

〔松屋筆記六十七〕髮の貌

按に、振別髮は八歲まで肩に比べて切たるが、頂の下より左右に別れ、頰のあたりへ垂下れば、振別髮とはいへる也それは擧るには短ければ、春草を髮に擧らんとよめり、

〔萬葉集古今相聞往來歌十一〕正述心緖

振別之、髮乎短彌青草髮爾多久濫、妹乎師僧於母布、

〔空穗物語藏開上一〕女御の君のゝちにむまれたまひし、十のみこ四ばかりにて、御ぐしふりわけ

しと訓せたれど、髫は小兒の垂髮の事なり、さればうなゐ（小兒のたれ髮）の字に髫髮と書なり、（新撰字鏡、和名抄ニ見ゆ）說文に、髫髮垂眉也とあれば、目ざしは髫の字なるべし、

〔古今和歌集二十東歌〕さがみうた

こよろぎのいそたちならしいそなつむめ。ざ。し。ぬらすなおきにをれ浪　よみ人しらず

〔夫木和歌抄二十五〕題不知

きのくにのなぐさの濱にかひひろふあまのめ。ざ。し。のおとなりせば

禿

〔伊呂波字類抄加人體〕禿（カフロ、頭瘡、骨尻、白禿也、）

〔倭訓栞前編加六〕かぶろ　童中禿髮をいふ、髮振の義なるべし、頭或は山に童（カブロ）といふも、童部の如く冠せざる意也、倭名抄に禿を訓せり、字書に禿無髮也とも見へたり、

〔貞丈雜記二人物〕一髮を短く切りて、結ずして亂し置くを禿（カブロ）と云也、

〔源平盛衰記一〕淸盛補化鳥幷一族官位昇進附禿童幷王莽事

入道ノ世ノ聞ハ、聊モ忽緖ニ申者ナカリケリ、其故ハ入道ノ計ヒニテ、十四五若ハ十六七計ナル童部ノ髮ヲ頸ノ廻ニ切ツヽ、三百人被召仕ケリ、童ニモアラズ、法師ニモアラズ、コハ何者ノ貌ヤラン（中略）○禿ニ憂シト思ハレタル者ハ、入道殿ニ讒セラレテ、咎ナクシテ多ク損ズル者モ有ケリ、オヂ〳〵モ、内々ハ、此禿ノ體コソ心得テ、縱京中ノ耳聞ノ爲成トモ、只書通ノ童ニテアレカシ、必シモ汰ヘラルヽ事ヨ、又一人モ聞レバ、入立テヽ三百人ヲキハメラルヽモ不審也、

童髮

〔貞丈雜記二人物〕一童女の髮をうしろへなでさげ、肩の通りにて一所結を、わ。ら。わ。と云也、これはわらはめのすべらかしといふ事也、女房のすべらかしも、わらはのすべらかしも、髮置の記にあり、

〔歷世女裝考三〕振（ふり）分（わけ）髮（がみ）

小兒男女とも三ツより五ツ六ツのほどになりて、髮の毛肩あたりにたるヽ比までそうなる子

かはらず、髮の末を剪整るを加美曾岐とて祝ふ、(知といふことばを忌てそぐといふ)一年に二度ばかりそぐなり、

斯爲は髮の末ひとしくて、見つきよからん爲、あるひは毛脚をそろへて生延さんためなり、後水尾院宸作年中行事(宮本、慶長の頃の物、)三歲の時髮置あり、霜月師走の内云々、九歲の時紐おとしあり、身の長により、或はいそがれて春なども あり、是はかしこきあたりの御事なれど、上を學ぶ下の風も推てしるべし、

〔台記〕康治二年十二月三日乙酉、午刻、今丸(宮藤丸弟也、余庶子、母原賴長)來、(三歲、始垂髮也、)申刻詣石清水、

久安三年六月十一日癸卯、申刻、參高陽院、依尼上召也、是爲垂乙麻呂髮也、戌刻參彼堂六角堂歸宅、禮千手百八度、

〔山槐記〕治承三年十二月九日壬辰、今日東宮(安德二歲)令垂御髮給云々、後日大進光長來曰、令擧出納、今取吉方水、自中宮御方賜小洗、件水使無所見、仍申合別當(時忠)所遣也、內御乳母別當三位(前大納言邦綱女)參入東宮御方、奉垂之、不及賜祿、無殊儀、三歲時可有此事也、而康和當三歲之年有閏月、二歲令垂給、雖不可用彼例、來十二月可有御著袴、明年二月可有讓位、正月垂髮有憚、仍今月所被行也、

〔江家次第十七〕御讀書始事(中略)

時剋出御、(寬和花山著御橡物御直衣、御垂髮歟、可尋之、)

○按ズルニ、深剪ノ事ハ、禮式部深曾木篇參照スベシ、

〔新撰字鏡影〕髮(牛勞反、大也、髮也、目佐志、)　髫(徒聊反、小兒髮、目佐志、)

〔類聚名義抄三影〕䰐(音散、大メサシ、)　䰐(正)　髦(音毛、メサシ、)

〔歷世女裝考三〕目刺(めざし)といふ小兒の髮　禿(かぶろ)

中昔の風俗に、女の兒の三歲より髮を生しおくに、前髮をば眉のすこし上のほどに截そろへて、かきたらしおくを、目ざし委とて、三歲より十歲以上までの頼つきなり、古來より髫(めざし)の字をめざ

坊主子
髫子坊主

深剪
髮剪

さらげといふ、相模にてなかやまといふ、

〔屠龍工隨筆〕人の幼稚なるは坊主子にして置事、久しきよりのならはせならん、源氏物語横笛の卷に、薫の幼き時をいひたる所に、かしらは露草して、殊さらに彩りたらん心地して、口つきうつくしうにほひとかきたるは、幼き人のつぶり剃たるが、花田色に美しう、雛の中の裸人形を見たらん心地せらるゝよし、

〔歴世女裝考 三〕ちやん〳〵、おけし、はんかふ、

今俗にちやん〳〵とて、小兒の髮を頭の左右へ殘しおくは、禮記内則の爲髻とあるにおなじければ、古風なる事勿論なり、又おけしとて、頂にあるは、罌子粟の實の〇略形に似たるゆゑの名なるべし、淸人は皆芥子坊主なれども、その以前明人の作りたる譯語全書一に、髡頭爲輕便、婦人至嫁養髮とあれば、女子は十三四まではおけしとみえたり、けだし明國同一の風にはあらず、さて又小兒の耳の脇に毛をのこすをはんかふといひしを、近年はやつこといふ〇田舍にてはそりかけといふ奴はきこえたれどもはんかふの名義曉しがたかりしに、攝陽落穗集、寫本、寬政の比大坂人濱田作、攝州有馬郡唐櫃村に限りて、半甲といふ事あり、出生の小兒の額と耳の脇に髮をおきて、うしろへはおかず、是をからひつ村の半甲といふ、近年見ぐるしとて然せざりし小兒ありしに、危難にて死せり、村人等懼て舊例の如くにすとぞ、小兒の月代剃のこしたるを、浪花にて半甲そりといへど、唐櫃村の事はしる人稀なり、一條全文此書にてはんかふの名義瞭然たり、

〔歴世女裝考 三〕深剪　髮剪

中昔の書どもに、深曾岐、髮曾岐といふ事あまたみえたり、そのよしを書面に校ぶれば、二歳までは髮を剃り、三歳の春より髮を生じ、其子の誕生日に髮置の祝ひをなす、此時裳著もあり、さてかきたらしおく髮やゝ生ひのびて、肩のあたりにとゞくほどにいたれば、其兒の歲のほどにはか

髫

きをそぐをふかそぎと云、十五六歲になりて女の髮そぎと云、祝事也、そぐとは刈る事也、後代にはうぶぞりとて、かみそりにて、胎髮を剃れども、古代には髮そる事はなし、欽明天皇、敏達天皇の御代に、佛法始て渡り來たりしより、法師になる者、始て髮をそりし也、されば髮をそるは、天竺の風にて、いやしくいま〳〵しき事なれば、小兒の髮をも、はさみにて刈りし也、うぶそりとて、剃刀にてするは、後代の風俗也

〔歷世女裝考三〕產剃に剃刀を用ひざる事胎髮を少しそり殘す事

往古はさらなり、近きむかしまでも、僧尼の外、たゞ人の剃刀つかふ事なし、いかんとなれば、むかしは貴賤とも、髮は總髮、髭は生へしだい、女の眉毛は鑷子にて拔たるゆゑ、男女とも剃刀の入用さらになし、且又剃刀は僧尼のつかふ物ゆゑ、忌てつかはざりしならん、僧尼の物なるから、剃刀は和名抄にも佛具の部にあり、又圓光大師傳に、大師の母御大なる剃刀を呑と夢みて、生れたる兒なれば、名僧にならんといひし事みえたり、是も剃刀は僧尼の外つかはざる物の一證とすべし、

〔倭名類聚抄三毛髮〕髫　文字集略云、髫、丁果反、和名須々之呂、　小兒剪髮所餘也、

〔箋注倭名類聚抄二毛髮〕新井氏曰、蘿蔔苗或名須々之呂、蓋蘿蔔苗漫地敷葉、其狀似小兒剪餘髮、故以名之、按今俗呼罌粟殼頭、蓋是類、〇中略　按玉篇、髫小兒剪髮、禮記內則注、髫所遺髮也、與此義同、說文、髫髮墮也、段玉裁曰、髫本髮落之名因以爲存髮不翦者之名、

〔和漢三才圖會十二支體〕髮〇中略
髫音朶和名須須之呂　兒生三月剪髮、所留不翦者爲髫、所其翦髮以及長爲飾、謂之拂髦、示不忘生育恩也、親死三日、始脫之、

〔物類稱呼一人倫〕髫す丶しろ　みどりごのうぶ髮、百會のうしろにのこりたるをいふ、　江戶にて、けしばうずといふ、上總にて

生髮

〔貞丈雜記人物二〕一古の童女の體は、是は髮を平もとゆひにて、肩のあたりにて一所ゆひて、下げ髮にする也、まゆはぼうまゆといふ作り樣あり、髮の先ははへたるまゝにて、先をはやし揃へる事なし、是も婚入童子の記に圖あり、略之、

〔古事記景行中〕爾小碓命、給其姨倭比賣命之御衣御裳、以劍納于御懷而幸行、故到于熊曾建之家見者、於其家邊軍圍三重、作室以居、於是言動爲御室樂、設備食物、故遊行其傍、待其樂日、爾臨其樂日、如童女之髮梳垂其結御髮、服其姨之御衣御裳、既成童女之姿、交立女人之中、入坐其室内、

〔古事記傳二十七〕古童女の髮は、幼きほどより、夫するまでは、垂てありしこと、師の說万葉考別記に委く見えて、大方彼說の如し、

〔源氏物語若紫五〕十ばかりにやあらんとみえて、白ききぬやまぶきなどのなれたるきて、はしりきたる女ご、あまたみえつるこどもに、ゝるべくもあらず、いみじうおひさきみえて、うつくしげなるかたちなり、かみはあふぎをひろげたるやうに、ゆら〳〵として、かほはいとあかくすりなしてけり、

〔倭訓栞前編加六〕かみたれ　髮垂の義、兒の初生六日に生髮をいへり、反語をもて祝せる也、寶積經に、悉達太子自持刀下髮と見へたり、兒生れて七日を經て剃胎毛髮の事、竺土の風俗も同じ、諸書に見ゆ、

〔歷世女裝考二〕剃胎髮

今の世、出生の小兒は、貴賤とも出生より七日にあたる日、胎髮を剃事、古き風儀なり、

〔安齋隨筆前編十一〕一刈胎髮　榮花物語第八はつ花の卷に、寛弘五年九月十一日、中宮彰子、後に上東門院御產の事書たる條に、その日ぞ、若宮の御ぐし始めてそがせらる云々、是十七日也、御誕生より七日め也、御ぐしそがせらるとは、御うぶ髮を、はさみをもつて刈る事を云、五六歲になりて、髮のさ

〔歴世女裝考　三〕此圖古き繪卷にみえたり、源氏若紫の卷に、紫の上の十歲なるを、髮は扇をひろげたるやうに、ゆらゆらとしてとあるは、此圖にて解すべし、また此圖は、源氏にて古き風なるを知るべし、

小兒頭髮風

想流とはさげ下地なるべし、片はづしの如く見ゆる髻の、笄を抜ば下髮となる、是も形の變する故、如此名づけしにやあらん、

〔松屋筆記六十七〕髮の貌

按に、万葉の歌、伊勢物語の歌などに、たぐとも、あぐともよみたるを、合せ考るに、女兒はじめは目刺にて、八歲より童放にし、それよりや、十二三にもなれば、頂結放にもし、人に嫁に至ては、結髮せし也、頂結放は半元服などいふ類なるべし、

〔松屋筆記百三〕振分髮

按小兒生て七日許に、はじめて胎毛を鋏取を棄髮といふ、然て二三歲までは羅髮の體也、それより髮置とも、深曾木とも、尼曾木ともいひて、肩のほどにくらべて髮の末を鋏取、八歲まで此體にてあるを、和良波とも、振分髮ともいふ、和良波は髮の下端のわら〳〵と亂垂たるよりいふ名、振分髮は、頂より左右の頬に、毛の分れ下れるよりいへる名也、八歲の後は、女童はやゝ毛を延して、肩を過ぐる許に下げ、中間の毛を取分て、頂上にて束ね結ひ、宇奈爲とす、束髮を宇奈爲といひ、過りの垂下れる振分髮を波奈利といふ、宇奈爲波奈利とは、二ツを合せて呼る名也、こゝは女兒の歲いまだ十三四にもいたらずして、舉て女の體に成には、短き振分髮なれば、若草を假髮にしてか舉結らんと、思ひやりてよめる也、多久は手操にて、手操て、髮舉する事也、

伊勢物語廿三段に

くらべこしふり分髮も肩過ぎぬ君ならずしてたれかなづべき、按果句諸本たれかあぐべきに作れるはよろしからず、今は朱雀院塗籠御本に據る、こは万葉集十三卷廿四丁右長歌に、歲乃八歲叫、鑽髮乃、吾何多髮過、橘、末枝乎過而、此河能、下文長、汝情待、とあるを據にてよめる歌也、おもふに、振分髮も肩過ぬといひ、男をおもふ心も切なれば、女兒十一二歲許の時の歌なるべし、

片外

夢想流

そも〳〵丹前風と申は、〈中略〉風呂屋ありし時、勝山といへる湯女、すぐれて情もふかく形となり髮のふり、よろづにつけて、世の人にかはりて、一流これよりはじめもてはやして、北廓へ出世して、不思議の御方までおもはれ、ためしなき女にはべり、又享保五年庄司富勝〈孫左衞門子孫〉が作の〈寫本〉洞房語園〈同名の板本あり、是は別本なり、〉卷三、承應明暦の比、新町山本芳順家に、勝山といふ太夫ありし、〈○中略〉髮は白き元結にて片曲のだてゆひ、勝山風とて今にすたらず、

〔歷世女裝考　四〕片外(かたはずし)の權輿

髮つけ油なかりしむかしは、かの筋髻(すぢわげ)も兵庫(ひやうご)もみなむすび髮なり、片外も元來は結髮なり、そもそも髮の油いできしのち、髮のゆひぶり畫見あまたあれど、大かたは戲場あるひは淫里の風を、いやしき市婦等が推稱て流行せたるなり、その中に獨片外のみは、四百年前京都室町足利家の營中より起りて、今において下輩に移らざるは、いみじくめでたき髮の風にぞありける、さてその起りは、足利義政公〈東山殿ト云〉の北の方、妙善院殿の女中衆の事を書たる、簾中舊記〈群書類從卷四百十四武家部〉に、女中衆の髮の事をいふ條に、みやづかへせぬ時〈按に、御前へいでず、部屋になる時なり、〉またみちなどゆく時かもじ長くてわろきときは、〈按に、むかしは平日もさげ髮なる故かくいふなり、〉又たのゆひたる所を、右のかたにわなのあるやうに髮をわげて、さて下のゆひたる所に、べちのひつさきにてゆひつくるなり、ぬる時もよしとあり、是垂髮を假に片外にむすびおくをいへるなり、是ぞかたはづしの權輿なるべき、

〔用捨箱　下〕夢想枕夢想流髮

天和笑委集〈三年の記〉に、上野へ花見に出たつ女の事をいふ條に、〈○中略〉髮はかうがい、島田わげ、御所の女中の夢。想。流。、おつ取かうがい、蒔繪櫛、ぼんぼり丸綿、わけよくかぶり、加賀の菅笠、つゞら笠、いとたくましき丸ぐけの紐、白きうねざし、袋足踏、紫竹のざうり、ばら緒のせきだ、われおとらじと、さしも風流に出立といふ事あり、此文百五十餘年前の女の風俗を、今眼前に見るが如し、按るに、夢

丸髷

〔歷世女裝考 四〕丸髷(まるまげ)

髮に結ふふりの名ありしより、およそ百年ののち、伽羅の油といふ物いできてのちは、髮のゆひぶりにさま〲の形も名もありしかど、今世に行れるは、かたはずし、まるまげ、しまだの三様なり、されどかたはづしは下輩に用なし、島田は齒を染て用なし、(偏鄙の田舍には、老女の島田なるもありとぞ、)上下老若に亘りて、いと重寶なるは丸髷なり、此まるまげを、かつ山のくづしとするはひが事なり、きのふはむかしに(高本、江戸作、序元文二年、)卷二に、今のまるわげはかんさよよりゆひはじむとあり(かんさよとかなにてあれば、さとしがたし、)纜連珠、(延寶四年板、俳書、)丸わげか渦まく影の柳髮、(卜琴)藤かづらしてや丸曲柳髮(可道)などあり、然れば丸曲も百八十餘年前よりありへし風なり、されど古圖にはすくなし、丸髷、西土は(いと古し)唐書五行志に、元和末、婦人爲圓鬟推髻、不設鬢飾、こゝに圓鬟とは、まるまげときこゆ、又酉陽雜俎續集(三卷)坊正(人名ナリ)叩門五六有丸髻婉童啓迎云々、丸髻とあるは、乃丸髻なり、西土書にもまたみえたり、

勝山

〔歷世女裝考 四〕勝山(かつやま)といふ髮の結風

勝山といふ髮の髻(もとゞり)、今も其名は殘りつれど、髻の狀は當世なり、古き形狀は圖をみてさるべし、此髻は二百年前承應の間、江都に名高かりし湯女(ユナ)勝山が結はじめたる髻也、此勝山湯女風呂(ユナフロ)禁(キン)ありてのち北廓に入り、かの高尾と時を同うして、その名ます〲聞ゆ、万治三年江戸板、高屛風管物語(上卷)に、北廓の茶屋の老婆、遊客に妓どもを指て名ををしゆる所、さて巴の御もんをめしたる、御としのほどはたちばかりの御方は、たせん(丹前)のせうさんとて、京田舍に名高き勝山さまとこそ申なれ、(中略)みどりなる髮をば手がはりにゆひなし玉ふとあり、此かつ山が結風、はやりつたへしとみえて、万治三年より廿五年のち、天和三年江戸板、浮世物眞似口寫、(横本上卷)花の露屋喜左衞門が(芝宇田川町にあり)店にて、伽羅の油いひ立の詞に、まつた女中のだて風は、兵庫、つのぐる、いはさまだ、かつ山りうとあり、又勝山が廓に在し万治二年より廿四年のち、天和二年大坂西鶴作、一代男(一卷)に、

櫛卷といふ髮

おばこ結び

今市中の下輩の妻に此風あり

此圖、安永七年江戸板、鈴木春信畫、繪本貞操草にあり、上下二冊の內、櫛卷の女七人あり、此圖も、主人と下女と櫛卷なり、此頃、京の繪本にもくし卷みゆれば、三都にはやりしと見えたり、

オバコ髷、櫛卷

〔歷世女裝考 四〕おばこ結　櫛卷

今の市婦等、蛇盤たるやうの狀をなして、髮を結ぶをおばこむすびといふ、その名義はおもひえざれど、西土に似たる事あり、○中略武野俗談に、寶曆中淺草寺內お福茶や今いふ二十間に、みなとやお六とて、名だいの女ありて、髮も上手にて櫛をさかしまに卷こみて結けり、是を櫛卷とて、世上の女ゆふ事となれりとあり、明和中、祇德が句に、櫛卷に春の柳や三日の月、又柳樽三編櫛卷は嫉の身持のくづし初、これらにて其流行之したるをしるべしおのれ此書を作るにつけて、むかしの女風をおもひいだすに、二百年前はなににもあれ、一風おこれば、その風三四十年も變ざりしに、百年以來は、十年を不期、五十年來は、三年を不待、然なるにかたはづし。の二百年かはらざるは、女裝中の美事也、

めて島田に結よしもがな、とよみたり、げに〳〵春元の句に、名にゆふやげにも島田の柳髮、といへる面影はべるとて、たどり〳〵男の騎たる馬の志りにつきてゆくとあり、前に引たる貞享三年の婦人養草に、髮に島田兵庫などいふは、遊女のある所の名をかりていふとある說に符合す、又享保十九年板、菊岡沾凉が作、世事談、五卷島田といふは東海道島田宿の女つねに此髮の風を結ひける、それゆゑに此名ありといへり、按に寶永七年板、寬濶平家物語一卷に、正保慶安の比、東海道の茶汲女の名高きをならべいふ所に、鈴下嶺のおふり、坂の下のお竹、關の小万、桑名のおゑゆんなどならべいへれば、島田にもさるものありて、髮の一風をゆひはやらし、もゑるべからず、なに・もあれ田舍の女がゆひはじめたる髮の風、二百年すたらず、天下翕然として島田なるは、女裝中の一奇事なり、〇中略寬文五年板、古今夷曲集に、大井川ながれをたて、住宿の島田たちにし髮もゆふ君保友又元祿九年板、女重寶記按に此書新古二板あり卷一に、髮の風をならべいふ所に、町風は京も田舍も島田かうがい髷の二いろ、上﨟も下﨟もいふ事、七八十年此方におよべりとあり、按に元祿九年より八十年前は寬永四年也、此比ひにはいまだ島田の名も圖も物にみえず、されど右に引たる寬文五年の保友が夷曲などを參考すれば、島田髷の起れるは、今よりおほかた二百年前なるべし、其風今に盛にして、錦殿蓬窻、島田ならざるなきは、いと〳〵めでたき髮の風にぞありける、元祿の間には、大島田、やつし島田、しめつけ島田、なげ島田など、皆狀によるの名なり、此它にも、玉むすび、吹あげ、つり船、猶さま〳〵の髮の風はやりし事、物に見えたれど、うるさければもらしつ、

〔歷世女裝考四〕此圖は菱川師宣筆

天和三年江戸板の繪本にあり、なげ島田とてはやりしはこれならんか、

れづれ〈四卷〉吉野山花見の所に、歳は四十四五なる奥の〈按するに、此比は市中富商の妻をさすべて奥さまといふ、京大坂の詞也、〉むかしを今に兵庫曲をかしげに、〈中略〉ぬり笠にめつきのくわんをうたせ、いたゞきなしに赤いしめ緒、よろづいやなるとりなり、此文にて兵庫髷のすたれたる事明し、然れども天明の比までも、遊女には此風のこりて、上﨟のものらおほかたは、横。兵。庫。ならざるはなかりしに、是も今は島田になりて、兵庫は影もみへずなりぬ

〔歷世女裝考四〕横。兵。庫。

此圖は、今弘化四年より五十八年前、寛政二年、家兄の作られたる物の本に、家兄自畫の圖を寫せり、天明、寛政の比、北廓の妓みな此髮なりき、是を横兵庫といへり、

島田

〔書言字考節用集五肢體〕島田髷（シマダワゲ）今世賤女所言

〔歷世女裝考三〕島田髷の始原

兵庫の後、島田といふ結風おこる、此ふり慶長より明曆あたりまでの雜書どもには、名も圖もみえざれど、寛文の中ごろより起りしならん、万治二年板、淺井了意が作、東海道名所記、〈三卷〉大井川の條に曰、島田よりこゝまでかゝれど、つひに歌袋の緒がとけぬといふ、馬かたきゝて、島田の事ならば、髮をゆふたる事をよみ玉へかしといふ、是に心つきて、はたごやの女はちりのつくも髮せ

兵庫

もしらしむ、

右の圖〔〇圖略〕ある女官服章といふ書の奥書に、寶曆十三年癸未五月廿七日平貞丈とありて、或搢紳家の御本を寫されたるよし也、書中の事どもは室町殿比といふ、貞丈先生の註釋あり、されば、かの寶髻の形狀の一證とすべし、

〇按ズルニ、寶髻ノ事ハ、器用部容飾具篇ニ在リ、參看スベシ、

〔歷世女裝考三〕兵庫といふ髮の風

今俗にいふ兒髷(ちごまげ)又は唐子(からこ)髷ともいふを、上古はひさごはなといひ、中昔にはあげまきといへるは、皆男の兒の髮の結風の名なり、女の兒の目ざし、ふりわけ髮、うなゐはなりなどいふは、髮の毛のさまにて結ぶりの名にはあらざる事勿論なりされば前にいへる寶髻を女の髮の髻の名の起立とすべし、次に筋髷(すぢまげ)、次に唐輪(からわ)の名ありしこと前に云へり、さて慶長の末寬永の比にいたり、唐輪一變して兵庫といふ髻の名あり狀は圖をみてしるべし、此髻は攝津國兵庫の遊女より結ひはじめたる髻なり、寬永八年板の俳書、犬子集、〔前句重頼〕兵庫の者よたゞごめんなれ〔附句〕けがをしてゆく女房の髮の曲、又慶安元年、板崋續集、〔前句正信〕娵にほし聞ば兵庫よ泊り船〔附句〕名に結びたる青柳の髮、又婦人養草〔貞享三年板、圖者藤井懶齋作、〕卷一、當時〔貞享二年ないひけるか〕髮のゆひやうの名を島田兵庫などいふは、遊女の在る所の名をかりていふなりとぞとあり、此兵庫髻、寬永の比ひより盛にして、およそ六十年ばかりの間、都も鄙も中人以下の女はみなゆひたる髻なれば、其事の書見いと多し、抄錄にはとゞめあれど、うるさければ不引、けだし吉原大全といふ書に、〔明和五年板、卷の三、〕元吉原の比兵庫屋といふ遊女屋より起りたる髮の風とあるは、兵庫の遊女屋妓をつれて、江戶へ下りて妓樓をひらきたる比、其妓の髮の風、它の妓にもうつりしならん、さて此結ひ風、元祿にいたりては、島田勝山の二風にへされて、稍々すたれしとみえて、元祿八年板大坂人俳諧師伊原西鶴が作、俗つ

寶髻

〔骨董集上編下末〕天和貞享の比の雛人形略〇■井原西鶴が遺稿を、元祿八年印行せる、俗つれ〳〵といふものあり、四のまきに、美女のすがたをゑがけり、そのさま、此ひいなにいさゝかもたがはず、その繪のかたはらにかきて云、しめつけ島田かみさきもあともおなじたけにして、まん中にひらもとゆひをかくる、又云、ふきまへがみ、くちらのひれのまがりたるものを入て、かみのうごかぬやうにす、又云、ふきびん云々といへるも、此ひいなのさまによくかなへれば、これを天和貞享のころのものとさだむ、西鶴がさうしかけるは、おほかたそのころなればなり、かゝれば此ひいなのかみは、しめつけ島田、ふきまへがみ、ふきびんといへるゆひぶりとしるべし、

〔歷世女裝考三〕寶髻といふ髻

唐土は國の開闢より、女も髻髮風俗なるゆゑ歷世に髮の結ひやうに名ある事、彼國の書どもに散見する處枚擧に遑あらず、御國は神の御代より、女は垂髮なるから、髮のゆひやうに名ありし事さらになし、然るに人王六十代醍醐天皇の御世にいたりて、結髮するに寶髻といふ名、始て延喜式衣服令ノ下にみえたり、されど宮女皆寶髻なるにはあらず、內親王內命婦禮服の時は寶髻なり、支註に、一品已下五位已上寶髻を去るとあり、此寶髻の事を令義解に、寶髻とは金玉を以て飾物なり、是乃神代の餘風なりといへるは、神代は男女とも髻に珠を飾る事、前にいへるが如し、さて此寶髻の形狀は、安齋隨筆赤島の卷に上ッ代の結髮といふは、垂髮を頂の上へとりあげて、瘤の如くにしてそれを結て、釵子を刺なりといはれたり、雅亮裝束抄に、釵子の刺樣くはしくみえたれども、寶髻の事はみえず、たゞ釵子につけてある紐を頭にいふしかたをくはしくしるしあるをおもへば、寶髻なりし事推てしらるゝ、いと後の物ながら、さいしをかざりたる圖をこゝに出して、榮花、源氏、枕のさうし、式部が日記などにもさいしさして云々とある、そのさま寶髻のゆひぶりを

は横に少しばかり際を付たる又流行たり、

〔浪花の風〕髮の結樣は、其時の流行もありて、一定ならずといへども、文政の頃より、大かた今の風俗のよしなり、其さま、たぼを長く垂る樣に出して、其上へまげは六かしげに作りたるものにて、多くはまげといふものは、假ものにして、自髮にはあらず、一體の結樣は、殊に六かしき故、中々容易に一人にては結ひ難く、夫故髮を結ふことは、多くとも一ケ月に三度には過ず、よく保たするものは、十六七日づゝは保たするといふ、

〔燕石雜志 三〕わがをる町

婦女子の髮を結ふ事なども、予〇瀧澤解が幼稚き比は、小頭坐を入れて、根をひとつにして、鬂と髱をかき出し、髱入といふものを入れて、髱を長くしたれど、今のごとく、鬂插といふものはなかりき、その後髮の結ざま大に變りて、少女も老女も鬂と髱を別にとりて、紙張なる髻の形したるもの髷の形したる物を入れ、市中の女子は、前髮を短くして、刷毛の如く上へかきあげておく事になりつ、

〔諢話浮世風呂 二編上 女中湯〕朝湯より晝前のありさま

巳アイサ、みんな摘髷でございました、それがおまへさん、鬂插だの張籠だのと、調法なことになりました、獨手に髮が結はれます、あの島田くづしの形などは、役者の鬘同然さ、頭へ乘せさへすれば、手つかずに髷が出來る、イヤハヤ利口な事さネ、戾一頻は頭の上へ、髷がおつかぶさつて居ましたが、又むかしへ歸つて、些ばかり貰て來たほどの島田になりました、その上に上方風を好このむものも出て參りますし、ホンニホンニ移り氣なものでござ〻ますよねへ、巳京形だの、京かんざしだのと、何でも珍しい事を好みます、お江戸〻人は、お江戸の風がいつまでも能うございますよ、

延享年中、此風ハヤル、タブサナクシテ、横ニヒンテ開カセ、マゲメナイナク、百會イタヾキヘ上テ結、エリノヨゴレザルヲ第一トス、

〔獨語〕つく〴〵と百年この方の風俗を思ひくらぶるに、餘所のことをばおいて、江戸の人の風俗こそ殊に昔にかはりたれ、○中略寛永の比迄は、婦女細き麻繩にて髮を束ねて、其の上を暴き絹にて卷きしに、其の後麻繩をやめて紙にてゆふ、越前國より粉紙にて、元結紙と云ふものを造り出だし、海内の婦女みな是を用ふ、夫より絹にて卷く事もやみぬと、我が父正しく是を見て語り聞かせり、今の人聞きては信とせず、凡男女の髮かたち、我等が見及びてよりこの方も、幾かはりかしつらん、今は昔のかたものこらず、昔の婦人は、髮多く長きをたけにあまるなど云ひて譽めしに、近比は髮少く短きをよしとする風俗になりて、髮多き女は、髻の內を、或はきり、或は剃りて少くする、此の風俗は京の婦女より移り來れり、此のことに限らず、都べて男女の風俗、詞づかひ、物の名まで、近比は京に似たること多し、

〔賤のをだ卷〕一男女の髮も、其頭はさま〴〵に替りたり、○中略女も昔勝。山。といふわげ流行たり、遊女の勝山と云が結ひ始めたりといへり、其後丁子茶の流行る比は、灯。籠。鬢。とて、雨樣の鬢を見事に毛筋をすかして、とうろうの如くに結びたり、ゆへにびんさしといふもの流行出て、小間もの屋など多く持來りたり、又男のひたいも小額を畳て際を付ず、上計り額をすこし角を入ぬきたるが、溫和にて、若きものは害見付もよろしきゆへ、流行出たり、其弊、額より鬢を厚くして、ひたい

男女心ノ如キハ形ニ顯ス、然レバ形ハ耻カ鋪モノナリ、手跡ノ心ヲ顯スガ如シ、〇中略女ハ柔弱ハ不苦、タヾ柔和ヨシトス、然ルニ邪見ニシテ髮形ニアラワルヽハ如何ゾヤ、心ノスルドナルヨリ起ル、寛保ノ比ヨリハ、イヨ〱甚シ、仁ノスタル時ナルカ、

寛延ヨリタブ短シ、ビンテ横ヘ出ス、片ワゲノ尻テ上ル、髷カウガヘ大ナリ、鉄ノカンザシヲ用ユ、ケンドンナル事ナレドモ、前ヨリハシヤント見ユ、

男女ノ髮時々變ル事〇中略

女中モ髮物ズキ折々カワルモノナリ、上古ヨリカタワゲヲヨシトス、解バ則サゲ髮トナルナリ、フリ袖ハ島田ナルベシ、尤立カケ上品ナリ、

辰松シマダ、享保年中ハヤル、

カツ山

延寶、貞享ノコロヨリ、遊女洗髮ヲ、水ヲシボリテ、髮先キヲ紅羽二重ニテ包テ下ゲタリ、元祿ヨリ結上ル、延寶マデハ、有合ノ絹切ニテ包ムナヲ、元祿ヨリ白キ晒シ木綿ニテシボリ、其儘ムスブ、是風延享ノ比迄用ユ、其外島田ニ品々アリ、元祿迄髮長ク多キヲ良トス、

最案、島田ト云風ハ、承應ノ比、駿州島田ノ驛旅籠屋ノ女、始テ此風ニ結ブ、下卑タル風ナリシヲ、イツカ國々ニ傳ヘ、今ハ高貴ノ娘モ皆此風ナリ、

又勝山ト云風アリ、寛永ノ始ニ、大坂ヨリ勝山湊ト云若女形下リ、始髮ヲ大輪ニ結タリ、是風ヲ勝山ト云、後立役ニ成、勝山又五郎ト云、

又元祿ノ比ヨリ末、吉原ノ遊女勝山始テ大輪ニ結ビテ此風流行ス、

羽(モミ)二重

白木綿

天和比ノ傾城ノ全盛ニミユ

毛度由比と見えたれば、女の髮を結ことはいとふりたり、但近世は遊女のみ髮を結ざりし歟、

〔我衣〕明曆アタリ迄ハ、女ノカウガイ多クハ鯨ノ棒カウガヘナリ、寬文ノコロヨリモ鼈甲ヲナス人モアリ、髮ハ片ワゲナリ、是ハ内室ナリ、下女ハカウガイグルナリ、早正德ノ比ハ下女モ鼈甲ヲナシ、グル〳〵結ナリ、此時比ヨリカウガイノ先ヲ反シ角グルニ結ブ、

寶永マデカクノゴトシ

古風ハ、カタワゲノ元結、上エムスビ上タリ、コ枕テ用ユ、

カウガイノサキ如此新、正德ノ比、若キ女バカリコノ風ヲ用ユ、

享保ヨリ、カタワゲ下ヘ結ビ下ゲル、或ハ内ヘ結ブ、

寶永迄ハ、結ビ髮トテ、遊女是ヲ專トス、モミ上此時始ル、

長ク下ゲル、下ヘ引出ス、メアナガシ、

享保中ゴロマデ、中ワシニ結ブ、メア丸シ、少シ短シ、

元文ヨリ、百會ヘトリ上テ結ブ、目サワリ上ル、メアモナシ、

無歎愁之氣、常咲云々、

〔枕草子九〕きよげなる人の、夜るは風のさわぎにね覺つれば、久しうねおきたるまゝに、鏡うち見て、もやよりすこしゐざり出たる、髮は風に吹まよはされて、すこしうちふくだみたるが、かたにかゝりたるほど、まことにめでたし、

〔牛馬問一〕神祖遠州高天神の城を責給ふ時、討死の者ども、首實撿遊しける中に、年の比十六七ばかりなる首の、うす假粧にかね黑く、長なる髮を結たれば、更に男女の差別しれざりしに、神祖仰せけるには、眼を明て見よ、瞳をかへして瞼の中へ入て、白眼ばかりぞ見へたるに於ては女なり、瞳あきらかに見なば、男なるべしと、御敎に任て、眼を開き見るに、瞳の明に見へければ、男にぞ定まりぬ、其後相しれたるに、栗田刑部が寵愛の小姓に、時田鶴千代といひし、筋目も宜しきものにて有りけるとなり、誠に可恐、

〔一話一言十二〕池田氏筆記

一入江氏云、禁中ニテハ髮ニスベテカヅラヲカケルナリ、末ノ女中ハ、御所內往來シゲキ時ハ、髮ヲ卷アゲ笄ニテ留ル、今時下部ニテ片ワケト云ハ、コレヨリ始ルトゾ、

〔貞丈雜記二人物〕一古下賤の者の妻などは、髮をあげて、つのぐると云ゆひ樣にして、白布にて頭を卷きたりとぞ、今も猿樂の狂言の時、女の形をして、白布にて頭を卷て出るは、古の風を傳へて、左樣にする也、

〔燕石雜志五下〕風俗或問　或問、男女髮の束ざまの事は、曩にその說を聞り、嘗寬永中の遊女の古畫を見るに、髮をつかねず、衣服に模樣を染ず、明曆以後の畫像を見れば、髮を束たり、昔は婦人の髮を結事なかりしか、予○澤解答て云、日本紀天武天皇十一年、夏四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日、亦待勅旨と見え、又和名鈔に、假髮、和名須惠、蕃音活、和名

女の元服也、髮をソグ事は其の夫のする事也、髮アゲとて、すべてかしらに髮を垂れて、頂上に髮を持ちあげて、コブの生ひたるごとくにして、それを結て、釵子と云て、カンザシをさす事あり、髮ソギの事は、源氏物語に見たり、

〔日本書紀 二十九 天武〕十一年四月乙酉、詔曰、自今以後、男女悉結髮、十二月三十日以前結訖之、唯結髮之日亦待勅旨、

〔拾玉藻 四〕婦女ノ結髮

春塘故實ニ、人皇四十代天武天皇ノ十一年ニ、國中ニアフセテ、婦女ノ髮ヲ結フベシトノ命アリケル、サラバコレマデハ皆下ゲ髮ニシテ居タリシト見ユ、故ニ此朝ヨリ後ハ、ハレノ儀式ニハ、一切ノ女ノ髮ヲ結ヒテ、平日ニハ下ゲ髮ニシテ居タルナリ、ソレガ中頃ヨリハ、平生ニモ髮結フテ居ルヤウニナリタル故ニ、又郤ツテハレノ時ニハ、昔ノ下ゲ髮ニセヨト命ゼラレタルコトナリ、今ハ上ツカタニテハ、ハレノ時ハ下ゲ髮、平生ニハ結フコトニナサル、サラバ下樣ニテモ、ハレノ時ハ下ゲ髮ニスベキコトナリ、

〔日本書紀 二十九 天武〕朱鳥元年七月庚子、勅、更男夫著脛裳、婦女垂髮于背猶如故、

〔安齋隨筆 前編 八〕一婦女垂髮略○中　貞丈曰く、垂髮于背の四字、スベシモトドリと訓を付けたり、スベヲカシと云ふは是に依れり、

〔萬葉集 二〕舍人娘子奉和歌一首

歎管、大夫之、戀亂許曾、吾髮結乃、漬而奴禮計禮、

〔古事談 二 臣節〕惟成爲秀才、雜色之時、花逍遥ニ一種物シケリ、惟成ニハ飯ヲ宛タリ、而長櫃ニ飯二外居、鶏子一折櫃、擣鹽一坏納之テ、仕丁ニ令擔テ取出之、人人感聲喧々、其夜與妻臥テ手枕入テ探ニ、下髮皆切之、此時貧間歳、其時太政大臣ト申人、御炊ニ交易而、其長櫃仕丁シテ令擔出云々、件妻敢

の段に、げす女の髪うるはしくみじかくてありぬべしとあるも、下主女のさげ髪をいへるなり、後世になりても、平家物語(二)鬼界島の事を、男は烏帽子も著ず、女は髪もさげざりけりとあるにて、賤の女まですべらかしなりし事明し、下輩もさげ髪の風俗世々に傳りし證は、天和三年、大坂西鶴作一代男、(三)下の關稻荷町の遊女の事を、上方のしなしありてとりみださず、髪さげながらおほかたはうちかけとあり、田舍のはかなき妓さへ、垂髪に挂したるをもて其他をしるべし、巳往物語、(親見聞、享保年中八十餘歳にて、寛永以來江戸の風俗をかいれたる物、寫本にて流布しけるに、弘化二年八十翁疇物語として、ある人上梓す、)むかしは正月五節供總じて祝ひ日には、何程の小身にても、家の主人麻上下を著し、召仕ふ侍も上下を著す、(中略)五節供は内室髪を下げ、針妙も髪をさげ、十歳以上の子供親の如く、その衣服をきせる、それのみならず、神佛參詣には髪を下げる云々とあり、こゝにむかしとあるは、此書を作られたる享保より六十年ばかりのむかし万治寛文あたりの事なるべし、

〔桂林漫錄 下〕下髪

戒庵漫筆、倭國婦人不裹足、髪長散披在後、

〔日本書紀 十三 允恭〕七年、天皇始幸藤原宮、皇后聞之恨曰、妾初自結髪陪於後宮、既經多年、甚哉天皇也、今妾產之、死生相半、何故當今夕必幸藤原、乃自出之燒產殿而將死、天皇聞之大驚曰、朕過也、因慰喩皇后之意焉、

〔安齋隨筆 後編 六〕一未嫁女不結髪　上古はいまだ嫁せざる女は髪をあげずと見えたり、萬葉集に、タチバナノ寺ノ長屋ニ我イ子シウナヰハナリハ髪アゲツランカ、とよみ、伊勢物語に、くらべこしふりわけがみも肩すぎぬ君ならずしてたれかあぐべき、とよみ、又日本紀允恭天皇紀七年の紀に、皇后是を聞きて曰く、妾初め髪結てより後宮に陪る事、多年を經たりと記さる、文選の古詩にも髪を結て、夫妻となると見ゆれば、和漢其の趣を同す、貞丈按に、髪ソギと云は、

あげたる女房の事を、からの繪めきたりと樣に書しもておもひはかるべし、

（頭注）卷四〇（今十一萬葉）に、おほよそは、たが見んとかも、ぬば玉の、吾くろ髮を、なびけてあらん、とよめるは、少女の髮あげせぬ前は、いと長くこちたければ、私にときあぐる事もある故にいふと見ゆ、嘗ば、おちくぼ物語に、あこぎが一人して、よろづいそがしきには、髮をまきあげてわざするに、主の前へ出るには、掻下して出し事有が如し、いせ物語の高安の女の、髮を卷上て、家兒の飯もりしも是也、此くさ〳〵を分ていはゞ、うるはしく髮あげするははれ也、たれてをるは常也、まきあぐるといふは私也、

〔貞丈雜記人物二〕一古の女房（殿中又大名などに召仕る位ある女を、女房と云、）の體は、髮にわけめをたて〻、本まゆを作る、髮はわぐる事なし、いれもとゆひ、（今繪もとゆひと云ふ）にてゆひ、下げ髮也、今すべらかしなど〻云類也、婚入壹子の記に圖あり、げす女は、つのくるといふ髮のゆひ樣あり、○中略一古の女、常に櫛かうがいをさす事なし、常に髮をさぐる故也、げす女は髮を上ぐる故、かうがいをばさせ共、櫛さす事はなし、

〔松屋筆記九十二〕すべし髮すべらかし髮

女の髮をすべし髮とも、すべらかしともいふは、背後に垂る〻をいふ、髮はよほろばかりなど、物にいへるこれ也、海東諸國記國俗部に、婦人拔其眉而黛其額、背垂其髮而結之以䯸、其長曳地とあるは、女の眉毛を剃て、額にボウ〳〵眉をつくり、すべらしの髮にせし體也、結之の結は、繳の誤寫にやあらん、按異稱日本傳下四卷（オ入丁）に引たるには、續之に作れり、女の容飾の事、庭の訓、乳母草子など考合すべし、

〔歷世女裝考三〕下髮の下げ髮

往古は貴賤とも常に下げ髮なる事、前にもいへるが如し、枕のさうし、みじかくてありぬべき物

正しくは慶雲の御制を用しなるべし、

（萬葉考別記二）凡古への女の髮のさま、末にも用あれば、委しくいはむ、そも〳〵幼きほどには、目ざしともいひて、ひたひ髮の目をさすばかり、生下れり、それ過て肩あたりへ下るほどに、末を切てはなちてあるを、放髮（ハナチガミ）とも童放（ウナヰハナリ）ともうなゐ兒ともいへり、八歲子（ヤトセゴ）と成ては、きらで長からしむ、それより十四五歲と成て男するまでも垂てのみあれば、猶うなゐはなりともわらはともいへり、○中略

上つ代には、男の髮は頂に二ところゆひ、女は頂に一所にゆひつと見ゆ、そののちまでも髮あげせしを、いと後に垂し事有か、天武天皇紀に、髮を皆結せられし事有て、又故の如く垂髮（スベシ）于背（セトイフ）せよとの御制あり、さて持統天皇紀には、いかにともなくて、文武天皇の慶雲二年の紀に、令天下婦女、自非神部齋宮人及老嫗、皆髻髮、（謂在二前紀一、並是垂髮也）とあれば、其後すべてあげつらん、かくて今京このかたの書には、ともかくも見えず、もの語ぶみらには、專ら垂たる樣を書たり、只續古事談てふ物に、高内侍云々、圓融院の御時、典侍辭しけれども、ゆるされざりければ、内侍所に屛風をたて、、さぶらひて、申す事有時は、髮をあげて女官を多く具して、石灰壇にぞ候けるとあり、後に垂る御制あらばかくあらんや、あぐるこそ後までも正しとせしこと知べし、うつぼ物語の紀伊國吹上の卷に、女は髮あげて、唐衣著では御前に出ずといひ、國ゆづりにも皆髮あげすと見えたり、かくてそのあげたる形は、內宴の樣書たる古き繪に、舞妓の髮あげたる形と、御食まゐらする采女が、髮あげたるひたひの樣、うなぢのふくらなど、大かたはひとしくて舞妓は寶髻をし、采女はさる飾せぬ也、且和名抄に、假髮（須惠）以假覆髮上也といひ、蔽髮（比多飛）蔽髮前也といへり、雅亮が五節の事書るに、おきびたひ、すゑびたひといへるも是也、かの舞妓のひたひの厚く中高きと采女がひたひのいと高からぬに、此二ツのわかち有べし、凡は紫式部日記に髮

以上

四月

〔歷世女裝考 三〕神代よりの髮の風一變したる事

神代の女の髮の風は、まへにもいへる如く、天照大御神の御髮も、御髻を一ッ結て、うしろへたらし玉ふる狀、神代卷を證とすべし、此風後にもつたはりたる事は、人皇十五代神功皇后、三韓を征し玉はんとて、筑紫の浦にて御勝利を神祇に祈玉ひ、驗あらば此髮分れて兩となれとて、御髮を解玉ひ、海に濯ぎ玉ひしかば髮おのづから分て兩と爲しを、そのまゝ髻となし玉ひて、假に男の貌となり玉ひし事、日本紀の神功皇后の卷に詳なり、是にても女の髮はひともとにゆひ、男は兩に綰結、神代の風の不變ぞしらるゝ、此男女の髮の風斯てあり歷し事、天七地五の神代より、人皇三十九代天智天皇の御代まで不變しに、天武天皇の御代にいたりて一變せし事は、日本紀天武卷下に、白鳳十一年三月の詔曰、自今以後男女悉結髮とあり、本居大人が古事紀傳卷七に、天照大御神假に丈夫の御裝束を爲賜事の註に、右の文を引て曰、上代に結といひしは、本を一ッにあつめ集て結て、其末は後へ垂したりけんを、彼詔に結よとあるは、頭上に結綰て髻となすをいふなるべしとあり、是日本にて女の髮を結ふ起原なり、さて右の御制ありてのち二年たちて、男女四十以上髮之結不結任意と在て、又二年たちて十五年の詔に、婦女垂髮于背猶如故とあり、おもふに此比及天變地妖うちつゞき、且又御惱の事などもありしゆゑ、神代よりの髮の風をあらため玉ひしをかしこみ玉ひて再故に復玉ひけんかし、本居大人が玉かつま卷十四の說 此後十九年たちて、文武天皇の御代慶雲二年十二月の詔に、令天下婦女自神部齋宮宮人及老嫗皆髻髮とあれども、垂髮する人もまじれる御制なれば、紛れもして其世の習ひのまゝには改らざりけんかし、中昔の物語書にみえたるやう皆すべし髻にて、髮あげするは、唯大宮禁中にてことゝある時のわざなり、本居の說 いと〳〵

〔嬉遊笑覽一下容儀〕額をぬくに樣々あり、俳諧嘉多言に、そがうびたひといふ事は、十河殿といふ武家の人の額つきよりいひ出たる事とぞ、無下に近き世の事なり、此書慶安三年の板三好に與したる十河氏なるべし、或云、此說非也、そがうは總髮びたひなりといへり、千前軒文耕堂合作の淨瑠璃小栗判官車街道、池庄司が島原に來る處に、ほうろく頭巾取のくれば、そうがう額の總白髮といふ事あり、是も十河の說を取らざるにや、されどもまづ普通の說に從ふべし、

〔牢獄秘錄〕牢内のもの髮月代之事

一毎年七月一度宛、牢内之者不殘髮月代いたさせ候事也、此節は揚屋もの、女牢是は比丘尼有之なり髮月代致す事なりとぞ、此時には、牢屋江屆出、帶刀上座に出づ、鍵かけ屋鋪居ル見廻り町同心同斷壹人、牢屋同心鎰役平當番共廿五六人、張番拾人計り罷出で、右牢庭江むしろを敷、牢内之科人一ト立三十人位ヅヽ、手錠かけ呼出し、手錠不足ゆへに、縄手錠し、大盥に水を入、月代張番壹人〳〵になもみ遣スなり額をぬらし、髮結壹ヶ年一度ヅヽ、江戸中の髮結壹町より壹人ヅヽ家主さし添出るなり、其うしろへ廻り、髮月代とも剃結ふ事也、尤髮ゆひの後に差添之家主ひかへ居る事也、此時病人ばかり牢内に殘るよし、此日は江戸中の髮ゆひ、早朝より牢屋敷の門前に詰居る、尤髮結壹人に、家主壹人ヅヽ、差添出る事也、

一平日髮計りは牢内にて互に結ひあふ事也、又牢内名主壹番役と、貳人位は、一ト月に一度ヅヽ、月代剃る事有之、是者如何成事にや、䛐不知、

〔德川禁令考五十歌舞伎〕元祿十二卯年四月

野郎月額之定○中略

一堺町木挽町野郎月額、前々定有之候間、兩町之野郎彌以定之通、甚薄く可仕候、兩町之野郎脇江不遣候付、隱有之もの常之町人ニ成、屋敷方あるかせ候由相聞不屆候、左樣之族一切無之樣ニ可仕候事、

きと云ふは、氣さかさまにのぼせるゆゑ、ざかさまにのぼするいきをぬく爲に、髮をそりたる故、さかいきといふなり、さかやきと云ふは、あやまり也、扨右のごとく、合戰の間は月代をそれども、軍やめば、又本のごとく總髮になる也、天正文祿年中などの比、天下大にみだれ、信玄謙信など、其外諸大將合戰數年打續きたるゆへ、常に月代そる事絕ずして、其後太平の世になりても、其の時の風儀やますして、今日に至るまで、月代そる事になりたる也、今とても公家には、昔の如く月代そり給ふことなし、京都將軍時代の舊記に、月代の事なきは、その比月代そるといふ事はなかりし故也、又古はひげをそりぬきなどする事なし、古の繪師の書きたる、ふるき繪を見て知るべし、ひげは刈りたる體に見ゆる也、又古はひたひのすみをぬく事もなし、今も公家にはひたひのすみぬかざる也、ひたゐのすみぬく事は、近代男だてといふ者共顏をおそろしく見せんとて、し出しけると也、今は好色の爲にもぬく也、

〔文昭院殿御實紀一〕寶永六年正月廿二日、靈柩〇德川綱吉發引有べしと令せらる、〇中略また同心以下の賤吏は、明日より月代そるべしとふれらる、

〔秇苑日涉一〕月題

今代之俗、剃額上髮數寸、命曰月代、未詳其所始、〇中略月代國語、猶言月樣也、蓋剃去額上髮、圓如月樣、故有此名、或曰、代當作題、以國音近誤、〇中略世傳室町氏之時、有十河一存者、始爲之、故又名十河額、蓋戰國之餘習、而取便于冑耳、後遂併鬚髯剃之、余〇村瀨栲亭毎見百年前畫、有剃額而不剃鬚髯者、可見剃鬚髯在剃額之後也、嗚呼古昔文物之盛、衣冠之雅、蕩然拂地、風俗之變、不啻滄桑、今庶黎之不剃額者、唯京北矢瀨之民、古風猶存焉、

〔野史百五十二武臣列傳〕一存本名長正、家譜爲十河景滋養子、稱族十河、〇治亂記中略爲人容貌魁偉有勇、衆呼曰夜叉十河、時書記至耳後抽髮作額、人呼曰十河額、印行好記三

タト守リケルニ、片岡八郎、矢田彦七、アラ熱ヤトテ、頭巾ヲ脱テ側ニ指置タ、實ノ山伏ナラテバ、サカヤキノ跡隱ナシ、兵衞是ヲ見テゲニモ山伏ニテ御座ザリケリ、實ゾ此事申出タリケル、アナ淺猿、此程ノ振舞、サコソ尾籠ニ思召候ツラント、以外ニ驚テ、首ヲ地ニ著手ヲ束テ、疊ヨリ下テ蹲踞セリ、

〔蓋石雜志五下〕風俗或問略○中 亦問、男子の月額剃ことは、いづれの御時にはじまりし、答云、月額は內兜を透せん爲に、梶原景時がはじむといひ傳へたれど、慥なる所見なし、いづれにも鎌倉將軍のときに起りしならん、太平記卷の五、大塔宮熊野落のとき、戸野兵衞をたのみ給ふ段に、略○中 月額の跡かくれなし云々、月額の事、物に書たるは、これはじめ歟、友人修靜菴ぬしの說に、さかやきは馬をよく見せん爲に、その毛を燒ことあれば、それに擬して、挾毛燒といへるならん、月額の二字は、莊子の馬蹄篇に見えたりといへり、今按するに、さかやきは頭毛燒なるべし、頭をさきと讀り、鷄頭の和訓とりさきのりを略し、きをかに通はして、とさかといふ如く、さきのきを略し、けをかにかよはして、さかやきと唱、月題の二字を當たり、今俗は月代と書、その義いよ〳〵遠し、略○中 か〻れば、男子のさかやきも、昔は五寸ばかり殘して、俗に立髮と唱、今百日鬘と唱る類、古畫に見えたり、

〔貞丈雜記二人物〕一月代を剃る事、京都將軍の比まではなし、皆總髮也、又もとゞりをわくる事なし、茶せん髮なり、ゑぼしかぶる爲なり、今の如くわげをしては、ゑぼしかぶるにわろきなり、或說に、砂石集に、月代と云ふ事見えたれば、鎌倉時代より月代はありし事なりといへり、されども古は常に月代剃りたるにあらず、久しく打ちつゞきたる合戰の時、常にかぶとをかぶり、氣のぼせて煩ふ事あるによりて、頭の上を丸く中ぞりをしける也、其の形月の如く、丸く白くなる故、つきしろと云ひしなり、月白と書くべきを、今は月代と書くなり、つきゑろの事を、さかる

其の人の前に居て結ふ也、

〔玉海〕安元二年七月八日辛亥、關白出、自簾中直以退出、自件簾中、時忠卿指出首見客、其鬢不正、月代太、面色殊損、○っ

〔貞丈雜記人物二〕一月代の事、玉海○中略時忠卿の月代そらせし事は冠ゑぼしなど著るに、逆上の氣強きに堪へかねて、月代そられし成るべし、武士の冑下に月代そるに同じ、古たまく月代そる事もあれ共、人に隱してそる事也、結城合戰の繪卷物に、結城七郎氏朝が切腹の體を畫きたるに、結城月代そりたる體、額に毛を殘して畫きたり、結城が月代の體如此畫きたり、○圖略今も公家衆月代をそり給ふ事有り、冠ゑぼし下逆上の氣に堪へかねて、ひそかにそり給ふ由、是も額の毛を殘して、中を丸くそりて、額の毛を月代にかけて月代をかくす也、

〔南留別志の辨〕曾我五郎が元服したるところに、髮とりあげ、高帽子きせと有て、月額のさたなし、されば西行法師は、月代の痕といふ事をかきたり、中剃のこ。と。に。や。

ある人の云く、月代はひたひをまろくそりて、冠れる帽子のしたに、髮ぎはの見えざるやうにしたるなり、今も都の官人はしかせるもあり、いやしき男のそりさげひろうしたるも、月代よりおこりぬれば、名はかはらず、

〔松屋筆記三十八〕髮の中剃

髮の中を少しばかり剃て、毛のおほきをすかすは、二條康道公、髮あつかりしゆゑ、髮の中を剃られしに始るよし、樋口秘記にいへり、與清按に、撰集抄砂石集、太平記などに、月白といへるものゝ、これ髮の中剃なり、二條康道公に起るにあらず、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

宮○大塔宮護良、中略、木寺相模ニ、キト御目合有ケレバ、相模此兵衞ガ側ニ居寄テ、今ハ何ヲカ隱シ可申、アノ先達ノ御房コソ、大塔宮ニテ御坐アレト云ケレバ、此兵衞尉モ不審氣ニテ、彼此ノ顏ヲツクヅ

にて、今いふさかやきにあらずともいへり、今いふは冠明の義也といへり、もと月代といひしをもて、今も月代をさかやきとよめり、沙石集に、月代ある入道、撰集抄にあさましくやつれたる僧の、近く家を出にけると見えて、月しろなどあざやかにも見ゆめりといへり、冠の半額を半月形ともいへば、事の起りは冠より出たる事なるべし、もと五刑に及ばぬほどの輕罪は、髡刑とて頭髮をそる事はあれども、和漢ともに平人の髮をそる事はなかりしに、西土の辮髮、此邦の月代など、皆僧尼より事起りたるともいへり、又應仁の亂より、常に甲冑を帶したりければ、武士のさかやきの大きくなれるも、此頃よりの事也ともいへり、海防纂要に、各倭頂髮開張、外髮稍長と見えたるは、專當時の風俗を書せるものなり、中山傳信錄に、剃頂髮留外髮、一圍結小髻於頂之正中といへれば、琉球も亦風を同うす、

〔和漢三才圖會十二支體〕月代 俗云左加夜木 近世武士及庶人、元服以後剃頂髮之稱也、未詳肇於何時、正字亦不審、疑用冠明二字可矣、蓋士庶人、每不便於冠服、剃之以代冠、故其髮稍生、以爲無禮、每日髡之、禁裏守古風而不髡、

中華大元、及大清者、蒙古之風俗、剃周匝、結髮于頂、此與今日本民俗爲表裏、

〔松屋筆記七十八〕月代をもむ

俗に頭を剃時、水或は湯もて濕すを、サカヤキヲモムといへり、碧巖集八の卷十四丁オ七十六則に、丹霞獨以盆盛水淨頭、於師前跪膝、石頭見而笑之、便與剃髮云々、此語傳燈錄鄧州丹霞天然禪師の傳にもありしやうにおぼゆ、後日に考注すべし、淨頭はサカヤキヲモム事也、

○按ズルニ、淨頭ハ、頭髮ヲ剃ルコトナリ、

〔貞丈雜記二人物〕一古代の人は、さかいきをそる事なし、髮のもとゞりをば、かしらの百會の所にてゆふ也、前に兩手をつき、前へかしらをさげて居て結はする也、髮ゆふ人は髮ゆはする人に向て

丹前立髮

多く卷て卷贊とて髮の毛を下より上へかきあげ、月代のきはにて卷こみてゆひたり、

〔屠龍工隨筆〕今歌舞伎狂言にする丹前立髮六方は、其比丹後殿前の風呂屋へ通ふ若侍どもの病氣分にして引籠居たるが、長髮にてかしこへ通ひたるが、ふと伊達に見えければ、月代剃て能人も、皆長髮にてかよひしより發りしとなり、夫等が大小の貫木ざしにさして、大道をせましと振かけて歩みけるより、立髮丹前などいひしなり、六方は彼長き大小と兩の腕と六方へふりわくるといふ心なるべし、

散切

〔書言字考節用集 五 肢體〕殘截(ザンギリ)

〔倭訓栞 中編 九〕ざんぎり　今東都の花子(コツジキ)は皆此風俗也、殘截の義成べし、列子に、南國之人祝髮而裸、注に、孔安國注尚書云、祝者斷截其髮也とみゆ、されば祝髮は髮をきる事也、今剃髮の事とするは非也といへり、

〔松屋筆記 六十六〕散切髮(ザンギリガミ)

散切といへるは寬永の比の書に見えて、今もさかいへり、通鑑綱目冊三丁ウ 百十三 唐玄宗開元廿七年の條に、釆收散髮之民數万云々とあり、

チゴ髮

〔古今著聞集 十七 變化〕仁治三年大嘗會に人多く參りつどひけるに、外記廳のうちひがしのかたなるもみの木のこずゑに、かみをづかみなる法師一人ふしたりけり、

〔宇治拾遺物語 一〕これも今はむかし、丹波國篠村といふところに、年比平茸やるかたもなくおほかりけり、里村のものこれをとりて、人にもこゝろざし、またわれもくひなどしてとしごろすぐるほどに、そのさとにとりてむねとあるもの、ゆめに、かしらおづかみなる法師どもの、二三十人ばかりいできて、申べきことゝいひければ、いかなるひとぞととふに、○下略

月代

〔倭訓栞 前編 十〕さかやき　太平記に、月額をよめり、さかやきの跡靑いと見ゆ、今の額に角入る事

そりさげは、今の大ヤツコあたまなるべし、

〔總見記一〕齋藤山城守於富田對面事
道三ハヒソカニ富田ノ町末ニ小家ヲ借リ隱レ居テ、信長ノ御出ノ樣子ヲ伺ヒ見ラレケリ、信長其日ノ御出立、イツモニ增リテ異風ナリ、先ヅ御髮ハ萌黃ノ平打ノ糸ヲ以テ卷立卷立、茶。筌。ツブリニ結セラル、

茶筅

〔用捨箱下〕溫飩の看板 字川
昔は溫飩おこなはれて、溫飩のかたはらに、蕎麥きりを賣、中略 溫飩屋にて、看板に額あるは楕形したる板へ、細くきりたる紙をつけたるを出し、が、今江戸には絕たり、中略

桃の實 元祿六年
打かまねくか溫飩屋の幣　撰者 冗峯
吉原はわざともほどく茶。筅。髮。　嵐雪

とあれば、吉原の溫飩屋にも、此看板のありしなるべし、

〔柳亭筆記四〕男子の髮のゆひぶり　名種々并 額月代
茶筅髮　新續犬筑波集　ふりのよき柳やいはゞ茶筅髮　政通 中略
寶藏茶筅の條、茶。筌。髮。は無禮なる物ながら、折にふれ、取合たる處あり、女郎とくるひて、打みだれたるはさきにて、茶筅にゆひたるもよし、

〔續山井春〕委花
茶せんかみやいはゞ委のはなのえべ　吉野山家 閑節

文金風

〔賤のをだ卷〕一義太夫節は有廟〇德川 吉宗の御代より流行出しといへり、されば豐後ぶしの流弊、文節に淫風に移りて、遊士俗人の風俗、あらぬものに成行て、髮も文金風とて、わげの腰を突立、元結

半髮

ナデツケ
ソリサゲ

の人はあはせ鬢といふに結束けり、かきびんは、耳のうへより前髮の際迄、かきあげて束ぬ、あはせ鬢は左右の鬢髮を髻の下へ合せて、まげは別に束ぬる也、此兩樣の束髮近歲は更に見へず絕たり、今も歌舞妓狂言の由良之助は合せ鬢にゆふも有り、

〔諸例集六〕一亂髮、總髮、半髮、薙髮、剃髮等、右之體を問合、

柳生播磨守答

西八月〇嘉永二年
松平駿河守ゟ問合

一亂髮　總髮　半髮　薙髮　剃髮

右何レも如何樣之體を申候哉、心得置度候、

書面、總髮者月代無之、薙髮者髻を切、剃髮者髮を剃候事ニ候、亂髮、半髮者名目無之、

但、半髮者、若年ニ而、袖留、半髮之事ニ而者無之儀と存候、

〔諸例集八〕嘉永七寅年三月十九日、御右筆中島彥四郎より爲問合書面差越、柳生播磨守答、

万石以上、半髮袖留罷在候間、初而御目見不苦哉之事、

三月

書面之通者、不苦儀と存候、

〔松屋筆記九十八〕なで付髮、そりさげ髮、

元和九年五月十五日、御法度條々に、一大びたひの事、一大なでつけ、大そりさげの事云々、正保二年七月十八日御法度條々に、一大なでつけ、一大びたひ、一大そりさげ、一大ひげ云々、按大なでつけは、總髮を結もせず、なでつけて、後ざまに垂たるなるべし、大びたひは、額を拔たるなるべし、大

前髮付之商人停止

覺

一今度御觸有之、前髮付之商人共、前髮おとし商賣いたさせ可申候、自今以後も右之通之商人を搆、無作法成儀爲致申間敷候、若違背申候者於有之ハ、急度可申付者也、

戌二月

右者二月廿八日御觸、町中連判、

〔敎令類纂 初集七十四〕寛文十庚戌年十二月十四日

一香具其外何ニ而も屋舖方をあるき、商賣いたし候前髮有之者、書立可出之、若他所ゟ預り候とも、又ハ他所江預置候共、隱置す可書出之、脇より顯れ候ハヾ、其者ハ不及申、名主家主五人組迄曲事可申付者也、

十二月十四日

〔柳營諸留例的 七〕前髮執之部

文化二丑年十二月三日

前髮執寢　寄合　本多駒之丞

私儀、當丑廿歲罷成候、今以積氣聢と無御座、其上逆上仕候ニ付、前髮執候而ハ、養生ニも可相成旨、杉浦昌碩申聞候、未御目見不仕候得共、爲養生前髮執申度、此段奉伺候、以上、

十二月三日　寄合　本多駒之丞

御附札　可爲伺之通候

〔塵塚談 下〕年老前髮の人髮結ひやうの事、我等〇小川顯道若年の頃は、武家の前髮の者はかき髮、年老

〔和漢三才圖會十二支體〕髮〇中略

前髮際至後髮際折爲一尺二寸、如髮際不明、則取眉心直上後至大杼骨折爲一尺八寸、 自眉心至前髮際二寸半 自後髮際至大杼骨三寸半

〔松屋筆記六十二〕前髮、袖留、半元服、

同書〇御先祖記 慶長九癸亥六月十四日、將軍御上洛、殿様雜兵共ニ壹万餘人也、此時家光公御相伴ニテ、勝房ニモ、御前髮御取被成候云々、

〔武德編年集成八十一〕元和元年五月六日、木村長門守ハ、舊臘以來、所勞ユヘ、長髮タリト雖、深ク名香ヲ其髮ニ留メ、齒ヲソメタリ、是秀頼ノ乳母ノ子也、故山口玄蕃允宗永ガ次男左馬介ハ、色白ク角〇〇前髮也、松平右衛門大夫正綱ガ小舅タリシガ、妻女ヲ去々年離別シ、其緣絶タリ、然レドモ首ヲ賜リ葬ラント欲ス、〇下略

〔松屋筆記八十七〕總髮

五代史七十四四夷附錄ノ三ノ八丁左回鶻傳に、婦人總髮爲髻、高五六寸、以紅絹囊之、既嫁則加氈帽云々、文選六臣註本七卷廿四丁左潘安仁籍田ノ賦に、垂髫總髮注に、髫作髮云々、此外唐書南蠻傳庾信蕩子賦などにも、總髮の字面見ゆ、

南史廿一七丁王融傳に、受自總髮迄將立年、州閭鄉黨見許愚膏云々、

〔塵塚談下〕朝士總髮の事、德廟御代の始の頃には、總髮の人兩三人も有けるよし聽傳ふ、惇廟浚廟の御代には絶て一人もなし、當御代より諸國朝士に總髮の人出來たり、香月翁〇香月牛山云、年老ては元氣耗て、髮をそれば風に感じて咳嗽を生ず、四十以上は月代をそらずして、ひとつに束ねたるによろしといへり、

〔德川禁令考五十雜業雜商〕寛文十戌年

前髮　總髮

〔賤のをだ卷〕一男女の髮も、其頃はさま〳〵に替りたり、先男の相應の生れ付にて、前髮のあるうちは、おさへ元結とて、頭の上ゟ元結を掛、左右へ分て耳の後より下げ髮ゆはする人が、兩手にておさへてもつ、是は撥下びんとて、若衆はもみ上ゲの所へ、びんをかき下ゲ、夫ゟ丸く上へかき上て、抒髮をさつ好次第にゆひたり、（紀州の小姓如此、彼小姓の髮は大さうなる結樣なりけり、）抒野郞あたまは、ぞべ本多とて、中剃をいかにも廣くそり、髮の間より、中剃のみゆるやうにして、根はゆるくつけ、口口口との間纔にして、月代へのぞきたるやうに、まきかけて置たり、多く堺町邊の歌舞妓者のあたまつきにて、歷々にも若き人達は隨分其如くゆはせて、上下着て公儀勤る有樣、不相應のあたまなり、又豆本多と云は至極髮をつめて、尤少くしてわけをいかにも小さく、豆粒の如く結ふたるなり、又其後遊士俗客ははけを殊の外長くのばして、大抵額へ押付屆くほどにしてゆひたり、又だまされた風とて、町家の若者などは、鬢口を甚薄く剃下げ、夫より段々後ろ高にて、髮を結ひたり、是をだまされた風といへり、又卷鬢とて、鬢の毛を上へ搔上げ、きはにて卷込ゆひたり、いづれもかの文金風より後の事なり、

〔半日閑話十二〕明和五年十二月十三日、公にて女御御入内の御祝儀惣出仕有之、近來男子の風甚美にして、髮は本多とて、中剃を大くして、髻を高く結ふ、鬢は下鬢とて、油をつけず、櫛の歯を入、毛筋を通し、後の方は油をつけ可置、其堺を潮堺と云、眉は三日月とて細くぬく、衣服は縞袖に薄綿にて、重て著るに便にす、此頃の諺に云、疫病本多癩眉宿なし妾、

〔嬉遊笑覽〕〔屠龍工隨筆〕渡が妻の、盛遊に討れん爲に、髮をさばきて寢たると有は、古は皆總髮なれば、鬢につりて寢にくきゆへに、多くは髮をさばきたると見えたり、

〔倭訓栞中編十一〕すみまへがみ　角前髮なり、京大坂に、すんまといひ、肥前佐賀にてあまじはといひ、肥後にてかどひといひ、薩摩にてりはといひ、上總にてこびたひといふ、

ハケ先ニ竹串入

元文元年ヨリ上方上ルリ太夫ノ髮ノ風ヲ學ブ、油ニテ堅メ、毛筋ハレメナシ、元結少シ卷、入カミ少シ入、都古路風トモ、文金風トモ云、

針ニテ留ル

享保ノ比、辰松八郎兵衛ト云人形ツカイ、此風ニ結フ、辰松風トテ又ハヤル、

〔我衣〕此風天和比ノ本ニミユ、若手ノ傾城買風ナリ、

上ニ同、卷ビン有、

髮ノ根元、ユルクシテ下ル、

芝ノ肴賣日傭取ナド正德迄此風ヲ用ユ、三折カヘシト云、元結一寸卷、マゲ一寸、ハケ先一寸、三ツニ折ルユヘナリ、

元祿比、御旗本ハ何レモ合セ鬢ナリ、鬢折トテハヤル

上ルリ太夫
江戸半太夫メチビン、ハケ長、ヨテカクト云、中ゾリ有、寛永年、

享保末、元文始マテ、此風ハヤル　入ゾミナリ、

寛文ノ比黑糸ニテ鬢ヲ結コトハヤル、好色ナル者ニ有、

貞享ノコロスキ油ニテスキ、毛筋ヲ通シテ、奇麗ニ結、中ゾリナシ、入ゾミモナシ、

元祿始、中村傳九郎、イトビン、此風ヲ始ム、後傳ニ傳七ト云者、ナマシメド云風ニナナス、江戸半太夫ガ風ヲ少シ直シタルモノカ、

元祿コロ村木ナ風ナリ、ツヽコミト云、中ゾリ有、

きびたひ、半こうびたひ、月びたひ、たうけんびたひ、角びたひとあり、是は寛永頃の作にて、のちに引し種々のさうしよりは、近きものなれど、百年前よりいひきたりし髮の風は、おはかたこゝに筆したり、ゆゑにまづさきに出したり、遠額は冠の名なれど、それを額の名にかりもちひしなるべし、こゝに額といふは、額の拔やうの名なり、

海老折　形をもつて名づけたるなるべし、今海老尻といひて、難波にてもつはらおこなはる、は是か。○中略仁世物語に、おかし男、つゞりがみいぼう組、塵や釜ぶた、とつての助など、知る人にてありける、昔の歌に、塵や釜ふたのとつては針もなみつけつおくれつさゝできにけり此男、なまものなりければ、それをたよりに、ゑびの助ども、かゞみあつまりきにけり、此男のかみも、ゑびの助なりとあり、髮も海老の助とは、かの海老折の事をいふか、たしかにきこえねど、まづ抄錄しておきつ、此そうしは、寛永中の作なりといふ、かんなにて書たれば、上(かみ)といふ事かも志るべからず、

蟬折　是も海老折の類にて、形よりいでたる名なるべし、

たてかけ　男色十寸鏡貞享四若衆の髮の事をいふ條、髮を油にてすきいれぬれば、おのれと底能あるものなり云々、たてかけの大たぶさ、髻、つとの大キなるは似合たると、似あはぬ人あり、

〔我衣〕男女ノ髮時々變ル事

上古ハ髮付油、或ハコキ元結ト云コトナシ、老若共ニ胡麻油ニテ梳テ、コヨリ元結ニテ結タリ、月代ハ織田信長ノ時ヨリ多クソリタリ、前ハ不ﾚ殘有髮ナリ、○中略

寛永ノ比如斯

請當有奪國之志歟、夫父母既任諸子、各有其境、如何棄置當就之國、而敢窺窬此處乎、乃結髮爲髻、縛裳爲袴、便以八坂瓊之五百箇御統（御統此云美須磨屢）纏其髻鬘及腕、

〔日本書紀一神代〕一書曰、○中略已而素戔嗚尊、含其左髻所纏五百箇統之瓊、而著於左手掌中、便化生男矣、則稱之曰、正哉吾勝、故因名之曰勝速日天忍穗耳尊、復含右髻之瓊、著於右手掌中、化生天穗日命、復含髮頭之瓊、著於左臂中、化生天津彥根命、又自右臂中化生活津彥根命、又自左足中化生熯之速日命、又自右足中化生熊野忍蹈命、

〔日本書紀九神功〕九年○仲哀○中略四月甲辰、北到火前國松浦縣、○中略皇后○神功還詣橿日浦、解髮臨海曰、吾被神祇之教、賴皇祖之靈、浮涉滄海、躬欲西征、是以今頭滌海水、若有驗者、髮自分爲兩、卽入海洗之、髮自分也、皇后便結分髮而爲髻、

〔北條五代記五〕關東昔侍形義異樣なる事

諸侍○北條家臣の形義異樣に候ひし、○中略又けつしきと名付て、木をもて大きに木はさみを作り、其けつしきにてかしら毛をぬき、又鬢の毛のあひだをぬきすかし、皮肉の見ゆる程にして、髮をばびなんせきに、びんを高くつけあげ給へり、若殿原達は髮さきをもみ、ふさのごとくにゆひ、又つけがみとて、別にかみさきをこしらへ、うらをもみ、ちゞみよせて、花ふさなどのごとくに作り、付髮してゆひ、○下略

〔柳亭筆記四〕男子の髮のゆひぶり名稱々并額月代

近松門左衛門作、加增曾我といへる淨瑠璃節に、少將が男子の髮ゆひにやつしゝ事を載たり、その少將の詞に、但しおぐしの御用なら、大いちやう、中いちやう、立かけ、なげかけ、千松わげ、五分一、せみをれ、かものはし、さてさかやきは、うしろだか、うしろさがり、片われ月、そつはう、ゑてゝてんぐり、びんのしびん、ゑやくりびん、額にとつては内ぐり、そとぐり、すぐびたひ、なりひらがいりのす

せ玉ひ、御髻に黒御鬘を掛け玉ひしにて、御髪の形狀を推量すべし、

〔萬葉考別記二〕上つ代には、男の髪は頂に二ところゆひ、女は頂に一所にゆひつと見ゆ、

〔古事記上〕於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、○中略故刺左之御美豆良、○三字以音、下效此、湯津津間櫛之男柱一箇取闕而、燭一火入見之時、○下略

〔古事記上〕故於是速須佐之男命言、然者請天照大御神將罷、乃參上天時、山川悉動、國土皆震、爾天照大御神聞驚而詔、我那勢命之上來由者、必不善心、欲奪我國耳、卽解御髪、纏御美豆羅而、乃於左右御美豆羅、

〔古事記傳七〕御髪は美加美と訓ずべし、古書にみな美久志と訓を附たり、中古の書にも、おほむぐしと云、今もおぐしと云、されど此は櫛よりうつれる後の用なるべし、此事上にも論ひおきつ、さて上代の女の髪の樣は、師○賀茂眞淵の萬葉註に委く見えたり、然るに今こゝに解と有を、書紀には、結髪とある解と結とを違へるに似たり、故猶考に、まづ凡て女は年長て髪あぐるは、上代よりの儀なるに、飛鳥淨御原宮御宇十一年の詔に、自今以後男女悉結髪とあるを思ふに、上代に結と云しは、本を一にあつめ擧て結て、其末は後へ垂たりけむを、彼詔に結とあるは、頭上に結縮て髻と成を云ふなるべし、髻とは一に縮たるを云なり、かの男のさて、同十三年には、女年四十以上、髪之結不結任意也とありて、又十五年の詔に、婦女垂髪于背猶如故とあるは、又かの上代よりの風の如くせよとなり、故に此十五年の詔以後の万葉の歌にも、髪あぐることを多くよめるは、かの本を結ことにて、末は垂なれば、彼詔に違ふことなし、さて此に解とあるは、かの本を結たる所を解なり、神功皇后の解髪とあるも是なり、然るを或說に、此解字を和氣と訓て、三山冠の形なるまなばせ給ふなりといへるは強說なり、書紀に結とあるは、末の垂れたるを擧てなり、かゝれば言は異れども、實は同事にて、違へるには非ず、此事よくせずは、人の思ひまどふべきものぞ、

〔日本書紀神代一〕天照大神素知其神○素戔嗚尊暴惡、至聞來詣之狀、乃勃然而驚曰、吾弟之來、豈以善意乎、

カモジ

〔松屋筆記百九〕髢カツラ
史記衞康叔世家九丁注に、左傳を引て、莊公登城見戎州己氏之妻髮美、髡之以爲夫人髢カツラ云々、
○按ズルニ、鬘ノ事ハ器用部容飾具篇ニ詳ナリ、

〔俗訓栞前編六〕かもじ　髮の俗稱也、又長かもじあり、女房飾抄に、かもじの水引は、四十の年より二筋也といへり、

〔歷世女裝考四〕かもじの事
かもじの本名はかつらといふ、前に引たる源氏末摘花の卷に、九尺のかつら、又枕の草子に、七尺のかつらの赤く毛のかれてあかきなりなりたるといひしも、みなかもじなり、かづらをかもじといふは、湯卷をゆもじ、內方をうもじなど、片名をとりてよぶ事、東山殿比の女言なり、文字には髲と書く、和名抄に、髲、和名加都良、釋名に云、髲少者所以被助其髮也とあれば、千年以上よりありし物也、又別に鬘といふは、神代には男女とも時の花かつらを髻にかけて飾とし、又は絲にても、あるひは玉をつなぎてもかつらにせたる事、日本紀、古事記、万葉の歌にも見へたり、委しくは本居大人が古事記傳卷六黑御鬘の解にみえたり、又かづらを中昔はえびかつらともいへり、源氏初音の卷花、ちる里のことを、御ぐしなどもいたくさかりすぎにけり、やさしきかたにあらねど、えびかつらしてぞつくろひ玉ふべきとあり、此註に、伊弉諾尊黑御鬘の事によりて、かつらをえびといふといへり、又中昔は時の生花を糸につらぬき男の冠にかけし事もありて、歌などにもみえたり、かづらは西土にてもいと古し、

男子結髮風

〔歷世女裝考二〕神代の髮の風
そも〳〵神代の髮の風は、男は髻をば一ッに結て、二ッに左右へ綰カヽネ、櫛もて貫きとめ、糸につなぎたる玉をまとひて飾とする事、前の條にいへる如く、伊邪那岐尊左右の御髻ミヅラに湯津々間櫛を刺

百部(ホトヅラ)など云、(略)これちの都良を、加豆良乃と思ふは本末たがへり、忍冬も字鏡には須比豆良(スヒツラ)とあり、(拾遺集雑下に、さだめなくなる瓜のつら見てもとよめるは、蔓に頼を云かけたるなり、今都留と云は、都良のうつれるなり、弓の弦をも、万葉に都良ともよめり、馬具の轡鞚頭の都良も、草の蔓よりぞ出けむ、轡は手綱のことなり、)さて何にまれ蔓草を以て頭の飾にかくるを、鬘葛(カヅラ)と云、是即鬘なり、さて然鬘に用るから、立かへりて草の葛をも加豆良とは云ならむ、又髮も髮を飾具なれば、鬘とおなじ名を負せつらむ、さて鬘は、上代には女男ともに懸る物にて、蔓草を用ひしをば、石屋戸の段に眞拆をかけしを始て、日影鬘など、又必しも蔓ならねど、花蔓葛蒲鬘木綿鬘などあり、(これらも加豆良と云名は、蔓草より出たるなり、)又絲などを以ても作りしにや、珠をかざること、天照大御神の御飾(の字所集)比に見えたり、玉鬘と云は是なり、(鬘にも葛にも玉かづらと云は、此の玉鬘の名をうつして呼か、又たゞほめていふもあるべし、)穴穗宮御段に押木玉縵と云も有て、貫き實なりしこと見ゆ、万葉に波羅蘰と云こともあり、(蘰字は、此物草にても糸にても遣るゆゑに設けたる字にや、しか此方にて作れる字多し、綬も本の字義にはかゝはらで、右の意もて用るなるべし、和名抄に、花蔓を飾鬘具に載たれども、これはもと天竺の人の頭のかざりなり、)さて此に黒とあるは、色以て云なるべけれど、何物にて何如作れりとも知がたし、(都豆良を黒葛とかけども、そは此に由なし、此黒字久漏伎と訓はわろし、珠に其色なることわらむこと、こゝに用なく聞ゆればなり、さればクロミカヅラと訓べし、其久漏も色もて云にはあれど、如此よむときは、鬘の一種の稱となりて、古言の例にかなへばなり、)蒲子の成れるに就て思へば、此鬘のさま、蒲葡葛に似て、玉を垂たるが、彼實のなれる形にや似たりけん、色の黒かりけんも、彼實によしあるにや、

〔延喜式七 踐祚大嘗祭〕卯日平明、神祇官班幣帛於諸神、○中略同剋(時)○巳兩國供物發自齋場向大嘗宮、○中略次造酒兒、(細布明衣、日蔭鬘、乘素輿、輿夫四人、)次御稻輿、(納稻布袋、擔夫二人、)稻實公、(青揩衣、木綿褌、日蔭鬘、)次載御膳案女八人、(細布彩木綿褌、日蔭鬘○鬘襷、垂○)

〔空穗物語 祭の使〕色々の御ぞ共いろをつくし、ときほときおほいかをならべ、御てうどいろをつくし、なほとゝのへ、御かづらどもたけをとゝのへ、かずをつくして、かた〳〵さらされたり、風にきおひてものゝかどもふきくはへぬ、

鬘

さうし似氣無物の條に、したかみたわつきたる人の、あふひつけたるとあり、按にたわは撓の義なり、契冲法師の河社に、今も山里のもの、山のひくゝてたわみたるやうの所をいふ詞なりとあり、和訓栞にも、大和に鳥こへのたわといふ所ありといへり、しかればたぼ本名はたわにて、びんの撓みたるを名づけてよぶ名也、又つとゝいふは、かみのつどひ出たる名なるべし、びんごの尾の道邊にては、今も坂をたをゝいふと、ある人いへり、

〔歷世女裝考 四〕椎茸たぼの權輿

序文に、明和乙酉の歳（二年なり）とありて、作者の名は三橋老人とあり、寫本全五卷、書名を寢覺草といふ隨筆三の卷に、ある老女の物語に、御奉公せし比、京都より下れし女中方の髮を葵たぼとて、名もおもしろく見つきもよきゆゑ、朋輩しゆうつしゆひけるが、今はいづかたにてもゆはるゝやうになりしは、名もめでたきゆゑなるべしと語りき、此老女貞享二年の生れなり、是を今の俚言に、椎茸たぼとは、髮の黑きを乾たる椎茸に準へつらんが、見立もあしく名もいやしげなり、あふひたぼにてこそよけれとあり、又前にも引たる女用訓蒙圖彙に、御所風と傍註したる圖、右の説に符合す、

〔古事記 上〕於是伊邪那岐命見畏而逃還之時、其妹伊邪那美命言令見辱吾、即遣豫母都志許賣（此六字以音）令追、爾伊邪那岐命取黑御鬘投棄、乃生蒲子、

〔古事記傳 六〕黑御鬘、すべて加豆良に三の品あり、葛（蔓とも同じ）と鬘と髮となり、まづ葛は葛かづら五味忍多など、凡て蔓草のことなり、鬘は頭の飾に懸る物なり、（古書に蘰とも縵とも書り、蘰は字書に見えず、縵は見えたれども鬘の意なし、鬘は鬘の字のかきざまの異なるなり、）髮は和名抄に、和名加都良、釋名云、髮少者所以被助其髮也と有て、俗に加毛自と云物なり、かくさま〴〵あれども、本は一より轉れる名にて、草の葛より出たり、さて其葛の本の名は都良にて、記中に、登許呂豆良都豆良、書紀、万葉に、磨左棄逗囉、和名抄に、千歲蘽

ツト
タボ

びんそぎして、そのひとふさの髮の毛を、さがりばといふ、髻剪の異名ともいはゞいふべし、

〔源氏物語〕三十四上若菜かみは、いとふさやかにて、ながくはあらねど、さがりばかたのほど、いときよげに、すべていとねぢけたる所なく、をかしげなる人とみえたり、

〔源氏物語〕二十一乙女姬君の御さまの、いときびはにうつくしうて、さうの御ことひき給ふを、御ぐしのさがりば、かんざしなどのあてになまめかしきを、うちまもり給へば、はぢらひてすこしそばめ給へる、

〔枕草子〕八うらやましきもの
かみながくうるはしう、さがりばなどめでたき人、

〔書言字考節用集〕九言辭髻

〔金葉和歌集〕七戀ものいひける女の、かみをかきこして見けるをよめる、　津守國基
朝ねがみ誰手枕にたはつけてけさはかたみにふりこしてみる

〔源順集〕思
わすれずもおもほゆる哉朝な〱しか黑かみのねくたれのたわ

〔玉勝間〕八髮のつと、たを、
いまのよ、女の髮ゆひて、後と左右へはり出したるところを、つとといふを、あづまにては、たをといへり、〔○中略〕うつぼの物語藏開卷に、たゞおほとのごもりなば、御ぐしにたわつきなんず、〔○中略〕たわたを同じ言也、たゞしいにしへのは、枕にあたりたる所に、おのづから出來たるをいひ、今のは、ことさらにつくる也、

〔歷世女裝考〕四たぼの名義
此說〔○玉勝間〕にて、たぼはたわの轉語にて、髮にくせのつきて、彭膨たる古言なるをしるべし、異本枕

サガリバ

〔伊呂波字類抄〕（奴人體）鬢（ヌカヽミ、亦ヒタヒカミ、）

〔增補下學集〕（上二支體）鬢（ヌカヽミ）（額前髮也）

〔書言字考節用集〕（五肢體）鬢（ヌカヽミ）（臣瓚、額前髮也、）　鬢（ヘヘカミ）　鬢（ヒタイガミ）

〔源氏物語〕（二帚木）心ふかしやなどほめられて、あはれすゝみぬれば、やがてあまになりぬかし、思ひたつほどは、いと心すめる樣にて、世にかへり見すべくもおもへらず、いであなかなし、かくはたおぼしたりにけるよなどやうにあひ知れるひとときとぶらひ、ひたすらにうしとも思ひはなれぬをとこきゝつけて、淚おとせば、つかふ人ふるごだちなど、君の御心はあはれなりけるものを、あたら御身をなどいふに、みづからひ。た。ひ。が。み。をかきさぐりて、あへなくこゝろぼそければ、うちひそみぬかし、

〔松屋筆記〕（百三）額髮（ヒタヒガミ）

與淸曰、額髮は男女ともに、額にある髮の總名也、尼にもいふは、垂尼（タレアマ）とて、振分髮などやうに切たる髮なれば、額髮も有し也、男子もいにしへは總髮なれば也、鬢（ヌカイレ）。鬢（スイシロ）、いづれもおなじ額髮なれど、鬢は小兒の前髮にて、目ざしともいふこれ也、鬢は額髮の事也、又和名抄（十四ノ容飾具部）に、釋名云、蔽髮蔽髮前爲飾也、和名比太比、とあるものは、女房の額の飾具なり、又上古ヒサゴ花にも結し也、

〔歷世女裝考〕（三）額髮を剪垂、耳はさみ、

前にも引たる源氏葵の卷、紫の上髮そぎの所に、いとながき人も、ひたひがみはすこしみじかくぞあめるとあるは、髮のたけは長くとも切たらず、額の髮毛は短きものぞといふことなり、是乃鬢髮（びんとう）なり、

〔歷世女裝考〕（三）髮のさがりば

髻

だむとよめり、うつぼ物語〈國ゆづりのまき〉みぐしおほとのごもりふくだめたれど、いとけちかくうつくしげなり、又源氏紅葉賀、あどけなくうちふくだめ玉へるびんくき、又枕のさうし〈二卷〉髪は風にふきまよはされてうちふくだみたるなど、皆是寢起たる所にいへれば、ふくだむ鬅鬙のよしにて、すべらかしの髪を枕にまきてねるゆゑに、びんのふくれたる辭のつく也、後世には殊にびんをふくらめて飾となしけん、女中心得書〈東山殿比の聞書〉に、びんのふくらめはすこしたるべし、はり出たるはいやし、心あるべしとあれば、四百年前のすべらかしさへ、すこしびんを出したる也、女重寶記に、髩もおしいだす事、すぎたるは鳥かぶときたるやうにて見にくしとあれば、元祿のむかしも、びんは出したれど、かのびんさし流行て、甚しくなりしが、やゝすたれ、今の市風の髩は復古と云べし、

〔半日閑話 十二〕明和九年十二月十三日、〈中略〉近來男子の風甚異にして、髪は本多とて中剃を大くして、髷を高く結ふ、鬢は下鬢とて、油をつけず、櫛の歯を入、毛筋を通し、後の方は油をつけて置、其堺を瀬堺と云、眉は三日月とて細くぬく、衣服は細袖に薄綿にて重て著るに便にす、此頃の髩に云、疫病本多剃眉宿なし妻、女は櫛計さして、釣匙を用ひず、鬢指と云ものを、鯨骨或は銀にて作りて、鬢の横より通す、髪の毛筋をあらくふくらかにせん爲なり、名付て燈籠鬢と云、經木燈籠に似たればなり、

〔倭名類聚抄 三毛髪〕髻 唐韻云、髻〈音拂、俗云〉〈奴加々美〉額前髪也、

〔箋注倭名類聚抄 二毛髪〕山田本作孛勿反、按音拂與廣韻合、孛勿與玉篇合、字異音同、然此引唐韻作音拂是、〈中略〉按額訓奴加、姓有額田部、又謂扣頭爲額衝、皆是、則知、沼加々美額髪之義、源氏物語謂之比太比加美、今俗呼前髪、〈中略〉廣韻作額前飾、按玉篇亦云、婦人首飾也、蓋唐韻亦同、廣韻疑源君所見本誤、飾作髪、遂訓爲沼加々美、恐非是、

〔吾妻鏡十二〕建久三年十月卅日己巳、南風、亥刻武者所宗親濱家燒亡、宗親折節在他所、見煙走向、欲取出爭之間、燒左方鬢、云云、唐國大宗之鬢、施賜藥之仁、和朝宗親之鬢、顯惜社之志、所燒雖同、所用相異者歟、

〔太平記十三〕北山殿謀叛事
大納言殿、〈○西園寺公宗〉縄取ニ引ヘラレテ、中門ヘ出給フ、其有樣ヲ見給ケル北ノ御方ノ心ノ中、譬ヘテ云ハン方モナシ、既ニ庭上ニ昇居タル輿ノ簾ヲ褰テ、乘ラントシ給ケル時、定平朝臣、長年ニ向テ、早ト被云ケルヲ、殺シ奉レトノ詞ゾト心得テ、長年、大納言殿ニ走懸テ、鬢髮ヲ掴テ、覆ニ引伏セ、腰刀ヲ拔テ、御首ヲ搔落シケリ、

〔太平記二十一〕鹽冶判官讒死事
侍從立留テ、〈○中略〉一日物詣ノ歸サニ參テ事見シガ、〈○鹽谷高貞妻、中略〉南向ノ御簾ヲ高クカヽゲサセテ、琵琶ヲカキナラシ給ヘバ、ハラ〳〵トコボレカヽリタル鬢ノハヅレヨリ、ホノカニ見ヘタル眉ノ匂、芙蓉ノ眸、丹花脣ル、何ナル笙ノ岩屋ノ聖ナリトモ、心迷ハデアラジト、目モアヤニ覺テコソ候シカ、〈○下略〉

〔安齋隨筆後編三〕一古髮結の事　古は髮を結ふに、びん付油無之、びなんせきにて、毛を付たる也、びなんせきは、びなんかつら也、其莖の皮を削り捨、その莖を水にひたしねばる、北條五代記に、髮をばびなんせきにて、びんを高くつけあげ給へりと有、又能の狂言に、あそふと云狂言あり、麻生殿と云大名、鬢を付るに、其の家人一尺計ふとき長きすりこ木を持出て、びなんせきにて候とて、鬢をなで付くる體をする也、能の狂言は古き事也、

〔歷世女裝考四〕今の髩(ビン)の狀は古風なる證
新撰字鏡〈此書は今より千年にちかき字書なり〉に、鬢鬘(サウカウ)を不久太女利(ふくためり)と訓たり、後のものには、壒囊抄に、鬢髮をふく

咲べキ業ニヲ順ヒ申ニモ非候、

〔松屋筆記百三〕髻タブサ

〔字鏡集五彡〕髻タブサ、モトドリ、

俗に髮の本鳥を曲げたる所を、タブサといへり、古くタブサといへるは、手房タブサにて手の先也、

〔下學集上支體〕鬢ビン同鬂、鬂

〔書言字考節用集五肢體〕鬢ビン時珍云、耳前毛、鬂同上

〔倭訓栞中編二十一比〕びんづら　鬢顔の義、江次第に、幼主之時垂鬢頰と見ゆ、童形の時、鬢の髮を筆の軸ほど分て、兩方へさげるなりといへり、丁角の義なり、源氏にみづらゆふと見えたり、されば鬢づらはみづらの訛なるべし、又さげびづらといふ事あり、宗祇旅日記に、西行が水びんかきけんまでともいへり、

〔日本書紀三十持統〕三年正月丙辰、詔曰、○詔日ニ字恐衍務大肆、陸奧國優嗜曇郡城養蝦夷脂利古男麻呂與鐵折、請剔鬢髮爲沙門、

〔古事談二臣節〕中關白○藤原道隆以酒宴爲事、賀茂詣之時、醉而寢車中、冠拔在傍、臨欲下車之期、入道殿被驚申、驚而以扇妻搔鬢、猶如水鬢、

〔今昔物語二十八〕尾張守□□五節所語第四

今昔□□天皇ノ御代ニ、□□ノ□□ト云フ者有ケリ、○中略尾張ノ守ニ被成タリ、○中略三年ト云フ年、五節ニ被宛ニケリ、○中略此ノ五節所咲ハムトテ、殿上人達ノ謀ル樣ハ、○中略五節所ノ前ニ立並デ歌ヲ歌ハムト爲ル也、其作タル樣ハ、鬢タヽラハ、ユカセハコソ、ヲカセバコソ、愛敬付タレト、鬢タヽラト云ハ、守ノ主ノ毛淸ク鬢ノ落タルヲ、此ル鬢タヽラシテ、五節所ニ、若キ女房ノ中ニ交リ居給タルヲ、歌ハムズル也、

ニ向ケリ、高範心ウナノ餘ニ走ヨリ、猥藉ノ奴原也、何者ゾトテ組タヲシテコロビケルガ、高範スグヤカ者ニテ、難波ヲ押ヘテ拳ヲ把リ、頰ヲ打、郎等主ヲ助ントテ、高範ガ本ドリヲ取引上タリ、經違力ヲ得テ、引返テ主從二人シテ、手取足取セヽリ倒シテ、髻ヲ切トテ、是ハ汝ヲスルニハ非トゾ叫ケル、淺増ト云モ疎也、左近將監盛佐ハ、馬ヲ馳テ逃ケルヲ、打落テ是ヲモ搦テケリ、

〔百練抄 八高倉〕嘉應二年十月廿一日、依御元服定、攝政參内之間、於路頭勇士有猥藉事、切前駈等本鳥、是先日資盛之會稽也、依此事定延引、

〔吾妻鏡 二〕養和二年〇壽永元年十一月十二日己卯、武衞寄事於御遊興、渡御義久鐙摺家、召出牧三郎宗親、被具御共、於彼所召廣綱、被尋仰一昨日勝事、廣綱具令言上其次第、仍被召決宗親處、陳謝卷舌、垂面泥沙、武衞御鬱念之餘、手自令切宗親之髻給、此間被仰含云、於奉重御臺所事者尤神妙、但雖順彼御命、如此事者内々蓋告申哉、忽以與耻辱之條、所存企、甚以奇怪云云、宗親逃亡、武衞今夜止宿給、

〔太平記 一〕無禮講事附玄慧文談事

無禮講ト云事ヲゾ始ラレケル、〇中略其交會遊宴ノ體、見聞耳目ヲ驚セリ、獻盃ノ次第、上下ヲ云ハズ、男ハ烏帽子ヲ脱テ髻ヲ放チ、法師ハ衣ヲ不著シテ白衣ニナリ、年十七八ナル女ノ、盻形優ニ膚殊ニ清ラカナルヲ二十餘人、褊ノ單ヘ計ヲ著セテ、酌ヲ取セケレバ、雪ノ膚スキ通テ、大液ノ芙蓉新ニ水ヲ出タルニ異ナラズ、

〔陰德太平記 十四〕大内義隆朝臣敗軍附晴持最後之事

此家主、年ノ比八十許ナル大ノ禪門ナリ、小鬢ノ外ニ鎗疵ト見ユル所有テ、物言タル樣ナド氣高ク、昔ハ何某ナド云レツランヽ覺シキガ、火ノ然象タルヲ見テ、廟ノ柱一二本引折テ、爐中へ切クベ、〇中略某ハ壺冶播部助ガ書代ノ郎等ニテ候シガ、播部、尼子經久ノ爲ニ討レテ後ハ、二君ニ不仕ト存ジ髻切テ村民ト成、耘耕ヲ命トシテ光陰ヲ送リ、齡已ニ八十ニ及候ヘバ、老木ノ春ヲ待テ、花

〔日本書紀景行七〕四十年六月、東夷多叛、邊境騷動、〇中略七月戊戌、〇中略則天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、朕聞、其東夷也、識性暴強、〇中略見怨必報、是以、箭藏頭髻、刀佩衣中、

〔古事記仲哀中〕忍熊王以難波吉師部之祖伊佐比宿禰、爲將軍、太子〇應神御方者、以丸邇臣之祖難波根子建振熊命、爲將軍、〇中略爾建振熊命權而、令云息長帶日賣命者、既崩故、無可更戰、卽絕弓絃、欺陽歸服、於是其將軍既信詐、弭弓藏兵、爾自頂髮中、採出設弦、一名云宇佐由豆留更張追擊、

〔古事記傳三十一〕頂髮中は、多藝布佐能那加と訓べし、書紀に、此を髮中とあるを然訓、又景行卷に、箭藏頭髻、崇峻卷に、作四天王像、置於頂髮などあるをも皆然訓り、多藝は髮を揚たるを云、布佐は其揚て集めたる髮の繁きを束ねたる處を云、總又物の多きを總集むるを、布佐奴と云など、同言なり、万葉に、髮たぐと多くよめり、揚ることなり、又物の多く繁きを布佐と云、されば、頂髮は後に云本取のことなり、故師は卽モトヾリと訓れつれど、其は中古よりの名とこそ聞ゆれ、

〔古事談臣節二〕業平朝臣盜二條后宮仕以前將去之間、兄弟達昭宣公等追至奪返之時、切業平之本鳥云々、仍生髮之程、稱見歌枕發向關東、

〔枕草子七〕むとくなる物　翁のもとゞりはなちたる

〔源平盛衰記三〕殿下事會

關白殿〇藤原基房コレヲバ爭可知召ナレバ、大內ノ御直廬ヘト思食テ、常ノ御出仕ヨリモ花ヤカニ、前駈御隨身殊ニ引繕セ給テ、中御門、東洞院ノ御宿所ヨリ、大炊御門ヲ西ヘ御出ナル、堀河猪熊ノ邊ニテ、兵具シタル三十騎計走出テ、前駈等ヲ搦捕ケリ、安藝權守高範バカリゾ、御車ニ副テ離ザリケル、式部大輔長家、刑部太輔俊成、左府生師峯等モ、本ドリヲキラル、結句車ノ物見打破、太刀長刀ヲ進ケレバ、只夢ノ御心地ゾシ給ケル、高範車ヲ廻テアヤツリ與ケルヲ、難波太刀ヲ振テ御車

搦輪也、髮毛をからまきて、輪にしたるゆゑの名也、分チは曲チを假名に書たりけんを、字に書直して誤れるなり、髮毛を曲て結ふを、わげといへり、〇中略
女房私記正月の條に、若宮方童髻の間は、半尻に袴、鬢づらをゆふ也、御休息の時ならば、結中金の平もとゆひ也云々、

〔榮花物語 三十一殿上花見〕一品宮〇章子は、あけくれめかれずかしづき奉らせ給て、御對面なんどあるべしとあれど、一品にならせ給ぬるは、かたじけなし、御みづらなどゆはせ給ふて、のぼらせ給はんとて、とゞまりぬ、なべてならずいみじくもてかしづき聞えさせ給、

〔倭名類聚抄 三毛髮附〕髻 唐韻云、髻〇計反、和名毛止々利、鬟也、四聲字苑云、鬟〇略 註屈髮也、

〔箋注倭名類聚抄 二毛髮〕山田本作居濟反、按音計與廣韻合、居濟與玉篇合、此引唐韻作音計為是、按毛止々利、本取之義、禁秘抄作本鳥、假借耳、〇中略 廣韻作結髮、說文新附云、髻古通用結、鬟古婦人首飾、琢玉為兩環、此二字皆後人所加、則知結髻環鬟古今字、

〔伊呂波字類抄 毛人體〕髻 モトヽリ、音計、結髮也、 鬟 同、音還、髻鬟、

〔書言字考節用集 五肢體〕髻タブサ 髻モトヽリ 字彙、綰髮也、

〔乘槎譚 三〕高髻墮髻ノコト
或人ノ席上ニテ、曲舞ニカウクワンモトヒヲ切、半檀ニ枕スト云コトアリ、何人ノ詩句ヲ取タルヤト云リ、晉山氏云、李賀ガ詩ニ出ブト、ソノ後、全唐詩ヲ考ルニ、李長吉美人梳頭謌ニ云、西施曉夢綃帳寒、香鬟墮髻半枕檀ト云々、漁隱叢話ニモ、全首ヲ載セリ、沈檀トハ、沈香檀香ノコトナリ、鬟髻ノ香シキコトヲイヘリ、ソレヲアヤマリテ、モトヒヲキツテ半タンニ枕ストイヘリ、墮髻ト云ハ、崔豹ガ古今注ニアリ、倭墮髻一云墮馬之餘形也ト、本國ノサゲカミハ、後漢ノ墮馬髻ノ遺風ト云コトニヤ、

〔類聚名義抄 三彡〕鬟 音還、ミツラ、モトヾリ、

〔增補下學集 上二支體〕鬟 鳳鬟也

〔書言字考節用集 五肢體〕鬟 唐額髻也 鬢 字苑、鳳髻也、

〔倭訓栞 前編三十〕みづら 日本紀に、髻又鬟をよめり、御鬟の義也、女のもとゞりの事をかづらといひ、男のもとゞりの事をみづらといひ、字も鬟と髻とにて分てり、源氏に、みづらゆひといへるは鬟づら也、萬葉集に、角髮をみづらとよめり、左右に分れたるが、角のごときをいふ、卽角子也、こをもとはみづらといひし也、延喜春宮式元日朝賀の條に、雙童髻といふ事見ゆ、後には又彼雙童髻を耳の上にてゆひて、耳の前にさげる也、あげみづらはその末を耳の上まで引あげて、みづらは直に垂る也、此結樣は雅亮抄にくはしく見ゆ、關東にさゝげの短きを呼てみづらといふ、こをたばねたる形の似たる也、

〔古事記傳 六〕御美豆良は、上代に男の御裝にて、髮を左右へ分て、結綰たるものなり、下に天照大御神の、解二御髮一纏二御美豆良一たまふとあるも、書紀に息長足姬尊の橿日浦にして、御髮を解して海に入洗たまひて、占たまふに、御髮自分たるを、卽その分れたるまゝに結て髻としたまふことあるも、假に男貌と爲たまふなり、又崇峻紀に、古俗年少兒、年十五六間束二髮於額一、十七八間分爲二角子一、今亦然之とある、此角子卽美豆良なり、(十七八間とあるは、やゝ後のことなるべし、いと上代は、すべて男は然せしこと右に云が如し、角子をあげまきと訓るは、後の稱なり、卽みづらと訓べし、)万葉(十七の二十八丁)に角髮とあり、左右にあるが角の如くなる故に、かゝる稱は有なり、後世に鬢頰と云は、此美豆良を訛れる言なり、(江次第に、幼主之時理二鬢頰一、)

〔松屋筆記 百三〕髻 按ビンヅラは、美豆良を訛れる語なり、美は万の通音にて左右也、左右手を万天と訓るがごとし、豆良は列也、左右に列立る義にて、結髮の頭上の左右に列立る貌よりいへるなるべし、加良和は

いやしびたるさま也、落くば物語に、主の前に出るごとに、女の髮を垂し事あり、されば內々事をなすにはまきあげし成べし、

〔白氏長慶集三〕太行路

太行之路能摧車、若比人心是坦途、巫峽之水能覆舟、若比人心是安流、君心好惡苦不常、好生毛羽惡生瘡、與君結髮未五載、豈期牛女爲參商、〇下略

〔倭訓栞中編五〕きるかみ　萬葉集に、年の八とせを切髮の我身を過てとみゆ、いはけなきほどは、髮を左右へかきわけてあるを、やゝ長くなれば、肩のほどにて切をいふ、其後よきほどになりて、男は輪にゆひたるを、もとゆひにてかうぶらし、女は髮わけとてかんざしする也といへり、

〔歷世女裝考三〕髮あげ

髮あげといふ事、古書どもにあまた見ゆ、結髮(かみあげ)に兩義あり、一ッは男をさだむる時、かの振分髮を一ッに結集て、その末は脊後へたらしおく、その義は男の元服と同然なり、是上代よりの風俗なり、

髻

〔倭名類聚抄三毛髮〕髻 髮附 唐韻云、髻略〇註髻也、四聲字苑云、鬟〇音還、和名美豆良、一云訓上同、屈髮也、

〔箋注倭名類聚抄二毛髮〕類篇云、鬟屈髮爲髻、與此義同、按髻其狀縮屈如環、故或謂之鬟、皇國結髮畢其形不同、然總髮之義無異、故訓髻爲毛斗々利、故髻一訓亦同、新儀式內親王初笄儀、有結髻理髮座、吏部王記、天慶三年八月、章明親王元服、同四年八月、源爲明元服條、並云結髻、並是也、其美都良者、結髮爲兩髻、古事記云、左右御美豆良是也、故萬葉集用角髮字、蓋用禮記內則翦髮爲鬌男角女羈注夾囟曰角字也、源氏物語桐壺胡蝶等卷所言、亦即此、或謂之阿介萬岐、以總角字角子字充之、總角在兩髻、故以充阿介萬岐也、後世呼爲鬟糸、見平家物語大塔建立條、即美都良之謂也、訓髻爲美都良非是、

結髪

血ヲ面ニ流シカケ、切テ落シタリツル敵ノ頸鋒ニ貫キ、トツ付ケニ取著テ、只二騎、將軍ノ陣ヘ馳入ル、

〔隣女晤言　一〕髪のふゞき

順集に

君きかばなけほとゝぎす黒髪のふゞきになれば我もおとらず、髪のふゞきになるとは、頭如飛蓬と詩經にいへるがごとし、皇極紀に、山背王之頭髪班雜、毛似山羊といへる心なり、

〔倭訓栞中編　四〕かみあげ〇中略　日本紀に結髪をよめり、貫之集に、女四のみこの御髪あげの屛風のうたと見ゆ、はなち髪を初て結ふ事也、是夫への禮也、文選古詩にも、髪を結て夫妻となる、白氏文集にも、守君結髪五載と見えたり、よて結髪をいひなづけの事にも用ゐたり、また婚禮の時は、さげ髪を禮とし、夫婦の盃すむと髪をあぐるも此意なりといへり、萬葉集に、童女はなりは髪上らんかと見えて、西土に許嫁笄而字と同じ、伊勢物語に、くらべこしふりわけ髪も肩過ぬ君ならずして誰かあぐべき、うつぼ物語に、弟の宮は四ッ御ぐし肩わたりにてと見ゆ、又陪膳の女官など、すべらかしをあぐるをもさいへり、也足軒の説に、内の女房は晴の時は、髪上とて、釵して髪をいたゞきへ上る也と見えたり、禁中に御髪上の祭といふ事あり、御髪は藏人此を勤む、臘月に至り日を撰み、年中の御髪の屑を燒上る也とぞ、神代紀に、結髪とあるを、古事記には、解御髪と見えたるは、上代に結といひしは、本をあつめ擧て結て、其末は後ろに垂たる成べし、こゝに結とあるは、其末の垂たるを擧結びたる所を解くなれば、實は同義也、神功紀に、解髪とあるも是也、天武紀に、男女悉結髪と見えたる、頭に結綰て髻と成をいふ成べし、よて後の詔に、婦女垂髪于背猶如故とありて、上代の風のまゝ也、萬葉集の歌にも、髪あぐる事を多くよめるも、彼本を結と末は垂る也とぞ、伊勢物語に、うちとけて髪を卷上てと見えたるは、

かみあしき人の、白きあやのきぬきたる、ま゜い゜か゜み゜た゜る゜かみにあふひつけたる、

〔松屋筆記百六〕ちゞれ髮をちゞうがしらといふ

中明寺百首に

人心髮すぢほどもゆがむなよちゞうがしらの鷹の巢はあし

梳髮

〔九條殿遺誡〕先起稱屬星名號、〇中略次服粥、次梳頭、三ヶ日一度可梳之、日々不梳、

〔吾妻鏡一〕治承四年九月十九日戊辰、陸奧鎭守府前將軍從五位下平朝臣良將男將門、虜領東國、企叛逆之昔、藤原秀鄕僞稱可列門客之由、入彼陣之處、將門喜悅之餘、不゜肆゜所゜梳゜之゜髮゜、卽引入烏帽子、謁之、秀鄕見其輕骨、存可誅罰也、起退出、如本意獲其首云云、

亂髮　被髮

〔倭訓栞前編四十五〕おちかみ　落髮の義、源氏に髮のおちと見え、本草に亂髮と見えたり、今人髮結はざるを亂髮と稱せり、拾遺集に、朝な〳〵けづればつもる落髮の亂れて物をおもふ比かな、

〔和漢三才圖會十二〕亂髮　血餘　人退　俗云髮乃手知

亂髮者、乃梳櫛下髮也、燒灰爲藥、

氣味苦微溫　治欬嗽五淋大小便不通、小兒驚癇吐血衄血、及諸血病、補陰小兒重舌欲死者、傅舌下佳、鼻血不止者、吹入于鼻立止、永不發、男用女髮、女用男髮、

〔日本書紀三十持統〕朱鳥元年十月庚午、賜死皇子大津於譯語田舍、時二十四、妃皇女山邊被゜髮゜徒跣、奔赴殉焉、見者皆歔欷、

〔太平記三十一〕笛吹峠軍事

上杉民部大輔ガ兵ニ、長尾彈正根津小次郎トテ、大力ノ剛者アリ、今日ノ合戰ニ打負ヌル事、身一ノ耻辱也ト思ケレバ、紛レテ敵ノ陣ヘ馳入、將軍ヲ討奉ラント相謀テ、二人乍ラ俄ニ二引兩ノ笠符ヲ著替ヘ、人ニ見知レジト、長尾ハ亂゜髮゜ヲ゜顏゜ヘ゜颯゜ト゜振゜リ゜懸゜ケ゜、根津ハ刀ヲ以テ己゜ガ゜額゜ヲ突切テ

〔陸奥話記〕將軍（○源頼義）語武則曰、頃年聞鳥海柵名、不能見其體、今日因卿忠節、初得入之、卿見予顏色如何、武則曰、足下宜爲王室立節、櫛風沐雨、甲冑生蟣虱、苦軍旅役已十餘年、天地助其忠、軍士感其志、以是賊衆潰走如決積水、愚臣擁鞭相從、有何殊功乎、但見將軍形容、白髪返半黑、若破厨川柵得貞任首者、鬢髮悉黑、形容肥滿矣、

〔源平盛衰記十〕有王渡硫黄島事

礒ノ方ヨリ働來者アリ、只一所ニ動立樣也、其形ヲ見ニ、童カトスレバ年老テ、其貌ニ非、法師カト思ヘバ、又髪ハ空樣ニ生アガリテ白髪多シ、銀ノ針ヲ立タルガ如シ、萬ノ塵ヤ藻クヅノ付タレ共不打拂、（○下略）

〔源平盛衰記三十〕眞盛被討附朱買臣錦袴并新豐縣翁事

木曾打案ジテ哀武藏ノ齋藤別當ニヤ有ラン、但其ハ一年少目ニ見シカバ、白髪ノ糟尾ニ生タリシカバ、今ハ殊外ニ白髪ニ成ヌランニ、鬢鬚ノ黑キハ何ヤラン、面ノ老樣ハサモヤト覺ユ、實ニ不審也、樋口ハ古同僚、見知タルラントテ召レタリ、首ヲ取引仰ケテ一目打見テ、ハラハラト泣、穴無慙ヤ眞盛ニテ候ケリト申、（○中略）大國ノ許由ハ、耳ヲ穎川ノ水ニ濯テ、名ヲ後代ニ留メ、我朝ノ眞盛ハ、鬢ヲ戰場ノ墨ニ染テ、悲ミヲ萬人ニ催シセリ、

旋毛

〔身體和名集末〕マヒマヒ（イチノカミ）　旋毛（頂髪）

〔和漢三才圖會十二支體〕旋毛（つじ）（俗云豆之）

按旋毛在頭髪中、旋回者如阡陌之衢、而在處不定、或左或右或雙旋、（俗云豆奈比豆之）因生時有異者非也、蓋有百會之邊、而少左右偏者多有之、雙旋者希有、

子午卯酉（頂正中）　丑未辰戌（右偏五六分）　寅申巳亥（左偏或雙旋毛）（六月毛雖生、然則生時亦自始定乎、）

縮毛

〔枕草子三〕にげなきもの

以補傾、將試其徵驗、乃買地二段、多種此藥、春夏服其葉、秋冬食其根、又常煮莖根、取汁釀酒而飮之、每有沐浴、必用其水、如此七十餘年、未嘗懈倦、顏色服壯、猶如少年、齊衡二年、文德天皇忽患疲、〈○疲一本作疾〉嬴、乗輿供石決明酒、時侍臣或奏、千繼服枸杞駐老之狀、天皇大駭、即時召見、問云、汝生年幾、千繼奏云、天平寶字九年歲次庚子生、至今年九十七、天皇大怪、令侍臣驗視其形貌、鬢髮黑、肌膚肥澤、耳目聰明、齒牙无虧、天皇咸服、擢爲典藥允、便即勅藥園多種枸杞、令千繼掌事、○中略寬平年中、有外從五位下春海貞吉、當是唐偉師也、次爲雅樂助、預五品、屢到余舍、展語中懷、底裏披露、無有所隱、時余年卅有五、白髮滿頭、貞吉深有勛憂之色、語曰、何不服枸杞招此衰嬴、余答云、枸杞駐老之驗、具在醫方、然而丘未逢、不敢嘗之、乞略陳其方、貞吉答云、僕昔者年廿六、大同元年、以由基所風俗偉勞、爲左近衞、其後依醫人語、播捐枸杞、方一町之地、無有他種、水漿食飮必合此藥、豈洗沐浴常用其水、故今年一百十六歲、猶有少容、亦說其養生之法、事多不載、貞吉、寬平九年夏、訪問親知疫病、遭染注俄卒、時百十九、又致仕大納言藤原冬緒、服露蜂房、餐呑槐子、年過八十、頭髮無白、不斷房室、寬平二年薨、時年八十四、○下略

〔菅家文草三詩〕路遇白頭翁

路遇白頭翁、白頭如雪面猶紅、自說行年九十八、無妻無子獨身窮、三間茅屋南山下、不農不商雲霧中、屋裏資財一栢匱、匱中有物一竹籠、白頭說竟我爲詰、老年紅面何方術、已無妻子又無財、容體充肥具陳述、白頭拋杖拜馬前、慇懃請曰叙因緣、貞觀末年元慶始、政無慈愛法多偏、雖有旱災不言上、雖有疫死不哀憐、四千餘戶生荊棘、十有一縣無爨煙、○下略

〔本朝續文粹十一詞〕白頭詞　江大府卿〈被作此詞之冬被襲、本取文選賦之詞也〉

潘岳者大尉掾中郎將也、歎白髮於四八、稲含者達人聽〈○聽一本作聰〉一忠臣子也、傷左鬢於霜華、況於七旬哉、況於滿首哉、嗟乎老亦老焉、白可厭、疾已病也、誰爲憐、聊以而韻將資一嗽、○下略

同書○續傳物志二七丁ウに、覆盆子是苺子、笮取汁合成膏、塗髮不白云々、覆盆子ハイチゴ也、苺子ヲ笮リテ汁ヲ取リ、煉ツメテ膏トシテ髮ニヌル也、

〔松屋筆記九十七〕白髮の宜髮算髮

暇耕錄十八巻十五丁オ宜髮條に、人之年壯而髮斑白者、俗曰算髮云々、これ若白髮也、黑白雜爲宜髮云云、これ半白の髮にて、俗に胡麻鹽髮といふもの也、

〔日本書紀十五清寧〕白髮武廣國押稚日本根子天皇、大泊瀨幼武天皇第三子也、母曰葛城韓媛、天皇生而白髮、長而愛民、

〔續日本紀七元正〕養老元年十一月癸丑、天皇臨軒、詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之躬、其驗、又就而飮浴之者、或白髮反黑、或頽髮更生、或闇月如明、自餘痼疾咸皆平愈、○下略

〔萬葉集四相聞〕太宰帥大伴卿上京之後、沙彌滿誓贈卿歌二首、○一首略

野干玉之、黑髮變、白髮手裳、痛戀庭、相時有來、

娘子報贈佐伯宿禰赤麻呂歌一首

吾手本、將卷跡念牟、大夫者、戀水定、白髮生二有、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緖

黑髮、白髮左右跡、結大王、心一乎、今解目八方、

〔古事談六亭宅諸道〕元正下向八幡御領備中國吉阿保、二條御神樂保上洛之間、於室泊假心神違例、如亡片鬢如雪變也、成奇異之思、令巫卜之處、吉美津宮託宣給云々、

〔政事要略九十五至要雜事〕服藥駐老驗記善家異說

竹田千繼者、山城國愛宕郡人也、寶龜初歲、十七入典藥、爲醫生讀本草經、至于枸杞駐老延齡之文、深

髮飾のことを、古言のまゝにかんざしと言ても紛れざりし也、今はあの娘のかんざしはちゞれてあると言ば、べつかふのまへざしの焦てあるかと思ふめり、是簪といふ物いできて、其名も廣くなりしゆゑ也けり、

黑髮

〔增補下學集 上二 文體〕黑髮(クロカミ)　鬒(同上)

〔萬葉集 二 相聞〕磐姬皇后思天皇御作歌四首〇中略
在管裳(アリツヽモ)、君乎者將待(キミヲバマタム)、打靡(ウチナビク)、吾黑髮爾(ワガクロカミニ)、霜乃置萬代日(シモノオクマデニ)、

白髮

〔新撰字鏡 髟〕鬢 力小反、上、白髮貌、志〇良〇加、

〔伊呂波字類抄 志 人體〕白髮(シラガ)　鬒(同)

〔倭訓栞 前編 十一〕しらが　新撰字鏡に鬒をよめり、白髮の略也、俗に辛苦する事を、髮の白くなるといふは、漢の光武の語に、每二一發一兵、不レ覺頭髮爲レ白と見えたり、

〔壒嚢抄 三〕シラガフキナルナント云ハ何事ゾ、
皆白髮ナルニハ非ズ、黑白斑ラニ交リタル義也、日本紀ニ曰、白髮斑雜ト書テ、シラガフウキト讀ゾ、フキト云ハ誤也、常ニ斑ノ字ヲ班ニ誤也、中ニ文ヲ書タルハマダラ也、班ハツクトヨム也、次テノ義也、

〔和漢三才圖會 十二 文體〕髮 〇中略
髮之白、雖レ有二遲早老少一、皆不レ係二壽之修短一、由二祖傳及隨事感應一而已、如二晉王彪之年三十餘鬢髮盡白一、後至二七十餘歲一卒之類有レ之、〇中略
按、〇中略 壯歲白髮者俗曰二弱白髮一、有下脈地黃而食二萊菔一變二白髮一者上、天性有二白髮一者、淸寧天皇生而白髮之類是也、染二白髮一藥、

〔松屋筆記 六十三〕髮を黑くする方

こしあつくぞおはしける、

〔空穗物語 國讓上 一〕御とし十七さいばかりにて、御ぐしいとめでたし、

〔空穗物語 樓の上下 二〕御ぐしはいとをよりかけたるやうにて、ほそはぎにはづれたり、

〔歷世女裝考 二〕髮筋をかんざしといひし事

和名抄 冠帽の具の部 に簪 和名 加無左之插冠釘也とある、此簪は冠の紐を係て落ぬやうにしておく物なりといへり、然れば今のかんざしとは異り、さて又今より七八百年の中昔に至りて、かんざしといふ名目あり、○中略 雅亮裝束抄 卷上 五節所の事といふ條に、ゑりくし、まきくし、かんざしをぐして五せち所ごとに、おきまはるなり、同卷 に姬君のさうぞくといふ條に、とらの日 中略 すゑ 今いふかもじの事 ひたひ、かみあげまうく、かんざし、さいし四筋あるを、本所にまうく、からくし、ゑたくし、ゑりくし、をぐし、ゑかい、これらはくら人かたに、まうくとあり、前にもいへる如く、和名抄に、簪の字加無左之と訓せたれど、此かむざしは冠の紐を係る釘のやうなる物の名なり、然るに後の世にいたりては、右に引たる古今集にも裝束抄にも、かんざしとあるを、古今の歌のはしがきに、かんざしの玉のおちたりけるをといひしに據て考れば、今の花かんざしのやうなる物にやありけん、確證を得ざれば强てはいひがたし、さて前に引たる本居大人が源氏を注したる玉の小櫛に、かんざしとは、髮のさしざまといふ事といはれしは、げにさる事にて、往古はさら也、近き三百年前までも、髮すぢを、かんざしといへり、貴船本地 文明の頃のお伽艸子、さいしき繪入寫本、 下の卷に、父がむすめを折檻する所、御たけにあまりたるかんざしを手にからみ、ゑやけんのゆかにひきふせて、又富士人穴草子 東山殿比のお伽さうし、寬永九年板全二册、 上卷、女をほめる詞に、三十二相ぐそくして、たけなるかんざしはせいたいがたていたに、こうろぎのすみをながしたるごとくなり、虫のこうろぎの羽に髮のつやをたとへたる也、せいたいは板へながしてつくる物とぞ、 按に三百年前までも、今のやうなるかんざしといふ、目につく髮のかざりなかりしゆゑ

御髮

孔二音、戸関以音鬢字也、走孔以音鬢字也、誤鬢爲鬢者、猶唐高力士碑云、絶折芟之數、蓋用方言引傳曰、慈母之怒子也、雖折葼笞之、其惠存焉之語、誤葼爲芟、蘇氏以芟字諸書所無、欲依甄氏作鬘、亦是謬字、說文不載、但有鬘字、然訓髮美貌、無其實、不得改鬘爲鬘、按若無鬘字、當用鬘字、蘇氏錄出鬘字者、字形近而偶誤也、於是定爲鬘字之誤、仁諝音義、云鬘皮義反者、爲之音也、鬘之當作鬘、蘇氏於注中言之、則知仁諝所音、即蘇注鬘字、非仁諝所見本草正文作鬘也、唐愼微作證類本草、從蘇說、徑改正文鬘鬘爲鬘鬘、陶蘇二注、遂皆不可讀、又新修本草傳本、鬘字譌作鬘、其字不知所從、故源君亦從蘇作鬘、然源君於注中、載楊本作鬘、非若唐氏之武斷、遂至不可跡綜古本草之面目也、又按鬘字或作鬔、見慧琳音義、以叒怱同音、或從叒、或從怱也、故證類所引甄立言作鬔、而總角之總、俗從髟从總省作鬔、其字形與亂髮之鬔同、而作字之源自異、而李當之曰、髮鬔是童男髮、雷斅亦以爲男子二十已來、於頂心剪下者、皆以亂髮之鬔、混爲鬔角之鬔也、不知俗字之變者、多有此誤、李雷二說、不可從也、○中略　按本草白字有髮髲、黑字有亂髮、蘇敬謂髮髲亂髮彙擧、則髮髲非亂髮、遂以髮髲爲髮根、又以爲髲字之譌、不知髲是鬄字之譌、鬄俗鬀字、鬀訓亂髮、則明髮髲之即亂髮矣、凡本草中黑字之釋會重復者、不一而足、蘇氏以髮髲爲髮根者、無徵證、了爲肌度以爲髲字之譌、亦未是、皆不知髲之爲鬄字、爲之曲說也、髮髲亂髮、倂當訓於知加美、說文、鬀鬄髮也、是也、源君從蘇說、訓加美乃禰、非是、

〔日本書紀 天智 二十七〕十年十月庚辰、天皇疾病彌留、勅喚東宮、○天武引入臥内、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝云云、於是再拜稱疾、固辭不受曰、請奉洪業、付屬大后、令大友王奉宣諸政、臣請願奉爲天皇出家修道、天皇許焉、東宮起而再拜、便向於内裏佛殿之南、踞坐胡床、剃除鬢髮、爲沙門、

〔倭訓栞 前編 三十〕みぐし　神代紀に、首字髮字をよめり、髮ぞ本なるべき、御奇の義にや、奇靈を稱せる成べし、○中略 中古の書に、髮をおほんぐしといふ、今おぐしといへり、

〔源氏物語 四十七 角總〕木丁をひきあげて、すこしすべり入てみたてまつり給へば、○中略 御ぐしなどす

サメル、虛ダキノ烟、旬計ニ殘テ、其人ハ何クニカ有ルラント、心タド〱シク成ヌレバ、巫女廟ノ花ハ夢ノ中ニ殘リ、昭君村ノ柳ハ雨ノ外ニ疎ナル心チシテ、師直物怪ノ付タル樣ニ、ワナ〱ト振ヒ居タリ、

鬢髮

〔倭名類聚抄三毛髮〕鬢髮　説文云、鬢(卑反音)頰髮也、野王按、髮(發反、和名加美)首上長毛也、蘇敬本草注云、髲(仁諝音被)云、皆被、楊玄操髮作採鬆、(髮作採鬆一本作作髮)走孔反、又私國反、和名加美乃禰、今案楊説是也、髮者頭髮、見容飾具、髮根也、

〔箋注倭名類聚抄二毛髮〕釋名、在頰耳旁曰鬢、其上連髮曰鬢、鬢濱也、濱厓也、爲面頰之崖岸也、(中略)按加美、上也、言在人體最高處、(中略)今本玉篇彡部無長字、慧琳音義再引同、釋名、髮拔也、拔擢而出也、説文亦云、拔也、(中略)新修本草音義一卷、仁諝撰、本草注音一卷、楊玄操撰、並見現在書目錄、今皆無傳本、按本草和名云、髮髲楊玄操音走孔反、又戸圖反、仁諝作髲、皮寄反、源君所引本草音義、似皆從本草和名引之、則此亦當作蘇敬本草注云髮髲楊玄操音義云、走孔反、又私國反、仁諝作髲、音被、和名加美乃禰云々、髮根也、正文髮髲、誤脱作髲一字、音注亦互誤、皆非是、今檢新修本草殘本、正文作髮髲、注云髮字書記所無、或作䰅、音人、今呼斑髮爲卞髮、書家亦以亂髮爲鬊、恐髮即是鬊音也、又云、謹案此髮根也、年久者用之神功、卽髮字誤矣、既有亂髮及頭垢、則闕髲明矣、又頭垢功劣於髮、猶去病用陳久者、梳及船茹、敗天公、蒲席、皆此例也、顧立言作髲、髮亦髮也、髲總音、檢字書無髮字、但有髲、髲髢美貌、作丘懂音、有聲無質、則髲爲眞矣、前注爲陶氏注、謹案以下爲蘇氏注、證類本草作髮髲、云音被、引陶隱居云、髲字書記所無、或作蒜、今呼斑髮爲蒜髮、書家亦呼亂髮爲鬊、恐髲卽舜音也、又引唐本注云、此髮髲根也、年久者用之神効、卽髮字誤矣、既有亂髮及頭垢、則闕髲明矣、(中略)按髮應髲字之俗譌、而鬊字諸字書所無、故陶云書記無、陶又云、書家亂髮爲鬊、恐髮卽舜音也、謂舜亥同音、故或從舜作鬊、或從亥作鬆、而鬊鬆二字、諸字書不載、蓋並鬊之俗字、鬊訓亂髮、見禮記注、後人不知鬊是鬊之俗字、誤謂其字從叜、改作鬆、遂音叜、廣韻鬆毛亂、子紅切是也、顧立言從之、故楊氏有戸圖走

髮名稱

リ上ハ諸人ニ抽テ頎ク、龍手脚當迄眞黑ニ鎧ヒタルハ、眞ニ毘沙門ノ像ヲ、黑漆ニ塗タルカト覺シキガ、一陣ノ戰將奈須軍兵衞爲勝ト名乘、三間柄ノ鎗輕々ト提ゲ、每度眞先ニ進テ、多クノ敵ヲ突伏、爰ヲ最後ト振舞タルハ、傳ヘ聞、治承文治ノ古、筒井淨妙ガ宇治橋ノ戰、武藏坊辨慶ガ衣川ノ戰死モ、カクコソ有ケメト、皆人舌ヲ卷テゾ立タリケル、

〔伊呂波字類抄加人體〕髮カミ、頭毛也、宋作䰅、　髮カミノ子、髮根也、　髮際カミキハ

〔下學集上支體〕髮カミ

〔倭訓栞中編四加〕かみすち　髮條也、文選に髻をよめり、徒然草に、女の髮すぢをよれる綱には、大象もよくつながるといへり、新古今集に、

かきやりしその黑髮のすぢごとにうちふす程は面かげぞたつ

〔續日本後紀六仁明〕承和四年十二月丁酉、勅令遣鑄木壹一合、銅壺鉀鐶者一合、備于奉納天王寺聖靈御髮、事由未詳、但口傳曰、聖德太子御髮四把、藏于四天王寺塔心底下、去年冬霹靂彼寺堅塔心時、遣使監覆、而其使私偸竊與之、己蒙其由、是後日廣樂、因更搜求、還藏本處云云、

〔小右記〕寬弘九年〇長和元年五月廿四日辛卯、資平云、左相府昨日寅剋許出京、騎馬自東坂登山、〇中略後日或僧云、飛礫當廣業淸通等云々、法師敢言云、騎馬ナ前々專不登山、縱大臣公卿トナリトモ執髮テ引落テ云云、相府當時後代大耻辱也、世云、非人之所爲、若實護法令人心催狂歟、希代之事也、

〔古事談四勇士〕伊豫入道賴義於草堂修逆修之間、或日義家聽聞之、中間郞等一人出來、義家ガ耳ニササヤク事ス、聞之有忿怒之色、歸向宿所、〇中略賴義ナレバコソ、怒メレバ、髮カミサマニアガル也トテ、〇下略

〔太平記二十一〕鹽谷判官讒死事

師直〇中略高、垣ノ隙ヨリ聞ヘバ、只今此女房湯ヨリ上ケルト覺テ、紅梅ノ色コトナルニ、氷ノ如ナル練貫ノ小袖ノ、シホ〳〵トアルヲカイ取テ、ヌレ髮ノ行エナガクカヽリタルヲ、袖ノ下ニタキス

古事類苑

人部七

身體四

〔倭名類聚抄 三(毛群)〕毫毛 陸詞云、毛(莫袍反)廣毫也、毫(胡刀反)高長毛也、

〔箋注倭名類聚抄 二(毛群)〕説文、毛眉髮之屬及獸毛也、釋名、毛貌也、冒也、在表所以別形貌、且以自覆冒也、○中略 按玉篇廣韻並云、毫長毛、與此同、按説文、豪豕鬣如筆管者、出南郡、豪籀文从豕、是長揚賦所謂豪豬也、轉爲豪傑、又爲豪毛、俗別豪傑从豕、豪毛从毛、

〔伊呂波字類抄 計(人體)〕毛(ケ 眉髮及獸毛也) 毛孔(ケノアナ)

〔古事談 六(亭宅諸道)〕西方院座主(院源)問洞照云、弟子良因ハ、何月日可補阿闍梨哉、答、全无其相之由、座主ワラヒテ云、御方ノ相ニコノコトコソヲカシケレ、一々毛孔ニモ成ヌベキ闍梨也如何々々、○下略

〔陰德太平記 四十二〕中國勢攻筑前邦立花城附大友勢後詰之事

奈須ハ今朝ノ詞ヲヤ耻タリケン、又己ガ勇ニヤ伐リクン、小早川勢椋梨次郎左衞門ガ陣ヲ破ント、息ヲモ不繼攻近付、藝州勢モ此ヲ可被破所也ト思、命ヲ輕ンジテ防戰シケルニ、兩陣十四萬ニ及ブ大軍ナレバ、射違ル鐵炮ノ音ハ、百千ノ霹靂ノ、雲ヲ蹈破シテ、大地ニ落ルカト疑ハレ、打合スル鋒ノ火ハ、億兆ノ電光石火ニ不異、爰ニ後詰ノ先陣ニ在テ、下知スル兵ヲ見レバ、色飽迄黑クシテ、眼逆ニ裂、頰骨高ク荒テ、頤長ク反、左。右。ノ。腕。ニ。ハ。、猪。ノ。怒。毛。ノ。如。ナ。ル。毛。生。茂。リ。タ。ル。大ノ男、肩ヨ

月事以時下、故名之曰血室、又曰、凡人之生唯氣爲先、故又名爲氣海、然而名雖不同、而實則一、子宮耳、子宮之下有二門、其在女者可以手探而得、俗人名爲產門、

〔夜船閑話〕漆園曰く、眞人の息は是を息するに踵を以てし、衆人の息は是を息するに喉を以てす、許俊が云く、蓋し氣下焦に在る則は其息遠く、氣上焦に有る則は其息促まる、上陽子が曰く、人に眞一の氣あり、丹田の中に降下する則は一陽また復す、若人始陽初復の候を知らむと欲せば、煖氣を以て是が信とすべし、大凡生を養ふの道、上部は常に清涼ならん事を要し、下部は常に温煖ならん事を要せよ、

〔下學集上支體二〕膀胱（コバリブクロ、腹中水府也）

〔身體和名集以〕イバリブクロ　膀胱　尿胞

〔和漢三才圖會十一經絡〕膀胱　足太陽膀胱　和名由波利不久呂　多血少氣

膀胱者舒也、州都之官、津液藏焉、氣化則能出矣、其體縱廣九寸、口廣二寸半、當十九椎、居腎之下大腸之前、有下口無上口、當臍上一寸水分穴處爲小腸下口乃膀胱上際也、水液由此別廻腸隨氣滲入、其出其入皆由氣化、其入氣不化則水歸大腸而爲泄瀉、其出氣不化則閉塞下竅而爲癃腫、是經在干壬在支亥、（或謂有上口無下口、或謂上下俱有口者皆非也、）

丹田

〔和漢三才圖會十一經絡〕任脈

關元（次門下紀）　在石門下一寸、（任脈足三陰同陽明之會、）小腸募也、此穴臍下三寸、當人身上下四旁中、（又名大中極）男子藏精女子畜血之處、如婦人針之則無子、（但赤白帶下者、多灸之有效、）

石門（○丹田○精露）（命門利機）　在氣海下五分、（臍下二寸）三焦募也、婦人禁針灸、犯之終身絕孕、

氣海（脖胦下肓）　在陰交下五分、（臍下一寸五分）男子生氣之海也、

藏氣虛憊一切眞氣不足、痂氣結成塊等皆多灸之佳、（三十壯至三百壯、）止孕婦禁灸、

〔書言字考節用集五肢體〕氣海（キカイ、同上（灸穴）臍下）

〔經穴纂要五〕關元

關原（神農黃帝鍼灸圖經）丹田（資生經集注）下紀（本事方）次門（甲乙經）大中極（資生經）三結交（壽世病論）

六十六難集註曰、丹田者人之根本也、精神之所藏、五氣之根源、太子之府也、男子以藏精、女子主月水、以生養子息、合和陰陽之門戶也、在臍下三寸、方圓四寸、附著脊脈兩腎之根、名曰大海、一名溺水、一名大中極、一名大淵、一名崑崙、一名持樞、一名五城、

類經曰、道家以先天眞一之炁藏乎此、爲九還七返之基、故名之曰丹田、醫家以衝任之脈盛於此、則

大腸者、傳導之官、變化出焉、居小腸之下、主出糟粕、故爲變化之傳導也、大腸之上口、卽小腸之下口也、
廻腸　當臍左廻十六曲、大四寸、徑一寸、寸之少半、長二丈一尺、受穀一斗、水七升半、以廻疊名之、
廣腸　傅脊以受廻腸、乃出滓穢之路、大八寸、徑二寸、寸之大半二尺八寸、受穀九升三合八分合之一、
直腸　廣腸之末節也、下連肛門、是爲穀道後陰、
肛門　一名魄門、(前見手伏人藏之圖)

〔箋注倭名類聚抄 二藏府〕醫心方同訓

小腸

〔倭名類聚抄 三藏府〕小腸　中黄子云、小腸、(和名保曾和太)爲受盛之府、
〔類聚名義抄 二肉〕小腸 (ホソワタ)
〔增補下學集 上二支體〕小腸 (爲受盛之府)
〔和漢三才圖會 十一經絡〕小腸(せうちやう)　手太陽小腸、(和名保曾和太 多血少氣)
小腸者受盛之官、化物出焉、其體大二寸半、徑八分分之少半、長二丈二尺、受穀二斗四升、水六升三合、合之大半、小腸後附於脊、前於臍上、左廻疊積十六曲、其上口接胃之下口、近脊水穀由此而入、復下一寸、外附於臍上一寸、卽水分穴、是小腸下口也、則大腸之上口、至是泌別清濁、其水液清者滲入膀胱、渣滓濁者流入大腸、處名闌門、

膀胱

〔倭名類聚抄 三藏府〕膀胱　廣雅云、膀胱(旁光二反、脬名由波利不久呂)脬也、唐韻云、脬(匹交反)腹中水府也、
〔箋注倭名類聚抄 二藏府〕所引釋親文、原書作膀胱謂之脬、說文、脬膀光也、釋名胞鞄也、鞄空虛之言也、主以虛承水汋也、或曰膀胱、言其體短而橫廣也、淮南子說林訓、旁光不升俎、高誘注、旁光胞也、按胞卽俗脬字、非胞胎字、膀胱古蓋作旁光、是疊韻字、形容是腑也、後人从肉與訓脅之膀字混、
〔類聚名義抄 二肉〕膀胱 (旁光二音 ユハリフクロ)
〔伊呂波字類抄 由人體〕膀胱 (ユハリフクロ 水府也、六府之一也、上又膀)

大腸

〔増鏡今日の日影十三〕太郎なりけるをのこは、南殿の御帳の内にてじがいしぬ、おとゞの八郎といひて、十九になりけるは、大床子のあしのしたにふして、よるもの、あしをきり〳〵しけれども、さすがあまたしてからめむとすれば、かなはで自害するとて、はらわたをばみなくりいだして、手にぞもたりける、そのまゝながらいづれをも、六波羅へかきつゞけて出しけり、

〔太平記二十一〕塩冶判官讒死事
木村源三一人付順テ有ケルガ、馬ヨリ飛テヲリ、判官ガ首ヲ取テ、鎧直垂ニ裹ミ、遙ノ深田ノ泥中ニ埋テ後、腹カキ切腸操出シ、判官ノ首ノ切口ヲ陰シ、上ニ打重テ懐付テゾ死タリケル、

〔倭名類聚抄三形體〕大腸　中黄子云、大腸(長反、和名波良和太)為傳送之府、

〔箋注倭名類聚抄三形體〕醫心方同訓、膓腸亦同訓、○中略　按素問靈蘭秘典論、膽者中正之官、脾胃者倉廩之官、大腸者傳道之官、小腸者受盛之官、三焦者決瀆之官、膀胱者州都之官、難經三十五難經云、小腸者受盛之府也、大腸者傳寫行道之府也、膽者清淨之府也、胃者水穀之府也、膀胱者津液之府也、靈樞本輸篇、大腸者傳道之府、小腸者受盛之府、膽者中精之府、胃者五穀之府、膀胱者津液之府、又云、三焦者中瀆之府、五行大義引河圖、與靈樞同、但中瀆作內瀆、鍼灸甲乙經、亦與靈樞同、中精作清淨、無三焦、為異、據上件諸書、傳送似傳道之誤、然華佗中藏經、大腸者為傳送之司、素問欬論次注云、大腸為傳送之府、陳言三因方、大腸者傳送之官、變化出焉、醫方類聚引神巧萬全方云、大腸者肺為表裏、名傳送之府、又引五藏六府圖云、肺呼吸之津、傳送之官、則不得以傳送為誤也、說文、腸大小腸也、釋名、腸暢也、通暢胃氣去滓穢也、廣雅腸詳也、

〔類聚名義抄二肉〕大腸(ハラワタ、オホワタ、)

〔伊呂波字類抄波人體〕大腸(中黄云、波良和太、)

〔和漢三才圖會十一經絡〕大腸(だいちやう)　手陽明大腸(和名波良和太、氣血俱多、)

五味入胃由脾布散、脾、胃、大腸、小腸、三焦、膀胱者、倉廩之本營之居也、化糟粕轉味而入出者也、主裹血溫五臟、主藏意與智、揮乎大倉、附著于脊之第十一椎聞聲則動、動則磨胃、而主運化、脾形黃加石膏渦同膜而附其上之左、廣扁三寸長五寸、

〔倭名類聚抄 三 藏府〕腎　白虎通云、腎（時忍反、和名無良止、）水之精也、色黑、

〔箋注倭名類聚抄 二 藏府〕谷川氏曰、當聚處之義、言精氣所聚之處也、說文、腎水藏也、釋名腎引也、腎屬水、主引水氣灌注諸脈也、廣雅腎堅也、

〔伊呂波字類抄 无 人體〕腎（ムラト、五臟之一也、）

〔增補下學集 上二 支體〕腎（ムラト、ジン、水之精也、色黑、）

〔和漢三才圖會 十一 經絡〕腎（音辰）　足少陰腎（和名無良止、少血多氣、）

腎者作強之官、伎巧出焉、屬北方之水、藏精、精爲有形之本、精盛形成則作用强、故爲作强之官、水能化生萬物、精妙莫測、故曰伎巧出焉、而藏之本精之處也、父母構精、未有形象、先結河車中間透起、一莖如蓮蕋初生、乃臍帶也、蕋中一點、實生身立命之原、卽命門也、此兩腎者乃生命之帶至陰之位也、雖爲水藏而相火寓焉、象水中龍火、因動而發、左右開闔、正如門中根闑之像、靜而闔涵養乎一陰之眞水、動而開鼓舞乎龍雷之相火、水爲常、而火爲變、

腎有兩枚、形如豇豆、相並而曲附於脊之兩傍、相去各一寸五分、外有黃脂包裹、各有帶二條、上條繫於心、下條趨脊下大骨、在脊骨之端、如半手許、中有兩穴、是腎帶經過處、上行脊髓至腦中、連於髓海、

〔類聚名義抄 二 肉〕腸（音長、ハラワタ、）　腸（音通、下正、）

〔伊呂波字類抄 波 人體〕腸（腸、ハラワタ、）　賭　腸　肚　陰（已上同）

〔下學集 上 支體〕腸（ハラハタ）

〔倭訓栞 前編四十二 和〕わた　腸をよめり、回垂（ワタル）の義成べし、綿をよめるも腸の義成べし、

率テ、餘ノ恐シサト悲シサニ、御身モスクミ、手足モタヽデ坐シケルガ、暫肝ヲ靜メテ、人心付ケレバ、〇下略

膽

〔倭名類聚抄三藏府〕膽　中黄子云、膽都敢反、和名伊、爲中精之府、

〔箋注倭名類聚抄二藏府〕欽明紀同訓、說文、膽連肝之府、

〔伊呂波字類抄伊人體〕膽イ、肝膽、膽六府一名也、

〔下學集上支體〕膽キモ

〔增補下學集上二支體〕膽イ爲中精之府、

〔和漢三才圖會十一經絡〕膽タン　足少陽膽　和名伊、多氣少血、

膽者、淸淨之府、中正之官、決斷出焉、主藏而不瀉、凡他十一臟、皆取決於膽也、肝膽二者司有勇、

膽形如懸瓠、居肝之短葉間、水色金精無出入竅、不同六腑傳化、而爲淸淨之府、受水之氣、與坎同位、膽甲木、爲東方之實、

今人悲則淚出者、水得火而煎、陰必從陽也、老人膽汁慳哭則無淚、笑則有淚、火盛水虧也、故膽熱亦流淚、膽氣虛亦從爲淚、凡膽熱則多眠、虛則不眠、

脾

〔倭名類聚抄三藏府〕脾　白虎通云、脾俾移反、和名與古之、土之精也、色黃、

〔箋注倭名類聚抄二藏府〕新撰字鏡同訓、谷川氏曰、寄來之義、謂受化食物也、〇中略　白虎通、以之爲言裨也、說文、脾土藏也、釋名脾裨也、在胃下、裨助胃氣、主化穀也、

〔伊呂波字類抄與人體〕脾ヨコシ

〔增補下學集上二支體〕脾ヒ土之精也、色黃、

〔和漢三才圖會十一經絡〕脾ヒ　足太陰脾　和名與古之、多氣少血、

脾者倉廩之官、五味出焉、又謂諫議之官、知周出焉、　脾主運化、胃司受納、通主水穀、故皆爲倉廩之官、

木、魂之所居也、

肝者木之精也、人怒則肝脹不色青目賑張者其效也、又云肝主仁、仁者不忍、

肝形、左三葉、右四葉、凡七葉在右脇右腎之前、並胃著脊之第九椎、其系上絡心肺下、亦無竅、通春氣、爲陽中之少陽、

〔源平盛衰記六〕内大臣召兵事

馬ニ乘モノラザルモ、弓ヲ取モ取ラザルモ、出家遁世ノ古入道ニ至迄馳參ケレバ、洛中邊土ノ騷斜ナラズ、保元平治ノ逆亂ニ物懲シテ、貴賤上下肝。。ヲケ。。ス、

〔源平盛衰記九〕宰相申預丹波少將事

人ノ思歎ヲ休、物ノ所望ヲ叶サセ給ナバ、皇子御誕生有テ、家門ノ榮花モイヨ〳〵開ヌト相存ズ、誠ニ人ノ親トシテ子ノウレヘ歎ヲ見聞シ程ニ、身ニシミ肝ヲ焦ス事、何カハ是ニマサルベキ、

〔太平記二〕僧徒六波羅召捕事附爲明詠歌事

爲明卿ノ事ニ於テハ、先京都ニテ尋沙汰有テ、白狀有ラバ關東ヘ註進スベシトテ、撿斷ニ仰テ、已ニ嗷問ノ沙汰ニ及ントス、○中略爲明卿是ヲ見給テ、硯ヤ有ト尋ラレケレバ、白狀ノ爲カトテ、硯ニ料紙ヲ取添テ奉リケレバ、白狀ニハアラデ一首ノ歌ヲゾ書レケル、

思ヒキヤ我敷島ノ道ナラデ浮世ノ事ヲ問ルベシトハ、常葉駿河守此歌ヲ見テ、感歎肝。ニ。銘。ジ。ケレバ、泪ヲ流シテ理ニ伏ス、東使兩人モ是ヲ讀テ諸共ニ袖ヲ浸シケレバ、爲明ハ水火ノ責ヲ遁レテ、咎ナキ人ニ成ニケリ、

〔太平記十三〕兵部卿宮薨御事

淵邊シタヽカナル者ナリケレバ、○中略宮○大塔宮護良少シ弱ラセ給ノ體ニ見ヘケル處ヲ、御髮ヲ把テ引擧テ、則御頸ヲ掻落ス、○中略去程ニ御カイシヤクノ爲、御前ニ候ハレケル南ノ御方、此有樣ヲ見

〔伊呂波字類抄久人體〕胃（クソフクロ）胃音尿

〔增補下學集上二支體〕胃（クソフクロ）、爲五穀之府、

〔和漢三才圖會十一經絡〕胃（音位）　足陽明胃　和名久曾和太布久呂、氣血俱多、

胃者倉廩之官、水穀之海、六腑之大源也、胃之上口名賁門、飲食之精氣從此上、輸於脾肺、宣播於諸脉、胃之下口、卽小腸之上口、名幽門、正中爲中脘、胃形大一尺五寸、紆曲屈伸、長一尺六寸、徑五寸、橫屈受水穀三斗五升、其中之穀常留二斗、水一斗五升而滿、

肝

〔倭名類聚抄三藏府〕肝　白虎通云、肝（干反、和名岐毛、）木之精也、色青、

〔箋注倭名類聚抄二藏府〕本居氏曰、古總稱臟腑爲岐毛、今俗呼肝膽皆爲岐毛、古名之遺者也、五臟六腑各有和名、非古、至鳥獸臟腑、今猶總稱岐毛、按欽明紀、刳肝斮趾、不厭其快、曝骨焚屍、不謂其酷、謂藏府爲肝、蓋古訓藏府爲岐毛、故以後世訓岐毛之肝字塡之也、推古紀汝肝稚之、以肝爲心、又古歌以肝向群肝爲心之枕詞、今俗謂焦心爲岐毛以留、謂大膽云岐毛不登之、謂喪膽力云岐毛郡夫須、皆可證、本居氏之說也、○中略所引情性篇文、下同、說文、肝木藏也、釋名肝幹也、於五行屬木、故其體狀有枝幹也、凡物以木爲幹也、按今尙書歐陽說、肝木心火脾土肺金腎水、古尙書說、脾木肺火心土肝金腎水、白虎通用今尙書說、鄭玄注月令亦同、楊雄大玄經、從古尙書說、高誘注呂氏春秋及說文、象用今古說、

〔伊呂波字類抄幾人體〕肝（キモ、木藏、）　膽　丹田已上同

〔增補下學集上二支體〕肝（キモ）木之精也、色青、

〔倭訓栞前編七〕きも　肝をいふ、氣の元（キモト）なるべし、又木の精也といへば木元の義なるにや、

〔和漢三才圖會十一經絡〕肝（音干）　足厥陰肝、和名岐毛、多血少氣、

肝者將軍之官、謀慮出焉、屬風木性、動而急也、故爲將軍之官、木主發生、故爲謀慮所出矣、肝者罷極之

肝相附著、此說甚乖乎人身、夫肺肝其間有隔膜爲限、固不相附近、註家蓋錯視大學如見其肺肝以作說、殊不知大學只是欲言人身底裏、故特擧其內藏大者而統小者、本非謂以其附近也、且若以肺肝爲相附著者、則莊子何不曰肺肝胡越而曰肝膽胡越邪、曰然則肺附云何解之、曰肺者統內藏言之、肺附猶曰內屬也、又按、正字通曰、肺腑、或作肺附肺胕、則肺腑似是本字、其爲肺腑、當是藏腑之意、乃看如心腹股肱爪牙之例亦通、

心

〔倭名類聚抄 三 藏府〕心　白虎通云、心火之精也、色赤、

〔箋注倭名類聚抄 二 藏府〕白虎通又云、心之爲言任也、任於思也、說文、心人心、土藏在身之中、象形、博士說以爲火藏、釋名心纖也、所識纖微、無物不貫也、

〔類聚名義抄 六 心〕心 音深、コヽロ、

〔伊呂波字類抄 古 人體〕心 コヽロ、五藏心也、火藏也、

〔增補下學集 上二 支體〕心 火之精也、色赤、

〔和漢三才圖會 十一 經絡〕心 音辛　手少陰心　少血多氣

心者、君主之官神明出焉、心居肺管之下、隔膜之上、附著脊之第五椎、心主藏神、乃生之本、神之變也、心象尖圓、形如未敷蓮花、其中有竅、多寡不同、以導引天眞之氣、下無透竅、上通乎舌、共有四系、以通四藏、肝、腎、脾、肺、

心外有赤黃裹脂、爲之心包絡、心下有膈膜、與脊脇周廻、相看遮蔽濁氣、使不得上熏心肺、所謂膻中也、

胃

〔倭名類聚抄 三 藏府〕胃　中黃子云、胃謂反、和名久曾和太布久呂、爲五穀之府、

〔箋注倭名類聚抄 二 藏府〕按久曾布久路與類聚名義抄、伊呂波字類抄、新撰字鏡、撮壤集字鏡抄、醫心方旁訓合、○中略 說文、胃穀府也、从肉𡇒象形、釋名胃圍也、圍受食物也、

〔類聚名義抄 二 肉〕胃 音謂、クソフクロ、　膶正　閒俗　腁俗　胴俗通 クソフクロ

上焦有心下、下鬲在胃上口、主内而不出、上焦不治、則水泛高原、
中焦有胃中脘、不上不下、主腐熟水穀、中焦不治、則水留中脘、
下焦在膀胱上口、主出而不内、以傳道也、下焦不治、則水亂二便、
三焦共氣治、則脈絡通而水道利焉、然於十二臟之中、惟三焦獨大、諸臟無與匹者、故名曰是孤之府也、
密理厚皮者、三焦膀胱厚、　麤理薄皮者、三焦膀胱薄、
勇士者、目深以固、長衡直揚、三焦理横也、
怯士者、目大而不減、陰陽相失、其理縱也、

肺

〔倭名類聚抄 三藏府〕肺　白虎通云、肺(芳廢反、和名布久不久之、)金之精也、色白、
〔箋注倭名類聚抄 二形體〕新撰字鏡胇字䏬字䏺字肺字並同訓、○中略　白虎通肺之爲言費也、說文肺金藏也、釋名肺勃也、言其氣勃鬱也、
〔類聚名義抄 二肉〕肺(芳吠反、音廢、フクフクシ、キモ、)
〔伊呂波字類抄 不人體〕肺(フクノシ、五藏一也、)
〔和漢三才圖會 十一經絡〕肺(音廢)　手太陰肺(和名布久不久之、多氣少血、)
肺者、相傳之官、治節出焉、乃氣之本、魄之居也、蓋肺與心皆居膈上、位高近君、肺主氣、氣調則營衛臟府無所不治、故曰治節出焉、
肺形四垂、附著於脊之第三椎、六葉兩耳、凡八葉、其葉白瑩、以覆諸臟、虛如蜂窠、下無透竅、吸之則滿、呼之則虛、一呼一吸、消息自然、司清濁之運化、爲人身之橐籥也、中有二十四空、行列以分布諸臟府清濁之氣、而爲之華蓋、陽中之太陰而開竅於鼻、其病在背及皮毛、
〔拔萃錄 二〕肺附
肺附史記武安君傳、蚡以肺附爲京師相、中山王靖傳、得蒙肺附、劉向封事、臣幸得託肺附、注並曰、如肺

りたつものかととふ、生得は色があをけれど、かまにていりて、あかふなるといふをがてんしゐけり、ある侍の馬にのりたる先一二間半柄の朱鑓、二十本ばかりもちたる中間どものはしるをみ、てうつてさても世はひろし、奇特なる事やと感ずる、なにをそなたはかんずるやととひたれば、其事よ、今の鑓のえのいろは、火をたひてむいたものぢやが、あれほどながひなべが、よふあつた事やと、

三膲

〔倭名類聚抄 三 臟府〕三膲 中黄子云、三膲、〈焦反、和名美乃和太、〉孤立爲中瀆之府、〇〈府下一本有野王案上中下謂之三膲也十一字、〉

〔箋注倭名類聚抄 二 臟府〕山田本注首有膲字、下總本有下字、醫心方同訓、〇中略 昌平本夾注上膲中膲下膲也七字、曲直瀬本、下總本、上中下三字作上膲中膲下膲六字、

〔伊呂波字類抄 見 人體〕三膲 ミノワタ 六府也、

〔類聚名義抄 二 肉〕膲 音焦 ミノワタ 膍膲 脏膲 三膲 ミノワタ

〔增補下學集 上二 支體〕三膲 ミノワタ 孤立爲中瀆之府、

〔黄帝八十一難經疏證 下〕三十一難曰、三焦者、何稟何生、何始何終、其治常在何許、可曉以不然、三焦者水穀之道路、氣之所終始也、上焦者在心下下膈、在胃上口、主內而不出、其治在膻中、玉堂下一寸六分、直兩乳間陷者是、中焦者在胃中脘、不上不下、主腐熟水穀、其治在齊傍、下焦者、當膀胱上口、主分別淸濁、主出而不內、以傳導也、其治在齊下一寸、故名曰三焦、其府在氣街、一本曰衝、

〔醫心方 六〕治三膲病方第廿

病源論云、三膲盛爲有餘、則脹氣滿於皮膚、內輕々然而不牢、或小便澁或大便難、是爲三膲之實也、則宜寫之、三膲氣不足則寒、氣客之病遺尿、或泄利、或胸滿、或食不消、是三膲之氣虛也、宜補之、

〔和漢三才圖會 十一 經絡〕三焦 ミノワタ 手少陽三焦 〈和名美乃和太、少血多氣、〉

三焦者、決瀆之官水道出焉、與手厥陰爲表裏、

らす、大切の日なりといふ、かたはらの人笑ひて、さあらばそのもとは、酉の日ばかりに時をつくりて、雄鳥をす丶めらる丶にやといへば、その妻大いにいきどほりぬ、

〔諺草小言二〕曲禮、不蚤鬋ノ註、蚤讀爲レ爪、鬋鬋鬊也、疏曰、謂レ除レ爪、又曰以治ニ手足爪一也、鬋剔治鬚髮也トアリ、除爪トミルトキハ、古ハ爪ヲ除キ去リシナリ、

〔松屋筆記二〕爪を剪事

同卷○眞俗雜記問答抄卷廿に、人剪レ爪必細剪捨事、問如何、答唯識述記第十云、若剔レ毛剪レ爪如ニ初月一、犯ニ偸蘭遮一文推云、爲レ失ニ初月形一細切云可之歟云々、與清按に除レ爪日の事、土左日記、九條殿遺誡などに見ゆ、

五臟六腑

〔倭名類聚抄三藏府〕五藏　中黃子云、五臟、肝心脾肺腎也、

〔箋注倭名類聚抄二藏府〕按文子微明篇、中黃子曰、天有ニ五方一、地有ニ五行一、聲有ニ五音一、物有ニ五味一、色有ニ五章一、人有ニ五位一、羅泌路史注引レ之云、古有ニ中黃子一、道家有ニ中黃經一、敍釋云、中黃眞人著、今撿ニ道藏目錄壹字號一、有ニ大淸中黃經二卷一、素問金匱眞言論、肝心脾肺腎五臟皆爲レ陰、白虎通五藏者何謂也、肝心肺腎脾也、按藏字、說文作レ臧、云善也、段玉裁曰、凡物善者必隱ニ於內一也、故轉爲ニ臧匿字一、从レ艸作レ藏、以別ニ臧善字一、藏匿又轉爲ニ藏府字一、俗或从レ肉作レ臟、

〔倭名類聚抄三藏府〕六府　中黃子云、六府大腸、小腸、膽、胃、三膲、膀胱也、

〔箋注倭名類聚抄二藏府〕素問金匱眞言論、膽、胃、大腸、小腸、膀胱、三焦、六府皆爲レ陽、白虎通六府者何也、謂ニ大腸、小腸、胃、膀胱、三焦、膽一也、周禮疾醫注、六府胃小腸、大腸、膀胱、膽、三焦、以ニ其受盛一、故謂ニ之爲一レ府、按說文、府文書藏也、轉爲ニ藏府字一、俗或从レ肉作レ腑、

〔伊呂波字類抄古人體〕五藏（五藏、肝、肺、心、腎、脾、）〔同呂人體〕六府（俗作レ腑　大腸心府　胃脾府　膀光肺府　三焦腎府　膽肝府）

〔下學集上文體〕五臟（ゴザウ）　六腑（ロクフ）（先儒論ニ五臟一者、左心肝腎、右肺脾命門也、命門與レ腎同位也、五臟有ニ六腑一、心小腸腑、肝膽腑、腎膀胱（ハウクワウ）腑、肺大腸腑、脾胃腑、命門三焦腑也、）

〔醒睡笑二〕腑のぬけたる仁に、ゑびをふるまひけるが、赤を見てこれはむまれつきか、又朱にてぬ

平中納言敎盛ノ夢ニ見給ヒタリケルハ、〇中略新院〇崇德ノ御貌ヲ率見バ、足手ノ御爪長々ト生、御髮ハ空樣ニ生テ銀ノ針ヲ立タルガ如シ、御眼ハ鵄ノ目ニ似サセ給ヘリ、

〔太平記十五〕園城寺戒壇事

承保元年十二月十六日ニ、皇子御誕生有テケリ、帝叡感ノ餘ニ、御所ノ勸賞宜レ依レ請ベシト被二宣下一、賴豪年來ノ所望也ケレバ、他ノ官祿一向是ヲ閣テ、園城寺ノ三摩耶戒壇造立ノ勅許ヲゾ申賜ケル、山門又是ヲ聽テ、款狀ヲ捧テ禁庭ニ訴ヘ、先例ヲ引テ停廢セラレント奏シケレドモ、綸言再ビ不レ復トテ、勅許無リシカバ、三塔嗷議ヲ以テ谷々ノ講演ヲ打止メ、社々ノ門戸ヲ閉テ、御願ヲ止ケル間、朝議難二默止一シテ、無力三摩耶戒壇造立ノ勅裁ヲゾ被二召返一ケル、賴豪是ヲ恐テ、百日ノ間、髮ヲモ不レ剃、爪ヲモ不レ切、爐壇ノ烟ニフスボリ、嗔恚ノ炎ニ骨ヲ焦テ、〇下略

〔太平記三十五〕北野通夜物語事附青砥左衞門事

是ヲ聞テ十文ノ錢ヲ求メントテ、五十ニテ續松ヲ買テ燃シタルハ、小利大損哉ト笑ケレバ、青砥左衞門、眉ヲ顰テ、サレバコソ、御邊達ハ愚ニテ、世ノ費ヲモ不レ知、民ヲ惠ム心ナキ人ナレ、錢十文ハ只今不レ求バ、滑河ノ底ニ沈テ永ク失ヌベシ、某ガ續松ヲ買セツル五十ノ錢ハ、商人ノ家ニ止マテ永不レ可レ失、我損ハ商人ノ利也、彼ト我ト何ノ差別カアル、彼此六十文ノ錢一ヲモ不レ失、豈天下ノ利ニ非ズヤト、爪彈ヲシテ申ケレバ、難ジテ笑ツル傍ノ人々、舌振テゾ感ジケル、

〔九條殿遺誡〕先起稱二屬星名號一七遍、〇中略次除二手足甲一、丑日除二手甲一、寅日除二足甲一、

〔土佐日記〕廿九日、〇承平五年正月ふねいだしてゆくうら〳〵とてりてこぎゆく、つめのいとながくなりにたるを見て、ひをかぞふれば、けふは子日なりければきらず、

〔婁鄰雜志一〕ある人の妻、夫の爪を取ゐるをとゞめて、けふは辰の日なり、爪を取り給ふべからずといふ、傍の人これを聞きて、いかなることにかと問へば、辰は龍なり、龍は爪なくてかなふべか

〔撮壤集(下支體)〕爪(ツメ和名)　甲(カフツメ)

〔倭訓栞(前編十六)〕つめ　爪をよめり、角芽といふにや、爪甲とも見ゆ、爪は長くなれば、剪棄るものなるをもて、神代より棄物(キラヒモノ)といひ、又放るのりも見えたり、侍中群要に、御爪切了令埋御生氣方と見ゆ、土佐日記に、爪ののびたるを見て、日をかぞふと見ゆ、また異邦にては、賤しき人は爪をとり、貴き人は爪とらでながし、今もしかりとぞ、又文官は爪をきらず、武官は爪をきるともいへり、

〔和漢三才圖會(十二支體)〕爪(音早)　甲(音夾)　又(音)　筋退　和名豆女

爪者手足指上甲也、内經云、爪甲者筋之餘、膽之外候也、爪厚色黃者膽厚、爪薄色紅者膽薄、爪堅色靑者膽急、爪耎色赤者膽緩、爪直色白者膽直、爪惡色黑者膽結、

氣味(甘鹹)治鼻衂血、(細剉吹之)淋病及尿血、(燒灰水服)針折入肉及竹木刺者、(刮爪細末用酸棗搗爛塗之次日定出)目生花瞖(爪細末和乳點之)

字彙載說文云、爪覆手取物曰爪、爲抓爪之爪非手足甲、作叉字亦誤也、按爪卽象形爲正字、故从爪字甚多也、別有爪字、(音掌乳膝)疑所謂覆手取物、抓之本字是矣、蓋爪爪以相似誤註者乎、

甲者草木初生之孚子也、又介甲之甲也、人爪與介蟲甲略似、故稱之爪甲耳、

叉(與爪同字)又者古之手字也、二點象爪形、(會意)凡治手足爪曰叉、曲禮云不叉髮者是也、

〔日本書紀(神代一)〕諸神歸罪過於素戔鳴尊、而科之以千座置戶、遂促徵矣、至使拔髮以贖其罪、亦曰拔其手足之爪贖之、已而竟逐降焉、

一書曰、(中略)○卽科素戔鳴尊千座置戶之解除、以手爪爲吉爪棄物、以足爪爲凶爪棄物、乃使天兒屋命掌其解除之大諄辭而宣之焉、世人愼收己爪者此其緣也、

〔日本書紀(十六武烈)〕三年十月、解人指甲(ヒトノナマヅメ)、使掘暑預、

〔源平盛衰記(十二)〕敎盛夢忠正爲義事

文ヲ可ㇾ認トテ、牛王ノ裏ニ大小ノ神祇ヲ載テ、盟文ヲ書、小。指。ノ血ヲ淋テ、安國寺ガ目前ニテ、判形ヲ居、秀吉ガ心底如ㇾ此、斯上猶疑心アラバ無力、若無二別條一ハ、和僧元春隆景ノ誓書持來レト宣ヘバ、安國寺馳歸テ、秀吉ノ判形ヲ見セ申、

指間

〔類聚名義抄 三手〕扐 音勒 オヨヒノマタ

〔伊呂波字類抄 由人體〕扐 ユヒノマタ　〔同 於人體〕扐 オホオヨヒノマタ

〔古事記 上〕於ㇾ是伊邪那岐命、拔ㇾ所二御佩一之十拳劒、斬二其子迦具土神之頸一、○中略 集二御刀之手上一血、自二手俣一。漏出所成神名、訓ㇾ漏云二久伎一 闇淤加美神、

〔古事記傳 五〕手俣(タナマタ)は、多那麻多(タナマタ)と訓れたるに依べし、上に美を添るは御の意なり、本に多能麻多と訓る、又書紀に、指間を多麻々多など訓る所もあり、いかゞ、多那(タナ)は之(ノ)に同じ、手心、手裏、手末など云例なり、さて記中の俣字、延佳本には、すべて股と作り、こはさかしらに改つるなり、俣は字書には見えねど、此方の古書にあまねく用ひて、今も猶地名などには、此字をのみ書來れり、改むべきにあらず、此外も漢國になき字又あれども、あらぬ意に用ひたるなど、古書には此類いと多し、

爪

〔倭名類聚抄 三手足〕爪甲 四聲字苑云、爪 音早、和名豆女、手足指上甲、(甲下一本有二也字一) 和名豆女乃古布、

〔箋注倭名類聚抄 二手足〕按豆米、端末之義、謂二橋端一云二波之豆米一、爪甲在二手末一、故名、謂二屋邊一爲二軒乃都萬一、亦同語、摘訓二都牟一、撮訓二都萬牟一、皆爪之活用者、○中略 急就篇捲捥節爪拇指手、注、爪指甲也、釋名、爪紹也、筋極爲ㇾ爪、紹二續指端一也、按說文覆手曰ㇾ爪、叉云、叉手足甲也、二字不ㇾ同、經典皆借ㇾ爪爲ㇾ叉、叉字遂廢、那波本、也下夾二注和名豆女乃古布七字一、按載二一訓一、宜ㇾ在二注末一、今載在二條末一、又類聚名義抄、伊呂波字類抄、皆無二是訓一、知是後人所ㇾ增、非二源君舊文一、

〔類聚名義抄 九爪〕爪 音早 和サウ ツメ

〔伊呂波字類抄 都人體〕爪 ツメ、叉 音職 甲 同

親王臨池抄、謂之須之由比、今俗呼久須利由比、

〔類聚名義抄三手〕無名指ナヽシノオヨヒ

〔伊呂波字類抄奈人體〕無名指ナヽシノユヒ

〔下學集上支體〕無名指(ナヽシノユビ)(指第四也)

〔倭訓栞前編二十七〕べにさしゆび　孟子に無名指と見ゆ、又くすりゆびといへり、彙引に、第四指也、非人所緊要者、故謂無名指と見ゆ、

〔身體和名集上〕ベニツケユビ　無名指

〔今昔物語十一〕天智天皇建志賀寺語第二十九

今昔天智天皇近江ノ國志賀郡粟津ノ宮ニ御マシケル時ニ、寺ヲ起テムト云フ願有テ、寺ノ所ヲ示シ給ヘト祈リ願ヒ給ヒケル、〇中略明ル年ノ正月ニ、始テ大ナル寺ヲ被起レテ、丈六ノ彌勒ノ像ヲ安置シ奉ル、供養ノ日ニ成テ、燈爐殿ヲ起テ、王自ラ右ノ名无シ指ヲ以テ御燈明ヲ挑給テ、其指ヲ本ヨリ切テ、石ノ宮ニ入テ、燈樓ノ土ノ下ニ埋ミ給ヒツ、是手ニ燈ヲ捧テ彌勒ニ奉給志ヲ顯シ給フ也、

季指

〔倭名類聚抄三手足〕季指　儀禮云、季指和名古由比於與比小指第五指也、

〔類聚名義抄三手〕季指コオヨヒ

〔伊呂波字類抄古人體〕季指コオヨヒ

〔下學集上支體〕季指(コユビ)小指

〔身體和名集上古〕コユビ　小指

〔陰德太平記六十六〕清水宗治自害附秀吉與元春隆景和睦事

秀吉事急ナル仔細アリ、早々互ニ起請文ヲ取替スベシ、安國寺往來モ六箇敷カルベシ、吾先起請

〔箋注倭名類聚抄二手足〕漢書云、左氏傳三十卷、左丘明、今所傳晉杜預集解、食指見宣四年傳、按外臺秘要引崔氏云、患殗殜等病必瘦、脊骨自出、以壯丈夫屈手頭指及中指、夾患人脊骨、從大椎向下盡骨、極指復向上、來去十二三遍、又弘決外典抄云、五指主五藏、故大指主肝、頭指主肺、中指主心、無名指主脾、小指主腎、皆謂第二指為頭指、與楊指說合、皇極紀云、常世蟲大如頭指許、亦謂第二指、今蝎大如許、今本訓於保與比者誤、○中略 今本玉篇手部云、春秋傳曰、食指動、謂第二指也、知是條左傳、玉篇所引、下條儀禮孟子、亦蓋顧氏所引證也、

〔類聚名義抄三手〕頭指ヒトサシノオヨヒ　食指ヒトサレ ヒトサシノユヒ

〔增補下學集上二支體〕食指ヒトサシノオヨビ ヒトサシユビ 第二指也

中指

〔倭名類聚抄三手足〕中指　儀禮云、中指(和名奈加乃於與比)第三指也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕中指見既夕禮

〔類聚名義抄三手〕中指ナカノオヨヒ

〔伊呂波字類抄奈人體〕中指ナカノユヒ

〔增補下學集上二支體〕中指カウノヲヨヒ 第三指也

〔松屋筆記五〕たか〲指并くすり指

同書(○編津松鷹軒記)に、大鷹のをば、たか〲ゆびにくらぶべし又小鷹の緒は、藥ゆびに三分みじかくすべしと云々、按にたか〲指は中指也、

〔身體和名集大〕タカ〲ユビ　中指

〔身體和名集奈〕ナカユビ　中指

無名指

〔倭名類聚抄三手足〕無名指　孟子云、無名指(和名奈々之乃指)第四指也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕漢書云、孟子十一篇名軻、今所傳趙岐注十四卷、無名指見告子上篇、按尊圓

拇

食指

心もとなければ、たゞ日のへぬるかずを、けふいくか、はつか、みそかとかぞふれば、およびもそこなはれぬべし、

〔武德編年集成 六十六〕慶長十九年九月廿九日、駿府ノ獄舍ニ於テ、邪蘇ノ徒清安、同獄ニ有ル罪人爾靈ヲ宗門ニ勸メ入、是ニ依テ、淸安ガ十指ヲ斷テ、額ニ十文字ノ燒印ヲ成シテ放逐セラル、

〔倭名類聚抄 三手足〕拇　國語注云、拇(母保反、和名於保於與比、)大指也、

〔箋注倭名類聚抄 二手足〕皇極紀、頭指訓於保與比、非、頭指之非大指、食指條詳之、醫心方母指訓於保由比、按於保於與比、今俗呼於也由比、○中略國語注二十一卷、韋昭撰、所引是語注文、按說文、拇將指也、段玉裁曰、足以大指爲拇、手以中指爲拇、手足不同稱、引大射禮注左傳注易咸卦舊注爲證、然此列在跼後食指前、明以拇爲手大指、蓋其說不同、易解卦釋文引王肅以拇爲手大指、或源君依之、

〔類聚名義抄 三手〕拇(オホユビ、オホキナリ、)　母拇同　大拇同

〔伊呂波字類抄 於人體〕拇(オホオヨビ、大拇也、亦作拇)

〔增補下學集 上二支體〕拇(オホオヨビ)大指

〔倭訓栞 中編三十於〕おやゆび　大拇指をいふ、孟子の巨擘も同じ、

〔續古事談 五諸道〕昔ハ諸道ノ博士ナドハ、裝束執スル事ナカリケルニヤ、光榮ト云ケル陰陽師、上東門院ノ御產ノ時、アナマシゲナルウヘノキヌ指貫ニヒラグツハキテ、ビムモカヽデ中門ヨリイリテ、ハシガタシノ間ヨリノボリテ、フトコロヨリ白虫ヲトリ出シテ、高欄ノヒラグタニアテヽ、大ユビシテ殺シケリ、ウヘノキヌノシタニハ、布ノアヲトイフ物ヲゾキタリケル、

〔吾妻鏡 二十八〕寬喜三年三月二日、晚景、將軍家、御足大指以刀令突切給之間血出、諸人群參、御所中騷動云云、然而無殊御事云云、

〔倭名類聚抄 三手足〕食指　左傳云、食指(楊氏漢語抄云、頭指、比止佐之乃於與比、)第二指也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕於與比見源氏物語帚木卷、○中略按說文、指手指也、孫氏蓋依之、○中略神代紀、指間訓多奈萬多、廣韻作𥫗者𥫗指間、按說文、扐易筮再扐而後掛、玉篇扐、易曰歸奇於扐、凡數之餘謂之扐、此似不可無𥫗者箸蕃字、然易釋文引馬融云、指間也、唐韻或依之不與廣韻同也、

〔類聚名義抄三手〕指音旨、ユヒ、俗云オヨヒ、　指正　揖

〔伊呂波字類抄人由體〕指　拇同　〔同人於體〕揖オヨヒ、亦作指、

〔增補下學集上二支體〕指ユビテユビ

〔身體和名集以〕イビ　指

〔安齋隨筆前編三〕および　指の事なり、古き物語などには、多くおよびと書けり、和名抄に、指和名由比、俗云於與比と見えたり、然ればゆびと云ふは本名にて、およびと云ふは俗語なり、およびを大指と心得、又小指と心得るはあやまり也、

〔和漢三才圖會十二支體〕指音止　指和名由比、拇音母　扐和名指乃末太　腡音羅、和名天乃阿夜、

手〻足〻指、十以通十二經　指間曰扐　指文曰腡　手足指節鳴曰𦘕音博

巨指大指也、足大指曰拇、　食指人指之指也

將指中指也、俗云長高指、　無名指、俗云紅粉付指、　季指小指也、

左傳注云、手中指爲將指、足大指亦爲將指、言其將領諸指也、足之用力、大指居多、手之取物中指爲長故也、

〔和漢三才圖會十一經絡〕指同身寸法

男左、女右手大指、與中指曲屈如環、而以中指第一第二橫文盡處爲一寸、凡手足之寸、及背部之橫寸、皆用之、其他宜用其處處骨度、

〔土佐日記〕廿日、○承平五年正月きのふのやうなれば、船いださず、みなひと〴〵うれへなげく、くるしく

候へ、手をはなれていかでか取侍べき、他人ぞ盗てをきて侍らんと陳じければ、まことに申所理なりと沙汰有けれども、ぬすまれたる者の訴訟つよくて、大理の門前に召出して内問有けり、相論事ゆかざりけるに、別當謀をめぐらして、此腰居申所不便也、たゞ此釜をば腰居にとらすべしと仰下したりければ、腰居悦びて、かしらにうちかつぎていざり出けるをみて、實犯なりけり、かたわの身なれども、かくしてぬすみてけるとさとりて、科にをこなはれけり、ゆゝしかりけるはかりごと也、

行遲

〔雲萍雜志 二〕ひとりの躄を車に載せて、十三四歳の子とおぼしきが、綱を肩にかけて曳き、躄が妻とおもふ女の、幼子を背負ひ、六七歳なる子の手を引きて、道路に食を乞ひぬるを見て、ある人予〈柳〇里恭〉澤にいひけるは、かく乞食の分際として、多くの子をまうけ引つれてよわたりすること、せん方なきものなるべしと笑ふに、予おもへらく、よはさまざまの草の露ゝつせばうつるいろいろなれど、よにある人の、親子、兄弟、夫婦の中に、へだてありて、國所を別にして、住居する輩にくらべては、たとひ乞食してなりとも、互にむつまじく、此乞食が如くありたきものなり、おもふに、車をひける子は孝子なり、子を負ひし妻は、貞婦ともいふべしといへば、その人笑をとゞめぬ、

〔漫遊雜記 上〕痿。躄。初發、其人無ㇾ徵毒暨瘀血之諸症、而其心下痞鞕弦急者、多是氣疾也、須ㇾ用二吐法一後長服瀉心之方、

〔醫心方 二十五〕治二小兒數歲不一ㇾ行方第九十九

病源論云、小兒生自變蒸、至二於能語一、隨ㇾ日數、血脉骨節備成、其臏骨成則能行、骨是髓之所ㇾ養、若禀生血氣不ㇾ足者、卽髓不ㇾ强、故其骨不二卽成一、而數歲不ㇾ能ㇾ行也、

〔萬安方 四十〕行遲 チツタアリタナリ

手足指

〔倭名類聚抄 三手足〕指　唐韻云、指、〈旨反、和名由比、俗云於與比、〉手指也、扐〈勒反、和名於與比乃萬太、〉指間也、

〔書言字考節用集五肢體〕坐行（ヰザリ）　左傳　膝行（同）　沾法

〔貞丈雜記一禮法〕一膝行と云ふは、ひざにてあるきはひ出て、又はひ退く事也、貴人の御前へ進み出るにも、御前近くにては、立て進み退くは、無禮なる故、貴人よりこなた迄立ちて行きて、拐座しつくばひ、手をつきてひざにてはひ寄りはひ退く也、三手三足ばかりはひ進む也、退く時も同じ、

〔倭訓栞前編四十三〕ゐざる　膝行をいふ、坐ながら行の義也、源氏にゐざり出など見えたり、拾遺集に、かたゐざりするみどり子ともよめり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕躄（あしなへ　とちはせ）　音碧　躃　俗云爲左利、用膝行二字、

〔日本書紀十三允恭〕雄朝津間稚子宿禰天皇、瑞齒別天皇同母弟也、天皇〇中略　及壯篤病、容止不便、六年〇反正春正月、瑞齒別天皇崩、爰群卿議之曰、方今大鷦鷯天皇之子、雄朝津間稚子宿禰皇子與大草香皇子、然雄朝津間稚子宿禰皇子、長之仁孝、卽選吉日、跪上天皇之璽、雄朝津間稚子宿禰皇子謝曰、我不天、久離篤疾、不能步行、且我既欲除病、獨非奏言、而密破身治病、猶勿差、由是先皇責之曰、汝患病、縱破身、不孝孰甚於玆矣、其長生之、遂不得繼業、〇下略

〔日本靈異記中〕行基大德携子女人視過去怨令投淵示異表緣第卅

行基大德令掘開於難波之江、而造船津、說法化人、道俗貴賤集會聞法、爾時河內國若江郡川派里有一女人、携子參往法會聞法、其子哭譴不令聞法、其兒年至于十餘歲、其脚不步、哭譴飲乳、噉物無間、大德告曰、咄、彼孃人、其汝之子、持出捨淵、

〔古今著聞集十二偸盜〕中納言兼光卿、十二月廿八日に、撿非違使別當になりて、廳務ことにおこし沙汰ありけるに、賤きもの、小屋にちいさき釜のうせたりけるを、隣なりける腰。居。がぬすみたりけると云つぎありて、贓物をさがし出したりけるに、腰居申けるは、手をもちてこそゐざりありき

自大坂戸、亦遇跛盲、唯木戸是掖月之吉戸卜而、出行之時、毎到坐地定品遲部也、

〔古事記傳二十五〕遐跛盲は、阿斯那閉米志比阿波牟と訓べし、盲跛と、跛盲を兼へて云は、雅言の格に非ず、此事は、上卷傳十六の廿一衆に、例どもを引て委く云り、和名抄に、說文云、蹇行不正也、訓阿之奈閉、此間云那閉久と見え、跛をも、說文には同く行不正也と注し、一書に足偏廢とも注せり、又思ふに、此に云るは、俗にいふ腰抜居去にも、あらむか、字書に、躄を跛甚者とも注し、兩足不能行也とも注せれば、不能行者をも、足那閉と云つべし、万葉二に、蹇若生乃足痛吾勢とある足痛なも、師(賀茂眞淵)はアシナヘと訓まれき、盲は和名抄に、盲和名米之比とあり、字鏡には、瞑瞑瞑瞑跛をみな目毒此としるせれど、心得ぬ字どもなり、又跛なみ目暗としるせり、今世にも目久眞と云り、さて首途に、跛盲の行遇ふを不吉とするは、跛は行くことあたはず、盲は前途を見ることあたはざる者なれば、共に旅行に殊に忌嫌ふべければなるべし、師は此跛盲二字を、二共に路曾の誤として、ミチマタと訓むべし、字鏡に、曾先定反、去、生口辟也、麻介とあり、こゝには道のまどはしに遇はむと云ことなりと云れしは、心得がたし、かの麻介は口辟とこそあれ、道のまどはしなどいかでか然云む、又道のまどはしにあふと云も、何事ならむ、たしかならず、且諸本みな跛盲とこそあれ、路曾と作る本はなし、たゞ舊印本に、下なる跛を路と作れども、其も上なるをば、跛と作れば、路は、決く誤字なり、

〔古事記顯宗下〕初天皇逢難逃時、求奪其御粮猪甘老人、是得求、喚上而斬於飛鳥河之河原、皆斷其族之膝筋、是以至今其子孫上於倭之日、必自跛也、

〔筆のすさび二〕一菅谷何某　河相周二が話に、赤穗義人のうち、菅谷何某、國除の後、備後三次にありしが、足跛、耳聾にて、毎日いでゝ魚を釣り遊ぶを、市童あつまり嘲笑す、かくて半歳ばかりにして、近隣に暇乞ひて出でしが、其後三次の郊外二里ばかりにて、三次の人、他所より歸るに行き逢ひければ、聊の用によりて、故郷へ歸るとていとま乞して過ぎし、其顏色常よりもゆゝしく、足も跛ならず、耳もよくきこゆと見ゆ、其人あやしみて人に語りしが、後におもひあはすれば、復讎の前、さらぬ體にもてなし居たるなるべし、

〔增補下學集上二支體〕膝行(ヰザリ)

膝行

〔日本後紀 八桓武〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略 淸麻呂脚痿不能起立、爲拜八幡神、輿病即路、及至豐前國宇佐郡𣗄田村、有野猪三百許、挾路而列、徐歩前駈十許里、走入山中、見人共異之、拜社之日、始得起歩、神託宣賜神封綿八萬餘屯、即頒給宮司以下國中百姓、始駕輿而往、後馳馬而還、累路見人、莫不歎異、

〔倭名類聚抄 三病〕蹇 說文云、蹇音犬、訓阿之奈閉、此間云、那閉久、行不正也、

〔箋注倭名類聚抄 二病〕按新撰字鏡、躄訓手奈戸、癖訓足奈戸、靈異記躄同、蜻蛉日記有那閉久那閉久之語、今俗呼知牟婆、或呼毘都古、新撰字鏡、䠠訓足奈戸久馬、○中略 原書足部云、蹇跛也、又云、跛行不正也、今引說文以行不正訓蹇字、恐誤、或行不正上脫跛也跛三字、

〔類聚名義抄 五足〕蹇音犬、アシナヘ、

〔伊呂波字類抄 人安體〕蹇アシナヘ、アシナヘク、 跛跛足也 躄 痿已上同、痿人不忌起具也、

〔書言字考節用集 五肢體〕躄アシナヘ 蹇同 跛同

〔倭訓栞 前編二阿〕あしなへ 靈異記に躄、和名抄に蹇をよめり、萬葉集に足疾をよめる歌に、葦若末乃足痛吾勢と見ゆ、あしなへのあなへぐわがせとよむべし、葦苗を蹇にいひかけたるなりといへり、新撰字鏡に、䠠をあしなへぐ馬とよみ、䟤をあしなへがめとよめり、

〔和漢三才圖會 十人倫之用〕踦ちんば音紀 𨇤同 跛音波 蹇音堅 拐脚、俗云知牟波、又云阿之奈倍、

字彙曰、踦一足行也、

按、患鶴膝風成踦者多、假杖以爲一足、故曰拐脚、

〔古事記 中垂仁〕於是天皇患賜而御寢之時、覺于御夢曰、修理我宮如天皇之御舍者、御子必眞事登波牟、自登下三字以音 如此覺時、布斗麻邇邇占相而、求何神之心、爾祟出雲大神之御心、故其御子令拜其大神宮將遣之時、令副誰人者吉、爾曙立王食卜、○中略 即曙立王、菟上王二王、副其御子遣時、自那良戸遇跛盲、

戻脚
痿痺

張て、左右の足掌を合せて坐る、此も趺の類ひなり、さて今此神の如此爲たまふは、皆天神の御使の、絶れて奇く靈き威德あることを示せるなり、

〔豫章記〕豁躬夷敵退治事、家先例トテ勅ヲ承リ、九州發向シ、見給フニ味方一人モナシ、〇中略鐵人モ乘輿足搴、馬ノ上ヨリ遠見シテ彼是間、〇中略袖下ニ隱持タル矢ノ鏃ハ綿絲也名攝鬼以今度亦搴處ヲ、拋矢彼投ケレバ、趺。ヨリ頸迄徹ケルホドニ、馬ノ上ヨリ眞倒落、〇下略

〔太平記十一〕鹽飽入道自害事
三郎左衛門忠賴、〇中略袖ノ下ヨリ刀ヲ拔テ偸ニ腹ニ突立テ、畏タル體ニテ死ケル、其弟鹽飽四郎是ヲ見テ、續テ腹ヲ切ラントシケルヲ、父ノ入道大ニ諫テ、暫ク吾ヲ先立、順次ノ孝ヲ專ニシ、其後自害セヨト申ケルヲ、鹽飽四郎拔タル刀ヲ收テ、父ノ入道ガ前ニ畏テゾ候ケル、入道是ヲ見テ、快ゲニ打笑、閑々ト中門ニ曲彔ヲカザラセテ、其上ニ結。跏。趺。坐。シ、硯取寄テ、自ラ筆ヲ染メ、辭世ノ頌ヲゾ書タリケル、〇下略

〔增補下學集上二支體〕戻脚　捲足上同

〔倭名類聚抄三病〕痿痺　蒼頡篇云、痿痺萎卑二音、俗云、比留無衣末比、不能行也、

〔箋注倭名類聚抄二病〕山田本、昌平本、痹作俾、按痺俾並屬幫母、痹屬並母、作俾爲是、然喉痺條云、侯痺二音、諸本同、則作俾疑非源君之舊、〇中略醫心方痺瘆並訓比留无、萬安方訓之比留、〇中略慧琳音義引云、痿不能行也、玄應音義引云、痺手足不仁也、二字異訓、素問亦痿論痺論各爲篇、可見痿與痺不同、按說文、痺溼病也、素問云、風寒溼三氣雜至、合而爲痺也、今俗呼志比流是也、漢書哀帝紀贊即位痿痺、末年寖劇、注、如淳曰、病兩足不能相過曰痿、則知痿痺者、謂感寒風溼氣、手足不仁、竟不能行也、說文痿痺也、統言之也、古多痿痺聯言、故源君舉痿痺、但引蒼頡篇痿痺聯者非是、

〔增補下學集上二支體〕痿痺不能行也

義同、廣韻引字林云、脂腸也、海外北經、無脂之國、爲人無脂、郭璞曰、脂肥腸也、

〔伊呂波字類抄 古 人體〕胻コムラ　䏿腨 同

〔物類稱呼 一 人倫〕腨こむら　東國にてふくらはぎといふ、信濃にてたはらつぱきといふ、中國にてひなますぼといふ、讃岐にてすばきといふ、伊豫にてふくらと云、

〔倭名類聚抄 三 手足〕跗　儀禮注云、趺 方俱反、字亦作跗、和名阿奈比良、足上也、

〔箋注倭名類聚抄 二 手足〕玉篇、跗趺同上、新撰字鏡、醫心方同訓、按阿奈比良、蓋足平之義、今俗呼阿之乃古布、〇中略 儀禮注十七卷、漢鄭玄撰、所引士喪禮注文、原書趺作跗、按説文無跗趺、有柎、云闌足也、轉爲足上、故从足作跗、詩小雅釋文、柎亦作跗是也、後人諧聲又作趺也、

〔經穴纂要 五〕周身名位骨

跗 釋骨曰、跗内下爲䯝骨、一名核骨、圖翼曰、足大指本節後内側、圓骨、醫學綱目曰、本節後約二寸内踝前約三寸如棗核、橫于足内踝赤白肉際者是也、

〔伊呂波字類抄 安 人體〕跗アナヒラ、亦作趺、足也、

〔古事記 上〕是以此二神 建御雷神、天鳥船神、降到出雲國伊那佐之小濱而 伊那佐三字以音、拔十掬劍、逆刺立于浪穗、趺坐其劍前、問其大國主神言、〇下略

〔古事記傳 十四〕趺坐は阿具美章氐（アグミヰテ）と訓べし、宇知阿具美と、打てふ言を添るもよし、志理宇多牙と訓るはかなはず、書紀海神宮段に、寛坐とあるをも然訓り、阿具美は足る結と云ことにて、今俗に丈六かくと云坐樣なり 丈六かくとは、丈六の佛像の趺坐より出たるなるべし、又是を予郷の方言に、阿具美加久とも、阿受久美とも云り、阿受久美は足組にて、阿具美に同じ、さて踞は阿具美章と訓は字にあたらず、踞は志理宇多牙なり、志理宇多牙とは、尻打舉にて、跪を地に着て膝を立て、踞を浮舉て坐をも云べけれど、書紀欽明卷に、乘鞍胡床、敏達卷に、舉踞坐胡床などあるは、然は聞えず、是は俗に腰懸ると云ものなり、物語文などには尻懸とあり、そは足を垂て臀を物に上坐るなれば、尻打舉と云なるべし、字書に、據物坐曰踞とあるも是なり、據物とは俗にもたれかゝると云ことには非ず、踞を懸ることなり、漢にては腰懸るをも坐と云、常のことぞ、然れば書紀に、其鐵端とあるは、倒錄にて、腰を懸坐るを云るにて、此記とはいさゝか異なり、踞 趺字は佛書にも結跏趺坐など常に云て、阿具美によく當れり、さて此阿具美居に二あり、組たる足の末を膝下に敷と、股上へ舉て踵を仰げて組となり、又膝を臨へ

撰字鏡、又趺訓豆夫不志、又豆夫奈支、谷川氏曰、豆不々之、粒節之義、俗呼都久夫之、按今俗呼久留不之、略○中按説文、踝足踝也、釋名、踝确也、居足兩旁、磽确然也、亦因其形踝々然也、急就篇注、踝足之內外踝也、

〔類聚名義抄五足〕踝胡瓦反、ツフナキ、ツフフシ、俗云ツフハシ、踝俗

〔倭訓栞中編六久〕くるぶし　俗に踝をいふ、轉節(くるぶし)の義なり、

〔物類稱呼一人倫〕踝くろぶし　つぶし　長崎にてとりのこぶしといふ、播磨にてつくるぶしと云、遠江にてうちめぬき、そとめぬきと云、三河にてくろこぶしと云、仙臺にてた、みいぼと云、上總にて、うちいしなご、そとでいしなごといふ、

蹠

〔倭名類聚抄三手足〕蹠　説文云、跖音尺、字亦作蹠、和名阿奈宇良、足下也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕玉篇跖蹠同上、按説文、蹠楚人謂跳躍曰蹠、是跖蹠二字不同、以蹠爲跖者、蓋假借、非或字也、按阿奈宇良、見榮花物語音樂卷玉臺卷、新撰字鏡訓足乃宇良、蹲字趾字蹄字古本蹠字皆同、所引足部文、

〔類聚名義抄五足〕蹠音尺、アナウラ、　跖正アナウラ　趺俗

〔伊呂波字類抄安人體〕蹠亦作跖、足下也、　蹠趺　跖已上同　跡アト、亦作迹、　蹤蹤跡　武已上同、堂上接武、　蹋蹄アト

〔增補下學集上二支體〕蹠アナウラ、アシノコウ　跖同上

腓

〔倭名類聚抄三手足〕腓　陸詞曰、腓音肥、訓古無耳、見周易、脚腓也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕腓見周易咸卦及艮卦、醫心方腨、新撰字鏡腨字、蹲字同訓、今俗呼不久良波伎、按訓轉筋爲古无良加倍利、謂腓筋之轉也、又古事記雄略條、蜻咋御腕、御歌云、多古牟良爾、阿牟加岐都岐、多古牟良、蓋謂臂肉手腓之義、略○中按説文、腓脛腨也、腨腓腸也、即此義、王念孫曰、腓之言肥也、易咸六二咸其腓、鄭玄注、腓膊腸也、荀爽作肥、齊策、徐子之狗、攫公孫子之肥而噬之、並字異而

也、今所傳亦缺七卷、所存二十三卷、按素問骨空論注、膕謂膝解之後、曲脚之中、委中穴、至眞要大論注、膕謂膝後曲脚之中也、與太素經注略同、荀子富國篇楊倞注、膕曲脚中也、王念孫曰、膕曲貌也、靈樞經通天篇云、太陰之人、其狀膕然未僂是也、

〔伊呂波字類抄　與人體〕膕　ヨホロ

〔雅言集覽　與十九〕よほろ　足ノ折カヤミノ所ナリ

〔日本書紀　仁德十一六十五年、飛驒國有一人、曰宿儺、其爲人、〇中略其有膝而無膕踵、ヨホロクボ

〔空穗物語　樓の上下一〕八九ばかりなるをのこら、かみもよおろばかりにて、〇下略

踵

〔倭名類聚抄　手足三〕踵　唐韻云、跟　根反、和名久比須、俗云岐比須、足踵也、踵　音鍾　足後也、

〔箋注倭名類聚抄　手足二〕醫心方、踵跟並訓久比須、按岐比須、見空穗物語貴宮卷、新撰字鏡、䟽字趾字、古本跟字、仁德紀踵字、並訓久比々須、新撰字鏡脝、訓支比々須乃須知、今關東俗呼加々登、〇中略廣韻作足後踵也、按說文玉篇並云、足踵也、孫氏蓋依之、廣韻後字、疑丘雍等所增、〇中略按玉篇、踵足後、孫氏蓋依之、釋名、足後曰跟、在下方著地、一體任之、象木根也、又謂之踵、踵鍾也、鍾聚也、體之所鍾聚也、按說文、踵跟也、又云、踵追也、一曰往來貌、二字不同、後人變止從足、二字混同無別、

〔類聚名義抄　足五〕踵　音鍾、クヒス、キヒス、

〔伊呂波字類抄　人體久〕踵　クビス　跟　同、亦作埌、

〔物類稱呼　人倫一〕跟きびすくびす　關西にてきびすと云、關東にてかゞとと云、安房にて平三郞と云、遠江にてあぐつと云、信州にてあくつと云、陸奧及越後にてあぐといふ、九州にてあど〳〵云、

〔倭訓栞　前編八〕くば　日本紀に踵をよめり、靈異記に凹をよみ、攝洲東生郡撫凹村と見ゆ、

跰

〔倭名類聚抄　手足三〕跰　唐韻云、跰　胡瓦反、上聲之重、和名豆不奈岐、俗云豆布々之、足骨也、

〔箋注倭名類聚抄　手足二〕神武紀、景行紀、跰訓川不奈幾、新撰字鏡、醫心方跰訓豆夫不志、並與此合、新

三里

〔徒然草上〕世の人の心まどはす事、色欲にはしかず、〇中略久米の仙人の物あらふ女のはぎのしろきを見て、通をうしなひけんは、誠に手あしはだへなどの、きよらに肥、あぶらつきたらんは、外の色ならねばさもあらんかし、

〔書言字考節用集五肢體〕三里灸穴

〔和漢三才圖會十一經絡〕足陽明胃經左右九十穴

三里　在膝眼下三寸、胻骨外廉、大筋內宛宛中、坐而竪膝低跗取之、極重按之則跗上動脉止矣、小兒忌灸之、反生疾、三十歲外方可灸、治諸病、能下氣、

〔俗說正誤夜光珠下〕三里は皿の口といふ說

俚言に、三里は皿の口とて、兪穴ひろく、灸所すこし違ひてもくるしからずといふこと、據なき誤なり、又斉肯には、血の口といふ人もあり、何れの灸穴にても、廣きといふはなきことなり、すべて經絡兪穴はよく考がへ正して、鍼にても灸にてもすべし、若兪穴の差ひあれば、徒に良肉を破るのみにあらず、禁鍼禁灸の穴にあたれば、却て害あり、又阿是の穴といふは、秘傳ある事也、されば始めて下す灸點を、委く知れる人に頼むべきなり、禮記の經解篇に易に曰はく、君子は始を愼む、差ふこと若毫釐なれば、繆るに千里を以てすとは、此之謂也といへり、

〔新撰字鏡肉〕膕同音、曲脚中也、宇豆阿志、

〔倭名類聚抄三手足〕膕　大素經注云、膕文爹反、和名與保呂、曲脚中也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕榮花物語月宴卷、日蔭鬘卷、空穗物語樓上下卷、並言與保呂、與此同、仁德紀膕訓與保呂久保、新撰字鏡、膝訓與保呂乃須知、膕訓宇豆阿之、與保呂須知、見宇治拾遺物語、或曰、與保呂、膕折之轉、今俗呼比加々美、按又訓丁爲與保呂者、以用脚力有是名、猶今俗呼丁爲人足也、〇中略黃帝內經太素三十卷、唐楊上善撰、所引人合篇注文、是書宋至明淸、至者錄著、知西土早逸亡、

臏訓加波良、神功紀臏肋、訓安八多古、新撰字鏡、髕訓比佐可美乃阿波太、○中略今本玉篇骨部云、髕

人生幷而膝耑生、與此所引不同、按髕膝骨也、見荀子正論注、說文、髕都耑也、

〔經穴纂要五〕周身名位骨

臏骨說文、膝耑也、釋骨曰、蓋骨也、膝蓋之骨曰膝臏、經絡全書曰、膝蓋骨也、又名連骸骨、又釋骨曰、輔骨旁不曰輔、曰連骸、骸上者謂之上端也、說文曰、骸脛骨、醫賸曰、膝下內外側大骨、

〔類聚名義抄肉二〕膝䯒ヒサカハラ

〔增補下學集支體上二〕膝䯒ヒザカハラ

〔日本書紀神功九年十月〕○中略皇后從新羅還之、(中略)一云、禽獲新羅王、詣于海邊、拔王臏筋、令匍匐石上、○下略

〔日本書紀通證神功十四〕拔王臏肋アハタコブラ倭名抄、野王按、髕膝骨也、字亦作臏、和名阿波太古、俗云阿波太、肋筋肋同、當作筋、古事類宗記曰、斷其族之膝筋、荀子揚倞註、臏膝骨也、鄒陽曰、司馬喜臏脚於宋、漢書師古註、白虎通曰、犯臏者、以墨幪其臏、象而畫之、臏去膝蓋骨也、

〔倭名類聚抄手足三〕䯒說文云、䯒胡郎反、和名波岐、脛也、釋名云、脛胡定反莖也、言似物莖也、

〔箋注倭名類聚抄手足二〕山田本、昌平本、郎作良、按胡郎與廣韻合、在十一唐、良在十陽、作良恐非、新撰字鏡、腳字踁字脛字䯒字並訓波支、靈異記胻、醫心方脛胻亦同訓、今俗呼須禰、○中略原書肉部作脛耑也、玉篇引說文同、並不與此引同、按廣韻、胻脛也、與此合、疑引唐韻誤爲說文也、又說文云、脛胻也、或此胻脛誤倒、或曰、說文胻字次載腓字云、脛腨也、疑今本說文、涉之而誤衍耑字也、○中略原書似上有直而長三字、那波本似上有言字、按原書無、恐非是、

〔類聚名義抄肉二〕胻ハギ、戸郎反、又下更反、和音行、

〔伊呂波字類抄波人體〕胻ハギ　脛　腳　胶　䟊　骹已上同

〔下學集支體上〕胻ハギ

〔增補下學集支體上二〕脛ハギ

〔古事記中垂仁〕故大帶日子淤斯呂和氣命○景行者、治天下也、御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也、

膝同
髕

俗に膝ともだんがふといへり、東明寺百首に、

何事も心一つにはからふなだんがふしてぞこうくわいもなき

〔貞丈雜記(一禮法)〕一古は貴人の御前に伺候するには、左のひざを立、右のひざをふせて座しける也、宗五一冊拔書に云、人の相伴の事、貴人の前にては、ひざを左の方を立てあるべし、すはり候物の時は、ひざなほしくふべし云々、左のひざ立るは、たゞ座する時、貴人の前にては如此する也、酌をとる時は、右のひざを立る也、條々聞書酌幷記等にあり、今の世にては、かたひざ立るを、無禮の樣に心得る也、古はかたひざ立るを禮とす、

〔古事記(下顯宗)〕初天皇逢難逃時求奪其御粮猪甘老人、是得求、喚上而、斬於飛鳥河之河原、皆斷其族之膝筋、

〔古事記傳四十三〕膝筋は、膝の裏(俗にひかゞみ、)の筋なるべし、和名抄に、膝比佐、また筋須知とあり、書紀神功卷に、拔新羅王髕筋(アハキ)云々(和名抄に、膝䏶、師説、比佐乃加波良、髕膝骨也、阿波太古、俗云、阿波太、今按、髕與膝䏶名異實同とあり、これは今云膝頭なり、)とあるは、筋には非れども似たる事なり、

〔新撰字鏡(骨)〕髕(蒲忍反、膝之骨也、臏同、比佐加美乃阿波太、)

〔倭名類聚抄(三手足)〕膝䏶　宿耀經云、膝䏶、(師説、比佐乃加波良、今案、䏶宜作髁、音苦何反、見唐韻、)野王按、髕(蒲忍反、上聲之重、字亦作臏、阿波太古、俗云阿波太、今案髕與膝䏶名異實同、)膝骨也、

〔箋注倭名類聚抄(二手足)〕原書秘密雜要品、今本云、若觸膝䏶者屬奎宿、此所引即是、而珂從肉作䏶、蓋俗䏶字、古抄卷本作膝珂、與源君所見同、與福安礎新撰宿曜經亦作脒珂、按廣韻、珂馬勒飾、膝骨、二字音同義異、唐韻蓋與廣韻同、故云宜作䏶也、然古無䏶字、故經借用珂字、非誤也、源君云宜作䏶、經今本作䏶者、皆不通假借之理、改以俗字也、苦何反、廣韻同、按比佐乃加波良、與髗訓加之良乃加波良同、今俗呼比佐乃佐良、又比佐加之良、○(中略)廣韻髕臏上同、醫心方髕訓比佐、又訓安波太古、又膝

並北面、受史指笏、取御ト、即跪授於外記、外記指笏、突片膝受之、

〔太平記五〕相模入道弄田樂幷闘犬事

月ニ十二度、犬合セノ日トテ被定シカバ、一族大名御内外樣ノ人々、或ハ堂上ニ坐ヲ列テ、或庭前ニ膝ヲ屈シテ見物ス、

〔太平記十三〕兵部卿宮薨御事附干將莫耶事

淵邊畏テ承候トテ、山ノ内ヨリ主從七騎引返シテ、宮〇大塔宮護良ノ坐ケル籠ノ御所ヘ參タレバ、宮ハイツトナク闇ノ夜ノ如ナル土籠ノ中ニ、朝ニ成ヌルヲモ知セ給ハズ、猶燈ヲ挑テ御經アソバシテ御坐有ケルガ、淵邊ガ御迎ニ參テ候由ヲ申テ、御輿ヲ庭ニ舁居ヘタリケルヲ御覽ジテ、汝ハ我ヲ失ントノ使ニテゾ有ラシ、心得タリト被仰テ、淵邊ガ太刀ヲ奪ハントテ走リ懸ラセ給ケルヲ、淵邊持タル太刀ヲ取直シ、御膝ノ邊ヲシタヽカニ奉打、宮ハ半年計籠ノ中ニ居屈ラセ給タリケレバ、御足モ快ク立ザリケルニヤ、御心ハ八十梟(ヤタケ)ニ思召ケレ共、覆ニ被打倒、起擧ラントシ給ヒケル處ヲ、淵邊御胸ノ上ニ乘懸リ、腰ノ刀ヲ拔テ、御頸ヲ掻ントシケレバ、宮御頸ヲ縮テ刀ノサキヲシカト呀サセ給フ、

〔陰德太平記六十二〕播州大村合戰之事

彈正是ヲ見テ、如斯テハ敵ト打違ル迄モナク、馬ニ蹈倒サレヌベウ覺ルゾ、倡ヤ方便テ當ノ敵ヲ可打取トテ、各差違ヘタル樣ニシテ、芝居ニ取組ヲ伏居タリ、敵十四五騎馳來テ、眞ニ死タルト心得、首取ント近付クヲ、皆傍ニ置タル太刀ヲツ取、伏乍拂切ニシタリケレバ、敵五人諸膝薙サレタリ、是ヲ見テ殘黨悄レテ扣タルヲ、起上リ追散シ、心地好ト高聲ニ徇テ、カラ〱ト笑、各首共膝ノ上ニ置、一同ニ自害シテ失ニケリ、

〔松屋筆記百六〕膝とも談合

膝

同、今俗呼宇知毛々、

〔倭名類聚抄 三 手足〕膝　野王按、膝〈音悉、比佐〉脛頭也、

〔箋注倭名類聚抄 二 手足〕今本玉篇肉部同、説文、厀脛頭節也、釋名、膝伸也、可屈伸也、

〔類聚名義抄 二 肉〕膝〈音悉、ヒサ〉

〔倭訓栞 前編 二十五 比〕ひざ　膝をいへり、引ゐざるの義なるべし、物に小膝といふ事見えたり、佛者の右膝著地は胡法かといふに、樂記に跽坐致右とあれば、三代も亦此禮ありと、済北集に見ゆ、倭名抄に膝髕をひざのかはらとよめり、今ひざゝらといへり、

〔物類稱呼 一 人倫〕膝　ひざ　豐州にてつぶしといふ、中國にてはひざのさらといふ、薩摩にてひざつぶしと云、奥州南部にてひざかぶと云、越後にてぶゑやかぶといふ、

〔古事記 中 垂仁〕爾沙本毘古王謀曰、汝寔思愛我者、將吾與汝治天下而、即作八鹽折之紐小刀、授其妹曰、此以小刀刺殺天皇之寢、故天皇不知其之謀而枕其后之御膝、爲御寢坐也、

〔古事記 下 清寧〕爾山部連小楯、任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂酒酣以次第皆儛、故燒火少子二口、居竈傍、令儛其少子等、爾其一少子曰、汝兄先儛、其兄亦曰、汝弟先儛、如此相讓之時、其會人等、咲其相讓之狀、爾遂兄儛訖、次弟將儛時、爲詠曰、〈中略〉所治賜天下伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒王之、奴末、爾即小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子、坐左右膝上、泣悲而、集人民作假宮、坐置其假宮而、貢上驛使、

〔日本書紀 二十七 天智〕七年〈○齊明〉十二月、高言、惟十二月、於高麗國寒極浿凍、故唐軍雲車衝棚、鼓鉦吼然、高麗士卒膽男雄壯、故更取唐二壘、唯有二塞、亦備夜取之計、唐兵抱膝而哭、鋭鈍力竭而不能拔、噬臍之耻非此而何、

〔本朝世紀〕寛和二年六月十日丁未、次少外記光輔、率神祇史一人、入自祠門、並立案前、外記東、神祇西、

太郎左衛門ガ草摺ノ外レシタヽカニ突所ヲ、彌三郎太刀振翳シ、透間ナク切テ懸リケル間、福島鎗ヲ捨、太刀ヲ拔ントスル所ヲ、彌三郎、左ノ高股ヲ寸ト切タリケレ共、福島少モ不疼、彌三郎ガ内冑シタヽカニ切タリケリ、

胯

〔新撰字鏡足〕跨（苦化反、去、踞也、股也、騰也、渡躐也、越也、万太乃佐々比、）

〔倭名類聚抄身體三〕胯　唐韻云、胯（苦化反、和名萬太、）兩股間也、

〔箋注倭名類聚抄身體二〕說文、胯、股也、廣韻同、按希麟音義引切韻、與此同、

〔類聚名義抄肉二〕腕胯髈（音誇、モヽ、マタ、音髈、）髈（俗）胯（俗歟）

〔增補下學集上二支體〕胯（マタ）

〔倭訓栞前編二十九〕また　股字をよむは間立の義にや、和名抄に胯をよめり

〔古事談臣節二〕伴大納言善男者、佐渡國郡司從者也、於國善男夢（爾）見樣、西大寺與東大寺ヲ跨ゲテ立タリト見テ、妻女ニ語此由ヲ、妻云、ソノマタコソハサカレンズラメト合ニ、善男驚キテ、無由事ヲ語テケルカナト恐思テ、主ノ郡司宅へ行向之處、郡司極タル相人ニテ有ケルガ、日來ハ其儀モナキニ、事外饗應シテ圓座トリテ出向テ召昇ケレバ、善男成怪、我ヲスカシノボセテ、妻女ノイヒツル樣ニ跨ナドサカンズルヤラント恐思之處、郡司云、汝ハ無止高相ノ夢ミテケリ、而無由人ニ語テケリ、必大位ニハ至ドモ、定依其徵不慮之事出來有坐事云々、然間善男付縁京上、果至大納言、然而猶坐事、不違郡司言云々、

腿

〔倭名類聚抄身體三〕腿　宿耀經云、左右腿股、（腿音退、和名宇知阿波世、）

〔箋注倭名類聚抄身體二〕原書秘密雜要品、今本云、若觸右腿胜者屬室宿、若觸左腿胜者屬壁宿、古抄本作右邊腿髀、左邊腿髀、此所引即是、按胜髀一聲之轉、此引作股、恐誤、慧琳音義腿、正體從骨作骽、字書、髖也、按髖訓兩股間、見廣韻、故訓宇智阿波勢、言兩股可擘也、新撰字鏡股訓宇豆毛々者、與此

新撰字鏡、髀、䏶訓毛々、骽訓宇豆毛々、股髀也、〇中略 廣韻同、按説文、髀股也、孫氏蓋依之、釋名、髀卑也、在下稱也、股固也、爲強固也、廣韻云、股、髀股、胋、上同、按説文玉篇無胋字、廣韻亦不云古文、此恐非唐韻原文、

〔類聚名義抄 二肉〕䏶 步米反、モヽ 髀 俗、モヽ 腿 音退、ちりモヽ 股 音古、モヽ ウチモヽ 髁 音果、モヽ

〔伊呂波字類抄 毛人體〕股 モヽ、又作胋、 髀 又作䏶

〔下學集 上支體〕股 モヽ

〔古事記 上〕爾天照大御神〇中略 弓腹振立而、堅庭者於向股蹈那豆美、〇下略

〔古事記傳 七〕向股、和名抄に股毛々とあり、私記に、兩股是正相向、故云向股耳とあり、祈年祭祝詞に、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏と見ゆ、此祝詞、廣瀨の大忌祭祝詞にもあり、字鏡に䠞脛腹也、古牟良、又牟加波支拾遺集物名にも、行騰を隱くして、向股とよめり、達業抄に、むかばきは、凡人のむかひすれと云ことをよめるにや、とも見ゆ、何れも古言なり、

〔日本書紀 二十五 孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、〇中略 凡人死亡之時、若經自殉、或絞人殉、及強殉亡人之馬、或爲亡人藏寶於墓、或爲亡人斷髮刺股而誄、如此舊俗一皆悉斷、〇下略

〔延喜式 八祝詞〕廣瀨大忌祭

皇神能御刀代乎始氏、親王等、王臣等、天下公民能取作奧都御歲者、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氏、取將作奧津御歲乎、八束穗爾皇神能成幸賜者、〇下略

〔太平記 十八〕金崎城落事

由良長濱二人、新田越後守ノ前ニ參ジテ申ケルハ、〇中略 見苦シカラン物共ヲバ、皆海ヘ入サセラレ候ヘト申テ、御前ヲ立ケルガ、餘リニ疲レテ足モ快ク立ザリケレバ、二ノ木戶ノ脇ニ、被射殺伏タル死人ノ股ノ肉ヲ切テ、二十餘人ノ兵共、一口ヅヽ食テ、是ヲ力ニシテゾ戰ケル、

〔陰德太平記 三十三〕石州川上之松山落城事

難ヲ經サセ給ヘバ、御身モ草臥ハテヽ、流ルヽ汗如水、御足ハ欲損シテ、草鞋皆血ニ染レリ、御伴ノ人々モ、皆其身鐵石ニ非レバ、皆飢疲レテ、ハカ〴〵敷モ、歩得ザリケレ共、御腰ヲ推、御手ヲ挽テ、路ノ程十三日ニ、十津河ヘゾ著セ給ヒケル

〔太平記十八〕越前府軍并金崎後攻事

葉原ヨリ深雪ヲ分テ、重鎧ニ肩ヲヒケル者共、數剋ノ合戰ニ入替ル勢モナク戰疲レケレバ、返サントスルニ力盡キ、引ントスルニ足タユミヌ、サレバ此彼ニ引延テ、腹ヲ切者數ヲ不知、

〔伊呂波字類抄奴人體〕踏（匿旋行也、）ヌキアシ、

〔詩經小雅正月下〕謂天蓋高、不敢不局、謂地蓋厚、不敢不蹐、

○按ズルニ、蹐ノ傍訓ハ道春點本ニ據ル、

〔松屋筆記八十五〕ぬけ足

安元御賀記（群書類從五百廿九卷、十一丁左、）に、我もとへ鞠くれば、ぬけあしをふみてにげられき云々、今俗ぬき足といへり、加賀見山といへる淨瑠璃本に、ぬきあしさし足とあり、おとせぬやうに脫足する也、

〔貞丈雜記一禮法〕一今時貴人の御前へ參る時、送足と云足づかひをする人あり、其足づかひは、太刀目錄、又盃、其の外何にても持て參る時、御前の敷居際までは、常の如く歩み來て片足を上げ、敷居を越さうにして越ず、其足を引て、ふみなほして、扨敷居を越る也、是を送足と名付て、專ら稽古する人有、

〔新撰字鏡肉〕髂（苦故反、股也、人乃毛々、）

〔倭名類聚抄三手足〕股　唐韻云、髀（傍禮反、上聲之重、與䏶同、辨色立成云、圓股、毛々、）股也、胈（公戸反、上聲、）古文股字也、

〔箋注倭名類聚抄二手足〕山田本、曲直瀨本、陛作髀、那波本同、按髀髀同字、陛髀同音、此作陛爲是、曲直瀨本、下總本、圓髀作圓髀、與類聚名義抄合、那波本作圓股、刻版本作圓股、未知孰是、醫心方髀同訓、

覆衾之上、

〔古事談臣節二〕一條攝政與朝成卿、共競望參議之時、天暦多陳伊尹不中用之由、其後朝成參一條攝政第、爲望申大納言闕也、丞相良久不相逢、歎刻之後適以面謁、朝成立申任大納言條々之理、丞相無所答而曰、奉公之道尤可謂有興、昔競望同官時、多辭被訴訟、今度大納言事可在予心云々、朝成懷耻、成怒退出、乘車之時先投入笏、自中央破裂、其後攝政受病遂薨逝、是朝成生靈云々、今一條攝政子孫不入朝成舊宅三條西洞院也、所謂鬼殿也、朝成卿爲一條攝政發惡心之時、其足忽大ニ成テ不能著沓、仍足ノサキニ掛テ退云々、

〔空穗物語俊蔭二〕我はまことの孝の子なりけりとかたる、ちいさき子のふかき雪をわけて、あし手はえびのやうにて、はしりくるを見るに、いとかなしくて、なみだをながして、などかくさむきにいで丶ありくぞ、か丶らざらんおもひで丶ありけになげばくるしうもあらず、

〔空穗物語藤原の君〕こ丶は大將殿、あて宮いまみやものまゐる、すのこに侍從の君とのごもれり、ごたちすのうちにゐて物いふ、ゑゞう松の枝をりてもち給へり、やがて、あて宮にふみ奉りて、おしずりをしてなく、君だちふたどころ、兵衞の君などゐて、人の御返聞えたり、

〔源氏物語夕顔四〕との〇二條院のうちの人、あしをそらに思まどふ、うちより御つかひあめのあしよりも、げにゑげし、おほしなげきおはしますをき丶給ふに、いとかたじけなくて、せめてつよく覺しなる、

〔源氏物語葵九〕わが御かたにわたり給て、中將の君といふに、御あしなどまゐりすさびて、おほとのごもりぬ、

〔太平記五〕大塔宮熊野落事

大塔宮二品親王ハ、〇中略、般若寺ヲ御出在テ、熊野ノ方ヘゾ落サセ給ケル、〇中略數日ノ間、斯ル喩

名方神、〇中略其建御名方神、千引石擎手末而來言、誰來我國而、忍々如此物言、然欲爲力競、〇下略

〔古事記傳十四〕手末は、書紀神代紀に、手端此云多那須衞とあり、和名抄に、遊仙窟云手子、師說云太奈須惠とあるによらば、たゞ手と云ことなれども、こゝは末と云るを重く見るべし、俗言に手さきと云におなじ、

〔日本書紀崇神五〕十二年九月己丑、始校人民、更科調役、此謂男之弭調、女之手末調也、

〔倭名類聚抄手足三〕脚足　釋名云、脚居約反言坐時却在後也、足卽玉反言趣績也、趾音止、和名阿之、並言行一進一止也、

〔箋注倭名類聚抄手足二〕原書言作却也以其四字、按說文、脚脛也、段玉裁曰、東方朔傳、結股脚、謂跪坐之狀、股與脚、以膝爲中、脚之言卻也、凡卻步必先脛、然則脚宜訓波岐、不得訓阿之也、〇中略原書作績也言、績脛也、此恐誤、按說文、足人之足也、在體下、〇中略原書、言上有止也二字、按古無趾字、只作止、說文、止下基也、象艸木出有阯、故以止爲足、漢書刑法志、當斬左止者笞五百、注、止足也、又借爲停止字、後人足止字從足、以分停止字、是足趾二字、訓阿之爲允、

〔類聚名義抄足五〕足足アシ上通、下正、子欲反、　𧾷正　𤴓古　𤴔俗

〔伊呂波字類抄人體安〕足アシ、趾足也、　脚キヤク、カク、作腳、　趾　𨁈已上同

〔增補下學集支體上二〕脚アシ足

〔倭訓栞前編二阿〕あし　脚足をいふ、いやしの義、いや反あ也、倭名抄に趾もよめり、獸の四足を伊豫にてやでといへり、源氏に御あしまゐりといへるは、足をさする事なりといへり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段、此各化成五山祇、一則首化爲大山祇、二則身中化爲中山祇、三則手化爲麓山祇、四則腰化爲正勝山祇、五則足化爲䨄山祇、

〔日本書紀神代二〕一書曰、〇中略於是天孫於邊床則拭其兩足、於中床則據其兩手、於內床則寬坐於眞床

手文

手子

〔太平記 一〕中宮御產御祈之事附俊基僞籠居事
山門横川ノ衆徒、款狀ヲ捧テ、禁庭ニ訴ル事アリ、俊基彼奏狀ヲ披テ、讀申サレケルガ、讀誤リタル體ニテ、楞嚴院ヲ慢嚴院トゾ讀タリケル、座中ノ諸卿是ヲ聞テ、目ヲ合テ、相ノ字ヲバ、篇ニ付テモ、作ニ付テモ、モクトコソ讀ベカリケルト、掌ヲ拍テゾ笑ハレケル、俊基大ニ耻タル氣色ニテ、面ヲ赤テ退出ス、

〔徒然草 下〕愚者の中のたはふれだに、しりたる人の前にては、此さま〴〵のえたる所、詞にてもかほにても、かくれなくしられぬべし、ましてあきらかならん人のまどへるわれらを見んこと、たなごゝろの上の物を見んがごとし、

〔新撰字鏡 肉〕䐐（花和反、掌內文理也、或作𡨄、手之問也、）

〔倭名類聚抄 三手足〕䐐　四聲字苑云、䐐（落戈反、和名天乃阿夜、）手指文也、

〔箋注倭名類聚抄 二手足〕新撰字鏡同訓、今俗呼天乃須知、○中略所引文廣韻同、按玉篇、䐐、聲類曰、手理也、與此義同、

〔伊呂波字類抄 天人體〕䐐（テノアヤ、手相文也、）　紋（同）

〔倭名類聚抄 三手足〕手子　遊仙窟云、手子、（師說云、太○奈○須○惠○、）

〔箋注倭名類聚抄 二手足〕原書云、手子臘䐐、此所引卽是、說文、手拳也、象形、釋名、手須也、事業之所須也、按神代紀、手端此云多那須衞、則知太奈須惠、手末之義、謂手之端、其手子卽手也、宜訓氏、本居氏曰、氏執之急呼、

〔類聚名義抄 三手〕手子（タナスヱ）

〔伊呂波字類抄 太人體〕手子（タナスヱ、タナウラ、）

〔古事記 上〕故爾問其大國主神、今汝子事代主神、如此白訖、亦有可白子乎、於是亦白之、亦我子有建御

ケルハ、口惜事也、同勅命ヲ蒙テ同朝敵ヲ平グ、一人ハ賞ニ預リ、一人ハ恩ニ漏ル、小野宮殿ノ御計、生々世々不可忘、サレバ家門衰微シ給テ、其末葉タラン人ハ、ナガク九條殿ノ御子孫ノ奴婢ト成給フベシトテ、高ク笏リ手ヲハタト打テ、掌ヲ握リタリケレバ、左右ノ八ノ爪、手ノ甲ニ通リ、血流レ出ケレバ、紅ヲ絞リタルガ如シ、ヤガテ宿所ニ歸リ、飮食ヲ斷、思死ニ失ニケリ、

〔倭名類聚抄 三 手足〕掌 四聲字苑云、掌(賞反、和名太奈古々呂、一云太奈曾古、)手心也、

〔箋注倭名類聚抄 二 手足〕顯宗即位前紀訓注、手掌摎亮、此云陀那則擧謀耶羅々儞、此所引即是、神代紀、掌中訓多奈字知、允恭紀、掌訓多奈字良、皇極紀、掌中多奈己々呂、多奈字良、兩訓、按多奈己々呂、謂手之中心、猶池之中心爲伊計乃古々呂、今俗呼天乃比良、○中略 按說文、掌手中也、即此義、釋名、掌言可排掌也、

〔類聚名義抄 三 手〕掌(音賞、タナゴヽロ、タナウラ、タナソコ、)

〔伊呂波字類抄 太 人體〕掌(タナコヽロ、亦タナソコ、)

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、日神與素戔嗚尊、隔天安河而相對、乃立誓約曰、汝若不有姦賊之心者、汝所生子必男矣、如生男者、予以爲子而令治天原也、○中略 已而素戔嗚尊、含其左髻所纏五百箇統之瓊、而著於左手掌中(タナウラ)、便化生男矣、則稱之曰、正哉吾勝、故因名之、曰勝速日天忍穗耳尊、復含右髻之瓊、著於右手掌中、化生天穗日命、復含嬰頸之瓊、著於左臂中、化生天津彥根命、

〔日本書紀 十三 允恭〕四年九月戊申、詔曰、○中略 諸氏姓人等、沐浴齋戒、各爲盟神探湯、則於味橿丘之辭禍戶碑、坐探湯瓮、而引諸人令赴曰、得實則全、僞者必害、(盟神探湯、此云區訶陀智、或埿納釜煮沸、攘手探湯埿、或燒斧火色、置于掌(タナウラ)、)

〔日本書紀 十五 顯宗〕白髮天皇二年十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、○註略 適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜繼晝、○中略 億計王起儛既了、天皇次起自整衣帶、爲室壽曰、○中略 旨酒、餌香市不以直買、手掌(タナソコモヤラヽニ)摎亮(手掌摎亮、此云陀那則擧謀耶羅々儞、則一本作都)拍上賜、吾常世等、

手節

拳

給テ、晝閒ノ程玉臂ヲ枕トシテ、トバカリ異眠給ケルニ、夢中ニ日光懷中ニ入ト覺エテヨリ、懷胎シ給フ、

〔伊呂波字類抄 太人體〕腨腙 メフサ

〔雅言集覽 太二十二〕たぶさ、手拳俗ニ手プシトイフ、

〔日本書紀 十三允恭〕元年十二月、季冬之節、風亦烈寒、大中姫所捧鋺水溢而腕凝、不堪以將死、

〔萬葉集 一雜歌〕幸于伊勢國時、留京柿本朝臣人麿作歌〇中略 釧著手節乃崎二、今毛可母、大宮人之、玉藻苅良武、

〔後撰和歌集 一春〕彌生ばかりの花のさかりみちまかりけるに　僧正遍昭
おりつればたぶさにけがるたてながらみよの佛に花たてまつる

〔倭名類聚抄 三手足〕拳 唐韻云、拳古〇權反、和名 屈手也、

〔箋注倭名類聚抄 二手足〕山田本作渠員反、按音權與廣韻合、渠員與玉篇合、字異音同、然此引唐韻作音權、爲是、新撰字鏡同訓、〇中略 按玉篇、拳屈手也、孫氏蓋依之、說文、手拳也、拳手也、段玉裁曰、舒之爲手、卷之爲拳、其實一也、故手拳互訓、

〔類聚名義抄 三手〕拳 音權、コブシ、　拶 コブシ

〔增補下學集 上二支體〕拳 コブル

〔身體和名集 七〕ニギリコブシ　拳

〔倭訓栞 中編古 入〕こぶし　拳をよめり、小節の義成べし、新撰字鏡に捧とももみゆ、的矢に一こぶしと云ふ事、太平記に見えたり、

〔源平盛衰記 二十三〕忠文祝神附追討使門出事
爰ニ忠文大惡心ヲ起シテ、面目ナク內裏ヲ罷出ケルガ、天モ響キ地モ崩ルヽ計ノ、大音聲ヲ放云

多加比奈之語、蓋謂肩肱、非謂臂、反與古合、釋名、臂裨也、在旁曰裨也、〈中略〉曲直瀨本作音中、按陟柳與廣韻合、在上聲四十四有、中在平聲一東、又去聲一送、此作音中、恐非、下總本作陳柳反、按陟屬知母、陳屬澄母、作陳亦似非、玉篇、肘肚同上、新撰字鏡同訓、醫心方臂同訓神武紀肱歷訓比知、恐非、〈中略〉按說文、肘臂節也、四聲字苑蓋依之、釋名、肘注也、可隱注也、

〔伊呂波字類抄人體太〕臂〈タヽムキ〉　腕〈同俗云ウテ〉

〔下學集支體上〕肘〈ヒヂ〉　肱　臂〈三字義同〉

〔延喜式祝詞八〕祈年祭

御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟奧津御年乎、手肱爾水沫畫垂、向股爾泥畫寄氐、取作牟奧津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、〈下略〉

〔古事記上〕爾其沼河日賣未開戶、自內歌曰、〈中略〉阿佐比能、惠美佐迦延岐氐、多久豆怒能、斯路岐多陀牟岐、阿和由岐能、和加夜流牟泥遠、曾陀多岐、〈下略〉

〔日本書紀神武三〕己未年二月辛亥、詔曰、〈中略〉磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、〈註略〉果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、〈中略〉賊衆戰死而僵屍枕臂處、呼爲頰枕田、

〔日本書紀應神十〕初天皇在孕而、天神地祇授三韓、旣產之、宍生腕上、其形如鞆、是肖皇太后爲雄裝之負鞆、〈肖、此云阿叡、〉〈肖此云〉故稱其名謂譽田天皇、

〔太平記十六〕正成首送故鄕事

母急ギ走寄テ、正行ガ小腕ニ取付テ、泪ヲ流シテ申ケルハ、栴檀ハ二葉ヨリ芳トイヘリ、汝ヲサナク共父ガ子ナラバ、是程ノ理ニ迷フベシヤ、〈下略〉

〔陰德太平記三〕毛利先祖附元就卿之事

母公〈毛利元就母〉ハ福原內藏大夫ガ息女ニテ、明應六年丁巳誕生シ給フ、母公或時御身熱シク惱マセ

臂肘

〔伊呂波字類抄加人體〕肘カヒナ　臂亦作肐　膞已上同

〔日本書紀神代二〕一書曰、〇中略使太玉命以弱肩被太手繦而、代御手以祭此神者、始起於此矣、

〔倭訓栞前編三十六〕よわかひな　神代紀に弱肩をよめり、弱は太手繦にむかへたる謙辭也、今云ふ二の腕也、一說に、左の肩也といへり、よつかたとよむべし、續紀に、弱き身に重さ任する事を謂したまへり、

〔空穗物語あて宮〕うちにめしいるとて、宮女君たち、しぞきたまへるものおぼえぬ、きみの御手にこの御文をおしいれてをよびのさきして、かいなにかきつく、

〔陰德太平記十一〕南條吉田合戰之事
互ニ鑓長刀ノ切先ヲ洗、火華ヲ散シテ攻戰、南條豐後守ハ、左ノ手ノ纏リケレバ、二ノ腕ニ三間柄ノ鑓ヲ繩ニテ結付、右ノ手ニテ石衝ヲ執テ衝ケルニ、元來聞ユル大力ナレバ、兩手ニテ突ヨリモ猶輕ゲ也、吉田左京亮眞先ニ進テ南條ト渡シ合、〇下略

〔新撰字鏡肉〕胉腸柳反、上、臂節也、比知、

〔倭名類聚抄手足三〕臂　廣雅云、臂音秘謂之肱、古弘反、四聲字苑云、肘陟柳反、或作䏔、和名比知、臂節也、

〔箋注倭名類聚抄手足二〕曲直瀨本秘作比、按臂在去聲五寘、秘在六至、比在上聲五旨、又平聲六脂、去聲六至、其音並不同、〇中略所引釋親文、原書作肱謂之臂、玄應音義再引與此同、按說文、臂手上也、又云、厷臂上也、厷、或从肉、又云、肘臂節也、則知上謂之肱、下謂之臂、其間節謂之肘也、肘訓比知、可從、臂宜訓多々牟岐、古事記仁德紀御歌、辭滿多都武枳、謂臂之素白、則多々牟岐、非腕可知也、神代紀、雄略紀、天武紀臂、齊明紀手臂、皆訓多々牟岐、俗呼宇天、肱宜訓加比奈、今俗所謂二乃宇天是也、新撰字鏡臂訓太々牟岐、肱訓加比奈、並爲得、廣雅云、肱謂之臂者、混言之耳、又按靈異記訓釋云、臂可比那、後撰集戀部三平定文歌小序、榮花物語、狹衣物語、亦謂臂爲加比奈、蓋中古混同無別、今俗有加

腕

肱

シク成テ廿日許ノ事也、弓勢事ノ外弱テ覺ケレドモ、大鏑ヲ打クハセテ、手グスヲ引テタメラヒ見ル程ニ云々、井蛙抄六 巻廿八丁右雜談條に、西行と申ものにて候、法華會結緣のために來て候、今は日くれ候、一夜此御庵室に候はんとて、參て候といひければ、上人內にて、手ぐすねを引て、おもひつる事かなひたる體にて、あかり障子をあけて被出けり云々、此文、水蛙眼目群書類從本廿六丁右にも見ゆ、物草太郞草子に、物ぐさ太郞是を見て、爰にこそわが北の方は出きぬれ、あつはれとくちかづけがし、いだきつかん、口をもすはやとおもひて、手ぐすねにをひき、大手をひろげて待居たり云云、これ今俗力をいれんずる時、手につばきはして物を執るを、手油をかふとも、又手ぐすねを引ともいへり、くすね薬などの類にて、物を付るに、離れざれば、手に執物の落ざるやうに、掌に塗を加ふを、手ぐすねと云へるなり、

〔倭名類聚抄三 手足〕腕 陸詞切韻云、腕、烏(烏原作〻鳥、今據二一本一改)段反、和名太々無岐、一云宇天、手腕也、

〔箋注倭名類聚抄二 手足〕應神紀、腕訓二多々牟岐一、神代紀、允恭紀、訓二多不左一、仁德紀雨訓、新撰字鏡、脺字訓二太々牟支一、醫心方腕訓二多々牟岐一、又訓二宇天一、按多陀牟岐、見二古事記八千戈神歌一、〇中略按說文作〻擊、云手擊也、玉篇廣韻並云腕、手腕、玉篇又云、腕又作〻腕、又云、擊椀同上、又按儀禮士喪禮注、擊手後節中也、史記索隱、掌後曰〻腕、急就篇注、腕手臂之節也、釋名、腕宛也、言可二宛屈一也、今俗呼二宇〇天〇久〇比〇一是也、下條詳〻之、

〔伊呂波字類抄字 人體〕腕ウデ、又タヽムキ、亦作〻捥、

〔下學集上 支體〕腕ウデ

〔義經記三〕べんけいむまる、事師の仰にもしたがはず、〇中略うでをし、くび引、すまうなどぞこのみける、

〔新撰字鏡肉〕肱古弘反、臂也、肩也、加〇比〇奈〇、

助船有ケレ共、餘ニ多コミ乘ケレバ、大船三艘ハ目ノ前ニ乘沈メケル、然ルベキ人々ヲバ乘スレドモ、次樣ノ者ヲバ、不可乘ト留ケレ共、暫シノ命モ惜ケレバ、若ヤ〳〵トテ舟ニノランと取付ケルヲ、太刀長刀ニテ薙ケレバ、手折落サレ、足切折レテ、皆海ニゾ沈ケル、角ハセラレテ死ケレドモ、敵ニ組テ死スル者ハナシ、多ハ御方打ニゾ亡ニケル、

〔太平記十一〕五大院右衛門宗繁賺相模太郎事
義貞已ニ鎌倉ヲ定テ、其威遠近ニ振ヒシカバ、東八箇國大名高家、手。ヲ。束テ。膝ヲ不屈ト云者ナシ、

〔徒然草上〕もろこしに、許由といひつる人は、更に身にしたがへるたくはへもなくて、水をも手してさゝげて、のみけるを見て、なりひさごといふものを、人のえさせたりければ、ある時木の枝にかけたりけるが、風にふかれてなりけるを、かしがましとてすてつ、又手。に。む。す。び。てぞ水ものみける、いかばかり心のうちすゞしかりけん、

〔陰德太平記五十一〕荒木村重屬信長幷村重討讐敵事
荒木善大夫、同善兵衛、佐伯庄右衛門、安部仁右衛門、山脇加賀守、同源大夫、星野新左衛門等ニ下知シテ、一人モ不殘討果ス、渠等ガ家人一人村重ニ切テ懸リケルヲ、村重時節白井河原ニテ棄タリシ手鉾ノイマダ愈ザリケレバ、矢。手。刀ヲニ刺ケルヲ、弓。手。ニテ投打ニ切殺シケリ、

〔松屋筆記十〕手ふりをして
順季家集に、霞たつくらまの山の薄櫻手ふりをしつゝなをりぞわづらふ云々、按手ふりをしては、手を振さま也、手をふるといふこと、袖中抄の都の手ぶりの條、また袋草子三の卷廿葉などにも見ゆ、

〔松屋筆記九十一〕手。ぐ。す。ね。引、天鼠矢、
保元物語參考三卷百十二丁右爲朝鬼島渡りの條に、爲朝折節大事ノ所勞ヲシテ、八十餘日臥ケルガ、宜

和名衣太とあり、手足は、樹枝と同じさまなる物なる故に、其に延陀と云なり、樹の枝を本にて、其に擬へて云には非ず、此も彼も本よりの名なり、さて此の枝字を、延佳は可作肢乎と云れども、延陀と云名同じければ、通はして枝とも書るは、古の常なり、漢籍にすら、孟子に、爲長者折枝と云るを、趙氏注には、折枝按摩手節也と云ひ、後漢書王暢傳注にも、劉熙云、孟子云、折枝若今按摩也と云り、凡て支、枝、肢は、皆本は同じくて、相通ふ字なり、

〔東大寺正倉院文書二十三〕御野國本簀郡栗栖太里太寶貳年戸籍
下政戸刑部書戸口十三〇中略　忍勝弱物部廣世年卅九、一支廢、癈疾、

〔東大寺正倉院文書十二〕山背國愛宕郡雲下里計帳神龜三年
戸主出雲臣文田年柒拾貳歲〇中略　妻出雲臣族梗亟賣年陸拾捌歲　一支廢女

〔類聚名義抄三〕手音守、テ、

〔伊呂波字類抄天人體〕手テ、尼手、

〔萬葉集二挽歌〕天皇天智崩時婦人作歌一首　姓氏未詳
空蟬師、神爾不勝者、離居而、朝嘆君、放居而、吾戀君、玉有者、手爾卷持而、衣有者、脫時毛無、吾戀、君曾伎賊乃夜、夢所見鶴、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒
朝宿髮、吾者不梳、愛、君之手枕、觸義之鬼尾、

〔古事記上〕所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山上津見神、〇中略　次於左手所成神名志藝山津見神、志藝二字以音次於右手所成神名羽山津見命、

〔古事記傳五〕手は執なり、登理を切れば知なれど、凡て第二音に切る詞は、第四に轉る例多し、

〔日本書紀三神武〕己未年二月、高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也、身短而手足長、與侏儒相類、

〔源平盛衰記三十七〕一谷落城幷重衡卿虜事
東西ヨリ火ニ責ラレ人ニ被責テ、皆舟ニノラント、渚ニ向テ落行ケルモ、海ヘノミコソ馳入ケレ、

の飲水より起るといへど、湯茶のみにてはなし、穀肉の食物が小便となる物也、予〇小川顯道五十二歳の時、養生所へ本郷五町目より四十三歳の女來り、我等治療す、此もの病といふは、煎薬は勿論、湯茶一滴もすゝる時は卽ち吐し、飲水少しも口中へ入る事あたはず、飯を喰ふに、箸を汁へひたし、飯へふりかけ喰ふ、外に疾病なし、此一事のみにして、小便の通じ壯歲の婦女のごとし、たゞ遠きのみ也、予いろ〳〵と考へ、薬を用ひけれど治せずして歸りたり、或は寢小便する若輩ものを見るに、大食なるものにて、飲水はすこしなり、馬を豆葉枯草糠大豆のみをはませ、飲水はあるかなきかにして、小便は夥しく通ず、鼠なども右のごとし、又石薬鹿角の類のうるほひのなきものよりも、脂をとれば出るなり、是等を以て、小便の飲水のみにあらざるを推て知るべし、世人の小便は飲水のなる物と思ふもむべ也、香月先生云、小便は、湯茶の飲水より小便となると説り、名ある良醫なれど、穀肉より小便の生ずる事に心付給はず、知る者の一失ともいふべし、

支

〔類聚名義抄九支〕支支攴 俗今正、章移反、エダ、〇エダ、

〔伊呂波字類抄江人體〕肢エダ 亦作胑、日、跂、 翄エダ

〔令義解二戸〕凡〇中略一支癈、如此之類、皆爲癈疾、

〔標注令義解校本三〕一支癈、手足を合せて四。支といふ、こゝは手足のうち一つ折て用られぬをいふ、

〔日本書紀十四雄略〕二年七月、百濟池津媛違天皇將幸、淫於石河楯、天皇大怒、詔大伴室屋大連、使來目部張夫婦四支於木、置假庪上、以火燒死、

〔古事記中景行〕爾天皇問賜小碓命、〇中略答白、朝署入厠之時、〇大碓待捕搤批而、引闕其枝、裹薦投棄、

〔古事記傳二十七〕枝エダは手足を云、書紀雄略卷に、張夫婦四支於木、置假庪上、以火燒死、三代實錄卅四に、美作守文王と云人見えたり、異なる名なり、若は誤字にや、印本には、王字を脱せり、古本にあり、とある支と同じ、和名抄形體部に、野王按肢四體也、

曰、放蕩小子、汗人之床、竟無復一言焉、

〔看聞日記〕應永廿三年七月廿六日、抑傳說記錄雖比興、風聞巷說記之、〇中略又去五月之頃、河原院聖天へ女房一人參詣シケリ、七日ニ滿シケル日、御前ニ所作シテ居タリケルガ、フキ立テ出ケリ、良久見ヘザリケレバ、寺僧アヤシミテ見ケルニ、藪ニ向テ小便ヲシケルガ、ヨリスヂル風情ヲシケレバ、アヤシクテ暫見ケルニ、此女タヾナラズ、惱亂シケレバ、人々ニツゲテ寄テ見タリケルニ、大ナル蛇、小便ノ穴へ入テケリ、法師ドモ寄合テ女ヲアヲノケテ、蛇ノ尾ヲ取テ引ケレドモ出ズ、四五人力ヲ出シテ引ケル時、蛇ノスキサシノ邊ヨリ切テ、頭ノ方ハ腹へ入ヌ、女房ハ死セルガ如クニ成タリケリ、イヅクノ人ゾト問ケレバ、息ノ下ニシカ〲ノ所ト云ケレバ、人ヲツカハシテ告ケリ、輿中間ナドアマタ來テ、女房ヲ取テ歸ケリ、ヤガテ死タリトキコユ、容顏モヨニ尋常ナル女ニテゾ有ケル、何事ヲ祈請申ケルヤラン、聖天ノ罰カトゾ沙汰シケル、カヽル不思儀ドモ滿耳、

〔松屋筆記〕七十一小兒の尿(ユバリ)するをしうをすると云詞

小兒に小便せさするに、シイヲセヨといひ、シユウトヘヨウグルなど云俗語あり、俊賴散木集十の卷、隱題歌に、拾遺抄、

しとねにはしふゐせうとぞおもひつるしたりがほにもつもる花かな、此歌は下根を通はしてしとねといひ、それに尿音(シトネ)をよせ、しふゐせうに、尿(シト)せんといふよしをよせ、したり顏に、尿(シト)をしたりがほとよせたるなり、尿をしふゐといへるば、その尿するおとのシユウといへばなり、然てシイヲスルなどいふもこれ也、シトといふも、尿をしとゝ垂出(タレイダ)す音よりいへる名也、古くはシトといひ、さて轉りては、シフキともきゝ、シイともきくは、その垂出す音によれるなり、花木の下根に立よりて尿をせんとおもひつるに、はやくもしたり顏に花がちりつもりたるよしの歌なり、

〔塵塚談〕下小便は世人は勿論、醫者も湯茶の飲水下るものと思ふがおほし、左にはあらず、尤湯茶

尿

〔塵塚談上〕月役は田舍にて婦女の經行之節は、別居して、其節の仕業に、屋根へつかふわり木を拵へしものゆへ、月役と號しとなり、

〔倭名類聚抄三形體〕尿　說文云尿、奴弔反、和名由波利、小便也、

〔箋注倭名類聚抄二形體〕下總本注末有、日本紀私記作屎和溲九字、按屎見神代紀上、和溲字恐有誤、醫心方溺溲並同訓、按神代紀訓注、屎此云愈磨理、今俗牛馬尿呼波利、蓋由波利之上略也、神代紀、送糞訓俱蘇磨屢、謂放爲磨屢、然則由波利、湯磨理之義、○中略原書尾部作屎、按玉篇云、今作尿、原書小便上有人字、

〔類聚名義抄七尸〕尿奴弔反、ユバリ、又音鳥、和子ウ、　尿二正、鳥藕弃、　屎屌屌屜屎尿尾六俗

〔伊呂波字類抄由人體〕尿ユバリ小便、　屎　溲　淡淡也、亦謂之前淡、小淡少便、溺定同已上

〔倭訓栞前編十一〕しと　紫式部日記、淸少納言に、小兒の小便をいへり、今しゝといふ是也、しとる義なるべし、細流にしと簡見えたり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、伊弉冊尊且生火神軻遇突智之時、悶熱懊惱因爲吐、此化爲神、名曰金山彥、次小便(ユマリ)化爲神、名曰罔象女、次大便(クソマリ)化爲神、名曰埴山媛、

〔日本書紀一神代〕一云、伊弉諾尊乃向大樹放屎(ユマリシヽフ)、此卽化成巨川、泉津日狹女將渡其水之間、伊弉諾尊已至泉津平坂、

〔常陸風土記那賀郡〕平津驛家、西一二里有岡、名曰大櫛、上古有人、體極長大、身居丘壟之上、採蜃食之、其所食貝、積聚成岡、時人取大朽之義、今謂大櫛之岡、其大人踐跡、長卌餘步、廣廿餘步、尿穴(イハリノアト)趾、可廿餘步許、

〔續日本紀一文武〕四年三月己未、道照和尙物化、天皇甚悼惜之、遣使弔賻之、和尙河內國丹比郡人也、俗姓船連、父惠釋少錦下、和尙戒行不缺、尤尙忍行、嘗弟子欲究其性、竊穿便器、漏汙被褥、和尙乃微笑

代如此忌來也、血氣及度々者非此限、又可忌七个日也、但依老病血臨時流出者、不可月水、但穢惡物者、鬼神所惡也、縱雖非月水、血氣非清淨物、當神事者、隨時可斟酌也、次月水過夜、引縄出別屋、翌日入家中也、若無便宜別屋者、八日以後過女性宿廂間之條、强非制法、是者家主女姓事也、於從女者非此限、雖不可依人、從女者動依有不信事也、過于七个日女、次日計同火忌之、地體從女者、過明之後、隔中一日也、

〔和漢三才圖會十二支體〕月水(つきのさはり)　天癸　月經　經水　月事　月信　和名佐波利

時珍曰、女子以血爲主、其血上應太陰、下應海潮、月有盈虧、潮有朝夕、月事一月一行、故謂月水、或先或後或塞、其血病也、復有變常者、只吐血衄血、或眼耳出血者、是謂逆行、　有三月一行者、謂之居經、　有一年一行者、謂之避年、　有一生不行而爲胎者、謂之暗經、　有受胎之後月月行經而產子者、謂之盛經、又名垢胎　有受胎數月血忽大下、胎不隕者、謂之漏胎、此等雖以氣血有餘不足言、而亦異于常矣、

女子二七天癸至、七七天癸絕、其常也、有女年十二十三而產子、亦五十六十而產子、此又異常之尤者也、

凡女人入月、惡液腥穢、故君子遠之、爲其不潔、能損陽生病也、持戒修鍊性命者、皆避忌之、博物志云、扶南國有奇術、能令刀斫不入、惟以月水塗刀便死、此是穢液壞人神氣、故合藥忌觸之、此說爲有據、

令婦不妒法　取婦人月水布、裹蝦蟆、于厠前一尺入地五寸埋之、

按、伊勢加茂等大社地女、及大內宮女、皆臨經行時、蟄居別室七日、謂之待屋、俗云太夜

〔皇大神宮儀式帳〕種々乃事忌定給支、〇中略血乎阿世止云、〇中略如是一切物名忌道定給支、

〔大神宮儀式解三〕血乎阿世止云は、知乎阿世登伊比とよむべし、〇中略雜事記、永承元年云云、齋王俄御汗御座云云、直御汗殿、御輿可奉仕之由云云とあり、是月事を汗といへり、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略月役を猿猴坊、

ればなり、主の御歌に、月立にけりとあるに、たゞ天に月の見ゆる意のみなるを、此歌にては其を月次のかはりて、初て月の見えそめたるに取なしたるにて、朔てふ名の意になり、さて此歌に依て思へば、此月經は初めて見えたる違にやありけむ、されば初事にて習ざる故に、心せずて意須比にも著て、人の御目にもかゝりけるにやあらむ、されどかくまで推度らむは、あまり精きに過ていかゞにもやあらむ、

〔輟耕錄十四〕上頭入月

今世女子之笄曰上頭、而倡家處女初得薦寢於人亦曰上頭、花蕊夫人宮詞、年初十五最風流、新賜雲鬟使上頭、又天癸曰月事、黃帝內經、女子二七而天癸至、月事以時下、又曰、女子不月、史記濟北王侍者韓女病、月事不下、診其腎脈、嗇而不屬、故曰月不下、又程姬有所避不願進、注天子諸侯群妾以次進御、有月事者止不御、更不口說、故以丹注面目、的々爲識、令女史見之、王粲神女賦、施玄的々、卽上所云也、然入月二字尤新、王建宮詞、密奏君王知入月、喚人相伴洗裙裾、

〔台記〕久安三年八月十七日戊申、今日有月事之女在局、又不犯女自余同昨日、

〔永正記上〕一婦人月水七个日

但血氣未止者、不限七日、血氣止經二个日之後、三个日之精進終、而免參宮也、血氣之落付物等掃除事、下卷載之、大合宮衣裳、同大日限、雖火等事、左載之、月水精進事、譬者一日成月水女姓、迄五日有血氣、六日血氣止之間、八日過之後、十一日免參宮也、但十日迄宿館參、無苦見歟、宮中雖南北、可有思慮也、浴噐之條無定法、宜任于意哉、洗髮事者勿論也、相構過時每日可替火也、齋內親王御月水事、見本文矣、

次成月水女姓經一兩日之後、雖血氣止於七个日者忌之也、

次七个日以後過明、又七个日之內、只一度有血氣號又出、是者經中二个日過明也、是雖無指所見近

月水、月水宜訓佐波利乃知、或佐波利乃毛乃、

〔書言字考節用集 五肢體〕月水　天癸(同、詩疹云、女子二七天癸至、七七天癸絶、)

〔身體和名集 門〕ツキノサハリ　ツキヤク　ツキノミヅ　月水

〔段注説文解字 女十二下〕姅婦人汚也、(謂月事及免身及傷孕是也、○中略)从女半聲、(博幔切、廣韵音判、十四部、)又漢律曰、見姅變不得侍祠、

〔古事記 中景行〕倭建命(○中略)還來尾張國、入坐先日所期美夜受比賣之許、於是獻大御食之時(○中略)爾美夜受比賣其於意須比之襴(意須比三字以音)著月經、故見其月經御歌曰(○中略)那賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多知邇祁理、爾美夜受比賣答御歌曰、多迦比迦流、比能美古、夜須美斯志、和賀意富岐美、阿良多麻能、登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能、都岐波岐閉由久、宇倍那宇倍那、岐美麻知賀多爾、和賀祁勢流、意須比能須蘇爾、都紀多多那牟余、(○下略)

〔古事記傳 二十八〕月經は、(婦人の月水を、月經とも經水ともいへり、)如何に訓べきにか、和名抄に、月水俗云佐波利、うつぼ物語(後蔭の卷)に、何時よりか御けがれはやみ賜ひし云々、(姙める月數を問たるにて、月水は何の月より止しぞといへるなり、)嵐雅集(神祇)に、もとよりも塵に交はる神なれば月の障も何か苦しき、此は和泉式部熊野へ詣たりけるに、障にて奉幣かなはざりけるに、晴やらぬ身の浮雲の棚引て月のさはりとなるぞ悲しき、とよみて寐たりける夜の夢に、告させ賜ひけりとなむなどあれど、障と云も穢と云も、月水の出ることを云る稱にして、正しく其物を指て云るには非ず、されば佐波理著たりなど云むは、いかにぞや聞ゆ、故今は姑く佐波理能母能と訓つ、(又は佐波理能知とも訓むべし、知は血なり、延佳も師(加茂眞淵)も、御歌に依て、ツキと訓れたれど、其は非ぬことなり、其由は御歌の處に云ふべし、○中略)其一首の凡ての意は、吾大君よ、先に契りおき賜ひしより、年の經ぬれば、其ほどに月次は多く經ぬれば、君を待かね奉て、月の立て見え侍らむは、まことに然あるべきことなり、理なることよと云るなり、月のかはれば天なる月も立て見え初る物な

〔倭名類聚抄 三形體〕吉舌。　楊氏漢語抄云、吉舌、和名比奈佐岐

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕吉舌無聞、按素問骨空論、督脈者、起於少腹以下骨中央、女子入繫廷孔、其孔溺孔之端也、王冰曰、繫廷孔者、謂窈漏近、所謂前陰穴也、以其陰廷繫於中、故名之、又曰、孔則窈漏也、窈漏之中、其上有溺孔焉、端謂陰廷、在此溺孔之上端也、則繫廷陰廷、可訓比奈佐岐、廷挺也、謂陰中挺出也、今俗呼佐禰、又按鳥帽子前邊窈窠之處、謂之眉、其中央尖高處、呼為比奈佐岐、與此形狀相似、而同其名也、又按清劉奎說疫、雜疫鷄子摔條云、男挑龜頭、女挑雞冠、出血卽愈、自注雞冠陰戶之心、是亦陰廷之今名耳、

〔撮壤集 下支體〕吉舌(ヒナサキ)

〔增補下學集 上二支體〕吉舌(ヒナサキ)

〔身體和名集 左〕サチ　シヤチ　陰舌

〔經穴纂要 五〕周身名位骨

廷孔(類經曰、女人溺孔在前陰中橫骨之下、男子溺孔亦橫骨之下中央、為宗筋所蔽不見耳、馬注曰、廷孔也、其孔卽溺孔之端、蓋窈漏之中、有溺孔、其端正在陰廷、乃溺孔之端也、)

〔倭名類聚抄 三形體〕精液。　房內經云、交接之時、精液流溢、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按童子教云、赤肉者母淫、白骨者父淫、卽謂精液為淫也、今昔物語略同、

〔類聚名義抄 七米〕精液(俗云淫)

〔倭名類聚抄 三形體〕月水。　針灸經云、月水不通則灸氣穴、月水、俗云佐波利、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕鍼灸甲乙經云、月水不通云々氣穴主之、與此所引略同、素問上古天眞論、二七而天癸至、任脈通、太衝脈盛、月事以時下、故有子、李時珍曰、女子陰類也、上應太陰、下應海潮、月有盈虧、潮有朝夕、月事一月一行、與之相符、故謂之月水、風雅集和泉式部歌、謂之月乃佐波利、空物語俊蔭卷、謂之計賀禮、醫心方月經衣訓計加禮乃毛乃、本居氏曰、云障云穢、皆謂月水出之時、非指云

改、又按屎蓋從尸從朱門之朱、皇國會意字、恐非漢語也、朱門見鐵槌傳、按義楚六帖引廣弘明集載道士張陵云、男女行朱門玉柱、然則朱門亦非國俗之語、但今本廣弘明集、不載所用文、

〔伊呂波字類抄 人體部〕陰ツヒ 玉茎、玉門等之通稱　屎　開　玉門　朱門　玉泉　閫 已上同　〔同 人體久〕陰タホ、クラ、俗馬糞是也、 髀子　朱門

〔下學集 上支體〕玉門ギョクモン 女前也

〔撮壤集 下支體〕玉門 女陰

〔書言字考節用集 五肢體〕女陰へ・ 女根、陰戸、朱門、並同、玉門 同顯和名、女陰名、屄 同字彙、女人陰戸也、女陰、同韻會、

〔身體和名集 保〕ボヾ　ホド　女陰

〔身體和名集 門〕ツビ　ツホ　女陰

〔身體和名集 遺〕べヾ　陰門

〔催馬樂〕律　陰名 一段、拍子十、近来不用之

くぼのなをば、なにとかいふ、くぼのなをば、なにとかいふ、つびたり、けふくなう、たもろ、ひのなかの、ひつきめな、けふくなう、たもろ、

〔催馬樂譜入文 中〕抄曰、くをは、くぼとも云、奥深く隱れたる所を云おちくぼ、谷くぼなど云が如し、下の詞ども未審、尋ぬべし、考曰、此うた、とくべきよしなし、

〔物類稱呼 一人倫〕陰 へへ つび　奥羽及越路、又尾張邊にてべゞといふ、關西關東ともにべゞといふは、小兒の女陰の事なり、上總下總にてそゝといふ、此外男女の陰名、國々異名多し、略す、江戸にて物のそゝけたつなどいふ詞有、和泉及近江邊にては、ぼゞけたつと云、江戸にてはさいはれぬ詞なり、

〔松屋筆記 九十四〕女陰を豆といふ事

室町日記十九ヶ三丁 德永法印吐之事條に、西行の歌見ゆ、豆ドロボウなどもいふめり、

〔書言字考節用集 五肢體〕睾丸（キンタマ）（字彙、陰核丸也、）陰核（同）

〔倭名類聚抄 三形體〕陰。囊。　針灸經云、陰囊（俗云布久利、其義見病類陰㿗下、）大素經云、天有十日、人手有十指、辰有十二、足有十指莖垂之二、以應之、（今案莖垂者陰囊也、玉莖、）女子有陰、而不足二節、故得懷子也、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按陰囊出千金方及醫心方所引葛氏方醫門方玉房秘決、醫心方同訓、按不倶利之名、見鐵槌傳、宇治拾遺、又按陰類條不釋其義、此所需未詳、○中略　按張介賓類經、莖者宗筋也、垂者睾丸也、與源君所釋合、○中略　按靈樞邪客篇、天有十日、人有手十指、辰有十二、人有足十指莖垂、以應之、女子不足二節、以抱人形、其所言略同、

〔類聚名義抄 六身〕陰囊（フクリ）

〔伊呂波字類抄 不人體〕陰囊（フクリ）　囊　閻　屎鳳　莖　垂　屆　朘　膗　瘊　已上同

〔增補下學集 上二支體〕陰囊（フグリ）

〔松屋筆記 百〕松ふぐり陰囊（フグリ）

新撰犬筑波春部に、春風にぶらめき渡る松ふぐり、同冬發句部に、霜風にふるひおとすや松ふぐり、同雜部に、山に千年川に千年、ふぐりまでうしほにうつる峰の松、又まつふぐりとや人はいふらん、住吉の岸によりたる蛸を見て、又ふぐりのあたりよくぞあらはん、むかしより玉みがゝざれば光りなし、又手綱もかゝぬ高砂の浦、しほ風にぶらめきわたる松ふぐり、按に松ふぐりは、松實にて、其形陰囊にも似たればいふ歟、和名抄莖垂類部に、針灸經云、陰囊俗云布久利云々、またはかりの鐘有、

〔倭名類聚抄 三形體〕玉。門。　房內經云、玉門、（女陰名也、）楊氏漢語抄云、屎、（䏺鼻、今案俗人或云朱門、其義未詳、）

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按謂女陰爲玉門、見外臺秘要引素女經、及病源候論婦人帶下候、○中略　各本屄作屎、按新撰字鏡云、屎音朱、久保、久保亦女陰之名、見日本靈異記訓釋、則屎爲屄字之譌無疑、今

〔松屋筆記九十四〕犢鼻褌

麻良も破留の通音にて、張ふくる、よしの名にても有べし、

〔松屋筆記八十一〕陽物をゑゝといふ

陽莖をゑゝといふは、もと縮たるさまよりいへるにて、關東にては小兒童の陽物にかぎれる詞也、新撰狂歌集卷下雜部に、敦月僧ある時、女院の御所御庭せばきとて、此人の地をとりて、御庭のまへをひろげ給へば、

にようゐんの御まへのひろくなる事はけう月ばうがゑゝのいるゆゑ、四至の入に陽物の入をよせたり、

〔倭名類聚抄三形體〕陰核。。　食療經云、食蓼及生魚、或令陰核疼、陰核、俗云篇乃古、刑德放云、丈夫淫亂割其勢、勢者則陰核也

〔箋注倭名類聚抄二形體〕醫心方引養生要集云、食蓼噉生魚、令氣奪、或令陰核疼至死、與此所引文略同、金匱要略蓼和生魚食之、令人奪氣、陰核疼痛、按醫心方陰核陰卵、萬安方卵同訓、按核恐假借字、詳見果蓏具、○中略刑德放、尙書緯也、今無傳本、撰人卷數並不詳、太平御覽引無亂字、按尙書呂刑、苗民五虐之刑曰、法殺戮無辜、爰始淫、爲劓刵椓黥、正義引鄭玄云、椓謂椓破陰、又云、椓謂椓陰、若於去勢、又韻會、外腎爲勢、折骨分經、外腎睾丸也、菽園雜記、明道雜志、快雪堂集、亦皆以外腎爲睾丸、是可證勢非陰、故源君以勢爲陰核、其說是也、西土後世宮刑、割去陰莖者誤、皇國今俗謂陰莖爲篇乃古、亦誤、

〔類聚名義抄六卑〕陰核ヘノコ

〔伊呂波字類抄人部體〕陰核ヘノコ　勢同民、見孝經、ヘノコ、

〔增補下學集上二支體〕陰核ヘノコ　勢同上

屌字當音裸、蓋麻良之省、鐵槌傳、題雁門太守羅泰、卽省麻良爲羅也、今俗或呼爾、與玉篇屌字音義皆不同也、日本國善惡現報靈異記三卷、藥師寺僧景戒撰、所引中卷文、原書伊都作伊刀、死時蟻著其閉、作卒爾閉著蟻嚙痛死、郡下人下賓下、並有若干字、此節文、閇俗閉字、見龍龕手鑑、下總本、刻版本、閇作閉非、按以開字爲女陰、見新撰字鏡屌字注、新撰字鏡又云、䦨山女也、阿介比、卽源君所言苟子、草生山中、其子熟罅坼、狀似女陰、故謂之山女、或謂之䦨、蓋皇國會意字、是亦以開爲女陰也、

〔類聚名義抄 七門〕閇閉 ニ俗マラ

〔伊呂波字類抄 末人體〕閇 マラ、尿莖前、一云万良、今俗開字也、　𡲰 髀骨也、亦作𦟛、　屌　裸　玉莖 已上同、男陰也、

〔下學集 上支體〕陰莖 インキヤウ 男陰前

〔增補下學集 上二支體〕玉莖 タマグキ

〔書言字考節用集 五肢體〕男根 ヘノコ 男陰、外腎、玉莖、陰莖、並同　人勢 同本草　屪 同字彙、男陰異名、　屌 上同

〔身體和名集 逸〕ヘノコ　陰莖 玉莖

〔身體和名集 知〕チンボ　男根

〔身體和名集 良〕ラ　男根

〔貞丈雜記 十五言語〕一陰莖をまらと云ふは、近世の俗語にはあらず、古代よりの名也、古今著聞集、古事談、宇治拾遺物語等の古き書にまらとあり、源順が和名抄莖垂類の部に、玉莖の二字を出だして、和名をば出ださず、牛馬體の條に、陰脉の二字を出して、俗云麻良佐屋とあり、然れば順の時代もまらと云ひし也、又今の世は、まらの事をへのこと云ふは非也、和名抄には、陰囊の二字を俗に布久利と記し、陰核の二字をば俗云篇乃古と記したり、陰核は今の世に云ふきんたまの中のくりくり也、そのくり〱を古はへのこといひし也、然ればまらの事をへのこと云は稱違也、これらの名にも故實あり、何事も古今違の事あり、

〔箋注倭名類聚抄二形體〕原書無其字、按神代紀、陰訓保止、保是含包之言、卽所謂在陰竅之義、止處也、按說文、陰闇也、水之南山之北也、陽高明也、段玉裁曰、高明闇之反也、不言山南曰陽者、陰之解可錯見也、說文又云、霒雲覆日也、从雲今聲、又載侌字云、古文或省、

〔日本靈異記下〕奉寫法華經經師爲邪婬以現得惡死報緣第十八〇中略閶(シナヌリタボ)〇中略閘(マラ)

〔塵袋六〕ホソトハヘソヲ云歟、男ヲホゾツキタルモノト云フハヘソノツキタル歟、然者女ニトナモヘソナカルベキニ非ズ如何、

ヘソヲホソト云ヘドモ、陰ヲモホソト云、陰ニハ三ノヨミアリ、一ニハホド、二ニハホゾ、三ニハクボナリ、ホソツキタルモノトハ、男根ツキタルモノト云フ心ナリ、クボト云フハ女根ノ異名ナルベシ、

〔新猿樂記〕本尊聖天、供如無驗、持物道祖、祭似少應、野干坂伊賀專男祭、叩鮑苦本(アハビクボ)舞、稻荷山阿小町之愛法、鰹破前喜、

〔身體和名集加〕カクシトコロ　前陰

〔今物語〕念佛者の中に、つちゆいふけつと云僧有けり、〇中略人々女房など見をこせたるに、はたかなる法師の、かくし所も打出して、あなぬるのふろや、たけ〳〵といひてゐたりける、

〔倭名類聚抄三形體〕玉莖　房內經云、玉莖、(男陰之名也)楊氏漢語抄云、屎、(破前、一云麻羅、麻下一本有閉字、今案屎、脊骨也、脊骨訓、可爲玉莖之義不見、)日本靈異記云、紀伊國伊都郡、有一凶人、不信三寶、死時蟻著其閇、(今案、是閇字也、俗云或以此字爲男陰、以閛字爲女陰、其說未詳、)

〔箋注倭名類聚抄二形體〕房內經無玫、按治玉莖痛方、出千金方、又醫心方所引醫門方、療卒陰卵腫疼痛灸方、亦謂男陰爲玉莖、〇中略破前、見本朝文粹鐵槌傳、及新猿樂記、古語拾遺男莖形、訓乎波世加多、麻良亦見鐵槌傳、所引玉篇今本同、按訓破前麻良之屎字、疑从尸从裸省聲、皇國諧聲字、然則此

蟻門渡

陰

知べし、尤大入大繁昌にて、諸の芝居を撒潰せしよし、同書に見へたり、放屁論云、上略加様の曲屁を放ことを聞ず、又仕掛ならんとの疑ひ、尤に似たれども、竹田の舞台に事かはり、四方四面のやりはなし、玄かも不埒の取しまり、何に仕掛の有とも見えず、数万の人の目にさらし、仕掛の見えぬ程なれば、譬仕掛ありとても、眞に放と同前なり、衆人眞に放といはゞ、其精をくらひ、其泥を濁らして放と思て見がよし、扨つく〳〵と按ずれば、斯世智辛き世中に、人の機をせしめんと、千變万化に思案して、新しき事を工とも、十が十、併の形、昨日新しきも今日は古く、固古きは猶古し、此放屁男ばかりは、唯には有といへども、眼前見ことは、我日本神武天皇元年より、此年安永三年に至つて、二千四百三十六年の星霜を經といへども、舊記に見へず、言傳にもなし、我日本のみならず、唐土、朝鮮をはじめ、天竺、阿蘭陀、諸の國々にも有まじ、於戯思ひ付たり、能放たり云々、

〔書言字考節用集五肢體〕尻（トワタリ）兩股之間　會陰同

〔倭訓栞前編二〕ありのとわたり　蟻の門渡の義、どわたる舟などいふに同じ、其往來道あるを以ていへり、山家集に、

篠深み切みづぐきを朝立ﾃなびきわづらふ蟻のとわたり、前陰と肛門との間を會陰とす、是をも俗に名を同うす、其一道のすぢあるをもてなり、

〔塵塚物語五〕赤松律師兵書之事

一手の中と、あ。り。の。と。わ。た。り。とかゆくなりたれば、大事ありと知べし、但し右の手の中かゆくば吉也、

〔經穴纂要五〕周身名位骨

篡　金鑑曰、横骨下、兩股之前、相合共結之凹也、前後兩陰之間、名下極穴、又屏翳穴、會陰穴、即男女陰氣之所也、人鏡經曰、篡內深處、爲下極穴、

〔倭名類聚抄三形體〕陰　釋名云、今俗、玉莖、玉門等之通稱也、陰也、言其所在、蔭翳也、

〔蒹葭堂雜錄 三〕安永三年、東武より曲屁福平といへる者、浪花に上り、道頓堀において、屁の曲撒(きよくひり)を興行し、古今無雙の大當なりし、尤屁の曲といへるは、昔より言傳へし階子屁、長刀屁などいへるものは更なり、三絃、小唄、淨瑠璃にあはせ、面白く屁を放わけたり、實に前代未聞の奇觀なり、委くは風來山人の放屁論に見へたり、是を以て證とすべし、放屁論云、先頃より兩國橋の邊に、放屁男出たりとて、評議とり〳〵町々の風說なり、夫熟惟ば人は小さき天地なれば、天地に雷あり、人に屁あり、陰陽相激するの聲にして、時に發し時に撒ることそ持まへなれば、いかなれば、彼男むかし言傳へし階子屁、數珠屁は言も更なり、礒、すがゝき、三番叟、三ツ地、七草、祇園囃、犬の吠聲、鷄屁、花火の音は、兩國を欺き、水車の音は淀川に擬す、道成寺、菊兒童、端歌、めりやす、伊勢音頭、一中、半中、豐後節、土佐、文彌、半太夫、外記、河東、大薩摩、義太夫節の長き事でも、忠臣藏、矢口の渡、のぞみ次第、一段づつ、三絃淨瑠璃に合せ、比類なき名人出たりと聞よりも、見ぬことは咄しにならずと、いざ行て見ばやとて、二三輩打つれて、橫山町より兩國橋の廣小路に渡らずして、右へ行ば昔語花咲男とことごとしく幟を立て、僧俗男女押あひへし合ふ中より、先看板を見れば、怪しの男、尻をもつ立たる後に、薄墨に隈どりし彼道成寺三番叟なんど、數多の品を一所によせて畫きたるさま、夢を畫く筆意に似たれば、此沙汰えらぬ田舍者の、もし來かゝりて見ならば、屁から夢を見とや疑はんとつぶやき乍ら、木戸をはいれば、上に紅白の水引ひきわたし、彼放屁男は、囃方と共に小高き處に座す、其爲人中肉にして色白、三日月形の撥鬢奴、緋の單に緋縮緬の襦伴、口上さはやかにして、憎氣なく、囃に合せ、先最初が目出度三番叟屁トッハイヒヨロ〳〵、ヒッ〳〵〳〵〳〵と拍子よく、次が鷄東天紅をブウブッと撒わけ、其あとが水車ブウ〳〵〳〵と放ながら、己が身を車がへり、さながら車の水勢に迫り汲ては移す風情あり、サア入替り〳〵と打出しの太鼓と共に立出云々、是は浪華へ上る以前、江戸兩國橋の邊にて興行せし評判なり、右にて其藝品の大槪を推て

の類、古き物語にならしけりといふ事見えたり、今世女の詞におならをすると云は是れなり、

〔松屋筆記九十六〕屁を奈良といふ、オナラ、アヤマリ、今俗放屁をおならといへり、おもじは、女房詞の敬辭なり、奈良は鳴の通音なり、ヒル音によりていへる詞也、舊本今昔廿八の十語に、武員侍ノ御前ニ蹲に、久ク候ケル間ニ、錯テ糸高ク鳴シテケリと見ゆ、

〔大鏡二左大臣時平〕此左大臣、〇時平ものゝおかしさぞえねんせさせたまはざりける、わらひたゝせ給ひぬれば、すこぶる事もみだれけるが、北野〇菅原道眞によをまつりごたせ給ふあひだ、ひだうなる事おほせられければ、さすがにやむごとなくてせちにし給ふ事をば、いかゞはとおぼして、このおとゞのし給ふことなれば、ふびんなりとなげき給ひけるを、なにがしの史が〇史が、原作ニするニ、今據ニ一本ニ改ことにも侍らず、をのれがかまへにて、かの御事をとゞめ侍らんと申ければ、いとあるまじき事、いかにしてかはなむとの給はさせけるを、たゞ御覧せよとて、ざにつきて、ことぎびしくさだめのゝしり給ふに、この史、ふむばさみにふみはさみて、いらなくふるまひて、このおとゞにたてまつるとて、いとたかやかにならして侍りけるに、おとゞ、ふみもえとらずして、わなゝきて、やがてわらひて、けふはすちなし、右のおとゞ〇道眞にまかせ申とだにいひやり給はざりければ、それにこそすがはらのおとゞの心のまゝにまつりごち給ひけれ、

〔福富草紙〕ふくとみは七條のぼうのとね也、この秀武といふやつのするさうをたゞ殿原めでさせ給うなり、すやつは福富のかたはしをおしへたるをだに、殿原はめでさせ給なり、ましてふくとみはほしなれおさめの、てをたてゝ、ひる、つゞけんは、殿原はめでさせたまひなんと申といへば、いそぎて、さしに入ぬれば、めしをまちて、たてる程に、いぬ打のかたにむかひて、秀武がおしへつるやうに、かう〳〵ていはうひち〳〵と三たびねうじたてり、

くる日のやうに、はこすべからず〳〵とつゞけかきたれば、二日三日まではねんじゐたるほどに、大かたたゆべきやうもなければ、左右の手にてしりをかゝへて、いかにせん〳〵とよちりすちりするほどに、ものもおぼえずしてありけるとか、

〔鋸屑譚〕壒囊抄、輕刑屎を通身に塗りて、山野に追ひ放つ律あり、蓋中臣祓屎戸の事に似たり、

〔陰德太平記五〕大内勢取圍銀山櫻尾兩城附次休齋主事

一休是ヲ見テ、御邊(休〇次)ハ魚ヲ又本ノ魚ト成セリ、是劉綱ガ盤中ニ唾シテ、鯽魚トナシヽ手段ヲ用給、吾ハ又此魚ヲ佛トナシヌベシトテ、裳ヲ高ク揭ゲテ、座上ニ糞ヲシ給テ、万法ハ歸一、食ハ盡ク歸糞、サレバ三世ノ諸佛ハ、屎中ノ蟲ナレバ、這裏ニ秘在セリ、

〔安齋隨筆前編九〕一休和尙之歌

世の中はくうてはこして寐ておきてさて其後は死ぬるばかりぞ(一休物語に見へたり、はこするは、屎ひる事也、はこは糞筥也、しのばこと云也、又これをまるとも云ふ、丸く細長きゆへなるべし、)

〔倭名類聚抄三形體〕屁 四聲字苑云、屁(匹鼻反、三字通也、楊氏漢語抄云、放屁、和名倍比流、)下部出氣也、

〔箋注倭名類聚抄二形體〕按屁糟同、見廣韻、䆟同屁、見廣韻、皆同字異體、非通用、源君云三字通、非是、按倍以放屁之音義名之、比流與放糞呼久會比流同、〇中略 按類篇引字林云、糟下出氣也、與此略同、曲直瀨本、下總本䆟作䆟、那波本同、與集韻合、按屁糟並以比費得聲、䆟亦當以未為聲、從示恐非是、

〔類聚名義抄七尸〕屁(匹鼻反、或糟正、へヒル、〇へ、) 放屁(へヒル)

〔伊呂波字類抄へ人體〕屁(へ)疵 糟(へヒル) 䆟 放屁(已上同)

〔增補下學集上二支體〕屁(へヒル、下部出氣也)

〔書言字考節用集五肢體〕放屁(へヒル、和名) 屁(字苑、下部出氣也、) 䆟(同) 糟(同) 䆟(同)

〔貞丈雜記十五言語〕一屁をひると云ふ事を、古代はならす。といひし也、古今著聞集、宇治拾遺物語など

を、屎とはするなるべし、此戸字を斗と訓て、古語拾遺をはじめ、みな其意に解るはひがごと也、又考(○祝詞考)に、處の意とせられたるもわろし、罪の目に、屎戸屎處などのみいひては聞えぬことなり、天ツ罪七つを擧げたる六つは、みな放埋蒔刺剝(ハナチウメマキサシハギ)と、其なせるわざの言をあげて罪の名とせれば、これも閉理といふわざの言をいひてこそ、餘の例の如くにはあれ、又屎を久志(クシ)と訓るは、久曾(クソ)といふ言の穢きを避けたるなれど、そは後の事也、古書には久曾と云言多く見えて、嫌ひたることとなし、万葉の言にもあり、又師の曾を濁音によまれたるもよしなきこと也、

〔古事記(中仲哀)〕故天皇坐筑紫之訶志比宮、將擊熊曾國之時、天皇控御琴而、建內宿禰大臣居於沙庭、請神之命、(○中略)未幾久而、不聞御琴之音、即擧火見者、既崩訖、爾驚懼而坐殯宮、更取國之大奴佐而、(奴佐二字以音)種種求生剝、逆剝、阿離、溝埋、屎戸、(○中略)之罪類、爲國之大祓而、(○下略)

〔古事記傳(三十)〕屎戸は久曾都閇(クソヘ)と訓べし、(屎をクソと訓るは、くそと云ことを、忌み避たるなれど、後世のことなり、古はさることなし、書紀にも、遂放屎と云り、)此は上巻に、亦其於聞看大嘗之殿屎麻理散とある是なり、戸は(字は借字)麻理の理を省けるにて、(かく語を省く例多し、知を斯、渡を和多と云類なり、)即麻理散を云、和名抄に、痢久曾比理乃夜万比、(又放屁、和名倍比流と見え、また嚔(ハナヒル)これらの比流も、本同言なり、又俚言に、屎の稀なるを、屎理屎と云、)此比理と通ひて同言なり、即今俗語に、小虫などの卵を生出して、物に著置を、簡理著(ヒリツク)ると云も此なり、

〔日本書紀(五崇神)〕十年九月壬子、彦國葺、射殖安彦、中胸而殺焉、(○中略)其卒怖走、屎漏于褌、乃脫甲而逃之、知不得免、叩頭曰、我君、故時人、號其脫甲處、曰伽和羅、褌屎處曰屎褌、今謂樟葉訛也、

〔宇治拾遺物語(五)〕これも今はむかし、ある人のもとになま女房のありけるが、人に紙こひて、そこなりけるわかき侍に、かな暦かきてたべといひければ、侍やすき事といひてかきたりけり、はじめつかたはうるはしく、かみほとけによし、かん日くゑ日などかきたりけるが、(○中略)またある日、。。はこすべからずとかきたれば、いかにとはおもへども、さこそあらめとて念じて過す程に、なが

〔身體和名集加〕カ。ニ。グ。ソ。　カ。ニ。バ。、。　胎屎

〔身體和名集字〕ウ。ン。コ。　屎

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊之爲行也甚無狀、○中略秋則放天班駒、使伏田中、復見天照大神當新嘗時、則陰。放。戻。於。新。宮。、

〔古事記上〕爾速須佐之男命、○中略亦其於聞看大嘗之殿、屎。麻。理。○此二字以音散

〔正字通尸三〕戻同屎、古借矢、

〔古事記傳八〕屎麻理、書紀に、送糞此云倶蘇摩屢とあり、麻理は大小便をすることなり、万葉十六十八丁に、屎遠麻禮、竹取物語に、燕の麻理置る舊糞などあり、今世に、大小便を取器を、麻理と云るも此言ぞ、猶傳五五十九葉考合べし、散は知良須と訓べし、下なるも同じ、阿加郡と訓は惡し、是所爲を中卷神功后段大祓詞古語拾遺同には屎戸と云り、此事は、彼段に委云、書紀には、陰放戻於新宮とも、於新宮御席之下陰自送糞云々ともあり、凡て爾閉する時は、萬を愼み齋ことと、上に云が如し、新宮とあれば、此料に宮をも新に造たまふこと、見ゆ、然處へ如此穢はしき行し給ふは、暴惡給ふことの甚きなり、

〔延喜式八祝詞〕六月晦大祓十二月准之

天津罪止畔放、溝埋、樋放、頻蒔、串刺、生剝、逆剝、屎。戸。、許々太久乃罪乎、天津罪止法別氣氏、○下略

〔大祓詞後釋上〕屎戸　後釋、戸は借字なり、久曾閉と訓べし、閉は閉理の理を省ける言也、かくさまの理は、省く例多し、日並知と申す御名を、ひなめしと申すがごとし、さて屎閉理とは、古事記に屎麻理とあると同事にて、屎をするをいふ、和名抄に、痢久曾比理乃夜万比、また放屁倍比流とある、比理と閉理と通音にて同言也、今の俗言にも、小き虫などの、卵を生出して物につけおくを、へりつくるといふも是也、さてこはもと須佐之男命の犯し給へるは、大嘗の殿を穢し給へるによりての罪なれば、此國土にして、人のうへにても穢すまじき所を、此わざをして穢す

あがると、頭がまへにたれ下るにより、頬杖を兩手につき、頭を抱へ起座す、○下略

肛門

〔書言字考節用集 五 肢體〕肛門（コウモン 大腸）

〔和漢三才圖會 十二 支體〕肛門（音工）　䏌門

大腸門曰肛門、自脣所入、至尻肛門所出、長六丈四寸四分、大腸小腸共三十二曲行也、形似車肛、故名、

屎

〔倭名類聚抄 三 形體〕屎　野王案、糞（府問反、和名久曾、）屎也、說文云、屎（音矢、字亦作戻、今案、俗人呼牛馬犬等糞如弓矢之矢、是屎之說也、）大便也、

〔箋注倭名類聚抄 二 形體〕今本玉篇、方問切、字異音同、○中略 按神代紀訓注、送糞此云倶蘇磨屢、久曾蓋以臭名之、醫心方遺屎訓多禮波利須、遺糞訓之比利久曾、○中略 所引文也、○屎 今本玉篇無載、只云、除也、物汚穢也、按說文、糞棄除也、从廾推𠦒棄釆也、官溥說似米而非米者矢字、題糞本訓除、曲禮凡爲長者糞之禮、是也、轉謂所糞除之汚穢物爲糞、再轉謂人大便亦爲糞也、○中略 玉篇、戻與矢同、俗又作屎、按古無戻字、本作菌、經典多通借弓矢字、左傳文十八年、埋之馬矢中、莊子人間世篇、愛馬者以筐盛矢、史記廉頗傳、頃之三遺矢、說文糞字注、官溥說似米而非米者矢字、皆借矢爲菌、後俗從尸、以別弓矢字耳、是菌正字、矢假借、戻俗字也、源君以矢爲𦙶反誤、○中略 原書○說文無屎字、玉篇菌俗作屎、則知屎俗菌字、原書艸部有菌字、云糞也、則此所引訓語、亦與原書不同、疑源君誤引他書也、按屎蓋從尸從菌省、菌從艸從胃省、胃穀府也、從肉、囟象形、囟中㐅、所謂似米而非米者、又毛詩唸吚俗作殿屎、遂混無別、又按說文訓菌爲糞、糞者謂所糞除之穢物、其字從艸、可證是義、凡糞田多用所除之穢物爲之、故云糞、是知菌謂所糞除之穢物、訓爲人大便者轉注也、

〔類聚名義抄 七 尸〕屎（許伊反、呼叶反、又式視反、又音矢、クソ、ヤ、和シ、）屎戻（二正）屎戻屎屡屡戻屎（屍 厩 俗菌 殿之）〔同 七 米〕糞（音糞、クソ、）亦糞、和フン、 䔍（亦糞）　送糞（クソマル）

〔伊呂波字類抄 久 人體〕糞（クソ）

〔下學集 上 支體〕屎（シ）　矢（二字同義也）

は、保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、又嚮海、則鰭廣鰭狹亦自口出、又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出と

ありて、鼻尻より出ことは見えず、

〔日本書紀十九欽明〕二十三年七月、是月、〈○中略〉同時所虜調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服、新羅闘將拔刀欲斬、逼而脱褌、追令以尻臀向日本、大號叫〈叫喚也〉曰、日本將囓我臗脽、即號叫曰、新羅王啗我臗脽、雖被苦逼、尚如前叫、由是見殺、其子舅子亦抱其父而死、伊企儺辭旨難奪、皆如此、

〔陰德太平記三十八〕富田城下三箇所合戰之事

只今爰へ來リ候へ、手并ノ程ヲ見スベキゾト留リケレ共、敵耳ニモ不聞入、散々ニ射ル、其時木原生廣ニテ居ケルガ、尻ヲ高ク襖ゲ、尼子ノ臆病者共、是ヲ喰ヘヤトテ、二ツ三ツ扣キテ見セケレバ、敵是ヲ見テ、憎キ族原ガ振舞哉、アレ射殺セトテ、鳥銃一度ニ雨落ト放チ係ケレ共、曾テ一モ不中ケリ、木原汝等ガ鐵炮ハ尻ニサヘ不中ト荒言吐テ、此ヲシホニシテ牽引ントテゾ、打連テ退ケル、

〔貞丈雜記人物二〕一古の中間小者は、きやはんをはき四幅袴を著し、十德又はすあふひたゝれなど、時によりて著しける也、今時の中間小者は、主の供するに、衣服のすそを高く引き上げ、腰にはさみて尻を出し、赤すねなどあらはしきたなげなり、

〔塵塚談下〕養生所へ甲戌〈○文化十一年〉十一月十日來病人之事

本郷春木町三丁目嘉右衛門店

安五郎〈戌四十一歳〉

右之者戌七月便毒を煩ひ、平愈の後に陰毛中へ大豆程なる腫物出來、膏藥にて早速に愈たり、其後骨痛を發し養生所へ願出、逗留罷在の所、十一月十五日、湯風呂屋の緣側にて、尻餅をつよくつきけるが、いさゝかのさゝはりもなく入湯いたし、部屋へ歸りふせりけり、其夜小便に起立しに、頭骨がた〳〵から〳〵みし〳〵と、つよき音いたし、痛強く眩暈し、それより起臥出來かね、おき

君曰、鳥獸之尻、以示本非人體之字也、那波本之利太无良、作之利無太、按之利太无良與類聚名義抄、伊呂波字類抄、新撰字鏡合、欽明紀尻臀、臀心方尻臀肉、字鏡抄、𡰱字臀字、撮壤集髖字皆訓之利多不良、今俗有毛々太夫良之語、又類聚名義抄臀字、訓之利牟多、撮壤集脣字、訓之利不多、今俗呼之利古夫良、或呼之利涪多、蓋之利古夫良、卽之利太无良之譌、之利倍多、卽之利無太之譌也、

〔物類稱呼人倫一〕尻　しり　相模の三崎にてで。ん。ぽ。と云、備後にてこ。つ。ぺ。といふ、伊豫にてつ。ぺ。といふ、

〔伊呂波字類抄人體〕臀ナサラヒ、唐韻作臀、骨脈、亦作尻、讀臀宜反、〔同人體〕脽尻也　㞘シリタムラ、鳥獸尻也、亦作𡰱、　臀　居　行　已上同

〔增補下學集上二支體〕臀ナラヒ

〔下學集上支體〕㞘シリ、臀、尻、三字義同

〔身體和名集以〕イサライ　イシキ　臀

〔身體和名集達〕ヲ。イ。ド。尻

〔增補下學集上二支體〕𡰱片シリブタ　㞘シリフタ ジリボタ

〔經穴纂要五〕周身名位骨

尻人體曰、八髎臺分各處爲尻、全體曰尻骨、名腰骨下、十七椎十八椎十九椎二十椎二十一椎五節之骨也、上四節紋之旁、左右各四孔、骨形凹如瓦、長四五寸許、上寬下窄、末節更小、如人參蘆形、名尾閭、一名骶端、一名橛骨、一名窮骨、肛門後、其骨上外兩旁形如馬蹄、附著兩骨上端、俗餅骨、

〔古事記上〕食物乞大氣津比賣神、爾大氣都比賣、自鼻口及尻、種々味物取出而、種々具作而進時、速須佐之男命、立伺其態、爲穢汚而奉進、乃殺其大宜津比賣神、

〔古事記傳九〕尻、同書名〇和抄に尻和名之利とあり、此如く訓べし、尻を、古書に、凡て加久禮と訓めるは、之理てふ言を憚りしと思ひて、へるものなり、そが大御前にして、書紀などを讀奉る時に、忌はしき言、穢き言などをば、えて、あるは異さまに訓直し、あるは漏てよまずなどありし例なり、借にさるときこそ然もあるべけれ、本にさへ其訓をつけむことはいかゞなり、之理てふ言も、古はつゝまであまた言き、尻字は尻久米繩など、其餘もしみな之理と云に用ひたれば、異さまの訓あるべからず、書紀に

古事類苑

人部六

身體三

〔新撰字鏡尸〕𡰱(尻字同、他各反、尻太乎耳、)

〔倭名類聚抄三身體〕臀(附启片) 唐韻云、尻(苦部反、和名之利、)臀也、(徒渾反、俗云井佐良比、)坐處也、𡱁(音竺、字亦作启、辨色立成云、启片之利無多、今按鳥獸之尻也、)尾孔也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕下總本作古刀反、那波本作苦都反、按苦刀與廣韻合、在平聲六豪屬溪母、古屬見母、部在上聲四十五厚、作古作部並非、醫心方、肛同訓、(中略)○廣韻(中略)○山田本作音屯、並與廣韻合、谷川氏曰、井佐良比、與謂膝行為佐利同語、(中略)○廣韻、臀、廣雅云、臀謂之脽、亦謂之髀也、說文作屍、髀也、又作臀、段玉裁曰、髀者股外也、許云、髀者專言股後、按釋名臀殿也、高厚有殿遻也、尻廖也、尻所在廖牢深也、是臀在尻外、尻在臀內、呂氏春秋觀表篇許鄙相脽、高誘注、脽後竅也、脽即俗尻字、漢書東方朔傳、結股脚連脽尻、說文、脽屍也、以股脚對脽尻、亦知臀尻二物、說文統言之耳、(中略)○廣韻𡱁作豚、又載启字云、俗、龍龕手鑑、启尻启也、𡱁俗、則知𡱁启皆俗豚字、但豚字亦古所無、玉篇豚尻也、启俗豚字、王念孫曰、爾雅釋畜、馬白州驠、北山經、倫山有獸焉、其州在尾上、郭璞注並云州竅也、廣雅𦝫尻州豚臀也、豚與州聲相近、又楚語、日月會于龍豵、文選東京賦注、引賈逵注云、豵龍尾也、玉篇作𧤎、音丁角切、義與豚相近、按启訓尾下竅、則知启是鳥獸肛門也、轉為人肛門之稱、故辨色立成訓启片、為之利太无良、启片蓋謂尻旁大肉也、然以启訓尾下竅、故源

もゝくさにやそくさそへてたまひてしちぶさのむくいけふぞわがする

〔曾禰好忠集〕夏四月

めも白妙に、色わかず、雪よりけなる、おもとじの、ち。ぶ。さ。の。む。く。い。、するほどに、ぐろ夏ごとに、むひくれど、○下略

〔松屋筆記 八〕おもとじの乳ぶさのむくい

同集○曾丹集長歌に、目も白妙に、色わかず、雪よりけなる、おもとじのちぶさの、むくい、するほどに云々、按に、おもとじは母刀自なり、和名抄に、辨色立成云、嬭母和名知於毛、今按、卽乳母也と見ゆ、異本には、知もじなくて、たゞ和名於毛とあり、されど實生院本にも、知於毛とあれば、異本の方は字落たるなるべし、母の一名を於毛ともいへるにや、乳ぶさは、遊仙窟に奶房をよめり、後撰に手ぶさにけがる云々、曾丹集に、手ぶさをひぢて云々、などあるふさも同義也、

〔技癢錄 一〕男子乳汁

凡人身體所具、無一不有官能而存者、獨至男子之乳、從來未聞有言其用者、人或曰、男子之乳、吮之累日、皆亦生湩、後漢有元紫芝李善二人乳流湩以哺遺孤、由是觀之、爭亂之世、鰥居之人、承之以存哺養、故亦不爲無其用也、

胴

〔陰德太平記 五十九〕伊丹城攻附北川原事
カクテ城中ニ謀反ノ者有之ト知テ、村重下知シテ密シク僉議シケルニ、八逆罪無所逸シテ、露顯セシカバ、其兩人ヲ搦捕テ、曰ヲ抱カセテ胴切ニシ、敵ノ方ヘ擲出シケル、

乳房

〔倭名類聚抄 三身體〕乳 考聲切韻云、乳(而主反、和名知、)母所以飮子之汁也、
〔箋注倭名類聚抄 二身體〕按古謂乳湩爲乳汁、見古事記手間山條、謂乳房爲胸乳、見石屋戶條、嬭房訓知不佐、見靈異記、〇中略希麟音義引作嬭汁曰乳、與此不同、按說文、人及鳥生子曰乳、是乳字本義、轉所以飮生子之汁謂之乳、廣雅、湩謂之乳、說文、湩乳汁也、出乳汁之房亦謂之乳、急就篇、脾腎五藏膍齊乳、山海經、以乳爲目、齊爲口、太平御覽引春秋元命苞、文王四乳、是也、源君所擧、乳在胸臆後腹前、明是乳房、然則當引急就篇山海經元命苞證之、引考聲切韻乳汁之義、非是、
〔伊呂波字類抄 知人體〕乳チ 嬭房チフサ 乳府 乳癰イチフリ、本チフ、
〔下學集 上支體〕乳房チフサ
〔日本書紀 二神代〕一書曰、〇中略故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱向立、
〔古事記 上〕故於是天照大御神見畏、閉天石屋戶而、刺許母理(此三字以音)坐也、〇中略天宇受賣命〇中略爲神懸而、掛出胸乳、裳緖忍垂於番登也、
〔古事記傳 八〕胸乳とは、上代にたゞ知とのみ云は、人身に在乳に限ず、他の物にも多く有を總て云名にて、(今世にも、雷など云には此名遺れり、)胸と云されば混し故にやあらむ、
〔源氏物語 十九薄雲〕ふところにいれて、うつくしげなる御ちをくゝめ給ひつゝ、たはぶれゐ給へる御さまみ所おほかり、
〔拾遺和歌集 二十哀傷〕大僧正行基よみたまひける

腰骨

膁

〔陰德太平記四十四〕香川春繼討玉串昭則事

春繼ハ、敵ノ後陣續キナバ惡カリナン、ヨシヤ相突ニ成バナレト思定メテ、踏込丁ト突タリケレバ、昭則ガ運ヤ盡タリケン、草摺ヲ係テ細腰後へ寸ド突徹サレ、今迄ハサシモ鬼神ノ勇ミヲ成シ、玉串モ小膝ヲ折テ倒レケル所ヲ、春繼押ヘテ頸ヲ搔切ケリ、

〔松屋筆記八十三〕柳腰

埤雅卷十四柳條に、今言宮腰細瘦謂之柳腰云々、

〔倭名類聚抄筋骨三〕髂　唐韻云、髂枯賀反、和名古之保禰、腰骨也、髖寬反兩髂也、

〔箋注倭名類聚抄身體二〕唐韻作枯駕切、在四十禡、賀在三十八箇、其韻不同、作賀誤、文選解嘲同訓、○中略廣韻同、○中略廣韻作兩股間也、按說文、髖髀上也、髀股也、爾雅釋文、文選注玄應音義、太平御覽引說文、皆作髀股外也、今本說文、蓋脫外字也、段玉裁曰、髀上爲髀之兩旁、髖者其骨最寬大、諸書所謂𩩲骨、𩩲髂同、埤蒼作髂、字林作𩩲、皆云䯏骨、謂上屬於脊也、依是說、髖即髂也、釋名亦要下髀上舉髖云、髖緩也、其腋皮厚而緩也、然慧琳音義云、䯛正體作䯛、考聲云、䯛髀也、股也、字書髖也、字書以髖解䯛字、與廣韻訓髖爲兩股間合、是唐韻亦以兩股間解髖字無疑、然則髖有䯏骨股間二義、疑源君以髂又名髖、引唐韻髖字在此、然兩股間之解、不與䯏骨同、故改作兩髂間也、兩髂間是腰髁骨、非髖骨、唐韻舊文必不如是、

〔增補下學集上二支體〕髂コシホネ

〔倭名類聚抄身體三〕膁　唐韻云、膁苦簟反、上聲(上聲原脫、今據一本補)和名於比之波利、腰左右虛肉處也、

〔箋注倭名類聚抄身體二〕昌平本、曲直瀨本、苦作古、按苦簟與廣韻合、屬溪母、古屬見母、其音不同、作古非、○中略按於比之波利、帶縛之義、今俗省呼於比之、或呼與和古之、

〔增補下學集上二支體〕膁ヲビシバリ ヲビシ

今昔周防國大島ノ郡ニ基燈ト云フ聖人有ケリ、〇中略年百四十餘ニシテ腰不曲ズ、

〔古今著聞集十相撲強力〕近比近江國かいづに、金といふ遊女有けり、其所のさたの者也ける法師の妻にて、年比すみけるに、件の法師又あらぬ君に心をうつしてかよひけるを、金もれ聞て、やすからず思ひけり、ある夜合宿したりけるに、法師何心なくて、れいのやうに彼事くはだてんとて、またにはさまりたりけるを、其よは腰をつよくはさみてけり、去ばしはたはぶれかと思ひて、はづせはづせといひければ、猶はさみつめて、和法師めが人あなづりして、人こそあらめ、おもてをならべたるものに心うつして、ねたきめみするに物ならばかさんと云て、たゞしめにしめまさりければ、既にあはをふきて死なんとしけり、

〔源平盛衰記一〕淸盛捕化鳥幷一族官位昇進禿童幷王莽事

適路次ニ逢輩ハ、御幸行幸ニ參會タル樣ニテ、手ヲツキ腰ヲカヾメ走ノキテゾ過行ケル、禿ガ申事ヲバ、善惡ヲ糺サズ、入道許容シ給ケレバ、上下萬人是ニ追從シテ、善モ惡モ平家ノ事ヲバ云ズ、

〔太平記二十二〕佐々木信胤成宮方事

土佐守〇中略出絹ノ中ヲ見入タレバ、年ノ程八十計ナル古尼ノ、額ニハ皺ノミヨリテ、口ニハ齒一モナキガ、腰二重ニ曲テゾ乘タリケル、

〔陰德太平記三十三〕備中國松山落城附吉田左京亮自害事

左京〇吉田左京亮義辰、中略吾身ハ河中ナル石上ニ腰ヲ掛、大音聲ヲ揚テ、吉田左京亮義辰ト云大剛ノ者ガ、自害スルヲ見置テ、後代ノ物語ニセヨヤトテ、腹十文字ニ搔切、サテ太刀ヲ取直シ、自喉ヲ押切テ、河水ノ底ヘ飛入ケル形象ハ、項王ノ烏江ノ戰死、辨慶ガ衣川ノ立死モ、カクコソ有ケメト、前後ノ敵共アヽ切タリ左京トテ、感ズル聲少頃ハ鳴モ不止ケリ、彼腰掛タル石ヲバ、時ノ人吉田石ト號シ、今ニ陵谷ノ變ニモ不値トカヤ、

八王子邊ニ、一女兒十歲許ナルガ、臍中腫爛シ、後ニハ大便臍ヨリ出ヅ、其中ニ蚘蟲アルコト三四度ナリ、肛門ヨリモ便利ス、田舍ノコト、殊ニハ女兒藥ヲ欲セズトテ、其儘捨置タリシガ、自ラ平愈セシトゾ、臍ヨリ屎出ルハ、土佐ノ古畫卷ニモ見ヘタリ、他古書ニモ出タリヤ、攷ベシ、

水腹

〔倭名類聚抄身體三〕水腹　釋名云、自臍以下謂之水腹、或云小腹、和名古乃加美

〔箋注倭名類聚抄身體二〕所引釋形體文、原書作自臍以下曰水腹、水汋所聚也、又曰少腹、少小也、比於臍以上爲小也、○中略按今俗呼保加美、蓋陰上之義、又呼之多波良、

〔伊呂波字類抄古人體〕水腹コノカミ自臍以下謂之水腹

〔增補下學集上二支體〕水腹コノカミ自臍以下謂之水腹

腰

〔倭名類聚抄身體三〕腰　說文云、腰於宵反、或作䙅、和名古之身中也、遊仙窟云、細々腰支、細々原脫今依一本補、腰支、師說古之波勢

〔箋注倭名類聚抄身體二〕所引臼部文、原書䙅作𦥑、又有𦥑字、云古文𦥑、九經字樣、𦥑要、上說文下隸變、按要古文𡝩字之省、非𦥑字之變、省𦥑作西者、與𡝩隸作𡢸、𦝫隸或作腰同、唐氏所言未是、又按要本訓身中、轉爲肝要義、故身中之要、俗從肉別之、故唐韻云、要今作腰、亦作䙅、源君從今字也、釋名、要約也、在體之中約結而小也、○中略尾張本、下總本、細々不疊、温古堂本刻版本同、按原書云、細々腰支、恐差疑勒斷、此所引卽是、不疊非是、按古之波勢之波勢、與加保波勢之波勢同、猶今俗云古之都岐、下總本注末有細腰讀保曾也加奈利九字、按細腰當作細々、尾張本所存止于此、

〔下學集上支體〕腰コシ

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略兄火酢芹命著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟火折尊曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀、初潮漬足時則爲足占、至膝時則擧足、至股時則走廻、至腰時則捫腰、至腋則置手於胸、至頸時則擧手飄掌、

〔今昔物語十三〕周防國基燈聖人誦法花語第廿五

ノ強弱ハ、處ニ依、時ニ依ニ非、唯大將ノ強弱ニ因レリ、今時畿內ノ兵勇氣臍ニ不徹ニ似タリト雖、楠ガ兵ハ皆勇智有テ、百萬ノ敵ヲ受テ守城シ、終ニ大利ヲ得タリ、

〔塵袋六〕後悔スルニハ、ホゾヲクフトイフコト其說如何、

左傳云、若不早圖、後君噬臍云々、杜預曰、喩噬腹臍、喩不及ト云ヘリ、顏氏曰、噬臍何及云々、ウツブキテクハーシトスレドモ、クワレヌハヘソナリ、クヤシキ事ヲシテ、トリカヘサントスレトモ、カナハヌハヘソヲクハントスルニヲヨバズシテ、クハレヌガ如シトタトフル也、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳、參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒、○中略嘉祥二年春、兼尾張守、于時太宰府吏多不良、衰弊日甚、貞主上表曰、○中略若無其人、還取辨官式部、頃年以來、絕而不行、近得飛語云、彼吏或鬱目閉口似避時之人、或忘恥貪財爲聚斂之吏、府司國宰莫不悲傷、若如此不悛、恐噬臍不及、○下略

〔松屋筆記七〕女の臍より出し石の記

飯田町九段坂なる近藤五千石辰松君の家臣に、伊原佐助といふ人あり、齡は六十に近くて、妻の年は五十九ばかりになんありける、此妻今より七とせ八とせのむかしに病づきて、臍より長さ一寸或は二寸許の柔なる毛のさませし物を出すことおほかり、○中略近きころは臍より出る毛はとゞまりて、角の端などいふべき物、やうやくにあらはる、遂にもぬけにもぬけて出ぬ、その長さ二寸あまり、幅は六分許にて、平やかなる石也、重きこと石にたがふことなく、聲にも石のひゞきありてきこゆ、かくて日を經るまゝに金色の光出て、今は黃金の質にもまがふべきばかりになん、此ゆゑよしは、佐助が同僚なる余が門人、上原建胤が物語をしるせしなり、文政元年十一月朔日高田與淸、

〔時還讀我書下〕臍中出屎

リ、

〔病名彙解六〕龜背 背高ク出テ龜ノ甲ノ如クナル故ニ名ケリ、大人ニナルマデ治セザレバセムシニナル也、

〔日本書紀二十六齊明〕三年、西海使小華下阿曇連頰垂、小山下津臣傴僂傴僂此云俱豆磨、自百濟還、獻駱駝一箇、驢二箇、

〔倭名類聚抄三身體〕臍 四聲字苑云、臍臍齊二反、和名保曾、俗云倍曾、腹孔也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕按臍、説文單作齎、云齎齊、人齎也、後人增肉旁作臍、急就篇脾腎五藏臍齊乳、逐與牛百葉又臍匠字、混無別、臍説文作齎、云齎齊也、釋名、臍劑也、腸端之所限劑也、

〔伊呂波字類抄人部體〕臍セイ、ヘソ、亦ホソ、臍臍、齊同

〔下學集上支體〕臍ホソ

〔倭訓栞前編二十七〕へそ○中略俗に臍をへそといふは、ほその轉せる也、倭名抄にも見えたり、でべそを臍突といふ、

〔日本書紀一神代〕一書曰、○中略軻遇突智娶埴山姫、生稚產靈、此神頭上生蠶與桑、臍中生五穀、

〔太平記二十〕長崎新左衛門尉意見事附阿新殿事

阿新○中略今ハ右トウレシクテ、本間三郎ガ枕ニ立寄テ探ルニ、太刀モ刀モ枕ニ有テ、主ハイタク寢入タリ、先刀ヲ取テ腰ニサシ、太刀ヲ拔テ心モトニ指當テ、寢タル者ヲ殺バ、死人ニ同ジケレバ、驚サント思テ、先足ニテ枕ヲハタトゾ蹴タリケル、ケラレテ驚ク處ヲ、一ノ太刀ニ臍ノ上ヲ疊マデツトツキトヲシ、返ス太刀ニ喉ブエ指切テ、心閑ニ後ノ竹原ノ中ヘゾカクレケル、

〔陰德太平記六十六〕賀茂城合戰之事

秀吉彌氣色快然トシテ、今我云所ハ、當時諸國ノ軍兵ノ軍スル樣體ヲ、荒々評論セシ也、ナレ共兵

佝僂

後稱也、脊積也、積續骨節終上下也、玄應音義、太平御覽、引廣雅云、背北也、

〈類聚名義抄二肉〉背（音呂セナカノホネ）　脊（今二音セナカ）　膂膂（正）　脊（セナカ）　背（音輩ウシロ、セナカ、セ、）

〈伊呂波字類抄人體〉背（セナカ、俗馬背、）　脊梁（俗云、セヲカ、亦セミ子、馬背也、）　膂（セシヽ、背肉也、）　脊（セホ子）　膐（同）　〈同人體〉背（ウシロ）　後（同）

〈下學集上支體〉背脊（セナカ二字義同、）

〈倭訓栞中編十二〉せなか　背中の義也、和名抄、新撰字鏡に脊をよめり、今いふせすぢなり、

〈日本書紀二神代〉一書曰、（中略）○先驅者還白、有一神、居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、當言七尋、

〈倭訓栞前編十三〉せばね　膂をいふ、脊骨也とみゆ、

〈經穴纂要五〉周身名位骨

背（脊骨曰、項大椎之下二十一節、通曰脊骨、曰脊椎、曰膂骨、曰中㠯、第一節、曰背大椎、形如杼、故亦曰杼骨、第十三節至十六節、曰高骨、曰大骨、其以上七節、曰背骨、則第八節以下乃曰膂骨、末節曰尻骨、曰骶骨、曰脊骶、曰尾骶、亦曰骶、曰尾屈、曰橛骨、曰窮骨、生氣通天論王注曰、高骨謂腰之高骨、是高骨通謂腰間骨之高者、沈彤按、上七節皆背骨、面膂骨、自八節以下明矣、）

〈伊呂波字類抄久病〉傴背（タヽセ、不伸也、趍也、周公傴背是也、宋玉攺、）

〈書言字考節用集五肢體〉瘻（セムシ背疾也、史索隱）　瘻（同）　傴疾（同）

〈萬安方四十〉龜背（タヽセ、俗ニエヒトイフ、カヾムナマヒ、）

聖惠論、小兒龜背者、由坐兒稍早、爲客風吹著背骨、風氣達於髓、使背高如龜脊骨之狀也、

〈頭註〉龜字、カヾマルト讀也、莊子云、不龜手藥云々、手カヾマラザル也、

〈和漢三才圖會十人倫之用〉戚施　駝背（ハイ）　疙背（タ）　痀僂（クロウ）（俗云背蟲（セムシ））○中略

按、戚施、多此小兒龜背成痼疾者也、蓋嬰兒客風吹背、入於骨髓所致、或小兒坐早傴僂背高如龜、故名龜背病、多成痼疾、

〈病名彙解一〉背僂（ハイル）　僂ハ字彙ニ附也、身向俯ナリ、對禍ニ身ノ曲ル病ナリト云リ、俗ニ云セムシナ

〔古事記傳 五〕腹は、廣の意にて、原平(ハラヒラ)なども同じ義なり、

〔古今著聞集 十二 博奕〕よばしやすみ候はんとて、三十餘貫の錢取て、よりぞきにけり、傍輩共、女牛に腹つかれたる心地してありけれど、〈下略〉

〔太平記 十〕高時幷一門以下於東勝寺自害事

去程ニ高重走廻テ、早々御自害候ヘ、高重先ヲ仕テ、手本ニ見セ進セ候ハント云儘ニ、胴計殘タル鎧脫テ拋ステ、、御前ニ有ケル盃ヲ以テ、舍弟ノ新右衛門ニ酌ヲ取セ三度傾テ、攝津刑部大夫入道道準ガ前ニ置キ思指申ゾ、是ヲ肴ニシ給ヘトテ、左ノ小脇ニ刀ヲ突立テ、右ノ傍腹マデ、切目長ク搔破テ、中ナル腸手繰出シテ、道準ガ前ニゾ伏タリケル、

〔安齋隨筆 前編 八〕腹白腹黑　古書に、腹白、腹黑と云ふ事あり、腹は心腹とも腹心ともつゞけて、心は胸也、即腹と云は、心を指して云、心淸く正直なるを腹白と云也、漢土の書に、赤心と云に同じ、赤はくらき事のなきを云、又心きたなくうしろくらきを腹黑と云、漢土の書に黑心と云に同じ、

〔倭訓栞 前編 二十四〕はらふくる　和名抄に瘕をよめり、兼好がおぼしき事いはぬは、腹ふくる、といへるは、東坡が忍事腹如囊といへる是也、出羽の俗は、腹がくつちいといふ、

背 脊

〔新撰字鏡 肉〕脊〈子名反、背也、世奈加〉

〔倭名類聚抄 三 身體〕背　玉篇云、脊〈跡反、世奈加、和名〉背也、

〔箋注倭名類聚抄 二 身體〕醫心方、脊訓世奈加保禰、〈中略〉今本平部云、坖、背膂也、今作脊、慧琳音義引作脊、背膂、按說文、膂背呂也、呂即古文膂字、顧氏蓋依說文、則慧琳引作背膂為是、源君所見本、恐脫膂字也、又按說文、背、脊也、膂背呂也、呂膂骨也、段玉裁曰、脊者背之一端、背不止於脊、如髀者股外、股不止於髀也、據之背宜訓世、脊宜訓世奈加、蓋背中之義、謂膂骨所在之處、然源氏物語謂末摘花女背爲平世奈加、平世奈加、男背之義、則以背爲世奈加、與源君同、是後世之轉、非正義也、釋名、背倍也、在

鳩尾骨

腹

〔經穴纂要五〕周身名位骨
𩩲骬釋骨曰、蔽心者曰𩩲骬、曰鳩尾、曰心蔽骨、曰臆前蔽骨、

〔倭名類聚抄三筋骨〕鳩尾骨　詳見身體類骨字下、○和名無○保○圖

〔伊呂波字類抄无人體〕鳩尾骨ムナホネ

〔增補下學集上二支體〕鳩尾骨ムナボネ

〔倭名類聚抄三身體〕腹　野王按云、腹複反、○和名波良、所以容裹五臟之者也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕昌平本作音複、下總本作音福、按音複音福與廣韻合、屬非母、複屬奉母、淸濁不同、作複非是、按波良與原同、謂廣平也、本居氏曰、廣訓比呂、平訓比良、皆同語、○中略釋名、腹複也、富也、腸胃之屬、以自裹盛、複於外複之、其中多品、似富者也、說文、腹厚也、段玉裁曰、腹厚疊韻、謂腹之取名、以其厚大、

〔類聚名義抄二肉〕腹方目反、弗福反ハラ、　腹音複、ハラ、　腹正　肚ハラ

〔伊呂波字類抄波人體〕腹　肚　陰已上同

〔物類稱呼一人倫〕腹はら　畿內近國、及中國四國にてほてといふ、東國にては腹とのみ唱へて、ほてとはいはず、然どもほてくろし、又ほてつぱらなどいふ詞有、ほてくろしと云は、枕草子腹黑とあるにをなじ、又東國で腑黑（をとろ）といふ詞も、をなじ心ばえなり、

〔和漢三才圖會十一經絡〕胸腹部骨度
結喉以下至缺盆中長四寸缺盆中部天突穴處　缺盆以下至𩩲骬之中長九寸𩩲骬部鳩尾穴處　𩩲骬中以下至天樞長八寸天樞部臍旁穴名　天樞以下至橫骨長六寸半横骨部毛際下骨名今折爲五寸、　橫骨橫長六寸半　兩髀間六寸半兩股橫骨兩頭之處俗名髀縫、　胸圍四尺五寸　兩乳間九寸半、今折爲八寸、　腰圍四尺二寸

〔古事記上〕所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山上津見神、○中略次於腹所成神名奥山上津見神、

ヨモシラジナント、青道心ヲナシテ候ヘバ、今ハ哀ハ何ヲヤクト申タトヘニ合テ侍リ、定テ聞シ召レ候ラン、

〔陰德太平記六十七〕光秀弑信長卿事
光秀ハ床几ニ腰掛テ、軍ノ下知シテ居タル所ヘ、京都商家ノ者共、賢顏ニ天下御手ニ入目出度候トテ、面々酒菓ノ進物ヲ捧ゲ來リケレバ、光秀祝著セリトテ、粽ヲ取テ食ケルニ、般ヲ不去、酒ヲ受テ呑タリケルニ、喉ヘハ不入シテ、胸板ヲ傳テ流レニケレバ、

胸ぐら

〔松屋筆記九十四〕胸ぐらを取ル、胸づくしを取ル、むながらみ、
俗に胸ぐらを取ル、胸づくしを取ルなどいふは誤也、室町殿日記十九〔廿四丁オ〕好喧嘩徒黨之事條に、つとさしより、むながらみにひしとつかみ云々と見ゆ、

鳩胸

〔書言字考節用集五肢體〕龜胸(ヘトムネ)　鳩胸(同 和俗所用)
〔倭訓栞中編十九〕はとむね　瘻をいふ、龜胸ともいふ、鳩胸と訓せり、
〔病名彙解六瘻〕龜胸(キヤウ)　一名ハ鷄胸、此胸高ク出テ龜ノ胸ノ如クナル故ニ名ク、俗ニ云ハトムネ也、類經圖翼ニハ鷄胸ト云リ、龜背ノ條下ニコレヲ辨ズ、

胸元

〔增補下學集上二支體〕心前(ムナサキ)　胸元(ムナモト)

鳩尾

〔書言字考節用集五肢體〕鳩尾(ミヅオチ)
〔身體和名集美〕ミゾオチ　鳩尾
〔和漢三才圖會十一經絡〕任脉二十四穴〇中略
鳩尾〔鶻骬 尾翳〕　在胸前蔽骨下五分〔禁針灸〕
如無蔽骨者、從岐骨耑下行一寸取之、蓋蔽骨者蔽心之骨也、垂下於岐骨耑、而長五分許有、其骨五分下、卽鳩尾穴也、

あまの川そらなる　のときゝしかどわがめのまへのなみだなりけり
とかきたり、あまになりたるなるべしとみるに目もくれぬ、心きもをまどはしてこのつかひに
とへば、はやう御ぐしおろし給てき、かゝれば子だちも昨日けふいみじうなきまどひ給ふ、げす
の心ちにもいとむねいたくなん、さばかりに侍りし御ぐしをといひてなく、
〔將門記〕嚴父國香之舍宅、皆悉殄滅、其身死去者、遙聆此由、心中嗟嘆、於財有五主者、何憂吟之、但哀亡
父空告泉路之別、存母獨傳山野之迷、朝居聞之、涙以洗面、夕臥思之、愁以燒胸、貞盛不任哀慕之至、申
暇於公、歸於舊鄉、僅著私門、求亡父於煙中、問遺母於巖隈、幸雖預司馬之級、還吟別鶴之傳、方今以人
口尋得偕老之友、以傳言聞取連理之徒、
〔源氏物語夕顏四〕人々いづこよりおはしますにか、なやましげにみえさせ給ふなどいへど、み帳の
うちにいり給ひて、むねをおさへて思ふにいといみじければ、などてのりそひてゆかざりつら
ん、いきかへりたらんとき、いかなる心ちせん、見すてゝいきわかれにけりと、つらくや思はんと
心まどひの中にもおぼすに、御むねせきあぐる心ちし給ふ、御ぐしもいたく身もあつき心ちし
て、いとくるしくまどはれ給へば、かくはかなくて、われもいたづらに成ぬるなめりとおぼす、
〔源氏物語四十七總角〕御みゝにさしあてゝ物をおほくきこえ給へば、うるさうもはづかしうもおぼ
えて、かほをふたぎたまへり、いとゞなよ／＼とあえかにてふし給へるを、むなしう見なしてい
かなるこゝちせんと、胸もひじけておぼゆ、
〔源平盛衰記二十二〕入道申官符事
入道〇平清盛ガ私ノ敵ニテモナシ、只君ノ仰ヲ重ズル故ニコソアレト思ヒ存シテ、流罪ニ申宥テ、伊
豆國へ下シ候ヌ、其年十三ト承キ、カチ付タル小男ノ、生絹ノ直垂ニ、小袴著テ侍シヲ、入道ガ前ニ
呼居テ、事ノ樣ヲ尋問候ヒシカバ、如何アリケンノ事ノ起リシラズト申候キ、ゲニモ幼稚ナレバ、

〔古事記上〕所殺迦具土神之於頭所成神名正鹿山上津見神、〇中略次於胸。所成神名、淤縢山津見神、

〔古事記傳五〕胸は、身根（ムネ）の意か、身を、古言に牟多くいへり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、素盞嗚尊曰、韓鄉之島、是有金銀、若使吾兒所御之國不有浮寶者未是佳也、乃拔鬚髯散之、卽成杉、又拔散胸。毛。是成檜、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略天神見其矢曰、此昔我賜天稚彥之矢也、今何故來、乃取矢而呪之曰、若以惡心射者、則天稚彥必當遭害、若以平心射者則當無恙、因還投之卽其矢落下中于天稚彥之高胸。因以立死、此世人所謂返矢可畏之緣也、〇中略高。胸。此云多。歌。武。娜。娑。歌。

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略故特勅天鈿女曰、汝是目勝於人者、宜往問之、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱向立、〇下略

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕正述心緖

黑玉（ヌバタマ）之宿（ノ）而之晚（ヨルノ）乃（ユメニ）、物念（モノモヒ）爾（ニ）、割（サケ）西（ニシ）胷（ムネ）者（ハ）、息時（ヤムトキ）裳（モ）無（ナシ）、

〔日本靈異記上〕凶女不孝養所生母以現得惡死報緣第廿四

故京有一凶婦、姓名未詳也、曾无孝心不愛父母、母當齋日不炊、思念齋食便就女邊而乞飯、其女曰、今家長寺我亦將齋食、除此以外无飯供母、時其母有稚子、携之還家俛覩、道頭有遺裹飯、拾之噉饑、猶勞寐室、夜半之後有人、來扣戶曰、汝女高叫吾胷有針、方將垂死、故可往看、母以疲寢不得往活、其女終死不復相見也、不孝養而徒死者、不如讓分供母而死耶、

〔大和物語上〕平中〇中略此女いかにおぼつかなくあやしと思ふらんと戀しきに、〇中略人なむきてうちたゝく、たそととへば、なほそうのきみに、ものきこえんといふ、さしのぞきてみれば、この家の女なり、む。ね。つ。ぶ。れ。てこちこといひて、ふみをとりてみれば、いとかうばしきかみに、きれなるかみを、すこしかいわがねてつゝみたり、いとあやしうおぼえて、かいたる事をみれば、

胸

〔倭名類聚抄三骨〕肋　詳見身體類

〔伊呂波字類抄波人體〕骨肋ハラホネ　〔同加人體〕骨カタハラホネ、イ云、脇匹各反骨也、　肋骨肋　幹已上同

〔增補下學集上二支體〕脇肋カタハラボネ　肋ムネワキボネ

〔和漢三才圖會十二支體〕肋骨筋和名太須介乃保禰、俗云阿波良保禰、

釋名云、肋勒也、所以檢勒五藏也、

肋有十二枚、而八枚在胸中、四枚開岐骨兩脇、各附于脊骨、此四者名季肋、任脉下有闕、可考合見之、

女子別有裝夫骨、共爲十四枚、

〔和漢三才圖會十一經絡〕任脉略○中

肋骨　十二枚中、八枚有胸間、而第三第三間各一寸、自第四至八之間、各一寸六分共有八寸四分、肋骨皆至兩脇臂上、故任脉之旁所有腎經胃經脾經之諸穴、皆以其旨宜點之、

〔日本書紀六垂仁〕七年七月乙亥、遣倭直長尾市、喚野見宿禰、於是野見宿禰自出雲至、則當麻蹶速與野見宿禰令捔力、二人相對立、各擧足相蹶、則蹶折當麻蹶速之脇骨、亦蹈折其腰而殺之、

〔倭名類聚抄三身體〕胷臆　唐韻云、胷許容反膺於陵反臆於力反、和名無禰也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕廣韻、胷膺也、又云、膺胷也、又云、臆胷臆、按説文、匈膺也、或作胷、膺胷也、肊胷骨也、或作臆、孫氏蓋依之、釋名、胷猶啌也、啌氣所衝也、膺壅也、氣所壅塞也、臆猶抑也、抑氣所塞也、

〔類聚名義抄二肉〕胷ムネ今匈正、胷凶、　胸俗字　胷俗敕、ムネ、

〔伊呂波字類抄无人體〕胷ムネ、亦作胷、　胮　臆胷臆　膺胷骨　心已上同、自遣云、捧者當心、

〔下學集上支體〕胸臆ムネ二字義同

〔倭訓栞前編三十一〕むね　倭名抄に、膺臆胸をよめり、群骨の義也といへり、鶴林玉露に、心云母兒と見ゆ、

也、則知䏶今俗呼和岐都保者、脅今俗呼和岐乃之多是也、

〔伊呂波字類抄 和人體〕䏶(ワキ) 脅 脇 腋(侍云、在腋、) 胠 掖 肷 髀(ワキ 已上)

〔下學集 上支體〕脇腋(ワキ 二字義同)

〔增補下學集 上二支體〕𦢊(ワキノシタ) 脇(ワキノシタ)

〔陰德太平記 二十一〕備後國泉合戰之事

米原ガ吾身一分ノ大事ト、眞先ニ進テ戰フ有樣、殊ニ射ヨゲニ見エケレバ、能引テ放チケルニ、其矢不錯脇坪ヲ肩先カケテ射徹シケル間、サシモ樊噲ガ勇ヲ成シ米原モ、大事ノ痛手ナレバ、何カハ少モ溜ルベキ、鎗ヲ彼所ヘカラリト捨、橋ヨリ眞逆ニ河水ノ中ヘ落タリケル、〇下略

〔倭名類聚抄 三身體〕脇肋 四聲字苑云、脇肋(和名加太波良保禰)身傍之間也、文字集略云、肋(勒反、和名太須介乃保禰)幹骨也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕按文選鄒陽獄中上書、解嘲及醫心方同訓、垂仁紀脇骨、亦同訓、按脅亦作脇、見慧琳音義、龍龕手鑑、知脇脅同字、上文䏶條引四聲字苑云、脇䏶下也、此又引云、脅身傍脅肋間也、而所解其實同、神代紀脅訓加多波良、是也、加多波良、旁腹之義、今俗呼和岐乃之多、後轉凡旁謂之加多波良、源君訓脅爲加太波良保禰誤、垂仁紀脇骨二字連文、訓加多波良保禰爲是、〇中略 按廣雅、幹謂之肋、與此義合、按說文、肋脅骨也、釋名、肋勒也、所以檢勒五臟也、此當云加太波良保禰、又云太須介乃保禰、王念孫曰、榦亦兩旁之名也、史記魯世家集解引馬融棐誓注云、楨在前、榦在兩旁、成二年左傳、楨有榦楨、杜注云、榦旁飾、義並與脅榦同、下總本幹作榦、按禹貢杶榦栝柏、漢書地理志作杶榦栝柏、楨榦見費誓、楊子法言作楨幹、爾雅、楨榦也、釋文、本又作幹、而說文有榦無幹、則知榦幹古今字、然玉篇榦、書曰杶榦栝柏、榦柘也、又楨榦築垣板也、又柄也、又云、幹體也、强也、廣韻、榦楨榦築垣板、又云、幹莖幹、又强也、並別榦幹爲二字、又儀禮、左傳公羊傳爾雅楚辭幹脅字皆作幹、則別來已久、此當作幹爲是、

腋

〔倭名類聚抄 三 身體〕髃骬　廣雅云、髃骬、二音昌于、針灸經云、缺盆骨、肩骨也、和名加太乃保禰、

〔箋注倭名類聚抄 二 身體〕廣雅釋親、髃骬、缺盆、肊也、此蓋有脫文、按玉篇髃字注、髃骬肩骨、骬字注、髃骬缺盆骨、骬字注亦云、缺盆骨、廣韻並同、皆本於廣雅也、髃骬字古所無、是缺盆之異文、按史記倉公傳、疽發乳上入缺盆、素問氣府論、缺盆各一、王冰注、缺盆穴名也、在肩上橫骨陷者中、靈樞骨度篇、結喉以下至缺盆中長四寸、缺盆以下至髃骬長九寸、沈彤曰、膺中骨之上、自結喉下四寸、至肩端前橫而大者曰巨骨、其牛環中斷者曰缺盆骨、然則缺盆骨在喉下胷上、如牛環者、非肩骨、加太乃保禰、可以訓巨骨、不得訓缺盆骨也、又內經甲乙經所載髃骬、謂臆前蔽骨、沈彤曰、當膺骨兩端、中陷下者曰膺中陷骨、陷骨下蔽心者曰髃骬、曰鳩尾、是也、不與廣雅所說同、注所引針灸經、本書骨條又引之作針灸經注、此恐脫注字、新撰字鏡膝訓加太乃保禰、膀訓加太保禰、

〔倭名類聚抄 三 筋骨〕缺盆骨　詳見身體類髃骬字注、

〔類聚名義抄 三 骨〕缺盆骨 カタノホネ　膝 カタホネ

〔伊呂波字類抄 加 人體〕髃骬 カタホネ、骬 二骨、　缺盆骨 同

〔增補下學集 上二 支體〕髃骬 カタノホネ　缺盆骨 カタノホネ

〔倭名類聚抄 三 身體〕腋　唐韻云、腋 羊益反、和名和岐、肘腋也、四聲字苑云、胳 盧業反、字亦作脇、又與脅同、腋下也、

〔箋注倭名類聚抄 二 身體〕按玉篇、腋、肘腋也、孫氏蓋依之、釋名、腋釋也、言可張翕尋釋也、又按腋古作亦、說文、亦人之臂亦也、从大、象兩亦之形、亦隸作亦、後人借爲亦又字、別作腋以爲肘腋字、○中略 曲直瀨本作音交、按盧業與廣韻合、在入聲三十三業、屬曉母、交在平聲五爻、屬見母、音韻皆不同、作音交非、按說文、脅兩膀也、又云、胠亦下也、玉篇同、廣韻、脅、胷脅、虛業切、又云、胠、胠篋、見莊子、去劫切、段玉裁曰、膀言其前、胠言旁迫於肱者、是脅胠二字不同、此云字亦作胠、不知何據、恐誤、○中略 又按靈樞骨度篇、腋下至季脇、長一尺六寸、釋名、脅挾也、在兩旁、臂所挾也、素問至眞要大論注、脅謂兩乳之下及胠外、

肩骨

胛

〔類聚名義抄 二 肉〕肩 音堅、カタ、 肩正 膞俗

〔伊呂波字類抄 加 人體〕肩 カタ 肩イ

〔下學集 上 支體〕肩 カタ

〔伊呂波字類抄 加 人體〕髃 カタサキ、亦音、

〔古事記 上〕召天兒屋命布刀玉命、布刀二字以音、下效此、而內拔天香山之眞男鹿之肩拔而、取天香山之天波波迦、此三字以音、木名、而〇下略

〔日本書紀 十七 繼體〕二十一年六月、磐井掩據火豐二國、勿使修職、外邀海路、誘致高麗百濟新羅任那等國年貢職船、內遮遣任那毛野臣軍、亂語揚言曰、今爲使者、昔爲吾伴、摩肩觸肘、共器同食、安得卒爾爲使俾余自伏儞前、遂戰而不受、驕而自矜、

〔倭名類聚抄 三 身體〕胛 四聲字苑云、胛 甲反、和名加伊加禰、肩之下也、

〔箋注倭名類聚抄 二 身體〕尾張本、昌平本、作音鴨、山田本、作古狎反、按音甲古狎並與廣韻合、屬見母、鴨影母、其音不同、作鴨恐非、山田本、昌平本、曲直瀨本、作加以加太、按類聚名義抄、胛膊皆訓加以加禰、字鏡抄並同、太平記義與自害條、亦有加以加禰、作太似非、伊呂波字類抄作加以保禰、亦恐誤、今俗僞呼加以加良保禰、新撰字鏡、膊訓加太乃大骨、〇中略 釋名、甲闔也、與胷脅背相會闔也、按古無胛字、說文髆下云、肩甲也、則知古只作甲、說文、甲東方之孟、陽氣萌動、从木戴孚甲之象、轉爲甲冑、爲甲介、再轉爲肩甲也、

〔類聚名義抄 二 肉〕胛 音鴨、カイカ子、カタ、セナカ、

〔伊呂波字類抄 加 人體〕胛 カイカ子、髆歟、

〔增補下學集 上二 支體〕胛 カイカ子 ナリカ子ホ子

〔新撰字鏡 骨〕髆膊 音博、骨也、執也、補莫反、肩也、加太乃大骨、 膘 芳遙反、加太保祢、

〔箋注倭名類聚抄 二鼻口〕所引張耳傳文、今本亢作肮、索隱曰、蘇林云、肮頸大脉也、俗所謂胡脉、王念孫曰、亢者抗直之名、按説文云、亢、人頸也、無肮字、知肮俗亢字、源君所見史記、未經俗人改字者、漢書張耳傳亦作亢、○中略按廣韻、亢、人頸也、古郎切、吭、鳥喉胡郎切、吭、鳥聲也、胡朗切、三音其義不同、作朗非是、胡亦似書作古、

〔伊呂波字類抄 能人體〕吭ノムトフエ、亦ノムト、鳥喉也、

〔下學集 上支體〕吭フエ、喉之穴也

〔増補下學集 上二支體〕吭ノンドフエ

〔倭訓栞 中編十八乃〕のんどぶゑ　和名抄に肮をよめり、喉笛の義也、

〔太平記 三十八〕畠山兄弟修禪寺城楯籠事附遊佐入道事

遊佐入道ハ、禪僧ノ衣ヲ著テ、只一人京ヲ志テゾ落行ケル、兎角シテ湯本マデ落タリケルガ、行合人ニ口脇ナル疵ヲ隱サン爲ニ、袖ニテ口覆シテ過ケルヲ、見ル人中々アヤシメテ、帽子ヲ脫セ、袖ヲ引ノケヽル間、口脇ノ疵無隱顯レテ、可遁樣無リケレバ、宿屋ノ中門ニ走上テ、自喉ブヘ搔放チ、返ス刀ニ腹切テ、袈裟引被キテ死ニケリ、

肩

〔倭名類聚抄 三身體〕肩　陸詞云、肩堅反、和名加太、髆也、髆博反、字亦作膊、肩也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕醫心方、髆同訓、○中略按説文、肩髆也、从肉、俗肩从戶、陸氏蓋依之、釋名、肩堅也、○中略按説文、髆肩甲也、膊、薄脯、膊之屋上、二字不同、蓋俗肩髆字从肉、遂與薄脯字混、龍龕手鑑、髆肩髆也、是也、新撰字鏡、髆、加太乃大骨、○中略按肩謂巨骨上肩髃肩井所在之處、髆謂肩後兩大骨、故説文云、髆肩甲也、沈彤曰、成片被肩爲背者曰肩甲、曰肩髆、亦曰髆肩、又後漢書張宗傳、中矛貫胛、注、胛背上兩髆之間、胛俗甲字、則知肩髆不同處、説文以髆釋肩者、混言之耳、若析言之、髆當在胛條也、王念孫曰、髆之言輔也、謂脅爲髆、義亦同也、

胡

〔增補下學集 上支體二〕項ウナジ 胆同上

〔日本書紀 十四雄略〕七年、任那國司田狹臣、乃嘉弟君不伐而還、密使人於百濟、戒弟君曰、汝之領項有何罕錮、而伐人乎、〇下略

〔倭名類聚抄 三頭面〕胡 釋名云、咽下垂曰胡、和名之〇太〇久〇比〇

〔箋注倭名類聚抄 二頭面〕所引釋形體文、原書作胡互也、在咽下垂、能斂互物也、文選注引作胡咽下垂也、玄應音義引作胡在咽下垂者也、按說文、胡牛顄垂也、是本訓、以爲人體名者、轉注也、〇中略今俗呼阿〇與〇乃〇之〇多〇、

〔伊呂波字類抄 志人體〕胡 シタクヒ

〔增補下學集 上支體二〕胡シタクヒ 咽下垂曰胡

咽喉

〔倭名類聚抄 三口〕咽喉 說文云、咽於結反、嚥咽之處、音悅、謂之嗌益反、爾雅云、喉侯反謂之嚨籠反、和名乃〇無〇止〇、

〔箋注倭名類聚抄 二口〕原書口部、作咽嗌也、嗌咽也、無謂之二字、疑此涉下文引爾雅而誤、釋名、咽咽物也、又謂之嗌、氣所流通、阨要之處也、〇中略釋鳥、亢鳥嚨、郭璞注、嚨謂喉嚨、此所引蓋舊注也、按說文嚨喉也、喉咽也、卽此義、〇中略醫心方、咽喉同訓、按能无度、呑處之義、今俗急呼能〇度〇、

〔伊呂波字類抄 能人體〕喉ノムト 咽喉 咽 嗌 嚨喉嚨 胻巳上同 心之上、口之下也

〔下學集 上支體二〕咽喉ノンド 二字義同

〔倭訓栞 前編二十三乃〕のんど 咽喉をいふ、呑門の義也といへり、

〔源平盛衰記 七〕成親卿流罪事

六月二日、新大納言成親卿ヲバ、公卿ノ座ニ出シ奉リテ、物進セタレ共、胸セキ、喉〇フ〇サ〇ガ〇リ〇テ聊モメサレズ、

吭

〔倭名類聚抄 三口〕吭 史記云、搤亢而死、亢音胡郎反、又去聲、亦唐韻從口作吭、訓上同、俗云、乃〇無〇止〇布〇江〇、

誰いふ共なく申出したり、十一十二の頃ゟ子ども連立て手習に通ひける、是もと至極きれいに色白くして、ぬき衣紋に著なしあるきし故、首筋長きやうに見へたり、金吹町手習指南馬場條助方へ通ひけり、名はおつよと云けり、嫁入頃に成て、人のいふ所、凡鐘撞といふ者は、至て罪深き者にて、自然と人の倶を請るなり、仍て其女轆轤首たり、いか程も金付べし抔いへども、貰んと云人なしと、江戸中に取沙汰するといへども、其證なし、皆是空事なり、以前入聟を取しに、二人寢の新枕過て、夜更人靜まりて、おつよが寢姿うるはしく、聟は目を覺し見とれて、燈火をかき立たりしに、おつよが首自然とぬけ出て、六尺屛風の上へ其首上りけると云ふらして、貰はんと云人もなく成しが、時節有て、去年戌四月、神田白壁町山口丈庵と云醫師、活氣者にて、ろくろ首にても苦からず、貰ふべしとて婦妻とす、隨分おつよ、女業かけたる事なく、夫婦中むつましく、當三月一子をもふけたり、轆轤首も時節有て、平愈するものか、但醫師丈庵が、匕先の宜する所か、今は目出度、いもせの枝葉榮へて居たりけり、

〔新撰字鏡 肉〕頏（大候反、去、項衡○瀉○盧、頸、項　也、字奈己夫、又字奈自、）

〔倭名類聚抄 三 頸項〕項　陸詞云、項（胡講反、和名字奈之、○○○）頸後也、公羊傳注云、齊人項謂之頏、（候田反）

〔箋注倭名類聚抄 二 頸項〕仁德紀、新撰字鏡古本、醫心方、同訓、新撰字鏡、頏字亦同訓、今俗呼衣利久比、又衣利毛止、○中略 按玉篇、項頸後也、陸氏蓋依之、說文、項頭後也、釋名項确也、堅确受枕之處也、王念孫曰、項之言直項也、漢書息夫躬傳云、有直項之名、是項與直同義、○中略 所引○公羊傳 莊十二年注文、原書作頏頸也齊人語、按說文、頏項也、與公羊傳注不同、頸頭莖也、項頭後也、蓋頏象是二義、故郭璞注爾雅燕白頏烏云、頏頸也、注褭霞短頏云、頏項也、公羊傳、宋萬搏閔公絕其頏、故注云頸、不云項、源君引作項誤、王念孫曰、頏之言豎立也、

〔伊呂波字類抄 字人體〕項（ウナシ）　頃　頏（已上同）

捻頸

若林伯耆守、三間柄ノ鑓穗ノ長サ三尺餘ナルニ、シホ頸ニ手引付タリケルヲ輕々ト提ゲ、一千餘騎蕪直ニ衝テカヽル間、眞先ニ進タル青景衝立ラレテ引ノケバ、〇下略

〔增補下學集支體上二〕捻頸

〔陰德太平記七〕雲州佐陀城沒落事

今岡彌五郎〇中略所々ノ合戰ニ、分捕高名、蕉衆拔群事幾度ト云コトヲ不知、中ニモ比類ナカリシハ、因州ニ於テ敵五人切テカヽリシヲ四人切伏、今一人ト組テ伏、押テ頸ヲ搔ケルニ、五人ト切合タル故ニヤ、刀ノ刃散々ニ打折ヌ、打刀ヲ搜リケルニ、組合間ニ拔テ落タリケル間、彼鋸ノ如ナル刀ニテ、頸半分ハ摩切タリケレ共、更ニ不落ケレバ、足ニテ蹈付、頸ヲ捻切テ提ゲ來リヌ、ネヂ頸ナド云事ハ、昔物語ナドニコソ聞ツレ、正敷目前ニ見ル事ノ不思議サヨト、諸人消膽絕倒シヌ、

猪頸

〔增補下學集支體上二〕猪頸

〔言書字考節用集五肢體〕短頂 猪頸同和俗所用

拋頸

〔陰德太平記五十六〕上月合戰之事

熊谷信直ハ、周防富田ノ若山ニ在、杉原盛重ハ変許ニアリ、此外ニハ誰カ自身ノ勇ヲ闘テ、味方ノ合戰勝利ノ全キ謀ヲ成者アラント思ケル所ニ、一隊ノ勢三百許ニテ、上ナル山ヘ驅上ル、誰ナルランド見レバ、眞先ニ進タル武者拋頸也、スハ天野紀伊守隆重ナルラント思フニ、如案隆重備ヲ堅クシテ味方ノ機ヲゾ助ケル、

轆轤頸

〔書言字考節用集五肢體〕飛頭蠻出ニ博物志、酉陽雜俎、嘯餘譜、義楚、類聚〓飛頭獠同太平廣記、本草綱目、轆轤頸同代醉

〔當世武野俗談〕本石町鐘撞の娘轆轤首

世に不祥の名を取る事、古今ためし有、つれ〳〵草にも栗のみ喰て、穀の類を喰ざる娘有と書り、今本石町の鐘撞の娘生甚美艷、され共幼少の時分ゟ、世間にて云けるは、此娘はろくろ首なりと、

〔箋注倭名類聚抄　二頭面〕按毛詩碩人傳、桑扈傳、釋名並云、領頸也、陸氏蓋依之、說文、領項也、段玉裁曰、項當作頸、○中略神代紀、醫心方、同訓、雄略紀、領、項、亦同訓、谷川氏曰、久比、久須美之急呼、續世繼云、宇奈之乃久保是也、今俗呼頸无乃久須、又少下呼久比須之、按久比是頭莖、故謂斷人頸爲切久比、訓胡爲之多久比、今俗謂頸爲久比誤、○中略按說文、頸頭莖也、陸氏蓋依之、釋名、頸徑也、徑挺而長也、

〔伊呂波字類抄　久人體〕頸　膊タヒ　肩タヒカタ　領已上同

〔下學集　上支體〕頸クビ項二字義同

〔古事記　上〕於是伊邪那岐命、拔所御佩之十拳劍、斬其子迦具土神之頸、

〔古事記傳　五〕頸は美久毘と訓べし、和名抄に、頸久比、頭莖也とあり、後世に、頸より斬たる首を久毘といふは、少し違へり、久毘は、久須美なり、頸美を切れば毘なり、續世繼に、うなじのくぼと云ことあり、俗にもぼむのくぼといふ、

〔續世繼　六ゆみのれ〕むねみちの大納言の次郎におはせし太政大臣伊通のおとゞおはしき、○中略こもりゐたるはくるしかふねど、よにまじろはまほしきことは、人のいたくゐぼしのしりたかくあげたるに、う。な。じ。の。く。ぼ。にゆひていでんと思なりなど、世ににぬやうにのたまひけり、

〔太平記　二〕俊基被誅事幷助光事

工藤左衛門尉ノ内ニ入テ、餘リニ時ノ移リ候ト勸レバ、俊基疊紙ヲ取出シ、頸ノ回リ押拭ヒ、其紙ヲ推開テ辭世ノ頌ヲ書給フ、

古來一句　無死無生　萬里雲盡　長江水清

筆ヲ閣テ鬢ノ髮ヲ撫給フ程コソアレ、太刀カゲ後ニ光レバ、首ハ前ニ落ケルヲ、自ラ抱テ伏給フ、是ヲ見奉ル助光ガ心ノ中、譬テ云ン方モナシ、サテ泣々死骸ヲ葬シ奉リ、空キ遺骨ヲ頸ニ懸、形見ノ御文、身ニ副テ、泣々京ヘゾ上リケル、

〔陰德太平記　六〕大内義興石州發向附大内尼子合戰之事

〔和漢三才圖會支體十二〕面〇中略
頤トガヒオ音怡　頷中也、釋名云、頤養也、動於下、應於上、上下咀物、以養人者也、頤音於止同、和名加比、

〔倭訓栞中編三十〕おとがひ　和名抄に頷をよめり、霊異記に頤、新撰字鏡に頬、又腭をよみ、全浙兵制に地閣を譯す、音のつがひの義成べし、俗に口をきくを頷を鼓くといへり、〇中略おとがひで蝿逐といふ諺あり、賈子新書に、頤指而如意とみゆ、おとがひのかきかねのはづるゝを頷車蹉といへり、

〔塵塚物語五〕赤松律師兵書之事〇中略
一おとがひと手の脉を一度にうかゞふに、和合して同じやうにうつは吉、ちがいたるはいむべし、是を生死兩舌の氣といへり、

〔増補下學集上二支體〕鎗頷ヤリトガヒ

〔倭訓栞中編五〕きばね　倭名鈔に頷骨をよめり、牙車ともいへば、牙骨の義成べし、

〔倭名類聚抄三鼻口〕腭　唐韻云、噱音萼、字亦作腭、和名阿岐、口中上腭也、

〔箋注倭名類聚抄二鼻口〕按噱與廣韻合、今俗呼宇波阿岐、〇中略廣韻作噱、云口中斷噱、出字統、齶上同、龍龕手鑑、腭俗、正作齶、此從肉從俗寫也、依廣韻、上腭似斷腭之誤、然慧琳音義引考聲云、口中上腭也、與此合、孫氏蓋依之、今不徑改、韻會亦云、齶通作鄂、口中上鄂也、

〔伊呂波字類抄安人體〕腭アキ、齶、亦作咢、

〔下學集上支體〕腭アキト

〔和漢三才圖會十二支體〕齶アギ音愕　腭　噱　鄂並同　和名阿岐、俗云阿吾、
按、齶、齒內上下肉也、斷、齒莖也、斷齦者曰齞、音去、

〔倭名類聚抄三頭面〕頸　陸詞切韻云、頷冷反頸也、頸居井反、和名久比、頭莖也、

頤頷骨

〔塵袋三〕赤子ニヨダレカケト云物アリ、何字可用哉、
涶又涎字ヲヨダリトヨム、ソレハ相通ナレバ同ジク通ジテ云ニヤ、文選ニ、泓澄トシテ最深キ所ニ浮ビ出ス、蛟龍ノ涎ト侍ベリ、

〔新撰字鏡肉〕䪼（市伊反、面也、於止加比、）

〔倭名類聚抄三形體〕頷（顩骨附）方言云、頤（恰反）謂之頷、（胡感反、上聲之重、字亦作顩、和名於止加比、）野王按云、顩車、（和名保保岐、）頷骨也、

〔箋注倭名類聚抄二形體〕所引卷十文、原書作頷頤頷也、南楚謂之頷、秦晉謂之頷、頤通語也、源君節引、按説文、頷顩也、顩頤也、臣顩也、頤篆文臣、然則方言頷、卽説文顩字、説文別有頷字、云面黃也、卽楚辭長顩亦何傷字、非此義、蓋顩頷二字古音同、故方言借頷爲顩也、公羊傳云、絶其頷、玉篇、頷字注、引驪龍頷下珠、其他諸書、亦皆以頷爲顩、故此云顩亦作頷、然是古音同通借、非同字、則宜云字亦通用也、廣韻引漢書班超虎頭燕頷、又引説文面黃、合爲一字者非、釋名、頤養也、動於下、止於上、上下咀物、以養人也、沈彤釋骨云、説文頷與頤同訓顩、蓋自口內言之、若從口外言、則兩旁爲頷、頷前爲頤、不容相假、故內經無通稱者、靈異記頤、醫心方頤頷同訓、新撰字鏡䪼字類字亦同訓、今俗呼阿吳、略○中醫心方頷中同訓、按歧保禰、牙骨之義、略○中所引文、今本玉篇不載、按方言、頷頷也、注云、頷車也、又釋名云、頤或曰頷車、頷含也、口含物之車也、今本釋名、脱頷車之車字、左傳正義引有之、然則釋名玉篇方言注所云頷車、所謂下頷車也、上下頷車説、詳類條輔車下、

〔伊呂波字類抄於人體〕頤（オトガヒ、正作臣、俗文作頥、）　頷　胲　顄　䫇　頥（已上同、オトガヒ、）　〔同𠀋人體〕頷車（キホ子、亦作頷骨、）也　頤（キイホ子）

〔下學集上支體〕頤頷（オトガイ、二字義同、頤養也、）

〔日本靈異記下〕智行並具禪師重得人身生國皇之子緣第卅九（略○中）
頰（チトカヒ）

〔書言字考節用集 五 肢體〕唾ツバキ 口津同

〔古事記 上〕故爾見其頭者、呉公ムカデ多在、於是其妻〇須世理毘賣以牟久木實與赤土授其夫〇葦原色許男故、咋破其木實、含赤土唾出者、其大神〇須佐之男命以爲咋破呉公唾出而、於心思愛而寢、

〔古事記傳 十〕唾出者は、都婆伎伊陀志賜閉婆と訓べし、和名抄に、唾和名豆波岐と見え、字鏡に、唾口水也、液也、唾也、與太利、又豆波志留、また液小兒口所出汁也、豆波支などあるは、みな其物を云ば、體言なるを、今は用言にいへり、さて此都婆伎てふ言に疑あり、そはまづ今言にも、口水にたまる水を津ツといへば、唾は津吐の意なるべし、然るに津字も、都と云言も、もと船の泊る所の名なれば、それより轉して、津液の津をも都とは云か、若然らば古言にはあらで、津字より出たる言なりされど唾はたゞ吐とはことのさまひとしからねば、都婆久と訓むほかなし、

〔倭名類聚抄 三 病〕津頤　病源論云、津頤與〇多利〇小兒多涎唾、流出於頤下也、

〔箋注倭名類聚抄 二 病〕醫心方同訓、神代紀洟、新撰字鏡啜、醫心方涎亦同訓、按與即啜垂之狀、與爾渧下、爲與々登奈久之與同、太利垂也、〇中略原書云滯頤之病、是小兒多涎唾、流出漬於頤下、按幼々新書引五開貫眞珠囊、亦作小兒滯頤、此所引作津恐誤、但醫心方引病源論作津、與此合、類聚名義抄、伊呂波字類抄、並亦作津、今姑依舊、多紀氏桂山曰、涎出不絶、津々至頤、故曰津頤、未知其說是否、又按瀆字似不應無、此恐脫、

〔類聚名義抄 二 口〕涎俗涎字 ヨダリ アハ

〔伊呂波字類抄 與 人體〕津頤ヨダリ 涎 次已上同

〔下學集 上 支體〕涎ヨダリ

〔萬安方 四十〕滯頤多涎病也ヨダリ

巢氏病源論云、小兒滯頤、候滯頤之病、是小兒多涎唾流出、漬於頤下、此由脾冷液多故也、脾之液爲涎、脾氣冷不能收制其津液、故冷涎流出滯漬於頤、

譚誕

出て物いふ時によゝといふ音の有ものなり、よゝと鳴といふ義なるべし、よだれの意にや、

〔倭名類聚抄 三形體〕譚誕　張揖云、譚誕(譚誕二音、和名之多都岐、)舌不正也、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按之多都岐、見源氏物語朝顔卷、今昔物語、所引文、未知出典、按玉篇、譚誕言不正、廣韻同、此舌重言字之譌、

〔伊呂波字類抄 志人體〕譚誕シタツキ

〔增補下學集 上二支體〕譚誕(シタツキ、舌不正也)

〔倭訓栞 前編十一志〕したつき○中略　倭名抄に譚誕を訓せり、舌不正也と注せり、源氏にもさすがにしたつきにてと見えたり、

〔源氏物語 二十槿〕その世のことは、みなむかしがたりになり行を、はるかに思ひ出るもこゝろぼそきに、うれしき御こゑかな、おやなしにふせるたび人と、はぐゝみたまへかしとて、よりゐたまへる御けはひに、いとゞ昔思ひ出つゝ、ふりがたくなまめかしきさまにもてなして、いたうすげみにたるくちつき、思ひやらるゝこはづかひの、さすがに。したつきにて、うちざれんとは猶おもへり、

唾

〔新撰字鏡 口〕涎(要安反、凡口水也、液也、唾也、與太利、又豆波志留、)

〔倭名類聚抄 三鼻口〕唾　考聲切韻云、唾(湯臥反、和名豆波岐、)口中津也、

〔箋注倭名類聚抄 二鼻口〕神代紀、天智紀、醫心方、同訓、新撰字鏡、液訓豆波支、涎訓豆波志留、○中略　慧琳音義一引同、再引津下有沫字、說文、唾口液也、

〔類聚名義抄 二口〕唾(吐臥反、和ツハキ、)

〔伊呂波字類抄 都人體〕唾ツハキ　涎(已上同)

〔下學集 上支體〕唾ツバキ

不離ズ、骸ノ上ニ苔生テ、多ク年ヲ積タリト見ユ、髑髏ヲ見レバ、口ノ中ニ舌有リ、其舌鮮ニシテ生タル人ノ舌ノ如シ、一叡此レヲ見ルニ奇異也ト思テ、然バ夜ル經ヲ讀奉ツルハ、此ノ骸ニコソ有ケレ、何ナル人ノ此ニシテ死テ、如此ク誦スラムト思フニ、哀ニ貴クテ泣々ク禮拜シテ、此ノ經ノ音ヲ倘聞カムガ爲ニ口日其ノ所ニ留リヌ、

〔奥州後三年記下〕將軍家〇源義中略、千任丸をめし出して、先日矢倉の上にていひし事、たゞ今申てんやといふ、千任頭をたれてものいはず、その舌をきるべきよしをいふ、源直といふものあり、寄て手を持て舌を引出さんとす、將軍大きに怒りていはく、虎の口に手をいれんとす、甚だおろかなりとて追立、ことつはものいできて、えびらより金ばしをとり出し、舌をはさまんとするに、千任齒をくひあはせてあかず、かなばしにて齒をつきやぶりて、その舌を引いだして是を斬つ、千任が舌をきりをはりて、丈ばりかゞめて木の枝につりかけて、足を地につけずして、足の下に武衡が首をおけり、千任なく〳〵あしをかゞめて是をふまず、丈ばらくありて、ちから盡て足をさげてつゐに主の首をふみつ、

〔源平盛衰記十八〕文覺淸水狀天神金事

文覺ガ云事、龍神ノ心ニヤ叶ヒケン、沖吹風モ和テ岸打浪モ靜也、其時ニコソ舟中ノ者共ハ安堵シツ・安貴(アナタウト)安貴、是程ニ龍王ヲ隨ヘ給程ノ上人ヲ、忝モ舌ノ和ナル儘ニ、口ニ任テ灿申ケル事ノ淺增サヨ、イカニ加樣ノ貴人ヲバ、奉流ヤランナコソ悅ケレ、

〔吾妻鏡二〕養和二年〇壽永元年十一月十二日己卯、武衛寄事於御遊興、渡御義久鐙摺家、召出牧三郎宗親、被具御共、於彼所召廣綱、被尋仰一昨日勝事、廣綱具令言上其次第、仍被召決宗親處、陳謝巻舌、垂面於泥沙、

〔倭訓栞前編三十六〕よゝむ　万葉集に、百とせに老舌出てよゝむと見えたり、老て齒なき人は、舌

舌

也、今俗呼彌重歯、

〔倭名類聚抄三鼻口〕舌　四聲字苑云、舌、音之多切、

〔箋注倭名類聚抄二鼻口〕此有缺文、說文、舌在口所以言也、別味者也、釋名、舌泄也、舒泄所當言也、

〔伊呂波字類抄人志體〕舌シタ

〔身體和名集之〕シタノサキ　舌尖　シタノネ　舌本

〔倭訓栞前編十一〕した　舌をいふ、したなふ義にや、なとたと同韻通せり、三寸舌といふは漢書に見えたり、笙篳篥のしたは簧をよめり、體の集說に、簧は笙の舌と見えたり、下をよむはしたたるの略なるべし、歌にしたのおもひしたのなげきなどいふは、心をさしていへり、小舌は重舌の病なり、又子舌といへり、

〔天台南山無動寺建立和尚傳〕仍抑留寺家解文偁、忽以鎮操補任彼院十禪師、驚感鳴舌叩頭、山々僧侶、皆稱希有、同〇貞觀四年登金峯山、三箇年安居、湛景院主同登、各占東西之峀、聊構草庵、遞送使者、試其呪驗、湛景使者到於和尚庵、付香火、和尚使者到於湛景之庵、付香火、互各相使、日々如此、朗善大德與和尚共同行、夜出於庵、未幾有大叫喚之聲、和尚走出見之、朗善横臥出舌、覺地將死、和尚大驚、揮錫加持三時許、纔以蘇生、漸々蘇息語、爲鬼被打、已入死門、若非和尚加持之助、豈得再生之便哉、其後朗善彌伏從、

〔今昔物語十三〕一叡持經者聞死骸讀誦音語第十一

今昔、一叡ト云フ持經者有ケリ、幼ノ時ヨリ法花經ヲ受ケ持テ、日夜ニ讀誦シテ年久ク成ニケリ、而ル間一叡志ヲ運テ熊野ニ詣デケルニ、宍ノ背山ト云フ所ニ宿シヌ、夜ニ至テ法花經ヲ讀誦スル音髴ニ聞ユ、其音貴キ事无限シ、若シ人ノ亦宿セルカト思テ、終夜此レヲ聞ク、曉ニ至テ一部ヲ誦シ畢ツ、明テ後其ノ邊ヲ見ルニ宿セル人无シ、只屍骸ノミ有リ、近寄テ此レヲ見レバ、骨皆烈テ

類齘

〔伊呂波字類抄〕人體波 齒嚼ハカミ此二字也 齘齒同

〔書言字考節用集〕五肢體 齘齒ハカミ、和名、睡眠而齒相切有聲也、

〔病名彙解〕二加 齘齒カイシ 俗ニ云ハギリノコト也、病源ニ云、齘齒ハ是睡眠シテ相磨切ズル也、此血氣虚スルニ由テ、風邪牙車筋脈ノ間ニ客トシテ、故ニ睡眠ニ因テ氣息喘シ、邪動シテ其筋脈ヲ引也、故ニ上下ノ齒相切シテ聲アリ、コレヲ齘齒ト云、

〔倭名類聚抄〕三病 類齘 孫愐云、類齘切齒怒也、上音揚、下飲反

〔箋注倭名類聚抄〕二病 按玉篇、類怒也、說文、齘齒相切也、卽此義、釋名、疥齘也、痒掻之齒類齘也、盧文弨曰、說文無類字、當作嗾、口閉也、新撰字鏡、類訓久比波介无、醫心方嗾訓波久比、○中略 按類齘非病類、音注在條末、亦乖通例、恐後人所增、類聚名義抄亦無載、

〔書言字考節用集〕五肢體 類齘ハガミ 切顙、切齒怒也 咬牙同 齒怒同

〔太平記〕二十六 四條繩手合戰事附上山討死事

武藏守一足モ退ク程ナラバ、逃ル大勢ニ引立ラレテ、洛中マデモ追著レヌト見ヘケルヲ、少モ漂フ氣色無シテ、大音聲ヲ揚テ蹉シ返セ、敵ハ小勢ゾ、師直爰ニアリ、見捨テ京ヘ逃タラン人、何ノ面目有テカ將軍ノ御目ニモ懸ルベキ、運命天ニアリ、名ヲ惜マント思ハザランヤト、目ヲイラヽゲ齒嚼ヲシテ、四方ヲ下知セラレケルニコソ、耻アル兵ハ引留リテ、師直ノ前後ニ扣ケレ

歴齒

〔倭名類聚抄〕三病 歴齒 文選好色賦云、歴齒、師說波和加禮

〔箋注倭名類聚抄〕二病 李善曰、歴猶踈也、醫心方同訓、按波和加禮、齒分之義、謂不密緻也、今俗呼須岐波、

齵齒

〔倭名類聚抄〕三病 齵齒 蒼頡篇云、齵五溝反、又音尽、齵齒、於曾波、齒重生也、

〔箋注倭名類聚抄〕二病 按於曾婆、蓋𪘲齒之義、古事記、謂市邊王齒、爲如三枝押齒坐、押齒卽𪘲齒之義

齗

〔身體和名集 中〕ムカフバムカバ　坂齒

〔新撰字鏡 肉〕腭 腭 同五各反、齒所居也、波志之、　〔同 齒〕齗 正音牛斤反、平、齒根、借音牛饉反、平、波志々、

〔倭名類聚抄 三身口〕齗 玉篇云、齗 魚斤反、和名波之々、齒之肉也、

〔箋注倭名類聚抄 二身口〕山田本作魚斤反、那波本同、按魚斤與今本玉篇合、在二十一欣、銀在十七眞、作音銀非是、醫心方、新撰字鏡同訓、古本饉字亦同訓、今俗呼波久岐、略○中所引齒部文、今本之作根、廣韻同、按玄應音義再引說文云、齒肉也、與此所引略同、顧氏蓋依說文也、今本說文作齒本也、恐非許氏之舊、

〔伊呂波字類抄 波人體〕齗 ハフク、亦ハハロタ、ハタキ、　齠 ハカメ　歷齒　齗 ハモト　齕 ハクヒ庶人之是　齡 ハキル
齒府 ハメ　齗 ハシ、亦齦

〔今昔物語 二十八〕左京大夫□付異名語第二十一

今昔村上天皇ノ御代ニ、舊宮ノ御子ニテ左京ノ大夫□ト云フ人有ケリ、長少シ細高ニテ、極タアテヤカナル樣ハシタレドモ、有樣衰ナム鳴呼也ケル、略○中脣ハ薄タ色モ无クテ、咲ハ齒ガチナル者ノ、齗ハ赤ナム見エケル、

齘齒

〔倭名類聚抄 三病〕齘齒 鑑驗方云、齘齒、上胡介反、波○賀○美○、睡眠而齒相切有聲也、令人取其席下土内口中勿令知則止矣、

〔箋注倭名類聚抄 二病〕按波賀美、齒嚙也、今俗呼波岐之利、或波岐利、略○中說文、齘、齒相切也、病源候論、齘齒者、是睡眠而相磨切也、又云、上下齒相磨切有聲、謂之齘齒、略○中古今錄驗方五十卷、唐甄權撰、見唐書、今無傳本、醫心方引齘齒上有治字、下有方字、睡眠上有是字、席上有臥字、口中上有其字、勿使知則止矣六字、作勿知之三字、那波本使作令、

〔類聚名義抄 二口〕嚙嚙 タカミナラス、ヒシハル、

者、稱齒、後在輔車者稱牙、牙較大於齒、非有牝牡也、二說不同、但有九經字樣可證、段說爲長、釋名、牙樝牙也、隨形言之也、按牙在齒後近輔車者、其形偶如臼、與齒形奇不同、宜訓宇須波、今俗呼於久波、又齒之最後在齒後牙前者曰顚、旣夕禮、右顚左顚、疏云、謂牙兩畔最長者、又曰奇牙、楚辭大招、靨輔奇牙、宜笑嫣只、淮南子、奇牙出、𪘒酺搖、高誘注、將笑故好齒出也、說文、猗虎牙也、卽奇牙字、或名齒牙、沈形曰、自齒左右轉勢微曲者曰曲牙、是顚、奇牙、曲牙、宜訓岐波、今俗呼絲截齒、但古者牙、奇牙、並呼岐波、無宇須波之名也、

〔類聚名義抄 五齒〕牙齒 古牙字 齗 俗

〔伊呂波字類抄 岐人體〕牙 キハ 顚 板齒 已上同

〔書言字考節用集 五肢體〕牙 キバ 時珍云、兩旁曰牙、當中云齒、

齨

〔倭名類聚抄 三形體〕齨 說文云、齨 舅反、上聲之重、和名宇須波、 老人齒如臼也、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按齨屬群母、牙音單行、無輕重、此云重未詳、○中略 按宇須波、蓋齒之近輔車、其形如臼者、今俗呼奧齒、卽謂牙也、若老人齒刓損爲臼狀者、當收病類、以齨充宇須波恐非、

〔類聚名義抄 五〕齨 音臼、ウスハ、

〔伊呂波字類抄 宇病者〕齨 ウスハ 齒臼也

〔增補下學集 上二支體〕齨 ウスバ 老人齒如臼也

板齒

〔倭名類聚抄 三形體〕板齒 辨色立成云、板齒 和名加波、楊氏說同之、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕按前板齒見傷寒論、奴可波、蓋牟加波之轉、牟加波見義經記、蓋向齒也、今俗呼万倍波、又牟加不波、

〔伊呂波字類抄 奴人體〕板齒 ヌカハ

〔書言字考節用集 五肢體〕板齒 ニハ

牙

數軒有なり、然るに賣疏るもの數百人有べし、

〔安齋隨筆 前編六〕齒クツル　源氏物語さか木の卷に、御はのすこしくちて、くちのうちくろみて、ゑみ給へる、かほのうつくしきは、女にて見奉らまほしきやうなり云々、是は春宮のおさなきさまをいふなり、御はのすこしくちてと云ふ事、抄物には何とも註せず、按ずるに、齒の朽てといふは、乳嫂齒とも云ふて、小兒の齒のはへかはらぬ以前は、むかふ齒の色青黑くさびたるやうに見ゆるいふなるべし、さればこそ、口のうちくろみてとはいへるなれ、又云く、右の文をわろく心得て、男子の鐵漿付くる事と聞べからず、大に違ふなり、紫式部の頃、女のかね付くる事はありけれども、〈紫式部日記、榮花物語等に見えたり、〉男のかね付くる事はなかりし也、男のかね付る事は、鳥羽院の御代より始れるよし、海人藻芥に見えたり、鳥羽院と左大臣有仁公と仰合されて、衣文といふ事はじまり、男のかね付くる事も、眉作る事も始りたり、是れ皆君臣ともに好色より事起りしなるべし、それより以前に、男はなき事なり、公家の衆は、今も專ら男にてかね付けらるゝ風俗となれり、上古より公家には如此と思ふ人あり、さにはあらず、

○按ズルニ、齒黑ノ事ハ、禮式部鐵漿始篇ニ在リ、

〔倭名類聚抄 三鼻口〕牙　廣雅云、機轄之牙、〈魚加反、〇〇和名岐波、〉一云、〈〇一云、一本作野王案〉牙、在齒後最近輔車者也、

〔箋注倭名類聚抄 二鼻口〕所引釋器文、按廣雅所載、是弩牙字、釋名弩鉤弦者曰牙、外曰郭、下曰懸刀、合名之機、禮記緇衣注、機弩牙也、皆是也、源君引之、爲齒牙字者誤、曲直瀨本廣雅上、有說文云牡齒也六字、恐後人所增、谷川氏曰、岐波、截齒也、謂嚙斷硬物、必用此齒、〇中略所引文、今本玉篇無載、說文、牙牡齒也、象上下相錯之形、沈彤曰、牝齒曰牙、中央齒形奇、左右齒形偶、奇則牡、偶則牝、而說文玉篇、並以牙爲牡齒、恐傳寫之誤、段玉裁曰、說文各本作牡齒、是壯齒之誤、今本玉篇廣韻皆譌、惟石刻九經字樣不誤、而馬氏版本妄改之、壯大也、壯齒者齒之大者也、統言之皆稱齒稱牙、析言之則前當脣

志に載たる、聊城人傅光宅が普陀山大士塔下瘞零牙志に、嘉靖初年、有南峯和尚、過山東之靈巖寺、道一齒、請僧轉呪瘞之塔下、作零牙記、詞意精妙、太啓後學、余茲來南海、留三日、去而爲風濤所阻、復返山中、是日大病、夜深方愈、次日、忽蟲食殘牙自落、余因法南峯和尙之冐、且答大士攝受之恩、亦請僧轉呪、埋於塔下、〇中略此牙得藏寶地、依大士慈光、則我身心全體、在光中也云々、また小兒のぬけ齒、上齒は地上に捨、下齒は屋根に上る、是もろこし人の說也、養生類纂に、小兒退齒、上齦者擲床下、下齦者擲屋上、云使齒速生、注に、瑣碎錄とあり、按傳聞類纂又此說あり又齒の痛に呪して、紙一枚を疊みて柱にあて、釘にて打つくる事、事林廣記に出たり、

〔多聞院日記〕永祿九年三月十六日、今晩夢に、恐〇英俊齒五落ッ、夢心ニ、小塔院へこむべし、勤行の聲も聞やうにと持行處、坊主と思ふ人、故舜禪房法印にてありし、彼人云、此間色々道具共預て、御無心中、悅喜すとて、西向の部屋へ同道して、是は大師秘術を盡して置給ふ所也トありし、見レバ、〇中略清潔なる井水大なる壺をうづみてあり、則其內へ五のはを入て歸レバ、又日中ニ少キ齒一ッおちてありし、夢覺て日記を見れば、去月此比齒落と見し、可有愁憂前相歟と無心元ありし、嵐礀律師御房御違行、万事はてきり不及是非候處、又如此夢を見る間、彌佛事かと心細キ物也、妄想も常之事なれども、去月の事慥なれば、誰か又疑ハン、せめて露命消なん、來生の善惡はえらね共、今世の苦惱は止ぬべき者哉、

〔白石紳書十〕人は齒を以て命とするが故に、はと云ふもじをはよはひともよむ也、齒固はよはひをかたむる心也、

〔禮記文王世子二〕文王曰、〇中略古者謂年齡、齒亦齡也、

〔塵塚談下〕予〇小川顯道が江戸自負あり、今こゝろみに左に記す、〇中略
齒磨賣、一袋六文八文なり、求る者は一袋を一ヶ月二ヶ月も用ゆる物なるに、賣店夥しく名產も

上齒　足陽明入之止不齗、喜寒飮惡熱、
下齒　手陽明入之動不休、喜熱飮惡寒、
腎主骨、齒者骨之餘也、
女子七月齒生、七歲齒齔、三七腎氣平、而眞牙生、七七腎氣衰、齒槁髮素、
男子八月齒生、八歲齒齠、三八腎氣平、而眞牙生、五八腎氣衰、齒槁髮墮、
小兒變蒸脫齒、如花之易苗、不及三十六齒者、由蒸之不及其數也、以上見于本草綱目
按男乃陽而用陰數八、女乃陰而用陽數七、故男八八腎氣衰、齒槁髮墮矣、然以爲五八者、恐傳寫之誤乎、蓋齒屬手足二陽明、自有上下陰陽互扶持之、亦妙矣、
上齒屬陽、合口則陳於下齒外、如向內挑之則易脫、　下齒屬陰、合口則陳於上齒內、如向外挑之則易脫、

〔經穴纂要五〕周身名位骨
齒人牙經曰、口內前小者爲齒、小兒方訣曰、自胎分入腹中、作三十二齒、而齒牙有不及三十二數者、纔不足其常也、或二十八日齒、至長二十八齒、已下賞之、但不過三十二數、

〔陰德太平記八〕武田光和逝去附嗜之事
武田刑部少輔光和ハ、○中略假初ノ風ノ心地トテ、時々打伏ナドセラレシニ、次第ニ病重ク成テ、天文三年三月三日ニ卒死セラレヌ、今年三十三トゾ聞エシ、サレバ此人直人ニアラザリケルニヤ、去ヌル文龜二年三月三日誕生セラレケルニ、上下ニ齒三十三枚生テ如編貝、然レ共三日マデ產泣セラレザリケレバ、父元繁、是必定產屋ノ穢レタルニヤトテ、嚴島神主ヲ請招シテ、中臣ノ祓ヲ以テ淸メラレケレバ、其儘產泣セラレニケリ、

〔梅園日記二〕齒
我國の人、落たる齒をあつめて、高野山、或は黑谷などへ納るものあり、もろこしにも、萬曆普陀山

きものはよく物をいふといへるは、靈樞に唇薄輕言と見えたり、

〔文德實錄 八〕齊衡三年九月癸卯、大僧都傳燈大法師位實敏卒、○中略 皇帝臨聽實敏問答、警策脣舌紛紜、分決疑滯、毫毛必割、帝稱歎久之、

〔倭名類聚抄 三 鼻口〕齒 說文云、齒(始反、和名波、)口中折骨者也、齔(初覲反、去聲之輕、和名波加久、)毀齒也、

〔箋注倭名類聚抄 二 鼻口〕所引齒部文、原書作口斷骨也、無中字者字、此恐衍、各本斷作折、今依原書改、釋名、齒始也、少長之別、始乎此也、以齒食多者長也、食少者幼也、○中略 昌平本無去聲二字、曲直瀨本、下總本、去聲下有之輕二字、那波本同、尾張本去聲下二字空缺、當是之輕二字、山田本去聲下有又之仲反四字、昌平本有又之中反四字、按齔有初覲初謹二音、初覲在去聲二十一震、初謹在上聲十九隱、並屬穿母、之仲在去聲一送、中在平聲一東、並屬澄母、不得以之仲之中音齔字、恐有誤、○中略 所引亦齒部文、原書下有男八月生齒、八歲而齔、女七月生齒、七歲而齔十八字、釋名、毀齒曰齔、齔洗也、毀洗故齒、更生新也、

〔類聚名義抄 五 齒〕齒(昌氏反、和シ、) 齒 齒 齒 齒 齒(六俗) 凶 齒(古)

〔伊呂波字類抄 波 人體〕齒

〔下學集 上 支體〕齒

〔書言字考節用集 五 肢體〕齒(時珍云、腎主骨、齒者腎之餘也、)

〔醫心方 二十五〕治小兒齒脫生方第五十四

病源論云、齒是骨之所終、而爲髓之所養也、小兒有禀氣不足者、髓則不能充於齒骨、故久不生也、

〔和漢三才圖會 十二 支體〕齒牙 齒(音始、和名波) 牙(音雅、和名岐波)

齒 口中在上下、而噬物者爲齒、

牙 口中在兩旁者爲牙

脣　齞脣

都、御修法三七日つかうまつり給へれど、おこたらせたまはねば、ならへさるべき人々、二だんみだんつかまつり給に、さばかりくるしげにおはしますに、ちからをつくしかぢ参るに、さらに、御あくびをだにせさせ給はず、

〔禮記内則二〕在父母舅姑之所、○中略升降出入揖遊、不敢噦噫嚔咳欠伸跛倚睇視、不敢唾洟、

〔倭名類聚抄三身〕脣吻　說文云、脣吻、上音旬、久知比留、下音粉、久知佐岐耳、

〔箋注倭名類聚抄二身〕此有脫文、按原書肉部云、脣口耑也、口部云、吻口邊也、昌平本作說文云上音辰、久知比留、蒼頡云下音武粉反、久知佐岐良、按是亦脫文、文選文賦注、引蒼頡篇曰、吻脣兩邊也、慧苑華嚴音義引略同、釋名、脣緣也、口之緣也、吻免也、入之則碎、出則免也、又取抆也、漱嚥所出、恒加抆拭、因以爲名也、又按脣屬沭母、旬屬邪母、雖其音不同、並在十八諄、辰在十七眞、屬禪母、音韻皆異、脣辰非是、又武粉與廣韻合、屬微母、粉屬非母、其音不同、作武粉反爲是、久知比留、見夫木集仲實歌、谷川氏曰、口緣之義、久知左岐良、見源氏物語、谷川氏曰、嘗之口裂之義、醫心方口吻訓久知和岐、按久知和岐、又見榮花物語樣々悅卷、今昔物語第廿七廿八卷、

〔倭名類聚抄三病〕齞脣　說文云、齞、牛善反、文選云、齞脣、師說阿○比○(比一本作以)久○知○、口張齒見也、

〔箋注倭名類聚抄二病〕齞脣見好色賦、曲直瀨本作阿比久知、那波本同、山田本、昌平本與舊同、按阿以久知、蓋開口之義、作阿比恐非、所引書部文、

〔伊呂波字類抄安人體〕齞脣開口見齒　〔同久人體〕脣クチヒル

〔下學集上支體〕脣與唇同字

〔書言字考節用集五肢體〕脣クチビル　齦會、俗作唇、誤也、唇驚也、

〔倭訓栞前編久〕くちびる　脣をいふ、口緣の義なり、釋にも口の緣也といへり、下脣は地閣なり、平治物語に、口びるをかへしてにくまぬものぞなかりけると見ゆ、西土にも反脣と書り、俗に唇薄

噫

〔和漢三才圖會 十二 支體〕會厭

會厭在喉之間、爲音聲啓閉之戶、會厭小而疾、薄則發氣疾、其開闔利、會厭大而厚、則開闔難、其氣出遲矣、乃所以分水穀、司呼吸、而不容其相混者也、

按凡笛有簧嘯之分、呂律焉、喉管如笛、會厭猶簧、言而分四聲、如風寒冒肺管、則聲濁、或啞或咳嗽矣、

〔三代實錄 三十五 陽成〕元慶三年正月三日癸巳、僧正法印大和尙位眞雅卒、〈中略〉於帝御前、誦眞言三十七尊梵號、音響徹婉、如貫珠、聽者莫不絕倒、帝大悅之、

〔源平盛衰記 五〕成親已下被召捕事

西光法師ヲ召取テ、大庭ニ引居タリ、相國〈淸盛〉〈○平〉八〈中略〉〈○〉西光法師ヲ一時睨テ嗔聲ニテ、〈下略〉〈○〉

〔吾妻鏡 二〕治承五年〈○養和元年〉閏三月廿五日辛未、足利又太郞忠綱〈中略〉〈○〉是末代無雙勇士也、三事越人也、所謂一其力對百人也、二其聲響十里也、其齒一寸也云云、

〔獨語〕人生れて赤子の時は、啼きて聲を出だす、二三歲より聲を上げて呼吸す、四五歲より人をしへざれども、いつとなく歌謠をまなびて、かた言なる童謠をとなへのゝしる、是皆自然なり、人としては聲を出だして涇慾を宣ぶるわざなくてはあられぬゆゑなり、されば人は何にても、少し聲を立つるわざを、をりをりなさでかなはぬは天性なり、悅ぶこと悲むこと樂むことに付けて、それぞれに聲を立つるは、やむことをえざるわざなり、賤者の力わざにても、聲を立てゝはげむは常の習也、

〔撮壤集 下 病疾〕噫（アクヒ）

〔禮記註疏 二 曲禮〕侍坐于君子、君子欠伸、撰杖屨、視日蚤莫、侍坐者請出矣、〈註以君子有倦意也〉

〔書言字考節用集 五 肢體〕噯氣（アクビ）〈又云噫氣〉

〔榮花物語 二十九 玉の飾〕びはどの〈○枇杷殿〉〈○妍子〉の御心ちいとくるしげにおはします事、いとゞしけれど、明尊僧

リ、男女ノ許ニ行タルニ无ケレバ失ニケリト思フニ、形有様ヲ思ヒ出サレテ心ニ係リテ、此ヲ戀ヒ悲ムデ諸ノ所々ヲ尋求レドモ、尋得ル事无ケレバ、歎キ乍ラ過グルニ、女ハ石山ト云フ所ニ、此ノ、乳母ノ類也ケル僧ノ有ケルヲ尋テ、親キ女房一人ノ女童許ヲ具シテ行ニケリ、〇中略日來籠タル間ニ、比叡ノ山ノ東塔ニ□□ト云フ阿闍梨有リ、世ニ勝レタル驗者也、時ノ人皆首ヲ低テ歸依スル事无限シ、其ノ人石山ニ參タルニ、御堂ニシテ此ノ瘂女ノ籠タルヲ見テ、〇中略阿闍梨觀音ノ御前ニシテ、心ヲ至シテ加持スルニ、三日三夜音ヲ不斷ズ、然レドモ其ノ驗シ无シ、其ノ時ニ阿闍梨喉ヲ發シテ泣々タ加持スルニ、女ノ口ノ中ヨリ物ヲ吐出ス事一時許也、其ノ後物ヲ云事、舌付ナル人ノ如シ、然レドモ其ヨリ物ヲ云フ事例ノ人ノ如シ、早ウ年來惡靈ノ致セル也、

〔建殊錄〕越中小田中村勝樂寺後住、年十三、生而病瘂、其現住來謁曰、余後住者、不敢願言語能通、幸頼先生之術、倘得稱佛名足矣、其劑峻烈非所畏懼、縱及死亦無悔矣、先生診之、胸肋妨張、如有物支之、乃爲小陷胸湯及滾痰丸與之、月餘又爲七寶丸飲之數日、如此者凡六次、出入二歲所、乃無不言、

〔類聚名義抄二耳〕聲 伊盈反、コヱ、

〔伊呂波字類抄古人體〕聲 聲音　音 已上同 五音、八音、七音、　〔同於人體〕聲 オト　音 同

〔倭訓栞前編九〕こわね　聲音の義なり〇中略

こゑ　聲音をいふ、言笑(エム)の義なるべし、西土には秋聲などいへるを、歌には秋風の聲事あたらしき也と評せり、

〔和漢三才圖會十二文體〕聲 音升　声 俗字　訓古江

有氣則有聲、故謂聲氣、聲成文爲音、故謂聲音、八音中惟石聲精諧入於耳、故从耳殸、殸古磬字也、天地之間、聲大者莫如雷霆、小者莫如蠛蠓、皆不得其和、惟十二律而後聲之大者不過於宮、小者不過於羽、聲始和矣、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕瘖瘂　瘖瘂　和名於布之
按瘖瘂而聾者有之、又有長後徐爲言語者、〇下略
〔病名彙解六〕子瘖　玉案ニ云、姙娠三五箇月ニ忽然トシテ失音不語ズ、或ハ九月ニ至テ瘖スルモノアリ、此必ズシモ治セザルベシ、分娩ノ後藥セズシテ自ラ愈ル也、蓋シ腎ニ係腎脉ハ舌ヲ貫ク胎氣ノタメニ約セラル、故ニ言コト能ザル也、
〔日本書紀六垂仁〕二十三年九月丁卯、詔群卿曰、譽津別王、是生年既三十、髯鬚八掬、猶泣如兒、常不言、何由矣、因有司而議之、
〔日本書紀二十七天智〕七年二月戊寅、納四嬪、有蘇我山田石川麻呂大臣女、曰遠智娘、〇中略其三曰建王子、瘂不能語、
〔今昔物語十六〕瘂女依石山觀音助得言語語第廿二
今昔、誰トハ不知ズ中比京ニ階不荷ヌ人ノ娘有ケリ、形ハ極テ美麗ニシテ、生ケルヨリ瘂ニテゾ有ケレバ、父母明暮此ヲ歎キ悲ムト云ヘドモ甲斐无シ、暫ハ神ノ祟カ、若ハ靈ノ爲ルカナド疑テ、佛神ニ祈請シ、貴キ僧ヲ呼テ祈ラセケレドモ、長大スルマデ遂ニ物云フ事无ケレバ、後ニハ、父母棄テ不知ザリケリ、然レバ乳母ノミ此ノ人ヲ哀ムデ過シ程ニ、父母打次ギ失ニケリ、彌ヨ乳母此ノ人ヲ悲ムデ歎キ思ケル樣、此ノ人ニ男ヲ合セテ子ヲ令生テ末ノ便トモ爲バヤ、形チ美麗ナレバ、暫ハ見ル人モ自然ラ有ナムト思得テ、或ル殿上人ノ形チ吉ク心ニ情有ケルヲ、然氣无クテ合セテケリ、女ニモ乳母泣々ク此ノ由ヲ云聞セテ心ヲ得サセタレバ、合テ後日來通フニ、男、女ノ美麗ナルヲ見テ、難去ク勞タク思テ、万ヲ語フニ、女總テ物ヲ不云ネバ、暫ハ耻シラヒタルカト思フニ、物ノ云ムト思タル氣色乍ラ、目ニ涙ヲ浮ヲ見テ、男此レハ瘂也ケリト心得ツ、其ノ後志シハ愚ニ非ズト云ヘドモ、片輪者也ケリト思フニ、少シ枯々ニ成ヲ、女心疎ト思テ跡ヲ暗クシテ失ニケ

瘖瘂

こながらはづかしげにおはする御さまに、みえ奉らんこそはづかしけれ、

〔二話一言二十一〕本朝武家根元抄

一古へ相馬の將門は大音にして、千八百の兵に及びしも言語分明ならず、賴義義家はものいひあきらかにして小音なりき、義朝は音聲はよくして吃。ぬ。、

〔新撰字鏡口〕喑瘖（同於今、於禁二反、病也、喑也、大呼也、於不志、）

〔倭名類聚抄二病〕瘖瘂　說文云瘖瘂（音鳴二音、於布之、）不能言也、

〔箋注倭名類聚抄二病〕昌平本、曲直瀨本、瘂作亞、類聚名義抄同、按廣韻、瘂在上聲三十五馬、瘂在平聲九麻、亞在去聲四十禡、其音皆不同、又按瘂又作啞、見廣韻、玉篇亦疒部口部兩載、而啞有三讀、上聲讀者不言也、與瘂字同、音亞者烏聲也、並見廣韻、音鴉者小兒學言也、見集韻、則讀亞鴉皆可音啞字、然並非瘖瘂之義、新撰字鏡、瘖、天智紀啞同訓、源氏物語常夏卷云、於之、醫心方瘖訓於之、今俗爾呼、〇按原書疒部云、瘖不能言也、釋名、瘖唵然無聲也、原書無瘂字、慧琳音義亦云、瘂說文闕、此連引非是、慧琳又引說文云、從疒亞聲誤、按說文、啞笑也、馬融曰、啞々笑聲、轉爲不能言、再轉爲瘖、遂變口从疒也、玄應音義引埤蒼云、瘂亦瘖也、慧琳音義引考聲云、瘂口不能言也、

〔伊呂波字類抄於人體〕瘖瘂（オフシ）（亦作瘂）

〔內科秘錄七〕瘖瘂　聲嘶　聲瘂　失音　喉瘖　舌瘖　瘂風

瘖瘂ハ失音シテ微シモ聲ノ立ヌコトナリ、凡咽喉及氣道ノ諸病ニハ皆有ルコトナリ、肺痿、喉癬、痰證、咳嗽、咽喉結毒、馬脾風、毒壅痘ノ類ヲ見ルベシ、中風、癇證等ニテ卒ニ言語スルコト能ハズ、失音ノヤウニ見ユルハ、卽チ舌ノ不遂シタルニテ、舌瘖ハ是ヲ斥スナルベシ、謳歌等ニテ失音シタルハ治シ易シ、諸病ノ失音ハ各病ノ門ニ辨ズ、何等ノ病因モナク聲ノ必至ト嗄コトアリ、至テ治シ難キモノナリ、之ヲ眞ノ瘖瘂ト爲ス、

〔伊呂波字類抄古人體〕吃コトヽモリ 語難也 訥同

〔增補下學集上二支體〕吃コトヽモリ ドモリ

〔萬安方四十〕語吃 丁居一反語難

千金論、小兒初出、腹有連舌、舌下有膜、如石榴子、中隔膜連其舌、下後合、兒言語不發、舌不轉、謂之語吃、可以摘斷之、微有血出無害、若血出不止可燒髮作灰末傳之血便止、

〔倭訓栞中編十六〕どもる　吃をいふ、嘿をだまるといふに同じ義なるにや、俗に吃者をどもといへり、川魚にどもといふは鯊魚の類なり、又吶もよめり、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕瘖瘂略〇中

吃ドモリ　重言也、口不便言也、

小兒就瓢及瓶、飲水令語訥、又多似吃人亦傳染、

〔病名彙解五〕謇吃ケンキツ　舌ナヘテ、物ヲエイハザル也、病源ニ云、府藏ノ氣不足シ、邪氣ト正氣ト相搏テ口舌ノ間ノ脉ヲ搏トキハ、舌澁シ、氣塞滯シテ、言ヲシテ謇吃セシムル也、謇ハ譾ト同ジ、止言ナリ、又吃ナリ、吃ハ口不便言ナリ、

〔類聚國史六十六薨卒〕弘仁十三年五月癸巳、伊勢守從四位下藤原朝臣藤成卒、右大臣從二位魚名之第五男、口吃言語澀、歷任内外、無可無不可、時年卅七、

〔枕草子五〕なまめかしきもの

弁のおとゞといふにつたへさすれば、〇淸少納言返歌　きえいりつゝ、えもいひやらず、などか〳〵とみみをかたぶけてとふに、すこしことゞもりする人の、いみじうつくろひ、めでたしときかせんと思ひければ、えもいひつゞけずなりぬるこそ、中々はぢかくす心ちしてよかりしか、

〔源氏物語二十六常夏〕をしことどもりとぞ、大ぞうそしりたるつみにも、かぞへためるかしとの給て、

吃

引口部文、原書戾下有不正二字、慧琳音義三引、並無不正二字、與此同、○中略原書○病源論風口喎候云、風邪入於足陽明手太陽之經、遇寒則筋急引頰、故使口喎僻言語不正、曲直瀕本喎上有口字、似是、

〔伊呂波字類抄〕久人體喎僻クチユカム

〔日本靈異記〕上 呰讀法花經品之人而現口喎斜得惡報緣第十九

昔山背國有一自度沙彌、姓名未詳也、常作碁爲宗、沙彌與白衣倶作碁、時乞者來讀法花經品而乞物、沙彌聞之、輕咲呰、故戾己口、誂音效讀、白衣聞之、碁條恐矣、白衣者作碁、每遍而勝、沙彌者遍猶負、於是即坐即坐、沙彌口喎斜、令藥治療、而終不直、法花經云、若有輕咲之者、當世々、牙齒疎缺、醜脣平鼻、手脚繚戾、眼目角睞者、其斯之謂矣、寧託惡鬼、雖多惡言、而持經者不可誹謗、能謹口業矣、

喎斜ガミ二食ニテ、

〔日本靈異記〕中 呰讀法花經僧而現口喎斜得惡死報緣第十八

去天平年中、山背國相樂郡部內有一白衣、姓名未詳也、同郡高麗寺僧榮常、常誦持法花經、彼白衣與僧居其寺、暫間作碁、僧作碁條言、榮常師之碁手乎、每遍之言、白衣呰僧、故戾己口、效言而曰、榮常師碁手乎、如是重々不止、猶效、爰奄然白衣口喎斜、恐以手押顋出寺去、去程不遠、擧身躃地、頓命終矣、見聞人云、雖不加刑、皆心效言、口喎斜、忽然而死、何況發怨嫌心加刑罰矣、

〔新撰字鏡〕口 吃居乙反、入、言難也、重言也、己止々毛、又万々余支、

〔倭名類聚抄〕三形體 吃 發類云、吃、居乞反、和名古度々毛利、重言也、說文云、言語難也、

〔箋注倭名類聚抄〕二形體 今俗省呼度毛利、按古度々毛利、蓋言止之義、謂言蹇澀吃々然也、又有欲語不能、先重疊其首言、而後始得語者、越後謂之万々奈久、新撰字鏡、吃又訓万々奈支是也、○中略所引口部文、原書語作蹇、太平御覽引與此同、玉篇廣韻並云、語難、

〔類聚名義抄〕二口 吃音乞、コトヽモリ、ナキ、　吃今コトヽモリ　噎吃コトヽモリ

喎僻

兎缺ノ名ハ病源候論ニ出ヅ、淮南子ニハ缺脣ト云ヒ、博物志ニハ脣缺ト見ユ、本邦ニテハイクチトモ、又ハヅクチトモ云、其形狀ノ兎脣ニ似タルユエ、兎缺ト名ケタルナルベシ、姙娠ノ時ニ、兎肉ヲ食ヒ、或ハ兎ヲ見ルトキハ、其兒必ズ缺脣ヲ患ルト、漢ノ頃ヨリ說來レドモ、信用ス可ラズ、一說ニ、兒胞衣ノ内ニ在ルトキ、居樣アシクシテ、自ラ爪ヲ當テ裂ルト云フハ、尤無稽ノ言トス、此ハ駢拇枝指ナド丶同樣ニテ、自然ニ生レ附モノナリ、青柳村ニ兄弟四人兎缺ニ生レタル者アリ、此症人中ノミ裂ケ、鼻下ニテ止リタルハ、至テ輕症ニテ治シ易シトス、或ハ鼻孔ノ内ヘ裂ケ込モアリ、或ハ齦肉及ビ上腭マデ裂モアリ、或ハ人中ノ側左右二筋ニ裂ルモアリ、或ハ齒牙ノ突兀ト聳出テ療治ヲ施シ惡キモノアリ、術ヲ施スニハ、二三歲ヲ尤良トス、初生ト成人トハ療治ニ直シカラズト云フ說アレドモ、予〇本間和卿ハ初生ヲモ二三十歲ノ者ヲモ數療治スルニ、又妨ルコトナキヤウニ覺ユ、

〔太平記二十二〕畑六郞左衞門事
物ハ以テ類聚ル習ヒナレバ、彼〇畑時能ガ甥ニ所大夫房快舜トテ、少シモ不劣惡僧アリ、又中間ニ惡八郞トテ缺〇脣〇ナル大力アリ、

〔老人雜話下〕一柳監物、缺唇也、人指合を云へば、事の外怒る、晉の狩野に似たり、

〔駿臺雜話二〕朝がほの花一時
翁〇室鳩巢も、其歌にならひて
天地にうけしまことをそのまゝに咲てはゑばむあさがほの花、〇中略まことに、世話にいふ、兎〇と脣〇しんの嘴〇えぞよきも、心なぐさみにて侍る、

〔倭名類聚抄三形體〕喎僻　說文云、咼口〇苦蛙反、或作〇喎、和名久知由賀無、口戾也、病源論云、喎僻則言語不正也、

〔箋注倭名類聚抄二形體〕玉篇、咼喎同上、醫心方喎同訓、新撰字鏡喎訓由加牟、靈異記喎斜同訓、〇中略所

兎缺

ぶやきけるを、何とかしたりけむ、信長公きこしめし、猿めは何を云ぞ、何事ぞと問給へ共、さすが可申上義にあらざれば、猶豫し給へる處に、是非に申候へとて、かひなを取てねぢかゞめ給ふ、有のまゝに申せば宿老共を譏するに似たり、又申さねば、君の仰を背に似たり、呼、口は禍門なりと世の諺に傳へし事、今おもひあたりたり、(下略)

〔倭名類聚抄 三形體〕兎缺 續晉陽秋云、魏詠之生而兎缺、(俗云、以(以一本作字)久知) 辨包立成云、缺脣也、

〔箋注倭名類聚抄 二形體〕續晉陽秋二十卷、宋檀道鸞撰、見隋書、今無傳本、太平御覽引與此同、按所引文、晉書列傳同、按病源候論、人有生而脣缺似兎脣、故謂之兎缺、下總本字作以、那波本同、醫心方亦訓以久知、今俗或呼胃、類聚名義抄作字久知、與舊同、伊呂波字類抄、撮壤集、而訓並載、按字久知卽兎口也、作以恐非、今俗呼三口是也、(中略) 按淮南子說山訓、孕婦見兎而子缺脣、論衡命義篇、姙婦食兎子生缺脣、千金方妊娠食兎肉犬肉、令子無音聲並缺脣、

〔伊呂波字類抄 伊人體〕兎缺(鬼イ、イクチ) 缺脣(同)

〔書言字考節用集 五肢體〕缺脣(イグチ、古今注、兎口有缺故云)謂、兎脣

〔塵袋 六〕クチビルノキレタルヲイグチト云心如何

本體ハウクチト云フヲイクチト云ヒナセリ、イツクシト云フ詞ヲ、俗語ニハウツクシト云歟、兎缺トカキテウグチトヨムベキ也、ウサギノクチビルハ、ハナノシタツヾカズシテ、キレハナレタレバ、ウサギノクチビルニ似タル義ナリ、イトウハ通音ナリ、

〔和漢三才圖會 十人倫之用〕兎脣 兎缺 和名以久知

兎之上脣缺而相似、故以名矣、本草綱目云、妊娠食兎肉、令子缺脣、

按兎脣亦自然之變、而強非食毒所致也、治之宜縫合傳藥、當如縫金瘡、止令病人不笑、

〔瘍科秘錄 四〕兎缺

原成行こそうたて見にくけれ、こと人のやうにどきやうし、うたうたひなどもせず、けすさまじなどそしろ、さらにこれかれに物いひなどもせず、女はめはたてざまにつき、眉はひたひにおひかかり、はなはよこざまにありとも、たゞ口。つ。き。あいぎやうづき、をとがひのしたくびなどをかしげにて、こゑにくからざらん人なんおもはしかるべき、とはいひながら、猶かほのいとにくげなるは心うしとのみの給へば、まいておとがひほそくあいぎやうおくれたらん人は、あいなうかたきにして御前にさへあしうけいする、

〔源平盛衰記 五〕成親已下被召捕事

入道殿モ是程ハ知給タルラメ、去バイハント思ヒツヽ、休ヨ語ラント云ケレバ、椅木ヨリ下シテ、硯紙取寄テ聞之、西光有ノ儘ニゾ云ケル、執事別當新大納言殿、院宣トテ催レシカバ、院中ニ被召仕身トシテ、不叶ト申ベキニアラネバ、平家一門打失テ、西光モ世ニアラント思テ與シテ侍キ、院宣ノ趣キ誰カ可奉背トテ、始ヨリ終マデ白狀四五枚ニ記シテ、判形セサセテ後、高俊西光法師ガ頭ヲ蹈テ口。ヲ。割、重テ誡置テケリ、

〔新猿樂記〕十四御許夫、不調白物之第一也、○中略 但十四御許一人、慨之愛之、聊無所憚、件女見妻、頂平。。口。甚廣、侏儒蹋頗小、面色常靑、眉黛以赤陰、相互和合、神所媒夫妻也、

〔松屋筆記 四十〕口は禍の門

實語敎に、口是禍之門とあり、家語に、多言多敗、多事多患と見え、言行錄富弼傳に、晁氏客語劉器之云、富鄭公年八十、書坐屛云、守口如瓶、防意如城とも有、路史後紀五ノ十六丁ウ、

〔太閤記 一〕秀吉初て普請奉行の事

或時清洲の城郭塀百間計崩れしかば、大名小名等に急ぎ掛直し可申旨被仰付しか共事行ず、○中略 秀吉千悔し此節は高壘深塹すべき時也、○中略 如此延々に掛る事招禍に似たり、危事かなとつ

口者言語所由出、飲食所由入也、

直指方云、熱則口苦、寒則鹹、宿食則酸、煩燥則澀、虚則淡、疸則甘、臟氣偏勝、則其味必偏、

口臭、是胃火食鬱也、　喉腥、是肺火痰滯也、

口脣邊曰吻　脣上鼻下溝曰人中、詳于鼻之條下　拳閉口曰禁、音禁、訓豆久無、　口戾不正曰喎

〔身のかたみ〕第六、御口はひろくも、せばくも、ものいひしどけなく、口のわきよりあはかきたらし、おかしきことありとて、口ひろくあきて、舌のさきひろめき、咽の穴殘りなくみえなどしては、いかにその口つきよしとても見にくゝ候へば、うけ口、すけ口、わに口などとて、なをえたるあしきくちつきなりとも、こはひきにうちやすらひて、のどかにものいひたらんは、いかばかりきゝよく見能候はんずらん、人ごとにわれのみはあしと思ひ候はねども、かたはらにて見る人の、いひさたするにつけても、かほのもちやう、ものゝいひやう、その品々志らるゝものにて候、又いかに上らうと申候へども、はなのさきまがりて、ゑみがたくほうげづきたるは見にくし、さしてなき人なりとも、うちゑみ御あひしらひ候はゞ、あしき御くちつきもつみゆるされ候べく候、

〔源氏物語紅葉賀七〕はしのかたについ居て、こちやとの給へど、おどろかず、入ぬるいそのとくちすさびて、口おほひし給へるさま、いみ志うざれてうつくし、あなにく、かゝることくちなれ給にけりな、みるめにあくはまさなきことぞよとて、人めして、御琴とりよせてひかせ奉り給ふ、

〔枕草子二〕にくきもの

さけのみて、あかきくちをさぐり、ひげあるものはそれをなでゝ、さかづき人にとらするほどのけしき、いみじくにくしとみゆ、又のめなどいふなるべし、身ぶるひをし、かしらふり、くちわきをさへひきたれて、わらはべのこうどのにまゐりて、などうたふやうにする、下略〇

〔枕草子三〕わかき人々はたゞいひにくみ、見ぐるしきことどもなどつくろはずいふに、此きみ中略〇

云、有人說我、婦人尤甚、予按、終風詩寤言不寐、願言則嚏、鄭氏箋云、我其憂悼而不能寐、女思我心如是、我則嚏也、今俗人嚏云、人道我、此古之遺語也、乃知此風自古以來有之云々、

〔貞丈雜記一祝儀〕一誕生の小兒鼻ひる數を結糸の事、治承御產記に云、安德天皇御鼻員以練糸結之如恒云々、是將軍家之はなしねの緒の事也、

〔徒然草上〕或人清水へまゐりけるに、老たる尼の行つれたりけるが、道すがらくさめ〳〵といひもて行ければ、尼御前何事をかくはの給ふぞと問けれども、いらへもせず、猶いひやまざりけるを、度々とはれてうち腹だちて、や、はなひたる時、かくまじなはねば死ぬるなりと申せば、やしなひ君の比叡山に兒にておはしますが、たゞ今もやはなひ給はんと思へば、かく申ぞかしといひけり、有がたきこゝろざしなりけんかし、

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年正月廿四日乙丑、甚雨暴風、令參伊豆山給、降雨之間、供奉人皆嚏鼻、彼山衆徒等、終夜延年興、

口

〔倭名類聚抄三鼻口〕口　野王按、口苦后反所以言食也、

〔箋注倭名類聚抄二鼻口〕今本玉篇作苦苟切、字異音同、按苦后與廣韻合、今本玉篇引說文云、人所以言食也、釋名、口空也、

〔類聚名義抄二〕口苦厚反 和クチ

〔伊呂波字類抄久人體〕口クチ

〔書言字考節用集五肢體〕口クチ 一名玉池、活法、人所二以言食一也、

〔燕石雜志一〕物の名

口は飮食をおさむる路なれば、くひみちの略にて食路歟、

〔和漢三才圖會十二支體〕口音𠮷 孔 口和名久知　吻音紛 和名久知佐岐買　咼　喎僻和名久知由賀無

嚏云、人導我、又願言則嚏、四分律云、時世尊嚏、諸比丘呪願言長壽、時有居士嚏、乃禮拜比丘、佛令比丘呪願言長壽、今按に、今俗正月元日、若早旦嚏、即稱曰千秋万歲急々如律令、是緣也、何只々在元日哉、尋常に勝之、又万葉云、(具清日、十一の卷に見ゆ)

うちなげき鼻をぞひつる劔太刀身にそふ妹が思ひけらしも、此歌は思ふ人こんとてはなひると見えたり、又云、(同十一の卷に見ゆ、)

まゆねかきはなひひもとけまつらんやいつしか見んと思ふわが君、これも同心也、奥義抄云、はらへするに、はなひるもいむ事也、或物云、人の事を思ひくはだつるに、はなひつれば叶はずといへり云々、古今集俳諧部宗祇注に、鼻をひるは凶事侍れば行まじき、呪に隣に鼻をひよかしと也云々、榮雅抄に、人をとゞめんよしなければ、いかにせん、隣に鼻ひよかしと思へど、それさへひぬと也、常にもはなひる短命の相と云て、世俗にははなひるに、千万歲やなどいはふも、凶事と知ての事なり云々、家傳にはなをひるを出行に嫌ふと、世話にいへり云々、拾芥抄上本卷諸頌部に、嚏時頌クサメノトキノ事、休息万命、急々如律令、クサメト云ハ是也云々、徒然草四十七段に、或人清水へ參りけるに、老たる尼の行つれたりけるが、道すがらくさめくさめといひもてゆきければ、尼御前なに事をかくはのたまふぞととひけれども、いらへもせず、猶いひやまざりけるを、度々とはれて打はら立て、やゝはなひたるとき、かくまじなはねば死ぬる也と申せば、養ひ君のひえの山にちごにておはしますが、たゞ今もやはなひたまはんとおもへば、かく申ぞかしといひけり、ありがたき心ざしなりけんかし云々、貞德の慰草(二の卷廿五丁)に、毛詩の注頭碎錄、漢書藝文志、雜占、李濟翁資暇集、容齋隨筆など引て注せり、簾中抄略頌部に、はなひたるをりの誦休息万命、急々如律令、くさめなどいふは是にや云々、按にクサメとは、鼻を嚔(ひる)時、クサメといふゆゑ也、今俗、ハアクッショウといふは、ハアクサメの訛也、ハアも發音なり、容齋隨筆四の卷に、今人噴嚏不止者必噀、祝

たるすなはちあさみどりなるうすやうに、えんなる文をもてきたり、みれば、
いかにしていかにしらましいつはりをそらにたゞすの神なかりせば、となん、御けしきはと
あるに、めでたくも口おしくも思ひみだるゝに、なをよべの人ぞたづねきかまほしき、(○下略)

〔安齋隨筆後編一〕嚏のマジナヒ　嚏(にクサメの事也、俗にクシヤミと云、)凶事也とてマジナヒをする事あり、徒然草
に、クサメ〳〵と云てマジナフ事見えたり、クサメと云ふは、ハナヒル事にはあらず、ハナヒル時
のマジナヒ詞也、又下賤の人は、ハナヒル時マジナヒ也とて、クツクラヘと云拾芥抄に嚏時の頌
に休息萬命、急々如律令とみえたり、休息萬命をクソクマンミヤウとよむを誤り傳へて、クツク
ラヘと覺えたがへたるものなるべし、

〔二中歷九呪術〕鼻嚔時誦
休息万命急々如律令

〔松屋筆記一〕鼻曳時の頌
同書(○眞俗雜記)同(答抄イの卷)に鼻曳時、頌如何、伏息万命、急々如律令云云、與淸按に、拾芥抄上卷諸頌部に、嚏
時頌、クサメノトキノ事、休息万命、急々如律令、クサメト云ハ是也と見ゆ、奥義抄下之中卷には、は
らへするをり、はなひるをもいむなどいへり、

〔松屋筆記六十四〕噴嚏くさめ
新撰字鏡連字部に、噴嚏波奈比留云々、倭名抄鼻口類部に、玉篇云、嚏丁計反、噴鼻也、和名波奈比流
云々、袖中抄廿の卷、となりにはなひる條に、
いでゝいかん人をとゞめんよしなきに隣の方に鼻もひぬかな、(與淸曰、古今の俳諧歌也、)顯昭云、はなひる
は何事にもよからぬ事也、年始にもはなひつれば、いはひ事をいひて祝ふ也、されば人のものへ
いかんずるはじめに、隣の人のはなひんを聞ても、くすしからん人は立かへるべき也、毛詩には、

嚏

命云、長談鴻寶集、無離小乘經云々、鴻寶集ト云ハ、大乘經ヲ云也、因玆文集ヲバ、古人モ大乘經之次、小乘敎之上トゾ云ケル故、橘孝親ハ常信之敢以不忽諸、凡反古ナドニモ敢鼻カマヌ人也云々、

〔倭名類聚抄三鼻口〕鼻附嚏　陸詞切韻云、〇中略　玉篇云、嚏〈丁計反、和名波奈比流〉噴鼻也、

〔箋注倭名類聚抄二鼻口〕按比流之言簸也、如箕之簸物去滓也、今俗呼久左米、按爲兒嚏誦云久左米久左米、見徒然草、蓋累稱休息萬命、急呼譌爲久左米也、休息呉音讀如若足、休息萬命急々如律令、嚏時誦文、見拾芥抄、今鄙人嚏則呼嗽嚏、亦久左米之譌也、〇中略　按玄應音義引蒼頡云、嚏噴鼻也、顧氏蓋依之、釋名、嚏踕也、聲作踕而出也、踕俗疐字、疐礙不行也、按說文、嚏悟解氣也、又云、欠張口氣悟也、是許氏以嚏爲欠、然禮記內則云、不敢嚏、又云、不敢欠、素問說五氣所病、腎爲欠爲嚏、皆以嚏欠爲二事、月令民多鼽嚏、亦謂鼻塞而噴嚏、許氏解說恐不可從、

〔類聚名義抄二口〕嚏〈音帝　ハナヒル〉

〔伊呂波字類抄波人體〕噴鼻〈ハナヒル　ハナヒセトモ〉　嚏〈同〉　塞鼻〈已上同〉

〔增補下學集上二支體〕嚏〈ハナヒル〉

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕寄物陳思

哂、鼻乎曾嚏鶴、劒刀、身副妹之、思來下、

〔枕草子九〕宮〈〇一條后藤原定子〉にはじめてまいりたる比、物など仰られて、我をば思ふやとはせ給ふ、御いらへに、いかにかはとけいするにあはせて、だいばん所のかたにはなを高くひたれば、あな心うそらごとするなりけり、よし〱とていらせ給ひぬ、いかでかそらごとにはあらん、よろしうだにおもひきこえさすべき事かは、はなこそはそらごとしけれとおぼゆ、さてもたれかかくにくきわざしつらんと、大かた心づきなしとおぼゆれば、わがさる折も、をしひしぎかへしてあるを、ましてにくしとおもへどまだうゐ〱しければ、ともかくもけいしなをさで、明ぬれば、おり

洟涕
乾涕

〔伊呂波字類抄 波人體〕 鼽(ハナカケ)　䶊(同)

〔倭名類聚抄 三鼻口〕 洟　字書曰、洟(夷反、和名波奈、須々)鼻液也、文字集略云、涕(他禮反、又他細反、俗云波奈加無、)以手去鼻洟也、

〔箋注倭名類聚抄 二鼻口〕 山田本作以脂反、並與廣韻合、醫心方同訓、按嚊粥之嚊字、訓須々流、謂口氣引粥而食也、須々波奈之須々、當與是同語、則須々波奈、蓋謂鼻息數引、收洟之垂下者、如口氣引粥也、枕冊子云、穢氣奈留物、須々波奈之步行兒、謂此也、恐非鼻洟之名、新撰字鏡鼽訓波奈多利、今俗單呼波奈、或呼波奈美豆、似古、神代紀以洟爲靑和幣、今本訓與多利、非是、〇中略隋書云、字書三卷、字書十卷、不載撰人名氏、今無傳本、按說文、洟鼻液也、字書蓋依之、曲直瀨本、液下有流字、恐非、釋名、汁涕也、涕々而出也、畢沅曰、汁聲不近涕、恐誤也、疑當爲洟、〇中略謂去鼻洟爲波奈加无、見源氏物語總角卷、〇中略下總本洟作液、恐非、按廣韻有𢷌字、云他禮切、去洟、蓋從手從涕省、會意字、其去鼻洟字、當從洟省作𢷌、音以脂反、而以洟涕篆體相似、諸書音義多互誤、故去鼻洟字、亦誤作涕也、

〔下學集 上支體〕 洟(スハナ、鼻液也、)

〔書言字考節用集 五肢體〕 鼽(ハナヒル、同、鼽嚏、鼻)　洟(液也、)

〔身體和名集 波〕 ハナミヅ　ハナクソ　乾涕　涕

〔松屋筆記 七十八〕 水涕(ミヅバナ)

俗に水鼻といふは、寒涕の字面を用べし、碧巖集四の卷(十二丁オ)に、寒涕垂頤と有は、ミヅバナの事なり、

〔伊呂波字類抄 波人體〕 洟(ハナカム)　𢷌　涕(已上同)

〔增補下學集 上二支體〕 𢷌(ハナカム、以手去鼻洟也)

〔江談抄 五詩事〕 文集中他人詩作入事

被命云、文集中ニ、他人詩作入事被知乎、答云、不知何作乎、被命云、第六帙中李仲作詩也、其詩如何、被

鼻頭

〔增補下學集上二 支體〕腸(ハナタキ)

〔空穗物語俊蔭二〕むなしくなりなば、おやもいたづらになり給なん、をのが身のうちにおやをやしなはんに、よしなき所あらば、せしたてまつるべし、あしなくばいづくまでかありかん、てなくばなに丶てかこのみかづらのねをもほらん、くちなくばいづこよりかたましゐかよはむ、はらむねなくば、いづくにか心のあらむ、この中にいたづらなる所は、み丶のはた。は。な。の。み。ねなりけり、これを山のわうにせしたてまつると、なみだをながしていふときに、めぐまをぐまあらき心をうしなひて、なみだをおとして、おやこのかなしさをしりて、ふたりのくまこどもを、ひきつれてこの木のうつぼを、この子にゆづりて、ことみねにうつりぬ

〔書言字考節用集五 肢體〕鼻頭(ハナノサキ)

鼻孔　鼻毛

〔身體和名集〕ハナノサキ　鼻頭

〔身體和名集〕ハナノアナ　鼻孔　ハナゲ　鼻毛

〔誹諧の宿替三〕鼻毛よむ人

作さん、〇中略 おまはんの眉毛は、せんどからよんでわかつてあるけれど、まだ鼻毛はよまんよつて一ぺんよましておくれ、

人中

〔倭名類聚抄三 鼻口〕人中　黄帝内經云、水溝卽人中也、

〔箋注倭名類聚抄二 鼻口〕所引蓋明堂文、按甲乙經云、水溝在鼻柱下人中、卽其事也、

〔伊呂波字類抄仁 人體〕人中 ニンチウ　水溝 同

〔書言字考節用集五 肢體〕人中(ハナミゾ)

劓

〔新撰字鏡鼻〕劓　魚器反、割。波。奈。加。久。

〔類聚名義抄二 鼻〕劓劓　魚旣反　ハナサク　ハナキル　ハ。ナ。カ。ケ。

ゑひてまかでたまへり、

〔源氏物語(六末摘花)〕まづゐだけのたかう、をせながに見えたまふに、さればよと、むねつぶれぬ、うちつぎて、あなかたはとみゆるものは、御はな成けり、ふとめぞとまる、ふげんぼさちののりものとおぼゆ、あさましうたかうのびらかに、さきのかたすこしたりて、色づきたる事、ことのほかにうたてあり、いろはゆきはづかしくしろうてさをに、ひたひつきこよなうはれたるに、なほしもがちなるおもやうは、大かたおどろ〳〵しくながき成べし、やせ給へること、いとおしげにさらぼひて、かたのほどなどは、いたげなるまで、きぬのうへまでみゆ、なに〳〵のこりなうみあらはしつらんと思ふ物から、めづらしきさまのしたれば、さすがに打みやられたまふ、かしらつき、かみのかゝりはしも、うつくしげにて、めでたしと思ひきこゆる人々にも、おさ〳〵をとるまじう、うちぎのすそにたまりてひかれたる程、一尺ばかりあまりたらんとみゆ、

鼻柱

〔倭名類聚抄(三鼻口)〕鼻柱　黃帝內經云、水溝在鼻柱下(和名波奈之波之良)、

〔箋注倭名類聚抄(二鼻口)〕所引蓋明堂文、按甲乙經云、水溝在鼻柱下人中、卽其事也、

〔伊呂波字類抄(波人體)〕鼻柱(ハナハシラ)

〔撮壤集(下支體)〕鼻柱(ハナバシラ)

〔書言字考節用集(五肢體)〕頞(ハナバシラ)(說文、鼻莖也、)　鼻莖(同)　鼻柱(和名順)

〔身體和名集(波)〕ハナバシラ　頞(鼻莖)

鼽

〔倭名類聚抄(三鼻口)〕鼽　說文云、鼽(烏〈烏原作鳥、今據一本改〉葛反、字亦作頞、和名波奈久岐、)鼻莖也、

〔箋注倭名類聚抄(二鼻口)〕新撰字鏡同訓、又訓波奈彌爾、今俗呼波奈須自、〇(中略)所引頁部文、原書鼽作頞、云或从鼻曷、釋名、頞、鞍也、偃折如鞍也、

〔伊呂波字類抄(波人體)〕鼽(ハナクキ)(亦作頞、鼻莖也、)

仰鼻 墜鼻

〔陰德太平記三十二〕杉原忠興死去附妾貞順事
忠興病日ヲ迎ヘテ重タナリ、已ニ今ハノ際ニ成ケレバ、彼妾ヲ近付、吾已ニ娑婆ノ縁盡テ、黃泉ノ旅ニ赴ナントス、只今生ニ思置事トテハ、御身ノ名殘計也、御コト年イマダ三十ニハ、ハルカニ及ブベクモナケレバ、行末久シク春秋ニ富ル身也、相カマヘテ吾ナキ跡ニ、髮下シ尼ト成事不可有、又イカナル人ニモ相馴給ヘ、露恨トハ思マジナド細ヤカニ掻口說(カキクドキ)ケレバ、彼女房何トモイラヘハセズ、唯淚ニ咽テ在ケルガ、用アル樣ニテ傍ヘ立ノキ、剃刀ニテ兩ノ小鼻ヲ立樣ニ二所裁割、緑ノ髮ヲ肩ニダモ掛ラズ押切テ立出、忠興ニ向、又人ニ見エザラント思ヘバ、カヽル妾ト成テ候ト云ケレバ、忠興大ニ驚キ、カヽル貞順ノ女モ有ケルニヤ、此志ノ程七度生ヲ代ルトモ、更ニ忘マジキゾトテ淚ヲ流シケルトカヤ、

〔老人雜話下〕多賀信濃守は、豐後守が子也、鼻くた也、山崎合戰の時、明智に屬すと云へども、味方の負を早く知り、桂川の渡し守に錢拾貫與へて、信濃守者をば早く渡せと云て逃崩す人也、

〔諺臍の宿替三〕目から鼻へぬける人
これ見ておくれ、アヽいたい〱と、どふするのじや、此とふりに、目からはなへぬけ通(とふ)てじやがな、

〔伊呂波字類抄安人體〕齃(アマウケハナ、遊イ天)久不[illegible]上口、俗曰仰鼻、　鼽(アマウケハナ)仰鼻也、

〔落窪物語四〕四の君の御人は、あやしきことかな、これにはいみじうほめ給ふめるものを、はなこそなかにをかしげにて、おはすとこそいはるめれとの給へば、少なごんてうろうしきこえさせ給へるなり、御はななんなかにすぐれて見ぐるしうおはする、はなのうちあふぎいらゝぎて、あなの大きなることは、左右にたいたて、ゑんでんもつくりつべくなどいへば、いといみじきことかな、げにいかにいみじう思ひ給らんなど、かたらひ給ふほどに、中將の君うちよりいとゝいたう

京童部ハ高平太ト云テ咲シジカシ、其ヲ耻シトヤ思給ケン、扇ニテ顏ヲ隱シ骨ノ中ヨリ鼻ヲ出シテ、閑道ヲ通給シカバ、京童部ガ先ヲ切テ、高平太殿ガ扇ニテ鼻ヲ挾タルゾヤトテ、後ニハ鼻平。太々々々トコソイハレ給シカ、去ドモ故刑部卿殿近江國水海船木ノ奥ニテ、海賊廿人ヲ被搦進タリシ、勳功ノ賞ニ依テ保延ノ比カトヨ、御邊十八歟九歟ニテ、四位ノ兵衞佐ニ成給タリシヲコソ、人々トシト申シガ、其ガ今太政大臣ニ成タルヲコソ、下臈ノ過分トハ申ベキ、此條ハ爭カ評給ベキト、高聲ニ門外マデ聞ヨト云タリ、

〔徒然草上〕あらはるゝをもかへりみず、口にまかせていひちらすは、やがてうきたるごとくきこゆ、又我もまことしからずとはおもひながら、人の云しまゝに、鼻のほどおこめきていふは、其人の空ごとにはあらず、げに〳〵しく所々うちおぼめき、よくしらぬよしゝて、さりながらつまづまあはせて語る空ごとは、おそろしき事なり、わがため面目あるやうにいはれぬるそらごとは、人いたくあらがはず、

〔碧山日錄〕應仁戊子年〇二四月二十三日壬子、赴於木橋、守門吏語云、前日有一剕婦、不知何從而來、引邑中之一小兒於陬地、劓其鼻而補我之闕、兒不勝痛苦、大號叫、其父母驚走而悲、不知婦之所往、父追捕之、睹其鼻、雖大小不相稱、燎藥著之、父遂奪而返其子、爛腐而落、乃繫以大械、沈殺於深淵云、

〔陰德太平記二十三〕尼子晴久殺新宮黨事

晴久ノ右筆ニ、末次讃岐守トテ、極メテ鼻ノ高大ナルアリテ、孔子ノ隆鼻、高祖ノ隆準ナド云ニモ過テ、鼻孔遼天ニ其息雷ヲナセリ、末次或時富田ノ城へ出仕シテ廣縁ニ畏リクルニ、式部大輔折節登城シテ廣縁ヲ過ラレケルガ、末次ヲ乾ト見テ、高クテ可宜汝ガ武名ハ左モ無テ、由ナキ鼻ノ高サヨトテ、大ナル指指出シ、無手ト撮テ被捻タリ、サシモ大力ノ仕業ナレバ、末次鼻碎ケ鮮血流レテ絶入シ、頓テ大ニ腫マドヒテ百日餘リ病痛セリ、

ル人ノ御バコソハ、外ニテハ鼻モ持上メ、嗚呼ノ事被仰ル丶、御房カナト云ケレバ、弟子共此レヲ聞テ外ニ逃去テゾ咲ケル、此レヲ思フニ實ニ何カナリケル鼻ニカ有ケム、糸奇異カリケル鼻也、童ノ糸可咲ク云タル事ヲゾ、聞ク人讃ケルトナム、語リ傳ヘタルトヤ、

〔宇治拾遺物語五〕是もいまはむかし、ある僧、人のもとへいきけり、酒などすゝめけるに、氷魚はじめていできたりければ、あるじめづらしく思てもてなしけり、あるじようのことありてうちへ入て、またいでたりけるに、この氷魚のことの外にすくなくなりたりければ、あるじいかにとおもへどもいふべきやうもなかりければ物がたりしたりけるほどに、この僧のはなより氷魚のひとつふといでたりければ、あるじあやしう覺て、そのはなよりひをの出たるはいかなることにかといひければ、とりもあへず、此比の氷魚は目はなよりふり候なるぞといひたりければ、人みなはとわらひけり、

〔宇治拾遺物語十一〕今はむかし、村上の御時、古き宮の御子にて、左京大夫なる人おはしけり〇中略はなのあざやかにたかくあかし、くちびるうすくていろもなく、ゑめば歯がちなるもの丶、あかくて、〇下略

〔源平盛衰記五〕成親已下被召捕事

西光ハ天性死生不知ノ不當仁ニテ、入道ヲハタト睨返シテ、西光全ク謀叛ノ企ヲ不存、此耻ニアフ事運ノ窮ニアリ、但耳ニ留事アリ、侍程ノ者ガ靱負尉ニモナリ、受領撿非違使ニ至ラン事、何カ過分ナルベキ、始タル事ニ非ズ、去テカク宣フ和入道ハ、イカニ王孫トコソ名乗給ヘドモ、昔ノ事ハ見ネバ知ズ、御邊ノ父忠盛ハ、正シク殿上ノ交ヲ嫌レシ人ゾカシ、其嫡子ニテオハセシカバ、十四五マデハ叙爵ヲダニモ不賜、シカモ繼母ニハ値タリ、難過カリケレバコソ、中御門藤中納言家成卿ノ播磨守ニテオハセシ時、受領ノ鞭ヲ取、朝夕ニ柿ノ直垂ニ、縄緒ノ足駄ハキテ通給シカバ

ル事无限シ、然レバ提ニ湯ヲ熱ク涌シテ、折敷ヲ其ノ鼻通ル許ニ窟テ、火ノ氣ニ面ノ熱ク炮ラルレバ、其ノ折敷ノ穴ニ鼻ヲ指シ通シテ、其ノ提ニ指入レテゾ茹、吉ク茹テ引出タレバ、色ハ紫色ニ成タルヲ、喬樣ニ臥シテ鼻ノ下ニ物ヲカヒテ、人ヲ以テ踏スレバ、黒クツブ立タル穴毎ニ、煙ノ樣ナル物出ツ、其レヲ責テ踏メバ白キ小虫ノ穴毎ニ指出タルヲ、鑷子ヲ以テ拔ケバ、四分許ノ白キ虫ヲ穴毎ヨリ拔出ケル、其ノ跡ハ穴ニテ開テナン見エケル、其レヲ亦同ジ湯ニ指入シテサラメキ、湯ニ初ノ如ク茹レバ、鼻糸小サク萎ミ縮テ、例ノ人ノ小キ鼻ニ成ヌ、亦二三日ニ成ヌレバ、痒クシテ數延テ、本ノ如クニ腫テ大キニ成リヌ、如此クニシツヽ、腫タル日員ハ多クゾ有ケル、然レバ物食ヒ粥ナド食フ時ニハ、弟子ノ法師ヲ以テ、平ナル板ノ一尺許ナルガ、廣一寸許ナルヲ鼻ノ下ニ指入レテ、向ヒ居テ上樣ニ指上サセテ、物食畢マデ居テ食ヒ畢ツレバ打下シテ去ヌ、其レニ異人ヲ以テ持上サスル時ニハ惡ク指上ケレバ、六借クテ物モ不食成ヌ、然レバ此ノ法師ヲナム定メテ持上サセケル、其レニ其ノ法師心地惡クシテ不出來時ニ、內供朝粥食ケルニ、鼻持上ル人ノ无カリケレバ、何カセムト爲ルナド繚フ程ニ、童ノ有ケルガ、己ハシモ吉ク持上テムカシ、更ニヨモ其ノ小院ニ不劣ジト云ケルヲ、異弟子ノ法師ノ聞テ、此ノ童ハ然々ナム申スト云ケレバ、此童中童子ノ見目モ穢氣無クテ、上ニモ召上テ仕ケル者ニテ、然バ其ノ童召セ、然云ハヾ此レ持上サセムト云ケレバ、童召將來ヌ、童鼻持上ノ木ヲ取テ直シク向ヒテ、吉キ程ニ高ク持上テ粥ヲ飯スレバ、內供此ノ童ハ極キ上手ニコソ有ケレ、例ノ法師ニハ增タリケリト云テ粥ヲ飲ル程ニ、童顏ヲ喬樣ニ向テ鼻ヲ高ク簸ル、其ノ時ニ童ノ手篩テ、鼻持上ノ木動ヌレバ、鼻ヲ粥ノ鋺ニフタト打入ツレバ、粥ヲ內供ノ顏ニモ、童ノ顏ニモ多ク懸ヌ、內供大キニ嗔テ、紙ヲ取テ頭面ニ懸タル粥ヲ巾ツヽ、己ハ極カリケル心无シノ乞匃カナ、我ニ非ヌ止事无キ人ノ御鼻ヲモ持上ムニハ、此ヤセムト爲ル不覺ノ白者カナ、立ネ己ト云テ追立ケレバ、童立テ隱レニ行テ、世ニ人ノ此ル鼻ツキ有

〔燕石雜志 一〕物の名

鼻ははじめなりといへり、物のはじめを鼻祖といふ、又端も又首(ハナ)なり、

〔めのとのさうし〕はなは人の顏のうちにさし出てたかく、めにたつものにて候、あひかまへてあひかまへてしろくおんけはひ候まじく候、さし出て見にくき物にて候、

〔身のかたみ〕第五、御鼻は顏のうちのぐに、とりわきさしいりに、めにたつものにて候、けしやうのうちにて、御心をそへられ候へ、こくまろくあそばされ候な、よのところよりは、ちと薄く御けはひ候べく候、

〔日本書紀 二神代〕一書曰、○中略已而且降之間、先驅者還白、有一神居天八達之衢、其鼻長七咫、背長七尺餘、當言七尋、且口尻明耀、眼如八咫鏡、而絶然似赤酸醬也、

〔續日本後紀 十三仁明〕承和十年十二月癸未、元興寺傳燈大法師守印卒、和泉國人、○中略六根之中、鼻根最奇、守印他去間、有人入其房、守印歸來問之云、向來何人入吾房、又見童子云、汝食其飯、驗之知實焉、鼻之遠聞、皆此類也、

〔百練抄 四一條〕長保五年八月二日、雙六采入第二內親王鼻內、僧慶圓加持之出之給度者、

〔今昔物語 二十八〕池尾禪珍內供鼻語第二十

今昔、池ノ尾ト云フ所ニ、禪珍內供ト云フ僧住キ、身淨クテ眞言ナド吉ク習テ、懃ニ行法ヲ修シテ有ケレバ、池ノ尾ノ堂塔僧房ナド露荒タル所无ク、常燈佛聖ナドモ不絶ズシテ、折節ノ僧供寺ノ講說ナド滋ク行ハセケレバ、寺ノ內ニ僧坊隙マ无ク住賑ハヒケリ、湯屋ニハ寺ノ僧共湯ヲ不涌サヌ日无クシテ、浴喤ケレバ賑ハヽシク見ユ、此ク榮ユル寺ナレバ、其ノ邊ニ住ム小家共員數出來テ鄉モ賑ハヒケリ、然テ此ノ內供ハ鼻ノ長カリケル五六寸許也ケレバ、頷ヨリ下テナム見エケル、色ハ赤ク紫色ニシテ、大柑子ノ皮ノ樣ニシテツブ立テゾ脹タリケル、其レガ極ク痒カリケ

人部五

身體二

鼻

〔倭名類聚抄 三 鼻口〕鼻 陸詞切韻云、鼻、(毗至反、和名波奈、)面中岳也、漢書注云、高祖爲人隆準、(准反、)應劭曰、隆、高也、李斐曰、準、鼻也、

〔箋注倭名類聚抄 二 鼻口〕曲直瀨本、下總本作音秘、那波本同、山田本作毗至反、按毗至反與廣韻合、在去聲六至、美在上聲五旨、秘在去聲五寘、則音美音秘並非是、按波奈之言端也、謂在面之端也、○中略黃庭經、天中之岳、謂鼻也、說文、鼻引氣自畀也、釋名、鼻嘒也、出氣嘒々也、○中略所引高帝紀文、○中略按漢書注、應劭曰、準頰權準也、李斐曰、準鼻也、二說不同、晉灼曰、李說是也、又史記始皇本紀、秦王爲人蜂準、文頴曰、準鼻也、故源君從李說、然說文、準平也、卽準繩字、非此義、說文又云、䏶面頯也、頯權也、䏶準同音、故史漢借準爲䏶也、䏶入聲音拙、漢書注、服虔曰、準音拙、是也、故䏶或作顓、廣雅、顓、頄頯、䪼也、玉篇顓之劣切、漢高祖隆顓龍顏、師古亦曰、頰權顓字、豈當借準爲之、然則準卽上文所載頯是也、訓準爲鼻、覓無所證、李斐文頴訓準爲鼻者非是、後漢書、光武隆準、注引許負云、鼻頭爲準、其誤與李文同、

〔類聚名義抄 二 鼻〕鼻 (類、寐反、ハナ、鼻(ハナ)、)

〔伊呂波字類抄 波 人體〕鼻 (ハナ、鼻隆準也)

〔下學集 上 支體〕鼻 (ハナ、又始之義也)

眵

道方ナルベシトキヽテ、説孝ワキノ障ノ床子ノ座ニナ、南ニ向テ念ジ入タリケルニ、夢ノゴトク春日山ヲミテ頼モシク思テ、道方ニ云ヤウ、イカデカ我ヲロエ給ベキトテ、涙ヲノゴヒタリケレバ、血ノ涙ニテゾデニツキタリケレバ、通方オツレヲナシテ、コノタビハナルマジキヨシヲ申ケリ、此説孝ハ左大辨マデナリタリケルニ、三條院東宮御時ミタリヤノ事ニヨリテ、ビムナクオボシメサレタリケレバ、昇進カナハジトヤ思ケン、辨ヲステヽ、播磨守ニナリタリケリ、

〔新撰字鏡目〕眵吐役反、平、汁凝也、又昌支眼暮悦眵也、万○久○曾、　眡丁候反、平、目垢也、万久曾、

〔倭名類聚抄三耳目〕眵　唐韻云、眵充支反、和名米○久○曾、目汁凝也、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕山田本作充支反、那波本同、按眵屬穿母、支屬照母、其音不同、作音支非、是廣韻眵叱支切、説文徐音同、叱充屬同母、字異音同、然此引唐韻、則似當作叱支反、醫心方同訓、新撰字鏡訓萬久曾、眡字同、按米久曾目糞之義、今俗呼米也爾、○中略　廣韻同、按病源候論云、目上液之道、腑臓有熱、氣蒸肝、衝發於目皆瞼、使液道熱澀滯結成眵聹也、又韓愈短燈檠歌、兩目眵昏頭雪白、皆謂目汁凝也、又按説文、眵目傷眥也、一曰蔑兜也、又云、又蔑目眵也、又云、覭目蔽垢也、讀若兜、則知蔑兜蔑覭之叚借、是眵字有二義、一則目傷眥、可訓多々良女、一則蔑兜、是可訓米久曾、故病源候論云、眵聹、以明非目傷眥之眵也、

〔伊呂波字類抄女人體〕眵メタツ　眵同、目汁凝也

〔增補下學集上二支體〕眵メクソ

〔書言字考節用集五肢體〕眵メヤニ メアカ　眡同　蔑兜同

〔和漢三才圖會十二支體〕眵音鴟　眡　眵和名米久曾、俗云夜爾　瞜和名多多良女

目汁凝曰眵　赤爛眼曰瞜、文選宋玉風賦云、風中脣爲眵得目爲瞜、　天時不正氣流行、暴目赤傳染者、曰天行赤眼、俗云、夜美女、

の序より五帖まで有けるに、なみだ落さぬ人なし、此うち俊明何事にもすべてなかざりければ、犬目の少將といはれけるぞ、こよひは人にも勝れて、袖をしぼるばかりなり、〇下略

〔太平記 一〕資朝俊基關東下向事附、御告文事

冬房讀テ申ケルハ、〇中略 先告文一紙ヲ下サレテ、相模入道ガ恐ヲ靜メ候バヤト申サレケレバ、主上〇後醍醐 ゲニモトヤ思食レケン、サラバ讀テ冬房書ト仰有ケレバ、則御前ニシテ草案ヲシテ是ヲ奏覽ス、君且叡覽有テ、御泪ノ告文ニハラ〳〵トカヽリケルヲ、御袖ニテ押拭ハセ給ヘバ、御前ニ候ケル老臣皆悲啼ヲ含マヌハ無リケリ、

〔倭訓栞 中編 六〕くれなゐのなみだ　血の淚といふに同じ、又開元遺事に、揚貴妃が故事あり、

〔古今和歌集 十二戀〕題しらず　つらゆき

白玉とみえし淚も年ふればから紅にうつろひにけり

〔源平盛衰記 九〕康頼熊野詣附祝言事

執行〇俊寬 ハ御教書取上テ、ヒロゲツ卷ツ披ツ、千度百度シケレドモ、カヽヲバナジカハ有ベキナレバ、頓テ伏倒絶入ケルコソ無慚ナレ、良有、起アガリテハ血ノ淚ヲゾ流シケル、血ノ淚ト申ハ、淚クダリテ聲ナキヲ血ト云トイヘリ、言ハ出サヾリケレ共、落ル淚ハ泉ノ如シ、

〔大和物語 下〕はじめは何人のまうでたるならんときゝゐたるに、わがうへをかく申つゝ、わがさうぞくなどをかくすきやうにするをみるに、心もきもゝなくかなしき事物ににず、はしりやいでなましと、千たび思ひけれど、思ひかへりゐて、夜ひとよなきあかして、あしたにみれば、みのもなにも淚のかゝりたる所は、ちの淚にてなん有ける、いみじうなければ、ちのなみだといふ物は有ものになむありけるとぞいひける、

〔續古事談 二臣節〕道方ノ民部卿頭左中辨トテ、位階ノ上﨟ニテアリケルニ、ヲノ〳〵望ミ申ケルニ、

〔古事記中垂仁〕故天皇不知其之謀而、枕其后之御膝、爲御寢坐也、爾其后以紐小刀、爲刺其天皇之御頸、略○中 泣涙落溢於御面、

〔三代實錄四十一陽成〕元慶六年三月廿七日己巳、天皇於清涼殿設酒宴、慶賀皇大后四十之算也、略○中 貞數親王舞殿上、上下觀者感而垂涙、

〔明匠略傳日本上〕一慈覺大師、諱圓仁、俗姓壬生氏、下野國都賀郡人也、略○中 先年依別勅寶幢院常濟、授與兩部大法、未許灌頂、貞觀六年正月十三日、大師洗手漱口著袈裟、令諸弟子暫避屏外、召常濟引入內床、口誦眞言、手結印契、授與曰、是名密印灌頂、常濟不堪歡悅、流涙如雨、

〔三代實錄五十光孝〕仁和三年二月十四日戊午、正三位行中納言兼民部卿陸奧出羽按察使在原朝臣行平、重抗表曰、略○中 臣情見於辭、涙隨於汗、哀發寔實、恩許罷官、不任悃愊之至、重以奉表以聞、

〔拾遺和歌集哀傷十五〕善祐法師ながされて侍けるとき、母のいひつかはしける、
なく涙よはみなうみとなりななんおなじなぎさにながれよるべく

〔源氏物語四十一幻〕御かた〳〵に、稀にもうちほのめき給ふにつけては、先いとせきがたき涙のあめのみふりまされば、いとわりなくて、いづかたにもおぼつかなきさまにて過し給、

〔源氏物語四十六椎本〕野山のけしきまして、袖の時雨をもよほしがちに、ともすればあらそひおつる木の葉の音も、水のひゞきも、涙の瀧もひとつ物のやうにくれまどひて、かうではいかでかかぎりあらん御命も、しばしめぐらひ給はんと、さぶらふ人々はこゝろぼそく、いみじくなぐさめきこえつゝ、おもひまどふ、

〔十訓抄十二〕十月ばかり月あかゝりける夜、經信卿を宗として、宗俊卿、政長朝臣、院禪、慶禪、長慶、業人三四人、宰相中將隆綱管絃者にはあらねどもすきものにて伴ふ、又少將俊明など各車に乘て、五節命婦世をそむきてゐたる嵯峨の家に行にけり、略○中 秋風樂三反、蘇合みなつくして、萬秋樂

〔増補下學集 上二 支體〕涕涙 ナミダ 目汁也　承泣 ナミダタル

〔書言字考節用集 五 肢體〕涙 ナミダ　泪 同　戀水 万葉

〔和漢三才圖會 十二 支體〕涕 音體　涙 音類　泪 同　和名奈美太

易萃上爻云、齎咨涕洟、孔疏云、自目出曰涕、自鼻出曰洟、

詩邶風云、泣涕如雨、　説文云、哀聲大聲曰哭、細聲有涕曰泣、

素問解精微論云、夫涕之與泣者、譬如人之兄弟、急則俱死、生則俱生、蓋言人有泣、則涕即隨之不容僞也、稲會乃云、據素問所云則眼爲眼涙、涕爲鼻液非也、又詳于鼻之下、

〔倭訓栞 前編 十九〕なみだ　涙をよめり、泣水垂るの義にや、新撰字鏡に洫をなむだとよめり、今もなんだともいへり、萬葉集に戀水をよめり、涙の玉、涙の雨、涙の淵、涙の瀧などはよそへたる辭也、涙の浦菅萬に見ゆ、古今には涙の床と見ゆ、楽天が詩に夜涙似真珠雙々墮明月とも見えたり、伊勢物語に

我世をばけふかあすかとまつかひのなみだの瀧といづれ高けん、又なみだの瀧は日向國にあり、

千鳥なく泪の瀧にふる雪はおもひに絶て消ぬとぞおもふ、泪は字彙に與涙同と見えたり、○中略なみだにかすむは老人の體也、杜詩に、老年花似霧中看といひ又感時花濺涙と見ゆ、草菴集に

よな〳〵の月こそあらめ老てみる花も涙にかすむ春かな

〔太平記 三十六〕清氏叛逆事附相模守子息元服事

清氏○細河、中略、舎弟兵部大輔ト、イトコノ兵部少輔二人ヲ近付テ、○中略早ク此ヨリ將軍ヘ歸參シテ、清氏ガ所存ヲモ申開キ、父祖ノ跡ヲモ失ハヌ樣ニ計ヒ給ヘ、是我ヲ助ル謀、又身ヲ立ル道ナルベシト泪ヲ流シテ宣ヘバ、兩人ノ人々、押フル涙ニ。。咽テ、暫シハ返事ニモ不及、

下々戸主角麻呂年廿九、正丁〇中略

戸主母建部伊奴賣年五十三二目盲篤疾女、

〇按ズルニ、盲人ノ事蹟ハ、盲人篇ニ詳ナリ、

涙

〔續日本紀七元正〕養老元年十一月癸丑、天皇臨軒、詔曰、朕以今年九月、到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、在朕之躬、甚有其驗、又就而飮浴之者、或白髮反黑、或頽髮更生、或闇目如明、自餘痼疾咸皆平愈、〇下略

〔新撰字鏡水〕泪

〔倭名類聚抄三耳目〕涕涙附承泣　説文云、涕涙體類二反、和名奈美太、目汁也、黃帝内經云、目下謂之承泣、急反、和名奈美太々利、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕下總本作上音體下音類、新撰字鏡泪訓奈牟太、按那彌多愚摩餅茂見仁德紀國依媛歌、又萬葉集作那美多、谷川氏曰、奈美多、蓋泣水垂之義、則知訓奈牟太者美牟同音而轉也、〇中略原書水部云、涕泣也、慧琳音義引作涕目液、希麟音義二引、作涕目汁也、與此所引合、按玉篇廣韻皆云、目汁、詩毛傳亦云、自目出曰涕、又説文泣字注云、無聲出涕曰泣、是涕泣二字、其義不同、今本説文作泣也、恐傳寫之誤、又按原書不載涙字、始見玉篇、云涙涕涙也、此併引涙字、恐誤慧琳音義二引説文云、涙涕也、亦恐誤、朝鮮國所輯醫方類聚、引五藏六府圖云、涙類也、因類而出、故曰類也、〇中略隋書云、黃帝素問九卷、舊唐書作八卷、今所傳唐王冰注二十四卷、所引文、素問靈樞並無載、按唐書有黃帝内經明堂類成十三卷、楊上善撰其書説經穴所在、則此引黃帝内經者、蓋明堂也、明堂今無傳本、望之傳抄一卷、獨手太陰一經而已、不能依以校是書、可恨、又按鍼灸甲乙經云、承泣在目下七分、即是事也、

〔伊呂波字類抄奈人體〕涙ナミタ、ナク、俗作㴃、　泣　涕目汁也　洟　潸已上同、潸流也、

盲

〔醫心方五〕治目淸盲方第十四

病源論云、淸盲者、謂眼本无異、瞳子黑白分明、直不見物耳、若藏虛有風邪痰飮乘之、有熱則痛、无熱但内生鄣、是府藏血氣不榮於精、故外狀不異、只不見物而已、卽謂之淸盲、眼論云、夫人苦眼無所因起、忽然慕々、不痛不痒、漸々不明、經歷年歲、遂致失明、今觀容狀、眼形不異、唯正當眼中央小瞳子裏乃有鄣翳、翳作青白色、雖不別人物、要猶見三光、知晝知夜、如此者名曰淸盲、此宜用金鎞決之、一針便豁然、若雲開見日也、針竟便服大黃丸、不宜大泄、此疾皆從虛熱發風所作也、

〔新撰字鏡目〕瞍瞍睃（三同、桒口反、鼓目也、目○志○比、）

〔倭名類聚抄三病〕盲　唐韻云、盲（莫耕反、〔莫耕反一本作音亡、〕和名米之比）目無眸子也、

〔箋注倭名類聚抄二病〕山田本作莫耕反、那波本同、按莫耕與玉篇合、在十三耕、亡在十陽、音亡非是、又按廣韻武庚切、說文徐音同、在十二庚、此引唐韻、似當作武庚反、醫心方目盲、新撰字鏡瞶瞍並同訓、萬葉訓目志比馬、今俗呼米久良、按米久良法師彈琵琶、見徒然草、新撰字鏡眊訓目暗、○中略廣韻作目無童子、按玉篇盲目無眸子也、此所引音義皆與玉篇合、或源君誤引又按、說文盲目無牟子、顧氏蓋依之、釋名盲茫也、茫々無所見也、按盲者、謂有黑睛無牟子也、又說文瞽但有眹也、謂纔有縫而已、說文又云、瞍無目也、謂目有眹其中空洞無物、皆與盲異、又有黑睛牟子具備而無見物者、是淸盲也、

〔類聚名義抄二目〕瞽（音古、メシヒタリ、メシヒ、和䏶、）　瞽瞽（俗）　暗盲眘（上俗、中今、下正、音亦、マフ、メシヒ、）　瞶（音貴、メシヒ）　瞍（メクラ、メシヒ、）

〔伊呂波字類抄女人體〕盲（メシヒ、目无眸）　瞽（垂目也）　眘（亦メタラシ）　瞎　瞭（已上同）

〔撮壤集下病疾〕盲（メシユ）　盲瞑（メクラ）

〔增補下學集上二支體〕盲（メシヒ、目無眸子也）

〔續修東大寺正倉院文書四〕御野國味蜂間郡春部里太寶二年戶籍

伍保中政戶春部角麻呂戶口十六（略○註）

雀盲

〔倭名類聚抄 三病〕雀盲　病源論云、人至暝不見物、世謂之雀盲、俗云度利女、謂如鳥雀暝則無所見也、

〔伊呂波字類抄 止人體〕雀盲トリメ　雀目

〔增補下學集 上二支體〕雀目トリメ

〔書言字考節用集 五肢體〕鷄曚眼トリメ黄昏前後失明也　雀盲同病源論、人至暮不見物、世謂之雀盲、

〔新撰字鏡 目〕曚 亡紅反、平、殊子而無所見、阿支志比、

清盲

〔倭名類聚抄 三病〕清盲　七卷食經云、凡鹿并梅李食之、任身使子清盲、俗云阿岐之比、

〔箋注倭名類聚抄 二病〕現在書目錄、有新撰食經七卷、不著撰人名氏、此所引蓋是、今無傳本、醫心方任婦禁食法、引養生要集云、麋并梅李實食之、使人清盲、與此所引文略同、按病源候論、靑盲者、謂眼本無異、瞳子黑白分明直不見物耳、昌平本清盲作精盲、按靈異記亦作精盲、宋本病源候論及醫心方引眼論審諦方及小品方、醫方類聚引龍樹菩薩眼論、皆作清盲、本草甲乙經肘後方千金方外臺秘要作靑盲、未見作精盲者、多紀氏桂山曰、目雖清明、不能見物、故曰清盲、作清爲是、醫心方同訓、靈異記精盲、新撰字鏡曚字同訓、萬安方靑盲訓牟末奈賀良乃米之比、

〔類聚名義抄 二目〕瞽所幸反、所景反アキシヒ

〔伊呂波字類抄 安人體〕清盲アキシヒ

〔增補下學集 上二支體〕清盲アキシヒ

〔書言字考節用集 五肢體〕矇アキシヰ瞽同　青盲同　白瞽同　瞍同矇瞽、有目而無眸子也、

〔松屋筆記 七十八〕あき目暗

俗に眼あれども、文字よむ事あたはざる者を明目盲といへり、碧巖集五の卷四左丁四十二則に、居士打了更與說道理云、眼見如盲、口說如啞云々、此眼見如盲ハアキメクラの義といふべし、又八の卷廿三ウ丁八十則に、眼見色與盲等耳、聞聲與聾等とも有、

近目

〔唐律疏議 二十 鬪訟 一〕諸鬪以兵刃斫射人、不著人者杖一百、〇略 註若刃傷、〇略 註及折人肋、眇其兩目、墮人胎、徒二年、

疏議曰、〇中略 眇其兩目、亦謂虧損其明、而猶見物、

〔源平盛衰記 一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事

忠盛ハ桓武天皇ノ御苗裔葛原親王ノ後胤トハ申ナガラ、中比ハ無下ニ打下テ、官途モ淺ク、近來ヨリ都ノ住居モ疎々敷、常ハ伊賀伊勢ニノミ居住セシ人ナレバ、此一門ヲバ伊勢平氏ト申ケルニ依テ、彼ノ國ノ器ニ准テ、忠盛右ノ目ノ眇タリケレバ、伊勢平氏ハスガメ成ケリトハ拍子ケルニコソ、

〔諸國里人談 五 氣形〕眇魚

出羽國鳥海山の川の黃顙魚は、皆一眼眇なり、相傳ふ鎌倉權五郎、鳥海彌三郎とたゝかひに、右の眼を射らる、答の矢を於て又足を射る、その鏃をぬき、此川に至りて目を洗ふ、此緣によつて眇なりと云り、

〔倭名類聚抄 三 病〕近目　食療經云、婦人任身、勿食驢馬肉、令子近目、俗云智〇賀〇米〇

〔箋注倭名類聚抄 二 病〕按千金方妊娠食驢馬肉、令子延月、食騾肉產難、卽其事、謂妊婦食驢肉、令產月延引不生、食療經蓋與千金方同、延月近目、字形相近誤耳、外臺秘要引千金方、無令子二字、作食驢馬肉延月、然則近目卽延月之誤不疑、源君所見食療經、誤作近目、遂訓知加米、非是、病源候論有目不能遠視候、是卽知加米、後世謂之短視近視、

〔類聚名義抄 二 目〕近目 チカメ

〔伊呂波字類抄 知 病〕近目 チカメ

〔增補下學集 上二 支體〕近目

推問之、名謁中言、上總五郎兵衞尉也、爲奉度暮下、數日經廻鎌倉中云云、

藪睨

〔書言字考節用集　五數量〕邪睨（ヤブニラミ、文選注、眥目不正、好邪視、通視同）

〔倭訓栞　中編二十七〕やぶにらみ　通睛をいふ、藪睨の義なり、やぶは無用の處を云ふなるべし、斜眼も同じ、

眇

〔新撰字鏡　目〕眇（彌繞反、上、莫也、遠也、見也、須○加○目、又乎○知○加○太○目、）　〔同　目〕䁥（口甲反、入、一目閉、須○加○目、）

〔倭名類聚抄　三病〕眇　周易云、眇能視、蹇能行、（師説、眇讀須加女、蹇見下文也、）

〔箋注倭名類聚抄　二病〕原書履六三云、眇能視、跛能履、歸妹初九云、跛能履、九二云、眇能視、此所引恐誤、按説文眇一目小也、段玉裁曰、易釋文引作小目也、爲是、釋名目匡陷急曰眇、眇小也、是眇字本訓、病源候論、偏不見物、謂之眇目、是轉注也、又按新撰字鏡䁥字眺字並同訓、谷川氏曰、當是須加比目、須加比與生須加不之須加不同、

〔伊呂波字類抄　須人體〕眇（スガム、スガメ、眇目、）　䁥（目䁥）　角睞（已上同）

〔增補下學集　上二支體〕眇（スガメ）

〔書言字考節用集　五數量〕眇眼（スガメ、又云䁥、眼經音義、一目少也）

〔倭訓栞　前編十二〕すがめ　倭名抄に眇をよみ、新撰字鏡に䁥また眺をもよめり、すがふ目なるべし、平忠盛の眇なりしを、醜戲によせてはやせし事、平家物語に見えたり、俗にためつすがめつといふは、矯つ直めつの義なるべし、また物をためるには、一目眇にする故にや、天目一箇命の名も木匠の神なれば、此義也といへり、

〔和漢三才圖會　十人倫之用〕眇（音渺）　眇（和名須加女、俗云加米太、）

眇説文云、一目小、神仙傳曹公欲害左慈、慈一目眇、葛布單衣、至市視之、一市十萬人皆眇一目、單衣無非慈者、

下々戸主堅見年五十三、正丁、○中略　兄意伎奈年廿三、次丁、一目盲、殘疾、

〔東大寺正倉院文書十二〕山背國愛宕郡雲下里計帳○神龜三年

戸主出雲臣吉事戸○中略

戸主出雲臣吉事年參拾肆歲○中略

母酒人連島木賣年陸拾貳歲　一目盲、殘疾、

〔甲陽軍鑑三品第十一〕今川義元公の時、山本勘介、三河國牛くぼより、今川殿へ奉公の望に參るといへども、彼山本勘介、散々夫男にて、其上一眼指も不叶、足はちんばなり、然れども大剛の者なれば、義元公へめしおかるゝ樣にと、庵原勘介が宿成る故、おとなの朝比奈兵衞の尉をもつて申上るは、○下略

〔常山紀談二十〕重矩は伊賀守勝重の孫にて、島原に於て討死有し內膳正の子、周防守重宗の從子なり、瞎(カタメ)にて長卑く、以の外見ぐるしき人なりしかども、有德賢才のきこえありて、寛文二年、祿二萬石增賜はり、大阪の御城代たり、

〔藩翰譜七下伊達〕政宗○中略郎等遠藤不入齋を使者として、關白○秀吉に音信を通ず、急ぎ政宗御陣にまゐり向ふべきよし仰せ下さる、やがて家の子郎等百騎を具して、天正十八年六月、本國を打立ち、下野の國にさしかゝり、小田原に赴く道塞つて通り得ず、會津のうち大內といふ所より引返し、越後國へ係り、日數經て小田原に至る、關白まづ底關といふ山の中に旅館點じて、政宗を入れらる、政宗二十餘りの男の眼片方なる、髮短く押し切て打かぶり、其貌甚だ異體なり、

〔吾妻鏡十二〕建久三年正月廿一日甲午、渡御于新造御堂地、犯土之間、運土石疋夫等之中、有左眼盲之男、幕下覽怪之、彼者自何國誰人進哉之由被尋仰、乃景時雖相尋之、不分明、被召寄御前、佐貫四郎大夫伺御旨面縛之處、懷中帶一尺餘打刀、殆如寒氷、又覽其盲、魚鱗覆眼上、彌知食有害心者之間、被

片目

相接也、
〔類聚名義抄 二目〕瞙 音莫 マケ　マツケ　メノヒケ　眹睫 音接 マタケ
〔增補下學集 上二支體〕睫 マツゲ
〔和漢三才圖會 十二支體〕目 ○中略
睫 音接 一名眹 和名末豆介 目瞼毛也、
睫拳倒生、閉合時痛者、曰拳毛倒睫、
按目有數品、眦 音彼 フタカハメ 重皮也、瞎 音遏 タホメ 目深也、瞪 音定 目出也、此外有近眼、遠睛、眇等、詳于人倫部、
陳眉公秘笈云、凡鸛狐鳥之睛、其狀赤色、故夜見晝不見也、人目睛黑色、故晝見夜不見、犬馬睛黃色、故晝夜俱見、諸魚睛膠淚所瘀、故水見陸不見、人目睛水泡所成、故陸見水不見、鰐鼈蝦蟇水蛭睛骨之所成、故水陸俱見也、
〔書言字考節用集 五肢體〕倒睫 サカマツゲ 又云拳毛
〔書言字考節用集 五肢體〕眇 カタメ 字彙、一目偏盲也、偏目 同 指南、一眼盲也、偏盲 同 漢書
〔俚言集覽 加〕片目大上臈御名之事、女房詞一カレイヒラメカタメともいふ、
〔日本書紀 二神代〕一書曰、○中略 高皇產靈尊勅大物主神、○中略 宜領八十萬神、永爲皇孫奉護、乃使還降、○中略 齋狹知神爲作盾者、天目一箇神爲作金者、○下略
〔秦山集 雜著甲乙錄五〕重遠曰、天目一箇神、蓋一目乎、此神爲神代鍛冶、世稱一目之人曰加牟治、蓋鍛冶之訛乎、鄙俗 ○澀川春海 曰恐然、
〔令義解 二戶〕凡一目盲、兩耳聾、○中略 如此之類、皆爲殘疾、
〔東大寺正倉院文書 二十三〕御野國本簀郡栗栖太里太寶貳年戶籍
中政戶六人部堅見戶口卅一 ○註略

故轉注也、

〔增補下學集 下二 支體〕眶 マカフラ

瞼

〔倭名類聚抄 三 耳目〕瞼 唐韻云、瞼 居儼反、和名萬奈不太、 目瞼也、

〔箋注倭名類聚抄 二 耳目〕按廣韻、瞼居奄切、在五十琰、儼見母、巨險雖在同韻、然儼群母、其音不同、居儼雖儼同母、儼即五十二儼字、其韻不同、此以巨險居儼音之、恐誤、那波本無巨險反又四字、萬葉集新撰字鏡古本同訓、按末奈布太目蓋之義、今俗呼末不知○中略 廣韻目作眼、按玉篇、瞼眼瞼也、孫氏蓋依之作眼、似是、又按北史姚僧垣傳、瞼垂覆目不得視、埤雅、舊說、衆鳥其目下瞼眨上、唯鶉鴿兩瞼俱動、如人目、是可證瞼之爲末奈布太也、

〔類聚名義抄 二 目〕瞼 音檢、又豆儉反、マナフタ、マナコ、

〔伊呂波字類抄 末 人體〕瞼 マナフタ 眼瞼

〔增補下學集 上二 支體〕瞼 マナフタ

〔書言字考節用集 五 肢體〕瞼 マブタ 韻會、目上下也、 眏 同 史記

〔和漢三才圖會 十二 支體〕目○中略

瞼 又名約束、目上下瞼也、上胞者胃、下胞者脾、故如脾胃熱毒則生胞肉瘡、俗云目比、又云物貰、言乞丐立於門口、

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕高宮王詠數種物歌

婆羅門乃、作有流小田乎、喫烏、瞼腫而、幡幢爾居、

睫

〔新撰字鏡 目〕睫 子葉反、入、目旁毛也、万豆毛、

〔倭名類聚抄 三 毛髮〕睫 四聲字苑云、睫 接反、字亦作䀹、和名萬豆介、 目瞼毛也、

〔箋注倭名類聚抄 二 毛髮〕山田本、昌平本䀹作睞、按玉篇、䀹睫同上、龍龕手鑑、睫䀹睞同、則作䀹作睞兩通、新撰字鏡同訓、按麻都介目毛也、都助語、說文、䀹目旁毛也、即此義、釋名、睫插也、接也插於眼匡而

眶

於面者爲銳眥、在内近鼻者爲内眥、甲乙經目眥外決於面者爲兌眥、在内近鼻者上爲外眥、下爲内眥、又銀海精微、謂内眥爲大眥、謂銳眥爲小眥、素問注、類骨謂目下當外眥也、然則萬奈之利、宜以銳眥小眥外眥充之、〈中略〉原書云、餘々横波翻成眼尾、訓同、

〔類聚名義抄　二目〕眼尾〈マナシリ〉

〔伊呂波字類抄　未人體〕眦〈マナシリ〉　眼尾〈同亦マシリ〉

〔増補下學集　上二支體〕眦〈マナジリ〉　睚〈マナジリ〉　眥〈マナクリ〉　瞼〈同上〉

〔會言字考節用集　五肢體〕外眥〈マナジリ〉　眶〈同〉　眦〈同〉　眼尾〈同、出注倫〉

〔和漢三才圖會　十二支體〕目〈中略〉

銳眥　一名外眥、外角也、〈和名萬奈之利〉内角曰内眥、〈メカシラ〉

〔大鏡　三左大臣師尹〕御むすめ女〈○師尹女芳子〉村上の御時の宣耀殿女御、かたちをかしげにうつくしうおはしけり、〈中略〉御め〇〇〇〇のしりすこしさがり給へるが、いとゞらうたくおはするを、御門〈○村上〉いとかしこくときめかさせ給ひて、かくおほせられける、

〔源平盛衰記　二十九〕礪並山合戰事

兩人〈○平知度爲盛〉共ニ容貌優美也ケル上、鎧毛直垂ノ色、日ノ光ニ映ジテ耀計ニ見エケレバ、義仲是ヲ見テ、今度ノ大將軍ト覺ヘタリ、餘スナ者共トテ、紺地ノ錦ノ直垂ニ、黒糸威ノ鎧ニ、黒キ馬ニゾ乘タリケル、眉ノ毛逆ニ上リテ、目〇〇ノ尻〇〇悉ニサケタリ、其體等倫ニ異也、二百餘騎ヲ卒シテ、北ノ山ノ上ヨリ落シ合テ、押圍ミ、取籠テ戰ケリ、

〔倭名類聚抄　三耳目〕眶　廣韻云、眶〈匡、反、和名　奈〇加〇布〇眞〇〉目眶也、

〔箋注倭名類聚抄　二耳目〕醫心方目匡同訓、〈中略〉廣韻同、按玉篇、眶眼眶也、孫氏蓋依之、又按史記淮南王安傳、涕滿匡而横流、匡眶古今字、說文眥下云、目匡也、又云、匡飯器筥也、蓋目眶有郭、如匡之有郭、

コトナリ、コレモ皆アルコトナリ、太平御覽ニ、唐崔撮一眼眢、珠ヲ以テ精トアリ、小人所爲何方モ同意ナリ、

〔新撰字鏡目〕眥 士至反、去、目厓頭也、目眦、万奈志利、

〔倭名類聚抄三耳目〕眦 廣雅云、眦在詣反、又才賜反、和名萬奈之利、目裂也、遊仙窟云、眼尾、師說訓同上

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕山田本在詣作在計、字異音同、然在詣與廣韻合、作詣似勝、按廣韻云、眦、睚眦、七懈切、又云、眥目際、在詣切、又才賜切、二字不同、源君擧睚眦字、以在詣才賜音之誤、然漢書司馬遷傳、塞睚眦之辭、注睚眦、擧目皆也、眦音才賜反、後漢書黨錮傳、睚眦之忿、濫入黨中、注眦音才賜反、漢書杜欽傳、報睚眦之怨、注眦卽眥字、李善注西京賦睚眦蠆芥、亦引說文眥目匡也、解之、蓋說文無眦字、故誤以爲眥之異文、以才賜音之、源君依之、其實睚眦之眦本作齜、說文齜齒相齘也、一曰開口見齒之貌、讀若柴、徐音仕街切、法華經群狗㖔齜嘷吠、是正義也、其讀如柴、故或借用柴、魏志曹爽傳注引魏略云、二狗崖柴不可當、皆謂犬怒開口見齒、故史記范睢傳、睚眦之怨必報、索隱睚眦謂相嗔怒而見齒也、索隱所釋、猶言切齒而怒、未失本義、蓋古本史記似眦字作齜、不从目、後轉爲瞋目裂眶之義、故變齒从目、然與說文訓目匡徐音在詣切之眥字、固無關係、顏師古李善以睚眦之眦爲卽目匡之眥、音才賜反誤也、然漢書孔光傳、厓眥莫不誅傷、以眥爲眦、司馬相如傳、中必決眥、敍傳福不盈眦、並以眦爲眥、混來亦已久、新撰字鏡、醫心方、眥字同訓、源氏物語御幸卷、萬之利卽是今俗呼女之利、○中略原書釋詁云、甄、瑕、璺、斯、坼、弾、㥏、抓、抹、睚、眦、隙、斬、裁、刓、摵、扣、劈、撾、劉、癘、剗、裂也、此引作目裂、恐非廣雅原文、又廣雅睚眦二字連文訓裂、猶爾雅、初、哉、首、基、肈、祖、元、胎、俶、落、權輿、始也、權輿連文訓始、非權字與字各訓始也、此單擧眦字、非是、後漢書注、文選注、玄應慧琳音義、皆引廣雅曰、睚裂也、與此同誤、按眦是睚眦、嗔怒裂目字、源君混眦眥爲一字、以眦訓裂、眥訓目際、謂目際如裂者是目尾、遂以眦爲目尾字、訓爲萬奈之利、誤、眥亦目匡之總稱、與上條眶同、不得訓爲萬奈之利也、靈樞癲狂篇目眥決、

義眼

〔增補下學集上二支體〕眸ヒトミ

〔類聚名義抄二目〕睛ヒトミ音淨、不眴貌、和生マナコ

〔增補下學集上二支體〕眼睛ガンセイ

〔身體和名集保〕ホトケ　瞳仁

〔和漢三才圖會十二支體〕目略○中

眸ヒトミ俗云　瞳子也、和名比止美　骨之精爲瞳子主腎、筋之精爲黑眼主肝、血之精爲絡主心、其窠氣之精爲白眼主肺、肌肉之精爲約束主脾胃、約束即目瞼也

〔日本書紀十四雄略〕七年七月丙子、天皇詔少子部連蜾蠃曰、朕欲見三諸岳神之形、略○中乃登三諸岳、捉取大蛇、奉示天皇、天皇不齋戒、其雷虺虺、目精赫赫、(ヨヒカリヒロノキマナコカヽヤク)天皇畏蔽目不見、却入殿中、

〔日本後紀十七平城〕大同三年十二月甲子、東山道觀察使正四位下兼行右衞士督陸奧出羽按察使臣藤原朝臣緒嗣言、略○中奧郡庶民出走數度、儲兵隊作梗、何以支擬、臣生年未冥、眼。精。稍。暗。、復患脚氣、發動無期、此病喊積、象乏諸路、略○下

〔三代實錄二十五淸和〕貞觀十六年三月廿三日壬午、是日詔於貞觀寺、設大齋會、以賀道場新成也、略○中凡厥莊嚴幡蓋灌頂等之飾、微妙希有、奪人目。精。、親王公卿百官畢集

〔十訓抄三〕御堂關白道長○藤原物へおはしけるに、道に背負呂の先に立たるに、小童の手に文をさゝげてよみけるを、あやしとおぼして、ちかくめしよせて御らんじければ、眼に重。瞳。有て、いみじく貴き相のえたりければ、やがてめして、匡衡につけて、學問をせさせられけるほどに、後には大江時棟とて、賢博才覺の文士なりければ、君に仕へて博士の道をつげり、養生の方をさへ傳て、齋考の人たりき、

〔叢草小言四〕近時一眼ヲ失スルモノ、珠ヲ以テコレヲ飾リ、明アルモノヽ如クスルアリ、陋フベキ

瞳童之子謂之瞞、文字集略廣韻並本之、然說文無瞞字、只有矑字、云盧童子也、从目盧聲、徐音胡昳切、玉篇矑戶犬戶爲二切、目童子也、瞞同上、則知瞞卽矑字之譌、而以方言本爲作瞞、郭氏誤謂其字从縣、故注云、言矑邈也、縣俗作綿、故文字集略又作瞞、廣韻矑音縣、又音𥈆、瞞音綿、遂分爲二字、誤、又按瞞訓童子黑、訓盧童子、訓瞳童之子、皆謂目珠子、則宜訓比度美、源君訓爲久路萬奈古、非是、靈樞大惑論、五藏六府之精氣、皆上注於目、而爲之精、精之窠爲眼、骨之精爲瞳子、筋之精爲黑眼、其窠氣之精爲白眼、甲乙經作黑睛白睛、醫心方所引眼論謂之烏珠、銀海精微謂之烏睛、據之黑眼、黑睛烏睛、可以訓久路萬奈古也、

〔類聚名義抄二目〕瞞音綿、クロマナコ、

〔伊呂波字類抄久人體〕瞞クロマナコ瞳子黑也、　〔同末人體〕䁾クロマナコ瞳、

〔增補下學集上二支體〕瞳クロマナコ　瞳クロマナコ　睛同上

〔書言字考節用集五肢體〕黑睛クロマナコクロメ　烏珠同

〔徒然草下〕おなじ心にむかはまほしく思はん人の、つれ〴〵にて、今しばし、けふは心靜になどいはんは、このかぎりにはあらざるべし、阮籍が靑き眼誰もあるべき事也、

〔新撰字鏡目〕睛。□頂反、平、眸睛也、万。奈。古。　眸。亡侯反、平、目精、万。奈。古。比。止。

〔倭名類聚抄三耳目〕眸　廣雅云、眸莫侯反、和名比止美、一云、萬奈古、與眼同、目珠子也、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕醫心方睛訓比止三、按新撰字鏡睛眸訓萬奈古、與此云一訓與眼同合、眼訓萬奈古、見上條、古言萬奈古者眸子也、說見眼條、○中略所引釋親文、原書作珠子謂之眸、釋名、瞳子、或曰眸子、眸冒也、相裹冒也、按說文無眸字、盲下云、目無牟子、則知古借用牟、

〔類聚名義抄二目〕眸音牟、マナコ、ヒトミ、マナシリ、

〔伊呂波字類抄比人體〕瞳ヒトミ目瞳也、瞳子也、　眸同

睛

〔太平記三十九〕光嚴院禪定法皇行脚御事
經日紀伊川ヲ渡ラセ給ヒケル時、橋柱朽テ、見ルモ危キ柴橋アリ、御足冷ク御肝消テ、渡リカネサセ給ヒタレバ、橋ノ半ニ立迷ラヲハスルヲ、誰トハ不レ知、如何樣此邊ニ臂ヲ張リ、作リ眼スル者ニテゾアル覽ト覺ヘタル武士七八人、跡ヨリ來リケルガ、法皇ノ橋ノ上ニ立セ給ヒタルヲ見テ、此ナル僧ノ臆病氣ナル見度モナサヨ、是程急ギ道ノ一ツ橋ヲ渡ラバトク渡レカシ、サナクバ後ニ渡レカシトテ、押ノケ進ラセケル程ニ、法皇橋ノ上ヨリ被二押落一サセ給ヒテ、水ニ沈マセ給ヒニケリ、

〔北條五代記九〕三浦介道寸父子滅亡の事
荒次郎義〇三は廿一歳、器量こつがら人にすぐれ、長七尺五寸、髭鬚有て血。眼。なり、手足の筋骨あらあらしく、八十五人が力をもてり、

〔陰德太平記六十二〕三木城沒落附長治已下自裁之事
長治大ノ眼ニ角ヲタテ、左シヲルトテ何許ノ命ヲカ見ン、

〔續視聽草三集二〕長助眼。玉。
本所松坂町家主庄兵衛店義右衛門方同居長次郎事
長助　子十四歲
此者儀、羽州新庄領浪立村百姓林助孫ニ而、同村百姓江養子遣候處、四五年以前ゟ眼出這入いたし、右眼拔出候節者、鳥目五貫文程之目方有レ之候品者、右眼江掛候、但し拔出候眼者、壹寸四方位有レ之候、
右小倉小三郎相糺候趣ニ而、遠山方聞書、遠山ハ役所江、子十月朔日屆、

〔倭名類聚抄三耳目〕睛　文字集略云、睛〈[illegible]反、和名久〇呂〇真〇奈〇古〇〉瞳子也、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕醫心方烏珠同訓、今俗呼二久〇路〇女〇一、白眼呼二之〇路〇女〇一、〇中略所レ引文廣韻同、按方言、

總稱眼目爲女、呼黑眼及瞳子爲萬奈古、無比度美之名、後以萬奈古爲白眼黑眼之總名、故鄙俗有萬奈古太萬之稱、於是呼黑眼爲久路萬奈古、別呼瞳子爲比度美、源君眼訓萬奈古、瞬訓久路萬奈古、眸訓比度美者、皆從今名、瞳眸訓萬奈古者、依古義也、但混殺無別非是、中略原書遊仙窟昨夜眼皮瞤、今本傍訓女乃不知、古本訓萬奈古井、又原書眼子三見、古本皆訓萬奈古井、萬奈古井、又見枕冊子源氏物語、按萬比岐、萬奈古井、猶今俗云米都岐也、眼皮蓋謂眼瞼、訓眼皮字、爲萬比岐萬奈古井、恐不允、

〔類聚名義抄二目〕眼五簡反　マナコ　和ケム

〔伊呂波字類抄末人體〕眼マナコ

〔下學集上支體〕眼マナコ

〔播磨風土記飾磨郡〕麻跡里土上中　右號麻跡者、品太天皇應神巡行之時、勅云、見此二山者、能似人眼割下、故號目割、

〔空穗物語俊蔭一〕としかげ中略その山にいたりて見わたせば、千丈の谷のそこにねをさして、すゑは空につきえだはとなりの國にさせるきりの木をたうして、わりごつくる者あり、頭のみを見れば、つるぎをたてたるがごとし、足手をみればすきくはのごとし、眼をみればかなまりのごとくきらめきて、いみじき女おきなこどもむまごなどゐて、かうべをつどへて、木をきりこなす、

〔土佐日記〕五日承平六年二月、中略かぢとりのいはく、この住吉の明神は、れいのかみぞかし、ほしきものぞおはすらん、中略なをうれしとおもひたぶべきものたいまつりたべといふ、またいふにしたがひて、いかゞはせんとて、まなこもこそふたつあれ、たゞひとつあるかゞみをたいまつるとて、海にうちはめつれば、いとくちおし、

〔徒然草下〕達人の人をみる眼は、すこしもあやまる所有べからず、

眼

〔太平記二十一〕鹽冶判官讒死事

師直此返事ヲ聞ショリ、イツトナク侍從ヲ呼テ、君ノ御大事ニ逢テコソ、捨ント思フル命ヲ、詮ナキ人ノ妻故ニ、空ク成ンズル事ノ惡サヨ、今ハノキハニモナルナラバ、必侍從殿ヲフレ進テ、死出ノ山三途ノ河ヲバ越ンズルゾト、或時ハ目ヲ瞋テ云ヒヲドシ、或時ハ又顔ヲ低テ云倶ケル、〇下略

〔俚言集覽 手〕男の目には絲を引、女の目には鈴をはれ、

〔伊呂波字類抄 末 人體〕瞬〇マジロク、目動也、亦作眴、　瞚　眄 同

〔增補下學集 上二 文體〕瞬 マジロク　瞼 マブタ

〔書言字考節用集 五 肢體〕瞬 マジロク、文選注、目之開闔也、　瞜 同出　眴 同　瞚 同　轉盻 同

〔和漢三才圖會 十二 支體〕目之用

物入目中曰眯〇音米　莊子云、簸糠眯目、

集驗方云、用象牙紋白者、取人乳、放乳鉢內、磨濃如米泔、再加黃連 極末 冰片 研末 各少許入、前藥點眼角、

〔倭名類聚抄 三 耳目〕眼 眼附 皮　廣雅云、眼 五簡反、和名萬奈古、目子也、一云、瞳 音童、訓同上、　遊仙窟云、眼皮 師說萬比岐、一說萬奈古井、

〔箋注倭名類聚抄 二 耳目〕按萬奈古、目之子也、〇中略 所引釋親文、原書作目謂之眼、說文亦云、眼目也、此作目子、恐非廣雅原文、釋名眼限也、童子限限而出也、按目是總稱、其名泛及瞼眶、眼謂黑眼白眼、其實不同、故源君別訓眼爲萬奈古、如說文廣雅、統言之耳、〇中略 醫心方瞳子訓萬奈古、〇中略 廣韻童作瞳、按說文無瞳字、瞻下云、盧童子也、瞎下云、目童子精也、則知古以童爲瞳、人部有僮、云未冠也、經典皆作童、眼之有瞳、猶人之有童子、故轉名童子、或單呼童、後俗加目作瞳也、釋名、童子、童重也、膚幕相裹重也、子小稱也、主謂其精明者也、按玄應音義引埤蒼云、瞳目珠子也、玉篇同、釋名、童子或曰牟子、漢書注童子目之眸子、孟子注眸子、目瞳子也、說文新附、眸目童子也、是瞳眸一物、宜訓比度美、蓋古

て、一夜せめてとはれて、すゞろなる所にゐて、ありき奉りて、まめやかにさいなむに、いとからし、さてとかくも御かへりのなくて、そゞろなるめのはしをつゝみて給へりしかば、とりたがへたるにやといふに、あやしのたがへ物や、人のもとにさる物つゝみておくる人やはある、いさゝかもこゝろえざりけるとみるがにくければ、物もいはで、すゞりのあるかみのはしに

かづきするあまのすみかはそこなりとゆめいふなどやめをくはせけん、とかきていだしたれば、歌よませ給ひつるか、さらに見侍らじとて、あふぎかへしてにげていぬ、

〔今昔物語二十三〕陸奥前司橘則光切殺人語第十五

今昔、陸奥前司橘則光ト云人有ケリ、〇中略歳三十許ノ男ノ鬚鬢ナルガ、〇中略鹿ノ皮ノ沓履タル有リ、〇中略殿上人共彼男召寄セヨ子細ヲ問ハムト云テ呼ヌレバ召將來タリ、見レバ頰ガチニテ、頤反タリ、鼻下リテ赤髮也、目ハ摺赤メケルニヤ有ラン、血目ニ見成テ片膝ヲ突テ、太刀ノ柄ニ手ヲ懸テ居タリ、

〔六代勝事記後堀河〕同〇承久三年七月六日、太上天皇〇後鳥羽を鳥羽殿に遷し奉る、〇中略七條院今は限りの御名殘にたへず、御幸なりたるに、ものゝふがせき申を、とかくなだめていらせたまひたれども、もろともになくより外の御詞なし、御目たがひにくれにければ、女房のかたに手をかけて、足にまかせて、やがてたちかへらせ給にけり、

〔太平記八〕四月〇正慶二年三日合戰事附妻鹿孫三郎勇力事

印具駿河守ノ勢、五十餘騎ニテ追懸タリ、其中ニ年ノ程二十計ナル若武者、只一騎馳寄セテ、引テ歸リケル、妻鹿孫三郎ニ組ント近付テ、鎧ノ袖ニ取著ケル處ヲ、〇中略孫三郎尻目ニハッタト睨テ、敵モ敵ニヨルゾ、一騎ナレバトテ、我ニ近付テアヤマチスナ、ホシカラバ、スハ是取ラセン、請取レト云テ、〇下略

妹が所見るを見す、君が所見むことを欲と云意なり、夢も寐の間に所見るを云、さて如此所見は、彼方より所見るを云言なれども、又其を見る此方の事になしても云、面にある目も、他より物の所見る由の名なるを、見る此方の物に負せたるが如し、されば長目は、長く見ることにて、此ものの本は長所見にて、彼方より所見ることなれども、其を此方より見ることに云なり、那賀牟と所用ゐも、牟は所見の約りたるにて、彼方より見ゆるなれども、全此方より見ることに云り、さて那賀米には、賤字などを書く、此字の注に、誂誤也とも違誤也とも云るに依らば、長とは遠く眺る意の如くにも聞ゆれども、古より此言を用ひたる様を考るに、然には非ず、なほ久しく視る意なり、さて心に物思ふことある時は、つく〳〵と物をながめ居るものなる故に、中昔よりは、物思ふことをも、やがて那賀米と云なり、さて又聲を長く引て詠るをも、那賀米と云、其は別事也、此は彼女人を御前に侍はしめて、婚まほしく所思看すさまにつら〳〵視居賜ふを云るにて、天皇の御長目なり、師はナカメヲタレドモと訓て、女人の長目とせられたり、いかゞ、さては今字を當る意に當りがたし、恒令經とは、幾度も然る目を令見賜ふを云なり、

〔續日本紀 三十四光仁〕寶龜八年九月丙寅、内大臣從二位勳四等藤原朝臣良繼薨、○中略太師押勝起宅於楊梅宮南、東西構樓、高臨內裏、南面之門便以爲櫓、人士側目、稍有不臣之譏、

〔榮花物語 二十八若水〕因幡のめのとのいと物はづかしう、うゐ〳〵しき心ちして、まばゆくあふぎはなたぬに、きみの御ありさまみたてまつりてぞ、さしいでざらましかば、いかにくちをしうとみやりたるまみげにうつくしとみたてまつりたるもことはりにみゆ、

〔源氏物語 四十七總角〕宮はいつしかと御文奉り給ふ、山里には誰も〳〵うつゝの心ちしたまはず、思みだれたまへり、さま〳〵におぼしかまへけるを、色にも出し給はざりけるよと、うとましうつらく、あね君をば思きこえ給て、めもあはせ奉り給はず、しらざりしさまをも、さは〳〵とはえあきらめたまはで、ことわりにこゝろぐるしく思きこえ給、

〔枕草子 四〕左衞門の文とて、ふみをもてきたり、みなねたるに火ちかくとりよせて見れば、あすみどきやうのけちぐわんにて、宰相中將の御物いみにこもり給へるに、いもうと○淸少納言のあり所申せとせめらるゝに、ずちなし、さらにえかくし申まじき、そことやきかせ奉るべき、いかに仰せにまたがはんとぞいひたる、返事もかゝで、めを一寸ばかりかみにつゝみてやりつ、さて後にき

〔書言字考節用集五 肢體〕目 一名 眼

〔和漢三才圖會十二 支體〕目 音木

釋名云、目默也、默而內識也、

內經云、目者肝之竅、而肝和則能辨五色矣、

天不足西北、地不滿東南、故人右耳目不如左明、人左手足不如右强也、人南面則左東方陽也、其精幷於上、

〔身のかたみ〕第三、御めは、玄やうとく生れづきたるものにて候ほどに、おほきくもちいさくも、まなこはとにもあれ、見まはしうつくしう、のどやかに見なし候へば、そのづからうつくしきものにて候、いかによき目つきにても候へ、まん〳〵と見まはして、ふと見つけたるやうに候へば、能めつきも、そのづからみにくゝ候、よきにつけてもな〇此間有脫字にうつくしう御らんじなされ候はば、よく御入候べく候、

〔めのとのさうし〕目は人の顏のうちのいきものにて、おほきなるもちいさきも、いきほいことなるものにてさのみ思ふまゝに見いだし候へば、よき目つきも、おそろしくなり候、わろき目つきなれども、なづかしううら〳〵と見出し候へばよく候、

〔古事記 中景行〕天皇聞看定三野國造之祖、神大根王之女、名兄比賣弟比賣二孃子、其容姿麗美而、遣其御子大碓命以喚上、〇中略 求他女人、詐名其孃女而貢上、於是天皇知其他女、恒令經長眼、亦勿婚而惚也、

〔古事記傳 二十六〕令經長眼に(眼字、諸本肥に誤り、眞福寺本眼に誤れり、今は延佳本に依れり、)は、字の隨に那賀米袁閉斯米と訓べし(閉斯米を、ヘセシメ、ヘサシメなど訓は、正しからず、此は萬葉十七に、見之米、廿に伎惠米などあると、同格の言なり、令見令得なども、ミセシメ、ミサシメ、エセシメ、エサシメなど云は後ぞ、)長眼とは、心を著て久しく視居るを云ふ、(そも〳〵長目と云言の本は、まづ目は所見の約まれるにて、萬葉などに、妹が目見ず、君が目を欲など云も、)

目

〔安齋隨筆後編四〕眉掃　婦人養草に云、ある老女の予に物がたりしけるは、大内にては、眉はらふと申也、地下にてはつくるといふ、男の眉をば右よりつくるべし、女房は左より作るべしと、又左右の眉は日月にたとへたれば、月のさはり有る時は東に向つて眉作るべからずといへり、日本にても眉に種々の名あり、黛眉、融眉、𧫷眉、霞眉、大形岸立眉、是はおさなき人につくる眉也と、又唐眉、是はいたつて年たけたる人に作る眉也と、あいかまへて、右より作り始べからざるよしいへり、鐵漿つくる事も、春の初につくるには、堅牢地神に手向べし、おはぐろとは、公家方より申ならはしたり、是を内裏にては、ふし水と申給ふ、下種つけがねと云ふと、物語に仿て、今こゝに書つく、

〔年々隨筆一〕女の眉そる事は、黛もて畫んとての事なり、さるははえ際のしどけなき所、色のこきうすき所などありて、わろびたれば、それをそり落して、おもふまゝに畫くなり、今大かたは剃たるまゝにて、かゝむ物ともおもひたらぬは、無沙汰なる事なり、又はぐろめは、色のきはみてきたなげなるをかくさむ料なり、共に女しく物心つきたるおもむきなり、俗にこれを元服といふはあらぬ事ながら、おとなになりたる意はかよへり、

〔秇苑日渉三〕婦人剃眉

此方婦人已嫁剃去眉、以墨畫於額上、其來蓋舊矣、猗覺寮雜記曰、今婦人削去眉、畫以墨、蓋古法也、釋名曰、黛代也、滅去眉毛、以代其處也、

〔倭名類聚抄耳目三〕目　釋名云、目默也、默而內識也、

〔箋注倭名類聚抄耳目二〕所引釋形體文、說文、目人眼、象形、重童子也、

〔伊呂波字類抄女人體〕目

〔燕石雜志一〕物の名

目めはものを照らして見るものなれば明歟、亦物を見るものなればみ歟、めとみと通す、

とやかくとすれどもたへぬ物おもひ、　かすみこまかに引まはしけり　うつくしなたゝ丸貌
のぼゝほまゆ　馬にのりたる人丸をみよ

〔大上臈御名之事〕一ぼうまゆのほど、ほんまゆのけを、ゑたばかりとるなり、

〔安齋隨筆十二〕拔眉齒黑　堤中納言物語むしめづる姫君の卷に云、人はすべてつくろふ處あるはわろしとて、まゆさらにぬき給はず、はぐろめさらにうるさし、きたなしとてつけ給はず、いとしろらかにゑみつゝ、このむしどもをあしたゆふべにあいし給ふ云々、是にて考るに眉毛ぬき、齒をくろむる事は、久しき世よりあり來たれる事也

〔貞丈雜記人物二〕一女眉凶事の時拭事、大永六年五月二水記云、後柏原院崩御條、眉之事、崩御の後、親王御方令揮事、此事先例如何、明應之度事、女中皆失念云々、今度先被拭、親王渡御之日有御眉、渡御倚廬之後、又被拭之、還御本殿之時同之、諒闇中無御眉云々、女中眉終不拭之、崩御之後皆以淡黛也、若殿上人同之云々、按男女共に崩御の時は、眉を落す事と見ゆ、今世女は凶事の時は、眉にしんを入れずと云ふも、是より出でし事なるべし、室町家にも公家の故實を用ひられ給ひし故、舊記に凶事の時、女の眉落す事見えざれ共、左も有るべき故實也、眉にしんを入れずと云ふ事は舊記に見及ばず、

〔貞丈雜記人物二〕一横眉もゝ眉の事、光源院殿〇足利義輝御元服記云、御鬢亂サルヽ御眉ハモヽマユ也、御烏帽子召サレテ横眉也云々、横眉ハ俗ニ是ヲ天井眉と云ふ、頭こく末うすく匂はせたり、あまり目の方へ出過ぎたるもあしゝ、又あまり引き入れて、髮の中へ入れたるも惡し、もゝ眉と云ふは、詳に知れざれ共考へて記す、もゝまゆは茫々眉と云ふ事を、もふ〳〵眉と唱へて、それをもゝ眉と云ひ違へたるにや、併し茫々眉は、自身の眉毛の中へ、細くすみにて心をさし入る事なり、額に別に作るに非ず、又按ずるに、もゝ眉は桃の實の樣に二つ額に置く事歟、

作眉

人とあるに同じ、

〔萬葉集 十一古今相聞往來歌〕正述心緒、
希將見、君乎見常衣、左手之、執弓方之、眉根搔禮、〈○中略〉
眉根搔、下言借見、思有爾、去家人乎、相見鶴鴨、
或本歌曰、眉根搔、誰乎香將見跡、思作、氣長戀之、妹爾相鴨、
一書歌曰、眉根搔、下伊布可之美、念有之、妹之容儀乎、今日見都流香裳、〈○中略〉

問答
眉根搔、鼻火紐解、待八方、何時毛將見跡、戀來吾乎、
右上見柿本朝臣人麿之歌中、但以問答故、累載於茲也、

〔伊呂波字類抄 末人體〕黛〈マユスミ、眉黛、〉〈亦作黱、〉

〔增補下學集 上二支體〕黛〈マユズミ〉

〔書言字考節用集 五肢體〕黛〈マユズミ〉〈詩格註、畫眉墨也、釋名謂去眉毛以此代之、故謂之黛、〉

〔倭訓栞 中編二十四末〕まゆずみ　和名抄に黛をよめり、又玉篇に黛以松煙畫眉也と見え、神代紀に眉上生蠶とあるより出たり、歌にまゆずみとも讀にまゆねくろきともみえたり、庭訓に小柴黛とみゆ、小柴は所の名にや、藻鹽草に炭山伊勢神手向とみゆ、多氣郡北藤原村より黛を貢すといふ、其所をけふりそといへり、そは所なり、

〔山賤記〕朝夕につかうまつりなれたる女房など、さらに物おぼえたるもなし、かきくらす涙の色ふかく、とりのまゆずみもあとなき面がはり、いつしかあはれに見給ひて、心のうちども思ひやられ侍り、

〔宗長手記〕越年は薪酬恩庵傍捨壺下、爐邊六七人集て、田樂の鹽噌の次で、俳諧度々に、〈○中略〉

〔太平記二〕南都北嶺行幸事
彼堂〇大講堂ト申ハ、深草天皇ノ御願、大日遍照ノ尊像也、中比造營ノ後、未ダ供養ヲ遂ズシテ、星霜已ニ積リケレバ、甍破テハ霧不斷ノ香ヲ燒、扉落テハ月常住ノ燈ヲ挑グ、サレバ滿山歎テ年ヲ經ル處ニ、忽ニ修造ノ大功ヲ遂ラレ、速ニ供養ノ儀式ヲ調ヘ給ヒシカバ、一山眉ヲ開キ、九院首ヲ傾ケリ、

〔塵尻五十五〕又曰、長崎の婦人、男のごとし、眉毛を生して常とす、年老たる女の額をかし、平戸なんども同じさまなりしが、近年國の守より令して、領内の女眉を剃侍る迚、珍らかなる樣にいへるとて物語せし、平家物語にや、鬼界が島の事をいへるとて、男は立ゑぼしもきず、女は髮をもさげずといへり、そのかみは、是を片田舍の俗として、にげなく思ひけるなるべし、今の人は、大家といへども元服の姿なく侍る、賢按、元服のすがたとは島相なかむる事なり、凡女はいつも眉を拔侍るに、西のはづれには、いまだかゝる事侍るにや、但し異邦の人をかしかれば、眉を生じ侍るかまりがたしとて笑ひ侍りし、

〔塵尻九〕一柳川邊の婦女は、老に至る迄、眉毛をとさずとなん、賢按、九州長崎天草邊も同じ、

〔倭訓栞前編二十九〕まゆひき　日本紀に美女之睩と見えたり、万葉集に眉引と書り、又まとひきとも見えたり、

〔日本書紀仲哀八〕八年九月己卯、詔群臣以議討熊襲、時有神託皇后而誨曰、天皇何憂熊襲之不服、是膂之空國也、豈足擧兵伐乎、愈茲國而有寶國、譬如美女之睩、有向津國、〇下略

〔萬葉集古今相聞往來歌十二〕正述心緒
吾妹子之、咲眉引面影、懸而本名、所念可毛、

〔倭訓栞前編二十九〕まゆねかく　人に戀らるれば眉根痒しといへり、遊仙窟に人眼皮瞤則見好

〔倭訓栞前編二十九〕まゆ　眉をよめり、目上の義、うへ反え、轉じてゆとなる也、又日本紀にまよともよめば、目依の義にや、出羽にてまゆけを、まみあひともこぬけとも、常陸上總にてやまといへり、今長崎平戸の婦人は眉を去ず、近江君が畑といふ所は、伊勢員辨郡に隣る一村の婦人、眉をそらず齒を染ず、惟喬親王の住せ給ふといひ傳へり、奥の柳川あたりも婦女眉をとらず、婦人眉を去ることは、唐文宗詔に、高髻險粧去眉開額と見えたれば、唐より倣へるにや、

〔和漢三才圖會十二支體〕眉　〓本字象形　和名萬由、俗云末由介、眉目上毛也、

按唐書云、袁天綱見岑文本曰、眉過其目、文章振天下、果然焉、今又俗所傳、眉毛中有長秀者、爲長壽之徵、多試之不違、又云、左眉後骨痒則將逢戀人之兆也

〔日本書紀神代一〕一書曰、〇中略保食神已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、〇中略眉上生蠒

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕問答

今日有者、鼻之鼻之火、眉可由見思之言者君西在來、

〔萬葉集十三相聞〕荒玉之年者來去而、玉梓之使之不來者、霞立長春日乎、天地丹思足椅、帶乳根笑母之養蠶之眉隱氣衝渡、吾戀心中少、〇少恐手誤人丹言物西不有者、松根松事遠、天傳日之闇者、白木綿之吾衣袖裳通手沾沼、

〔源平盛衰記十八〕文覺高雄勸進附仙洞管絃事

カヽル處ニ文覺勸進帳ヲバ左ノ手ニ取渡シ、〇中略眉ノ毛ヲ逆ニナシ、眞眼ニ見テ庭上ヲ狂廻ケレバ、思懸ヌ假事デハアリ、コハイカヤセント、上下騷グリ、

〔增鏡十三秋のみ山〕公衡宰相中將、劍璽の役つとめらる、さくらもえぎのうへのはかま、かばざくらのしたがさね、山ぶきのうきをりものゝきぬ、紅のうちたるひとへをかさねられたり、しろくまろくこゑたる人のまゆいとふとくて、おいかけのはづれ、あなきよげと、たのもしく見えられし、

禰師更拜、兩耳俱開、遲遲聞者、莫不敬怪、是知感應之道諒不虛、

〔文德實錄三〕仁壽元年九月乙未、散位從四位下藤原朝臣岳守卒、岳守者、從四位下三成之長子也、〇中略五年〇承和爲左少辨、辭以聹耳不能聽受、

完骨

〔倭名類聚抄三耳目〕完骨 針灸經云、完骨和名美〇々〇勢〇勢〇乃〇保〇禰〇耳後大骨也、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕按今俗猿樂狂言猶有美々乃世々之語、〇中略按鍼灸甲乙經云、完骨在耳後入髮際四分、張介賓類經、完骨耳後高骨也、

〔倭名類聚抄三筋骨〕完骨 詳見耳目類

〔伊呂波字類抄見人體〕完骨ミヽセヽホ子ミヽセヽホ子

〔增補下學集上二支體〕完骨ミヽセヽノホ子

〔經穴纂要五〕周身名位骨

完骨釋骨曰、玉枕骨下高以長在耳後曰完骨、金鑑曰、壽台骨即完骨、在耳後、接於耳之玉樓骨者也、

眉

〔倭名類聚抄三毛髮〕眉 說文云、眉眞〇及〇和名萬由目上毛也、

〔箋注倭名類聚抄二毛髮〕尾張本麋作麋、昌平本作𥃩、下總本作麋、按廣韻眉麋同音在六脂、故古多借麋爲眉、士冠禮眉壽萬年、注古文眉作麋、漢碑北海相景君銘、不永麋壽、荀子、伊尹之狀、面無須麋、漢書赤眉作赤麋、是也、麋糜並在五支、其韻不同、作麋作糜皆非、麋譌字、諸無有、〇中略所引即𥃩部文、原書眉作𥃩、按玉篇、眉今𥃩字、釋名、眉媚也、有嫵媚也、

〔伊呂波字類抄末人體〕眉マユ音去尸俗、

〔下學集上支體〕眉マユ

〔物類稱呼一人倫〕眉まゆ 關西にてまゆげといふ、東國にてまみあいといふ、奧州にてこうのけといふ、常陸及上總にて、やまといふ、

をもとがめ給はずて、ことなう入輿し給ひけり、斯〳〵いふ我も今は耳遠し、

〔病名彙解七〕耳聾(ミヽシヒ)(ジロウ)　俗ニ云ツンボウノコトナリ、聾ハミヽシヒト讀リ、龍ハ角ニテ物音ヲ聞テ、耳ニテハキカヌ也、故ニ龍ノ耳ト書リ、病源ニ云ク、精氣調和スルトキハ、腎ノ藏强盛ニシテ五音ヲ聞、モシ血氣ヲ勞傷シ、衰ヌルニ風邪ヲ受レバ、腎ノ藏ヲ損ジ、精脱シテ耳聾スルナリ、

〔東海道名所記六〕世に島原と名づく、〇中略かゝる者〇遊女の果は、上下共によろしからず、親にかゝりは勘當せられ、後には盗人になり、主にかゝりは、おやかたをたをし、他國に走りて請人に迷わくさせ、又は唐瘡をかきいだして、これをふせがんとて、輕粉大風子なんど、あらけなき藥をのみて、瘡毒うちに責ては筋ちぎれ骨くじけていごう引つり、かなつんぼうになりつゝ、ながきうれひをまねくもあり、これは薄き人々の傾城ぐるひの事也、

〔松屋筆記八十四〕生肌武者、つんぼう武者、雜人原、白歯者、青葉者、
同部〇甲州流軍法步騎必用口傳四卷行軍部生肌武者、つんぼう武者、雜人原白歯者共といへる條に、コノ三ケ條は、古へナキコトバナリ、近代云ナラハスト見ヘタリ、生肌武者トハ薄手ヲ負、其疵未愈ザルニ大合戰アレバ、出ズシテ叶ヌユヘ、ソレ〳〵ノ支配頭ヘコトハリ、具足ヲキテ出ルモノヲ云、又一說に、手負武者、頭ニコトハリ、具足ヲキズ羽織バカリニテ出ルヲ云トノ二說ナリ、ツンボウ武者ハ具足ヲ著テ、指物ヲサヽヌヲ云、雜人原トハ中間荒子ノ類、一度モ具足キヌモノヲ云、コレヲ青葉者トモ云ナリ、

〔日本靈異記上〕聾者歸敬方廣經典得現報開兩耳緣第八
小墾田宮御宇天皇之代、有衣縫伴造義通者、忽得重病、兩耳並聾、惡瘡遍身、歷年不愈、自謂宿業所招、非但現報、長生爲人所厭、不如行善遄死、乃掃地飾堂、屈請義禪師、先潔其身、香水澡浴、依方廣經、於是發希有想、白禪師言、今我片耳聞一、幷名、故唯願大德忍勞拜、依禪師重拜、片耳既聞、義通歡喜、亦請重禮、

ヒタルナリ、熱解スルトキハ自ラ愈ル故、藥用ニ及バズ、人老テ耳ノ聾ルハ、鼓膜衰弱シ張ノ弛ミタルナリ、敗鼓(フルタイコ)ノ弛ミテ聲音ノ應ゼザルト同ジ、又老眼ノ衰弱シテ瑣屑ノ物ノ見ヘヌト同理ナルコトヲ知ルベシ、藥餌ノ治スル所ニ非ズ、聤聹(ミヽクソ)ニテ聾ルコトアリ、常ニ聤聹ノ溜リテ出、或ハ脂ノ如クニ出ル者ハ、自然ト耳中一杯ニ塞リテ聾ルコトアリ、江戸室町島屋平七ト云フ者、耳ノ聾ルコト已ニ數年ナリ、來テ治ヲ請フ、先ヅ紫雲ヲ耳中ヘ滴入スルコト數日、後ニ水銃(ミヅテツポウ)ニテ温湯ヲ耳中ヘ射注スルニ、炒(イリ)麩(フスマ)ヲ拆(ワリ)タル樣ナ物二片出テ、又脂ノ如キモノ多ク出デヽ、宿痾脫然トシテ去リ、特ニ聰ヲ覺フ、後此手段ニテ耳聾ヲ療治シテ、奇驗ヲ得タルコト尤多シ、此事已ニ病源候論ニ載ス、

〔傍廂前篇〕聾

加藤千蔭翁の月次會日に、我〇齋藤彦麿若かりし時、季鷹縣主と安田躬弦と三人にて行きけるに、何くれと物語せられける中に、千蔭翁のいはく、近頃は本居宣長こそ金聾になりたれといはれしを、傍にて聞きて、躬弦がいはく、宣長を假名聾とのたまふ千蔭先生は、眞名聾にやといひけれど、千蔭翁にはきこえず、人々は打ちたふれてわらひぬ、季鷹縣主にもきこえぬこそをかしかりしか、又或やんごとなき君の御まへにて、人々物がたりしける時に、守の殿のたまはく、近頃季鷹が狂歌に、

我耳の遠くなりしは年をへて聞えぬ歌をよみしむくいか、とよみしは、いとおもしろしとのたまひければ、御まへに居たるくすし某の年老いたるが、さばかりの歌おのれもよみ侍るなり、さまでほめさせ給ふべきにあらずといへば、彼殿さらばよめとのたまふに、彼くすしがとりあへず、

我耳の遠くなりしは年をへてきかぬくすりをもりしむくいとか、いひければ、むらいのつみ

〔伊呂波字類抄 人體 見〕聾 ミヽシヒ

〔書言字考節用集 五 肢體〕聾 山海經、龍聽以角不以耳、

〔倭訓栞 前編 十六〕みゝしひ　聾をよめり、新撰字鏡に聲もよめり、山海經に、龍聽以角不以耳と見えたり、

〔醫心方 五〕治耳聾方第一

病源論云、耳聾者、腎 時忍反 爲足少陰之經而藏精、其氣通耳、耳宗脉之所聚也、若精氣調和、則腎藏強盛、耳聞五音、若勞傷血氣、兼受風邪、損於腎氣而精脱、精脱者則耳聾、今案、大素經云、人有手足少陽大陽、及手陽明等五路脉、皆入耳中、故曰宗脉所聚也、養生方云、勿塞故井及水瀆、令人耳聾目盲、葛氏方云、聾有五種、風聾者掣痛、勞聾者黄汁出、乾聾者耵聹生、虚聾者蕭々作聲、亭聾者膿汁出、治之方鯉魚腦以竹筒盛蒸之、一炊下熟熱、以灌耳、

〔醫心方 六〕治肝病第十

病源論云、肝氣盛爲血有餘、則病目赤、兩脇下痛引小腹、善怒氣逆則頭眩、耳聾不聰、頰腫、是爲肝之實也、則宜寫之、肝氣不足則病目不明、兩脇拘急筋攣不得大息、爪甲枯、面青善悲恐如人將捕之、是爲肝氣之虚、則宜補之、

〔和漢三才圖會 十 人倫之用〕聾 音籠 和名美美之比　俗云豆牟保

聾耳不聞聲也、釋名云聾籠也、如在蒙籠之内、聽不察也、籠耳病聽、故字从龍、

〔瘍科秘錄 八〕聤耳

耳聾ハ其因一ナラズ、先耳ニ聲音ノ聞ユル機關ヲ思フニ、太鼓ニ聲音ノ應ズルト同理ナリ、近世西洋學大ニ行ナハレ、予〇本間和卿モ傍ニ其說ヲ聞キ、屢解剖ヲ試タルニ、耳竅ノ中ニ鼓膜ト云フモノアリ、耳ノ聾ルハ此膜ニ滯リノアルナリ、聤耳ニテ聾ルハ、鼓膜ノ腐爛或ハ瘡口ヨリ瘜肉ヲ生ジ、耳竅ヲ塞ギタルモノナルベシ、治シ難シトス、疫ニテ聾ルハ、鬱熱ノタメニ鼓膜知覺ノ官ヲ失

聾

順ふ所なりと申により、みな江戸に召して藝能をたづねさせ玉ひければ、玉春庭三官といふもの按摩導引をなすと申す、さらばとて御側勤の者に試させ玉ふに、妙手なりと申により、成公御自ら療せさせ玉ふに、無比類名人なり、殊に耳の垢をとり內を掃除する事、これまでなき術なりとて、大におぼしめしにかなひ、日每に昵近し奉りければ、永く御館にめしつかはるべし、然る上は此國の風俗になれとて、月代をそり衣服を改め、遠藤氏の女をめとりて、遠藤勘兵衛と改めたり、さて男子出生しければ、名を賜はりて造酒之助と稱す、○中略英一蝶がかける耳の垢とりは、此乘組のうちか、もしは王春庭が弟子にてもありしなるべし、○中略

乙酉四月　輪池堂

〔骨董集上編上〕耳の垢取

江戸鹿子(貞享四年板)四 耳垢取、神田紺屋町三丁目長官とあり、おなじ比京にもあり、京羽二重(貞享二年板)耳垢取、唐人越九兵衛とあり、初音草噺大鑑(元祿十一年板)卷之五に、京と江戸ゆきゝすぐなる通町辻々をみれば、あるひは齒ぬき、耳の療治云々、老人養草(正德六年板)に云、近來京師の辻々に耳垢取とて、紅毛人のかたちに似せて云々とあれば、元祿の末正德の比までもありしなるべし、

〔新撰字鏡耳〕聱(五高、語虬二反、聾、耳志比、)

〔倭名類聚抄三病〕聾 四聲字苑云、聾(音力東反、和名美々之比、)耳不聞聲也、

〔箋注倭名類聚抄二病〕山田本作音刀東反、按音籠與廣韻合、力東與玉篇合、字異音同、曲直瀨本、下總本作音龍、按聾在一東、龍在三鐘、作龍恐非、醫心方耳聾、新撰字鏡聱字同訓、新撰字鏡古本聱聢並訓彌々志戸、○中略按說文聾無聞也、文選七命注引蒼頡篇云、聾不聞也、急就篇注、耳不聞聲曰聾、禮記王制正義、聾謂耳不聞聲、並與此略同、釋名聾籠也、如在蒙籠之內、聽不察也、

〔類聚名義抄二耳〕聾(音籠、ミヽシヒ、和リヨウ、リウ) 聵(ミヽシヒ) 聟(ミヽシヒ) 聢(同) 聳(俗聹字、ミヽシヒ)

耵

吉ヲ引起シテ、命ヲ助ルノミナラズ、樣々ノ引出物ヲシ酒ナンドヲ勸テ、京ヘ連テ上リタレバ、福八六波羅ノ燒跡ヘ行、正シタ此ニ數埋タリシ物ヲ、早人ガ掘テ取タリクルゾヤ、傳ツケ奉ント思タレバ、耳ノビタガ薄タ坐シケルト歎テ、空笑シテコソ返シケレ、中吉ガ謀ニ道開ケテ、主上其日ハ篠原ノ宿ニ着セ給フ、

〔倭名類聚抄 三耳目〕耵(音頂)聹(乃挺反) 孫愐曰、耵聹耳垢也、(和名美美久曾)

〔箋注倭名類聚抄 二耳目〕醫心方同訓、按今俗呼美々乃阿加、○中略 廣韻同、按玉篇耵聹耳垢也、孫氏蓋依之、那波本是條收在耳目類𥉌涕淚之後、似是、然病源候論云、耳聹耵聹者、耳裏津液結聚所成、人耳皆有之、輕者不能爲患、若加以風熱乘之、則結鞕成丸核塞耳、亦令耳暴聾、又葛氏方有治耵聹塞耳而強堅不可得挑出方、故源君收在于是也、其在耳目類者、疑係那波氏所改、

〔類聚名義抄 二耳〕耵聹(上音頂、下乃絵反、ミヽメリ、ミヽタツ、ミヽノヤマヒ、)

〔伊呂波字類抄 見人體〕耵聹(ミヽクソ 耳垢同)

〔增補下學集 上二支體〕耵(ミヽクソ)

〔醫心方 五〕治耳耵聹方第五

病源論云、耳耵聹者、是耳裏津液結聚所成、人耳皆有之、輕者不能爲害、若加以風熱乘之、則結鞕成丸核塞耳、亦聰耳暴聾、葛氏方治耵聹塞耳而強堅不可得挑出方、搗曲蟮蚓取汁以灌耳中、不過數灌輒之皆出、(千金方同之)

〔見聞小說 四〕耳の垢取

慶長年中、唐山の漂流船一艘、水戸の浦に着たり、いづくの者ぞと問ければ、大明太原縣の者なりとて、七人乘組なり、此よし威公に申上しかば、そのものどもに尋させ玉ふやう、汝等國に歸りたくおもはゞ送り遣すべし、此國に居りたくば置くべしと仰下されければ、御國に居りたきよし

角くらべ見んとて、人々取はやし、耳を柱におしあて、中間に小判一兩はさみ、片耳をひき、若小判おとしたらんには曳手に與へ、又曳えずんば一兩出すべしとの約束にて、さしもの又八今をかぎりの力を出し曳しに、少しも動かず、後には又八が腰に綱をつけ、二十人あまりとり付ひきしかど、更にゆるがざりしかば、又八負て金を出しけるとなり、

〔倭名類聚抄三耳目〕耳墖　辨色立成云、耳墖、和名美々太比、墖丁果反、

〔箋注倭名類聚抄二耳目〕按說文、耴耳墖也、無寃錄、耳垂、耳之下垂、即此所謂耳墖也、中略今俗呼美々多夫、

〔類聚名義抄二耳〕耳墖ミヽタヒ

〔増補下學集上二支體〕耳墖ミヽタブ

〔太平記九〕主上上皇御沈落事

爰ニ備前國ノ住人中吉彌八、中略棟梁ト見ヘタル敵ニ馳並ベテムズト組、馬二疋ガ間ヘドウト落テ、四五丈計高キ片岸ノ上ヨリ、上ニ成下ニ成コロビケルガ、共ニ組モ放レズシテ、深田ノ中ヘコロビ落ニケリ、中吉下ニ成リ、葬樣ニ一刀サヽントテ、腰刀ヲ拔リケルニ、コロブ時拔テヤ失タリケン、鞘計有テ刀ハナシ、上ナル敵中吉ガ胄板ノ上ニ乘懸テ、髻ノ髮ヲ廳テ頸ヲ掻ントシケル處ニ、中吉刀加ヘテ敵ノ小腕ヲ丁ト捫リスクメテ、暫ク聞給ヘ、可申事アリ、御邊今ハ我ヲナ恐給フソ、刀ガアラバコソ剛返シテ勝負ヲモセメ、又續ク御方ナケレバ落重テ我ヲ助ル人モアラジ、サレバ御邊ノ手ニ懸テ、頸ヲ取テ被出サタリトモ、實檢ニモ及マジ、高名ニモ成マジ、我ハ六波羅殿ノ御雜色ニ、六郎太郎ト云者ニテ候ヘバ、見知ヌ人モ候マジ、無用ノ下部ノ首取テ、罪ヲ作リ給ハンヨリ、我命ヲ助テタビ候ヘ、其悅ニハ六波羅殿ノ錢ヲ隱シテ六千貫被埋タル所ヲ知テ候ヘバ、手引申テ御邊ニ所得セサセ奉ントケレバ、誠トヤ思ケン、拔タル刀ヲ鞘ニサシ下ナル中

ふたぎに、きゝいるべくもあらぬ物をとて、御袖して御みゝふたぎ給つ、

〔太平記三〕主上御沒落笠置事

同〇元弘元年十月十三日ニ、新帝〇光嚴登極ノ由ニテ、長講堂ヨリ内裏ヘ入セ給フ、供奉ノ諸卿、花ヲ打テ行裝ヲ引刷ヒ、隨兵ノ武士甲冑ヲ帶シテ非常ヲ誡ム、イツシカ前帝奉公ノ方樣ニハ、咎有モ咎無モ、如何ナル憂目ヲカ見ンズラント、事ニ觸テ身ヲ危ミ心ヲ碎ケバ、當今拜趨ノ人々ハ、有忠モ無忠モ、今ニ榮花ヲ開キヌト、目ヲ悦バシメ、耳ヲコヤス、予結ンデ陰ヲ成シ、花落テ枝ヲ辭ス、窮達時ヲ替、榮辱道ヲ分ツ、今ニ始メヌ憂世ナレドモ、殊更夢ト幻トヲ、分兼タリシハ此時也、

〔太平記十九〕青野原軍事附嚢沙背水事

坂東ヨリノ後攻ノ勢、美濃國ニ著テ評定シケルハ、〇中略御方ノ勢勞兵ノ弊ニ乘テ國司ノ勢ヲ前後ヨリ攻ンニ、勝事ヲ立コニ得ツベシト申合レケルヲ、土岐頼遠默然トシテ耳ヲ傾ケヽルガ、〇下略

〔兼葭堂雜錄三〕安永七年戊の春、豐後國の產なりとて、耳四郞といへる者を觀物に出せり、其藝といふは、耳にて物を言を一奇とす、先始め耳より聲を出し、或は大文字屋の歌を諷ひ、大聲を出せば、竹細工の象獨樂のごとく聞へ、夫より種々歌を諷ひ、三絃に合せ、見物を嬉ばしむ、若や口の中に笛など仕掛あらんとの見客の疑ひを晴さんため、田葉粉を吸ゝ、々ゝ聲を出せり、實に稀代の奇藝なりとて、大に繁昌せり、耳は聲を聽を主る者なるに、耳を以て言語を發すること、其類なることを未聞ず、

〔新著聞集七勇烈〕强力く擔ひ耳力得金

森四郞左衞門と云るは、勢州一身田の者なりしが、江戸にて鎌田又八と同所に居けり、ある時四郞左衞門がいはく、その方いかに强力なり共、自が耳には及ぶまじとあれば、これぞゆゝしき力

是釋名、耳彰也、耳有一體、屬著兩邊、彰彰然也、
〔類聚名義抄 二耳〕耳 知始反、ミヽ、和ニ
〔増補下學集 上二支體〕耳
〔書言字考節用集 五肢體〕耳 一名聰田、腎之竅、
〔日本書紀 二神代〕一云勝速日命兒天大耳尊、
〔日本書紀 六垂仁〕三年三月、新羅王子天日槍來歸焉、(中略)一云(中略)天日槍、娶但馬出島人太耳女麻多烏、生但馬諸助也、
〔身のかたみ〕第四、御耳は、御ぐしのはづれよりあり〳〵とさしいでたるは、みにくきものにて候、御ぐしのびんの脇より出たる筋を、十筋ばかり御とり候て、かみよりかゝりたる御びんを、やまと櫛にてみぐしけづりかけられ候て、うつくしうかゝり、耳はさし出候まじく候、
〔續世繼 六志賀のみそぎ〕さがのみかど〇嵯峨の御子に、隱君子と申けるみこは、御みゝにいかなることのおはしけるとかや、さてさがにこもりゐたまひて、ひき物のうちにたれこめて、人にもみえ給はで、わらはにてぞおはしける、
〔枕草子 五〕辨のおとゞといふにつたへさすれば、きえいりつゝ、えもいひやらず、などか〳〵とみみをかたぶけてとふに、〇下略
〔枕草子 九〕大藏卿〇藤原正光ばかりみゝとき人なし、誠に蚊の睫のおつれるほども聞付給ひつべくこそ有しか、職の御さうしの西をもてに住し比、大殿の四位少將と物いふに、そばにある人、此少將に扇の繪の事いへとさゝめけば、今彼君だち給ひなんにをと、みそかにいひいるゝを、其人だにえきゝつけで、何とか〳〵とみゝをかたぶくるに、手をうちて、にくしさの給はゞ、けふはたゝじとの給ふこそ、いかで聞給ひらんとあさましかりしか、
〔源氏物語 二十二玉鬘〕よし心しり給はぬ御あたりにと、かくしきこえ給へば、うへ、あなわづらはし、ね

輔車

〔下學集上 支體〕輔車〈ツラガマチ〉左傳、輔車相依云云、輔車〈ホシヤ〉云、

〔塵袋六〕ツラガマチトハ別所歟同所歟

ツ子ニハ頭ヲカマチトハイフニヤ、カシラヲウツヲバカマチハルト云フメリ、但左傳ニ、顔高ガ子鉏ヲイコロス事イフニハ、射子鉏中頰ト云ヘリ、コレハ頰ノ字ヲカマチトヨマセタレバ、ツラカマチ、タヾオナジ事歟トオボユル也、輔車トカキテカマチトヨメル事モアリ、文集ニハ辛有輔車非无諺解云々、

〔和漢三才圖會十二 支體〕面〇中略

輔車〈和名豆良加末知〉耳下曲頰端也、

五雜組云、一尺之面、億兆殊形、方寸之心、億兆異向、然面貌父子兄弟有相肖者、至於心、雖骨肉衽席、其志不同行也、此人巧勝於天也、

人面耐寒何也

素問曰、十二經脈三百六十五絡、其血氣皆上於面、走空竅、其精陽氣上走於目而爲精、其別氣走於耳而爲聽、其宗氣上出於鼻而爲臭、其濁氣出於胃走脣舌而爲味、其氣之津液皆上燻於面、而皮又厚、其肉堅、故天氣甚寒亦不能勝之也、

胲

〔倭名類聚抄三 頰面〕胲　音改、師古漢書注云、胲頰內〇內誤肉也、

〔箋注倭名類聚抄二 頰面〕按說文、胲足大指毛肉、非頰肉、說文又有[illegible]字、云頰肉也、然則漢書假胲爲[illegible]也、

〔増補下學集上二 支體〕胲〈カイ〉頰內也

耳

〔倭名類聚抄三 耳目〕耳　孫愐切韻云、耳〈和名美々〉主聽聲也、

〔箋注倭名類聚抄二 耳目〕下總本聽上有主字、那波本同、按說文、耳主聽也、廣韻引說文亦同、有主字似

〔書言字考節用集 五 肢體〕顴輔エクボ 淮南子註、頰邊文、婦人之媚也、

〔倭訓栞 中編 二十九 惠〕ゑくぼ　和名抄に靨をよめり、咲靨の義なるべし新撰字鏡同じ、

〔倭名類聚抄 三 頭面〕頰 ○頰骨附 中略　玉篇云、顴 灌名、和名豆良保禰、頰骨也、或云輔車、

〔箋注倭名類聚抄 二 頭面〕下總本作音灌、刻版本同、温古堂本作權反、按音權與廣韻合、屬群母、在平聲二仙、灌屬見母、在去聲二十九換、音韻皆不同、作灌誤、又按古無顴字、以頰骨兩高左右平等、故謂之權衡、戰國中山策、眉目準頞權衡犀角偃月、或謂之權、嵇白賦、雙睛夾鏡、兩權協月、洛神賦、靨輔承權、說文頯權也、易夬九三、壯于頄、王弼注、面權也、是也、猶雙闕謂之觀也、後從頁作顴、故此云字或通用、其實權本訓反常、轉爲權衡、再轉爲面權、六書所謂轉注也、顴俗字耳、今俗呼保々保禰、○中略 所引文○頰骨也 今本不載、按廣韻云、顴頰骨與此同、蓋孫氏依玉篇也、廣雅顴䪼也、集韻、䪼面秀骨、素問刺熱論注、顴骨謂目下當外眥也、則知頰骨謂承泣下高骨、○中略 所引文、○輔車或曰 今本又不載、按釋名、頤或曰輔車、言其骨强、所以輔持口也、亦所以載物也、依之輔車是頤、與此謂顴爲輔車不同、攷說文、酺頰也、是輔車字當作酺、段玉裁曰、自外言曰酺、曰頰自裏言、則上下持牙之骨謂之酺車、亦謂頷車、亦謂頰車、易艮卦虞注云、輔面頰骨、上頰車也、上頰車卽頰骨在上持牙者、服虔注左傳謂之上頷車、然則在下持牙者、亦得曰下頰車下頷車矣、據是說玉篇輔車謂上頰車、釋名輔車謂下頰車、其實不同也、說文又云、輔人頰車也、然毛詩正月篇、其車既載、乃棄爾輔、呂氏春秋權勳篇、虞之與虢也、若車之有輔、僖公五年左傳、輔車相依、輔字从車、蓋輔之爲物不知其詳、爲車之一物可知也、故新撰字鏡輔訓車乃加波知、然則酺頰字作輔者假借也、今本說文、訓輔爲人頰車、恐後人所改、非許氏之舊、

〔伊呂波字類抄 ツ 人體〕顴 ツラホ子、顴頰骨也、　顴　輔車 已上同

〔和漢三才圖會 十二 支體〕面 ○中略

顴 ツラホネ 音權 和名豆良保禰 兩頰高骨也、兩顴相去七寸、　顴骨者骨之本也、顴大則骨大、顴小則骨小、

靨下

靨

左大臣語次云、故院預醴倍給之時、檳榔子與大黄交磨傅給、有驗者、無檳榔子給遣者、

〔太平記忠臣講釋七〕昔は馬に鞍馬口、今は妻子の飼料も、かつ〳〵成し素浪人、矢間喜内が老病、重きが上に疱瘡子の、熱の指引わんはくも、常よりいとゞいちらしく、近所の見舞相借屋の、洗濯ばさま頬赤き、猿廻しの丹兵衛、茜屋の御内義迄、紅粉の衿付賑はし、、

〔源氏物語二 帚木〕そのはじめのこと、すき〳〵しくとも申侍らんとて、ちかくゐよれば、君もめさまし給ふ、中將いみじくしんじて、つ。ら。づ。ゑをつきてむかひゐ給へり、

〔安齋隨筆後編二〕つ。ら。つ。き。　下賤の者の詞に、人の顏の樣子をツラツキ、ツラカマヘ、ツラタマシヒなど、云也、賤しき詞にあらず、ツラツキと云詞は、源氏物語には所々にみえたり、ツラタマシヒと云事、葉室大納言の源平盛衰記にみえたり、

〔源氏物語一 桐壺〕うへもかぎりなき御思ひどちにて、なうとみ給ひそ、あやしくよそへきこえつべき心ちなんする、なめしとおぼさでらうたうし給へ、つ。ら。つ。き。まみなどは、いとようにたりしゆゑかよひてみえ給も、にげなからずなんなど聞えつけ給、

〔增補下學集上二 支體〕靨下オモフクラ

〔新撰字鏡面〕靨於協反、入、黑子也、波。久。曾、又惠久保、

〔倭名類聚抄三 頭面〕靨　淮南子注云、靨惠葉反、和名久保、面小下也、

〔箋注倭名類聚抄二 頭面〕按惠久保笑陷之義、○中略原書說林訓、靨輔在頰則好、在顙則醜、高誘注、靨輔著頰上窐也、修務訓、靨輔搖、高誘注、靨輔頰邊文、並與此不同、此所引蓋許慎注也、按古無靨字、厭笮也、又一指按之曰厭、笮之轉注也、俗增作壓、然則靨輔卽厭輔、謂輔之窐如一指按之、連下字从面耳、

〔伊呂波字類抄惠 人體〕靨ヱクボ

〔下學集上 支體〕靨ヱクボ

頰（ホヽ）書抄　和名豆良、又云保々、面旁目下耳前曲處也

〔日本書紀 神武三〕己未年二月辛亥、賊衆戰死而僵屍枕臂處、呼爲頰枕（ツラマキ）田、

〔萬葉集 挽歌二〕明日香皇女木瓰殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌井短歌○中略敷妙之、袖携、鏡成、雖見不猒、三五月之、益目頰染、所念之、君與時々、○下略

〔奥州後三年記 上〕相模の國の住人鎌倉の權五郎景正といふ者あり、先祖より聞え高きつはものなり、年纔に十六歳にして、大軍の前にありて、命をすてゝたゝかふ間に、征矢にて右の目を射させつ、首を射貫きて兜の鉢付の板に射付られぬ、矢をおりかけて當の矢を射て敵を射とりつ、さてのち退き歸りて兜をぬぎて、景正手負たりとてのけざまにふしぬ、同國のつはもの三浦の平太郎爲次といふものあり、これも聞え高き者なり、つらぬきをはきながら、景正が顔をふまへて矢をぬかんとす、景正ふしながら刀をぬきて、爲次がくさずりをとらへてあげざまにつかんとす、爲次驚きて、こはいかに、などかくはするぞといふ、景正がいふやう、弓箭に中りて死するはつはものゝのぞむところなり、いかでか生ながら足にてつ。ら。をふまるゝ事あらん、しかじ汝をかたきとして、われ爰にて死なんといふ、爲次舌をまきていふ事なし、膝をかゞめ顔をおさへて矢をぬきつ、多くの人是を見聞、景正が功名いよ〳〵ならびなし、

〔源平盛衰記 五〕成親已下被召捕事

入道○平清盛餘ニ腹ヲ立テ爲方ナカリケレバ、縁ノ上ニテ三跚四躍躍給フ、猶腹ヲ居兼テ、大庭ニ飛下、西光ガ頰。ヲ蹴タリ、蹈タリシ給ケレ共、西光ハ口ハ少モ減ズ、去テ其ハ左ハ無リシ事カ、彼ハ有シ事ゾカシ、哀足手ダニモ安穩ナラバ、報答申シテント云ケレバ、入道如何樣ニモ謀叛ノ次第委ク、相尋テ後、シヤ口割テ誠コト宣ヒケレバ、松浦太郎高俊、梓木ニ懸テ打セタメ、事ノ輿ヲ尋ケリ、

〔本朝世紀〕長和二年五月九日己亥、資平自内退出云、陪膳次被仰云、大臟類腫頰由、只口口聞食、先日

末額
眉間

〔伊呂波字類抄末疊字〕末額カウ　〔同見疊字〕眉間
〔增補下學集上二支體〕正面マノアタリ也　眉間　末額上同
〔書言字考節用集五肢體〕頼額マツカウ　正面同　眞額同太平記
〔倭訓栞中編二十五〕みけん　眉間とかけり、太平御覽引孝子傳曰、眉間赤名鼻、父干將母莫耶、
〔太平記十七〕山門攻事附日吉神託事
相馬四郎左衛門、五人張二十四束三伏ノ、金磁頭クツ卷ヲ殘サズ引ツメテ、弦音高ク切テ放ツ、手答トスガイ拍子ニ聞ヘテ、甲ノ眞向ヨリ眉間ノ腦ヲ碎テ、鉢著ノ板ノ橫縫キレテ、矢ジリノ見ル計ニ射籠タリケレバ、アツト云聲ト共ニ倒レテ、矢庭ニ二人死ニケリ、

頰

〔新撰字鏡頁〕頰居牒反、豆○良○、
〔倭名類聚抄三頭面〕頰附頰骨　野王按云、頰音挾、和名豆○良○、一云保○々○、面旁目下也、
〔箋注倭名類聚抄二頭面〕山田本、曲直瀨本、挾作狹、下總本作俠、按今本玉篇云、頰居牒切、挾戸頰切、俠胡頰切、擧頰屬見母、挾俠屬匣母、其音不同、並在三十怙、狹諸夾切、屬匣母、在三十一洽、音韻皆不同、作狹似非、新撰字鏡、頰訓豆良、與此同、醫心方、頰體訓都良、頰車訓保々、按保布通音保々、卽含之義、〇中略今本玉篇引說文云、目旁也、慧琳音義一引玉篇、作面傍目下耳前也、再引作鼻旁目下耳前曰頰、按說文、頰面旁也、慧琳引作鼻旁、今本玉篇引作目旁、並非是、釋名、頰夾也、面旁稱也、亦取挾斂食物也、
〔伊呂波字類抄人部人體〕頰ツラ　顏　頭　頰　肢　頜頜車已上同　〔同保人體〕頰ホヽ、亦ツラ　肢同今案、此字足指、當肉也、亦作頰、
〔下學集上支體〕頰ホウ
〔和漢三才圖會十二支體〕面〇中略

この三條がいふやう、大ひさにはこと〳〵も申さじ、あが姫君大貳の北方ならずば、たうごくの受領の北方になし奉らん、三條らもずいぶむにさかえて歸り申ば、つかうまつらんと、ひたひに手をあてゝ念じ入てをり、

〔宇治拾遺物語十〕今はむかし、圓融院の御とき、内裏燒にければ、後院になんおはしましける、殿上の臺盤に人々あまた著て物くひけるに、藏人さだかた、大ばんにひたひをあてゝねぶりいりて、いびきをするなめりとおもふに、やゝしばしになれば、あやしと思ふ程に、臺盤にひたひをあてて、のどをくつ〳〵とくつめくやうにならせば、○下略

〔本朝世紀〕康治二年正月十二日庚子、今日法皇臨幸鳥羽炎魔天堂、被修心經會事、以大僧都寛信爲御導師、請僧十五口、事未畢之間、右少將源成雅朝臣與前山城守藤原顯輔有鬪亂事、○中略左衛門少尉平惟繁以郎等令捕顯輔、成雅得力以刀刃傷顯輔頬、流血染衣冠、既以髡頭如大童、成雅騎馬起脱、

〔増鏡九草枕〕あづまへ行て、しか〳〵とをしへしまゝにいひて見れば、入道殿○北條時頼の御消息なりけり、あなかま〳〵とて、永く愁なきやうにはからひつ、佛神などのあらはれ給へるかとて、みなぬかをつきてよろこびけり、かやうの事、すべて數しらずありしほどに、國々も心づかひをのみしけり、最明寺の入道とぞいひける、

〔太平記二十一〕天下時勢粧事

朝廷ノ政、武家ノ計ニ任テ有シカバ、三家ノ台輔モ、奉行頭人ノ前ニ媚ヲ成シ、五門ノ曲阜モ、執事侍所ノ邊ニ賄フ、サレバ納言宰相ナンド、路次ニ行合タルヲ見テモ、聲ヲ學ビ指ヲ差テ、輕慢シケル間、公家ノ人々イツシカ、云モ習ハヌ坂東聲ヲツクヒ、著モナレヌ折烏帽子ニ額ヲ顯シテ、武家ノ人ニ紛ントシケレ共、立振舞ヘル體サスガニナマメイテ、額付ノ跡以外ニサガリタレバ、公家ニモ不付、武家ニモ不似、只都鄙ニ歩ヲ失シ人ノ如シ、

寫偶脫也、又按說文無頴字、依釋名似宜用鄂字、然鄂江夏縣名、非限鄂義、說文有㓷字、云刀劍刃也、刀劍刃有限、故轉爲垠咢、再轉爲頟咢、俗遂从頁也、釋名以咢爲垠咢者假借也、

〔伊呂波字類抄(比人體)〕額(ヒタヒ、亦作額)、額(精額)　顙　顱　題(已上同)　揭(ヒクヒウシ)　額(同)　〔同(奴人體)〕額(ヌカ)

〔同(末人體)〕額(マユアヒ、マユカケ)

〔下學集(上支體)〕額(ヒタイ)

〔安齋隨筆(前編六)〕額字の訓　和名抄に比太比とあり、又䪼字の註に、俗云奴加加美額前髮也とあり、又搔額をヌカヽキと訓せり、又額田を沼加多と訓せり、然ればヒタヒとも、又ヌカともよむなり、頓首をヌカヅクと云ふは、額を地に突くなり、また叩頭虫をヌカヅキ虫と云ふ、其尻を押ゆれば頭を動して、人の頓首の形ちの如くするゆへ、ヌカヅキ虫と名づけ、然るに俗に米つき虫といふは、額をヌカといふを知らずして、米の糠の事を思へる也、又武用辨略といふ書に、樓頭の字を出し、和名抄を引きて沼賀々既と訓を記して、馬の秣の糠を撹き交る器也と註せり、是又額と糠との取違也、樓額は馬の額に掛くるなり、

〔日本書紀(一神代)〕一書曰、(○中略)是時保食神實已死矣、唯有其神之頂、化爲牛馬、顱(ヒタイ)上生粟、

〔日本書紀(二十三舒明)〕息長足日廣額(○○)天皇、渟中倉太珠敷天皇(○敏達)孫、彥人大兄皇子之子也、

〔續日本紀(三十稱德)〕神護景雲三年十月乙未朔、詔曰、(○中略)東人(波)常(爾)云久、額(爾方)箭(波)立(止)毛、背(波)箭(方)不立止云天、君(乎)一心(乎)以(天)護物(曾)、(○下略)

〔續日本後紀(十仁明)〕承和八年四月庚申、從四位下百濟王慶仲卒、(○中略)嘗自東國入都、路到渡頭、爭船處、有傑獸人、率黨而來、驅逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一搦鞭打之額、皮剝垂而覆面、惑而仆伏、其黨亦退、諸人大悅、棹舟競渡、

〔源氏物語(二十二玉鬘)〕此國のかみの北方もまうでたりけり、いかめしくいきほひたるをうらやみて、

〔源平盛衰記一〕清盛捕化鳥幷一族官位昇進附禿童幷王莽事

六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云テケレバ、花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ並ル人ナカリケリ、太政入道ノ小舅ニ平大納言時忠卿ノ常ノ言ニ、此一門ニアラヌ者ハ、男モ女モ尼法師モ、人非人トゾ被申ケル、

〔源氏物語九葵〕院へまゐり給へれば、いといたく、おもやせにけり、さうじにて日をふるけにやと、こゝろぐるしげにおぼしめして、〇下略

〔倭訓栞前編四十五於〕おもかげ　萬葉集に見ゆ、文選に顏をよめり、顏氣をいふ也、常に面影と書り、かげは景氣をいふ、又依係をよめり、面相是心相非也と注す、俤の字は和俗義をもて二合したる也、宗祇の説に、三義を分てり、おもかげは身をもはなれず、なれ〳〵てわかるゝ方も忘ら川の關、勞縣と其物を見る意也、秋のなごりながめし空の有明におもかげ近き冬の三日月、よく相似たる意也、よしさらばとはずばわかず、有もせでおもかげばかり來て歸るらん、唯そとばかりの意也、

〔倭訓栞前編四十五於〕おもがくし　面隱の義、新撰六帖に、わぎも子がまだ朝がほやつゝむらん髮ふりさげて面がくしする、

〔倭名類聚抄三頭面〕額　揚雄方言云、額（五陌反、和名比太比、）東齊謂之顙、（蘇朗反）幽州謂之頞、（五各反）

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕説文、頟顙也、玉篇、額頟同上、下總本陌作伯、按陌伯同音、然五陌與廣韻合、作陌似是、山田本有和名二字、醫心方同訓、神代紀顙字、允恭紀額字並同訓、説文額頟也、山田本朗作郞、曲直瀨本作良、按蘇朗與廣韻合、在上聲三十七蕩、郞在平聲十一唐、良在十陽、作郞作良並非、〇中略輶軒使者紀代語釋別國方言十三卷、漢楊雄撰、所引卷十文、原書無幽州謂之頞五字、按釋名、額鄂也、有垠鄂也、故幽州人則謂之頞也、疑源君引釋名、誤並爲方言文、或幽州上舊有釋名云三字、傳

面

たさしあふのきて、顏ふりあげたるもわろし、もとよりこくびひねりて、やうありげなるも見にくし、なにとなげにて、うら〱とむかひたるぞよき、

〔徒然草上〕此僧都、ある法師を見て、しろうるりといふ名をつけたりけりとは、何物ぞと人のとひければ、さる物を我もしらず、もしあらましかば、此僧のかほに似てんとぞいひける、

〔松屋筆記九十〕厚顏。鐵面皮つらの皮千枚張

俗に耻を知らざるを、ツラノ皮ガアツイ、又ハ千枚張の顏、又ハ厚顏鐵面皮などもいへり、源平盛衰記十八卷四ウ丁文覺興福勸進謀反條に、面張牛皮ノ董ニテ、心シズトク鐵面ニシテ云々、

〔詩經小雅巧言下〕荏染柔木、君子樹之、往來行言、心焉數之、蛇々碩言、出自口矣、巧言如簧、顏之厚矣、

〔伊呂波字類抄於人體〕面オモテ、面、靦、文作䩉、顏前也、

〔和漢三才圖會十二經絡〕面　面和名於毛天○中略

凡物皆有背有面、面人眉間之闕曰顏、髮際前曰額、耳前動處曰顳顬、一名鬢骨即兩太陽也、

〔觀鷺草物集聞〕冷暖面○中略圖

讀法

人面逢高低、開口如喚世　世情看冷暖　閉口似祭人

此面下ヨリ見レバ高ブゴトク、上ヨリ見レバ低ルガゴトシ、反

〔古事記中垂仁〕故天皇不知其之謀而、枕其后之御膝、爲御寢坐也、爾其后以紐小刀、爲刺其天皇之御頸、

○中略泣淚落溢於御面、

〔古事記傳二十四〕御面は意富美淤母と訓べし、萬葉十九に、面輪、十九に御面ミオモワと訓れき、其は萬葉九又十九に、面謂之美於毛和などあればなり、されど於母和とは、面の狀を云ときの言なれば此には叶はず、又皇極紀の歌に、於諸提とある、此は後に字書の狀を云と聞くて聲は皇も其狀を云言なり、ただ何となく云ときは、歌ぞ正名なる、天皇の大御面なり、

〔令義解僧尼〕凡僧尼有犯苦使者修營功德、略○註料理佛殿、略○註及灑掃、略○註等使須有功程、若三綱顏面不使者、即准所縱日罰苦使、謂顏面柔也、言犯苦使僧無所請求、而三綱自阿容不使者、即准所縱日多少反罰苦使、

〔落窪物語三〕少將さは苦しからずとて、めもまうけでやみ給なんや、少輔あはする人や侍るとてまち侍なり、少將いでまろあはせ奉らん、いとよき人ありとの給へば、さすがにゑみたるかほいろはゆきのしろさにて、くびいとながうて、かほつきたゞこまのやうにて、はなのいらゝぎたることかぎりなし、ひゝといなゝきて、ひきはなれていぬべきかほしたり、むかひゐたらん人は、げにわらはではえあるまじ、いとうれしきことに侍るなり、

〔榮花物語二十四若枝〕あけぬれば、所々の御かうしあげ、妻戸をしあけ半蔀あけひらきて、或はかみをつくろひ、かほをみがきなどさはぎたり、

〔源氏物語五十四手習〕ものをぢせぬ法師をよせたれば、鬼か神かきつねかこ玉か、かばかりの天の下のけんざのおはしますにはえかくれ奉らじ、なのり給へ名のり給へと、きぬをとりてひけば、かほをひきいれていよ〳〵なく、いであなさがなの木玉のをにや、まさにかくれなんやといひつつ、かほをみんとするに、昔有けんめもはなもなかりける、

〔増鏡七北野の雪〕西園寺の大おとゞ公相なやましくし給ふとて、山々寺々修法讀經、まつりはらへなどかしがましくひゞきのゝしりつれど、それもかひなくて、十月○文永四年十二日うせたまひぬ、○中略御わざの夜御棺に入給へる御かしらを、人のぬすみとりけるぞめづらかなる、御顏のしもみじかにて、中半ほどに御目のおはしましければ、外法とかやまつるに、かゝるなまかうべの入事にて、なにがしのひじりとかや、東山のほとりなりける人とりてけるとて、後にさたがましく聞えき、

〔めのとのさうし〕人のかほもち大事に候、けゝしく人はぢたるさまにうつぶきたるもわろし、ま

按毛髮者、血之餘、腎之華、故禿有妨于腎經所致也、俗通云、五月忌翻蓋屋瓦、令人髮禿者、妄誕甚也、

〔說文解字八下禿〕禿、無髮也、从儿上象禾粟之形、取其聲、

〔醫心方四〕治頭白禿方第七

病源論云、凡人有九虫、在腹內、値血氣虛則侵食、而蟯虫發動最能生瘡、仍成疽癬瘑疥之屬、无所不爲、言白禿者皆此虫所作、謂在頭上生瘡有白痂甚癢、其上髮並禿落不生、故謂之白禿也、

頭垢

〔倭名類聚抄三頭面〕雲脂　墨子五行記云、頭垢謂之雲脂、和名加○之○夏○乃○安○加、一云伊○呂○古、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕隋書云、墨子枕內五行記要一卷、今無傳本、本草和名引墨子五行記、作頭垢爲一名雲脂、○中略按以呂古鱗也、首之有垢、猶魚之有鱗也、今俗呼不計、駿河廬原郡俗、今猶呼頭垢爲以路古、又今世櫛一種、有其齒緻密可以梳去頭垢者、岐蘇山中製之名曰以路古櫛、蓋皆古名之遺者也、今呼爲於六櫛者誤、

〔伊呂波字類抄伊人體〕雲脂イロコ、羽求反、　頭垢同　〔同加人體〕雲脂カシラアカ

〔身體和名集不〕フケ　頭垢

〔書言字考節用集五肢體〕雲脂フケ　雲脂　頭垢同

顏

〔倭名類聚抄三頭面〕顏面　四聲字苑云、顏五姦反、和名與面同眉目閒也、遊仙窟云、面子、師說加○保○波○世○、一云保○々○豆○岐○、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕說文、面顏前也、釋名、面漫也、按謂顏面爲於謀提、見皇極紀謠歌、神代紀顏訓於毛天、本居氏曰、面宜訓淤母、其訓淤母氐者、與訓後爲宇志呂氐同、淤母氐、宇志呂氐、猶言面樣後樣也、○中略按說文、顏眉目閒也、四聲字苑蓋依之、方言、顏顙也、廣雅顏頟也、史記高祖紀、隆準而龍顏、集解引應劭曰、顏頟顙也、王念孫曰、顏之爲言岸然高也、○中略原書○遊仙窟云、閨中面子、翻羞出、訓加保波世、輝輝面子、荏苒畏彈穿、訓加保都岐、蛾眉面子、妒殺陽城、今本訓加保波世、古本訓加保都岐、

〔身體和名集加〕カンバセ　カホ　顏

髮際

腦

白禿

〔伊呂波字類抄 加人體〕髮際 カミキハ

〔增補下學集 上二支體〕髮際 カミギハ

〔書言字考節用集 五肢體〕髮際 カミギハ

〔新撰字鏡 肉〕髓腦 同奴浩反、奈豆支、

〔倭名類聚抄 三頭面〕腦 說文云、腦、奴道反 作腦 和名奈豆岐 頭中髓腦也、

〔箋注倭名類聚抄 二頭面〕龍龕手鑑、腦正、腦今、腦俗、按說文從匕作㛴、爲正、作腦未爲正、新撰字鏡、醫心方同訓、○中略 所引匕部文、原書腦作㛴、按玉篇㛴亦作腦、原書今本作頭髓也、無中字、慧琳音義三引、皆作頭中髓也、與此合、

〔伊呂波字類抄 奈人體〕腦 ナツキ、ナウ 亦作腦 腦 劉 已上同

〔增補下學集 上二支體〕腦 ナツキ

〔和漢三才圖會 十一經絡〕督脉　二十八穴

腦戶 匝風會額 在枕骨上強間後一寸五分、直上髮際二寸、督脉與足太陽之會、禁針灸 如刺中腦戶入腦立死、灸之則令人瘂、

〔平家物語 八〕那都羅の事

御母ぎそめ殿の后より、御つかひくしのはのごとくに、ゑげうはしりかさなつて、御かたすでにまけいろに見ゆ、いかゞせんと仰ければ、ゑりやう和尙は大ゐとくのほうを行はれけるが、こは心うき事也とて、とつこをもつてかうべをつきやぶり、なづきをくだし乳に和して、ごまにたきくろけぶりを立て、一もみもまれたりければ、よしをすまふにかちにけり、

〔和漢三才圖會 十人倫之用〕禿 音讀 俗云波介

說文云、禿無髮也、人髮不纖長、若禾稼也、故字从人上禾、

琴にて、秋風樂をひきすましたるを聞て、西行此侍にもの申さむといひければ、にくしとは思ひながら立寄て、何事ぞといふに、みすのうちへ申させ給へとて、

ことに身にしむ秋の風かな、といひでたりければ、にくきほうしのいひごとかなとて、かまちをはりてけり、西行はふ〳〵歸りてけり、後に中納言のかへりたるに、かゝるしれ物こそ候つれ、はりふせ候ぬとかしこがほにかたりければ、西行にこそありつらめ、ふしぎの事也とて心うがられけり、此侍をばやがておひ出してけり、

チドリ

〔和漢三才圖會十二支體〕頭○中略

嬰兒、腦骨未合、軟而跳動處曰顖門、

〔身體和名集上〕ヲトリコ　ヲドリ　ヲンドリ　顖顋

〔和漢三才圖會十一經絡〕督脉　二十八穴

百會天滿上　在前頂後一寸五分、頂中央旋毛之心容豆許直兩耳尖、爲三陽五會穴、(督脉、足太陽、手足少陽、足厥陰、共會)

於此

敵名、

灸治脫肛目泣出耳鳴驚風反張吐沫者、

蜂谷

〔倭名類聚抄三頭面〕蜂谷附髮際　針灸經云、耳以上入髮際一寸半、有二穴、應嚼而動、謂之蜂谷、(和名古米加美○古○)髮際、(加美岐波)

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕按鍼灸甲乙經云、率谷、在耳上入髮際一寸五分、足太陽少陽之會、嚼而取之、其文與此略同、外臺秘要引甲乙經作蜂谷、醫心方同、古女加美見平治物語、按古米加美、蓋米嚼之義、謂嚼米則動也、

〔伊呂波字類抄古人體〕蜂谷コメカミ

〔倭訓栞中編古入〕こめかみ　倭名抄に蜂谷をよめり、應嚼而動と注せり、米嚼の義也、

顱　　頷

〔倭名類聚抄三頭面〕顱〈附髑髏〉　文字集略云、顱〈落胡反、字亦作髗、和名加之良乃加波良〉腦蓋也、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕按加之良乃加波良、頭瓦之義、頭之有顱、猶屋之有瓦也、〈○中略〉説文頊顱首骨也、顕宗紀訓加之良乃保禰、

〔身體和名集〕ハチ　顱

〔日本書紀神代一〕一書曰、〈○中略〉天照大神復遣天熊人往看之、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、顱上生粟、眉上生蠶、眼中生稗、腹中生稻、陰生麥及大豆小豆、天熊人悉取持去而奉進之、

〔和漢三才圖會十一經絡〕頭部骨度

凡人長七尺五寸〈○中略〉　頭大骨圍二尺六寸　髮以下至頤長一尺　髮所覆顱至頂一尺二寸　兩顴相去七寸　角以下至柱骨長一尺〈角者耳上側旁也、柱骨者肩胛上頸根也、〉　耳前當耳門者廣一尺三寸　耳後當完骨者九寸

〔新撰字鏡頁〕頤〈古斤反、加○波○知、上頰後、〉　〔同面〕䫙〈扶父反、上頰也、加波知、〉

〔倭名類聚抄三頭面〕頷　文字集略云、頷〈古盍反、和名加波知〉頷車也、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕新撰字鏡頤字、䫙字並同訓、今物語謂之加萬知、醫心方頰車訓川良加萬千、新撰字鏡輔字訓車乃加波知、按玉篇云、頷車領骨、廣韻同、按頷車即頷車持牙者、持上牙者謂之上頷車、持下牙者謂之下頷車、説詳頰條輔車下、文字集略頷蓋統言上下頷車也、

〔伊呂波字類抄加人體〕頬〈カハチ、頰車領骨也、〉　頷〈ィ同〉　車〈同輔車是也、車車領骨也、〉

〔増補下學集上二文體〕頷〈カハチ〉

〔今物語〕伏見中納言といひける人のもとへ、西行法師行て尋けるに、あるじはありきたがひたる程に、さぶらひの出て、なにごといふ法師ぞといふに、えんにゑりかけて居たるを、けしかるほうしの、かくしれがましきぞと思ひたるけしきにて、侍共にうみをこせたるに、みすのうちに箏の

のくにてうたれぬ、その首を梟せられにき、義朝重代の兵たりしうへ、保元の勳功すてられがたくはべりしに、父のくびをきらせたりしこと大いなるとがなり、

ツブリ

〔倭訓栞前編十六〕つぶり〇中略　俗に頭をいへり、圓の義、もと禿頭を稱する名なるべし、

〔松屋筆記百十二〕つぶりと云詞

頭をつぶと云事、兜のハツブリ、又ハ猿樂コマツブリの類おほかり、教訓抄八卷十九丁八音の條に、匏はヒサコツブリ也、唐ハ笙ノ笛ノカシラニスル也、

髑髏

〔身體和名集門〕ツブリ　頭

〔倭名類聚抄三頭面〕顱髑髏附〇中略　玉篇云、髑髏髑音獨、俗云比止加之良頭骨也、

〔箋注倭名類聚抄二頭面〕按比度加之良、人頭之義、〇中略　今本玉篇骨部作頭也、無骨字、說文、髑髏頂也、王念孫曰、急言之則曰頭、徐言之則曰髑髏、轉之則曰頊顱、廣雅、頊顱謂之髑髏、或但謂之顱、秦策云、頭顱僵仆、相望於境、船頭謂之艫、義亦同也、按杜甫歲作花卿歌云、子章髑髏血模糊、則人頭亦可稱髑髏、然說文頂顱首骨也、顧氏蓋本之、則無骨字似非、

〔伊呂波字類抄止人體〕髑髏トクロ

〔下學集上支體〕髑髏ドクロ首骨也

〔續日本紀二十九稱德〕神護景雲三年五月丙申、天皇大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食止宣久〇中略我兒志計志麻呂乎天日嗣止爲牟止謀カリ氏、掛畏天皇大御髮乎盜給波利氏、岐多奈伎佐保川乃髑髏爾入氏、大宮內爾持參入來氏、厭魅爲流己止三度世利、

〔玉山遺稿一〕高子式山人達士也、置髑髏杯、時々把玩、一死生、遺形骸、超然自適焉、少年輩爭飲爲樂事、予獨量窄不能飲、衆笑予未達、因作髑髏杯行、自嘲兼爲髑髏解嘲、〇下略

〇按ズルニ、髑髏盃ノ事ハ、器用部飲食具篇盃條ニ詳ナリ、宜シク參看スベシ、

クビ

〔箋注倭名類聚抄 二頭面〕隋書云、針灸經一卷、釋僧匡、又云、針灸經一卷、不著撰人名氏、唐書云、黃帝針灸經十二卷、今並無傳本、不知源君所引何氏書、而本書所引針灸經、與針灸甲乙經、其文多同、唯此及病類陰癩條所引文無載、醫心方云囟會一穴、一名天窻、在上星後一寸半陷者中、不著出典、蓋亦引針灸經也、甲乙經云、顖會在上星後一寸骨間陷者中、上星一穴在顱上直鼻中央入髮際一寸陷者中、可容豆、又云、天窻在曲頰扶突後動脈應手陷者中、素問氣穴論王冰注依之、然則顖會天窻不同、攷千金方傷寒門云、以繩度鼻正上盡髮際、中屈繩斷去半、便從髮際入髮中、灸繩頭名曰大聽、是與聽會甚近、然則天窻恐天聽之誤、說文囟頭會腦蓋也、象形、釋名囟峻也、所生高峻也、今本釋名囟誤髮、內則正義囟是首腦之上縫、玉篇囟或作顖、醫心方、囟字同訓、按顖會謂頭骨交會之處、然則今俗呼比與米岐者、古謂之阿太萬、今俗以阿多萬頭首之總稱誤、〇中略　按玉篇廣韻並云、䪼頭凹也、蓋謂頭形窪坳者、靈光殿賦云、䪼顤顟而睽睢、注云、大首深目之貌、亦形容之詞、非指言其處之名、漢語抄訓䪼爲阿太萬誤、又按說文無䪼字、蓋卽窅俗字也、今本說文、窅深目也、玉篇廣韻、作深目貌、爲是、轉注訓頭凹、後俗諧聲遂作䪼字也、

〔伊呂波字類抄 安人體〕顖會 アタマ　䪼頭 頭凹也、顖上刺針是、　天窓　䪼 已上同頭凹也、顖上刺針、

〔增補下學集 上二支體〕顖會 アタマ　䪼 アタマ

〔安齋隨筆 後編四〕軍物語の書に、首頭頸の三字を、クビと云ふ事に用たり、首も頭もカシラとよむ、俗にアタマ也、頸は俗に略して頭に作る、この字をばクビとよむ、俗に云エリ也、如斯差別ある事なれども、をしなべてクビと云故、文字混雜せり、クビをとる、クビ實檢などゝ云には首の字にても、頭の字にても用べし、クビをかく、クビを切ると云ふ時は、頸の字を用るもよし、首を切るにエリの所を切るゆへ也、されども首にても頭にても用るは猶宜き也、

〔神皇正統記 二條〕信賴はとらはれて首をきらる、義朝は東國へこゝろざしてのがれしかど、尾張

をみれば、火のひかりに映じて、かしらのひかりあらはれたり、

イタヾキ

〔新撰字鏡 頁〕顛頂 同丁年反、平、頂也、伊太々支、

〔倭名類聚抄 三頭面〕頂顛 陸詞曰、顛 天反、訓伊、太々岐、 頂也、顖 音宰 頭上也、

〔箋注倭名類聚抄 二頭面〕新撰字鏡同訓、神代紀頂亦同訓、萬葉集市原王歌謂之伊奈太吉、神代紀髻鬘同訓、所引文廣韻同、按爾雅釋言說文並云顛頂也、陸氏蓋依之、○中略 玉篇顖頂顱也、按頂顖疊韻字、古蓋用丁事字、後從頁作頂顖、與頂顛字、其原不同也、

〔伊呂波字類抄 伊人體〕頂 イタヾキ、亦作項、 顖 顛 頂巳上同

〔增補下學集 上二支體〕頂顖 イタヾキ

〔書言字考節用集 五肢體〕頂顖 イタヾキ 和名、頭上也、頭顛 同

カウベ

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 是時保食神實已死矣、唯有其神之頂、化爲牛馬、

〔倭名類聚抄 三頭面〕首頭 釋名曰、首 音獸、和名加宇倍、 始也、頭 度侯反、訓上同、一云賀之良、 獨也、言處體而獨貴也、

〔箋注倭名類聚抄 二頭面〕按廣韻、首頭也、始也、與顱同音在上聲四十四有、又云、首自首前罪、與狩同音、在去聲四十九宥、則音狩非是義、○中略 按加字倍髮方之義、○中略 說文、𦣻古文百也、百頭也、○中略 本居氏曰、依顱顱、體雲脂、則首頭訓加之良、爲正名、○中略 原書作於體高而獨也、廣韻引同、太平御覽引作處體高而獨尊也、此恐脫高字、說文頭首也、

〔增補下學集 上二支體〕首 カウベ 始也

〔蕪石雜志 一〕物の名

頭は上方(カウベ)歟、萬葉集にゆくへを往方と書たり、かうべのへは濁て訓は、別に故ある歟、

アタマ

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 保食神乃廻首嚮國、則自口出飯、

〔倭名類聚抄 三頭面〕顖會 釘灸經云、顖會、一云天窻、 顖音信、字作囟、和名阿太萬、 一云顱、 於交反、訓上同、

按、頭面諸陽之會、凡物刎首無不死者、唯諸蛇、蜈蚣、雉、龜、鼈、鯉、鮒、鰻、鱺、少時動搖而已、

〔古事記上〕所殺迦具土神之於頭所成神名、正鹿山上津見神、

〔古事記傳五〕頭は御加志羅と訓べし、和名抄に首加字倍、頭訓同上、一云賀之良とあれど、又頭加之良乃加波良、髑髏比止加之良なども有て、加之良と云ぞ正しき名なる、美久志と訓は、凡て貴人のなば後にも加之良とはいはで、然云めれど、久志はもと髮のことか、くしけづると云も、髮をけづるなり、さて鬘なげづる具なれば、櫛をも久志とは云か、そはくしけづりと云べきを、略て然云は、たとへば庖丁がつかふ刀なれば、庖丁刀なるを、やがて其をも庖丁とのみも云、田子の持つ櫛なれば、田子櫛なるを、田子と俗の云も同じ、さて髮のある處なるゆゑに、頭をも美久志とは云か、加字倍もかゝべ髮方なり、まかはあれど、髮の名はいと古ければ、此を本にて、其を剝處なる故に、髮をも頭をもいふなるべし、いかにまれ頭をいふは古語ならじ、

〔三代實錄三十三陽成〕元慶二年六月七日辛未、出羽國守藤原朝臣興世飛驛奏言、○中略今月七日重遣宇奈麻呂、登高候望、俄爾過賊、拔劍相鬪、斬首二級、

〔源氏物語三十六柏木〕御身よわうてはおこなひをもし給ひてんや、かつはつくろひ給てこそと聞え給へどかしらふりて、いとつらうの給ふとおぼしたり、

〔今昔物語二十八〕左京大夫付異名語第二十一

今昔、村上ノ天皇ノ御代ニ、舊宮ノ御子ニテ、左京ノ大夫ト云フ人有ケリ、長少シ細高ニテ、極クアテ○アテ二字原缺、以宇治拾遺物語補ヤカナル様ハシタレドモ、有様姿ナム鳴呼ナリケル、頭ノ鐙頭ナリケレバ、纓ハ背ニ不付ズシテ離レテナム被振ケルニ、色ハ露草ノ花ヲ塗リタル様ニ青白ニテ、眼皮ハ黒クテ鼻鮮ニ高クテ、色少シ赤カリケリ、○下略

〔發心集三〕伊豫僧都の大童子頭光あらはるゝ事

奈良のみやこに、伊豫僧都といふ人ありけり、白河院のすゑにやあひ奉りけん、ちかき世の人なるべし、その僧都のもとに、としごろつかふ大童子ありけり、あさゆふに念佛を申事、時のまもをこたらず、ある時僧都の夜ふけて物へゆきけるに、此わらはは火をともして、くるまのさきにゆく

頭

さるまじうあながちなる所に、かくしふせたる人の、いびきしたる、

〔源氏物語帚木二〕よひまどひをし侍れば物もえ聞えやらずと、の給ふほどもなく、いびきとかきゝ、しらぬをとすれば、〇下略

〔源氏物語総角四十七〕とくうちとけて、おもふやうにておはしまさなんと、いふ〳〵ねいりて、いびきなど、かたはらいたくするもあり、

〔平家物語五〕文がくながされの事

遠江の國天龍なだにて、にはかに大風吹大波立て、すでに此舟をうち返さんとす、〇中略去ども文覺はちつともさはがず、舟ぞこにたかいびきかひてぞふしたりける、

〔太平記一〕賴員回忠事

時綱〇中略中門ノ方ヲ見レバ、宿直シケル者ヨト覺テ、物具、太刀、刀、枕ニ取散シ、高鼾カキテ寢入タリ、

〔伊呂波字類抄加人體〕𩠐カウ、亦作首 頭カシラ 顱カシラノカハラ、亦作髗、首骨也、

〔增補下學集上二支體〕頭カシラ 顱頭也、首腦體面獨貫也、 顱カシラノカハラ 腦蓋也

〔和漢三才圖會十二支體〕頭かしら かうべ 音投 首音收 頁音頡 和名加字倍、一云加之良、

按、頭字本作首象形、後下加人作頁、或上加巛作𦣻、依部彙集形、略作首、頭骨曰髑髏、和名比止加之良 頭中髓曰腦、和名奈豆岐 腦蓋骨曰顖、音信、和名同太眞、嬰兒腦骨未合、軟而跳動處曰顖門、頭頂曰顛、同、和名伊太々岐、耳後大骨曰完骨、和名美々世乃保禰、頭莖曰顎、音最、和名久比 亢音同、上、頭莖之後曰項、和名字奈之 耳上格嚼牙則動處曰蟀谷、和名古女加美 頭垢曰雲脂、和名加之良乃阿加、俗云布介、

男子自頂至耳幷腦後共八片、腦後横一縫當正直下至髮際別有一直縫、

女子止六片、亦腦後一横縫當正直下則無縫、

狹霧所成神御名多紀理毘賣命(此神名以音)

〔古事記傳 七〕氣吹は息吹なり(伊吹とも伊のみ云も即息なり)大祓詞に、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國爾氣吹放氐牟、式に、近江國坂田郡、美濃國不破郡などに、伊夫伎神社と申すもあり、

〔徒然草 上〕是も仁和寺の法師、童の法師にならんとする名殘とて、各あそぶ事有けるに、醉て興に入あまり、かたはらなるあしがなへをとりて、頭にかづきたれば、つまる樣にするを、鼻ををしひらめて、かほをさし入て舞出たるに、滿座興に入事かぎりなし、しばらくかなでゝ後ぬかんとするに、おほかたぬかれず、酒宴ことさめて、いかゞはせんとまどひけり、兎角すれば首のまはりかけて血たり、たゞ腫にはれみちて、いきもつまりければ、うちわらんとすれど、たやすくわれず、

〔陰德太平記 五〕大内勢取圍銀山櫻尾兩城附次休藏主事

一手ハ義隆ニ、陶兵庫頭持長入道道麒ヲ相添、二萬餘騎ヲ以テ、藝州佐東ノ銀山ヘ押寄、十重二十重ニ取圍ム、一手ハ義與自將トシテ、一萬餘騎同國草津ニ保島兩城ヲ攻落シ、頓テ廿日市ノ櫻尾ノ城ヲ取卷、息ヲモ不繼攻戰フ、

〔新撰字鏡 鼻〕鼾(同、干岸、下旦反、去、久豆和、又伊比支、) 齂(許至反、去、臥息、伊比支、)

〔運歩色葉集 伊〕鼾

〔書言字考節用集 五 肢體〕齂(臥息也、説文、臥) 鼾(同、睡) 鼻息(同、韓文)

〔倭訓栞 前編 三〕いびき 新撰字鏡に鼾をよめり、息引の義也、源氏物語にいびきとか聞しらぬ音と見えたり、或は鼽鼾をよめれど、鼽は鼾の誤成べし、鼾字は所見なし、

〔和漢三才圖會 十二 支體〕鼾(音翰) 齁(音喜) 俗云以比木

按、鼻息曰齁鼾也、臥鼻曰鼾、性有鼾音高者、有無音者、而音高者、夜聰悟目易覺、

〔枕草子 二〕にくきもの

り、其次は二萬二千八息、然れば古來一萬三千五百息といひ、多きに至て三萬六千五百息といへるも、ともに僞にあらざるべし、

醫賸（多紀安良著）曰、人一日一夜凡一萬三千五百息、方以智云、竊之、蓋洛書之數也、而考二諸書一其數不レ一、張景醫說、一萬三千五百二十息、小學紺珠引二胡氏易說一、一萬三千六百餘息、（朝鮮金說燁佛月堂集云、人一日有二一萬三千六百呼吸一、一呼吸爲二一息一、一息之間、潜符二天運一萬三千五百年之數一、一年三百六十日、四百八十六萬息、）天經或問二萬五千二百息、呂藍衍言鯖云、一氣之運行、出二入於身中一、一時凡一千一百四十五息、一晝夜計一萬三千七百四十息、釋氏六帖引二菩薩經一云、一日有二三萬六千五百息一也、何夢瑤醫碥云、內經曰、脈一日一夜五十營々運也、經謂人周身上下左右前後凡二十八脈、其長一十六丈二尺五十運、計長八百一十丈、呼吸定息脈行六寸、一日夜行八百一十丈、計一萬三千五百息、按此僞說也、人一日夜、豈止一萬三千五百息哉、據二何之言一、佛說西說、並多於一萬三千五百、未レ知下以レ何爲二實數一也上、

乙酉歲暮見聞之一　　　　　　　輪池

〔黃帝八十一難經疏證上〕一難曰、○中略人一呼脈行三寸、一吸脈行三寸、呼吸定息、脈行六寸、人一日一夜、凡一萬三千五百息、脈行五十度、周二於身一、漏水下百刻、榮衛行レ陽二十五度、行レ陰亦二十五度、爲二一周一也、故五十度復會二於手太陰一、寸口者、五藏六府之所二終始一、故法取二於寸口一也、（脈經、復上有二面字一、寸口者作二太陰寸口一也、[illegible]六字、）

〔病名彙解三〕太息（タイソク）　俗ニ云トイキ也、素問ニ云、人ノ太息ハ何ノ氣然ラシムルヤ、岐伯ガ曰、思憂スルトキハ心系急ナリ、急ナルトキハ氣道約ス、約スルトキハ利セズ、故ニ太息シテ以テコレヲ出ス、手ノ少陰、心主、足ノ少陽ヲ補ヒテコレヲ留ム、醫統ニ云、卽長ク氣ヲ舒テ聲アル也、漢ノ賈誼ガ謂太息ハ是也、俗ニコレヲ嘆息ト云、

〔古事記上〕故爾各中二置天安河一而宇氣布時、天照大御神先乞二度建速須佐之男命所レ佩十拳劍一、打二折三段一而、奴那登母母由良爾、（此八字以レ音、下效レ此）振二滌天之眞名井一而、佐賀美爾迦美而、（自レ佐下六字以レ音、下效レ此）於吹棄氣吹之

物傳作従理二字、顔師古曰、從豎也、按從本訓隨行、見說文、轉訓順、見禮記注、再轉爲從横字、從横字俗從糸、以別隨從從順字、遂與放縦字混無別、原書僅上有此字、

孔竅

〔倭名類聚抄 三身體〕孔竅　唐韻云、竅〈苦弔反、孔竅、和名阿奈、〉穴也

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕按說文、孔通也、轉爲竅穴、故禮運注廣雅釋言並云、竅孔也、故孔字亦訓阿奈、廣韻同、按說文、竅空也、玉篇、竅穴也、空也、孫氏蓋依之、

〔律疏 賊盜〕凡以物置人耳鼻及孔竅、有所妨者杖六十、

〔和漢三才圖會 十一經絡〕人身有九門

飛門〈脣〉　戸門〈齒〉　吸門〈會厭〉　賁門〈胃之上口〉　幽門〈胃之下口〉　闌門〈小腸之下口〉　魄門〈肛門〉　命門〈前陰精血之門〉　氣門〈溲溺之門〉

息

〔伊呂波字類抄 伊人體〕氣〈イキ、息集也、〉　息〈イキ〉

〔増補下學集 上二支體〕息〈イキ〉

〔書言字考節用集 五肢體〕氣〈イキ〉　息〈同、增韻、一呼一吸爲一息、〉　呼吸〈コキウ、韻會、出息爲呼、入息爲吸、〉

〔松屋棟梁集 一〕復小谷三思書〈○中略〉

息氣をしといへるは虹は丹氣也、時雨は氣襟也、嵐は荒氣也、風の神級長津彥は息長津彥也、星は火氣也、火石の義といふはいかにぞや、

〔兎園小說 十二〕いきの數　えそ鶴園考　三十一字

人の息の數は、諸家の說おなじからず、一晝夜に一萬三千五百息〈一呼吸を一息とす〉といへるは、古來の說なり、或は二萬五千二百息といひ、〈天經或問〉或は三萬六千五百といふ、〈壽書經〉かくの如く大異同あるによりて、人々疑ふ所なり、弘賢これを試しに、人の長短によりて同じからず、五人試しに、第一長大の人は一萬八千六百息、其次は二萬五千五百六息、至て短小の人は三萬四千七百四息にいたれ

淺草御藏前に、永野七郎兵衛と云る名主、異名を釣鐘といはれしが、此船頭彌左衛門に鐘といふ異名をゆづりたりとぞ、是延寶天和の頃なり、かばかりなるを大きなることゝしたり、其他あまたの男立ども文身のこと聞えず、いと〳〵希なるを知るべし、其後寶暦年間、浮世草子などに、入ぼくろする處をかけるもあり、また日雇とりなど肌ぬぎたる圖にほりもの有り、其文は一心といふ字、或は滿まき杯にて、手のこみたるはなし、肌も見えざる程、こと〳〵しき繪をほるといふは、近時の事なり

〔天保集成絲綸錄 八十一〕文化八未年八月
近來輕きもの共ほり物と唱總身江種々之繪又は文字等をほり、墨を入或は色入等にいたし候類有之由、右體之義は風俗にも拘り、殊に無疵之總身江疵附候は、銘々耻可申儀之處、若きものどもは却而伊達と心得候哉、諸人之除に而あざけり笑ひ候をもはゞからず、近頃は別而彫物いたし候もの多く相見、不宜事に候間、向後手足は勿論、總身江彫物いたす間敷候、能々町役人共ゟも爲申聞、心得違之儀無之樣可申論候、且又右ほり物いたし遣候もの共は、人々依賴候とは乍申、いみきらふべき事を不差構、好にしたがひ彫遣候は、別而不埒之事ニ付、此度吟味之上、夫々咎申付候間、是又自今相止候樣、町役人共より能々可申聞候、

皺

〔新撰字鏡 皮〕皺〈側救反、去、縮也、皺同字、比太、又志和牟、〉

〔倭名類聚抄 三肌肉〕皺 唐韻云、皺〈側救反、和名之和、〉皮聚起也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕玄應音義引字略云、皺皮聚起也、孫氏蓋依之、

〔伊呂波字類抄 志人體〕皺シワ　理シワ

〔下學集 上支體〕皺シワ

縱理

〔倭名類聚抄 三身口〕縱理　史記云、縱理、〈上如字、縱理入〈入原在縱字上、今改、〉口、餓死之相也、〉

〔箋注倭名類聚抄 二身口〕所引周勃世家文、原書縱理作有從理三字、文選幽通賦注引與此同、漢書周

りに、くさ〴〵の繪を彫いれて、墨くろ〴〵とみゆるに、靑く赤く色どりなどして、父母の遺體をきざみて風流する、あさましき事なり、こは文身といひて、から國人もいやしむる事ぞかし、

〔廓の夢〕忠、まんじつその氣でありやァ、直に翌日居續して、初會馴染も迷惑やうだが、梅川に腕を潰させて、やりてへ、舞、モウろふ何もかも、打あけて申しいす、うへからは、どうとも主の心まかせに成イせうがナ、これ迄主も、梅川さんの所へ、お出なんして、まァ浮名も立なんす程の中で、おざりいすものを、定めてお言ひかはしなんした事もたんト おざりいまうし、恍惚したうへじやァ、ほり物も致イすやうな事が有イすが、若しひやつト、そんな事でもおざりいす譯なら、主も隱さずに、いつてお聞せなんし、忠、成程おめへのすいりやうの通り、ほり物もして居やすが、そりやァ、今にも消して仕廻やす、舞、そんならきれへに消てお仕舞なんすかへ、忠、知れた事サ、あいつが名を火あぶりにしても、未わつちが腹は愈せん、○中略 これより忠兵衛は、もぐさをもつて、腕のほり物、梅川が名を燒消す、

〔嬉遊笑覽一下容儀〕游俠を好む惡少輩、文身すること、事物紀原に、今世俗、皆文身、作魚龍、飛僊、鬼神等像、或爲花卉、文字、舊云、起於周太王之子吳太伯云々、史記越世家言、夏后帝少康之庶子、封於會稽、文身斷髮、披草萊而邑、證此則是茲事爲始於帝少康之子、因知文身斷髮之爲吳越之俗也舊矣、また髙士奇澹人が天祿識餘に、唐之中葉、長安惡少、多以詩句鑱涅肌膚、夸詭力鬭、坊閭遠近效之成習、後皆爲薛京兆元賞杖殺、更有取名賢詩中意、細刺樹木人物、至有周身用白樂天詩意、刺涅人呼爲白舍人行詩圖者、雜俎統名之曰剳靑云、こゝには天正文祿の頃、異樣の出立する惡徒も多かりしかど、文身のさたも聞えず、其後種々の俠客有しも、猶その事見えざれば、專ら行はれしは、いと近きことゝみゆ、關東俠客傳に、淺草神田川に、鐘彌左衞門といへる者、極めて立派なる男の、其頃までは入ぼくろ大きなるは珍らしかりけるに、横筋かひに肩より南無阿彌陀佛と大文字に彫付たりと其頃

文身

〔日本書紀六垂仁〕三十九年十月、五十瓊敷命居於茅渟菟砥川上宮、作劒一千口、因名其劒謂川上部、亦名曰裸伴、裸伴此云阿箇播娜我等母、藏于石上神宮也、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、

〔太平記二十一〕鹽冶判官讒死事

八幡六郎無限悦テ、元ノ小家ニ立歸リ、我ハ矢種ノ有ン程ハ、防矢射ンズルゾ、御邊達ハ内へ參テ、女性少ナキ人ヲ差殺シ、進テ家ニ火ヲ懸テ腹ヲ切レト申ケレバ、鹽冶ガ一族ニ、山城守宗村ト申ケル者、内へ走リ入、持タル太刀ヲ取直シテ、雪ヨリモ清ク花ヨリモ妙ナル女房ノ胸ノ下ヲツキサクニ、紅ノ血ヲ淋ギ、ツト突トヲセバ、アツト云聲幽ニ聞ヘテ、薄衣ノ下ニ臥給フ、五ニナル少人、太刀ノ影ニ驚テワツト泣テ母御ナウトテ、空キ人ニ取付タルヲ、山城守心强カキ懐キ、太刀ノ柄ヲ垣ニアテ、諸共ニ鐔本迄貫レテ、抱付テゾ死ニケル、自餘ノ輩二十三人、今ハ心安シト悦テ、髮ヲ亂シ大裸ニ成テ、敵近付バ走懸々々、火ヲ散シテゾ切合タル、

〔倭訓栞前編三十三毛〕もとろけ　日本紀に文身をみをもとろけとよめり、まだらかと通へり、枕草紙にも山ゐもて、すりもとろかしたるたま手ばかまといへり、靈異記に俣をもとろかしとよめり、

〔日本書紀七景行〕二十七年二月壬子、武内宿禰自東國還之奏言、東夷之中有日高見國、其國人男女並椎結文身、爲人勇悍、是總曰蝦夷、

〔陰德太平記七十三〕高城兩處合戰之事

島津勢先陣ノ内、島津歳久ノ子三郎兵衛忠親ヲ始トシテ、五百餘討レケルニ、皆二ノ腕ニ、何氏何某、行年何十歳何月何日討死スト、刺シテ在ケルトカヤ、

〔魏志三十烏丸鮮卑東夷傳〕倭人在帶方東南大海之中、○中略至女王國萬二千餘里、男子無大小皆黥面文身、自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫、夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、

〔年々隨筆四〕下すのかぎり、ダハエン、蔵の者などいふにいたりては、常に裸にて、かひな肩のあた

膚

之薄皮、二字其義不同、波太倍賀波倍可以訓膚字、不得訓肌字、玉篇肌字注云、肌膚也、廣韻膚字注云、肌膚也者、猶言肌膚之肌、肌膚之膚、非以膚訓肌、以肌訓膚也、陸氏所訓不晰矣、

〔伊呂波字類抄 波人體〕肌ハタヘ 膚 燸ハタキ

〔增補下學集 上二支體〕肌 膚也 完ハヘ 肉

〔萬葉集 相聞四〕京職大夫藤原大夫賭大伴良女歌三首〇二首略
烝被奈故也我下丹、雖臥、與妹不宿者、肌之寒霜、

〔源平盛衰記 一〕兼家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事
太宰權帥季仲卿ハ、餘ニ色ノ黑カリケレバ、人黑帥トゾ申ケル、藏人頭ナリケル時、ソレモ穴黑々黑キ頭哉、如何ナル人ノ漆塗ラント、拍子タリケレバ、季仲卿ニ並テ御座ケル、基高卿ノ舞レケルニ、此人餘ニ色ノ白カリケレバ、季仲卿ノ方人ト覺シクテ、穴白々白キ頭哉、如何ナル人ノ糊押ケント、拍シ返シケル、殿上人モオハシケリ、

〔太平記 十〕高時並一門以下於東勝寺自害事
相模入道モ腹切給ヘバ、城入道續テ腹ヲゾ切タリケル、是ヲ見テ堂上ニ座ヲ列タル、一門他家ノ人々、雪ノ如クナル膚ヲ推膚脫、推膚脫、腹ヲ切人モアリ、自頭ヲ掻落ス人モアリ、思々ノ最期ノ體殊ニ由々敷ゾミヘタリシ、

〔新撰字鏡 身〕裸 力果反、裸也、赤身之貌、波○太○加○奈○利

〔伊呂波字類抄 安人體〕裸アカハタカ 〔同 波人體〕裸ハタカ

〔書言字考節用集 五肢體〕赤體アカハダカ 裸 同、倮 同、

〔日本書紀 十六武烈〕八年三月、使女裸形ヒハダカ坐平板上、牽馬就前遊牝、觀女不淨、沾濕者殺、不濕者沒爲官婢、以此爲樂、

肌

作、音夫、似是、玉篇膚肤同上、〈中略〉按加波倍、皮邊之義、波太亦皮也、木具朴訓古波太、木皮之義、染色具蘂訓岐波太、黃皮之義、今俗謂柏木皮爲比波太、謂船舶所用柏木皮爲萬以波太、蓋眞木皮之轉、皆可證波太之爲皮、然則波太倍賀波倍其義無異、此以波太倍訓膚、以賀波倍訓肌、恐非是、

〔伊呂波字類抄〈波人體〉〕膚〈ハダヘ、亦作肤〉　肌　肥　皽　膚〈已上同〉

〔撮壤集〈下體支〉〕膚〈ハダヘ〉　肌〈同〉

〔增補下學集〈上二支體〉〕凝膚〈ギハダ〉　徒膚〈スハダ、徒或作生〉

〔書言字考節用集〈五肢體〉〕肌〈ハダヘ、ハダ〉　膚〈同〉

〔國史類函〈百十一形體〉〕賜姓曰波陁、今秦字之訓也〈按太秦ウツマス縑絹コトハ、コレヨリ後ノコトナレド モ、歸化ノ頃ヨリ、縑絹ノコトノ巧ナルヲ御覽ジテ、肌ニフレテ柔軟溫煖ナル故ニ、肌膚ノ稱號ヲタマヘルカ、既ニ前百九ナ仁德ノ御時秦公姓ヲ賜ヒ一事アリ、〉

〔日本書紀〈二十二推古〉〕二十年、是歲自百濟國有化來者、其面身皆斑白、若有白癩者乎、惡其異於人、欲棄海中島、然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛馬不可畜於國中、亦臣有小才、能構山岳之形、其留臣而用則爲國有利、何空之棄海島耶、〈○下略〉

〔續日本紀〈七元正〉〕養老元年十一月癸丑、天皇臨軒、詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當耆郡多度山美泉、自盥手面、皮膚如滑、亦洗痛處、無不除愈、〈○下略〉

〔扶桑略記〈二十八一條〉〕寬弘四年三月十三日、書寫山聖空上人入滅、傳云、沙彌聖空者、東京人也、〈○中略〉到播磨國飾磨郡書寫山、造一間草庵住之、〈○中略〉身案無蟣虱、胸間肌膚顯阿彌陀佛像、代々宰史及當國隣國道俗、男女老少無不歸依、

〔倭名類聚抄〈三肌肉〉〕肌　陸詞云、肌〈肌反、和名〉膚肉也、〈加波倍、〉

〔箋注倭名類聚抄〈二身體〉〕按說文、肌肉也、謂人肉也、釋名、肌懻也、膚寨堅懻也、說文又云、臚皮也、膚籀文臚、釋名、膚布也、布在表也、論語顏淵篇皇侃疏云、膚者人肉皮上之薄縐也、禮記禮運正義、膚是革外

脂膏　垢　皮膚

〔倭名類聚抄 三肌肉〕脂膏　唐韻云、膏〈高反〉肪〈方反〉脂〈旨夷反、和名阿布良〉也、肭〈蘇干反〉方言云、在腰之脂肪也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕廣韻膏脂也、又云、肪脂肪、又云脂膏也、故三字皆同訓、按說文、膏肥也、肪肥也、段玉裁曰、二肥當作脂、說文又云、脂戴角者脂、無骨者膏、內則注、凝者曰脂、釋者曰膏、廣韻統言之也、〇中略 按阿布良與油同義、那波本又有肭蘇干反方言云在腰之脂肪也十三字、按原書不載、太平御覽引通俗文云、在骨曰肭、玄應音義引通俗文云、在胃曰肭、廣韻肭脂肪此云在腰、未知所本、恐誤、

〔伊呂波字類抄 安人體〕膏〈アフラ、脂也、澤也、肥也、〉　肭〈アフラ、脂肪也、〉　肪〈已上同〉

〔書言字考節用集 五肢體〕脂〈アブラ〉　膩〈同〉　膏〈同〉

〔伊呂波字類抄 安人體〕垢〈アカ、塵也、〉　𡍲〈同〉

〔元亨釋書 十八願雜〕天平應眞皇太后光明子者淡海公〇藤原不比等第二女也、〇中略 及東大寺成、后以爾大像大殿皆已備足、帝昂于外、我營于內、勝功鉅德不可加也、且有詫意、一夕闇裏空中有聲曰、后莫誇也、妙觸宜明、浴室澣濯、其功不可言而已、后怪喜、乃建溫室、令貴賤取浴、后又誓曰、我親去千人垢、君臣憚之、后壯志不可沮也、〇下略

〔增補下學集 上二支體〕皮膚〈ヒフ〉

〔倭名類聚抄 三肌肉〕皮。　釋名云、皮〈疲反、和名賀波、〉被也、被體也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕所引釋形體文、原書作皮被也被覆躰也、那波本有被也二字、疑依原書補、非源君之舊、按說文、剝取獸革者謂之皮、从又爲省聲、云者者、謂剝取之人也、轉謂毛革爲皮、再轉人膚亦曰皮、

〔伊呂波字類抄 加人體〕皮〈カハ〉　肌〈カハ、膚也、〉

〔倭名類聚抄 三肌肉〕膚。　陸詞云、膚〈音夫、字作肤、和名波太倍、〉體肌也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕山田本作音府隅反、按音夫與廣韻合、府隅與玉篇合、字異音同、然此引陸詞、

〔伊呂波字類抄〕安 人體 汗 アセ 人身上熱汁也

〔倭訓栞〕前編 二 あせ○中略 汗は熱温アツシメリの義、まめ反せ也、汗水といふ語、平家物語に見えたり、齋宮の忌詞に、血をあせといふも似たるをもてなり、

〔和漢三才圖會〕十二 支體 汗 音翰 津液 音亦 汗 和名阿世 人身上熱汁也 津 本作 屬陽、液屬陰、

汗本出于心、在内則爲血、在外則爲汗、 驚而奪精汗出於心、 持重遠行汗出於腎、 疾走恐懼汗出於肝、 搖體勞苦汗出於脾、 飮食飽甚汗出於胃、 醉飽行房汗出於脾、 睡中出汗曰盜汗、同、

津者液之淸者爲汗、而走腠理、故屬陽、

液者津之濁者、注骨而補腦髓、故屬陰、

按飮食穀氣爲津液、復分淸濁、而淸者則津爲汗泪涕唾、濁者則液爲血精唾脂也、疾病等津液凝滯而所變、

〔日本書紀〕二十四 皇極 四年六月戊申、倉山田麻呂臣、恐唱表文將盡、而子麻呂等不來、流汗浹身、亂聲動ワナヽク手、

〔枕草子〕九 八九月ばかりに、雨にまじりてふきたる風いとあはれ也、雨のあしよこざまにさわがしう吹たるに、夏とほしたるわたぎぬの、あ。せ。の。香。などかはき、すゞしのひとへに、ひきかさねてきたるもおかし、

〔源平盛衰記〕九 康頼熊野詣附祝言事

僧都ハ餘リニクタビレテ、只夜モ晝モ悲ノ涙ニ沈ミ、神佛ニモ祈ラズ、熊野詣ニモ伴ハズ、岩ノハザマ苔ノ上ニ倒レ臥テ居タリケルガ、都ノ人ノ聲ヲ聞起アガレリ、○中略 日モ既暮ケレ共、僧都ハアヤシノ伏戸ヘモ歸ズ、天ニ仰ギ地ニ臥、首ヲ扣キ胸ヲ打、喚叫ケレバ、五體ヨリ血ノ汗流テ、身ハ紅ニゾ成ニケル、

〔增補下學集〕上二 支體 盜汗ネアセ　寢汗 同上

汗

任脉　任之爲言姙也、行腹部中行、爲婦人生養之本、奇經之一也、任脉與督脉一源而二岐、督則由會陰而行背、任則由會陰而行腹、

夫人身之有任督、猶天地之有子午也、○中略

任脉　二十四穴

會陰　曲骨　中極　關元　石門　氣海　陰交　神闕　水分　下脘　建里　中脘　上脘

巨闕　鳩尾　中庭　膻中　玉堂　紫宮　華蓋　璇璣　天突　廉泉　承漿○中略

帶脉　四穴

帶脉起於季肋章門穴、循帶脉穴、周身如束帶、又會於五樞維道穴、當前臍背十四椎、屬帶脉、總束諸脉、使不妄行、如人束帶而前垂、故如婦人惡露、隨帶脉而下、故謂之帶下、

章門（足厥陰、少陽之會、在季肋骨端、肘尖當處、）　帶脉（足少陽、在季肋下、一寸八分陷中、）　五樞（帶脉穴之下三寸）　維道（章門之下五寸二分）

凡治赤白帶下、灸帶脉、效勝於氣海穴、昔有病鬼告此事、納晉景公之膏肓灸事、

〔病名彙解六〕惡脉（アクミヤク）　病源ニ云、惡脉ハ身裏タチマチニ赤絡脉（シヤクラクミヤク）起リ、朧從トシテノ（朧從ハ山峯ノ貌）聚テ、死セル蚯蚓ノ如ク、看ニ水アルニ似タルガ如ク、脉中ニ長短アリ、皆其絡脉ヲ逐テ生ズ、春秋惡風ヲ受絡脉ノ中ニ入、其血瘀結シテ生ズル所也、

〔陰德太平記四十四〕香川春繼討玉串昭則事

勝雄ガ小者ニ又五郞ト云者、○中略手ノ下ニ八人切伏、吾身モ段々ニ成テ失ニケリ、志ハ致シケレド、人ノ力者ト成程ノ者ナレバ、持所鈍刀ニテ、八人ノ中二人コソ脉道ヲ被切テ死シケレ、殘ル六人ハ淺手ナル故、養育シテ命生タリケルトカヤ、

〔倭名類聚抄三身體〕汗　蔣魴云、汗（寒反、和名阿世、）人身上熱汁也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕廣韻汗熱汁、說文、汗人液也、釋名、汗涅也、出在於表、涅々然也、

血脈

〔松屋筆記九十四〕血で血を洗ふ

發心集一卷三十二丁オ美作守顯能家に入來る僧の事條に、ある經に出世の名聞はたとへば血をもつて血を洗ふがことしととけり云々、

〔倭名類聚抄三肉〕血脉　野王云、血（決反、和名知）肉中赤汁也、脉（莫反、和名知乃美知）肉中血理也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕按今本玉篇、血呼穴切、屬曉母、決公穴切、屬見母、廣韻同、此以決音血恐非、○中略所引文（○肉中赤汁也）今本玉篇無載、釋名血濊也、出於肉、流而濊々也、按說文、𥁑祭所薦牲血也、从血一、象血形、○中略今本玉篇肉部云、脈血理也、脉同上、按說文云、䘑血理分衺行體中者、又載脈字云、䘑或从肉、玉篇本之、

〔伊呂波字類抄知人體〕脉（チノミチ）

〔下學集上支體〕脉（ミヤク）

〔增補下學集上二支體〕血脉（ケツミヤク）

〔黃帝八十一難經疏證上〕二十七難曰、脉有奇經八脉者、不拘於十二經、何謂也、然有陽維、有陰維、有陽蹻、有陰蹻、有衝、有督、有任、有帶之脉、凡此八脉者、皆不拘於經、故曰奇經八脉也、經有十二、絡有十五、凡二十七氣相隨上下、何獨不拘於經也、然聖人圖設溝渠、通利水道、以備不然、天雨降下、溝渠溢滿、當此之時、霶霈妄行、聖人不能復圖也、此絡脉滿溢、諸經不能復拘也、（脉經不然、作不虞、當此之時、在于聖人上、）

〔和漢三才圖會十一經絡〕氣血

氣爲衞、血爲榮、上焦開發、宣五穀味、熏膚充身澤毛、若霧露之漑、謂之氣、

男子氣早有上、晚有下也、　女子氣早有下、晚有上也、午前爲早、屬陽、　午後爲晚、屬陰、

血脉　中焦受氣、取汁變化、赤者謂血、非氣非血、而所以通氣者謂脉、

人臥則血歸於肝、寤則動、隨氣行、陽分而運諸經、故凡寐者其面色多白、以血藏故耳、○中略

今俗面などに肉色といふは人色といふべし、教訓抄五の卷ウ五丁退宿德の條に、人色ノ面、皆白と
あり、又オ十九丁貴德の條に面二樣嘯口人色と見ゆ、

〔伊呂波字類抄 知人體〕血チ

〔身體和名集 乃〕ノリ 人血

〔延喜式 五齋宮〕凡忌詞、內七言、○中略血稱阿世、

〔日本書紀 一神代〕伊弉諾尊、○中略拔所帶十握劍、斬軻遇突智、爲三段、此各化成神也、復劍刃垂血、是爲天
安河邊所在五百箇磐石也、卽是經津主神之祖矣、

〔神皇正統記 神代〕第三代天津彥々火瓊々杵尊、天孫とも皇孫とも申、皇祖天照太神高皇產靈尊、い
つきめぐみまし〱て、葦原の中洲の主となしてあまくだし給はんとす、爰に其國邪神あれて
たやすく下給ふ事かたかりければ、天稚彥と云神をくだしてみせ給ひしに、大汝の神の女下照
姬にとつぎて返り事申さず、三とせになりぬ、依て名なし雉をつかはしてみせられしを、天稚彥
射殺しつ、其矢天上にのぼりて太神の御まへにあり、血にぬれたりければ、怪め給ひて投下され
しに、天稚彥新嘗してふせりける胸にあたりて死ぬ、世に返し矢を忌は此故なり、

〔日本後紀 十三桓武〕大同元年三月辛巳、是日有血灑東宮寢殿上、

〔陰德太平記 九〕與久被斬化者事
變化ノ者今夜切タリ、跡ヲ認テ見ヨヤト下知セラレケレ共、ノリナドヲモ不引ケレバ、何處ヲサ
シテ尋ヌベキ樣モナシ、與久正シク緣ノ下ヘ入タル樣ニ覺エタリト宣間、卽緣ノ下ヘ入ヲ見ル
ニ大ナル穴アリ、頓テ是ヲ堀テ見レバ、二丈餘リホリ入テ底ニ高サ九尺許ナル五輪一基、三尺許
ノ五輪二ツゾ有ケル、小サキ五輪ノ頭ニハ血付タリ、コレ與久ノ打レケル時、拳ノ皮剝タルナリ、
又大キナル五輪ニハ、頭ニ大刀ノ痕二ツアリケリ、

肉

氏蓋本之、釋名膜幕也、幕絡一體也、

〔伊呂波字類抄 太 術語〕膜 マナシヽ、

〔倭名類聚抄 三 肌肉〕肉 附膵理　玉篇云、肉(如陸反、字亦作宍、和名之々、)肌膚之肉也、淮南子云、解肉必中膵、(和名上、一本有音奏二字、)

〔箋注倭名類聚抄 二 身體〕山田本作如六反、按陸六同音、然女六與今本玉篇合、廣韻亦同、作六為是、按之々本謂食獸肉、猪謂韋、鹿謂加而、故猪謂猪鹿、皆為之々、不復為韋為加、雄略天皇御歌、袁牟呂賀多氣爾、志斯布須登、又斯志麻都登、阿具良爾伊麻志、神代紀兄持弟之幸弓、入山覓獸、終不見獸之乾迹、獸字訓之々是也、蓋以獵者為獲獸肉也、轉謂人肉亦為之々、猶肉字本鳥獸肉、說文、肉胾也、象形、胾字訓大臠、見同書、以云胾也云象形見之、非人肉可證、後轉注為人肉也、今本肉部作骨肉也、慧琳音義引與此全同、釋名肉柔也、○中略所引淮南子兵略訓文、原書膵作腠、按玉篇、腠膚腠也、又儀禮注、及史記漢書注並云、腠膚理也、膵字諸書無見、獨集韻有之、音與腠同、插也、非此義、原書湊字當依此所引改正、然膵字亦說文所無、疑古通用湊字、山田本作蒼奏反、按廣韻、腠倉奏切、蒼倉同音、屬清母、奏則候切、屬精母、作蒼奏反似是、

〔伊呂波字類抄 志 人體〕肉 シヽ、亦作宍、　背 シヽムラ　樹同　膵理 シヽワキ、アル說(ハ膚用之、可尋、)

〔撮壤集 下 支體〕肉 シヽ　脟 シヽムラ

〔増補下學集 上二 支體〕皮肉 ヒニク

〔松屋筆記 九十五〕肉色人色

今俗人形などの色をいふに肉色といへり、體源抄九(四十三丁ウ)に、人色とあり、また(四十五丁オ)人色ノ面とも有、

〔松屋筆記 百十二〕人色肉色

膜

〔伊呂波字類抄人體須〕筋スヂ 筋骨也、唐韻、筋、竹肉刀也、

〔下學集支體上〕筋スヂ

〔病名彙解七世〕青筋セイキン　アヲスヂノ發スル故ニ青筋ト云也、雲林龔氏ガ云、原氣逆シテ血行ラズ、惡血ヲシテ上ツテ心ヲ攻シムル也、或ハ頭目昏眩心腹刺痛、頭痛腦痛シ、口苦舌乾キ、面青唇黑ク、四肢沈困シ、百節酸痛シ、増寒壯熱遍身麻痺手足厥冷シ默々トシテ語ラズ、飮食ヲ思ハザルナリ、北人多クコレヲ患フ、南人此アルトキハ沙證也、

〔塵塚物語五〕赤松律師兵書之事

一鼻のさきに、羽たてに筋あるはいむ事也、青色なるは我を害せんとする人ありと丟るべし、むらさき色は毒をかはんとすると丟るべし、〇中略

一目のうちに堅ざまに筋あるに吉凶あり、目がしらにあるはよろこびなり、目尻にある時は、三日の中に大事にあふべきと知るべし、

〔陰德太平記五十五〕上月城兵盜二墓無鐵砲一附寺木勝重弓精之事

今田モ入江モ尤也ト同ジナガラ、猶モ互ニ通身ノ筋ヲ張、力ヲ戮セテ引タリケルニ、九鼎ヲモ鴻毛ノ如クニ扛ル許ノ大力ナレバ、〇下略

〔譚話浮世風呂四編男湯下〕中六〇中略　幡風廣右衛門ヤ夫幸ヤ勘左衛門などが敵は藍隈で丟やした、幡風は疳癪隈といつて、青筋をチリ〳〵と縮らかして入たものさ、大秀鶴もはじめのうちは、藍隈で丟たさうだが、〇下略

〔新撰字鏡肉〕䐜 忘各反、入、膜也、子之兒、又太奈肉、

〔倭名類聚抄三肌肉〕膜　孫愐云、膜音與莫同、和名太奈之々、肉内薄皮也、

〔箋注倭名類聚抄二身體〕按太奈之之、棚肉之義、〇中略　廣韻膜肉膜與此不同、按説文膜肉間胲膜也、孫

甲乙經缺盆鳩尾並灸穴名、故詳示其處、此所載唯釋骨名、故不云在橫骨陷者中及敝骨下五分也、缺盆骨肩骨也、僞鈔條已引之、那波本此條删是六字、那波本筋骨類再載鳩尾骨、云和名無奈保禰、

按類聚名義抄伊呂波字類抄亦有是訓、

〔伊呂波字類抄　保人體〕骨（ホネ）

〔增補下學集　上二支體〕骨（コツ　ホネ）

髓

〔倭名類聚抄　三身體〕髓　野王云、髓（先果反、和名須禰）骨中脂也、

〔箋注倭名類聚抄　二身體〕今本玉篇先委切、字異音同、神武紀、有人名長髓彥、髓訓須禰、按俗謂諂情仰父爲衣食者、爲嚙親之須禰、須禰卽髓也、今俗謂脛爲須禰、甲冑具謂護脛者爲須禰當是也、谷川氏曰、難經、髓會絶骨、素問、胻痠痛甚、按之不可、名曰胻髓病、故脛亦與髓同名須禰也、按長髓彥之髓、蓋其義不詳、恐訓同而假借者、非髓脛之義、又非脛骨之謂也、今本玉篇骨部同、按說文髓骨中脂也、顧氏蓋依之、釋名髓遺也、遺𤁋也、按𤁋訓膏液見集韻、

〔伊呂波字類抄　須人體〕髓（スネ、スイ、骨中脂也、）

〔陰德太平記　三十二〕播磨守盛重讒杉原家事

佐田、吾モ庭前ノ蟲ノ更ル夜ニ、己ガ自恣打凝テ、遊カリシ聲ノシブマリシユヘ、人來レリト知シナリ、汝蚊聲ノ起ルト知ト動靜ハ異也ト雖、好子細ニ氣ヲ配ル所、得吾髓トテ、甚感ジケルトカヤ、

筋

〔新撰字鏡　竹〕筋（居欣反、肉之有力也、須知、）

〔倭名類聚抄　三身體〕筋力　陸詞切韻云、筋（斤反、和名須知、）骨筋字從竹肉力也、周禮注云、力（呂職反）筋骸之强者也、

〔箋注倭名類聚抄　二身體〕按廣韻云、筋骨也、說文筋肉之力也、从力从肉从竹、竹物之多筋者、釋名、筋靳也、肉中之力氣之元也、靳固於身形也、〇中略　按所引文〇周禮注　周禮及注皆不載、見禮記禮運注、恐源君誤引、說文力筋也、象人筋之形、

リ、而レバ中納言鍰ヲ取テ侍ニ給フテ、此レニ盛レト宣ヘバ、侍匙ニ飯ヲ救ヒツヽ高ヤカニモリ上テ、口ニ水ヲ少モ入レテ奉タレバ、中納言臺ヲ引ヨセテ、鍰ヲ持上給タルニ、然許大キナル手ニ取給ヘルニ、大キナル鍰カナト見ヘルニ、氣シタハ非ヌ程ナルベシ、先ヅ干瓜ヲ三切許ニ食切テ三ツ許食ヒツ、次ニ鮨鮎ヲ二切許ニ食切テ五ツ六ツ許安ラカニ食ツ、次ニ水飯ヲ引寄テ二度許箸廻シ給フト見ル程、飯失ヌレバ、亦盛レトテ鍰ヲ指遣リ給フ、其ノ時ニ口水飯ヲ役ト食トモ、是ノ定ニダニ食サバ、更ニ御太リ可止ムニ非ズト云フテ、逃テ去テ、後ニ人ニ語テナム咲ケル、而レバ是ノ中納言彌ヨ太リテ、相撲人ノ樣ニテゾ有リケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔陰德太平記 四十八〕伯州淨滿原合戰事

盛重(杉原)是ヲ聞テ、兩人肥瘦ニ仍テ勇ヲ爭フ、谷本(方綱)ハ肥テ勇也、進(季昌)ハ瘦テ猛シ、サレバ古詩ニ短長肥瘦各有體、玉環飛燕誰敢憎ト作レリ、貴妃、飛燕ガ妙態ヲ以テ、二人ガ勇ニ比センハ奈何ニト、大ニ感ジ戲レケリ、

〔先哲叢談 三〕熊澤伯繼、字了介、(中略)號蕃山、(中略)年少時體貌充肥、自以爲武夫之職、一旦緩急被甲持兵、馳驅奔走無所不爲、而豈肥如斯甚艱之、遂由稟受、亦安佚所致、從是攻苦食淡、日夜武事是講、或出曠野放鳥銃、或行山村投民家、其常宿直也、藏木兵于裯筩、俟友就寢後、獨竊出空庭演槍劍法、或深夜登屋習禦火、如是者十餘年、身軀稍瘦削、

〔倭名類聚抄 三身體〕骨 野王按云、骨(忽反、和名保禰)肉之核也、針灸經注云、鳩尾骨、臆前骨也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕今本玉篇、骨古忽切、屬見母、忽呼沒切、屬曉母、其音不同、廣韻亦與今本玉篇同、此以忽音骨恐非、(中略)今本玉篇引說文曰、肉之覈也、按說文又云、从冎有肉、釋名、骨滑也、骨堅而滑也、王念孫曰、骨之言覈也、又按說文、核蠻夷以木皮爲篋、狀如籢尊、又云、覈實也、轉注爲骨覈字、以核爲骨核者假借也、(中略)鍼灸甲乙經云、缺盆在肩上橫骨陷者中、又云、鳩尾在臆前蔽骨下五分、按

既に死隊うち申候につき、信玄公御分別あり、各譜代の侍大將衆、御一家にも人數を持給ふ人々悉く被召寄、信玄公被仰、〇中略舍弟逍遙軒〇武田信綱今夜甲府へ使に行と申、心安き小者四人つれ出るふりにて、物共をば土屋右衞門尉所に預け、此陸かごこしに逍遙軒をのせ、信玄公御須に付て甲府へ御歸陣也と申候はゞ、我等と逍遙軒と見わくる者有まじく候、累年見るに、信玄がおもてを各をはじめ、しかとみるものなく候と相みえ候へば、逍遙軒を見て、信玄は存命なりと申べきは必定なり、〇下略

〔日本書紀五崇神〕六年、先是、天照大神和大國魂二神、並祭於天皇大殿之内、〇中略以日本大國魂神、託渟名城入姫命祭、然渟名城入姫、髮落體瘦而不能祭、

〔古事記下雄略〕故其赤猪子仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子以爲、望命之間、已經多年、姿體瘦萎、更無所恃、

〔今昔物語二十八〕三條中納言食水飯語第二十三

今昔、三條ノ中納言ト云ケル人有ケリ、〇中略長高クシテ大ニ太テナム有リケレバ、太リノ責ヲ苦シトテ肥タリケレバ、醫師和氣□ヲ呼テ、此ク極ク太ルヲバ何ガセムト爲ル、起居ナド爲ルガ身ノ重ク極ク苦シキナリト宣ケレバ、□ガ申ケル樣、冬ハ湯漬、夏ハ水漬ニシテ、御飯ヲ可食キ也ト、其時六月許ノ事ナレバ、中納言□ゾ然ハ暫ク居タレ、水飯食テ見セムト宣ヘケレバ、宣フニ隨テ□ケルニ、中納言侍ヲ召セバ、侍一人出來タリ、中納言例食ノ樣ニシテ水飯持來ト宣ヘバ、侍立ヌ、暫許有テ、御臺行ヲ持參テ御前ニ居ヘツ、臺ニハ箸ノ臺二許ヲ居ヘタリ、次ギテ侍盤ヲ捧テ持來ル、□ノ侍臺ニ居フルヲ見レバ、中ノ盤ニ白キ干瓜ノ三寸許ナルヲ不切ズシテ十許盛タリ、亦中ノ盤ニ鮨鮎ノ大キニ廣ラカナルヲ尾頭許ヲ押テ卅許盛タリ、大キナル鋺ヲ具シタリ、皆臺ニ取リ居ヘツ、亦一人大ナル銀ノ提ニ、大キナル銀ノ匙ヲ立テ、重氣ニ持テ前ニ居タ

容貌相似

知仕臣乎、將處士邪、侯曰、渠爲吾講兵書、處士由井民部助者也、(名正雪)蕃山正色曰、余熟視其貌、以察其意、君勿復近如彼士、(下略)

〔先哲叢談 五〕源君美、字在中、新井氏、(中略)白石自題肖像詩云、蒼顏如鐵鬢如銀、紫石稜稜電射人、五尺小身渾是膽、明時何用畫麒麟、

〔古事記 上〕此時阿遲志貴高日子根神(自阿下四字以音)到而、弔天若日子之喪時、自天降到若日子之父、亦其妻皆哭云、我子者不死有祁理、(此二字以音下效此)我君者不死坐祁理云、(中略)此二柱神之容姿甚能相似、故是以過也、

〔古事記傳 十三〕容姿は加本と訓べし、書紀に面貌、顏色、顏容、顏貌、姿色、相貌などは固にて、容姿形容形姿貌容容止などをも、皆然訓り、萬葉にも、姿貌容などあり、加本とは、先は面の形樣を云名にて、總ての身體の形樣までを兼たり、右の字どもにても心得べし、(漢文に好色など云色を、中昔よりこなたは、御國にても伊呂といへども、そは古言に非ず、故書紀には、其意の色字をも加本と訓り、さて又今世には、たゞに面を指て加本といへども、そは違へり、此の二柱神の相似たるも、たゞ面のさまのみならず、總ての身のさまでを云なれば、今世人の心には、此容姿をも加本加多知と訓では、言足ぬげに思ふめれど、さにはあらず、)

〔日本書紀 十應神〕九年四月、有壹伎直眞根子者、其爲人能似武內宿禰之形、(下略)

〔日本書紀 十四雄略〕四年二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人、來望丹谷、面貌容儀相似天皇、天皇知是神、猶故問曰何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應導、(○導一本作道、或作聲)天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、

〔日本書紀 二十六齊明〕元年五月庚午朔、空中有乘龍者、貌似唐人、著青油笠、而自葛城嶺、馳隱膽駒山、及至午時、從於住吉松嶺之上、西向馳去、

〔甲陽軍鑑 十二品第三十九〕四月(○天正元年)十一日未の刻より、信玄公御氣相あしく御座候て、御脉殊の外はやく候、又十二日夜亥刻に、口中にはぐさ出來、御は五ッ六ッぬけ、それより次第によはり給ふ、

容姿

腨、曰腨腸、曰魚腹、直下近地者曰跟、曰踵、内踝下、曰内踝後罅、曰然骨、足大指本節後宛々者曰腕骨、其後如核骨曰核骨、外踝下曰京骨、曰束骨、兩踝下曰足腕、足下曰足心、足上曰跗、曰跗上、曰趺陽、足之指曰趾、居内之大者名大趾、第二趾名大趾之次趾、第三趾名中趾、第四趾名小趾之次趾、第五居外之小者名小趾、五趾之本節爲岐者曰足五指間、曰足五邪、曰足十邪、足大趾爪甲後曰三毛、毛後横文曰聚毛、爪甲之義詳於前也、

顱俗曰顱子、顛頂之骨俗曰天靈蓋、目綱者卽上下胞之兩瞼、又名曰睫、目珠者目睛之俗名、目系者目睛入腦之系、舌者司味之竅也、頏顙者分氣之處、懸雍垂俗名碓嘴、會厭覆喉管之膜也、手大指一名巨指、手中指一名將指、肛者直腸也、大腸下口也、連骸者膝側二高骨也、　肺呼吸天氣、心出納榮衞、脾殺生津液、助消化、肝膽製汁、爲消化之用、腎主水、澄瀉濁於膀胱、胃者水穀之海、化五氣、小腸受盛官、消化五味、造精糜、大腸傳導官、上焦如霧、胃是也、中焦如漚、小腸是也、下焦如瀆、腎及膲理是也、時暑膲理之下焦善化、汗出溱々、時寒腎之下焦善化、小便善利、臆中宗氣之海也、人身中無貴於精神、故曰宗氣、宗氣路曰宗脉、出於臟腑、周於一身、

文政戊子夏六月望、幸齋道人、書於定理醫學書屋、

〔伊呂波字類抄　加人體〕皃カタチ亦作貌　容　姿　像カタチ、徐兩反、似也、佛像、　儀カタチ、宜、取儀容、　形已上同　〔同　須人體〕姿カス

タ　質　容　皃　躰　形　狀已上同

〔源氏物語　四十七角總〕さりとてかうおろかならずみゆめるこゝろばへのみをとりしてわれも人もみえんが、心やすからず、うかるべきこと、もし命しゐてとまらば、やまひにことつけて、かたちをもかへてん、

〔先哲叢談　三〕熊澤伯了繼、字介、介或作助小字次郎八、後更助右衞門、號蕃山、○中略嘗至某侯、及入見一士人威儀特秀骨。體非常、相與張目注視良久、遂不交一言、見侯曰、余今見一士、不

氣、乃氣管也、居前、咽者食道也、居後、結喉之下曰欽盆、狹結喉之脉曰人迎、挾人迎之筋曰纓筋、 脊椎十二節、第一椎、曰大椎、椎一作焦、通曰呂骨、曰脊膂、曰膂骨、曰脊骨、兩傍曰膂、曰膂肉、曰膂筋、通曰背、大椎兩傍曰肩中、曰肩外、曰肩端、成片骨曰甲骨、曰胛骨、曰肩胛、曰成骨、曰髆、曰肩髆、肩臑之會曰髃骨、曰髃骨、曰肩端上行兩叉骨、腰椎五節、上接脊椎、下接八髎骨、髎骨正中隆起者、從肉上按之如椎骨、其下與骶骨接、一名尻骨、一名窮骨、髎骨兩傍曰臀、曰髂、曰髖、曰腰踝、踝上肉曰胂、胂下曰脊臀、尻傍大肉也、

天突兩傍曰巨骨、以堺頸肩胸膺、天突下曰膺中骨、曰心蔽骨、通曰胸、胸兩傍曰膺、胸中曰膻中、曰心中、兩傍曰乳、心蔽骨下曰岐骨、曰鳩尾骨、曰膈、曰心下、曰腹、曰大腹、俗曰肚、曰脅、曰臍、曰小腹、曰少腹、曰毛際、曰橫骨、曰曲骨、兩傍曰股際、曰羊失、曰氣街、有動脉、重按之則足部脉皆絕矣、莖者陰莖也、垂者睾丸也、莖垂者身中機也、纂者兩陰兩筋之間也、婦人者反男子、胞所以妊室也、子宮所以藏子精宮也、腋下曰胠、胠下曰脇、脇下曰季脇、曰季肋、季肋之下曰眇、無骨空軟處也、眇下曰腰髁、乃髖骨上端也、其肉曰胂、其下曰髀樞、 肋骨左右各十二、當脊者曰脊肋脊肋、當胸者曰胸肋、當脇者曰脇肋、其短者曰季肋、最短者曰橛肋、 臑者大臂也、肩臑之會爲機關、外曰臑外、內曰臑內、脇臑之會曰腋、曰曲腋、曰腋中橫紋、曰腋下、臑臂會曰肘、曰肘中、曰肘中橫文、曰肘內、曰肘外輔骨者臑骨下端隆起之處也、臂有上下二骨、爲內踝者上骨也、爲外踝者下骨也、外曰臂外、內曰臂內、臂掌之交曰腕、曰腕中、曰腕前、曰腕後、掌者手心也、曰掌中、曰掌內、曰掌外、掌中大指本節起肉曰魚際、曰魚腹、曰魚、 大指、一名拇指一名將指、大指二指、曰食指、曰鹽指、曰中指、曰無名指、曰小指、五指本節爲岐之處曰十邪穴、曰五邪穴、曰五指間、覆手指者曰爪、爪者手足之甲也、故曰爪甲、爪甲與肉交者曰爪甲上、其左右角曰爪甲角、後人換手足之井穴於爪甲根角者誤也、 髀肉曰股、股外曰髀、髀肉起者曰伏兎、髀骶之會曰膝、蓋膝骨曰臏、膝內曰膕、膝外輔骨者髀骨、脛骨相接而隆起之處也、內輔骨者其內廉二骨隆起之處也、其骨大而爲內踝者脛骨也、其骨小而爲外踝者䯒骨也、䯒骨中央伏復起者曰絕骨、膝髕下脛骨上曰膝眼、膝膕下曰

名所

〔三代實錄四十三陽成〕元慶七年正月廿六日癸巳、令山城近江越前加賀等國、修理官舍道橋、埋瘞路邊死骸、以渤海客可入京也、

〔日本靈異記中〕恃己高德刑賤形沙彌以現得惡死緣第一
有嫉妬人、讒天皇〇聖武奏、長屋王謀傾社稷、將奪國位、爰天心瞋怒、遣軍兵陳之、親王自念、无罪而被囚執、此決定死、爲他刑殺、不如自死、卽其子孫令服毒藥而絞死畢、後親王服藥而自害、天皇勅捨彼屍骸於城之外、而燒末散、河擲海、〇中略
屍骸二令、死二カバ子、

〔續視聽草五集四〕人身總名
頭獨也、體高獨也、首始也、首頭也、頭精神之府也、頭骨曰顱、顱頂曰顚、曰巓、顚之前曰前頂、顚之後曰後頂、顚傍曰頭角、前頂前曰顖、顖前曰前髮際、前髮際兩傍曰額角髮際、顚後曰後頂、後頂後曰腦、曰枕骨、曰玉枕骨、垂腦後骨曰顱際銳骨、其下曰後髮際、通曰大陽骨、　顚之傍曰頭角、曰耳上角、曰耳上髮際、曰顳顬中及上下廉、曰耳郭上、曰耳、曰窻籠、曰聽宮、曰眸子、曰耳郭、曰耳中珠子、曰關、曰機、曰骸、耳下曲骨、載頰者曰域、曰頰車、曰輔、曰輔車、耳後曰完骨、曰耳後髮際、通曰少陽骨、　面顏也、爲靈宅、一名尺宅、以眉目鼻口之所居故曰宅、顖前曰額、額傍曰額角、曰額大、額下眉也、眉骨曰眉稜骨、命門者目也、內曰內眥、外曰外眥、曰上下胞、曰目匡、曰白眼、曰黑眼、曰瞳子、曰瞳人、曰五輪八郭、眉目間曰闕、曰庭、曰顏、眉前曰眉本、眉後之肉曰顴、曰大陽、顏下曰鼻、鼻根曰頞、曰鼻柱、曰明堂、曰準、曰鼻孔、鼻目之間曰頔、目下曰頰、曰面鳩骨、鼻下曰人中、鼻爲天門、口爲地戶、天地間故曰人中、口之上下曰唇、口傍曰吻、口下曰承漿、其下曰頤、曰䫇、曰頷、曰中曰頤中、曰玉池、曰上顎、曰下顎、曰齗基、曰上齒下齒、曰板齒門齒、曰牙、曰齣、曰眞牙、通曰陽明骨、　頰上曰髯、口上曰髭、口下曰鬚、頰毛曰而、　項節七、第一椎、俗曰峯字內、第五第六、第七、曰項節三節、通曰柱骨、曰伏骨、曰復骨、曰䳘骨、頭莖曰頸、頸者側也、項者後也、喉者前也、喉以候

國有一人、曰宿儺、其爲人壹體有兩面、(○中略)四手並用弓矢ト云ヘリ、難波根子武振熊ト云人ツカハシテ、此ヲ誅セラレニケリ、又身字ヲムクロトヨム、身體二字トモニムクロナリ、人ニモカギラズ、木ニモ云フ、古詩云、心空身未摧ト云ヘリ、古木ノ事ナリ、心體ト二ニワクル日ハ、カナラズシモ體ノ中ニカシラノコモルベキイハレナシ、五體ノ中ニハ頭ソノ首タルユヘナリ、サレドモ宿儺事ニ、ヒトツムクロニ二ノヲモテアリト云ニテハ、カシラハムクロト別ナリトキコユルナリ、

〔書言字考節用集 五 肢體〕體(カラダ)

〔伊呂波字類抄 加 人體〕尸(カハネ)　屍(尸在床曰屍、云尸在棺曰柩、)　骸(骸骨 已上同)

〔下學集 上 支體〕屍(シニカハネ 尸通作)

〔日本書紀 九 神功〕伐新羅之明年、(○元年)遷小竹宮、(小竹此云之努、)適是時也、晝暗如夜、已經多日、(○中略)時有一老父曰、傳聞如是怪謂阿豆那比之罪也、問何謂也、對曰、二社祝者共合葬歟、因以令推問、巷里有一人曰、小竹祝與天野祝、共爲善友、小竹祝逢病而死之、天野祝血泣曰、吾也生爲交友、何死之無同穴乎、則伏屍側而自死、仍合葬焉、

〔古事記 中 應神〕故天皇崩之後、大雀命者、從天皇之命、以天下讓宇遲能和紀郎子、於是大山守命者、違天皇之命、猶欲獲天下、有殺其弟皇子之情、竊設兵將攻、(○中略)於是伏隱河邊之兵、彼廂此廂、一時共興、矢刺而流、(○中略)爾掛出其骨之時、弟王歌曰、(○歌略)故其大山守命之骨者、葬于那良山也、

〔古事記傳 三十三〕骨は加婆泥(カバネ)と訓べし、大山守命の御屍なり、古此骨字を、屍のことに通はし用ひたりしなり、(そはもと屍の年を經て、骨のかぎりになれるを云るより出たるなるべし、今世に死骸と云骸字も、骨のことなり、)書紀顯宗卷に御骨埋處、欽明卷に、骨積於巖岫などあるも屍なり、萬葉十八(二十一丁)に海行者、美都久屍(ウミユカバミヅクカバネ)、山行者、草牟須屍(ヤマユカバクサムスカバネ)、

〔三代實錄 二十六 清和〕貞觀十六年十月廿八日癸未、太政官頒下詔書於五畿七道曰、案今月二十三日詔書、其屍骸漂散、不得其名者、官爲鈞求、加意埋掩、被災郡縣、免當年徭、

裹大小相次第也、按說文、體總十二屬也、靈樞邪客篇、人有十二節、張介賓曰、四枝各三節、是爲十二節、說文十二屬蓋卽此、然則云十二屬、猶言四枝、轉爲形質總稱、此所引扁氏說卽是、易繫辭傳、易無體、正義云、體謂形質之稱、卽是義、今俗呼加良太是也、不與謂肢爲體同、源君引形體之躰在肢條非是、

〔增補下學集上二支體〕肢體(エダ)

〔伊呂波字類抄太人體〕躰(タイ)五躰也　體同

〔一代經律論釋法數三十三〕五體(出華嚴演義鈔)

一右膝　二左膝　三右手　四左手　五首頂

凡禮敬三寶、必須五體投地、所以折伏憍慢、用表虔誠故也、

〔書言字考節用集五肢體〕體(タイ)(五體、體猶形也、有形之總稱也、體會、身也、)　躰(同之)　体(同之)

〔伊呂波字類抄无人體〕身(ムクロ)　質　躰

〔書言字考節用集五肢體〕軀(ムクロ)(說文躰也)

〔倭訓栞前編三十一〕むくろ　神代紀に身中をよみ、仁德紀に體をよめり、身嚢の義也といへり、軀殼をいふ也、

〔枕草子六〕人まにょりきて、わが君こそまづ物きこえん、まづ〳〵人のの給へる事ぞ　いへば、何事にかとて、きちやうのもとにょりたれば、むくろごめにより給へといふを、五たいごめにとなんいひつるといひて、又わらふ、

〔枕草子春曙抄六〕むくろごめに　軀籠(むくろこめ)、全身みなこなたへより給へとの心也、

〔塵袋六〕一ムクロトハクビヨリ下ノ名歟

日本紀ニハ體ノ字ヲムクロトヨメリ、心クビヨリ下ニアタレル歟、仁德天皇御宇八十九年、飛驒

〔倭名類聚抄 三身體〕身。唐韻云、身(式神反)　躬(音弓、又作躳)、軀(音區、訓與身同)、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕廣韻失人切、說文徐音同、式神與玉篇合、按式神失人、字異音同、然此引唐韻、似當作失人反、○(中略)說文、躳从身从呂、躬或从弓、○(中略)廣韻云、身躳也、躳身也、軀身也、故云訓與身同、按說文、身躳也、躳身也、軀體也、孫氏並本之、釋名、身伸也、可屈伸也、軀區也、是衆名之大、總若區域也、段玉裁曰、从弓身者、曲之會意也、

〔類聚名義抄 一身〕身(音申　ミ　ワレ　ムク　カタチ　和シン)　躬(音弓　ミ)　軀(音區　ミ)　體(他禮反　カタ　體正　ミカタチ　和タイ)　躰(ミ)　躳(ミ)

〔增補下學集 上二支體〕身(ミ)　躬(ミ)　軀(ミ)

〔日本書紀 二十九天武〕二年四月己巳、欲遣侍大來皇女于天照大神宮、而令居泊瀨齋宮、是先潔身稍近神之所也、

〔日本書紀 三十持統〕元年七月甲子、詔曰、凡負債者、自乙酉年以前物、莫收利也、若既役身者、不得役利、

〔倭名類聚抄 三身體〕肢體。野王按、肢(章移反、字亦作胑。和名衣太。)四體也、體(他禮反、字亦作躰、)猶形也、有形之總稱也、

〔箋注倭名類聚抄 二身體〕今本玉篇、胑至移切、肢止移切、章移與廣韻合、皆字異音同、然此引玉篇、似當作至若止、玉篇軗亦作肢胑、按雄略紀張夫婦四支於木、支訓江、與木枝同訓、今本玉篇肉部云、胑體四胑、手足也、肢上同、身部云、軗四軗體也、慧琳音義引、作胑謂手足四胑也、說文亦云、胑體四胑也、又載肢字云、胑或从支、則此似當作體四肢也四字、按孟子云、皆有聖人之一體、注、體者四肢股肱也、孟子又云、具體而微、注、具體者、四肢皆具、孟子又云、不保四體、注、四體身之四肢、國語貳若體焉、注、體四支也、易文言傳、正位居體、虞翻注、體謂四支也、喪大記、加新衣體一人、注、手足也、喪服傳、昆弟四體也、賈公彥疏、四體謂二手二足、然則以四體訓肢亦通、○(中略)釋名、胑枝也、似木之枝格也、○(中略)今本玉篇骨部云、體形體也、慧琳音義引、作體卽形也、亦身之總稱也、與此所引略合、釋名、躰第也、骨肉毛血、表

多ク之ヲ剃ルノ例ナリ、或ハ後世頭上ニ少許ノ毛ヲ殘スヲ罌子坊主(ケシバウズ)ト云ヘリ、三歲ニシテ髮ヲ蓄ヘ、其年ノ誕生日ニ之ヲ垂ル、而シテ男子ハ、其後之ヲ頷ニ束ヌ、之ヲミツラ、又ハヒサゴバナト云リ、又女子ハ、垂髮ノ初ヲメザシト稱シ、其髮長ジテ肩ノ邊ニ屆ク時ハ、之ヲヴナキゴト云ヒ、十三四歲ニ至リ、其髮更ニ長ジテ帶ノ邊ニ至レバ、ウナキバナリ、又ハワラハト云フ、古ハ頭髮ノ黑ク長キヲ尙ビ、其長サ身長ヲ超ユルモノ多シ、又縮毛ヲ忌ミ、白髮ヲ忌ム事、古今相同ジ、又髮薄キモノハ、義髮ヲ爲セリ、

髭ハ古來之ヲ蓄フルノ風ナリシガ、武家ノ世ニ至リテ、塗、之ヲ尙ビ、其之ナキモノハ、作リ髭ヲ爲セリ、サレド德川幕府中葉以後ハ、世太平ニ狃レテ、人心漸ク柔弱ニ趨キ、髭アルモノハ、却テ人ニ憎マルヽ如キ事アリシト云フ、

身體ニハ、希ニ種々ノ畸形ヲ爲スモノアリ、而シテ其甚シキモノニ至リテハ、一身兩面ノモノアリ、四足四手ノ者アリ、身體ニ翼アルモノアリ、頭上ニ角ヲ生ズル者アリ、全身軟弱ニシテ恰モ骨無キガ如キモノアリ、或ハ一部分ノ不足スルモノアリ、之ヲ總稱シテ片輪ト云ヒ、又不具ト云フ、

此篇ハ、方技部疾病篇ニ關聯スル所多シ、宜シク參照スベシ、

名稱

〔類聚名義抄三佛〕身體スガタ

〔伊呂波字類抄志疊字〕身體

〔書言字考節用集五肢體〕身躰シンタイ

〔三代實錄十三清和〕貞觀八年九月二十二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、〈中略〉坐燒應天門當斬、詔降死一等、並處遠流、〈中略〉善男是圖進之第五子也、生而爽俊、天資魁偉、見之者皆曰黠兒、爲人奇親、深眼長鬢、身體矬細、意氣平岸、

古事類苑

人部四

身體一

身體ハ、ミト云ヒ、ムクロト云ヒ、後又カラダトモ云フ、又之ヲ四體ト云フハ、原ト支那ヨリ出デ、五體ト云フハ、印度ニ起リタルガ如シ、而シテ死骸ハ之ヲカバネト稱ス、

身體ノ各部ハ、各、特殊ノ作用ヲ有シ、隨テ其名稱モ亦極メテ多シ、就中頭髮ニハ、垂髮、結髮、剃髮總髮等ノ別アリテ、年齡若シクハ時代場所等ニ由リテ、各、其稱呼ヲ異ニシ、今容易ニ之ヲ識別シ難キモノアリ、

垂髮ハ、我邦最古代ノ風ナレドモ、男子ハ夙ニ之ヲ頭上ニ束ネタリシガ如シ、天照大神、神功皇后等ノ、特ニ事アル時ハ、男子ニ擬シテ、髻ヲ作リ給ヒシ事アルヲ見テ知ルベシ、天武天皇十一年、詔シテ、天下ノ民、婦女悉ク結髮セシメシガ、十五年ニ至リテ、女子ハ再ビ悉ク垂髮セシム、宮中其他貴族ノ男女ハ、後世ニ至ルマデ、一ニ此風ヲ守レリ、サレド普通ノ婦女ハ、作業ノ爲ニ、之ヲ束ヌルノ風漸次ニ起リ、而シテ其結髮ノ風、又次第ニ美容ヲ尙ビ、遂ニ種々ノ髻形ヲ生ジ、德川幕府時代ニ至リテハ、非常ニ多クノ名稱ヲ生ジタリ、而シテ男子結髮ノ風ハ、古來大抵一樣ナルガ如キモ、中世戰亂ノ時、武士甲冑ヲ帶スルヨリ、逆上ヲ防グガ爲メ、頭髮ノ一部分ヲ剃ルノ風起リ、之ヲ月代ト云ヒテ、德川幕府時代ニ至リテハ、若年ノモノハ月代ヲ剃ラズ、特ニ之ヲ總髮ト云ヘリ、小兒ノ髮ハ、胎髮ヲ剃ルヲ以テ通常ト爲シ、爾後二歲迄ハ

與五郎少し進みがたき氣色あるを見て、われゆへ心ひかれて、少したゆむ心みへたり、さみゆへに、われは死侍る心がゝりなく、本意を遂すべしと書置して、自害しけり、與五郎是を見て、こゝろを一にして、餘義なき體なりしかば、大石賞して相談の會處とす、

依御乳父賀、公經參入云々

一聽直衣事○中略

御乳父御侍讀皆聽之、範綱、爲長、範時、顯也、聽昇殿、○中略

一近習事○中略

予代始、或坊官舊勞御乳父之親知等濟々也、而自院皆被止、○下略

保傅稱乳母

〔保元物語 三〕義朝幼少弟悉被失事

此君達ニ各一人ヅヽ、乳母共付タリケリ、內記ノ平太ハ天王殿ノ乳母、吉田ノ次郎ハ龜若、佐野源八ハ鶴若、原後藤次ハ乙若殿ノ乳母也、

〔吾妻鏡 十二〕建久三年四月十一日壬子、若公(貞曉)七歲、御母常陸入道妹、乳母事、今日、被仰野三刑部丞成綱、法橋昌寬、大和守重弘等、而面々固辭之間、被仰長門江太景國畢、仍來月潛率相具可上洛之由、被定云云、他人辭退者、御臺所御嫉妬甚之間、怖畏彼御氣色之故也云云、

〔增鏡 十五村時雨〕帥の御子○世をもくなやませ給ひて、あへなくうせ給ひぬ、○中略御めのとの源大納言親房我世つきぬる心ちして、とりあへずかしらおろしぬ、○下略

乳母子

〔倭訓栞 前編三十二〕めのとこ　乳母の子をいふ也、乳母子通鑑唐代宗紀に見ゆ、

〔吾妻鏡 一〕治承四年十一月廿六日甲戌、山內瀧口三郎經俊、可被處斬罪之由、內々有其沙汰、彼老母武衞(源賴朝)御乳母聞之、爲救愛息之命泣參上、○中略武衞無殊御旨、可進所預置鎧之由被仰實平、實平持參之、開櫃蓋取出之、置于山內尼前、是石橋合戰之日、經俊箭所立于此御鎧袖也、件箭口卷之上、注瀧口三郎藤原經俊、自此字之際切筈作立御鎧袖于今被置之、太以掲焉也、仍直令讀聞給、尼不能重申子細狀、雙淚退出、

乳兄弟

〔直の須佐美 二〕神崎與五郞は、故淺野內匠頭長矩殿の乳兄弟なりしとぞ、其母上方に居たりしが、

多産賜乳母

乳父

樣々の心づかひにやつれて、餘乳も細く成たる上、四五日ありて、孝順君なくならせ給ひければ、翁が寸志空しくなりて、娘も宿へ下りぬ、

〔諸例類纂　二〕一乳母稜多之娘　食祿七十日

享和三亥年二月、武田河內守殿被抱候處、右乳母穢多之娘之由、此節相知、町奉行へ御引渡之筋ニ可有之哉と御問合、小田切土佐守殿へ河內守殿より有之候處、穢多之義仕置は彈左衞門取計候筋ニ候間、彈左衞門方へ其段申遣候樣被申聞、彈左衞門へ申遣候處、門前拂被成候而可取計旨御請申候ニ付、〇中略

當時武田兵庫家、武田河內守、寬政中ハ普請支配、小田切土佐守ハ寬政四ヶ町奉行たり、依而享和元なるべし、

〔續日本紀　一文武〕三年正月壬午、京職言、林坊新羅女牟久賣、一產二男二女、賜絁五疋、綿五屯、布十端、稻五百束、乳母一人、

〔續日本紀　三文武〕慶雲四年五月癸丑、美濃國言、村國連等志賣一產三女、賜穀四十斛、乳母一人、

〔續日本紀　四元明〕和銅元年三月庚申、美濃國安八郡人國造千代妻加是女一產三男、給稻四百束、乳母一人、

〔續日本紀　七元正〕靈龜元年十二月己未、常陸國久慈郡人占部御蔭女、一產三男、給粮幷乳母一人、養老元年六月己巳朔、右京職言、秦性仁斯一產三女、賜衣粮幷乳母一人、

〔禁秘御抄　中〕一被聽臺盤所之人〇中略

御乳父人、必聽、御外舅勿論、乳父子一人などは聽、院〇後鳥羽御時高能、新院〇土御門隆衡、當時〇順德範朝類也、崇德後白川御時、實行兄弟不及左右、又高倉院御時、時忠、院信淸、當時範茂ナド雖非比彼等聽之、〇中略信淸以時權勢參入、定輔乳父範光、資實、光親、有雅、範朝、範茂、皆有謂、然而濟々無極、〇中略院御時

たる子の手當を出すべき謂なければ、多く御乳に出ることを不好により、當御用とゝのひがたくて、後は御乳に出たるものには、乳止りて、下りても其子の四つに成迄、御扶持を給ることに成たりしが、猶御乳に出る者少かりしかば、近き頃は、御目見に出る者には、有無によらず、銀三枚づゝ被下べき旨被仰出て、漸今迄御用を辨じたり、

すべて御乳に出る者、漸三ヶ月又はよく保ちて六ヶ月餘りも、乳を奉れば、はや乳細く成て、里へ戻さるゝことゝ定例なり、孝順君の生れさせ玉へる時、定信朝臣も兼て含み居玉へる上に、御乳の扱ひしける矢部彦五郎（御目付）が申上て、一體賤婦の乳を奉ること然るべしとも存候はず、大御番兩御番寄合迄も吟味せられ、乳を奉らしめ、平人のごとく御抱雜迄も仕様に心得て、くつろぎ候て、十分に養ひ奉る方可然にや、たとひ御馴染付て後々御側をはなたれず候共、ともかくも君の御爲なれば、當婦も夫たるものも、いかで其時迷惑にも思ふべき、左もあらば、御幼稚の御爲にも、甚可然御事に侍るべき由、定信朝臣の含に叶ひて、御旗本の面々大身小身によらず乳あるものを求められけり、御目付の中にも、間宮信好（諸左衞門居筑前守）が娘と、翁（○森山孝盛）が娘と、其頃安產して相應なりければ、御吟味に加りけり、間宮は矢部と何やらん內談して、彼娘は御目見計にて被省けるが、翁は日頃はからざる短才の某か、ゝる重任を蒙りて、君恩可措所なし、何哉粉骨して聊も報ひ奉るべきと思ひ居たる上に、曾我助造（伊賀守、于時御留守居大奥御取締の懸り）の哲人にて、定信朝臣の旨を懐て、女中の取締をとゝのへらるゝ頃成に、翁が娘の乳あることそ幸なれば、涯分御用に出し給へ、左もあるに於ては、彼扱ひに甚便りあり、足下の娘を入置て、內弊行届きがたき所も知べく、萬づ御爲にも成べき工夫少からざる間、出て御乳に出さるべしとて、翁と度々密談あるにより、齡年も進まず娘はなほいぶりたれど、よく／＼教訓して、幸に乳もよかりければ、御乳に出したり、是ぞ翁がせめての忠志とも思ひ居たりしに、朝夕のあつかひ、前に記すごとくなれば、やはかこらふべき、

東ニテ若君〇徳川家光御誕生ニヨリ、然ルベキ御乳母ヲ京都ニオヒテ求メラルヽニ、ミナ人關東ヲオソレテ、誰モ召ニ應ズルモノナキユヘ、粟田口ニ札ヲタテ尋テモトメラルヽコトヲ聞テ、此女上京シテ、板倉伊賀守勝重ニ寄テ、我等ガゴトキ賤シキモノニテモ宜シク候ハヾ、關東ヘ罷下ルベシトイフ、勝重モ俗性トイヒ、夫ト云、何レモ武名高ヲ以テ許諾セラレ、速カニ關東ヘ下シ、其後佐渡守正成ヲ召出サレント有シニ、妻ノ脚布ニ包マレテ出ル樣ナル士ニテハ無迚御受申サズ、其上存寄有迚、其妻ヲ離別シケル、然レドモ彼ガ産タル子ナレバ、此ハ其方ヘ與フル也トテ、稻葉丹後守兄弟ヲバ關東ヘ送リケル、先年正成ガ家ヘ盜賊入シ時ニ、此妻出合テ盜賊二人ヲ斬殺シ、殘盜ヲ追拂ヒタリシ、其刀ハ紀ノ正恒ニテ、今ニ稻葉備前守正員ノ家ニ傳フト云リ、〇下略

〔獨の燒藻下〕當御代は、男女の御子、腹々に數多出來させ賜ひければ、御留守居衆御乳母に事欠て、樣々に求め集められたりけり、むかしよりいかなる故にや、御乳を奉る者は、御目見以下の妻御徒與力同心、其外小給の御家人の妻をのみ用ひられけるが、引續て御誕生多かりければ、こと足らぬまゝに、大御番小十人の面々の妻も、相應の乳持たらんは、御用ひ有べき由にて求められたり、

御乳母のあつかひ方、朝夕の食事は、御上りの通りにて美味なれども自ら冷になりて、煮立の樣にはあらず、去かも御臺所に於て、御廣舖番頭同添番なんど立合て喰すること故、少しも能育たる者にて、前後をたしなむ心の女は、快く食することはなし、其上部屋にても、湯茶を己が儘に呑こともならず、御茶屋へ行て目付立合て呑ことなる由、藥とても同じことなれば、中々氣血のめぐりて、乳をよくたもつことあたはずなり、去により、小給の者の妻なんど、去かるすべをも何とも思はず、辨へなきそだちならざれば、去ばしも乳もたもつことあたはず、夫さへ小給の身にて、己が生たる子は里にやりて、御乳に出るに、君の御爲冥加とは云ながら、わづか三四ヶ月の中に己が乳をば失ひて、其間は夫も家事の扱ひに差つかへ、又下りては、里にやり

〔源平盛衰記 四十三〕二位禪尼入海并平家亡虜人人附京都注進事

二位殿、今ハ限ト見ハテ給ニケレバ、練色ノ二衣引纏、白袴ノソバ高ク挾テ、先帝ヲ奉懷、帶ニテ我身ニ結合進セ、寶劒ヲ腰ニサシ、神璽ヲ脇ニ挾テ舷ニ臨給、○中略今ゾシル御裳濯河ノ流ニハ浪ノ下ニモ都アリトハ、ト宣ヒモハテズ、海ニ入給ケレバ、八條殿同ヅヾキテ入給ニケリ、國母建禮門院ヲ始奉テ、先帝御乳母帥典侍、平時忠室○大納言典侍已下ノ女房達、船ノ艫舳ニ臥マロビ、聲ヲ調テ叫給フモ夥シ、軍喚ニゾ似タリケル、浮モヤ上ラセ給ト、暫シハ見奉リケレ共、二位殿モ八條殿モ深沈テ不見給、○下略

〔看聞日記〕永享三年九月廿五日、御乳人今夜平產女子云々、去年當年相續連々儀不可然、禁裏細々可參候之處、籠居非無怖畏、不拘敎訓之條不可說歟、

〔時慶卿記〕慶長十年十月十一日、少納言ハ女御殿御供ニ、西山紅葉見ニ罷出、富小路同御供由候、予ハ依咳氣不參、上﨟二人、右衞門督局、又親王御方同御乳母人等之申沙汰也、

〔明良洪範 二十四〕大母殿

大母殿、台廟德川秀忠○ノ御乳母ニテ賢良ノ女ナリ、其子某事ハ、山中源左衞門ノ黨類ナルニヨッテ、流罪ニ仰セ付ラレ、其從大母殿ハ、台廟ノ御尊敬アサカラズ、徒然ヲナグサメン爲ニ、毎月三四度ヅヽ、茶ノ子ヲ賜ヒ、近習ノ女中ナド遣ハサレ、咄シナドイタシ、コレヲナグサメラル、此大母殿、月ニ一二度ヅヽ、定マリタルナグサミアリ、○中略

春日局

春日局ハ、明智日向守ガ臣齋藤內藏助利三ガ娘也、幼名ハ福ト云リ、母ハ稻葉刑部少輔通明ガ女也、福女ハ稻葉佐渡守正成ガ妻トナル、丹後守正勝、同七之丞正定、內記正利ヲ產メリ、佐渡守ハ筑前中納言家ヲ立ノヒテヨリ、義ヲマモリ何レノ諸侯ヘモ仕官ヲモトメズ、本國濃州ニ居レリ、關

塞一人、轉自渤海相隨歸朝、○下略

〔續日本紀 三十九 桓武〕延暦七年二月辛巳、授從五位下錦部連姉繼從五位上、无位安倍小殿朝臣堺武生連朔並從五位下、並皇太子乳母也、

〔日本後紀 十七 平城〕大同三年十二月戊辰、无位笠朝臣道成從五位下、道成皇大弟○嵯峨 乳母也、特有此叙、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年五月壬午、天皇誕生、有乳母姓神野、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓爲之名焉、

〔三代實錄 四 清和〕貞觀二年十月廿九日乙巳、正三位行中納言橘朝臣岑繼薨、岑繼者、贈太政大臣正一位清友朝臣孫、而右大臣贈從一位氏公朝臣之長子也、氏公朝臣是仁明天皇之外舅、岑繼所生是仁明天皇之乳母、故天皇龍潛之日、陪於藩邸、稍蒙寵幸、○中略 齊衡二年、遷爲正三位、三年拜中納言、薨時五十七、

〔後拾遺和歌集 二十 雜〕めのとせんとてまてきたりける女のちのほそく侍りければ、よみ侍りける、

大江匡衡朝臣

はかなくも思ひけるかなちもなくてはかせの家のめのとせんとは

返し　　赤染衛門

さもあらばあれやまと心しかしこくはほそちにつけてあらすばかりぞ

〔玉海〕治承三年二月十日戊戌、後聞、亥剋關白○藤原基房 室、參東宮、○安德 其儀庇車之後、出衣出車二兩、(攝家毛)侍各二人著東帶副之、前駈殿上人八人、(清通朝臣(中將)顯家朝臣(少將)兼宗(同)忠長(少將侍從)兼經(同)盛定(兵衛佐)兼光(左少辨)光長(左衛門權佐))此中、光長爲後騎云々、諸大夫十八人、(四位四人云々、)應從公卿三人、(春宮大夫兼雅、中宮權大夫忠親、三位中將師家、)兼雅卿勤車寄、撿非違使隨身等不供奉云々、先於右衛門陣外、舁放車向門立之、(立榻、)次藏人家實仰籠、次引入車、(下家司六人著束帶引之、)(前駈上臈二人、(資時・季長)付之、)參入之後、不經幾程退出、有牽出物、(琵琶一面、兼雅卿取之、前駈季佐受取之、)執政室爲乳母之例、古今未有、隨時宜被起始例歟、誠是可謂順時務、賢哉々々、竊以可彈指、

〔古事記傳二十四〕御母は美淤毛と訓べし、乳母を云なり、淤毛と云は、兒を養育する事をする婦人を凡て云稱なり、其中に乳母は、殊に主とある者なる故に、唯に淤毛とのみ云なり、又親母も主と養育する者なる故に淤毛とも云り、〈親母を淤毛と云は、養育す方に就て云稱なり、たゞ親母の古名と心得るは精しからず、親母を淤毛と云るは、書紀仁賢卷に、於母亦兄、此云於慕尼慕是、万葉廿に、父母を意毛知々とよめり、同卷に、阿母刀自とよめるも、防人の歌にて、東言に淤を阿と云るなり、曾禰好忠集に、おもとじの乳ぶさのむくいと云々、書紀神武卷に、孔舍衙之戰、有人隱於大樹而得免難、仍指其樹曰恩如母、時人因號其地曰母木邑、今云飫悶廼奇訛也、新井氏東雅に、百濟の方言に母をおもと云り、今も朝鮮の俗、母をおもと云は、古の遺言なり、これ吾國の言の彼國に傳はりしか、又彼國の言の吾國に傳はりしか、未詳と云り、今思ふに、此等神武の御世の故事あり、又古く乳母にも云れば、本より皇國言なるが韓地へも傳はれるなるべし、〉さて親母を淤毛と云て母字を然訓故に、乳母の淤毛にも、やがて其母字のみを書は、古字には拘らざりしわざなり、乳母をたゞ淤毛と云る例は、万葉十二〈十丁〉に、緑兒之、爲社乳母者、求云、乳飲哉君之、於毛求覽、〈是は乳母と書たれども、たゞおもと訓べきこと、末句に於毛とあるにて知べし、今本の訓はいたく誤れり、〉倭毛、老嘗來鴨、我背子之、求流乳母爾、行益物乎と見え、孝謙天皇の御乳母、山田宿禰比賣島といふ人を、續紀廿二〈十四丁〉万葉廿〈十三丁〉に、山田御母とあり、和名抄に乳母、日本紀師說、女乃於止、言妻妹也、事見彼書、唐式云、乳母、和名米乃止、辨色立成云、嬭母、今按即乳母也、和名知於毛とあり、〈古本には知於毛の知字なし〉

〔日本書紀〈十五顯宗〉〕元年二月、是月召聚耆宿、天皇親歷問、〈○中略〉於是天皇與皇太子億計、將老嫗婦、幸于近江國來田綿蚊屋野中、堀出而見、果如婦語、臨穴哀號、言深更慟、自古以來、莫如斯酷、仲子之尸、交橫御骨、莫能別者、爰有磐坂皇子之乳母、奏曰、仲子者上齒墮落、以斯可別、於是雖由乳母相別髑髏、而竟難別四支諸骨、由是仍於蚊屋野中造起雙陵、相似如一、葬儀無異、〈○下略〉

〔續日本紀〈十七聖武〉〕天平勝寶元年七月乙未、從六位上阿部朝臣石井、正六位上山田史日女島、正六位下竹首乙女、並授從五位下、並天皇之乳母也、

〔續日本紀〈二十四淳仁〉〕天平寶字七年十月乙亥、於是史生已上皆停其行、以修理船使、鎌束便爲船師、送新羅等發遣、事畢歸日、我學生高内弓、其妻高氏及男廣成、綠兒一人、乳母一人、幷入唐學問僧戒融、優婆

といへど、略てそれをも於毛とのみもいへり、古事記取御母定湯坐若湯坐とも有、乳のめやは、乳のめばにや也、此歌はもと逢し女はかれて、男の今乳母とことばして、他女をよばふこと有時、前の女の聞て、戯て贈れるなるべし、

制度

〔枕草子二〕すさまじきもの

さるべき人のみやづかへするがりやりて、いつしかとおもふもいとほいなし、ちごのめのとの、たゞあからさまとていぬるを、もとむれば、とかくあそばしなぐさめて、略○下

〔源氏物語三十四若菜〕げにたぐひなき御身にこそあたらざらめと、つねにこの小侍従といふ御ちぬしをも、いひはげまして、世中さだめなきを、おとゞの君もとよりほいありて、おぼしをきてたるかたにをもむき給はゞと、たゆみなく思ひありきけり、

〔令義解一後宮職員〕凡親王及子者、皆給乳母、親王三人、子二人、所養子年十三以上、雖乳母身死、不得更立替、其考叙者並准宮人、自外女豎、不在考叙之限、（謂若内親王嫁諸王、所生者、不在給限也、）

乳母例

〔禁秘御抄下〕一典侍

四人也、此職尤重、爲御乳母之人者、諸大夫女聽之、略○中白川院御時、親子能信家者、父親國、無下者也、然而爲吉例、後白川院御時、朝子馬助兼永女、是左道、但不補典侍歟、可勘、略○中二條院御時源光保女爲御乳母、爲典侍、院御時高階清章女同之、但是等不慮法、向後定左道人多補之、堀川院御乳母四人其外不過二三人、近代花族御乳母左道出來歟、略○下

〔日本書紀二神代〕亦云、彥火火出見尊取婦人、爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他姬婦、以乳養皇子焉此世取乳母養兒之緣也、

〔古事記中垂仁〕天皇命詔其后言、凡子名必母名、何稱是子之御名、略○中又命詔、何爲日足奉、答白、取御母、定大湯坐若湯坐、宜日足奉、故隨其后白、以日足奉也、

邑、今云飫閔適奇訛也、皆爾親母為於毛、但欲乳養有是名、後人謂於毛母之古名、於不關係乳養之處、亦謂母為於母者非是、○中略廣韻、嬭、乳也、廣雅、嬭母也、史記正義、嬭母、乳母也、並此義、按乳母謂乳養小兒者、乳本訓生子、其乳養者轉注也、廣本無文字集略以下正文十字、○中略唐書云、武德式十四卷、貞觀式三十三卷、永徽式十四卷、垂拱式二十卷、開元式二十卷、今皆無傳本、按所引日本紀、謂豐玉姬歸海鄕、留其女弟玉依姬持養小兒、見神代紀下、據所引師說、女乃度是妻妹之急呼、以其持養小兒、後世泛為保母之稱、後撰集雜戀歌小序、及枕冊子所言、女乃度是也、是可以證女乃度非乳育者名、則訓乳母為女乃度非是、新撰字鏡、阿姊乳母、又云女乃止、顯宗紀亦乳母傍訓女乃止、其誤與此同、日本紀以下十七字、舊及山田本、尾張本、昌平本、曲直瀨本、下總本皆無、獨廣本有之、今附存、

〔伊呂波字類抄女人倫〕乳母メノト　傅姆嬭　已上同

〔倭訓栞前編十五知〕ちおも　神代紀に乳母をよめり、倭名抄に嬭母ともみえたり、今うばといふは、嫗の義なるべし、

〔倭訓栞前編三十二米〕めのと　倭名抄に乳母をよみ、めのおとゝもいふは、妻の妹の義也といへり、玉依姬の故事より起りし事、神代紀に見えたり、新撰字鏡に嬭をよめり、

〔倭訓栞前編四十五於〕おち。　乳母をいふは、御乳の義成べし、春宮には御乳の人と稱し、禁裏には大乳人と稱す、

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕正述心緒

緑兒之、為社乳母者、求云、乳飲哉君之、於毛求覽、

〔萬葉集略解十二上〕今本為社と有りて、すもりめのとゝ訓るは何事ぞや、一本社に作るをよしとす、乳母は知毛とも訓べけれど、同じ事を下に於毛と書るに依て、上をもおもと訓也、訓と意を知らするとて、二樣に書るものなれば也、母をおもといふ事は集中に多し、乳母をば知於毛

寛文四年辰十二月十四日

〔松屋筆記 六十六〕寒族○寒族

親族の少き者を寒族といふ、通鑑綱目四十三の卷十九丁ウ 唐玄宗天寶六載の條に、寒族則孤立無黨とあり、

〔幽遠隨筆 下〕我子、人の子をたゞさんとするには、父が血と子の血とを合すに、我子なれば親の血ひとつに合ひ、こと人の子なれば血ひとつにならずと、世にいひ傳へ、芝居などによく用ること也、是古きためしにこそ、前にいふ衆盛の合血すべきといへる、卽是なり、

〔袋草紙 四〕江記云、赤染ハ赤染時用女也、依歷右衞門志尉等號赤染衞門、實ハ衆盛女也、離別彼母之後稱有女子、欲尋取之處、母惜而稱不然之由、相論之間、爲適撿非違使時用沙汰之間、而彼母密通相住之間、彌稱非衆盛子之由、深稱時用子云々、衆盛可令對面○對面二字、中古歌仙三十六人傳作面合 之由申云云、

○

〔倭名類聚抄 二男女〕乳母 メノト 日本紀師說、於○女○乃○止○言、妻妹也、事見彼書、唐式云、皇子乳母皇孫乳母 乳母、和名米○乃○止○、辨色立成云、嬭母、和名知○於○毛○今按卽乳母也、乃禮反、字亦作妳、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕龍龕手鑑、嬭妳通、彌母、見宋書何承天傳、北史崔季舒傳、及史記倉公傳索隱、伊勢廣本無知字、按神代紀乳母、訓千於毛、萬葉集謂之於母、曾禰好忠長歌謂之於毛刀自、則有知字無知字兩通、然類聚名義抄訓千於毛、彼所見廣本亦有知字、疑伊勢廣本傳寫偶脫也、今俗呼字義、本居氏曰、於毛、總謂養育小兒之婦人、而乳母爲育兒者之主、故乳母專於毛之名、然親母乳養兒者、亦曰於毛、仁賢紀、於母亦兄此云於慕尼慕、是萬葉集信濃國埴科郡神人部子忍男歌、謂父母爲意毛知知、神武紀、孔舍衞之戰、有人隱於大樹、而得免難、仍指其樹曰、恩如母、時人因號其地曰母木

五月　出淵舞之進

〔貞永式目追加〕一評定之時可退座事

右祖父母、父母、子、孫、兄弟、舅、相舅、伯叔父、甥、小舅、從父兄弟、夫、

一評定時可退座分限事

祖父母、養父母、子、孫、養子孫、兄弟、姉妹聟、姉妹孫聟、同舅、相舅、伯叔父、甥姪夫、從父兄弟、小舅、

〔北條五代記〕〔四〕北條氏茂百姓憐愍の事

早雲まつりごとよければ、士も民もおもひよりて、北條家へ歸服す、然に我物おぼえてより近き年迄、關八州の國主其下々の侍までのおもはく、我領納する一所懸命の地は、そのかみ八幡殿よりゆづりつたはりて、子々孫々までも我所領我百姓なれば、民ゆたかにさかふるやうにとあはれみをたれ、政道なせるは、唯親が子を愛するがごとし、又百姓も我地頭殿は、おやおうぢよりつたはり、孫ひこ、やしは子の末までも、はなれぬ地頭なれば、永久に榮へおはしませと、神佛へいのり、子がおやをおもふごとし、

〔御當家令條〕〔二十五〕火事之節見廻候所々覺

御番衆春秋知行所御暇覺

親子　兄弟　舅　聟　小舅　伯父　伯母　甥姪　祖父　祖母　從弟　孫〇中略

親類類ニ而御番所之覺

親子　兄弟　伯父　祖母　伯父　伯母　孫　甥姪　舅　妻

右之分、類大切ニ而、別に親子兄弟も無之、病人にて候はゞ、御番所出し可申候、其内親子は各別之事、

以上

同居御屆

寄合 駒井宇慶

小普請組四郷寫宮支配 本多直橘

從。弟。違。

右直橘居屋敷家作大破ニ付、普請出來仕候迄、當分之内私方江同居爲仕候、此段御屆申上候、以上、

八月六日 駒井宇慶

〔諸例集 二〕續名目之儀ニ付問合

文化七午七月廿一日、伊藤河内守差出袋廻し、

一從。弟。之。孫。ニ者續無御座候と相心得罷在候得共、又從弟之名目も御座候哉、且又段。違。又。從。弟。と唱候も、又從弟之續御座候哉、御問合申上候、以上、

七月 西丸表御右筆 青木傳八郎

書面之通者、從弟之孫ニ者續無之、又從弟之名目も無之候、且又段違又從弟と唱候名目無之、大伯叔父孫之母者、又從弟之續ニ而候、

〔諸例集 八〕柳生播磨守答〇中略

一養子願書御老中樣御落手有之候次者、家督不定內者、養父母之外親類唱方、養父之父母者祖父母とも難相唱、兄弟者伯父叔父とも難相唱儀に御座候哉、

書面之通にて候

右之趣奉伺候、以上、

前田豊之丞內

從舅

〔釋親考〕族父之子、相謂爲族兄弟、

丘氏曰、今稱爲三從兄弟、從曾祖而別者、曾與族弟兄及族姉妹、謂三從兄弟姉妹同高祖者、

胤按、杜甫詩、有敬寄族弟唐十八使君、邵寶注云、唐與杜蓋同族也、此與爾雅所稱又別、

〔釋親考〕母之從父昆弟爲從舅、

丘氏曰、其伯叔兄弟爲從舅、

胤按、大明律母黨服圖云、堂舅堂姨之子無服、而不註其義、今以意推之、母之兄弟曰舅、姉妹曰姨、而凡稱堂者、皆從父兄弟也、然則堂舅、母之從父兄弟、堂姨、母之從父姉妹也、

親同姓

〔釋親考〕族昆弟之子、相謂爲親同姓、

郭氏曰、同姓之親、無服屬、丘氏曰、謂從高祖而別者、五世之外、雖無服、比諸同姓猶親、有己之兄弟、有四從之別、

從弟違段違又從弟

〔諸例集 一〕續名目之儀ニ付問合

文化二年七月廿四日、田沼玄蕃頭家來ゟ問合書面、井上美濃守差出袋廻し、

玄蕃頭實從弟違田沼市左衛門儀、先代主計頭實兄に御座候、然ル處玄蕃頭相續被仰付候ニ付、市左衛門儀、玄蕃頭と從弟違の續合ニ御座候得共、當時の續合は如何相心得可申哉、兼て爲心得此段奉伺候、

七月　田沼玄蕃頭家來　鷲頭東馬

書面之趣者、養方續名目ニ而者、養父之實方伯父之續相成候得共、實續も有之候間、壹人兩樣之續と相心得罷在候

〔柳營諸舊例的 二〕文化二丑年八月六日

舅子　姨子

〔釋親考〕其女子子爲從母姊妹、

丘氏曰、有從母之子之稱呼、而無舅子之稱呼、何也、

胤按、韓文柳子厚墓誌銘、舅弟盧遵、紀其事、蓋子厚母盧氏、盧遵子厚舅之子也、

〔伊呂波字類抄人倫波〕舅子ヘヽカメノヲナノコ我母兄弟子　姨子ヘヽカメチハノコ、云、我母之姊妹之子也、

再從兄弟

〔倭名類聚抄二兄弟〕再從兄弟　九族圖云、再從兄弟、和名伊夜伊止古、

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕通鑑唐紀、皇再從三從弟及兄弟之子、雖童孺皆爲王、胡三省曰、同曾祖爲再從兄弟、同高祖爲三從兄弟、按再從兄弟即從祖昆弟也、鄭玄曰、父之從父昆弟之子、丘璿曰、族祖昆弟、今稱再從兄弟、蓋從祖而別也、今俗謂呼又從兄弟、

〔伊呂波字類抄伊人倫〕再從兄弟イヤイトコ九族圖云、再從兄弟、

從祖昆弟

〔釋親考〕從祖父之子、相謂爲從祖昆弟、

丘氏曰、今稱再從兄、再從弟、蓋從祖而別也、曾具再從兄弟、及再從姊妹、謂同曾祖兄弟、即父伯叔兄弟之子女、

三從兄弟

〔倭名類聚抄二兄弟〕三從兄弟　九族圖云、三從兄弟、和名萬太伊止古、

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕三從兄弟、出通鑑唐紀、已見前條、通鑑唐紀又云、宋元超、璟之三從叔、胡三省曰、三從叔、同高祖、亦是也、丘璿曰、族昆弟今稱三從兄弟、然則三從兄弟即族昆弟、族昆弟已出父母類、宜併于此、今俗謂呼彌從兄弟、

〔伊呂波字類抄人倫末〕三從兄弟マタイトコ

〔倭名類聚抄二父母〕族昆弟　爾雅云、族父之子相謂爲族昆弟、

〔箋注倭名類聚抄一父母〕按兄弟類所載三從兄弟即是、此分載非是、宜合徵彼條、

〔伊呂波字類抄人倫於〕族昆弟略云、族父之子相謂爲族昆弟、和名ヲホチチヘ、

〔諸例集 四〕從弟違女之續問合

朱書
佐野肥後守答

養母方

一從。弟。女。　朽木土佐守死娘

右從弟女儀、攝津守從弟朽木隱岐守養女相成候ニ付而者、從弟違女之續相成候儀と奉存候、此段奉伺候、以上、

天保九年五月六日　板倉攝津守家來
和田權右衞門

書面之通ニ而候

從母兄弟姉妹

〔倭名類聚抄 二 兄弟〕從母兄弟　爾雅云、從母兄弟男子爲從母昆弟、女子爲從母姉妹、和名與內戚同〇內、原脫、今據一本補、

〔箋注倭名類聚抄 一 兄弟〕原書女子下更有子字、按和名與內戚同、謂從母兄弟和名與從父兄弟無異也、又按爾雅、母之姉妹爲從母、則知從母昆弟姉妹、爲母之姉妹所生、又母之晜弟爲舅、舅之子爲甥、亦見爾雅、甥又曰內兄弟、見儀禮注、其和名亦當與從父兄弟同、源君單擧從母兄弟姉妹、不及內兄弟、疑以其和名同混之也、

〔伊呂波字類抄 伊 人倫〕從母兄弟

〔釋親考〕從母之男子爲從母兄弟、

小學、姨兄屯田郞中辛玄馭、句讀、姨兄、姨之子長於我者、杜甫寄狄明府詩、梁公曾孫我姨弟、不見十年官濟濟、鄧實曰、母之姉妹之子曰姨弟、

胤按、姨兄姨弟、卽從母兄弟也、胡三省魏明帝紀註云、妻之兄弟也、蓋誤矣、

〔文德實錄 五〕仁壽三年正月己亥、正四位下藤原朝臣古子、明子等、並授從三位、從五位上當麻眞人眞伊止子從四位下、

〔台記〕久安四年六月十六日壬寅、早朝除服、是從父兄弟〈故家盛朝臣子僧〉死、予違所、昨日聞之、其假半減、仍假唯昨今二日、於服者過了云々、

○按ズルニ、家盛ハ賴長ノ父忠實ノ弟ナリ、故ニ家盛ノ子ハ賴長ノ從父兄弟ニ當ル、

〔大江俊矩公私雜日記〕文化四年六月一日壬申、俊廸屆書三通一ツ之文箱ニ入、下申萬竹、先小番所ヘ持參、次兩奉行廣橋家橋本家ヘ持參、各落手ニテ相濟也、如左、

從父姉、昨夜致死去候、依之暇三日之間、小番不參、七日著服仕候、仍御屆申上候、以上、

文化四年六月一日　北小路藏人 俊廸

〔諸例集 七〕一叔父從弟從弟女之唱方、系引にて、紀伊守殿御問合ニ付、下ゲ札申上、

〈朱書〉〇嘉永五年子 六月十四日、內藤紀伊守殿御下ニ付、掛り池田筑後守江打合之上、堀伊豆守下ゲ札、

實松平樂翁娘牧野備前守爲養女、亡父紀伊守江嫁、

養母　紀伊守

實松平樂翁二男

眞田遂翁

右遂翁儀、叔父と唱候而宜候哉、忌服も請不申儀ニ付、叔父とハ不相唱儀ニ候哉、且右從弟從弟女之續も如何相唱候而宜候哉之事、

御書面之通者、養母之實方叔父從弟從弟女と相唱可然儀ニ御座候、

六月　堀伊豆守

從父姉妹、注云、父之昆弟之女是也、又謂父之姉妹之子爲甥、爾雅云、姑之子爲甥是也、又曰外兄弟、見儀禮注、源君擧從父兄弟姉妹、不及外兄弟、蓋以其和名同混之也、

〔伊呂波字類抄人倫伊〕從父兄弟イトコ、父ノ兄ノ子、父ノ弟ノ子、爾雅云、兄之子、弟之子相謂爲從父昆弟姉妹、但兄之子男爲從父兄、女爲從父姉、弟之子男爲從父弟、女爲從父妹也、　從父兄父之兄男　從父弟父之弟男　從父姉父之兄女　從父妹父之弟女

〔釋親考〕兄之子弟之子、相謂爲從父昆弟、郭氏曰、從父而別、丘氏曰、今稱從兄從弟、俗云堂兄堂弟、儀禮疏云、世叔父與祖爲一體人、而已父爲一體、緣親以致服、故云從也、會典堂兄弟謂同祖伯叔兄弟、其子卽堂姪、其女堂姪女、其孫堂姪孫、○中略胤按、從父兄弟又稱同堂兄弟、其女子者稱從父姉妹、卽會典所云堂姉妹也、後世或略言從姉妹、七十姑云從妹、大凡與吾同行、稱兄弟者有六、父之兄弟之子曰從父兄弟、姉妹之子曰外兄弟、又曰表兄弟、母之兄弟之子曰內兄弟、姉妹之子曰從母兄弟、又曰姨兄弟、同曾祖者曰從祖兄弟、又曰再從兄弟、同高祖者曰族兄弟、又曰三從兄弟、其稱各異、其服有別、邦俗不諳其義、多致混稱、故丁寧焉、

〔令集解四十喪葬〕古記云、從父兄弟、釋親云、兄弟之子相謂爲從父兄弟、案從父姉妹亦同、俗云、伊止古波良加良也、從父姉妹者、俗云、伊止佉毛也、

〔令集解二十八儀制〕從父兄弟者、兄弟之子相呼之號、長者曰從父兄、少者曰從父弟、漢書注曰、言從父而別也、

〔倭訓栞前編三伊〕いとこ　從父兄弟をいふ、出子の義、をひを出といふは左傳に見えたり、又糸によれる如きむつびよりいへる詞なるべし、倭名抄に、再從兄弟をいやいとこ、三從兄弟をまたいとことよめり、日本紀の歌に、うま人はうま人とちやいとこはもいとことちとよめり、是は同輩をいふにや、從父兄弟と意通へり、西土の書にも、相伯仲すといへるごとし、古事記の歌に、いとこやのとあるも、いとほしき子の義、萬葉集にいとこなせの君と見ゆ、相親辭也、

字也、按爾雅、謂姪之子爲歸孫、公羊傳毛傳皆云、婦人謂嫁歸、劉氏並依之、喪服傳、婦人雖在外、必有歸宗、故謂姪之子爲歸孫、說文、歸女嫁也、从止、婦省、𠂤聲、按姪者姑呼兄弟之子之稱、詳見上文、則知歸孫者女子呼兄弟之孫之名、非對男子所立之稱也、

〔伊呂波字類抄〕末人倫 歸孫マゴヒコ

〔釋親考〕謂姪之子爲歸孫、

釋名、婦人謂嫁曰歸、孫子列、故其所生爲之也、

會輿、兄弟之孫爲姪孫、其曾孫爲曾姪孫、曾孫女爲孫曾孫女、

胤、按、謂吾姑者、吾謂之姪、則歸孫亦自祖姑稱之耳、會輿、兄弟之孫云者、泛指兄弟之孫、不可必拘、

從父兄弟姉妹

〔倭名類聚抄〕二兄弟 從父兄弟 爾雅云、兄之子弟之子、相謂爲從父昆弟、和名伊止古 但兄之子、男爲從父兄、女爲從父姉、弟之子、男爲從父弟、女爲從父妹也、

〔箋注倭名類聚抄〕一兄弟 按從父兄弟姉妹、以年長者爲兄爲姉、年少者爲弟爲妹、故爾雅云、相謂、非關父之長少、歷代名畫記、李思訓弟思誨、思誨子林甫、又云、思訓子昭道、林甫從弟也、是林甫爲弟思誨子、昭道爲兄思訓子、而云林甫從弟、則兄弟之稱、由其身之長少、不關其父之次序也、然北山抄云、兄子謂從父兄、弟子謂從父弟、姉妹如之、或依子年齒云々、法家不用此說、則知非源君獨誤也、丘瑋曰、從父昆弟今稱從兄弟、按令集解云、從父兄弟、俗云伊止古波良加良、從父姉妹、伊止伎毛也、伊止伎毛、蓋伊止古伊毛之急呼也、是從父兄弟姉妹之正訓、其以斗古者、親昵人之稱、蓋愛子之義、故古謂夫妻若所親交友、皆爲以斗古、萬葉集云、伊刀古名兄乃君、謂夫也、古事記八千矛神歌云、伊刀古夜能、伊毛能美許等、神樂歌云、見之爾川久乎、見名乃與佐佐也云々、伊止己世仁万、伊止己世仁世牟也、並謂妻也、風俗歌云、伊止古世之加止爾云々、謂親友也、而從父兄弟姉妹於親屬中、最所親愛、故曰以斗古波良加良、以斗古伊毛、後省呼以斗古也、按從父兄弟姉妹者、父之兄弟之子女也、故儀禮

之多少ニ寄、兄弟を定候儀ニ御座候哉、

但女子も御座候處、姪ニ候得共、右養子之譯を以、年之多少ニ寄、姉妹ヲ分ケ候儀ニ御座候哉、

右之段奉伺候、以上、

松平和泉守家來

杉戸助右衞門

嘉永六年三月廿八日

書面之通者、兄之養子相成候者、養方之男女子者、實甥姪ニ付、年之多少ニ不拘、養子者實叔父ニ付兄と相定可然存候、

朱書
例書、天保二卯年九月十二日、丹羽左京大夫ゟ問合、別冊貳拾七番ニ留有之候ニ付記略ス、

外姪

〔倭名類聚抄 二兄弟〕外姪　釋名云、姉妹之子爲外姪、（注ニ○外姪一本作出、出下楊氏漢語抄云外姪、）出嫁於異姓而所生也、

〔箋注倭名類聚抄 一兄弟〕按爾雅、男子稱姉妹之子爲出、劉氏依之、山田本、昌平本、曲直瀨本、下總本出作外姪、廣本同、按源君所見釋名、若作外姪、則何更引楊氏載外姪字、可見作外姪非源君之舊也、按說文、出進也、象艸木益滋上出達也、轉爲凡自內出之稱、以爲姉妹之子稱者、再轉也、廣本無楊氏以下八字、按廣本正文誤出作外姪、以楊氏之言重複、淺人遂刪之也、其妄與刪温泉條又有石流黃、蓋石流黃類也字同、下總本注末有母方乃伊止古六字、誤、蓋妄人所增、非源君舊文、原書所生作生之、

外姪又謂外甥

〔伊呂波字類抄 女人倫〕外姪（メヒ、楊氏漢語抄云、姉妹之子、）

〔伊呂波字類抄 波人倫〕外甥（ヘヒ、カメノメヒ、姉妹之子也、）

歸孫

〔倭名類聚抄 二子孫〕歸孫　釋名云、姪之子爲歸孫、（和名與姪孫同、）婦人謂嫁爲歸、姪子列（○列原書作例、今據一本改、）故其所生曰歸也、

〔箋注倭名類聚抄 一子孫〕原書二爲作曰、曰歸作爲孫、此引作曰歸非、或源君引作曰歸孫、傳寫誤脫孫

〔古事記中孝安〕此天皇娶姪忍鹿比賣命生御子、大吉備諸進命、

〔古事記傳二十一〕姪は、和名抄に、姪釋名云、兄弟之女爲姪、和名米比とみゆ、米比とは、女甥の意の稱なるべし、

〔東大寺正倉院文書二十二〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戸籍〇中略

戸主妻六人部吳賣年卌七正女〇中略

戸主姪六人部古ツ賣年十四小女

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年七月戊申、詔曰、〇中略詔畢更召入右大臣〇藤原豐成以下群臣、皇太后〇聖武后藤原安宿媛詔曰、汝多知諸者、吾近姪奈利、又豎子卿等者、天皇大命以、汝多乎知召而屢詔志久、朕後爾太后爾能仕奉利助奉禮止詔伎、

〇按ズルニ、藤原豐成ハ不比等ノ孫、武智麿ノ子ナリ、皇太后安宿媛ハ不比等ノ女ナレバ、豐成ハ其姪ニ當ルナリ、

〔續日本紀二十孝謙〕天平寶字元年八月庚辰、勅、中納言多治比眞人廣足、年臨將老、力弱就列、不教諸姪、悉爲賊徒、如此之人、何居宰輔、宜辭中納言以散位歸第焉、

〔三代實錄二十清和〕貞觀十三年閏八月十六日己未、左京人散位從五位下有道王男二人、女二人、姪女一人賜姓清原眞人、

〔本朝世紀〕久安三年七月廿一日癸未、今日、法皇御覽武士、散位平正弘率子姪之輩十三人、皆著甲冑、

〔諸例集七〕一叔父甥姪之儀ニ付續書を以唱方問合

朱書池田筑後守答

何某嫡子幷二男三男御座候處、嫡子者死去仕、二男三男何も病身等ニ而、弟を養子仕候、然ル處右嫡子二男三男者養子之爲ニ、者甥ニ候得共、養子ニ相成候譯を以、養方弟之續ニ相成候哉、又者年

者、亦嘗有不從事一夫者、何可堅定此誼、未爲允矣、然則訓姪爲米飛非是、但說文云、姪兄之女也、疑今本有缺誤、段玉裁依爾雅改作女子謂兄弟之子也、不爲無理、然白虎通、謂之姪者何、兄之子也、太平御覽引左傳服虔注云、兄子曰姪、隱元年左傳釋文引字林云、姪兄女也、毛詩鵲巢釋文云、兄女曰姪、漢書杜欽傳注、兄弟之女則謂之姪、則不得遽改說文舊文也、谷川氏曰、米飛當對乎比之名、是說似是、本居氏曰、米飛蓋女甥之義、恐非、

〔伊呂波字類抄人倫〕姪男兄弟之子曰姪、又兄弟之女曰姪、ヲヒ、メヒ、同字也、故俗加男女字所分別也、

〔伊呂波字類抄人倫〕姪女メヒ、兄弟之女也、釋名無女字、只一字也、

〔釋親考〕女子謂昆弟之子爲姪ヲイ、メイ、

黃氏曰、姪者、姑呼其兄弟之女子子名也、古人謂兄弟之子猶子也、故以子呼之、今乃謂之姪、則失之矣、丘氏曰、古人姊妹於兄弟之子、且有稱呼、顧兄弟於兄弟之子、獨無稱焉、而一槩以姪稱、則是男女無別矣、然則曷以爲稱、曰、古謂同祖兄弟爲從兄弟、謂母之姊妹爲從母、則當稱從子トウメウノテイ爲是、釋名、姑謂兄弟之女爲姪、姪迭也、共行事夫、更迭進御也、儀禮喪服傳、姪者何也、謂吾姑者吾謂之姪、賈公彥疏云、吾謂之姪者、名唯對姑生稱、若對世叔、唯得言昆弟之子、不得姪名也、困學紀聞、顏延之曰、伯叔有女名、則兄弟之子、不得稱姪、從母有母名、則姊妹之子不可言甥、且甥姪唯施與姑舅耳、雷次宗曰、姪字有女、明不及伯叔、甥字有男、見不及從母、劉芸叟刊二程先生集、改姪爲猶子ユウノタウノテイ、朱文公謂古人固不謂兄弟之子爲姪、亦無云猶子者、注記禮者之言、猶己之子、但云、兄之子、弟之子、然從俗稱姪、亦無害於義理也、○中略會典、兄弟之子、即姪ヲイ男、其婦、即姪ヲイ婦、兄弟之女、即姪メイ女、

胤按、姪之稱通男女、故儀禮云、姪大夫婦人報、唯其生名、自姑而呼之耳、故非自伯叔稱之也、自伯叔呼之、則禮稱昆弟之子、孔子以其兄之子妻之、是也、又杜甫送重表姪タノウノミイトコノテイ王砅音厲評事使南海詩、我之曾老姑、爾之高祖母、邵寶注云、曾老姑、王珪母也、

外甥

姪

〔諸例集 五〕異父兄弟之子を續唱方之儀

朱書
松平豐前守答

一異父兄　六鄉兵庫頭

一甥。

異父兄
兵庫頭嫡子
六鄉佳之助

右者玄蕃頭異父兄弟ニ御座候ニ付、續書認振、右之通ニ而可然哉、此段爲心得御問合申上候、以上、

田沼玄蕃頭家來

天保十四年四月九日　中村太左衞門

書面之通ニ而振候儀無之候

〔釋親考〕男子謂姉妹之子爲出(イデノメイ)、丘氏曰、今謂之甥、釋名、出嫁於異姓而生之也、又曰、舅謂姉妹之子曰甥(ヲヒ)(カウノアイ)、儀禮、甥者何也、謂吾舅者、吾謂之甥、漢鄭氏曰、甥姉妹之子、賈公彥疏云、母之昆弟、不可復謂之世叔、故名謂舅、舅既得別名、故謂之姉妹之子爲甥、亦爲別稱也、

〔伊呂波字類抄 波人倫〕外甥 母方ノチヒ

〔倭名類聚抄 二兄弟〕姪　釋名云、兄弟之女爲姪、徒結反、爾雅云、所謂昆弟之子爲姪是也、一云弟之女爲

姪、和名米比

〔箋注倭名類聚抄 一兄弟〕原書兄上有姑謂二字、與儀禮爾雅合、上條〇甥注所載姪即是、其名對姑立稱、源君删姑字、直以爲伯叔呼兄弟之女、非是、按爾雅、姑謂兄弟之子爲姪、儀禮、謂吾姑者吾謂之姪、依之姪男女通名也、僖十五年左傳云、姪其從姑、注、謂子圉質秦、是專以男爲姪、釋名特云女不云子者、不與諸家同、又按釋名又云、姪迭也、共行事夫、更迭進御也、盧文弨曰、釋名所言、唯指娣姪之從嫁

號、賜朝臣姓、臣之子息未預改姓、既爲昆弟之子、事異齒列之差、

〔源氏物語 三十九夕霧〕たえいり給ぬ、○御息所、中略、つねにさこそあらめとの給けることゝて、けふやがてをさめたてまつるとて、御をひのやまとのかみにてありけるぞ、よろづにあつかひきこえける、

〔古今著聞集 八好色〕宮内卿は姨にてある人に名だちし人也、男かれ〴〵になりにける時よみ侍ける、

都にもありけるものをさらしなやはるかにきゝしをばすてのやま

〔太平記 七〕千劍破城軍事

軍モ無テソヾロニ、向ヒ居タルツレ〴〵ニ、諸大將ノ陣々ヱ江口神崎ノ傾城共ヲ呼寄テ、樣々ノ遊ヲナセラレケル、名越遠江入道ト同兵庫助トハ、伯叔甥ニテ御座ケルガ、共ニ一方ノ大將ニテ、責口近ク陣ヲ取リ、役所ヲ雙テゾ御座ケル、或時遊君ノ前ニテ、雙六ヲ打レケルガ、賽ノ目ヲ論ジテ聊詞ノ違ヒケルニヤ、伯叔甥二人突違テゾ死レケル、兩人ノ郞從共何ノ意趣モナキニ、差違差違片時ガ間ニ死ル者二百餘人ニ及ベリ、

〔諸例集 七〕一叔父甥之家を致相續候上者、叔父甥之唱如何有之候哉、問合、

朱書 堀伊豆守答

靭負甥出雲守病氣ニ付、隱居靭負家督相續之上者、叔父甥之唱ニ者無之、相互如何之唱ニ相成候儀ニ御座候哉、

右之段奉伺候、以上、

久留島靭負家來

嘉永五年三月　朝山平藏

書面之通者、叔父甥之家相續之上者、養父子之唱ニ而候、

兄子爲甥、其誤與此同、〇中略新撰字鏡、成務紀同訓、令集解云、兄弟子俗云乎備實比也、注所引爾雅、原書昆弟上有女子謂三字、無爲字、則知爾雅所載姪者、姑呼兄弟之子之稱、儀禮喪服傳亦云、謂吾姑者、吾謂之姪、賈公彥曰、吾謂之姪者、名唯對姑生稱、若對世叔、唯得言昆弟之子、不得姪名也、源君引爾雅、爲世叔呼昆弟之子之證、非是、其世叔呼昆弟之子、直云昆弟之子、或云兄弟之子、見儀禮喪服、禮記檀弓、故論語云、以其兄之子妻之、按顏氏家訓風操篇、兄弟之子已孤、與他人言、對孤者呼爲兄子弟子、頗不忍、北人多呼爲姪、案爾雅喪服經左傳、名雖通男女、並是對姑立稱、晉世以來、始呼叔姪、今呼爲姪爲勝也、則知謂兄弟之子爲姪、晉世以來俗語、宜引證顏氏家訓、又呂氏春秋疑似篇、黎丘有奇鬼焉、喜效人之子姪昆弟之狀、盧文弨曰、此即稱兄弟之子爲姪所自始、又按妻之昆弟亦曰甥、見夫妻類、舅之子亦曰甥、源君失載、於從母兄弟條辨之、姑之子亦曰甥、姉妹之夫爲甥、源君皆不載、

〔伊呂波字類抄人倫〕甥ヲヒ、兄弟之子爲甥

〔日本書紀七成務〕四十八年三月庚辰朔、立甥ミヲヒ足仲彥尊、爲皇太子、

〇按ズルニ、皇胤紹運錄ニ據ルニ、足仲彥尊ハ仲哀天皇ノ事ニシテ、仲哀天皇ハ、成務天皇ノ異母兄小碓尊亦名日本武尊ナリ、故ニ男黨ノヲヒナリ、而シテ甥ノ字ヲ用キタリ、

〔東大寺正倉院文書二十二〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戶籍〇中略

上政戶六人部加利戶口卅〇中略

下々戶主加利年八十耆老〇中略

戶主甥六人部牛麻呂年廿二正丁

〔三代實錄三十七陽成〕元慶四年五月廿八日辛巳、從四位上行右近衞權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒、業平者故四品阿保親王第五之子、〇中略天長三年親王上表曰、無品高岳親王之男女、先停王

〔箋注倭名類聚抄父母一〕原書曰作爲、釋名、爲姊而來、則從母列也、故雖不來、猶以此名之也、令集解姨同訓、新撰字鏡姨母、推古紀姨並單訓乎波、

〔伊呂波字類抄人倫以〕從母チヽハ、母方、〔同人倫波〕從母ハヽカタノチヽ

〔令集解喪葬四十〕古記云、舅從母、釋親云、母之昆弟爲舅、母之姉妹爲從母、案外祖父之子母之兄弟姉妹也、俗云、母方乎遲乎婆也、

〔釋親考〕母之姉妹爲從母ハヽカタノヲハ、

丘氏曰、今稱爲姨母、又曰、世俗謂母之姉妹爲姨、殊不知姨者妻之姉妹同出也、降尊以就卑、非禮也、儀禮疏、母之姉妹與母一體、從於己母而有此名、故曰從母、釋名、母之姉妹曰姨、禮謂之從母、會稟、母之兄弟姉妹、即舅々姨姨、ヲヂヲバ、

鳳按、陸放翁題跋、予長大婦姿、予表從母之女、表從母ハヽカタノイトコヲバ、蓋母之表姉妹

〔伊呂波字類抄人倫波〕外甥母ハヽカタノヲハ

〔倭名類聚抄伯叔二〕從舅　爾雅云、母之從父昆弟爲從舅、母方乃於保遲、一本有知字、

〔箋注倭名類聚抄父母一〕按從舅外祖父之昆弟子、蓋從外祖而別於己爲舅行、故謂母方乃於保知乎遲、無知字、亦是、類聚名義抄、伊呂波字類抄、亦並有知字、

〔伊呂波字類抄人倫波〕從舅ハヽカタノヲヂ、ヲヂ

〔倭名類聚抄兄弟二〕甥　爾雅云、兄弟之子爲甥、生反、和名乎比、○此下一本有今案又用姪字、爾雅所謂昆弟之子爲姪是也、十八字、

〔箋注倭名類聚抄兄弟一〕正文所引爾雅、原書無載、爾雅只云、謂我舅者吾謂之甥也、說文從之、此疑顏君舉括、按吾謂之甥者、對舅生稱、爾雅又云、母之昆弟爲舅、故釋名舅謂姉妹之子曰甥、甥亦生也、出配他男而生、故製字、男傍作生也、儀禮喪服注、甥姉妹之子、毛詩猗嗟及韓奕箋、莊十六年左傳注並同、此云兄弟之子爲甥者誤、成務紀云、立甥足仲彥爲皇太子、足仲彥者、天皇兄日本武尊之子、則謂

母之姉妹謂從母又外舅母

(今昔物語三十)信濃國姨母棄山語第九

今昔、信濃ノ國更科ト云フ所ニ住ム者有ケリ、年老タリケル姨母ヲ家ニ居エテ、祖ノ如クシテ養テ、年來相副テ過シケルニ、其ノ心ニ此ノ姨母糸厭ハシク思エテ、此レガ姑如ニテ老屈マリテ居タルヲ、極テ惡ク思ケレバ、常ニ夫ニ此ノ姨母ノ心ノ□ク惡キ由ヲ云聞セケレバ、夫六借キ事カナト云テ、此ノ姨母ノ爲ニ、心ニ非デ愚ナル事共多ク成リ持行ケルニ、此ノ姨母糸痛ク老テ、腰ハ、二重ニテ居タリ、婦ハ彌ヨ此レヲ厭テ、今マデ此レガ不死ヌ事ヨト思テ、夫ニ此ノ姨母ノ心ノ極テ憾キニ、深キ山ニ將行テ棄テヨト云ケレドモ、夫糸惜ガリテ不棄ザリケルヲ、妻強ニ責云ケレバ、夫被責レ侘テ棄ムト思フ心付テ、八月十五夜ノ月ノ糸明カリケル夜、姨母ニ去來給ヘ、嫗共寺ニ極テ貴キ事爲ル、見セ奉ラムト云ケレバ、姨母糸吉キ事カナ、詣デムト云ケレバ、男掻負テ高キ山ノ麓ニ住ケレバ、其ノ山ニ遙々ト峯ニ登リ立テ、姨母下リ可得クモ非ヌ程ニ成テ、打居エテ男逃テ去ヌ、姨母ヲイ〱ト叫ド、男答ヘモ不爲デ逃テ家ニ返ヌ、然テ家ニテ思ニ、妻ニ被責テ此ク山ニ棄テツレドモ、年來祖ノ如ク養テ相副テ有ツルニ、此レヲ棄ツルガ悲ク思エケルニ、此ノ山ノ上ヨリ月ノ糸明ク差出タリケレバ、終夜不被寢ズ戀シク悲ク思テ、獨言ニ此クナム云ケル、

ワガコヽロナグサメカネツサラシナヤヲバステヤマニテルツキヲミテ

ト云テ、亦其ノ山ノ峯ニ行テ、姨母ヲ迎ヘ將來タリケル、然テ本ノ如クゾ養ケル、然レバ今ノ妻ノ云ハム事ニ付テ、由无キ心ヲ不可發ズ、今モ然ル事ハ有ヌベシ、然テ其山ヲバ其ヨリナム姨母棄山ト云ケル、難慰シト云フ譬ニハ、種事ニ此レヲ云フニゾ、其ノ前ニハ冠山トゾ云ケル、冠ノ巾子ニ似タリケルトゾ語リ傳ヘタルトヤ、

(新撰字鏡親族)從父(父姿母姨)波 波方姑妹)

(倭名類聚抄二伯叔)從母、爾雅云、母之姉妹曰從母、(母方乃乎波)

〔源氏物語〈四十九寄生〉〕御かたち〈○女二宮〉もいとをかしくおはすれば、みかどもらうたき物におもひきこえさせ給へり、〈○中略〉まことには御母方とても、うしろみとたのませ給ふべき御をぢなどやうの、はか〴〵しき人もなし、

〔源氏物語〈五十二蜻蛉〉〕まろ〈薫〉○こそは御はゝかたのをぢなれど、はかなきことをの給て、れいのあなたにおはしますべかめる、

〔叢草小言〈一〉〕漢惠帝、其姉ノ子ヲ以テ皇后トス、是以男取甥也、亂倫ノ甚ニアラズヤ、彼人同族相婚ハ夷狄ノ道ナリトイヘレド、其國ニモ古エハ如此ノ俗モアリシナリ、〈晉語ニ重耳娶女懐嬴ヲ妻トス、コレモ男取甥也、司空季子ガ異類雖近、男女相及以生民也ト云フ、イブカシキコト也、〉

母之姉妹謂姨又姨母

〔新撰字鏡〈親族〉〕姨母〈乎波〉

〔倭名類聚抄〈二伯叔〉〕姨　唐韻云、姨〈○云姨二字原脱、今據二一本補〉音夷、母之姉妹也、

〔箋注倭名類聚抄〈一父母〉〕廣韻同、按釋名、母之姉妹曰姨、孫氏蓋依之、釋名又云、妻之姉妹曰姨、亦如之、按說文、妻之女弟、同出爲姨、然則母之姉妹曰姨者、轉注也、〈○中略〉按釋名、母之姉妹曰姨、禮謂之從母、爾雅、母之姉妹曰從母、則知姨卽從母、宜附錄上條、

〔伊呂波字類抄〈遠人倫〉〕姨母〈ヲハ、母之姉妹也〉　〔同〈波人倫〉〕姨〈ハヽカタノヲハ、母姨姉妹也〉

〔日本書紀〈二神代〉〕彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姫〈○玉依姫、生母豊玉姫妹〉爲妃、生彦五瀬命、

○按ズルニ、皇胤紹運錄ニ據レバ、鸕鷀茅葺不合尊ノ母ハ豊玉姫ニシテ、海童二女トアリ、而シテ玉依姫ハ亦海神女トアレバ、玉依姫ハ母黨ノヲバナリ、故ニ姨ニ從ヘルモノナラン、

〔日本書紀〈二十二推古〉〕十四年五月戊午、勅鞍作鳥曰、朕欲興隆內典、方將建佛刹、肇求舍利、時汝祖父司馬達等便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須那爲橘豐日天皇〈○用明〉出家、恭敬佛法、又汝姨島女初出家、爲諸尼導者、以修行釋教、〈○下略〉

〔倭名類聚抄二伯叔〕舅 爾雅云、母之昆弟爲舅、其九反、母方乃乎知、〇一云大舅、母兄方少舅、母弟方

〔箋注倭名類聚抄一父母〕按說文、母之兄弟爲舅、與爾雅同、是本義、謂夫之父爲舅者、轉注也、釋名擧夫之父釋義、又擧母之兄弟曰舅亦如之也、與許異、〇中略新撰字鏡云、大舅、母兄、小舅母弟、與漢語抄所言合、按夫之父亦曰舅、見夫妻類、

〔伊呂波字類抄波人倫〕舅ハヽカタノヲチ、母舅、兄曰大舅、弟曰小舅、　〔同遠人倫〕舅チチ母方チチ

〔釋親考〕母之昆弟爲舅ハヽカタノヲヂ

丘氏曰、其妻爲舅母ハヽカタノヲバ、俗稱妗妗、正字通、舊註音撳、逵妗、昔笑貌、六書故、嫗巨禁切、今人謂舅之妻曰妗、亦作妗、妗與妗形聲切讀各殊、合爲一泥、

胤按、左傳、晉侯曰、康公我之自出、註、秦康公、晉外甥也、詩序、渭陽、康公念母也、詩云、我送舅氏、曰至渭陽、故後世稱舅氏曰渭陽、

〔日本書紀二十二推古〕三十二年十月癸卯朔、大臣〇蘇我馬子遣阿曇連名闕阿倍臣摩侶二臣、令奏于天皇曰、葛城縣者元臣之本居也、故因其縣爲姓名、是以冀之、常得其縣、以欲爲臣之封縣、於是天皇詔曰、今朕則自蘇我出之、大臣亦爲朕舅ヲヂ也、故大臣之言、夜言矣夜不明、日言矣則日不晩、何辭不用、然今當朕之世、頓失是縣、後君曰、愚癡婦人臨天下、以頓亡其縣、豈獨朕不賢耶、大臣亦不忠、是後葉之惡名、則不聽、

〇按ズルニ、推古天皇ノ生母ハ、蘇我稻目ノ女、堅鹽媛ニシテ、馬子ト兄弟ナリ、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字二年八月甲子、以紫微內相藤原朝臣任太保、勅曰、〇中略自今以後、宜姓中加惠美二字、禁暴勝強、止戈靜亂、故名曰押勝、朕舅之中、汝卿良尙、故字稱尙舅、〇下略

〔源氏物語二十一乙女〕大殿〇葵上ばらのわか君〇夕霧の御元服のことおぼしいそぐ、〇中略右大將殿〇葵上兄弟をはじめ聞えて、御をぢのとのばら、みな上達部のやむごとなき御おぼえことにてのみものしたまへば、あるじがたにもわれもわれもと、さるべきことゞもとりどりにつかふまつり給、

族曾王父
族曾王母

〔釋親考〕父之從祖祖父爲族曾王父、父之從祖祖母爲族曾王母、賈公彥儀禮疏云、族曾祖父母者、己之曾祖親兄弟也、云族祖父母者、己之祖父從父昆弟也、云族父母者、己之父從祖昆弟也、云族昆弟者、己之三從兄弟、皆名爲族、族屬也、骨肉相連屬、以其親盡恐相疏、故以族言耳、曾與族曾祖父母、謂曾祖之兄弟及妻、卽大伯公伯婆叔公叔婆、胤按、此曾祖之兄弟及其妻也、當稱曾祖伯叔父母、其子爲族祖父、其孫爲族父、其曾孫爲族兄弟、而與己同輩行者、各詳于下、

〔諸例集四〕高祖父之親、幷曾祖父之兄弟等唱方之儀
朱書
初鹿野河內守答
朱書
四月九日〇天保七年
一曾祖父之兄弟を曾祖之兄又者弟と唱候而宜御座候哉、外ニ唱方も御座候哉之事、

曾祖之兄弟、外ニ唱方無之候、

曾祖姑

〔倭名類聚抄二父母〕曾祖姑　爾雅云、曾祖王父之姉妹爲曾祖王姑、
〔箋注倭名類聚抄一父母〕丘濬曰、女子與曾祖同輩行者、稱曾祖姑、
〔伊呂波字類抄於人倫〕曾祖姑文字集略云、曾祖父之姉妹爲曾祖姑、
〔釋親考〕曾祖王父之姉妹爲曾祖王姑、
丘氏曰、女子與曾祖同輩行者、稱曾祖姑、曾與族曾祖姑、謂曾祖之姉妹、卽大姑婆、

高祖姑

〔倭名類聚抄二父母〕高祖姑　爾雅云、高祖王父之姉妹爲高祖王姑、
〔釋親考〕高祖王父之姉妹爲高祖王姑、
胤按、爾雅昆弟之稱、至族曾祖而止、而姉妹之稱及高祖、高祖王姑親盡、則孝不列可也、

乎知也、按說文、族矢鋒也、束之族族也、从㫃从矢、以爲親族字者、轉注也、

族姑

〔伊呂波字類抄於人倫〕族父（略云、父之從祖昆弟爲族父、和名ホオホチチ、和名チホチヘ、）

〔釋親考〕父之從祖昆弟爲族父、父之從祖昆弟之妻爲族祖母、

會典、族伯叔父母、謂父之再從兄弟同曾祖者、卽族伯伯婣婣、叔叔婣婣、

〔釋親考〕父之從祖姉妹爲族姑、

會典、族姑謂父之再從姉妹（右父之兄弟有再從之別）

胤按、吾高祖之子、與曾祖兄弟者、爲族曾祖、其子爲族祖父、其孫爲族父、其曾孫爲族兄弟、與吾同輩行者、凡稱族者、自己之族兄弟、推而上之爲稱、父之從祖昆弟爲族父、則其妻當稱族母、其姉妹當稱族姑、今稱族祖母族祖姑、二祖字當刪、

〔釋親考〕父之從父姉妹爲從祖姑、

會典、從祖姑、卽堂姑、是父之同堂伯叔姉妹、

胤按、爾雅有父之從父昆弟之母、爲從祖王母一句、與前父之世母叔母爲從祖祖母者同、今刪之、且前稱曾祖王父者、卽曾祖父、則從祖母與從祖王母同、父之從父昆弟之妻爲從祖母、則父之從父昆弟之母、不可稱從祖王母也、芟去可矣、

族祖父母

〔釋親考〕祖之從父昆弟爲族祖父、其妻爲族祖母、

會典、族伯叔祖父母、謂祖之同堂兄弟及妻、卽堂伯公伯婆、叔公叔婆、

胤按、爾雅有父之從祖昆弟之母爲族祖王母一句、當刪、父之從祖昆弟之母、則祖之從父昆弟之妻也、上既稱族祖母、則屬重複、

族祖姑

〔釋親考〕祖之從父姉妹爲族祖姑、

會典、族祖姑、卽祖之同堂姉妹、卽堂姑婆、

為吉
　良廣（死）　隆之助
　昌廣　準次郎
良廣（見廣男嫡孫承祖）（死）　隆之助
昌廣（見廣二男實舍弟）　志摩守

從祖父母

〔釋親考〕父之從父晜弟爲從祖父（イトコオヂ）、父之從父晜弟之妻爲從祖母（イトコオバ）、
儀禮疏云、從祖父母、從祖祖父之子、曾與同堂伯叔父母、謂父之伯叔兄弟及妻、
胤按、伯叔兄弟、卽從兄弟也、父之從兄弟則己之從祖父也、

祖姑

〔倭名類聚抄父母二〕祖姑　爾雅云、王父之姊妹爲王姑、（於保乎波）
〔箋注倭名類聚抄父母一〕丘璿曰、女子與祖同輩行者、稱祖姑、按祖姊於父爲姑、故訓爲大姑也、
〔伊呂波字類抄人倫〕祖姑（チチハハ、略云、オホ、可尋、）
〔釋親考〕王父之姊妹爲王姑（オホヲバ）、
丘氏曰、女子與祖同輩行者、稱祖姑、曾與從祖祖姑、謂祖之親姊妹、卽姑婆、

族父

〔倭名類聚抄父母二〕族父　爾雅云、父之從祖昆弟爲族父、（於保於保知乎知）
〔箋注倭名類聚抄父母一〕原書昆弟作晜弟、下皆同、按說文、周人謂兄曰晜、晜卽晜字隷省、說文又云、昆同也、是晜昆二字不同、似當依原書改晜、然爾雅釋文云、晜音昆、本亦作昆、玉篇云、晜今作昆同、故源君引作昆也、按曾祖父之晜弟爲族曾祖父、族曾祖父之子爲族祖父、族祖父之子爲族父、賈公彥儀禮疏云、云族曾祖父母者、己之曾祖親兄弟也、云族祖父者、己之祖父從父昆弟也、云族父母者、己之父從祖昆弟也、云族昆弟者、己之三從兄弟、皆名爲族、族屬也、骨肉相連屬、以其親盡恐相疏、故以族言之耳、蓋從曾祖而別、於己爲伯叔行、曾祖父訓於保於保知、伯叔訓乎知、故訓族父爲於保於奉知

┌忠顒 雅樂頭 志實養子

右系引之通、續々相成申候、父ハ養子、其身モ養子之時者、養父實方服忌無之儀に御座候、次者酒井備中守儀、當雅樂頭より者、祖父之名目無之儀より相心得罷在候、右ニ付備中守者養方大叔父之續、實父方にては伯父之續備中守男子者養方從弟違、實父方にては從弟之續ニ心得候間、可然候哉、此段奉伺候、以上、

五月十日　酒井雅樂頭家來　上田左太夫

書面幷系引之通者、雅樂頭より備中守者養父之實方祖父之續、備中守男子者養父之實方叔父之續、其外養實之續書面之通に候、

〔諸例集五〕續唱方之儀ニ付問合

朱書
土屋紀伊守答

先々代志摩守嫡子主計頭病死仕候ニ付、同人嫡子隆之助を、志摩守嫡孫承祖ニ相願候處、右隆之助も病死仕候ニ付、同人弟準次郎を養子ニ仕、當志摩守ニ御座候、右ニ付而者、先々代志摩守末子爲吉儀者、當志摩守養子之譯を以、大叔父ニ相成、實叔父之續ニ御座候哉、且先々代志摩守を當志摩守ゟ者、祖父と相唱候而可然候哉、續柄之儀奉伺候、以上、

天保十二年閏正月十九日　松前志摩守家來　遠藤又左衞門

書面之趣、別紙系引之通ニ而者、嫡孫承祖之者之養子ニ付、祖父ニ而も、曾祖父と相唱、叔父者大叔父之續ニ相成候、

章廣 志摩守
├見廣 死
└主計頭

誤認爲父之從父昆弟、遂增一知字、作於保知乎遲也、那波氏刪正爲是、然諸古本伊勢廣本皆作於保知乎遲、類聚名義抄亦同、且本書不別擧從祖父母、則蓋源君誤混從祖祖父從祖父、亦未可知、今不遽刪、以辨其誤、如是、要之此當作從祖祖父、訓於保乎遲、下增從祖父一條、訓於保知乎遲、旣擧族父、則不可不載從祖父也、

〔伊呂波字類抄 伊人倫〕從祖伯叔イトコヲヂ

〔令義解 六儀制〕凡五等親者、○中略從祖祖父姑、○中略爲四等、

〔令集解 二十八儀制〕謂祖之兄弟姉妹也、釋无別也、古記云、謂之從祖兄弟也、從孫謂姪男之子是、朱云、問從祖祖父姑者、未知兄弟有別不、答无別者、

〔釋親考〕父之世父叔父爲從祖祖父、父之世母叔母爲從祖祖母、郭氏曰、從祖而別、世統異故、丘氏曰、與祖同行輩者、今稱祖伯父祖伯母、釋名、從己親祖別而下也、亦言隨從己祖以爲名也、會典、伯叔祖父母、謂祖之兄弟及妻、卽伯公伯婆叔公叔婆、
　胤按、此祖父之兄弟、及其妻也、父之世父、祖之兄也、父之叔父、祖之弟也、以自祖而別曰從祖、以祖父行曰祖父、世母叔母其妻也、丘氏擧祖伯父祖伯母、而失載祖叔父母、

〔諸例集 八〕井戸石見守答

- 忠道 雅樂頭
  - 忠實 雅樂頭
    - 忠學 雅樂頭
      - 忠實 雅樂頭 實酒井備中守忠讜男
      - 忠顯 雅樂頭 實三宅土佐守康直男
    - 忠讜 實忠道男、酒井備中守、酒井主殿守忠盈養子、
      - 忠實 雅樂頭 忠學養子
      - 某 酒井銈之助
      - 某 酒井岩吉
    - 康直 三宅土佐守 三宅備前守康明養子
      - 康保 三宅對馬守
  - 忠學 雅樂頭 實忠道弟

必知樊光之說可知矣、

〔安齋隨筆後編一〕舅姑　同書に曰く、事類全書姉事舅姑、如事父母、曲禮又父の姉妹を姑と云ふ、

伯叔父之妻亦謂伯叔母

〔續修東大寺正倉院文書五〕御野國本簀郡栗栖太里太寶貳年戶籍中略

上政戶刑部都ム志戶口十五註略

下々戶主都ム志年廿三正丁中略

戶主姑身賣年七十二耆女

〔護草小言三〕今ノ人、伯叔父ノ妻ヲ伯叔母トイフ、此言可ナリ、檀弓季康子之母死、陳褻衣、敬姜曰云云トアル鄭注ニ、敬姜者季康子從祖母トアリテ、正義ニ、意如是康子祖穆伯、是康子祖之兄弟、敬姜是穆伯之妻、故云康子從祖母也ト見エタリ、又雜記ニ、孔子曰、伯母叔母疏衰、踊不絕地、姑姉妹之大功、踊絕非地、鄭注、伯母叔母義也、姑姉妹骨肉也トアリ、大傳ニ、其夫屬乎父道者、妻皆道也ト云モノナルベシ、

從祖祖父母

〔倭名類聚抄二父母〕從祖父　爾雅云、父之世父叔父爲從祖父、於保乎知○註一本作和名於保知乎遲

〔箋注倭名類聚抄一父母〕原書作從祖祖父、按爾雅又云、父之從父昆弟爲從祖父、儀禮疏云、從祖父母者、是從祖祖父之子、是從祖祖父從祖父不同、源君引脫一祖字、非是、釋名、父之世叔父母曰從祖祖父母、言從己親祖別而下也、亦言隨從己祖以爲名也、那波本無知字、用一本○一本書引按從祖祖父者、祖父之昆弟、於己之父爲伯叔、當訓於保乎遲、與祖姑訓於保乎波其義同、又從祖父者、父之從父昆弟、卽己祖父之昆弟子也、蓋從祖而別、於己爲伯叔行、祖父訓於保知、伯叔訓乎遲、則從祖父當訓於保知乎遲、從舅者、母之從父昆弟、訓母方乃於保知乎知、見下文、是可以證也、其儀與族父訓於保於奉知乎知同、此羣誤脫作從祖父、然云父之世父叔父、則是從祖祖父、非從祖父明矣、且羣下條從祖祖母亦誤脫作從祖母、然訓於保乎波、則知此亦訓於保乎遲、不訓於保知乎知也、疑後人以脫作從祖父、

父姉妹亦謂姑

傳、無女而有姉妹及姑姉妹、正義云、釋親云、父之姉妹爲姑、樊光曰、春秋傳云、姑姉妹、然則古人謂姑爲姑姉妹、蓋父之姉爲姑姉、父之妹爲姑妹、列女傳、梁有節姑妹、入火爲救兄子、是謂父妹爲姑妹也、後人從省、故單稱爲姑也、廿一年左傳、季武子以公姑姉妻之、注、蓋寡者二人、釋文引或曰、此云姑姉、是父之姉也、正義引劉炫云、此姑姉是襄公父之姉、並以杜注爲非、是父之姉妹爲姑姉姑妹也、然姑既見爾雅、不得云後人從省、所說恐非、是又儀禮喪服所云姑姉妹女子子、謂姑與姉妹及女子子、與此姑姉妹不同、又按說文、姑夫母也、然則謂父之姉妹爲姑者、轉注也、釋名、父之姉妹曰姑、姑故也、言於己爲久故之人也、又云、夫之母曰姑、亦言故也、亦者亦父之姉妹曰姑、則其說似以父之姉妹爲本訓、蓋許劉其說不同也、

〔伊呂波字類抄人倫〕叔母チヽ父之妹

〔伊呂波字類抄人倫〕姑チヽ父姉妹也

〔令義解二月〕凡嫁女皆先由〈○中略〉伯叔父姑〈中略〉父姉妹曰姑也

凡毆妻之祖父母父母、及殺妻外祖父母伯叔父姑兄弟姉妹、若夫妻祖父母父母外祖父母伯叔父姑兄弟姉妹自相殺、及妻〈○中略〉殺傷夫外祖父母伯叔父姑兄弟姉妹、〈○中略〉雖會赦、皆爲義絶、

〔令集解四十賦役〕古記云、釋親云、父之姉妹爲姑、案祖父之子、父之姉妹也、俗云乎婆、

〔釋親考〕兄之姉妹爲姑ヲバ

左傳疏、樊光曰、春秋傳云、姑姉妹、然則古人謂姑爲姑姉妹、若父之姉爲姑姉アネヲバ、父之妹爲姑妹イモトヲバ、列女傳、梁有節姑妹、入火而救兄子、是謂父妹爲姑妹也、後人從省、故單稱爲姑也、古人稱祖父近世單稱祖、亦此類也、

胤按、列女傳、亦有義姑姉之稱、古稱姑姉姑妹可見、儀禮及曲禮所謂姑姉妹女子子者、則指姑與姉妹耳、若以此爲姑姉姑妹、則不及己之姉妹也、禮傳舉祖父及己三世之女子、曰姑姉妹女子子、則不

せり、

〔古事談 二臣節〕待賢門院〇藤原璋子ハ、白川院御猶子之儀ニテ、令入内給、其間法皇〇白河令密通給、人皆知之歟、崇徳院ハ白川院御胤子云々、鳥羽院モ其由ヲ知食テ、叔父子トゾ令申給ケル、依之大略不快ニテ令止給畢云々、

〇按ズルニ、堀河天皇ハ白河天皇ノ子ニシテ、鳥羽天皇ハ堀河天皇ノ子ナリ、故ニ本書ノ謂フ如クンバ崇徳天皇ハ實ハ鳥羽天皇ノ叔父ニ當ル理ナリ、故ニ叔父子ト云ヒシモノナラン、

伯母

〔倭名類聚抄 二伯叔〕伯母　伯母之弟曰季父、和名於止乎波　九族圖云、伯母、和名乎波　今按父之姉也、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕按爾雅云、父之兄妻爲世母、父之弟妻爲叔母、釋名云、世父又曰伯父、據是伯母卽世母之別名、則知伯母者伯父之妻、叔母者叔父之妻也、源君以伯叔母爲父之姉妹者誤、又按乎波、小母之義、

〔伊呂波字類抄 遠人倫〕伯母 父之姉ヲバ 叔母

〔倭訓栞 前編五乎〕をば　伯母、叔母、姨などを訓せり、小母の義也、姨は神代紀に見え、廣韻に母の姉妹也といへり、倭名抄に、王姑をおほをば、從母を母方のをばとよめり、

〔安齋隨筆 後編一〕伯母叔母　同書事類全書に曰く、父之兄妻爲伯母、父之弟妻爲叔母、爾雅、按に、是は伯母叔母に准ずる稱なるべし、

叔母

〔倭名類聚抄 二父母〕叔母　九族圖云、叔母、和名同上〇同上一本作與伯母同、今案父之妹也、父〇父上一本有爾雅云三字之姉妹爲姑、一云、阿叔母、和名同上〇一云以下一本作注文、云、辨色立成云、阿姑和名上同、今案伯叔母之總名也、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕注誤、詳見上條、〇伯母條、中略、令集解云、姑俗云乎婆、崇神紀同訓、按伯母父之兄妻、叔母父之弟妻、姑父之姉妹、其名各別、昭然無疑、而皇國俗並呼乎波、故源君誤以伯叔母爲父之姉妹、以姑爲伯叔母之總名、蓋其和名同而混也、其實當分伯母叔母姑、各自爲條也、又按襄十二年左

仲父

叔父
季父

〔諸例集一〕一伯叔之譯問合

朱書
高家中條中務大輔ゟ問合
朱書
須田大隅守答

一伯叔之儀、一體者伯仲叔季ニ而、父之兄を伯と言、弟を仲と言、其次叔と言、其次季と言と心得罷在候、乍レ去當時伯叔々々ニ而、仲季之稱者不レ承候、世俗大方者父方を伯と云、母方を叔と言之儘心得候得共、伯者父之兄之稱、叔者弟之稱故、父方母方之無二差別一、父母之兄姉を伯父伯母と言、父母之弟妹を叔父叔母と心得罷在候、此段御問合申候、

天保七年八月十日

御書面之通ニ而、唱方宜候、

〔倭名類聚抄二伯叔〕伯父　釋名云、○中略父之弟曰二仲父一、

〔箋注倭名類聚抄一父母〕釋名又云、仲父、仲中也、位在レ中也、說文、仲中也、

〔伊呂波字類抄奈人倫〕仲父ナカツチチ父弟曰二仲父一見二字苑一　〔同人倫〕仲父

〔新撰字鏡親族〕阿叔父之弟、弟乎地、

〔倭名類聚抄二伯叔〕叔父　釋名云、仲父之弟曰二叔父一、一云、阿叔者父之弟也、○一云阿叔者父之弟也、一本作叔父之弟曰二季○父一、注ニ辨色立成云、阿叔者父之弟也、於止乎知、

〔箋注倭名類聚抄一父母〕釋名又云、叔父、叔少也、季父、季癸也、甲乙之次、癸最在レ下、季亦然也、新撰字鏡云、阿叔、父之弟也、乙乎知、亦與二辨色立成一合、按說文、叔拾也、毛詩豳風、九月叔レ苴、傳、叔拾也、此訓レ拾爲二本義一、以爲二伯叔字一者、假借爲レ少也、說文又云、季少稱也、从レ子从二稚省一、稚亦聲、

〔倭訓栞中編三十於〕おとおぢ　日本紀に叔父をよめり、和名抄に季父をよみ、新撰字鏡に阿叔を訓

也といへり、老翁を日本紀、倭名抄によめるも、伯父に准らへていふ詞也、今も老たる人を尊み親みてしかいへり、神代紀に舅ををぢとのみよめるも是也、孫炎が說に、舅之言舊尊長之稱と見えたり、

〔円珠庵雜記〕伯父ヲヂ小父、伯母ヲバ小母、おほぢ、おばにのぞめてもいふべし、又ぢ、は、にのぞめてもいふべし、

〔貞丈雜記〕十五官職をぢの事を伯父叔父といひ、をばの事を伯母叔母と書く事、伯はあにとよむ、叔はおとゝとよむ也、されば父の兄は伯父也、父の弟は叔父也、父のあねは伯母也、父のいもとは叔母也、母の兄弟も右に同じ、近世文盲なる人、伯叔のわけをしらずして、父方のをぢをばを伯父伯母と覺へ、母方のをぢをばを叔父叔母と覺えたる人あり、あやまりなり、

〔古事記〕中崇神故大毘古命、更還參上、請於天皇時、天皇答詔之、此者爲在山代國我之庶兄建波邇安王、起邪心之表耳、略○註伯父興軍宜行、略○下

〔古事記傳〕二十三伯父は、袁遲ヲヂと訓、小父の義なり、和名抄に、伯父は和名乎知とあり、父の兄を伯父、父の弟を叔父、父の姉を伯母、父の妹を叔母などゝ、分て云は漢國のことなり、皇國にては、父の兄弟をば、同じく袁遲、父の姉妹をば、同じく袁婆と云り、字鏡に、阿伯父之兄、江乎地、阿叔父之弟、弟乎地とあれど、此はやゝ後の稱なるべし、

〔諸例集〕二伯叔父母之儀ニ付續合名目問合

文化十四丑年八月九日、曲淵甲斐守差出候處返し、

父母之兄弟　伯父伯母　　父母之弟妹　叔父叔母

右者父方母方之無差別、書面之通御座候哉、及御問合候、

七月　　松平伊豫守

書面之通ニ而候

〔新撰字鏡 親族〕阿伯 父之兄、江乎地、 伯父 乎地

〔倭名類聚抄 二伯叔〕伯父 釋名云、父之兄曰世父、曰伯父、曰世嫡、和名乎知○伯父之弟曰仲父、○伯父之弟曰仲父、一本作仲父、釋名云父之弟曰仲父、注箋謬抄云、奈賀都乎遲、且爲別條、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕所引釋親屬文、下皆同、釋名又云、世父言爲嫡統繼世也、伯父、伯把也、把持家政也、說文、伯、長也、按世父之世與世子世室之世同、然則世父謂父之兄爲宗子者、不得泛呼父之兄曰世父也、新撰字鏡云、阿伯、父之兄、江乎知、與辨色立成所言合、按顏氏家訓云、古人皆呼伯父叔父、而今世多單呼伯叔、阿伯阿叔之名、蓋出於此、令集解云、伯叔、兄乎遲乎遲也、疑伯叔、兄乎遲弟乎遲也之誤脫、按乎遲小父之義、

〔伊呂波字類抄 遠人倫〕伯父 父之兄曰世父、○[illegible] 阿伯 父之兄曰伯、父之弟曰叔父、已上同、

〔令集解 四十喪葬〕古記云、釋親云、父之昆弟先生爲世父、後生爲叔父、案祖父之子父之兄弟也、俗兄乎遲、弟乎遲也、

〔釋親考〕父之晜弟、先生爲世父、後生爲叔父、父子兄妻爲世母、父之弟妻爲叔母、晜兄也、郭氏曰、世有爲嫡者、嗣世統故也、今江東人通言晜、○晜音昆中略丘氏曰、謂伯父爲世父、蓋以爲嫡者嗣世統也、宗子居長者稱世、若非嫡、通以伯稱、釋名、父之兄曰世父、又曰伯父、父之弟曰仲父、仲父之弟曰叔父、叔父之弟曰季父、會典、伯叔父母、卽伯伯姆姆、叔叔嬸嬸、○中略胤按、此父之兄弟、及其妻也、叔伯字本起于兄弟、則不可單稱父之兄弟、當從程子說、許愼上小說誤矣、嬸嬸之說、當從會典、

〔倭訓栞 前編五乎〕をぢ 倭名抄に伯父を訓せり、小父の義也といへり、又季父をおとをぢ、從祖父をおほをぢ、族父をおほおほをぢ、舅を母方のをぢ、從舅を母方のおほをぢとよめり、又新撰字鏡に阿伯をえをぢ、阿叔をおとをぢと訓せり、万葉集にをぢがその日と見えたるは、舅が其日の義

武天皇より七十八代にあたらせ給ふ、しかれば太子にも立位にもつかせ給ふべかりし人の、三十まで宮にてわたらせ給ふ御事をば、御心うしとは思し召れ候はずや、〇下略

〔代數考〕世數代數之事

按に、これは代數世數ともに神武帝よりかぞへしなり、天照大神より鸕鷀茅葺不合尊まで五世を除けば、平家物語の說にかなへり、

〔源平盛衰記二十〕石橋合戰事

北條四郎歩セ出シテ、汝不知哉、我君ハ是レ淸和天皇第六皇子貞純親王ノ御子、六孫王ヨリ七代ノ後胤、八幡殿ノ四代ノ御孫、前右兵衛權佐殿ゾカシ、傍若無人ノ景親ガ申狀頗尾籠也、

〔太平記七〕新田義貞賜綸旨事

上野國住人新田小太郎義貞ト申ハ、八幡太郎義家十七代ノ後胤、源家嫡流ノ名家也、

〔新葉和歌集序〕元弘のはじめより、しも弘和のいまにいたるまで、世は三つぎ、としはいそとせのあひだ、かりの宮にしたがひつかうまつりて、〇下略

〇按ズルニ、南朝ハ後醍醐、後村上、後龜山ニテ三世ナリ、

〔難太平記〕八幡殿とは義家朝臣、陸奥守鎭守府將軍の御子、義國より義康、義包、義氏、泰氏など也、泰氏を平石殿と申き、其御子に賴氏、治部大輔殿と申、其御子に家時、伊勢守と號、其御子に貞氏、讃岐入道と申、其御子にて大御所、〇足利尊氏錦小路殿〇足利直義はわたらせ給ふ也、〇中略義家の御置文に云、我七代の孫に吾生替りて天下を取べしと仰せられしは、家時の御代に當り、猶も時不來事をしろしめしければにや、八幡大菩薩に祈申給ひて、我命をつゞめて、三代の中にて天下をとらしめ給へとて、御腹を切給ひし也、其時の御自筆の御置文に子細はみえし也、まさしく兩御所の御前にて、故殿も我等なども拜見申たりし也、今天下を取事、唯此發願なりけりと兩御所も仰有し也、

弟牛若ハ、鞍馬寺ノ東光坊阿闍梨蓮忍ガ弟子禪林坊阿闍梨覺日ガ弟子ニ成テ、遮那王トゾ申ケル、十一ノ年トカヤ、母ノ事ヲ思出シテ、諸家ノ系圖ヲ見ケルニ、ゲニモ清和天皇ヨリ十代ノ御苗裔、六孫王ヨリ八代、多田滿仲ガ末葉、伊豫入道賴義ガ子、八幡太郎義家ガ孫、六條判官爲義ガ嫡男、前左馬頭義朝ガ末子ニテ候ナリ、何ニモシテ平家ヲ滅シ、父ノ本望ヲ達セント思ハレケルコソ優ケレ、

〔代數考〕幾代の孫といへるに己をば除くや除かざるやの事

按に一清和二貞純(一)三經基(二)四滿仲(三)五賴信(四)六賴義(五)七義家(六)八義忠(七)九爲義(八)十義朝、義經なり、但こゝには己を除きてかぞへたれど、此書の內藤原信賴の先祖をいへる所には、己を加へてかぞへたり、その例によれば、こゝも義忠を除き、己を加へてかぞへたるにもやとおもはる、この義忠は、義家在世の內に橫死せられて、義家より直に孫爲義を猶子にして、家督を讓りたればなり、もし然る故ならば、前段に論せし如く、父なりとも家督をつがざる人は除きてかぞふるをいよいよ通例とすべし、

〔神皇正統記後白河〕第七十七代、第四十二世、後白河院、諱は雅仁、鳥羽第四子、崇德同母の御弟なり

〔代數考〕世數代數之事

按に後白河院は、天照大神四十七世、人皇七十七代に當れり、されば以仁王までは、本文の如く四十八世、七十八代なり、

〔平家物語四〕げんじそろへの事

一院○後白河第二の皇子もち仁親王と申しは、御母は加賀大納言すゑなりの卿の御むすめ也、三條高倉にましまし〱ければ、高倉の宮とぞ申ける、○中略源三位入道よりまさ、ある夜ひそかに此宮の御所にまいりて申されける事こそおそろしけれ、たとへば、君。は。天。照。太。神。四。十。八。世。の。正。と。う。神。

までの事識人たちの説は、大名牟遲神、八千矛神、大國主神、大國魂神、顯國玉神を、古書に同神の異名と有に據てこそ同神と説つれ、然る言無らむには、別神と思ひやらるゝ説等なりかし、よし并異有二若干名一と有ざらむも、其を熟明らむることそ、學問の才とはいへ、また稱る氏は同して、祖は異なるを、其氏々に本末ある事は、中臣氏の中臣は、中執持てふ言の約れるにて、師説と異なり、古史傳に委く註せるなり、見るべし、神と皇との御中執持つ兒屋命の子孫に屬る、本よりの氏なるを、其外にも中臣某と云姓、これかれ見えたるは末なり、

〔古事記 下 武烈〕天皇既崩、無可知日續之王、故品太天皇〇應神 五世之孫、袁本杼命、〇繼體 自近淡海國令上坐而、合於手白髮命、授奉天下也、

〔古事記傳 四十三〕五世之孫は、伊都々藝能美古と訓べし、續後紀十五の歌に、那々都義乃美與爾云々、古今集序に、世はとつぎになむなれりける、此らは御代嗣の數を云るなれど、父子の世繼も同じことなり、さて孫はかくさまのは、ミマゴと訓は非なり、此は子の子のよしには非ず、後裔のよしなればなり、まごとは、子の子に限りて云り、且古は子の子をば、比古とこそ云れ、麻碁と云は後なり、さて美古とまは、廣く後裔まで通へる稱なれば、凡て數世之孫とあるは、みな美古また古と訓むべし、

〔日本書紀 十七 繼體〕男大迹天皇 更名彥太尊 譽田天皇〇應神 五世孫、彥主人王子也、母曰振媛、振媛活目天皇〇垂仁 七世孫也、

〔三代實錄 三 清和〕貞觀元年六月二日丙戌、正六位上秋岡王、秋雄王、良岡王、三常王、德成王、無位廣貞王、廣蔭王、廣梁王、山村王、廣隅王、清隅王十二人、並賜姓清原眞人、一品舍人親王六代之孫也、

〔將門記〕夫聞彼將門者、天國押撥御宇柏原天皇五代之苗裔、三世高望王之孫也、其父陸奧鎭守將軍平朝臣良持也、舍弟下總介平良兼朝臣、將門之伯父也、而良兼以去延長九年、聊依女論、舅甥之中既相違云々、

〔代數考〕幾代の孫といへるに己をば除くや除かざるやの事

按に、一桓武 二葛原 三高見 四高望 五良將 將門也、本文に高望を三世とかけるは、三世王といふことにて、代數のことにあらず、

〔平治物語 三〕牛若奧州下事

かし、其例はまづ若干世孫と云に二樣ありとは、左京神別上天神に、藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也、二十二世孫內大臣大織冠中臣連鎌子云々とある、〈二世の二を、今本に三に誤れり、今は古本二によりて正しつ、〉天兒屋根命を、津速魂命三世孫と云るは、津速魂命の御子市千魂命と、御孫興台產靈命とをおきて、曾孫の兒屋命を三世孫と數たる世數にて、外にも例いと多かり、〈只に孫をば孫とも云て、二世孫とも三世孫ともいはず、舊事紀なる天孫本紀の世數なども此定なり、此は古く世數をいへる例ときこゆ、〉かくて鎌子連を兒屋根命の二十二世孫と云るは、右と異にして、兒屋根命より一世二世と次々に數たる世數にて、此例もまた甚多かり、〈鎌子連は、兒屋根命より數へて二十二世なること、藤原系圖を見て知るべし、〉姓氏錄に記されたる世數、この二樣に數へて合ざらむには、其を錯り亂たる物と知るべし、〈假令ば、中臣志斐連の條に、天兒屋根命十一世孫雷大臣命とあるは、兒屋根命の御子天忍雲根命と、御孫天種子命とを除て、曾孫の宇佐津臣命を、三世孫と數たる世數なるを、津島直の條に其餘にも、又兒屋根命十四世孫雷大臣命とあるは、兒屋命より數たる世數にて、彼も此も誤れるには非ざるを、九世孫など有は、誤錯まり亂たる傳なれば、十一世といひ、十四世と云るを本として、餘の錯亂を正し辨ふべし、其は此氏にかぎらず、餘の諸氏にも[illegible]ることにて、中にも神別に先錯亂多かり、能々心を著て、餘の書等をも校合て、思ひ辨ふべし、[illegible]かゝる錯亂は、家々より奏上れる本系を、悉くは[illegible]し載ざりし故ならむ、序にも其趣見えたり、〉また稱る氏は異なれども、其祖は同きを、其氏々にて各々其祖の異名をもて語り傳へて、彼此同祖なる事を知らず有しと所思るは、天石都倭居命、明日名門命、阿居太都命、伊佐布魂命と云は、みな同神の異名なり、〈そは第四十九段、第五十七段の傳、また傳に委く註せるを見て辨ふべし、此には只例をいふのみぞ、〉然るを多米連家にては、天石都倭居命と云名に傳へ、〈また多米連天比和志命之後也とも有は、此後を云るなり、〉額田部の家々にては、明日名門命といふ名に傳へ、大椋置始連、縣犬養宿禰などの家にては、阿居太都命と云ふ名に傳へ、委文連の家々にては伊佐布魂命といふ名に傳へたり、〈また委文宿禰角凝魂命之後也ともあるは、此前を云るなり、そは委文連角凝魂命男伊佐布魂命之後也とも有にて知べし、〉かゝる事、餘にもなほ多かるを、其家々にては、同祖の異名と知らず有し狀なり、〈そは若同祖の異名なる事を知たらむには、其別名をも擧べき物なればなり、〉凡て異名同神を考へ辨ふることなむ、諸氏の出自を正し、古傳を明むるに專要とある學問なりける、〈然るを是までの事識人たちの說は、此を知ざりし故に、古傳の妙なる旨を明めたる事も、いまだ十の三分にも至らざりける、然るに予が異名同神の說を遠音に聞て、何くれと論ひ謗る人も有と聞ゆるは、いとをかし、大概これ

至太常、次子襄、字子士、後名讓、爲孝惠皇帝博士、遷長沙王太傅、年五十七而卒、生季中、名員、年五十七而卒、生武及子國、

〔尙書註疏一〕尙書序

先君孔子〈○中略〉疏〈孔子世家云、安國是孔子十一(十一恐十二誤)世孫、而上尊先祖、故曰先君、〉

○按ズルニ、誰ノ十二世ノ孫トハ、其先祖ヨリ當人マデヲ謂フナリ、

〔顏氏家訓七〕北齊書文苑傳　舊史官　盧文弨注釋

顏之推、字介、〈○中略〉文〈思(中略)案梁書以含孫爲協七世祖、則是之推之八世之祖也、史家所紀世數往往不同、有從本身數者、亦有離本身數者、今攷顏氏家廟碑、含子髦、字君道、髦子綝、字文和、綝子靖之、字茂宗、靖之子騰之、字宏道、騰之子炳之、字叔豹、炳之子見遠、字見遠、見遠子協、則梁書離本身數、晉書連本身數、是以不同、〉

〔白氏長慶集七十銘誌贊序祭文記辭傳〕唐故武昌節度處置等使正議大夫撿挍戶部尙書鄂州刺史兼御史大夫賜紫金魚袋尙書右僕射河南元公墓誌〈并序〉

公諱積、字微之、河南人、六代祖巖、隋兵部尙書、封昌平公、五代祖弘、隋北平大守、高祖義端、魏州刺史、曾祖延景、岐州參軍、祖諱悱、南頓縣丞、贈兵部員外、考諱寬、比部郎中舒王府長史、贈尙書右僕射、妣滎陽鄭氏、追封陳留郡太夫人、公卽僕射府君第四子、後魏昭成皇帝十五代孫也、

〔古史徵開題記一夏〕新撰姓氏錄の論

さて此處にいさゝか、姓氏錄を讀まむ人々の、別に心留めおかすば、思ひ誤まるべく所思ゆる事どもを記してむとす、其はまづ若干世孫といふに二樣あること、また稱る氏は異なれども、其祖は同じきを、其氏々にて各々其祖の異名をもて語り傳へて、彼此同祖なる事を知らず有しと所思ゆること、また氏は同して祖は異なるを、其氏々に本末あること、また所謂複姓も多有を、其複姓の後姓を偏に稱りたるも有が、異姓のごと聞ゆること、〈姓氏錄に複姓といふ目を立て論ふこと、舊くも有しや、其は知られども、かく稱へずては思ひ紛ふることある故に、今西土に然る目のあるに倣ひて云を、異しみ思ふことなかれ、〉此等の事は、かねてよく心得おくべき事なり

れらのことは、からものまなびに聞て明らむべきなり、されど當世には己を加へたるを通例とすべし、異朝にても、中古よりこなたは全く己を加へし例と見えて、孔孟通記に、孔安國、孔子十二世孫爲漢武帝博士とあり、此十二世は、一孔子二伯魚三子思四子上五子家六子京七子高八子愼九子襄十中心十一武十二安國なり、又鄒魯故事に、造父は季孫四世孫趙祖也とあり、此四世は一季勝二孟增三衡父四造父なり、同書に非嬴は、惡來六世孫秦祖也とあり、此六世は一惡來二女防三旁皐四太几五大駱六非嬴なり、斯の如く、すべて己を加へてかぞへたれば、これを當今の通例とすべし、

〔資治通鑑周紀一〕周紀一(中略)杜預世族譜曰、周黃帝之苗裔、姬姓、后稷之後、封於邰、及夏衰、稷子不窋竄於西戎、至十二代孫太王、避狄遷岐、(中略)自武王至平王凡十三世、自平王至威烈王又十八世、自威烈王至赧王又五世、

〔史記四周本紀〕武王有瘳後而崩、太子誦代立、是爲成王、○中略成王既崩、○中略太子釗遂立、是爲康王、○中略康王卒、子昭王瑕立、○中略立昭王子滿、是爲穆王、○中略穆王立五十五年崩、子共王繄扈立、○中略共王崩、子懿王囏立、○中略懿王崩、共王弟辟方立、是爲孝王、孝王崩、諸侯復立懿王之太子燮、是爲夷王、夷王崩、子厲王胡立、○中略厲王死于彘、太子靜長於召公家、二相周公召公乃共立之爲王、是爲宣王、○中略宣王崩、子幽王宮湦立、○中略申侯怒、與繒西夷犬戎攻幽王、幽王擧烽火徵兵、兵莫至、遂殺幽王驪山下、○中略諸侯乃卽申侯、而共立故幽王太子宜臼、是爲平王、

○按ズルニ、右ニ據レバ、武王ヨリ平王マデ、十三人ナリ、而シテ之ヲ十三世ト云フヲ見レバ、單ニ何世ト云フ時ハ、其人ヨリ算スル例ナルヲ知ルベシ、

〔孔子家語十後序〕孔安國者字子國、孔子十二世孫也、孔子生伯魚、魚生子思、名伋、○中略子思生子上、名白、○中略子上生子家、名傲、後名求、○中略子家生子直、名榼、○中略子直生子高、名穿、○中略子高生武、字子順、名微、後名斌、○中略子武生子魚名鮒、及子襄名騰、及子文、名祔、○中略子文生最、字子產、子產後從高祖、以左司馬將軍佐韓信、破楚於垓下、以功封蓼侯、年五十三而卒、謚曰夷侯、長子滅嗣、官

世數計算法

とすることとなし、〈たまさかには他姓の人を養子とせることもあれど、これは別にいはれあることにて、常の例にあらず、〉其上今の武家の如く、全く父子の義に從ふはまれなり、故に多くは猶子と稱せしなり、〈當世公家にて、猶子といふことのあるは、この例なり、〉もと他姓の人を養はぬならひなれば、世數代數ともにかぞへらるゝ也、〈今の公家には、武家の例にならへることもあれど、近き世のさまにて、古法にあらず、〉武家にては、頼朝將軍以來、大名諸家すべて所領を表にして、官位にはさまでかゝはらぬ定なる故に、家督を專一とす、その故は、無官位にても、所領を傳領せる人は、幕府の所役に從ふ定なれば也、〈畠山重忠、梶原景時などは、さるべき大名なれど、一生無官位なるに、其子は父の在世の内、衞門尉兵衞尉などになされしものもあり、又佐藤繼信忠信等は、秀衡の家人なれど、兵衞尉になれり、これにて官位にはさまでかゝはらぬを見るべし、今の世にても、大廣間衆は無官位ながら、帝鑑間衆の下にたゝず、柳間衆は無官位にても、菊間衆の下に居らず、又萬石以上三千石以上五百石以上などいひて、家と祿とをむねとし、官位は其次になさるゝこと也、畢竟分限によりて武役を勤むることなれば也、〉されば血統の世數にはかゝはらで、家督の代數をかぞふるを、武家の通例とすべし、こと更今の世には、血統ならぬ他姓の人をも養子として、家督を讓ること常のならひなれば、世數はかぞへられぬことなり、强而世數をかぞへんとすれば、代數は養家により、世數は實家によりてかぞへざればならざる也、さらば代數世數をかぞへたりとも、かけ合ざる事にて、無用なるうへに、さる作法は決してあるまじき也、この故に、世數をすてゝ、代數によるを武家の通例なるべしとは思ひよれるなり、官位にはよらで、家督をむねとすることを、よく〳〵味はふべし、〈平治物語に、義經を清和天皇十代の苗裔、六孫王より八代とかけるも、曾祖父義忠は家督を繼ざりし故に除けるにやと思はる、〉

〔代數考〕幾代の孫といへるに己をば除くや除かざるやの事

信名曰、諸書の記せる所兩樣にして決し難きに似たりといへども、近代はすべて己を加へてかぞふるを通例とせり、もと兩樣になれることは、幾代の孫、幾代の後胤とかける、之孫、之後胤といふ文字を重く見たると、輕く見たるとのたがひと見えたり、重く見たる方は、幾代を經たる孫といふ意にとりて、己を除き、輕く見たる方は、幾代めの孫といふ意にて、己を加へたるなるべし、〈但こ

次、於成帝爲兄弟、於哀帝爲諸父、於平帝爲父祖、皆不可爲之後、上至元帝、於光武爲父、故上繼元帝、而爲九世、故河圖曰、赤九世會昌、謂光武也、十世以光、謂孝明也、十一以興、謂孝章也、成帝在九、哀帝在十、平帝在十一、不稱次、

〔代數考〕世數代數之事○中略

借名曰、和漢ともに、常には代と世とを混用せしことも多けれど、皇朝にて、中古よりの定は、世數とは血統にてかぞへしをいひ、代數とは家督を以てかぞへしをいひしなりその由は右に引たる二書○神皇正統記後白河帝條、平家物語卷四源氏揃條、を以て知るべし、代はカハルともよみて、代位又は代立など用ひらるゝこと故に、家督の方に充しなり、世は生にも通せる故、家督を總しも繼ざるも一生の意にて、血統の方に充しと見えたり、鎌倉三代將軍と稱せるも、頼朝、頼家、實朝の三代にて、頼家、實朝は兄弟なれど、共に家督せられし故に、三代とは申せしなり、東鑑には、三代上將と見え、保曆間記、太平記などには三代將軍となり、又王孫に二世王三世王といへるは、兄弟幾人ありても、二世の兄弟は、皆二世王と申、三世の兄弟は、すべて三世王といふ事にて、世數代數の分別は、皇朝には定ある事なれど、文章の上にては、常に混用せられしことゝ、古今少からず、されば何書にてもあれ、本書の體裁によりて辨別すべきなり、

一武家にては世數によらず代數を可用事

古代公家の定は、私の領地といふはなく、官位を表にせし故に、官位田封戸など給はりても、一身の間管領して、子孫には讓ることなく、子孫なければ其儘にて絕家し、又は大臣の子孫にても、諸大夫侍などに成さがれる類もあり、中古より莊園を讓ること出來たれど、是亦當世武家の所領を傳領せる樣なる事にてはなく、表立たるさまにても、實は内々の積りにて、やはり官位を表にせらるゝ事なり、又子なき人の養子をせるにも、かならず一族の子を養ふ例にて、他姓の人を子

右撰格所起請偁、○中略撿神苗裔、本枝相分、其祖神則貴而有封、其裔神則微而無封、假令飛鳥神之裔、天太玉○太玉下恐脫命櫛、玉二字、曰瀧、賀屋鳴比女神四社、此等類是也、○中略

貞觀十六年六月廿八日

〔本朝月令四月〕奉河合神幣帛事

延喜元年十二月廿八日、太政官符偁、得神祇官解偁云々、件河合神、是御祖別雷兩神之苗裔之神也、

〔難太平記〕神代には唯二人の子なりけめども、其子孫種々生れもてきて、其末々或國王、大臣、或民百姓となるぞかし、賤しく世の爲無益の人は田を作、人につかへなどせしより、氏なき者に成來けり、今も我等事はわづかに父の世ばかりこそ知侍れ、二三代の祖の事などは、つや／＼しらねば、終に我子孫は必定氏なき民と同じ者になりぬべし、されば今わづかに聞えたる片はし計かき付る也、

〔神皇正統記仲哀〕第十四代、第十四世、仲哀天皇は、日本武尊第二の子、景行の御孫なり、御母は兩道入姫、垂仁天皇の女なり、大祖神武より第十二代景行までは、代のまゝに繼體し給ふ、日本武尊世を早くし給ひしにより成務是を繼給ふ、此天皇を太子として、ゆづりまし／＼しより、代と世と代れるはじめなり、是よりは世を本として志るし奉るべき也、代と世とは常の義差別なし、志かれども、おほよその紹運と、まことの繼體とを分別せんために書分たり、但字書にも其いはれなきにあらず、代は更の義也、世は周禮の註に、父死て子立を世と云とあり、

〔善庵隨筆〕世代の字、唐の世に世民の字を諱み、世の字すべて代の字に書き改めしよりして、混同せしならん、父子相繼曰世といひ、兄弟不相爲後などいへば、父子相繼は世といふべし、兄弟相及は代といふべし、世といふべからず、

〔獨斷下〕文帝雖在三、禮兄弟不相爲後、文帝卽高祖子、於惠帝兄弟也、故不爲惠帝後而爲第二、宣帝弟次昭帝、史皇孫之子、於昭帝爲兄孫、以係祖、不得上與父齊、故爲七世、光武雖在十二、於父子之

〔古事記上〕故阿曇連等者、其綿津見神之子、宇都志日金拆命之子孫也、

〔古事記傳六〕子孫は須惠(スヱ)と訓べし、下卷に袁祁命の押齒王之末奴(ミスヱヤツコ)と名告給へる、末(ミスヱ)は子孫の意なればなり、此は實は其御子にて、子孫にはあらねど、言は子孫といふことなり、書紀には御裔僕(ミスヱヤツコ)とかけり、是に依て某の子孫などあるをば、皆須惠とよむべきなり、中昔も今も然云なり、書紀にウミノコと訓めるは、子孫八十連屬、又生兒(ウミノコ)云々、生子(ウミノコ)云々とも書り、此訓は正くは万葉廿に、宇美乃古能、伊也都藝都岐爾(ウミノコノイヤツギツギニ)など有に依り、されど此は子孫の末が末までとかけて云ときの稱にこそあれ、たゞ某子孫などあるを然訓むはいかゞなり、凡の稱に此の如き遠別あることとなるを、文字だに同じければ、いづこも〳〵同く訓るは、たゞ文字にのみ依て、古言を思はぬ故なり、同字を書けども、そのさまに依て、古言は異ることを思ふべし、又はツコと云訓もあれど、さだかなる證を見ず、

〔古事記下顯宗〕初天皇逢難逃時、求奪其御粮猪甘老人、〇中略皆斷其族之膝筋、是以至今、其子孫上於倭之日、必自跛也、

〔古事記傳四十三〕子孫は、古杼母(コドモ)と訓べし、先祖をも於夜と云、子孫をば末々までも古と云は、古言なり、

〔日本書紀二神代〕一云、〇中略是以火酢芹命苗裔諸隼人等、至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者也、

〔續日本紀十八孝謙〕天平勝寶三年二月己卯、典膳正六位下雀部朝臣眞人等言、〇中略望請、改巨勢大臣、爲雀部大臣、流名長代、示榮後胤、

〔三代實錄二十三清和〕貞觀十五年五月廿九日壬辰、左京人河內大掾正六位上淡海眞人濱成、散位淡海眞人高主、內竪淡海眞人秋野、淡海眞人最弟、蔭子從八位上淡海眞人安江、正六位上永世眞人志我、永世眞人仲守、右京人文章生正八位上永世朝臣有守、蔭子正六位上永世朝臣宗守等九人、並賜姓淡海朝臣、其先大友皇子之苗裔也、

〔類聚三代格一〕太政官符

應以大社封戶修理小社事 四箇條之初條

離離黃、倉庚也、鳴則蠶生、以爲離別之義者假借也、曲直瀬本夾注外孫之子也五字、按姉妹之子爲出、出之子爲離孫也、以離孫爲外孫之子者誤、蓋是後人所增、非源君舊文、

〔伊呂波字類抄末人倫〕離孫マコヒコ　〔同无人倫〕離孫ムマコメヒ、ムマコチヒ甥之男ハムマコチヒト云、女ハムマコメヒト云

〔釋親考〕謂出之子爲離孫、

釋名、遠離己也、

〔伊呂波字類抄所人倫〕孫ツム云子孫也　〔同波人倫〕襄ハツコ

〔古史徵一夏開題記〕新撰姓氏錄の論

兒と云るは、古は生子をも裔子をも廣く古といひ、生親をも先祖をも廣く於夜と云りしかば、朴略に兒といひ傳けむを其隨に記し傳たる物なるべし、略○註なほ姓氏錄を讀まむ人の爲に、記し出まほしき說は甚々多有ども、大抵は漏しつ、其は一節ありて、故實を明むるに要旨とある氏々は拾ひ採りて、此成文に神々の御名の出たる處、また人々の名の出たる處々に舉つれば、己が思ひ得たる事の限は、其處の傳に委く註せるを見るべし、

〔壒囊鈔五十二〕先祖子孫號名略○中

己——子有伯子仲子季子叔子等——孫孫者續也續祖之後——曾孫曾ハ猶重——玄孫玄懸也、與高祖相懸也、——來孫言者往來ノ親——晜孫晜弟ハ後也、又貫也、情連而以禮貫連之也、——仍孫仍重也、又同以遠仍者耳、——雲孫謂遠去如浮雲——耳孫言共云高祖甚遠可聞也、是非一代、言雲孫以下、——後胤後代子孫也、百世繼之、人、

〔日本書紀二神代〕一書曰、略○中兄命、○火酢芹中略、乃伏罪曰、吾已過矣、從今以往吾子孫八十連屬、恒當爲汝俳人、

〔日本書紀十四雄略〕十四年四月、詔根使主自今以後、子子孫孫八十聯綿、莫預群臣之例、

〔鎌倉大草子下〕基氏の雲孫永壽王丸（○足利成氏）を以、關東の主君として、（○下略）
○按ズルニ、成氏ハ基氏ノ玄孫ナレバ、此雲孫ハ蓋シ遠孫ノ義ナラン、

外孫

〔倭名類聚抄二子孫〕外孫　爾雅云、女子之子爲外孫、
〔箋注倭名類聚抄一子孫〕原書女子下更有子字、按女子嫁他家所生、故曰外也、
〔伊呂波字類抄无人倫〕外孫（女子之子）
〔釋親考〕女子子之子爲外孫、（タノウマコ）
丘氏曰、今人通謂外甥非是、禮記疏、不直云女子、而云女子子者、凡男子女子、皆是父生、同爲父之子、男子則單稱子、女子則重言子者、案鄭注喪服云、重言女子子、是別於男子、故云女子子、
胤按、居家必用、外孫三等、一曰外孫、謂女之子也、二曰離孫、謂外甥之子也、三曰歸孫、謂女子兄弟之孫也、此亦與爾雅說同、
〔吾妻鏡二十〕寶治二年（○寬元元年）九月廿日戊子、中納言法印圓曉（號宮法眼）自京都下向、是後三條院御後、輔仁親王御孫陸奧守源朝臣（義家）御外孫也、武衞尋彼舊好所請申也、則被奉入營中給、
〔玉海〕壽永三年二月二日辛酉、傳聞、伯耆國美德山有稱院御子之人、生年廿歲、未元服云々、使官資隆入道外孫云々、幼稚之時、九條院被奉養育、其後依無衆生在外祖父家、然間生年十五之年、无音逐電、人不知其意趣、卽向大和國暫隨逐二川冠者、（其時稱成親卿子也云々）
〔武德編年集成六十三〕慶長十九年二月二日、仙丸ガ母ハ奧平美作守信昌ガ女ニテ、神君ノ御外孫女タル故カ、二萬石ヲ安堵シ、江府六本木ノ別墅ニ蟄居セシム、忠隣ガ次男石川主殿頭忠總ハ、外祖父石川日向守家成ガ嗣子ト成ユヘ、是モ其祿ヲ安堵シテ、東武ニ蟄居ス、

離孫

〔倭名類聚抄二子孫〕離孫　釋名云、甥（○甥一本作出、義同、）之子爲離孫、男（和名無萬古、古乎比）女（無萬古、女比）一云、言離己遠也、
〔箋注倭名類聚抄一子孫〕原書爲作曰、離己遠作遠離己、按爾雅、謂出之子爲離孫、劉氏依之、又按說文、

爲曾孫、又匈奴傳、握衍朐鞮單于者、烏維單于耳孫也、以匈奴傳攷之、自烏維單于而下、或立弟、或立子、以世次定之、則握衍朐鞮單于、與烏維單于之曾孫同行、又以知耳孫者曾孫也、又史記夏本紀禹者黃帝之玄孫、三代世表、帝禹黃帝耳孫、在紀言玄孫、在表言耳孫、則是以玄孫爲耳孫也、依之未得定以耳孫爲卽仍孫也、然則以耳音仍、則誤矣、

〔伊呂波字類抄 无人倫〕仍孫 昆孫之子七代孫也、

〔釋親考〕昆孫之子爲仍孫 六代ノマゴ

郭氏曰、仍亦重也、

〔倭名類聚抄 二子孫〕雲孫 爾雅云、仍孫之子爲雲孫、言輕遠如浮雲也、今按八代孫也、

〔箋注倭名類聚抄 子孫〕釋名、雲孫言去己遠如浮雲也、谷川氏曰、雲孫呼都留乃古、見新勅撰集歌、都留蓋蔓也、瓜葛之意、下總本注末有九代以後無名只可稱其次十一字、蓋亦後人所增、非源君舊文也、

〔伊呂波字類抄 无人倫〕雲孫 仍孫之子八代孫也、

〔釋親考〕仍孫之子爲雲孫 七代ノマゴ

郭氏曰、言輕遠如浮雲、

胤按、國語、共之從孫四岳佐之、韋昭曰、共、共工也、從孫(ウイマゴ)、昆弟之孫也、漢惠帝紀、內外公孫耳孫(トヲキマゴ)、應劭曰、耳孫者、玄孫之子也、言去其曾高益遠、但耳聞之也、李斐曰、耳孫、曾孫也、晉灼曰、耳孫、玄孫之曾孫也諸侯王表在八世、師古曰、耳孫、諸說不同、仍耳聲相近、蓋一號也、正字通云、耳孫、雲孫之子也、仍孫之子爲雲孫、耳不宜復音仍、應說是、師古註誤也、按應說則係玄孫之子、與來孫混、但當泛指遠孫而言、不可必拘世數耳、又韓文、獨孤府君墓誌銘、夫人天水權氏貞孝公皐之承孫、蔣之甥、曰承孫字未詳、又類書纂要、父故祖死、爲長孫者、代父服斬衰三年、謂之承重孫、凡此等稱、爾雅所無、故附、

立於穴門山田邑、起謂、田裳見來孫。。于今攝州住吉和霓社神主也、

昆孫

〔倭名類聚抄 二 子孫〕昆孫　爾雅云、來孫之子爲昆孫、昆後也、六代孫也、

〔箋注倭名類聚抄 一 子孫〕原書今本昆作晜、阮元曰、史記孟嘗君列傳索隱、漢書惠帝紀顏注、皆引作昆孫、是唐初本爾雅作昆、開成石經始誤作晜、猶晜弟字釋文及後漢書注誤作昆也、今本郭注晜後也、亦當作昆、邢疏云、晜後也、釋言文、今釋言作昆後也、可證、愚按釋親、晜兄也、說文、周人謂兄爲晜、說文又云、昆同也、段玉裁曰、同面或先或後、故轉爲先、又爲後也、然則訓後者轉注也、是晜昆二字不同、而多通借、然可借昆爲晜弟、不可借晜爲後昆、此作昆孫作昆後也、爲是、釋名、昆孫、昆貫也、恩情轉遠、以禮貫連之耳、

〔伊呂波字類抄 元人倫〕昆孫 來孫之子、六代孫也、

〔釋親考〕來孫之子爲晜孫

郭氏曰、晜後也、

胤按、左傳昭十六年、子產曰、孔張、君之昆孫、子孔之後也、杜曰、晜兄也、子孔、鄭襄公兄、孔張之祖父、此謂晜兄之孫耳、與爾雅別

仍孫

〔倭名類聚抄 二 子孫〕仍孫　爾雅云、昆孫之子爲仍孫、仍重也、今按七代之孫也、漢書云、耳孫、仍耳聲相近、蓋一號也、

〔箋注倭名類聚抄 一 子孫〕釋名、仍孫以禮仍有耳、恩意實遠也、按說文、仍因也、大雅常武毛傳、仍就也、凡有物而有因之有就之、故因就轉訓重也、○中略 耳孫、見惠帝紀注、應劭曰、耳孫者玄孫之子也、李斐曰、耳孫曾孫也、晉灼曰、耳孫玄孫之曾孫也、顏師古曰、耳孫諸說不同、據平帝紀、諸侯王表、耳音仍、仍耳聲相近、蓋一號也、則知此所引顏注也、按平帝紀、元始五年立梁孝王玄孫之耳孫音爲王、又諸侯王表梁孝王表、元始五年二月丁酉、王音以孝王玄孫之曾孫紹封、在紀言耳孫、在表言曾孫、則以耳孫

來孫

〔三代實錄九清和〕貞觀六年八月十日甲子、右京絶貫百姓大中臣朝臣豐御氣自言云、親父麻呂、故刑部卿從四位下東人之玄孫也、〇下略

〔三代實錄三十二陽成〕元慶元年十二月廿五日辛卯、左京人從五位下行木工助中臣朝臣伊度人、高祖父從五位下中臣朝臣石根玄孫十九人、共賜大中臣朝臣、伊度人、故神祇伯從四位上逸志之男也、

〔老人雜話下〕野槌に、淸原極﨟とあるは船橋殿也、當時は皆稱して極﨟殿と云へり、外記環翠軒の曾。玄。孫。の。間。也、

〔新勅撰和歌集七賀〕貞永元年六月きさいの宮の御方にて、はじめて鶴契遐年といふ題を、講せられ侍けるに、　前關白

鶴の子の又やし。は。子。の末までもふるきためしをわが世とやみん

〔倭名類聚抄二子孫〕來孫　爾雅云、玄孫之子爲來孫、言只有往來親耳、今按五代之孫也、

〔箋注倭名類聚抄一子孫〕釋名、來孫、此在無服之外、其意疏遠、呼之乃來也、下總本注首有武知佐之四字、按舊及山田本、尾張本昌平本、曲直瀨本、廣本皆無、類聚名義抄、伊呂波字類抄亦不載、於他書亦未見其名、蓋後人增加、非源君舊文也、

〔伊呂波字類抄元人倫〕來孫玄孫之子、五代孫也、

〔釋親考〕玄孫之子爲來孫、四代ノマゴ

郭氏曰、言有往來之親、釋名云、其義疏遠、呼之乃來也、禮祭法、適來孫、方慤曰、玄孫之子爲來者、以其世數雖遠、方來而未已也、

〔延喜式比保古四〕大海神社二座〇中略

神功皇后紀、於是從軍神、表筒男、中筒男、底筒男、三神誨皇后曰、我荒魂令祭於穴門山田邑也、時穴門直之祖踐立、津守連之祖田裳見宿禰、啓于皇后曰、神欲居之地、必宜奉定、則以踐立爲荒魂之主、仍祠

〔古事記傳二十六〕曾孫は、和名抄に、爾雅云、孫之子爲曾孫、和名比々古、字鏡にも、曾孫比々子とあり、〈契沖云、凡て物を隔つるを比と云、孫は一重隔たる子なり、曾孫は又一重隔たる子なり、日繼を比と云も此意なり、水の氷もこれなり、〉

〔古事記傳三十四〕繼體天皇は、此意富々杼王〈○應神皇子〉の御曾孫に坐を、彼天皇御段に、たゞ品陀天皇五世之孫とのみ記して、其御世系を記さず、然れば伊邪河宮段に、息長帶比賣命〈神功皇后〉の御世系を記せる如くに、此に必繼體天皇の御祖世系を記すべきことなるに、たゞ御後の氏々をのみ擧げて、其を記さゞるは事闕たり、故今書紀釋に引る上宮記に依て試に云ば、故意富々杼王娶中斯和命生子宇比王、此王娶牟宜都國造名伊自牟良君女久留比賣命生子宇志王、此王娶伊玖米天皇七世之孫振比賣命生子袁本杼命〈○繼體〉也と記すべきことなり、〈なほ此御世系の委き事は、彼天皇御段に云べし、〉

玄孫

〔日本書紀九神功〕氣長足姬尊、稚日本根子彥太日日天皇〈○開化〉之曾孫、氣長宿禰王之女也、

〔新撰字鏡親族〕玄孫〈豆○々○子○〉

〔倭名類聚抄二孫子〕玄孫　爾雅云、曾孫之子爲玄孫、〈和名夜之波古〉

〔箋注倭名類聚抄一孫子〕釋名、玄孫、玄縣也、上縣於高祖、最在下也、雄略紀同訓、夜之波古又見宇治拾遺物語、新勅撰和歌集歌、按夜之波、蓋彌數之義、

〔伊呂波字類抄夜人倫〕玄孫〈ヤシハコ、曾孫之子爲玄孫〉

〔釋親考〕曾孫之子爲玄孫、
郭氏曰、玄者、言親屬微昧也、

〔日本書紀十四雄略〕十三年三月、狹穗彥玄孫〈ヤシハコ〉齒田根命、竊姧采女山邊小島子、

〔續日本紀二文武〕大寶二年十月乙卯、詔、上自曾祖、下至玄孫、奕世孝順者、擧戶給復、表旌門閭、以爲義家焉、

書面之通者、家督相續之上者、養父ト認譯書續之譯書出し候事ニ候、

曾孫

〔伊呂波字類抄 无人倫〕庶孫

〔新撰字鏡 親族〕曾孫 比々古

〔倭名類聚抄 二子孫〕曾孫 爾雅云、孫之子爲曾孫、和名比古 一云、曾疎也、

〔箋注倭名類聚抄 一子孫〕釋名曾孫、義如曾祖也、新撰字鏡、垂仁、神功、持統紀同訓、急呼爲比古、見宇治拾遺物語、今俗所呼亦同、與孫訓混、非是、按以下六條所有注、卽爾雅原注、而來昆仍雲四注、與郭璞略同、至曾孫玄孫、郭璞曰、曾猶重也、玄者言親屬微昧也、與源君所引不同、則知此所引、蓋皆舊注、其與郭略同者、郭氏依舊解也、

〔伊呂波字類抄 比人倫〕曾孫 ヒヽコ、孫之子、

〔釋親考〕孫之子爲曾孫ヒマゴ

郭氏曰、曾猶重也、丘氏曰、今稱重孫、

胤按、書武成惟有道曾孫周王發、疏言已承藉上祖奠享之意、又左傳哀二年、衞太子禱曰、曾孫蒯聵敢昭告皇祖文王、疏、禮於曾祖以上、皆稱曾孫、此雖並告三祖、對文王康叔稱曾孫也、蓋曾孫雖係孫之子之稱、而臨祭祀、或泛稱遠孫耳、

〔倭訓栞 前編二十五比〕ひゝこ　日本紀、新撰字鏡、倭名鈔に曾孫をよめり、俗にひこともひまごともいへり、ひとは目瞖のごとく重り隔つ意ありといへり、新撰字鏡に玄もよめり、

〔古事記 中景行〕天皇〇中略娶倭建命之曾孫、名須賣伊呂大中日子王〇注略之女、訶具漏比賣、生御子大枝王、

嫡孫
庶孫

すこしを、しうあざやぎたる御こゝろには乏づめがたし、

〔北條五代記〔三〕〕房州里見家の事

見しは今、安房上總は南の海中へうかび出たゞ島國とおなじ、此兩國を里見の家數代持つゞけ、君臣相傳り長久の國なり、然るに隣國下總の國と代々たゞかひて、つゐに無事なる事をきかず、去程に、兩國の侍親おうち孫ひこやしは子の末迄も、他國を見たる人なし、是誠に希代のためしなるべし、古歌に、

親のおや子の子の子まで山賤のはたの火けたで形見とぞする、とよめるも、是にたぐへて思ひ出せり、

〔伊呂波字類抄〔知人倫〕〕嫡孫

〔令集解〔喪葬四十〕〕釋云、除嫡孫之外皆爲衆孫也、古記云、除嫡孫之外、諸孫祖孫爲二等是也、俗云宇麻古也、

〔續日本紀〔文武二〕〕大寶元年七月戊戌、太政官處分、〇中略功臣封應傳子、若無子勿傳、但養兄弟子爲子者聽傳、其傳封人亦無子聽更立養子而轉授之、其計世葉一同正子、但以嫡孫爲繼不得傳封、

〔諸例集〔一〕〕一嫡孫承祖たるもの、親類書に、祖父認方、幷跡之家相續等之儀、

同年〇文化元年六月廿一日、阿部播磨守ゟ問合、久田縫殿頭差出候趣し、

嫡孫承祖たる者、親類書等ニ、祖父を父と認候儀ニ御座候哉、左候得者、祖父も嫡孫を嫡子と認候而宜御座候哉、又者忌服日數巳父嫡子之通ニ而、名目者其儘祖父嫡孫と心得候而宜御座候哉、

書面之通者、祖父嫡孫と書出、譯書ニ其譯認候事に候、

一跡之家を致相續候得者、跡を父ノ如く服忌請候儀ニ御座候得共、親類書ニ者父と不認、名前計認置、譯書ニ右相續之譯認候而宜御座候哉、又者父之如く服忌請候上者、父と認候儀ニ御座候哉、

孫訓比々古者、再隔之義也、一訓宇麻古、謂曾孫也、蓋蕃息子之義、其稱泛渉子々孫々、空物語俊蔭卷云、三代乃无麻古、是也、謂子之子為宇麻古者、非古義、則有一云比古字為是、蓋古訓曾孫為比々古、後俗急呼為比古、與孫訓混、故淺人呼孫為宇麻古、以避之、遂失其本訓也、

〔伊呂波字類抄 末人倫〕孫 マコ　〔同 无人倫〕孫 ムマコ

〔釋親考〕子之子為孫

郭氏曰、孫猶後也、

〔令集解 四十戸令〕古記云、釋親云、子之子為孫、繼嗣令云、无嫡子及罪疾立嫡孫、儀制令、祖孫為二等是也、俗云、宇麻古也、

〔古事記 上〕於出雲國之多藝志之小濱、造天之御舍(多藝志三字以音)而、水戸神之孫。櫛八玉神為膳夫、獻天御饗之時、(○下略)

〔古事記傳 十四〕孫は、和名抄に、爾雅云、子之子為孫、和名無万古、一云比古とある中に、比古と云ぞ正しかるべき、孫字古くは皆然訓り、又曾孫を比々古と云も、比古の子と云意なればなり、(今俗に曾孫を比古と云は、比々古の訛れるなり、さて孫を無万古とあるは、馬梅なども、後には牟万牟米と云例にて、本は宇万古なり、それは蕃息子にて、子等の又子等の、つぎ〳〵に蕃息れる意の稱なり、是も古き稱とはきこゆ、)さて此の孫は、泛く子孫の意に云るかとも見ゆれども、猶子の子を云なるべし、

〔日本書紀 二神代〕一云、(○中略)彦火火出見尊已還鄉、即以鸕鷀之羽葺為產屋、(○中略)豐玉姫自馭大龜、將女弟玉依姫光海來到、已而從容謂天孫曰、妾方產、請勿臨之、天孫心怪其言竊覘之、

〔源氏物語 十九薄雲〕後の御わざなどにも、御子どもむまごに過てなん、こまやかにとぶらひあつかひ聞え給ける、

〔源氏物語 二十一乙女〕大宮もさやうの氣色は御らんずらん物を、世になくかなしうし給ふ、御むまごにてまかせてみ給ふらんと、人々のいひし氣色を、めざましうねたしとおぼすに御心うごきて、

孫

まどに居てとあり、娼婦をいふは、唐詩に新粧本絶世と見えたり、

〔貞丈雜記人品二〕一人の妻を御新造と云ふ事、婚禮の前に、其の妻の居所を新しく造る故、あたらしく造ると書きて、しんぞうと云ふ也、

〔秋齋閒語一〕尾州和多郡邊にてよめ入の事、富る人新く船をこしらへ、へさきに婿とよめの紋をすへ、是にのせておくる、さればよめを御新艘ともいふなり、名ごや口堀川へ來る海船にふたつ紋つきたる多し、古風なる事にや、

〔橘庵漫筆初編五〕士の妻女稱して御新造といへり、いかにも此字義あたらず、御深窻(しんそう)と云べきを誤りつたふるものか、御深窻は奥樓と云に對して稱するなるべし、李白の詩に、美人捲珠簾深坐嚬蛾眉と作、長恨歌に、楊家の深窻に養れといへり、何れにも御深窻と書が禮なるべし、秋齋閒語の新艘の説、野にして陋哉、陸氏が傾城の新艘の説は可なるべし、

〔松屋筆記百〕花嫁

新撰筑波集春部に、花よめごせもよその人かは、青柳のいとこどうしが契りして、

〔倭名類聚抄二子孫〕孫　爾雅云、子之子爲孫、(蘇昆反、和名無萬古、一云比古、)

〔箋注倭名類聚抄一子孫〕説文、子之子曰孫、从子从系、系續也、釋名、孫遜也、遜遁在後生也、廣雅、孫順也、令集解、嫡孫俗云宇麻古也、衆孫俗云宇麻古也、靈異記孫亦訓于万古、拾遺集重之母歌小序、國章歌、謂子之子爲牟麻古、按宇麻古、无麻古、一聲之轉耳、馬訓宇麻、又訓无麻、梅訓宇女、又訓无女、郁子訓宇倍、又訓无倍、狢訓宇自奈、又訓无自奈之類、是也、蓋中世以來、其所呼非宇非牟、今俗亦爾、後人多書作牟、然非正呼牟也、又今俗呼孫爲麻古、卽宇麻古之急呼也、令集解嫡孫衆孫並云宇麻古、蓋無別稱也、一云比古四字、舊及山田本、尾張本、昌平本、曲直瀨本下總本皆無、獨廣本有之、今附存、伊呂波字類抄、不載比古之名、按孫有二義、一訓比古、卽子之子也、比者隔物之稱、與氷曾並訓比同、曾

かゝる趣なるは淺まし、
〔鉢かづき物語下〕は、うへ仰けるやうは、さもあれはちかづきはへむげの者にて、わか君をうしなはんとおもふやらむ、いかゞせんれんせいと仰ける、れんせい申されけるは、かの君はさならぬことさへ、いろふかく物はぢをし給て、おぼろげごと泣もつゝましげ成みたちにてわたらせ候へ共、此事におゐてははぢたまふけしきも候はず、さあらばきむだちのよめくらべをし給ひて御らん候へ、さやうに候はゞ、かのはちかづきはづかしく思ひて、いづくへも出行こと候はんと申されければ、實もと思召、いつ〳〵きんだちのよめくらべ有べしと、口々にふれさせける、さる程に、さいしやうどのはちかづきがもとへ御入有て、あれ聞給へ、我々を追うしなはんために、よめくらべといふこと申いだしてふれ候へば、いかゞせんと涙をながし給ひければ、はちかづきもともになみだをながし申樣、われゆへに君をいたづらになし申べきか、我々いづくへもゆかんと申ければ、さいしやうどの仰けるは、御身にはなれては、かた時もゐられ候まじ、いづかたへなり共ともに出んとのたまへば、はちかづき何と思ひわけたる方もなく、涙をながしゐたりけり、〇中略よもやう〳〵あけがたに成ぬれば、急出んとて、涙と共に二人ながら出んとし給ふ時に、いたゞき給ふはち、かつはとまへに落にけり、さいしやうどのおどろき給ひて、ひめぎみの御かほをつく〴〵とみたまへば、十五夜の月のくもまを出るにことならず、かみのかゝりすがたかたち、何にたとへん方もなし、〇中略是程いみじきくわほうにてましますことのうれしさよ、今はいづくへもゆくべきにあらずとて、よめ合のざしきへ出んとこしらへ給ふ、

〔日本書紀天智二十七〕三年十二月、是月淡海國言、〇中略栗太郡人磐城村主殷之新婦、床席頭端一宿之間、稻生而穗、其旦垂頴而熟、明日之夜更生二一穗、新婦出庭、兩箇鑰匙自天落、前婦取而與殷、殷得始富、

〔倭訓栞前編十一〕しんざう〇中略今士大夫の新婦を稱せり、深窻なるべし、源氏によそほひ深き

新婦　花嫁

をもてよめるもの也、娌は嫂に同じ、嫁婦は心得がたし、○中略爾雅注に、生曰妻死曰嬪、太宰氏曰、延年書云、嬪于虞、詩云、聿嬪于京、周禮有九嬪之官、此猶謂兄爲昆妹爲姻、非死生之異稱矣、

〔釋親考〕子之妻爲婦、長婦爲嫡婦、衆婦爲庶婦、

　胤按、禮內則、介婦請於冢婦、鄭康成曰、以其代姑之事、介婦、衆婦、卽此謂嫡婦庶婦也、

〔枕草子四〕ありがたきもの

しうとにほめらるゝむこ、又しうとめにおもはるゝよめのきみ、

〔安齋隨筆後編一〕秋茄子　秋茄子、嫁にくはせぬ歌、秋なすびわさゝのかすにつけませて嫁にはくれじたなにおくとも、夫木集にあり、予按に、養生編に、茄子性寒利多食必腹痛下痢、女人能傷子宮也と、これによる歌なるべし、按に、茄子味佳なり、姑たるもの嫁をにくみてくはすまじきと云ふ意なりと解くは、捧腹すべし、わさゝは早酒なり、新酒也、

〔理齋隨筆二〕の嫁噂の捨所

六あみだ嫁の噂の捨處、といへる川柳點の句あり、近き頃彼岸中に、六阿彌陀へ參詣せし道すがら、老婆三四人連にて、おの／＼嫁の噂よしあし取々に罵りありく、川柳點は實にもと心に感じたれど、餘り憎氣なるゆゑに、予○志賀忍老婆に向ひて、扨いづれもは、けふ後生參り罪ほろぼしのために出たるならん處を、斯く嫁の噂を念佛に換らるゝは、かへつて罪深かるべし、殊には嗔恚をもやし、身の養生にも惡しかりなん、けふばかりは曲て、心ゆたかに參詣あれと申ければ、老婆共聊受がはずして曰、いや／＼左樣の事に候はず、我々事宿許にて申度事は數々なれど、それをこらへて口に出さぬ故に、いつとても胸ふさがり居るなり、けふは彼岸の功德なるまゝ、むねに溜畳たるを晴さん爲に、かくは語り合候事なり、是また、阿彌陀の御影なりと存れば、罪亡しならんとて、ます／＼噂して止ます、是等は柄をすげたる理屈、かだましき事、そふじて婦人の心根、みな

婦

接爾埒相謂爲ㇾ亞、爾雅文、劉氏依ㇾ之、爾雅釋文云、亞又作ㇾ婭、故源君引二釋名一亦作ㇾ婭、但古無二婭字一、玉篇、
婭姻婭也、又後漢陣度碑有二婭字一、

〔伊呂波字類抄安人倫〕婭（アヒムコ）（兩壻相謂曰ㇾ婭）

〔倭訓栞中編一〕あひやけ（○中略）　あひむこは婭也、兩婿也と注せり、連襟とも見ゆ、

〔釋親考〕兩埒相謂爲ㇾ亞（アヒムコ）

郭氏曰、詩云瑣瑣姻亞、今江東人呼二同門一爲二僚埒一、丘氏曰、前代謂二之僚埒一、俗謂二之連襟友埒一、

〔新撰字鏡親族〕婡（戸奈）娍婝（三字與女）

〔倭名類聚抄二婚姻〕婦　爾雅云、子之妻爲ㇾ婦、（和名與女○）又云、夫之婦也、

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕按女子謂二弟之妻一亦爲ㇾ婦、見二下條一、○（娣婦條）又按古謂二女子一爲ㇾ婦、又謂二妻一爲ㇾ婦、男女
類婦人條詳ㇾ之、謂二子之妻一爲ㇾ婦、女子謂二弟之妻一爲ㇾ婦、皆轉注也、㓂冲曰、與女、蓋呼ㇾ女義

〔醫女略言二〕婦
和名抄云、爾雅云、子之妻爲ㇾ婦、（和名與女）又云、娣婦、爾雅云、女子謂二兄之妻一爲ㇾ姒、弟之妻爲ㇾ婦、（和名與女、父母之呼二子妻一）
（同上、巳）貝原氏日本釋名に、よめはよはめなり、よはは、わかくしてちからよはき意、たをやめの意
なりと云々、然るにたをやめは、和名抄に、別に婦人をあげて云、日本紀云、手弱女人（和名太乎夜女）とい
へり、よめとおなじ訓にてはあるべからず、延喜式大殿祭祝詞に、夜女乃伊須々伎伊豆都志伎
事無久とあるによれば、夜の殿につかふるわかき女といふ心にや、兄の妻をもよめとよぶを
おもへば、よはめの心にはあらじかし、

〔伊呂波字類抄與人倫〕婦（ヨメ）（子妻曰ㇾ婦）

〔倭訓栞前編三十六〕よめ　婦をいふ、弱女の義也、手弱女人といへる意也、靈異記の歌にも、なれを
そよめにほしと、よめり、日本紀に、嬪又媛をもよめり、新撰字鏡には、婡娍婝ともに訓せり、皆義

しぶ〳〵におもひたる人を、しのびて聟にとりて、思ふさまならずとなげく人、

〔枕草子十〕ある人のいみじう時にあひたる人のむこになりて、一月もはか〴〵しうもこでやみにしかば、すべていみじういひさはぎ、めのとなどやうのものは、まが〳〵しき事どもいふもあるに、其かへる年の正月に藏人になりぬ、あさましう、かゝるなからひに、いかでとこそ人は思ひためれなどいひあつかふは、聞らんかし、六月に、人の八講し給ひし所に、人々あつまりてきくに、この藏人になれるむこの、れうのうへの袴、すわうがさね、くろはんひなど、いみじうあざやかにて、わすれにし人の車のとみのをに、はんひのをひきかけつばかりにてゐたりしを、いかに見るらんと、車の人々も、しりたるかぎりは、いとほしがりしを、こと人どもゝ、つれなくゐたりし物識など、後にもいひき、

〔長秋記〕長承三年六月三日辛巳、大工季貞依犯過停止作事、依此事爲諸事懈怠也者、可仰付他人歟、爲季貞養子、聟也、時次可令作歟

〔吾妻鏡四十一〕建長二年六月廿四日戊午、今日居住佐介之者、俄企自害、聞者競集圍繞此家、觀其死骸、有此人之聟、日來令同宅處、其聟白地下向田舍訖、窺其隙有通艶言於息女事、息女殊周章敢不能許容、而令投儲之時、取者骨肉皆變他人之由稱之、彼父潛到于女子居所、自屛風之上投人儲、息女不意而取之、仍父已准他人欲遂志、于時不圖而聟自田舍歸著、入來其砌之間、忽以不堪悲、及自害云云、聟仰天悲歎之餘、卽離別、妻女依不隨彼命、此珍事出來、不孝之所致也、不能施芳契之由云云、剃其身遂出家、修行訪舅夢後云云、

相婿

〔倭名類聚抄二婚姻〕婭　釋名云、兩婿相謂爲婭、烏牙反、和名阿比無古、言一人取姊、一人取妹、相亞次也、又曰、友婿、言相親友也、

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕釋名又云、又並來入女氏門、姊夫在前、妹夫在後、亦相亞也、○中略原書婭作亞、

〔古事記傳十七〕聟夫は御牟古能君(ミムコノキミ)と訓べし、たゞ牟古とのみ訓むは、輕きが如くなればなり、和名抄に、爾雅云、女子之夫爲壻、作聟、和名無古と見え、字鏡には聟毛古(ムコ)とあり、

〔文德實錄八〕齊衡三年六月丙申、正三位源朝臣潔姬薨、潔姬者、嵯峨太上天皇之女也、母當麻氏、天皇選聟未得其人、太政大臣正一位藤原朝臣良房弱冠之時、天皇悅其風操超倫、殊勅嫁之、

〔古事談二臣節〕堀河左府(○藤原顯光)知足院殿(○藤原忠實)ヲ聟ニ奉取、賞翫之餘常被奉仕陪膳、每進汁物先嘗試テ氣味調タルニ、飯ヲ漬テ被奉ケレバ、無便トオボシナガラ食給ケリ、其由大殿ニ被語申ケレバ、暫御案アリテ被仰云、左府モ可然之人也、有何事哉云々、

〔空穗物語藤原の君〕かむつけの宮とて、ふるみこおはしましけり、そのみこは物ひがみ給へるみこにておはしける、ほいたくいまよにあるかんだちめみこたち、この殿のむこ。。になるを、今さら我をもせんとて、めをもおひはらひて、今左大將の家にいきて、我すめらんにめす人たらば、思ひうとみなむとの給て、まちおはしますにおひいで給まゝに、みなこと人〴〵に奉り給つ、このみこさりとも、我をみこかずにいれ給はざらんやはとおもほすに、八君よおひ給ときゝて、これならんと待給へば、左衞門のかみに奉り給と、きこしめしおどろきての給やう、あやしくこの大將の我思ふことをまだなさぬかなとの給て、あまたゝび御せうそこあれど、殿うちにわらひのゝしりて御返なし、おほかたは九にあたるあんなり、それをさしはへていはんとて、あて宮に御ふみあり、されどあやしき物に思ほし聞え給はず、此みこよろづに思ほしさはぎて、おんみやうし、かむなき、はくち、京わらはべ、をうな、おきなめしあつめての給はく、我此よにむまれてのち、めとすべき人を、六十よこく、もろこし、しらぎ、こま、天ぢくまでたづねもとむれど、さらになし、この右大將源のまさよりのぬしのむすめども、十よ人にかゝりてあなり、

〔枕草子四〕あぢきなきもの

〔箋注倭名類聚抄 一 親戚〕按説文、壻、夫也、从土胥、段玉裁曰、夫者丈夫也、然則壻爲男子之美稱、因以爲女夫之稱、新撰字鏡、聟訓毛古、按无古、蓋匹敵子之義、猶訓嬬爲无加比女也、

〔伊呂波字類抄 无 人倫〕聟ムコ 亦作壻、子之夫爲聟、

〔倭訓栞 前編 三十一 牟〕むこ　壻をいふ、聟も同じ、めすこなるべし、めすは聘也、こは子也、新撰字鏡に、もこともかきともよめり、むこぎみといふ詞、物語類に多し、古事記に聟夫をよみたり、爾雅に、女子謂姉妹之夫爲私、孫炎註に、謂无正親也と見ゆ、和名鈔同じ、

〔倭訓栞 中編 二十七 那〕なからむすこ　壻をいふ、牟子の義によれり、

〔日本釋名 中 人品〕壻　むつましき事、子のごとし、つましを略す、からの書に、むこを牟子といへるがごとし、

〔婚禮の語〕娶　婚　嫁

男を聟といふは、女の父母よりよぶ名にて、わが女に對るよしもて、向子(ムカフコ)の中略ならむか、又女をよめといふも、男の父母よりよぶ名にて、淑女(ヨキメ)のよしなるべし、倩慈延が隣女晤言にいへるはいづれもおだやかならず、

〔釋親考〕女子子之夫爲壻(ムコ)、壻之父爲姻(ヲツトカタノアヒヤケ)、婦之父爲婚(ヨメカタノアヒヤケ)、

邢氏曰、廣雅云、壻謂之倩、方言云、東齊之閒、壻謂之倩、白虎通云、婚姻者何謂、昏時行禮、故曰婚、婦人因夫而成、故曰姻、唐書回紇傳、可汗上書、言昔爲兄弟、今壻牟子也、陛下若患西戎、子請以兵除之、

胤按、後世壻稱牟子、蓋本于此、壻翁與壻書、或稱賢坦英坦、皆用王羲之東牀坦腹之事、尤僻、皆非正名也、

〔古事記 上〕於是火遠理命思其初事、而大一歎、故豐玉毘賣命聞其歎、以白其父言、○中略 其父大神問其聟夫曰、○下略

婿

罪アリテ、小兒ニ罪ナシ、然ルヲ罪アル親ハ聞ズシテ、罪ナキ小兒ノミ居村ニ下シ、人外トセバ、其兒成長ノ上ニテ思ハン處モ不便也、又今ノ如クニテ、居家非人ノ内ヨリ拾ルモアルベシ、ソレヲイカニ知チバトテ、平民ノ子トシテ撫育スルモアルマジキコト也、故ニ此處置ヲセンニハ、子ヲ捨タル上ノ評議ヨリモ、先子ヲステヽサセヌヤウノ仕方アルベキノミ、ソノ法イカン、蓋シ窮民ニテモ、表長屋ニ住スルホドノ者ハ、子ヲスツルニハ至ルマジ、必定裏借屋ニ住スル者ノコトナルベシ、端々ニテハ、表屋モアル可カ、兼テ嚴令ヲ傳ヘテ、閭閻至賤ノ細民ノ分、出產ノ節ハ、兩隣又ハ向側ナドノ内、手近キ者兩人立合見屆クルヤウニト、町年寄家主ヨリ堅ク申付置、七夜ノ内ニ其親小兒ノ名ヲ書ツケ、兩隣附添家主ヘ屆ケ、早々町ノ人別ニ入ベシ、若養子ニ遣ハス約アラバ、其旨ヲ兩隣トモニ、右ノ通リトヾケ出テ、町ヨリ囑ヒ方ヲ一應ミトヾケノ人遣ハシ、其家主ヘトヾケ置ベシ、囑ヒタル町モ、兩隣立合、右ノ通ニシテ速ニ町ノ人別ニ入ベシ、モシ又勝手ニ附、暫ク親類ニ預クタキト云フモノハ、アヅケタル時戾リタル時、兩町互ニ相屆クベシ、アヅカリタル兩隣モ右同段ナリ、

〔平安落穗集　三〕捨子之事

延享之頃、今出川通り近衞殿の塀の外面に捨子ありしを、御裏なる姬君の御方聞し召、不便に思召、ひろわせて育させ給ひし、其北側冷泉家の屋敷なりしが、此事を爲村卿よみ給ふ、

捨し親の嘆すてかねて捨つらん捨られし子のあぢきなき聲、となん、又享保の末の頃、かたじけなくも、靈元帝、捨子といふ事叡聞に達せしかば、

哀なれ夜半に捨子の泣止むに親に添寢の夢や見つらん、と遊ばされしぞ有がたき、

〔新撰字鏡　親族〕聟、毛古、又可支、

〔倭名類聚抄　婚姻〕壻　爾雅云、女子之夫爲壻、細反作聟聓、○和名無古

を、入子望之もの有之段、長兵衛ニ申僞、右娘ニ金子相添貰、孫兵衛發起ニ而、長兵衛と申合、右女子を捨子ニいたし、金子を分取、重々不屆至極。ニ付、獄門ニ相成候例ニ見合、源七儀、兩度迄捨候始末、別而不屆ニ付、捨子いたし候もの之御定をも見合、引廻し之上獄門と御仕置附仕候儀ニ有之、此度之儀ハ、捨子と違ひ、全く相對而已を以貰受候事ニ付、金子を添捨子を貰、其子を捨候ものとハ、聊差別有之可然哉ニ付、右御仕置附之例ニ見合、存命ニ候ハヾ、獄門可申付處、病死いたし候間其旨可存段、一件之ものㇸ可申渡、

評議之通濟

〔草茅危言 五〕捨子之事

一、捨子ハ、町々ニ官命ヲ以テ、兼テ大切ニ致シ、マヅ早速拾ヒアゲ訴ヘ出、當分其家ヨリ養育シ、囑方ヲ町内ヨリトクト見屆ケ、養育大抵金子四五金分相添遣シ、ソノ費用ハ町内總ワリニシ、サシタルコトニモ非ズ、タマサカノコトナレバ、難義ト云ホドニモナシ、然レドモ小兒ノ成長マデハ、病氣又疱瘡ナド屆ケ來リ次第、ソノ家ヨリ追々合力イタシ、モシ又當分ニ病死ナドアレバ、官府ノ檢察ヲ乞ナド、色々世話モカヽリ、面倒ナルモノ故、每度アリテハ迷惑ナルコトナリ、サテ貧民ハ手元ニテ育ツルヨリハ、大方宜シク片付ルコトヲシリ、スツル時サヘ見付ラレザレバ、跡ニテ食饑モ咎メモナキコト故、ヨキコトニシテ爭フテ捨ルハ憎ムベシ、又サシテ貧苦ニ迫ルニモアラデ、姦通出生ナド捨テ口ヲ消ヤウニスルコトモアリト見エテ、品ヨロシキ縫繝ナドヲ用タルモアリ、是ハ倘更憎ムベキモノ也、往歲サカンニ捨タル時ニ、官命アリテ、以來ハ捨子ヲバ居村ニ下サルヽトノコトニテ、捨ヤミタルコトアリシ、今ハソノ法令モヤミタルニヤ、市中ノ取計ヒ已前ノ如クニナリタリ、コノゴロアラタニ號令アリテ、捨子ヲ又居者非人ニ下サルヽトノ命アリトモ聞タリ、イマダ實否ヲシラズ、何ブン居村ノ令面白キヤウナレドモ、退テ考フルニ、捨ル者ニ

門ニ相成候例數多有之候由ニ候得共、金子を添、捨子を貰、其子を捨候もの、引廻し之上獄門之御定ニ有之、今般之辨吉ハ、捨子を貰候ニハ無之、養育料德用可致と、藤八申合、卯兵衛娘たみを、右藤八ニ爲貰、同人倶々捨候ものニ付、猶先例相糺候處、差當相當之例相見不申、寶暦十一巳年評議ニ御下ゲ被成候、大坂町奉行相伺候河州下三ツ島村髮結市兵衛倅藤八儀、請取置候女子片付料銀遣捨候ニ付、片付不相成迚、さんをたばかり、女子を請取歸り、丈助申合捨候上又候丈助ニ爲貰候節、親市兵衛を請人ニ相立候儀ハ、得心致す間敷と存、市兵衛江不申聞、母まもを申僞、市兵衛印形を丈助江爲渡候段、巧之仕方重々不屆至極ニ御座候、乍然女子を捨候儀ハ、丈助申敎候事ニ而、捨候後金銀等貪候ニ無之、尤丈助江爲貰養育料銀可貪取と、最初より申合候儀とハ不相聞、殊ニ女子存命ニ罷在候事ニ御座候間、死罪と相伺、評議之上引廻し獄門と申上、引廻し死罪と御差圖有之候段被仰聞候例有之候得共、右例之藤八ハ、最初より捨候心底ニ而、金子添候子を貰候儀無之、今般之辨吉的當とも難申、右京大夫申上候書面之內、寛政五丑年、小田切土佐守奉行勤役之節、伺之上、御仕置申付候巢鴨原町源七儀、貧窮ニ而暮兼候とて、奉公人肝煎吉兵衛喜八を相頼、妻かつ儀、先達而出生いたし候處無間も相果、乳有之候ニ付、外より里子取置候得共、小兒江金子附、養子ニ呉候もの有之候ハヾ貰受、里子ハ相返戾旨彼是僞申聞相頼、吉兵衛世話ニ而、高柳安兵衛孫壹歲之男子平五郎江、金壹兩壹分相添、養子ニ貰受候上、妻江ハ外江養子ニ呉遣候旨僞申聞、駒込千駄木町方家脇江捨、金子德用いたし、猶又喜八世話ニ而、市右衛門倅貳歲ニ相成候豊吉江、金子壹兩貳分附貰受候上、是又同樣之手續ニ而、牛込榎町武家方下屋敷外江捨子いたし、金子德用いたし候始末、巧成いたし方、其上家主江得と不遂對談も、店江引移罷在候段、重々不屆至極ニ付引廻し之上獄門申付、右ハ享保十七子年、稻生下野守伺之上御仕置申付候、新下谷町庄左衛門店孫兵衛儀、南小田原町市兵衛店七兵衛出店衆庄助娘

使差使候先例相見候、然ル處、町奉行ニ而、去ル亥年〔寛政三年〕窺之上、右體貰請候捨子病死之節は、元町其町役人共罷越、樣子見屆無之分は、懸り屆出、病體於相分は撿使遣間敷間、其旨を存、入念可申段、町々江申渡置候ニ付、一事同樣ニ相成候も如何に候間、以來町方へ遣候捨子、拾歲迄之內病死いたし候段申出候ハヽ、捨子遣方之寺社、又ハ寺社、領之もの罷越見屆、病死に相違も無之、雙方より屆出候ハヽ承屆、撿使ハ不差遣取片付之儀可申付候事、

右之通、寬政八辰年六月六日、周防守宅於內寄合申合相極候事、

脇坂淡路守

四ッ谷北寺町一向宗眞築寺門內ニ、去ル午年當才之男子捨有之、見分之上貰人有之迄、定例之通同寺江尋置候處、此度別紙之通願出候間、相糺候處、先例相見不申、右類之義承屆候ハヽ、後年ニ至り、品々弊を生じ可申哉も難計候間、旁出家爲致候儀者難成段申達、願書差戾申候、右之趣、以來共區々ニ不相成樣取計可申候、

右享和二戌年十一月十八日、淡路守宅內寄合おゐて申合之事、

〔德川禁令考後聚二十刑律例〕文政元寅年御渡

大坂町奉行伺

當時無宿辨吉儀、攝州小島古堤新田藤八申合、小兒を貰、養料錢掠取、小兒を捨候一件、

當時無宿　辨吉

右之者儀、小兒を貰、養料錢掠取、捨可申と、最初より相巧、藤八申合、卯兵衞當歲之娘たみを、一生不通之相對を以、藤八ニ爲貰受、養料錢分ケ取候上、同人倶々右たみを捨候段、不屆ニ付、存命ニ候得ハ、死罪可申付ものニ候段、一件之もの江申渡、

此儀、松平右京大夫申上候趣ニ而ハ、彼地仕來之儀、金子を添貰候子を捨候もの、引廻し之上、獄

九月

右之通、町奉行より相觸候間、万石以上以下共ニ可被通置候、

〔記事條例 六十一〕安永六酉年九月六日、大隅守內寄合江持參及相談候處、翌七日伺之通申付候而可然旨、於御城被申聞、書付共被返候、

捨子養育中、異變御訴等之儀、以來拾歳を限候樣仕度旨、年番名主共申出候ニ付、奉伺候書付、

書面伺之通可申渡旨、被仰渡奉畏候、

酉九月七日

奈良屋市左衛門

年番名主共

右申出候者、唯今迄捨子有之候得バ、御訴申上、養育仕置、貰人有之候得バ、遣候儀御願申上候、勿論右片付候前後共ニ異變有之候得バ、御訴申上候儀ニ御座候處、近年捨子御座候節、貰人無數、其町ニ長々養育仕置難儀仕候、此段ハ成人之上茂無限異變御訴申上候儀迷惑与存、貰受候由取沙汰仕候、尤享保十九寅年九月、捨子を貰、又外之者江遣候儀、彌御停止、併無據子細も有之、外之者江遣候ハヽ、拾歳迄之內は先達而御掛御奉行所、又ハ貰候其屋敷江相屆候上、御差圖次第可遣段、御觸御座候、依之以來捨子異變御訴之儀茂拾歳を限ニ被成下度相伺候由申出候、

右之通申出候、右捨子貰人無數、其町々ニ而長々養育仕置候而ハ、町人共難儀可仕候間、年番名主共申出候通、以來異變御訴等之儀、拾歳を限候樣爲仕度、此段奉伺候、則捨子之儀ニ付、享保十九寅年九月町觸寫奉入御覽候、以上、

酉八月　奈良屋市左衛門

〔慣習例 五〕諸寺社境內、又は寺社領之內、捨子有之訴出、檢使差遣候後、町方等之もの貰請、養育いたし度段相願之趣承屆、定例之通證文申付、其後十歳迄之內、右捨子病死いたし候段屆出候得バ、檢

一私儀、去何年何月下旬之夜、用向有之何方江罷越候途中にて年頃何歳計之不見馴男密通之儀被申懸候得共、及断ニ罷歸り候と存候處、右之男跡ゟ付添來り、何方邊名前不存方江連這入、又又密通之儀申懸候ニ付、無是非及密會候、其後者一切出會候儀無御座候、然る處、私懐胎ニ相成申候、右之男居所も不承存候故、當惑仕罷在候内、何月幾日女子出産仕候得共、右體父も不相知子を相抱、行末如何可相成哉與風與疳症差發り、何月幾日捨身可仕與存付、町所不覺軒下ニ右娘を差置、何方邊迄罷越候途中ニ而心付、元々江立戻り相尋候得共、右娘相見へ不申、得と差置候處も覺不申候儀故、無據其儘罷歸り申候、父誰儀心願之儀有之、何月幾日ゟ何方江參詣仕候留守中故、私一存ニ而日々相尋候處、何町ニ同夜捨子有之由承り候ニ付、早速罷越見請候處、私娘ニ相違無御座候、依之右之段申入候得共、最早其節御斷事申上有之候ニ付、下ニ而取計難仕旨被申聞、奉驚入候、全私疳症差發亂心ニ相成、右體之儀ニ候間、何卒御憐愍を以、右娘私江被為下置候ハヽ、廣大之御慈悲難有可奉存候、以上、

年號月日

たれ

同人父　何屋誰

家主　何屋誰

年寄　何屋誰

御奉行樣

朱書 右之通奉願上候處、御吟味中御預被仰付、追而御召之上右捨子被下置候、

〔享保集成絲綸錄四十七〕享保十九寅年九月

捨子を貰、又外之ものへ遣候儀、彌停止候、併無據子細も有之、外之者江遣候はゝ、十歳迄之内は先達貰候奉行所、又は貰候其屋敷江相屆候上、差圖次第可遣候、

尤御料私領とも、御代官領主江懸合、貰人身分可相糺事、

（朱書）一右里數限之儀ニ付、相談書付末ニ記之、

一捨子を貰、又外之者江遣候儀、先ツハ難成候事、

（朱書）一享保年中之觸書末ニ記之、

一捨子拾歲迄之內、病氣其外異變訴之、拾歲以上之分者不訴出筈ニ候事、

（朱書）一右訴方名主共願ニ付、町年寄相伺候書付末ニ記之、

一右病氣訴　　下知　入念養生致可遣

一右養育中病死致候ハヽ、組合名主立合、死骸見分致候上、訴出候間、紛敷儀も無之候ハヽ、直ニ死骸片付可申付、

但他町之者江與遣候小兒ニ候ハヽ、元町之町役人見分致、訴出候筈ニ候事、

一捨子病死之節、撿使遣方相改候後、捨子在方ニ而病死致候訴ハ無之候得共、以後右體之捨子致病死候ハヽ、元町之町役人其村方江罷越、死骸見改候上可訴出事ニ候、

（以下朱書）一捨子病死之節、前々撿使遣候處、町法改正後、本文之通ニ相成候、其節之書付末ニ記之、

一捨子を召連致欠落候者、以來日限尋ハ申付間敷、最初ゟ無日限尋可申付事伺書之部ニ極有之候例、欠落者帳付之部ニ有之候事、

一右同前之者致欠落候處、立歸候ニ付、帳消願欠落者帳附之部ニ有之候事、

〔大坂要用錄四諸斷書〕一我子を捨候處貰請度願之事

乍恐口上

何町何屋誰借屋
何屋誰同家
娘たれ

〔大坂要用録四諸斷書〕捨子斷一件之事

乍恐口上

一私軒下、(或ハ私借屋露地之内、其所を可書)今夜何時頃、當歳之男子(或ハ女子)捨御座候ニ付、早速家内江取入介抱仕申候、尤總身相改候處、疵所等一切無御座候ニ付、乍恐此段御斷奉申上候、以上、

年號月日

何町　何屋誰

年寄　何屋誰

御奉行樣

〔記事條例六十一〕捨子訴之部(下知)

一捨子訴(養育致置、貰人も有之候はゝ可訴出)

往還ニ捨有之候ハゝ、月行事訴之、路次内又者店下ニ候得者家主、居宅内ニ候ハゝ、其地借店借之者ゟ訴之、併居宅内ハ家主ゟ訴候共可為相對次第事、

右訴方、訴人月行事幷家主ニ候得者、名主五人組、地借之者に候得〆、名主家主加判致し、月番之方江訴人計訴狀一通持參罷出候ニ付、下知申渡、言上帳江相記、訴人ハ差返、訴狀江下知之趣相認、夕方非番之方江可相廻事、

一捨子、迷子之差別、壹人立相應ニも歩行致し候體に候ハゝ可為迷子、歩行も難成體之小兒ハ可為捨子事、

但歩行可致年齡ニ相見候得共、虛弱ニて歩行仕兼候ものハ可為格別、尤言語之樣子ニも可依事ニ候、

一捨子貰人有之願出候節者、雙方一同訴訟ニ罷出候間、糺之上願之通申付、手形取可申事、

但貰人在方之者ニ候ハゝ、其日歸之場所ニ而裏書遣候程之里數迄ハ可聞屆、其餘ハ難相成候、

子有之候、向後者地借、店借之者、子をはらみ候ば、大屋地主江爲知、其上出産又ハ傷産流産致候ば、是又爲知可申候、出生之子三歲迄之內死候歟、何方江も遣候者、其譯大屋地主方江可申屆、右之趣、大屋地主方ニ而書付置、若捨子詮議有之節ハ、右之書付可差出之、不念仕、疑敷事在之者、可爲越度もの也、

八月

元祿九子年九月

一捨子之儀、去月相觸候趣相守之、地借店借之者、子共向後出生又者はらみ候者勿論、只今まで在之三歲以下之子共も、名主幷地主大屋改之、帳面記置、若行衞不知候歟、疑敷儀も候ハヾ、其支配方江可申出、隱置、此方よりの詮議にて致露顯候ハヾ、名主、五人組、地主、大屋、可爲越度もの也

九月

元祿十三辰年七月

一捨子之儀、御禁制ニ候、依之最前貧養育成がたきにおゐては、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官、私領ハ其村々名主五人組、町方ハ其所之名主五人組江申出、於其處養育可仕旨相觸候處、今以猶捨子いたし候段不屆候、若捨子いたし候ハヾ可爲曲事、彌捨子不仕候樣ニ急度可被申付候、以上、

七月

〔京都御役所向大概覺書 七〕覺

一捨子有之候ハヾ、早速不及屆、其所之ものいたはり置、直に養ひ候歟、又ハ望之者有之候ハヾ可遣候、急度不及付屆事、〇中略

卯〇貞享四年四月日

棄子

前より尋來候者無之上者、非人手下之趣ニ候得共、誠ニ不便成事ニ候、捨子之儀者、貰人有之候得者遣候旨、當番御目付別所源左衛門江申上候處、因幡守屋敷へ差置、追而主出候ハヾ可申聞旨相達候樣御下知有之、其時御小人目付ヲ以、右之趣及差圖、此以後ヶ樣之類いづれも右同樣取計致來候、

一文化六巳年四月、昌平橋外明地内ニ七歳位之男子迷來、石川主殿頭、大關呆次郎御預地ニ付、右兩人家來より、御目付酒井作左衛門江屆出、爲見分御小人目付差越、宿所相尋候處、言葉分兼幷親名前不相分候ニ付、町奉行へ御目付より達有之、芝口迷子札有之、右家來へハ主出不申候ハヾ、貰人有之節相屆候樣、夫々御養育可致旨差圖、追而貰人有之、右家來より相伺候付、證文取遣候樣及差圖、當時何も右之振合ニ取扱來ル、

〔吾妻鏡 五十〕文應二年〇弘長元年二月廿九日辛酉、此外嚴制數箇條也、後藤壹岐前司基政、小野澤左近大夫入道光蓮等爲奉行、〇中略

一可禁制棄病者孤子、死屍於路邊事、

〔享保集成絲綸錄 四十七〕元祿三年午年十月

覺

捨子いたし候事彌御制禁ニ候、養育成がたきわけ有之候ハヾ、奉公人ハ其主人、御料ハ御代官手代、私領ハ其村之名主五人組、町方ハ其所之名主五人組江其品申出べし、はごくみなりがたきにおゐてハ、其所にて養育可仕候、此上捨子仕候ハヾ急度曲事たるべきもの也、

十月

元祿九子年八月

一捨子仕間敷候、若養育成兼候者ハ、可申出之旨、路々相觸候通、彌其旨可相守、然所ニ頃日時々捨

御奉行所

一三歲以上者、迷子之分ニ候得者、樣子不ㇾ存捨子ニ候旨斷來候義有ㇾ之候由、捨子迷子等斷有ㇾ之時
　者、其歲を相尋、三歲以上に候へ者、迷子之御取計、前書之通り之事、

〔德川禁令考四十七臨時町觸〕安政四巳年二月
　迷。子。志。る。べ。建。石。之事

南北小口
年番名主共

西河岸町家主十七人總代重兵衛外二人儀、迷子之儀、兎角所在不ㇾ相分、町內之厄介ニ相成候も有之、不便ニ付、一石橋橋臺西之方江建石補理、石面江まよひ子のしるべと朱文字ニ而彫付、同左之方江たづぬる方、右之方江志らする方と彫付、たづぬる方と彫付候方江ハ、迷子方の親共より、迷子の名前、年頃面體恰好衣類幷家主の名前町名共委敷記張置、志らする方と彫付候方江ハ、子迷留置候町內より、其所之町銘幷迷子之名前年頃面體共、前同樣相記張置候樣致候ハヽ、行衛相分可ㇾ申、尤右張札ニ符合致し候者有ㇾ之節ハ、早速其所江爲二相知一候樣致度旨願出、元來迷子訴有ㇾ之節ハ、芝口江掛札差出候儀ニハ候得共、右願之趣外ニ子細も不二相聞一候間、願之通申渡候、依ㇾ之兼而町役人共心得居候樣、不ㇾ洩樣可二申通一候、

右之通、被二仰渡一奉ㇾ畏候、爲二後日一仍如ㇾ件、

巳二月廿八日
名主　本所　文左衛門
同　村松町　源六
同　佐內町　恒太郎

〔諸例類纂七〕辰〇寬政八年十二月二日、窪町中川因幡守居屋敷辻番所廻り場ニ、三四才之迷子有ㇾ之、留置、住所相尋候得共、片言而已ニて相不ㇾ分候由、御目付大久保權左衛門方へ屆有ㇾ之、迷子之儀ハ、前

者、右定例之通申渡、追而貰人有之候ハヽ、是又可訴出旨も申渡可然哉、既ニ當二月六日、迷子拙者御役所江訴出、本文之通申渡、其後其儘ニ而何之訴も無之候、是等も呼出、貰人有之ハ、訴出べく旨可申渡候哉、及御相談候、

四月

御書面之趣、何之存寄無御座、御同様可致候、

未五月　小田切土佐守

〔大坂要用鑑 一〕迷子之事

一迷子有之旨、年寄幷町人訴出候時者、其所ニ養育いたし置、親元を聞合見候様ニ被仰渡、親元相知レ其段訴出候得者、樣子相糺候上御渡被遣候、親元不相知、迷子貰度と申もの有之、請人幷貰人を召連訴出候時者、證文被仰付候事、

右證文之寫

指上申一札

一何町ニ何月幾日、何歲計之男子女子迷居候ニ付、私共町內ゟ其段御斷申上置養育仕罷在候、然ル處、何町何屋誰と申者養度旨申ニ付、何町何屋誰請人ニ取、養度旨御斷奉申上候處、願之通御聞居難有奉存候、右迷子成人之後惡敷事公爲致申間敷旨被爲仰付奉畏候、若實之親尋來候ハヽ、早速御伺申上、御指圖次第可仕候、爲後日依て如件、

年號月日　何町 養親誰

請人誰

年寄

町人

まの風俗、里扶持とて一ヶ月壹分壹朱也、或は一分ト錢二百文、または二分の定もありて一樣ならず、蓮如上人實悟記拾遺下卷オ二丁に、御子達ハ、ミナ〳〵里ヘヤシナヒニ、アナタコナタヘアリツケ參ラセ候と見えたるは、里兒の事也、

〔光明寺舊記二〕定　永財沽却渡畠地立劵文事

合壹杖者

在下栗野村內字桑原垣二段壹杖中內彌陀寺敷地、四至本劵具也、

直錢壹貫文請納畢

右件畠地者、自領主度會大子之手買得之後、進退知行之處、敢無他妨、○中略仍爲後代新立劵文以辭、

弘安七年四月十二日　領主大中臣守久

緣。妻。山下氏子

女子大中臣氏子

〔例書一〕一迷子之儀、都而三歲位ゟ以上迷子之取計方、其前より訴出候得共、大切ニ養育致置、貰人有之候者、可訴出旨申渡置候、貰人有之節、町役人差添願出候得者、吟味之上、願之通申付候事、

一迷子有之節者、芝口河岸江建札致候事、

〔記事條例六十三〕文化八未年四月、向方ゟ來ル、

土佐守殿江　根岸肥前守

是迄迷子有之訴出候節、申渡置、芝口江懸札致候例格之由、然ル處、右之通申渡置候而者、尋來候者無之候得者、無際限町內ニ養育致置候事ニ而已、町役人共可相心得哉、勿論先例相糺候處、右之通申渡置候後、貰人有之趣訴出、其通聞濟、捨子同樣之取計有之候、然上者、以來右躰迷子届訴出候得

里子

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年十一月丁巳、勅、鴨河悲田預僧賢養所養孤。兒。清繼清人清雄等十八人、並賜新生連姓、貫左京九條三坊、即以清繼爲戶主、

〔大坂要用錄 證文 三〕里。之。子。預り一札

一其元實子誰殿、爲養育料壹ヶ年ニ銀何程宛被下候約束ニ而、何ヶ年之間預り申處實正也、右相極メ候外、少しも望事等決而申懸ヶ間敷候、若育樣惡敷候歟、乳不足仕候歟、其外御勝手ニ寄御取戾シ被成候節、毛頭違背申間敷候、其節養料日割を以、銀子請取可申候、爲後日仍而如件、

年號月

預り主　何屋誰

女房誰

何屋誰殿

〔嬉遊笑覽 附錄〕蘭州瑣語云、聞京師六七十年前、有呼拾赤子者、貧民子衆、即付小貴子之、乃出門又呼賣赤子、欲子者復以財易之、後官禁之、蓋以有不售而殺之者、又有婦人、呼曰、樣一男子、攜機杼之具、隨後續呼曰、上工、亦官禁之、蓋有賣淫者也、こゝに六七十年已前といへるは、元祿中にあたる、子を拾ふにはあらず、これは乳子買と呼るものにて、職人繪本に、圖も出て注して云ふ、子を生して思案あるをば、里につかはすは、昔よりの習ひなるべし、然れ共いづくに里子をあづかるとさだめがたきは此事なり、然るを乳を持たる女、里子とりたいのぞみなれば、其者の肝煎にたのむ、その肝いりを乳子買と云なり、折節入口の當なければ、則彼乳ある女を引連て、何所をさすともなく町にてちごかはふとわめきめぐる也、かやうの女幾人もありく事なれ共、それ〳〵の機緣ありて子を養ふ、殊に廣きは都のうちぞかしと云へり、

〔松屋筆記 百四〕里兒。預。兒。里扶持

今世乳不足して、小兒を他に預て養はしむるを、里にやるとも、里兒とも、預け兒ともいへり、下ざ

四月十九日　柴田河内守

書面之通者、先妻之子繼母之養ニ相成候共、繼母方親類續之名目無之ニ付、親類書江書出ニ不及候、

此度柴田河内守ゟ、別紙之通問合有之候、附札之通ニ可答哉ニ候得共、享和三亥年十二月、養父之實方親類名目有之積り申合有之ニ見合候得共、如何可有之哉、則例書共相添及御相談候、少々差急候趣ニ候間、先思召之程承度御座候、御書留之儀者追而可相廻候、

四月廿八日　伊藤河内守

元文度之伺濟も有之候上者、服忌者無之候共、續名目者有之方ニ居置、可然と相聞、享和三亥年御再評ニも御多分ニ付、續名目有之方ニ相居り候趣に有之候、乍去猶愚考致し候得者、元來養子之儀者、他之厄介を貰、繼嗣之子ニ致し候事ニ而、貰候上者、養之字肝要之文字に候得共、貰候上者、養父之身より見候得者、養子實子之差別者難相立、一般嫡子ニ相成候事故假令續無之候とも、養家の親類實之續之如く忌服請候儀者、全く右故之儀可有之、然者此通りを打返し見候得者、實家之儀者、養子ニ成候日より忌服無之とも可然筋ニ候得共、肉縁有之故ニ半減と相成候儀ニ候半哉、此理より今一等押上ゲ、養父の實方ニ至り候而者、忌服者勿論續之名目とても可有之謂無之樣ニ被存候間、御下ゲ札御挨拶之趣ニ而、存寄は無之候得共、元文度伺濟、私之申談ニ而消候儀者、萬事江響不穩樣ニ存候間、始末御書取、今一應御伺被成候方ニ者有之間敷哉、强而之存寄に者無之候得共、任御相談、愚存申演候、

四月廿八日　飛驒守

〔伊呂波字類抄〕見人倫 孤子ミナシコ

嵯峨太上天皇之子也、母百済王氏、其名曰慶命、〇中略定生而岐嶷、太上天皇尤鍾愛、〇中略太上天皇以定、奉淳和天皇為子、淳和天皇受而愛之、過所生之子、更賜寵姫永原氏、令為之母、故世称定有二父二母焉、

〔新勅撰和歌集十六雑〕やしなひ侍けるむすめの、五月五日くす玉奉らせ侍けるに、かはりてよみ侍ける、　右近大将道綱母

かくれぬにおひうめにけるあやめ草ふかきえたねに知人もなし

〔尊卑分脈藤原八〕道綱〈中略〉長門守高階経敏為子改姓、

〔枕草子四〕あぢきなきもの

とりこのかほにくさげなる

〔倭訓栞前編十八登〕とりこ〇中略枕草紙に、とりこかほにくさげなどいふは、養子をいふといへり、閑居友にとりむすめも見えたり、

〔雅言集覧九登〕とりこ養子をいふ、今いふせうとい子の意、

〔諸例集二〕続名目之儀ニ付問合

文化五年四月廿八日、伊藤河内守差出順覚遺し、　柴田河内守

伯母聟、先妻之子を以、継母之養ひに致し候時者、伯母之甥之為ニ者、従弟之続相成候や、併継母ニ養はれ候共、継母方之親類ニ者服忌無之ニ付、続名目者無御座候哉、

但服忌者無之候得共、続名目者有之候儀ニ御座候はゞ、親類書ニ者書出し候方ニ御座候哉、一体継母方之続合之者は認出し不申候事故、養ひニ相成候とも認出し候ニ者及不申候哉、

右之趣御問合申候、否御下ゲ札ニ而被仰聞可被下候、以上、

急ギ家ヘ歸ルニ、物ノ追心地シケレバ、イヨ〳〵怖ナシト云計ナシ、サテ父ニトリツキテ、カヽル事ナン有ツルト、日比ノ事マデ語ル、サルホドニ母モ内ヘニゲ入リヌ、其後大キナル蛇キタリテ、頭ヲアゲ舌ヲ動シテ、此女ヲ見ル、父下郎ナレドモサカ〳〵シキ者ニテ、蛇ニ向テ、此女ハ我女也、母ハ繼母也、我ガユルシナクテハ、爭カトルベキ、母ガ詞ニヨルベカラズ、妻ハ夫トニ從フ事ナレバ、母ヲバ心ニマカストルベシトイフ時、蛇ムスメヲ打捨テ母ガ方ヘハイユキヌ、ソノ時父コノ女ヲカイ具シテニゲヌ、コノ蛇母ニマトヒツキテ、物グルハシク成テ既ニ聞キ文永年中夏ノ比ノ事ト沙汰シキ、來月三日大雨大風フキテアレタラン時出ベシト申アヒシガ、實ニ彼日オビタダシクアレテ風雨ハゲシク侍キ、正シク出ケル事ハキカザリキ、人ノタメハラクロキハ、ヤガテ我身ニヲヨビ侍ニコソ、人ヲアヤブメテハ、ヲノレガオチン事ヲ思ヘトイヘリ、因果ノコトハリタガフベカラズ、

〔伊呂波字類抄 也人倫〕養子

〔令義解 二戶〕凡無子者、聽養四等以上親、於昭穆合者、謂、昭者明也、爲父故曰明也、穆者敬也、子宜敬父也、凡取養子者、年齒須相適、何者、下條云、男年十五聽婚、有既定夫婦、理當有子、然則年十五者、則於廿五者、有爲子之道、年滿者、則於廿五者、有爲父之端、擧其一隅、餘從可知也、卽經本屬除附、

〔公卿補任 孝謙〕天平勝寶九年丁酉 改天平寶字元年八月廿八日爲

參議從三位巨勢朝臣堺麻呂(中略)伯父中納言正三位邑治養爲子、

〔續日本紀 二十廢帝〕天平寶字元年正月戊午、從五位下石津王、賜藤原朝臣、爲大納言從三位麻呂之子、

〔日本後紀 八桓武〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣淸麻呂薨、○中略姉廣虫、○中略既而天皇 孝謙○落飾、隨出家爲御弟子、法名法均、○中略寶字八年大保惠美忍勝叛逆伏誅、○中略亂止之後、民苦饑疫、棄子草間、遣人收養、得八十三兒、同名養子、賜葛木首、

〔三代實錄 七淸和〕貞觀五年正月三日丙寅、大納言正三位兼行右近衛大將源朝臣定薨、贈從二位、定者

テ見モ角モ成給ヘト申、此曾子ト申ハ、今井四郎兼平ガ妹ノ腹也ケリ、去バ木曾ガ爲ニハ、乳人子ヲ思テ儲タル子生年十一ニゾ成ケル、

落胤

〔松屋筆記七十一〕おとしだね并落胤腹
蜻蛉日記上卷十丁左一解環本上の三卷一丁右に、孫王のひがみたりしみこのおとしだねなり云々、源平盛衰記卌二の卷十八丁右に、落胤腹云々、色葉字類抄五卷の良部疊字門に、落胤、ラクキン云々、下學集態藝門下卷三丁右に落胤腹、ラクキンバラ云々、節用集良部言辭門に、落胤、ラクキン云々、運歩色葉羅部に、落胤腹、ラクキンバラ云々、

後子

〔伊呂波字類抄人倫末〕後子マヽコ、無服親也

〔落窪物語一〕今はむかし、中納言なる人の、むすめあまたもちたまへるおはしき、大君、中の君には、むことりして西のたいひがしのたいに、はなばなとしてすませたてまつり給ふに、三四の君に裳きせたてまつり給はんとて、かしづきぞし給ふ、又ときどきかよひ給ひけるわかう○う一本作んとをりはらの君とて、はゝもなき御むすめおはす、北のかた、こゝろやいかゞおはしけん、つかうまつるこだちのかずにだにおぼさず、ゑんでんのはなちいでのまたひとまなる、おちくぼなるところのふたまなるになんすませ給ひける、きんだちともいはず、御かたとはましていはせたまふべくもあらず、名をつけんとすれば、さすがにおとゞのおぼす心有べしとつゝみ給ひて、おちくぼの君といへとのたまへば、人々も、さいふまゝにて、わりなきことおほかりけり、

〔沙石集七下〕繼女蛇欲合事
下總國ニ、或者ノ妻十二三バカリナル繼女ヲ、大ナル沼ノ畔ヘダシテ往テ、此沼ノ主ニ申、コノ女ヲ參セテ、ムコニシマイラセント度々云ケリ、アル時、世間スサマジク風吹空曇レル時、又例ノヤウニイヒケリ、此女殊ニオソロシク身ノ毛イヨダツ、沼ノ水浪タチ、カゼアラクシテ見ヘザレバ

曹子

ぷれの給はするを、うへ〇倫子はいとかたはらいたしと覺して、あなたにわたらせ給ふ、

〔榮花物語十四朝緑〕かくて霜月に成ぬ、〇寛仁二年大將殿〇藤原敎通の大〇大原脫、今據二一本一補、ひめぎみ〇生子は五、こひめぎみ〇歡子は三にならせ給にければ、御はかまきせたてまつらせ給、京極殿にわたらせ給て、西の對をいみじうしつらひせさせ給へり、

〔古今著聞集八好色〕左大辨宰相經賴卿、さきの妻の腹に最愛の小むすめ有けるを、車にのせて行幸を見物すとて、供奉の人の中にいづれをか殿にせんずるといひて、人ごとに是はと問ければ、みなかしらをふりけるに、隆國卿のわたるを見て是をせんといひければ、まことにこれに過ぎたる人はあらじと思ひて聟に取てげり、

〔俗訓栞中編阿一〕あにやう　阿娘の吳音也、伊勢の俗あにやといふも、あにやうの訛成べし、よて又娼妓をもあにやといへり、龍圖公案に、土娼只呼二娘子一といへるが如し、

〔皇都午睡三編上〕上方にて買て來るを江戶にては買て來る、〇中略糸様をお娘様、〇中略男の子を坊様、〇中略貧乏人のきたな口に娘をあまと、男子を餓鬼、女子をめろのがき、おてんばめらう、あまっちよなどとも云なり、

〔貞丈雜記二人品〕一御曹司と云ふは、いまだ家督にならぬ部屋住の人を云、曹司とは、本は役人の用部屋の事也、一かまへづゝ、しきりてあるを云也、部屋住の人も、座敷を一かまへしきりて、住居する心にて、御曹司と云也、部屋住と云ふに同じ心也、

〔源平盛衰記二十八〕賴朝義仲中惡事

木曾此事ヲ聞テ、郎等共ヲ招集テ評定アリ、〇中略今井四郞兼平ガ儀ニハ、兵衞佐殿ト終ニ御中ヨカルマジ、故帶刀先生殿ヲバ、惡源太殿討給ヌ、意趣定テ御座ラント、佐殿モ思召ラン、幼キ御曹司ヲ他所ニ奉レ置テ、所々ニテ思召サンモ心苦シ、平家ヲ討ント云モ、御家門ノ爲也、只一度ニ思召切

の音也、娘は尼良切にて孃と通ず、尊稱なり、天子は母后を稱し、宮人は皇后を稱して娘々といふ、俗語には女を尊て大娘とし、父母を稱して爺娘といへり、されば阿娘は古へ姫と云が如しといへり、

〔萬葉集一〕長皇子御作歌
霰打、安良禮松原、住吉之、弟日娘與、見禮常不飽香聞、

〔空穗物語藤原の君〕大井殿のおとこよところ、女いつところに宮の御はらに十五さいよりうみ給、おとこやところ、女九ところ、○中略おとこ四人、女三人、七人の宮たちの御母にて、一の女御年卅一、大井殿の御はらにせんだいの御はらからの中つかさの宮、きたのかたとし廿一、同じはらの三の君、右の大井殿のとう宰相のきたのかた年十九、四の君右大臣殿の次郎左近の中將源のさねよりのきたのかたとし十八、宮のはらの五の君みんぶ卿のきたのかた年十七、六の君右大臣藤原のたゞまさの太郎きたのかた十六、七の君右大臣殿太郎ゑもんのかみ藤原のたゞとしのきたのかた十四、いまだ御男なき九の君ありて宮ときこゆる十二、十のきみちご宮十一、大井殿の御はら十一は十、十二の九、こなたの御はらの十三のきみそで宮八つ、十四の君けす宮七、その御おとゝのをとこ宮六になんおはしましける、かくてこゝばらのおとこ女おとこもめぐし給へる、さらにほかずみせさせ奉り給はず、おほきなる家なり、我よのかぎりはかくてすみ給へ、ほかへおはせんは我こにあらずときこえ給て、四丁の殿をはらひとつをば、まち一にすませ奉り給、いつまのおとゞひとつ、十一けんのながやひとつ奉り給て、あなたの御はらのみところ、宮の御はらのよところ、まち〳〵にすませ奉り給ふ、

〔榮花物語八初花〕との、おまへ○道長みや○彰子をむすめにてもち奉りたる、まろはちならず、まろをちゝにてもち給へる宮わろからず、又は、もいとさいはひあり、よきおとこも給へりなど、たは

廿七、これは宮の御はら、大井殿の御はらは五郎兵衛の佐あきずみ年廿六、六郎兵部のたゆふかねずみ年廿五、宮の御はら七郎玄ゞうなるずみのおなじ年、八郎大井殿のたゆふ九郎式部のせう殿上人きよずみ年廿二、宮の御はらの十郎兵衛のせうの藏人よりずみ廿、大井殿の御はら十一郎ちかずみ御をんな宮の御はらのおほいぎみは、御せうとの今のみかどにつかうまつらせ給けり、

○按ズルニ、太郎二郎等ノ事ハ、姓名部名篇ヲ參照スベシ、

〔倭名類聚抄二男女〕娘 説文云、娘小女之稱也、必良反、和名須女、○和名○鈔○

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按無須、生產之義、謂生簪爲簪牟須、无須比乃加美、用產靈字、皆可證、无須米謂所產生之女、神代紀稻田宮主簀狹之八箇耳女子號稻田媛、顯國玉之女子下照姬、女子並訓牟須米、是也、然則子孫類所引史記息女、當訓无須女、今訓娘爲无須女、非是、應神紀孃子訓乎止女、爲允、○中略原書不載娘字、韻會、娘通作孃、説文有孃字、云煩擾也、一曰肥大也、不與此引同、按玉篇云、娘小女之號、廣韻同、恐源君誤引之、又按孃本訓肥大、轉爲爺孃字、再轉爲少女之號也、

〔伊呂波字類抄无人倫〕娘ムスメ

〔物類稱呼一人倫〕息女むすめ 京幾にてごれうにんといふ、薩摩にてもごれうといふ、中國及奥州にておごうといふ、御とは女の稱なり奥の南部にてをごれんといふ、越後の高田長岡にて、をこれんといふは、他の妻女を云也、備前などもをなじ、

〔倭訓栞前編三十一〕むすめ 我女をいふ、生女の意也、日本紀に、女子又女又子女をよみ、和名鈔に娘をよめり、説文に、娘少女之稱也と見ゆ、津輕にてハてべたといふ、今息女と稱す、漢書に見えたり、

〔倭訓栞中編三十〕おちやう 東國の俗語に、貴家の處女をいふ詞也、お女郎の轉訛といへど、阿娘

太郎次郎

〔三代實錄清和十七〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、○中略善繩性周愼謹朴、○中略有子男女四人、具瞻、兼永、並爵至五品、然无繼家風者、長女洽子爲正四位下典侍、

〔本朝世紀〕康和五年十二月廿日乙丑、正四位下行木工頭兼丹波守高階朝臣爲章卒、爲章者入道備中守正四位下爲家第一子、○中略六年○寬治十一月八日、出爲加賀守、七年八月廿八日、親父近江守爲家朝臣坐凌礫春日神民事、除名配流、爲章依爲長男、可有緣坐、然而依臨時之恩、不坐、四男阿波守爲達一人停見任、非常斷專、人主之義也、嘉保二年十二月兼木工頭、

〔醍醐笑七卑の色を外にいふ〕總領の二十にもあまれど、終によめをむかふる噂もなきあり、

〔榮花物語三十六根合〕皇后宮歌合せさせ給、○中略左の方人左大臣、○教通殿○頼通右の方人にてものし給、右のおほとの○頼宗さだめ給左のおほとのおはします、かずさしは俊家の二位中納言のこ、太郎○宗俊二郎○師兼二人ながらびづらゆひておはす、

〔空穗物語藤原の君〕むかし藤原の君ときこゆる一世の源氏おはしましけり、○中略きさいの宮、三條大宮のほどに、四丁にていかめしき宮あり、○中略こゝにうつり給て、ひとかたには大井殿の御むすめ、おとゞまちには宮すみ給ほどに、おほんこどもうみ給、ことかずあまたになりぬ、大井殿のおとこよところ、女いつところに、宮の御はらに十五さいよりうみ給おとこやところ、女九ところ、まづ宮おほい君、太郎、次郎、三郎、四郎、とりつゞきうみ給ふ、大殿の御方五郎、六郎とうみたまふ、宮七郎、八郎とうみたまふ、大井殿に中の君、三の君、四君、宮五六七八九十さしならびにうみ給へり、又おほいどのに、十一、十二の君、宮十三、十四のきみ、又さしつゞき、おなじ年のおとこぎみふたところながらうみ給、かたみにからみおはしましなどすれど、御中うるはしくきよらなる事かぎりなし、○中略かくて太郎君左大弁たゞずみ年三十、次郎ひやうへのすけもろずみ年廿九、これ二人ながら宰相なり、三郎右近の中將藏人のとうすけずみ年廿八、四郎右衛門佐つらずみ年

長子
長女

古へ頼朝公、尊氏公、永久に世ををさめ、家督さうぞくすといへ共、其内にもさゝはる義ありて、嫡嫡は家をつぎたまはずと聞えたり、北。條。家。は。五。代。つ。ゝ。が。な。く。嫡。子。家をつぎ來たり、百餘ケ年、關八州を靜謐にをさめ、希代の武家なり、

〔南嶺子　三〕日本書紀に、安閑天皇を繼體天皇の長子とのせ、欽明天皇は繼體天皇の嫡子とあり、安閑帝は元妃目子媛とて、尾張連草香の女のうみし所なり、故に初に生れ給へ共、嫡子とはかゝれず、欽明帝は正后手白香皇后のうませ給ふ故、御弟ながら嫡子とす、嫡は嫡妻又は嫡母の嫡なり國史に御妾腹の御子は庶兄庶妹などゝあり、嫡庶の義により嫡子、長子、太郎、小太郎の義も是に同じ、

〔倭訓栞中編三〕えひめ　日本紀に長女を訓せり、兄姫の義也、

〔古事記傳五〕愛比賣(エヒメ)は、兄弟の女子を兄比賣弟比賣と云例多かれば、此國〇伊豫は女子の始の意にて、兄比賣か、（書紀皇極卷に長女(エヒメ)ともあり、伊豫國多氣郡には、兄國(エクニ)弟國(オトクニ)てふ村の名もあり、）又伊豫を元よりの大名にして見れば、彼大御歌の如く、彌二並宜島々の意にて、愛は宜き意か、（吉(エ)を愛といふ例多し、上文の愛(エ)宜登賣のたぐひなり、）比賣は、比古に對て、女を美(ホメ)て云稱にて、比は產巢日などの日の意なり、〇中略賣は女なり、

〔日本書紀四綏靖〕神渟名川耳天皇、〇中略母曰媛蹈鞴五十鈴媛命、事代主神之大。女。(エヒメ)也、

〔日本書紀十應神〕四十年正月戊申、天皇召大山守命、大鷦鷯尊、問之曰、汝等者愛子耶、對言、甚愛也、亦問之、長與少孰尤焉、大山守命對言、不逮于長。子。、於是天皇有不悅之色、

〔日本書紀二十三舒明〕豐御食炊屋姫天皇〇推古以三十六年三月、天皇〇推古崩、九月葬禮畢之、嗣位未定、〇中略泊瀨王忽發病薨、爰摩理勢臣曰、我生之誰特矣、大臣將殺境部臣、而興兵遣之、境部臣聞軍至、率仲子阿椰、出于門、坐胡床而待、時軍至、乃令來目物部伊區比以絞之、父子共死、乃埋同處、唯兄子毛津逃匿于尼寺瓦舍、

路三原郡にうひご山あり、鼻子山と書り、又胞山といふ、大和大國魂神社あり、諾冊尊を祭るといふ、性靈集に、兩尊鼻子之州と見ゆ、兩尊は諾冊の尊をいひ、鼻子は大和國をいへり、老子に、玄天也於人爲鼻と見ゆ、

〔令義解 四繼嗣〕凡三位以上繼嗣者、皆嫡相承、若无嫡子、及有罪疾者、立嫡孫、(謂其子與孫、叙法各殊、即雖嫡子已叙、身死及有罪疾、猶亦得立嫡孫、若无嫡孫者、不可立嫡子同母弟、何者爲嫡子先既叙故也、)无嫡孫以次立嫡子同母弟、无母弟立庶子、无庶子立嫡孫同母弟、无母弟立庶孫、四位以下唯立嫡子、

〔令義解 四選叙〕凡五位以上子出身者、一位嫡子、從五位下、庶子、正六位、二位嫡子、正六位下、庶子、及三位嫡子、從六位上、庶子從六位下、正四位嫡子、正七位下、庶子、及從四位嫡子、從七位上、庶子、從七位下、正五位嫡子、正八位下、庶子及從五位嫡子、從八位上、庶子、從八位下、三位以上蔭及孫、降子一等、(謂嫡孫降嫡子、庶孫降庶子也、)外位蔭準内位、其五位以上、帶勳位高者、即依當勳階同官位蔭、四位降一等、五位降二等、(謂亦降其子蔭也、)

〇按ズルニ、蔭子、位子、蔭孫等ノ事ハ、官位部ニ詳ナリ、

〔令集解 四十喪葬〕古記云、除嫡子之外庶子及妾之子、案儀制令、父子爲一等是也、俗云男女也、

〔三代實錄 三十陽成〕元慶元年二月十四日丙辰、三年之喪達于天子者、謂正統三年之喪、父母及適子。并妻也、達于天子者、言天子皆服之、不云父母、言三年者、包適子也。天子爲后、其服葬以三年包之者、以后卒必三年、然後娶所以達乎天子志、故通在三年中、

〔源平盛衰記 一〕象家季仲基高家繼忠雅等拍子附忠盛卒事
近衛院御宇、仁平三年癸酉正月十五日、行年五十八ニテ卒シケリ、〇中略女子五人、男子七人有キ、清盛嫡男ナレバ、其跡ヲ繼、諸國庄園ヲ讓ルノミニ非、家仲ノ重寶同相傳シテ、他家ニ移事ナシ、

〔北條五代記 四〕北條氏政東西南北と戰ひの事

わつちめと云へること多し、

〔春秋左氏傳十二成公〕傳、九年〇中略詩曰、雖有絲麻、無棄菅蒯、雖有姬姜、無棄蕉萃、凡百君子、莫不代匱、言備之不可以已也、

〔陰德太平記六十七〕光秀弑信長卿事

敵心易ク攻入、爰ニ切立彼所ニ突倒シケレバ、寺中ノ兵共、迚モ叶ハジト思、向敵ニ走リ懸々々、組合刺違テ死スル者數ヲ不知、信長公ハ白綾ノ單衣ヲ著、放チ髻結ニテ鎗提ゲ、廊ノ方ヘ出、世悴メガ世悴メガト宣ケルガ、〇下略

〔三河物語三〕七郎右衛門、たまくすりがなきぞと言ければ、たまくすり之なきとは、何と云たる事ぞや、はや／＼出させ給へと云ければ、其時、せがれめが何を云、こと／＼くこしがぬけはてて出んと云者一人もなきぞ、こしがぬけたると言へば、諸人之よはみ成に、たまくすりがなきと云物なるぞと云ければ、平助も其儀ならばとて、かはらへのり出して歸る、

〇按ズルニ、右ハ大久保忠左衛門ノ兄七郎右衛門ガ、弟ニ對シテセガレト云ヘリ、

〔黑田家譜孝高〕此日〇慶長五年九月十五日も辰の刻より軍始り、巳午に及べ共勝敗未だ分らざりしが、動すれば、關東勢戰地を去らざりければ、家康公の家臣久保島孫兵衛、旗本に馳參り、秀秋未だ裏切すべき旗色見え申さずと云ければ、家康公是を聞給ひ、秀秋裏切せざる時は、秀元廣家も違變有べきかと、彼是心を苦め給ふ、家康公は弱冠の頃より、味方危き時は、指を嚙ませ給ふ癖有しが、此時も頻りに指を嚙み給ひ、悴めに計られて、口惜／＼と云はれければ、〇下略

〔伊呂波字類抄知人倫〕嫡子チヤクシ長男曰嫡

〔膾餘雜錄四〕正長曰嫡、其餘曰庶、妾隷之子曰孽、

〔倭訓栞前編四字〕うひのこ　嫡子をいふといへり、今も初産の子を男女通じてうひごといへり、演

倅

〔古事記孝元中〕建内宿禰之子、幷九、男七、女二、

〔古事記傳二十二〕男は牟須古、女は牟須賣と訓べし、牟須古と云稱、古書には見えざれども、中昔の物語文などには、貴きにも賤きにも、常に云ふ稱なり、牟須古諸君だちなども云り、牟須賣は、書紀の訓などにも多く見えて、是又中昔も今も、常に云稱なり、然れば此に對へて、男子を牟須古と云しもとより古言なること疑なし、然るを牟須古牟須賣とは、世に遍く云なれて、古言めかざる故に、書紀などの訓には、多くヲノコメノコと附たり、和名鈔には、男子女子とのみ擧て、和名はなし、字鏡にも見えず、

〔三養雜記三〕我子を稱して倅といふ
せがれといふ詞は、瘦枯(やせがれ)の略語にて、もと人を卑めのゝしる詞なり、その證は、室町殿日記に、主君にはなれまゐらせて、すでに渇命を失ひ、乞食同前のせがれどもといひ、また武邊咄にも、丹後守大の眼を見いだして、推參なるせがれめと罵て、かけとほるなど見えたり、今は貴賤ともに、我子を稱する詞となれるは、謙辭なり、倭爾雅に、倅俗作伜、今倭俗稱我子曰倅、蓋謂倅者之意、猶中華稱我女謂蕉萃といへり、やつがれといふも、倭名類聚抄に、奴僕和名夜豆加禮とあり、日本書紀通證に、吾僬倅枯槁之義、謙辭也といへり、かゝればこれももとは奴僕の稱なり、今自稱して僕とも、やつがれともいふは、我子をせがれといふに同じ、

〔正字通卯集上〕倅俗伜字

〔貞丈雜記人品二〕一我が子の事を、人に對して卑下して、愚息といひし也、○中略今はせがれと云也、倅の字を用る也、倅の字、本字悴の字也、憔悴とつゞく字にて、かじけると云字也、せがれと云詞も、せばまりかれ〴〵になる心にて、我が子のやせおとろへ、かじけたる心成べし、雜役の人夫を、倅者(カセモノ)といふも同じ心也、

〔嬉遊笑覽九言語〕和名抄、奴僕をやつがれといへり、日本紀通證に、吾(ヤツガレ)は憔悴枯槁之義、謙辭也と是なり、我子をせがれといふも、同義にて、やせがれの略なり、倭爾雅に、倅俗作伜、倭俗稱我子曰倅、猶唐人稱我女謂蕉萃、江戸にて下賤のもの私といふをわつちと云なども、昔の奴詞なり、雜兵物語に

〔倭訓栞前編三十一〕むすこ　我子をいふ、息(ムス)男の意、史記の註に、息は生也と見えたり、今子息と稱す、東觀漢記に出たり、從義補注に、在胎之時、以母之臍注子之臍、故母所食從臍而入、以資於子、氣息亦然、子初在胎依於母息、故俗名子以爲子息也と見ゆ、

〔難波江一〕むすこむすめ附むすびの神むすぶの神

むすこ、むすめ、古き物に見えず、されど古事記中卷なる、此建內宿禰之子幷九(男七女二)とあるを、本居宣長は、男をむすこ、女をむすめとよめり、(古事記傳廿二、十八ウ、)むすは生の意にて、苔のむすもおなじ詞にて、古事記上卷なる、高御產巢日神、神產巢日神のむすもおなじ、その產巢を、日本書紀には、產靈とかゝれたり、靈の字、よくあたれる文字にて、物の靈異なるを比と云、久志毘の毘もおなじ、古事記なる產巢日は借字なり、日本紀なる產靈は本字也、拾遺集に、君みればむすぶの神ぞうらめしき、空穗物語樓上上、人しれぬむすぶの神をしるべにて、狹衣物語に、むすぶの神さへうらめしきなど、あるむすもおなじく生の意なり、(古事記傳三、十二オ、)紀記にむすびとあるを、拾遺、空穗、狹衣に、むすぶといふは、ヒフの通用と知るべし、むすこむすめともに、源氏帚木(湖月抄卅五ウ、三)にみえたり、その中に、むすめは、古今賀のはし書にもあり、(和名抄辨靈類ノ狩谷氏校注ニ詳ニアリ)平田氏の古道大意(利本上四十五オ)にも、我むし生たる子ト申コトデ云々、

〔安齋隨筆後編五〕ムスコ　ムスコは產子(ムスコ)の字也、高皇產靈尊と書く、產をムスと訓ずる也、ムスメは產女也、ウミタル男、ウミタル女也、男女を分けず產子也、岩ほとなりて苔のむすまでと云ふむすも、生の字なり、生も產も同意也、ムスは蒸の義にて、陽陰の氣にて蒸し出す也、ウムと云ふは熟の義にて、菓のうみて自ら落つるごとく、月滿て胎熟して出づるなり、

〔貞丈雜記二人品〕一我が子の事を、人に對して、卑下して愚息といひし也、古の詞也、愚息と書て、おろかなるむすことよむ也、今はせがれと云也、

ヨワヤといふに叶あれば、弱と若と其音の同じきが故に借用ひしなり、最愛兒をマナコといひ、又愛兒ともしるし、實子をば、マゴといひて、眞子としるせし事ども、萬葉集に見えたり、古語に父子をばカゾコといふ、孫をばムマゴといひしを、俗にはコノコなどもいひしは、卽子の子の義也と見えたり、子之子の字は爾雅にいづ

〔日本書紀景行七〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞以授日本武尊曰、朕聞、〇中略其東夷之中蝦夷是尤強焉、〇中略今朕察汝爲人也、身體長大、容姿端正、力能扛鼎、猛如雷電、所向無前、所攻必勝、卽知之、形則我子、實則神人、是寔天愍朕不叡且國不平、令經綸天業不絕宗廟乎、〇下略

〔徒然草上〕我身のやむごとなからんにも、まして數ならざらんにも、子といふものなくて有なん、前中書王、九條太政大臣、花園左大臣、みなぞうたえむことをねがひ給へり、

〇按ズルニ、ぞうは子孫ナリ、

〔春波樓筆記〕さて亦子なき者は物のあはれを知らず、我子を愛するのあまり、其愛他の子に及べり、此情は書にも文にも述ぶる事能はず、然るに段々と生長して後は、各々己の志しをあらはし、必親の志と差ひ、己の身體、親の躬より出でたりと云ふ事を辨ずる者鮮し、且又孝をつとむる者多からず、親を親とせざる者多し、親は子を子とし、子を思ふの情深し、是己の體より出でたる故なり、今に至りて考ふるに、子は無きにしかじ、

〔松屋筆記九十三〕子は三界の首枷

鎌田草子十六丁オにさいし珍寶ぎふわうゐ、りんみやうしうじふずゐしや、げにもおもへばかたきなり、子は三界の首かせと、今こそ思ひしられたれ云々、

〔拾遺和歌集七物名〕したゞみ　　よみ人しらず

あつまにてやしなはれたる人の子はしたゞみてこそ物はいひけれ

〔伊呂波字類抄古人倫〕息コ

古事類苑

人部三

親戚下 乳母 附

子

〔倭名類聚抄 二 子孫〕子 孫愐云、子、即里反 息也、一云呂公曰、臣有女、願爲箕箒妾、

〔箋注倭名類聚抄 一 子孫〕廣韻云、子子息、說文、子十一月陽氣動、萬物滋入、以爲稱、象形、李陽氷曰、子在襁褓中、足併也、釋名、子孳也、相生蕃孳也、白虎通、子者孳也、孳々無已也、廣雅、子孜也、孜與孳同、同高祖本紀、在史記第八、原書箕上有季字、此蓋刪節、太平御覽引亦無、原書箒作帚、按廣韻云、箒俗、

〔伊呂波字類抄 古 人倫〕子コ 子、養子、繼子、庶子、息子、 兒 息 已上同

〔東雅 五 人倫〕子コ 女ムスメ 舊說に、子といふは男之通稱也と見えたり、さらばコとのみいふは男子なる也、父母に對し言ふには、男子女子總稱してコといふ、男子女子を分ち稱するには、男子をコといひ、女子をムスメといふ、又俗に女子をムスメ、男子をムスコなど云ふ事あり、女子をムスメといふは生女也、古語に凡物を生ずるをムスといふ、舊事紀日本紀等に、產の字讀でムスといひ、萬葉集に、生の字讀でムスと云ひし、即是也、長子をエヒコといひ、長女をエノメといふ事、日本紀に見え、季子をばヲトゴといふ事、延喜式祝詞に見えたり、式には弟子の字を用ひたり、エといふは兄にて、ヲといふは弟也、亦稚子をワカコといふ、古語拾遺に、日神常に吾勝尊を御腋に懷き給ひしを、ワキコと申せし語の轉じて、ワカコといふ也と見えたり、されど古の神の名及び人名に別ワケといひしも聞えて、萬葉集抄には、ワクといふは男子の稱也と見えしかば、ワケといひワカといふ、即是轉語にて、凡男子の通稱なりしにぞあるべき俗に若子の字を用ゆるは、もとこれ別の字を用ゆべき事なれど、其字又讀で

長弟也、母之姉妹曰姨、亦如之、按母之姉妹亦曰姨、見父母類、

〔伊呂波字類抄 伊人倫〕姨イモシフトメ 爾雅云、妻之姉妹、婦之姉妹曰姨、 姨イモウトメ 〔同 與人倫〕娍ヨメ 爾雅云、妻之姉妹、イモウトメ、 〔同 古人倫〕姨コシフトメ 婦姉妹也、謂與女姑同也、 婦弟巳上同訓、與女姑同、

〔釋親考〕妻之姉妹同出爲姨メカタノコジウトメ

郭氏曰、同出謂俱已嫁、詩云邢侯之姨、丘氏曰、今稱同、釋名妻之姉妹曰娣、娣弟也、言與己妻相長弟也、

子子之夫、然謂我舅者吾謂之甥、則呼姑妹之子、與稱女壻、蓋其正名也、故文字所稱、皆稱姉妹之子、夫名者人治之大者也、殊其稱呼、欲不相混也、而四者同稱、其可乎哉、善乎丘氏之言曰、古之人造字立名之始、何獨詳於物而略於人哉、如舅之一名、或以呼夫之父、或以呼姑舅之子、妻之昆弟、姉妹之夫、女子之壻、乃至昆弟之子、惟女子稱姪、而無男子之稱、其中類多假借混同者、顧乃於艸木蟲魚之品、條分而類別之、釋名者、於一馬之賤、因其毛色、而有數十種之稱、造字者、於一玉之微、隨其形色、而有數百品之別、人家親屬稱呼、乃人倫之大綱、名正然後言順、然後上下相安、而可以致肅雝之治、非細故也、

〔釋親考〕姑之子爲甥(シウトノイトコ)

儀禮姑之子注、外兄弟也、疏、姑是內人、以出外而生、故也、會與姑之子謂之表兄弟、卽姑舅兄弟、

胤按、父之姉妹之子、

舅之子爲甥(ハヽカタノイトコ)

儀禮舅之子注、內兄弟也、疏、對姑之子云、舅子、本在內不出、故得內名也、會與舅之子謂之內兄弟、卽姑舅兄弟、○中略

胤按、母之昆弟之子、杜甫別李義詩、中外貴賤殊、余亦忝諸孫、邵寶注云、宗姓爲中、異姓爲外、

姉妹之夫爲甥(アネイモトムコ)

郭氏曰、四人體敵、故更相爲甥、甥猶生也、今人相呼蓋依此、丘氏曰、後世所謂甥者、止以稱姉妹之子、而臨文者、或以呼人之壻、而謂姑舅之子爲中表兄弟、朱子語類云、舅子謂之內兄弟、姑子謂之外兄弟、爾雅雖古書、然且當從俗、不然駭人之見聞也、

〔倭名類聚抄二夫妻〕姨　爾雅云、妻之姉妹同出爲姨、(夷反、與女公同、)一云(伊毛之字止女、)

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕說文亦云、妻之女弟、同出爲姨、釋名只云、妻之姉妹曰姨、姨弟也、言與己妻相

婦兄 婦弟

按爾雅正文女妹、當作女叔、禮記昏義、和於室人、注、室人謂女妐女叔諸婦也、正義曰、女叔謂壻之妹也、夫之弟爲叔、故女弟爲女叔、爾雅本作女叔、故郭注云、今謂之女妹、若爾雅作女妹、郭氏必不如此下注矣、其說可從、然唐石經及宋版爾雅、皆作女妹、謬來已久、源君所見亦不作女叔也、

〔伊呂波字類抄古人倫〕女妹（コジフトメ 夫之女弟曰女妹）

〔釋親考〕夫之女弟爲女妹

丘氏曰、自唐以來、稱爲小姑、故詩有先遣小姑嘗之句、

〔倭名類聚抄二夫妻〕婦兄 辨色立成云、婦兄婦之兄也、

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕按婦兄弟、即下條甥是也、

〔倭名類聚抄二夫妻〕婦弟 辨色立成云、婦弟婦之弟也、

〔伊呂波字類抄古人倫〕婦兄（コジフト 婦之兄也）

妻之昆弟謂甥

〔倭名類聚抄二夫妻〕甥 爾雅云、妻之昆弟曰甥、（音生、和名古之宇斗）

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕原書曰作爲、釋名、妻之昆弟曰外甥、其姉妹女也、來歸己內爲妻、故其男爲外甥、甥者生也、他姓子本生於外、不得如其女來在己內也、○中略 按甥即婦兄弟、複出非是、無者爲是、又按姉妹之子亦曰甥、見兄弟類、又姑之子曰甥、舅之子亦曰甥、於從父兄弟及從母兄弟條辨之、姉妹之夫亦曰甥、於私條辨之、姑之子以下、源君皆不載、

〔釋親考〕妻之昆弟爲甥（メカタノコジフト）

釋名、外甥、類書纂要、稱外甥曰宅相、品字箋今世俗以妻之兄弟皆呼曰舅、想因其子之呼母舅而假借之者也、

謂我舅者、吾謂之甥也、

胤按、姑之子、舅之子、妻之昆弟、姉妹之夫、四人體敵、皆可稱甥、而又以稱姉妹之子、稱姉妹之孫、稱女

丘氏曰、俗謂之大伯、釋名、俗間曰兄章、章灼也、章灼敬奉之也、

〔源平盛衰記 一〕清盛補化鳥幷一族官位昇進附秀意幷王莽事

サレバ六波羅殿ノ御一家ノ公達ト云テケレバ、花族モ英才モ面ヲ向ヘ肩ヲ並ル人ナカリケリ、太政入道ノ小舅ニ平大納言時忠卿（清盛妻ノ兄）ノ常ノ言ニ、此一門ニアラヌ者ハ、男モ女モ尼法師モ、人非人トゾ被申ケル、

叔

〔倭名類聚抄 二夫妻〕叔　爾雅云、夫之弟爲叔、與兄公同、

〔箋注倭名類聚抄 一夫妻〕釋名、叔、少也、幼者稱也、叔亦俶也、見嫂俶然却退也、

〔伊呂波字類抄 古人倫〕叔（コシフト）（夫弟曰叔）

〔釋親考〕夫之弟爲叔（オトコジフト）

丘氏曰、俗加以小、家禮考證、晉書王衍妻郭氏謂衍弟澄曰、夫人臨終、以小郎屬新婦、不以新婦屬小郎、又王凝之妻謝道蘊謂凝之弟獻之曰、欲爲小郎解圍、是小郎者夫之弟也、

胤按、隋牛弘弟弼嘗醉射殺弘駕車牛、其妻謂弘曰、叔射殺牛、猶爾雅之稱也、

女公

〔倭名類聚抄 二夫妻〕女公　爾雅云、夫之姊爲女公、（和名古之宇止女）

〔伊呂波字類抄 古人倫〕女妐（コシフトメ）（女公イ　夫之姉曰妐）

〔釋親考〕夫之姉爲女公（アネコジフトメ）

丘氏曰、俗謂之大姑、

女妹

〔倭名類聚抄 二夫妻〕女妹　爾雅云、夫之女弟爲女妹、（和名與女公同）又姉妹也、（一本无也字、妹下有之妹見上文五字）

〔箋注倭名類聚抄 一夫妻〕按源君所見爾雅、蓋脫女字、單作妹、故注云、又姉妹之妹、與私條注云、今案公私之私字也、婦條注云、又夫婦之婦也一例、皆明字同義異也、所引爾雅、若作女妹、不須注云如此、則作女妹者、疑係後人依原書校增、今不遽增、袁廷檮曰、釋親云、夫之女弟曰女妹、郭璞注、今謂之女妹、

〔釋親考〕長姉謂稚婦爲娣婦、娣婦謂長婦爲姒婦、

郭氏曰、今相呼先後、或云妯娌、

〔釋親考〕女子同出、謂先生爲姒、後生爲娣、

郭氏曰、同出、謂俱嫁事一夫、公羊傳云、諸侯娶一國、二國往媵之、以姪娣從、娣者何、弟也、此即其義也、

私

〔倭名類聚抄二婚姻〕私　爾雅云、女子謂姉妹之夫爲私、公私私字也、和名與夫同　孫炎注云、謂無正親也、

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕按説文、私、禾也、又云、ム姦衺也、韓非曰、蒼頡作字、自營爲ム、六書所謂指事也、説文又云、公平分也、从八ム、八猶背也、韓非曰、背ム爲公、是公私字作ム、經典皆作私者、ム字單形難寫、故假借禾旁字耳、○中略今俗呼阿爾无古以毛宇止无古、男子謂姉妹之夫亦同、○中略釋名、姉妹互相謂夫曰私、言於其夫兄弟之中、此人與己姉妹有恩私也、按姉妹之夫爲甥、見爾雅、然則自女子言之名私、自男子言之名甥、源君不擧者、蓋與私和名同而混之也、今俗是亦呼阿爾牟古、以毛宇止牟古、

〔伊呂波字類抄无人倫〕私姉妹夫爲私

〔釋親考〕女子謂姉妹之夫爲私

郭氏曰、詩云譚公維私、孫氏炎曰、謂吾姨者我謂之私、邢侯譚公皆莊姜姉妹之夫、互言之耳、丘氏曰、今稱姨夫、

兄公

〔倭名類聚抄二夫妻〕兄公　爾雅云、夫之兄爲兄公、和名古之宇止

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕原書郭璞注、今俗呼兄鐘、語之轉、釋名、夫之兄曰公、公君也、君尊稱也、俗間曰兄章、章灼也、章灼敬奉之也、又曰兄伀、言是已所敬、見之伀伀自肅齊也、

〔伊呂波字類抄古人倫〕兄伀兄公　夫之兄曰兄伀

〔釋親考〕夫之兄爲兄公

姒婦 娣婦

子、雖自男子而言可也、穀曰、謂弟之妻婦者、是嫂亦可謂之母乎、故名者人治之大者也、可無愼乎、然則弟妻不可單稱婦也必矣、漢楚元王傳、過其丘嫂、(ヲカノアニヨメ)應劭曰、丘、姓也、孟康曰、西方謂亡女婿為丘婿、丘、空也、兄亡空有嫂也、張晏曰、丘大也、師古曰、史記丘字作巨、丘巨皆大也、張說得之、又晉后妃傳、從嫂蓋從兄之妻、

〔倭名類聚抄 二 婦人〕姒婦　爾雅云、娣婦謂長婦為姒婦、(似反、和名於保與女、)

〔箋注倭名類聚抄 一 婦人〕釋名、姒言、其先來已所當法似也、新撰字鏡、姒娣並訓與女、

〔伊呂波字類抄 人與 倫〕姒婦 ヲホヨメ

〔伊呂波字類抄 人與 倫〕娣婦 チトヨメ

〔倭名類聚抄 二 婦人〕娣婦　爾雅云、長婦謂稚婦為娣婦、(上音弟、和名於止與女、)

〔箋注倭名類聚抄 一 婦人〕說文、娣女弟也、釋名、娣弟也、己後來也、或曰先後、以來先後弟之也、按於斗與女、於保與女、蓋謂弟妻兄妻、新撰字鏡云、弟妻曰娣、兄妻曰姒、是也、然儀禮喪服傳疏、成十一年左傳正義並為二婦互稱、謂年小者為娣、言娣姒從身之少長、非兄妻呼弟妻為娣婦、弟妻謂兄妻為姒婦、爾雅邢昺疏從之、爾雅又云、女子同出、謂先生為姒、後生為娣、郭璞曰、同出、謂俱嫁事一夫也、戴侗六書故云、謂長婦稚婦者、言兄弟之妻也、同事一夫、以齒為長弟可也、兄弟之妻、焉得以齒為長弟乎、如皆以齒、則弟之婦亦可謂兄之妻為娣矣、兄弟之妻自相號呼、而亦曰娣焉、則嫌乎以為己姪娣也、故兄弟之妻可謂之娣婦、而不可單謂之娣、其相謂則皆曰姒、而別之以叔伯、穆姜謂聲伯之母為姒、叔向之嫂謂叔向之妻為長叔姒、是也、說者惑於弟婦之稱姒、遂謂以婦之長幼為娣姒、而不以夫之長幼、不亦亂名也哉、邵晉涵亦以賈氏孔氏娣姒從身之少長、不計夫之兄弟為非、所辨著明、其說可從、然皆長婦呼稚婦、稚婦呼長婦之名、長婦長子之妻、稚婦季子之妻則非泛呼兄妻弟妻之名、則娣婦訓於斗與女、姒婦訓於保與女者、非是、新撰字鏡、娣字姒字嫂字皆單訓與女、

明シ暮ス程ニ、秋ニモ成ニケリ、可然ニヤ有ケン、作タル田糸能出來タリケレバ、多ク苅置テ妹兄過ス程ニ、漸ク年來ニ成ヌレバ、然リトテ可有事ニ非子バ、妹兄夫婦ニ成ヌ、然テ年來ヲ經程ニ、男子女子數產次ケテ、其レヲ亦夫婦ト成シツ、大ナル島也ケレバ、田多ク作リ弘ゲテ、其妹兄ガ產次タリケル孫ノ、島ニ餘ル許成テゾ于今有ナル、土佐ノ國ノ南ノ沖ニ妹兄ノ島トテ有トゾ人語リシ、此ヲ思フニ前生ノ宿世ニ依コソハ、其島ニモ行住、妹兄モ夫婦トモ成ケメナント語リ傳ヘタルトヤ、

〔續世繼一雲井〕入道〇藤原(道長)おとゞの四の君は、威子の內侍のかみときこえたまひし、こよひ女御にまいり給ひて、藤つぼにおはします、神な月の十日あまりのころ、きさきにたゝせ給、國母(彰子)も、后(威子)も、あねをとゝにおはしませば、いとたぐひなき御さかえなるべし、

〔倭名類聚抄二婚姻〕嫂婦　爾雅云、女子謂兄之妻爲嫂、弟之妻爲婦、嫂(草反)作姨(和名與女○父母之呼子妻同)

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕說文、嫂兄妻也、釋名、嫂叟也、叟老者稱也、叟縮也、人及物老、皆縮小於舊也、鄭玄注喪服傳云、嫂猶叟也、叟老人稱也、〇中略按嫂屬心母、早屬清母、草屬精母、三字其音皆不同、未知此所音何據、干祿字書、㛮嫂嫂、上俗中通下正、按禮嫂叔不相爲服、孟子、男女授受不親禮也、嫂溺援之以手權也、昭二十八年左傳注、子容母叔向嫂、是男子亦可謂兄妻爲嫂、然不可得謂弟妻爲婦也、〇中略新撰字鏡、姨訓與女、與此言與父母之呼子妻同合、今俗呼阿爾與女、於止宇止與女、挍子之妻亦曰婦、

〔伊呂波字類抄與人倫〕嫂(ヨメ、謂兄弟妻爲嫂、)

〔倭訓栞中編一阿〕あによめ　嫂をよめり、兄の婦也、

〔釋親考〕女子謂兄之妻爲嫂(アニヨメ)、弟之妻爲婦(オトフトヨメ)、

胤按、孟子曰、男女授受不親禮也、嫂溺援之以手權也、禮嫂叔不相爲服、據此則兄妻稱嫂者、不特女

には兄と云こと、などいはるゝに、姉妹には姉妹と云るにめなれたるうつりにして、皇國の古稱にたがへり。猶名に妙などいはれたるに、さまにはよりて云るものなり。實は中昔までも古の如くにて、姉に對へては兄とこそ云つれ、古今集雜上卷に、妻の弟をもて侍りける人に云々、姉妹に兵部卿を妻に、豐月夜の君のことを、女御の御妹とうとだちにこそあらめなどある人に云て、姉に對へて妹と云ことは兄かりき。

〔今昔物語二十六〕土佐國妹兄行住不知島語第十

今昔、土佐國幡多郡ニ住ケル下衆有ケリ、己ガ住浦ニハ非デ、他ノ浦ニ田ヲ作ケルニ、己ガ住浦ニ種ヲ蒔テ、苗代ト云事ヲシテ可殖程ニ成ヌレバ、其苗ヲ船ニ引入テ殖人ナド雇具シテ、食物ヨリ始テ馬齒辛鋤鎌鍬斧鐇ナド云物ニ至マデ、家ノ具ヲ船ニ取入テ渡ケルニヤ、十四五許有男子、其ガ弟ニ十二三歳許有女子ト、二人ノ子ヲ船ニ守リ目ニ置テ、父母ハ殖女雇乘ントテ陸ニ登リニケリ、白地ト思テ船ヲバ少シ引居テ、綱ヲバ棄テ置タリケルニ、此二人ノ童部ハ、船底ニ寄臥タリケルガ、二人作ラ寢入ニケル、其間ニ鹽滿ニケレバ、船ハ浮タリケルヲ、放ツ風ニ少シ吹被出タリケル程ニテ、滿ニ被引テ遙ニ南ノ澳ニ出ケリ、澳ニ出ニケレバ、彌ヨ風ニ被吹テ帆上タル樣ニテ行、其時ニ童部驚テ見ニ、懸タル方ニ无澳ニ出ニケレバ、泣迷ヘドモ可爲樣モ无テ只被吹テ行ケリ、父母ハ殖女モ不雇得シテ船ニ乘ムトテ來テ見ニ、船モナシ、暫ハ風隱ニ差隱タルカト思テ、此走リ彼走リ呼ベ共、誰カハ答ヘントスル、返々求騷ゲドモ跡形モ無レバ、云甲斐无テ止ニケリ、然テ其船ヲバ遙ニ南ノ沖ニ有ケル島ニ吹付ケリ、童部恐々陸ニ下テ船ヲ繋デ見レバ、敢テ人无シ、可返樣モ无レバ、二人泣居タレドモ甲斐无テ、女子ノ云タ、今ハ可爲樣ナシ、然リトテ命ヲ可棄ニ非ズ、此食物ノ有ム限コソ少シヅヽモ食テ命ヲ助ケメ、此ガ失畢ナン後ハ何ニシテカ命ハ可生、然レバ去來此苗ノ不乾前ニ殖ント、男子只何ニモ汝ガ云ンニ隨ム、現ニ可然事也トテ、水ノ有ケル所ノ田ニ作ツベキヲ求メ出シテ、鋤鍬ナド皆有ケレバ、苗ノ有ケル限リ皆殖テケリ、然テ斧鐇ナド有ケレバ、木伐テ庵ナド造テ居タリケルニ、生物ノ木時ニ隨テ多カリケレバ、其ヲ取食ツヽ

下々戸主意比止年卅六、正丁、○中略
戸主妹乎賣年五十二、正女、○中略
中政戸六人部儞戸口廿二○註略
下々戸主儞年卅六、正丁、○中略
戸主妹豐賣年五十二、正女、
〔東大寺正倉院文書二十二〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戸籍○中略
上政戸國造族皆麻呂戸口卅六○註略
下中戸主阿佐麻呂年五十七、正丁、○中略
戸主妹安賣年六十、正女、

○按ズルニ、右ノ戸主妹乎賣、豐賣、安賣等、皆戸主ノ妹トアレド、其年齡戸主ヨリ長ゼリ、

〔大和物語下〕むかし在中將のみむすこ在次君といふがめなる人なん有ける、女は山蔭の中納言のみひめにて、五條のごとなんいひける、かのざいじぎみのいもうとの、伊勢のかみのめにていますがりけるがもとにいきて、○下略

〔古事記上〕於是天津日高日子番能邇々藝命、於笠沙御前、遇麗美人、○中略故爾其姉者因甚凶醜、見畏而返送、唯留其弟木花之佐久夜毘賣、以一宿爲婚、

〔古事記傳十六〕弟は淤登と訓べし、伊呂杼と訓て宜きもあれど、所によることなり、和名抄に、爾雅云、男子後生爲弟、和名於止宇止、とあれども、淤登は男女にわたりて云稱なり、又もとはたゞ淤登と云りしを、淤登宇登と云は、夫を袁宇登、妹を伊毛宇登と云類にて、宇登は皆人にて、弟人夫人妹人なり、かく人と添て云は後のことなり、また爾雅云、女子後生爲妹、和名伊毛宇止とあれども、古は姉に對へて、後に生れたるをば、女をも弟と云て妹とはいはず、記中の例皆然り、心を著て見べし、中昔までも然にぞありける、後に生れたる女子を妹と云は、男兄に對へ云稱なり、姉に對へては弟とのみ云て、妹と云ることなかりき、然るを後世には姉にむかへても妹とのみ云て、男ならで

〔古事記上〕故阿治志貴高日子根神者、忿而飛去之時、其伊呂妹高比賣命、思顯其御名、故歌曰、○下略

〔古事記傳十三〕伊呂妹は、伊呂毛と訓べし、同母妹を云なり、まづ凡て古に兄弟を稱呼に、男弟女弟に、對へて、男兄を勢と云、阿爾とも云、此は常の如し、又女兄に對へて、男弟をも勢と云り、須佐之男命のみづから、天照大御神の伊呂勢と詔へるが如し、中昔までも然云り、女兄に對へて、男弟を淤登と云ことはなかりき、此は後世と異なり、さて女弟に對へて、女兄を阿泥と云、又男弟のみづから女兄を指ても、阿泥と云り、但し男弟の、女兄を阿泥と云は、みづから呼ときのことなり、後よりは男弟に對へては、女兄をも伊毛と云り、中昔までもしかり、此は後世と異なり。さて男兄に對へて、男弟を淤登と云、此は常の如し、女兄に對へて、男弟を淤登と云ことはなかりき。又女兄に對へて、女弟をも淤登と云り、中昔までも然りき、女兄に對へて、女弟を伊毛と云ることは無し、此は後世と異なり。さて男兄に對へて、女弟を伊毛と云、此は常の如し、女兄に對へては、女弟を伊毛といへることなかりき。又男弟に對へて、女兄をも伊毛と云り、此は後世と異なり、かくて又同母兄弟の間にては、勢を伊呂勢、阿泥を伊呂泥、阿泥の阿を省きて、泥と云なり、例は黒田宮段に、伊呂泥とありて、書紀に某姉と書れたり、さて泥と云は、もとは男女にわたれる語にて、男名にも賀理泥、此事中巻浮穴宮段、傳廿一の十ひらに云り、然るを阿泥の阿を省きて同母姉をも伊呂泥といふなり、淤登を伊呂杼、淤登の淤を省きて、杼と云なり、濁るは伊呂より連く音便なり、例は黒田宮段に、伊呂杼とあり、又記中に、伊呂弟とあり、さて凡て伊呂と云言の義は、中巻浮穴宮段、傳廿一の十ひらに云べし、とも常に云り、これらに准ふるに、同母兄に對へて、女弟をば伊呂毛と云けんこと決して、阿泥を伊呂泥、淤登を伊呂杼と云例にて、伊毛の伊を省きて、伊呂毛と云べし、故今然訓るなり、前には伊呂毛と云ることの體に見えざるによりて、伊呂妹の妹をも杼と訓べしと云つれども、其は精しからざりき、其故は、古は男兄に對へて女弟を淤登と云る例なればなり、記中に伊呂杼とあるは、みな男弟にて、女弟にはみな伊呂妹と書り、又黒田宮段に、伊呂杼と云名も、女兄に對へて云るなれば、男兄に對へて云る例には非るぞかし、凡て古に兄弟を稱呼る名ども、男と女とによりて互に異なること、右の如くにして、後世の様とは異なること多し、其趣をわきまへずば誤るべし、書紀の訓、又和名抄などは、古に合ひがたきことまじれり、よく〳〵わきためて取べき也。

〔日本書紀二神代〕一云、○中略時豐玉姬化爲八尋大熊鰐、匍匐逶虵、遂以見辱爲恨、則徑歸海鄕、留其女弟玉依姬、持養兒焉、所以兒名稱彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、

〔續修東大寺正倉院文書四〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戶籍○中略

中政戶漢人意比止戶口廿○註略

呂弟水齒別命、又云、穴穗天皇爲伊呂弟大長谷王子、皆以兄對同母弟也、又云、和知都美命有二女、兄名蠅伊呂泥、弟名蠅伊呂杼、以姉對同母妹也、若男子謂同母女子、爲以呂毛、引見上條、泛訓妹爲以呂止非是、又用明紀云、皇弟皇子者、謂穴穗部皇子、卽天皇庶弟、而訓皇弟爲須女伊呂止、亦誤、

〔伊呂波字類抄 伊人倫〕妹 イモウト 爾雅云、女子後生爲妹、音昧、和名以毛宇止、日本紀私記云、以呂止、

〔倭訓栞 前編 三〕いも　妹をいふ、いは發語、もはむかふ義也といへり、萬葉集に孋をもよめり、凡そ夫より婦をよび、兄姉より妹人をいふはもとよりにて、弟より姉を指ても他人どちも女をさか呼び、女どちも互に指ていふなり、

〔古事記 上〕國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、○中略 如葦牙因萌騰之物而成神名、○中略 次成神名、宇比地邇上神、次妹須比智邇去神、

〔古事記傳 三〕妹は伊毛と訓べし、和名抄に伊毛宇止とあるは、妹人の義にて、後のことなり、伊毛とは、古夫婦にまれ、兄弟にまれ、他人どちにまれ、男と女と雙ぶときに、其女を指て云稱なり、故に記中の例、兄弟なるに、兄と妹となれば、妹をば妹某といひ、姉と妹となれば、弟某と云て妹とはいはず、阿遅鉏高日子根神、次妹高比賣命といひ、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣と云るが如し、心を着べし、古の定まりと見えたり、然れば女と女との閒にては、伊毛と云ことは、上古には無かりしなり、又書紀仁賢卷に、古者不言兄弟長幼、女以男稱兄、男以女稱妹とあるが如く、男よりは姉をも妹と云しなり、さて又夫婦の閒にて妻を妹と云ることは、世人もよく知れることなり、然るを書紀に、雄略天皇の皇后を指して、吾妹と稱へるを註して、稱妻爲妹、蓋古之俗乎とあるは、いかにぞや、此は今京になりてまでも、常に云ることにて、奈良のころはさらなるを、如此よそ〳〵しげに、蓋古俗乎などゝは、强て高な漢籍めかさむとての文なり、さて又他人どちの閒にても、男の女を指て妹と云ることも、万葉などに甚多し、但し十二卷に、妹といへばなめしかしこししかすがにかけまく欲き言にあるかも、とよめるを思へば、歎ふべき人なばいはさりし稱にこそ、然るをや、後には、女どちの閒にても稱ことゝなれりき、姉妹の閒にて妹を云はさらにて、又他人にても、万葉四の歌黄刀自が歌、又紀女郎が友に贈歌、又十九に、家持の妹の其妻の許に贈歌、其答歌などに皆妹と云り、さて妹字をしも書は、此稱に正しく當れる字のなき故に、姑く兄弟の閒の伊毛に就て當たるものなり、ゆめ此字に泥みて、言の本義を勿誤りそ、然るを後生人は、ひたすら字を主として思ふ故に、伊毛と云は、本兄弟の妹より出たるが轉て、妻をも然云ぞと心得誤るめり、

妹

〔源氏物語 帚木二〕いづれがいづれなどとひ給に、これは故衛門のかみ〇空蟬父のすゑの子にて、いとかなしくし侍けるを、おさなき程におくれ侍て、あ。ね。なる人のよすがにかくて侍るなり、〇下略

〔倭名類聚抄 二兄弟〕妹　爾雅云、女子後生爲妹、味反、和名伊毛宇止、

〔箋注倭名類聚抄 一兄弟〕說文、妹女弟也、白虎通、妹者末也、廣雅同、釋名、妹昧也、猶日始入、歷時少尙昧也、〇中略　本居氏曰、古單曰以毛、以毛宇止、卽妹人、與謂於止爲於止宇止同、古昔男子稱女子爲以毛、若姉妹、若妻妾、及於他婦人亦然、仁賢紀所謂古者不言兄弟長幼、男以女稱妹是也、古事記云、阿遲鉏高日子根神、次妹高比賣命、是以兄對女弟、故云以毛也、若以女兄對女弟則曰於止、與兄之於弟同、古事記又云、姉石長比賣、其弟木花之佐久夜毘賣、是也中古猶然、古今集在原業平歌小序、謂婦妹爲妻弟、源氏物語花宴卷、謂朧月夜君爲女御之弟、皆古義之存者也、愚按神代紀云五十猛神妹大屋津姫命、味耜高彥根神之妹下照姫、思兼神妹萬幡豐秋津姫命、其他尙多、法隆寺繡帳文云、多至波奈等己比乃彌己等妹、名等己彌居加斯支侈比彌乃彌己等、是以兄對女弟、故曰妹、又神代紀、磐長姫謂其女弟神吾田鹿葦津姫之被幸於天孫曰、唯弟獨見御、垂仁紀、以皇后弟之三女爲妃、景行紀、美濃國造神骨之女兄名兄遠子、弟名弟遠子、熊襲梟帥有二女、兄曰市乾鹿文、弟曰市鹿文、應仁紀、皇后弟弟姫、反正紀、夫人弟弟媛、允恭紀、皇后奏言妾弟名弟姫、又朕頃得美麗孃子、是皇后母弟也、天智紀、有遠智娘弟曰姪娘、法隆寺繡帳文云、娶大后弟名乎阿尼乃彌己等爲后、是以女兄對女弟、故曰弟、古今集業平歌小序、謂妻妹爲妻弟、大和物語、本院北方御弟童名曰於保都布禰、奉之陽成帝無寵、菅原孝標女更科日記、謂己與姉之間爲姉弟乃中、榮花物語藤壺卷、謂御匣殿爲皇后御弟四御方、初花卷、謂小一條中君爲宣耀殿女御之弟、狹衣物語、謂堀川大臣北方爲一條院后宮御弟東宮御姨、後拾遺集小序、謂長女爲阿禰、幼女爲於止々、皆與本居氏所言合、其說可從、妹訓伊呂止、見神代紀、其他尙多、按以呂止、男子謂同母弟、女子謂同母妹之稱、古事記、伊邪本和氣命、其伊

〔今物語〕待賢門院の堀川、上西門院の兵衛をとゝいなりけり

〔平家物語一〕祇王事

太政の入道は、かやうに天下をたなごゝろのうちににぎり給ひじうへは、世のそしりをもはゞからず、人のあざけりをもかへりみず、ふしぎの事をのみし給へり、たとへばそのころ京中に聞えたるしらびやうしの上ずうず、ぎ王ぎ女とて、おとゞひあり、とぢといふしらびやうしがむすめなり、

〔倭名類聚抄二兄弟〕姉 爾雅云、女子先生爲姉、止反 女兄、和名阿禰、〇下一本有日本紀私記云與兄同九字

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕原書女子上有男子謂三字、白虎通、姉者咨也、釋名、姉積也、猶日始出、積時多而明也、按説文姉女兄也、故此云、一云女兄也、〇中略 姉訓伊呂禰、見神代紀下、其他尙多、故此云與兄同、按伊呂禰、女子謂同母姉、男子謂同母兄之稱、若男子謂同母姉妹、則稱伊呂毛、古事記云、阿治志貴高日子根神、其伊呂妹高比賣命是也、據仁賢紀云、古者不言兄弟長幼、男以女稱妹、是可證不必論長幼也、若泛謂諸女兄、宜稱阿禰、是阿介米之急呼、卽兄女之義也、

〔伊呂波字類抄安人倫〕姉アチ亦イロ子 女兄同 〔同伊人倫〕姉イハシ、アチ、イロチ、爾雅云、女子先生爲姉、女兄、音止、和名阿禰、日本紀私記云、與兄同、

〔倭訓栞前編二〕あね 常に姉をいへり、神代紀に姉をなねとよめり、皇代紀に、兄をあねとよめるも多し、あにの轉語成べし、信州甲州にては、姉女はすべてあねと呼り、

〔物類稱呼一人倫〕姉あね 九州にてばほうちよといふ、上總房州にて、なゝといふ、兄弟に限らず、目上の女を尊んでなゝといふ、

〔日本書紀一神代〕素戔嗚尊對曰、吾元無黑心、但父母已有嚴勅、將永就乎根國、如與姉(ナチノミコト)相見、吾何能敢去、是以跋涉雲霧、遠自來參、不意阿姉(ナチノミコト)翻起嚴顏、

にて知べし、また爾雅註疏本三卷廿丁左釋親に、男子謂女子先生爲姉、後生爲妹云々とありて、妹は男子の妹にいふなるを、倭名抄二卷十四丁オ兄弟類部に、爾雅云、女子先生爲姉、音止、女兄、和名阿禰、日本紀讀與兄同云々、また爾雅云、女子後生爲妹、音昧、和名伊毛字止、日本紀私記云、以呂止云々と記されしは、上の男子の二字に心づかずして、誤られたる也、喪葬令集解にも、姉妹俗云阿禰於伊毛と見ゆ、

〔古事記傳二十八〕熱田緣起に云、○中略先是日本武尊、於甲斐坂折宮、有熱宮酢媛、卽歌曰、阿由知何多、比加彌阿禰古波、和例許牟止、止許佐留良牟也、阿波禮阿禰古乎、(中略)比加彌阿禰古とは、宮酢媛を指して謂ふなり、氷上なる姉子と云意なり、曾丹集歌に、あれこが國と云り、今世の言にも、若き女を、姉とも姉御ともいふ、式に愛知郡火上姉子神社あり、此媛を祭ると云り、

〔老牛餘喘初編下〕姉子

延喜神名式に、愛智郡火上姉子神社あり、○中略曾丹集の歌に、神まつる冬はなかばに成にけりあねこが國に榊をりしきとありと、本居氏の書にみゆ、おのれ又おもふにこれらの姉ごは、今も父ご、母ご、伯父ご伯母ご兄ごといふに同じくて、もとは父き、母き、伯父き、伯母き、兄き、姉き、などいふきの轉りたるなり、俗に子、或は御とかくは借字なり、猶中の卷なる伯者の條を合せ見るべし、

〔源氏物語四十七角總〕例の中納言殿おはしますとて、けいめいしあへり、君だちなまわづらはしくき給へど、うつろふ方ことにはし置てしかばと、ひめ君はおぼす、中。君。は思ふかたことよめりしかば、さりともと思ながら、心うかりし後は、ありしやうにあ。ね。君。をもおもひきこえ給はず、心おかれてものし給ふ、

〔菊海一得上〕今三都ニ、女ノ多集リタル處ニテ、諸女義ヲ結テ、兄弟ブンナド云事、唐ノ崔令欽ガ教坊記ニ曰、敎坊中ノ諸女、以氣類相似、約爲香火兄弟、ト言ハ、香火ヲ備テ鬼神ニ誓ユヘニカク云ニヤ、此事由テ來ル事舊シ、漢書外戚傳曰、房與宮對食、注應劭曰、宮人自相與爲夫婦名對食、房宮二人之名也ト、角先生蠑師父何人カ僞作レルヤ、

者異父兄弟ニ准じ可申哉、此段彙而心得罷在候度、奉伺候、以上、

弘化三年閏五月廿八日　松平備中守家來　高室八左衛門

書面之通者、異父姉ニ而候、

庶兄妹

〔新撰字鏡親戚〕訂萬々妹也　庶兄萬々兄

〔倭訓栞中編阿一〕あらめいろね　古事記に、庶兄を訓せり、

〔古事記中神武〕故天皇崩後、其庶兄當藝志美美命娶其嫡后伊須氣余理比賣之時、略○下

〔古事記傳二十〕庶兄は字鏡に庶兄万々兄とあり、如此訓べし、上巻に庶兄弟とあるをば、たゞ阿邇於登杼母と訓たりき、彼は異母兄弟等を凡て云る、其を麻々某といふ稱を知ざればなり、又書紀繼體巻に、庶兄をイロネ、用明巻に、庶弟をハラカラと訓るなどは當らず、又同書に、嫡母万々波々、訂万々妹などもあり、漢國にて、庶字は嫡に對へる稱にして、嫡妻の生る子を嫡子といひ、妾の生るを庶子といふ、されば庶兄とは、嫡妻の生る弟の、妾の生る兄をいふ稱なり、此も其定まりの如く庶兄と書り、然れども皇國にては、嫡庶を論ず、凡て異母の兄弟を麻々兄、麻々弟と云けむこと、彼字鏡に嫡なも庶なも万々とあるにても知るべく、又和名抄に、繼父万々知々、繼母万々波々と見え、又古も今も、非所生子を麻々子と云、今言に非所生親子の間を麻々志伎中と云り、

〔古事記中景行〕故大帶日子天皇娶此迦具漏比賣命、生子大江王、一柱此王娶庶妹銀王、生子、大名方王

〔古事記傳二十九〕庶妹は、麻々伊毛と訓べし、アラメイロトなど訓るは非也、字鏡に、訂万々妹也とあり、訂字は心得ず、凡て庶をば麻々と訓べきこと、白檮原宮段に、庶兄とある下傳廿の廿九葉に云るが如し、庶字にはかかはらず、ただ異母のよしなり、

姉妹

〔令集解四十喪葬〕古記云、釋親云、女子先生爲姉、後生爲妹、案父之子身之姉妹也、俗云、阿禰於伊毛也、

〔松屋筆記八十七〕姊妹の字義

女子の長を姉といひ、次を娣といふ、男子の長を兄といひ、その次女を妹といふ、娣妹ともにイモウトとよめど、字はおなじからず、晉語一七丁右国語七巻に、獻公伐驪戎克之、滅驪子、獲驪姬以歸、立以爲夫人、生奚齊、其娣生卓子云々、注に、娣大計切、女子同生、謂後生爲娣、於男則言妹也云々と見えたる

異父母兄妹

〔武德編年集成〈五十〉〕慶長八年八月十四日、信州小諸ノ城主松平因幡守藤原康元、享年五十二歲ニシテ卒ス、其子甲斐守忠良封ヲ襲、康元ハ久松佐渡守俊勝ガ二男ニシテ、神君御同胞ノ昆弟タリ、

〔伊呂波字類抄〈知人倫〉〕異父兄〈父コトナルアニ〉　異父弟〈父コトナルオトヽ〉　異父姉〈父コトナルアネ〉　異父妹〈父コトナルイモウト〉

〔令集解〈四十喪葬〉〕古記云、異父同母、故曰異父、既異姓、故服降身之兄弟姉妹一等、俗云、麻麻波良加良也、

〔日本書紀〈十五仁賢〉〕六年是秋、日鷹吉士被遣後有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何怜矣、略○註　哭聲甚哀、〈中略〉或本云、玉作部鯽魚女、共前夫韓白水郎𪉩生哭女、更共後夫住道人山寸生鹿寸、則哭女與鹿寸異父兄弟之故、哭女之女能田女、呼鹿寸曰、於母亦兄也、哭女嫁於山寸生能田女、山寸又淫鯽魚女生鹿寸、則能田女與鹿寸異母兄弟之故、能田女呼夫鹿寸曰、於吾亦兄也、古者不言兄弟長幼、女以男稱妹、男以女稱妹、故云於母亦兄、於吾亦兄耳、

〔日本書紀〈二十九天武〉〕八年五月乙酉、天皇詔皇后及草壁皇子尊、大津皇子、高市皇子、河島皇子、忍壁皇子、芝基皇子曰、朕今日與汝等俱盟于庭、而千歲之後欲無事、奈之何、皇子等共對曰、理實灼然、則草壁皇子尊先進盟曰、天神地祇及天皇證也、吾兄弟長幼幷十餘王、各出于異腹、然不別同異、俱隨天皇勅、而相扶無忤、若自今以後、不如此盟者、身命亡之、子孫絕之、非忘非失矣、五皇子以次相盟如先、然後天皇曰、朕男等各異腹而生、然今如一母同產慈之、則披襟抱其六皇子、因以盟曰、若違茲盟、忽亡朕身、皇后之盟且如天皇、

〔源氏物語〈五十二蜻蛉〉〕この大將殿のなくなし給てし人〈○浮舟〉は、宮の御二條の北方〈○中君〉の御をとうとなりけり、ことはら〈○浮舟中君〉なるべし、

〔諸例集〈六〉〕異父兄弟之儀ニ付問合

〈朱書〉稲生出羽守答

女子、他江緣付、女子出生仕候上、離緣相成、里方江歸り、其後又候他江再緣仕候處、女子出生、右江智養子仕候節者、最初緣付候先ニ而出生之女子者、右養子之者之爲ニ者、養母方姉之續可相成哉、又

〔古事記中開化〕山代之大筒木眞若王、娶同母弟伊理泥王之女、母泥能阿治佐波毘賣生子、迦邇米雷王、加邇米三字以音

〔古事記傳二十二〕同母弟は、師〇賀茂眞淵の伊呂杼(イロド)と訓れつるを用ふべし、若櫻宮段穴穗宮段などに、伊呂弟とあるに同じければなり、女なれば伊呂妹と書る、其は伊呂毛なり、此事傳十三の六十三葉に委く云り、考合すべし、書紀に、母弟同母弟などを、ハラカラ、チヽハラカラ、ハヽハラカラ、ハラカラノイロト、オナジハラノイロトなど訓るは、皆古語にあらず、

〔日本書紀六垂仁〕四年九月戊申、皇后母兄狹穗彥王謀反欲危社稷、因伺皇后之燕居而語之曰、汝孰愛兄與夫焉、於是皇后不知所問之意趣、輙對曰、愛兄也、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年九月十三日壬戌、第四皇子誕、皇太子同母弟也、

〔三代實錄二十三清和〕貞觀十五年四月廿一日乙卯、勅曰、〇中略其號親王者、同母後產、並同蛩一、尸鳩之深惠、欲一恩施、司收之至公、猶從義斷、但冀枝分若木、高下共春、派出天潢、淺深同潤、普告遐邇、令知朕意、是日定親王八人源氏四人、〇中略皇子貞保、母女御藤原氏、故中納言長良之女、〇中略皇女敦子、與貞保同母、並爲親王、皇子長猷、母賀茂氏、越中守峯雄之女、〇中略皇女載子、與長猷同母、並爲源氏、貫隸左京一條一坊、

〔本朝世紀〕久安二年四月十六日己卯、今日有暲子內親王准后勅書事、〇中略勅、親九族而敦睦、唐堯之聖德長昭、建諸姬而分封、周發之賢行既舊、暲子內親王者、朕同產之姉也、〇中略宜本封之外更加千戶、以爲公主湯沐之邑、亦任人賜爵、殊准三宮、布告遐邇、俾知朕意、主者施行、

久安二年四月十六日

〔奧州後三年記上〕みちの國に清衡家衡といふものあり、清衡はわたりの權大夫經淸が子なり、經清貞任に相ぐしてうたれにし後、武則が太郎武貞經淸が妻をよびて家衡をばうませたるなり、然れば淸衡と家衡とは父かはりて母ひとつの兄弟なり、〇下略

子より、右三男者養方弟之積ニ而候、

〔諸例集三〕石谷備後守挨拶（朱書）

嫡男有之、病身ニ而、他家ゟ致養子候處、嫡男ゟ養子之者年増ニ而、兄弟之評難決御座候ニ付、文化十一戌年相伺候處、嫡男より養子之者年増ニ而も弟に定候様御差圖御座候ニ付、右之通心得罷在候、然ル處、故有而、兄之養子ニ相成候者、右養子以前兄ニ男女子有之候得共、實甥姪ニ候之處、前條御差圖ニ隨ひ、年下ニ而も兄姉と相定宜有御座候哉、

右之趣御問合仕候、以上、

九月　丹羽左京大夫内　小澤長右衛門

書面、兄之養子ニ成候者、右養子以前兄ニ男女子有之候得者、實甥姪ニ付、年之長少ニ不拘、養子之方實叔父ニ付、兄と相定可然候、

同母兄妹

〔倭名類聚抄二兄弟〕母兄　文選注云、母兄、俗云、波○夏○比○止○豆○乃○古○乃○加○美○、同胞之義同母兄也、

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕垂仁紀、母兄訓波良加良、按波良腹也、謂同腹也、加良者、與親族訓字加良也加良、輩倫訓止毛賀良同、然則波良加良、同母兄弟姉妹之總稱、非可特訓母兄也、古弟謂同母兄為以呂禰、女弟呼同母女兄亦同、女子謂同母兄則為伊呂勢、〇中略母兄、嵇康與山濤絶交書所見、李善五臣皆無注、按隱七年公羊傳注云、母兄同母兄、源君或誤引之、

〔倭名類聚抄二兄弟〕母弟　尙書注云、母弟同母弟也、

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕所引周書牧誓篇孔傳文、按古兄謂同母弟為以呂止、女子呼同母女弟亦同、女子謂同母弟則為伊呂勢、與女子呼同母兄同、

り、

〔倭名類聚抄 二兄弟〕弟 爾雅云、男子後生爲弟、和名於止宇止、

〔箋注倭名類聚抄 一兄弟〕按、說文、弟韋東之次第也、轉爲後生者之稱、白虎通、弟悌也、心順行篤也、釋名、弟第也、相次第而生也、契冲曰、於止宇止、劣人之義、謂生年劣於己也、本居氏曰、弟古單曰於止、於止宇止、即弟人之義、而於止通男女之稱、其謂女子後生爲於止、於妹條詳之、

〔伊呂波字類抄 於人倫〕弟 オトウト 〔同 古人倫〕昆 コノカミ 兄也、後也、亦作昆弟、

〔倭訓栞 前編於四十五〕おとうと 倭名鈔に弟をよめり、劣人の義、年の劣れる義也、おとゝともいふ、おとうとの略也、いもうとをおとうと、もいひし事、紫式部日記、後拾遺集に見ゆ、

〔日本書紀 七景行〕四十年七月戊戌、天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、朕聞、〇中略 東夷之中蝦夷是尤强焉、男女交居、父子無別、冬則宿穴、夏則住樔、衣毛飮血、昆弟相疑、〇下略

〔尊卑分脈 七藤原〕顯隆

葉室流稱嫡家事、顯隆卿爲隆卿兩人嫡庶事、爲隆者舍弟也、然而父爲房卿、以顯隆爲家嫡之間、父卿永久三年四月死、重服内、同年八月十三日補藏人頭畢、爲隆卿保安三年正月補貫督、雖舍弟移進也、不依年齒嫡庶、所見古今所知也、

〔諸例集 二〕續名目之儀ニ付問合

文化十酉年六月廿四日、水野若狭守差出袋廻シ、

一、二男者死去仕、三男者他江聟養子に差遣候、其後嫡子致死去候ニ付、嫡女江他より致聟養子候、右聟養子より、他江聟養子ニ罷越候三男者、年若ニ而も、養方兄と唱、三男より者、實方姉聟ニ者御座候得共、年之少長ニ不拘、實方弟之續ニ相心得可然哉、

書面之通者、二男死去、三男他江聟養子、其後嫡子死去、嫡女江家督相續之致聟養子候上者、聟養

事をみの字を略して云也、古は兄君、伯父君など、いひし也、

〔古事記上〕爾速須佐之男命、〈略〇中〉爾答詔、吾者天照大御神之伊呂勢者也、〈自伊下三字以音〉

〔古事記傳九〕伊呂勢、中卷下卷には伊呂兄と書り、同母兄を云なり、伊呂とは、本愛しみ親しみて云言なり、此事中卷浮穴宮段、常根津日子伊呂泥命の下〈傳廿一の十のひら〉に委く云り、考ふべし、〈師(賀茂眞淵)說に、伊呂は家等にて、万葉十四東歌に、伊波呂と云るこれなり、さて同母の子は、母と共に同家に在る故に、伊呂母伊呂兄伊呂弟伊呂姉と云なりとあり、是ぞ古のさまをよく得られたるものと、さきには思ひしかど非ざりけり、〉さて此命は御弟なれども、男命なる故に兄と詔ふなり、其由は上〈傳六の九葉〉に云り、上に天照大御神の大御言にも我那勢命とあり、

〔古事記上〕兄八島士奴美神、娶大山津見神之女名木花知流〈二字以音〉比賣生子、布波能母遲久奴須奴神、

〔古事記傳九〕兄は御阿邇と訓べし、書紀神代卷に兄弟、又垂仁の卷に御子たちの次第を云處に第一をも阿兄とよめり、又仁賢卷にも異父兄弟など訓り、〈此稱、中昔の物語どもに多かり、今人の心には、阿閇と云は、俗言のごとく思ふめれど、昔のさまいと古し、和名抄に兄古乃加美、又母兄波夏比止豆乃古乃加美とあれども、古能加美と云は、本第一子に限る稱なり、魁帥なども衆中の長を云、官司にても長官を加美とは云り、然るを必しも第一に限らず、ひろく弟に對へて云は、兄字を訓るから轉れる後のことなるべし、されば書紀應神卷清寧卷などに、長子を訓るは、よく當れり、此は先に三柱女神生せば、長子にはあらざれば叶はず、又伊呂勢伊呂泥などは、同母のを云稱なれば、是も此には叶はず、然ればたゞ勢と云ぞ、ひろく兄字によく當れゝど、此は然訓むも語調よろしからずなむ、〉

〔古事記中神武〕故天皇崩後、其庶兄當藝志美美命、娶其嫡后伊須氣余理比賣之時、將殺其三弟而謀之間、〈略〇中〉於是其御子聞知而、驚乃爲將殺當藝志美美之時、神沼河耳命曰其兄神八井耳命、〈下略〇〉

〔古事記傳二十〕兄は伊呂勢と訓べし

〔古事記中開化〕御眞木入日子印惠命、〈〇中略〉者、治天下也、其兄比古由牟須美王之子、大筒木垂根王、〈下略〇〉

〔古事記傳二十二〕其兄、此兄は美古能加美と訓べし、此は五柱皇子だちの中の第一と云意なるべければなり、凡て古能加美は、子上と云ことにて、子等の中の第一なる一人を云稱なり、〈又其と云を、印惠命を指て申せりとせば、御阿兄と訓べし、阿兄と云は、第一の一人には限らぬ稱なり、何れにまれ、此の兄を、イロセ、イロエなど訓るは非なり、いろせなどは、同母の兄を云稱なればなり、〉

云汝兄先傳亦當依之訓那泥、今本訓爲奈世、非是、若女子謂同母男子、則不論兄弟、皆稱伊呂勢、古事記、速須佐之男命、答足名椎神詔、吾者天照大御神之伊呂勢者也、蓋古昔女子謂兄弟及夫皆爲勢、仁賢紀、古者不言兄弟長幼、女以男稱兄、是也、故謂同母兄弟爲伊呂勢也、又女子謂夫爲勢、古今通稱、但其名男子稱兄弟、女子稱姉妹耳、萬葉集相聞歌云、奈勢能古、古事記、伊邪那美命、謂伊邪那岐命爲我那勢命、神代紀、吾夫君、此云阿我那勢、皆是也、又女子謂兄弟爲勢者、謂兄爲世字登、物語書多見、古事記天照大神謂須佐之男命爲我那勢之命、亦是也、又備中國賀夜郡有庭妹鄕、謂爾比世、下道郡有弟翳鄕、訓世可證、謂夫爲世、謂弟亦爲世也、

〔伊呂波字類抄 安人倫〕兄 アニ亦イロ子　〔同 古人倫〕兄 コノカミ 阿兄、舍兄、母兄、　〔同 伊人倫〕兄 イロノ子、亦アニ、コノカミ、爾雅云、男子先生爲兄、一云昆、和名古乃加美、日本紀私記云伊呂顧、

〔物類稱呼 一人倫〕兄 あに 嫡子也、俗に總領といふ、　越後にてあんにやさといふ、東國にてせなといふ、出羽にてあんこうといふ、奧の南部にてあいなといふ、九州にてばぼうといふ、備前にて親かたといふ、土佐にておやかたちといふ、備前にていふ親かたもなじむか

〔倭訓栞 前編 九〕このかみ　兄をいふ、子の上の義也、

〔倭訓栞 前編 二〕あに　兄を常にあにといへり、又なあにとも見えたり、

〔園珠庵雜記〕兄、あに、このかみ、せうと、弟、おとうと、いろと、

〔令集解 四十 喪葬〕古記云、釋親云、男子先生爲兄、後生爲弟、案父之子身之兄弟也、

〔貞丈雜記 十五 言語〕あにご、あねご、おぢご、おばごなどのごは、御の字也、うやまひて御と云也、御は御前を略したる也、あに御前、あね御前と云心也、一說にあにごなどのごは、公の字也といふは、あやまり也、父御前、母御前、あね御前、姫御前など丶いふ詞、昔よりあり、

〔貞丈雜記 十五 言語〕今時人の兄をあにきといひ、伯父ををぢきなど丶云事、あにきみ、をぢきみといふ

兄

他人も同じ事と思ふは誤也、兄弟は共に父母の骨肉をうけて、同體なるものなれば、兄弟ほど親しきはなし、然れども兄弟の子生れては、伯叔父甥姪となり、其子又子が子を生、段々に親しみうとくなり、血脈のつゞき遠くなりて、果は他人となるゆへ、兄弟は他人のはじめと云也、

〔元祿雜考二〕俗諺

兄弟他人の始　この諺は、兄弟各々枝葉出來ぬる末がすゑには、他人となれることにて、現在の兄弟はや他人のきざしとて、疎くせむことかは、羅大經が鶴林玉露に、陶淵明贈長沙公族祖云、同源分派、人易世疎、慨然寤歎、念茲厥初、老蘇族譜引云、吾所與相視如塗人者、其初兄弟也、兄弟其初一人之身也、悲夫とあるも同じ理をいへり、

〔倭名類聚抄二兄弟〕兄　爾雅云、男子先生爲兄、許營反　一云昆、和名古乃知美　日本紀云和名伊呂禰

〔箋注倭名類聚抄一兄弟〕説文、兄長也、白虎通、兄者況也、況父法也、廣雅亦云、兄況也、釋名、兄荒也、荒大也、故青徐人謂兄爲荒也、那波本榮作營、按許榮與廣韻合、在十二耕、營在十四淸、作榮爲勝、伊勢廣本誤作勞、疑那波氏所見本亦作勞、知其誤改作、又誤作營也、爾雅、晜兄也、釋文、晜本亦作昆、故此云一云昆也、本居氏曰、古乃加美、子首也、謂長子也、應神紀、淸寧紀、長子訓己乃加美是也、魁帥訓比止己乃加三、官司長官云加美、其意與此同、若泛稱諸兄、宜云阿爾、神代紀、仁賢紀、兄皆訓阿仁是也、泛訓兄爲古乃加美、非是、兄訓以呂禰、見神代紀、其他尙多、本居氏又曰、以呂禰謂同母兄姉、以別異母兄姉也、泛訓兄姉爲以呂禰非是、至綏靖紀庶兄、淸寧紀異父兄、並訓以呂禰、其謬尤甚、愚按以呂禰、男子謂同母兄之稱、女子謂同母姉亦同、其以呂親昵之義、與謂生母爲以呂波之以呂同、禰蓋衣之轉、衣對於止之名、其稱通男女、契沖以以呂禰之禰爲阿尒之轉、本居氏以爲阿禰上略、並非是、古事記神沼名河耳命謂神八井耳命、爲那泥者、卽男子謂同母兄爲伊呂禰之證也、袁祁命謂意富祁命

〔鹽尻 二〕兄弟　舊事宣化紀に、同母弟と書せるを、ハラカラノイロと訓せり、自腹の弟といふ事、夫より、これより、カレカラ、コレカラといふに同じ、然れば異母兄弟をば、ハラカラとは云まじきにや、

〔冠辭考 波八〕はしむかふ　おとのみこと

萬葉集卷九に弟の死たるを哀しめる歌　父母賀、成乃任爾箸向、弟乃命者云々、また二つあり、先古き語の意にていはゞ、相うつくしみ向はる、弟の命といふか、集中に愛妻愛婿など書たるは、はしきつまともはしづまともよむべく、又同じ愛妻の字を、うつくしづまとよむべき所もあり、又愛八師、君之使とも、古事記には、波斯祁夜斯、和伎弊能迦多とあれば、彼これを照してみるに、皆うつくしむてふ意也、向とは心にかなふことなどを、古へは向しきといへれば、さる意にていふか、はた二人ある兄弟は相對ふ理りのみにても有べし、今一つは箸と書るを正しき字とせば、今の人たゞ二人ある兄弟をはしよりおとゝひとといふは、古へよりいへることにてかくいへるか、食ものゝ具など歌によめること古への常也、

〔古事記 上〕於是天津日高日子番能邇邇藝命、於笠沙御前遇麗美人、○中略 問有汝之兄弟乎、答白我姉石長比賣在也、

〔古事記傳 十六〕兄弟は、此は波良賀良と訓べし、イロネイロドと訓はわろし

〔大和物語 上〕かいせうといふ人、法師になりて、山にすむあひだに、あらはひなどする人のなかりければ、おやのもとにきぬをなん洗ひにをこせたりけるを、いかなるをりにか有けん、むつがりて、おやはらからのいふ事もきかで、法師になりぬる人は、かくうるさきことといふものかといひければ、よみてやりける、

いまはわれいづちゆかましやまにてもよのうきことはなをもたえぬる

〔安齋隨筆 後編七〕兄弟は他人の始　世諺に、兄弟は他人の始と云事あり、愚人は惡く心得て、兄弟は

おはすらめ、吾は女なれば、汝命をおきてはかに夫はなしといふこゝろなり、これは男は身のほどにあはせては、いくら妻をもちたらんもあしからず、女はたゞひとりのみ夫はもつべき婦道の數へあるによりて、かくはいひ給へるなり、

兄弟

〔新撰字鏡〕昆 諠兄加兄

〔釋親考〕男子先生爲兄、後生爲弟、

正字通、兄者、男女之通稱、故今女先生者稱姉、稱女兄、正譌、一東兄註引爾雅、專屬男非、

胤按、正字通說不可從、

〔東雅 五人倫〕兄アニ　弟オトウト　姉ア子　妹イモウト　古語に兄をばセといひ、弟をばナセといひ、姉をばナ子といひ、妹をばナニモといひけり、亦兄をイロ子といひ、弟をイロトといひ、姉をイロセともいひ、兄弟姉妹相稱して、ハラカラなども云ひしは、皆是同母兄弟姉妹なるを云ふ也、兄をセといひ、弟をナセといひ、姉をナ子といひ、妹をナニモといひし事は、日本紀に見えしなり、其ナといひ、ナニといひしは、汝也、兄の字舊讀て、エといひけり、エといひ、セといひ、子といふは、皆轉語也、ナセといひ、ナ子といふは、並に汝兄といふが如し、ナニモといふは、卽汝妹なり、萬葉集抄に、イモといふは、イは發語の詞なり、モとは向ふの義也、と見えたり、古語には兄弟の事を皆向ふと云ひしが如くなるべし、古の俗、妻をもイモと云ひしは、相親しむの詞と見えたり、また同母兄弟姉妹を稱して、イロ子とも、イロトとも云ひし、イロとは則イロハ也、母をいふなり、子とは卽兄也、トとはチト也、猶甲をエと云ひ、乙をトといふが如し、イロセとはエといひ、セといふは、轉語也、則同母の兄弟をいふ、古事記に、素戔嗚神自ら稱して、天照大神の伊呂勢者也と、のたまひし事の見えしは、弟をもイロセと云ひしなり、且弟相當ふの稱にして、ナセといひしが如きも、また此義とこそ見えたれ、ハラカラとは、猶同胞といふが如し、ハラとは腹也、古語にヨリといふ詞も、アヒダといふ言葉も、共にカラといひけり、されば自の字、間の字、並にカラと讀むなり、同じき詞の間より出でしを云ひし也、たゞ其義の如きは不詳、其後又兄をばアニといひ、姉をばアチといひ、弟をばオトウトといひ、妹をばイモウトといひ、相通じては、兄姉をもセウトといひ、弟妹をもオトウトといひ、まゝ兄をばコノカミなどいひけり、アニといひ、アチといふアは大也、古語にアといひ、アチといひ、オといひ、オホといふが如き、皆相通じていひけり、ニといひ、子といふは、並に兄也、チウトとは少人也、舊事紀、日本紀に、少男讀でチトコといひ、少女讀でチトメと云ひし事の如く也、イモウトとは妹人也、セウトとは兄人也、コノカミとは子上也、その親よりさきに生るゝ事を云ひし也、

くいひよりて質とせり、纔直出居のかたわらに、休所かまへて、かねて召仕べき者もあり、妻の仕べき所は、奥にいりてあり、妻いたりて三箇夜の後、めのとだつ者めし出て、我今まで妻なき事は、思ふ所有故也、せばき家の内こそ、ひいなの樣に、夫婦ならびゐずしても叶はぬ、我小身なれども、内外のへだて有、かゝる程の人は、夫婦賓主のごとくあるべし、互に用意なくては見ゆべからず、へだつとおもひ給ふな、妾などは主とすれば、おのづから常の用意あり、妻はさもなければ、なれすぎてたがひの心のおくも、かくれなきやうに成ては、互にうとむ心も出來なん、且我につたなき性有て、不仁無禮の心、かたちを惡む心有、とりわき不慈のいかり、不仁の事などあれば、世の中のけがれをいとふ樣にて、思ひなおしがたし、氣にぶくて、我身のあやまちをだにたゞしえざれば、まして人の惡をたゞす事もむづかしといひきかせて、物むづかしくては奥に不㆑入、可㆑入ときはかならずせうそこせり、妻のこゝろむづかしき時は、めのと出て不例のよしを傳ゆ、もし奥に不仁、奢りの事などあれば、其多少によりて、一旬、二旬、三旬もいたらず、おり〳〵せうそこのみあり、それと人の過をあらはしがほにはあらで、書に見かゝりてとなどいひ、あるは武事のはたすべき行ありてなどまぎらはすれど、心の鬼はしるべく、たしなみもてゆくほどに、あしき習ひなどは跡なくきへうせて、上らうしき心をきて作りいでぬ、此男道學武藝はいふに及ばず、歌の道絃管の遊びもいとよくて見るにあくべき人ならねば、妻もおなじく心に入てしなせり、生れ付すぐれたるにはあらねど、下地おほどかにて、上らうと作りなすべきには、あまる所ありければ、しなよくもてつけて、花の朝、月の夜などには、時にあひたるしらべ共にて、あらまほしきあはひに成けるとなん、

〔三のしるべ上〕古事記、八千矛神の后の歌よみしたまふ段に、爾其后取㆓大御酒坏㆒、立依指擧而歌曰〇中略此歌のこゝの意は、汝命こそは男にてませば、いづくにもいづくにも、遣る處なく妻を持て

でならせ給へりしに、おもはざるほかの事により、大臣とられて、太宰權帥にならせ給ひてながされ給ひし、いとゞ心うかりし御むすめにおはします、

〔續世繼 七 河の池〕爲隆宰相は、大辨にて中納言に成んとしけるにも、宰相中將なれども、大辨におとらず、何ごともつかへ、除目の執筆などもすれば、うれへとゞめなどし給ける、おほかたのものの上ずにて、鳥羽の御堂のいけほり山つくりなど、とりもちてさだし給とぞきこえ侍し、ゆゝしくうへをぞおほくもち給へるとうけたまはりし、六七人ともち給へりけるを、よごとにみなおはしわたしけるとかや、多はすみなどをもたせて火をこしたる、きえがたにはいでつゝ、よもすがらありきたまひて、あさいをうまどきなどまでせられけるとぞ、さてそのうへどもみななかよくて、いひかはしつゝぞおはしける、

〔とりかへばや物語〕何時の頃にか、權大納言にて大將かけ給へる人、略○中北の方二所ものし給ふ、一人は源宰相と聞えしが、御女に物し給ふ、御志はいとしも優れねど、人より前にみそめ給ひてしかば、疎ならず思ひ聞え給ふ、略○中今一所は藤中納言と聞えしが、御女に物し給ふ、

〔源平盛衰記 一〕象家季仲基高家雅忠雅等拍子附忠盛卒事

又或人ノ語ケルハ、昔モ係ルタメシナキニ非、村上ノ帝ノ御宇、左中將象家ト云人アリ、北。方ヲ。三人。持。タ。レ。バ、異名ニハ、三妻錐(ミツメギリ)ト申ケリ、或時此三人ノ北方一所ニ寄合テ、妬色(ネタミイロ)ノ顯レテ、打合取合、髮カナグリ衣引破リ、ナンドシテ、見苦カリケレバ、中將ハ穴六借(カシ)トテ、宿所ヲ捨テ出給ヌ、取サフル者モナクテ、二三日マデ組合テ息ヅキ居タリ、二人ノ打合ハ常ノ事也、マシテ三人ナレバ、誰ヲ敵(カタキ)共ナク、向フヲ敵ト打合ケルコソ咲シケレ、是モ五節ニ拍子ヲカヘテ、取障ル人ナキ宿ニハ、三妻錐コソ揉合(モミアヒ)ナレ、穴廣々ヒロキ穴カナトハヤシケリ、

〔三輪物語 五〕むかし大和國に、字多の太郎なにがしと云者あり、文武有士なりければ、國の守親し

妻錐戲

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕爾雅郭璞注云、今相呼前後、或云、妯娌、與此頗異、所引蓋是舊注、按方言、築娌匹也、郭璞注、今關西兄弟婦相呼爲築娌、或源君誤引之、

〔伊呂波字類抄人倫與〕妯娌アヒヨメ

〔倭訓栞中編一阿〕あひやけ〇中略 あひよめは妯娌也、兩婦也と注せり、共に倭名抄に見ゆ、

〔倭名類聚抄二婚姻〕婚姻 爾雅云、壻之父爲姻、因反婦之父爲婚、音反婦之父母、壻之父母相謂爲婚姻、

〔箋注倭名類聚抄一婚姻〕說文、婚婦家也、禮娶婦以昏時、婦人陰也、故曰婚、姻壻家也、女之所因、故曰姻、釋名、婚言壻親迎用昏、故恒以昏夜成禮也、姻因也、女往因媒也、白虎通、昏時行禮、故謂之婚、婦人因夫而成、故曰姻、今俗呼阿比也計、

〔倭訓栞中編一阿〕あひやけ 婚姻をいふ、妻父曰婚、婿父曰姻といへり、東鑑に相舅と書り、親家ともいへり、やけは宅の義にや、

〔釋親考〕婦之父母、壻之父母、相謂爲婚姻、アヒヤケ

丘氏曰、俗謂之新家、エンジヤ唐以來則然、又以婚姻之婚姻、爲四門親家、宋人戯作賓于四門賦、亦有此語、

婦之黨爲婚兄弟、ヨメカタノエンジヤ壻之黨爲姻兄弟、ムコカタノエンジヤ

郭氏曰、古者皆謂婚姻爲兄弟、邢氏曰、禮記曾子問鄭注云、婿之父母、致命女氏曰、某之子有父母之喪、不得嗣爲兄弟、是古者謂婚姻爲兄弟、以夫婦有兄弟之義、或據壻於妻之父母、有緦服、故得謂之兄弟也、

〔大鏡七太政大臣道長〕この殿〇藤原道長は、北の政所、二所おはします、この宮々の御母うへと申は、土御門左大臣雅信のおとゞの御むすめにおはします、〇中略其まさのぶのおとゞのむすめを、今の入道殿下の北政所〇倫子鷹司殿と申なり、その御はらに、女君よところ、おとこ君二ところぞおはします、〇中略又高松殿のうへ〇明子と申も、これ源氏におはします、延喜御子高明親王、左大臣左大將ま

相嫁

〔政談四〕子ヲ持タル妾ヲ御部屋ト名付テ、傍輩諸親類ニモ取カハシヲサセ、家來ニハ樣付ニサセテ、其召仕ノ女房ヨリ諸事ノ格式等ヲ、本妻ニ左迄違ハヌ樣ニスルハ不宜コト也、此五六十年以前迄ハ、箇樣ニハ無リシヲ、御先々前御代〇德川綱吉ノ比ヨリ始リテ、今ハ世ノ通例ノ樣ニ成タリ、〇中略妾ノ子ヲ持タルヲ御部屋ト稱シテ、結構ニ會釋シテ、時代ノ風俗ニ合ス可爲ニ、有職ノ輩ノ作事シタルコト明ナリ、古ニ母ハ以レ子貴ト云ルハ、其子ノ代ニ成テノコト也、御先々前御代未ダ御部屋住ニテ御座アリシ時、御家老ドモ、桂昌院樣〇德川家光妾、本庄氏へ御登城アルベシト申上タレバ、何ト名乘テカ登城ハ爲ベキ、大猷院樣〇家光ノ御召仕也ト名乘ルベキカ、館林殿〇德川綱吉ノ母也ト名乘ベキカ、何ト名乘テモ大猷院樣ノヲモブセ也、館林殿ノ御面伏也ト御意アリ、又清陽院樣〇綱重ノ御實母ハ、折々御登城アリケレドモ、桂昌院樣ハ遂ニ御登城ナカリシナリ、此段某幼少ノ時ニ承ル、此時分迄ハ、御女中方モ、箇樣ノ理筋ヲ御存知也、今時ハ左樣ノ理筋絶果タリ、此御部屋ト云ルモノ、多クハ妓女風情ノ者也、夫ヲ寵愛スル男モ不學ニシテ、然モ不智成バ、今ハ定法ノ如クニ成ヌ、且又大名ハ、一年替ニ在所ニ居ユヘ、近年ハ公家ノ女抔ヲ竊ニ呼寄テ、在所ニ居ヘ置、本妻ノ如スル類多シト云、是等モ妾ヲ重ク會釋風俗ヨリ如レ此ナリタリ、サレバ制度ヲ立テ、長子ヲ持タル妾ヲバ、家老ナドノ同格ニシテ、召仕ノ內ノ貴人ト定、其召仕女中ヨリ、衣服、器物、家居迄ニ、微細ニ制度ヲ立ズハ、此惡風ハ止ベカラズ、家康公ノ御妻七人衆トテ有、駿府ヨリ每年御鷹野ニ金ケ原へ御成ノ時、七人衆御供也、女一人モ連ラレズ、馬ニテ御供成故、江戸ニ暫御滯留ノ內ハ、某〇荻生徂徠ガ曾祖母ノ許へ女ヲ借リニ來リテハ貸シテ遣レ、曾祖母モ、折々七人衆ノ御部屋へ行留リ抔シテ、東照宮ヲモ見奉ルト、父祖母ノ物語ニテ承ル、此七人衆ト申ハ、三家ノ御方ニハ何レモ御實母樣ニテ、重キ御事ナリシカドモ、其御代ハ如レ此ニテ有シ事也、

〔倭名類聚抄二婚姻〕妯娌　爾雅云、關西兄弟之妻、相呼爲妯娌、逐理二反、〇和名阿比與女

のおぼえ、年月にそへて、たゞ權の北の方にて、世中の人みやうぶし、さてつかさめしのをりは、ただこのつぼねにあつまる院女御〇冷泉女御藤原超子の御方に大輔といひし人なり、

〔政談　四〕妾ト云者、無テ叶ザル物也、當時ハメカケヲバ隱レ者ノ樣ニ仕ル、是習シノ惡敷也、古ヘハ天子諸侯トモニ一娶九女迚、姪姊迄八人附來ル、皆メカケ也、何レモ其后ノ親類ニテ、然モ家來ノ女也、卿大夫之事ハ見ヘズ、古ヘハ官ニテ無レバ、其法無成ベシ、去ドモ子無レバ、妾ヲ置コト通法也、今ノ世ハ表向一妻一妾ト、高下トモニ立テ置候故、メカケハ隱シ者ニ成テ、御テ色々ノ惡事生ル也、唐律ヲ按ルニ、妻ノ次ニ媵妾者有、是ハ賤敷者ニ非ズ、妻ト左迄替モ無家筋ノ人也、和律ハ此處闕卷ナレバ、事ノ樣知レザレドモ、總體日本ノ古法ハ、唐朝ノ風ナレバ替有マジ、此媵ハ、古ヘノ姪姊也、兼テ如斯人ヲメカケノ役ニ仕テ、婚禮ノ時ヨリ連行トキハ、此風馴レヽニ成テ、本妻ハ嫉妬モ薄キ道理也、又本妻ノ親類ニテ、家來ノ内ヲスルコト成バ、人ノ心ハ樣々ナレドモ、先ハ妾ノ惡事薄キ道理也、兼テ餘多設ケ置候トキハ、大好色ノ人ハ格別ノコト、大形ハ男ノ心モ是ニテ足ベシ、古ノ聖人ハ人情ヲ察シテ、男女ノ間ニコト少キ爲ニ、如此ノ禮ヲ立テ玉フコト也、唯今大名ノ家ニ、上﨟ノ御方ト云モノ有、是古ヘノ媵成ベシ、中頃ヨリ本妻ノ嫉妬ノ心ヨリシテ、夫ノ召仕者ノ樣ニハ今ハセヌ成ベシ、備前ノ松平伊豫守ガ奧方ノ風儀宜トテ、某ガ妻ノ母語ル、若キ時分、其家ニ仕ヘテヨク知タリ、妾ニテ子ヲ持タル女モヤハリ奧方ヘ仕ヘテ、外ノ女中並ニテ、何ノ替リ無シ、唯切米ノ少シ宜ト、奉公ノ樂ナル迄ノコト也、伊豫守ガ奧方賢良ノ婦人ニテ、左樣ノ者ト見レバ、殊ニ念頃ニセラレタリ、奧方ニテノ遊ビハ、管絃、歌樂、手習迄也、三味線、筑紫琴抔ハ、大名ノセヌコト也トテ、堅ク是無ト也、是ハ新太郎少將、聖人ノ道ヲ深ク信ジテ、家內ノ宜ク治リタル餘風殘リテ如斯、去ドモ禮ト云物ヲ立ザレバ、只主人ノ物數寄ト思フコト成故、其風破レタリト承ル、去バ妾ノコトモ禮制ヲ立度事也、

長者見之愛重、郎間鄉氏族何、今爲保誰と見えたり、今も賤妾をてかけめかけといへり、
〔物類稱呼一人倫〕妾おもひもの　京師にててかけとよぶ、東國にてめかけと云、西國及尾州にてごひと云、御妃にや、奥の南部にておなめといふ、
〔松屋筆記九十六〕てかけめかけ
妾をてかけといふ事、三議一統下卷廿二オ丁宮仕門に、賓厩の白拍子妾傾城などに、料足出す事云々と見ゆ、めかけと云詞も、九十三卷の六則に抄出せり、
〔續修東大寺正倉院文書四〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戸籍
下政戸六人部久知良戸口十一○註略
下々戸主久知良年五十三正丁　嫡子石前年十一小子　次小石前年八小子　妾子麻呂年十五小子○中略
中政戸春部星麻呂戸口廿二○註略
下々戸主星麻呂年五十七正丁○中略　妾春部姉賣年五十正女○中略
〔東大寺正倉院文書二十二〕御野國味蜂間郡春部里太寶貳年戸籍
上政戸六人部加利口卅○註略
下々戸主加利年八十耆老○中略　妾建部刀自賣年六十三○中略
上政戸國造族皆麻呂戸口卅六○註略
下中戸主阿佐麻呂年五十七正丁○中略　妾國造族紫賣年卅五正女
〔榮花物語二花山〕このとの○藤原兼家は、うへもおはせねば、この女御○冷泉女御藤原超子どの、御かたにさぶらひつる大輔といふ人を、つかひつけさせ給て、いみじうおぼしときめかしつかはせ給ければ、權の北の方にてめでたし、
〔榮花物語三様々の悦〕大殿○藤原兼家としごろもめにておはしませば、おほんめしうどの内侍のすけ

す、やもめ人の、ひきたがへこまがへるやうもありかし、おかしきことなどありつらんなど、れいのむつかしう、たはぶれごとなどの給ふ、

〔類聚符宣抄〕八太政官符下總國司内

應令入京故守藤原朝臣有行後家事

右右大臣宣、奉勅、件後家、宜給食十具馬十疋令入京者、國宜承知、依宜行之、路次之國、亦宜准此、符到奉行、

右少弁　　左少史

天暦七年六月十日

〔倭訓栞〕中編八ごけ　後家の字、朝野群載に、權中納言某朝臣後家と見え、儀式帳安東郡專當沙汰文に見ゆ、今專ら寡婦を稱せり、後室ともいへり、

〔松屋筆記〕十六後室

東大寺造立供養記云、重衡卿後室云々、こは三公ならぬ人の妻にも後室といへり、

〔倭名類聚抄〕二夫妻妾　文字集略云、妾、接反、和名乎無奈女、非正嫡、故以接爲稱、一云有接嫡之名也、小妻也、

〔箋注倭名類聚抄〕一夫妻景行紀同訓、安康紀、大草香皇子言妹幡梭皇女、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、荇菜亦同訓、今南部謂之乎奈米、古語之遺也、物語書謂之加計米、今俗謂之米加計、或呼天加計、○中略那波本二枉並作接、接枉嫡接嫡並未聞、不知孰是、○中略後漢書宗室三侯傳、趙惠王乾居父喪、私聘小妻、注、小妻妾也、小妻又見漢書外戚恩澤侯表、枚乘傳、孔光傳外戚傳、佞幸傳、後漢書竇融傳、董卓傳、釋名、妾接也、以賤見接幸也、白虎通、妾者接也、以時接見也、

〔伊呂波字類抄〕人倫妾ヲチ、ナメ

〔倭訓栞〕前編三十二めかけ　物にめかけたる女と見えたり、沙彌塞律に、蓮華色女が事を記して、

よび、又數の多をたとへて八百八後家といへりとなん、八百を以て多數にたとへいふは若狹の八百比丘などの類也、古言の八百日行濱の眞砂、壁の八百合などの遣辭なり、八百八をたとへにしたると、近江湖に八百八谷の水落入る、あるは江戸八百八町などおほかり、皇明通紀三の巻(三十三丁ウ)洪武十六年の條に、沐英留鎭雲南、麓川之外有國曰緬、車里之外有國曰八百媳婦、(中略)これらの八百媳婦の名、よしありてきこゆ、八百八後家も八百媳婦にて、やもめ住せる女の多きをいへるにはあらじか、後家の名も鎌倉比の書に見えて、古く聞えたれど倡女にいはんは似つかはしからぬにや、

〔令義解 二戸令〕凡(中略)無夫者、爲寡妻妾、(謂夫亡、及被出者、不限年之長幼、皆爲寡也、)

〔日本書紀 十一仁徳〕十六年七月戊寅朔、即日以玖賀媛賜速待、明日之夕、速待詣于玖賀媛之家、而玖賀媛不和、乃强近帷内、時玖賀媛曰、妾之寡婦以終年、何能爲君之妻乎、

〔日本書紀 十五顯宗〕弘計天皇(中略)顯宗、天皇久居邊裔、悉知百姓憂苦、恒見枉屈、若納四體溝隍、布德施惠、政令流行、恤貧養孀、天下親附、

〔令集解 十三賦役〕古記云、天平八年正月廿日格云、大宰官人及所部國司等後家徭役事、奉勅、大宰官人及所部國司等、後家徭役免負者、幸覆天澤、并免疾苦、雖赴邊任、永無煩累、但自爾以來、年月浸遠、官人相替、稍忘恩勅、免役之家、還被驅使、不能隱、已具狀請裁者、(下略)

〔日本靈異記 中〕孤孃女憑敬觀音銅像示奇表得現報緣第卅四

諸樂右京殖槻寺之邊里、有一孤孃、未嫁无夫、姓名未詳也、父母有時、多饒富財、數作屋倉、奉鑄觀世音菩薩銅像一體、(中略)里有富者、妻死而鰥、見之是孃、通媒伉儷、(下略)

〔源氏物語 二十二玉鬘〕またの日、よべ、さとより參れる上らうわか人どものなかに、とりわきて右近めしいづれば、おもたゞしくおぼゆ、おとゞも御らんじて、などかさとゐは久しくしつる、れいなら

寡婦

生の大恥なり、成程御尤相侍候段、返事有之、男の携はるは、此使取次計なり、其後は男一切不出會法なり、扨日限に離別の妻乘物にて、供女は皆かちにて、くゝり袴たすき髮を亂し、又かぶり物鉢卷などし、甲斐々々敷出立、しないを持押寄るなり、門をひらかせ、臺所より亂れ入、鍋釜障子あたるを幸に打こはす、其時刻を考、新妻の仲人と侍女郎と、先妻の時の侍女郎、同時に出合、眞中へ入樣々の言を盡し返す、むかしはさうだう打に、二三度賴まれぬ女はなし、七十年以前、八十計のばば有しに、そうどううちに十六度賴まれし抔と語りし、百年以來すきとなし、

〔松屋筆記八十六〕うはなり、ばんにや

又云、〇宗固隨筆うはなりこなみといふは、前の妻の事をうはなりといふ、後添の事をこなみといふ、夫故前妻の後の妻を恨たる事をうはなり打といへり、打は鐵杖(シモト)の事なり、人の怨靈をうはなりとは中古よりいふ詞也、盤若といふも女の顏の事にあらず祈禱に大盤若經をよむゆゑに、盤若面といひて、鬼女を畫がく事なり云々、與淸曰、前妻後妻の事、神武天皇の御歌に見えて、厚顏抄古事記傳などに解あり、うはなり打は寶物集に見え、骨董集に考あり、

〔春波樓筆記〕又曰く、〇司馬江漢四十を過ぎて後妻を娶るべからず、人四十にしては漸く精氣衰ふ、女子と小人とは養ひがたし、

〔伊呂波字類抄也人倫〕寡(ヤマメ)、寡婦、女寡、寡

〔物類稱呼人倫一〕寡やもめ俗に後家、又後室ともいふ　京にてやまめと云、尾州にてやごめといふ、これらは轉訛して、かくいふものか、遠江にてつゞめといふ、

〔松屋筆記六十七〕八百孀婦(ゴケ)

俚諺に、越後新潟八百八後家(ヤゴケ)といへり、そは新潟は北國の船舶輻湊の地にて、倡婦色を衒ものおほし、皆一女一室を構へ、一人住して客を曳く、そのさま後家所帶の家に似たれば、これを後家と

注文似連引後夫多寵前夫之孤句、此恐傳寫誤脫、〇中略新撰字鏡、婼字訓古奈彌、嫁字訓宇波奈利、或曰、初娶妻如嫡妻、謂之古奈美、後娶婦人如妾、釋名、妾、謂夫之嫡妻曰女君、古奈美會女君字作婼字、有嫡妻者又娶他女、謂之宇波奈利、兼有二女、故從女從兼、作嫌字、爲宇波奈利、並皇國會意字、是說或然、

〔伊呂波字類抄 字人倫〕後妻 ウハナリ

〔令集解 四十喪葬〕古記云、夫爲妻服三月、次。妻。无服也、朱云、問妻者未知於妾何、額云爲妾无服者、

〔今昔物語 三十〕品不賤人去妻後棲語第十一

今昔、誰トハ不云人品不賤ヌ君達受領ノ年若キ有ケリ、心ニ情有テ故々シクナム有ケル、其ノ人年來棲ケル妻ヲ去テ、今メカシキ人ニ見移ニケリ、然レバ本ノ所ヲバ忘レ畢ヌ、今ノ所ニ住ケレバ本ノ妻心疎シト思テ、糸心細クテ過ケル、

〔台記〕康治二年十一月七日己未、進士宗廣妾、名見、上。成。打。、

〔骨董集 上編下末〕後妻打古圖考

うはなりとは、後妻をいへる古言なり、和名鈔後妻和名宇波奈利新撰字鏡嫌宇波奈利、日本紀二巻三十嫉妬の二字をうはなりねたみと訓り、

〔昔々物語〕百二三十年以前〇元龜天正頃は、女のさうどう打といふ事有し由、假令ば妻を離別して、五十日或は一ケ月の内、又新妻を呼入れたる時、初の妻より、必さうどう打企る、功者成親類、女と打寄談合し、男は曾て構ふ事にあらず手前の女五三人も有之ば、親類中の逹者成る女ばかり二十人三四十人百人も身代により催し、新妻の方へ使を遣す、是は家老の役なり、口上は御覺可有之候、さうどう打何月幾日何時可參候、持參道具は木刀成とも、棒成共、しない成共、其譯を申遣、大方はしないなり、先にても家老取次、新妻何分にも御詫言可申と申も有之、左樣によはげを出すは、一

前妻

〔本朝世紀〕久安五年十月十六日甲子、今日有攝政北政所准后勅書事、〇中略勅〇中略從一位藤原朝臣者、攝籙之嫡室、皇后之母儀也、〇下略

〔新撰字鏡〕嫏（古奈彌）

〔同〕嫡適（同、丁狄反、主嫡也、〇中略毛止豆女）

〔倭名類聚抄〕二夫妻前妻　顏氏家訓云、前妻、（和名毛止豆女、一云古奈美）

〔箋注倭名類聚抄〕一夫妻按伊呂波字類抄不載毛止豆女之訓、新撰字鏡、嫡字訓毛止豆女、毛止豆女又見曾禰好忠歌、或曰毛止豆女見大和物語、

〔伊呂波字類抄〕古人倫前妻（コナミ、亦ウハナリ、顏氏家訓云、前妻コナミ、後妻ウハナリ、前妻之子後妻所稱、前夫之子後夫所稱井マヽコ也、又稱後子、本文未詳、）

〔日本書紀〕三神武戊午年八月、弟猾大設牛酒以勞饗皇師焉、天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠之曰、（謠此云宇多預瀰）于儾能多伽機珥、辭藝和奈破蘆、和餓末菟夜、辭藝破佐夜羅孺、伊殊區波辭、區旎羅佐夜離、固奈瀰餓、那居波佐麼、多智曾麼能、未廼、那鶏句塢、居氣辭被惠禰、宇破奈利餓、那居波佐麼、伊智佐介幾、未廼、於朋鶏句塢、居氣儾被惠禰、是謂來目歌、

〔今昔物語〕十九參河守大江定基出家語第二

今昔、圓融院天皇ノ御代ニ、參河守大江定基ト云フ人有リ、參議左大辨式部大輔濟光ト云ケル博士ノ子也、心ニ慈悲有テ身ノ才人ニ勝タリケル、藏人ノ巡ニ參河守ニ任、而ル間本ヨリ棲ケル妻ノ上ヘニ、若ク盛ニシテ形端正也ケル女ニ思ヒ付テ、極テ難去リ思テ有ケルヲ、本ノ妻強ニ此ヲ嫉妬シテ、忽ニ夫妻ノ契ヲ忘レテ相離ニケリ、然レバ定基此ノ女ヲ妻トシテ過ハル間ニ、相具シテ任國ニ下ニケリ、

後妻

〔新撰字鏡〕氣旗嫌字（波奈利）

〔倭名類聚抄〕二夫妻後妻　顏氏云、後妻必惡前妻之子、（和名字波奈利）

〔箋注倭名類聚抄〕一夫妻所引後娶篇文、原書作凡庸之性、後夫多寵前夫之孤、後妻必虐前妻之子、依

嫡妻・本妻

の御手にすがり、おあし給り候へ、すまさせ給へとて、笑をふくみかけ申せば、秀吉公もことの外打ゑませたまひつゝ、さらば算用をとげ御すまし有べきとて、内へ入給ひしが、勘定の聲はなくて、御酒宴と見えて、目出たや松の下千世も幾千代ちよ〱などいふ小歌の聲々に、(○下略)

〔新撰字鏡 女〕嫡適(同、丁歴反、主也、君也、主也、牟加比女、)

〔伊呂波字類抄 无人倫〕嫡妻(ムカヒメ)

〔古事記 上〕大神(○須佐之男命○中略)故爾追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神曰、(○中略)亦爲宇都志國玉神而、其我之女須世理毘賣爲嫡妻而、於宇迦能山(○中略)之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、(此四字以音)於高天原氷椽多迦斯理(此四字以音)而居是奴也、

〔古事記傳 十〕嫡妻は字鏡に、嫡牟加比女と見え、書紀に多く正妃とあり、此等に依て訓べし、牟加比は正しく夫に對配意なり、(物語文に、今の妻の生る子を、むかひばらと云るは、先妻と別けて、今妻をいへれど、是も本は嫡妻腹より轉れるにや、)

〔源氏物語 若菜下〕むかひばらのかぎりなくとおぼすは、はか〱しうもえあらぬに、ねたげなることおほくて、まゝはゝの北のかたは、やすからずおぼすべし、物語にことさらにつくりいでたるやうなる御ありさまなり、

〔源氏物語 夕霧 三十九〕ほんさいつよくものし給、さる時にあへるぞうるゐにていとやんごとなし、わか君だちは七八人になり給ぬ、

〔空穂物語 菊の宴〕みかどさいなどもいづれをかゐてものすらん、おとゞなるたゞがげをなんゐてまかりける、それをおもひなくりなおとゞたゞいまかれひとりをなんもて侍なる、ほんさいどもみなわすれ侍てとそうし給へば、いとけうあるねぬ御もとの人は、花のかげにすゑたり、なかより御ふみをうちにいるれば、おとゞいと見まほしくおぼさるれど、えいり給はず、北方御ふみを見給て、わらひ給ふ、

故也、御料と云も、御料人を略したる詞也、今時人のむすめの事を、御料とも御料人とも云人有り、あやまり也、よめ入せずばいふまじき事也、光大日、御料と云は、人の妻の事のみにかぎらず、打つけに其名をいはずして、尊みて云ふ詞也、曾我物語などに、頼朝の事を御料と云ふたる事所々に見えたり、

内方

〔碩鼠漫筆 七〕内方(ウチカタ)の稱は貴賤に亘る例
後世に人の妻を内方といふは、下ざまにのみ限れる事とみゆれど、古くは貴人をもしか呼し事と聞ゆ、さるは貫之集上卷に、延長四年きよつらの民部卿六十の賀、つねすけの中納言内方せられける云々、按するに、恒佐卿の室家は、清貫卿の女なり、尊卑分脈恒佐卿の傳に見えたり、天延二年閏十月廿七日權記云、申時許、高遠少將内方口乳之後死去、是口中納言朝成第三女也、また正暦四年二月廿九日記云、早旦左京亮國平朝臣來云、修理大夫内方、自夜半有惱氣、已入滅、悲歎無極云々、修理大夫は中納言藤懐平卿なり、公卿補任に見ゆ、又室家は中納言源保光卿女ならむ、尊卑分脈考ふべし、などと見えたるが如し、猶あるべけれど、今おもひいでず、又妻室を女房といふも、昔は貴人の稱なりしなり、

街妻

〔橘庵漫筆 初篇 二〕畿内の賤民婦をさして街妻と呼べり、或曰、左傳昭二十二年に有仍氏の女の美色をいへるに玄妻と云、よつて玄妻の字にして、左傳より出たりといへり、例の文華によつて、鷄を割に牛の刀を用るにいたれり、按るに、字書に、鉉は賣也とあれば、賤しき婦をさして、賣婦(ばいふ)とおとしめ云ことばなり、鉉妻か街妻なるべし、東都にて、傾城奉公人の肝煎する者を女街と云も、街は啻なれ、

嬶

〔太閤記 十六〕醍醐の花見
長束大藏大輔、茶屋は晩日に及ぶべきを兼て期せしに依て、御膳の用意なり、將軍この茶屋へ成せられ、饗膳あらば急ぎ上よと仰しかば、大藏大に悦び則上奉る、○中略見せだなにありつる瓢簞を御腹に物し給へば、是もかはりを被下候やうにと乞つゝ、茶屋のかゝ、廿ばかりなる二三人兩、

御臺所

〔日本紀略朱雀三〕天慶七年十二月二日、七親王北方〇有明親王妃、藤原暉子賀父左大臣〇仲平七十算、

〔空穗物語忠こそ〕北方の御帳のうちに、おまし所して、御とのごもりなどするに、〇中略

としふれどわすれぬ人のねしとこぞひとりふすにもうれしかりけるとて、おましをうちはらはせてふしたまへば、たゞこそ、

ねし人もなみだのうへにふす物をやどのしたにはかずもかへなん、こゝはちかげの大殿、かくてひさしくおとゞ一條殿へまうで給はず、たゞこそあこ君のもとへ時々かよふを、まゝはゝの北方うらやましとおぼしけれど、いとかたおもひなり、

〔貞丈雜記人品二〕一貴人の妻を御臺所といふ事は、御臺盤所と云事を略したる詞也、飯の事をだいと云、女の詞に、飯をおだいとも、ぐごとも云事、上﨟名の記にも見へたり、膳の事をば臺盤と云、其臺盤を置く所を、臺盤所と云、今も食物を調ふる所を臺所と云も、臺盤所と云を略したる詞也、男は表に居て、家の仕置其外表向の事をつかさどり、女は奥に居て、夫の食物を調ふるはづの事なる故、臺盤所にて世話をする心にて、御臺所と云也、貴人なれども、人の妻たる者の所作を、わすれぬ爲の名なるべし、

〔永久軍物語一〕かまくらには三代將軍の跡たえ、しよくをつぐべき君たちもましまさねば、あ。ま。み。だ。い。所。〇平政子しばらくせいだうをきこしめしけり、

〔常憲院殿御實紀一〕延寶八年七月十日、吉辰なればとて、二丸より本城にうつらせ給ふ、〇德川綱吉御。臺。所。鶴姬君も、神田橋より同じく本城に入りたまふ、

御簾中
御料人

〔貞丈雜記人品二〕一貴人の妻を御簾中といふは、常々御簾の中に居給ひ、表向へ出て、人に見え給はぬ心なり、貴人の妻を、御簾中と稱する事は古書には見ざる事なり

〔貞丈雜記人品二〕一人の妻を御料人と云事、料ははからふとよみて、内所の事どもを、取りはからふ

ラン、

〔隨意錄四〕俚語、呼妻曰竈神、是有由也、孔子曰、夫竈者老婦之祭也、老婦謂先炊者也、自古婦職在供酒食而掌爨炊事也已、

室

〔松屋筆記十二〕室

近頃の人のあらはせし歌の書に、平人の妻を某室と書たり、いといはれなき事也、有職問答四の卷に、北政所或はなにがしの室などいふ事は、關白の室に限るよし見ゆ、桃花蘂葉には、大臣の妻を室といへる例あり、されば室とは必三公の北方ならではいふまじき稱也、後室などいふも、三公の未亡人の稱と見ゆ、愚管抄には、政子の事を賴朝が後家と書れたり、

〔三代實錄十六淸和〕貞觀十一年十二月七日庚寅、從四位下行伊豫權守當麻眞人淸雄卒、淸雄者、左京人也、祖從五位下吉島、父正六位上治田麻呂、淸雄之姊爲嵯峨天皇之幸姬、生源朝臣潔姬、全姬二皇女、潔姬是太政大臣忠仁公之室也、

〔吾妻鏡三十八〕寬元五年〇寶治元年六月五日丙戌、泰村披御書時、盛阿以詞述和平子細、泰村殊喜悅、亦具所申御返事也、盛阿起座之後、泰村猶在出居、妻室自持來湯漬於其前勸之、賀安堵之仰、泰村一口用之卽反吐云云、

北方

〔松屋筆記十二〕北の方

北の方といふ稱は、三公より以下、國の受領の妻に至るまで、しかいへること、空穗、源氏、榮花など考て知べし、これは必本妻の稱也、今も五位以上には書べき也、

〔貞丈雜記二人品〕一貴人の妻を、北の方とも云ふ、北の政所とも云ふ事、男は陽也、女は陰也、南は陽也、北は陰也、表は陽也、奥は陰也、女は奥に引きこもり居て、內所の諸事を取りはからふゆへ、北の方とも、北の政所とも云ふ也、政所は、諸事を取り計らふ役所を云ふ也、

又をかたといひ女房内義などやうの詞は、通稱にして記にいとまあらず、

〔寒川入道筆記〕落書附誹諧之事

一中むかしのことかとよ、都に公事聞の奉行あり、一段と正路に批判せられたと、しかしながら女中方より耳へ入ることは皆理になるときに、かみさまの御前で公事がすむならばまゝのやうなる批判なるべし、とかく女房にはたかきもいやしきも心がとらるゝと、

一多賀豐後に所司代仰付られ候時に、女じやものに談合仕り御返事申さうといふた、尤じや、この女じやものに談合申すといふに說々おほしといへども、たゞ女公事取次など究めてと思ひ、右のごとく申上た事じや、〇下略

〔松屋筆記〕十二母妻女と書例

父にしたがふ時は某女と書き、夫に適時は某妻と書く、或北方とも室とも籠中とも御臺所とも、その人の位によりて分るべし、夫におくれて子にしたがふ時は、某母と書也、右大將道綱母などのごとし、これ婦人三從の義によれる稱也、

〔皇都午睡〕三編上上方にて買て來るを、江戸にては買て來る、〇中略お家樣をお上樣、〇中略御寮人を御新造、

〔相州兵亂記〕四公方御他界之事附御臺所御歌ノ事

永祿三年ノ春ニ氏康御隱居アリ、號萬松軒、〇中略姫君六人オハシマス、何レモ器用ノ君達ナリ、其六人ト申スハ高林院殿、マイ田殿セメカイノ御所吉良殿ノ御前常陸殿內室、七マガリ殿是ナリ氏眞ノ御前、早川殿ト申ス武田勝賴ノ御前、是ハ甲州ニテ御生害等也、

〇按ズルニ、妻ニ御前ト云ヒ、或ハ內室ト云フハ、其夫ノ地位ニヨリテ、其稱ヲ異ニセシモノナ

下を略せりと見て可なるべし、或上古の自語なるべし、

〔燕石雜志〕一物の名

妻はつれまつはるの略歟、いにしへは夫婦相共に稱してつまといへり、

〔日本書紀〕七景行四十年、日本武尊毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之三歎曰、吾嬬者耶、（嬬此云菟摩、）故因號山東諸國曰吾嬬國也、

〔萬葉集〕四相聞大納言兼大將軍大伴卿歌一首

神樹爾毛、手者觸云乎、打細丹、人妻跡云者、不觸物可聞、

〔釋親考〕嬪、嬬也、

正字通、通雅云、妻曰鄉里、隴薩愛艷未穀、夷稱也、沈約山陰柳家女詩、還家問鄉里、詎堪持作夫、鄉里謂妻也、

〔日本書紀〕十四雄略三年（○安康）八月、穴穗天皇（○安康）意將沐浴、幸于山宮、遂登樓兮遊目、因命酒兮肆宴、爾乃情盤樂極、間以言談、顧謂皇后（○中略）曰、吾妹（稱妻爲妹、蓋古之俗乎、）汝雖親昵、朕畏眉輪王、

〔物類稱呼〕一人倫妻つま、京にて他の妻をお内儀さんとよぶ、大坂にておゑさんとよぶ、（おゑは、お家さまなり、）江戸にてかみさまといふ、甲斐にて中居（なかゐ）といふ、（甲州の國風の歌に、甲金や三升升に四角番切はふづくりなこれお中居とよめり）播磨邊又越後わたりにてごりよんと云、（よめ御料などの轉語か）奥州南部又は津輕にてあつぱといふ、（吾が母といふの轉語なるべし、小兒の母に對して云詞か、）仙臺にておかたといひ、又ごゞさまと呼は、たつとぶ詞なり、御は尊稱也、御は女の通稱也、故に御をかさねて唱るにや、又仙臺にては、娵婦を呼てをむかさりといふ、上總にてめこといふ、（源氏に、めこのかほも見でと有、これは吾妻也、）他の妻をばをちようと云、（御女郎の略語か）伊勢にてやよといふ、（下賤の妻をいふと也、）尾張にておかゝとよぶは、江戸にてお袋といふにあたる、同國にてかみさまとよぶは、老女の稱也、對馬にてをゆみといふ、肥の佐賀にてをとも女郎といふ、（おともは手前の事をいふ、おといふ時はそこもとゝいふにひとし、）

なり、扶は夫の義、字書の本義にあらず、猶いろせの條考べし、

〔物類稱呼一人倫〕夫をつと　薩摩にてとの丈といふ（夫男夫子などゝ歌書に多く出）

〔居龍工隨筆〕こていといふは、御亭主をいふ事なるべし、賤宿の詞には、夫をもごてい、ごて樣など
と云なり、牛童を牛番こてと、木曾の云し事、平家もの語に見えたり、

前夫

〔倭名類聚抄二夫妻〕前夫　顏氏云、前夫、（和名之太乎）一云（毛止乃乎止古）、

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕令俗謂舊來有之爲之太、治有之、之太乎之之太、蓋是也、毛止乃乎止古、見後
撰集金葉集、

後夫

〔倭名類聚抄二夫妻〕後夫　顏氏家訓云、後夫多寵前夫之子、（和名宇波乎）一云（伊萬乃乎宇止）、

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕所引後娶篇文、原書子作孤、此所引恐誤、按宇波對之太之稱、與宇波奈利之
宇波同、

妻

〔倭名類聚抄二夫妻〕妻　白虎通云、妻（西反、和名米）者齊也、與夫齊體也、又用夫妻婦妻、一云（米阿波須）

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕按妻訓米阿波須、天智紀同、蓋妻配之義、（中略）○所引嫁娶條文、說文、妻婦與夫
齊者也、與此義同、釋名、天子之妃曰后、諸侯之妃曰夫人、卿之妃曰内子、大夫之妃曰命婦、士庶人曰
妻、妻齊也、夫賤不足以尊稱、故齊等言也、

〔伊呂波字類抄女人倫〕妻（メ）

〔古事談一王道后宮〕治曆比、取人妻、メニシタリケル者アリケリ、春宮（後三條）御卽位アリケレバ、此御時
ハ罪科ニモゾ被行トテ、返遣本人許了云々、

〔伊呂波字類抄都人倫〕妻（ツマ）

〔日本釋名中人品〕妻（ツマ）　万葉仙覺抄につはつゞく也、まはまとはる也、詞林采葉抄曰、つはつゞく、まは
まとはる也、夫婦枕をならべて、まとはりぬると云詞也、篤信曰、右兩說いぶかし、只むつまじの上

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕新撰字鏡云、婦翁、妻之父、與辨色立成合、

〔伊呂波字類抄人倫志〕外舅妻之父也

〔倭名類聚抄二夫妻〕外姑ト　爾雅云、妻之母爲外姑、與婦之母同、婦謂夫一云、婦母也、一云、夫之敬妻之父母、如妻之尊敬舅姑、同其名加外字也、

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕新撰字鏡云、婦母、妻之母、亦與辨色立成合、〇中略釋名、妻之父曰外舅、母曰外姑、言妻從外來、謂至己家爲婦、故反以此義稱之、夫妻匹敵之義也、

〔釋親考〕妻之父爲外舅、メカタノシウト妻之母爲外姑、メカタノシウトメ丘氏曰、今稱外父外母、楊子方言、南楚瀑洭之間、謂婦妣曰母姼、謂婦考曰父姼、姼音多、會典、妻父母即丈人父母、〇中略胤按、舅姑本妻稱夫之父母之名、故夫稱妻之父母曰外舅外姑、

〔倭名類聚抄二夫妻〕夫　白虎通云、夫猶扶也、以道扶接也、和名乎止、一云古乎止、字

〔箋注倭名類聚抄一夫妻〕所引三綱條文、原書猶作者、按説文、夫丈夫也、又云、男丈夫也、是知夫本男子之稱、以爲夫妻之夫者、轉注也、〇中略按古謂夫單稱乎、古事記須勢理毘賣歌云、那遠岐氏遠波那志、又本書後夫訓宇波乎、前夫訓之太乎、皆是也、後加人稱乎比止、喪葬令集解云、夫俗云乎比止、是也、比布通音、故轉爲乎布止也、新撰字鏡、聟訓乎不止、亦與此同、其謂之乎字止者、又乎布止之一轉、與舅訓志比止、比不通音、故或訓之不止、又轉云之字斗同、則乎布度乎宇度皆通、今俗謂呼乎都登、

〔倭訓栞前編三〕いもせ　妹兄の義也、夫婦をいふ、夫は長し妻は弱ければ、同義にいひ習はせる質朴なる上古のことばにこそ、西土にも夫婦となること、兄弟と書し、夫を伯とも仲子とも呼たる事も見ゆ、北齊には妻を呼て妹といふとも書せり、神代記には稱妻爲妹、蓋古之俗乎と見へたり、もとは諸冊の尊より出たる詞なれば、延喜式にも伊佐奈伎伊弉奈美命妹妖と見へ

生之上、宦學婚嫁、(○中略)註莫不爲防焉、故虐異姓寵則父母被怨、繼親虐則兄弟爲讎、家有此者、皆門戶之禍也、

養父母

〔伊呂波字類抄 也人倫〕養父　養母

〔倭訓栞 中編十六〕とりおや　閑居友に見えたり、養父を云、今もいへり、

〔令義解 六儀制〕凡五等親者、父母、養父母、夫、子、爲一等、

舅姑

〔倭名類聚抄 二夫妻〕舅(○和名之宇止)　爾雅云、夫之父曰舅、一云、阿翁没則曰先舅、

〔箋注倭名類聚抄 一夫妻〕新撰字鏡、婚嫜並訓志比止、皇極紀、婚姻訓牟己之比止、假寧令集解云、夫之父、與辨色立成所言合、(○中略)又新撰字鏡、靈異記訓釋、舅之不止、(○中略)釋名、夫之父曰舅、舅久也、久老稱也、母之兄弟曰舅、亦如之也、白虎通、舅者舊也、姑者故也、舊故、老人稱也、按母之昆弟亦曰舅、見父母類、

〔倭名類聚抄 二夫妻〕姑(○和名之宇止女)　爾雅云、夫之母曰姑、没則曰先姑、

〔箋注倭名類聚抄 一夫妻〕說文、姑、夫母也、按父之姊妹亦曰姑、文按說文、以謂夫之母、爲本訓、釋名、以父之姊妹爲本訓、詳父母類、

〔伊呂波字類抄 志人倫〕舅(シウト 夫之父也)　〔同 知人倫〕夫父母(チウトカナ 舅姑)

〔釋親考〕婦稱夫之父曰舅、稱夫之母曰姑、舅姑在則曰君舅君姑、沒則曰先舅先姑、漢廣川王傳、背尊章、師古曰、尊章、猶言舅姑也、今關中俗、婦呼舅姑爲鍾、鍾、音章、聲之轉也、會㝷、舅姑即公婆、正字通、嫜、止商切、夫父曰舅嫜、舅姑亦曰尊章、杜甫詩、何以拜姑嫜、通作章、

〔令集解 四十喪葬〕朱云、問、夫之父母者、未知於養子之妻妾何、令釋云、亦同者額云難也、古記云、釋親云、婦稱夫之父曰舅、稱夫之母曰姑、案生夫之身曰夫父母、俗云、志比止、志比止賣也、

外舅姑

〔倭名類聚抄 二夫妻〕外舅(○○)　爾雅云、妻之父爲外舅(婦稱夫之父同)　一云、婦翁也、

一養父無妻ニ而罷在致養子居候處、其養子三拾貳歲ニ相成候上、右養父初而妻ヲ迎候、尤其養子妻之養ニハ不相成候處、右養子之爲メニ右妻ヲ何母ト唱可申哉、

書面之通者、繼母ニ而候、

〔諸例集 六〕嫡母繼母其外續名目之儀問合

朱書
稻生出羽守答

一無妻之內、妾腹ニ男子兩人有之、兄者嫡子ニ相立、其後父妻ヲ迎候得者、妾服之子兩人ゟ、右父之妻者嫡母ニ御座候哉、

書面之通者、嫡母ニ而候、

一先妻死去後、妾服ニ男子兩人出生、兄者嫡子ニ相立候、相果候妻者嫡母ニ御座候哉、續名目無御座候哉、其後父後妻迎候得者、妾服之子兩人ゟ、右父之後妻者嫡母ニ御座候哉、若繼母ニ相成候哉、

書面之通者、先妻死去後出生之妾腹男子ゟ、先妻者續名目無之、後妻之方嫡母ニ而候、

一養父無妻之內養子ニ相成、其後養父妻ヲ迎候歟、或者養父之先妻死去後、養子ニ相成、養父後妻迎候得者、養子之養母ニ御座候哉、若繼母ニ相成候哉、

書面之通者、其父養母ニ不相定候得者、養子之爲繼母ニ而候、

右三ケ條彙而爲心得奉伺候、以上、

弘化三年五月十四日　酒井若狹守家來
宇佐美金右衛門

右之通、文政十二丑年五月十四日、服忌相掛リ石谷備後守樣江相伺置候得ども、未御差圖不被下候ニ付、猶又奉伺候、

〔顏氏家訓 一後娶〕凡庸之性、後夫多寵前夫之孤、後妻必虐前妻之子、非唯婦人懷嫉妬之情、丈夫有沈惑之僻、亦事勢使之然也、前夫之孤、不敢與我子爭家、提攜鞠養、積習生愛、故寵之、前妻之子、每居己

〔大和物語 下〕故御息所の御あねおほいこにあたり給けるなん、いとらう〳〵しくうたよみ給ことも、おとうとたち御やす所よりもまさりてなむいますがりける、若きときにめをやはうせ給にけり、まゝはゝの手にいますがりければ、心にもの〻かなはぬときもありけり、さてよみ給ける、

ありはてぬいのちまつまのほどばかりうきことしげくなげかずもがなとなんよみ給ける、

〔空穗物語 俊蔭 一〕おやなき人は身もいたづらになるものなり、むかしちかげのおとゞのたゞひとり子を、まゝはゝにはかられて、いまはをとめもきこえずとなんいふなる、

〔源平盛衰記 二十二〕入道申官符事

九月四日戌時ニ、太政入道〇平清盛手輿ニ乘、新院ノ御所ニ參テ申ケルハ、〇中略彼義朝ガ三男ニ、右兵衛佐頼朝ト申奴ハ、近江國伊吹ガ麓ヨリ尋出シテ、將テマウデ侍シヲ、入道ガ繼母ニ、池尼ト申候シガ、頼朝ヲ見テ、一旦ノ慈悲ヲ發シ、〇下略

〔北條五代記 九〕三浦介道寸父子滅亡の事

道寸是を聞、〇中略それがしは上杉高救が男なり、時高養子と成て三浦へ移る、其後繼母に弟一人いできたり、繼母の讒言により弟を世にたてんため、われを害せんはかりごとあり、我心うくおもひ出家し、世を逃れ、小田原總世寺に有し所に、家老の者おほくまたひ來てみかたとなる、〇下略

〔春波樓筆記〕或人問ふ、妻死して子有り、再娶るべきか否か、曰く、曾の大賢すら尚再娶らず、矧や庸人をや、某側に在りて曰く、我常に人の子繼母に鞠はるゝを視るに、其の才多くは實母ある者に過ぐ、再娶ことに必子に益なきに非ずと、此の言理あり、

〔諸例集 二〕繼母之儀ニ付續名目之儀問合

文化十三年十月七日、松浦肥前守家來差出候書面、水野主殿頭差出候廻し、

〔伊呂波字類抄末人倫〕繼母ママハヽ　庶子母也、嫡母者嫡子之母也、並男女所稱也、若同居則一月服十日假、　娚同　繼父ママチヽ

〔令義解喪葬九〕凡服紀者、〇中略繼。母。繼。父。同。居。〇中略一月、

〔令集解喪葬四十〕古記云、妾之男女、謂父嫡妻爲嫡母、嫡母爲妾子无報服也、俗云麻麻母也、〇中略古記・母之後夫爲繼父、繼父爲妻之前父、男女无報服也、繼父若不同居共財不服也、俗云麻麻父也、

〔松屋筆記九十四〕假父コチヽ假母コハヽ

假父母をマヽといふは隨の義也、實の父母失て後、それに隨て出來し父母の義也、繼父母はたおなじ隨を上にいへるは眞間の手兒女、足柄のまゝの小菅など見え、遠江にコトノマヽノ神社もあり、土の隨意コヽロマヽに崩落るがけの事也、

〔善庵隨筆〕生母にあらずして、子を養育する母を、まゝ母といひ、生子にあらずして、養育を受る子を、まゝ子といふ、まゝは養育の義にて、小兒に乳を飲付する、今の乳母の事なり、これを古へ乳付けといふ、東鑑に、武衞類朝卿をいふ乳付けの青女を召さる、麼々と號すとあるにて知るべし、これより轉稱して、小兒の乳を飲むを、まゝと云ひ、今にては、小兒の飯を喫するをもまゝと云ふことにはなりし、

〔古事記中開化〕若倭根子日子大毘毘命、〇中略娶庶。母。伊賀迦色許賣命、生御子、御眞木入日子印惠命、

〔古事記傳二十二〕庶母は、美麻々波々ミマヽハヽと訓べし、美は御なり、和名抄に、繼父和名万々知々、繼母万々波々、今の本には、万々波々と云和名はなし、古本にあり、字鏡に、嫡母万々波々マヽハヽ、庶兄万々兄ママセなどあり、相照して心得べし、庶母は、繼母嫡母などとは異なれども、嫡と云庶と云繼と云は、漢國にての差別にてこそあれ、皇國には、其差別にはかゝはられず、たゞ非所生母を麻々母と云、非所生子を麻々子と云り、されば嫡母庶母繼母、みな麻々母なり、庶兄を万々兄とあるにても知べし、(中略)延佳本に、アラメイロハと訓るは非なり、

〔三代實錄十五清和〕貞觀十年二月十八日壬午、參議正四位下行右衞門督兼太皇太后大夫藤原朝臣良繩卒、〇中略良繩素性寬厚、不好花飾、〇中略後。母。安部氏性悍忌、諸子皆排却、但至于良繩、殊以重愛、

〔貞丈雜記人品二〕一人の母をおふくろと云ふは、御ふところと云ふ事也、母は懷妊の時、子はふところにある故也、ふところを略して、ふころといひ、ふころと云詞轉じて、ふくろに成たる也、今も薩摩國の人は、人の母を御懷(フトコロ)と書也、袋と云にはあらず、一說に、人母の胎內にて、胞衣(エナ)をかぶりつゝまれて、袋に入りたるがごとくなる故、人の母を御袋と云といへり、此說用がたし、御ふくろといふ事、舊記には見えざる名目也、后宮名目抄と云書に、右の胞衣の事によりて、御袋と云說見たり、其書は、大納言爲豪卿の息女、御櫛笥殿中將といひし女房、鎌倉將軍の御臺所へ書て參らせられし書也と云也、然らば久き名目歟、

嫡母

〔新撰字鏡親族〕嫡母(萬々波々)

〔伊呂波字類抄人倫知〕嫡母

〔令義解六儀制〕凡五等親者、○中略祖父母、嫡母、繼母、○中略爲二等、

〔律疏賊盜〕凡謀殺祖父母、父母、外祖父母、夫、夫之祖父母、父母者、皆斬、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄姉者、遠流、已傷者絞、

繼父母

〔新撰字鏡親族〕繼父(萬々父)

〔倭名類聚抄父母二〕繼父母　世說云、諸葛宏、爲繼母族黨所讒、又云、王祥事後母甚謹、後母卽繼母也、謂母則可知父、但繼父、(和名萬々知々)繼母、繼父母、各謂其子古我不生義也、

〔箋注倭名類聚抄父母一〕所引讒險篇文、原書宏作太、又原書文學篇注、引王隱晉書曰、厷字茂遠、按始肯上也、或作肱、宏屋深響也、轉訓大也、依茂遠之義作宏似是、○中略所引德行篇文、原書事後母下有朱夫人三字、此節文、按繼父繼母、見儀禮喪服、說文、繼續也、从糸䜭、新撰字鏡、繼父訓萬々父、嫡母訓萬々波々、令集解同、萬々知々、又見大和物語、萬々波々、又見更科日記、按繼父名萬々知々、繼母名萬々波々、則繼子當名萬々古、今俗所呼亦爾、各謂其子下、恐脫萬々二字、

〔千載和歌集春一〕堀川院の御時、百首の歌奉りけるとき、春雨の心をよめる、　前中納言匡房

よも山に木のめ春雨降ぬればかぞいろはとや花のたのまむ

〔古事記傳二十一〕常根津日子伊呂泥命、○中略伊呂泥は、伊呂勢と同くて、同母兄の意か、書紀に、此御名を某兄と作れ、神代巻、神武巻、欽明巻、孝徳巻などに、兄をも然訓り、和名抄にも、兄日本紀云、伊呂禰と、あり、同母姉を、伊呂泥と云によりて、此泥は凡て女に限れる称の如く聞ゆれども然らず、白檮原宮段に、神沼河耳命の御兄を那泥汝命と申し賜へれば、那泥と云ふも、女には限らず、伊呂泥も准ふべし、されば此は、男女に通ふ称なり、同母姉を云は、阿泥の阿を省きて、泥と云なり、さて伊呂とは、人を親み愛みて云る言にて、某入彦某入娘と申す御名の伊理、又郎子郎女などの伊良も、皆此同言の活用にて同意なり、日子坐王の御子に伊理泥王、崇神紀に飯入根と云名なども、伊呂泥と云と通へるを以て知べし、同母兄弟を伊呂勢、伊呂杼、伊呂妹、母を伊呂波と云も、伊呂波は伊呂波々なり親み愛みて云称ぞかし、万葉十六に、伊呂雅せる菅笠小笠とよめるも、伊呂は、其人を親みて云るなるべし、さて此伊呂泥を、書紀に某兄と書れたる某字は、如何なる由にか、若しくは、古へに人を親みて云るよりうつりて、其名を云べき時に、名に代て伊呂と云しことのありしにや、某は那爾賀志曾禮賀志など、訓て、名に代て云字なり、書紀には、此下なる蠅伊呂泥蠅伊呂杼をも、絙某姉、絙某弟と書れ、垂仁紀下に、某遣とも書れたり、

〔松屋筆記三十八〕大方殿御方

太平記伯耆の巻などに、大方殿とあるは、母堂の事なり、親元日記にも、将軍の御母堂をば大方殿と書たり、また御方といふは、御方御所ともいふ、御方住居の義にて、将軍家の御嫡子の事なり、親元日記には御方御所とあり、

大方殿

〔花營三代記〕應永廿九年七月十三日戊寅、御方御所様嵯峨御出アリ、大木庵へ御入御點心アリ、香嚴院々主、主首座御袋。死去御坊門前マデ御出アリ、有御對面、御馬鹿毛御歸御與也、

御袋

〔康富記〕享德四年正月九日乙卯、今晩室町殿姫君誕生也、御。袋。大館兵庫頭妹也、

カゾイロハ

〔日本書紀十五仁賢〕六年九月、是秋日鷹吉士被遣後、有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何怜矣、（言於母亦兄、於吾亦兄、此云於慕尼慕是、阿例尼慕是、）

〔伊呂波字類抄加人倫〕父カゾ、万葉集、〔同伊人倫〕母イロハ（爾雅云、母爲妣、日本紀私記云、母以路波、舍人云、稱父母死稱考妣、郭璞云、公羊傳曰、惠公者隱公之考也、仲子者桓公之母也、明非死生之異稱矣、楊氏漢語抄云、阿禮、）

〔倭訓栞前編三〕いろは　母の古語也、神代紀、和名鈔にみゆ、色身は母より受れば、色母の義なるべし、實母をいふ詞也、

〔燕石雜志一〕物の名
父母をかぞいろはといふ、かぞは家尊にて音なり、いろはは家母にて訓なり、世俗これを湯湯よみといふ、

〔萬葉集二十〕多日幸于穆負御井之時、内命婦石川朝臣應詔賦雪歌一首、諱曰色○色一婆、（本作邑）

〔日本書紀十應神〕二十二年三月丁酉、登高臺而遠望、時妃兄媛侍之、望西以大歎、略○註於是天皇問兄媛曰、何爾歎之甚也、對曰、近日妾有戀父母之情、便因西望而自歎矣、冀暫還之、得省親歟、

〔日本書紀十五仁賢〕六年九月、此是秋日鷹吉士被遣後、有女人居于難波御津、哭之曰、於母亦兄、於吾亦兄、弱草吾夫何怜矣、略○註哭聲甚哀、令人斷腸、菱城邑人鹿父（鹿父人名也、俗呼父爲柯曾、）聞而向前曰、何哭之哀甚若此乎、

〔日本書紀十九欽明〕天國排開廣庭天皇、欽明○男大迹天皇繼體○嫡子也、母曰手白香皇后、天皇愛之、常置左右、

〔日本紀竟宴和歌集天下〕得伊弉諾尊　從四位下行民部大輔兼文章博士大江朝臣朝綱
賀曾伊呂婆阿波禮度美須夜旼留能古婆美斗勢儞那理努阿枳多多須志天
かぞいろはあはれとみずやひるのこはみとせになりぬあしたゝずして

いふに同じ、

〔於路加於比下〕小兒語

嬰兒の語に、父をと、と云は、ち、よりて、と轉り、て、よりと、と轉りたるのみ、奥羽の邊地には、だゝアともいふ歟、皆多行のタチツテトと轉り來なり、つゝとのみいはざる由は、いまだ考へず、母をかゝと云は、はか同韵の言の横通して轉せるなるべし、五十音圖にて、音の反切を見るに、父字は同行を縦に行、母字は同韵を横に行なり、今父母の言轉するも、又父は縦に轉り、母は横に通ふも一奇といふべし、

〔傍海一得上〕今小兒母ヲかゝさまト云、是ハ家家ノ字ナリ、通鑑陳ノ宣帝紀ニ曰、北齊ノ後主、泣啓大后曰、有縁復見家家、無縁永別、胡三省注ニ、齊ノ諸王呼嫡母為家家ト、イツノコロヨリ日本ニ言傳タルニヤ、子ガ母ヲかゝト呼ヨリ轉ジテ、父モ妻ヲかゝと云、

〔伊呂波字類抄知人倫〕嬭チチモ亦作妳嬭、人呼母為嬭母、

〔倭訓栞前編於四十五〕おも　日本紀に母をよめり、古事記に御母とも見ゆ、乳母湯母なども見えたり、今朝鮮語にもおかいへり、一説には、梵語の阿摩也といへり、萬葉集に阿母と書り、史記の注に阿母は乳母と見えたり、よて萬葉集に乳母をもよめり、

〔古事記上〕故爾八十神怒、欲殺大穴牟遲神、共議而、○中略以火燒似猪大石而轉落、爾追下、取時、即於其石所燒著而死、爾其祖御命哭患而、參上于天、請神產巢日之命時、乃遣𧏛貝比賣與蛤貝比賣、令作活、○中略蛤貝比賣持水而、塗母乳汁者、成麗壯夫訓壯夫云袁等古而出遊行、

〔古事記傳十〕塗母乳汁者は、於毛能知志流登奴禮婆と訓べし、○中略母は乳母を云なり、凡て於母と云は、親母にまれ乳母にまれ、兒に乳を飲しむる人の稱なれば、親母とせむも違はず、親母を於毛と云も、乳をのまし養ふことにつきての稱なり、然るをたゞ波々の古言とのみ心得て、乳養のことにあづからぬ處の母字をも、なべて於毛と訓はひがことなり、されど中卷玉垣宮段に、取御母とあるも乳母なり、なほ於母のことは、彼處の傳廿四に委く云べし、

テヽ

トヽ カヽ

をみ給ひて、なみだ雨のごとくにふらし給、

〔松屋筆記 九十五〕てゝとは父を云

父をてゝといふは、ちゝの通音也、體源抄十二本卷 廿四丁オ 八幡社例事條に、高祖父母ヒオホヂノテテハヽノ事也、

〔宇治拾遺物語 一〕これも今はむかし、ゐ中のちごのひえの山へのぼりたりけるが、櫻のめでたくさきたりけるに、風のはげしくふきけるをみて、このちごさめ〴〵となきけるをみて、僧のやはらよりて、○中略なぐさめければ、櫻のちらんはあながちにいかゞせん、くるしからず、我てゝの作たる麥の花ちりて實のいらざらんおもふがわびしきといひて、さくりあげてよゝとなきければ、うたてしやな、

〔幽遠隨筆 上〕父をてゝと云も、神樂うたに、

　さつてゝがもたせの眞弓おく山にみかりすらしも弓のはづ見ゆ

此さつてゝは、獵人の父といへるなり云々、梁塵抄

〔安齋隨筆 前編 一〕トゝカゝ　同書 前編 補遺 に、凡小兒の言語明らかならざるゆへ、上の一字は云ひ侍れども、下の文字にうつり辨舌ならざるゆへ、下の假字をおどりていふたぐひ多し、母を上(カミ)といへば、カゝといひ、父を殿(トノ)といへばトゝといひ、亭といへばテゝと云ふが如し、貞丈云、カゝと云ふは則ハゝといふの訛なり、カとハと音横の相通也、(アカサタナハマヤラワ)父をトゝと云ひ、又チゝといふは、音聲の相通也、(タチツテト)ハゝ轉じてカゝとなり、チゝ轉じてトゝとなり、テゝとなる也、小兒音の相通は知らねども、是れ音韻の自然也、上をカゝと云ひ、殿をトゝと云ふ說は非なるべし、

〔倭訓栞 前編 六 加〕かゝ　卑俗に母をいふ、かとはと韻通す、通鑑胡注に、齊諸王皆呼嫡母爲家々とも みゆ、田舍に妻をもかゝといへり、見に據ていふ也、西土に母を媽々といひ、鄉談に妻をも媽々と

タラチネ

あるも、天皇の御母吉備姫王の御事也、又孝德紀にところ〴〵、皇祖母尊と有は、皇極天皇の御事にて、皇太子中大兄の御母にて、天皇の御姉に坐を、大御母と崇奉り給へる也、これら皆御祖母にはましまさず、御母也、此事は、玉勝間の山菅の卷にもいへり、すべてよのつねの文字づかひにのみめなれて、古書にうとき人は、思ひまがへて誤ること、此類多きぞかし、

〔續日本紀十聖武〕天平元年八月壬午、喚入五位及諸司長官于內裏、而知太政官事一品舍人親王宣勅曰、〈中略〉現神大八洲國所知倭根子天皇我王祖母天皇乃、始此皇后乎朕賜日〈爾〉勅〈豆〉真久、〈下略〉

〔歷朝詔詞解二〕祖母は、御母のよし也、挂畏〈支〉よりこれまで一つゞきにて、元正天皇を申給ふ也、祖母の文字に就ては、元明天皇の如くなれども然にはあらず、祖母と書て、美於夜と訓こと、第五詔〈神龜元年二月甲午詔〉の下にいへるが如し、元正天皇は、實の大御母命にはましまさゞれども、其御禪を受嗣坐れば、御母とは申給ふなり、

〔萬葉集十一古今相聞往來歌〕正述心緒
足千根乃、母爾不所知、吾持留、心者吉惠、君之隨意、
垂乳根乃、母白者、公毛余毛、相鳥羽梨丹、年可經、

〔冠辭考五多〕たらちねの　はゝ
万葉卷三に、帶乳根乃、母命者、〈中略〉赤子を育つゝ、日月を足しめ、成人は母のわざ也、よりて日足の母てふを、日を略き、志を知と通はせ、根てふほめ語を添て、たらちねの母とはいふ也、〈根は物の本なれば、古へは人の名にもほめていひたり〉天皇の御名にも、皇子にも、息長足、倭足、五十日足など申も、その生しなし奉る乳母の氏、或はそだちませる地の名などを付申せし也、且紀に、治養持養などの字を比多須と訓も、日須良須を略ける語なるをおもへ、

〔空穗物語藏開中〕むすびおきて我たらちねはわかれにきいかにせよとて忘れはてしぞ、とある

考證

駒、從四位上、諸陵頭、前、義敬公御代三年目ヨリ號ニ大父、深心院道號悅堂、又常慶、法名常歷、又書齋、

〔伊呂波字類抄人倫知〕考先ニ死曰考　〔同人倫波〕妣ハ、死母曰妣、

〔釋親考〕父爲考、母爲妣、○中略

嵐按父母考妣、生死異稱、傳習已久、禮傳所說、似不可必廢、如天子稱朕、古者上下通稱、至秦始皇專爲天子、父母考妣之異稱、意亦古者生死互言、而後世始分別歟、今須據禮記之說、其爺娘等稱、乃方俗鄕談耳、不必考究、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月丁巳、越狹野、到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎、吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、

〔日本書紀皇極二十四〕二年九月丁亥、吉備島皇祖母命○皇極天皇生母薨、　癸巳、詔土師娑婆連猪手、視皇祖母喪、天皇自皇祖母命臥病、及至發喪、不避床側、視養無倦、

〔續日本紀聖武九〕神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、大赦天下、詔曰、○中略美麻斯親王乃齡乃弱爾、荷重波不堪自加所念坐而、皇祖母坐志志、掛畏岐我皇天皇爾授奉岐、○下略

〔歷朝詔詞解二〕皇祖母は淤保美淤夜と訓べし、文武天皇の大御母命のよしにて、元明天皇を申せる也、そも〳〵御母を皇祖母と申ては、祖字いかゞなれば、是は聖武天皇の御祖母のよしならむと、思ふ人あるべかめれど、然にはあらず、まづ古は凡て、母を御祖といへること、古事記などに多く見え近くは下鴨を御祖神と申すなども、上鴨別雷神の御母に坐が故也、又此紀の此卷の詔に、天皇の大御母藤原夫人を、宣文則皇大夫人、語則大御祖云々とある、これにて大御祖と申すは、大御母なることいよ〳〵明らけし、さてそれに母字を添て書事は、皇祖とのみにては、皇神祖と混ふ故に、御母なることを知らさむため也、その例は、皇極紀に、吉備島皇祖母命と

憶良等者、今者將罷、子將哭、其彼母毛、吾乎將待曾、

〔拾遺和歌集雜八〕菅原の大臣冠し侍りける夜、はゝのよみ侍りける、

久かたの月の桂もをるばかり家の風をもふかせてしがな

○按ズルニ、菅公ハ貞觀元年ニ年十五歳ニシテ冠ス、四年ニ試ラレテ及第文章生ニ補スル由、公卿補任ニ見ユ、母氏ハ伴氏、貞觀十四年正月十四日ニ卒スト文草ニ見ユ、月桂ヲ折トハ及第ノ故事ナリ、

〔沙石集三下〕小兒之忠言事

南都ニ戒律僧世間ニナリテ、子息アマタアリケル中ニ、コトニイトヲシクスル子五歳ノ時、知タル上人兩三人彼房ニユキテ、物語スル次デニ、此子チヽガヒザノ上ニキタルヲ、キヤツハ不覺ノ者ニテ候、コレ程ニ成候テ、父トハ都テ寢候ハデ、母トノミフセリ候トイフ時、コノ子父ガヒザヲツキタチテ内ヘ入ザマニ、父ハ我ヲバ母トヌルトイヘドモ、父モマタ母トハヌルメルハト云、實ニサモト覺テヲカシク、イタイケシタリシ由語侍キ、

〔松屋筆記六十六〕嫁。母。

嫁母は、父死後他人に嫁せる母をいふ也、通鑑綱目卅三の卷一百六十丁ウに、嫁母謂二父卒母嫁一と見ゆ、

〔諸家系圖纂十二伊勢〕

貞継 十郎、勘解由左衛門、伊勢守、政所、殿中惣奉行、御厩別當、從二尊氏公一義詮公迄、大父。ト號ス、廣照寺法名昭禪、道號友峯、壽八十三、明德二年、

貞信 義滿公於二貞信宅一御誕生云々、

七郎左衛門尉、伊勢守、頼継之實子也、諸職同前、又號二大父一、思恩院、道號松洲、法名常眞、應永八年六十七歳、

貞行 兵庫助、尾張守、伊勢守、貞継之弟也、代々殿中惣奉行諸職同前、義持公御代、又號二大父。一知光院、道號心岩、法名常誠、應永十七、五十三歳

貞經 勘解由左衛門、伊勢守、十郎貞國之兄也、背二上意一隱二吉野山一、法名勢元、永享四、

貞國 備中守、伊勢守、兵庫

ノオヤなどいひ離父母をばマヽと云ひけり、異聞の字を用ゆる也、諺には隔てある事を云ひしなるべし、庶母をもマヽと云ひし事、日本紀に見えたり、

〔物類稱呼一人倫〕父ちゝ　大和にてあんのうと稱す、播磨邊より西國にててゝらと云、長崎にてちやんと云、肥前佐賀にて別當といふ、越前にてのゝといふ、父をてゝと稱し、とゝを呼ぶは、諸國の通稱也、萬葉及宇治拾遺等に、てゝと見えたり、とゝは稗文に、爹爹（とゝ）と書侍るもあれど、てゝといひ、とゝといふは、父の轉語なるべし、又上總にて、祖母を崇めてのゝと稱し、越前にて、父をのゝと呼は、極老の剃髪せしなどを、のゝといひならはしたる物ならん、小兒に對して、如來を如々と略語し、如々轉じてのゝとなりたる物か、但し古代よりの詞なる歟志らず、

母はゝ　西國にてかゝといふ、長崎にてあひいと云、（阿姨なるべしと云說あり）肥の佐賀にてはあうぼうと云、（阿母といふの轉語にや）出羽にてだゞといふ、

山崎埀加翁云、俗人の母を稱して、袋といふは、胞胎の義によると云々、又母といひ、かゝといふは諸國の通稱歟、京にて兒童はハワサンと呼び、年長じては、母者人と稱す、東國にてはかゝさんといふ、○中略父といひ、母とよぶは、もとより通稱にして、それより轉じたる詞も、國々多かるべし、

〔續日本紀二十六稱德〕天平神護元年十一月辛巳、詔曰、必人方父我可多母我可多能親在天成物仁在、然王多知藤原朝臣等止方朕親仁在我故仁、黑紀白紀乃御酒賜御手物賜止方久宜、

〔萬葉集二十〕天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌、

知知波波母、波奈爾母我毛夜、久佐麻久良、多妣波由久等母、佐々己氐由加牟、

右一首、佐野郡丈部黑當、

〔萬葉集三雜歌〕山上臣憶良罷宴歌一首

訓加曾、見神代紀、其他尙多、又仁賢紀有人名鹿父、本注俗呼父爲柯曾、○中略 按呼父母爲知々波々、見萬葉集及佛足石歌、蓋古今通稱也、廣本以爲俗語、非是、阿耶又見新撰字鏡古本、○中略 說文、母收也、从女象褱子形、一曰象乳子也、廣雅亦云、母收也、釋名、母冒也、含生己也、母訓以路波、見神代紀、其他尙多、按以路波謂生母也、以路是親昵之義、波卽波々之急呼、以別嫡母庶母繼母之稱、猶同母兄弟姊妹、稱以路禰以路登、以路勢以路毛、以別異母兄弟姊妹也、泛訓母字曰以路波非是、○中略 經典釋文云、爾雅魋爲文學注三卷、一云、魋爲郡文學卒史臣舍人、漢武帝時待詔、今無傳本、○中略 按禮記曲禮云、生曰父曰母、死曰考曰妣、舍人蓋本之、○中略 按尙書謂生者爲考妣、爾雅又云、父之考爲王父、父之妣爲王母、方言云、南楚瀑洭之間、謂婦妣曰母姼、稱婦考曰父姼、皆謂生者爲考妣、故郭璞以爲非死生之異稱、然漢儒多據曲禮爲說、故說文、妣歿母也、釋名、父死曰考、母死曰妣、舍人尸爲別稱、亦是也、蓋或渾言、或析言、皆通也、阿孃又見新撰字鏡、按木蘭詩云、旦辭爺孃去、暮宿黃河邊、爺孃之名、出於此、木蘭詩又云、阿爺無大兒、木蘭無長兄、呼父爲阿爺、故呼母亦爲阿孃也、

〔伊呂波字類抄 知人倫〕父チヽ　〔同 波人倫〕母ハヽ 生母

〔東雅 五人倫〕父チヽ　母ハヽ　上世には、父をオヤといひ、母をオモといふ、舊事紀、日本紀等に、母の字讀てオモといひけり、百濟の方言にも、母をオモと云ひけり、今も朝鮮の俗、母をオモと云ふは、古の遺言也、我國の語、彼國に傳へしか、又彼國の語の、我國に傳りしか、凡て詳ならず、古俗また父をカゾといひ、母をばイロハといひ、又父ヲチヽとも云ひけり、日本紀の仁賢天皇紀に、俗呼父爲柯曾と注せられたり、また家母をイロハといふも、卽母の義に取りしなり、チヽ、萬葉集に見ゆ、抄にはチヽといひ、テヽといふは、轉語なりと見えたり、近き俗、父をトヽといひ、母をカヽといふが如きも、また方語の轉ぜしなり、亦俗に、父母をすべ稱して、タラチメとも、タラチネとも云ひ、また父をタラチヲといひ、母をタラチメとも、タラチネノハヽともいひけり、其義の如きは並に不詳、萬葉集には垂乳根とも、足常などとしるしたり、上古の時オヤといひしは、父にのみも限らざりしと見えて、舊事紀に御祖と云るされ、ミオヤと云ひしは、祖神の御事也、日本紀には、皇祖皇考の字引合て、ミオヤとは讀みしなり、俗には祖父母をば、オヤ

の風、雨親の肉多く母に就は、親しみを主とする也、

〔一話一言 入〕或書の中書名不ㇾ見

人の親を、おやじ、おやぢいなどいふは、いかなることにや侍らん、傾城屋の亭主をおやぢといふ

よしきゝ侍るが、もしそれよりおこれることか、何さまよろしきうなることゝは聞えず、

〔大和物語 上〕つゝみの中納言の君〇藤原兼輔十三のみこの母御息所を内に奉りけるはじめに、御か

ど〇醍醐はいかゞおぼしめすらんなど、いとかしこく思なげき給けり、さてみかどによみてたて

まつり給ける、

ひとのおやのこゝろはやみにあらねども子をおもふみちにまどひぬるかな〇此歌又見二後撰和歌集一続補

集、先帝いとあはれに思し召たりけり、御返しはありけれど人えしらず、

〔妙法寺記 下〕天文十五此年、信州佐久郡シカ殿城ヲ、甲州ノ人數、信州人數、悉談合被ㇾ成候而、取懸被

食候、去程、シカ殿モ随分ノ兵共ヲ御持候、又常州ノモロオヤニテ御座候高田方、シカ殿ヲ見継候

而城ヲ守ヲ被ㇾ食候、

〔新撰字鏡 親族〕阿嬢波々

〔倭名類聚抄 二 父母〕父母 孝經云、身體髮膚受二于父母一、父加曾 母伊呂波 俗云、父和知々 母名波々 爾雅云、父爲ㇾ考好反

母爲ㇾ妣匹履反 纂注合入曰、生稱二父母一、死時稱二考妣一、又云、惠公者何隱之考也、仲子者何桓之母也、明非二死

生之異稱一矣、一云阿耶知々阿嬢波々

〔箋注倭名類聚抄 一 父母〕所ㇾ引古文閤宗明旌章文、〇中略 說文、父矩也、家長率教者、从ㇾ又舉ㇾ杖、白虎通、父

者矩也、以二法度一教ㇾ子也、廣雅、父榘也、榘與ㇾ矩同、釋名、父甫也、始生ㇾ己也、易有ㇾ子考無ㇾ咎、書事二厥考厥長一、

按說文、考老也、以爲二父之稱一者、轉注也、〇中略 本居氏曰、知男子尊稱、宇麻志阿斯訶備比古遲神、又謂二

八千戈神火遠理神一稱二比古遲一、應神天皇時國栖人歌、謂二天皇一云二麻呂賀知一、皆是也、故以爲二父稱一也、父

胤按、今稱外曾祖父母、

〔伊呂波字類抄〔於〕人倫〕親〈オヤ〉

〔日本書紀〔十仁德〕〕二十二年三月丁酉、登高臺而遠望、時妃兄媛侍之、望西以大歎、〈○中略〉愛天皇愛兄媛篤温凊之情、則謂之曰、爾不視二親、旣經多年、還欲定省、於理灼然、則聽之、

〔萬葉集〔三雜歌〕〕山部宿禰赤人歌六首
美沙居、石轉爾生、名乘藻乃、名者告志氏余、親者知友、

〔枕草子〔九〕〕むねつぶるゝ物
おやなどの心ちあしうして、れいならぬけしきなる、ましてや世の中などさわがしき比、よろづの事おぼえず、

〔松屋筆記〔九十〕〕親代
源平盛衰記廿卷〔十六丁ウ〕石橋合戰條に、家安親代ト成テ、夜ハ胸ニカヽヘ奉テ通夜勞ハリ、晝ハ肩ニノセ終日ニ奉育云々、按に母代といふも似たる事なるべし、こは佐奈田與一を郞等文三家安が、はごくみそだてしよしをいへる所なり、

〔貞丈雜記〔十五言語〕〕父の事を、昔の人は、おやじや人、又おやじやものと云ひ、母の事を母じや人といひ、兄の事を兄じや人などゝいひしなり、今の世の人、父の事をおやじと云ふは、おやじや人と云ふ事を略して、おやじと云ふなり、

〔倭訓栞〔前編於四十五〕〕おや　日本紀、續紀、宣命などに見ゆ、祖字をよむは遠祖までを通はしいふ、又親字をよめり、老の義也、源氏にものゝおやはじめのおやなどいへるは祖の義也、古事記に、母の事も祖とも云り、母をおやとよみしは、萬葉集に見えたり、阿爺の字、靈異記に見えたり、伊勢物語眞名本に、母字おやとよめれど、必はゝとよむべし、されど萬葉集には、母を多くおやとよめり、我國

〔倭名類聚抄 二父母〕外祖母　爾雅云、母之妣爲外王母、(母方乃於波)

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕令集解訓外祖母、爲母方於保波、按於波、於保波兩通、詳於祖母條、新撰字鏡、外祖母母方乃波々、恐母方乃於波之誤、外祖母、見儀禮喪服、禮記檀弓下、

〔伊呂波字類抄 字人倫〕外祖母(ウバ、母方、)

〔續日本紀 十二聖武〕天平七年十一月己未、正四位上賀茂朝臣比賣卒、勅以散位葬儀送之、天皇之外祖母也、

〔三代實錄 二十清和〕貞觀十三年十月五日丁未、天皇服錫紵、○中略 是時、天皇爲祖母太皇太后(○藤原順子仁明后)喪服有疑未決、於是令諸儒議之、從五位上行大學博士兼越前權介菅野朝臣佐世、從五位下行助教善淵朝臣永貞等議云、儀禮喪服經、齊衰不杖、期章祖父母、傳曰、何以期、至尊也、○中略 祖母服制如此、春秋之義、天子之位至尊、万機之政至大、故三年之喪、既葬卒哭、除喪卽告、依此言之、天子於父母尙爾、況祖母乎、然則葬後除喪、卽吉、可卽杜之說、

〔源氏物語 一桐壺〕かの御おば(○源氏外祖母)北のかた、なぐさむかたなくおぼししづみて、おはすらん所にだに、たづねゆかんとねがひ給ししるしにや、つひにうせ給ぬれば、またこれをかなしびおぼすことかぎりなし、

〔台記〕久安三年九月六日丁卯、入夜向外祖母尼公家、問疾之病、余(○藤原賴長)大哭、祖母亦哭、淚不落、(俗人以之爲死相、未知所由、)

〔釋親考〕母與妻之黨爲兄弟、母之考爲外王父(ハハカタノオホヂ)、母之妣爲外王母(ハハカタノオホバ)、郭氏曰、異姓故言外、丘氏曰、今稱外祖父母、曾與卽外公外婆、通鑑梁簡文紀、刑及外族、胡三省曰、男子謂舅家爲外家、婦人謂父母之家爲外家、外族(ハハカタノセン)、外家之族也、

母之王考爲外曾王父(ハハカタノヒオホヂ)、母之王妣爲外曾王母(ハハカタノヒオホバ)、

〔箋注倭名類聚抄一父母〕新撰字鏡、令集解、外祖父同訓、○中略外祖父見儀禮喪服、○中略按說文、外遠也、ト尚平旦、今夕ト、於事外矣、轉爲對內之稱、宗族在內、母黨在外、故云外以別之、

〔伊呂波字類抄波人倫〕外祖父母方チホチ

〔令集解四十喪葬〕古記云、釋親云、母之考爲外王父、母之妣爲外王母、案生母之身曰外祖父母也、俗云母方於保遲於保波也矣、

〔續日本紀九聖武〕神龜元年十月壬寅、忍海手人大海等兄弟六人除手人名、從外祖父外從五位上津守連通姓、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年三月乙卯、詔曰、○中略朕外祖父從三位橘朝臣疏基顯族、騰首高衢、外祖母從三位田口氏敎彩芝田、勝芳蕙圃、但屬運謝、已從閱川、朕以菲薄、丕承洪業、○中略宜外祖父及外祖母並追贈正一位也、

〔文德實錄一〕嘉祥三年四月己酉、太宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女、從四位下春子也、○中略嵯峨天皇御豐樂院、以觀射禮、擧從勤諸親王及群臣、各以次射、親王時年十二、天皇戲語親王曰、弟雖少弱、當執弓矢、親王應詔而起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍坐、驚動喜躍、不能自已、卽便起座、抱親王而舞、

〔大鏡七太政大臣道長〕この道長大臣は、今入道殿下これにおはします、一條院三條院のをぢ、當代○後一條東宮○後朱雀の御おほぢにおはします、

○按ズルニ、一條天皇ノ御母詮子、三條天皇ノ御母超子ハ、並ニ兼家ノ女ニシテ、道長ノ妹ナリ、故ニ道長ハ其伯父ニ當ル、又後一條天皇及ビ後朱雀天皇ノ御母ハ、道長ノ女彰子ナリ、故ニ道長ハ其外祖父ニ當ルナリ、

〔新撰字鏡親族〕外祖母〈母字原无、據補〉母方乃波々

之、曰王父者、就其人而稱之爾、至後世、則以祖稱其人、而言王父者甚少、且祖字从示、又廟有功曰祖、有德曰宗、則義之所本可知矣、蓋父廟稱禰也、此義字書未發、

〔源氏物語(松風十八)〕むかし、は、君(○明石上)のおほぢ(明石入道)中務の宮ときこえけるが、らうじ給ひける所、大ゐ河のわたりにありけるを、その御のち、はかぐしうあひつぐ人もなくて、としごろあれまどふを思いでゝ、かの時よりつたはりてやどもりのやうにて、ある人をよびとりてかたらふ、

〔後拾遺和歌集(神祇二十)〕長元四年六月十七日伊勢のいつき内宮にまいりて侍けるに(○中略)

御和奉りける　　　　　　　　　　　　祭主輔親

おほぢちむまごすけちかみよまでにいたゞまつるすべらおほんかみ

〔倭名類聚抄(父母二)〕祖母(於○波○)　爾雅云、父之妣爲王母、九族圖云、祖母(於○波○)　孫炎曰、人之尊祖若天王、故王父王母也、

〔箋注倭名類聚抄(父母一)〕新撰字鏡同婆同訓、下總本作於保波、與伊呂波字類抄合、合集解亦云於保婆、按於保波、大母之急呼、於波又於保波之急呼、則有保字無保字兩通、然曾祖母訓於保於波、外祖母訓母方乃於波、則似源君訓祖母爲於波、今俗呼婆々、(○中略)魏孫炎爾雅注八卷、見隋書、今無傳本、

〔伊呂波字類抄(於人倫)〕祖母(父之母也、オホハ)　〔同(字人倫)〕祖母(ウハ)

〔倭訓栞(前編四)〕うば　祖母又嫗又姥をよめり、うとおと通ず、今は乳母をもかいへり、

〔拾遺和歌集(雜九)〕源重之が母の近江のこふに侍けるに、むまごのあづまよりよるのぼりて、いそぐ事はべりて、えこのたびあはでのぼりぬること、いひて侍ければ、おばの女のよみ侍ける、

おやのおやと思はましかばとひてましわが子のこにはあらぬなるべし

〔新撰字鏡(親族)〕外○祖○父○(波々加太乃於保知)

〔倭名類聚抄(父母二)〕外祖父　爾雅云、母之考爲外王父、(於○波○方○乃○保○知○)

外祖父母

當人

右曾祖父者、養祖父ニ相當リ候哉之事、

> 曾而養父嫡孫承祖ニ而も、養父之父者祖父ニ付、其父者其身之爲曾祖父ニ而候、

祖父母

〔倭名類聚抄 二父母〕曾。祖。母。 爾雅云、王父之妣爲曾祖王母、和名於保於波

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕按於保於波、大祖母之義、今俗呼比婆々、

〔伊呂波字類抄 於人倫〕曾祖母 オホヲバ 祖母之母也

〔倭名類聚抄 二父母〕祖。父。 爾雅云、父之考爲王父、九族圖云、祖父、於保知

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕現在書目錄、載喪服九族圖一卷、源君所引蓋是、祖父母、見儀禮喪服、釋名、祖祚也、祚物先也、又謂之王父、王暀也、家中所歸暀也、王母亦如之、按說文、祖、始廟也、以爲父祖之祖、轉注也、令集解同訓、新撰字鏡、阿父訓於地、古本訓於保知、阿父恐有誤字、按於保知、大父之急呼、祖父者父之父、故曰大父也、於地又急呼於保地者、今俗呼治々、

〔伊呂波字類抄 於人倫〕祖父 オホチ 父之父也 〔同 遅人倫〕祖父 チヽ ハヽサ 也

〔倭訓栞 中編三十於〕おやのおや 祖父をいふ

〔倭訓栞 前編四十五於〕おほち 祖父をよめり、和名抄にみゆ、大父の義なり、大父は漢張良傳に見えたり、神代紀に祖神もよめり、曾祖父をおほ〳〵ち、外祖父を母方のおほぢとよめり、爾雅に、父之考爲王父、父之妣爲王母と見ゆ、東王父西王母の稱も是よりや出たりけん、

〔釋親考〕父之考爲王父 オホチ、父之妣爲王母 オホハ、祖王父也、郭氏曰、如王者尊之、丘氏曰、今稱祖父祖母、大明會典曰、即公婆 ヂイバヽ、〇中略 胤按、左氏曰、以王父字爲氏、古者多以祖稱王父、又曰大父、漢書大父行、是也、意者曰祖者、自廟而言

郭氏曰、曾猶重也、丘氏曰、今稱曾祖父曾祖母、會典、卽太公太婆、
〔令集解 喪葬四十〕古記云、釋親云、王父之考爲曾祖王父、王父之妣爲曾祖王母、案祖父母之父母、曰曾祖父母、自我三繼祖父母也、俗云、於保保知也、
〔三代實錄 清和三〕貞觀元年十月廿三日乙巳、尙侍從三位廣井女王薨、廣井者、二品長親王之後也、曾祖二世從四位上長田王、祖從五位上廣川王、父從五位上雄河王、〇下略
〔三代實錄 清和五〕貞觀三年二月廿九日癸酉、參議從四位上行太宰大貳清原眞人岑成卒、岑成左京人、贈一品舍人親王之後也、曾祖二世從四位上守部王、祖從五位下猪名王、父无位弟村王、岑成是弟村之子也、
〔日本紀神代抄 一〕後成恩寺殿 〇一條兼良 ハ曾祖父兼敎ニ御相傳也、其御作ノ纂疏ニハ、口傳相承ヲバ一モ載ラレズ、尤深切也、
〔袋草紙 四〕平野御歌
　さらかべのみかどのおやのおほぢこそひらのゝ神のこゝろなりけれ
今案、白壁ハ光仁天皇也、其曾祖父ハ舒明天皇、其曾祖父ハ欽明天皇也、是平野明神云々、
〔諸例集 三〕曾祖父養祖父養父當人譯合有之續同合

初鹿野河内守 〔矢書〕 挨拶
牧野備後守ゟ問合

曾祖父
養祖父　　部屋住ニ而相勤候內病死
養父　　嫡孫承祖ニ相成

曾祖父母

〔日本後紀 桓武八〕延暦十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、○中略高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂墳墓、在本鄕者、拱樹成林、淸麻呂投寘之日、爲人所伐除、○下略

〔倭名類聚抄 二父母〕高祖母　爾雅云、曾祖王父之妣爲高祖王母、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕那波本、曾祖下、高祖下、並有王字、蓋依原書校補也、類聚名義抄高祖母訓止保川於八、恐非是、按廣中抄、謂高祖父母爲於保川於保知无波、无波於波之轉、然則此可訓於保川於波、

〔釋親考〕曾祖王父之考爲高祖王父、(ヒヒオホヂ)曾祖王父之妣爲高祖王母、(ヒヒオホバ)郭氏曰、高者、言最在上、丘氏曰、今稱高祖父高祖母、會典、卽太太公婆、(ヒヒヂイ ヒヒバヾ)

〔諸例集 八〕柳生播磨守答

父之高祖父母玄孫之子唱名目者無御座、書面等に相認め候節者、父之高祖父母謙玄孫之子謙よりと相認候事御座候哉、

書面、父之高祖父母者先祖謙よりと相認、其外書面にて可然存候、

〔新撰字鏡 親族〕曾。祖。於。保。於。保。地。

〔倭名類聚抄 二父母〕曾祖父　爾雅云、王父之考爲曾祖王父、和名於保於保知　文字集略云、曾重、四世祖也、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕新撰字鏡曾祖同訓、喪葬令集解、曾祖父母、俗云於保知也、疑傳寫脫一於字、也、按於保於保知、大祖父之義、曾祖父者父之祖父、故曰大祖父、今俗呼比治々、○中略郭璞曰、曾猶重也、與此義同、釋名、曾祖從下推上、祖位轉增益也、按說文、曾、詞之舒也、借爲曾益曾、重義也、

〔伊呂波字類抄 於人倫〕曾祖父 オホオホチ 祖父之父也、文字集略云、四世祖也、

〔釋親考〕王父之考爲曾祖王父、(ヒオホヂ)王父之妣爲曾祖王母、(ヒオホバ)

高祖父母

石被下置、石見守輝濟、其子政直共、松平相模守江御預ケ相成有之候處、松平新太郎光政、松平相模守御願ニ付、輝濟子能登守政直江播州神崎郡印南郡之内壹萬石被下置、被召出候處、能登守政直死去之節、實子無之候ニ付、松平新太郎光政、松平相模守光仲願ニ付、政直遺領壹万石を相分ち、弟兩人、久馬助政武江七千石、勝左衛門政濟江三千石被下置候而、久馬助政武儀者、家督之儀ニ付、松平之御稱號相名乘、勝左衛門政濟者、分知之儀故、池田苗字相名乘候樣被仰渡候趣、寛永系圖井松平彈正系譜ニ相見申候、左候得者、彈正儀、因幡守同家ニ而、分家分地など申候類ニ者無之候得共、乍然其家々之申合ニ而、庶流抔相唱取扱候儀も可有之哉ニ候間、其家ニ限リ相唱候儀者、格別之事、前書之通、庶流と申儀、御三家庶流ニ限リ、一席之名目之樣相成來候間、諸家ニ而相用候ハヾ、混雜可仕儀も可有之事存候間、以來對公邊候事ニ者、庶流と唱候儀者無用ニ仕候樣被仰渡可然奉存候、大目付井同役一同評議仕候處、書面之通御座候、則被成御下ゲ候御書面返上仕、此段申上候、以上、

十一月　荒川常次郎

〔新撰字鏡 親族〕高祖 加彌於保地

〔倭名類聚抄 二父母〕高祖父 爾雅云、曾祖王父之考爲高祖王父、日本紀上祖、和名止保豆於夜、 文字集略云、五世祖也、

〔箋注倭名類聚抄 一父母〕所引釋親文、下皆同、那波本曾祖下高祖下並有王字、與原書合、蓋那波本校補非源君之舊、丘濬大學衍義補今稱高祖父高祖母、釋名、高祖、高皐也、最在上皐諸下也、上祖見神代紀上、按止保豆於夜、遠祖也、古語父母曰於夜、謂祖先亦曰於夜、故上祖曰止保豆於夜也、然上祖卽遠祖、非高祖父、源君引之非是、新撰字鏡、高祖訓加美於保知、簾中抄謂之於保川於保知、

〔伊呂波字類抄 止人倫〕高祖父 トホツオヤ 文字集略云、五世祖也、曾祖父母之父母也、

見て辨ふべし、また特立之祖書曰出自を一例として、譬へば大和國地祇に、國栖出自石穗押別命也と書れたる類は、此命より前の祖の名傳はらず、また宗と立べき於夜の名も傳はらざる故に、特この命をのみ祖に立たるを云へり、但し此例は然しも多かられど、皇別にも諸蕃にも彼此あり、心を書て見るべし、また枝別之宗書曰出自と云を一例として、譬へば大和國の天孫に、大角隼人出自火闌降命也と書れたるは、日子番能邇々藝命の御末は、皇統と火闌降命の末とに別れたるを、大角隼人の家に取ては、邇々藝命は祖にして、火闌降命は宗なり、然るに祖を記し出ず、宗を擧たるを云へり、

〔諸例集 二〕庶流と唱候儀ニ付評議申上

文化十四丑年十二月七日御目付荒川常次郎差出廻し、十一月七日紀伊守殿吉十郎を以御下ゲ了簡書相添、同十一日同人を以上ル、

覺

交替寄合松平彈正儀、松平因幡守庶流と書出候得共、御三家庶流之外、庶流と唱候儀有之候哉、取調可被申聞候事、

紀伊守殿十一月十一日、吉十郎を以上ル、十二月同人を以御下ゲ承付、御日退上、

書面庶流唱之儀、先是迄之通被取据置候段、無急度御沙汰之旨承知仕候、

御書面庶流と申儀取調候處、御三家庶流ニ限り相唱候旨、申規定仕候書留者無御座候得共、都而御書付等ニ御三家ニ限り庶流と有之候間、當時ニ而者、一席之名目之様ニ相成候、且松平因幡守松平彈正家之儀者、兩家共元祖池田家より出候家ニ而、因幡守元祖左衛門督忠繼者、池田輝政次第權現樣御孫ニ而、五才之時、備前國を被下置、其後因幡伯耆を引替被下置候、彈正元祖石見守輝澄儀者、輝政四男ニ而、是又權現樣御孫ニ而、拾貳才之時、播州宍粟郡三万八千石被下置、其後同國佐用郡三万石を加、六万八千石被下置候處、家來騷動之儀ニ付、領地被召上、同國神崎郡之内壹万

がいと〳〵多きは、いとうたがはしきことなるに、一本には、出自とあるはいと〳〵まれにして、おほく之後とあり、此本よろしきに似たるが故に、今はしばらくそれによれり、之後とあるが、よろしきに似たるよしは、序に祖事渉狐疑、書曰之後といひ、所以辨遠近示親疎などいへるをもて、かた〳〵諸書によしあればなり、〇中略

文化四年夏　　　　安藝國人　源稻直

〔古史徵一開題記〕新撰姓氏錄の論〇中略

或古記本系並錄載、而枝別之宗、特立之祖、書曰出自、

古記とは、上文にいはゆる古記舊史をいひ、本系とは、いはゆる新進本系なり、並錄載とは、古記本系ともに、錄し載せて、彼此よく符ひて紛亂なきをいふ、（而字より以下九字、今本ともに、而字錯簡の間に在て、出自の下に記せるは錯亂たるなり、今は一古本に依て註しつ、）さて遠都於夜（トホツオヤ）に祖と宗とを立ることは、元漢土の論にて、祖とは始祖（ハジメノオヤ）をいひ、宗とは其次に功德ありし於夜を云て、此二於夜を殊に重く祭る事あり、（此事彼此の漢籍に見えて、彼方の事同する徒の、いみじき言さわぐ説どもあり、）此錄にも其號に倣ひて記されたり、斯て此の文は、打見たる儘にては一條に見ゆれど、熟く見れば三例に見別つべく書れたり、（かゝる文例、漢土の古文にも、彼此あるを、皇國の古き漢文は、彼の古文に似て、かゝる文もをり〳〵交れるは、いと珍らし、後世の漢學者流わづかに漢籍あたりの文、また宋人の文などを眞似び得て、殊更に信屈なる語を綴り、其を古文辭と稱ひて甚き事のに思ひ、皇國の古人の漢文を、いと拙き物にいふめれど、古にかゝる文の有とは得知らずぞ有ける、）其は枝別之宗、特立之祖、書曰出自と云を一例として、譬へば路眞人出自諡敏達皇子難波王也とあるは、路眞人の家にては、敏達天皇は祖にて、難波王は宗なる故にかく錄されたり、（そは此次に守山眞人路眞人同祖、難波王之後也とあるもて、敏達天皇を祖とし、難波王を宗とせることと知べし、なほ此類は神別にも、藤原朝臣出自津速魂命三世孫天兒屋根命也といひ、添縣主出自津速魂命男武乳遺命也と見えたるは、藤原の家にては津速魂命を祖とし、兒屋根命を宗とし、添縣主の家にて、津速魂命を祖とし、武乳遺命を宗とする由なり、なほ皇別に、入多眞人出自諡應神皇子稚野毛二俣王也、など此類おほく記されたり、さて今本に、諸書に此例を多もて、本佐村主出自吳孫權男高也、など書るが多かれども、此はもと吳孫權男高之後也と有しを、後人の誤ふ皆ありて、之後字を削りて、出自と書る本の傳はれると所思たり、其由下文の下に註を）

臣、膽臣、阿閉臣、狹々城山君、筑紫國造、越國造、伊賀臣、凡七族之始祖也、

〔日本書紀十五清寧〕二年十一月、依大嘗供奉之料、遣於播磨國司山部連先祖、伊與來目部小楯、

〔續日本紀三十九桓武〕神龜元年三月辛巳、左大臣正二位長屋王等言、伏見二月四日勅、藤原夫人○聖武母宮子孃天下皆稱大夫人者、○中略伏聽進止、詔曰、宜文則皇太夫人、語則大御祖、追收先勅、頒下後號、

〔三代實錄十六清和〕貞觀十一年十二月十四日丁酉、遣使者於伊勢大神宮奉幣、告文曰、○中略況掛毛畏岐皇太神波、我朝乃太祖止御座天、食國乃天下乎照賜比護賜利、○下略

〔諸例集四〕一高祖父之親井曾祖父之兄弟等唱方之儀

朱書初鹿野河內守答

朱書四月○天保九年七日井伊掃部頭殿家來より問合

一高祖父之親を高曾祖父と唱候儀も御座候哉、又者外に唱方も御座候哉、

高祖父之親者先祖と唱候事に候

〔新撰姓氏錄序一〕枝別之宗特立之祖、書曰出自、○下略

〔訂正新撰姓氏錄一〕姓氏錄を校合たる大むね

一序に、三體三例といふことあり、三體は、神別、皇別、諸蕃にて、誰もよく知れることにて論なし、つぎに三例といふは、出自同祖之後、之後と三ッにて、此三ッの知るしざまによしあること也、志かれども、今の姓氏錄は、抄錄の書たる故に、すべてのさまも、みだりがはしく、志どけなきさまのみしたれば、天皇の御事をまをせるに、實の大御名をまをせるか、と思くば、ゆぐりなく後の御謚をまをせるたぐひ、みだりがはしきこといと〳〵おほし、此三例も、分明にはわかれがたき中に出自となるは、枝別之宗、特立之祖をいふとありて、三例の中にも、とりわきて祖事つまびらかに、正しき氏とみゆれば、皇別神別ともに之後などあるに比ては、出自とあるかたは、數もこよなくすくなきを、諸蕃にいたりて、かへりて出自としるせる

略

抑この鏡、文は約なれども、抄略したる本の傳はれるには非ず、元來の全き書なることは、各々姓々の下に鐫せる文と、上に引りし、桓武天皇紀十八年の詔命に、令載始祖及別祖等名、勿列枝流並繼嗣歷名、とあるに熟く符るを以て知べし、

〔禮記注疏四十六祭法〕祭法、有虞氏禘黄帝而郊嚳、祖顓頊而宗堯、夏后氏亦禘黄帝而郊鯀、祖顓頊而宗禹、殷人禘嚳而郊冥、祖契而宗湯、周人禘嚳而郊稷、祖文王而宗武王、注、有禘郊祖宗、謂祭祀以配食也、此禘謂祭昊天於圜丘也、祭上帝於南郊曰郊、祭五帝五神於明堂曰祖宗、祖宗通言爾、下有禘郊祖宗、孝經曰、宗祀文王於明堂以配上帝、明堂月令、春曰、其帝大昊、其神句芒、夏曰、其帝炎帝、其神祝融、中央曰、其帝黄帝、其神后土、秋曰、其帝少昊、其神蓐收、冬曰、其帝顓頊、其神玄冥、有虞氏以上尚德、禘郊祖宗、配用有德者而已、自夏已下、稍用其姓氏之先後之次、有虞氏夏后氏宜郊顓頊、殷人宜郊契、郊祭一帝、而明堂祭五帝、小德配寡、大德配衆、亦禮之殺也、○註略疏（中略）祖顓頊而宗堯者、謂祭五天帝五人帝及五人神於明堂、以顓頊及堯配之、故云、祖顓頊而宗堯、祖始也、言爲道德之初始、故云祖也、宗尊也、以有德可尊、故云宗、其夏后氏以下禘郊祖宗、其義亦然、

〔日本書紀二神代〕一書曰、天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猨女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉、

〔日本書紀三神武〕天皇○中略及年四十五歲、謂諸兄及子等曰、昔我天神、高皇產靈尊、大日靈尊、擧此豐葦原瑞穗國、而授我天祖彥火瓊瓊杵尊、○中略是年也甲寅、其年十月辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征、至速吸之門、時有一漁人、乘艇而至、○中略乃特賜名爲椎根津彥、○註略此即倭直部始祖也、行至筑紫國菟狹、○註略是時勅以菟狹津媛賜妻之於侍臣天種子命、天種子命是中臣氏之遠祖也、

〔日本書紀四孝元〕七年二月丁卯、立鬱色謎命爲皇后、后生二男一女、第一曰大彥命、○中略大彥命是阿倍

〔古事記上〕此三柱綿津見神者、阿曇連等之祖神以伊都久神也、

〔古事記傳六〕祖神は意夜賀微と訓べし、凡て上代は父母に限らず、幾世にても遠祖までを通はして、皆たゞ意夜と云り、其證は古記にもまた見ゆ、父母は其意夜の中の一世なるが、有が中に近く親き故に、殊に其稱を專と負て、後には意夜といへば、たゞその父母のみの稱の如くなれりしなり、後世のならひを以て古をな疑ひそ、故古書には祖字を意夜と訓て、親のことにも用ひたり、意富々々遠意富遠などは、事を分けて云ときの稱にて、すべては何れもみな意夜なり、書紀には遠祖上祖本祖始祖など書て、登富都意夜と訓り、是も古稱にて、万葉十八にも遠都神祖などあり、されど此記には、何れも祖とのみありて、遠祖など書ることと一も無れば、たゞ意夜と訓例なり、されば上代には某姓の本祖と云をも、たゞ祖とぞ云けん、又子と云も己が生るに限らず、子々孫々までかけて云稱なり、

〔伊呂波字類抄所人倫〕宗ソウ云祖主也

〔令義解九喪葬〕凡三位以上、及別祖、氏宗、謂別祖者、別族之始祖也、氏宗者、氏中之宗長、即繼嗣令謂勅定是也、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年八月癸酉、詔曰、○中略遂使父子易姓、兄弟異宗、夫婦更互殊名、一家五分六割、

〔新撰姓氏錄序一〕本其元生則有三體、跡其群分則有三例、○中略古記、本系並錄而載、或載古記而漏本系、或載本系漏古記、書曰同祖之後、宗氏古記雖云遺漏、而立祖不釋、但事涉狐疑、書曰之後、所以辨遠近示親疎、是爲三例也、

〔古史徵一夏開題記〕新撰姓氏錄の論○中略此は上にも引る、路眞人出自諡敏達皇子難波王也とある次に、守山眞人同祖難波王之後也とある類をいへり、其は同祖と云は、上に論へる如く體なるかた、之後と云は、下に辨ふ如く、狐疑に渉るを云例なればなり、此は守山眞人の祖は、敏達天皇なることは、古記本系並に記し載せて備なれど、宗を難波王と爲たるは、古記にまれ本系にまれ、一方に見えて、一方には漏たる故に、疑なきにしも非ざれば、かく錄されたるなり、○中略

祖先

ゐるへるみいなどうふ

一同　右同断　まるがれつたどうふ

母方　母一所に罷在候

一祖父　新橋町ヶ所持町人　土井徳兵衛死

一祖母　野母村善仁平死娘　する

一伯父　同断　土井瀧蔵

一伯母　新大工町住居　母よう妹作次郎妻こと

一従弟　土井瀧蔵子　國太郎

一同　作次郎子　文次郎

〔德川禁令考十九呈書文格〕文久二壬戌年七月八日

○○○○○○親類書用紙幷書式ノ達

布衣以上之御役人幷三千石以上寄合之面々差出候親類書等、是迄老中支配之分者奉書ニ認、若年寄支配之分者程村ニ認差出候處、向後ハ老中若年寄支配共、別冊之通美濃紙綴本ニ相認可被差出候、且又轉役等之節者、新規認直し差出候ニ不及、最前差出置候親類書相下ゲ、增減之上進達致候樣可被心得候、尤唯今迄差出置候分ハ、引替不及候、

右之趣、向々江可被達候事、

〔伊呂波字類抄人〕〔於〕祖オヤ

〔鹽尻五十二〕先祖子孫號名

始祖始立二根基一執業之祖　先祖此代々自二始祖一之子、至二高祖之父一、　高祖最高在レ上　曾祖曾上重帰者也

大父——父——己

親類書

兩壻相呼婭

私(ムコ)　妹(オトヒ)

○按ズルニ、親屬圖ハ、尙ホ禮式部服紀上篇ニ在リ、宜シク參照スベシ。

〔親聽草十集八〕道富丈吉由緒書

本國阿蘭陀國あむすてるだむ

生國肥前國長崎　道富丈吉

一父　へんでれきとうふ

右とうふ儀は、阿蘭陀國之都あむすてるだむ住居、先へんでれきとうふ倅にて、父存生之内はゆにおると稱し、父死後之名を繼ぎ罷在候、〇中略

親類書

父方

一祖父　阿蘭陀國あむすてるだむ住居　先へんでれきとうふ死

一祖母　右同斷、あれんきさんでるね　すあんき死娘まるがれつたねすあんぎ

一父　寛政十一未年始而渡來仕、翌申年再渡、以來在留仕、加美職相勤罷在候、　へんでれきとうふ

一母　長崎新橋町住居　土井德兵衛死娘よう

一伯母　阿蘭陀國あむすてるだむ住居　父とうふ姉ゐるれむやこふへッテ妻　ゐるへるみいなどうふ

一同　右同斷　同へんやめんけいせるまん死妻

母黨

- ○（ハ、カタノオホヂチ）（外從祖祖父）
  - 從舅（ハ、カタノオホヂヲヂ）
- ○（ハ、カタノオホヂ（ハ））（外祖姑）
- 外祖父（ハ、カタノオホヂ）外王父
- 外祖母（ハ、カタノオホバ）外王母
  - 舅（ハ、カタノヲヂ大舅）
    - （甥）（内兄）
  - 從母（ハ、カタノヲバ大[illegible]）
    - 從母兄（弟）
    - 從母姉（妹）
  - 母
    - 己
  - 舅（ハ、カタノヲヂ小舅）
    - （甥）（内弟）
  - 從母（ハ、カタノヲバ小[illegible]）
    - 從母兄（弟）
    - 從母（姉）妹
- ○（ハ、カタノオホヂチ）
  - 從舅（ハ、カタノオホヂヲヂ）

女子稱呼

- 兄（セ）
  - （姪）（甥）
    - （歸孫）
- 嫂
- 稚婦謂姒婦
- 私
- 姉（アネ）
- 己
- 弟（セ）
  - （姪）
    - （歸孫）
- 婦
- 長婦謂娣婦

兄弟之妻相呼妯娌

夫黨

- 舅（シウト）阿翁
- 姑（シウトメ）
  - 兄公（コジウト）
  - 女公（コジウトメ）
  - 夫（ヲット）（セ）
  - 叔（コジウト）
  - 女妹（コジウトメ）（妹當作叔）

妻黨

- 外舅（シウト）婦翁
- 外姑（シウトメ）婦母
  - 姉兄（コジウト）甥
  - 姨（コジウトメ）イモシウトメ
  - 妻（メ）
  - 婦弟（コジウト）甥
  - 姨（コジウトメ）イモシウトメ

皇國上古同母兄弟姉妹稱呼

母（イロハ）

- 兄（イロネ）母兄
- 姉（イロセ）
- 己　男子
- 弟（イロト）母弟
- 妹（イロセ）

母（イロハ）

- 兄（イロセ）
- 姉（イロネ）
- 己　女子
- 弟（イロセ）
- 妹（イモ）

高祖姑

曾祖姑
（族曾祖母）
（族曾祖父）

（族祖姑）
（族祖母）
（族祖父）
祖姑（オホヲバ）
從祖祖母（オホヲバ）
從祖祖父（オホヲヂ）

（族姑）
（族母）
族父（オホオホヲヂ）
（從祖姑）
（從祖母）
（從祖父）（オホヲヂ）
姑（ヲバ）（叔母）（姑姉妹）
季父
（叔母）（ヲバ）
叔父（ヲヂ）
仲父（ナカツヲヂ）

（親同姓）
族昆弟（マタイトコ）三從兄弟
再從兄弟（イヤイトコ）（從祖兄弟）
（甥）（外兄弟）
從父姉妹（イトコ）
從父兄弟（イトコ）
從父姉妹（イトコ）
從父兄弟（イトコ）
從父姉妹（イトコ）
從父兄弟（イトコ）
妹（イモウト）（イモ）（イロト）
（甥）
弟（オトウト）（オト）

出（ヲヒメヒ）（甥）
姪（メヒ）
甥（ヲヒ）（弟姪子）

離孫（ムマゴチヒ　ムマゴメヒ）
歸孫（ムマゴチヒ　ムマゴメヒ）

〔箋注倭名類聚抄 一〕本書○倭名類聚抄 親屬注解、雖不難讀、又恐童蒙輩或時迷津、今爲作圖、希一覽之瞭然也、

親屬圖

○
高祖姑
高祖父
高祖母

○
族曾祖父
族曾祖母
曾祖姑
曾祖父
曾祖母

○
族祖父
族祖母
族祖姑
從祖祖父
從祖祖母
祖姑 王姑
祖父 王父
祖母 王母

○
族父
族母
族姑
從祖父
從祖母
從祖姑
世父 伯父
伯母
姑（伯母）（姑姊）
父 考
母 妣 嬢

親同性
族昆弟 三從兄弟
再從兄弟（從祖兄弟）
從父兄弟
從父姉妹
甥 外兄弟
兄 昆
嫂
甥
姉 女兄
己

甥（兄子）
姪
歸孫
出（甥）外姪
離孫
子
婦
壻
女
孫
曾孫
玄孫
來孫
昆孫
外孫
仍孫
雲孫

三族
九族

〔吾妻鏡十〕文治六年〇建久元年正月六日辛酉、兼任、送使者於由利中八維平之總稱古今間報六親若夫婦怨敵之者、尋常事也、未有討主人敵之例、兼任獨爲始其例所赴鎌倉也者、仍維平馳向于小鹿島大社、山毛之左田之邊、防戰及兩時、維平被討取畢、

〔書言字考節用集十數量〕三族（サンゾク）父黨、母黨、妻黨、　九族（キユウゾク）高祖父、曾祖父、祖父、父、己、子、孫、曾孫、玄孫、

〔口遊人倫〕高祖、曾祖、祖父、己身、子孫、曾孫、玄孫、〇謂之九族、　父己子、〇謂之三族、

〔三代實錄四十五光孝〕天皇諱時康、〇中略　天皇少而聰明、好讀經史、容止閑雅、謙恭和潤、慈仁寬曠、親愛九族、性多風流、尤長人事、

〔白虎通三宗族〕族者何也、族者湊也、聚也、謂恩愛相流湊也、上湊高祖、下至玄孫、一家有吉、百家聚之、合而爲親、生相親愛、死相哀痛、有會聚之道、故謂之族、尙書曰、以親九族、族所以九何、九之爲言究也、親疎恩愛究竟、謂之九族也、謂父族四、母族三、妻族二、父族四者、謂父之姓爲一族也、父女昆弟適人有子、爲二族也、身女昆弟適人有子、爲三族也、身女子適人有子、爲四族也、母族三者、母之父母爲一族也、母之昆弟爲二族也、母之女昆弟爲三族也、母昆弟者男女皆在外親、故合言之、妻族二者、妻之父爲一族、妻之母爲二族、妻之親略、故父母各一族、禮曰惟氏三族之不虞、尙書曰、以親九族、義同也、一說合言九族者、欲明堯時俱三也、禮所以獨父族四何、欲言周承二弊之後、民人皆厚於末、故興禮母族、妻之黨廢、禮母族父之族、是以貶妻族以附父族也、或言九者據有交接之恩也、若邢侯之姨譚公惟私也、言四者據有服耳、不相害所異也、

〔日本書紀三十持統〕四年十月乙丑、詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姬天皇七年救百濟之役、汝爲唐軍見虜、〇中略　汝獨淹滯他界、於今三十年矣、朕嘉厥尊朝愛國賣己顯忠、故賜務大肆、幷絁五匹、綿一十屯、布三十端、稻一千束、水田四町、其水田及至曾孫也、免三族課役、以顯其功、

〔日本書紀通證三十五持統〕三族父族、母族、妻族、

自餘放令釋也、穴在 跡云、父妾爲等親孫妾入等親故、

〔法曹至要抄下服假〕養祖父母無服假事

儀制令五等親條、朱書云、養祖父母不入等親、

案之、令入等親之中、雖有無服假之法者、不入等親之族、未見可著服之文、然則養祖父母、已非等親、何令著服矣、

〔律疏名例〕六議

一曰議親、謂皇親及皇帝五等以上親、及太皇太后皇太后四等以上親、太皇太后者皇帝祖母也、皇太后者皇帝母也、皇后三等以上親、

〔唐六典十六宗正寺〕凡太皇太后、皇太后、皇后之親分五等、皆先定於司封、宗正受而統焉、凡皇周親、皇后父母爲一等、準三品、皇大功親、皇小功尊屬、太皇太后、皇太后、皇后周親、爲第二等、準四品、皇小功親、皇緦麻尊屬、太皇太后、皇太后、皇后大功親、爲第三等、準五品、皇緦麻親、爲第四等、皇袒免親、太皇太后小功卑屬、皇太后、皇后緦麻親、及舅母、姨夫、爲第五等、並準六品、其籍如州縣之法、凡大祭祀、及冊命、朝會之禮、皇親諸親應陪位豫會者、則爲之簿書、以申司封、若皇親爲王、王唐志作三公子孫應襲封者亦如之、

〔唐律疏議一名例〕八議

一曰議親、謂皇帝袒免以上親、及太皇太后皇太后緦麻以上親、皇后小功以上親、

疏議曰、義取内睦九族、外叶萬邦、布雨露之恩、篤親親之理、故曰議親、袒免者、據禮有五、高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身之四從兄弟是、

〔文德實錄六〕齊衡元年四月庚辰、詔曰、夫人之至親、莫親於母子、故子登尊位、則貴歸於母、古先哲王、未有違之者、○下略

殺夫之兄姉、殺再從兄弟、(弟、法曹至要抄作姉、從祖伯叔父之子也)

已上四等長。。

〔令義解 二戸〕凡棄妻須有七出之狀、○中略 皆夫手書棄之、與尊。屬。近。親。同署、(謂尊屬近親相須、即男家女家親屬共署也、)

〔令集解 十戸〕跡云、與尊屬近親同署、謂依下條由夫祖父母父母、若无祖父母父母者亦是、此條云由近親、故令由三等以上親、若无三等親、亦依下條夫得自由、朱云、下條一端由祖父母父母者、舅從母等亦可由者、未知此親雖非三等以上親入近親口同署乎何、問尊屬近親幾事、答一事也、尊屬之近親耳、反問、近親何者、等(○等上恐脱三之字)以上親、凡此人親屬、答下條所由諸親者未明、然則尊屬者尊。長。也、近親者卑。幼。者、近親者凡三等以上也、

〔令義解 六儀制〕凡五。等。親。者、父母、養父母、夫、子、爲一等、(謂養子亦同也、)祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、兄弟姉妹、夫之父母、妻妾、姪、孫、子婦、爲二等、(謂妻亦同、子妻曾爲二等、父妾入二等明、其養子之父母及妻者、不得復爲夫之父母及子婦也、)曾祖父母、(謂祖父之父母也、)伯叔姉、夫姪、從父兄弟姉妹、異父兄弟姉妹、夫之祖父母、夫之伯叔姑、姪婦、繼父同居、夫前妻妾子、爲三等、(謂令妻妾子亦同也、夫姪爲三等、夫兄弟爲四等、謂伯叔之妻爲母、夫之姪爲子、又兄弟之子猶子、引而進之、即此義也、從父兄弟謂兄弟之子、相呼爲從父、長者曰兄、少者曰弟也、)高祖父母、從祖祖父姑、(謂祖父之兄弟姉妹也、)從祖伯叔父姑、(謂從祖祖父之子、即父之從父兄弟姉妹也、)夫兄弟姉妹、兄弟妻妾、再從兄弟(謂從祖伯叔父之子也)姉妹、外祖父母、舅、姨、(謂母之兄弟曰舅、母之姉妹曰姨、)兄弟孫、從父兄弟子、外甥、曾孫、孫婦、妻妾前夫子、爲四等、妻妾父母、姑子、舅子、姨子、玄孫、外孫、女聟、爲五等、

〔令集解 二十八儀制〕朱云、養祖父母不入等親者、先有別義通耳、額云、至子養曾高、皆可入等親者、未明何、○中略 古記云、問等親入女以不、答不入、唯不得離准入耳、一云、稱等者女亦同、他准此、○中略 釋云、養子之妻與養父母者不可稱夫之父母及正子婦、各從本等也、一云、亦同夫父母及正子婦也、妾亦爲二等、孫稱婦妾、故父妾亦可入二等、妾亦約也、問祖之妾何、答孫之妾入四等者、此夫之祖父母爲人三等、故其於祖之妾无杖決杖者、合裡勘取捨也、私案、不入等親也、或云、師云、養子之子妻者同眞孫耳、

鬪訟律云、毆兄之妻、及毆夫之弟妹、各加凡人一等、律義云、兄妻妾及弟妹、兄自有本服、而不入尊長卑幼例殺者、以尊長卑幼難定故也、則知此二色、尊卑長幼不定、（以上四等也）玄孫、（同孫）外孫女聟、（已上二色、爲五等）○○○（年、妻妾父母、姉、五等尊、所生女聟、亦爲五等卑也、）姑子、舅子、姨子（已上三色、先生爲尊長、後生爲卑幼、）其尊長卑幼、難定之色、總依凡謀也、古答云、問兄弟同年、又從父兄弟同年何科、答、以凡謀論、爲不見稱尊長卑幼故、

〔令集解二十八〕釋云、於四等親、夫之弟妹、與兄之妻妾、不可作尊長卑劣、然則與凡鬪無異也、○中略於五等以妻妾父母爲尊、以外以齒爲長劣耳、

〔律疏名例〕八虐○中略

五曰、不道、（謂殺一家非死罪三人、）○中略殺四等以上尊長、（依令從祖伯叔父姑是、[illegible]、謂從兄之等是、）及妻、

〔金玉掌中抄〕一八虐罪事○中略

五曰、不道、○中略

鬪訟律云、告二等尊長外祖父母夫者、雖得實徒一年、

謀殺伯叔父　謀殺兄姉　謀殺外祖父母　謀殺夫　謀殺夫之父母

名例律八虐注云、謀殺伯叔父姑兄姉、外祖父母、夫、夫之父母、賊盜律云、謀殺外祖父母、夫、夫之父母者、皆斬、殺姑母繼母已上二等尊、殺伯叔父之婦、殺夫之伯叔父、殺夫之祖父母、殺夫之姑、殺繼父同居、

已上三等尊

殺從父兄姉　殺異父姉

已上三等長

殺從祖祖父、（祖之兄弟也）殺從祖祖姑、（祖之姉妹也）殺從祖叔父、（祖之從父兄弟也）殺從祖姑、

已上四等尊

尊卑長幼

○按ズルニ、傍周ハ傍期ナルヲ、唐玄宗ノ諱隆期ヲ避ケテ、期ヲ周ニ作レルナリ、

〔唐律疏議二十三鬪訟〕卽嫡繼慈母殺其父、及所養者殺其本生、並聽告、○中略答曰、子孫之於祖父母父母、皆有祖父子孫名、其有相犯之人、多不據服而斷、賊盜律有所規求、而故殺期以下卑幼者絞、論服相犯例準傍期、在於子孫、不入期服、然嫡繼慈養依例雖同親母、被出改嫁、禮制便與親母不同、其改嫁者、唯止服期、依令不合解官、據禮又無心喪、雖曰子孫、唯準期親卑幼、若犯此母亦同期親尊長、被出者禮既無服、並同凡人、其應理訴亦依此法、

〔通典八十一禮〕童子喪服儀

獨識周緦服圖、童子不降成人小功親以上、皆服本親之緦、童子不杖不廬、不免不麻、當室著免麻、

〔政事要略八十二糺彈雜事〕等親事○註略

儀制令云、五等親者、父母、養父母、夫子爲一等、○中略

釋云、未知五等以上諸親、明定尊長卑幼之色、答、父母養父母、（爲一等尊）子養子、（爲一等卑）夫、（同生父）祖父母、嫡母、繼母、伯叔父姑、夫之父母、（已上五色、爲二等尊）姪、孫、子婦、（已上三色、爲二等卑）妻妾、（別生父）

職制律云、聞父母若夫之喪匿條疏云、其妻既非尊長、又殊卑幼、在禮及詩、比爲兄弟、卽是妻同於卑幼、又賊盜律、同居卑幼、將人盜兄家財物條、說者云、妻雖準二等、幼、而依禮與夫合體、故自由任意、曾祖父母、（同尊）伯叔婦、夫之祖父母、（同尊）夫之伯叔姑、繼父同居、（此謂繼母、及後娶、妾所召也、名例律、毆告三等尊長條注云、繼母爲三等、則知夫前妻妾子、）於繼母相生尊卑也、撿鬪訟律、妾與夫之妻妾子相毆之罪、約入於尊長卑幼難定條、則知妻妾子、與父妾者、尊卑難定、此則子在尊長卑幼之例、其嫡母於妾子、亦比爲三等、從父兄姉、異父兄姉、（右二色爲三等尊長）從夫弟妹、異父弟妹、（已上二色爲三等卑幼）高祖父母、（同尊）從祖祖父姑、從祖伯叔父姑、外祖父母、舅姨、（右五色爲四等尊）曾孫、（同孫）兄弟孫、從父兄弟子、外甥、孫婦、妻妾前夫子、（右五（五恐六）色爲四等卑）夫兄姉再從兄姉兄妻妾、（已上二（二恐三）色相

合所生

本親
傍親

〔釋親考〕旁親之稱、己身至三從而止、父至再從而止、祖至從兄弟而止、曾祖則親兄弟而已、以其承高祖、故高祖兄弟無稱、

〔令義解二戸〕凡戸主皆以家長(謂嫡子也、凡繼嗣之道、正嫡相承、雖有伯叔、是爲傍親、故以嫡子爲戸主也、)爲之、

〔法曹至要抄下服假〕養子可著本姓傍親服假、不可有著所養傍親服假事、

〔拾芥抄下本服假雜例〕服假雜例
或抄云、八歳以後、可有服假、七歳以前者、夭亡之時、傍親不可有服假、至于二親者、本服三月假三日、一月服假二日、七日服一日、是信貞說也、

〔玉海〕承安五年(○安元元年)六月十三日壬戌、今日明法博士中原基廣參來、依召也、各相尋事等、(○中略)
一本生所養服事
問云、於親者、本生所養共可著服歟、又傍。親。可付何方哉、
申云、於四等已上親者、雖爲養子、然者本生所養共可著之(謂昭穆不相叶者、非此限、)於傍。親。者、一向可依本生、不可付所養、是允容(○容恐衍誤)說也、允正は可付所養云々、是謬說也、

〔令義解九喪葬〕凡天皇爲本服二等以上親喪、服錫紵、(謂凡人君即位、服絶傍。期。、唯有心喪、故云本服、其三后及皇太子不得絶傍。期。、故律除本服字也、)

〔令集解四十喪葬〕古記云、本服、謂天皇即位則絶服期准(○准恐誤字)有心喪之時服錫紵、退則脫耳、錫紵謂黒染之色、若自不臨者不服耳、然案禮天子絶傍期、今檢令文、本服五月以上、則明令意於高祖父母亦絶服期也、三后亦同、何者、案名例律議親注云、太皇太后本服七日以上親、皇后本服一月以上親故、但於皇太子者、且特合勅也、問以文稱本服、何知絶服期也、答若不絶服期者、文稱臨五月以上服親喪可云、本字不合稱、故絶服期可知也、

〔通典九十三〕三公諸侯大夫降服議
周制諸侯絶。傍。周。、卿大夫絶緦、

る皆是なり、

〔文德實錄 五〕仁壽三年五月乙巳、无品齊子內親王薨、親王嵯峨太上天皇第十二女也、○中略 親王適三品太宰帥葛井親王、○嵯峨弟 內外戚皆恥其非成禮、

〔空穗物語 初秋〕なかたゞ、ないしやくにも、外しやくにも、女といふものなんともしく侍る、○中略 しは、かたの外きやくこそ、かのとしかげの朝臣のきむは、つかうまつらめ、

〔伊呂波字類抄 久 之〕外戚 シヤタ

〔下學集 下 態藝〕外戚 グワイセキ グレヤク

〔運歩色葉集 久〕外戚 グワイ

〔承久軍物語 六〕同○承久 三年 十月十日とさのくに、せんかう○土 御門 あるべきにさだめられけり、○中略 げしやくのつちみかどの大納言さだみち卿參りて、なく〳〵御車をよす、

〔愚管抄 三〕九條の右丞相○中略 わが子孫を帝の外せきとはなさんとちかいて、觀音の化身の叡山の慈惠僧正とえだんの契ふかくて、横河のみねに楞嚴三昧院といふ寺をたて、

〔增鏡 七 煙の末々〕御ぐしおろして御法名圓助ときこゆ、○中略 院の宮だちの御中には、御このかみにてものし給へど、御げさくのよはきは、いまもむかしもか丶ることそ、いと〳〵ほしきわざなりけれ、

〔文保記〕一內外親族假服、(付中陰假、井服減、閏月禁忌、改葬假、無服殤、夫婦假服、違閏日、)父母(假卅日、但五十日、忌之、服十三ケ月、)祖父母養父母(假卅日、服五月、百五十日也、)曾祖父母、伯叔父姑、兄弟姉妹、嫡子、夫之父母、(假廿日、服三月、九十日也、)高祖父母、庶子、嫡孫、養子(假十日、服一月、卅日也、)從父兄弟姉妹、姪女、庶孫、(假三日、服七日、)外祖父母(假卅日、服三月、九十日也、)繼父母、舅姨(外戚也、)異父兄弟姉妹(假十日、服一月、卅日也、)但繼父不同居者無禁忌、凡服者、自假初日計也、男之女子者、皆庶孫內也、(假三日、服七日、)喪葬令云、衆孫七日云々、

内戚外戚

タラバ、速ニ陣ヲ開テ可退散トゾ宣ケル、

〔大鏡 七太政大臣道長〕この入道殿下〇藤原道長のひ。と。つ。か。ど。ばかりこそは、太皇太后宮、皇太后宮、中宮、三所おはしたれ、

〔平家物語 一〕禿童事

六波羅殿の御一家のきんだちとだにいへば、花ぞくもゑいゆうもたれかたをならべ、おもてをむかふものなし、又入道相國のこじうと、平大納言ときたゞのきやうのたまひけるは、この一。も。ん。〇平氏にあらざらんものは、みな人非人たるべしとぞのたまひける、されば、いかなる人も、この一もんにむすぼれんとぞしける、

〔本朝世紀〕久安三年七月廿一日癸未、今日法皇御覽武士、散位平正弘率子姪之黨十三人、皆著甲冑、又散位源重成、右衛門尉公俊等、同渡御前、重成郎從甲冑之士纔數輩之布、之保呂世俗謂爲禦流矢云々、永久之比、南都衆徒合戰之日、叔父重時朝臣郎從著此布云々、一。族。之風云々、見者足驚眼、

〔吾妻鏡 三十六〕寛元二年六月十日己卯、肥前國御家人、久有志良左衛門三郎兼義、訴申安德左衛門尉政尙一族五人任官事、政尙政家等所領三分二、可被召趣、前兵庫助奉行之、

〔神皇正統記 後鳥羽〕賴朝は我身かゝればとて、兄弟一族をばかたくおさへけるにや、義經五位の檢非違使にてやみぬ、範賴が參河守なりしは、賴朝拜賀の日、地下の前驅に召加へたり、おごる心見えければにや、この兩弟をも終にうしなひにき、さらぬ親族もおほくほろぼされしは、おごりのはしをふせぎて、世をも久しく家をもしづめんとにやありけん、

〔令義解 六儀制〕凡元日不得拜親王以下、〇註略 親戚謂親者、內。親。也、戚者外。戚。也、 及家令以下不在禁限、

〇按ズルニ、戚ノ字ハ、支那ノ字書ニ據ルニ、必シモ外戚ノ意義ナシ、

〔安齋隨筆 後編一〕內戚外戚　父方の親類を內戚と云、母方の親類を外戚と云、親族に內外を稱す

嘲りたる、戯言のよしなり、

〔日本書紀景行七〕十二年九月戊辰、到周芳娑麼、時天皇南望之、詔群卿曰、於南方烟氣多起、必賊將在、則留之、○中略有女人、曰神夏磯媛、其徒衆甚多、一國之魁帥也、聆天皇之使者至、○中略參向者之曰、○中略有殘賊者、○中略其所據並要害之地、故各領其族(ヤカラ)、爲一處之長也、

〔日本書紀欽明十九〕七年四月、百濟王遣斯我君進調、別表曰、前進調使麻那者非百濟國主之骨族(ヤカラ)也、故謹遣斯我奉事於朝、

〔倭訓栞前編三十四〕やから　族をよめり、彌屬(イヤカラ)の義成べし、或は家族(カラ)也といへり、神代紀に屬をうから、やからとよめり、

〔玉手繦五〕氏(ウヂ)と內(ウチ)と、清濁のかはり有るに疑あるべけれど、伊勢の內宮の在る所を宇治といふも、五十鈴川の川內なる故の名なるを宇遲と云にて知るべし、然れば氏をうぢと云ふも、同じ族內なる義より出たる言なり、

〔古史傳二十五〕氏を宇遲と訓むは、內(ウチ)ともと同語なり、語の清濁に拘はるべからず、故氏神と云は、內神といふ意にて、內に屬たる神のこゝろに親みて云る稱なり、漢字の義を放れて、言の義を思ふべし、

〔榮花物語三様々の悅〕左京大夫との、御うへ○藤原道長妻倫子けしきだちてなやましうおぼしたれば、○中略いみじうのゝ志りつれど、いとたひらかに、ことにいたうもなやませたまはで、めでたきをんなぎみ○彰子むまれたまひぬ、此御一家には、はじめて女生れたまふを、かならずきさきがねといみじきことにおぼしたれば、大殿○藤原兼家よりも御よろこびたび〳〵きこえさせ給ふ、

〔保元物語二〕白河殿攻落事

大將ハ○中略大音揚テ、清和天皇九代後胤、下野守源義朝、大將軍ノ勅命ヲ蒙テ罷向、若一家ノ氏族

かこれをわがものにはなすべきと、わりなくおぼしまどひぬ、

〔枕草子八〕ちかくてとほき物

おもはぬはらから、しんぞくの中、

〔源氏物語四十四竹河〕これは鬘〇玉げんじの御ぞうにもはなれ給へりし、後の大殿わたりにありける、わるごだちのおちとまりのこれるが、とはずがたりし置たるは、

〔日本書紀一神代〕一書曰、略〇中時伊弉諾尊亦慙焉、因將出返、于時不直默歸而盟之曰、族離、又曰、不負於族、略〇中不負於族、此云宇我邏磨概茸、

〔古事記雄略下〕故獻能美之御幣物、（能美二字以音）布繫白犬著鈴而、己族名謂腰佩人、令取犬繩以獻上、

〔古事記傳四十一〕族は書紀神代卷に訓注に、宇我邏とあるに依て訓べし、（此訓注に依に、宇賀良、夜賀良、波良賀良など皆賀を濁るべき言なり、登母賀良は今も濁ていへり、）万葉三（五十四丁）に親族兄弟（此親族も今本に、ヤカラと訓たれど、ウカラと訓べし、）

〔古事記安康下〕根臣卽盜取其禮物之玉縵、讒大日下王曰、大日下王者、不受勅命曰、己妹乎、爲等族之下席而、取橫刀之手上而怒歟、

〔古事記傳四十〕爲等族之下席は、比登志宇賀良能斯多牟斯呂爾那良牟と訓べし、（爲は那佐来夜と訓べきが如き語の勢なれども、来夜と訓べき字なければ、然は訓がたし、師（賀茂眞淵）は此をヒトシキヤカラノムシロトナラセムヤと訓れたれども、いかゞ、下をトルとは訓がたきうへに、席をとるとも云ことあるべくもあらず、）族は、書紀神代卷に、宇我邏と訓注あり、又親屬、顯宗卷に、親族、安閑卷に、同族などあり、（宇賀良と夜賀良との差別、宇賀良は生族、夜賀良は家族の意か、なほよく考ふべし、さて宇賀良も夜賀良も波良賀良も、皆加を清て呼へども、右の書紀の訓注に依らば、准へて皆濁るべきか、はた濁ると清むとあるか、然には知がたし、登母賀良は今も濁りて云り、さて万葉三の長歌に、親族兄弟とある親族も、ウカラと訓べきにや、）此に等族と云は、若日下王と大長谷王とは、姨甥に坐て、共に天皇の御子なれば、同品の御族に坐よしなり、下席に爲るとは、大長谷王の妃に爲坐ことを、如此は云るなり、夫婦は交合時に、婦をば夫の下に敷故に、下に敷れむと云意なり、（下席とは、たゞ下に敷よしなり、上席に對へて云にはあらず、）さるは正しき言には非ず、たゞ怒りて

名稱

ル事ハ、支那ニ同ジ、サレド皆同ジク男ヲシウト、女ヲシウトメト呼ビタリ、又吾邦ニ在リテハ、祖父、祖母ト、伯叔父、伯叔母トハ、一ハオヂ、オバ、一ハヲヂ、ヲバト云フコト古ノ例ナレド、後世兩者相混ジテ、只文字ニ其迹ヲ留ムルノミナリ、オヂ、オバヲ多クオホヂ、オホバト云フニ至リシモ、蓋シ或ハ之ヲヲヂ、ヲバニ別タンガ爲ニ用ヰ習ハセシモノナラン、乳母ハ、メノトト訓ズ、オモ、チオモ、オチ、チヌシ、皆同一ニシテ、生母ニ代リテ兒女ニ乳ヲ哺スルヨリ名ヅクル所ナリ、而シテ男子ノ保傅ヲ亦メノトト云フハ、其兒女ヲ養育スルノ職、乳母ノ之ヲ哺乳スルト、其理相同ジキ所アルヲ以テナリ、

此篇ハ政治部戸籍、相續、養子等ノ各篇ニ關聯スル所多シ、宜シク參看スベシ、

〔書言字考節用集 四人倫〕親戚（シンセキ）孔穎達云、親指二族内一、戚言二族外一、千字文註、至親曰レ親、倍親曰レ戚、　親類（シンルイ）　親族（シンゾク）

〔伊呂波字類抄 世人倫〕戚（セキ）親戚外戚

〔運歩色葉集 志〕親族。。

〔律疏 職制〕凡監臨之官、私役二使所二監臨一、及借二奴婢、牛馬、車船、碾磑、邸店之類一、各計二庸賃一、以レ受二所二監臨一財物一論。○中略其於二親屬一、雖レ過レ限及受レ饋乞レ貸、皆勿レ論、謂親屬別於二數限外一、駈使及受二饋餉財物飲食一、或有二乞貸一、皆勿レ論、親屬、謂五等以上、及三等以上婚姻之家

〔神皇正統記 後嵯峨〕泰時相續して、德政をさきとし、法式をかたくす、己が分をはかるのみならず、親族ならびにあらゆる武士までもいましめて、高官位を望む者なかりき、

〔源氏物語 五十一浮舟〕なにばかりのしぞ。。くにかはあらん、いとよくもにかよひたるけはひかなと思くらぶるに、心はづかしげにて、あてなる所はかれはいとこよなし、これはたゞらうたげに、こまかなる所ぞ、いとおかしき、よろしうなりあはぬ所をみつけたらんにてだに、さばかりゆかしと覺しそめたる人を、それとみてさてやみ給べき御心ならねば、ましてくまもなくみ給に、いかで

ヲ決シ難キモノアリ、故ニ專ラ長幼ヲ以テ之ヲ次序ス、例セバ伯父ノ子ニテモ己ヨリ年少ナレバ從父弟ニシテ、叔父ノ子ニテモ、己ヨリ年長ナレバ從父兄ナルノ類是ナリ、又等親アリ、蓋シ服忌ノ五服ニ本ケル稱呼ニシテ、分チテ五等トス、血縁ノ親疎ヲ以テ其標準ト爲スナリ、

祖先ハ直系親屬ノ尤モ尊キモノニシテ祖ト宗トヲ謂ナリ祖宗ノ外ハ幾代アルモ之ヲ稱セズ、而シテ高祖父母ヨリ以下、父母マデヲ以テ、直系ノ尊親屬ト爲シ、子ヨリ以下、玄孫マデヲ直系ノ卑親屬ト爲シ、其以下來孫、昆孫、仍孫雲孫等ノ名アレドモ、通常ニハ之ヲ稱スル事ナシ、

武家ノ制度ニ於テ、世ト云ヒ、代ト云フハ、支那ノ制ヲ承ケシモノニテ、世トハ直系相續ノ度數ヲ以テ算シ、代トハ家督相續ノ度數ヲ以テ算スルヲ謂フナリ、而シテ其世數ヲ算スルニ、自己ヲ算入スト、セザルトノ二說アレドモ、支那固有ノ制ハ、單ニ誰ヨリ幾世トアレバ其人ヲ算入シ、誰ノ何世ノ孫トアレバ、其人ヲ算入セザル例ナルガ如シ、

此他親族ノ名稱ニハ、和漢其文字ヲ一ニシテ、其實ヲ異ニスルモノ頗ブル多シ、タトヘバ姪ハ支那ニ在リテハ、男黨ノヲヒ、又ハメヒナリ、然ルニ吾邦ニテハ、多ク姪ヲ男黨女黨ノ別ナク、メヒニ用キ、甥ハ女黨ノヲヒナルヲ、多ク男黨女黨ノ別ナク、ヲヒニ用キタリ、又父母ハ相對スルモノニテ、支那ノ制ハ、伯父ノ妻ヲ伯母ト云ヒ、叔父ノ妻ヲ叔母ト云ヒ、父ノ姉妹ヲ姑ト云フ、然ルニ吾邦ニテハ、古クヨリ父ノ姉妹ヲ伯叔母ト云ヒ、之ヲ總稱シテ姑ト云ヘリ、又母ノ兄弟ヲヲヂト云ヒ、舅ノ字ヲ以テ之ニ當ツ、又母ノ姉妹ヲヲバト云ヒ、姨又ハ姨母、若シタハ從母、外甥母ノ字ヲ以テ之ニ當ツ、又古クヨリ姨ヲ父ノ姉妹ニモ用キタリ、又夫ノ父ニ舅ノ字ヲ用キ、夫ノ母ニ姑ノ字ヲ用キ、妻ノ父ニ外舅ノ字ヲ用キ、妻ノ母ニ外姑ノ字ヲ用キ

古事類苑

人部二

親戚上

親戚ハ、親族、又ハ親屬ト云ヒ、古クハウカラ、ヤカラトモ云ヘリ、血統若シクハ婚姻ニ由リテ結合シタル一族ヲ謂フナリ、吾邦ノ書ニハ、眷屬ヲ親屬ノ事トシタルモノモアレド、眷屬ハ汎ク隨從ノ者ヲ謂ヘルニテ、必シモ親屬ニハ限ラザルナリ、親戚ハ後又之ヲ親類ト云ヒ、德川幕府時代ニハ、事アル時ハ、親類書ト云フモノヲ、官府ニ徵シテ、之ヲ檢査スルノ例モアリキ、

親戚ニハ、內戚、外戚、本親、傍親等ノ別アリ、內戚ハ又內親トモ云ヒ、男黨卽チ父黨、夫黨ノ親族ヲ謂ヒ、外戚ハ女黨卽チ母黨、妻黨ノ親族ヲ謂フ、又本親トハ、父子ノ關係ニシテ、卽チ高祖父、曾祖父、祖父、父及ビ子、孫、曾孫、玄孫等ノ親ヲ謂ヒ、傍親トハ、兄弟ノ關係ニシテ、卽チ伯父、伯母、叔父、叔母、姪、甥等ノ親ヲ謂フ、古書ニ傍期トアルハ、卽チ此傍親ニシテ、期ノ喪ヲ服スベキモノヲ謂フナリ、傍期ハ一ニ傍周トモ云ヒテ、期親ト同ジク、尊卑ニモ長幼ニモ謂フナリ、而シテ所謂尊卑長幼トハ、親族關係ノ次序ニ就キテ言ヘルコトニテ、尊卑ハ血統ノ高下ニ因リテ之ヲ分チ、長幼ハ年齡ノ多少ニ因リテ之ヲ定ムルモノナリ、例セバ父子又ハ叔姪等ノ關係ニ於テハ、父ハ子ヨリモ、尊屬ニシテ、姪ハ其年齡ノ如何ニ關ラズ叔ヨリモ卑屬ナルガ如シ、然レドモ、兄弟姉妹、及ビ從父兄弟姉妹等ノ關係ニ於テハ、單ニ血統ノ高下ノミヲ以テ之

〔宇治拾遺物語三〕子ども孫など、あはれ女なとじは老て雀かはるゝとて、にくみわらふ、

るは女官の稱、建武年中行事に、内侍所に行幸なりぬれば、御拜とじのとなど申と見えたるは、刀自祝詞など申也、類聚國史に、黒刀自廣刀自女などいへるは自稱也、日本紀に、壓乞戸母などいへるは、稱人の辭也、戸母は戸主の意也、靈異記に、家室をいへのとじとよめり、侍中群要に、上刀自取進之といふ事見ゆ、こも刀子なるべし、刀子の音をも呼り、式に、長刀子、短刀子あり、

〔日本書紀十三允恭〕二年二月己酉、立忍坂大中姫為皇后、○中略初皇后隨母在家、獨遊苑中、時闘鷄國造從傍徑行之、乘馬而莅籬、謂皇后嘲之曰、能作園乎汝者也、（汝此云那鼻苔也）且曰、壓乞戸母、其蘭一莖焉、（壓乞此云異提、戸母此云覩自）皇后則採一根蘭、與於乘馬者、

〔日本靈異記上〕狐為妻令生子縁第二

彼犬之子、毎向家室而期尅睚皆嘷吠、○中略

家室（二介、伊戸乃止之、）

〔萬葉集四相聞〕大伴坂上郎女、從跡見庄賜留宅女子大孃歌一首（幷短歌）

常呼二跡、吾行莫國、小金門爾、物悲良爾、念有之、吾兒乃刀自緒、野干玉之、夜晝跡不言、念二思、吾身者痩奴、嘆丹師、袖左倍沾奴、如是許、本名四戀者、古郷爾、此月期呂毛、有勝益士、

反歌

朝髮之、念亂而、如是許、名姉之戀曾、夢爾所見家留、

〔増補雅言集覽十〕とじ○中略 万（四、四十九、坂上郎女が娘におくれる歌、）物かなしらにおもへりし吾子の刀自を、是も（家の年やゝすぐしたるをいへるなるべし。）

〔萬葉集六雜歌〕石上乙麻呂卿配土左國之時歌三首（幷短歌）○中略

父公爾、吾者眞名子叙、妣刀自爾、吾者愛兒叙、參昇、八十氏人乃、手向為等、恐乃坂爾、幣奉、吾者叙追、遠杵土左道矣、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕尾張本、曲直瀨本、乎佐女下有與字、類聚名義抄同、與景行紀傍訓合、按女胥有呼乎佐女者、見源氏物語須磨卷、及枕冊子、又榮花物語若枝卷、連言刀自乎佐女、卽長女之義、似源君之時、俗有是名、故借景行紀領字訓乎佐女者爲之、猶借專字爲姥也、然則似不可併與字引之、然標目集領字注亦單云呼老女爲專、不云謂女胥爲領、有與字、爲是、〇中略 下總本標目專作嫥、按新猿樂記用是字、是老女之多宇女、借用專字、後又從女、以別專壹字者、與說文專壹字從女作嫥、其義不同、然此引景行紀、則作嫥、恐非源君之舊、謂老女爲多宇米、見土佐日記、按景行紀云、五十五年二月、以彥狹島王、拜東山道十五國都督、然到春日穴咋邑、臥病而薨之、五十六年八月詔御諸別王曰、汝父彥狹島王、不得向任所而早薨、故汝專領東國、此所引卽是、專領謂專壹主領也、應神紀、推古紀、亦專壹之專訓多宇女、神武紀、繼體紀、敏達紀、用明紀、皇極紀、孝德紀、天武紀、並訓多久女、以後世語多久轉爲宇者例之、專訓多宇女者、蓋多久女之轉也、又按神代紀云、石凝姥此云伊之居梨度咩、則知呼老女爲多宇女者、止女之轉、然則老女之多宇女、宜用姥字、其用專字者、訓同而假借耳、專一之訓多宇女、老女之呼多宇女、其語雖同、原自異、不可不辨別也、然老女之多宇女、是止女之轉、則宜言止宇女、猶謂家刀自爲家止宇自、今借訓多宇女之專字者可疑、或切多宇則得止、故呼止女爲多宇女、借專字爲之、抑語原與止女不同耶、俟他日詳考、

〔增補雅言集覽 十登〕とじ〇中略 いへとじ遊仙窟、娘子既是主人母（イヘトジ）是はあるじの女をいふ、たゞ人の妻にもかよはしていふべし、以の部に出したるいへとうじも、音便にのべていへるなり、あはせみるべし、

〔倭訓栞 前編十八登〕とじ　婦女の通稱也、とじめともいへり、隋書禮儀志に、承衣、刀人、采女とならべり、是なるべし、倭名抄の說は心得がたし、建曆御紀に、刀自御膳宿臺所各別也と見ゆ、萬葉集に、はとじ、おもとじといへるは、老女の稱也、吾兒のとじなどもいへるは、少女をも稱せるなり、日本紀に夫人をおほとじと訓じ、三代實錄に、妖人をとじとよめり、蔭戒記に、內侍所の刀子などいへ

刀自

〔倭名類聚抄 二老幼〕負。（俗作刀自）　劉向列女傳云、古語老母爲負、漢書五娼武負位引之、今按俗人謂老女爲𦣻、字從自也、今訛以貝爲自歟、（今按和名度之）

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕列女傳七卷、漢劉向撰、所引文原書無載、按漢書高帝紀云、常從王媼武負貰酒、顏師古注、劉向列女傳云、魏曲沃負者、魏太子如耳之母也、此則古語謂老母爲負耳、此則以下、師古之言、師古引列女傳、以證古者謂老母爲負、以釋武負之負爲老母之稱也、源君以師古言、爲列女傳文引之者誤、按負字本訓恃、又受貸不償曰負、爲老母稱者、借爲婦字也、廣本注首有漢書五娼武負位引之九字、蓋漢書王媼武負注引之誤、按用刀自二字、見萬葉集、又古多婦人名某刀自者、見萬葉集續日本紀等書、蓋以無漢字可充者、故用假名耳、源君以爲負字之俗爲、非是、袖中抄引此、俗用刀自二字者誤也九字、作即勝負之負字也、俗老女名用刀自二字者誤也十九字、廣本作俗人謂老女爲負字從自也、今訛以貝爲自歟十八字、蓋言俗人謂老女爲𦣻、其字從自、當是列女傳負字、爲貝爲自也、按𦣻字、見靈異記、法王帝說、及弘仁十一年田券、即合刀自二字者、猶麻呂合作麿之類、梵語對譯所云二合字、亦是類也、以𦣻爲負字之譌、亦非是、字從自也、那波本作字從目也、伊勢廣本作字從𦣻也、並誤、○中略　又按刀自、謂婦人幹家事者、非有老少之別、允恭紀云、戶母此云覩自、靈異記訓釋云、家室、伊戶乃止之、遊仙窟主人母同訓、是刀自、婦人幹家事之名明矣、後世轉呼女胥幹家事者爲刀自、榮花物語若枝卷所云者即是、而幹家事、必使老女胥爲之、故源君引謂老母爲負訓度之、然允恭紀載初忍坂大中姬、隨母在家、獨遊苑中、鬪雞國造謂姬曰、壓乞戶母其蘭一莖焉、時姬含其辭無禮、後立爲皇后、覓乞蘭者數之、又萬葉集、大伴坂上郎女、從跡見莊、贈留宅女子大孃歌云、吾兒乃刀自、鬪雞國造謂大中姬隨母在家爲覩自、坂上郎女謂己女爲刀自、則非老母之稱可見也、

〔倭名類聚抄 二老幼〕專　日本紀云、專領二字讀、（○太○宇○女、乎佐女、）今按專訓（毛波）專一之義也、太宇女者毛波良之古語也、今呼老女爲太宇女、故次於負耳、○（讀以下四十三字、一本作多字女乎佐女、今案俗呼老女爲專、故繼於負耳十九字、且爲註文、）

和名抄の於無奈も、無は與の誤ならむと云れつれど、心得ず、凡て於與那と云こと、物に見えたることなし、

〔古事記 下雄略〕一時天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答白、己名謂引田部赤猪子、爾令詔者、汝不嫁夫、今將喚而還坐於宮、故其赤猪子、仰待天皇之命、既經八十歲、於是赤猪子以爲、望命之間已經多年、姿體瘦萎、更無所恃、然非顯待情、不忍於悒而、令持百取之机代物、參出貢獻、然天皇既忘先所命之事、問其赤猪子曰、汝者誰老女、何由以參來、爾赤猪子答白、其年其月、被天皇之命、仰待大命、至于今日、經八十歲、今容姿既耆、更無所恃、然顯白己志以參出耳、於是天皇大驚曰、吾既忘先事、然汝守志待命、徒過盛年、是甚愛悲、心裏欲婚、憚其極老、不得成婚而賜御歌、○中略 爾多祿給其老女以返遣也、

〔古事記 下顯宗〕此天皇求其父王市邊王之御骨時、在淡海國賤老媼參出白、王子御骨所埋者、專吾能知、亦以其御齒可知、御齒者如三枝押齒坐也、爾起民掘土求其御骨、卽獲其御骨而、於其蚊屋野之東山作御陵葬、以韓帒之子等令守其御陵、然後持上其御骨也、故還上坐而、召其老媼、譽其不失見置知其地、　賜名號置目老媼、仍召入宮內、敦廣慈賜、故其老媼所住屋者、近作宮邊、每日必召、故鐸懸大殿戶、欲召其老媼之時、必引鳴其鐸、爾作御歌、其歌曰、阿佐遲波良、袁陀爾袁須疑氐、毛毛豆多布、奴氐由良久母、淤岐米久良斯母、於是置目老媼白、僕甚耆老、欲退本國、故隨白退時、天皇見送歌曰、意岐米母夜阿布美能淤岐米、阿須用理波、美夜麻賀久理氐、美延受加母阿良牟、○又見日本書紀

〔萬葉集 二相聞〕大津皇子宮侍石川女郎贈大伴宿禰宿奈麻呂歌一首
古之嫗爾爲而也、如此許、戀爾將沈、如手童兒、

〔枕草子 三〕にげなきもの
老たるものゝ、はらたかくて、あへぎありく、又わかき男もちたる、いと見ぐるしきに、こと人のもとに、ゆくとてねたみたる

〔類聚名義抄女二〕嫗（於句反、オムナ、チハ、ロメ、）　姥（莫補反、老母、オハ、オウナ、）　媼（正）　㜷（烏之反、女號、オウナ、）

〔東雅五人倫〕人ヒト（中略）○老嫗をばオムナといひ、日本紀、倭名鈔等にオウナといひ、萬葉集に又オ。キ。メ。といひけり、（顯宗紀に、置目は老嫗の名也と注せられたり、古事記には、賜名號置目と見ゆ、童男をヲグナといひ、童女をヲトメといひ、老翁をオキナといへば、老女またオキメと云ひしなり、日本紀に、老嫗の名と見えしは、稱呼の讀を云ひし也、）

〔倭訓栞前編四十五〕おむな　日本紀に、老婆又老嫗をよめり、和名鈔に嫗と見えたり、おうなの轉、萬葉集、靈異記に嫗をおうなとよめり、老女の義也、少女ををむなといふに混ずべからず、新撰字鏡に、娼をおんなとよめるも同義成べし、和字にや、近江にては老嫗をおんばといへり、續日本紀に、家原音那紀朝臣音那といふ婦人見ゆ、是も老女の意なるべし、

〔源氏物語三十一眞木柱〕このかみは、ことなるかたはにもあらぬを、人がらやいかゞおはしましけん、お。う。な。とつけて、こゝろにもいれず、いかでそむきなんと思へり、

〔古事記上〕故所追避而降出雲國之肥河上在鳥髮地、此時箸從其河流下、於是須佐之男命、以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、（下略）

〔古事記傳九〕老女は意美那と訓べし、新撰字鏡に媼於彌奈とあり、（嫗は字書に見えず、字のさまを思ふに、老女の意の和字なるべし、）續紀十三に、紀朝臣意美那と云婦人の名も見ゆ、抑老女を意美那と云は、少きを袁美那と云と對て、大と小とを以て、老と少とを別てる稱なり、（又伊邪那岐、伊邪那美などの、神名の例を思ふに、意伎那、意美那は、伎と美とを以て、男女を別てる稱なるべし、）さて和名抄に、說文云、嫗老女之稱也、和名於無奈と見え、書紀に、老嫗、老嫗、老女、（かの續紀十三なる紀朝臣意美那をも、同紀五には音那とあり、又家原音那と云も同卷に見ゆ、土佐日記におきなおむなと云るも、老夫老女の意なり、然るを注に翁なる女と云るは誤なり、）又万葉に嫗、靈異記に嫗於于那など見えたるは、中古よりして、美を音便に牟とも宇とも云なせるものなり、これ又袁美那をも、後には袁牟那とも、袁宇那とも云と同例なり、（意と袁とを以て、老少を別つことは、猶父母を意知、意婆といひ、親の兄弟を袁知、袁婆と云たぐひなり、然るに後世意袁の假字亂てより、是らすべて分れずなりにたり、又師（眞淵）は万葉に據ありとて、老女は於與那と訓べし、）

老女

あなかしこわが後のよを人とはゞときより外の水なたむけそ、と勅答申されけり、〇下畧

〔枕草子 二〕人にあなづらるゝ物

としおいたるおきな

〔枕草子 三〕にげなきもの

老たる男の、ねまどひたる、又さやうに、ひげがちなるをとこの、しひつみたる、

〔本朝文粹 十二〕老閑行　菅三品〇文時

貞元二年秋、予歳八十、聊有所思、偸書出學、

晝夜遞來代謝、春暄往夏暗過、秋爐難駐、日晷易斜、漏闌庭露冷、天明窓霧昏、生徒去不入室、故人厭不至門、床有書兮等閑見、罇無酒兮自然醒、家貧風月雖老未忘、世路喧囂雖去猶聽、不能灌園游澄營作業、不能習粒學歌散悶襟、其奈掛冠棲遑息影洞壑、其奈染衣精勤求法山林、我聞相如臨文、家徒四壁立、又聞孫弘高弟、年八旬行、君不見北芒暮雨、纍々青冢色、又不見東郊秋風、歷々白楊聲、

〔新撰字鏡 女〕嫗 於畧反、母也、包也、波々、又乎波、又與女、　娘 於彌奈

〔倭名類聚抄 二老幼〕嫗 説文云、嫗、和名於無奈、老女之稱也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按神代紀老婆、神武紀、顯宗紀老嫗、雄略紀老女、皆旁訓於无奈、持統紀耆老、耆女、訓於幾奈於无奈、枕册子、土佐日記、榮花物語楚王夢卷、亦連言於无奈、於幾奈、靈異記訓釋云、嫗於于那、萬葉集亦訓於宇奈、源氏物語玉葛卷、亦云於宇奈、皆於无奈之轉語也、然新撰字鏡云、娘於彌奈、則所謂於无奈、亦當於彌奈之轉語也、謂老女爲於彌奈者、以對謂少女爲乎美奈之稱、猶祖父母訓於知於波、伯叔父姑訓乎知乎波之稱也、於美奈轉爲於无奈、於宇奈者、與乎美奈轉爲乎无奈、乎宇奈同、〇中略 原書女部云、嫗母也、與此所引不同、按説文又有媼字、云女老稱也、疑源君誤引之、又按慧琳音義一引、與原書同、再引云、嫗老母稱也、與此略似、

〔古今著聞集五和歌〕承安二年三月十九日、前大宮大進清輔朝臣寶莊嚴院にて、和歌の尙齒會を行けり、○中略大宮權亮顯廣王、

年を經て春のけしきはかはらねにわが身はまらぬおきなとぞなる

〔古今著聞集十八飲食〕ある人のもとに、わかきさふらひ共よりあひて、大雁をくはんとて、したゝめける所へ年寄たるさふらひ一人來たりければ、いかゞして此雁をくはせじとおもひて、殿へめされ給に、いそぎ參り給へと、わかき侍共いひければ、老たる侍、この雁をわれにくはせじとて、かくいふとは思ながら其座を立て、かた〳〵にてかくぞよみける、

こゝろえつ雁くはんとてわかたうが老たる物をはじきだすとは

〔撰集抄八〕爲賴歎老苦事

むかし爲賴中納言の、内へ參り給ひて、年比むつましかりける人々の、おはする方へいでおはしけるほどに、いかなる事の侍りけるにや、若き殿上人たち中納言をうちみて、皆隱れ忍びたるさまに侍りければ、中納言うち涙ぐみて、

いづくにか身をばよせまし世の中に老をいとはぬ人しなければ、と讀て、立かへり給ひにけり、淚のみおつるまでに思ひ給へる、よく思ひ入給へりけるにこそ實にとしたけぬれば、心もかはり、つぎ〳〵しくなるまゝに、人にはいとはるゝに侍り、不老門にのぞまねば、老をとゞむるにあたはず、誰も又おゐをいとへば、扨は老ぬる身をば、いづくにかおかんと歎に侍り、されば老人は、老人を友としてこそ侍るべきに、それは又むつかしくて、若き友にまじらはほしき事に侍るなり、然れば是も老苦のかずにや入侍るべき、

〔おほうみのはし〕風早中納言實種、寶永七年薨、老のゝち、あつき日、内にさぶらひて、みづをのませけるをみかど御らんじて、老いたる人は水をのむことといむなる物をと、おほせられければ、取りあへず、

をゆるさんと思て、おのれはいみじき盜人かな、歌はよみてんやといへば、はか〴〵しからず候ども、よみ候なんと申ければ、さらばつかまつれといはれて、ほどもなくわなゝき聲にてうちいだす、

としをへてかしらの雪はつもれどもしもとみるにぞ身はひえにける、といひければ、いみじうあはれがりて、感じてゆるしけり、人はいかにもなさけはあるべし、

〔榮花物語十七音樂〕御堂〇法成寺供養治安二〇二原作三、據一本改年七月十四日と、さだめさせ給へれば、よろづをしづ心なうよるをひるにおぼしめしいとなませ給、池ほる翁の、あやしきかげのうつれるをみて、

くもりなきかゞみとみがく池のおもにうつれるかげのはづかしきかな、といふをきゝて、かしらしろきおいぼうし、

かくばかりさやけくてれる夏の日にわがいたゞきの雪ぞきえせぬ、といふも、ものをおもひしるにやとあはれなり、

〔古今著聞集五和歌〕嘉應二年十月九日、道因法師人々をすゝめて、住吉社にて歌合しけるに、後德大寺左大臣前大納言にておはしけるが、此歌をよみ給ふとて、社頭月といふことを、

ふりにける松物いはゞとひてましむかしもかくや住の江の月、かくなんよみ給けるを、判者俊成卿ことに感じけり、よの人々もほめのゝしりける程に、其比彼家領筑紫瀬高の庄の年貢つみたりける船、攝津國に入んとしける時、惡風にあひて、既に入海せんとしける時、いづくよりか來りけん、翁一人出きて、こぎなほして別事なかりけり、舟人あやしみ思ふ程に、おきなのいひけるは、松物いはゞの御句面白う候て、此邊にすみ侍る翁の參つると申せといひてうせにけり、住吉大明神の彼歌を感せさせ給ひて、御體をあらはし給ひけるにや、ふしぎにあらたなる事かな、

ワル也、其レガ極テ見マ欲ク思給ヘ候シカバ、罷出テ見給ヘムト思給ヘシニ、年ハ罷老ニタリ、人ノ多ク候ハム中ニテ見候ハヾ、被踏倒テ死候ナム、益无カリケムト思給テ、人不寄來ザラム所ニテ、ヤスラカニ見給ヘムト思給ヘテ、立テ候ヒシ札也ト陳ケレバ、陽成院此ヲ聞シ食シ、此ノ翁極ク思ヒ寄テ札ヲ立タリケリ、孫ヲ見ムト思ケム事理也、此奴ハ極ク賢キ奴ニコソ有ケレト感ゼサセ給テ、速ニ疾ク罷返リネト仰セ給ケレバ、翁シタリ顔ナル氣色ニテ家ニ返テ、妻ノ嫗ニ我ガ構タリシ事書ニ惡カランヤ、院モ此ク感ゼサセ給フト云テ、我レ賢ニナム思タリケル、然レドモ世ノ人ハ此ク感ゼサセ給不受申ザリケリ、但シ翁ノ孫ヲ見ムト思ケムハ、理也トゾ人云ケルトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔拾遺和歌集雜九〕大隅守さくらじまの忠信がくにゝ侍ける時、こほりのつかさに、かしらのしろきおきなの侍けるを、めしかんがへんとし侍にける時、おきなのよみ侍ける、

老はてゝ雪の山をばいたゞけどしもとみるにぞ身はひえにける

このうたによりて、ゆるされ侍にける、

〔宇治拾遺物語九〕いまはむかし、大隅守なる人、國の政をしたゝめおこなひ給あひだ、郡司のしどけなかりければ、召にやりていましめんといひて、先々の樣にしどけなきことありけるには、罪にまかせておもく輕くいましむる事有ければ、一度にあらず度々しどけなきことあれば、おもくいましめんとてめすなりけり、こゝにめしてゐてまゐりたりと人の申ければ、さき〴〵するやうにしふせて、しりがしらにのぼりゐたる人、しもとをまうけて打べき人まうけて、さきに人ふたりひきはりて出きたるをみれば、頭は黑髮もまじらずいとしろく年老たり、見るに打せんこといとおしくおぼえければ、なにごとにつけてか、これをゆるさんとおもふに、事つくべきことなし、あやまちどもをかたはしよりとふに、たゞ老をかうけにていらへをる、いかにしてこれ

〔大鏡 一〕よつぎがいふやう、世はいかにけうあるものぞや、さりともおきなこそ、せう〳〵の事はおぼえ侍らめ、むかしさかしき御門の御まつりごとのおりは、國のうちに年おいたる翁おむなやあるとめしたづねて、いにしへのおきてのありさまをたづねとはしめ給てこそは、そうする事をきこしめし合て、世のまつりごとは、おこなはしめ給ひけれ、さればおいたる身はいとかしこきものに侍り、わかき人だちおぼしなあなづりそとて、○下略

〔今昔物語 三十一〕賀茂祭日一條大路立札見物翁物語第六

今昔、加茂ノ祭ノ日、一條ト東ノ洞院トニ、曉ヨリ札立タリケリ、其ノ札ニ書タル樣、此ハ翁ノ物見ムズル所也、人不可立ズト、人其ノ札ヲ見テ、敢テ其ノ邊ニ不寄ズ、此ハ陽成院ノ物御覽ゼムトテ、被立タル札ナリト皆人思テ、歩ノ人更ニ不寄ケリ、何況ヤ車ト云フ物ハ、其ノ札ノ當リニ不立ザリケルニ、漸ク事成ラムト爲ル程ニ見レバ、淺黄上下著タル翁出來テ、上下ヲ見上見下シテ、高扇ヲ仕テ、其ノ札ノ許ニ立テ、靜ニ物ヲ見テ物渡リ畢ニケレバ返ヌ、然レバ人、陽成院ノ物可御覽カリケルニ、怪ク不御マサヾリヌルハ、何ナル事ニテ不御覽ヌニカ、札ヲ立乍ラ不御マサヾリヌル怪キ事カナト、人口々ニ心不得ズ云合タリケルニ、亦人ノ云フ樣、此ノ物見ツル翁ノ氣色ハ怪カリツル者カナ、此奴ノ院ヨリ被立タル札ト人ニハ思ハセテ、此ノ翁ノ札ヲ立テ、我所得テ物見ムトテ爲タルニヤ有ラムナド、樣々ニ人云繚ケルニ、陽成院自然ラ此事ヲ聞シ食テケレバ、其翁慥ニ召シテ問ヘト被仰ケレバ、其ノ翁ヲ被尋ケルニ、其ノ翁西ノ八條ノ刀禰ナリケル、然レバ院ヨリ下部ヲ遣シテ召ケレバ、翁參テケリ、院司承リテ、汝ヂ何カニ思テ院ヨリ被立タル札ト書テ、一條ノ大路ニ札ヲ立テ人ヲ恐シテ、シタリ顏ニ物ハ見ケルゾト、其ノ由慥ニ申セト被問ケレバ、翁申タ云ク、札ヲ立タル事ハ、翁ガ仕タル事也、但院ヨリ被立タル札トハ更ニ不書候ズ、翁既ニ年八十ニ罷リ成ニタレバ、物見ム心モ不候ズ、其レニ孫ニ候フ男ノ今年藏司ノ小使ニテ罷リ渡リ候

比十年〇天長 多、將有大嘗會事、天皇欲修禊祓、幸賀茂河、春野以掃部頭奉幽簾障、〇中略 春野〇中略 身長六尺餘、稠人之中揭〇揭原作偈、據一本改、焉而立、會集人莫不駐眼、嗜々國老如此者、今則不見也、卒時年八十二、

〔三代實錄四清和〕貞觀二年十月三日己卯、正五位下行內〇內原作典、據一本改、藥正兼侍醫參河權守物部朝臣廣泉卒、廣泉者左京人也、本伊豫國風早郡、姓物部首、後隷京兆、賜姓朝臣、〇中略 廣泉藥石之道、當時獨步、齡至老境、鬢眉皎白、皮膚悅澤、體氣猶強、卒時年〇年原脫、據一本補 七十六、

〔本朝文粹人倫九〕白箸翁　紀納言

貞觀之末、有一老父、不知何人、亦不得姓名、常遊市中、以賣白箸為業、時人號曰白箸翁、人皆相厭、不買其箸、翁自知之、不以為憂、寒暑之服、皂色不變、枯木其形、浮雲其跡、鬢髮如雪、冠履不全、人如問年、常自言七十、時市樓下有賣卜者、年可八十、密語人曰、吾嘗為兒童之時、見此翁於路中、衣服容貌、與今無異、聞者怪之、疑其百餘歲人、然持性寬仁、未嘗見喜怒之色、放誕慎謹、隨時不定、人或勸酒、不言多少、以醉飽為期、或涉日不食、亦無飢色、滿市之人、不得畢知其涯涘、後頓病終市門之側、市人哀其久時相見、移尸令埋於東河之東、後及二十餘年、有一老僧、謂人云、去年夏中頭陀南山、忽見昔翁居石室之中、終日焚香、誦法華經、近相謁曰、居士無恙、翁咲不答去、亦相尋逢失在所、余轉聽此言、猶疑虛誕、然而梅生不死、松子猶生、古既有之、雖可全實、亦恐消沒不傳於世、故記所聞、貽於來葉云爾、

〔古今著聞集三政道忠臣〕村上御時南殿出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが、南階の邊に候けるをめして、當時の政道をば世にはいかゞ申すと御尋有ければ、目出度候とこそ申候へ、但主殿寮に松明多く入〇多く入、原作たへに、據一本改候、率分堂に草候と奏たりければ、御門大きにはぢおぼしめしてけり、させる公事の日にはあらざりけるにや、松明のいると申は、公事の夜に入由にて侍り、率分堂に草のしげれるとは、諸國のみつぎ物の參らぬ由成べし、いみじく申たりけるもの也、

をぢ、をばは、小父、小母なるべければ、これも老いたる人をたふとびて、小父といふ心にや、欽明紀に秦大津父といふ人には、父をちとのみよめり、

〔令義解二戸〕凡老殘並爲次丁、

〔古事記上〕故所避追而、降出雲國之肥上河上在鳥髮地、此時箸從其河流下、於是須佐之男命、以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、爾問賜之汝等者誰、故其老夫答言、僕者國神、大山上津見神之子焉、僕名謂足上名椎、妻名謂手上名椎、女名謂櫛名田比賣、○下略

〔日本書紀二神代〕彥火火出見尊憂苦甚深、行吟海畔、時逢鹽土老翁、老翁問曰、何故在此愁乎、對以事之本末、老翁曰、勿復憂、吾當爲汝計之、乃作無目籠、內彥火火出見尊於籠中、沈之于海、

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略事勝國勝神者、是伊弉諾尊之子也、亦名鹽土老翁、一書曰、○中略老翁此云烏膩、

〔古事記中景行〕倭建命○中略即自其國越出甲斐、坐酒折宮之時、歌曰、邇比婆理、都久波袁須疑氐、伊久用加泥都流、爾其御火燒之老人、續御歌以歌曰、迦賀那倍氐、用邇波許許能用、比邇波登袁加袁、是以譽其老人、即給東國造也、

〔古事記下安康〕於是市邊王之王子等、意富祁王、袁祁王、二柱聞此亂而逃去、故到山代苅羽井、食御粮之時、面黥老人來奪其粮、爾其二王言、不惜粮、然汝者誰人、答曰、我者山代之猪甘也、○下略

〔日本書紀二十四皇極〕三年六月、是月國內巫覡等折取枝葉、懸掛木綿、伺大臣○蘇我蝦夷渡橋之時、爭陳神語入微之說、其巫甚多、不可具聽、老人等曰、移風之兆也、

〔日本書紀二十五孝德〕大化三年、是歲○中略造渟足柵、置柵戶、老人等相謂之曰、數年鼠向東行、此造柵之兆乎、

〔續日本後紀七仁明〕承和五年三月乙丑、散位從四位下池田朝臣春野卒、春野者、天應以往之人也、○中略

引應劭漢官儀云、老者久也、舊也、按說文、公平分也、从八从厶、猶背也、韓非曰、背厶爲公、是卽公私字、以爲老公字者、轉注也、

〔倭名類聚抄二老幼〕古老 遊仙窟云、古老、和名於岐奈比止 今按云、古老、又一云、老舊、一云、日本紀云、老宿、同上

〔箋注倭名類聚抄一男女〕原書云、古老相傳、此所引卽是、今本傍訓不流幾於幾奈、尾張國眞福寺所藏古本遊仙窟、訓不流幾於幾奈比止、按於幾奈比止、見土佐日記、按本書引遊仙窟訓、或云師說、或云讀、而此云和名、恐誤、又按老舊字無所見、疑耆舊之譌、耆舊出後漢書魯恭傳、其他尙多、○中略 按老宿字、日本紀不載、當是耆宿之誤重復者、今不錄存、

〔倭名類聚抄二老幼〕耆宿 日本私記云、布留於木奈

〔箋注倭名類聚抄一男女〕耆宿見顯宗元年紀、今本傍訓不流幾於幾奈、按耆宿、出後漢書和熹鄧皇后紀及樊儵傳、說文、耆老也、

〔類聚名義抄一人〕傻 蘇后反、オキナ、オユ、 傾 同上 〔同二目〕耆 巨伊反、オキナ、オイタル人、 眉 俗 〔同八羽〕翁 オキナ

〔同九又〕叟 叜正、老叟、父叟、耆叟、オキナ、 〔同十雑〕古老 オキナヒト 故老 同 耆老 同 老公 同訓オキナヒト

耆 耆歳、オキナヒト 耆 同 耆宿 オキナビト、フルオキナ、

〔下學集上人倫〕翁 ヲキナ 叟 二字義同

〔東雅五人倫〕人 ヒト ○中略 老翁をばヲヂといひ、またオキナといひ、舊事紀日本紀等に見ゆ、伯叔父をヲヂといふも、此稱に因れるなるべし、オキナ日本紀に、翁耆人老父等の字を通用ひらる、

〔倭訓栞前編四十五於〕おきな 日本紀に、翁又長老又老人老公をよみ、欽明紀に老臣、舒明紀に叔父をも義訓し、童蒙頌韻に耆もよめり、叟と同じ、老名の義なるべし、

〔圓珠庵雜記〕老翁を日本紀にをぢとよめり、おきなに同じ、

眞淵云、翁のみも万葉によめり、老いたる人を貴みて、小父の意にていふならん、

老男

當除免法、○略 疏 九十以上七歲以下、雖有死罪不加刑、緣坐應配沒者不用此律、○略 疏 卽有人敎令、坐其敎令者、老少人之智少智力、但是被敎作罪、皆以所犯之罪坐所敎令、○中略 若有贓應備、受贓者備之、

〔日本書紀 二十九天武〕十四年十月丙子、百濟僧常輝封三十戶、是僧壽百歲、

〔日本書紀 三十持統〕朱鳥元年○天武 十二月壬辰、賜京師高年布帛各有差、 元年○持統 正月庚辰、賜京師年自八十以上、○中略 絁綿各有差、 四年三月丙申、賜京與畿內人、年八十以上者、島宮稻人二十束、其有位者加賜布二端、 四月癸丑、賜京與畿內耆老耆女五千三十一人、稻人二十束、 六年三月辛未、天皇○中略 幸伊勢、 甲申、賜所過志摩百姓男女年八十以上、稻人五十束、 七年正月癸卯、賜京師及畿內有位年八十以上、人衾一領、絁二匹、綿二屯、布四端、 丙午、賜京師男女年八十以上、及困乏窮者布、各有差、

〔續日本紀 一文武〕高天原廣野姬天皇○持統 十一年、立爲皇太子、 八月甲子朔、受禪卽位、 庚辰、詔曰、○中略 高年老人加恤焉、 四年○文武 正月癸亥、有詔、賜左大臣多治比眞人島靈壽杖及輿、優○優原作僾、據一本改、高年也、 八月丁卯、赦天下、○中略 高年賜物、 十月壬子、施京畿年九十巳上僧尼等絁綿布、

〔續日本紀 二文武〕大寶元年九月丁亥、天皇幸紀伊國、 十月戊申、國內高年給稻各有差、

〔續日本紀 三文武〕慶雲元年七月壬寅、詔京師高年八十以上者、咸加賑恤、

〔倭名類聚抄 二老幼〕翁 孫愐切韻云、翁烏紅反 老人也、和名於岐奈

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕廣韻作老稱也、方言凡尊老、周晉秦隴謂之公、或謂之翁、按說文、翁、頸毛也、山海經、西山經、天帝之山有鳥、黑文而赤翁、漢書郊祀志、赤鴈集六紛員、殊翁雜五采文、急就篇、春艸雞翹鳧翁濯、皆是也、段玉裁曰、俗言老翁者、假翁爲公也、

〔倭名類聚抄 二老幼〕老公 日本私記云、老公訓與叟同、一云、叟上同 老人稱也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按老公出說苑政理篇、釋名、老朽也、獨斷、老久也、舊也、壽也、續漢書禮儀志注、

百歲、五人、皆先盡子孫、(謂縱有子孫者、不限有官无官、皆先盡其子、然後及孫也、所孫者、依律曾玄同也、)若无子孫、聽取近親、无近親、外取白丁、若欲取同家中男者並聽、郡領以下官人、(謂主政以上、爲推決故也、)數加巡察、若供侍不如法者隨便推決、(謂量其情狀便決、以管罪也、)○下略、

〔律疏名例〕凡祖父母父母老疾無侍、委親之官、(老謂八十以上、疾謂篤疾、並依令合侍、今乃不侍、委親之官者、其有才用灼然要須駈使、令帶官侍者、不拘此律、其委親之官、依法有罪、既將之任、理異委親、及先已任官、親後老疾、不請解侍、並科違令之罪、○中略、)兄弟別籍異財者免所居官、

〔令義解戶二〕凡鰥寡孤獨貧窮老疾不能自存者、(謂(中略)六十六以上爲老也、廢疾爲疾也、其八十以上、及篤疾者、並別給侍、故不入此例也、)令近親收養、若無近親、付坊里安䘏、(謂安䘏、猶安養也、)如在路病患、不能自勝者、當界郡司、收付村里安養、(謂路者、任也、當界郡司者、事其一鄕、在京亦同、故唐令云、當界官司、其存養所須、官司斟酌、給官物也、)

〔令義解儀制六〕凡春時祭田之日、集鄕之老者、一行鄕飮酒禮、(謂鄕飮酒之禮、六十者坐、五十者立侍、所以明尊長也、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆、所以明養老也、靜令鄕飮之人親自執禮、於國郡司者、唯知其監撿也、)使人知尊長養老之道、(其酒肴等物、出公廨供、)

〔令集解儀制二十八〕古記云、春時祭田之日、謂國郡鄕里每村在社、神人夫集聚祭、若放新年祭歟也、行鄕飮酒禮、謂令其鄕家備設也、一云、每村社置社官、名稱社首、村內之人緣公私事往來他國、令輸神幣、或每家量狀取斂稻、出擧取利、預造設酒、祭田之日、設備飮食、并人別設食、男女悉集、告國家法令知訖、卽以齒居坐、以子弟等充膳部、供給飮食、春秋二時祭也、此稱尊長養老之道也、

〔令義解儀制六〕凡行。路。巷術、(謂行路者、道路也、巷術者、里中小道也、)賤避貴、(謂假令兩人擧任相遇、必應單行者、初位避八位、八位避七位之類也、)少避。老。輕避重、(謂縱老賤而少貴、猶須避老、此據同儕之人、知有貴賤者、不同老少輕重、止依賤避貴之文也、)

〔律疏名例〕凡年七。十。以。上。十六以下、及癈疾犯。流。罪。以下收贖、(七十以上七十九以下、(中略)爲矜老少及疾、故流罪以下收贖、○中略、)犯加役流、反逆緣坐流、會赦猶流者、不用此律、至配所、免居作、(此等三流特重常犯、故總不許收贖、至配所免居作者、矜其老不堪役身、故免居作、其婦人流法與男子不同、雖是老少、加役流、會赦猶流、亦合收贖、唯造畜蠱毒、并同居家口仍配、)八十以上、十歲以下、及篤疾、犯反逆殺人應死者上請、(此等年踰老少、情狀雖原、故反逆及殺人、准律應合死者、官司不斷、依上請之式、奏聽勅裁、)盜及傷人亦收贖、(傷人及盜、既侵損於人、故不許全免、令其收贖、○中略、)有官者各從官

老者優遇

到、縱有抜簪之懷、朝恩未酬、難從懸車之軌者也、夫以諱老稱六十九者、仕後魏而吏南蠻遇主言一二三者酌下若而得上壽、至彼五音四聲之相配、萬歳一日之無彊、宮商有調、久視之術何違、土俗異風、延齡之道、各別者也、況復逢李耳兮見眞形、心地自如日月之明、變桃顏兮歌妙曲、年紀既非雲霄之暗、我后名軼稽古、化施當今、同降誕於壽丘、富春秋而天長地久、求登用於嬀水、感山澤而就日望月、四目之爲師、巢閣之鳳儀庭、五老之入昴、負圖之龍出浪、遂使禎祥不休、能叶帝德之美、符應有信、自因皇歎之甚、還方歸仁、吹羌笛於塞上之月、遠戍忘警埋夜柝於關外也塵、謹對、

〔徒然草下〕年老たる人も、一事にすぐれたる才の有て、この人ののちには誰にかとはんなどいはるゝは、老のかたうどにて、いけるもいたづらならず、さはあれど、それもすたれたる所のなきは、一生此事にてくれにけりとつたなく見ゆ、今はわすれにけりといひて有なん、大方はしりたりとも、すゞろにいひちらすは、さばかりの才にはあらぬにやときこえ、をのづからあやまつも有ぬべし、さだかにもわきまへしらずなどいひたるは、猶まことに、みちのあるじともおぼえぬべし、ましてしらぬ事したりがほに、おとなしく、もどきぬべくもあらぬ人のいひきかするを、さもあらずと思ひながら、きゝゐたるいとわびし、

〔隨意錄八〕七十爲古稀也久矣、剏八十以上、古亦尤稀也、可知矣、宋袁文者云、自秦漢以來一百三十六帝、惟梁武帝、得八十三歳、本朝高宗、聖算八十一、若梁武帝、壽數雖高、遭侯景之亂、狼狽而死、又何足貴耶、惟高宗五福兼全、獨過八旬、秦漢以來、一人而已、（甕牖閒評八卷）今因是以觀之、三代以上、則措而不須言焉、戰國以降、至我東方、文士武夫、揚名於後世者、不知幾千萬人、然史籍之所記、至八十以上、而其聲聞不損、以壽終者、則不過乎屈指、然則虎也今歳八十三、幸耳目猶全、日在學職、而勉强焉者亦可謂天寵矣哉、

〔令義解二戶〕凡年八十及篤疾給。侍。一人、（謂、其給侍者、不限貴賤、皆普給之、若篤疾之人、年亦八十者、猶給一人、不可累給、其九十百歳、亦准此例也、）九十、二人、

づめての給氣色いとわりなし、

〔本朝文粹三 對册〕壽考

正四位下行式部大輔兼文章博士尾張權守菅原朝臣文時問

問、春林秋到、桃李豈淹任風之艷乎、朝饍事來、葵藿不改向陽之心矣、雖適物之盛衰節候能和、然而義之根源、纏綿或闕、況乎壽命考老者、耄及之身所惑也、雖常珍而諱老、每稱六十九者是仕讓朝下、象淸而上壽、頻言一二三者、亦過何主、五音四聲之相配、猶迷久視於宮商之間、萬歲一日之無疆、無私殊俗於唇吻之內、見眞形於曲仁里、則日月照幾地之表裏、朗妙音於歌父山、亦雲霧蔽其齡之短長、余口以期期、問矣、子心須一一對之、

文章得業生正六位上行越前大掾大江朝臣匡衡對

對、竊以、濛鴻滋蔭、其靈彰一十三題之降跡、溟涬始別、其治是有萬八千年之遺名、雖爲自然之然、被陶造化之化、於是或耆或耋、壽考之號已傳、爲父爲兄、期頤之稱自到、春去秋來之候、星霜幾廻、月盈日昃之光、晝夜多換、頻謝靑陽、桃顏之粧漸改、遠期玄運、艾髮之貌綏成、三老之象三辰也、正直剛柔之義是叶、五更之則五緯也、貌言視聽之基相苞、旣而杖鄉杖國之先後、芸纏載而無違、養庠養序之尊卑、竹帛垂而不朽、胄齒之儀、鄉飮猶爲敎化之本、優老之禮、君揖不待朝事之終、三級二級之爵賞、懸權制於一時、大學小學之等差、通常饗於萬代、至彼梳髮而雪脆、撫齡背而沙平、鳩杖後立、更對祝噎之爵、位高登、終有致仕之請、在絕域以思土、上疏之詞可矜、容安邑而寄居、出勅之令何歎、多送歲月之冉冉、克至形容之皤皤、燕毛之有序、猶存四始之篇、馬氏之據鞍、能退五溪之寇、然猶洪範之分九疇、爲五福之先、榮期之張七絃、歌三樂之裏、春霞數行、尋桃源而踽遊、秋露一圓、酌菊水而齡遠、太公望之遇周文、渭濱之浪疊面、綺里季之助漢惠、商山之月低眉、嘗君禮於松柏之質、帶嚴霜兮彌貞、比自老於蒲柳之姿、望秋風而易落、求乎稚川之論、則丹沙雖爲長生之要、訪乎王烈之記、亦針艾不用久視之方、暮齒已

十翁嬉戲如小兒と見えたり、四十を老の始とするよし、西土にいへり、內經には五十以上爲老と見ゆ、

〔八雲御抄三下人事〕老　おいさび　翁さび　老らく　老のよ　つふさめ老たるを云、一說、

〔書言字考節用集四人倫〕鬢殿老人通稱、出所言曲

〔謠曲〕高砂

シテ仰のごとく古今の序に、高砂住の江の松も、相生の樣に覺えとあり去ながら、此尉はあの津の國住よしの者、是成うばこそ當所の人なれ、しる事あらば申さ給へ、

〔令義解二戶令〕凡男女三歲以下爲黃、〇中略六十一爲老、六十六爲耆、

〔萬葉集四相聞〕大伴宿禰家持和歌一首

百年爾、老舌出而、與余牟友、吾者不厭、戀者益友、

〔萬葉集十春雜〕歎舊

寒過、暖來者、年月者、雖新有、人者舊去、

物皆者、新吉、唯人者、舊之、應宜、

〔萬葉集十六有由緣幷雜歌〕昔有老翁、曰竹取翁也、〇中略

古部之、賢人藻、後之世之、堅監將爲迹、老人矣、送爲車、持還來、

〔古今和歌集一春〕櫻の花のもとにて、年のおひぬることをなげきてよめる、　きのとものり

色も香もおなじ昔にさくらめど年ふる人ぞあらたまりける

〔古今和歌集十七雜〕題しらず　よみ人知らず

世中にふりぬる物は津の國のながらの橋と我と成けり

〔源氏物語九葵〕いくばくも侍るまじき老の末に、打捨られたるがつらくも侍かなと、せめて思ひし

若人

老

天爾座、月讀壯子、常者將爲、今夜乃長者、五百夜繼許增、

〔書言字考節用集人倫四〕長幼

〔倭訓栞前編四十五〕おとな　日本紀に壯をよめり、大人名の義にや、其名伊勢物語に長をよめり、おとこびといひ、おとなしといふも也、

〔日本書紀神武三〕神日本磐余彥天皇、○中略長而娶日向國吾田邑吾平津媛、爲妃、

〔日本書紀綏靖四〕神渟名川耳天皇、○中略少有雄拔之氣、及壯容貌魁偉、

〔日本書紀齊明二十六〕四年十一月庚寅、遣丹比小澤連國襲、絞有間皇子於藤白坂、(中略)或本云、有間皇子曰、先燔宮室、以五百人、一日兩夜、邀牟婁津、疾以船師斷淡路國、使如牢圄、其事易成、人諫曰、不可也、所計旣然、而無德矣、方今皇子年始十九、未及成人、可至成人而得其德、

○按ズルニ、本文ニ據レバ、上古二十歳以上ヲ、成人ト稱シタリシカ、又日本書紀安康天皇ノ條ニ、天皇自枝幾至於總角、仁惠儉下、及壯篤病容止不便トアルヲ以テ推セバ、上古十七八歳ニ至リテ總角ヲナス者ノ如シ、

〔源氏物語一桐壺〕おさなきほどの御ひとへごゝろにかゝりて、いとくるしきまでぞおはしける、おとなになり給てのちは、ありしやうにみすのうちにもいれ給はず、

〔新撰字鏡〕侚丁孔反、未成人也、壯也、愚也、治也、和加支人、

〔倭訓栞前編四十二〕わかうど　若人の義也、新撰字鏡に侚をわかき人とよめり、節用集に官者をわかいものと訓せり、官は冠に作るを是とす、

〔類聚名義抄十〕老盧道反 オユ オイ ケラシ オイメリ　耊　耄オユ

〔伊呂波字類抄於人事〕老　艾耆艾、幼艾、　耆亦作耆　耋亦作耋十爲耋 入　耆巳上オイタリ、耆老也、

〔書言字考節用集人倫四〕老廣韻、年高也、　老人　黃耇釋名、人九十曰鮐背、或曰黃耇、或曰凍梨、百年曰期頤、　老人

〔倭訓栞前編四十五〕おい　老をよめり、○中略老てふたゝび乳兒と成といふ諺は、漢文帝紀に、七八

〔續千載和歌集 十釋敎〕信解品譬如童子幼稚無識の心を　法印定爲

しらでこそ結び置けめあげまきのいとけなかりしほどの契を

〔類聚名義抄 六士〕壯 タケヒト　壯 側亮反 和者ウ タケシ　壯 正

〔倭名類聚抄 二男女〕壯士　日本私記云、壯士、太介比止

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕壯士見神代紀下、按壯士出史記荊軻傳、說文、壯大也、

〔東雅 五人倫〕人ヒト ○中略 亦小兒をアコといふ、○中略 年既に長じては、男をばヲトコといひ、卽男也、古事記に、壯夫の字をヲトコと讀むと註し、萬葉集には、壯士の字をヲトコと讀みたり、

〔古事記 上〕伊邪那美命先言、阿那邇夜志愛上袁登古袁、此十字以音下效此後伊邪那岐命言、阿那邇夜志愛上袁登賣袁、

〔古事記傳 四〕袁登古は、古は袁登賣と對ふ稱にて、下に訓壯夫云袁等古と見え、書紀には少男此云烏等孤少は若きを云などあり、万葉にも壯士など、書て、若く壯なる男を云り、老たる若きを云はず、男をすべて袁登古と云は、後のことなり、又於の假字を書も非なり、袁登賣は袁登古に對て、若く盛なる女を云稱なり、万葉には處女未通女など書れば、未夫嫁ぬを云に似たれど然らず、既に嫁たるをも云、倭建命の御歌に、袁登賣能登許能辨爾、和賀淤岐斯、都流岐能多知云々とある、此袁登賣は美夜受比賣にて、既に御合坐而、御刀を其許に置賜しことなり、又輕太子の輕大郞女に姧て後の御歌にも、加流乃袁登賣とよみ賜へり、是等嫁て後にいへり、又童なるをも云ること多し、袁登古とは、童なるをば云はず、中昔にも元服するを、壯士になると云るにても知べし、然るに女は童なるをも袁登賣と云は、女はひたすらに少きを賞る故にやあらむ、

〔日本書紀 一神代〕時陰神先唱曰、憙哉遇可美少男焉、少男此云烏等孤陽神不悅、○中略 是行也、陽神先唱曰、憙哉遇可美少女焉、少女此云烏等咩

〔古事記 上〕卽於其石所燒著而死、○大穴牟遲神爾其御祖神哭患而、參上于天、請神產巢日之命時、乃遣䚢貝比賣與蛤貝比賣、令作活、○中略 成麗壯夫、訓壯夫云袁等古而出遊行、○下略

〔萬葉集 六雜歌〕湯原王月歌二首

禿

總角

決曰

橘之光有長屋爾、吾率宿之、宇奈爲放爾、髮擧都良武香、

〔大和物語上〕桂のみこに式部卿の宮すみ給ける時、その宮にさぶらひけるうなゐなん、このおとこ宮をいとめでたしと思ひかけ奉りけるをも、えしり給はざりけり、

〔拾遺和歌集夏二〕さた文が家の歌合に　　みつね

郭公をちかへりなけうなひこがうちたれがみのさみだれの空

〔倭言字考節用集人倫四〕禿人(カブロ)髮不長者也、　髡首同禿又云禿丁同禿童

〔倭訓栞前編加六〕かぶろ　童卯禿髫をいふ、髮振の義なるべし、〇中略日本紀に岐嶷をよめるは、義をもて訓せるもの也、

〔日本書紀十三允恭〕雄朝津間稚子宿禰天皇〇中略天皇自岐嶷(カブロ)至於總角(アゲマキ)、仁惠儉下、及壯篤病容止不便、

〔倭名類聚抄二老幼〕總角　毛詩注云、總角和名阿介萬岐結髮也、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按崇峻紀云、古俗年少兒、年十五六間、束髮於額、十七八間、分爲角子、角子即總角、故紀訓安介萬岐、新撰字鏡髮字亦同訓、〇中略蓋擧髮卷束之義、後世鬢頰即是、禮記內則、三月俊翦髮爲鬌男角女羈、皇國俗亦、不翦髮、夾囟結髮之狀、似西土總角、故總角充阿介萬岐也、又按美都利古也、和良波也、宇奈爲也、安介萬岐也、皆以頭髮爲別、後世所言目刺亦然、猶今俗以芥栗殼頭、戲髮、前髮別長幼也、〇中略所引衞風氓篇傳文、

〔日本書紀二十一崇峻〕二年〇中略七月、是時厩戶皇子束髮於額(ヒサゴハナ)、古俗年少兒、年十五六間、束髮於額、十七八間、分爲角子、今亦然之、而隨軍後、

〔日本書紀七景行〕四十年十月癸丑、日本武尊發路之、〇中略既而崩于能褒野、時年三十、天皇聞之〇中略因以大歎之曰、我子少碓王、昔熊襲叛之日、未及總角(アゲマキ)、久煩征伐、〇中略是歲天皇踐祚四十三焉、

に、髮の末をそぎたるを、うなゐこと云たぐひ也、

〔新撰字鏡 髟〕髫 徒聊反、小兒髮、目佐志、

〔倭名類聚抄 二老幼〕髫髮 後漢書注云、髫髮（上音迢、〔上音迢原作召反、據一本改〕和名宇奈爲、俗用垂髮二字、〇俗以下六字原爲本文、據一本爲細註、）謂之童子垂髮也、同書

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕新撰字鏡髫、大欠反、上髮至肩垂貌、宇奈井、萬葉集用童子、童兒、童女等字、按宇奈井、蓋項居之義、髮至項之謂也、然則宇奈井、比之和良波稍長、而猶未結髮也、蓋謂十三四歲者、〇中略 後漢書注九十卷、唐章懷太子賢、命劉訥言格希言等注、所引伏諶傳注文、

〔新撰字鏡 髟〕髫 太欠反、上、髮至肩垂貌、宇奈井、

〔書言字考節用集 四人倫〕髫髢 約會、童子垂髮之稱、 童兒 萬葉同 垂髮子 同上

〔倭訓栞 前編四宇〕うなゐ 萬葉集に、童女、髫髮などをよみ、新撰字鏡には髫をよめり、和名抄に俗用垂髮二字と見え、宗祇の說に、十二三までをいふといへり、項居の義、髮をあげねば項にある意なるべし、男女を通じて歌にもよめり、續日本紀に弱兒をうなゐごとよめり、うなゐをとめといふも同じ、〇中略 うなゐばなり 萬葉集に、放髮丱、又童放をよめり、稱未著冠女と注せり、うなゐは項居の義、はなちの髮ともいふ意也、されば八歲子となりては、きらで長からしむ、それより十四五歲と成て、男するまでも垂てのみあれば、なほもうなゐばなりとも、わらはともいへり、

〔萬葉集 十六有由緣井雜歌〕古歌曰

橘、寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髮上都良武可、

右歌、椎野連長年脈說〇脈恐誤 曰、夫寺家之屋者、不有俗人寢處、亦偁若冠女曰放髮丱矣、然則腹句已云放髮丱者、尾句不可重云著冠之辭哉、

めざし

おぼして人をめしてえか〳〵の物著たる小童、たが供の者ぞとたづね給ければ、主の思はん事をはゞかりて、とみに申さゞりけれど、えゐて問給ふに、力なくて某の童にこそと申けり、即主めして其童參らせよと仰られければ、いとおしくえてつかひ給に、ねびまさるまゝに、心ばせおもふばかりにふかくわりなきものなりける、○下略

〔古今著聞集五和歌〕基俊城外えける事有けり、道に堂のあるにむくの木有、その木に六歳ばかり成小童のぼりてむくを取てくひけるに、こゝをば何といふぞと尋ければ、やしろ堂と申とこたへけるを聞て、基俊なにとなくくちずさみに童にむかひて、

この堂は神か佛かおぼつかな、といひたりければ、此わらはうち聞てとりもあへず、

ほうしみこにぞとうべかりける、といひけり、基俊あさましくふしぎに覺て、この童はたゞものにはあらずとぞいひける、

〔袋草紙三〕壬生忠見幼。童。之時、内裏ヨリ有レ召、無二乘物一ヲ難レ參之由ヲ申ニ、而竹馬ニ乘テ可レ參之由有二御定一、仍進二此歌一、

たけむまはふしかげにしていとよはしいまゆふかげにのりてまゐらん

〔續古事談一王道后宮〕河内前司重通ト云者、童。ニテ西宮ニアリケルニ、ミチアシカリケル所ニ、○下略

〔醒睡笑一謂被謂物之由來〕わ。ら。ん。べ。は風の子と、しるしらず世にいふは何事ぞ、ふうふのあひだのなればなり、

〔古今和歌集二十東歌〕さがみうた

こよろぎのいそたちならしいそなつむめざしぬらすなおきにをれ浪

〔古今和歌集打聞二十〕めざしはわらはべを云、見のひたひ髮の末をそぎたるが、目をさす如くおほひたるをもてめざしといひ、それがたゞにわらはべの事となれる也、うなゐにてかぶろ

讓之時、其會人等咲二其相讓之狀一、○下略

〔日本書紀 推古二十二〕二十年、是歲、○中略百濟人味摩之歸化曰、學二于呉一、得二伎樂儛一、則安二置櫻井一而集二少年(ワラハベ)一、令レ習二伎樂儛一、於レ是眞野首弟子、新漢齊文二人習之、傳二其儛一、

〔日本靈異記 下〕村童戲刻二木佛像一愚夫斫破以現得二惡死報一緣第廿九

當里國○紀伊桑里小子入レ山拾レ薪、其山道側戲遊、木刻以爲二佛像一、累レ石爲レ塔、以二戲刻佛一而居二石寺一時々戲遊、○中略

村童 左土和瓦波部

〔古今著聞集 和歌五〕和泉式部忍て稻荷へ參けるに、田中明神の程にて時雨のしけるに、いかゞすべきと思ひけるに、田かりける童のあをといふものをかりてきてまいりにけり、下向の程にはれにければ、此あを、かへしとらせてけり、さて次日、式部はしのかたをみいだしてゐたりけるに、大やかなる童の文もちてたゝずみければ、あれは何者ぞといへば、此御ふみまゐらせ候はんといひて、さし置たるをひろげてみれば、

時雨するいなりの山のもみぢばはあをかりしより思ひそめてきと書たりけり、式部あはれと思ひて、此わらはをよびて、おくへといひて、よび入けるとなん、

〔十訓抄 二〕肥後守盛重は、周防の國の百姓の子なり、六條右大臣○源顯房の御家人に、なにがしとかや、かの國の目代にてくだりたりけるに、次ありて、かの小童にてあるをみるに、魂ありげなりければ、よびとりていとおしくしけるを、京にのぼりてのち、供に具して大臣の御許に參たりけるに、南面に梅木の大なるがあるを、梅とらんとて、人の供の者ども、あまた礫にて打けるを、主のあやつとらへよと、みすの内より、いひ出し給たりければ、餘のこをふきちらすやうに逃にけり、其中に童一人、木のもとにやをら立かくれて、さし歩て行けるを、優にもさりげなくもてなすかなと

與淸曰、和良波の所見、古書枚擧に遑なし、今は名義を說ん爲のみなれば、さまでは引出ず、和良波は和々良端の約語也、毛の端の和々良かに亂れさがりたるをいふ、和々氣とも和良々々とも通はしいひて、物の柔かに亂垂たる貌也、

〔古事記上〕故所避追而、降出雲國之肥上河上在鳥髮地、此時箸從其河流下、於是須佐之男命、以爲人有其河上而、尋覓上往者、老夫與老女二人在而、童女置中而泣、爾問賜之汝等者誰、故其老夫答言、○中略女名謂櫛名田比賣、亦問汝哭由者何、答白言、我之女者自本在八稚女、是高志之八俣遠呂智此三字以音每年來喫、今其可來時故泣、

〔日本書紀二十敏達〕十三年、是歲蘇我馬子宿禰、請其佛像二軀、乃遣鞍部村主司馬達等、池邊直氷田、使於四方訪覓修行者、於是唯於播磨國得僧還俗者、名高麗惠便、大臣乃以爲師、令度司馬達等女島、曰善信尼、年十一歲○

〔日本書紀五崇神〕十年九月壬子、大彥命到於和珥坂上時、有少女歌之曰、一云、大彥命到山背平坂時、道側有童女歌之曰、瀰磨紀異利寐胡播揶、飫迺倶鳥塢志齊務苦、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望、○註略於是大彥命異之、問童女曰、汝言何辭、對曰勿言也、唯歌耳、乃重詠先歌、忽不見矣、

〔古事記下雄略〕一時天皇遊行、到於美和河之時、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗、天皇問其童女、汝者誰子、答白、己名謂引田部赤猪子、○中略天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱有童女、其形姿美麗、故婚是童女、而還坐於宮、後更亦幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御呉床而、坐其御呉床、彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛、作御歌、其歌曰、阿具良韋能、加微能美氐母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、

〔古事記下淸寧〕爾山部連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂酒酣、以次第皆儛、故燒火少子二口、居竈傍、令儛其少子等、爾其一少子曰、汝兄先儛、其兄亦曰、汝弟先儛、如此相

〔箋注倭名類聚抄一男女〕萬葉集和良波用小子小童童子小兒等字、新撰字鏡、僮字婉字同訓、按和良波、謂童子未結髮加冠、被髮蒙茸然也、蓋謂十歲前後者、後世狀被髮酣戰者、爲大和良波、亦卽此也、○中略所引玉篇注文、按說文、童男有罪曰奴、奴曰童、女曰妾、僮未冠也、二字不同、干祿字書、經典皆以童爲未冠之稱、以僮爲奴僕之字、互易、今不可改、

〔倭名類聚抄二老幼〕侲子　文選東京賦注云、侲子、(侲音振)侲子童、(師說和良波倍)童男女也、童男(乎乃和良波倍)童女(女乃和良波倍)

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按和良波閉之閉者、牟禮之急呼、部字之義、謂群也、今俗訛和良无倍、○中略所引辭綜注文、李善注載之、○中略按和良倍、亦和良波倍之急呼也、

〔類聚名義抄一人〕侲(侲音之仁反 ワラハヘ)傳俗　侲子(ワラムヘ)　〔同五立〕童(徒紅反 ワラハ カフロ カフル)　〔同七夕〕女嬬(メノワラハ)

〔伊呂波字類抄和人倫〕童(ワラハ)　豎(已上同、未冠者也、兩豎東豎俗作竪、)　孺(亦作孺、女孺東孺)　侲子(ワラハヘ)　兒(同)　〔同遺人倫〕童男(チノワラヘ)　童女(サトメ)　〔同女人倫〕童女(メノワラハ)

〔伊呂波字類抄伊人倫〕童女(イムコ、大嘗會供奉人名也、)

〔書言字考節用集四人倫〕童子(ワラハヘ)　豎子(同)　小童(同)　豎子(同、周禮註、未冠者之稱、漢書註、童子也、)　孺子(同)　侲子(同)　兒(ワラハ 遊仙窟)　童部(ワラヘ ワラウ)　侲僮(ヨワラベ 文選註、童男童女也、)　侲子(同、的會)

〔日本釋名中人品〕童(ワラハヘ)　いまだ冠きざるを云、わらはとはあらはの意、冠きずして頭のあらはるゝ意なり、あとわと通ず、へは助字なり、又小兒はこのんでわらふものなればいへるにや、からの書に、小兒孩笑をしるといへり、

〔古事記傳二十六〕童(ワラハ)も髮をわくらかし居る故の稱なり、今の俗言にも、前髮(マヘガミ)など云類なり、

〔松屋筆記百三〕童兒

童

したるさまにて、ひしめきあひたり、このちごさだめておどろかさむずらむとまちゐたるに、僧の物申さぶらはむ、おどろかせ給へといふを、うれしとはおもへども、たゞ一どにいらへむも待けるかともぞおもふとて、いま一こゑよばれていらへむと念じてねたるほどにや、なおこしたてまつりそ、おさなき人はね入給にけりといふこゑのしければ、あなわびしと思て、いま一どおこせかしとおもひねにきけば、ひし〳〵とたゞくひにくふおとのしければ、すべなくてむごの後にえいといらへたりければ、僧達わらふことかぎりなし、

これも今はむかし、ゐ中のちごのひえの山へのぼりたりけるが、櫻のめでたくさきたりけるに、風のはげしくふきけるをみて、このちごさめ〴〵となきけるをみて、僧のやはらよりて、などかうはなかせ給ふぞ、この花のちるををしうおぼえさせ給か、櫻ははかなき物にてかくほどなくうつろひ候なり、されどもさのみぞさぶらふとなぐさめければ、櫻のちらむは、あながちにいかがせむくるしからず、我てゝの作たるたの花ちりて、實のいらざらむおもふがわびしきといひて、さくりあげてよゝとなきければ、うたてしやな、

〔源平盛衰記 二十〕小兒讀諷誦事

兼隆〈○和泉判官〉被討後日ニ追善アリ、修行者ヲ招請シテ、唱導ヲ勸ケルニ、色々ノ捧物ニ、思々ニ志ヲ載タリ、其中ニ一紙ノ諷誦アリ、法華經開八卷心成佛身ト計書タル諷誦アリ、導師是ヲ讀煩タリケルニ、聽衆ノ中ニ五歲ノ小兒アリ、此諷誦ヲヨマント云ケルヲ、乳母イカニトシテカト制シケレ共、膝ノ上ヨリ頽下、高座ノ下ニ步寄テ、

法ノ花終ニヒラクル八枚ニハ心佛ノ身トゾ成ヌルト、不思議ナリケル事也、

〔新撰字鏡 一〕僮〈太公徒冬二反、平、使也、閒ニ役使也、未冠人來座也、(中略)和○良○波○、〉　〔同 女〕婗〈五嵆反、嬰也、和良波、〉

〔倭名類聚抄 二 老幼〕童　禮記云、童〈徒紅反、和名和良波、〉未冠之稱也、

うつくしきちごの、いちごくひたる、
わかき人とちごは、こえたるよし、○中略よろづよりは、うしかひわらはのなりあしくてもたるこそあれ、ことものどもはされどしりにたちてこそいけ、さきにつとまもられいくもの、きたなげなるは心うし、

〔枕草子七〕つれ〳〵なぐさむる物
三四ばかりなるちごの物おかしういふ、又いとちいさきちごのものがたりしたるが、しみなどしたる、

〔枕草子八〕うつくしきもの
みつばかりなるちごの、いそぎてはひくる道に、いとちいさきちりなどの有けるを、めざとに見つけて、いとおかしげなるをよびにとらへて、おとなどにみせたるいとうつくし、あまにそぎたる兒の目に髮のおほひたるを、かきはやらで、うちかたぶきて物など見るいとうつくし、おほきにはあらぬ殿上わらはの、さうぞきたてられて、ありくもうつくし、おかしげなるちごの、あからさまにいだきて、うつくしむほどに、かひつきてね入たるもらうたし、○中略いみじうこえたる兒の二つばかりなるが、しろううつくしきが、二あゐのうすものなどきぬながくて、たすきあげたるが、はひ出くるもいとうつくし、やつ九つ十ばかりなるをのこの、聲おさなげにて文よみたるいとうつくし、

〔宇治拾遺物語一〕これも今はむかし、比叡の山にちごありけり、僧たちよひのつれ〳〵に、いざかいもちいせむといひけるを、このちご心よせにきゝけり、さりとてしいださむをまちて、ねざらむもわろかりなむと思て、かた〳〵によりて、ねたるよしにて出くるを待けるに、すでにしいだ

神底寶御寶主、山河之水沐、〇沐、釋日本紀作沫、御魂、靜挂甘美御神底寶御寶主也、云云、此是非似小兒之言、若有託言乎、於是皇太子奏于天皇、則勅之使祭、

〔日本書紀 十四 雄略〕六年三月丁亥、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事、爰命蜾蠃、〇註略聚國內蠶、於是蜾蠃誤聚嬰兒奉獻天皇、天皇大咲、賜嬰兒於蜾蠃曰、汝宜自養、蜾蠃卽養嬰兒於宮墻下、仍賜姓爲少子部連、

〔日本書紀 十八 宣化〕四年十一月丙寅、葬天皇于大倭國身狹桃花鳥坂上陵、以皇后橘皇女及其孺子合葬于是陵、

〔萬葉集 十六 有由緣并雜歌〕昔有老翁、曰竹取翁也、〇中略綠子之若子蚊見庭、垂乳爲母所懷、搓襁平生蚊見庭、結經方衣、氷津裏丹縫服、頸著之童子蚊見庭、結幡之袂著衣、服我矣、〇下略

〔大和物語 下〕むかしうどねりなりける人、おほみわのみてぐら使に大和の國にくだりけり、井手といふわたりに、きよげなる人の家より、女のわらはべ出きて、此いく人を見る、きたなげなき女、いとおかしげなる子をいだきて、かどのもとにたてり、此ちごのかほのいとおかしげなりければ、めをとゞめてその子こちゐてことといひければ、この女よりきたり、ちかくて見るに、いとおかしげなりければ、ゆめことをそとこし給ふな、我にあひ給へ、おほきになり給はんほどにまいりこんといひて、これをかたみにし給へとて、帶をときてとらせけり、さてこの子のしたりけるおびをときとりて、もたりけるふみにひきゆひてもたせていぬ、このこども六七ばかりに有けり、この男いろごのみなりける人なればいふになん有ける、

〔枕草子 二〕こゝろときめきするもの

ちごあそばする所のまへわたりたる

〔枕草子 三〕あてなるもの

黄

兒 若子

〔伊呂波字類抄安人倫〕赤子アカコ

〔書言字考節用集四人倫〕赤子チノミゴ順和名 乳兒同 赤子アカゴ

〔續世繼六志賀のみそぎ〕三のみこ〇仁君は、わかみやと申ておはしまし、〇中略十六にて御ぐしおろさせ給て、うせさせ給にき、〇中略この宮あかごにおはしましけるとき、たえいり給へりければ、行尊僧正いのりたてまつられけるに、白川院くらゐもつき給べくば、いきかへりたまへとおほせられけるほどに、なほらせ給ければ、たのもしく人もおもひあへりけるに、そのかひなくおはしましける、

〔令義解二戸〕凡男女三歳以下爲黄

〇按ズルニ、黄ノ事、政事部戸籍篇ニ在リ、參看スベシ、

〔類聚名義抄四几〕兒兒上俗、下正、コ、〇チゴ、

〔運歩色葉集遠〕小兒ワコ 若子同

〔書言字考節用集四人倫〕兒チゴ約子也、嬰、孩 兒同 童 恍惚子

〔日本釋名中人品〕兒 乳のみ子なり、順和名抄に曰、乳を含の義也、又ちいさき子なるべし、

〔古語拾遺〕是以天照大神育吾勝尊、特甚鍾愛、常懷腋下、稱曰腋子、今俗號稚子謂和可古、是其轉語也、

〔新撰姓氏錄河内國皇別〕難波忌寸

大彥命之後也、阿倍氏遠祖、大彥命磯城瑞籬宮御宇天皇〇崇神御世、遣治蝦夷之時、至於菟田墨坂、忽聞嬰兒ワコ啼泣、卽認覓獲棄嬰兒、大彥命見而大歡、卽訪求乳母、得菟田茅原媼、便付嬰兒、曰能養長安爵功、於是成人奉送之、大彥命爲子愛育、號曰得彥宿禰者、異說並存、

〔日本書紀五崇神〕六十年七月、出雲臣等、畏是事、不祭大神〇大國主神而有間、時丹波氷上人、名氷香戸邊啓于皇太子活目尊〇垂仁曰、己子有小兒、而自然言之、玉萎鎭石、出雲人祭、眞種之甘美鏡、押羽振甘美御

赤子

綠兒之、爲杜乳母者、求云、乳飲哉君之、於毛求寶、

〔續日本紀 二十四 淳仁〕天平寶字七年十月乙亥、左兵衛佐正七位下板振鎌束、至自渤海、以擲人於海、勘當下獄、○中略 初王新福之歸本蕃也、駕船爛脆、○中略 於是史生已上皆停其行、以修理船、使鎌束便爲船師、送新福等發遣、事畢歸日、我學生高内弓其妻高氏及男廣成、綠兒一人、乳母一人、幷入唐學問僧戒融優婆塞一人、轉自渤海相隨歸朝、海中遭風、所向迷方、柂師水手爲波所沒、于時鎌束議曰、異方婦女、今在船上、又此優婆塞異於衆人、一食數粒、經日不飢、風漂之災、未必不由此也、乃使水手撮內弓妻幷綠兒乳母優婆塞四人、擧而擲海、風勢猶猛、漂流十餘日、著隱岐國、

〔日本靈異記 上〕嬰兒鷲所擒以後國得逢父緣第九

飛鳥川原板葺御宇天皇○皇極之代、癸卯年春三月頃、但馬國七美郡山里人家有嬰兒女、中庭匍匐、鷲擒騰空、指東而翥、父母慇惻哭悲、追求不知所到、故爲修福、逕八箇年、以難破長柄豐前宮御宇天皇○孝德之世、庚戌年秋八月下旬、鷲擒子之父有緣事、至於丹波國加佐郡內、宿于他家、其家童女汲水趣井、宿人洗足副往見之、亦村童集井汲水、而奪宿家童女之井、惜不令奪、其村童女等皆同心、凌蔑之曰、汝鷲噉殘、何故无禮、厲壓而打、所拍哭歸、家主待問、汝何故哭、宿人如具陳上事、即問所以、凌厲曰、鷲噉殘、家主答言、某年某月日之時、余登于柿坳之樹而居、鷲擒嬰兒、從西而來、落巢養雛、偎啼彼雛望之驚恐不喉、余聞啼音、自巢取下育、女子是也、所擒之年月日時、挍之當今語、昭知我兒、余父悲哭具告於鷲擒之事、主人知實、應語而一行、○中略

嬰 彌止利古

〔倭名類聚抄 二 老幼〕赤子 老子注云、赤子不害物、和名知古 今按云、含乳之義也、

〔箋注倭名類聚抄 一 男女〕所引玄符章河上公注文、原書物上有于字、

〔類聚名義抄 七 子部〕子 即里反、コ、 赤子 チコ

前、乳養之也、或曰嫛娩、嫛是也、言是人也、娩其嘶聲也、故因以名之、說文、嫛、嫛婗也、玉篇、人始生曰嫛婗、孟子反其旄倪、注、倪弱小繄倪者也、又禮記雜記、中路嬰兒失其母焉、何常聲之有、注、嬰猶鷖彌也、因是考之、嫛婗小兒嘶聲、繄倪鷖彌嬰兒、皆同韻假借、因以名始生小兒、然則嬰非頸飾義、兒非孺子之兒、女曰嬰、男曰兒固非、以抱之何前解嬰字、或嫛訓是、亦並非是、又按據釋名、人始生曰嬰兒、玉篇人始生曰嫛婗、是可移前條訓知古爲允、美度利古者、謂小兒瀆髮深黑如帶綠色也、蓋謂五六歲前後者、則非嬰兒也、○中略　按汝移與廣韻合、屬日母、女屬娘母、其音不同、作汝似勝、○中略　嬰孩見敎子篇、文選寡婦賦序、孤女藐焉始孩、孩字同訓、按阿岐度布、與古事記云、本牟遲和氣御子、八拳鬚至于心前、眞事登波受、聞高往鵠之音、始爲阿藝登比之阿藝登比同、蓋孩兒始欲言、不能爲言也、本居氏曰、阿藝吾君也、登比者言問之登布也、謂小兒初語、謂相對之人爲吾君也、神武紀訓魚喩嗎、爲阿岐度布者、以其狀相似、同訓耳、寡婦賦孩、宜據說文訓和良不、又所引顏氏家訓、俗諺曰、敎婦初來、敎兒嬰孩、嬰孩猶言幼稚、其意謂兒始有知之時、宜訓美都利古、師說訓阿岐度布非是、

〔伊呂波字類抄 安人倫〕嬰孩（アキトウ、始生小兒也、）

〔古事記 中垂仁〕故率遊其御子之狀者、在於尾張之相津二俣榲作二俣小舟而、持上來以、浮倭之市師池、輕池、率遊其御子、然是御子、八拳鬚至于心前眞事登波受、（此三字以音）故今聞高往鵠之音、始爲阿藝登比、（自阿下四字以音）爾遣山邊之大鶙（此者人名）令取其鳥、

〔古事記傳 二十五〕阿藝登比とは、小兒の初語を云なるべし、阿藝は吾君にて、（如此云る例多し）對へる人を指て云、登比は事問の間にて、言に同じ、其は小兒の初めて物言に、其對へる人を、吾君と云を云なるべし、今世に物言習に、遲々（老翁）婆々（嫗）登々（父）加々（母）など言と同じ意なり、

〔書言字考節用集 四人倫〕孩兒（又云孩子、順和名、始生小兒也、）　嬰兒（同倉頡篇、女曰嬰、男曰兒、）　赤子（同文選）　若子（同万葉）

〔萬葉集 十二古今相聞往來歌〕正述心緒

稚兒

中ケレバ、縦長ナリ共、爭只今角ハ可擧勵、イシウシタリトゾ感ジ給、鏡宿ヲモ過シカバ、不破關ハ敵堅メタリトテ、小關ニ懸テ小野ノ宿ヨリ海道ヲバ、妻手ニナシテ落給ヘバ、雪ハ次第ニ深クナル、馬ニ叶ハナバ物具シテハ中々惡カリナントテ、皆鎧共ヲバ脱捨ラル、佐殿ハ馬上ニテコソ劣給ハナ共、徒立ニ成テハ常ニサガリ給シガ、終ニ後レ進セラレケリ、

〔百練抄 七近衞〕久壽元年三月近日京中兒童、射的不可勝計、　四月、近日京中兒女、備風流、調鼓笛、參紫野社、世號之夜須禮、有勅禁止、

〔豐薩軍記 七〕野津院諸所合戰井宮千代丸兄弟事

老幼ハ皆生捕トゾ成ニケル、中ニモ柴田大藏ガ二男宮千代丸トテ、生年十三歲ニ成リケルト及ビ其妹ヲ生捕テ、大將ノ見參ニ入レケルガ、幼稚ト小冠者ナル故ニ、侮テヤ縄ヲモカケズ、尋常ナル有樣ナリケレバ、大將間近ク召シケルニ、寄ルト均シク、懷中ヨリ小劍ヲ拔テ走リカヽリ、一刀ニ刺通シ、忽チ痛手ヲ負セケル、

〔隨意錄 一〕小兒六七歲而善書者、世適有之、人擧褒揚之、然而其兒長後名乎書者、我未之聞也、

〔新撰字鏡 親族〕阿孩兒〈[illegible]止利子〉

〔倭名類聚抄 二老幼〕嬰兒　蒼頡篇云、女曰嬰、〈於盈反〉男曰兒、〈女移反〉一云、嬰孩兒、〈美止利古〉一云孩、〈戶來反〉始生小兒也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕廣雅、孩少也、國語注、孩幼也、玉篇、孩幼稚也、漢書賈誼傳注、孩小兒也、按說文、咳、小兒笑也、古文孩从子、文選注引字林亦云、孩小兒笑也、漢書王莽傳、孩提之子注同、禮記內則、咳而名之、言於小兒笑之頃而名之也、又孟子注、孩提二三歲之閒在襁褓、知孩笑可提抱者也、與說文字林所云合、其說可從、孫氏以爲始生小兒恐非是、○中略 按說文、嬰頸飾也、無女子曰嬰義、說文又云、兒孺子也、孺乳子也、呂氏春秋注、嬰兒幼少之稱、皆不分男女、釋名、人始生曰嬰兒、胷前曰嬰、抱之嬰

ラセ候ハンズレ共、中々互ニ心苦方モ侍ラン、御留主ニ別奉ルモ、一ノ幸ニテコソ侍レ、此十年餘ノ間ハ、假初ニ立離進ラスル事モ侍ラヌニ、最後ノ時シモ御見參ニ入ラネバ、左コソ御心ニ懸リ侍ルラメナレ共、且ハ八幡ノ御計ヒカト思召テ、イタクナ歎カセ御座候ソ、親子ハ一世ノ契リト申セドモ、來世ハ必一蓮ニ參逢樣ニ、御念佛候ベシトテ、今ハ此等ガ待遠ナル覽疾々トテ、三人ノ死骸ノ中ヘ分入テ、西ニ向ヒ念佛三十返計被申ケレバ、頸ハ前ヘゾ落ニケル、四人ノ乳母ドモ急走寄リ、頸モナキ身ヲ抱ツヽ、天ニ仰地ニ伏テ、ヲメキ叫ブモ理ナリ、誠ニ涙ト血ト相和シテ流ルヲ見ル悲ミ也、

〔平治物語二〕義朝青墓落著事

兵衞佐頼朝心ハ武シト雖ドモ、今年十三、物具シテ終日ノ軍ニ疲給ケレバ、馬睡ヲシ野路ノ邊ヨリ打後レ給ヘリ、頭殿（源義朝）篠原堤ニテ若者共ハサガリヌルカト宣ヘバ、各是ニ候ト被答シニ、兵衞佐御座サズ、義朝無慙ヤサガリニケリ、若敵ニヤ生捕ラルラント宣ヘバ、鎌田尋進セ候ハントテ引返シ、佐殿ヤ座スト呼リ奉レドモ、更ニ答ル人モナシ、頼朝良有テ打驚見給ニ、前後ニ人モナカリケリ、十二月（平治元年）廿七日ノ夜更ガタノ事ナレバ、暗サハクラシ先モ見ヘネドモ、馬ニ任テ只一騎心細ク落給、森山ノ宿ニ入給ヘバ、宿ノ者共云ケルハ、今夜馬ノ足音シゲク聞ユルハ落人ニヤ有覽、イザ留メントテ沙汰人アマタ出ケル中ニ、源内兵衞眞弘ト云者、腹卷取テ打懸、長刀持テ走出ケルガ、佐殿ヲ見奉リ、馬ノ口ニ取付、落人ヲバ留申セト、六波羅ヨリ被仰下候トテ、既ニ抱下シ奉ラントシケレバ、髭切ヲ以テ拔打ニシトヽ被打ケレバ、眞弘ガ眞向二ニ被打割テ、ノチニ倒テ死ニケリ、續テ出ケル男、シレ者哉トテ、馬ノ口ニ取付處ヲ、同樣ニ斬給ヘバ、籠手ノ覆ヨリ打テ被打落テノキニケリ、其後近付者モナケレバ、郎宿ヲ馳過テ安河原ヘ出給ヘバ、政家ニコソ逢給ヘ、ソレヨリ打連急タマヘバ、無程頭殿ニ追付奉リ給、ナド今迄サガルゾト宣ヘバ、然々ノ由被

ヲサヽレンハ家ノ爲ニモ恥辱也、父繼敷ハ只西ニ向テ、南無阿彌陀佛ト唱テ、西方極樂ニ往生シ、父御前ト一蓮ニ生レ合奉ラント思ベシト、長シヤカニ宣ヘバ、三人ノ君達各西ニ向テ手ヲ合セ、禮拜シケルゾ哀ナル、是ヲ見テ五十餘人ノ兵モ皆袖ヲゾヌラシケル、此君達ニ各一人ヅヽ乳母共付タリケリ。内記平太ハ天王殿ノ乳母、吉田次郎ハ龜若、佐野源八ハ鶴若、原後藤次ハ乙若殿ノ乳母也、差寄テ髮結奉、汗拭ナドシケルガ、年來日來宮仕、旦暮ニナデハタケ奉テ、只今ヲ限リト思ケル、心ドモコソ悲シケレ、去バ聲ヲ擧テ、叫ブ計ニ有ケレドモ、幼人々ヲ泣セジト、押ル袖ノ間ヨリモ、餘涙ノ色深クツヽム氣色モ顯レテ、思遣サヘ哀也、乙若延景ニ向テ、我コソ先ニト思ヘドモ、アレラガ幼心ニヲヂ恐レンモ無慙也、又云ベキ事モ侍レバ、彼等ヲ先ニ立バヤト宣ヒケレバ、秦野次郎太刀ヲ拔テ後ヘ廻リケレバ、乳母ドモ御目ヲフサガセ給ヘト申シテ、皆ノキニケリ、即三人ノ頸前ニゾ落ニケル、乙若是ヲ見給テ、少シモ不騷、イシウ仕ツル物哉、我ヲモ左コソ斬ランズラメ、扨アレハ何ニト宣ヘバ、ホカヒヲ持セテ參リタリ、手ヅカラ此首共ノ血ノ付タルヲ、押拭ヒ髮カキナデ、アハレ無慙ノ者共ヤ、加程ニ果報少ク生レケン、只今死ヌル命ヨリ、母御前ノ聞召歎給ハン其事ヲ、兼テ思ゾタトヘナキ、乙若ハ命ヲ惜ミテヤ後ニ被斬ケルト人云ハンズラン、全其儀ニテハナシ、加樣ノ事ヲ云ハンニ付テモ、又我被斬ヲ見ンニ付テモ、留リタル幼者ノ、又ナカンモ心苦テ云ハヌ也、母御前ノ今朝八幡ヘ詣給フニ、我モ參ラント申セバ、皆參ラント云ヘバ、具セバ皆コソ具セメ、具セズハ一人モ具セジ、片假ニトテ、我等ガ寢タル間ニ詣給ヒシガ、下向ニテコソ尋給フラメ、我等遲ルベシトモ不知シカバ、思事ヲモ不申置、形見ヲモ進セズ、只入道殿ノヨビ給フト聞ツルウレシサニ、急輿ニ乘ツル計也、去バ是ヲ形見ニ奉レトテ、弟共ノ額髮ヲ切ツヽ、我髮ヲ具シテ、若達モヤセンズルトテ、別々ニ包分テ、各其名ヲ書付テ、秦野次郎ニ給ヒニケリ、又詞ニテ申サンズル樣ヨナ、今朝御供ニ參ナバ、終ニハ被斬候共、最後ノ有樣ヲバ、互ニ見モシ見ヘ進

トハ聞タレ共、軍ノ後ハ未御姿ヲ見奉ラネバ、誰々モ皆戀敷コソ思侍レトテ、我先ニト輿ニ評被乘ケルコソ哀ナレ、是ヲ冥途ノ使トモ不知シテ、各輿共ニ向ツヽ、急ゲヤ急ゲト進ミケル、羊ノ歩ミ近付ヲ、不知ケルコソ墓ナケレ、大宮ヲ上リニ舟岡山ヘゾ行タリケル、峯ヨリ東ナル所ニ輿舁居テ、如何セマシト思處ニ、七ニナル天王走出テ、父ハイヅクニ御座スゾト問給ヘバ、延景涙ヲ流シテ暫ハ物モ申ザリシガ、良有テ今ハ何ヲカ隱シ進ラスベキ、大殿ハ頭殿ノ御承ニテ、昨日ノ晩斬レサセ給ヒ候キ、御舍弟達モ八郎御曹司ノ外ハ、四郎左衛門殿ヨリ九郎殿迄五人ナガラ、夜部此表ニ見ヘテ候、山本ニテ斬奉リ候ヌ、君達ヲモ失ヒ可申ニテ候、相構テスカシ出シ進ラセテ、ワビシメ奉ラヌ樣ニト被仰付候間、入道殿ノ御使トハ申侍ル也、思召事候ハヾ、延景ニ仰置セ給テ、皆御念佛候ベシト申セバ、四人ノ人々是ヲ聞、皆輿ヨリ下給フ、九ニナル鶴若殿、下野殿ヘ使ヲ使テ、何ニ我等ヲバ失ヒ給フゾ、四人ヲ助置給ハヾ、郎等百騎ニモ勝リナンズル物ヲ、此由申サバヤト宣ヘバ、十一歳ニナル龜若、誠今一度人ヲ使テ、慥ニ聞バヤト被申ケル處ニ、乙若殿生年十三ナルガ、穴心憂ノ者共ノ云甲斐ナサヤ、我等ガ家ニ生ル者ハ、幼ケレ共心ハ武シトコソ申ニ、角不覺ナル事ヲ宣物哉、世ノ理ヲモ辨ヘ、身ノ行末ヲモ思給ハヾ、七十ニ成給フ父ノ病氣ニ依テ、出家遁世シテ憑テ來リ給フヲダニ、斬程ノ不當人ノ、増テ我々ヲ助ケ給事アラジ、アハレ無墓事シ給頭殿哉、是ハ淸盛ガ和讒ニテゾ有覽、多ノ弟ヲ失ヒ果テ、只一人ニナシテ後、事ノ次デニ亡サントゾ計フランヲサトラズ、只今我身モ、ウセ給ハンコソ悲シケレ、二三年ヲモ過シ給ハジ、幼カリシカ共、乙若ガ舟岡ニテ能云シ物ヲト、汝等モ思合センズルゾトヨ、扨モ下野殿討レ給ヒテ後、忽ニ源氏ノ世絶ナン事コソ口惜ケレトテ、三人ノ弟達ニモナ歎給ヒソ、父モ討レ給ヌ、誰カ助ケ御座サン、兄達モ皆被斬給ヒヌ、情ヲモ懸給フベキ頭殿ハ敵ナレバ、今ハ定一所懸命ノ領地モヨモアラジ、然バ命助リタリ共、乞食流浪ノ身ト成テ、此彼迷行バ、アレコソ爲義入道ノ子共ヨト、人々ニ指

ふ、尼うへいみじうしつらひて、われもいみじく心げさうせさせ給ひて、まちきこえさせ給程に、わたらせ給へり、うへの御まへいだきたてまつらせ給へり、見たてまつらせ給へれば、いみじううつくしげにて、たゞわらひにわらはせ給、あなうつくし、これをいだき奉らばやとおもへども、なきやせさせ給はんと、わづらはしくてとの給はすれば、などてかよもなかせたまはじとて、おはしませと申させ給へば、たゞかゝりにかゝらせ給へば、あなうれしやとて、いだきたてまつらせ給て、いみじううつくしみたてまつらせ給ふ、なをいのちはながく侍べきにこそあめれ、この宮のいだかれたまふ見のいだかれぬはいむとこそきゝはべれ、いかでこの御かた〳〵のみなかゝるわざしたまはんを、見奉りてとこそは思給ふれば、との給はするぞ、うへ〇千曾いと哀と見奉らせ給、さて御めのとたちいみじくいたはらせ給、

〔保元物語三〕義朝幼少弟悉被失事

去程ニ内裏ヨリ印義朝ヲ被召、藏人右少辨助長朝臣ヲ以テ被仰下ケルハ、汝ガ弟ドモノ未多ク有ケルヲ、縱幼トモ女子ノ外ハ皆尋テ可失ト也、宿所ニ歸テ秦野次郎ヲ召テ宣ケルハ、餘ニ不便ナレ共、勅定ナレバ無力、母カ乳母カ懷テ、山林ニ逃隱レタランハ如何セン、六條堀河ノ宿所ニアル、當腹ノ四人ヲバスカシ出シテ、相構テ道ノ程ワビシメズシテ、舟岡ニテ失ヘトゾ聞ヘケル、延景難儀ノ御使カナト、心憂ク思ヘドモ、主命ナレバ力ナシ、涙ヲ袖ニ收ツヽ、泣々輿ヲ舁セテ、彼宿所ヘゾ赴ケル、母上ハ折節物詣ノ間也、君達ハ皆座ケリ、兄ヲバ乙若トテ十三、次ハ龜若トテ十一、鶴若ハ九、天王ハ七ナリ、此人々延景ヲ見付テ、ウレシゲニコソ有ケレ、秦野次郎、入道殿〇源爲義ノ御使ニ參テ候、殿ハ十七日ニ、比叡山ニテ御樣ヲカヘサセ給テ、守殿〇源義朝ノ御許ヘ入セ給シヲ、世間モ未ツヽマシトテ、北山雲林院ト申所ニ、忍テ渡ラセ給ヒ候ガ、君達ノ御事無覺束思召候間、御見參ニ入奉ランタメニ、具シ奉テ參ラントテ、御迎ニ參候ト申セバ、乙若出合テ、誠ニ樣カヘテ御座

領、父豊雄爲周防大目、善繩幼而明慧、骨詰非常、財麿見爲奇童、加意養育、爲孫領產、曾无恡惜焉、

〔三代實錄 三十九陽成〕元慶五年正月、是月、諸衞多怪異、○中略又東京一條兒童數百會聚、相鬪作戰陣之法、若成人之爲也、

〔三代實錄 四十一陽成〕元慶六年正月二日乙巳、是日帝同產弟貞保親王同加元服、卽便授三品、先是預詔勸學院藤原氏小兒高四尺五寸已上者十餘人加冠、　三月廿七日己巳、天皇於淸涼殿設酒宴、慶賀皇太后四十之算也、○中略雅樂寮陳鼓鐘、童子十八人遞出舞殿前、先宴二十許日、擇取五位以上子有容貌者、於左兵衞府習舞也、貞數親王舞陵王、上下觀者感而垂淚、舞畢外祖父參議從三位行治部卿在原朝臣行平候舞臺下、抱持親王、歡躍而出、親王時年八歲、

〔大鏡裏書 下〕大井河行幸事

延長四年十月十九日、天皇○醍醐幸大井河、法皇○宇多同幸、雅明親王于時七歲舞万歲樂、舞間曲節不誤、主上脫半臂給、親王拜舞、又有勅令帶劒、

〔扶桑略記 二十六村上〕應和四年○康保元年十一月廿一日酉時、定額僧淨藏入滅、○中略母夢天人來入懷中、覺後有娠、月滿誕生、僅及四歲、讀千字文、穎悟拔萃、聞一知二、○下略

〔榮花物語 十一莟花〕一條○條下原有院字、據一本刪殿の尼上○倫子母、故雅信室、大宮○彰子の宮たちみたてまつりしに、わがいのちはこよなうのびにたり、いまは中宮のひめみや○禎子をだに見奉らではとなんの給はすれば、とのゝうへのおまへ○藤原道長妻倫子さるべきひまをおぼしめしければ、かう〳〵このみやなんこの比こゝに出させ給へるよきおり也、ゐて奉らんと、一條殿に聞えさせたまへれば、いとうれしきことなりとて、にはかに御まうけしいそがせ給、ひめ宮の御めのとどもには、うへのおまへ○倫子みえさせ給はねば、うへの御くるまに宮○禎子をばのせたてまつらせ給て、御めのとたち、こと女房くるま一りやうして、たゞのひと〴〵おほかたの車みつばかりにてわたらせたま

〔續日本後紀 仁明一〕天長十年三月乙巳、天皇御紫宸殿、皇太子(恒貞)○中略始朝覲拜舞昇殿、○中略于時皇太子春秋九齡矣、而其容儀禮數、如老成人、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年四月己酉、大宰帥三品葛井親王薨、親王桓武天皇第十二子也、母大納言贈正二位坂上大宿禰田村麻呂之女、從四位下春子也、親王幼而機警、年六歲勅賜帶劍、○中略嘗嵯峨天皇御豐樂院、以觀射禮、畢後勅諸親王及群臣、各以次射、親王時年十二、天皇戲語親王曰、弟雖少弱當執弓矢、親王應詔而起、再發再中、時外祖父田村麻呂亦侍坐、驚歡喜躍、不能自已、卽便起座抱親王而舞、進曰、臣嘗將數十万之衆、征討東夷、實賴天威、所向無敵、自料勇略、兵術无所不究、今親王年在齠齓、武伎如此、愚臣非所能及、天皇大咲曰、將軍褒揚外孫、何甚過多、○下略

〔文德實錄 九〕天安元年十一月戊戌、右京大夫兼加賀守正四位下藤原朝臣衞卒、衞贈左大臣從一位內麻呂第十之子也、二歲喪母、比及五歲、問母氏卽世之早晚、哀慕感人、大臣甚奇之、立爲嫡嗣、七歲遊學、十八奉文章生試及科、時人方之漢朝賈誼、○下略

〔菅家文草 一詩〕月夜見梅花(齊衡三年乙亥、于時十一歲、嚴君(是善)令田進士(島田忠臣)試之、予始言詩、故載篇首、)

月耀如晴雪、梅華似照星、可憐金鏡轉、庭上玉房馨、

臘月獨興(天安二年、于時十有四、)

玄冬律迫正堪嗟、還喜向春不敢賖、欲盡寒光休幾日、將來暖氣宿誰家、氷封水面聞無浪、雪點林頭見有花、可恨未知勤學業、書齋窻下過年華、

〔三代實錄 十二清和〕貞觀八年三月廿三日己亥、天皇御射庭、○中略伶官奏樂、玄髫稚齒十二人遞出而舞、

〔三代實錄 十三清和〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、○中略坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、○中略善男是國道之第五子也、生而爽俊、天資魁偉、見之者皆曰黠兒、

〔三代實錄 十七清和〕貞觀十二年二月十九日辛丑、參議從三位春澄朝臣善繩薨、○中略祖財麿爲員辨郡少

衣褌及襪沓、亦作弓矢、令服其衣褌等、令取其弓矢、遣其嬢子之家者、

〔古事記雄略下〕天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱、有童女、○中略爾因其嬢子之好儛、作御歌、其歌曰、阿具良韋能、加微能美氐母知、比久許登爾、麻比須流袁美那、登許余爾母加母、

〔日本書紀景行七〕二年三月戊辰、小碓尊、亦名日本童男、（童男此云烏具奈）亦曰日本武尊、

〔古事記景行中〕小碓命、亦名倭男具那命、（具那二字以音）

〔古事記傳二十六〕男具那は書紀に、童男と書て、此云烏具奈とあり、雄略ノ巻に、童女君と云名あり、（此訓詳ならず、今本にナキミと訓れど心得ず、）其と比べて思ふに、童なるを、男子を袁具那、女子を賣具那と云しにや、（然らばかの童女メグナギミと訓べきか）具那は髮に因れる稱にて、宇那韋の宇那と通ひて聞ゆ、

〔日本書紀景行七〕二十七年十月己酉、遣日本武尊、令擊熊襲、時年十六、　十二月、到於熊襲國、因以伺其消息及地形之嶮易、時熊襲有魁帥者、名取石鹿文、亦曰川上梟帥、悉集親族而欲宴、於是日本武尊解髮作童女姿、以密伺川上梟帥之宴時、仍劒佩裀裏、入於川上梟帥之宴室、居女人之中、川上梟帥感其童女容姿、則攜手同席、擧坏令飮而戲弄、于時也更深人闌、川上梟帥且被酒、於是日本武尊抽裀中之劒、刺川上梟帥之胸、

〔古事記安康下〕天皇坐神牀而晝寢、爾語其后曰、汝有所思乎、答曰、被天皇之敦澤、何有所思、於是其大后之先子目弱王、是年七歲、是王當于其時而、遊其殿下、爾天皇不知其少王遊殿下、以、詔大后言、吾恒有所思、何者、汝之子目弱王、成人之時、知吾殺其父王者、還爲有邪心乎、於是所遊其殿下目弱王、聞取此言、便竊伺天皇之御寢、取其傍大刀、乃打斬其天皇之頭、逃入都夫良意富美之家也、

〔上宮聖德法王帝說〕丁未年（○用明天皇二年）六七月、蘇我馬子宿禰大臣、伐物部大連時、大臣軍士不尅而退、故則上宮王擧四王像、建軍士前誓云、若得亡此大連、奉爲四王、造寺尊重供養者、軍士得勝取大連也、聖王生十四也、

の事也、奥羽にてわ。ら。し。といひ、又ぼ。こ。といふ、わ（わらしは童男也、和名、童わらは又僕子わらは）らべ、（注童男女と有、今わらんべといふ、通稱也、）長崎に
てさ。ま。といふ、（同所にてご。ゞ。と云は少女の事也）奥南部にて末子をよてこといふ、武藏下總にててごといふ、
案に奥羽にてぼこといふ詞は、古代の遺語なるべし、東武にてもを。ぼ。こ。と云、二度（にど）をぼこなど
云詞有、是も小兒をぼこといふ意也、又わ。こ。といふ詞有、上古わけといひし詞、轉じてわことい
ふ、古語拾遺、男兒をワコとよみたり、俗に若子の字を用る、もと是弱の字を用ゆべき事なれど、
其字又讀てよはしといふを嫌ひて、若の字を借用ひし也といへり、萬葉、かつしかのまゝのて
こなと詠せしは、かの邊にてすへの子をてごといひぬれば、てごの女といへる事なるにや、未
詳、

〔倭名類聚抄 二男女〕小女　日本紀云、小女（和名乎止米）　童女（同上）

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕少女見神代紀上及崇神十年、履仲即位前紀、本居氏曰、萬葉集乎登米用處
女字、或用未通女、似謂未嫁之少女、然倭建命御歌謂美夜受比賣爲乎登賣、輕太子謂輕太郎女爲
袁登賣、皆是嫁後之言、非處女也、恐按、乎度米、對乎度古之稱、謂弱少婦人、轉謂幼稚之女、亦爲乎度
米、童女見神代紀上、崇神紀訓和良波女、

〔書言字考節用集 四人倫〕少女（神代卷）　童女（同上）　未通女（萬葉）　處女（同上）　乙女（同）　嫏嫋　幼婦（同上）

〔古事記傳 九〕童女は袁登賣と訓べし、○中略書紀に少女、幼女、幼婦、萬葉六に、漁童女など見え、和名抄
に、小女和名乎止米、童女同上ともあれば、童なるをも袁登賣と云なり、

〔古事記 中垂仁〕故茲神之女名伊豆志袁登賣神坐也、故八十神雖欲得是伊豆志袁登賣、皆不得婚、於是
有二神、兄號秋山之下氷壯夫、弟名春山之霞壯夫、故其兄謂其弟、吾雖乞伊豆志袁登賣、不得婚、汝得
此孃子乎、答曰易得也、爾其兄曰、若汝有得此孃子者、避上下衣服、量身高而釀甕酒、亦山河之物悉備
設、爲宇禮豆玖云爾、（自宇下五字以音、）爾其弟、如兄言具白其母、即其母取布遲葛而、（布遲二字以音、）一宿之間、織縫

〔伊呂波字類抄 伊人事〕幼イトケナシ　〔同 於人事〕稚チサナシ　幼　兒　庸　种チサナシ　少チサナシ、已上同、疑少白、

〔書言字考節用集 四人倫〕幼 曲禮、人生十年曰幼、　稚 同、増韻、大凡人物幼小曰稚、又作穉、　稚 同上　仲 同、俗書、字彙、代醉、宋人小兒也、　童子 韻略、十五以下謂二之童子一、禮記、士未レ冠之稱也、　童男丱女 韻會、丱束レ髮兒、　童體　童形　童幼　童稚　童蒙 周禮注、蒙稚也、昧也、　幼稚　少年 同　幼童　幼少 王莽傳　幼稚　兒童　兒女　小兒　少人　少童

〔令義解 戸二〕凡男女、中略○十六以下爲レ少、

〔倭訓栞 前編伊三〕いとけなし　幼稚をいふ、いときなしともいへり、今いふいたいけにて、なしは助の詞か、又无二言解一の義、物毎にいひたらはぬ意、をさなしと同じ義成べし、中略○いわけなき　幼稚を物にかくいへり、いとけなしと同じ、物に驚きやすき時なれば、上の義と驚○駭通へり、いわけてとも侍れば、是もなきは助の詞なるべし、又いは發語、別无の義なりともいふ、

〔源氏物語 帚木二〕かくてけしからぬこゝろばへは、つかふものか、おさなき人のかゝることといひつたふるは、いみじくいむなるものをといひおどして、下略○

〔承久記 下〕二郎兵衞云ケルハ、高井殿御邊ハ、同ジ一門ト乍レ云、イトケナキヨリ、兄弟ノ契ヲナシ、馴遊デ、御邊十七、兼義十六、只今死ン事コソ嬉シケレ、下略○

〔八雲御抄 三下人倫〕童　うなひこ　うなひとも　てわらは 万　あげまき

〔藻鹽草 十五人倫〕童　わらはへ　てわらは　童け おさなげ也、源氏、　うへ童 殿上人の子息也、　こどねり童 常のわらは也　たいぎの童 大伎と云心歟、大なる才伎とあると云心歟、中略○　さぶらひわらは 殿上の童也、

〔物類稱呼 一人倫〕小兒をちごといふ、京にていとゝと稱す、いとなし、又いとけなしなどの下略なるべし、關東にてねんねといふ、やゝとよぶは諸國の通語也、信州にてあかといふ、同國にてびいとよぶは幼女なり、越後にてぼゝつこといふ、同國にてにがこと云はみどりこ、

少

バ、時人中小別當トゾ云ケル、

〔愚味記〕仁安二年九月十三日、午剋許、守光來讀書、又纔二尺餘尼公一人入來、何爲見之參御前、已希代之物也、忽裁縫給衣一領了、是泉州住人云々、生年廿□出家以前稱有夫之由云々、

〔陰德太平記五十三〕赤松滿祐奉弑普光院殿附赤松家盛衰之事

滿祐ガ胸懷ニ弑逆ノ機發シケルトカヤ、サレ共猶モ義教公ヲ恨奉ル事、心肝ニ徹スル一事アリ、夫ヲ如何ニト申スニ、義教公ノ御寵妾ハ、西ノ御方トテ、滿祐ガ息女ニテ、鍾愛他ニ超、其勢ヒ御臺所ノ右ニ出ントス、サルニ依テ、將軍モ滿祐ヲバ殊ニ御心易キ者ニ御待對アリケリ、或時赤松ヲ始メ、斯波、細川、畠山、伊勢、其外ノ諸將ヲ召集サセ給テ、酒燕ノ興ヲ催サレ、酒既ニ酣ニ成テ、各々今樣ノ音曲己ガ所得ノ藝能ヲ取出テ、一座嗷々タル折シモ、滿祐興ニ不堪、扇ヲツ取立騰テ、鳴ハ瀧ノ水トゾ謠ハレケル、滿祐ハ勝レテ長ノ土近ナル事、晏子、淳于髡ニモ勝リタレバ、人皆赤松ノ三。尺。入。道。トゾ稱シケル、サルニ依テ、將軍モ醉裡ノ興ニ乘ジ給ニヤ、勢ホソ細身儀也之舞ハ見マイナト、アラヌサマニ取囃サセ給ケル、滿祐無念ニヤ思ハレケン、扇高ク差翳シ、將軍ノ方ヲ乾ト見テ、備前、播磨、美作三ケ國持タレバ、勢ホシトモ思ハズト押返シ、二三返謳テ、足拍子丁々ト、サモ音高ク蹈レケレバ、其酔氣動搖ニ忿怒ノ意含テ、將軍ノ御心ニ感動ヤシタリケン、滿祐吾ヲ慢ルナメリト思召、御氣色ニ見エテ打シメラセ給フヲ、人々樣々ニ執成テ、御酒宴ハ事ナク終ニケリ、

〔松屋筆記百十二〕短小人

今茲弘化二年の正月、兩國橋東に短人戲場あり、短人兄弟年廿許にて、身丈頭より足下に至て二尺五寸餘といへり、瑯邪代醉編廿七卷、長人の條、短人の條などに、晏子三尺に滿ず、務光長八寸、張仲師二寸、朱匣の小人、元代外國所獻の小人、山海經の小人國などの事を載たり、

〔類聚名義抄十雜〕少書沼反コ　チ。サ。ナ。シ。　ワ。カ。シ。　イ。ト。キ。ナ。シ。　〔同八力〕幼伊謬反　チサナシ　ワカシ　イトケナシ

〔古事談 一王道后宮〕近衛院御時、小六條內裏宇治左府參內ノ間、山上有二大袋一其袋動之、以二隨身一被レ見之處、袋中有レ人、開二見之一中將行通朝臣也、出レ袋共笑テ退散畢、此事殿上人遊戲ノアマリニ、於二頭中將敎長宿所一、爲通朝臣鏡ヲ見テ、ニクシウツクシ、爲通ガ鼻ハウツクシキ鼻カナ、后ノ鼻ニシタリトモワロカラジ、殊勝々々ト被二自愛一ケルヲ、師仲朝臣サル后鼻ハアラジゾ、希有ノ鼻也、マガ〱シキ后鼻カナト云ハレケルニ、行通モ口入之間、我樣ナルチヒサキ人ハ、袋ナドニ入ラバヤトテ、袋ノ有ケルニ、ツカミ入テ、人々御共ニマキレトテ、爲通袋ヲ持テ山ノ方ザマヘ出遊行シニ、〇中略此間左府被レ參、驚二前聲一棄二袋於山上一逐電云々、

〔台記〕久安三年十月六日丙申、早旦侏儒僧來、其長三尺二寸八分、勾金、年二十八、命二侍男共九人一令レ纏頭、

〔愚管抄 五 二條〕平治元年十二月九日夜、二條烏丸の內裏院の御所にてありけるに、信西子ども具して常に候けるを、押こめてみなうちころさんとまたくして、御所をまきて火を掛てけり、さて中門に御車をよせて、師仲源中納言同心のものにて、御車寄たりけるに、院と上西門院と二所のせまいらせたりけるに、信西が妻成範が母の紀の二位はせいちいさき女房にてありけるが、上西門院の御ぞの裾に隱て、御車に乘にけるを、さとるひとなかりけり、〇中略夜〇二十五日に入て、惟方〇檢非違使別當は、院〇後白河の御書所に參て、小男にてありけるが、直衣にくゝり揚て、ふと參て、そゝやき申て出にけり、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

別當惟方ハ、元來信賴卿ノ親シミニテ契約深カリ、シカ共、一日舍兄左衞門督ノ諫言、膽ニ染テ思ハレケレバ、加樣ニ主上ヲ盜出シ進ラセラレケリ、此人ハ生得勢小サクオハシケレバ、小別當トゾ申ケル、ソレニ信賴ニ輿シテ、院內ヲ押籠奉ル中媒ヲナシ、今又盜出シタテマツル中媒シケレ

も云り、

〔日本書紀三神武〕己未年二月辛亥、命諸將練士卒、是時〇中略又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、因改號其邑曰葛城、

〔日本書紀十六武烈〕八年三月、大進侏儒倡優、爲爛熳之樂、設奇偉之戲、縱靡靡之聲、

〔日本書紀二十七天智〕十年三月甲寅、常陸國貢中臣部若子、長尺六寸、其生年丙辰、至此歲十六年也、

〔日本書紀二十九天武〕四年二月癸未、勅大倭、河內、攝津、山背、播磨、淡路、丹波、但馬、近江、若狹、伊勢、美濃、尾張等諸國曰、選所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人而貢上、　十三年正月丙午、天皇御于東庭、群卿侍之、時召能射人及侏儒左右舍人等射之、

〔續日本紀一文武〕二年四月壬辰、侏儒備前國人秦大兄賜姓香登臣、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年四月丙子、是日勅喚大舍人穴太馬麻呂與內豎橘吉雄、雙立量其身長、吉雄甚短而其頭首不及馬麻呂腋下焉

〔文德實錄六〕齊衡元年十月庚申、正五位下備前守藤原朝臣大津卒、大津者、贈左大臣從一位內麻呂第九之子也、大津身長短小而意氣難齊、尤善步射、頗超等輩、

〔大和物語下〕小やくしくそといひける人、あるひとをよばひてをこせたりける、

かくれぬのそこの下くさ水がくれてしられぬ戀はくるしかりけり、かへし、女、

みがくれにかくるばかりのまた草はながゝらじともおもほゆるかな、このこやくしといひける人は、たけなん短かかりける、

〔元亨釋書二慧解二〕釋榮西、號明菴、備之中州吉備津宮人、〇中略西少形短、同學嘲曰、子雖才辯、身體早矮、稠人之中、廣衆之時、恐人不貴子也、西應聲曰、虞舜王赤縣、晏嬰相齊國、皆未聞長也、同學羞澀、西雖辯一時、心實恥之、便以所受求聞持法、期一百日祈、始入壇時、於堂前柱刻身長、過期倚柱、長前四寸餘、〇下略

文政八年乙酉小春念三　琴嶺

短小人

〔類聚名義抄一人〕僥僥 音堯、ミシカシ、　侏儒 音朱需、ヒキウト、上タケヒキ、ヒキナイ、ヒキウト、　〔同九矢〕矬矬 非戈反、ヒキヒト、短矮、　矲 ヒキヒト

〔伊呂波字類抄比人倫〕侏儒 ヒキヒト 短人也　僬僥　短人 已上同

〔江家次第八七月〕相撲召合〇中略散更之中有一足〇中略侏儒舞等、

〔異病草子〕侏儒とき〳〵いで、食をこひて、京都をありく、わらはべしりにつきてわらひのゝしる、見かへりてはらたちいづらん、いよ〳〵おこづきわらふ、

〔倭訓栞中編十二世〕せびく　矮人をいへり、又一寸法師といふ、

〔和漢三才圖會十人倫之用〕侏儒 一寸ぼふし　侏儒俗云一寸法師

侏儒容貌短小人也、五雜組云、僬僥氏三尺短之至也、而三尺者時時有之、在閩見一人年三十餘、首如常人、自項以下纔如數月嬰兒、竟不能行立、兒首作僧、坐竹籠中舁之、能敲木魚誦經然、此乃奇疾也、

〔令義解二戶〕凡〇中略侏儒〇謂短人也中略如此之類、皆爲癈疾、謂癈疾廢於人事、故曰癈疾也、

〔日本書紀一神代〕一書曰、〇中略初大己貴神之平國也、行到出雲國五十狹狹之小汀、而且當飮食、是時海上忽有人聲、乃驚而求之、都無所見、頃時有一個少男、以白蘞皮爲舟、以鷦鷯羽爲衣、隨潮水以浮到、大己貴神卽取置掌中而翫之、則跳囓其頰、乃怪其物色、遣使白於天神、于時高皇產靈尊聞之而曰、吾所產兒凡有一千五百座、其中一兒最惡不順敎養、自指間漏墮者必彼矣、宜愛而養之、此卽少彥名命是也、

〔古事記傳十二〕少名毘古那神〇中略名義少名は、書紀纂疏に、以形體短小爲名とあり、さも有べし、須久那志とは、後世にはたゞ多きに對へて、物の數にのみ云ども、古は大に對へて小きことに

世の人の笑ひ二木にとゞまる、連だちての道中無用たるべし、あらきのどくといひしは、梅がえは身のたけひきく、櫻木はたけ高きを、彼およめに比て誹しなり、

〔兎園小説十一〕品革の巨女
文化四年丁卯の夏四月のころより、世の風聞にきこえたる、品川驛の橋の南なるこゝな橋むかふと唱ふるなり鍋屋がかゝえの飯盛女に、名をつたといへるは、この年二十歳にて、衣類は長さ六尺七寸にして、裾をひくことと一二寸にすぎず、膂力ありといへども、そのちからをあらはさゞりしとぞ、世に稀なる巨女なれども、全體よくなれあふて、しなかたち見ぐるしからず、顔ばせも人なみなれば、この巨女にあはんとて、夜毎にかよふ嫖客多かり、當時その手形を家嚴におくりしものありずなはち摹して左に載せたり、その手は中指の頭より、掌の下まで、曲尺六寸九分、横幅巨指を加へて四寸弱なり、その圖左のごとし略〇圖件のつたは出處駿河のものなりとぞ、ひが事をすとよまれたるいせ人にあらねども、阿濟の浦に引く綱の、たびかさなれる客ならねは、手を袖にしてあらはさず、足さへ見するを恥ぢしとぞ、これらはをなごの情なるべし、あまりにいたくはやりにければ、瘡毒を傳染して、あらぬさまになりしかば、千鳥なくのみ客はかよはず、いく程もなく、その病にて身まかりにきといふものありしが、さなりやよくはしらず、又その翌年文化五年の冬のころ、湯島なる天滿宮の社地にて、おほをんなのちからもちといふものを見せしことあり、予はなほ總角にて、淺草のとしの市のかへるさに立ちよりて、それをば見けるに、よのつねのをんなより一及大きなるは、偉きかりしが、品川のつたが手にくらぶれば、いたく見劣りて、さのみ多力なるものとは見えざりき、彼品川のおほをんなは是なるべしと、おもはする紛らしきものとしられたり、かばかりはかなきうへにだも、贋物いで來る、油斷のならぬ世にこそありけれ、こゝにすぎこしかたを思へば、十八九年のむかしになりぬ、時に筆研の閒、亦戯れにしるすといふ、

足歴すぐれて細く四五歳にこえず、梅花心易を誦す、粗書をよみて義に通ず、又大女房あり、江州の者なり、白髭大明神の變化なりといひつたふ、たけ七尺二寸、足のながさ一尺三寸、手のながさ一尺、全身すぐれて骨高く力人にこえ、達者究竟の男にも勝れりなどいふ事あり、當時の俳諧に大女房とあるは、此およめが事なるべし、およめを見世物に出しゝとき、いよ〱丈を高く見せんとて、足踏をはかせしとおぼしく、下駄足踏の句に附たり。

延寶廿歌仙

古足踏猛火となつて燃あがり　嵐窟

大女房の大蛇いかつて　同

西鶴大矢數延寶八

下駄の鼻緒や春雨の空

大女房一丈二尺たつ霞

向之岡延寶八

大女房それさへあるを富士の雪　如鐵

杉村治信の畫本古今男天和四年印本の頭書に、近頃堺町かぶき見にまかりしついでに、小芝居の前を通りしに友のいふ、なにと保春とおよめといふ大女房と競て見たを聞たか、いや知らぬ、腹をかかへた事よ、まづ保春がせいの高さ壹尺一寸、およめが大さ八尺、中略天井にとゞく程に高くて色白ければ、鹿子まだらの富士の如し、保春は加僧にて、土人形の西行法師に似たりと、○中略又、其角の著、吉原五十四君貞享四年に、

梅がえ　櫻木

大女房およめと聞たる、ちんちくりんが妹小鶴とや、實よく似たり、大廣袖の中より這出たると、

大女

〔三代實錄淸和三〕貞觀元年十二月廿二日癸卯、從四位上行攝津守滋野朝臣貞雄卒、○中略身長六尺餘、雅有儀貌、

〔三代實錄淸和四〕貞觀二年十月廿九日乙巳、正三位行中納言橘朝臣岑繼薨、○中略岑繼身長六尺餘、腰圍差大、○下略

〔三代實錄淸和十二〕貞觀八年五月十九日壬戌、下知相模、武藏、上總、下總、常陸等國、選進長人六尺三寸以上者、

〔三代實錄淸和十三〕貞觀八年九月廿二日甲子、是日大納言伴宿禰善男、○中略五人坐燒應天門、當斬、詔降死一等、並處之遠流、○中略相坐配流者八人、○中略從五位上行肥後守紀朝臣夏井配土佐國、○中略夏井眉目疎朗、身長六尺三寸、性甚溫仁、雅有才思、

〔三代實錄淸和十四〕貞觀九年五月十九日丁巳、大納言正三位平朝臣高棟薨、○中略高棟長六尺、美鬚髯、

〔陸奧話記〕貞任拔劍、斬官軍、官軍以鋒刺之、載於大楯、六人舁之、從將軍○源賴義之前、其長六尺有餘、腰圍七尺四寸、容貌魁偉、皮膚肥白也、將軍責罪、貞任一面死矣、

〔足薪翁之記一〕大女房

延寶の比、江州の產にて、およめといふいと大なる女を、見世物に出し、事あり、時の人その名をばいはずして、大女房といひけるとぞ、

〔用捨箱下〕大女房阿與米附甫春

近年大女淀瀧とかいふを見世物に出しゝが、昔も彼に似たる女あり、松會板年代記天和三年新彫延寶二年の條、江戶深町に四ッになる子力持、石臼に錢四貫文のせ持あぐる、十一月近江國より、たけ七尺三寸ある大女名をおよめといふ、見世物に出すと見え、又續無名抄延寶八年惟中著上ノ卷に、近頃道頓堀に、中略頭大甫春といふ者あり、顏色常體の如く、うつくしさ人にこえたり、其たけ一尺二寸

六尺以上

より五六年前、筑後柳川より丑又といへる長人江戸に來れり、身丈七尺餘といへり、鯨太左衛門はそれに比ぶれば最長せり、近古谷風梶右衛門といふ最手、身丈六尺五寸といへり、九紋龍七尺といへり、釋迦が嶽七尺餘といへり、上古長髄彥、宿儺、豐城入彥命、安部貞任、足利忠綱の類、長人少からず、琅邪代醉編廿七卷に、漢土の長人長狄兄弟巨無霸、曹交等の事をいへり、他日暇を得て長大の人の事考證すべし、

〔續日本後紀 十八仁明〕承和十五年〇嘉祥元年正月乙丑、是日仰七道諸國、貢身長六尺已上者、

〔續日本後紀 五仁明〕承和三年四月丙戌、散位從四位下甘南備眞人高直卒、〇中略延暦十三年卒、高直身長六尺二寸、少爲文章生、能屬文、巧琴書、

〔續日本後紀 七仁明〕承和五年三月乙丑、散位從四位下池田朝臣春野卒、〇中略春野宿禰能說故事、或可採容、〇中略衣冠古樣、身長六尺餘、稠人之中揭〇揭原作據、一本改焉而立、會集衆人莫不駐眼、

〔續日本後紀 十五仁明〕承和十二年正月辛亥、從四位上藤原朝臣濱主卒、〇中略濱主身長六尺、容儀可觀、

〔文德實錄 一〕嘉祥三年五月壬午、葬太皇太后于深谷山、〇中略太皇太后姓橘氏、諱嘉智子、父清友少而沈厚、涉獵書記、身長六尺二寸、眉目如畫、擧止甚都、寶龜八年、高麗國遣使修聘、清友年在弱冠、以良家子、姿儀魁偉、接對遣客、高麗大使獻可大夫史都蒙見之而器之、問通事舍人山於野上云、彼一少年爲何人乎、野上對、是京洛一白面耳、都蒙明於相法、語野上云、此人毛骨非常、子孫大貴、

〔文德實錄 四〕仁壽二年二月壬戌、越前守正五位下藤原朝臣高房卒、〇中略身長六尺、膂力過人、甚有意氣、不拘細忌、　十二月癸未、參議左大辨從三位小野朝臣篁薨、〇中略薨時年五十一、篁身長六尺二寸、家素清貧、事母至孝、

〔三代實錄 二清和〕貞觀元年四月廿三日戊申、大納言正三位兼行民部卿陸奧出羽按察使安倍朝臣安仁薨、〇中略安仁身長六尺三寸、姿貌瓌偉、性沈深有威重、

服をはじめて、よろづの物うづ高くつみかさぬ紙、にその品々某殿よりなど、かきてうへにおしはりたり、さるたよりありてともなふ人と行きしかば、村をさけいめいして、かみくらにおのれをすゑて、大男をともなひ出でたり、みづからかたりいふ、姉にて侍るものは、たけ八尺侍り、弟も七尺八寸侍り、おのれは中のおとりにて、實は七尺三寸侍るなりといふ、あかりゑやうじのたてわたしたる、なげしのうへに扇をおきて、ゐながらに、手さしおよぼしてとるに、いとやすし、居たけの高さ思ひやるべし、又かたらふくちをしく、せんかたなきは、大路を行きかふを、見る人ごとにあなめづらしの大男や、たけたちのすぐれたるのみかは、みるめもいやしげなきを、ゑとりにだにあらざらましかばといふを、聞くたびに身の程のくやしくて、きえも入りぬべきこゝちし侍りといふ、げにさることなるべし、祇園會にも、人の家に入り居て、見ることはなしがたし、大路にたちては、かたへに見る人のおしこりて、鉾などのわたるに、所せければとて、七日の祭をば見ざりしを、うち／＼にとかくのたまはすかたや有りけん、十四日のわたりをば、ある家のひさしのもとにかゞまり居て見しとぞ、内わたりにも、たれ聞えあげゝん、よそながら一目見まほしげにの給ふ女房たち、うへ人などやおはしけん、すべてかゝるもの、たぐひ、犬猫のいたづらになりたるを、とりすてにまゐるありければ、その人數の中にまじりて、みかきのうちにも入りしとぞ、かゝるもの、世の人にまぎれて、こゝかしこにあそびうかるゝことも、しのびてはある事なれど、忍びあへぬべき姿ならねば、さるかたのたのしさは、たえてゑらずして、水無月の廿日過ぎて、京をたち歸りにけり、

〔松屋筆記百十二〕長人

天保十五甲辰の冬、肥前平戸領、生付島の土民の子、年十八歳にて、身丈七尺四寸五分の長人、江戸に來れり、相撲人これを養て最手とせんとす、平戸侯より假名を賜て、生付鯨太左衞門と稱す、今

り、終に横綱の免許あり、

〔遊京漫錄 下〕大洲の大男

さつき末つかた、都に有りしに、伊豫の國より、世にめづらしき大男の來て、難波に旅居するよしいひさわぐ事有り、是は伊豫の國、大洲のゐとりなりけるが、手のすぢをたがへてければ、難波にさるかたのい、たづきつくろふ道にたへたるゐし有りければ、ふりはへのぼり來て、いたづきつくろふほど、とゞまれるなりけり、いづくにもめづらしきにうつる人心にて、此頃はたゞ大男をのみことぐさとしたりき、六月ついたち頃には、いたづきもいえにければ、京の六條の御堂にまうでながら、祇園會をもをがみまつらばやとて、難波よりのぼりくるよし、又いひさわぐに、五日には、彼大男のぼり來たり、けふは六條にまうづ、あすは北野になどいひて、某がしのさうしにいひけん鬼娘のやうに、辻大路を西東にはせ、南北にかける人おびたゞしくらうがはしさいはんかたなかりき、されど鬼娘はうきたることなり、是はまことなりけり、しかおしこりて行く人の中を、たちまじりてあゆみくるものが、肩よりかみはあらはれて、遠目にもまぎれざりけり、年は廿七、たけの高さ七尺五寸、身の重さ三十八貫目ありとぞ、なり形よくとゝのほりて、すまひめきたるさまはなし、六條の御堂にまうでしをり、門主より米二俵給へりしを、左右の手に引きさげて、かしこまり申してしりぞきたりとか、力はかたちにはおとりたりとぞ、人々いひける、そは世の中のまじらひ、心にかなふ身なりせば、はやくすまひとなりて、今の世のほてともいはるべきを、力をいだしこゝろ見し事なきからに、おのづから出づべき力もいでぬなるべし、京にては、六條村といふに、ゐとりどもの住むところ有りて、そこにしばしをりき、日ごとに大男見にとて、六條村へと行く人、ぬのびきにつゞきたり、おのれ〇清水濱田も人にそゝのかされて、行き見しに、家ゐむね〳〵しきも有りて、村をさめく者の家に大男居たり、こゝかしこよりたまへりと見えて、衣

文覺勸進帳ヲバ、左ノ手ニ取渡シ、右ノ手ニハ、懷ヨリ刀ヲ拔出、管ニハ馬ノ尾ヲ組テ卷、一尺餘リナル刀ノ日ニ輝テ如氷、長七尺計ナル法師ノ、而ル大力ニテ、衣ノ袖ニ玉ダスキ上、眉ノ毛ヲ逆ニナシ、血眼ニ見テ庭上ヲ狂廻ケレバ、思懸ヌ俄事ニハアリ、コハイカヾセントト上下騷ゲリ、

〔吾妻鏡八〕文治四年九月十四日丁未、長茂參入、諸人付目、長七尺男也、著白水干立烏帽子、謁二行著座中、參著横敷、宛簾中於後、自其內二品御一覽、不被仰是非、定任見此體、頗顧面、

〔北條五代記九〕關東の亂波智略の事

それ風摩は、二百人の中に有てかくれなき大男、長七尺二寸、手足の筋骨あらく敷、爰かしこにむらこぶ有て、眼はさかさまにさけ、黑髭にて口脇両へ廣くさけ、きば四ツ外へ出たり、かしらは福祿壽に似て鼻たかし、聲を高く出せば、五十町聞え、ひきくいだせば、からびたる聲にて幽なり、見まがふ事はなきぞとよ、

〔陰德太平記八〕武田光和逝去附嗜之事

此人〇武田光和、中略、生長ノ後、力氣人ニ超、勇悍世ニ勝レ、太刀打早業凡人ノ及ブ所ニ非ズ、イカ樣九郎義經ノ再來ニヤトゾ稱シケル、其長七尺餘有テ、曹交子胥ニ齊シ、眼逆ニ裂、髯左右ニ分レテ、宗髯將軍、桓伊共云ツベシ、

〔傍廂後篇〕大男

むかし釋迦嶽雲右衞門といひし相撲は、身長七尺八寸ありしよし、我〇齋藤彥麿幼き頭にてつひに見ずやみたり、その後親しく見しは、谷風梶之助源守嵐といふ、陸奧宮城郡霞月村農民彌右衞門子、寬延三年八月八日出生、幼名は與四郎といふ、十九歲にて力士となり、秀の山といひ、後に伊達が關と改め、廿歲にて谷風梶之助と改む、寬政七年正月九日死、行年四十六歲、仙臺東漸寺に葬る、法名釋谷響了風といふ、身長六尺三寸餘、圍七尺餘、四十五貫目あり、我かゝる大男を始めて見た

を度りしより出たる名なり、万葉十三三十四丁に、杖不足八尺乃嘆とよめるも、一丈に足ぬ八尺と云つゞけなり、〇中略さて此に云る丈尺は、令の御制の尺よりは短かりけむと、師〇眞淵翁は云れき、然もあらむか、今詳には知がたし、

八尺以上

〔日本書紀七景行〕二年三月戊辰、立播磨稻日大郎姫〇註略爲皇后、后生二男、〇中略第二曰小碓尊、〇中略是小碓尊、亦名日本童男、童男此云烏具奈、亦曰日本武尊、幼有雄略之氣、及壯容貌魁偉、身長一丈、力能扛鼎焉、〇中略四十年七月戊戌、天皇持斧鉞、以授日本武尊曰、〇中略故往古以來、未染王化、今朕察汝爲人也、身體長大、容姿端正、力能扛鼎、猛如雷電、所向無前、所攻必勝、〇下略

〔日本書紀八仲哀〕足仲彥天皇仲哀〇日本武尊第二子也、〇中略天皇容姿端正、身長十尺、

〔難太平記〕八幡殿とは義家朝臣、陸奥鎭守府將軍の御子、義國より義康、義包、義氏、泰氏なと也、〇中略抑義包は、たけ八尺餘りにて力人に勝れ給ひし也、誠は爲朝の子と云々、義康襁褓の上より養き、世に憚りて人に隱し給ひければ、終に知人なし、

七尺以上

〔日本靈異記上〕僧憶持心經得現報示奇事緣第十四

尺義覺者、本百濟人也、其國破時、當後岡本宮御宇天皇齊明〇之代、入我聖朝、住難波百濟寺矣、法師身長七尺、廣學佛敎、念誦心般若經、〇下略

〔保元物語一〕新院御所各門々堅事附軍評定事

爲朝ハ七尺計ナル男ノ、目角二ツ切レタルガ、〇下略

〔平家物語二〕ざすながし附一行あじやり事

西塔のぢうりよ、かいえやうばうのあえやりゆうけいといふあくそう有、たけ七尺ばかり有けるが、くろかはおどしのよろひの、大あらめにこがねませたるを、くさずりながにきなし、

〔源平盛衰記十八〕文覺高雄勸進附仙洞管絃事

一丈以上

の取沙汰なりき、余是を聞て考ふるに、南牟田村の大骨といひ、其外にも村里の氏神などに祭れりといふ神體、格別に大なる骨などあり、又古塚などを開きたるに、大なる頭骨を掘せしこと、奥州邊にては多く聞り、西國北國邊にてはかゝることを聞し事なし、奥州にて、かゝる骨を、頼朝の頭、又は田原の又太郎が頭など、其外往古の鬼神の骨なりといひはやせど、つら〳〵思ひ見るに、全くさせることにあらじ、むかしの人とても、今の人にかはることなければ、名高き人にても、さほど大なることは、たえて無き理なり、余萬國圖を考へ見るに、日本の東の方數千萬里の外に巴大温(ぱたごにあ)といふ國あり、俗にいふ大人國にて、其國の人は長ケ數丈に及び、過し年、阿蘭陀人諸國をめぐりしついで、彼國に至り、水を取らんが爲に、陸にあがり見るに、沙原に足跡あり、其跡數尺にして、人間の如くあらざりしかば、恐れて逃歸れりといふ事もあり、又其國に漂流せし人、つひに歸りしことなしとも見えたれば、必日本の東方に當りて、大人國ありて、其國の人は身のたけ二三丈にも及びたることゝ聞ゆ、殊に奥州邊ばかり大骨打あげて、西國北國に其事なければ、必定彼巴大温の國の人、漁人などの船の覆りて、海中に死せし骨の、昔も大風雨に、日本の東海邊に寄來りしを取上て、あやしみ恐れて、神にも祭り塚にも納めしと覺ゆ、今度の南部領の大なる足も、彼國の人の漂流せしが、大波浪に足のみ打切られて、大風雨に日本の海まで流れ來りしなるべし、北方には小人國ありて身の長ケ三尺計といふ、さすれば南方に大人國無しともいふべからず、只格別に大にして人情も世界とは相違せるゆゑ、いまだ其國の通路ひらけず、其子細明らかに知れざるなるべし、近き年は段々に阿蘭陀萬國を乘り廻りて、諸蠻夷の國々に通路ひらけたれば、つひには大人國も知らるべきにや、

〔古事記 中 垂仁〕故大帶日子游斯呂和氣命〇景行者、治天下也、御身長一丈二寸、御脛長四尺一寸也、

〔古事記傳 二十四〕一丈二寸は比登都惠麻理布多伎(ヒトツエマリフタキ)と訓べし、丈と云は、もと杖を以て、物の長さ

死人ノ長ケ五丈餘也ケリ、臥長砂ニ半バ被埋タリケルニ、人高キ馬ニ乘テ打寄タリケルニ、弓ヲ持タル末許ゾ此方ニ見エケル、然テハ其ノ程ニ可押量シ、其ノ死人頭ヨリ切テ頭无カリケリ、亦右ノ手左ノ足モ无カリケリ、此レバ鰐ナドノ咋切タルニコソハ、本ノ如クニシテ有マシカバ極ジカラマシ、亦低シテ砂ニ隱タリケレバ、男女何レト云事ヲ不知ズ、但シ身成リ奏ツキハ女ニテナム見エケル、國ノ者共此ヲ見テ奇異ガリツ合テ見喤ケル事无限シ、亦陸奥ノ國ニ海道ト云フ所ニテ、國司□ノ□ト云ケル人モ、此ル大人寄タリト聞テ人ヲ遣見セケリ、砂ニ被埋タリケレバ男女ヲバ難知シ、女ニコソ有メレトゾ見ケルヲ、智リ有ル僧ナムドノ云ケルハ、此ノ一世界ニ此ル大人有ル所有ト、佛ノ不説給ハズ、此ヲ思フニ阿修羅女ナドニヤ有ラム、身成ナドノ糸清氣ナルハ、若然ニヤトゾ疑ヒケル、然テ國ノ司、此ル希有ノ事ナレバ、何デカ國解不申デハ有ラムトテ申上ムト、既ニシケルヲ國ノ者共、申シ被上ナバ、必ズ官使下テ見ムトス、其ノ官使ノ下ラムニ饗大事也ナム、只隱シテ此ノ事ハ可有キ也ト云ケレバ、守不申上デ隱シテ止ニケリ、而ル間其ノ國ニ□ノ□ト云フ兵有リケリ、此ノ大人ヲ見テ、若シ此ル大人寄來タラバ何ガセムト爲ル、若シ箭ハ立ナムヤ試ムト云テ射タリケレバ、箭糸ト深ク立ニケリ、然レバ此レヲ聞ク人微妙ク試タリトゾ讃メ感ジケル、然テ其ノ死人日來ヲ經ケル程ニ、亂穢シニケレバ、十廿町ガ程ニハ人否不住デ逃ナムトシケル、臭サニ難堪ケレバナム、此ノ事隱シタリケレドモ、守京ニ上ニケレバ、自ラ聞エテ此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔東遊記五〕大骨

余〇橘南谿が奥州に遊びし頃、南部の内宮古近邊の海濱に、ある大風雨の翌日、人の足ばかり長さ五六尺ばかりなるが、肉はたゞれながら、指はいまだ全ふしたるが流れ上り居たり、魚類かと見るに、人の足に相違なし、いかなればかく大なるものぞと、其あたりの人、驚き怪しみ、其頃其邊專ら

遠賁延任之由、此中有容體長大者三人、被抽召左右相撲了、

〔北條五代記　二〕福島伊賀守河鱣を捕手柄の事

見しは昔、さがみ小田原北條家の侍仁義をもつはらとし、禮儀作法たゞしく、其樣嚴重に有て形儀をみださず、若いやうをこのみ、分限にすぎたる振舞をなす者をば人あざける故、律儀をたしなみ、君臣の禮いよ〳〵をもんじ給へり、然にいせ備中守、山角紀伊守、福島伊賀守三人は、氏直はたもとの武者奉行、此等の人は數度の合戰に先をかけ、勇士のほまれをえ、其上軍法をしれる故實の者也ていれば、伊賀守は生れつきこつせんと異樣にして大男、大髯有て形體風俗人にかはつていちしるし、

〔奧州波奈志〕丸山

忠山公と申奉る國主の御代に出しは、丸山權多左衞門といふ大男也、これは近き頃の故にや人もよくしれり、この大をとこ江戸見物の爲、家老衆のうちのものと成てのぼりしが、大男のくせ道下手也、身はおもし、一日に二足づゝわらじをふみ切といへ共、足に相應せしわらじなければ、やどにつきてわらを打、二足のわらじを作てはかねばならず、二足作仕まへば、はや御供揃といつもふれられ、日中つかれても馬にのれば、足下へつきて馬あゆむことあたはず、せんなく終日あゆみては、又わらじを作りて夜をあかし、やう〳〵江戸へはつきたれど、かくの如くにては、歸らんやうなしとて、ずまふとりとは思ひ付たりし、とぞ、一向手をしらず、只立合て兩手にてはねる計なれども、はねられてあしをたつものなかりしとぞ、

〔今昔物語　三十一〕常陸國□郡寄大死人語第十七

今昔、藤原ノ信通ノ朝臣ト云ケル人、常陸ノ守ニテ、其ノ國ニ有ケルニ、任畢ノ年四月許ノ比、風糸オドロ〳〵シク吹テ極ク荒ケル夜、□ノ郡ノ東西ノ濱ト云フ所ニ死人被打寄タリケリ、其ノ

長大人

の女疱瘡わづらひて、かたち大きにみにくゝなり、ことさら一眼しひ、かた〲はじめのうるはしきに引きかへ、さながら鬼のごとくなり、おやなりけるものうとましくおもひけるに、朱長卿すこしもくやめる氣なく、こゝろよくとり入れて、妾にしやしなひ、一生をおくらしめぬ、見にくしとても、丈夫の一言變ずべきにあらずといはれしとぞ、たのもしとやいふべき、

〔日本書紀 十四雄略〕四年二月、天皇射獵於葛城山、忽見長人、(ヒトタケタカキ)來望丹谷、面貌容儀、相似天皇、天皇知是神、猶故問曰、何處公也、長人對曰、現人之神、先稱王諱、然後應道、天皇答曰、朕是幼武尊也、長人次稱曰、僕是一事主神也、

〔常陸風土記 那賀郡〕平津驛家西一二里有岡、名曰大櫛、上古有人、體極長大、身居丘壟之上、採蜃食之、其所食貝、積聚成岡、時人取大朽之義、今謂大櫛之岡、其大人践跡、長卅餘步、廣廿餘步、尿穴跡、可廿餘步許、

〔播磨風土記〕託賀郡

右所以名託賀者、昔在大人、常勾行也、自南海到北海、自東巡行之時、到來此土云、他土卑者常勾伏而行之、此土高者申而行之高哉、故曰託賀郡、其踰迹處數々成沼、

〔續日本紀 四十桓武〕延曆八年九月戊午、是日右大臣從二位兼中衛大將藤原朝臣是公薨、○中略爲人長大、兼有威容、

〔田村麻呂傳記〕大將軍○坂上田村麻呂身長五尺八寸、胸厚一尺二寸、

〔內裏式 中〕十二月大儺式○中略

方相一人取大舍人長大者爲之

〔文德實錄 六〕齊衡元年十二月辛巳、武藏國貢長人一枚、以備駈儺、

〔日本紀略 九一條〕永延元年七月廿六日丁亥、相撲內取、是日也、美濃國百姓數百人、於陽明門、申請守源

レバ信直ガ領女形醜ケレバ、人是ヲ不娶、父ノ歎キ又何許ゾヤ、然ニ今予是ヲ嫁セバ、信直吾志ヲ感悅シテ、世ノ人ノ聟ヨ舅コト珍重ニ百倍センカ、左アラバ信直コノ志ヲ報ゼンニ、爭カ身命ヲ不拋、今中國ニ信直ニ勝ル士大將ナシ、予是ヲ伴テ元就ノ先陣ニ進マバ、如何ナル强敵大敵タリ共、ナドカ挫ガデハ有ベキ、然ラバ元就ノ武德ニ於テ、髓骨ヲコソ得ザラメ、皮カ肉カハ爭カ得ザルベキ、信直無二ノ忠志ヲ勵レナバ、元就ノ御弓精逐日テ盛ナルベキ事、掌ヲサシテ覺エタリ、是ヲ思ヘバ、醜女ヲ嫁セン事、父ニ對シテ孝トナリ、又身ヲ立、武名ヲ可發謀共可成、吾何ゾ色ヲ好ミ情ニ耽リテ、婦女ノ擇ミヲバ成スベキヤト有ケレバ、兒玉此一言ヲ聞テ、カヽル大丈夫ノ志氣マシマスヲバ、露許モ存知候ハデ、徒事ヲ申ツル事、御心裏誠ニ耻シタコソ候ヘ、ゲニヤ公ハ天ノ縱セル大丈夫ノ器ニテ渡ラセ給フ、齊ノ閔王ハ、宿瘤ガ一言ヲ以テ、賢女トシテ爲后給シカバ、期月ノ間ニ化行隣國、諸侯朝之、侵三晉、懼秦楚トカヤ、公モ信直ノ息女ヲ嫁シ給ハヾ、賢女内ヲ輔ケテ家事ヲ治メ、勇士外ニ從テ戰功ヲ盡サバ、武名ヲ扶桑六十餘州ニ震ヒ給ハン事、何ノ疑カ候ベキ云々ノ趣申候ハントテ、立歸テ元就ヘカタト申ケレバ、最神妙ナル志也、此一言毛利吉川兩家ノ弓矢登昇ニ可成前表也、元春ハ竹馬ニ策シ時ヨリ、龍駒鳳雛ノ器アリト思シガ、愚眼毫髮モ不違ケリト、大ニ悅ビ給、聽テ信直ノ息女元春ヘ嫁娶ノ儀宜ケレバ、信直不斜喜ビ、婚姻ノ祝儀ヲゾ被執行ケル、元春ノ宜シ如ク、自是信直元春ニ對シ、身命ヲ不惜、戰功ヲ勵ケル故、勇將ノ名、衆群ノ上ニ在テ、遠クハ先祖吉川駿河守經基、鬼吉川ト唱ラレシ蹤ヲ追、近クハ實父元就ノ明將ノ名ヲ繼給フゾ有難キ、

〔閑窻自語〕堤前宰相榮長卿妻醜女語

堤故前宰相榮長卿わかゝりしとき、成ものゝむすめを戀ひわたりけるに、おやなりけるもの、かたくいらへて、ゆるさゞりしを、年月をへてやう〳〵にこしらへ、とり入るべくなりしほどに、か

へる陵園妾は美人なり、（白氏文集に、陵園妾といへる樂府題あり、詩に、陵園妾顏色知レ花命如レ葉とあり、）此意は、陵園妾より醜しとも、尋常の婦女は及ぶべからずとなり、又按ずるに、此書の點誤り多ければ、こゝも可レ醜二陵園妾一と改むべきか、さて醜女の說は、王代一覽、賴朝三代記、鎌倉北條九代記、本朝通紀、武德鎌倉舊記、類聚名物考等なり、たゞ本朝烈女傳、坂額が傳に、賴家戲曰、此女面貌雖レ非レ不レ姝、思二心之猛毅一、誰有二愛念一哉といへるは、よく文義を解したるなり、

〔陰德太平記 十六〕元春娶二熊谷信直之女一事

毛利元就、兒玉三郎右衞門就忠ヲ召テ、吉川伊豆守、森脇和泉守ヨリ、元春妻女ノ事ヲ願フ、誰ヤノ人ノ娘カ昏姻ヲ可レ結、好逑モ哉ト思案ヲ回スニ、指當テ思設ル所ナシ、汝先元春ノ內意ヲ伺聞候ヘト宣ケレバ、就忠畏テ、罷テ元春ヘ參テカクト申ケレバ、元春聞給テ、吾妻女ニ望ミナシ、兎ニモ角ニモ、元就公ノ仰ニコソ從ハメ、乍レ去吾心ニ任スベシト御內意ヲ承ル上ハ、胸裏ヲ非レ可レ殘、吾所レ望ハ熊谷信直ノ嫡女也、就忠承テ、仰ノ趣元就公ヘ可レ申ニテ候、乍レ去信直ノ嫡女ハ、世ニ又ナキ惡女也ト承リ及テ候、若シ御容色ヲ被二聞召及一タランニ、近劣シ給ナバ、御後悔ヤ候ベキト申ケレバ、元春莞爾笑テ、吾彼ガ容貌美麗ナルト聞テ、望ム樣ニ思フランコソ、就忠ガ心モ恥シケレ、夫一家一國ヲモ治メン者ハ、第一ニ可レ愼ハ好色也、○中略我元就ノ二男ト生レ、造次顚沛ニモ武事ノ志シニ不レ怠、假令攻取戰勝ノ功勳ヲ建、當世ノ諸將ニ獨步ノ名ヲ得ル共、嚴君ニ比セバ、猶霄壤ノ差ヤ有ベキ、楠正儀ハ、當時勇將ト聞ニシ、細川淸氏、桃井直常等ニハ、十倍セリト譽レヲ得シカ共、父正成ニ準ズレバ、尙未ダ半德ニモ及バズト、人嘲哢ストカヤ、家君ノ武德ハ正成ニ前步ヲ不レ恥、予豈彼正儀ニ企及ンヤ、予頑愚也トテモ、何ゾ負荷ノ思ヲ淺クセンヤ、今信直ガ娘ヲ望ムハ、全容顏嬋姸ナルヲ以テセズ、渠ガ形色ノ黃頭黑面、孔明ガ婦ニモ過、傍行傴僂、登徒子ガ妻ニモ越タリトキク、サレ共、心行ハ容貌ニ不レ因、鍾離春、齊宣王ノ后ト成、孟光、梁鴻ガ妻ト成テ禮義アリ、サ

身體胡臭、胡一作狐、衣集蟣虱、手如鐵鍼、足如鍬枚、施粉似狐面、著經猶猿尻、淫佚而不擇上下、嫉妬而不修心操、纔紙裁縫甚以手筒也、家治營世、頗以無跡形也、

〔日本書紀 垂仁 六〕十五年八月壬午朔、立日葉酢媛命爲皇后、以皇后弟之三女爲妃、唯竹野媛者、因形姿醜返於本土、則羞其見返、到〇到原脫、據集解補葛野自墮輿而死之、故號其地謂墮國、今謂弟國訛也、

〔大鏡 太政大臣兼通 五〕この閑院の大將殿〇朝光は、のちにはこの君達のはゝをばさりて、びはの大納言のぶみつの卿のうせ給にしのち、そのうへのとしおひて、かたちなどわろくおはしけるにや、ことなる事きこえ給はざりしをぞすみ給ひし、〇中略この北方〇朝光室は、ねりいろのきぬのわたあつきふたつばかりにしろばかまうちきてぞおはしける、とし四十よばかりなる人の、大將には、おやばかりぞおはしける、色くろくて、ひたひにはながたうちつきて、かみちゞけたるにぞおはしける、御かたちのほどをおもひしりて、さまにあひたるさうぞくとおぼしけるにや、まことにその御さうぞくこそ、かたちにあひてみえけれ、

〔梅園日記 四〕坂額非醜女

坂額を醜女といふ說は、吾妻鏡を讀て、文義を味ざる誤なり、彼書云、建仁元年六月廿八日、藤澤四郎清親、相具囚人資盛姨母、〇坂額女房、參上、其疵雖未及平滅、相構扶參云々、左金吾可覽其體之由被仰、仍清親相具參御所、左金吾自簾中覽之、御家人等群參成市、重忠、朝政、義盛、能員、義村以下候侍所、通其座中央、進居于簾下、此間聊無諂氣、雖比勇力之丈夫、敢不可耻對揚之粧也、但於顏色殆可醜陵園妻、廿九日、阿佐利與一義遠主、以女房申云、越州囚女、被定旣配所者、態欲申預云々、金吾御返事云、是爲無雙朝敵、殆望申之條、有所存云々、阿佐利重申云、全無殊所存、只成同心之契約、生壯力之男子、爲奉護朝廷、扶武家也云々、于時金吾件女面貌雖似宜、思心之武、誰有愛念哉、而義遠所存、已非人間之所好由、頻令嘲哢給、而遂以免給、阿佐利得之、下向甲斐國云々とあり、按ずるに、殆可醜陵園妻とい

醜女

あまたの鬼神をめして、葛木の山と、金の御峯とに橋をつくりわたせ、我かよふ道にせんといふ、神どもうれへなげゝ共まぬかれず、せめおほすれば、わびて大なる石ハを運てつくりとゝのへて、わたしはじむ、ひるはかたち見にくし、夜かくれてつくりわたさんといひて、よるいそぎつくる、行者かつらぎの一言主の神をめしとりていはく、なにの恥あれはか形をかくすべき、おそくはなつくりそといかりて、呪をもて、神を縛て谷の底にをきつ、

〔萬葉集 十六 有由縁并雜歌〕兒部女王嗤歌一首

美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六、

右時有娘子姓尺度氏也、此娘子不聽高姓美人之所誂、應許下姓醜士之所誂也、於是兒部女王裁作此歌、嗤咲彼愚也、

〔古今著聞集 八 好色〕刑部卿敦兼は、みめの世ににくさげ成る人也けり、その北の方は、はなやかなる也けるが、五節を見侍りけるに、とり〴〵にはなやかなる人々の有を見るにつけても、先わが男のわろきを、心うく覺へけり、家に歸りて、すべて物をもだにいはず、目をも見合ず打そばむきてあれば、しばしは、何事の出きたるぞやと、心もえず思ひゐたるに、しだいにいとひまさりて、かたはらいたき程也、さき〴〵の樣に、一處にも居ず方をかへて住侍けり、○下略

〔類聚名義抄 二女〕醜女 シコメ コヽメ

〔書言字考節用集 四 人倫〕三平二滿 ヲトゴゼ 本朝俗謂醜女曰乙御前、又摘四休居士詩句、用此字、

〔日本書紀 一 神代〕一書曰、○中略 于時伊弉冉尊恨曰、何不用要言、令吾恥辱乎、乎原脱、據一本補、乃遣泉津醜女八人 一云泉津日狹女 追留之、○中略 醜女此云志許賣、

〔新猿樂記〕十三娘者、中之稍妹也、醜陋不可見人、頑鄙不可仕主、其爲體蓬頭額短、齞脣頤長、鞾耳頷太、顋高頬窄、歷齒譚娗、脇胸蹇鼻、傴僂鳩胸、雖眼蛙腹、傍行戾脚、疥癬歷易、短頸而襟有餘、長太而裾不足、

美醜男人

妃、漢ノ李夫人モ是ニハスギジ物ヲト云ヘバ、見レ共見レドモ彌珍カナルモ、理哉トゾ申ケル、

〔平家物語一〕妓王事

まらびやうしのじやうず一人出來たり、加賀の國のものなり、名をばほとけとぞ申ける、年十六とぞきこえし、〇中略ほとけ御ぜんは、かみすがたよりはじめて、みめかたち世にすぐれ、こゑよくふしもじやうずなりければ、なじかは、まひはそんずべき、こゝろもおよばずまひすましたりければ、入道相國〇平淸盛舞にめで給ひて、ほとけにこゝろをうつされけり、

〔源平盛衰記二〕淸盛息女事

御娘〇平淸盛女八人御座ケルモ、皆取々ニ幸シ給ヘリ、〇中略五ニハ近衞殿下基通公北ノ政所、形厳クシテ水精ノ玉ヲ薄衣ニ裹タル様ニ、御衣モ透通テ見ヘケレバ、父相國モ異名ニハ、衣通姫トゾヨバハレケル、殿下モ角ト仰ケレバ、北政所モ我御名ト心得テ、答マシ〳〵ケルハ、互ニ笑給ケリ、

〔北條五代記五〕八丈島渡海の事

むかし治承の比、俊寛僧都、康賴入道、丹波少將三人、鬼海が島へながされし事、古き文にみえたり、此島の男女の有様、髪をけづらずゆひもせず、つくものごとくかしらにつかね、いたゞき色黑く、眼ひかり、山田に立るかゞしに似たり、〇中略一年江雪齋、八丈島仕置として、渡海の時節供して渡りたり、此島の事あらかじめ物語をば聞しかど、人の語の様にはよもあらじと思ひしに、女房色白く、髪ながふして黑し、形たぐひなふ、手爪はづれいとやさしく、かほばせ口つきあひ〳〵しく、上々の絹をかさね着て、立居ふるまひ尋常に、愛敬有てむつましさを一日見しより、扨も我此島に來り、かゝる美女にあふ事、いかなる神佛の御引あはせぞやと、我身をかへり見る、

〔袖中抄六〕くめぢのはし〇いははし〇中略

顯昭考云、〇中略行者、〇役小角夜鬼神をめしつかひて、水をくみ、薪をひろはしむ、ゑたがはぬものなし、

色貌少モ替ヌ女二人ニ菖蒲ヲ具シテ、三人同ジ裝束同重ニナリ、見スマサセテ被出タリ、三人頼政ガ前ニ列居タリ、柴ノ鶯ノ並ベルガ如ク、庭ノ梅ノ綻タルニ似タリ、頼政ヨ其中ニ忍申ス菖蒲侍ル也、朕占思召女也、有御免ゾ相具シテ罷出ヨト有綸言ケレバ、頼政イトヾ失色額ヲ大地ニ付テ實ニ提入タリ、思ケルハ、十善ノ君ハカヲサク被思食女ヲ、凡人爭カ申ヨリベカリケル、其上縦雲ノ上ニ時々ナルト云トモ、愚ナル眼精及ナンヤ、増テヨソナガラホノ見タリシ貌也、何ヲ驗何ナルラン共不覺、重綸言不賜モ尾籠也、見給ツウヨソノ袂ヲ引タランモヲカシカルベシ、當座ノ耻ノミニ非、累代ノ名ヲ下シ果ン事、心憂カルベキニコソト歎入タル景氣顯也ケレバ、重テ勅定ニ菖蒲ハ實ニ侍ルナリ、疾給テ出ヨトゾ被仰下ケル、御定終ラザリケル前ニ、拯緒ヒテ頼政カク仕ル、

五月雨ニ沼ノ石垣水コエテ何カアヤメ引ゾワヅラフト申タリケルニコソ、御感ノ餘ニ龍眼ヨリ御涙ヲ流サセ給ナガラ、御坐ヲ立セ給テ、女ノ手ヲ御手ニ取テ引立オハシマシ、是コソ菖蒲ヨ疾ク汝ニ給フ也トテ、頼政ニ授サセ給ケリ、是ヲ賜テ相具シテ仙洞ヲ罷出ケレバ、上下男女歌ノ道ヲ嗜ン者、尤カクコソ德ヲバ顯スベケレト、名感涙ヲ流ケリ、

〔平治物語　三〕常盤六波羅參事

常盤ハ今年廿三、梢ノ花ハカツ散テ、少シ盛ハ過ドモ、中々見所アルニ不異、本ヨリ眉目形人ニ勝レタルノミナラズ、少キヨリ宮仕シテ物馴タル上、口キヽ成シカバ、理正シウ、思フ心ヲ續ケタリ、綠ノ眉ズミ紅ノ涙ニ亂テ、物思フ日數經ニケレバ、其昔ニハアラネ共、打シホレタル様、猶ヨノツネニハ勝レタリケレバ、此事ナクテハ、爭懸ル美人ヲバ可見ト申セバ、有人語リケルハ、能コソ實モ理ヨ、伊通大臣ノ中宮ノ御方へ、人ノ眉目ヨカランヲ進ゼントテ、九重ニ名ヲ得タル美人ヲ千人被召テ、百人エラビ、百人ガ中ヨリ十人撰ビ、十人ガ中ノ一トテ、此常盤ヲ被進シカバ、唐ノ楊貴

此ク語リ傳ヘタルトヤ、

〔大和物語上〕むさしのかみのむすめ、〇中略かたちきよげにかみながくなどして、よきわかうどになんありける、いといたう人々けさうしけれど、思ひあがりてをとこなどもせでなんありける、

〔十訓抄四〕堀河院御時、中宮の御方に半物に砂金といひて、ならびなき美女有けり、兵庫頭源仲正なれ思けり、其比殿の前駈の人々鳴井殿に集りて、酒のみける次に、ある人かの砂金が事をかたり出して、一日内裏にてねり出たりしかぎりあれば、天人も是にはまさらじとこそ見えしか、世にあらば、かやうなるものをこそ、このよの思出にもせまほしけれといふ、〇下略

〔源平盛衰記十六〕菖蒲前事

鳥羽院ノ御中ニ菖蒲前トテ、世ニ勝タル美人アリ、心ノ色深シテ形人ニ越タリケレバ、君ノ御糸惜モ類ナカリケリ、雲客卿相始ハ艶書ヲ遣シ情ヲ係ル事隙ナカリケレ共、心ニ任セヌ我身ナレバ、一筆ノ返事何方ヘモセデ過シケル程ニ、或時頼政菖蒲ヲ一目見テ、後ハイツモ其時ノ心地シテ、忘ルヽ事ナカリケレバ、常ニ文ヲ遣シケレドモ、一筆一詞ノ返事モセズ、頼政コリズマニ又遣シ遣シナンドスル程ニ、年モ三年ニ成ニケリ、何ニシテ漏タリケン、此由ヲ聞食ニ依テ、君菖蒲ヲ御前ニ召、實ヤ頼政ガ申言ノ積ナルト綸言アリケレバ、菖蒲顔打アカメテ御返事詳ナラズ、頼政ヲ召テ御尋アラバヤトテ、御使有テ召レケリ、比ハ五月五日ノ片夕暮計也、頼政ハ木賊色ノ狩衣ニ、萎華ニ引繕テ參上、鏡殿ノ正見ノ板ニ畏テ候ス、院ハ良ヤ透計シテ御出アリケルガ、ジフネウノ者ニハ、物仰ニクケレバトテ、殊ニ咲ヲ含マセ御座ス、何事ヲ被仰出ズルヤラント思フ處ニ、誠カ頼政菖蒲ヲ忍申ナルハト御定アリ、頼政大ニ失色恐畏テ候ケリ、院ハ憚思フニコソ勅定ノ御返事ハ遅カルラメ、但菖蒲ヲバ譲ソ彼時ノ虚目歟、又立舞袖ノ追風ヲヨソナガラコソ慕フラメ、何カハ近付キ其驗ヲモ辨ベキ、一目見タリシ頼政ガ眼精ヲ見バヤトゾ思食ケル、菖蒲ガ歳長ケ

消息ヲ遣テ假借シケルニ、女更ニ不聞ザリケレバ、皆心ヲ盡シテ云セケルニ、女初ニハ空ニ鳴ル雷ヲ捕ヘテ將來レ、其ノ時ニ會ハムト云ケリ、次ニハ優曇花ト云フ花有リケリ、其レヲ取テ持來レ、然ラム時ニ會ムト云ケリ、後ニハ打ヌニ鳴ル鼓ト云フ物有リ、其レヲ取テ得サセタラム折ニ、自ラ聞エムナド云テ、不會ザリケレバ、假借スル人々、女ノ形ノ世ニ不似ズ微妙カリケルニ耽テ、只此ク云フニ隨テ難堪キ事ナレドモ、舊ク物知タル人ニ、此等ヲ可求キ事ヲ問ヒ聞テ、或ハ家ヲ出テ海邊ニ行キ、或ハ世ヲ棄テ山ノ中ニ入リ、此樣ニシテ求ケル程ニ、或ハ命ヲ亡シ、或ハ不返來ヌ輩モ有ケリ、而ル間天皇此ノ女ノ有樣ヲ聞シ食シテ、此ノ女世ニ並無ク微妙シト聞ク、我レ行テ見テ、實ニ端正ノ姿ナラバ、速ニ后ニセムト思シテ、忽ニ大臣百官ヲ引將テ、彼ノ翁ノ家ニ行幸有ケリ、既ニ御マシ着タルニ、家ノ有樣微妙ナル事、王ノ宮ニ不異ズ、女ヲ召出ルニ、即チ參レリ、天皇此レヲ見給ニ、實ニ世ニ可譬キ者無ク微妙カリケレバ、此レハ我ガ后ニ成ラムトテ、人ニハ不近付ザリケルナメリト、喜ク思シ食テ、ヤガテ具シテ宮ニ返テ后ニ立テムト宣フニ、女ノ申サク、我レ后ト成ラムニ、无限キ喜ビ也ト云ヘドモ、實ニハ己レ人ニハ非ヌ身ニテ候フ也ト、天皇ノ宣ク、汝然レバ何者ゾ、鬼カ神カト、女ノ云ク、己レ鬼ニモ非ズ、神ニモ非ズ、但シ己ヲバ只今空ヨリ人來テ可迎キ也、天皇速ニ返ラセ給ヒネト、天皇此レヲ聞給テ、此ハ何ニ云フ事ニカ有ラム、只今空ヨリ人來テ可迎キニ非ズ、此レハ只我ガ云フ事ヲ辭ビムトテ云ナメリト思給ケル程ニ、暫許有テ空ヨリ多ノ人來テ、輿ヲ持來テ此ノ女ヲ乘セテ空ニ昇ニケリ、其迎ニ來レル人ノ姿、此ノ世ノ人ニ似ザリケリ、其ノ時ニ天皇、實ニ此ノ女ハ只人ニハ无キ者ニコソ有ケレト思シテ、宮ニ返リ給ニケリ、其ノ後ハ天皇彼ノ女ヲ見給ケルニ、實ニ世ニ不似ズ形チ有樣微妙カリケレバ、常ニ思シ出テ破无ク思シケレドモ、更ニ甲斐无クテ止ニケリ、其ノ女遂ニ何者ト知ル事无シ、亦翁ノ子ニ成ル事モ、何ナル事ニカ有ケム、總ベテ不心得ヌ事トナム世ノ人思ケル、此ル希有ノ事ナレバ、

り、附會し誤りつたへてより、謠曲にもつくり、小町物語などいふ、後世の書なども出來、七小町な
どいふ俗說もおこりて、皆人さる事のやうに思ふに至れるなり、顯昭古今序注にも、玉造小町といふは別人歟と、うたがひ置たるよし、

小野氏系圖を見るに、敏達天皇の御子、春日皆子、其子大德冠妹子王に、はじめて小野朝臣の姓を
たまふ、それより毛人、毛野、永見、峯守、篁、良實つゞきて、その女子二人ありて、一方に小町と小當せ
り、是まことの傳にや、今一人の女子は、古今集後撰集に、小町が姉の歌あり、此人なるべし、但後撰
集には、小町がうまごの歌見えたれども、系圖に載せず、うまごあれば、小野も子有し事しらる、さ
るを俗に小町は陰門(ホト)なかりきなどいふは、玉造小町が、人々につれなくて過しよりいへる附會
なるべし、○下略

〔今昔物語三十一〕竹取翁見付女兒養語第卅三

今昔、□天皇ノ御代ニ一人ノ翁有ケリ、竹ヲ取テ籠ヲ造テ、要スル人ニ與ヘテ、其ノ功ヲ取テ世
ヲ渡ケルニ、翁籠ヲ造ラムガ爲ニ、篁ニ行キ竹ヲ切ケルニ、篁ノ中ニ一ノ光リ、其ノ竹ノ節ノ中ニ
三寸許ナル人有リ、翁此レヲ見テ思ハク、我レ年來竹取ツルニ、今此ル物ヲ見付タル事ヲ喜テ、片
手ニハ其ノ小人ヲ取リ、今片手ニ竹ヲ荷テ家ニ返テ、妻ノ嫗ニ篁ノ中ニシテ此ル女兒ヲコソ見
付タレト云ケレバ、嫗モ喜テ初ハ籠ニ入レテ養ケルニ、三月許養ケルニ、例ノ人ニ成ヌ、其ノ兒漸
ク長大ニナルマヽニ、世ニ並無ク端正ニシテ、此ノ世ノ人トモ不思エザリケレバ、翁嫗彌ヨ此レ
ヲ悲ビ愛シテ傳ケル間ニ、此ノ事世ニ聞エ高ク成ヌケリ、而ル間翁亦竹ヲ取ラムガ爲ニ篁ニ行
ヌ、竹ヲ取ルニ其ノ度ハ竹ノ中ニ金ヲ見付タリ、翁此レヲ取テ家ニ返ヌ、然レバ翁忽ニ豐ニ成ヌ、
居所ニ宮殿樓閣ヲ造テ、其レニ住ミ、種々ノ財庫倉ニ充テリ、眷屬衆多ニ成ヌ、亦此ノ兒ヲ儲テヨ
リ後ハ、事ニ觸レテ思フ樣也、然レバ彌ヨ愛テ傳タ事無限シ、而ル間其ノ時ノ諸ノ上達部殿上人、

りしかば、家は破て月ばかりむなしくすみ、庭はあれてよもぎのみ徒に玄げし、かくまで成にければ、文屋康秀が參河の掾にてくだりけるにさそはれて、

わびぬれば身を浮草のねをたえてさそふ水あらばいなんとぞおもふ、とよみて、次第におちぶれ行ほどに、はてには野山にぞさすらひける、人間の有樣これにて知るべし、

〔三十六人歌仙傳〕小野小町

承和比人歟、在中將伊勢物語云、文屋康秀贈答、又遍照僧正集云、出家之後參長谷寺、而小野小町有贈答和歌、

〔徒然草下〕小野小町が事、きはめてさだかならず、おとろへたるさまは、玉造といふ文に見えたり、此文淸行がかけりといふ說あれど、高野大師の御作の目錄にいれり、大師は承和の始にかくれゐ給へり、小町がさかりなる事其後の事にや、猶おぼつかなし、

〔小野小町の考〕まづ此小町、老て後おとろへさらばひたりなど云めるは、玉造小町の事なるを混じていへるなり、小町の名高く、古今集の序に出て、六歌仙などかずまへいふより、一人の事と心得て、玉造といひて別姓なるをもわきまへず、小町とあるを同人と心得たる疎漏ながら、これを混じていへるは、近き世のみならず、古くは建長のころ記せる著聞集五卷三十二丁に、小野小町がわかくて色を好みし時、もてなしゝ有さまたぐひなかりけり、壯衰記といふ物には、三皇五帝の妃にも、漢皇周王の妻も、いまだ此奢をなさずと書たりければ云々、○中略次第に落ぶれ行ばとに、はてには野山にぞさすらひけるとあるは、皆玉造小町壯衰書といふ物に出たる事なり、此文一編たれの書たるといふ事を玄らず、世に空海の作ともいへり、是はかゝる人實にありて書たるか、又は作文の爲に、まうけてつくり出たる趣かは、今知がたし、浦島子傳、貧窮問答、新猿樂記などの類にて、作文の爲の假託なるべし、小野小町にはすべてあづからぬ事なるを、かく著聞集の比よ

反歌

勝鹿之、眞間之井見者、立平之、水挹家牟、手兒名之所念、

〔日本後紀二十嵯峨〕弘仁元年九月戊申、是夜、令左近衞將監紀朝臣清成、右近衞將曹住吉朝臣豐繼等射殺仲成於禁所、〇中略民部大輔笠朝臣江人之女適仲成也、其貌顏有色、仲成見而悅之、〇下略

〔三代實錄九淸和〕貞觀六年八月三日丁巳、是日仁明天皇女御正三位藤原朝臣貞子薨、〇中略貞子者、右大臣贈從一位三守朝臣之女也、風容甚美、婉順天至、仁明天皇爲儲貳、以選入宮、寵愛日隆、

〔三代實錄十二淸和〕貞觀八年五月廿八日辛未、典侍從四位上藤原朝臣有子卒、〇中略爲性婉順、儀貌閑雅、一位多嗣朝臣之女也、母尙侍贈正二位藤原朝臣美都子、后美姿色、雅性和厚、

〔三代實錄二十淸和〕貞觀十三年九月廿八日辛丑、太皇太后崩、太皇太后、姓藤原氏、諱順子、贈太政大臣正

〔三代實錄三十五陽成〕元慶三年三月廿三日癸丑、淳和太皇太后崩、〇中略太后諱正子、嵯峨太上天皇之長女、與仁明天皇同產也、母太皇太后橘氏、后美姿顏、貞婉有禮度、存母儀之德、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年十月廿九日甲戌、正二位藤原朝臣多美子薨、右大臣贈正一位良相朝臣少女、淸和太上天皇之女御也、性安靜、容色妍華、以婦德見稱、

〔古今著聞集五和歌〕小野小町がわかくて色を好し時、もてなし有樣たぐひなかりけり、壯衰記といふ物には、三皇五帝の妃にも、漢王周公の妻もいまだ此おごりをなさずとかきたり、かゝり〇かゝり原脫、據一本補けれは、衣には錦繡のたぐひを重ね、食には海陸の珍をとゝのえ、身には蘭麝を薰じ、口には和歌を詠じてよろづの男をばいやしくのみ思ひくだし、女御后に心をかけたりし程に、十七にて母をうしなひ、十九にて父におくれ、二十一にて兄にわかれ、二十三にておとゝをさきたてしかば、單孤無頼〇頼原作類、據一本改、のひとり人に成て、たのむかたなかりき、いみじかりつるさかへ、日ごとにおとろえ、花やかなりし貌、としぐにすたれつゝ、心をかけたるたぐひもうとくのみな

命之威、暫納帷幕之中、然覺所不快、亦形姿穢陋、久之不堪陪於掖庭、唯有妾姉、名曰八坂入媛、容姿麗美、志亦貞潔、宜納後宮、天皇聽之、

〔日本書紀十三允恭〕七年十二月壬戌朔、讌于新室、○中略當時風俗、於宴會舞者舞終、則自對座長曰奉娘子也、時天皇謂皇后曰、何失常禮也、皇后惶之復起儛、儛竟言奉娘子、天皇即問皇后曰、所奉娘子者誰也、欲知姓字、皇后不獲已而奏言、妾弟名弟姫焉、容姿絶妙無比、其艶色徹衣而晃之、是以時人號曰衣通郎姫也、天皇之志存于衣通郎姫、故強皇后而進、

〔常陸風土記香島郡〕郡南廿里濱里、○中略以南童子女松原、古有年少童子、俗曰加味乃乎止古、加味乃乎止賣、稱那賀寒田之郎子、女號海上安是之孃子、並形容端正、光華郷里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、經月累日、○下略

〔萬葉集九雜歌〕詠上總末珠名娘子一首并短歌

水長鳥安房爾繼有、梓弓末乃珠名者、胸別之廣吾妹、腰細之須輕娘子之、其姿之端正爾、如花咲而立者、玉桙乃道行人者、己行道者不去而、不召爾門至奴、指並隣之君者、預己妻離而、不乞爾鎰左倍奉、人乃皆、如是迷有者、容艶緣而曾妹者、多波禮氐有家留、

〔萬葉集略解九〕むなわけの云々、乳間の廣きはよき相とする成べし、○中略端正、紀の訓によりて、きらきらしきにともよむべし、

〔萬葉集九挽歌〕詠勝鹿眞間娘子歌一首并短歌

鷄鳴吾妻乃國爾、古昔爾有家留事登、至今不絶言來、勝牡鹿乃眞間乃手兒奈我、麻衣爾青衿著、直佐麻乎、裳者織服而、髮谷母搔者不梳、履乎谷不著雖行、錦綾之中丹裹有、齋兒毛妹爾將及哉、望月之滿有面輪二、如花咲而立有者、夏蟲乃入火之如、水門入爾船己具如久、歸香具禮人乃言時、幾時毛不生物乎、何爲跡歟身乎田名知而、浪音乃騷湊之、奧津城爾妹之臥勢流、遠代爾有家類事乎、昨日霜將見我其登毛所念可聞、

或歌書櫻花、以帶刀濃口等被送、覽書來如錦波、貴使集似雲霞、迸碎心肝、未有得意、抑其女形貌言者、翡翠之釵滑、嬋娟之粧靜、媚芙蓉之臉、一咲成百媚、開青黛之眉、半面集萬愛、不著粉自白、不施經自赭、潤脣如丹菓、膏膚似白雪、腕論玉、齒含貝、詞少顯旨、音和通事、綾羅纏身、蘭麝薰衣、擎鸞鏡為伴、習鳥跡為師、養在深窟、艷自風聞於天下、猗一作倚在幽閨、色心靜勞鬢於遠近、皆云昔唐玄宗之代必為猜楊貴妃、漢武帝之時、自為替李夫人乎、

〔日本後紀嵯峨二十二〕弘仁四年正月丁丑、制、令伊勢國壹志郡、尾張國愛知郡、常陸國信太郡、但馬國養父郡、貢郡司子妹年十六已上廿已下、容貌端正、堪為采女者各一人、

〔日本書紀神代一〕生日神、號大日孁貴、大日孁貴、此云於保比屢咩能武智、孁音力丁反、一書云、天照大神、一書云、天照大日孁尊、此子光華明彩、照徹於六合之內、故二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、不宜久留此國、自當早送于天而授以天上之事、

〔古事記上〕此八千矛神將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、夜知富許能、迦微能美許登波、夜斯麻久爾、都麻麻岐迦泥氐、登富登富斯、故志能久爾爾、佐加志賣遠、阿理登岐加志氐、久波志賣遠、阿理登伎許志氐、佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比爾、阿里加用婆勢、○下略

〔古事記傳十一〕久波志賣は、麗女と云むが如し、師說に、宇流波志は、宇流波斯の約りたる言なりとあり、万葉十三廿丁に、鮎矣令咋麗妹爾、ともつゞけよめり。

〔播磨風土記完禾郡〕雲箇里、土下、大神〇伊和大神之妻、許乃波奈佐久夜比賣命、其形美麗、故曰宇留加、

〔日本書紀神武三〕庚申年八月戊辰、天皇當立正妃、改廣求華胄、時有人奏之曰、事代主神、共三島溝橛耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛蹈韛五十鈴媛命、是國色之秀者、天皇悅之、

〔日本書紀景行七〕四年二月甲子、天皇幸美濃、左右奏言之、茲國有佳人、曰弟媛、容姿端正、○中略天皇則留而通之、爰弟媛以為、夫婦之道、古今達則也、然於吾而不便、則請天皇曰、妾性不欲交接之道、今不勝皇

眉目ヨキガ、美麗ノ武具ハ著給タリ、其心コソ知子共、アハレ大將ヤトゾ見ヘタリケル、

〔陰德太平記 九〕鹽谷興久自害事

經久ノ舍弟下野守、其外一門幷ニ家子郎等坐ヲ列シテ、彼首實撿アリケリ、經久平生ニハ、吾齡幾程アラジ、其中ニ興久ガ首ヲ一目見テ、老後ノ鬱憤ヲ散ゼバヤト宜シガ、今此首ヲ一目見ラレシニ、日比ハ色白ク鬢鬚ニテ、イト清氣ニ肥リタル顏バセノ、イツシカアラヌ樣ニ引替タルヲ、見ルヤ否、アツト計ニテ、暫ハ人心地ヲ不付ケルヲ、○下略

〔閑窻自語〕右少將公風辻美丈夫事

裏築地少將公風は、やごとなくうるはしく、男女老幼によらず、めでまよひけり、參内の日などをはかりて、ちまたにいでゝ、まち見る人もありしとぞ、元文三年に、はたちにて四位にものぼらず、うせぬ、これは戀ひしたる人々の執念つけるにやと、人いへりけるとなん、この人十五歲までは、中御門院于時在位のちごにてめしつかはれけるに、いとめづらかなるわらはすがたにて、女房などに多く心をうごかし、なにとなく内もそう〴〵しくて、時議にもかゝりけるとぞ、衞の彌子瑕、漢の董賢にも劣るまじきよそほひにやありけん、

〔新撰字鏡 女〕娃於佳反、美女皃、宇豆久志乎美奈、　孃女亘反、婦人美也、美女也、亘女也、妃大也、乎美奈、

〔類聚名義抄 女二〕妧音亘、又竹亘反、ヨキヲムナ、　妓カホヨキ女　娃烏佳反、ヨラシキ女　娙ヨキヲムナ

〔伊呂波字類抄 比畳字〕美女

〔增補下學集 上二支體〕姝カホヨシ　妍同上

〔新猿樂記〕西京有右衞門尉者、一家相率來集、所謂妻三人、娘十六人、男八九人云々、○中略第三妻者、有所之女、眉强絲、一作綠之同僚也、年十八、容顏美麗、放逸豐顏也、一偏立妖艶之道、未知世間之上、○中略十二君假借人者、侍從宰相、頭中將、上判官、藏人少將、左衞門佐等也、或文付梅枝、以隨身小舍人被賜、

琴歌、

〔續日本後紀 十五 仁明〕承和十二年正月辛亥、從四位上藤原朝臣濱主卒、○中略濱主身長六尺、容儀可觀、

〔續日本後紀 十九 仁明〕嘉祥二年六月庚戌、越前守從四位下良岑朝臣木連卒、○中略容儀閑雅、聲價有識、

〔文德實錄 四〕仁壽二年十一月己亥、勘解由次官從五位下菅原朝臣善主卒、○中略少而聰慧美容儀、頗有口辯、

〔三代實錄 三 淸和〕貞觀元年七月十三日丙寅、從四位上行備前守藤原朝臣春津卒、○中略春津風姿美麗、淸警寬裕、

〔三代實錄 四 淸和〕貞觀二年八月五日壬午、中宮大夫從四位下藤原朝臣良仁卒、○中略良仁(○良仁二字原無、據一本補、)美姿儀、風神警亮、

〔三代實錄 八 淸和〕貞觀六年正月十四日辛丑、延曆寺座主傳燈大法師位圓仁卒、○中略圓仁幼而警俊、風貌溫雅、

〔三代實錄 二十二 淸和〕貞觀十四年十一月十九日乙酉、從四位上行右近衞中將兼阿波守源朝臣興卒、○中略興美姿質、能擧止、外貌雄峻、內性寬柔、幼略無學、暗於百氏、

〔三代實錄 三十七 陽成〕元慶四年五月廿八日辛巳、從四位上行右近衞權中將兼美濃權守在原朝臣業平卒、業平○中略業平體貌閑麗、放縱不拘、略無才學、善作和歌、

〔三代實錄 三十八 陽成〕元慶四年十二月四日癸未、是日申二剋、太上天皇(○淸和)崩於圓覺寺、時春秋三十一、天皇風儀甚美、端儼如神、

〔平治物語 一〕源氏勢汰事

惡右衞門督信賴ハ、赤地錦直垂ニ、紫下濃ノ鎧ニ、菊ノ裾金物打タルニ、金作ノ太刀ヲ帶、白星ノ甲ニ鍬形打タルヲ猪頸ニ著ナシ、紫宸殿ノ額ノ間ニ尻ヲカケテゾ居給ケル、生年二十七、大ノ男ノ

いかにいつきかなしびやしなひたまはましとおもふもかなし、

〔日本書紀神代二〕一書曰、○中略天稚彥之妻子、從天降來、將柩上去而於天、作喪屋殯哭之、先是天稚彥與味耜高彥根神友善、故味耜高彥根神、登天弔喪大臨焉、○中略時味耜高彥根神光儀華艷、映于二丘二谷之間、故喪會者歌之曰、○中略阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多廼、汙奈餓勢屢、多磨廼彌素磨屢廼、阿奈陀磨波夜、彌多爾輔柁和柁邏須、阿泥素企多伽避顧禰、○中略

一書曰、○中略故彥火火出見尊跳昇其樹而立之、海神之女豐玉姬、手持玉鋺來將汲水、正見人影在於井中、乃仰視之、驚而墜鋺、鋺既破碎、不顧而還入謂父母曰、妾見一人在於井邊樹上、顏色甚美、容貌且閑、殆非常之人者也、○下略

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年是歲、新羅遣上臣大阿飡金春秋等、送博士小德高向黑麻呂、小山中中臣連押熊來、○中略仍以春秋爲質、春秋美姿顏善談笑、

〔萬葉集相聞二〕石川女郞贈大伴宿禰田主歌一首

遊士跡、吾者聞流乎、屋戶不借、吾乎還利、於曽能風流士、

大伴田主字曰仲郞、容姿佳艷、風流秀絕、見人聞者、靡不歎息也、時有石川女郞、自成雙栖之感、恒悲獨守之難、意欲寄書未逢良信、爰作方便而似賤嫗、已提鍋子而到寢側、哽音蹢足叩戶諮曰、東隣貧女將取火來矣、於是仲郞暗裏非識冒隱之形、慮外不堪拘接之計、任念取火就跡歸去也、明後女郞既恥自媒之可愧、復恨心契之弗果、因作斯歌以贈謔戲焉、

〔日本後紀桓武十三〕延曆廿四年七月壬辰、是日○中略故副使唐○遣從五位上石川朝臣道益贈從四位下、○中略道益者、從三位中納言石足之孫、從五位上人成之子也、略涉書記、頗有才幹、美於風儀、卒於大唐明州、

〔續日本後紀仁明十二〕承和九年七月丁酉、散位從三位藤原朝臣繼業薨、○中略爲人質直有容儀、好射兼善

美人
美男

文岳珂愧郯錄云、政和三年詔改公主爲帝姫、郡主爲宗姫、縣主爲族姫、按姫婦人之美號、故宋人取以爲帝戚之稱也、〈中略〉漢書文帝紀注引如淳、史記齊太公世家索隱並云、姫衆妾之總稱、與此義同、

〔日本釋名〈中人品〉〕姫〈ヒメ〉　ひいでたるめなり、女をほめていふことば也、字書に姫は女子の美稱といへるがごとし、

〔倭訓栞〈前編三伊〉〕いらつめ　日本紀に、郎女、郎姫、娘子をよみ、娘また孃また媛もよみ、また大郎女、大孃子なども見えたり、いらつひともよめり、

〔皇都午睡〈三編上〉〕女の總名を男よりタボと云ふ

〔伊呂波字類抄〈比疊字〉〕美人

〔松屋筆記〈六十七〉〕好男美男

好男、美男、いづれもヨキヲトコと訓めど、好男は形貌の美醜にはよらず、好閑の男子をいへり、美男は美貌の男にて、俗に云色男などの類なり、皇明通紀二の卷〈六十丁ウ〉洪武三年の條に、元滅、其臣擁兵、屢征不下者、惟王保々耶擴廓帖木兒也、上嘗獲家屬厚恩以招徠之終不至、一日大會諸將問曰、今天下孰爲好男子、或對曰、常遇春領兵不過十万、所向克捷、足以當好男子矣、上笑曰、未若王保々、斯眞所謂好男子也、上意蓋欲倡勇敢使諸將憤發圖之耳、後保々走沙漠不知所終云々、此文に據て好男子の義分別すべし、

〔空穗物語〈俊蔭一〉〕なやむこともなくて、ひかりかゞやくそのこをうみつ、むまれおつるすなはち女をのがぬの、ふところにいだきて、はゝにおさ〳〵みせず、たゞ乳のまするおりばかりゐてきて、そひかづきやしなふ、君はことになやむところなくておきゐたり、〈中略〉か ゝるほどに、このは ゝ、ぎみわびしきこと、いやます〳〵におぼえて、このおやにさへなりて、おもひこがるゝに、この子やしなひもてゆくまゝに、たまひかりかゞやきてみゆれば、あはれおほちおはせましかば、

〔伊呂波字類抄 太人倫〕婦（メナヤメ）

〔書言字考節用集 四人倫〕婦德（毛詩） 婦人（同 和名） 手弱女（同 万葉） 幼婦（同 同上）

〔日本釋名 中人品〕婦人　古事記に、手弱女とかけり、いふ意は、婦人は手の力よはし、たは手也、をやは
よは也、よはとをやと通ず、

〔東雅 五人倫〕人〇中略　女をば猶ヲ。ト。メ。とも云ひ、又タ。ヨ。ワ。メ。ともいひ、又轉じてタヲヤメなど
もいふ、（舊事紀、古事記、日本紀等にも、手弱女としるし、亦は婦人等の字を用ひ、萬葉集には、嬬女幼婦等の字を用ゆ、）

〔古事記傳 八〕手弱女、万葉十五（三十四丁）に、多和也女とあり、此に依て訓べし、和也は弱と通ふ、〇中略　男を
丈夫と云に對て、女は手弱意の稱なり、和名抄には、手弱女人太乎夜米とあり、書紀万葉などにも
如此訓を付たれど、こは稍後に訛れるなるべし、万葉六（三十六丁）に弱女、又十三（二丁）に手弱女、これらの
訓ぞよき、

〔日本書紀 六垂仁〕八十七年二月辛卯、五十瓊敷命謂妹大中姫曰、我老也、不能掌神寶、自今以後、必汝主
焉、大中姫命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、

〔萬葉集 十五〕中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌〇中略
安波牟日能、可多美爾世與等、多和也米能、於毛比美多禮氐、奴敝流許呂母曾、
　右九首娘子

〔倭名類聚抄 二男女〕姬　文字集略云、姬（音基、〈音基原作基反、一本改〉和名比米、）衆妾之稱、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕按比女對比古之名、比、靈異之義、比古猶言靈異兒、比女猶言靈異女、則知比
古比女並是美稱、故日本紀用彥媛字、蓋依爾雅美女爲媛、美男爲彥也、按說文、姬黃帝居姬水以爲
姓、是姬字本義、轉注爲婦人之美號、顏師古漢書注、姬者本周之姓、貴於衆國之女、所以婦人美號皆
稱姬焉、卽六書所謂轉注也、故姬亦訓比女、其爲衆妾之稱、再轉用者、非此義、源君引之訓比女、非是、

〔古事記傳三十二〕女を袁牟那、袁宇那など云は、後に音便に頽れたるにて、正しからず、古はみな袁美那と云て、下卷朝倉宮段の大御歌にも然見え、万葉廿十五丁にも乎美奈とあり、をんなごと云は女子なり、をなごはをんなごの略なり、又嫗は老たる女なり、女と袁とを以て分てり、(中略)さて袁美那と云を、麻を績よしの稱なりと云はあたらず、

〔倭訓栞前編三十二〕めのこ　日本紀に婦女をよめり、女子の義、男子にむかへていふ也、蝦夷人はめのこしといひ、寡婦をはしためのこしといふとぞ、

〔倭訓栞中編三〕をなご　女子の俗稱也、土佐日記にをんなごとも見えたり、

〔日本書紀神代二〕故皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姫、

〔日本書紀垂仁六〕五年十月己卯朔、天皇幸來目、(中略)皇后狹穗姫、(中略)因以奏曰、(中略)於是妾一思矣、若有狂婦、成兄志者、適遇是時、不勞以成功乎、(下略)

〔萬葉集二十〕秋野爾波伊麻己曾由可米、母能乃布能、乎等古乎美奈能、波奈爾保比見爾、

右歌六首(五首略)兵部少輔大伴宿禰家持、獨憶秋野聊述拙懷作之、

〔倭名類聚抄二男女〕婦人　日本紀云、手弱女人(和名太乎夜米)上同、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕按說文、女婦人也、又云、婦服也、从女持帚灑掃也、廣雅、女子謂之婦人、儀禮喪服傳注云、婦人子者女子子也、大戴禮本命篇云、女者如也、子者孳也、女子者、言如男子之教而長其義理者也、故謂之婦人、婦人伏於人也、是故無專制之義、有三從之道、白虎通、女者如也、從如人也、又儀禮喪服、每以丈夫婦人連文、則婦人本是女子之總稱、故神代紀用是字、說文、妻、取婦也、婚、婦家也、妻、婦與夫齊者也、曲禮、士之妃曰婦人、左傳、宋共姫女而不婦、析言之者、非此用、(中略)下總本下有女乎三奈四字、疑後人所增、非源君舊文也、按袁美那、見古事記應神雄略條御歌、萬葉集大伴家持憶秋野歌、

〔類聚名義抄二〕女人ヲミナ

〔萬葉集十九〕閏三月、○天平勝寶四年於衛門督大伴古慈悲宿禰家、餞之入唐副使同胡麿宿禰等歌二首、
韓國爾、由伎多良波之氐、可敵里許牟、麻須良多家乎爾、美伎多氐麻都流、

〔倭名類聚抄二男女〕士　白虎通云、男稱之士、音與仕同、一○與仕同、一本作四、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕所引文原書無載、按毛詩正義、士者男子之大號、卽此義、說文、士事也、數始於一、終於十、从一十、孔子曰、推十合一爲士、轉注、凡事其事者稱士、白虎通、士者事也、任事之稱也、故傳曰、通古今、辨然不、謂之士、下總本音四作音子、按士屬牀母、子屬精母、雖淸濁不同、然並在上聲六止、四屬心母、在去聲六至、音韻皆異、作子似勝、廣本作音與仕同、與廣韻合、

〔日本釋名中人品〕彥　ひはほめたることば也、日は陽精なり、わが國にてもはらたふとぶ事なり、こは男子也、男子をほめて彥と云、ひいでたる子也、字書にも彥は美士也といへり、

〔古事記傳十五〕日子、凡て男に比古、女に比賣と云は、美稱にて、○中略比とは凡て物の靈異なるを云、

〔倭訓栞前編三伊〕いらつこ　日本紀に郎子をよめり、色つ子の義、色はわかき意、つは助語成べし、

〔東雅五人倫〕人ヒト○中略男をワケといふ、陰陽二神生み給ひし所の石土毘古神、石巣比賣神、大戸日別神など、舊事紀に見えし是也、古事記に別讀で、和氣といふと註せり、又男を麻良といふ、舊事紀に、物部造等祖天津麻良、笠縫等祖天都赤麻良など見えし是也、麻良は字の如し、後に讀て麻呂といふなり、マロとは圓貌をいふ詞也、古義男をチといひ女をメといふが如くに、太古朴陋の俗に出し詞なれば、終に男子の通稱となりし事、子見等の字讀てコといふ詞の如くなれば、人名に稱せしのみにもあらず、凡物名にも麻呂をもて稱する事とはなりたり、

〔類聚名義抄二女〕女尼擧反、ヲムナ、ヲムナ、コ、和ニヨ

〔段注說文解字十二下〕𡚤婦人也、男丈夫也、女婦人也、立文相對、喪服經每以丈夫婦人連文、渾言之、女亦婦人、析言之、適人乃言婦人也、○下略

〔伊呂波字類抄人倫〕女ヲムナ

〔書言字考節用集四人倫〕○女人ニヨニン　○女性ニヨシヤウ　○女體又云　○女子ニヨシ　女ヲンナ/ヲウナ　婦同　○女郎ヲナゴ

へるは、すこししもざまの女をいへるよしなり、伊勢物語に、つとめてその家のめのこどもいでて、うきみるの浪によせられたるひろひて、家のうちにもてきぬとあるも、家につかふ女をいへり、そのこもたゞに男のことをいふには、たかきいやしきにかよはしていへれど、江家次第二の卷、叙位の條に、大臣召二男共一(五位藏人參入)とあるを見れば、すこししもざまの人をそのこどももといへるよしなり、

〔日本書紀(一神代)〕凡八神矣、乾坤之道、相參而化、所以成二此男女一、○中略 伊弉諾尊伊弉冉尊、○中略 以二礎馭盧島一爲二國中之柱一、○中略 而陽神左旋、陰神右旋、分二巡國柱一同會二一面一、時陰神先唱曰、憙哉遇二可美少男一焉、(少男、此云二烏等孤一)陽神不悅曰、吾是男子、理當二先唱一、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜二以改旋一、

〔古事記(上)〕爾其后(大穴牟遲神嫡妻須勢理毘賣命)取二大御酒坏一、立依指擧而歌曰、夜知富許能、加微能美許登夜、阿賀淤富久邇、奴斯許曾波、遠邇伊麻世婆、宇知微流、斯麻能佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐淤知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐氏、遠波那志、○下略

〔古事記傳(十一)〕遠邇伊麻世婆は男に坐者なり、○中略 賣邇斯阿禮婆は女にし在者なり、

〔萬葉集(六雜歌)〕山上憶良沈痾之時歌一首
士也母、空應有、萬代爾、語續可、名者不立之而、

〔書言字考節用集(四人倫)〕武夫(毛詩)　丈夫(同、公羊傳、萬葉)　健男(同、萬葉、八雲抄)　增荒男(同)

〔倭訓栞(前編二十九)〕ますらを　男子又丈夫をよめり、日本紀に見ゆ、健男也といへりすらさり通す、紀及萬葉集ともに丈夫をも訓せり、涅槃經は大夫とみゆ、萬葉集に益荒夫と書り、又ますらたけをとも見えたり、荒は武健をいふ、荒男等とのみも見えたり、手弱女にむかへたる稱謂也、正字通、丈者尊稱之辭、倚杖義、近非二壹一長八尺而後謂二之丈夫一と見えたり、

〔日本書紀(二神代)〕此神(○武甕槌神)進曰、豈唯經津主神獨爲二丈夫一、而吾非二丈夫一者哉、其辭氣慷慨、○下略

〔倭訓栞中編乎三〕をのこ　男子也、めのこにむかへていふ詞也、神代紀に男をよみ、又をのこゝとも見ゆ、

〔古事記傳二十三〕男は袁等古と訓べし、記中袁等古には、壯夫と書て、少壯なるを云、男字は、たゞ袁と云にあたれども、又老少をいはずなべても、袁等古、袁美那と云ることあり、

〔松の落葉一〕男女

男ををといひ、女をめといふ事は、いにしへより今にかはらず、男女とつゞけては、今はをとこをんなとのみいへど、いにしへはをのこめのこといひし事にて、日本書紀の皇極天皇卷に、男女のもじをしかよめりき、神代紀に少男少女を、をとこをとめとよむべきよししるされて、をとこはわかきをのこの事にて、をとめにのみたぐへいふべきことわりなるに、萬葉集廿の卷に、秋野爾波、伊麻己曾由可米、母能乃布能、乎等古乎美奈能、波奈爾保比見爾、といふ歌ありて、ふるくよりをみなにもたぐへいへり、これはことわりにたがひたれど、奈良の京のころは、かくもいへりしなり、古今集の序にも、をとこをんなの中をもやはらげとありて、中むかしにはをとこをんなといへり、されどしかつゞけず、はなちていふときには、物語ぶみなどにも、をのこみこ、をんなみこなどいひて、をとこといはず、源氏物語椎本卷にも、子の道のやみをおもひやるにも、をのこはいとしも、おやの心をみださずやありけん、をんなはかぎりありて云々といへり、かゝればうちまかせて、男ををとこといへるにはあらざりき、さてをのこめのこといふは、をめにことといふ詞をそへたるにて、うやまふ心こそあれ、いやしめていへるこゝろはさらになきを、中むかしよりは、よき人のうへにはいはず、すこししもざまの人にいふ事となれり、宇津保物語の吹上卷に、舟どもにめのこどももおりたちて、そめくさあらへりといひ、又これはうちものゝところ、ごだち五十人ばかり、めのこども三十人ばかりといへるを見るべし、ごだちはよき女房の事、めのこどもとい

男

〔日本書紀二神代〕皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、

〔日本書紀七景行〕二十七年十二月、川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也、對曰、吾是大足彥天皇之子也、名日本童男也、

〔日本書紀十一仁德〕十六年七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛、示近習舍人等、(中略)即歌曰、瀰儺曾虚赴、於瀰能烏苔咩烏、多例揶始儺播務、

〔枕草子六〕松君のおかしう物の給ふを、誰も〳〵うつくしがりきこえ給ふ、

〔倭名類聚抄二男女〕男　說文云、男(音南、〈音南原作南反、據一本改、〉和名乎乃古、)丈夫也、公羊傳云、丈夫、一云、萬葉集云、(萬須良乎、)大人之稱也、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕神功紀男夫同訓、乎能古、又見長能歌、後撰集、按古謂男爲乎、謂女爲米、乎能古即男子之義、其名可以對米乃古、又謂之乎度古、乎度古、對乎度米之名、蓋乎度古之乎者、大訓於保、小訓乎、即少壯之美稱、度與都同語辭、古對米之名、猶訓彥爲比古、訓媛爲比米也、然則乎度古者、猶言少壯男子、或謂乎度古之乎、爲男夫之美者、非是、(中略)說文又云、男从田从力、言男用力於田也、釋名、男任也、典任事也、白虎通、男任也、任功業也、大戴禮本命篇、男者任也、子者孳也、男子者、言任天地之道、而長萬物之義也、故謂之丈夫、丈者長也、夫者扶也、言長萬物也、

〔政事要略二十八十一月〕下酉賀茂臨時祭事
神樂譜云、(中略)人長云、召可奉仕御琴之士、(此云諸、)

〔書言字考節用集四人倫〕男(ヲトコ)　郎(同、男子之稱、)　壯夫(同、古事記、)　壯士(同、萬葉、)　男子(ナンシ)

〔東雅五人倫〕人ヒト(中略)男をばヲといひ、女をばメといひけり、陰陽の二神を、ヲカミメガミと云ひし是也、又尊び稱しては、男をヒコといひ、女をばヒメといふ、ヒコとは即日子なり、ヒメとは即日女なり、

〔源氏物語湖月抄二帚木〕源氏詞、足下也、此中將をさしての給ふ詞也、

〔枕草子五〕宰相のきみかき給へといふを、なをそこになどいふほどに、〇下略

〔伊呂波字類抄所人倫〕其ソレ。 某 ム已上同

〔書言字考節用集四人倫〕某ソレカシ〇某音謀、韻瑣、凡不知名與不敢斥其名者皆曰某、 某甲同、出文選、又事苑、甲次第之言、猶某甲某乙也、 [illegible]恣同史記 何某ナニガシ。

〔倭訓栞前編十三〕それがし 某をよめり、禮記の注に、某名也、臣諱君故曰某、凡不知名者皆曰某と見えたり、某がぬしといふ義成べし、今俗自稱とするは、西土にも某啓す、某白すの類、皆名に代る也、北山抄などに、ムをそれがしとよむは、篇海に義同某と見え、集韻にム通作私とも見えたり、

〔類聚名義抄一〕彼甫委反 和ヒ カレ。

〔伊呂波字類抄加辭字〕彼カレ 他 人 夫已上同

〔書言字考節用集四人倫〕渠カレラ儂支那俗稱他人為渠儂、出韻略、 彼等同

〔倭訓栞前編六〕かれ 彼は此に對す、日本紀に他もよみ、詩經に伊もよめり、又夫をよめり、人或は國を指せり、他人を渠といひ、我を儂といひ、彼を那といひ、此を這といふは俱に俗語也、他も俗語、晉書に見ゆ、他家も同じ、伊も晉書に伊等カレラとも見ゆ、渠はもと詎に作る、列子に見えたり、

〔日本書紀二神代〕一書曰、〇中略弟〇火折尊愁吟在海濱、時遇鹽筒老翁、〇中略老翁曰、勿復憂、吾將計之、計曰、海神所乘駿馬者八尋鰐也、是竪其鰭背而在橘之小戶、吾當與彼カレ者共策、

〔宇治拾遺物語十四〕あるじさてあるべきならねば、やゝ廳にはまたなにものか候といへば、そ。れ。が。し。、か。れ。が。し。といふ、〇下略

〔類聚名義抄五音〕誰是惟反 和スイ タレ。 誰何タレ 何誰タレカ 誶俗誰字

〔伊呂波字類抄太人倫〕誰タレ 詎 孰 遂 類已上同

〔書言字考節用集四人倫〕疇タレ文選註、誰也、 誰同 孰同

かあらん、おかしと見るほどに、郭公をいとなめくうたふ聲ぞ心うき、ほとゝぎすよ、をれよ、かや。つ。よ、をれなきてぞ、われは田にたつとうたふに、略〇下

〔枕草子春曙抄十〕ほとゝぎすよ略〇中　是なめくうたふうた也、をれよは日本紀に己の字ををれとよめり、かやつは源氏玉葛にすやつばらとあり、宇治拾遺にくやつといへるにおなじ、世俗にきやつといふ詞也、をれなきてぞとは、己鳴て也、

〔宇治拾遺物語五〕家綱かたすみにかくれて、き。や。つ。にかなしうはかられぬることそとて、中たがひて、目も見あはせずしてすぐるほどに、略〇下

〔源氏物語二十二玉鬘〕おとゞも、しぶ〳〵におはしげなることは、よからぬ女などもあまたあひしりて侍を、きこしめしうとむなゝり、さりともす。や。つ。ば。ら。を、ひとしなみにはし侍りなんや、略〇下

〔狂言記一〕ゑぼしおり

大名やい、そ。こ。な。や。つ。、それがしをば、ちやうちやくをしおるか、

〔狂言記二〕瓜盗人

まつひら御ゆるされませ、私は盗人ではござりませぬ、こ。な。たのはたけが、あまり見事に、瓜がなりましたと承りまして、見物に參りました、

〔書言字考節用集四人倫〕足下（ソツカ・アナタ）（酉陽雜俎、秦漢以來輩類相呼言二足下一、詳二紀原一、）　其方（ソコ・アナタ）

〔倭訓栞中編十二〕そなた　其方なり、のか反な也、神代口訣に汝をよめり、こは他に對しいふなり

〔續狂言記一〕すみぬり女

シテ　そなたのなげきは尤じや、去ながら國へくだつたらば、迎付迎をのぼすであらふ、

〔源氏物語二十二常夏〕そ。こ。にこそおほくつどへ給ふらめ、すこしみばや、さてなんこのづしも、心よくひらくべきとのたまへば、略〇下

爲大國主神、亦爲宇都志國玉神而、〇下略

〔古事記傳十〕意禮は、人を賤め詈稱なり、

〔日本書紀神武三〕戊午年八月乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、〇中略時兄猾不來、弟猾卽詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄兄猾之爲逆狀也、〇中略天皇卽遣道臣命察其逆狀、時道臣命審知有賊害之心、而大怒詰嘖之曰、虜爾所造屋、爾此云飫例、自居之、

〔古事記中景行〕爾詔吾者、〇中略名倭男具那王者也、意禮熊曾建二人、不伏無禮聞看而、取殺意禮詔而遣、

〔日本書紀敏達十二〕十年潤二月、蝦夷數千寇於邊境、由是召其魁帥綾糟等、魁帥者大毛人也、詔曰、惟儞蝦夷者大足彥天皇景行〇之世、合殺者斬、應原者赦、〇下略

〔源平盛衰記三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾義仲〇源車ノ内ニ臥樣ニマロブ、〇中略左右ノ袖ヲヒロゲ、足ヲ捧テ、ヤヲレ〳〵ト喚ケレ共、不聞シテ、六七町コソアガヽセタレ、

〔書言字考節用集四人倫〕〇奴儕ヤツバラ　〇奴儕キヤツバラ

〔古事記上〕故其所寢大神聞驚而、〇中略故爾追至黃泉比良坂、遙望呼謂大穴牟遲神曰、〇中略於宇迦能山三字以音之山本、於底津石根宮柱布刀斯理、此四字以音於高天原冰椽多迦斯理此四字以音而居是奴也、

〔古事記傳十〕是奴二字を許夜都と訓べし、(中略)今世俗語には是奴を許伊都と云、彼奴を伎夜都とも、阿伊都とも云なり、又梓伊都と云は誰奴なり、これらみな夜を伊と訛り云格の同きにても、是奴は許夜都なること明けし、對馬などにては、今も阿夜都、許夜都、曾夜都と云といへり、

〔空穗物語藤原の君〕またうちはらだちて、おほかた女のなどかくは申ぐやつ、いままたしばりかけよ、なんぢいれずとも、わがたからあらばありなんとの、しり給へば、にげていぬ、

〔枕草子十〕賀茂へまうづる道に、女どものあたらしきおしきのやうなる物を笠にきて、いとおほくたてりて、歌をうたひ、おきふすやうに見えて、只何すともなくうしろざまに行は、いかなるに

伊賀郡處に、猿田彦神女吾娥津媛命云々、此神之依₂知守國₁、謂₂吾娥之郡₁云々、後改₂伊賀₁、吾娥之音轉也とあり、〈略〇註〉是に依に伊賀は阿賀と通へり、さて於能禮とは自己を云稱なるに、又人を賤しめて云にも用ひ、〈今世にも〇中略〉然意禮とは人を賤しめて云稱なるを、今世には自己のことを然云、此らの例を以見れば、阿賀と云も、自己のことなるを、又人を賤しめて云にも用ひしにや、是又今世にも然り、

〔日本書紀〈二十四皇極〉〕二年十一月、蘇我大臣蝦夷聞₂山背大兄王等總被₁レ亡₂於入鹿₁、而嗔罵曰、噫入鹿極甚愚癡、專行₂暴惡₁、儞之身命不₂亦殆₁乎、

〔俗調栞〈前編阿〉〕あれ。〈〇中略〉其人に對してあれとよぶ事、盛衰記に見えたり、今われといふに同じ、

〔古今著聞集〈十七變化〉〕大納言の夢に見給ふやう、年たけしらがしろき大童子の、とくさのかり衣きたる一人、西向のつぼの格子のもとにかしこまりて居たり、大納言あれは何ものぞととひければ、〈〇下略〉

〔俗調栞〈前編和〉〕〈四十二〉われ。〈〇中略〉他を指て我とも己ともいふは、他に代りていふ詞也、よて俗に卑き人に對しいふ辭となれり、

〔古今著聞集〈九武勇〉〕白河院〈〇中略〉仰事ありけるは、小一條院は世のをこの人にて有けるが、賴義を身をはなたでもたりけるが、きはめてうるせくおぼゆる也、今はわれが侍ればとこそ、忠盛朝臣には仰事有けれ、

〔空穗物語〈藏開上〉〕宮の君、などをのれは、みそかをとこし、人とふみかよはしやはする、

〔竹取物語〕とぶ車ひとつぐしたり、らかいさしたり、その中にわうとおぼしき人〈〇中略〉いはく、〈〇中略〉かくや姫につみをつくり給へりければ、かくいやしきをのがもとにしばしおはしつる也、〈〇下略〉

〔古事記〈上〉〕故其所₂殺大神₁聞驚而、〈〇中略〉故爾追₂至黃泉比良坂₁、遙望呼謂₂大穴牟遲神₁曰、〈〇中略〉意禮〈二字以音〉

シテ是々此かみを見させませ、これはそなたの女房衆の、また是はわごりよのお内義のじや、おばへはないか、

〔狂言記五〕かつこ、ほうろく、

わさなべはあおぬしわきへよつてあきなへ　かつこじつしやう、のかぬか、のかざのかすろが、

わさなへして、そちがなんとせうとおもふて、　かつこやこいなやつは、であへ〳〵、　目代是はなんとした事ぢや　かつこ御前はどなたで御ざりまするぞ

〔物類稱呼五言語〕他をさしていふ詞に、畿内にて吾身といふ、東國にておのし、又おぬし、又そなたなど云、參河にておのさと云、是おのさまの略語なり豐前豐後邊にてわごりよといふ、畿内及出雲若狹邊にてわごれと云、太平記に、和殿と有、これらの轉語歟、上總にてにし、下總にていしと云、奥州津輕にてうがといふ、又畿内にておどれといひ、對馬にてあやつ、こやつ、又そやつなど丶云詞は、人を罵る心成べし、〇中略又源氏にすやつ、枕草子にかやつ、宇治拾遺にくやつなど有は、今いふきやつと云に似たり、又そいつと云は其奴なり、或はそなたはこなたに對していえる詞也、神代口決に、汝不忘之と有、和歌には汝と詠せり、これらのことばのたぐひ、かぞふるにいとまあらず、又中品巳上の言語は、萬國かはる事なきか、こゝに略す、

〔源平盛衰記三十五〕高綱渡宇治河事

源太塀ト打入テ、遙ニ先立ケリ、高綱云ケルハ、如何ニ源太殿、御邊ト高綱ト外人ニナケレバ角申、殿ノ馬ノ腹帶ハ、以外ニ延テ見物哉、〇中略ト云ケレバ、〇下略

〔古事記中神武〕爾大伴連等之祖道臣命、久米直等之祖大久米命二人、召兄宇迦斯罵詈云、伊賀此二字以音所作仕奉於大殿內者、意禮此二字以音先入明白其將爲仕奉之狀而、〇下略

〔古事記傳十九〕伊賀、此は他に例もなく、甚心得がたき言なるを、試に强ていはゞ、伊賀國風土記

と思ならん、略○下

〔書言字考節用集人倫四〕和主ワヌシ　和殿ワトノ

〔倭訓栞前編和四十二〕わぬし　今昔物語に見ゆ、わ御許といふ語も見ゆ、東鑑に和主と見えたれど、我主の義成べし、野槌に汝也と見えたり、宇治拾遺にわおのれ、砂石集にわ山臥、わ御房、平家物語にわ僧、古今著聞にわ法師、十訓抄にわ黨などいへるも皆我の略成べし、

〔今昔物語二十七〕狐託人被取玉乞返報恩語第四十

狐泣々ク男ニ向テ云ク、其ハ其ノ玉取タリト云フトモ、可持キ様ヲ不知ネバ、和主ノ爲ニハ益不有ジ、略○下

〔宇治拾遺物語七〕このさたに從者がいふやう、郡司が家に、京のめなどいふものゝ、かたちよく髮ながきがさぶらふを、かくしすへて殿にもしらせ奉らで、をきてさぶらふぞとかたりければ、ねたきことかな、わ男かしこにありし時は、いかでこゝにてかくいふは、にくき事なりといひければ、略○下

〔宇治拾遺物語二〕男ども女にいふやう、わ女はなに心によりて、われらがすゞみにくるだにあつくくるしく大事なる道を、すゞまんとおもふによりて、のぼりくるだにこそあれ、略○下

〔倭訓栞前編和四十二〕わごぜ　今昔物語、平家物語などに見ゆ、我御前の義成べし、わは親む辭也、今俗わごれといふは横なまる也、

〔平家物語一〕妓王事

妓王略○中と申ければ、入道相國いで〳〵さらばわごぜがあまりにいふ事なるに、たいめんしてかへさんとて、御つかひをたてゝめされけり、

〔狂言記三〕六人僧

〔日本書紀五崇神〕十年九月、彥國葺射埴安彥、中胸而殺焉、其軍衆脅退、則追破於河北、而斬首過半、屍骨多溢、○中略乃脫甲而逃之、知不得免、叩頭曰、我君、

〔日本書紀二十四皇極〕天豐財重日足姬天皇○皇極四年六月庚戌、中大兄○天智退語於中臣鎌子連、中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子○孝德殿下之舅也、○下略

〔萬葉集十二古今相聞往來歌〕寄物陳思

君者不來、吾者故無、立浪之、數和備思、如此而不來跡也、

〔古今和歌集一春〕仁和のみかど、○光孝みこにおましし〳〵ける時に、人にわかなたまひける御うた、

君がため春の野に出て若なつむ我衣でに雪は降つゝ

〔今昔物語二十八〕近衛舍人共稻荷詣重方値女語第一

女ノ答フル樣、○中略極テ愛敬付タリ、重方ガ云ク、我君々々、賤ノ者持テ侍レドモ、○中略心付ニ見エム人ニ見合ハヾ、其ニ引移ナムト、深ク思フ事ニテ、此ク聞ユル也ト云バ、○下略

〔日本書紀十二履中〕八十七年○仁德正月、大鷦鷯天皇崩、○中略、仁德、太子○履中傳告弟王○反正曰、我畏仲皇子之逆、獨避至於此、何且非疑汝耶、○中略瑞齒別皇子啓太子曰、大人何憂之甚也、今仲皇子無道、群臣及百姓共惡怨之、○下略

〔日本書紀二神代〕故仍遺其子大背飯三熊之大人、大人此云于志、

〔日本書紀二十一用明〕二年四月丙子、○子恐午誤物部守屋大連耶睨大怒、是時押坂部史毛屎、急來密語大連曰、今群臣圖卿、復將斷路、

〔倭訓栞前編奴二十一〕ぬし、○中略物語に人を稱して、某のぬしといふは後の事也、東鑑に主と書し、多く尊ぶ詞と見えたり、ぬとうと通ず、大人をうしといふに同義なるべし、

〔宇治拾遺物語二〕男ども女にいふやう、○中略といひければ、この女、わかきぬしたちは、げにあやし

〔日本書紀二十五孝德〕五年(○中略)十二月、百官大會、皇太子儀計(○仁賢)取天皇之璽、置之天皇(○顯宗)之坐(○中略)
天皇於是知終不處、不遂兄意、乃聽而不即御坐、
〔續日本紀九聖武〕神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、大赦天下、詔曰、(○中略)大八島國所知倭根子天皇乃(○元正)大命(爾)坐詔久、此食國天下者、掛畏(岐)藤原宮(爾)天下所知美麻斯乃(○文武)父(止)坐天皇乃(○文武)美麻斯(爾)賜(志)天下之業(止)詔大命(乎)聞食恐(美)受賜、懼(理)坐事(乎)衆聞食宜、(○下略)
〔續日本紀四十一光仁〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、(○中略)及薨天皇甚痛惜之、詔(○中略)曰、(○中略)諸麻之大臣之家內子等(乎)母、波布理不賜、失不賜、慈賜(波)(牟)、起賜(波)(牟)、温賜(波)(牟)、人目賜(波)(牟)、美麻之大臣乃認道(乃)、字之呂輕久、心(母)意太比爾念而、平久幸久(止)(富)(止)(之)(止)(由)(良)、(乎)須詔大命(乎)宣、(○下略)
〔萬葉集十四東歌〕雜歌(○未勘國)
許乃河泊爾、安佐奈安良布兒、奈禮毛安禮毛、知余乎曾母氐流、伊低兒多婆里爾、　一云、麻之毛安禮母、
〔催馬樂〕律　夏引二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫川同拍子、
なつ引の、しらいと、七ばかりあり、さごろもに、おりてもきせん、ましめはなれよ、(二段)かたくなに、ものいふをみなかな、ましあさぎぬも、わがめのごとく、たもとよく、きよくかたよく、こくびやはらかに、ぬひ(○ぬひ、一作ぬはし)きせめかも、
〔源氏物語二十一乙女〕かほのいとよかりしかば、すゞろにこそ戀しけれ、ましがつねにみるらんもうらやましきを、またみせてんやとの給へば、(○下略)
〔倭訓栞前編七〕きみ。(○中略)古へ尊卑相通じて互にきみと呼し、戀の歌などは吾愛するより也、古歌皆然り、今は心得あるべき事にいへり、(○中略)人を呼て仁とし、仁をきみとよむの例、梵書に見えて、今も昔をもてよべり、

勢理毘賣の歌などに見え、建內宿禰の歌には、天皇をしも那賀美古(汝之御子)なり、と申せり、

〔古事記上〕其神之嫡后須勢理毘賣命、甚爲嫉妬、故其日子遲神和備氐、(三字以音)自出雲將上坐倭國而束裝立時、片御手者、繫御馬之鞍、片御足蹈入其御鐙而歌曰、(中略)比氣登理能、和賀比氣伊那婆、那迦士登波、那波伊布登母、(中略)爾其后、取大御酒坏、立依指擧而歌曰、(中略)阿波母與、賣邇斯阿禮婆、那遠岐氐、遠波那志、那遠岐氐都麻波那斯、(下略)

〔古事記下仁德〕亦一時、天皇爲將豐樂而、幸行日女島之時、於其島雁生卵、爾召建內宿禰命、以歌問雁生卵之狀、(中略)於是建內宿禰、以歌語白、(中略)如此白而、被給御琴、歌曰、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯、

〔日本書紀十三允恭〕二年二月己酉、立忍坂大中姬爲皇后、(中略)初皇后隨母在家、獨遊苑中、時鬪鷄國造從傍徑行之、乘馬而莅籬、謂皇后嘲之曰、能作園乎、汝者也、(汝者(者原脫今補)此云那鼻苦也、○下略)

〔新撰字鏡イ〕伱袮(同、女履反、汝也、伊万志、又支三、)

〔倭訓栞前編三伊〕いまし　日本紀に、爾、汝、乃等をよめり、坐すの義、西土にて座下といふ如し、なんちの古語なり、新撰字鏡に伱もよめり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、天神謂伊弉諾尊伊弉冉尊曰、有豐葦原千五百秋瑞穗之地、宜汝往循之、

〔萬葉集十四東歌〕相聞

駿河能宇美、於思敝爾於布流、波麻都豆夜、伊麻思乎多能美、波播爾多我比奴、(中略)

右五首、駿河國歌、

〔倭訓栞前編三十美〕みまし　神代紀に御席をよめり、元正紀に美麻斯乃父止坐天皇、又みまし親王、又みまし王、光仁紀にみまし大臣といへるは、いましに同じ、神代紀の汝皆みましとよむべし、すなはち御席の義也、

〔伊呂波字類抄人倫奈〕汝ナンチ　爾同正作禽　乃　迺　若　而　戒　余　邑　此　卿　尒　渠
曹已上ナムチ　汝曹ナムタチ単也、衆也、　汝等同
〔書言字考節用集四人倫〕汝ナンヂ人、朱子云、余、余者所輕賤之稱、　爾又作尒　阿你同、傳燈録　卿曹ナンヂラ、ナンヂタチ
〔倭訓栞前編十九那〕なんち　汝乃而爾若戎をよめり、名持の義成るべし、大汝とも大名持とも書るにて知べし、汝通じて女に作る、左傳に爾有亂心无厭、國不汝堪、專伐伯有、而罪一也、とみゆ、三字の語意考へ知べし、若は史記に見え、戎は詩經に多し、
〔日本書紀三神武〕戊午年九月、椎根津彥著弊衣服及蓑笠爲老人貌、又使弟猾被箕爲老嫗貌、而勅之曰、宜汝ナムタチ二人到天香山、潜取其巓土、而可來旋矣、基業成否當以汝ナムタチ爲占、努力愼焉、
〔倭訓栞前編十九那〕なれ。　物に泛く指ていふの辭也、汝といふが如し、名有の義なるべし、わをわれ、おをおのれといふに同じ、俚言にそちらといふ如し、
〔萬葉集六雜歌〕天皇武○聖賜酒節度使卿等御歌一首井短歌
食國遠乃御朝庭爾、汝等之如是退去者、略○下
〔倭訓栞前編十九那〕な。略○中　汝をなといふもなれの略、我をわといふ如し、日本紀、万葉集に見ゆ、名に同じ、歌になこそはとも、ながなければなどもよめり、なせ、なにも、なあに、なね、なごなど人をよぶにもいふ也、
〔古事記傳四〕汝は此字常に漢文にては那牟遲と訓、古書には伊麻斯と訓たり、是らも悪しきにはあられど、猶上代の歌どもにも多く那と詠、又那禮吾を吾禮、己を己禮と云如く、汝を汝禮と云なり、那兄、那泥、汝妹、汝者、元恭紀に見ゆ汝命なども皆那を本としたる稱なり、註○略かゝれば汝は、那と云ぞ本なりける、略○中さて那も伊麻斯も、後には下ざまの人にのみいへども、いと上代には然らず、其本は尊む人にもいへる稱なり、汝字を當しを思へば、其頃になりては、早く尊む方には云ざりしにや、漢籍にても上古は爾汝など云稱に、上下の別ちはなかりしかども、御國へ文字の渡出來し頃は後なれば然らず、己が夫を汝と云ること、沼河比賣の歌、又須

〔類聚名義抄 五立〕 童 徒紅反 ワラハ

〔遊仙窟〕女子答曰、兒家堂舍賤陋、供給單疎

〔平家物語 一〕妓王事

佛御前涙をおさへて、〇中略もとよりわらはは推參の者にて、すでに出され參らせしを、〇下略

〔書言字考節用集 四人倫〕吾儕 ワナミ 自身之稱、出左傳、

〔倭訓栞 前編四十二和〕なわみ　吾儕をよめり、人なみといふ如し、

〔狂言記 一〕ゑぼしおり

大名やいしてそれがし〳〵が、ゑぼしがはげてあつたが、なにとした物であらふぞ、

〔源氏物語 二帚木〕中將、なにがしは、しれ物のもの語をせんとて、〇下略

〔枕草子 六〕東宮の御使に、ちかよりの少將まいりたり、〇中略御返はやなどあれど、とみにもきこえ給はぬを、なにがし〇藤原道隆が見侍れば、書給はぬなめり、さらぬ折はまもなく、是よりぞ聞え給ふなるなど申給へば、〇下略

〔書言字考節用集 四人倫〕余 爾雅、己身之稱、　予 爾雅、我也、

〔伏見院御記〕正應三年正月一日乙巳、此間余改二裝束一、著二束帶一、依レ可レ有二小朝拜一也、

〔兵範記〕嘉應元年六月廿三日戊申、未刻參内、〇中略上卿別當被レ候二仗座一、奥下〇官〇信範〇平昇二奥座一、

〔書言字考節用集 四人倫〕〇愚僧 又云羊僧　〇愚夫　〇愚身　〇愚拙　〇愚老　〇羊僧 沙門謙辭、非才之義、羊質而虎皮、見揚子法言、　〇野士　〇野人　〇野夫 又云野郎　〇野生 自卑賤稱　〇野子 同上　〇野僧 謙沙門辭　〇野衲 同上　〇散人 謂無用之人、並用隱散士寒　悅、見約面戰也、　〇昨木隱士 不才謙辭、事出莊子、　〇貧道 支那僧自稱、事見義楚六帖、　〇拙者 自稱也、出閑居賦、朱子文集、　〇拙夫　〇拙子　〇拙下　之謙稱、出莊子、唐書、韵瑞、　〇拙僧　〇賤子 文選註、人之謙稱、

〔類聚名義抄 五水〕汝 面與反 和ナムチ　ナ〇ム〇チ〇

〔同 九〕尓 尒 通 正 ナ〇ム〇ヂ〇 音迩 和ナムヂ

〔日本書紀二神代〕一書曰、○中略鰐魚策之曰、○中略我王駿馬一尋鰐魚、是當一日之內必奉致焉、故今我歸而使彼出來、宜乘彼入海、○下略

〔日本書紀三神武〕戊午年八月乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、○中略弟猾卽詣至、因拜軍門而告之曰、臣兄兄猾之爲逆狀也、○下略

〔古事記中應神〕於吉野之白檮上作横臼而、於其横臼釀大御酒、獻其大御酒之時、擊口鼓爲伎而歌曰、加志能布邇、余久須袁都久理、余久須邇、迦美斯意富美岐、宇麻良爾、岐許志母知袁勢、麻呂賀知、此歌者、國主等獻大贄之時時恆、至于今詠之歌者也、

〔古事記傳三十三〕麻呂賀知は、麻呂は我己など云が如し、此稱いと古きな、奈良よりあなたの書には、此より外には見あたらず、今京となりての物には、常多く見えたり、古くも人名には多きも、此よりぞ出けむ、(中略)さて師說(賀茂眞淵)に、自麻呂と稱ふことは、かしこきをかどありと云に對へて、かどなくまろなりと云意にて、緒く惡なる由の稱なりと云れたるは、古の物言とも聞えず、漢意めきてこそおぼゆれ、知は人を尊みて云稱にて、○中略此は吾君と云意にて、○註天皇を指て申せるなり、

〔土佐日記〕七日○承平五年正月になりぬ、○中略ある人のこのわらはなる、ひそかにいふ、まろこのうたのかへしせんといふ、

〔枕草子三〕三十あまりばかりなる女の、つぼさうぞくなどにはあらで、たゞ引はこえたるが、丸は七度まうで○稻荷し侍るぞ、○下略

〔源氏物語花宴〕わなゝくくゝ、こゝに人のとの給へど、まろ○源氏君はみな人にゆるされたれば、めしよせたりとも、なでうことかあらん、○下略

〔雅亮裝束抄三〕これは本には三巻まき物にてあるを、一帖にかきうつしたるなり、○中略かしらがきはこ殿○藤原公能の御てなり、それをみなかきうつしたるなり、かたかなにてかきたることは、わ。ら。は。○藤原多子がかきたるなり、

吾君爾、戯奴者戀良思、給有、茅花乎雖喫、彌痩爾夜須、

〔萬葉集十四東歌〕相聞（○未勘國）
宇倍兒奈波、和奴爾故布奈毛、多刀都久能、奴賀奈敝由家婆、故布思可流奈母、

〔類聚名義抄人一〕僕（上俗下正　ヤツコ　ヤツカレ　ワレ　和ホク）

〔倭訓栞前編三十四〕やつこ　神代紀に奴僕をよめり、臧兒の義、賤稱也、よて人を罵る詞にもいへり、古へ男女を通じてよべり、神代紀に妾をよみ、倭名抄に婢をよめる是也、自謙の辭にも見えたり、

〔日本書紀神代二〕一書曰、（○中略）皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姬、亦名木花開耶姬、因白亦吾姊磐長姬在、

〔日本書紀神武三〕戊午年六月、彼處（○熊野）有人、號曰熊野高倉下、忽夜夢、天照大神謂武甕雷神曰、（○中略）武甕雷神對曰、雖予不行而下予平國之劒、則國將自平矣、

〔書言字考節用集人倫四〕僕（文選註、自稱也、）　下官（同、遊仙窟）　吾（同、今日本紀、大底疑、）　賤子（同、又云賤夫）

〔遊仙窟〕余答曰、下官是客、觸事卑微、但避風塵、則爲幸甚、

〔藻鹽草人倫十五〕我
やつかれ　われと云
　　　ばわれと云
　　　也といふ

〔倭訓栞前編三十四〕やつかれ　僕をよみ、神代紀に吾、皇代紀に賤臣、奴、又妾、遊仙窟に下官をよめり、自謙の辭、憔悴枯槁の義也といへり、一說に、奴こ吾れの義、こあ反り也、又奴がむれ也ともいへり、

〔日本書紀神代一〕一書曰、（○中略）故伊弉諾尊問之曰、汝（○中略素戔嗚尊）何故恒啼如此耶、對曰、吾欲從母於根國、只爲泣耳、

める、それをお°の°ら°もあるに、一の上にては、そこにこそ物し給へ、〇下略

〔物類稱呼 五言語〕自をさしていふ詞に、〇中略お°れ°と云、お°ら°といふは己の轉語にて、諸國の通稱か、東國にてはお°い°ら°とも云、中國にてう°ら°と云、　寄田百姓言葉　飛鳥井雅章卿

田をかるにあつうも寒うもあらなくにうら、がいねは色になる稻

〔書言字考節用集 四人倫〕自(ミヅカラ)(字彙、己也、)　親(同)

〔倭訓栞 前編三十美〕みづから　自をよめり、身づから也、自身にや、自與、自使、自令など連用するは史に見ゆ、又躬又親をよむも同じ、又身自とも連用す、

〔古今和歌集 序〕延喜五年四月十八日に、大内記きのとものり、〇中略右衞門の府生みふのたゞみねらにおほせられて、万えふしふにいらぬふるきうた、みづからのをもたてまつらしめ給ひてなん、〇下略

〔物類稱呼 五言語〕自をさしていふ詞に、豐前豐後にてわ°が°と°う°と云、又身°が°等°といふもおなじ、又身°ど°も°、身°とばかりもいふ、正徹物語に、身が家は二條東洞院に有し也と云々、

〔類聚名義抄 七禾〕私(ワ°タ°ク°シ°、俗ム字、息夷反)

〔伊呂波字類抄 和人事〕私(ワタクシ)

〔書言字考節用集 四人倫〕私(ワタクシ)(儀禮家臣稱レ私、詩會、自稱、爲レ私、又與レ某同、)

〔藻鹽草 十五人倫〕我

わ°け°(異說に云、をのれと云心と云々、又男を云ともいへり、たゞわれと云儀也、)

〔萬葉集 四相聞〕大伴宿禰三依歌一首

吾君者(ワガキミハ)、和氣乎波(ワケヲバ)、死常(シネト)、念可毛(オモヘカモ)、相宿不相夜(アフヨアハヌヨ)、二走良武(フタユクナラム)、

〔萬葉集 八春相聞〕大伴家持贈和歌二首

水ぐきのをかのやかたにいもとあれとねてのあさけの雪のふりはも

〔古事記上〕爾其后、(須勢理毘賣命)取大御酒坏、立依指擧而歌曰、(中略)○阿波母與、賣邇斯阿禮婆、(下略)○

〔古事記傳十一〕阿波母與、阿波は吾者にて、母與は助辭なり、

〔日本書紀一神代〕一書曰、(中略)○伊弉諾尊追伊弉冉尊、入於黃泉、而及之共語、時伊弉冉尊曰、吾夫君尊何來之晚也、吾已湌泉之竈矣、雖然吾當寢息、請勿視之、(中略)○吾夫君此云阿我儺勢、

〔萬葉集五雜歌〕日本挽歌一首(長歌○略)

反歌

伊弊爾由伎氐、伊可爾可阿我世武、摩久良豆久、都摩夜佐夫斯久、於毎保由倍斯母、

〔萬葉集十五〕中臣朝臣宅守與狹野茅上娘子贈答歌(中略)○

比等久爾爾、伎美乎伊麻勢氐、伊都麻氐可、安我故非乎良牟、等伎乃之良奈久、

右九首、娘子、

〔新撰字鏡身〕躬(同、居雄反、身也、親也、於乃禮、)

〔伊呂波字類抄於人倫〕己オノレ　〔同遠人倫〕己ヲノレ　自　余　予(同)

〔書言字考節用集四人倫〕己(字彙、身也、人之對也、)　寡人(同、日本紀)

〔日本書紀五崇神〕十年九月壬子、大彥命到於和珥坂上、時有少女歌之曰、(略)○(註)瀰磨紀異利寐胡播揶、飫迺餓烏塢志齊務苦、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望、

〔萬葉集十七譬喩歌〕寄草

三島江之、玉江之薦乎、從標之、己我跡曾念、雖未苅、

〔空穗物語藏開中〕きさいの宮、(中略)○おほきおとゞにきこえさせ給せうそこに、きこえしやうは、(中略)○御くにゆづりの事、この月になりぬるを、の給やうは、おなじ日、春宮もさだめさせむとなんあ

めり、皆我也と注す、儂は呉人俗語也、又人をもよめり、史に見ゆ、

〔萬葉集 二相聞〕内大臣藤原卿娶采女安見兒時作歌一首

吾者毛也、安見兒得有、皆人乃、得難爾爲云、安見兒衣多利、

〔倭訓栞 前編四十二和〕○中略 吾、我は、われの略也、萬葉集にわとのみ多くよめり、

〔萬葉集 十六有由縁幷雜歌〕乞食者詠二首 ○一首略

忍照八、難波乃小江爾、廬作、難麻理氐居、葦河爾乎、王召跡、何爲牟爾、吾乎召良米夜、○中略

右歌一首、爲蟹述痛作之也、

〔日本書紀 一神代〕一書曰、○中略 于時伊奘諾尊恨之曰、唯以一兒替我愛之妹者乎、

〔古事記 上〕爾其沼河日賣、未開戸、自内歌曰、○中略 奴延久佐能、賣遁志阿禮婆、和何許許呂、宇良須能登理叙、○下略

〔古事記 中神武〕爾大久米命、以天皇之命、詔其伊須氣余理比賣之時、見其大久米命黥利目而、思奇歌曰、○中略 爾大久米命答歌曰、袁登賣爾、多陀爾阿波牟登、和賀佐祁流斗米、

〔日本書紀 一神代〕伊奘諾尊、伊奘冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟、

〔日本書紀 十一仁德〕十六年七月戊寅朔、天皇以宮人桑田玖賀媛示近習舍人等、○中略 於是播磨國造祖速待獨進之歌曰、瀰箇始報、破利摩波揶摩智、以播區娜輸、伽之古倶等望、阿例揶始儺破務、

〔日本書紀 十七繼體〕元年二月甲午、大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符再拜、男大迹天皇○繼體 謝曰、子民治國重事也、寡人不才不足以稱、○下略

〔萬葉集 五雜歌〕貧窮問答歌一首幷短歌 ○中略

和久良婆爾、比等等波安流乎、比等奈美爾、安禮母作乎、○下略

〔古今和歌集 二十大歌所御歌〕みづぐきふり

自稱

新羅年、仁德五十三年、五十五年紀、皆訓於保无多加良、○中略按比止久佐、以民譬草、猶蒼生之稱、於保无太加良、御寶之義、蓋天子以民爲寶之謂也、神代紀人民、是自神而言之、非泛稱人民之名、宜訓比止久佐、不宜訓於保无太加良、崇神紀以下、宜訓於保无太加良、不宜訓比止久佐、○中略說文、民、衆萌也、从古文之象、

〔古事記上〕爾伊邪那岐命告桃子、汝如助吾、於葦原中國所有宇都志伎(此四字以音)靑人草之落苦瀨而患惚時、可助告、賜名號意富加牟豆美命、(自意至美以音)最後其妹伊邪那美命、身自追來焉、爾千引石引塞其黃泉比良坂、其石置中、各對立而度事戶之時、伊邪那美命言、愛我那勢命、爲如此者、汝國之人草、一日絞殺千頭、爾伊邪那岐命詔、愛我那邇妹命、汝爲然者、吾一日立千五百產屋、是以一日必千人死、一日必千五百人生也、

〔古事記中應神〕春山之霞壯夫、○中略立其孃子之後、入其屋、卽婚、故生一子也、爾白其兄曰、吾者得伊豆志袁登賣、於是其兄、慷憤弟之婚、以不償其宇禮豆玖之物、爾愁白其母之時、御祖答曰、我御世之事、能許曾(此二字以音)神習、又宇都志岐靑人草習乎、不償其物、

〔類聚名義抄二口〕吾(音吳又音牙)ワレ　キミ　オノレ　〔同九戈〕我(音可反)ワレ　ワガ　〔同九〕余(音餘予古)ワレ

〔伊呂波字類抄和人事〕我ワレ　卬　吾　言　朕　台　儂　卬　予　余(已上同)

〔書言字考節用集四人倫〕朕ワレ　儂(同韻瑣、我也、吳人自稱曰我儂、)　我(同)　吾(同韻會、按爾雅云、卬、吾、台、予、朕、自、身、余、言、我也、)

〔日本釋名中人品〕我ワレ彼カレ　自語なるべし、わはのどより出る聲內也、我に屬す、かは牙音外也、彼に屬す、一說、われかれはわかれと云意也と、非也、わかれとはわれかれとわかれと云意也、われかれはわかれと云意にあらず、我彼は本也母也、わかれは末也子也、末をとりて本をとぐべからず、

〔倭訓栞前編四十二和〕われ　吾我などをよめりあれの轉せる也、古事記の歌に見ゆ、字彙に我自謂己身也と見ゆ、○中略吾我のわかちは、孟子に我以吾仁、莊子に今吾喪我等の如し、又予余台卬をよ

中略此籀文、〇註略象臂脛之形、人以生貴於横生、故象其上臂下脛、如鄰切、十二部、凡人之屬皆从人、

〔日本釋名中人品〕人　人は萬物の靈にて、人にならぶ物なし、天下にたゞ一の物なる故、一(ヒトツ)と云意、又天にある物、日より尊きはなく、地にある物、人より尊きはなし、日の友なり、故にひと、と云、もを略す、但上古の自語ならば、しゐてみだりにときがたし、

〔東雅五人倫〕人ヒト　義不詳、上古の語に、ヒといひしは、靈也、又善也、トといひしは、止也、所也、ヒトとは靈の止る所といふが如し、さらば惟人萬物之靈などいふ事に、其義自ら合ひぬるにぞあるべき、其神聖の德あるをば、尊び崇びてカミといひし事は、前にしるせり、總言へばカミといひ、ヒトといふ、共にこれ其善を極め云ふの稱なるべし、古語にヒといひしは、靈の義なるよし、前の日の註に見えたり、善也といふ事は、萬葉集抄に見えたり、古の語に、ヒトといふ事を、トとのみもいふ、書紀に夕といふは、猶人といふが如しとも、いひけり、夕といひトといふが如きは、卽語の轉ぜしなり、

〔伊呂波字類抄仁疊字〕人〇閒〇

〔運歩色葉集丹〕人閒(ケン)

〔文德實錄九〕天安元年八月壬辰、夜快雨、先是數日不雨、田畝頗苦、今日人閒歡喜以爲冥感也、

〔大鏡三太政大臣實賴〕佐理大貳よのてかきの上手、〇中略わがする事を人閒の人のほめあがむるだに、けうある事にてこそあれ、まして神の御心に、さまではしくおぼしけんこそ、いかに御心おごりし給ふらむ、

〔遊仙窟〕乃人閒(ヨノナカ)之妙絕、目所不見、耳所不聞、

〔謠曲〕熊野

シテ　草木は雨露のめぐみ、養ひえては花の父母たり、況や人閒においてをや、〇下略

〔倭名類聚抄二微賤〕人民　日本紀云、人民、和名比〇止〇久〇佐〇一云於〇保〇大〇加〇耳、

〔箋注倭名類聚抄一男女〕神代紀上人民、訓比止久佐、崇神十二年、垂仁二十五年、景行十二年、神功伐

古事類苑

人部一

人總載

名稱

人ニ、男女ノ兩性アリ、男ヲ、ヲト云ヒ、ヲトコト云ヒ、ヲノコト云ヒ、又男子ト云フ、女ヲ、メト云ヒ、ヲミナト云ヒ、メノコト云ヒ、又女子若シクハ女人ト云フ、又男子ハ女人ニ比シテ強壯ナルヲ以テ、益荒夫ト云ヒ、女子ハ纖弱ナルヲ以テ、手弱女トモ云ヘリ、而シテ男女ニハ、又容貌ノ美醜アリ、身體ノ長短アリテ、各〻其稱呼ヲ異ニセリ、

人ハ、其年齡ニ應ジテ、少、壯、老ノ別アリ、少ハ、ヲサナシト云ヒ、イトケナシト云ヒ、又ワカシトモ云フ、又赤子ト云ヒ、兒ト云ヒ、若子ト云フハ、皆小兒ノ謂ニシテ、或ハ頭髮ヲ以テ、綠子、髫、髫髮、總角等ニ別テリ、並ニ成年ニ達セザル者ノ稱ナリ、壯ハオトナシト云ヒ、タケシト云ヒ、又ヲトコザカリトモ云フ、卽チ成人ノ稱ナリ、老ハオイト云ヒ、又トシヨリト云フ、而シテ其老男ヲ翁ト云ヒ、老女ヲ嫗ト云ヘリ、並ニ壯年ヲ過ギタル者ノ稱ナリ、

〔倭名類聚抄 二男女〕人 白虎通云、人男女總名也、

〔箋注倭名類聚抄 一男女〕原書天地篇云、男女總名爲人、此所引蓋是、○中略說文、人天地之性最貴者也、此籀文、象臂脛之形、釋名、人仁也、仁生物也、故易曰、立人之道曰仁與義、

〔段注說文解字 八上人〕八天地之性、最貴者也、(中略)禮運曰、人者其天地之德、陰陽之交、鬼神之會、五行之秀氣也、又曰、人者天地之心也、五行之端也、食味、別聲、被色而生者也、按禽獸艸木、皆天地所生、而不得爲天地之心、惟人爲天地之心、故天地生此爲極貴、天地之心謂之人、能與天地合德、果實之心、亦謂之人、能復生艸木、而成果實、皆至微而具全體也、○

技巧

人部十八

修學

人部十六

仁 度量 [併入]

德 陰德 公益 [併入]

人部十四

忠 不忠 [例入]

人部十五

人部十三

動作

人部十二

諺 謎附

附謎

人部十一

言語

人部十

性情下 夢附

附夢

人部九

性情上

身體四

人部八

生命

人部六

身體三

人部七

人部五

身體二

人部四

身體一

人部三

親戚下 乳母 傅人

古事類苑

人部一

人總載

人部二

親戚上

古事類苑

人部第一册目録

神宮司廳藏版

人部一

古事類苑

古事類苑刊行會